

大正十年二月廿二日印刷
大正十年二月廿五日發行
大正十年六月廿五日再版發行
大正十二年十二月二十日三版發行

國譯漢文大成 經子史部第九卷

【非賣品】

編輯 發行者 國民文庫刊行會
東京市本鄉區西片町十番地

右代表者 鶴田久作
東京市本鄉區西片町十番地

印刷者 土谷清隆
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 株式會社博文館印刷所
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 國民文庫刊行會
電話小石川五三〇二番
振替東京一八五七二番
長野三一二三番

問 [illegible] 子 [illegible]

[illegible]

君書。立法令者民之命。〕爲治之本也。所以備民也。爲治而去法令。猶欲無飢而去食也。欲無寒而去衣也。欲東而西行也。〔欲至東而西行。底本作欲東西行。據御覽卷六百三十八補。〕其不幾亦明矣。一兎走。百人逐之。非以兎爲可分。由名之未定也。〔底本無爲可分由名之未定也九字。據治要第三十六補愼子亦有此語。〕夫賣者滿市。而盜不敢取。由名分已定也。故名分未定。堯舜禹湯。且皆如騖焉而逐之。〔如騖焉。底本作如鶩焉。鶩者卽騖之誤。全書本作如物治要作加務。竝不可通。私改。〕名分已定。貪盜不取。〔貪盜。底本作貧盜。據全書本改。〕今法令不明。其名不定。天下之人得議之。其議。人異而無定。人主爲法於上。下民議之於下。是法令不定。以下爲上也。此所謂名分之不定也。夫名分不定。堯舜猶將皆折而姦之。而況衆人乎。此令。姦惡大起。人主奪威勢。亡國。滅社稷之道也。今先聖人爲書。而傳於後世。必師受之。乃知所謂之名。不師受之。而人以其心意議之。至死不能知其名與其意。故聖人必爲法令置官也。置吏也。爲天下師。所以定名分也。名分定則大詐貞信。民皆愿慤。而各自治也。故夫名分定。勢治之道也。名分不定。勢亂之道也。故勢治者不可亂。世亂者不可治。夫世亂而治之愈亂。勢治而治之則治。故聖王治治不治亂。夫微妙意志之言。上知之所難也。〔韓子五蠹篇亦有此說。〕夫不待法令繩墨。而無不正者。千萬之一也。故聖人以千萬治天下。故夫知者而後能知之。不可以爲法。民不盡知。賢者而後知之。不可以爲法。民不盡賢。故聖人爲法。必使之明白易知。名正。愚知徧能知之。爲置法官。置主法之吏。以爲天下師。令萬民無陷於險危。故聖人立天下。而無刑死者。非不刑殺也。行法令。明白易知。爲置法官吏。爲之師。以道之知。萬民皆知所避就。避禍就福。而皆以自治也。故明主因治而終治之。故天下大治也。

商子終

令之吏。皆降受命發官。各主法令之民敢忘行主法令之所謂之名。各以其所忘之法令名罪之。（天子則各以下至此句。疑有誤脫。今主法令之下補吏字。除各主法令之五字。又除忘行之下主字。）主法令之吏。有遷徙物故。（遷徙。底本作遷徙。據全書本改。）輒使學讀法令所謂。爲之程式。使日數而知法令之所謂。不中程。爲法令以罪之。有敢剟定法令。損益一字以上。罪死不赦。諸官吏及民有問法令之所謂也於主法令之吏。皆各以其故所欲問之法令明告之。各爲尺六寸之符。明書年月日時。所問法令之名。以告吏民。主法令之吏不告。及之罪。而法令之所謂也。皆以吏民之所問法令之罪。各罪主法令之吏。卽以左券予吏之問法令者。主法令之吏。謹藏其右券木押。以室藏之。封以法令之長印。卽後有物故。以券書從事。法令皆副。置一副天子之殿中。爲法令爲禁室。有鍵鑰。爲禁而以封之。（鍵鑰。底本作鍵鑰。據孫說改。）內藏法令一副禁室中。封以禁印。有擅發禁室印。及入禁室視禁法令。及剟禁一字（剟禁一字。底本作禁剟一字。據孫說改。上文云剟定法令。損益一字已上。） 以上。罪皆死不赦。一歲受法令以禁令。天子置三法官。殿中置一法官。御史置一法官及吏。丞相置一法官。諸侯郡縣皆各爲置一法官及吏。皆比秦一法官。（皆比。底本作皆此。據孫說改。） 郡縣諸侯。一受禁室之法令。（禁室。底本作實來。孫說云。禁譌爲來。室譌爲實。又顚倒其文。） 學問其所謂。（其。底本作幷。疑誤。其古文丌。與其相似。故私改。） 吏民知法令者。皆問法官。故天下之吏民。無不知法者。吏民知民知法令也。故吏不敢以非法遇民。民不敢犯法以干法官也。遇民不循法。則問法官。（不循。底本作不修。據孫說改。） 法官卽以法之罪告之。民卽以法官之言。正告之吏。吏知其如此。故吏不敢以非法遇民。民又不敢犯法。如此天下之吏民。雖有賢良辯慧。不能開一言以枉法。雖有千金。不能以用一銖。故知詐賢能者。皆作而爲善。皆務自治奉公。民愚則易治也。此所生於法。明白易知而必行。法令者民之命也。（孔廣陶校注本。北堂書鈔卷四十三刑法總一曰商

雖巧不得爲姦。使無民非戰以効其能。〔兩使無字。底本各在法及戰字下。不成文義。私改。〕則雖險不得爲詐。夫以法相治。以數相擧。譽者不能相益。〔譽者不能相益。底本無譽字。據兪說補。下文云是相譽無益云云。〕訾言者不能相損。民見相譽無益。[相管附惡。]見訾言無損。[習相增]〔不相害也。〔相管附惡四字。習相增三字不明。以下文不阿及憎人見之。則附或阿誤。增或憎誤歟。〕夫愛人者不阿。憎人者不害。愛惡各以其正。治之至也。臣故曰。法任而國治矣。千乘能以守者。自存也。萬乘能以戰者。自完也。雖桀爲主。不肯詘半辭以下其敵。外不能戰。內不能守。雖堯爲主。不能以不臣諧所謂不若之國。自此觀之。國之所以重。主之所以尊者力也。於此二者。力本而世主莫能致力者何也。使民之所苦者無耕。危者無戰。二者孝子難以爲其親。忠臣難以爲其君。今欲敺其衆民。與之爲孝子忠臣之所難。〔與爲之爲字。私補。〕臣以爲非劫以刑而敺以賞莫可。而今夫世俗治者莫不釋法度而任辯慧。後功力而進仁義。民故不務耕戰。彼民不歸其力於耕。卽食屈於內。不歸其節於戰。則兵弱於外。入而食屈於內。出而兵弱於外。雖有地萬里。帶甲百萬。與獨力平原一貫也。且先王能令其民蹈白刃被矢石。其民之欲爲之。非如學之。所以避害。故吾敎令民之欲利者。非耕不得。避害者非戰不免。境內之民。莫不先務耕戰。而後得其所樂。故地少粟多。民少兵强。能行二者於境內。則霸王之道畢矣。

定分第二十六

公問於公孫鞅曰。法令以當時立之者。〔法令以。全書本作法令之。〕明旦欲使天下之吏民皆明知而用之。如一而無私。奈何。公孫鞅曰。爲法令。置官置吏。〔置官置吏。底本作置官吏。後文云置官也。置吏也。全書本亦同。故改。〕樸足以知法令之謂者。以爲天下正。則奏天子。天子則各主法

也、事合而利同者也。（利同者也。底本作利異者也。私改。）今夫騶虞以相監不可、事合而利同者也。（利同者也。底本作利異者也。據兪說改。底本此句下。置空畫十七字。全書本無。削之。）若使馬能言（若使馬能言。底本作若使馬馬（全書本不重馬字）能焉。據兪說改）則騶虞無所逃其惡矣、利異也、利合而惡同者、父不能以問子、君不能以問臣、吏之與吏、利合而惡同也。夫事合而利異者。先王之所以為端也。民之蔽主、而不害於親、（親。底本作養。上文云不害於親。故私改。又案。此句下疑有誤脫。）賢者不能益。不肖者不能損、故遺賢去知。治之數也、

愼法第二十五

凡世莫不以其所以亂者治、故小治而小亂、大治而大亂、人主莫不世治其民、（人主莫不世治其民。底本作人主莫能世治其民。文義不通。故私改。）世無不亂之國、奚謂以其所以亂者治、夫舉賢能。世之所治也。而治之所以亂、世之所謂賢者言正也。所以為善正也黨也。（賢者以下十一字不可句。今暫刪正也以下七字。）聽其言也則以為能。問其黨以為然、故貴之不待其有功、誅之不待其有罪也。此其勢。正使汚吏有資。而成其姦險、小人有資、而施其巧詐、初假吏民姦詐之本、而求端愨其末、禹不能以使十人之衆、庸主安能以御一國之民、彼而黨與人者、不待我而有成事者也、上舉一與民。民倍主位、而嚮私交、民倍主位、而嚮私交。則君弱而臣強。君人者不察也。非侵於諸侯、必刼於百姓、彼言說之勢。愚智同學之。士學於言說之人、則民釋實事、而誦虛詞、民釋實事、而誦虛詞、則力小而非多、君人者不察也、以戰必損其將、以守必賣其城、故有明主忠臣、產於今世、而散領其國者。（散領之散字不明。或能字誤。）不可以須臾忘於法、（全書本無法字非。）破勝黨、任節。去言談、任法、而治矣。使無吏非法以守、則

爲也。言中法則辯之。行中法則高之。事中法則爲之。故國治而地廣。兵强而主尊。此治之至也。人君者不可不察也。

禁使第二十四

人主之所以禁使者。賞罰也。賞隨功。罰隨罪。故論功察罪。不可不審也。夫賞高罰下。而上無必知其道也。與無道同也。凡知道者勢數也。故先王不恃其强。而恃其勢。不恃其信。而恃其數。今夫飛蓬遇飄風。而行千里。乘風之勢也。（太平御覽卷九百九十七蓬部引此三句。）探淵者。知千仞之深。懸繩之數也。故託其勢者。雖遠必至。守其數者。雖深必得。今夫幽夜。山陵之大。而離婁不見。淸朝日䵎。（䵎音湍。說文黃黑色。）則上別飛鳥。下察秋毫。故目之見也。託日之勢也。得勢之至。不參官而潔。陳數而物當。今恃多官衆吏。官立丞監。夫置丞立監者。且以禁人之爲利也。而丞監亦欲爲利。則何以相禁。故恃丞監而治者。僅存之治也。通數者不然也。別其勢。難其道。故曰其勢難匿者。雖跖不爲非焉。故先王貴勢。（故字。底本作或私改。）或曰人主執虛後以應。則物應稽驗。稽驗則姦得。臣以爲不然。夫吏專制。決事於千里之外。十二月而計書以定事。以一歲別計。而主以一聽見所疑焉不可蔽員不足。（而主以下十五字。疑有誤脫。）夫物至則目不得不見。言薄則耳不得不聞。故物至則變。言至則論。故治國之制。民不得避罪。如目不能以所見遁心。（如目以下九字不可句。或如目之所見不能遁矣之誤歟。）今亂國不然。恃多官衆吏。（恃多官衆吏。全書本作恃吏。非。）吏雖衆事同體一也。夫事同體一者。相監不可。（夫事同體一者相監不可。底本無事監二字。據孫說補。）且夫利異而害不同者。先王所以爲保也。故至治。夫妻交友。不能相爲棄惡蓋非。而不害於親。民人不能相爲隱。上與吏

不易其食。食貴則田者利。田者利則事者衆。食貴糴食不利。而又加重徵。則民不得無去其商賈技巧。而事地利矣。故民之力。盡在於地利矣。故爲國者。邊利盡歸於兵。市利盡歸於農。邊利歸於兵者強。市利歸於農者富。故出戰而強。入休而富者王也。

君臣第二十三

古者未有君臣上下之時。民亂而不治。是以聖人列貴賤。制爵位。立明號。以別君臣上下之義。地廣民衆。萬物多。故分五官而守之。民衆而姦邪生。故立法制。爲度量。以禁之。（管子君臣下篇亦有此說。又案五官見左傳。） 是故有君臣之義。五官之分。法制之禁。不可不愼也。處君位。而令不行則危。五官分。而無常則亂。法制設。而私善行。則民不畏刑。君尊則令行。官修則有常事。法制明則民畏刑。法制不明。而求民之行令也。不可得也。民不從令。而求君之尊也。雖堯舜之知。不能以治。明王之治天下也。緣法而治。按功而賞。凡民之所疾戰不避死者。以求爵祿也。明君之治國也。士有斬首捕虜之功。必其爵足榮也。祿足食也。農不離廛者。足以養二親。治軍事。故軍士死節。而農民不偸也。今世君不然。釋法而以知。背功而以譽。故軍士不戰。而農民流徙。臣聞。道民之門。在上所先。故民可令農戰。可令游宦。可令學問。在上所與。上以功勞與。則民戰。上以詩書與。則民學問。民之於利也。若水於下也。四旁無擇也。民徒可。以得利。而爲之者。上與之也。瞋目扼腕。而語勇者得。垂衣裳而談說者得。遲日曠久。積勞私門者得。尊向三者。無功而皆可以得。民去農戰而爲之。或談議而索之。或事便辟而請之。或以勇爭之。故農戰之民日寡。而游食者愈衆。則國亂而地削。兵弱而主卑。此其所以然者。釋法制。而任名譽也。故明主愼法制。言不中法者不聽也。行不中法者不高也。事不中法者不

云。宛之巨鐵。注、徐廣曰大剛曰鉅。正義曰。鉅剛鐵也。鉈。說文曰短矛也。）利若蜂蠆。脅蛟犀兕。堅若金石。江漢以爲池。汝潁以爲限。隱以鄧林。緣以方城。秦師至鄢郢。擧若振槁。唐蔑死於垂涉。莊蹻發於內。楚分爲五。地非不大也。民非不衆也。甲兵財用。非不多也。戰不勝。守不固。此無法之所生也。釋權衡。而操輕重者。（此句下。疑有誤脫。或脫也字歟。）

□□第二十一　篇亡

外內第二十二

民之外事。莫難於戰。故輕法不可以使之。奚謂輕法。其賞少而威薄。淫道不塞之謂也。奚謂淫道。爲辯知者貴。游宦者任。文學私名顯之謂也。三者不塞。則民不戰而事失矣。故其賞少。則聽者無利也。威薄則犯者無害也。故開淫道以誘之。而以輕法戰之。是謂設鼠而餌以貓也。（底本貓作狸非。說見農戰第三。）不亦幾乎。故欲戰其民者。必以重法。賞則必多。威則必嚴。淫道必塞。爲辯知者不貴。游宦者不任。文學私名不顯。賞多威嚴。民見戰賞之多。則忘死不見戰之辱則苦生。（辱則二字不明。）賞使之忘死。而威使之苦生。而淫道又塞。以此遇敵。是以百石之弩。射飄葉也。何不陷之有哉。民之內事。莫苦於農。（莫苦。全書本作莫善。非。）故輕治不可以使之。奚謂輕治。其農貧而商富。故其食賤者錢重。食賤則農貧。錢重則商富。末事不禁。則技巧之人利。而游食者衆之謂也。故農之用力最苦。而贏利少。不如商賈技巧之人。苟能令商賈技巧之人無繁。則欲國之無富。不可得也。故曰欲農富其國者。境內之食必貴。而不農之徵必多。市利之租必重。則民不得無田。不得無田。（不得無田。底本作無田不得。私改）

多姦、寡賞無失、多姦疑敵失必利、兵至強威、事無羞。利用兵、久處利、勢必王。（事有羞以下。當有脫誤。）故兵行敵之所不敢行、強。事興敵之所羞爲、利。法有（法有之有字可疑。）民安、其次、主變事、能得齊。國守安、主操權利。故主貴多變。國貴少變。利出一孔、則國多物。出十孔、則國少物、守一者治。守十者亂、治則強、亂則弱。強則物來、弱則物去、故國致物者強、去物者弱。民辱則貴爵。弱則尊官。貧則重賞。以刑治民、則樂用。以賞戰民、則輕死。故戰事兵用曰強。民有私榮、則賤列卑官。富則輕賞。治民羞辱以刑、戰則戰民畏死、事亂而戰。（治民羞辱以下十六字當有誤脫。）故兵農怠而國弱。農商官三者國之常官也。農闢地、商致物、官法民。三官生蝨六、曰歲、曰食、曰美。曰好、曰志、曰行、六者有樸必削。農有餘食、則薄燕於歲、商有淫利、有美好傷器。官設而不用。志行爲卒。（薄燕二字不明。或蒲燕誤志行爲卒。四字不明。卒疑率即律誤。）六蝨成俗、兵必大敗。法枉治亂、任善言多、治衆國亂。言多兵弱。法明治省。任力言息、治省國治。言息兵強。故治大國小。治小國大。政作民之所惡民弱。政作民之所樂民強、民弱國強。民強國弱。政作民之所惡民弱。民弱而強之。兵重弱。政作民之所樂民強。（底本民強國弱句下。無政作民之所惡民弱。民弱而強之。兵重弱政作十八字。據俞說補。全書本亦有譌脫。不可從。）民強而弱之。兵重強。故以強重弱。弱重強王。以強政強弱、弱存。以弱政弱強、強去。強存則弱。強去則王、故以強政弱削。以弱政強王也。明主之使其臣也、用必加於功、賞必盡其勞、人主使其民信此。如日月、則無敵矣。今離婁見秋毫之末、不能以明目賜人。烏獲擧千鈞之重、不能以多力賜人。聖賢存體性也、不能以相賜也。今當世之用事者、皆欲爲上聖、擧法之謂也。（此句上下疑有誤脫。）背法而治。此任重道遠。而無馬牛、濟大川、而無舡楫也。今夫人衆兵強。此帝王之大資也。苟非明法以守之也。與危亡爲鄰。故明主察法、境內之民、無辟淫之心、游處之士、迫於戰陣、萬民疾於耕戰。有以知其然也。楚國之民、齊疾而均速。若飄風、宛鉅鐵釶。（史記禮書

首一者。（四尉訾之訾字可疑。或皆字誤。後文高爵訾亦同。甲首。底本作爵首。據全書本改。）賞爵一級。益田一頃。益宅九畝。一除庶子一人。乃得人兵官之吏。其獄法。高爵訾下爵級。高爵罷。無給有爵人隷僕。爵自二級以上。有刑罪則貶。爵自一級以下。有刑罪則已。小夫死以上至大夫。（小夫。底本作小失。據全書本改。）其官級一等。其墓樹級一樹。其攻城圍邑也。國司空訾其城之廣厚之數。（其城。底本作莫城。據全書本改。）國尉分地。以徒校分積尺而攻之。為期曰。先已者當為最啓。後已者。訾為最殿。再訾則廢。穴通則積薪。（穴通。底本作內通。孫說云。墨子有備穴篇。仍改。）積薪則燔柱。陷隊之士面十八人。陷隊之士。知疾鬬[不得]斬首。（不得二字疑衍。）隊五人。則陷隊之士。人賜爵一級。死則一人後。不能死之。千人轘。（轘。底本作環。據孫說改。）規諫黥劓於城下。國尉分地。以中卒隨之。將軍為木壹。（為木壹不明。定分篇云。木押。木壹疑木押誤。）與國正監。與正御史參望之。其先入者舉為最啓。其後入者。舉為最殿。其陷隊也。盡其幾者。幾者不足。乃以欲級益之（其陷隊也云云三十八字。當有脫誤。）

弱民第二十

民弱國強。國強民弱。故有道之國。務在弱民。樸則彊。淫則弱。弱則軌。（弱疑樸誤。）淫則越志。弱則有用。越志則強。故曰以強去弱者弱。以弱去強者強。民善之則親。利之用則[和用則]有任。和則匱。有任乃富於政。（利之用以下十八字當有誤脫。）上舍法。任民之所善。故姦多。民貧則力富。力富則淫。淫則有蝨。故民富而不用。則使民以食出。各必有力。則農不偸。農不偸。六蝨無萌。故國富而貧治。曰重富。重富者重強。（故國富而貧治曰重富。重富者重強十四字。底本作故國富而民治重強。今據去強篇訂。）兵易弱難強。民樂生安佚。死難難。正易之則強。[事有羞

自一級已下至小夫。命曰校徒操士。（校徒操士。底本作校徒操出。據兪說改。）公爵。自二級已上至不更。命曰卒。其戰也五人束簿爲伍。（束簿。底本作來簿。據孫說改。尉繚子有束伍令。一本簿作薄。古字相通。）一人死而剄其四人。（一人死而剄其四人。底本作一人羽而輕其四人。據孫說改。）能人得一首則復。夫勞爵。其縣過三日。有不致士大夫勞爵能。（夫勞爵以下十七字。據孫說。移之於後文將軍以不疑致士大夫勞爵下。）五人一屯長。百人一將。其戰百將屯長[不得]（不得二字疑衍。）斬首得三十三首以上盈論。百將屯長賜爵一級。五百主。短兵五十人。二五百主將之（將之二字疑衍。此一段文義不通。疑有誤脫。）主。短兵百。千石之令。短兵百人。八百之令。短兵八十人。七百之令。短兵七十人。六百之令。短兵六十人。國尉短兵千人。（底本國尉作國封尉。據兪說刪封字。下文兩言國尉分地可證其衍。）將短兵四千人。戰及死事而剄短兵。能人得一首則復。（底本事作吏。事古文作叓與吏相似。底本剄爲[ ]空欄。全書本作輕。能人得一首則復。底本作能一首則優。竝據孫說改。）能攻城圍邑。斬首八千已上則盈論。野戰斬首二千則盈論。吏自操及校以上。大將盡賞行間之吏也。故爵公士也。就爲上造也。故爵上造。就爲簪裹。故爵簪裹。就爲不更。故爵不更。就爲大夫。爵吏而爲縣尉。則賜虜六。[加五千六百]爵大夫而爲國治。就爲大夫。故爵大夫。就爲公大夫。故爵公大夫。就爲公乘。故爵公乘。（故爵簪裹一句。公士。上造。不更。簪裹等皆秦爵名。見漢書百官表）故爵不更就爲大夫之不更就三字。故爵公大夫一句。故爵公乘一句。底本竝無。據兪說補。又按。加五千六百五字不可讀。）就爲五大夫。則稅邑三百家。故爵五大夫。就爲庶長。故爵庶長。就爲左更。故爵左更。就爲大良造。皆有賜邑三百家。有賜稅三百家。爵五大夫。有稅邑六百家者。就爲客卿。大將御參。皆賜爵三級。故客卿相盈論。就爲正卿。故暴首三乃校三日。將軍以不疑。致士大夫勞爵。其縣過三日。有不致士大夫勞爵能。（故爵五大夫以下。底本有衍文錯脫。今據孫兪二氏訂之。）其縣四尉訾由丞尉罷。得甲

本作匡牀。私改。莊子齊物論曰。與王同筐牀。）聽絲竹之聲。而天下治。所謂明者。使衆不得不爲。所謂强者。天下勝。天下勝。是故合力。是以勇强不敢爲暴。聖知不敢爲詐而虛用。兼天下之衆。莫敢不爲其所好。而避其所惡。所謂强者。使勇力不得不爲己用。其志足。天下益之。不足天下說之。恃天下者。天下去之。自恃者。得天下。得天下者。先自得者也。能勝强敵者。先自勝者也。聖人知必然之理。必爲之時勢。故爲必治之政。戰必勇之民。行必聽之令。是以兵出而無敵。令行而天下服從。黃鵠之飛。一擧千里。有必飛之備也。蛩蛩巨虛。（蛩蛩巨虛。底本作麗巨巨。不成義。山海經云。北海內。有素獸焉。狀如馬。名曰蛩蛩。注。蛩蛩巨虛也。一走百里。故私改。全書本作騏驎駃騠。）日走千里。有必走之勢也。虎豹熊羆。鷙而無敵。有必勝之理也。聖人見本然之政。知必然之理。故其制民也。如以高下制水。如以燥溼制火。（意林第四。引此二句。有少異同。）故曰仁者能仁於人。而不能使人仁。義者能愛於人。而不能使人愛。是以知仁義之不足以治天下也。聖人有必信之性。又有使天下不得不信之法。所謂義者爲人臣忠。爲人子孝。少長有禮。男女有別。非其義也。餓不苟生。此乃有法之常也。聖王者。不貴義而貴法。法必明。令必行則已矣。

卷第五

境內第十九

四境之內。丈夫女子。皆有名於上。生者著。（底本無生字。據全書本補。）死者削。其有爵者。乞無爵者以爲庶子。級乞一人。其無役事也。其庶子役其大夫。月六日。其役事也。隨而養之。軍爵

亂也。其法不用也。〔底本。其法作非法。據俞說改。〕國皆有法。而無使法必行之法。國皆有禁姦邪刑盜賊之法。而無使姦邪盜賊必得之法。爲姦邪盜賊者死刑。而姦邪盜賊不止者。不必得。必得而尙有姦邪盜賊者刑輕也。刑輕者。不得誅也。必得者。刑者衆也。故善治者。刑不善而不賞善。故不刑而民善。不刑而民善。刑重也。刑重者民不敢犯。故無刑也。而民莫敢爲非。是一國皆善也。故不賞善而民善。賞善之不可也。猶賞不盜。故善治者使盜跖可信。〔底本無盜字。據藝文類聚卷五十二所引補。〕而況伯夷乎。不能治者。〔孔廣陶校注本北堂書鈔卷二十七論政一所引陳本。能作善。〕使伯夷可疑。而況盜跖乎。勢不能爲姦。雖盜跖可信也。勢得爲姦。雖伯夷可疑也。國或重治。或重亂。〔國或重治。或重亂。全書本作國治或重。非。〕明主在上。所舉必賢。則法可在賢。法可在賢。則法在下。不肖不敢爲非。是謂重治。不明主在上。所舉必不肖。國無明法。不肖者敢爲非。是謂重亂。兵或重強。或重弱。民固欲戰。又不得不戰。是謂重強。民固不欲戰。又得無戰。是謂重弱。明主不濫富貴其臣。所謂富者。非粟米珠玉也。所謂貴者。非爵位官職也。廢法作私。爵祿之富貴。〔爵祿之富貴。句意不足。〕凡人主德行非出人也。知非出人也。勇力非過人也。然民雖有聖知。弗敢我謀。勇力弗敢我殺。雖衆不敢勝其主。雖民至億萬之數。縣重賞而民不敢爭。行罰而民不敢怨者法也。〔太平御覽卷六百三十八引凡人主以下。但有少異同。〕國亂者。民多私義。兵弱者。民多私勇。則削。國之所以取爵祿者。多塗亡。國之所以賤爵輕祿。〔全書本。多塗亡下有人字。非。底本國之所以作國之欲。據全書本改。〕不作而食。不戰而榮。無爵而尊。無祿而富。無官而長。此之謂姦民。所謂治主無忠臣。慈父無孝子。欲無善言。皆以法相司也。命相正也。不獨能不爲非。〔底本作不能獨爲非。私改。〕而莫與人爲非。所謂富者。入多而出寡。衣服有制。飲食有節。則出寡矣。女事盡於內。男事盡於外。則入多矣。所謂明者。無所不見。則羣臣不敢爲姦。百姓不敢爲非。是以人主處匡牀之上。〔匡牀。底

畫策第十八

昔者昊英之世。(昊英者。太古君主。見漢書古今人表。)以伐木殺獸。人民少而木獸多。黃帝之世。不麛不卵。官無供備之民。死不得用椁。事不同皆王者時異也。神農之世。男耕而食。婦織而衣。刑政不用而治。甲兵不起而王。神農既沒。以強勝弱。以衆暴寡。故黃帝作為君臣上下之義。父子兄弟之禮。夫婦妃匹之合。內行刀鋸。外用甲兵。故時變也。由此觀之。神農非高於黃帝也。然其名尊者。以適於時也。故以戰去戰。雖戰可也。以殺去殺。雖殺可也。以刑去刑。雖重刑可也。昔之能制天下者。必先制其民者也。(孔廣陶校注本。北堂書鈔卷四十三刑法總一曰今案陳仁錫校本商子畫策篇云。以刑制。刑能制天下者。必先制其民者也。與本文少異。)能勝強敵者。必先勝其民者也。故勝民之本。在制民。若冶於金。陶於土也。本不堅則民如飛鳥禽獸。(禽獸。疑走獸誤。)其孰能制之。民本法也。故善治者塞民以法。而名地作矣。名尊地廣。以至王者何故。戰勝者也。(底本無戰勝者也四字。不與下文戰罷者也一律。據俞說補。)名卑地削。以至於亡者何故。戰罷者也。不勝而王。不敗而亡者。自古及今。未嘗有也。民勇者戰勝。民不勇者戰敗。能壹民於戰者民勇。不能壹民於戰者。民不勇。聖王見王之致於兵也。故舉國而責之於兵。(全書本。舉國作興國非。)入其國。觀其治。民用者彊。(底本。民用作兵用。下云奚以知民之見用者也。故改。)奚以知民之見用者也。民之見戰也。如餓狼之見肉。則民用矣。(意林第四及御覽卷二百九十七所引。文少異。)凡戰者民之所惡也。能使民樂戰者王。彊國之民。父遺其子。兄遺其弟。夫遺其妻。皆曰不得無返。又曰失法離令(此句疑有誤脫。)若死我死。鄉治之。行間無所逃。遷徙無所入。入行間之治。連以五。辨之以章。束之以令。拙無所處。罷無所生(拙無所處。全書本作窮天所處。疑非。)是以三軍之衆。從令如流。死而不旋踵。國之亂也。非其法

六百三十六改。〕顚頡後至•請其罪•君曰•用事焉•吏遂斷顚頡之脊以殉•〔孔廣陶校注。北堂書鈔卷四十五死刑九曰。商訣云。晉文公斷顚頡之脊。以殉晉國。爲其晚至故也。今案。陳仁錫校本商子刑賞篇。顚頡後至。遂斷顚頡之脊以殉。晉國之士皆懼然。兪本與本鈔同。陳本改引左傳謬甚。〕晉國之士。稽焉皆懼曰。〔兪說云。稽猶同也。〕顚頡之有寵也•斷以殉。況於我乎•舉兵伐曹。取五鹿•及反鄭之埤。東衞之畝•〔底本無取字。據其本注改。五鹿非曹地也。衞之畝。底本作徵之畝。據呂氏春秋簡選篇改。〕勝荊人於城濮。三軍之士。止之如斬足•行之如流水•三軍之士•無敢犯禁者•故一假道。重刑於顚頡之脊。〔重刑。底本作重輕。據全書本改。〕而晉國治•昔者周公旦殺管叔•流霍叔曰。犯禁者也。天下衆皆曰。親昆弟有過不違。而況疏遠乎。故天下知用刀鋸於周廷•而海內治。故曰。明刑之猶至於無刑也。所謂壹教者。博聞辯慧。信廉禮樂。修行羣黨。任譽清濁。〔修行群黨云云疑有誤脫。〕不可以富貴。不可以評刑。不可獨立私議。以陳其上。堅者破。〔堅者破。底本作堅者被。私改。〕銳者挫。雖曰聖知巧佞厚樸。則不能以非功罔上利。然富貴之門。要存戰而已矣。〔全書本。富貴作貴富。存戰作在戰。〕彼能戰者。踐富貴之門。彊梗焉。有常刑而不赦。是父兄昆弟知識婚姻合同者皆曰。務之所加存戰而已矣。夫故當壯者務於戰。老弱者務於守•死者不悔。生者務勸。此臣之所謂壹教也•民之欲富貴也。共闔棺而後止。而富貴之門。必出於兵•是故民聞戰而相賀也•起居飮食。所歌謠者戰也。此臣之所謂明教之猶至於無教也。此臣所謂參教也。聖人惟能通知萬物之要也。〔聖人惟能。底本作聖人非能。據兪說改。〕故其治國。舉要以致萬物。故寡教而多功。聖人治國也•易知而難行也。是故聖人不必加•凡主不必廢•殺人不爲暴。賞人不爲仁者。國法明也。聖人以功授官予爵。故賢者不憂•聖人不宥過。不赦刑。故姦無起。聖人治國也。審壹而已矣•

賢不肖。皆盡其胸臆之知。竭其股肱之力。出死而爲上用也。天下豪傑賢良。從之如流水。是故兵無敵。而令行於天下。萬乘之國。不敢蘇其兵中原。（蘇私讀爲傃。見荀子議兵篇揚注。）千乘之國不敢捍城。萬乘之國。若有蘇其兵中原者。戰將覆其軍。千乘之國。若有捍城者。攻將凌其城。戰必覆人之軍。攻必凌人之城。盡城而有之。盡賓而致。（盡賓。疑盡賞之誤。）雖厚慶賞。何費匱之有矣。昔湯封於贊茅。文王封於岐周。方百里。湯與桀戰於鳴條之野。武王與紂戰於牧野之中。大破九軍。卒裂土封諸侯。士卒坐陳者。里有書社。車休息不乘。縱馬華山之陽。縱牛於農澤。縱之老而不收。（里有書社。云云諸句。疑有誤脫。底本。縱作從。縱從古字通。書社見論語。）此湯武之賞也。故曰贊茅岐周之粟。以賞天下之人。不人得一升。（一升。全書本作一勝。俞說云。升勝古字通用。）以其錢賞天下之人。不人得一錢。故曰。百里之君。而封侯其臣。大其舊。自士卒坐陳者。里有書社。賞之所加。寬於牛馬者何也。善因天下之貨。以賞天下之人。故曰。明賞不費。湯武既破桀紂。海內無害。天下大定。築五庫。藏五兵。偃武事。（太平御覽卷一百九十一引以上數句。）行文敎。倒載干戈。搢笏作爲樂。以申其德。當此時也。賞祿不行。而民整齊。故曰。明賞之猶至於無賞也。所謂壹刑者。刑無等級。自卿相將軍。以至大夫庶人。有不從王令。犯國禁。亂上制者。罪死不赦。有功於前。有敗於後。不爲損刑。有善於前。有過於後。不爲虧法。忠臣孝子。有過必以其數斷。守法守職之吏。有不行王法者。罪死不赦。刑及三族。同官之人。知而訐之上者自免於罪。（同官之人。知而訐之上者。底本。同作周。據俞說改。全書本。訐作謂。俞說云當爲謂。）無貴賤。尸襲其官長之官爵田祿。故曰。重刑連其罪。則民不敢試。民不敢試。故無刑也。夫先王之禁。刺殺。斷人之足。黥人之面。非求傷民也。以禁姦止過也。故禁姦止過。莫若重刑。刑重而必得。則民不敢試。故國無刑民。國無刑民。故曰。明刑不戮。晉文公將欲明刑。以親百姓。於是合諸卿大夫於冀宮。（諸卿。底本作諸侯。冀宮。底本作侍千宮。據太平御覽卷

爵而重復乎。周軍之勝。華軍之勝。秦斬首而東之。東之無益亦明矣。而吏猶以爲大功。爲其損敵也。今以草茅之地。徠三晉之民。而使之事本。此其損敵也。與戰勝同實。而秦得之以爲粟。此反行兩登之計也。且周軍之勝。華軍之勝。長平之勝。秦所亡民者幾何。民客之兵不得事本者幾何。臣竊以爲不可數矣。假使王之羣臣。有能用此費之半。（此費。底本誤倒。）弱晉彊秦。若三戰之勝者。王必加大賞焉。今臣之所言。民無一日之繇。官無數錢之費。其弱晉彊秦。有過三戰之勝。（太平御覽卷八百三十六。引以上五句。）而王猶以爲不可。則臣愚不能知已。齊人有東郭敞者。猶多[願]願有萬金。（猶多願之願字疑衍。）其徒請賙焉。不與曰。吾將以求封也。其徒怒而去。之宋曰。此愛於無也。故不如以先與之有也。（全書本。此愛於無也。作此無於愛也非。又無以先二字。）今晉有民。而秦愛其復。此愛非其有。以失其有也。豈異東郭敞之愛非其有。以亡其徒乎。且古有堯舜。當時而見稱。中世有湯武。在位而民服。此三王者。萬世之所稱也。以爲聖王也。然其道猶不能取用於後。今復之三世。而三晉之民可盡也。是非王賢力。今時。而使後世爲王用乎。[然則非聖別說而聽聖人難也]。（然則以下當有脫誤。）

刑約第十六　篇亡

賞刑第十七

聖人之爲國也。壹賞壹刑壹教。壹賞則兵無敵。壹刑則令行。壹教則下聽上。夫明賞不費。明刑不戮。明教不變。而民知於民務。國無異俗。明賞之猶至於無賞也。明刑之猶至於無刑也。明教之猶至於無教也。所謂壹賞者。利祿官爵。摶出於兵。無有異施也。夫固知愚貴賤勇怯

云以字衍。）意民之情。其所欲者田宅也。而晉之無有也信。秦之有餘也必。如此而民不西者。秦士戚而民苦也。臣竊以王吏之明爲過見。此其所以弱。（王吏以下十二字。疑有誤脫暫削弱字。）

不奪三晉民者。愛爵而重復也。其說曰。三晉之所以弱者。其民務樂而復爵輕也。秦之所以彊者。其民務苦而復爵重也。今多爵而久復。是釋秦之所以彊。而爲三晉之所以弱也。此王吏重爵愛復之說也。而臣竊以爲不然。夫所以爲苦民而彊兵者。將以攻敵而成所欲也。兵法曰。敵弱而兵彊。此言不失吾所以攻。而敵失其所守也。今三晉不勝秦四世矣。自魏襄王以來。（底本無王字。據全書本補。）野戰不勝。守城必拔。小大之戰。三晉之所亡於秦者。不可勝數也。若此而不服秦。能取其地而不能奪其民也。今王發明惠。諸侯之士。來歸義者。今使復之三世。無知軍事。秦四境之內。陵阪丘隰。不起十年征者。於律也。足以造作夫百萬。曩者臣言曰。意民之情。其所欲者田宅也。晉之無有也信。秦之有餘也必。若此而民不西者。秦士戚而民苦也。今利其田宅。而復之三世。此必與其所欲。而不使行其所惡也。然則山東之民。無不西者矣。且非直虛言之謂也。不然。夫實曠土出天寶。（且非以下十七字。全書本作且直言之謂也。不然。夫實擴什虛十三字非。）而百萬事本。其所益多也。豈徒不失其所以攻乎。夫秦之所患者。興兵而伐。則國家貧。安居而農。則敵得休息。此王所不能兩成也。故三世戰勝。而天下不服。今以故秦事敵。而使新民作本。兵雖百宿於外。境內不失須臾之時。此富強兩成之效也。臣之所謂兵者。非謂悉興盡起也。論境內所能給軍卒車騎。令故秦兵新民給芻食。天下有不服之國。則王以此春違其農。夏食其食。秋取其刈。冬凍其實。（春違其農。夏食其食。秋取其刈。冬凍其實。底本作春圍（全書作闈）其農。夏食其食。秋取其刈。冬陳其實。俞說引周書大武篇所謂春違其農。夏食其穀。秋取其刈。冬凍其葆訂之。今從之。實者葆之假字。闈與圍者違之誤。陳者凍之誤。）以大武搖其本。以廣文安其嗣。王行此。十年之內。諸侯將無異民。而王何爲愛

明、則小人不疾賢、而不肖者不妬功。故堯舜之位天下也。非私天下之利也。爲天下位天下也。論賢擧能而傳焉。非疏父子、親越人也。明於治亂之道也。故三王以義親。五霸以法正諸侯。皆非私天下之利也。爲天下治天下。是故擅其名。而有其功、天下樂其政。而莫之能傷也、今亂世之君臣。區區然。皆擅一國之利、而管一官之重。以便其私。此國之所以危也。故公私之交。存亡之本也。夫廢法度。而好私議、則姦臣鬻權以約祿。秩官之吏隱下而漁民。諺曰。蠹衆而木折。隙大而牆壞。（意林第四及太平御覽卷九百五十二木上部引此二句。）故大臣爭於私。而不顧其民。則下離上。下離上者。國之隙也。秩官之吏。隱下以漁百姓。此民之蠹也。故有隙蠹而不亡者。天下鮮矣。是故明王任法。去私而國無隙蠹矣。

卷第四

徠民第十五

（徠民。全書本作來民。徠來同。）

地方百里者。山陵處什一、藪澤處什一、谿谷流水處什一、都邑蹊道處什一、惡田處什二、良田處什四。以此食作夫五萬。其山陵藪澤谿谷。可以給其材。都邑蹊道足以處其民。先王制土分民之律也。今秦之地。方千里者五。而穀土不能處二、田數不滿百萬。其藪澤谿谷名山大川之材物貨寶。又不盡爲用、此人不稱土也。秦之所與鄰者三晉也。所欲用兵者韓魏也、彼土狹而民衆。其宅參居而並處、其賓萌貸息。（賓萌貸息、底本作寡萌賈息。據孫說改。）民上無通名、下無田宅。而恃姦務末作以處。人之復陰陽澤水者過半（人之復陰陽澤水者句不明。）此其土之不足以生其民也。似有過秦民之不足以實其土也。（全書本。似有。作以有。俞說

重刑輕。亦據去强篇改。） 刑至事生。此謂以刑致刑。其國必削。聖君知物之要。故其治民有至要。故執賞罰。以壹輔仁者。心之續也。（續字可疑。） 聖君之治人也。必得其心。故能用力。力生彊。彊生威。威生德。德生於力。聖君獨有之。故能述仁義於天下。

修權第十四

國之所以治者三。一曰法。二曰信。三曰權。法者君臣之所共操也。信者君臣之所共立也。權者君之所獨制也。人主失守則危。君臣釋法任私必亂。故立法明分。而不以私害法則治。權制獨斷於君則威。民信其賞則事功成。信其刑則姦無端。惟明主愛權重信。而不以私害法。故上多惠言。而不剋其賞。則下不用。（上多惠言而不剋其賞。底本無上不二字。據群書治要第三十六補。）數加嚴令。而不致其刑。則民傲罪。（數加。底本作數如。傲罪。底本作傲死。據治要訂。）凡賞者文也。刑者武也。文武者法之約也。故明主任法。不蔽之謂明。（底本重明主二字。據治要刪。）不欺之謂察。故賞厚而利。刑重而威。必不失疏遠。不私親近。（不私。底本作不違。據治要訂。） 故臣不蔽主。而下不欺上。世之爲治者。多釋法而任私議。此國之所以亂也。先王縣權衡。立尺寸。而至今法之。其分明也。夫釋權衡而斷輕重。廢尺寸而意長短。雖察商賈不用。爲其不必也。夫倍法度而任私議。皆不知類者也。（底本無知字。據治要補。）不以法論知能賢不肖者惟堯。而世不盡爲堯。是故先王知自議譽私之不可任也。故立法明分。中程者賞之。毀公者誅之。賞誅之法。不失其義。故民不爭。授官予爵。不以其勞則忠臣不進。行賞賦祿。不稱其功。（全書本。賦作賤非。）則戰士不用。凡人臣之事君也。多以主所好事君。君好法。則臣以法事君。君好言則臣以言事君。君好法。則端直之士在前。君好言。則毀譽之臣在側。公私之分

內。六蝨生必弱。（壽輪於內。六蝨生必弱。底本作偷生於壽。有六蝨必弱。據去彊篇所謂壽輪於內云云改。）國以功授官予爵。此謂以成智謀。以威勇戰。以成智謀。以威勇戰（成智威勇。底本作盛知盛勇。據韓子改。）其國必無敵。國以功授官予爵。則治省言寡。此謂以法去法。以言去言。國以六蝨授官予爵。則治煩言生。此謂以治致治。以言致言。則君務於說言。官亂於治邪。邪臣有得志。有功者日退。此謂失。守十者亂。守壹者治。法已定矣。而好用六蝨者亡。民澤畢農則國富（民澤二字可疑。或畢字之誤衍歟。）六蝨不用。則兵民畢競勸。而樂爲主用。其境內之民。爭以爲榮。莫以爲辱。（莫以爲辱四字不明。）其次爲賞勸罰沮。其下民惡之憂之羞之。修容而以言。恥食以上交以避農戰。外交以備國之危也。（修容以下二十二字不可句。暫除恥食以三字。）有饑寒死亡。不爲利祿之故戰。此亡國之俗也。六蝨曰禮曰樂。曰詩曰書。曰修善。曰孝曰弟。曰誠信。曰貞廉。曰仁義。曰非兵。曰羞戰。（底本。曰禮上有六蝨二字。詩書弟上。各無曰字。不與十二數合。據兪說改。）國有十二者。上無使農戰。必貧至削。十二者成羣。此謂君之治不勝其臣。官之治不勝其民。此謂六蝨勝其政也。十二者成樸必削。是故興國不用十二者。故其國多力。而天下莫能犯也。兵出必取。取必能有之。按兵而不攻必富。朝廷之事。（事。底本作吏。據韓子改。）少者不毀也。多者不損也。效功而取官爵。雖有辯言。不能以相先也。此謂以數治。以力攻者。出一取十。以言攻者。出十亡百。國好力。此謂以難攻。國好言。此謂以易攻。重刑少賞。上愛民。民死上。（死上。底本作死賞。兪說云。賞之誤也。去彊篇曰。上愛民。民死上。乃改。下又同）重賞輕刑。上不愛民。民不死上。利出一空者。其國無敵。利出二空者。國半利。利出十空者。其國不守。重刑明大制不明者（此句。疑有誤脫。韓子曰重刑明民。大制使人則上利。）六蝨成羣。則民不用。是故興國。罰行則民親。賞行則民利。行罰重其輕者。輕其重者。輕者不生。重者不來。（底本。不生作不至。據去彊篇改。）此謂以刑去刑。刑去事成。重重輕輕。（重重輕輕。底本作罪

之誤。〕將之過也。守城之道盛力也。故曰。客治簿檄。三軍之多。分以客之候車之數。〔客治簿檄云云。疑有脫漏。〕三軍。壯男爲一軍。壯女爲一軍。男女之老弱者爲一軍。此之謂三軍也。壯男之軍。使盛食厲兵。陳而待敵。壯女之軍。使盛食負壘。陳而待令。客至而作土。以爲險阻及柞阱。〔及柞阱。底本作及耕格阱。據孫說改。〕發梁徹屋。給徙而徙之。不給而熯之。〔徹屋。底本。作撤屋。據孫說改。給徙徙之。不給而熯之。底本作給從從之。不給（全書本作洽）而熯之。據孫說改。兪說云。給洽古通用。上用正字。下用假字。〕使客無得以助攻備。老弱之軍。使牧牛馬羊彘。草木之可食者。收而食之。以獲其壯男女之食。而愼使三軍無相過。壯男過壯女之軍。則男貴女而姦民有從謀而國亡。喜與其恐有蚤聞。勇民不戰。壯男壯女過老弱之軍。則老使壯悲。弱使彊憐。悲憐在心。則使勇民更慮。而怯民不戰。故曰愼使三軍無相過。此盛力之道。

飭令第十三

〔飭令。底本作靳令。據韓非子飭令改。〕

飭令則治不留。法平則吏無姦。法已定矣。不以善言害法。任功則民少言。任善則民多言。行治由斷。〔由斷。底本作曲斷。韓子同。今據兪說改。〕以五里斷者王。以十里斷者彊。日治者王。夜治者彊。〔底本無日治者王。夜治者彊八字。據去彊說民二篇補。〕宿治者削。以刑治。以賞戰。求過不求善。故法立而不革。則顯民變誅計變誅止責商殊使百都之尊爵厚祿以自伐。〔則顯民以下廿三字不可句。全書本。商作齊。使作便。亦不成文。〕國無姦民。則都無姦市。〔市。底本作示。據全書本改。〕物多末衆。農弛姦勝。〔弛。全書本作𢔍。史記司馬相如傳。徵𢔍受詘。索隱曰。𢔍倦也。〕則國必削。民有餘糧。使民以粟出官爵。官爵必以其力。則農不怠。四寸之管無當。必不滿也。授官予爵出祿。不以功。是無當也。國貧而務戰。毒生於敵。無六蝨。必彊。國富而不戰。毒輸於

立本第十一

凡用兵勝有三等。若兵未起則錯法。錯法而俗成。俗成而用具。（底本。不重俗成二字。據孫詒讓補。）此三者。必行於境內。而後兵可出也。行三者有二勢。一曰輔法而法行。（底本無行字。據百子全書補。）二曰舉必得而法立。故恃其衆者。謂之葺。恃其備飾者。謂之巧。恃譽日者謂之詐。（恃譽日者四字可疑。日字或衍。全書本作目。又備飾上有篇字。）此三者恃一。因其兵可禽也。故曰彊者必剛鬬。其意鬬則力盡。力盡則備。是故無敵於海內。治行則貨積。貨積則賞能重矣。賞壹則爵尊。爵尊則賞能利矣。故曰兵生於治而異。俗生於法而萬。轉過。勢本於心而飾於備勢。（轉過及勢三字不明。）三者有論。故彊可立也。是以彊者必治。治者必富。彊者必富。富者必彊。故曰治彊之道。論其本也。（此一篇疑有錯簡誤脫。文意不明。）

兵守第十二

四戰之國貴守戰。負海之國貴攻戰。四戰之國。好興兵以距四鄰者國危。（底本。好興間有擧字。據俞說刪。）四鄰之國。一興事。而已四興軍。故曰國危。四戰之國。不能以萬室之邑。舍鉅萬之軍者。其國危。（舍。全書本作含非。）故曰四戰之國。務在守戰。守有城之邑。不如以死人之力。與客生力戰。其城不拔者。（底本無不字。私補。）死人之力也。城不盡夷。客無從入。（城不盡夷。客無從入。底本作客不盡夷。城客無從入。據俞說改。）此謂以死人之力與客生力戰。城盡夷。客若有從入。則客必罷。中人必佚矣。以佚力與罷力戰。此謂以生人力與客死力戰。皆曰。圍城之患。患無不盡死而已。（而已。底本作而邑。據程榮本改。）此三者非患不足。（三者疑二者

使必盡力以規其功。功立而富貴隨之。無私德也。故教流成。如此則臣忠君明。治著而兵彊矣。故凡明君之治也。任其力不任其德。是以不憂不勞。而功可立也。度數已立。而法可修。故人君者。不可不愼己也。夫離朱見秋毫百步之外。而不能以明目賜人。（賜人。底本作易人。孫說云。易乃賜之借字。古鐘鼎款識。皆以易爲賜。俞說云。易者延也。詩皇矣鄭箋曰。施猶易也。延也。是易與延同義也。離朱之明目。烏獲之多力。聖人之體性。皆不能延及於他人之身。故曰不可易也。私按。俞說迂曲。當從孫說。）烏獲擧千鈞之重。而不能以多力賜人。夫聖人之存體性。不可以賜人。然而功可得者。法之謂也。

戰法第十

凡戰法必本於政。勝則其民不爭。不爭則無以私意。以上爲意。故王者之政。使民怯於邑鬬。而勇於寇戰。民習以力攻難。故輕死。（底本。重難字。據百子全書本刪。）見敵如潰。（如。私讀爲而。）潰而不止則免。故兵法。大戰勝逐北。無過十里。小戰勝逐北。無過五里。兵起而程敵。政不若者勿與戰。食不若者勿與久。敵衆勿爲客。敵盡不如。擊之勿疑。故曰。兵大律在謹。論敵察衆。則勝負可先知也。王者之兵。勝而不驕。敗而不怨。勝而不驕者。術明也。敗而不怨者。知所失也。若兵敵彊弱。將賢則勝。將不如則敗。若其政出廟算者。將賢亦勝。將不如亦勝。持勝術者。必彊至王。若民服而聽上。則國富而兵勝。行是久必王。（行是久必王。底本作行是必久王。據孫說改。）其過失。無敵深入。偝險絕塞。（底本偝作借。據孫說改。偝與背同。）民倦且饑渴。而復遇疾。此其道也。故將使民者（將使民者句上下。疑有誤脫。上者或衍。）乘良馬者。不可不齊也。

錯法第九

臣聞・古之明君。錯法而民無邪・舉事而材自練・賞行而兵彊・此三者治之本也・夫錯法而民無邪者。法明而民利之也。舉事而材自練者。功分明・功分明則民盡力。民盡力則材自練。行賞而兵彊者。爵祿之謂也。爵祿者兵之實也。是故人君之出爵祿也道明・道明則國日彊。道幽則國日削。故爵祿之所道。存亡之機也。夫削國亡主。非無爵祿也。其所道過也。三王五霸。其所道。不過爵祿。而功相萬者。其所道明也。是以明君之使其臣也。用必出於其勞。賞必加於其功。功賞明則民競於功。爲國而能使其民盡力。以競於功。則兵必彊矣。同列而相臣妾者。貧富之謂也。同實而相幷兼者。彊弱之謂也。有地而君。或彊或弱者。亂治之謂也。苟有道理。地足容身・士民可致也。苟容市井財貨可聚也。（苟有道理。底本作苟有道里。據全書本改。苟容市井四字不明。）有土者不可以言貧。有民者不可以言弱。地誠任。不患無財。民誠用。不畏彊暴・德明敎行。則能以民之有。爲己用矣。故明主者。用非其有。使非其民。明王之所貴。惟爵其實。爵其實而榮顯之。不榮則民不急。列位不顯。則民不事爵。爵易得也。則民不貴（太平御覽卷一百九十八。引此作明王之所貴唯爵。其賞不榮。則民不急。其列不顯。則民不事。爵易得也。則民不貴。文義完全。藝文類聚卷五十一亦鈔錄之。）上爵列爵祿賞。不道其門。則民不以死爭位矣・人君而有好惡。故民可治也。人君不可以不審好惡。好惡者賞罰之本也。夫人情好爵祿而惡刑罰。人君設二者。以御民之志。而立所欲焉。夫民力盡而爵隨之。功立而賞隨之。人君能使其民信於此。如明日月。則兵無敵矣。人君有爵行而兵弱者。有祿行而國貧者。有法立而亂者。此三者國之患也。故人君者。先便請謁。而後功力。則爵行而兵弱矣・民不死犯難。而利祿可致也。則祿行而國貧矣。法無度數。而事日煩。則法立而治亂矣。是以明君之使其民也。

而功立矣。故民之喜農而樂戰也。見上之尊農戰之士。而下辯說技藝之民。而賤游學之人也。故民壹務。其家必富。而身顯於國。上開公利。而塞私門。以致民力。私勞不顯於國。私門不請於君。若此而功臣勸。則上令行而荒草闢。淫民止而姦無萌。治國能摶民力。而壹民務者彊。能事本而禁末者富。夫聖人之治國也。能摶力。能殺力。制度察則民力摶。摶而不化則不行。行而無富則生亂。故治國者。(全書本。無國字非。)其摶力也以富國彊兵也。其殺力也。以事敵勸民也。夫開而不塞則短長。(短長二字不明。疑亂長誤。下文云不長亂。)長而不攻則有姦。塞而不開。則民渾。渾而不用則力多。力多而不攻則有姦蝨。(姦字恐衍。)故摶力以壹務也。殺力以攻敵也。治國者貴民壹。民壹則樸。樸則農。農則易勤。勤則富。富者廢之以爵不淫。淫者廢之以刑而務農。故能摶力而不能用者必亂。能殺力而不能摶者必亡。故明君知齊二者。其國彊。不知齊二者。其國削。夫民之不治者。君道卑也。法之不明者。君長亂也。故明君不道卑。不長亂也。秉權而立。垂法而法治。以得姦於上。而官無不賞罰斷。而器用有度。若此則國制明。而民力竭。上爵尊而倫徒舉。(倫徒二字不明。) 今世主皆欲治民。而助之以亂。非樂以爲亂也。安其故。而不闚於時也。是上法古而得其塞。下修今而不時移。(是上法古而得其塞。下修今(全書本作令非)而不時移。疑當作是上法古而不時移。下修今而得其塞。開塞篇云。聖人不法古。不修今。法古則後於時。修今則塞於勢) 而不明世俗之變。不察治民之情。故多賞以致刑。輕刑以去賞。夫上設刑而民不服。賞匱而姦益多。故民之於上也。先刑而後賞。故聖人之爲國也。不法古。不修今。因世而爲之治。度俗而爲之法。故法不察民之情而立之。則不成。治宜於時而行之。則不干。故聖王之治也。愼爲察務。歸心於壹而已矣。

民者。以其所惡。必終其所好。以其所好。必敗其所惡。治國刑多而賞少。故王者刑九而賞一。削國賞九而刑一。夫過有厚薄。則刑有輕重。善有大小。則賞有多少。此二者。世之常用也。刑加於民所終。（刑加於民所終。底本民作罪。私改）則姦不去。賞施於民所義。則過不止。刑不能去姦。而賞不能止過者必亂。故王者刑用於將過。則大邪不生。賞施於告姦。則細過不失。治民能使大邪不生。細過不失。則國治。國治必彊。一國行之。境內獨治。二國行之。兵則少寢。天下行之。至德復立。此吾以效刑之反於德。而義合於暴也。（此吾以效。底本效作殺。據俞說改。荀子正論楊注。效明也。）古者民聚生而羣處亂。故求有上也。然則天下之樂有上也。將以爲治也。今有主而無法。其害與無主同。有法不勝其亂。與無法同。（與無法同。底本。無作不。據前句改。藝文類聚卷五十二。意林卷四所引。有少異。）天下不安無君。而樂勝其法。則舉世以爲惑也。夫利天下之民者。莫大於治。而治莫康於立君。立君之道。莫廣於勝法。勝法之務。莫急於去姦。去姦之本。莫深於嚴刑。故王者以賞禁。以刑勸。求過不求善。藉刑以去刑。

卷第三

壹言第八

凡將立國。制度不可不察也。治法不可不愼也。國務不可不謹也。事本不可不摶也。（俞說云。事猶立也。禮記郊特牲篇。信事人也。鄭注曰。事猶立也。）制度時。則國俗可化。而民從制。治法明。則官無邪。國務壹則民應用。事本摶則民喜農。而樂戰。夫聖人之立法化俗。而使民朝夕從事於農也。不可不知也。夫民之從事死制也。以上之設榮名。置賞罰之明也。不用辯說私門。

女之分。分定而無制不可。故立禁。禁立而莫之司不可。故立官。官設而莫之一不可。故立君。既立君則上賢廢而貴貴立矣。然則上世親親而愛私。中世上賢而說仁。下世貴貴而尊官。上賢者以道相出也。而立君者。使賢無用也。親親者。以私爲道也。而立中正者。（立中正者。底本無立字。據上文補。）使私無行也。此三者非事相反也。民道弊而所重易也。世事變而行道異也。故曰王道有繩。夫王道一端。而臣道亦一端。所道則異。而所繩則一也。故曰民愚則知可以王。世知則力可以王。民愚則力有餘。而知不足。世知則巧有餘。而力不足。民之生。不知則學。力盡而服。故神農教耕而王。天下師其知也。湯武致彊而征。諸侯服其力也。夫民愚不懷知而問。世知無餘力而服。故以愛王天下者并刑。（俞說云。并讀爲屏。）力征諸侯者退德。聖人不法古。不修今。法古則後於時。修今則塞於勢。周不法商。夏不法虞。三代異勢。而皆可以王。故興王有道。而持之異理。武王逆取而貴順爭天下而上讓（而貴順爭天下而上讓九字。文意不通順爭疑順守之誤。）其取之以力。持之以義。今世彊國事兼並。弱國務力守。上不及虞夏之時。而下不修湯武。湯武塞。故萬乘莫不戰。千乘莫不守。此道之塞久矣。而世主莫之能廢也。（而下不修湯武湯武塞。文義不明。疑當作下不修湯武之塞。廢當讀爲發。）故三代不四。非明主莫有能聽也。今日願啓之以效。古之民樸以厚。今之民巧以僞。故效於古者先德而治。效於今者前刑而法。此俗之所惑也。今世之所謂義者。將立民之所好。而廢其所惡。此其所謂不義者。將立民之所惡。而廢其所樂也。二者名貿實易。（名貿實易。底本作名賈實易。其本注云。禮檀弓賈賈然來。釋文。賈一音侔。則賈或侔字之假借。俞說云。一本作貿。貿者侔之假字。）不可不察也。立民之所樂。則民傷其所惡。立民之所惡。則民安其所樂。何以知其然也。夫民憂則思。思則出度。樂則淫。淫則生佚。故以刑治則民威。民威則無姦。無姦則民安其所樂。以義教則民縱。民縱則亂。亂則民傷其所惡。吾所謂利者。義之本也。而世所謂義者。暴之道也。夫正

當讀爲捷。詩當奮篇釋文。引韓詩曰。戩捷也。）賫重則不可負而逃。隣危則不歸於無賫。歸危外託。狂夫之所不爲也。故聖人之爲國也。觀俗立法則治。察國事本則宜。不觀時俗。不察國本。則其法立而民亂。事劇而功寡。此臣之所謂過也。夫刑者所以[奪]禁邪也。（奪字疑衍。）而賞者所以助禁也。羞辱勞苦者。民之所惡也。顯榮佚樂者。民之所務也。故其國刑不可惡。而爵祿不足務也。此亡國之兆也。刑人復漏。則小人辟淫而不苦刑。則徼倖於民上。徼倖於民上。（則徼倖以下句意不貫。私補第二倖字。）　以利求顯榮之門不一。則君子事勢以成名。小人不避其禁。故刑煩。君子不設其令。則罰不行。（底本無不字。私補。）刑煩而罰不行者國多姦。則富者不能守其財。而貧者不能事其業。田荒而國貧。田荒則民詐生。國貧則上匱賞。（全書本。此句下。有故天地設而民生。當此之時也二句十二字。卽開塞第七錯簡。故刪。）故聖人之爲治也。刑人無國位。戮人無官任。刑人有列。則君子下其位。衣錦食肉。則小人冀其利。君子下其位則羞功。小人冀其利則伐姦。故刑戮者所以止姦也。而官爵者所以勸功也。今國立爵而民羞之。設刑而民樂之。此蓋法術之患也。故君子操權一正以立術。立官貴爵。以稱之。論榮舉功。以任之。則是上下之稱平。上下之稱平。則臣得盡其力。而主得專其柄。

開塞第七

天地設而民生之。當此之時也。民知其母而不知其父。其道親親而愛私。親親則別。愛私則險。民衆而以別險爲務則民亂。當此時也。民務勝而力征。務勝則爭。力征則訟。訟而無正。則莫得其性也。故賢者立中正。設無私而民說仁。當此時也。親親廢。上賢立矣。凡仁者以愛爲務。而賢者以相出爲道。民衆而無制。久而相出爲道則有亂。故聖人承之。作爲土地貨財男

也今世主欲辟地治民，而不審數，臣欲盡其事，而不立術，故國有不服之民，主有不令之臣，〔主。底本作生。據全書本改。〕故聖人之爲國也。入令民以屬農。出令民以計戰。夫農民之所苦，而戰民之所危也。犯其所苦。行其所危者計也。故民生則計利。死則慮名。名利之所出。不可不審也。利出於地，則民盡力，名出於戰。則民致死。入使民盡力。則草不荒。出使民致死。則勝敵。勝敵而草不荒。富彊之功。可坐而致也。今則不然也。世主之所以加務者。皆非國之急也。身有堯舜之行。而功不及湯武之略者。此執柄之罪也。臣請語其過。夫治國，舍勢而任說。說士則身脩而功寡。〔底本無士字。私補。〕故事詩書談說之士。則民游而輕其君。事處士則民遠而非其上。事勇士則民競而輕其禁。技藝之士用。則民剽而易徙。商賈之士。佚且利。則民緣而議其上。故五民加於國用。則田荒而兵弱。談說之士，資在於口。處士資在於意。勇士資在於氣。技藝之士。資在於手。商賈之士，資在於身。故天下一宅。而圜身資。民資重於身。而偏託勢於外。挾重資。歸偏家，〔民資云云數句。文意不明。疑有譌脫。又案重於身三字。疑藏於地之誤。託勢。疑託外之誤。歸偏家三字。疑歸無資之誤。〕堯舜之所難也。故湯武禁之。則功立而名成。聖人非能以世之所易。勝其所難也。必以其所難。勝其所易。故民愚則知可以勝之。世知則力可以勝之。臣愚則易力而難巧。世巧則易知而難力。故神農敎耕而王。天下師其知也。湯武致彊而征。諸侯服其力也。今世巧而民淫。方倣湯武之時。而行神農之事。以隨世禁。故千乘惑亂，此其所加務者過也。民之生。度而取長，稱而取重。權而索利。明君愼觀三者。則國治可立。而民能可得。國之所以求民者少。而民之所以避求者多。入使民屬於農。出使民壹於戰。故聖人之治也。多禁以止能。任力以窮詐。兩者偏用。〔偏。私讀爲徧。〕則境內之民壹。民壹則農。農則樸。樸則安居而惡出。故聖人之爲國也。民資藏於地。而偏託危於外。資於地則樸。託危於外則惑。民入則樸。出則惑。故其農勉而戰戢也。民之農勉則資重。戰戢則鄰危。〔兪說云。戢

凡世主之患。用兵者不量力。治草萊者不度地。故有地狹而民衆者。民勝其地。地廣而民少者。地勝其民。民勝其地。務開。地勝其民者。事徠開則行倍（事徠開則行倍六字不明。事徠疑草萊誤。） 民過地則國功寡。而兵力少。地過民則山澤財物不爲用。夫棄天物遂民淫者。世主之務過也。而上下事之。故民衆而兵弱。地大而力小。故爲國任地者。山林居什一。藪澤居什一。谿谷流水居什一。都邑蹊道居什一。惡田居什二。良田居什四。（底本蹊道下無居什一。惡田居什一。良田十字。據徠民篇補。）此先王之正律也。故爲國分田數小畝五百足待一役。（數小二字及此地不任也五字不明。疑畝五百下當補不字。） 此地不任也。方土百里。出戰卒萬人者。數小也。此其墾田足以食其民。都邑遂路足以處其民。山林藪澤谿谷足以供其利。藪澤堤防足以畜。故兵出糧給而財有餘。兵休民作而畜長足。此所謂任地待役之律也。今世主有地方數千里。食不足以待役實倉。而兵爲鄰敵臣。故爲世主患之。夫地大而不墾者。與無地同。民衆而不用者。與無民同。故爲國之數。務在墾草。用兵之道。務在壹賞。私利塞於外。則民務屬於農。屬於農則樸。樸則畏令。私賞禁於下。則民力摶於敵。摶於敵則勝。奚以知其然也。夫民之情。樸則生勞而易力。窮則生知而權利。易力則輕死而樂用。權利則畏罰而易苦。易苦則地力盡。（底本不重易苦二字。私補。）樂用則兵力盡。夫治國者。能盡地力而致民死者。名與利交至。民之性。饑而求食。勞而求佚。苦則索樂。辱則求榮。此民之情也。民之求利。失禮之法。求名失性之常。奚以論其然也。今夫盜賊上犯君上之所禁。而下失臣子之禮。故名辱而身危。猶不止者利也。其上世之士。衣不煖膚。食不滿腹。苦其志意。勞其四肢。傷其五臟。而益裕廣耳（食不滿腹。底本。腹作腸。據意林改。又私案。而益裕廣耳五字可疑。）非生之常也。而爲之者名也。故曰名利之所湊。則民道之。主操名利之柄而能致功名者數也。聖人審權以操柄。審數以使民。數者臣主之術。而國之要也。故萬乘失數而不危。臣主失術而不亂者。未之有

治也。行刑重其重者。輕其輕者。輕者不止。則重者無從止矣。此謂治之於其亂也。故重輕則刑去事成國彊。重重而輕輕。則刑至而事生國削。民勇則賞之以其所欲。民怯則殺之以其所惡。故怯民使之以刑則勇。勇民使之以賞則死。怯民勇。勇民死。國無敵者必王。民貧則弱。國富則淫。淫則有蝨。有蝨則弱。故貧者益之以刑則富。富者損之以賞則貧。治國之擧。貴令貧者富。富者貧。貧者富。富者貧。國彊。三官無蝨。國久彊而無蝨者必王。刑生力。力生彊。彊生威。威生德。德生於刑。故刑多則賞重。賞少則刑重。民之有欲有惡也。欲有六淫。惡有四難。（六淫四難未明。）從六淫國弱。行四難兵彊。故王者刑於九而賞於一。（賞於一、底本作賞出一。據去彊篇王者刑九賞一改。）刑於九則六淫止。賞於一則四難行。六淫止則國無姦。四難行則兵無敵。民之所欲萬。而利之所出一。民非一則無以致欲。故作一。作一則力摶。力摶則彊。彊而用重彊。故能生力。能殺力。曰攻敵之國。必彊。塞私道以窮其志。啓一門以致其欲。使民必先行其所要。然後致其所欲。故力多。力多而不用則志窮。志窮則有私。有私則有弱。故能生力不能殺力。曰自攻之國。必削。故曰王者國不蓄力。家不積粟。國不蓄力。下用也。家不積粟。上藏也。國治斷家王。斷官彊。斷君弱。重輕刑去。常官則治省刑要。保賞不可倍也。有姦必告之。則民斷於心。上令而民知所以應。器成於家而行於官。則事斷於家。故王者刑賞斷於民心。器用斷於家。治明則同。治闇則異。同則行。異則止。行則治。止則亂。治則家斷。亂則君斷。治國者貴下斷。故以十里斷者弱。以五里斷者彊。家斷則有餘。故曰。日治者王。官斷則不足。故曰。夜治者彊。君斷則亂。故曰。宿治者削。故有道之國。治不聽君。民不從官。

算地第六

兵而伐。則武爵。武任必勝。按兵而不攻則農粟。〔爵〕粟任則國富（底本無不攻則三字。據上文私補。農粟爵之爵字疑衍。）兵起而勝敵。按國而國富者王。

卷第二

說民第五

辨慧亂之贊也（贊疑賚誤。）禮樂淫佚之徵也。慈仁過之母也。任舉姦之鼠也（任舉謂以群臣之保任。舉用之。）亂有贊則行。淫佚有徵則用。過有母則生。姦有鼠則不止。八者有羣。民勝其政。國無八者。政勝其民。民勝其政。國弱。政勝其民。兵彊。故國有八者。上無以使守戰。必削至亡。國無八者。上有以使守戰。必興至王。用善則民親其親。任姦則民親其制。合而復者善也。別而規者姦也（規。字書無此字。疑規字誤。由此則前句任姦則民親其制當作任姦民規其別。後句合而復者善也當作合而親者善也歟。）章善則過匿。任姦則罪誅。過匿則民勝法。罪誅則法勝民。民勝法國亂。法勝民兵彊。故曰以良民治。必亂至削。以姦民治。必治至彊。國以難攻。起一取十。國以易攻。起一亡百。國好力。曰以難攻。國好言。曰以易攻。民易為言。難為用。國法作民之所難。兵用民之所易。而以力攻者。起一得十。國法作民之所易。兵用民之所難。而以言攻者。出十亡百（亡百。底本作必百。據上文私改。）罰重爵尊。賞輕刑威。爵尊上愛民。刑威民死上。故興國行罰則民利。用賞則上重。法詳則刑繁。法繁則刑省。〔民治則亂〕（民治則亂四字。疑有譌脫。或下文民之情也治。其事也亂之意與。）亂而治之又亂。故治之於其治則治。治之於其亂則亂。民之情也治。其事也亂。故行刑。重其輕者。輕者不生。則重者無從至矣。此謂治之於其

說民篇八者自別。故私改。〕敵不敢至。雖至必卻。興兵而伐必取。取必能有之。按兵而不攻必富。國好力曰以難攻。國好言曰以易攻。〔兩曰字。底本作日。據俞說改。〕國以難攻者。起一得十。以易攻者。出十亡百。重罰輕賞則上愛民。民死上。重賞輕罰。則上不愛民。民不死上。興國行罰。民利且畏。行賞民利且愛。國無力而行知巧者必亡。怯民使以刑必勇。勇民使以賞則死。怯民勇。勇民死。〔勇民死。底本作勇以死。私改。〕國無敵者彊。彊必王。貧者使以刑則富。富者使以賞則貧。治國能令貧者富。富者貧。則國多力。多力者王。王者刑九賞一。彊國刑七賞三。削國刑五賞五。國作壹。一歲十歲彊。作壹十歲百歲彊。作壹百歲千歲彊。千歲彊者王。威以一取十。以聲取實。故能爲威者王。能生不能殺。曰自攻之國。必削。能生能殺曰攻敵之國。必彊。故攻官攻力攻敵〔攻官攻力攻敵六字不明。〕國用其二。舍其一必彊。令用三者威必王。十里斷者國弱。五里斷者國彊。〔五里斷。底本作九里斷。據說民篇改。見韓子飭令篇。〕以日治者王。以夜治者彊。以宿治者削。舉民衆口數。生者著。死者削。民不逃粟。野無荒草則國富。國富者彊。以刑去刑國治。以刑致刑國亂。故曰行刑重。輕刑去。事成國彊。重重而輕輕。刑至事生國削。刑生力。力生彊。彊生威。威生惠。惠生於力。〔兩惠字。疑當作悳即德。說民第五及飭令第十三竝云威生於德云云。〕舉力以成勇戰。勇戰以成知謀。〔底本無勇戰以成知謀之勇。據上句法私補。〕

金生而粟死。粟死而金生。本物賤。事者衆。買者少。農困而姦勸。其兵弱。國必削至亡。金一兩生於境內。粟十二石死於境外。粟十二石生於境內。金一兩死於境外。國好生金於境內。則金粟兩死。倉府兩虛國弱。國好生粟於境內。則金粟兩生。倉府兩實國彊。〔藝文類聚卷八十五及太平御覽卷八百四十。引金一兩以下至此句。〕彊國知十三數。〔十三數。恐下文諸數之總計。〕

境內倉口之數。壯男壯女之數。老弱之數。官士之數。以言說取食者之數。利民之數。馬牛芻藁之數。欲彊國。不知國十三數。地雖利。民雖衆。國愈弱至削。國無怨民曰彊國。興

游食者衆。衆則農者殆。則土地荒。學者成俗。則民舍農。從事於說談。高言僞議。舍農游食。而以言相高也。故民離上而不臣者成群。此貧國弱兵之教也。夫國庸民以言。（庸。私讀爲用。）則民不畜於農。故惟明君知好言之不可以彊兵闢土也。惟聖人之治國。作壹摶之於農而已矣。

去彊第四

以彊去弱者弱。以弱去彊者彊。（以彊去弱者弱。底本作以彊去彊者弱。據意林第四改。弱民篇亦同）國爲善。姦必多。國富而貧治曰重富。重富者彊。國貧而富治曰重貧。重貧者弱。兵行敵所不敢行彊。事興敵所羞爲利。主貴多變。國多物削。主少物彊。千乘之國。守千物者削。戰事兵用曰彊。戰亂兵息而國削。農商官三者。國之常官也。三官者生蝨官者六。曰歲。曰食。曰美。（孫說云。案魏仲舉五百家注韓文六。瀧吏詩注。引曰美。作曰玩。）曰好。曰志。曰行。六者有樸必削。三官之樸三人。六官之樸六人。（六人。底本作一人。私改。）以治法者彊。以治政者削。常官治者遷官（常官治者遷官六字不明。范本。治者作法去。亦不通。）治大國小。治小國大。彊之重削。弱之重彊。夫以彊攻彊者亡。以弱攻彊者王。國彊而不戰。毒輸於內。禮樂蝨官生必削。國遂戰。毒輸於敵國。無禮樂蝨官。必彊。舉榮任功曰彊。蝨官生必削。農少商多。貴人貧商貧農貧。（貴人疑官字誤。）三官貧必削。國有禮有樂。有詩有書。有善有脩。有孝有弟。有廉有辯。國有十者上無使戰必削至亡。國無十者。上有使戰必興至王。國以善民治姦民者。必亂至削。國以姦民治善民者。必治至彊。國用詩書禮樂孝弟善脩廉辯。（廉辯二字私補。）治者。敵至必削。不至必貧。（不至必貧上。底本有國字恐衍私削。疑敵誤。）國不用十者治。（不用十。底本作不用八。與

覽卷八百八十二改。意林卷四。亦節鈔之。〕雖有詩書鄉一束家一員。獨無益於治也。非所以反之之術也。故先王反之於農戰。故曰百人農。一人居者王。十人農一人居者彊。半農半居者危。故治國者。欲民之農也。國不農。則與諸侯爭權。不能自持也。則衆力不足也。故諸侯撓其弱。乘其衰。土地侵削而不振。則無及已。聖人知治國之要。故令民歸心於農。歸心於農。則民樸而可正也。不紛紛則易使也。〔不紛紛。底本無不字。私補。〕信可以守戰也。壹則少詐而重居。壹則可以賞罰進也。壹則可以外用也。夫民之親上死制也。以其旦暮從事於農。夫民之不可用也。見言談游士事君之可以尊身也。商賈之可以富家也。技藝之足以餬口也。〔餬口。百子全書本作距口。俞說云。距乃餂字之誤。莊子人間世釋文引李云。餬食也。崔云。字或作互。或作餂然則餂卽餬之俗字。〕民見此三者之便且利也。則必避農。避農則民輕其居。輕其居。則必不爲上守戰也。凡治國者。患民之散。而不可摶也。是以聖人作壹摶之也。國作壹。一歲者十歲彊。作壹十歲者百歲彊。作壹百歲者千歲彊。〔國作壹一歲者十歲彊。作壹十歲者百歲彊。作壹百歲者千歲彊。百子全書本作國作一歲者十歲彊。作一十歲者百歲彊。修一百歲者千歲彊。非〕千歲彊者王。君脩賞罰以輔壹教。是以其教有所常。而政有成也。王者得治民之至要。故不待賞賜而民親上。不待爵祿而民從事。不待刑罰而民致死。國危主憂。說者成伍。無益於安危也。夫國危主憂也者。彊敵大國也。〔彊敵大國也五字。恐涉下文衍。〕人君不能服彊敵破大國也。則脩守備。便地形。摶民力。以待外事。然後患可以去。而王可致也。是以明君脩政作壹。去無用。止浮學。事淫之民壹之農。然後國家可富。而民力可摶也。今世主皆憂其國之危。而兵之弱也。而彊聽說者。說者成伍。煩言飾辭。而無實用。〔而無實用。百子全書本作而章無用。俞說云。章乃竟字之誤。〕主好其辯。不求其實。說者得意。道路曲辯。輩輩成群。民見其可以取王公大人也。而皆學之。夫人聚黨與。說議於國。紛紛焉。小民樂之。大人說之。故其民。農者寡。而

則上官可得而欲也。曰我不以貨事上。而求遷者。則如以猫餌鼠爾。（貓。底本作貍。疑非。故私改。）必不冀矣。若以情事上而求遷者。則如引諸絕繩而求乘枉木也。（諸。私案。語助與於同。）愈不冀矣。二者不可以得遷。則我焉得無下動衆取貨以事上。而以求遷乎。百姓曰。我疾農先實公倉。收餘以食親。為上忘生而戰。以尊主安國也。倉虛主卑家貧。然則不如索官。親戚交游。合則更慮矣。豪傑務學詩書。隨從外權。胥靡事商賈。為技藝。皆以避農戰。民以此為教。則粟焉得無少。而兵焉得無弱也。善為國者。官法明。故不任知慮。上作壹。故民不偸營。則國力摶（本注云。摶與專同。一本作搏非）（偸營。底本作偸營。秦本作私營。竝非。上文云。作壹則民不偸營。）

國力摶者彊國。好言談者削。故曰農戰之民千人。而有詩書辯慧者一人焉。千人者皆怠於農戰矣。農戰之民百人。而有技藝者一人焉。百人者皆怠於農戰矣。國待農戰而安。主待農戰而尊。夫民之不農戰也。上好言而官失常也。常官則國治。壹務則國富。國富而治。王之道也。故曰王道作[外身作]壹而已矣。（外身作三字可疑。）今上論材能知慧而任之。則知慧之人。希主好惡。使官制物。以適主心。是以官無常。國亂而不壹。辯說之人而無法也。（辯說之人上。疑有脫誤。）如此則民務焉得無多。而地焉得無荒。詩書禮樂善修仁廉辯慧。國有十者。上無使守戰。國以十者治。敵至必削。不至必貧。國去此十者。敵不敢至。雖至必卻。興兵而伐必取。按兵不伐必富。國好力者以難攻。以難攻者必興。好辯以易攻者必危。故聖人明君者。非能盡其萬物也。知萬物之要也。故其治國也。察要而已矣。今為國者多無要。朝廷之言治也。紛紛焉。務相易也。是以其君惛於說。其官亂於言。其民惰而不農。故其境內之民。皆化而好辯樂學。事商賈。為技藝。避農戰。如此則不遠矣。國有事則學民惡法。商民善化。技藝之民不用。故其國易破也。夫農者寡。而游食者衆。故其國貧危。今夫螟螣蚼蠋。春生秋死。一出而民數年不食。今一人耕而百人食之。此其為螟螣蚼蠋亦大矣。（蚼蠋。底本作蚼蝎。據太平御

則姦民無主。姦民無主。則爲姦不勉。〔俞說云。勉當爲免。〕農民不傷。姦民無樸。〔俞說云。樸之言樸屬也。考工記鄭注曰。樸屬猶附著堅固貌也。又作僕。〕則農民不敗。農民不敗。則草必墾矣。

農戰第三

凡人主之所以勸民者。官爵也。國之所以興者。農戰也。今民求官爵。皆不以農戰。而以巧言虛道。〔藝文類聚卷五十一。及五十二。孔廣陶校注本北堂書鈔卷四十六物篇一。並引此句。有少異同。〕此謂勞民。勞民者。其國必無力。無力者。其國必削。善爲國者。其教民也。皆從壹空而得官爵。〔皆從壹空而得官爵。底本作皆作壹而得官爵。俞說云。下云。民見上利之從壹空也則作壹。上利之從壹空出。卽承此文而云。下云。則作壹。乃始言其效。然則此文。不得云作壹明矣。〕是故不官無爵。國去言則民樸。民樸則不淫。民見上利之從壹空出也。則作壹。作壹則民不偸營。民不偸營則多力。多力則國彊。今境內之民皆曰。農戰可避。而官爵可得也。是豪傑皆可變業務。學詩書。隨從外權。上可以得顯。下可以求官爵。胥靡事商賈爲技藝。皆以避農戰。〔皆以避農戰下。底本。有具備國之危也六字。俞說云。下文要靡事商賈爲技藝云云。兩文大略相同。而無此六字。故刪。又私案。胥靡。底本作要靡。不成義。故改。莊子人間世篇云。相靡以信。胥與相同。又案下文樂學事商賈云云。然則樂學之誤與。〕民以此爲教者。其國必削。善爲國者。倉廩雖滿。不偸於農。國大民衆。不淫於言。則民樸壹。民樸壹則官爵不可巧而取也。不可巧取。則姦不生。姦不生。則主不惑。今境內之民。及處官爵者。見朝廷之可以巧言辨說取官爵也。故官爵不可得而常也。是故進則曲主。退則慮私。所以實其私。然則下賣權矣。夫曲主慮私。非國利也。而爲之者。以其爵祿也。下賣權。非忠臣也。而爲之者。以末貨也。然則下官之冀遷者。皆曰多貨

躁欲之民壹意（愚心二字疑衍）則農民必靜、農靜誅愚、則草必墾矣、均出餘子之使令、以[世]使之、又嚴其解舍、（世字可疑。嚴其解舍。底本作高其解舍。高字可疑。按原文。不許解舍之意也。故私改爲嚴。解舍見管子五輔篇及韓子五蠹篇。）令有甬官食槩、不可以辟役、而大官未可必得也。則餘子不游事人、則必農、農則草必墾矣、國之大臣諸大夫、博聞辨慧游居之事、皆無得爲、無得居游於百縣、則農民無所聞變見方。農民無所聞變見方、則知農無從離其故事、而愚農不知不好學問。愚農不知不好學問、則務疾農。知農不離其故事、則草必墾矣。令軍市無有女子、而無命其商。（無命其商。底本無無字。私補。）令人自給甲兵、（給。全書本作拾。非。）使視軍興、又使軍市無得私輸糧者、則姦謀無所於伏、盜糧輸糧者、（盜糧輸糧者。底本作盜輸糧者。私改。下文云。盜糧者無所售。送糧者不私二句。承此而言。）不私稽、輕惰之民、不游軍市、盜糧者無所售。送糧者不私、輕惰之民、不游軍市、則農民不淫。國粟不勞、則草必墾矣。百縣之治、一刑則從。迁者不飾、代者不敢更其制、（一刑則從。迁者不飾。代者不敢更其制。底本作一形則從迂者不敢更其制。私案。形刑故字相通。迂當作迁。迁卽遷也。又據孫說。補不飾代三字。）過而廢者（廢。私讀爲發。）不能匿其舉、過舉不匿。則官無邪人、迁者不飾。代者不更。則官屬少而民不勞、官無邪則民不敖、民不敖則業不敗、官屬少、則徵不煩（官屬少則徵不煩。底本無則字。不與上文一律。據兪說補。）民不勞、則農多日。農多日、徵不煩、業不敗則草必墾矣。重關市之賦、則農惡商。商有疑惰之心、農惡商。商疑惰則草必墾矣。以商之口數、使[商令之]廝輿徒重者、必當名。（使商令之云云句可疑。商令之三字恐衍。）則農逸而商勞、農逸則良田不荒。商勞則去來賫送之禮、無通於百縣、則農民不饑。行不飾、農民不饑。行不飾、則公作必疾。而私作不荒。則農事必勝。則草必墾矣。令送糧無取僦。無得[反]庸。（反庸之反字可疑。）車牛輿重。設必當名。然則往速徠疾。則業不敗農。業不敗農。則草必墾矣。無得爲罪人請於吏而饟食之、

交。無外交。則國勉農而不偷。民不賤農。則國安不殆。國安不殆。勉農而不偷。則草必墾矣。祿厚而稅多。食口衆者。敗農者也。則以其食口之數。賦而重使之。（賦而重使之。底本賦作賤。據孫說改）則辟淫游惰之民。無所於食。無所於食。則必農。（底本。無所於食則必農句上。有民字。俞說云。民字衍文也。若有民字。必幷辟淫游惰之五字。於文方足。今無此五字。下文云。壹山澤。則惡農慢惰倍欲之民。無所於食。無所於食。則必農。文與此同。可證矣。施氏先秦諸子本。正無民字。）農則草必墾矣。使商無得糴。農無得糶。農無得糶。則窳惰之農勉疾。商不得糴。則多歲不加樂。多歲不加樂。則饑歲無裕利。無裕利。則商怯。商怯則欲農。窳惰之農勉疾。商欲農。則草必墾矣。聲服無通於百縣。則民行作不顧。休居不聽。休居不聽。則氣不淫。行作不顧。則意必壹。意壹而氣不淫。則草必墾矣。無得取庸。則大夫家長不建繕。愛子不惰食。惰民不窳。而庸民無所於食。則必農（而庸民無所於食。則必農。底本則作是。下文並作則必農。故改）大夫家長不建繕。則農事不傷。愛子不惰食。惰民不窳。（愛子不惰食。惰民不窳。底本。作愛子惰民不窳。不與上文相接。據俞說改）則良田不荒。（良田不荒。底本作故田不荒。據下文私改）農事不傷。農民益農。則草必墾矣。廢逆旅。則姦僞躁心私交疑農之民不行。逆旅之民無所於食。則必農。農則草必墾矣。壹山澤。則惡農慢惰倍欲（倍欲。底本作信欲。據下文改。）之民。無所於食。無所於食。則必農。農則草必墾矣。貴酒肉之價。重其租。令十倍其樸。然則商賈少。農不能喜酣奭。（俞說云。詩采芑傳。路車有奭。毛傳曰奭赤貌。）大臣不爲荒飽。商賈少則上不費粟。民不能喜酣奭。則農不慢。大臣不荒。則國事不稽。主無過擧。上不費粟。民不慢農。則草必墾矣。重刑而連其罪。則褊急之民不鬬。狠剛之民不訟。怠惰之民不游。費資之民不作。巧諛惡心之民無變也。五民者不生於境內。則草必墾矣。使民無得擅徙。則誅愚（俞說云。誅當讀爲朱。莊子康桑楚。謂我朱愚。又作侏。）亂農之民。（亂農之民。底本作亂農農民。據俞孫兩說而正之）無所於食。而必農。愚心

同禮而王・五霸不同法而霸・故知者作法・而愚者制焉・賢者更禮・而不肖者拘焉・拘禮之人・不足與言事・制法之人・不足與論變・君無疑矣・杜摯曰・臣聞之・利不百不變法・功不十不易器・臣聞・法古無過・循禮無邪・君其圖之・公孫鞅曰・前世不同教・何古之法・帝王不相復・何禮之循・伏羲神農・教而不誅・黃帝堯舜・誅而不怒・及至文武・各當時而立法・因事而制禮・禮法以時而定・制令各順其宜・兵甲器備・各便其用・臣故曰・治世不一道・便國不必法古・湯武之王也・不修古而興・殷夏之滅也・不易禮而亡・然則反古者・未必可非・循禮者未足多是也・君無疑矣・孝公曰善・吾聞窮巷多怪・曲學多辨・愚者之笑・智者哀焉・狂夫之樂・賢者憂焉・拘世之議・人心不疑矣・於是遂出墾草令・（多怪。底本作多恠。據新序改。太平御覽卷一百九十五亦同。之笑。底本作笑之。不與下句一律。據新序改。憂焉。底本作哀焉。百子全書本作哭焉。據新序改。拘世之議。人心不疑矣。底本作拘世以議。寡人不之疑矣。文義不貫。據新序改。）

墾令第二

無宿治・則邪官不及爲私利於民・而百官之情不相稽・邪官不及爲私利於民・則農不敗・百官之情・不相稽・則農有餘日・農不敗・而有餘日・則草必墾矣・（無宿治至則草必墾矣云云。五十八字。底本作無宿治。則邪官不及爲私利於民。而百官之情不相稽則農有餘日。邪官不及爲私利於民。則農不敗。農不敗。而有餘日。則草必墾矣。據俞說改。）訾粟而稅・則上壹而民平・上壹則信・信則臣不敢爲邪・民平則愼・愼則難變・上信而官不敢爲邪・民愼而難變・則下不非上・中不苦官・下不非上・中不苦官・則壯民疾農不變・壯民疾農不變・則少民學之不休・少民學之不休・則草必墾矣・無以外權爵任與官・則民不貴學問・又不賤農・民不貴學則愚・愚則無外

商子

卷第一

更法第一

孝公平晝間居。〔孝公平晝間居。底本作孝公平晝。王紹蘭云。趙策云。武靈王平晝間居。肥義侍坐。全篇與此相仿。彼欲變服。此欲變法。故詞義多雷同。然則此文當作孝公平晝間居。謂平日間居。傳寫誤脫耳。今據改。〕公孫鞅甘龍杜摯三大夫。御於君。慮世事之變。討正法之本。求使民之道。君曰。代立不忘社稷。君之道也。〔代立。新序善謀篇。作代位。立位古字相通。〕錯法務明主長。臣之行也。〔錯法務明主長。底本作錯法務民主張。據新序改。〕今吾欲變法以治。更禮以敎百姓。恐天下之議我也。公孫鞅曰。臣聞之。疑行無成。疑事無功。君亟定變法之慮。殆無顧天下之議之也。且夫有高人之行者。固見負於世。有獨知之慮者。必見訾於民。〔訾。底本作驁。一本及史記作敖。新序作訾。索隱引作訾。今據改。意林卷四引有少異同。〕語曰。愚者闇於成事。知者見於未萌。〔太平御覽卷四百九十六。及四百三十七引之有少異。〕民不可與慮始。而可與樂成。郭偃之法曰。論至德者。不和於俗。成大功者。不謀於衆。法者所以愛民也。禮者所以便事也。是以聖人。苟可以彊國。不法其故。苟可以利民。不循其禮。孝公曰。善。甘龍曰。不然。臣聞之。聖人不易民而敎。知者不變法而治。因民而敎者。不勞而功成。據法而治者。吏習而民安。今若變法。不循秦國之故。更禮以敎民。臣恐天下之議君。願孰察之。公孫鞅曰。子之所言。世俗之言也。夫常人安於故習。學者溺於所聞。此兩者所以居官而守法。非所與論於法之外也。三代不

亂。邦道差誤。刑賞之不分白也。

韓　非　子　終

制分第五十三

大凡國博君尊者。未嘗非法重而可以至乎令行禁止於天下者也。是以君人者。分爵祿。制刑法。必嚴以重之。夫國治則民安。事亂則國危。法重者得人情。禁輕者失事實。且夫死力者。民之所有者也。人情莫不出其死力以致其所欲。而好惡者上之所制也。民者好利祿而惡刑罰。上掌好惡以御民力。事實不宜失矣。然而禁輕事失者。刑賞失也。其治民不秉法爲善也。如是則是無法也。故治亂之理。宜務分刑賞爲急。治國者莫不有法。然而有存有亡。亡者其制刑賞不分也。治國者其刑賞莫不有分。有持以異爲分。不可謂分。至於察君之分。獨分也。是以其民重法而畏禁。願毋抵罪而不敢胥賞。故曰。不待刑賞而民從事矣。是故夫至治之國。善以止姦爲務。是何也。其法通乎人情。關乎治理也。然則去微姦之道奈何。其務令之相闚其情者也。則使相闚奈何。曰。蓋里相坐而已。禁尚有連於己者。理不得不相闚。惟恐不得免。有姦心者不令得忘。闚者多也。如此則愼己而闚彼。發姦之密。告過者免罪受賞。失姦者必誅連刑。如此則姦類發矣。姦不容細。私告任坐使然也。夫治法之至明者。任數不任人。是以有術之國。不用察而得人之情。境內必治。任數也。亡國使兵公行乎其地。而弗能圉禁者。任人而無數也。自攻者人也。攻人者數也。故有術之國。去言而任法。凡畸功之循約者難知。過刑之於言者難見也。是以刑賞惑乎貳。所謂循約難知者姦功也。臣過之難見者失根也。循理不見虛功。度情詭乎姦根。則二者安得無兩失也。是以虛士立名於內。而談者爲略於外。故愚怯勇慧相連。而以虛道屬俗。而容乎世。故其法不用。而刑罰不加乎僇人。如此則刑賞安得不容其二。故實有所不至。而理失其量。量之失。非法使然也。法定而任慧也。釋法而任慧者。則受事者安得其務。務不與事相得。則法安得無失。而刑安得無煩。是以賞罰擾

必削。

心度第五十一

聖人之治民。度於本。不從其欲。期於利民而已。故其與之刑。非所以惡民。愛之本也。刑勝而民靜。賞繁而姦生。故治民者。刑勝治之首也。賞繁亂之本也。夫民之性。喜亂而不親其法。故明主之治國也。明賞則民勸功。嚴刑則民親法。勸功則公事不犯。親法則姦無所萌。故治民者禁姦於未萌。而用兵者服戰於民心。禁先其本者治。兵戰其心者勝。聖人之治民也。先治者强。先戰者勝。夫國事。務先而一民心。專擧公而私不從。賞告而姦不生。明法而治不煩。能用四者强。不能用四者弱。夫國之所以强者政也。主之所以尊者權也。故明君有權有政。亂君亦有權有政。積而不同。其所以立異也。故明君操權而上重。一政而國治。故法者王之本也。刑者愛之自也。夫民之性。惡勞而樂佚。佚則荒。荒則不治。不治則亂。而賞刑不行於天下者必塞。故欲擧大功。而難致力者大功不可幾而擧也。欲治其法。而難變其故者。民亂不可幾而治也。故治民無常。唯治爲法。法與時轉則治。治與世宜則有功。故民樸而禁之以名則治。維之以刑則從。時移而治不易者亂。能治衆而禁不變者削。故聖人之治民也。法與時移。而禁與治變。能越力於地者富。能起力於敵者强。强不塞者王。故王道在所開。在所塞。塞其姦者必王。故王術不恃外之不亂也。恃其不可亂也。恃外不亂而治立者削。恃其不可亂而行法者興。故賢君之治國也。適於不亂之術。貴爵則上重。故賞功爵任。而邪無所關。好力者其爵貴。爵貴則上尊。上尊則必王。國不事。而恃私學者其爵賤。爵賤則上卑。上卑者必削。故立國用民之道也。能閉外塞私。而上自恃者。王可致也。

近習而不計其智。是與愚論智也。其當塗者不必賢。人主之於人。或有所賢而禮之。又因與當塗者論其行。聽其言而不用賢。是與不肖論賢也。故智者決策於愚人。賢士程行於不肖。則賢智之士奚時得用。而人主之明塞矣。昔關龍逢說桀。而傷其四肢。王子比干諫紂。而剖其心。子胥忠直夫差。而誅於屬鏤。此三子者。爲人臣非不忠。而說非不當也。然不免於死亡之患者。主不察賢智之言。而蔽於愚不肖之患也。今人主非肯用法術之士。聽愚不肖之臣。則賢智之士。孰敢當三子之危。而進其智能者也。此世之所以亂也。

飭令第五十一

飭令則法不遷。法平則吏無姦。法已定矣。不以善言售法。任功則民少言。任善則民多言。行法曲斷。以五里斷者王。以九里斷者强。宿治者削。以刑治。以賞戰。厚祿以用術。國無姦民。則都無姦市。物多末衆。農弛姦勝。則國必削。民有餘食。使以粟出爵。必以其力。則農不怠。三寸之管。毋當不可滿也。授官爵出利祿不以功。是無當也。國以功授官與爵。此謂以成智謀。以威勇戰。其國無敵。國以功授官與爵。則治見者省言者塞。此謂以治去治。以言去言。以功與爵者也。故國多力。而天下莫之能侵也。兵出必取。取必能有之。按兵不攻必富。朝廷之事。小者不毀。效功取官爵。廷雖有辟言。不得以相干也。是謂以數治。以力攻者。出一取十。以言攻者。出十喪百。國好力。此謂以難攻。國好言。此謂以易攻。其能勝其官。輕其任。而莫懷餘力於身。莫負兼官之責於君。內無伏怨。使明者不相干。故莫訟。使士不兼官。故技長。使人不同功。故莫爭言。此謂易攻。重刑少賞。上愛民。民死賞。多賞輕刑。上不愛民。民不死賞。利出一空者。其國無敵。利出二空者。其兵半用。利出十空者。民不守。重刑明民。大制使人。則上利。行刑重其輕者。輕者不至。重者不來。此謂以刑去刑。罪重而刑輕。刑輕則事生。此謂以刑致刑。其國

世人多不言國法。而言從橫。諸侯言從者曰。從成必霸。而言橫者曰。橫成必王。山東之言從橫。未嘗一日而止也。然而功名不成。霸王不立者。虛言非所以成治也。王者獨行。謂之王。是以三王不務離合而正。五霸不待從橫而察。治內以裁外而已矣。

人主第五十

人主之所以身危國亡者。大臣太貴。左右太威也。所謂貴者。無法而擅行。操國柄而便私者也。所謂威者。擅權勢而輕重者也。此二者不可不察也。夫馬之所以能任重引車致遠道者。以筋力也。萬乘之主。千乘之君。所以制天下而征諸侯者。以其威勢也。威勢者人主之筋力也。今大臣得威。左右擅勢。是人主失力。人主失力。而能有國者。千無一人。虎豹之所以能勝人。執百獸者。以其爪牙也。而使虎豹失其爪牙。則人必制之矣。今勢重者人主之爪牙也。君人而失其爪牙。虎豹之類也。宋君失其爪牙於子罕。簡公失其爪牙於田常。而不蚤奪之。故身死國亡。今無術之主。皆明知宋簡之過也。而不悟其失。不察其類者也。且法術之士。與當塗之臣不相容也。何以明之。主有術士。則大臣不得制斷。近習不敢賣重。大臣左右權勢息。則人主之道明也。今則不然。其當塗之臣得勢擅事。以環其私。左右近習。朋黨比周以制疏遠。則法術之士。奚時得進用。人主奚時得論裁。故有術不必用。而勢不兩立。法術之士。焉無危。故君人者。非能退大臣之議。而背左右之訟。獨合乎道言也。則法術之士。安能蒙死亡之危而進說乎。此世之所以不治也。明主者推功而爵祿。稱能而官事。所舉者必有賢。所用者必有能。賢能之士進。則私門之請止矣。夫有功者受重祿。有能者處大官。則私劍之士。安得無離於私勇。而疾距敵。游宦之士。焉得無撓於私門。而務於清潔矣。此所以聚賢能之士。而散私門之屬也。今近習者不必智。人主之於人也。或有所智而聽之。入因與近習論其言。聽

舜以賢取君之國、而湯武以義放弒其君。此皆以賢而危主者也。而天下賢之。古之烈士、進不臣君。退不為家。是進則非其君。退則非其親者也。且夫進不臣君。退不為家。亂世絕嗣之道也。是故賢堯舜湯武而是烈士。天下之亂術也。瞽瞍為舜父而舜放之。象為舜弟而殺之、放父殺弟。不可謂仁。妻帝二女而取天下。不可謂義。仁義無有。不可謂明。詩云。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。信若詩之言也。是舜出則臣其君。入則臣其父。妾其母。妻其主女也。故烈士內不為家。亂世絕嗣。而外矯於君。朽骨爛肉。施於土地。流於川谷。不避蹈水火。使天下從而效之。是天下徧死而願夭也。此皆釋世而不治者也、世之所為烈士者。離衆獨行。取異於人。為恬淡之學。而理恍惚之言。臣以為恬淡無用之教也。恍惚無法之言也。言出於無法。數出於無用者、天下謂之察。臣以為人生必事君養親。事君養親。不可以恬淡。必以言論忠信法術。言論忠信法術。不可以恍惚。恍惚之言。恬淡之學。天下之惑術也。孝子之事父也。非競取父之家也。忠臣之事君也、非競取君之國也。夫為人子而常譽他人之親曰、某子之親。夜寢早起。強力生財。以養子孫臣妾。是誹謗其親者也。為人臣常譽先王之德厚而願之。是誹謗其君者也。非其親者。知其不孝。而非其君者。天下賢之。此所以亂也。故人臣毋稱堯舜之賢。毋譽湯武之伐。毋言烈士之高。盡力守法。專心於事主者。為忠臣。古者黔首悗密蠢愚。故可以虛名取也。今民儇調智慧。欲自用不聽上。上必且勸之以賞。然後可進。又且畏之以罰。然後不敢退。而世皆曰、許由讓天下。賞不足以勸。盜跖犯刑赴難。罰不足以禁。臣曰。未有天下而無以天下為者。許由是也。已有天下而無以天下為者。堯舜是也。毀廉求財、犯刑趨利。忘身之死者。盜跖是也。此三者殆物也。治國用民之道也。不以此三者為量。治也者。治常者也。道也者。道常者也、殆物妙言。治之害也。天下太上之士。不可以賞勸也。天下太下之士。不可以刑禁也。然為太上士不設賞。為太下士不設刑。則治國用民之道失矣。故

悅也。夫求聖通之士者。爲民知之不足師用。昔禹決江濬河。而民聚瓦石。子產開畝樹桑。鄭人謗訾。禹利天下。子產存鄭。皆以受謗。夫民智之不足用亦明矣。故舉士而求賢智。爲政而期適民。皆亂之端。未可與爲治也。

忠孝第四十九

天下皆以孝悌忠順之道爲是也。而莫知察孝悌忠順之道而審行之。是以天下亂。皆以堯舜之道爲是而法之。是以有弑君。有曲父。堯舜湯武。或反君臣之義。亂後世之教者也。堯爲人君而君其臣。舜爲人臣而臣其君。湯武人臣而弑其主。刑其尸。而天下譽之。此天下所以至今不治者也。夫所謂明君者。能畜其臣者也。所謂賢臣者。能明法辟。治官職。以戴其君者也。今堯自以爲明。而不能以畜舜。舜自以爲賢。而不能以戴堯。湯武自以爲義。而弑其君長。此明君且常與。而賢臣且常取也。故至今爲人子者。有取其父之家者。爲人臣者。有取其君之國者矣。父而讓子。君而讓臣。此非所以定位一教之道也。臣之所聞曰。臣事君。子事父。妻事夫。三者順則天下治。三者逆則天下亂。此天下之常道也。明王賢臣而弗易也。則人主雖不肖。臣不敢侵也。今夫上賢任智無常。逆道也。而天下常以爲治。是故田氏奪呂氏於齊。戴氏奪子氏於宋。此皆賢且智也。豈愚且不肖乎。是廢常上賢則亂。舍法任智則危。故曰。上法而不上賢。記曰。舜見瞽瞍。其容造焉。孔子曰。當是時也。危哉天下岌岌。有道者。父固不得而子。君固不得而臣也。臣曰。孔子本未知孝悌忠順之道也。然則有道者。進不得爲臣主。退不得爲父子耶。父之所以欲有賢子者。家貧則富之。父苦則樂之。君之所以欲有賢臣者。國亂則治之。主卑則尊之。今有賢子而不爲父。則父之處家也苦。有賢臣而不爲君。則君之處位也危。然則父有賢子。君有賢臣。適足以爲害耳。豈得利哉焉。所謂忠臣不危其君。孝子不非其親。今

力寡則朝於人。故明君務力。夫嚴家無悍虜。而慈母有敗子。吾以此知威勢之可以禁暴。而德厚之不足以止亂也。夫聖人之治國。不恃人之爲吾善也。而用其不得爲非也。恃人之爲吾善也。境內不什數。用人不得爲非。一國可使齊。爲治者用衆而舍寡。故不務德而務法。夫必恃自直之箭。百世無矢。恃自圜之木。千世無輪矣。自直之箭。自圜之木。百世無有一。然而世皆乘車射禽者何也。隱括之道用也。雖有不恃隱括。而有自直之箭。自圜之木。良工弗貴也。何則乘者非一人。射者非一發也。不恃賞罰。而恃自善之民。明主弗貴也。何則國法不可失。而所治非一人也。故有術之君。不隨適然之善。而行必然之道。今或謂人曰。使子必智而壽。則世必以爲狂。夫智性也。壽命也。性命者非所學於人也。而以人之所不能爲說人。此世之所以謂之爲狂也。謂之不能。然則是諭也。夫諭性也。以仁義敎人。是以智與壽說也。有度之主弗受也。故善毛嬙西施之美。無益吾面。用脂澤粉黛。則倍其初。言先王之仁義。無益於治。明吾法度。必吾賞罰者。亦國之脂澤粉黛也。故明主急其助。而緩其頌。故不道仁義。今巫祝之祝人曰。使若千歲萬歲。千歲萬歲聲括耳。而一日之壽。無徵於人。此人所以簡巫祝也。今世儒者之說人主。不言今之所以爲治。而語已治之功。不審官治之法。不察姦邪之情。而皆道上古之傳。譽先王之成功。儒者飾辭曰。聽吾言。則可以霸王。此說者之巫祝。有度之主不受也。故明主擧實事。去無用。不道仁義之故。不聽學者之言。今不知治者必曰。得民之心。欲得民之心。而可以爲治。則是伊尹管仲無所用也。將聽民而已矣。民智之不可用。猶嬰兒之心也。夫嬰兒不剔首則腹痛。不揊痤則寖益。剔首揊痤。必一人抱之。慈母治之。然猶啼呼不止。嬰兒子不知犯其所小苦。致其所大利也。今上急耕田墾草。以厚民產也。而以上爲酷。修刑重罰。以爲禁邪也。而以上爲嚴。徵賦錢粟。以實倉庫。且以救饑饉。備軍旅也。而以上爲貪。境內敎戰陣。閱士卒。并力疾鬭。所以禽虜也。而以上爲暴。此四者所以治安也。而民不知

以易民死命也。今上尊貴輕物重生之士。而索民之出死而重殉上事。不可得也。藏書策。習談論。聚徒役。服文學而議說。世主必從而禮之曰。敬賢士。先王之道也。夫吏之所稅耕者也。而上之所養學士也。耕者則重稅。學士則多賞。而索民之疾作而少言談。不可得也。立節參名。執操不侵。怨言過於耳。必隨之以劍。世主必從而禮之。以爲自好之士。夫斬首之勞不賞。而家鬬之勇尊顯。而索民之疾戰距敵。而無私鬬。不可得也。國平則養儒俠。難至則用介士。所養者非所用。所用者非所養。此所以亂也。且夫人主之聽於學也。若是其言。宜布之而官用其身。若非其言。宜去其身而息其端。今以爲是也。而弗布於官。以爲非也。而不息其端。是而不用。非而不息。亂亡之道也。澹臺子羽。君子之容也。仲尼幾而取之。與處久。而行不稱其貌。宰予之辭。雅而文也。仲尼幾而取之。與處久。而智不充其辯。故孔子曰。以容取人乎。失之子羽。以言取人乎。失之宰予。故以仲尼之智。而有失實之聲。今之新辯。濫乎宰予。而世主之聽。眩乎仲尼。爲悅其言。因任其身。則焉得無失乎。是以魏任孟卯之辯。而有華下之患。趙任馬服之辯。而有長平之禍。此二者任辯之失也。夫視鍛錫而察青黃。區冶不能以必劍。水擊鵠鴈。陸斷駒馬。則臧獲不疑鈍利。發齒吻。相形容。伯樂不能以必馬。授車就駕而觀其末塗。則臧獲不疑駑良。觀容服。聽辭言。仲尼不能以必士。試之官職。課其功伐。則庸人不疑於愚智。故明主之吏。宰相必起於州部。猛將必發於卒伍。夫有功者必賞。則爵祿厚而愈勸。遷官襲級。則官職大而愈治。夫爵祿大而官職治。王之道也。磐石千里。不可謂富。象人百萬。不可謂强。石非不大。數非不衆也。而不可謂富强者。磐石不生粟。象人不可使拒敵也。今商官技藝之士。亦不耕而食。是地不墾。與磐石一貫也。儒俠毋軍勞顯而榮者。則民不使。與象人同事也。夫知禍磐石象人。而不知禍商官儒俠。爲不墾之地。不使之民。不知事類者也。故敵國之君王。雖說吾義。吾弗入貢而臣。關內之侯。雖非吾行。吾必使執禽而朝。是故力多則人朝。

世之顯學。儒墨也。儒之所至孔丘也。墨之所至墨翟也。自孔子之死也。有子張之儒。有子思之儒。有顏子之儒。有孟子之儒。有漆雕氏之儒。有仲梁氏之儒。有孫氏之儒。有樂正子之儒。自墨子之死也。有相里氏之墨。有相夫氏之墨。有鄧陵氏之墨。故孔墨之後。儒分爲八。墨離爲三。取舍相反不同。而皆自謂眞孔墨。孔墨不可復生。將誰使定後世之學乎。孔子墨子。俱道堯舜。而取舍不同。皆自謂眞堯舜。堯舜不復生。將誰使定儒墨之誠乎。殷周七百餘歲。虞夏二千餘歲。而不能定儒墨之眞。今乃欲審堯舜之道於三千歲之前。意者其不可必乎。無參驗而必之者愚也。弗能必而據之者誣也。故明據先王。必定堯舜者。非愚則誣也。愚誣之學。襍反之行。明主弗受也。墨者之葬也。冬日冬服。夏日夏服。桐棺三寸。服喪三月。世以爲儉而禮之。儒者破家而葬。服喪三年。大毀扶杖。世主以爲孝而禮之。夫是墨子之儉。將非孔子之侈也。是孔子之孝。將非墨子之戾也。今孝戾侈儉。俱在儒墨。而上兼禮之。漆雕之議。不色撓。不目逃。行曲則違於臧獲。行直則怒於諸侯。世主以爲廉而禮之。宋榮子之議。設不鬭爭。取不隨仇。不羞囹圄。見侮不辱。世主以爲寬而禮之。夫是漆雕之廉。將非宋榮之恕也。是宋榮之寬。將非漆彫之暴也。今寬廉恕暴。俱在二子。人主兼而禮之。自愚誣之學。襍反之辭爭。而人主俱聽之。故海內之士。言無定術。行無常儀。夫冰炭不同器而久。寒暑不兼時而至。襍反之學。不兩立而治。今兼聽襍學。繆行同異之辭。安得無亂乎。聽行如此。其於治人。又必然矣。今世之學士。語治者多曰。與貧窮地。以實無資。今夫與人相等也。無豐年旁入之利。而獨以完給者。非力則儉也。與人相等也。無饑饉疾疚禍罪之殃。而獨以貧窮者。非侈則墮也。侈而墮者貧。而力而儉者富。今上徵斂於富人。以布施於貧家。是奪力儉而與侈墮也。而欲索民之疾作而節用。不可得也。今有人於此。義不入危城。不處軍旅。不以天下大利。易其脛一毛。世主必從而禮之。貴其智而高其行。以爲輕物重生之士也。夫上所以陳良田大宅。設爵祿。所

政之修也。今不行法術於內，而事智於外，則不至於治強矣。鄙諺曰：長袖善舞，多錢善賈。此言多資之易爲工也。故治強易爲謀，弱亂難爲計。故用於秦者，十變而謀希失；用於燕者，一變而謀希得。非用於秦者必智，用於燕者必愚也，蓋治亂之資異也。故周去秦爲從，朞年而舉；衛離魏爲衡，半歲而亡。是周滅於從，衛亡於衡也。使周衛緩其從衡之計，而嚴其境內之治，明其法禁，必其賞罰，盡其地力，以多其積，致其民死，以堅其城守，天下得其地則其利少，攻其國則其傷大，萬乘之國，莫敢自頓於堅城之下，而使強敵裁其弊也。此必不亡之術也。舍必不亡之術，而道必滅之事，治國者之過也。智困於內，而政亂於外，則亡不可振也。民之故計，皆就安利，皆辟危窮。今爲之攻戰，進則死於敵，退則死於誅，則危矣。棄私家之事，而必汗馬之勞，家困而上弗論，則窮矣。窮危之所在也，民安得勿避？故事私門而完解舍，解舍完則遠戰，遠戰則安。行貨賂而襲當塗者則求得，求得則私安，私安則利之所在，安得勿就？是以公民少，而私人衆矣。夫明王治國之政，使商工游食之民少，而名卑以寡，趣本務而外末作。今世近習之請行，則官爵可買；官爵可買，則商工不卑也矣。姦財貨賈得用於市，則商人不少矣。聚斂倍農，而不貴耕戰之士，則耿介之士寡，而高價之民多矣。是故亂國之俗，其學者則稱先王之道，以藉仁義，盛容服而飾辯說，以疑當世之法，而貳人主之心。其言古者，爲設詐稱，借於外力，以成其私，而遺社稷之利。其帶劍者，聚徒屬，立節操，以顯其名，而犯五官之禁。其近御者，積於私門，盡貨賂，而用重人之謁，退汗馬之勞。其商工之民，修治苦窳之器，聚沸靡之財，蓄積待時，而侔農夫之利。此五者，邦之蠹也。人主不除此五蠹之民，不養耿介之士，則海內雖有破亡之國，削滅之朝，亦勿怪矣。

顯學第四十八

之。而國愈貧。言耕者衆。執耒者寡也。境內皆言兵。藏孫吳之書者家有之。而兵愈弱。言戰者多。被甲者少也。故明主用其力。不聽其言。賞其功。必禁無用。故民盡死力以從其上。夫耕之用力也勞。而民爲之者。曰可得以富也。戰之事也危。而民爲之者。曰可得以貴也。今修文學。習言談。則無耕之勞。而有富之實。無戰之危。而有貴之尊。則人孰不爲也。是以百人事智。而一人用力。事智者衆則法敗。用力者寡則國貧。此世之所以亂也。故明主之國。無書簡之文。以法爲教。無先王之語。以吏爲師。無私劍之捍。以斬首爲勇。是境內之民。其言談者必軌於法。動作者歸之於功。爲勇者盡之於軍。是故無事則國富。有事則兵强。此之謂王資。既畜王資。而承敵國之釁。超五帝侔三王者。必此法也。今則不然。士民縱恣於內。言談者爲勢於外。外內稱惡。以待强敵。不亦殆乎。故羣臣之言外事者。非有分於從衡之黨。則有仇讎之患。而借力於國也。從者合衆弱以攻一强也。而衡者事一强以攻衆弱也。皆非所以持國也。今人臣之言衡者皆曰。不事大則遇敵受禍矣。事大未必有實。則擧圖而委。效璽而請兵矣。獻圖則地削。效璽則名卑。地削則國削。名卑則政亂矣。事大爲衡。未見其利也。而亡地亂政矣。人臣之言從者皆曰。不救小而伐大。則失天下。失天下則國危。國危而主卑。救小未必有實。則起兵而敵大矣。救小未必能存。而交大未必不有疏。有疏則爲强國制矣。出兵則軍敗。退守則城拔。救小爲從。未見其利。而亡地敗軍矣。是故事强。則以外權市官於內。救小。則以內重求利於外。國利未立。封土厚祿至矣。主上雖卑。人臣尊矣。國地雖削。私家富矣。事成則以權長重。事敗則以富退處。人主之於其聽說也。事未成則爵祿已尊矣。事敗而弗誅。則游說之士。孰不爲用矰繳之說。而徼倖其後。故破國亡主。以聽言談者之浮說。此其故何也。是人君不明乎公私之利。不察當否之言。而誅罰不必其後也。皆曰。外事。大可以王。小可以安。夫王者能攻人者也。而安則不可攻也。强則能攻人者也。治則不可攻也。治强不可責於外。內

魯民易降北。上下之利，若是其異也。而人主兼舉匹夫之行，而求致社稷之福，必不幾矣。古者蒼頡之作書也，自營者謂之私，背私謂之公，公私之相背也，乃蒼頡固以知之矣。今以爲同利者，不察之患也。然則爲匹夫計者，莫如修行義而習文學。行義修則見信，見信則受事；文學習則爲明師，爲明師則顯榮。此匹夫之美也。然則無功而受事，無爵而顯榮，爲有政。如此，則國必亂，主必危矣。故不相容之事，不兩立也。斬敵者受賞，而高慈惠之行；拔城者受爵祿，而信廉愛之說；堅甲厲兵以備難，而美薦紳之飾；富國以農，距敵恃卒，而貴文學之士；廢敬上畏法之民，而養遊俠私劍之屬。舉行如此，治强不可得也。國平養儒俠，難至用介士，所利非所用，所用非所利。是故服事者簡其業，而游學者日衆，是世之所以亂也。且世之所謂賢者，貞信之行也；所謂智者，微妙之言也。微妙之言，上智之所難知也。今爲衆人法，而以上智之所難知，則民無從識之矣。故糟糠不飽者，不務粱肉；短褐不完者，不待文繡。夫治世之事，急者不得，則緩者非所務也。今所治之政，民間之事，夫婦所明知者不用，而慕上知之論，則其於治反矣。故微妙之言，非民務也。若夫賢良貞信之行者，必將貴不欺之士；不欺之士者，亦無不欺之術也。布衣相與交，無富厚以相利，無威勢以相懼也，故求不欺之士。今人主處制人之勢，有一國之厚，重賞嚴誅，得操其柄，以修明術之所燭，雖有田常子罕之臣，不敢欺也。奚待於不欺之士。今貞信之士，不盈於十，而境內之官以百數。必任貞信之士，則人不足官。人不足官，則治者寡，而亂者衆矣。故明主之道，一法而不求智，固術而不慕信，故法不敗，而羣臣無姦詐矣。今人主之於言也，說其辯而不求其當焉；其於行也，美其聲而不責其功焉。是以天下之衆，其談言者，務爲辯而不周於用，故舉先王言仁義者盈廷，而政不免於亂；行身者競於爲高，而不合於功，故智士退處巖穴，歸祿不受，而兵不免於弱，政不免於亂。此其故何也。民之所譽，上之所禮，亂國之術也。今境內之民皆言治，藏商管之法者家有

公。乘勢則哀公臣仲尼。今學者之說人主也。不乘必勝之勢。而務行仁義。則可以王。是求人主之必及仲尼。而以世之凡民。皆如列徒。此必不得之數也。今有不才之子。父母怒之弗爲改。鄉人譙之弗爲動。師長教之弗爲變。夫以父母之愛。鄉人之行。師長之智。三美加焉。而終不動。其脛毛不改。州部之吏。操官兵。推公法。而求索姦人。然後恐懼變其節。易其行矣。故父母之愛。不足以教子。必待州部之嚴刑者。民固驕於愛。聽於威矣。故十仞之城。樓季弗能踰者峭也。千仞之山。跛牂易牧者夷也。故明王峭其法。而嚴其刑也。布帛尋常。庸人不釋。鑠金百鎰。盜跖不掇。不必害。則不釋尋常。必害則手不掇百鎰。故明主必其誅也。是以賞莫如厚而信。使民利之。罰莫如重而必。使民畏之。法莫如一而固。使民知之。故明主施賞不遷。行誅無赦。譽輔其賞。毀隨其罰。則賢不肖俱盡其力矣。今則不然。其有功也爵之。而卑其士官也。以其耕作也賞之。而少其家業也。以其不收也外之。而高其輕世也。以其犯禁罪之。而多其有勇也。毀譽賞罰之所加者。相與悖繆也。故法禁壞而民愈亂。今兄弟被侵必攻者廉也。知友被辱隨仇者貞也。廉貞之行成。而君上之法犯矣。人主尊貞廉之行。而忘犯禁之罪。故民逞於勇。而吏不能勝也。不事力而衣食。則謂之能。不戰攻而尊。則謂之賢。賢能之行成。而兵弱而地荒矣。人主說賢能之行。而忘兵弱地荒之禍。則私行立而公利滅矣。儒以文亂法。俠以武犯禁。而人主兼禮之。此所以亂也。夫離法者罪。而諸先生以文學取。犯禁者誅。而羣俠以私劍養。故法之所非。君之所取。吏之所誅。上之所養也。法趣上下。四相反也。而無所定。雖有十黃帝。不能治也。故行仁義者非所譽。譽之則害功。工文學者非所用。用之則亂法。楚人有直躬。其父竊羊。而謁之吏。令尹曰。殺之。以爲直於君。而曲於父。報而罪之。以是觀之。夫君之直臣。父之暴子也。魯人從君戰。三戰三北。仲尼問其故。對曰。吾有老父。身死莫之養也。仲尼以爲孝。舉而上之。以是觀之。夫父之孝子。君之背臣也。故令尹誅而楚姦不上聞。仲尼賞而

土橐。非下也。權重也。故聖人議多少。論薄厚。爲之政。故罰薄不爲慈。誅嚴不爲戾。稱俗而行也。故事因於世。而備適於事。古者文王處豐鎬之閒。地方百里。行仁義而懷西戎。遂王天下。徐偃王處漢東。地方五百里。行仁義。割地而朝者三十有六國。荊文王恐其害己也。舉兵伐徐。遂滅之。故文王行仁義而王天下。偃王行仁義而喪其國。是仁義用於古。不用於今也。故曰。世異則事異。當舜之時。有苗不服。禹將伐之。舜曰。不可。上德不厚而行武。非道也。乃修教三年。執干戚舞。有苗乃服。共工之戰。鐵銛距者及乎敵。鎧甲不堅者傷乎體。是干戚用於古。不用於今也。故曰。事異則備變。上古競於道德。中世逐於智謀。當今爭於氣力。齊將攻魯。魯使子貢說之。齊人曰。子言非不辯也。吾所欲者土地也。非斯言所謂也。遂舉兵伐魯。去門十里。以爲界。故偃王仁義而徐亡。子貢辯智而魯削。以是言之。夫仁義辯智。非所以持國也。去偃王之仁。息子貢之智。循徐魯之力。使敵萬乘。則齊荊之欲。不得行於二國矣。

夫古今異俗。新故異備。如欲以寬緩之政。治急世之民。猶無轡策而御駻馬。此不知之患也。今儒墨皆稱。先王兼愛天下。則視民如父母。何以明其然也。曰。司寇行刑。君爲之不舉樂。聞死刑之報。君爲流涕。此所舉先王也。夫以君臣爲如父子則必治。推是言之。是無亂父子也。人之情性。莫先於父母。皆見愛。而未必治也。雖厚愛矣。奚遽不亂。今先王之愛民。不過父母之愛子。子未必不亂也。則民奚遽治哉。且夫以法行刑。而君爲之流涕。此以效仁。非以爲治也。夫垂泣不欲刑者仁也。然而不可不刑者法也。先王勝其法。不聽其泣。則仁之不可以爲治亦明矣。且民者固服於勢。寡能懷於義。仲尼天下聖人也。修行明道。以游海內。海內說其仁。美其義。而爲服役者七十人。蓋貴仁者寡。能義者難也。故以天下之大。而爲服役者七十人。而爲仁義者一人。魯哀公下主也。南面君國。境內之民。莫敢不臣。民者固服於勢。勢誠易以服人。故仲尼反爲臣。而哀公顧爲君。仲尼非懷其義。服其勢也。故以義則仲尼不服於哀

類柄。

五蠹第四十七

上古之世。人民少而禽獸衆。人民不勝禽獸蟲蛇。有聖人作。構木爲巢。以避羣害。而民悅之。使王天下。號曰有巢氏。民食果蓏蜯蛤。腥臊惡臭。而傷害腹胃。民多疾病。有聖人作。鑽燧取火。以化腥臊。而民說之。使王天下。號之曰燧人氏。中古之世。天下大水。而鯀禹決瀆。近古之世。桀紂暴亂。而湯武征伐。今有構木鑽燧於夏后氏之世者。必爲鯀禹笑矣。有決瀆於殷周之世者。必爲湯武笑矣。然則今有美堯舜禹湯武之道於當今之世者。必爲新聖笑矣。是以聖人不期脩古。不法常行。論世之事。因爲之備。宋人有耕田者。田中有株。兔走觸株。折頸而死。因釋其耒而守株。冀復得兔。兔不可復得。而身爲宋國笑。今欲以先王之政。治當世之民。皆守株之類也。古者丈夫不耕。草木之實足食也。婦女不織。禽獸之皮足衣也。不事力而養足。人民少而財有餘。故民不爭。是以厚賞不行。重罰不用。而民自治。今人有五子不爲多。子又有五子。大父未死而有二十五孫。是以人民衆而貨財寡。力勞而供養薄。故民爭。雖倍賞累罰而不免於亂。堯之王天下也。茅茨不翦。采椽不斲。糲粢之食。藜藿之羹。冬日麑裘。夏日葛衣。雖監門之服養。不虧於此矣。禹之王天下也。身執耒臿以爲民先。股無胈。脛不生毛。雖臣虜之勞。不苦於此矣。以是言之。夫古之讓天下者。是去監門之養。而離臣虜之勞也。故傳天下。而不足多也。今之縣令。一日身死。子孫累世絜駕。故人重之。是以人之於讓也。輕辭古之天子。難去今之縣令者。薄厚之實異也。夫山居而谷汲者。膢臘而相遺以水。澤居苦水者。買庸而決竇。故饑歲之春。幼弟不饟。穰歲之秋。疏客必食。非疏骨肉愛過客也。多少之實異也。是以古之易財。非仁也。財多也。今之爭奪。非鄙也。財寡也。輕辭天子。非高也。勢薄也。重爭。

論以聞姦。博論以內一。人主不智。則姦得資。明主之道。己喜則求其所納。己怒則察其所構。論於已變之後。以得毀譽公私之徵。衆諫以效智。使君自取一以避罪。故衆之諫也。敗君之取也。無副言於上以設將然。今符言於後以知謾誠。明主之道。臣不得兩諫。必任其一。不得擅行。必合其參。故姦無道進矣。

參言

㈦官之重也毋法也。法之息也上闇也。上闇無度。則官擅爲。官擅爲。故奉重無前。奉重無前。則徵多。徵多。故富。官之富重也。亂功之所生也。明主之道。取於任。賢於官。賞於功。言程主喜。俱必利。不當主怒。俱必害。則人不私父兄。而進其仇讎。勢足以行法。奉足以給事。而私無所生。故民勞苦而輕官。任事者毋重。使其寵必在爵。處官者毋私。使其利必在祿。故民尊爵而重祿。爵祿所以賞也。民重所以賞也。則國治。刑之煩也。名之繆也。賞譽不當。則民疑。民之重名。與其重賞也均。賞者有誹焉。不足以勸。罰者有譽焉。不足以禁。明主之道。賞必出乎公利。名必在乎爲上。賞譽同軌。非誅俱行。然則民無榮於賞之內。有重罰者。必有惡名。故民畏所以禁也。民畏所以禁。則國治矣。

聽主

㈧行義示則主威分。慈仁聽則法制毀。民以制畏上。而上以勢卑下。故下肆狠觸而榮於輕君之俗。則主威分。民以法難犯上。而上以法撓慈仁。故下明愛施而務賕紋之政。是以法令隳。尊私行以貳主威。行賕紋以疑法。聽之則亂治。不聽則謗主。故君輕乎位。而法亂乎官。此之謂無常之國。明主之道。臣不得以行義成榮。不得以家利爲功。功名所生。必出於官法。法之所外。雖有難行。不以顯焉。故民無以私名。設法度以齊民。信賞罰以盡能。明誹譽以勸沮。名號·賞罰·法令三隅。故大臣有行則尊君。百姓有功則利上。此之謂有道之國也。

④參伍之道。行參以謀多。揆伍以責失。行參必拆。揆伍必怒。不拆則瀆上。不怒則相和。拆之徵。足以知多寡。怒之前。不及其衆。觀聽之勢。其徵在比周而賞異也。誅罰而罪同。言會衆端。必揆之以地。謀之以天。驗之以物。參之以人。四徵者符。乃可以觀矣。參言以知其誠。易視以改其澤。執見以得其常。一用以務近習。重言以懼遠使。舉往以悉其前。即邇以知其內。疏置以知其外。握明以問所闇。詭使以絕黷泄。倒言以嘗所疑。論反以得陰姦。設諫以綱獨爲。舉錯以觀姦動。明說以誘避過。卑適以觀直諂。宣聞以通未見。作鬪以散朋黨。深一以警衆心。泄異以易其慮。似類則合其參。陳過則明其固。知罪辟罪以止威。陰使時循以省衷。漸更以離通比。下約以侵其上。相室約其廷臣。廷臣約其官屬。兵士約其軍吏。遣使約其行介。縣令約其辟吏。郎中約其左右。后姬約其宮媛。此之謂條達之道。言通事泄則術不行。

立道

⑤明主其務在周密。是以喜見則德償。怒見則威分。故明主之言。隔塞而不通。周密而不見。故以一得十者下道也。以十得一者上道也。明主兼行上下。故姦無所失。伍官連縣而鄰。謁過賞。失過誅。上之於下。下之於上亦然。是故上下貴賤。相畏以法。相誨以和。民之性有生之實。有生之名。爲君者有賢知之名。有賞罰之實。名實俱至故福善必聞矣。

〔補〕周密

⑥聽不參則無以責下。言不督乎用則邪說當上。言之爲物也。以多信不然之物。十人云疑。百人然乎。千人不可解也。吶者言之疑。辯者言之信。姦之食上也。取資乎衆。藉信乎辯。而以類飾其私。人主不饜忿而待合參。其勢資下也。有道之主。聽言督其用。課其功。功課而賞罰生焉。故無用之辯不留朝。任事者。知不足以治職則放官收。說大而誇則窮端。故姦得而恐。無故而不當爲誣。誣而罪臣。言必有報。說必責用也。故朋黨之言不上聞。凡聽之道。人臣忠

謀。成敗有徵。賞罰隨之。事成則君收其功。規敗臣任其罪。君人者合符猶不親。而況於力乎。事智猶不親。而況於懸乎。故其用人也。不取同。同則君怒。使人相用則君神。君神則下盡。下盡則臣上不因君。而主道畢矣。

主道

㊂知臣主之異利者王。以異爲同者劫。與共事者殺。故明主審公私之分。審利害之地。姦乃無所乘。亂之所生六也。主母・后姬・子姓・兄弟・大臣・顯賢。任吏責臣。主母不放。禮施異等。后姬不疑。分勢不貳。庶適不爭。權籍不失。兄弟不侵。下不一門。大臣不擁。禁賞必行。顯賢不亂。臣有二因。謂外內也。外曰畏。內曰愛。所畏之求得。所愛之言聽。此亂臣之所因也。外國之置諸吏者。誅其親暱重帑。則外不藉矣。爵祿循功。請者俱罪。則內不因矣。外不藉。內不因。則姦宄塞矣。官襲節而進。以至大任智也。其位至而任大者。以三節持之。曰質。曰鎭。曰固。親戚妻子質也。爵祿厚而必鎭也。參伍責帑固也。賢者止於質。貪饕化於鎭。姦邪窮於固。忍不制則下失。小不除則大誅。名實當則徑之。生害事死傷名。則行飲食。不然而與其讎。此謂除陰姦也。緊曰詭。詭曰易。見功而賞。見非而罰。而詭乃止。是非不泄。說諫不通。而易乃不用。父兄賢良播出曰遊禍。其患鄰敵多資。僇辱之人近習曰狎賊。其患發忿疑辱之心生。藏怒持罪而不發曰增亂。其患徼幸妄舉之人起。大臣兩重。提衡而不踦曰卷禍。其患家隆劫殺之難作。脫易不自神曰彈威。其患賊夫酖毒之亂起。此五患者。人主之不知。則有劫殺之事。廢置之事。生於內則治。生於外則亂。是以明主以功論之內。而以利資之外。是故國治而敵亂。卽亂亡之道。臣惛則起外若眩。臣愛則起內若藥。

起亂

之柄在大臣。而主令得行者。未嘗有也。虎豹必不用其爪牙。而與鼷鼠同威。萬金之家。必不用其富厚。而與監門同資。有土之君。說人不能利。惡人不能害。索人欲畏重己。不可得也。人臣肆意陳欲曰俠。人主肆意陳欲曰亂。人臣輕上曰驕。人主輕下曰暴。行理同實。下以受譽上以得非。人臣大得。人主大亡。明主之國。有貴臣無重臣。貴臣者爵尊而官大也。重臣者言聽而力多者也。明主之國。遷官襲級。官爵受功。故有貴臣。言不度。行而有僞必誅。故無重臣也。

八經第四十六

(一)凡治天下。必因人情。人情者有好惡。故賞罰可用。賞罰可用。則禁令可立。禁令可立而治道具矣。君執柄以處勢。故令行禁止。柄者殺生之制也。勢者勝衆之資也。廢置無度則權瀆。賞罰下共則威分。是以明主不懷愛而聽。不留說而計。故聽言不參。則權分乎姦。智術不用。則君窮乎臣。故明主之行制也天。其用人也鬼。天則不非。鬼則不困。勢行教嚴。逆而不違。毀譽一行。而不議。故賞賢罰暴。擧善之至者也。賞暴罰賢。擧惡之至者也。是謂賞同罰異。賞莫如厚。使民利之。譽莫如美。使民榮之。誅莫如重。使民畏之。毀莫如惡。使民恥之。然後一行其法禁。誅於私家。不害公罪。賞罰必知之。治之道盡矣。

因情

(二)力不敵衆。智不盡物。與其用一人。不如用一國。故智力敵而羣物勝。揣中則私勞。不中則有過。下君盡己之能。中君盡人之力。上君盡人之智。是以事至而結智。一聽而公會。聽不一。則後悖於前。後悖於前。則愚智不分。不公會則猶豫而不斷。不斷則事留自取。一聽則毋墮壑之累。故使之諷。諷定而不怒。是以言陳之由。必有筴籍。結智者事發而驗。結能者功見而

非貞廉而遠利也。石不能為人多少。衡不能為人輕重。求索不能得。故人不事也。明主之國。官不敢枉法。吏不敢為私利。貨賂不行。是境內之事。盡如衡石也。此其臣有姦者必知。知者必誅。是以有道之主。不求清潔之吏。而務必知之術也。

慈母之於弱子也。愛不可為前。然而弱子有僻行。使之隨師。有惡病。使之事醫。不隨師則陷於刑。不事醫則疑於死。慈母雖愛。無益於振刑救死。則存子者非愛也。子母之性愛也。臣主之權筴也。母不能以愛存家。君安能以愛持國。明主者通於富強。則可以得欲矣。故謹於聽治。富強之法也。明其法禁。察其謀計。法明則內無變亂之患。計得則外無死虜之禍。故存國者非仁義也。仁者慈惠而輕財者也。暴者心毅而易誅者也。慈惠則不忍。輕財則好與。心毅則憎心見於下。易誅則妄殺加於人。不忍則罰多宥赦。好與則賞多無功。憎心見則下怨其上。妄誅則民將背叛。故仁人在位。下肆而輕犯禁法。偷幸而望於上。暴人在位。則法令妄而臣主乖。民怨而亂心生。故曰。仁暴者皆亡國者也。

不能具美食。而勸餓人飯。不能為活餓者也。不能辟草生粟。而勸貸施賞賜。不能為富民者也。今學者之言也。不務本作。而好末事。道虛惠以說民。此勸飯之說。勸飯之說。明主不受也。書約而弟子辯。法省而民萌訟。是以聖人之書必著論。明主之法必詳事。盡思慮。揣得失。智者之所難也。無思無慮。挈前言而責後功。愚者之所易也。明主操愚者之所易。以責智者之所難。故智慮力勞不用而國治也。

酸甘鹹淡。不以口斷。而決於宰尹。則廚人輕君。而重於宰尹矣。上下清濁。不以耳斷。而決於樂正。則瞽工輕君。而重於樂正矣。治國是非。不以術斷。而決於寵人。則臣下輕君。而重於寵人矣。人主不親觀聽。而制斷在下。託食於國者也。

使人不衣不食。而不飢不寒。又不惡死。則無事上之意。意欲不宰於君。則不可使也。今生殺

得詐欺。計功而行賞。程能而授事。察端而觀失。有過者罪。有能者得。故愚者不任事。智者不敢欺。愚者不敢斷。則事無失矣。

察士然後能知之。不可以爲令。夫民不盡察。賢者然後能行之。不可以爲法。夫民不盡賢。楊朱墨翟。天下之所察也。千世亂而卒不決。雖察而不可以爲官職之令。鮑焦華角。天下之所賢也。鮑焦木枯。華角赴河。雖賢不可以爲耕戰之士。故人主之所察智士盡其辯焉。人主之所尊能士盡其行焉。今世主察無用之辯。尊遠功之行。索國之富强。不可得也。

博習辯智如孔墨。孔墨不耕耨。則國何得焉。修孝寡欲如曾史。曾史不戰攻。則國何利焉。匹夫有私便。人主有公利。不作而養足。不仕而名顯。此私便也。息文學而明法度。塞私便而一功勞。此公利也。錯法以道民也。而又貴文學。則民之師法也疑。賞功以勸民也。而又尊行修。則民之產利也惰。夫貴文學以疑法。尊行修以貳功。索國之富强。不可得也。

搢笏干戚。不適有方鐵銛。登降周旋。不逮日中奏百。狸首射侯。不當强弩趨發。干城距衝。不若堙穴伏櫜。古人亟於德。中世逐於智。當今爭於力。古者寡事而備簡。樸陋而不盡。故有珧銚而推車者。古者人寡而相親。物多而輕利易讓。故有揖讓而傳天下者。然則行揖讓。高慈惠。而道仁厚。皆推政也。處多事之時。用寡事之器。非智者之備也。當大爭之世。而循揖讓之軌。非聖人之治也。故智者不乘推車。聖人不行推政也。法所以制事。事所以名功也。法立而有難。權其難而事成則立之。事成而有害。權其害而功多則爲之。無難之法。無害之功。天下無有也。是以拔千丈之都。敗十萬之衆。死傷者軍之乘。甲兵折挫。士卒死傷。而賀戰勝得地者。出其小害。計其大利也。夫沐者有弃髮。除者傷血肉。爲人見其難。因釋其業。是無術之事也。先聖有言。曰。規有摩。而水有波。我欲更之。無奈之何。此通權之言也。是以說有必立而曠於實者。言有辭拙而急於用者。故聖人不求無害之言。而務無益之事。人之不事衡石者。

人皆寐、則盲者不知。皆嘿、則喑者不知。覺而使之視、問而使之對、則喑盲者窮矣。不聽其言也、則無術者不知。不任其身也、則不肖者不知。聽其言而求其當、任其身而責其功、則無術不肖者窮矣。夫欲得力士而聽其自言、雖庸人與烏獲不可別也。授之以鼎俎、則罷健效矣。故官職者、能士之鼎俎也。任之以事、而愚智分矣。故無術者得於不用、不肖者得於不任。言不用而自文以爲辯、身不任而自飾以爲高。庸主眩其辯、濫其高、而尊貴之。是不須視而定明也、不待對而定辯也、喑盲者不得矣。明主聽其言必責其用、觀其行必求其功、然則虛舊之學不談、矜誣之行不飾矣。

八說第四十五

爲故人行私、謂之不棄。以公財分施、謂之仁人。輕祿重身、謂之君子。枉法曲親、謂之有行。棄官寵交、謂之有俠。離世遁上、謂之高傲。交爭逆令、謂之剛材。行惠取衆、謂之得民。不棄者吏有姦也。仁人者公財損也。君子者民難使也。有行者法制毀也。有俠者官職曠也。高傲者民不事也。剛材者令不行也。得民者君上孤也。此八者、匹夫之私譽、人主之大敗也。反此八者、匹夫之私毀、人主之公利也。人主不察社稷之利害、而用匹夫之私譽、索國之無危亂、不可得矣。

任人以事、存亡治亂之機也。無術以任人、無所任而不敗。人君之所任、非辯智則修潔也。任人者使有勢也。智士者未必信也、爲多其智、因惑其信也。以智士之計、處乘勢之資、而爲其私急、則君必欺焉。爲智者之不可信也、故任修士者使斷事也。修士者未必智、爲潔其身、因惑其智。以愚人之所惛、處治事之官、而爲其所然、則事必亂矣。故無術以用人、任智則君欺、任修則事亂。此無術之患也。明君之道、賤德義、貴法術、倒言而詭使、參聽無門戶。故智者不

以爲治也。重罰者盜賊也。而悼懼者良民也。欲治者奚疑於重刑。若夫厚賞者非獨賞功也。又勸一國。受賞者甘利。未賞者慕業。是報一人之功。而勸境內之衆也。欲治者何疑於厚賞。今不知治者。皆曰。重刑傷民。輕刑可以止姦。何必於重哉。此不察於治者也。夫以重止者。未必以輕止也。以輕止者。必以重止矣。是以上設重刑而姦盡止。姦盡止。則此奚傷於民也。所謂重刑者。姦之所利者細。而上之所加焉者大也。民不以小利加大罪。故姦必止者也。所謂輕刑者。姦之所利者大。上之所加焉者小也。民慕其利。而傲其罪。故姦不止也。故先聖有言。曰。不躓於山。而躓於垤。山者大。故人順之。垤微小。故人易之也。今輕刑罰。民必易之。犯而不誅。是驅國而弃之也。犯而誅之。是爲民設陷也。是故輕罪者民之垤也。是以輕罪之爲民道也。非亂國也。則設民陷也。此則可謂傷民矣。

今學者皆道書筴之頌語。不察當世之實事。曰。上不愛民。賦斂常重。財用不足而下怨上。故天下大亂。此以爲足其財用以加愛焉。雖輕刑罰。可以治也。此言不然矣。凡人之取重罰。固已足之後也。雖財用足。而厚愛之。然而輕刑。猶之亂也。夫富家之愛子。財貨足用。財貨足用則輕用。輕用則侈泰。親愛之則不忍。不忍則驕恣。侈泰則家貧。驕恣則行暴。此則財用足而愛厚。輕利之患也。凡人之生也。財用足則隳於用力。上治懦則肆於爲非。財用足而力作者神農也。上治懦而行修者曾史也。夫民之不及神農曾史。亦明矣。

老聃有言。曰。知足不辱。知止不殆。夫以殆辱之故。而不求於足之外者老聃也。今以爲足民而可以治。是以民爲皆如老聃也。故桀貴在天子。而不足於尊。富有四海之內。而不足於寶。君人者。雖足民。不能足使爲天子。而桀未必以爲天子爲足也。則雖足民。何可以爲治也。故明主之治國也。適其時事。以致財物。論其稅賦。以均貧富。厚其爵祿。以盡賢能。重其刑罰。以禁姦邪。使民以力得富。以事致貴。以過受罪。以功致賞。而不念慈惠之賜。此帝王之政也。

聽治。故其任官者當能。其賞罰無私。使士民明焉。盡力致死。則功伐可立。而爵祿可致。爵祿致而富貴之業成矣。富貴者人臣之大利也。人臣挾大利。以從事。故其行危至死。其力盡而不望。此謂君不仁臣不忠。則可以霸王矣。

夫姦必知則備。必誅則止。不知則肆。不誅則行。夫陳輕貨於幽隱。雖曾史可疑也。懸百金於市。雖大盜不取也。不知則曾史可疑於幽隱。必知則大盜不取懸金於市。故明主之治國也。衆其守。而重其罪。使民以法禁。而不以廉止。母之愛子也倍父。父令之行於子者十母。吏之於民無愛。令之行於民也萬父母。父母積愛而令窮。吏威嚴而民聽從。嚴愛之筴。亦可決矣。且父母之所以求於子也。動作則欲其安利也。行身則欲其遠罪也。君上之於民也。有難則用其死。安平則盡其力。親以厚愛關子於安利而不聽。君以無愛利求民之死力而令行。明主知之。故不養恩愛之心。而增威嚴之勢。故母厚愛處。子多敗。推愛也父薄愛教笞。子多成。用嚴也。

今家人之治產也。相忍以饑寒。相強以勞苦。雖當軍旅之難。饑饉之患。溫衣美食者。必是家也。相憐以衣食。相惠以佚樂。天饑歲荒。嫁妻賣子者。必是家也。故法之爲道。前苦而長利。仁之爲道。偸樂而後窮。聖人權其輕重。出其大利。故用法之相忍。而弃仁人之相憐也。學者之言。皆曰輕刑。此亂亡之術也。凡賞罰之必者勸禁也。賞厚則所欲之得也疾。罰重則所惡之禁也急。夫欲利者必惡害。害者利之反也。反於所欲。焉得無惡。欲治者必惡亂。亂者治之反也。是故欲治甚者。其賞必厚矣。其惡亂甚者。其罰必重矣。今取於輕刑者。其惡亂不甚也。其欲治又不甚也。其欲治又不甚也者。此非特無術也。又乃無行。是故決賢不肖愚智之分。在賞罰之輕重。且夫重刑者。非爲罪人也。明主之法揆也。治賊非治所揆也。治所揆也者。是治死人也。刑盜非治所刑也。治所刑也者。是治胥靡也。故曰。重一姦之罪。而止境內之邪。此所

六反第四十四

畏死遠難。降北之民也。而世尊之。曰貴生之士。學道立方。離法之民也。而世尊之。曰文學之士。游居厚養。牟食之民也。而世尊之。曰有能之士。委曲牟知。僞詐之民也。而世尊之。曰辯智之士。行劍攻殺。暴憿之民也。而世尊之。曰磏勇之士。活賊匿姦。當死之民也。而世尊之。曰任譽之士。此六民者。世之所譽也。赴險殉誠。死節之民也。而世少之。曰失計之民也。寡聞從令。全法之民也。而世少之。曰樸陋之民也。力作而食。生利之民也。而世少之。曰寡能之民也。嘉厚純粹。整穀之民也。而世少之。曰愚戇之民也。重命畏事。尊上之民也。而世少之。曰怯懾之民也。挫賊遏姦。明上之民也。而世少之。曰諂讒之民也。此六民者。世之所毀也。姦僞無益之民六。而世譽之如彼。耕戰有益之民六。而世毀之如此。此之謂六反。布衣循私利而譽之。世主聽虛聲而禮之。禮之所在。利必加焉。百姓循私害而訾之。世主壅於俗而賤之。賤之所在。害必加焉。故名賞在乎私惡當罪之民。而毀害在乎公善宜賞之士。索國之富强。不可得也。

古者有諺。曰爲政猶沐也。雖有弃髮必爲之。愛弃髮之費而忘長髮之利。不知權者也。

夫彈痤者痛。飮藥者苦。爲苦憊之故不彈痤飮藥。則身不活。病不已矣。

今上下之接。無子父之澤。而欲以行義禁下。則交必有郄矣。且父母之於子也。產男則相賀。產女則殺之。此俱出父母之懷衽。然男子受賀。女子殺之者。慮其後便。計之長利也。故父母之於子也。猶用計算之心以相待也。而況無父子之澤乎。

今學者之說人主也。皆去求利之心。出相愛之道。是求人主之過父母之親也。此不熟於論恩。詐而誣也。故明主不受也。聖人之治也。審於法禁。法禁明著。則官治。必於賞罰。賞罰不阿。則民用。官治則國富。國富則兵强。而霸王之業成矣。霸王者人主之大利也。人主挾大利以

也。而綦組錦繡。刻畫爲末作者富。名之所以成。城池之所以廣者。戰士也。今死士之孤。飢餓乞於道。而優笑酒徒之屬。乘車衣絲。賞祿所以盡民力。易下死也。今戰勝攻取之士勞。而賞不霑。而卜筮視手理。狐蠱爲順辭於前者日賜。上握度量。所以擅生殺之柄也。今守度奉道之士。欲以忠嬰上而不得見。巧言利辭。行姦軌以倖偸世者數御。據法直言。名刑相當。循繩墨。誅姦人。所以爲上治也。而愈疏遠。諂施順意。從欲以危世者近習。悉租稅。專民力。所以備難充倉府也。而士卒之逃事伏匿。附託有威之門。以避徭賦。而上不得者萬數。夫陳善田利宅。所以戰士卒也。而斷頭裂腹播骨乎平原曠野者。無宅容身。身死田奪。而女妹有色。大臣左右無功者。擇宅而受。擇田而食。賞利一從上出。所以擅制下也。而戰介之士。不得職而閒居之士尊顯。上以此爲教。名安得無卑。位安得無危。夫卑名危位者。必下之不從法令。有二心務私學。反逆世者也。而不禁其行。不破其羣。以散其黨。又從而尊之。用事者過矣。上之所以立廉恥者。所以屬下也。今士大夫不羞汚泥醜辱。而宦女妹私義之門。不待次而宦。賞賜所以爲重也。而戰鬭有功之士貧賤。而便辟優徒超級。名號誠信。所以通威也。而主掩障。近習女謁竝行。百官主爵遷人。用事者過矣。大臣官人。比周不法。行威利在下。則主卑而大臣重矣。夫立法令者。以廢私也。法令行而私道廢矣。私者所以亂法也。而士有二心私學。巖居窞處。託伏深慮。大者非世。細者惑下。上不禁。又從而尊之以名。化之以實。是無功而顯。無勞而富也。如此則士之有二心私學者。焉得無託深慮。勉知詐。與誹謗法令。以求索與世相反者也。凡亂上反世者。常士有二心私學者也。故本言曰。所以治者法也。所以亂者私也。法立則莫得爲私矣。故曰。道私者亂。道法者治。上無其道。則智者有私辭。賢者有私意。上有私惠。下有私欲。聖智成羣。造言作辭。以非法令於下。上不禁塞。又從而尊之。是教下不聽上。不從法也。是以賢者顯名而居。姦人賴賞而富。賢者顯名而居。姦人賴賞而富。是以上不勝下也。

詭使第四十三

聖人之所以爲治道者三•一曰利。二曰威。三曰名。夫利者所以得民也。威者所以行令也。名者上下之所同道也。非此三者。雖有不急矣。今利非無有也。而民不化上。威非不存也。而下不聽從。官非無法也。而治不當名。三者非不存也。而世一治一亂者何也。夫上之所貴。與其所以爲治相反也。夫立名號。所以爲尊也。今有賤名輕實者。世謂之高。設爵位。所以爲賤貴基也。而簡上不求見者。世謂之賢。威利所以行令也。而無利輕威者。世謂之重。法令所以爲治也。而不從法令爲私善者。世謂之忠。官爵所以勸民也。而好名義不進仕者。世謂之烈士•刑罰所以擅威也。而輕法不避刑戮死亡之罪者。世謂之勇。夫民之急名也。甚其求利也。如此則士之飢餓乏絕者。焉得無巖居苦身以爭名於天下哉。故世之所以不治者。非下之罪。上失其道也。常貴其所以亂。而賤其所以治。是故下之所欲。常與上之所以爲治相詭也。今下而聽其上。上之所急也。而惇愨純信。用心一者。則謂之窶。守法固。聽令審。則謂之愚。敬上畏罪。則謂之怯。言時節。行中適。則謂之不肖。無二心私學•聽吏從敎者。則謂之陋。難致謂之正。難予謂之廉。難禁謂之齊。有令不聽從。謂之勇。無利於上。謂之愿。寬惠行德。謂之仁。重厚自尊。謂之長者。私學成羣。謂之師徒。閒靜安居。謂之有思。損仁逐利。謂之疾。險躁佻反覆。謂之智。先爲人而後自爲。類名號。言汎愛天下。謂之聖。言大不稱。而不可用。行而乖於世者。謂之大人。賤爵祿。不撓上者。謂之傑。下漸行如此。入則亂民。出則不便也。上宜禁其欲。滅其迹。而不止也。又從而尊之。是敎下亂上以爲治也。凡所治者刑罰也。今有私行義者尊。社稷之所以立者。安靜也。而躁險讒諛者任。四封之內。所以聽從者。信與德也。而陂知傾覆者使。令之所以行。威之所以立者。恭儉也。不聽上而巖居非世者顯。倉廩之所以實者。耕農之本務

起。與從外作者。相半也。能一盡其民力。破國殺身者。尚皆賢主也。若夫轉法易位。全衆傳國。最其病也。爲人主者。誠明於臣之所言。則雖罼弋馳騁。撞鐘舞女。國猶且存也。不明臣之所言。雖節儉勤勞。布衣惡食。國猶自亡也。趙之先君敬侯。不脩德行。而好縱慾。適身體之所安。耳目之所樂。冬日罼弋。夏浮淫。爲長夜。數日不廢御觴。不能飲者。以筩灌其口。進退不肅。應對不恭者。斬於前。故居處飲食。如此其不節也。制刑殺戮。如此其無度也。然敬侯享國數十年。兵不頓於敵國。地不虧於四鄰。內無君臣百官之亂。外無諸侯鄰國之患。明於所以任臣也。燕君子噲。召公奭之後也。地方數千里。持戟數十萬。不安子女之樂。不聽鐘石之聲。內不堙汚池臺榭。外不罼弋田獵。又親操耒耨。以修畎畝。子噲之苦身以憂民。如此其甚也。雖古之所謂聖王明君者。其勤身而憂世。不甚於此矣。然而子噲身死國亡。奪於子之。而天下笑之。此其何故也。不明乎所以任臣也。故曰。人臣有五姦。而主不知也。爲人臣者。有侈用財貨賂。以取譽者。有務慶賞賜予。以移衆者。有務朋黨徇智尊士。以擅逞者。有務解免赦罪獄。以事威者。有務奉下直曲。怪言偉服瑰稱。以眩民耳目者。此五者。明君之所疑也。而聖王之所禁也。去此五者。則譟詐之人。不敢北面談立。文言多實行寡。而不當法者。不敢誣情以談說。是以羣臣居則修身。動則任力。非上之令。不敢擅作疾言誣事。此聖王之所以牧臣下也。彼聖王明君。不適疑物。以闚其臣也。見疑物而無反者。天下鮮矣。故曰。孼有擬適之子。配有擬妻之妾。廷有擬相之臣。臣有擬主之寵。此四者。國之所危也。故曰。內寵竝后。外寵貳政。枝子配適。大臣擬主。亂之道也。故周記曰。無尊妾而卑妻。無孼適子而尊小枝。無尊嬖臣而匹上卿。無尊大臣以擬其主也。四擬者破。則上無意。下無怪也。四擬不破。則損身滅國矣。

王有管蔡。五王之所誅者。皆父兄子弟之親也。而所殺亡其身。殘破其家者何也。以其害國傷民。敗法圮類也。觀其所舉。或在山林藪澤巖穴之間。或在囹圄緤紲纏索之中。或在割烹芻牧飯牛之事。然而明主不羞其卑賤也。以其能可以明法便國利民。從而舉之。身安名尊。亂主則不然。不知其臣之意行。而任之以國。故小之名卑地削。大之國亡身死。不明於用臣也。夫無數以度其臣者。必以其衆人之口斷之。衆之所譽。從而悅之。衆之所非。從而憎之。故為人臣者。破家殘賥。內構黨與。外接巷族。以為譽。從陰約結。以相固也。虛相與爵祿。以相勸也且與我者將利之。不與我者將害之。衆貪其利。劫其威。彼誠喜則能利己。忌怒則能害己。衆歸而民留之。以譽盈於國。發聞於主。主不能理其情。因以為賢。彼又使譎詐之士。外假為諸侯之寵使。假之以輿馬。信之以瑞節。鎮之以辭令。資之以幣帛。使諸侯淫說其主。微挾私而公議。所為使者。異國之主也。所為談者。左右之人也。主說其言。而辯其辭。以此人者天下之賢士也。內外之於左右。其諷一而語同。大者不難卑身尊位以下之。小者高爵重祿以利之。夫姦人之爵祿重。而黨與彌衆。又有姦邪之意。則姦臣愈反而說之曰。古之所謂聖君明王者。非長幼弱。世及以次序也。以其構黨與。聚巷族。偪上弒君。而求其利也。彼曰。何知其然也。因曰。舜偪堯。禹偪舜。湯放桀。武王伐紂。此四人者。人臣弒其君者也。而天下譽之。察四王之情。貪得人之意也。度其行。暴亂之兵也。然四王自廣措也。而天下稱大焉。自顯名也。而天下稱明焉。則威足以臨天下。利足以蓋世。天下從之。又曰。以今時之所聞。田成子取齊。司城子罕取宋。太宰欣取鄭。單氏取周。易牙之取衞。韓魏趙三子分晉。此八人。臣之弒其君者也。姦臣聞此。蹷然舉耳以為是也。故內構黨與。外攄巷族。觀時發事。一舉而取國家。且夫內以黨與劫弒其君。外以諸侯之權。矯易其國。隱正道。持私曲。上禁君。下撓治者。不可勝數也。是何也。則不明於擇臣也。記曰。周宣王以來。亡國數十。其臣弒君取國者衆矣。然則難之從內

草木。或飢餓於山谷。或沈溺於水泉。有民如此。先古聖王。皆不能臣。當今之時。將安用之。若夫關龍逢・王子比干・隨季梁・陳泄冶・楚申胥・吳子胥。此六人者。皆疾爭強諫。以勝其君。言聽事行。則如師徒之勢。一言而不聽。一事而不行。則陵其主以語。從之以威。雖身死家破。要領不屬。手足異處。不難爲也。如此臣者。先古聖王。皆不能忍也。當今之時。將安用之。若夫齊田恆・宋子罕・魯季孫意如・晉僑如・衞子南勁・鄭太宰欣・楚白公・周單荼・燕子之。此九人者之爲其臣也。皆朋黨比周。以事其君。隱正道而行私曲。上偪君。下亂治。援外以撓內。侵下以謀上。不難爲也。如此臣者。唯聖王智主能禁之。若夫昏亂之君。能見之乎。若夫后稷・皐陶・伊尹・周公旦・太公望・管仲・隰朋・百里奚・蹇叔・舅犯・趙衰・范蠡・大夫種・逢同・華登。此十五人者。爲其臣也。皆夙興夜寐。卑身賤體。悚心白意。明刑辟。治官職。以事其君。進善言。通道法。而不敢矜其善。有成功立事。而不敢伐其勞。不難破家以便國。殺身以安主。以其主爲高天泰山之尊。而以其身爲壑谷鬴洧之卑。主有明名廣譽於國。而身不難受壑谷鬴洧之卑。如此臣者。雖當昏亂之主。尚可致功。況於顯明之主乎。此謂霸王之佐也。若夫周滑伯・鄭王孫申・陳公孫寧・儀行父・荊芋尹・申亥・隨少師・越種干・吳王孫雒・晉陽成泄・齊豎刁・易牙。此十二人者之爲其臣也。皆思小利而忘法義。進則揜蔽賢良。以陰闇其主。退則撓亂百官。而爲禍難。皆輔其君。共其欲。苟得一說於主。雖破國殺衆。不難爲也。有臣如此。雖當聖王。尚恐奪之。而況昏亂之君。其能無失乎。有臣如此者。皆身死國亡。爲天下笑。故周威公身殺。國分爲二。鄭子陽身殺。國分爲三。陳靈公身死於夏徵舒氏。荊靈王死於乾谿之上。隨亡於荊。吳幷於越。知伯滅於晉陽之下。桓公身死七日不收。故曰。諂諛之臣。唯聖王知之。而亂主近之。故至身死國亡。聖王明君則不然。內舉不避親。外舉不避讎。是在焉。從而舉之。非在焉。從而罰之。是以賢良遂進而姦邪並退。故一舉而能服諸侯。其在記曰。堯有丹朱。而舜有商均。啓有五觀。商有太甲。武

知而弗言。則人主尙安假借矣。商君之法曰。斬一首者。爵一級。欲爲官者。爲五十石之官。斬二首者。爵二級。欲爲官者。爲百石之官。官爵之遷。與斬首之功相稱也。今有法。曰斬首者令爲醫匠。則屋不成而病不已。夫匠者手巧也。而醫者齊藥也。而以斬首之功爲之。則不當其能。今治官者智能也。今斬首者勇力之所加也。以勇力之所加。而治智能之官。是以斬首之功爲醫匠也。故曰。二子之於法術。皆未盡善也。

說疑第四十二

凡治之大者。非謂其賞罰之當也。賞無功之人。罰不辜之民。非所謂明也。賞有功。罰有罪。而不失其當。乃在於人者也。非能生功止過者也。是故禁姦之法。太上禁其心。其次禁其言。其次禁其事。今世皆曰尊主安國者。必以仁義智能。而不知卑主危國者之必以仁義智能也。故有道之主。遠仁義。去智能。服之以法。是以譽廣而名成。民治而國安。知用民之法也。凡術也者。主之所以執也。法也者。官之所以師也。然使郎中日聞道於郎門之外。以至於境內日見法。又非其難者也。昔者有扈氏有失度。讙兜氏有孤男。三苗有成駒。桀有侯侈。紂有崇侯虎。晉有優施。此六人者。亡國之臣也。言是如非。言非如是。內險以賊。其外小謹以徵其善。稱道往古。使良事沮。善擅其主。以集精微。亂之以其所好。此夫郎中左右之類者也。往世之主。有得人而身安國存者。有得人而身危國亡者。得人之名一也。而利害相千萬也。故人主左右不可不愼也。爲人主者。誠明於臣之所言。則別賢不肖如黑白矣。若夫許由。續牙。晉伯陽。秦顚頡。衞僑如。狐不稽。重明。董不識。卞隨。務光。伯夷。叔齊。此十二人者。皆上見利不喜。下臨難不恐。或與之天下而不取。有卑辱之名。則不樂食穀之利。夫見利不喜。上雖厚賞。無以勸之。臨難不恐。上雖嚴刑。無以威之。此之謂不令之民也。此十二人者。或伏死於窟穴。或槁死於

定法第四十一

問者曰。申不害。公孫鞅。此二家之言。孰急於國。應之曰。是不可程也。人不食十日則死。大寒之隆。不衣亦死。謂之衣食孰急於人。則是不可一無也。皆養生之具也。今申不害言術。而公孫鞅爲法。術者。因任而授官。循名而責實。操殺生之柄。課羣臣之能者也。此人主之所執也。法者。憲令著於官府。賞罰必於民心。賞存乎愼法。而罰加乎姦令者也。此臣之所師也。無術則弊於上。臣無法則亂於下。此不可一無。皆帝王之具也。問者曰。徒術而無法。徒法而無術。其不可何哉。對曰。申不害韓昭侯之佐也。韓者晉之別國也。晉之故法未息。而韓之新法又生。先君之令未收。而後君之令又下。申不害不擅其法。不一其憲令。則姦多。故利在故法前令則道之。利在新法後令則道之。利在故新相反。前後相悖。則申不害雖十使昭侯用術。而姦臣猶有所譎其辭矣。故託萬乘之勁韓。十七年而不至於霸王者。雖用術於上。法不勤飾於官之患也。公孫鞅之治秦也。設告相坐而責其實。連什伍而同其罪。賞厚而信。刑重而必。是以其民用力。勞而不休。逐敵。危而不卻。故其國富而兵強。然而無術以知姦。則以其富強也。資人臣而已矣。及孝公商君死。惠王卽位。秦法未敗也。而張儀以秦殉韓魏。惠王死。武王卽位。甘茂以秦殉周。武王死。昭襄王卽位。穰侯越韓魏而東攻齊。五年而秦不益尺土之地。乃城其陶邑之封。應侯攻韓八年。城其汝南之封。自是以來。諸用秦者。皆應穰之類也。故戰勝則大臣尊。益地則私封立。主無術以知姦也。商君雖十飾其法。人臣反用其資。故乘強秦之資。數十年而不至於帝王者。法不勤飾於官。主無術於上之患也。問者曰。主用申子之術。而官行商君之法。可乎。對曰。申子未盡於術也。申子言。治不踰官。雖知弗言。治不踰官。謂之守職可也。知而弗言。是謂過也。人主以一國目視。故視莫明焉。以一國耳聽。故聽莫聰焉。今

之的彀。言雖至察。行雖至堅。則妄發之說也。是以亂世之聽言也。以難知為察。以博文為辯。其觀行也。以離羣為賢。以犯上為抗。人主者說辯察之言。尊賢抗之行。故夫作法術之人。立取舍之行。別辭爭之論。而莫為之正。是以儒服帶劍者衆。而耕戰之士寡。堅白無厚之詞章。而憲令之法息。故曰。上不明則辯生焉。

問田第四十

徐渠問田鳩曰。臣聞智士不襲下而遇君。聖人不見功而接上。今陽成義渠明將也。而措於屯伯。公孫亶回聖相也。而關於州部。何哉。田鳩曰。此無他故異物。主有度上有術之故也。且足下獨不聞楚將宋觚而失其政。魏相馮離而亡其國。二君者驅於聲詞。眩乎辯說。不試於屯伯。不關乎州部。故有失政亡國之患。由是觀之。夫無屯伯之試。州部之關。豈明主之備哉。

堂谿公謂韓子曰。臣聞服禮辭讓。全之術也。修行退智。遂之道也。今先生立法術。設度數。臣竊以為危於身而殆於軀。何以效之。所聞先生術曰。楚不用吳起而削亂。秦行商君而富彊。二子之言已當矣。然而吳起支解而商君車裂者。不逢世遇主之患也。逢遇不可必也。患禍不可斥也。夫舍乎全遂之道。而肆乎危殆之行。竊為先生無取焉。韓子曰。臣明先生之言矣。夫治天下之柄。齊民萌之度。甚未易處也。然所以廢先生之教。而行賤臣之所取者。竊以為立法術。設度數。所以利民萌便衆庶之道也。故不憚亂主闇上之患禍。而必思以齊民萌之資利者。仁智之行也。憚亂主闇上之患禍。而避乎死亡之害。知明而不見民萌之資利者。貪鄙之為也。臣不忍嚮貪鄙之為。不敢傷仁智之行。先生有幸臣之意。然有大傷臣之實。

乃亂。是千世治而一亂也。且夫治千而亂一。與治一而亂千也。是猶乘驥駬而分馳也。相去亦遠矣。夫弃隱括之法。去度量之數。使奚仲爲車。不能成一輪。無慶賞之勸。刑罰之威。釋勢委法。堯舜戶說而人辯之。不能治三家。夫勢之足用亦明矣。而曰必待賢。則亦不然矣。且夫百日不食。以待粱肉。餓者不活。今待堯舜之賢。乃治當世之民。是猶待粱肉而救餓之說也。夫曰良馬固車。臧獲御之。則爲人笑。王良御之。則日取乎千里。吾不以爲然。夫待越人之善海遊者。以救中國之溺人。越人善遊矣。而溺者不濟矣。夫待古之王良。以馭今之馬。亦猶越人救溺之說也。不可亦明矣。夫良馬固車。五十里而一置。使中手御之。追速致遠。可以及也。而千里可日致也。何必待古之王良乎。且御非使王良也。則必使臧獲敗之。治非使堯舜也。則必使桀紂亂之。此味非飴蜜也。必苦菜亭歷也。此則積辯累辭。離理失術。兩未之議也。奚可以難夫道理之言乎哉。客議未及此論也。

問辯第三十九

或問曰。辯安生乎。對曰。生於上之不明也。問者曰。上之不明。因生辯也何哉。對曰。明主之國。令者言最貴者也。法者事最適者也。言無二貴。事不兩適。故言行之不軌於法令者必禁。若其無法令。而可以接詐應變。生利揣事者。上必采其事而責其實。言當則有大利。不當則有重罪。是以愚者畏罪而不敢言。智者無以訟。此所以無辯之故也。亂世則不然。主上有令。而民以文學非之。官府有法。民以私行矯之。人主顧漸其法令。而尊學者之智行。此世之所以多文學也。夫言行者。以功用爲之的彀者也。夫砥礪殺矢。而以妄發。其端未嘗不中秋毫也。然而不可謂善射者。無常儀的也。設五寸之的。引十步之遠。非羿逢蒙不能必中者。有常也。故有常則羿逢蒙以五寸的爲巧。無常則以妄發之中秋毫爲拙。今聽言觀行。不以功用爲

世之不肖人。則是以勢亂天下者多矣。以勢治天下者寡矣。夫勢者便治而利亂者也。故周書曰。毋爲虎傅翼。將飛入邑。擇人而食之。夫乘不肖人於勢。是爲虎傅翼也。桀紂爲高臺深池。以盡民力。爲炮烙。以傷民性。桀紂得乘肆行者。南面之威爲之翼也。使桀紂爲匹夫。未始行一。而身在刑戮矣。勢者養虎狼之心。而成暴亂之事者也。此天下之大患也。勢之於治亂。本末有位也。而語專言勢之足以治天下者。則其智之所至者淺矣。夫良馬固車。使臧獲御之。則爲人笑。王良御之。而日取千里。車馬非異也。或至乎千里。或爲人笑。則巧拙相去遠矣。今以國位爲車。以勢爲馬。以號令爲轡。以刑罰爲鞭策。使堯舜御之。則天下治。桀紂御之。則天下亂。則賢不肖相去遠矣。夫欲追速致遠。不知任王良。欲進利除害。不知任賢能。此則不知類之患也。夫堯舜亦治民之王良也。復應之曰。其人以勢爲足恃以治官。客曰。必待賢乃治。則不然矣。夫勢者名一。而變無數者也。勢必於自然。則無爲言於勢矣。吾所爲言勢者。言人之所設也。今曰。堯舜得勢而治。桀紂得勢而亂。吾非以堯舜爲不然也。雖然。非一人之所得設也。夫堯舜生而在上位。雖有十桀紂不能亂者。則勢治也。桀紂亦生而在上位。雖有十堯舜而亦不能治者。則勢亂也。故曰。勢治者則不可亂。而勢亂者則不可治也。此自然之勢也。非人之所得設也。若吾所言。謂人之所得勢也而已矣。賢何事焉。何以明其然也。客曰。人有鬻矛與楯者。譽其楯之堅。物莫能陷也。俄而又譽其矛曰。吾矛之利。物無不陷也。人應之曰。以子之矛。陷子之楯。何如。其人弗能應也。以爲不可陷之楯。與無不陷之矛。爲名。不可兩立也。夫賢之爲勢不可禁。而勢之爲道也。無不禁。以不可禁之勢。與無不禁之道。此矛楯之說也。夫賢勢之不相容亦明矣。且夫堯舜桀紂。千世而一出。是比肩隨踵而生也。世之治者。不絕於中。吾所以爲言勢者中也。中者上不及堯舜。而下亦不爲桀紂。抱法處勢則治。背法去勢則亂。今廢勢背法而待堯舜。堯舜至乃治。是千世亂而一治也。抱法處勢而待桀紂。桀紂至

賢未免使一人煬己也。不肖者煬主不足以害明。今不加知而使賢者煬己則必危矣。

或曰。屈到嗜芰。文王嗜菖蒲菹。非正味也。而二賢尙之。所味不必美。晉靈侯說參無恤。燕王噲賢子之。非正士也。而二君尊之。所賢不必賢也。非賢而賢用之。與愛而用之同。實誠賢而舉之。與用所愛異狀。故楚莊舉孫叔而霸。商辛用費仲而滅。此皆用所賢而事相反也。燕噲雖舉所賢。而同於用所愛。衞奚距然哉。則侏儒之未見也。君壅而不知其壅也。已見之後。而知其壅也。故退壅臣。是加知之也。曰不加知而使賢者煬己則必危。而今以加知矣則雖煬己必不危矣。

難勢第三十八

愼子曰。飛龍乘雲。騰蛇遊霧。雲罷霧霽。而龍蛇與螾螘同矣。則失其所乘也。故賢人而詘於不肖者。則權輕位卑也。不肖而能服於賢者。則權重位尊也。堯爲匹夫。不能治三人。而桀爲天子。能亂天下。吾以此知勢位之足恃。而賢智之不足慕也。夫弩弱而矢高者。激於風也。身不肖而令行者。得助於衆也。堯敎於隸屬。而民不聽。至於南面而王天下。令則行。禁則止。由此觀之。賢智未足以服衆。而勢位足以任賢者也。

應愼子曰。飛龍乘雲。騰蛇遊霧。吾不以龍蛇爲不託於雲霧之勢也。雖然。夫釋賢而專任勢。足以爲治乎。則吾未得見也。夫有雲霧之勢。而能乘遊之者。龍蛇之材美也。今雲盛而螾弗能乘也。霧醲而螘不能遊也。夫有盛雲醲霧之勢。而不能乘遊者。螾螘之材薄也。今桀紂南面而王天下。以天子之威爲之雲霧。而天下不免乎大亂者。桀紂之材薄也。且其以堯之勢治天下也。何以異桀之勢亂天下者也。夫勢者非能必使賢者用之。而不肖者不用之也。賢者用之。則天下治。不肖者用之。則天下亂。人之性情。賢者寡。而不肖者衆。而以威勢之利濟亂

鄭伯將以高渠彌為卿。昭公惡之。固諫不聽。及昭公即位。懼其殺己也。辛卯弑昭公。而立子亹也。君子曰。昭公知所惡矣。公子圉曰。高伯其為戮乎。報惡已甚矣。

或曰。公子圉之言也。不亦反乎。昭公之及於難者。報惡晚也。然則高伯之晚於死者。報惡甚也。明君不懸怒。懸怒則臣懼罪。輕舉以行計。則人主危。故靈臺之飲。衛侯怒而不誅。故褚師作難。食黿之羹。鄭君怒而不誅。故子公殺君。君子之舉知所惡。非甚之也。曰知之若是其明也。而不行誅焉。以及於死。故曰知所惡。以見其無權也。人君非獨不足於見難而已。或不足於斷制。今昭公見惡。稽罪而不誅。使渠彌含憎懼死以徼幸。故不免於殺。是昭公之報惡不甚也。

或曰。報惡甚者。大誅報小罪。大誅報小罪也者。獄之至也。獄之患。故非在所以誅也。以讎之衆也。是以晉厲公滅三郤。而欒中行作難。鄭子都殺伯咺。而食鼎起禍。吳王誅子胥。而越句踐成霸。則衛侯之逐。鄭靈之弑。不以褚師之不死。而子公之不誅也。以未可以怒。而有怒之色。未可誅。而有誅之心。怒其當罪。而誅不逆人心。雖懸奚害。夫未立有罪。即位之後。宿罪而誅。齊胡之所以滅也。君行之臣。猶有後患。況為臣而行之君乎。誅既不當。而以盡為心。是與天下為讎也。則雖為僇不亦可乎。

衛靈之時。彌子瑕有寵於衛國。侏儒有見公者。曰。臣之夢踐矣。公曰。奚夢。夢見竈者為見公也。公怒曰。吾聞見人主者。夢見日。奚為見寡人而夢見竈乎。侏儒曰。夫日兼照天下。一物不能當也。人君兼照一國。一人不能壅也。故將見人主。而夢日也。夫竈一人煬焉。則後人無從見矣。或者一人煬君邪。則臣雖夢竈。不亦可乎。公曰。善。遂去雍鉏。退彌子瑕。而用司空狗。

或曰。侏儒善假於夢。以見主道矣。然靈公不知侏儒之言也。去雍鉏。退彌子瑕。而用司空狗者。是去所愛。而用所賢也。鄭子都賢慶建而壅焉。燕子噲賢子之而壅焉。夫去所愛。而用所

子雖有是二也以亡，其所以失，所以得君也。

或曰：臣主之施分也，臣能奪君者，以得相踦也，故非其分而取者，民之所予也，是以桀索崏山之女，紂求比干之心，而天下離；湯身易名，武身受詈，而海內服；趙咺走山，田氏外僕，而齊晉從。則湯武之所以王，齊晉之所以立，非必以其君也，彼得之而後以君處之也。今未有其所以得，而行其所以處，是倒義而逆德也。倒義則事之所以敗也，逆德則怨之所以聚也。敗亡之不察，何也。

魯陽虎欲攻三桓，不尅而犇齊，齊景公禮之。鮑文子諫曰：不可。陽虎有寵於季氏而欲伐於季孫，貪其富也。今君富於季孫，而齊大於魯，陽虎所以盡詐也。景公乃囚陽虎。

或曰：千金之家，其子不仁，人之急利甚也。桓公五伯之上也，爭國而殺其兄，其利大也。臣主之間，非兄弟之親也。劫殺之功，制萬乘而享大利，則羣臣孰非陽虎也。事以微巧成，以疏拙敗。羣臣之未起，難也。其備未具也。羣臣皆有陽虎之心，而君上不知，是微而巧也。陽虎貪於天下，以欲攻上，是疏而拙也。必使景公加誅於拙虎，是鮑文子之說反也。臣之忠詐在君所行也。君明而嚴，則羣臣忠；君懦而闇，則羣臣詐。知微之謂明，無赦之謂嚴。不知齊之巧臣，而誅魯之成亂，不亦妄乎。

或曰：仁貪不同心，故公子目夷辭宋，而楚商臣弒父；鄭去疾予弟，而魯桓殺兄。五伯兼并，而以桓律人，則是皆無貞廉也。且君明而嚴，則羣臣忠。陽虎爲亂於魯，不成而走入齊，而不誅，是承爲亂也。君明則知誅陽虎之可以濟亂也，此見微之情也。語曰：諸侯以國爲親。君嚴則陽虎之罪不可失，此無赦之實也。則誅陽虎所以使羣臣忠也。未知齊之巧臣，而廢明亂之罰，責於未然，而不誅昭昭之罪，此則妄矣。今誅魯之罪亂，以威羣臣之有姦心者，而可以得季孟叔孫之親，鮑文之說，何以爲反。

期之對。皆有過也。

管子曰。見其可。說之有證。見其不可。惡之有形。賞罰信於所見。雖所不見。其敢爲之乎。見其可。說之無證。見其不可。惡之無形。賞罰不信於所見。而求所不見之外。不可得也。

或曰。廣廷嚴居。衆人之所肅也。晏室獨處。曾史之所慢也。觀人之所肅。非得情也。且君上者臣下之所爲飾也。好惡在所見。臣下之飾姦物。以愚其君必也。明不能燭遠姦見隱微。而待之以觀飾行。定賞罰。不亦弊乎。

管子曰。言於室滿於室。言於堂滿於堂。是謂天下王。

或曰。管仲之所謂言室滿室。言堂滿堂者。非特謂遊戲飲食之言也。必謂大物也。人主之大物。非法則術也。法者編著之圖籍。設之於官府。而布之於百姓者也。術者藏之於胸中。以偶衆端。而潛御群臣者也。故法莫如顯。而術不欲見。是以明主言法。則境內卑賤莫不聞知也。不獨滿於堂。用術。則親愛近習莫之得聞也。不得滿室。而管子猶曰言於室滿室。言於堂滿堂。非法術之言也。

難四第三十七

衞孫文子聘於魯。公登亦登。叔孫穆子趨進曰。諸侯之會。寡君未嘗後衞君也。今子不後寡君一等。寡君未知所過也。子其少安。孫子無辭。亦無悛容。穆子退而告人曰。孫子必亡。臣而不後君。過而不悛。亡之本也。

或曰。天子失道。諸侯伐之。故有湯武。諸侯失道。大夫伐之。故有齊晉。臣而代君者必亡。則是湯武不王。晉齊不立也。孫子君於衞。而後不臣於魯。臣之君也。君有失也。故臣有得也。不命亡於有失之君。而命亡於有得之臣。不察。魯不得誅衞大夫。而衞君之明。不知不悛之臣。孫

寡。寡不勝衆。智不足以徧知物。故因物以治物。下衆而上寡。寡不勝衆者。言君不足以徧知臣也。故因人以知人。是以形體不勞而事治。智慮不用而姦得。故宋人語曰。一雀過羿。羿必得之。則羿誣矣。以天下爲之羅。則雀不失矣。夫知姦亦有大羅。不失其一而已矣。不修其理。而以己之胷察。爲之弓矢。則子產誣矣。老子曰。以智治國。國之賊也。其子產之謂矣。

秦昭王問於左右曰。今時韓魏孰與始強。左右對曰。弱於始也。今之如耳。魏齊。孰與曩之孟嘗。芒卯。對曰。不及也。王曰。孟嘗。芒卯率強韓魏。猶無奈寡人何也。左右對曰。甚然。中期推琴而對曰。王之料天下過矣。夫六晉之時。知氏最強。滅范中行。而從韓魏之兵。以伐趙。灌以晉水。城之未沈者三板。知伯出。魏宣子御。韓康子爲驂乘。知伯曰。始吾不知水可以滅人之國。吾乃今知之。汾水可以灌安邑。絳水可以灌平陽。魏宣子肘韓康子。康子踐宣子之足。肘足接乎車上。而知氏分於晉陽之下。今足下雖強。未若知氏。韓魏雖弱。未至如其在晉陽之下也。此天下方用肘足之時。願王勿易之也。

或曰。昭王之問也有失。左右中期之對也有過。凡明主之治國也任其勢。勢不可害。則雖強天下無奈何也。而況孟嘗。芒卯。韓。魏。能奈我何。其勢可害也。則不肖如耳。魏齊。及韓。魏。詎害之。然則害與不侵。在自恃而已矣。奚問乎。自恃其不可侵。則強與弱奚其擇焉。夫不能自恃而問其奈何也。其不侵也幸矣。申子曰。失之數。而求之信。則疑矣。其昭王之謂也。知伯無度。從韓康。魏宣。而圖以水灌滅其國。此知伯之所以國亡而身死。頭爲飲杯之故也。今昭王乃問孰與始強。其畏有水人之患乎。雖有左右。非韓魏之二子也。安有肘足之事。而中期曰勿易。此虛言也。且中期之所官琴瑟也。絃不調。弄不明。中期之任也。此中期所以事昭王者也。中期善承其任。未慊昭王也。而爲所不知。豈不妄哉。左右對之曰。弱於始與不及。則可矣。其曰甚然。則諛也。申子曰。治不踰官。雖知不言。今中期不知而尚言之。故曰。昭王之問有失。左右中

無利害・說以悅近來遠・亦可舍已。哀公有臣。外障距・內比周・以愚其君・而說之以選賢。此非功伐之論也。選其心之所謂賢者也。使哀公知三子外障距內比周也。則三子不一日立矣・哀公不知選賢。選其心之所謂賢。故三子得任事。燕王噲賢子之。而非孫卿。故身死為僇。夫差智太宰嚭。而愚子胥。故滅於越。魯君不必知賢。而說以選賢・是使哀公有夫差燕噲之患也。明君不自舉臣。臣相進也。不自賢。功自徇也・論之於任。試之於事。課之於功。故羣臣公正而無私。不隱賢。不進不肖。然則人主奚勞於選賢・景公以百乘之家賜。而說以節財。是使景公無術以享厚樂。而獨儉於上。未免於貧也。有君以千里養其口腹。則雖桀紂不侈焉・齊國方三千里。而桓公以其半自養。是侈於桀紂也・然而能為五霸冠者。知侈儉之地也。為君不能禁下。而自禁者。謂之劫。不能飭下。而自飭者。謂之亂。不能節下。而自節者。謂之貧。明君使人無私。以詐而食者禁。力盡於事。歸利於上者必聞。聞者必賞。汙穢為私者必知。知者必誅・然故忠臣盡忠於公。民士竭力於家。百官精尅於上。侈倍景公。非國之患也。然則說之以節財。非其急者也。夫對三公。一言而三公可以無患。知下之謂也。知下明則禁於微。禁於微則姦無積。姦無積則無比周。無比周則公私分。公私分則朋黨散。朋黨散則無外障距內比周之患。知下明則見精沐。見精沐則誅賞明。誅賞明則國不貧。故曰。一對而三公無患。知下之謂也。

鄭子產晨出過東匠之閭。聞婦人之哭。撫其御之手而聽之。有閒遣吏執而問之。則手絞其夫者也。異日其御問曰。夫子何以知之。子產曰。其聲懼。凡人於其親愛也。始病而憂。臨死而懼。已死而哀。今哭已死。不哀而懼。是以知其有姦也。

或曰。子產之治。不亦多事乎。姦必待耳目之所及。而後知之。則鄭國之得姦者寡矣。不任典成之吏。不察參伍之政。不明度量。恃盡聰明。勞智慮。而以知姦。不亦無術乎。且夫物衆而智

遠士、而以為治。非其難者也。夫處勢而不能用其有、而徒不去國、是以一人之力禁一國。以一人之力禁一國者。少能勝之。明能照遠姦而見隱微、必行之令、雖遠於海。內必無變。然則去國之海。而不劫殺。非其難者也。楚成王置商臣以為太子。又欲置公子職。商臣作難。遂殺成王。公子宰周太子也。公子根有寵。遂以東周反。分而為兩國。此皆非晚置太子之患也。夫分勢不二。庶孽卑、寵無藉勢、雖處耄老晚置、太子可也。然則晚置太子、庶孽不亂。又非其難也。物之所謂難者。必借人成勢、而勿使侵害己。可謂一難也。貴妾不使二后。二難也。愛孽不使危正適。專聽一臣、而不敢偶君。此則可謂三難也。

葉公子高問政於仲尼。仲尼曰。政在悅近而來遠。哀公問政於仲尼。仲尼曰。政在選賢。齊景公問政於仲尼。仲尼曰。政在節財。三公出。子貢問曰。三公問夫子政一也。夫子對之不同、何也。仲尼曰。葉都大而國小、民有背心。故曰政在悅近而來遠。魯哀公有大臣三人。外障距諸侯四鄰之士。內比周而以愚於君。使宗廟不掃除、社稷不血食者、必是三臣也。故曰政在選賢。齊景公築雍門、為路寢。一朝以三百乘之家賜者三。故曰政在節財。

或曰。仲尼之對、亡國之言也。恐民有倍心、而說之悅近而來遠、則是教民懷惠。惠之為政、無功者受賞、而有罪者免、此法之所以敗也。法敗而政亂、以亂政治敗民、未見其可也。且民有倍心者。君上之明有所不及也。不紹葉公之明、而使之悅近而來遠、是舍吾勢之所能禁、而使與天下行惠以爭民。非能持勢者也。夫堯之賢、六王之冠也。舜一徙而成邑、而堯無天下矣。有人於此、無術以禁下、恃為舜而不失其民、不亦無術乎。明君見小姦於微、故民無大謀。行小誅於細、故民無大亂。此謂圖難者於其所易也、為大者於其所細也。今有功者必賞、賞者不德君。力之所致也。有罪者必誅、誅者不怨上。罪之所生也。民知誅賞之皆起於身也。故習功利於業、而不受賜於君。太上下智有之。此言太上之下民無說也。安取懷惠之民、上君之民

勸民。若夫過行。是細人之所識也。臣不知也。子思出。子服厲伯入見。問龐𢸍氏子。子服厲伯對曰。其過三。皆君之所未嘗聞。自是之後。君貴子思而賤子服厲伯也。

或曰。魯之公室。三世劫於季氏。不亦宜乎。明君求善而賞之。求姦而誅之。其得之一也。故以善聞之者。以說善同於上者也。以姦聞之者。以惡姦同於上者也。此宜賞譽之所及也。不以姦聞。是異於上。而下比周於姦者也。此宜毀罰之所及也。今子思不以過聞。而穆公貴之。厲伯以姦聞。而穆公賤之。人情皆喜貴而惡賤。故季氏之亂成。而不上聞。此魯君之所以劫也。且此亡王之俗。取魯之民。所以自美。而穆公獨貴之。不亦倒乎。

文公出亡。獻公使寺人披攻之蒲城。披斬其祛。文公奔翟。惠公即位。又使攻之惠竇。不得也。及文公反國。披求見。公曰。蒲城之役。君令一宿。而汝即至。惠竇之難。君令三宿。而汝一宿。何其速也。披對曰。君令不貳。除君之惡。惟恐不堪。蒲人翟人。余何有焉。今公即位。其無蒲翟乎。且桓公置射鉤。而相管仲。君乃見之。

或曰。齊晉絕祀。不亦宜乎。桓公能用管仲之功。而忘射鉤之怨。文公能聽寺人之言。而棄斬祛之罪。桓公文公。能容二子者也。後世之君。明不及二公。後世之臣。賢不如二子。以不忠之臣。事不明之君。君不知。則有燕操子罕田常之賊。知之。則以管仲寺人自解。君必不誅。而自以爲有桓文之德。是臣讎君。而明不能燭。多假之資。自以爲賢而不戒。則雖無後嗣。不亦可乎。且寺人之言也。直飾君令而不貳者。則是貞於君也。死君復生。臣不愧。而後爲貞。今惠公朝卒。而暮事文公。寺人之不貳何如。

人有設桓公隱者。曰。一難二難三難何也。桓公不能對。以告管仲。管仲對曰。一難也。近優而遠士。二難也。去其國。而數之海。三難也。君老而晚置太子。桓公曰。善。不擇日而廟禮太子。

或曰。管仲之射隱不得也。士之用不在近遠。而俳優侏儒。固人主之所與燕也。然則近優而

入多。不以小功妨大務，不以私欲害人事。丈夫盡於耕農，婦人力於織紝，則入多。務於畜養之理，察於土地之宜，六畜遂，五穀殖，則入多。明於權計，審於地形，舟車機械之利，用力少，致功大，則入多。利商市關梁之行，能以所有致所無，客商歸之，外貨留之，儉於財用，節於衣食，宮室器械周於資用，不事玩好，則入多。入多皆人為也。若天事，風雨時，寒溫適，土地不加大，而有豐年之功，則入多。人事天功二物者，皆入多，非山林澤谷之利也。夫無山林澤谷之利入多，因謂之窕貨者，無術之言也。

趙簡子圍衛之郛郭，犀楯犀櫓，立於矢石之所及，鼓之而士不起。簡子投枹曰：烏乎，吾之士數弊也。行人燭過免胄而對曰：亦有君之不能耳。士無弊者。臣聞之，昔者吾先君獻公并國十七，服國三十八，戰十有二勝，是民之用也。獻公歿，惠公即位，淫衍暴亂，身好玉女，秦人恣侵，去絳十七里，亦是人之用也。惠公歿，文公受之，圍衛，取鄴，城濮之戰，五敗荊人，取尊名於天下，亦此人之用也。亦有君之不能耳，士無弊也。簡子乃去楯櫓，立矢石之所及，鼓之而士乘之，戰大勝。簡子曰：與吾得革車千乘，不如聞行人燭過之一言也。

或曰：行人未有以說也。乃道惠公以此人，是敗；文公以此人，是霸；未見所以用人也。簡子未可以速去楯櫓也。嚴親在圍，輕犯矢石，孝子之所愛親也。孝子愛親，百數之一也。今以為身處危，而人尚可戰，是以百族之子愛於上，皆若孝子之愛親也，是行人之誣也。好利惡害，夫人之所有也。賞厚而信，人輕敵矣；刑重而必，人不北矣。長行徇上，數百不一人；喜利畏罪，人莫不然。將眾者不出乎莫不然之數，而道乎百無一人之行，行人未知用眾之道也。

難三第三十六

魯穆公問於子思曰：吾聞龐㵎氏之子不孝，其行奚如？子思對曰：君子尊賢以崇德，舉善以

準下。此不可釋也。君人者焉佚哉。索人不勞。使人不佚。而桓公曰、勞於索人。佚於使人者不然。且桓公得管仲又不難。管仲不死其君而歸桓公。鮑叔輕官讓能而任之。桓公得管仲又不難明矣。已得管仲之後。奚遽易哉。管仲非周公旦。周公旦假爲天子七年。成王壯授之以政。非爲天下計也。爲其職也。夫不奪子而行天下者。必不背死君而事其讎。背死君而事其讎者。必不難奪子而行天下。不難奪子而行天下者。必不難奪其君國矣。管仲公子糾之臣也。謀殺桓公而不能。其君死而臣桓公。管仲之取舍。非周公旦。未可知也。若使管仲大賢也。且爲湯武。湯武桀紂之臣也。桀紂作亂。湯武奪之。今桓公以易居其上。是以桀紂之行居湯武之上。桓公危矣。若使管仲不肖人也。且爲田常。田常簡公之臣也。而弑其君。今桓公以易居其上。是以簡公之易居田常之上也。桓公又危矣。管仲非周公旦。亦以明矣。然爲湯武與田常。未可知也。爲湯武有桀紂之危。爲田常有簡公之亂也。已得仲父之後。桓公奚遽易哉。若使桓公之任管仲。必知不欺己也。是知不欺主之臣也。然雖知不欺主之臣。今桓公以任管仲之專借豎刁易牙。蟲流出尸而不葬。桓公不知臣欺主與不欺主已明矣。而任臣如彼其專也。故曰、桓公闇主。

李克治中山。苦陘令上計而入多。李克曰、語言辯聽之說。不度於義。謂之窕言。無山林澤谷之利。而入多者。謂之窕貨。君子不聽窕言。不受窕貨。子姑免矣。

或曰、李子設辭曰、夫言語辯聽之說。不度於義者。謂之窕言。辯在言者。說在聽者。言非聽者也。則辯非說者也。所謂不度於義。非謂聽者。必謂所聽也。聽者非小人。則君子也。小人無義。必不能度之義也。君子度之義。必不肯說也。夫曰、言語辯聽之說。不度於義者。必不誠之言也。入多之爲窕貨也。未可遠行也。李子之姦弗蚤禁。使至於計。是遂過也。無術以知而入多。入多者穰也。雖倍入。將柰何。舉事愼陰陽之和。種樹節四時之適。無早晚之失。寒溫之災。則

晉平公問叔向曰。昔者齊桓公九合諸侯。一匡天下。不識臣之力也。叔向對曰。管仲善制割。賓胥無善削縫。隰朋善純緣。衣成。君舉而服之。亦臣之力也。君何力之有。師曠伏琴而笑之。公曰。太師奚笑也。師曠對曰。臣笑叔向之對君也。凡爲人臣者。猶炮宰和五味。而進之君。君弗食。孰敢强之也。臣請譬之。君者壤地也。臣者草木也。必壤地美。然後草木碩大。亦君之力。臣何力之有。

或曰。叔向師曠之對。皆偏辭也。夫一匡天下。九合諸侯。美之大者也。非專君之力也。又非專臣之力也。昔者宮之奇在虞。僖負羈在曹。二臣之智。言中事。發中功。虞曹俱亡者何也。此有其臣而無其君者也。且蹇叔處于而于亡。處秦而秦霸。非蹇叔愚於于而智於秦也。此有君與無臣也。向曰臣之力也。不然矣。昔者桓公宮中二市。婦閭二百。被髮而御婦人。得管仲爲五伯長。失管仲得豎刁。而身死蟲流出尸不葬。以爲非臣之力也。且不以管仲爲霸。以爲君之力也。且不以豎刁爲亂。昔者晉文公慕於齊女而亡歸。舅犯極諫。故得反晉國。故桓公以管仲合。文公以舅犯霸。而師曠曰君之力也。又不然矣。凡五霸所以能成功名於天下者。必君臣俱有力焉。故曰。叔向師曠之對。皆偏辭也。

齊桓公之時。晉客至。有司請禮。桓公曰。告仲父者三。而優笑曰。易哉爲君。一曰仲父。二曰仲父。桓公曰。吾聞。君人者。勞於索人。佚於使人。吾得仲父已難矣。得仲父之後。何爲不易乎哉。

或曰。桓公之所應優。非君人者之言也。桓公以君人爲勞於索人。何索人爲勞哉。伊尹自以爲宰干湯。百里奚自以爲虜干穆公。虜所辱也。宰所羞也。蒙羞辱而接君上。賢者之憂世急也。然則君人者無逆賢而已矣。索賢不爲人主難。且官職所以任賢也。爵祿所以賞功也。設官職。陳爵祿。而士自至。君人者奚其勞哉。使人又非所佚也。人主雖使人。必以度量準之。以刑名參之。以事遇於法則行。不遇於法則止。功當其言則賞。不當則誅。以刑名收臣。以度量

暮趨之。不可以遠。景公笑曰。子家習市。識貴賤乎。是時景公繁於刑。晏子對曰。踊貴而屨賤。景公曰。何故。對曰。刑多也。景公造然變色曰。寡人其暴乎。於是損刑五。

或曰。晏子之貴踊。非其誠也。欲便辭以止多刑也。此不察治之患也。夫刑當無多。不當無少。無以不當聞。而以太多說。無術之患也。敗軍之誅。以千百數。猶北且不止。即治亂之刑。如恐不勝。而姦尚不盡。今晏子不察其當否。而以太多為說。不亦妄乎。夫惜草茅者。耗禾穗。惠盜賊者。傷良民。今緩刑罰。行寬惠。是利姦邪。而害善人也。此非所以為治也。

齊桓公飲酒。醉遺其冠。恥之三日不朝。管仲曰。此非有國之恥也。公胡其不雪之以政。公曰。善。因發囷倉。賜貧窮。論囹圄。出薄罪。處三日。而民歌之曰。公胡不復遺冠乎。

或曰。管仲雪桓公之恥於小人。而生桓公之恥於君子矣。使桓公發囷倉而賜貧窮。論囹圄而出薄罪。非義也。不可以雪恥。使之而義也。桓公宿義。須遺冠而後行之。則是桓公行義。非為遺冠也。是雖雪遺冠之恥於小人。而亦遺宿義之恥於君子矣。且夫發囷倉而賜貧窮者。是賞無功也。論囹圄而出薄罪者。是不誅過也。夫賞無功。則民偷幸而望於上。不誅過。則民不懲而易為非。此亂之本也。安可以雪恥哉。

昔者文王侵盂。克莒。舉酆。三舉事。而紂惡之。文王乃懼。請入洛西之地。赤壤之國。方千里。以請解炮烙之刑。天下皆說。仲尼聞之曰。仁哉文王。輕千里之國。而請解炮烙之刑。智哉文王。出千里之地。而得天下之心。

或曰。仲尼以文王為智也。不亦過乎。夫智者知禍難之地而辟之者也。是以身不及於患也。使文王所以見惡於紂者。以其不得人心耶。則雖索人心以解惡可也。紂以其大得人心而惡之。已又輕地以收人心。是重見疑也。固其所以桎梏囚於羑里也。鄭長者有言。體道無為無見也。此最宜於文王矣。不使人疑之也。仲尼以文王為智。未及此論也。

以爲非。而勸之以殉。是使韓子不知其過也。夫下使民望絕於上。又使韓子不知其失。吾未得郤子之所以分謗者也。

桓公解管仲之束縛而相之。管仲曰。臣有寵矣。然而臣卑。公曰。使子立高國之上。管仲曰。臣貴矣。然而臣貧。公曰。使子有三歸之家。管仲曰。臣富矣。然而臣疏。於是立以爲仲父。霄略曰。管仲以賤爲不可以治國。故請高國之上。以貧爲不可以治富。故請三歸。以疏爲不可以治親。故處仲父。管仲非貪。以便治也。

或曰。今使臧獲奉君令詔卿相。莫敢不聽。非卿相卑而臧獲尊也。主令所加。莫敢不從也。今使管仲之治。不緣桓公。是無君也。國無君。不可以爲治。若負桓公之威。下桓公之令。是臧獲之所以信也。奚待高國仲父之尊。而後行哉。當世之行事都丞之下徵令者。不辟尊貴。不就卑賤。故行之而法者。雖巷伯信乎卿相。行之而非法者。雖大吏詘乎民萌。今管仲不務尊主明法。而事增寵益爵。是非管仲貪欲富貴。必闇而不知術也。故曰管仲有失行。霄略有過譽。

韓宣王問於樛留。吾欲兩用公仲・公叔。其可乎。樛留對曰。昔魏兩用樓・翟而亡西河。楚兩用昭・景。而亡鄢郢。今君兩用公仲・公叔。此必將爭事而外市。則國必憂矣。

或曰。昔者齊桓公兩用管仲鮑叔。成湯兩用伊尹・仲虺。夫兩用臣者國之憂。則是桓公不霸。成湯不王也。湣王一用淖齒。而身死乎東廟。主父一用李兌。減食而死。主誠有術。兩用不爲患。無術。兩用則爭事而外市。一則專制而劫弒。今留無術以規上。使其主去兩用一。是不有西河鄢郢之憂。則必有身死減食之患。是樛留未有善以知言也。

難二第三十五

景公過晏子曰。子宮小近市。請徙子家豫章之圃。晏子再拜而辭曰。且嬰家貧。待市食。而朝

過。故曰、平公失君道。師曠亦失臣禮矣。

齊桓公時有處士。曰小臣稷。桓公三往而弗得見。桓公曰。吾聞、布衣之士、不輕爵祿。無以易萬乘之主。萬乘之主、不好仁義。亦無以下布衣之士。於是五往乃得見之。

或曰、桓公不知仁義。夫仁義者、憂天下之害。趨一國之患。不避卑辱。謂之仁義。故伊尹以中國爲亂道。爲宰干湯。百里奚以秦爲亂道。爲虜干穆公。皆憂天下之害、趨一國之患。不辭卑辱。故謂之仁義。今桓公以萬乘之勢。下匹夫之士。將欲與憂齊國。而小臣不行見。小臣之忘民也。忘民不可謂仁義。仁義者不失人臣之禮。不敗君臣之位者也。是故四封之內、執禽而朝。名曰臣。臣吏分職受事。名曰萌。今小臣在民萌之衆。而逆君上之欲。故不可謂仁義。仁義不在焉。桓公又從而禮之。使小臣有智能而遁桓公。是隱也。宜刑。若無智能而虛驕矜桓公。是誣也。宜戮。小臣之行、非刑則戮。桓公不能領臣主之理、而禮刑戮之人。是桓公以輕上侮君之俗、教於齊國也。非所以爲治也。故曰、桓公不知仁義。

靡笄之役。韓獻子將斬人。郄獻子聞之、駕往救之。比至則已斬之矣。郄子因曰、胡不以殉。其僕曰、曩不將救之乎。郄子曰、吾敢不分謗乎。

或曰、郄子言不可不察也。非分謗也。韓子之所斬也若罪人、則不可救。救罪人、法之所以敗也。法敗則國亂。若非罪人、而勸之以殉。勸之以殉、是重不辜也。重不辜、民所以起怨者也。民怨則國危。郄子之言、非危則亂。不可不察也。且韓子之所斬若罪人、郄子奚分焉。斬若非罪人、則已斬之矣。而郄子乃至。是韓子之謗已成。而郄子且後至也。夫郄子曰以殉、不足以分斬人之謗。而又生殉之謗。是何言分謗也。昔者紂爲炮烙。崇侯惡來又曰、斬涉者之脛也。奚分於紂之謗。且民之望於上也甚矣。韓子弗得。且望郄子之得之也。今郄子俱弗得。則民絕望於上矣。故曰、郄子之言非分謗也。益謗也。且郄子之往救罪也。以韓子爲非也。不道其所

進、大臣不因左右而見、百官修通、羣臣輻湊、有賞者、君見其功、有罰者、君知其罪、見知不悖於前、賞罰不弊於後、安有不葬之患。管仲非明此言於桓公也、使去三子、故曰、管仲無度矣。

襄子圍於晉陽中、出圍賞有功者五人、高赫爲賞首、張孟談曰、晉陽之事、赫無大功、今爲賞首何也。襄子曰、晉陽之事、寡人國危社稷殆矣。吾羣臣無不有驕侮之意者、惟赫子不失君臣之禮、是以先之。仲尼聞之曰、善賞哉、襄子賞一人、而天下爲人臣者、莫敢失禮矣。

或曰、仲尼不知善賞矣。夫善賞罰者、百官不敢侵職、羣臣不敢失禮、上設其法、而下無姦詐之心、如此則可謂善賞罰矣。使襄子於晉陽也、令不行、禁不止、是襄子無國、晉陽無君也、尙誰與守哉。今襄子於晉陽也、知氏灌之、沈竈生鼃、而民無反心、是君臣親也、襄子有君臣相親之澤、操令行禁止之法、而猶有驕侮之臣、是襄子失罰也、爲人臣者、乘事而有功則賞、今赫僅不驕侮、而襄子賞之。是失賞也、明主賞不加於無功、罰不加於無罪、今襄子不誅驕侮之臣、而賞無功之赫、安在襄子之善賞也、故曰、仲尼不知善賞。

晉平公與羣臣飲、飲酣乃喟然歎曰、莫樂爲人君、惟其言而莫之違。師曠侍坐於前、援琴撞之。公披衽而避。琴壞於壁。公曰、太師誰撞。師曠曰。今者有小人言於側者。故撞之。公曰、寡人也、師曠曰、啞。是非君人者之言也。左右請塗之。公曰。釋之。以爲寡人戒。

或曰。平公失君道、師曠失臣禮。夫非其行、而誅其身。君之於臣也、非其行、則陳其言。善諫不聽。則遠其身者。臣之於君也、今師曠非平公之行。不陳人臣之諫。而行人主之誅。擧琴而親其體。是逆上下之位。而失人臣之禮也。夫爲人臣者。君有過則諫。諫不聽則輕爵祿以待之。此人臣之禮義也。今師曠非平公之過。擧琴而親其體、雖嚴父不加於子。而師曠行之於君、此大逆之術也。臣行大逆、平公喜而聽之。是失君道也、故平公之迹不可行也、使人主過於聽、而不悟其失。師曠之行、亦不可行也。使姦臣襲極諫而飾弑君之道、不可謂兩明、此謂兩

罰使天下必行之。令曰。中程者賞。弗中程者誅。令朝至暮變。暮至朝變。十日而海內畢矣。奚待朞年。舜猶不以此說堯令從。己乃躬親。不亦無術乎。且夫以身為苦。而後化民者。堯舜之所難也。處勢而令下者。庸主之所易也。將治天下。釋庸主之所易。道堯舜之所難。未可與為政也。

管仲有病。桓公往問之。曰。仲父病。不幸卒於大命。將奚以告寡人。管仲曰。微君言。臣故將謁之。願君去豎刁。除易牙。遠衞公子開方。易牙為君主味。君惟人肉未嘗。易牙烝其首子而進之。夫人情莫不愛其子。今弗愛其子。安能愛君。君妒而好內。豎刁自宮以治內。人情莫不愛其身。身且不愛。安能愛君。開方事君十五年。齊衞之閒不容數日行。弃其母久宦不歸。其母不愛。安能愛君。臣聞之。矜偽不長。蓋虛不久。願君去此三子者也。管仲卒死。桓公弗行。及桓公死。蟲出尸不葬。

或曰。管仲所以見告桓公者。非有度者之言也。所以去豎刁易牙者。以不愛其身適君之欲也。曰。不愛其身。安能愛君。然則臣有盡死力以為其主者。管仲將弗用也。曰。不愛其死力。安能愛君。是君去忠臣也。且以不愛其身。度不愛其君。是將以管仲之不能死公子糾。度其不死桓公也。是管仲亦在所去之域矣。明主之道不然。設民所欲以求其功。故為爵祿以勸之。設民所惡以禁其姦。故為刑罰以威之。慶賞信而刑罰必。故君舉功於臣。而姦不用於上。雖有豎刁。其柰君何。且臣盡死力以與君市。君垂爵祿以與臣市。君臣之際。非父子之親也。計數之所出也。君有道。則臣盡力。而姦不生。無道。則臣上塞主明。而下成私。管仲非明此度數於桓公也。使去豎刁。一豎刁又至。非絕姦之道也。且桓公所以身死蟲流。出尸不葬者。是臣重也。臣重之實擅主也。有擅主之臣。則君令不下究。臣情不上通。一人之力能隔君臣之閒。使善敗不聞。禍福不通。故有不葬之患也。明主之道。一人不兼官。一官不兼事。卑賤不待尊貴而

或曰、雍季之對、不當文公之問。凡對問者有因、因小大緩急而對也。所問高大、而對以卑狹、則明主弗受也。今文公問以少遇衆、而對曰、後必無復。此非所以應也。且文公不知一時之權、又不知萬世之利。戰而勝、則國安而身定、兵强而威立、雖有後復、莫大於此、萬世之利奚患不至。戰而不勝、則國亡兵弱、身死名息、拔拂今日之死不及、安暇待萬世之利。待萬世之利、在今日之勝、今日之勝、在詐於敵、詐敵萬世之利而已。故曰、雍季之對、不當文公之問。且文公又不知舅犯之言。舅犯所謂不厭詐僞者、不謂詐其民、謂詐其敵也。敵者所伐之國也。後雖無復、何傷哉。文公之所以先雍季者、以其功耶。則所以勝楚破軍者、舅犯之謀也。以其善言耶。則雍季乃道其後之無復也。此未有善言也。舅犯則以兼之矣。舅犯曰、繁禮君子不厭忠信者、忠所以愛其下也、信所以不欺其民也。夫旣以愛而不欺矣。言孰善於此。然必曰出於詐僞者、軍旅之計也。舅犯前有善言、後有戰勝、故舅犯有二功而後論、雍季無一焉而先賞。文公之霸、不亦宜乎。仲尼不知善賞也。

歷山之農者侵畔。舜往耕焉、朞年甽畝正。河濱之漁者爭坻。舜往漁焉、朞年而讓長。東夷之陶者器苦窳。舜往陶焉、朞年而器牢。仲尼歎曰、耕漁與陶、非舜官也。而舜往爲之者、所以救敗也。舜其信仁乎。乃躬耕處苦、而民從之。故曰、聖人之德化乎。

或問儒者曰、方此時也、堯安在。其人曰、堯爲天子。然則仲尼之聖堯奈何。聖人明察在上位、將使天下無姦也。今耕漁不爭、陶器不窳。舜又何德而化。舜之救敗也、則是堯有失也。賢舜則去堯之明察、聖堯則去舜之德化。不可兩得也。楚人有鬻楯與矛者、譽之曰、吾楯之堅、莫能陷也。又譽其矛曰、吾矛之利、於物無不陷也。或曰、以子之矛、陷子之楯、何如。其人弗能應也。夫不可陷之楯、與無不陷之矛、不可同世而立。今堯舜之不可兩譽、矛楯之說也。且舜救敗、朞年已一過、三年已三過。舜有盡、壽有盡、天下過無已者。以有盡逐無已、所止者寡矣。賞

有鹿門稷者。行年七十矣。而無妻。桓公曰。何以令之有妻。管仲曰。臣聞之。上有積財。則民必匱乏於下。宮中有怨女。則有老而無妻者。桓公曰。善。令於宮中。女子未嘗御。出嫁之。乃令男子年二十而室。女年十五而嫁。則內無怨女。外無曠夫。

延陵卓子乘蒼龍挑文之乘。鉤飾在前。錯錣在後。馬欲進則鉤飾禁之。欲退則錯錣貫之。馬因旁出。造父過而爲之泣涕曰。古之治人亦然矣。夫賞所以勸之。而毀存焉。罰所以禁之。而譽加焉。民中立而不知所由。此亦聖人之所爲泣也。一曰。延陵卓子乘蒼龍與翟文之乘。前則有錯飾。後則有利錣。進則引之。退則筴之。馬前不得進。後不得退。遂避而逸。因下抽刀而刎其脚。造父見之泣。終日不食。因仰天而歎曰。筴所以進之也。錯飾在前。引所以退之也。利錣在後。今人主以其清潔也進之。以其不適左右也退之。以其公正也譽之。以其不聽從也廢之。民懼。中立而不知所由。此聖人之所爲泣也。

右傳

難一第三十四

晉文公將與楚人戰。召舅犯問之曰。吾將與楚人戰。彼衆我寡。爲之柰何。舅犯曰。臣聞之。繁禮。君子不厭忠信。戰陣之閒。不厭詐僞。君其詐之而已矣。文公辭舅犯。因召雍季而問之曰。我將與楚人戰。彼衆我寡。爲之柰何。雍季對曰。焚林而田。偸取多獸。後必無獸。以詐遇民。偸取一時。後必無復。文公曰。善。辭雍季。以舅犯之謀與楚人戰。以敗之。歸而行爵。先雍季而後舅犯。羣臣曰。城濮之事。舅犯之謀也。夫用其言而後其身。可乎。文公曰。此非若所知也。夫舅犯言一時之權也。雍季言萬世之利也。仲尼聞之曰。文公之霸也宜哉。既知一時之權。又知萬世之利。

以御之。身處佚樂之地。又致帝王之功也。

椎鍛者所以平不夷也。榜檠者所以矯不直也。聖人之爲法也。所以平不夷矯不直也。淖齒之用齊也。擢閔王之筋。李兌之用趙也。餓殺主父。此二君者皆不能用其椎鍛榜檠。故身死爲戮而爲天下笑。一曰。入齊則獨聞淖齒。而不聞齊王。入趙則獨聞李兌。而不聞趙王。故曰。人主者不操術。則威勢輕而臣擅名。一曰。田嬰相齊。人有說王者曰。終歲之計。王不一以數日之閒自聽之。則無以知吏之姦邪得失也。王曰。善。田嬰聞之。卽遽請於王而聽其計。王將聽之矣。田嬰令官具押券斗石參升之計。王自聽計。計不勝聽罷。食後復坐。不復暮食矣。田嬰復謂曰。羣臣所終歲日夜不敢偸怠之事也。王以一夕聽之。則羣臣有爲勸勉矣。王曰。諾。俄而王已睡矣。吏盡揄刀削其押券升石之計。王自聽之。亂乃始生。一曰。武靈王使惠文王莅政。李兌爲相。武靈王不以身躬親殺生之柄。故劫於李兌。

㊄茲鄭子引輦上高梁而不能支。茲鄭踞轅而歌。前者止。後者趨。輦乃上。使茲鄭無術以致人。則身雖絕力致死。輦猶不上也。今身不至勞苦。而輦以上者。有術以致之之故也。

趙簡主出稅者。吏問輕重。簡主曰。勿輕勿重。重則利入於上。若輕則利歸於民。吏無私利而正矣。

薄疑謂趙簡主曰。君之國中飽。簡主欣然而喜曰。何如焉。對曰。府庫空虛於上。百姓貧餓於下。然而姦吏富矣。

齊桓公微服以巡民家。人有年老而自養者。桓公問其故。對曰。臣有子三人。家貧無以妻之。傭未及反。桓公歸以告管仲。管仲曰。畜積有腐弃之財。則人飢餓。宮中有怨女。則民無妻。桓公曰。善。乃論宮中有婦人而嫁之。下令於民曰。丈夫二十而室。婦人十五而嫁。一曰。桓公微服而行於民閒。有鹿門稷者。行年七十而無妻。桓公問管仲曰。有民老而無妻者乎。管仲曰。

爲不足任天下。故傳天下於益。而勢重盡在啓也。已而啓與友黨攻益。而奪之天下。是禹名傳天下於益。而實令啓自取之也。此禹之不及堯舜明矣。今王欲傳之子之。而吏無非太子之人者也。是名傳之。而實令太子自取之也。燕王乃收璽自三百石以上。皆效之子之。子之遂重。

方吾子曰。吾聞之。古禮。行不與同服者同車。居不與同族者共家。而況君人者。乃借其權而外其勢乎。吳章謂韓宣王曰。人主不可佯愛人。一日不可復憎。不可以佯憎人。一日不可復愛也。故佯憎佯愛之徵見。則諛者因資而毀譽之。雖有明主。不能復收。而況於以誠借人也。

趙王遊圃中。左右以兎與虎而輟。觀之。眄然環其眼。王曰。可惡哉虎目也。左右曰。平陽君之目。可惡過此。見此未有害也。見平陽君之目如此者。則必死矣。其明日平陽君聞之。使人殺言者。而王不誅也。

衛君入朝於周。周行人問其號。對曰。諸侯辟疆。周行人卻之曰。諸侯不得與天子同號。衛君乃自更曰。諸侯燬。而後內之。仲尼聞之曰。遠哉禁偪。虛名不以借人。況實事乎。

㈣搖木者。一一攝其葉。則勞而不徧。左右拊其本。而葉徧搖矣。臨淵而搖木。鳥驚而高。魚恐而下。善張網者引其綱。若一一攝萬目而後得。則是勞而難。引其綱而魚已囊矣。故吏者民本綱者也。故聖人治吏不治民。

救火者。令吏挈壺甕而走火。則一人之用也。操鞭箠指麾而趣使人。則制萬夫。是以聖人不親細民。明主不躬小事。造父方耨時。有子父乘車過者。馬驚而不行。其子下車牽馬。父下推車。請造父助我推車。造父因收器。輟而寄載之。援其子父乘。乃始檢轡持筴。未之用也而馬咸鶩矣。使造父而不能御。雖盡力勞身。助之推車。馬猶不肯行也。今使身佚且寄載。有德於人者。有術而御之也。故國者君之車也。勢者君之馬也。無術以御之。身雖勞猶不免亂。有術

也。對曰。夫唯嗜魚。故不受也。夫即受魚。必有下人之色。有下人之色。將枉於法。枉於法則免於相。雖嗜魚。此不必能自給致我魚。我又不能自給魚。即無受魚。而不免於相。雖嗜魚。我能長自給魚。此明夫恃人不如自恃也。明於人爲己者。不如己之自爲也。

㊂子之相燕。貴而主斷。蘇代爲齊使燕。王問之曰。齊王亦何如主也。對曰。必不霸矣。燕王曰。何也。對曰。昔桓公之霸也。內事屬鮑叔。外事屬管仲。桓公被髮而御婦人。日遊於市。今齊王不信其大臣。於是燕王因益大信子之。子之聞之。使人遺蘇代金百鎰。而聽其所使之。一曰。蘇代爲秦使燕。見無益子之。則必不得事而還。貢賜又不出。於是見燕王。乃譽齊王。燕王曰。齊王何若是之賢也。則將必王乎。蘇代曰。救亡不暇。安得王哉。燕王曰。何也。曰。其任所愛不均。燕王曰。其任何也。曰。昔者齊桓公愛管仲。置以爲仲父。內事理焉。外事斷焉。舉國而歸之。故一匡天下。九合諸侯。今齊任所愛不均。是以知其亡也。燕王曰。今吾任子之。天下未之聞也。於是明日張朝而聽子之。潘壽謂燕王曰。王不如國讓子之。人所以謂堯賢者。以其讓天下於許由。許由必不受也。則是堯有讓許由之名。而實不失天下也。今王以國讓子之。子之必不受也。則是王有讓子之之名。而與堯同行也。於是燕王因舉國而屬子之。子之大重。一曰。潘壽隱者。燕使人聘之。潘壽見燕王曰。臣恐子之之如益也。王曰。何益哉。對曰。古者禹死。將傳天下於益。啓之人因相與攻益而立啓。今王信愛子之。將傳國子之。太子之人盡懷印璽子之之人無一人在朝廷者。王不幸弃群臣。則子之亦益也。王因收吏璽自三百石以上。皆效之子之。子之大重。夫人主之所以鏡照者。諸侯之士徒也。今諸侯之士徒。皆私門之黨也。人主之所以自羽翼者。巖穴之士徒也。今巖穴之士徒。皆私門之舍人也。是何也。奪褫之資。在子之也。故吳章曰。人主不佯憎愛人。佯愛人。不得復憎也。佯憎人。不得復愛也。一曰。燕王欲傳國於子之也。問之潘壽。對曰。禹愛益而任天下於益。已而以啓人爲吏。及老而以啓

池也。今王良造父共車。人操一邊轡而入門閭。駕必敗。而道不至也。今田連成竅共琴。人撫一絃而揮。則音必敗。曲不遂矣。

㊁秦昭王有病。百姓里買牛。而家爲王禱。公孫述出見之。入賀王曰。百姓乃皆里買牛。爲王禱。王使人問之。果有之。王曰。訾之人二甲。夫非令而擅禱。是愛寡人也。夫愛寡人。寡人亦且改法。而心與之相循者。是法不立。法不立。亂亡之道也。不如人罰二甲。而復與爲治。一曰。秦襄王病。百姓爲之禱。病愈。殺牛塞禱。郎中閻遏公孫衍出見之曰。非社臘之時也。奚自殺牛而祠社。怪而問之。百姓曰。人主病。爲之禱。今病愈。殺牛塞禱。閻遏公孫衍說。見王拜賀曰。過堯舜矣。王驚曰。何謂也。對曰。堯舜其民未至爲之禱也。今王病而民以牛禱。病愈殺牛塞禱。故臣竊以王爲過堯舜也。王因使人問之。何里爲之。訾其里正與伍老屯二甲。閻遏公孫衍媿。不敢言。居數月。王飲酒酣樂。閻遏公孫衍謂王曰。前時臣竊以王爲過堯舜。非直敢諛也。堯舜病。且其民未至爲之禱也。今王病而民以牛禱。病愈殺牛塞禱。今乃訾其里正與伍老屯二甲。臣竊怪之。王曰。子何故不知於此。彼民之所以爲我用者。非以吾愛之爲我用者也。以吾勢爲我用者也。吾釋勢與民相收。若是吾適不愛。而民因不爲我用也。故遂絕愛道也。」

秦大饑。應侯請曰。五苑之草著蔬菜橡果棗栗。足以活民。請發之。昭襄王曰。吾秦法。使民有功而受賞。有罪而受誅。今發五苑之蔬果者。使民有功與無功俱賞也。夫使民有功與無功俱賞者。此亂之道也。夫發五苑而亂。不如弃棗蔬而治。一曰。今發五苑之蓏蔬棗栗。足以活民。是用民有功與無功爭取也。夫生而亂。不如死而治。大夫其釋之。

田鮪教其子田章曰。欲利而身。先利而君。欲富而家。先富而國。一曰。田鮑教其子田章曰。主賣官爵。臣賣智力。故自恃無恃人。

公孫儀相魯。而嗜魚。一國盡爭買魚而獻之。公儀子不受。其弟諫曰。夫子嗜魚而不受者何

不能禁制者。非轡筴之嚴不足也。威分於出彘也。王子於期爲駙駕。轡筴不用。而擇欲於馬。擅芻水之利也。然馬過於圃池。而駙馬敗者。非芻水之利不足也。德分於圃池也。故王良造父天下之善御者也。然而使王良操左革而叱咤之。使造父操右革而鞭笞之。馬不能行十里。共故也。田連成竅天下善鼓琴者也。然而田連鼓上。成竅擫下。而不能成曲。亦共故也。夫以王良造父之巧。共轡而御。不能使馬。人主安能與其臣共權以爲治。以田連成竅之巧。共琴而不能成曲。人主又安能與臣共勢以成功乎。一曰。造父爲齊王駙駕。渴馬服成。效駕圃中。渴馬見圃池。去車走池。駕敗。王子於期爲趙簡主取道爭千里之表。其始發也。彘伏溝中。王子於期齊轡筴而進之。彘突出於溝中。馬驚駕敗。

司城子罕謂宋君曰。慶賞賜與。民之所喜也。君自行之。殺戮誅罰。民之所惡也。臣請當之。宋君曰。諾。於是出威令。誅大臣。君曰。問子罕也。於是大臣畏之。細民歸之。處期年。子罕殺宋君而奪政。故子罕爲出彘。以奪其君國。

簡公在上位。罰重而誅嚴。厚賦斂而殺戮民。田成恆設慈愛。明寬厚。簡公以齊民爲渴馬。不以恩加民。而田成恆以仁厚爲圃池也。一曰。造父爲齊王駙駕。以渴服馬。百日而服成。服成請效駕齊王。王曰。效駕於圃中。造父驅車入圃。馬見圃池而走。造父不能禁。造父以渴服馬久矣。今馬見池。駻而走。雖造父不能治。今簡公之法。禁其衆久矣。而田成恆利之。是田成恆傾圃池而示渴民也。一曰。王子於期爲宋君爲千里之逐。已駕。察手吻。文且發矣。驅而前之。輪中繩。引而卻之。馬掩迹。揣而發之。彘逸出於竇中。馬退而卻。筴不能進前也。馬駻而走。轡不能止也。一曰。司城子罕謂宋君曰。慶賞賜與者。民之所好也。君自行之。誅罰殺戮者。民之所惡也。臣請當之。於是戮細民而誅大臣。君曰。與子罕議之。居期年。民知殺生之命制於子罕也。故一國歸焉。故子罕劫宋君而奪其政。法不能禁也。故曰。子罕爲出彘。而田成恆爲圃

外儲說右下第三十三

(一)賞罰共則禁令不行。何以明之。以造父於期。子罕爲出彘。田恒爲圃池。故宋君簡公弑。患在王良造父之共車。田連成竅之共琴也。

(二)治强生於法。弱亂生於阿。君明於此。則正賞罰而非不仁也。爵祿生於功。誅罰生於罪。臣明於此。則盡死力而非忠君也。君通於不仁。臣通於不忠。則可以王矣。昭襄知主情而不發五苑。田鮪知臣情。故教田章。而公儀辭魚。

(三)明主者鑒於外也。而外事不得不成。故蘇代非齊王。人主鑒於上也。而居者不適不顯。故潘壽言禹情。人主無所覺悟。方吾知之。故恐同衣於族。而況借於權乎。吳章知之。故說以佯。而況借於誠乎。趙王惡虎目而壅。明主之道。如周行人之卻衛侯也。

(四)人主者守法責成以立功者也。聞有吏雖亂而有獨善之民。不聞有亂民而有獨治之吏。故明主治吏不治民。說在搖木之本與引網之綱。故失火之嗇夫不可不論也。救火者。吏操壺走火。則一人之用也。操鞭使人。則役萬夫。故所遇術者如造父之遇驚馬。牽馬推車。則不能進。代御持筴。則馬咸鶩矣。是以說在椎鍛平夷。榜檠矯直。不然。敗在淖齒用齊戮閔王。李兌用趙餓主父也。

(五)因事之理。則不勞而成。故茲鄭子踞轅而歌。以上高梁也。其患在趙簡主稅吏請輕重。薄疑之言國中飽。簡主喜而府庫虛。百姓餓而姦吏富也。故桓公巡民。而管仲省腐財怨女。不然則在延陵乘馬不得進。造父過之而爲之泣也。

右經

(一)造父御四馬。馳驟周旋。而恣欲於馬。恣欲於馬者。擅轡筴之制也。然馬驚於出彘。而造父

善・何也・其妻曰・用財若一也・加務善之・吳起曰・非語也。使之衣歸・其父往請之・吳起曰・起家無虛言。

晉文公問於狐偃曰。寡人甘肥周於堂。卮酒豆肉集於宮。壺酒不清。生肉不晞。殺一牛遍於國中。一歲之功。盡以衣士卒。其足以戰民乎。狐子曰・不足・文公曰・吾弛關市之征。而緩刑罰・其足以戰民乎。狐子曰。不足。文公曰。吾民之有喪資者。寡人親使郎中視事。有罪者赦之・貧窮不足者與之・其足以戰民乎。狐子對曰。不足。此皆所以慎產也。而戰之者殺之也。民之從公也。爲慎產也。公因而迎殺之。失所以爲從公矣。曰・然則何如足以戰民乎・狐子對曰。令無得不戰・公曰。無得不戰柰何。狐子對曰。信賞必罰。其足以戰。公曰。刑罰之極安至・對曰。不辟親貴。法行所愛。文公曰。善。明日令田於圃陸。期以日中爲期・後期者行軍法焉。於是公有所愛者。曰顚頡。後期。吏請其罪。文公隕涕而憂。吏曰・請用事焉。遂斬顚頡之脊以徇百姓。以明法之信也。而後百姓皆懼。曰。君於顚頡之貴重。如彼甚也。而君猶行法焉。況於我則何有矣。文公見民之可戰也。於是遂興兵伐原。克之。伐衛東其畝。取五鹿。攻陽勝虢。伐曹。南圍鄭反之陴。罷宋圍。還與荊人戰城濮。大敗荊人。返爲踐土之盟。遂成衡雍之義。一擧而八有功所以然者無他故異物。從狐偃之謀。假顚頡之脊也。

夫痤疽之痛也。非刺骨髓則煩心不可支也。非如是。不能使人以半寸砥石彈之。今人主之於治亦然。非不知有苦則安。欲治其國非如是。不能聽聖知而誅亂臣。亂臣者必重人。重人者。必人主所甚親愛也。人主所甚親愛也者。是同堅白也。夫以布衣之資欲以離人主堅白所愛。是猶以解左髀說右髀者。是身必死。而說不行者也・

右傳

潦。驅車至茆門。廷理曰、非法也。擧殳擊臣馬。敗臣駕。王必誅之。王曰、前有老主而不踰。後有儲主而不屬。是眞吾守法之臣也。乃益爵二級。而開後門出太子。勿復過。

衛嗣君謂薄疑曰、子小寡人之國。以爲不足仕。則寡人力能仕子。請進爵以子爲上卿。乃進田萬頃。薄子曰、疑之母親疑以疑爲能相萬乘而不窕也。然疑家巫有蔡嫗者。疑母甚愛信之。屬之家事焉。疑智足以信言家事。疑母盡以聽疑也。然已與疑言者。亦必復決之於蔡嫗也。故論疑之智能。以疑爲能相萬乘而不窕也。論其親則子母之間也。然猶不免議之於蔡嫗也。今疑之於人主也。非子之親也。而人主皆有蔡嫗。人主之蔡嫗。必其重人也。重人者能行私者也。夫行私者繩之外也。而疑之所言法之內也。繩之外與法之內。讎也。不相受也。一曰、衛君之晉。謂薄疑曰、吾欲與子皆行。薄疑曰、媼也在中。請歸與媼計之。衛君自請薄媼。薄媼曰、疑君之臣也。君有意從之。甚善。衛君曰、吾以請之媼。媼許我矣。薄疑歸言之媼也。曰、衛君之愛疑奚與媼。媼曰、不如吾愛子也。衛君之賢疑奚與媼也。曰、不如吾賢子也。媼與疑計家事已決矣。乃更請決之於卜者蔡嫗。今衛君從疑而行。雖與疑決計。必與他蔡嫗敗之。如是則疑不得長爲臣矣。

夫教歌者。使先呼而詘之。其聲反清徵者。乃教之。一曰、教歌者先揆以法。疾呼中宮。徐呼中徵。疾不中宮。徐不中徵。不可謂教。

吳起。衛左氏中人也。使其妻織組。而幅狹於度。吳子使更之。其妻曰、諾。及成復度之。果不中度。吳子大怒。其妻對曰、吾始經之而不可更也。吳子出之。其妻請其兄而索入。其兄曰、吳子爲法者也。其爲法也。且欲以與萬乘致功。必先踐之妻妾。然後行之。子毋幾索入矣。其妻之弟。又重於衛君。乃因以衛君之重請吳子。吳子不聽。遂去衛而入荊也。一曰、吳子示其妻以組。曰、子爲我織組。令之如是。組已就而效之。其組異善。起曰、使子爲組。令之如是。而今也異

百吏以爲富。吏不誅則亂法。誅之則君不安。據而有之。此亦國之社鼠也。故人臣執柄而擅禁。明爲己者必利。而不爲己者必害。此亦猛狗也。夫大臣爲猛狗。而齕有道之士矣。左右又爲社鼠。而間主之情矣。人主不覺。如此主焉得無壅。國焉得無亡乎。一曰。宋之酤酒者。有莊氏者。其酒常美。或使僕往酤莊氏之酒。其狗齕人。使者不敢往。乃酤他家之酒。問曰。何爲不酤莊氏之酒。對曰。今日莊氏之酒酸。故曰。不殺其狗則酒酸。一曰。桓公問管仲曰。治國何患。對曰。最苦社鼠。夫社木而塗之。鼠因自託也。燻之則木焚。灌之則塗陁。此所以苦於社鼠也。今人君左右。出則爲勢重以收利於民。入則比周謾侮。蔽惡以欺於君。不誅則亂法。誅之則人主危。據而有之。此亦社鼠也。故人臣執柄擅禁。明爲己者必利。不爲己者必害。亦猛狗也。故左右爲社鼠。用事者爲猛狗。則術不行矣。

堯欲傳天下於舜。鯀諫曰。不祥哉。孰以天下而傳之於匹夫乎。堯不聽。擧兵而誅殺鯀於羽山之郊。共工又諫曰。孰以天下而傳之於匹　乎。堯不聽。又擧兵而誅共工於幽州之都。於是天下莫敢言無傳天下於舜。仲尼聞之曰。堯之知舜之賢。非其難者也。夫至乎誅諫者必傳之舜。乃其難也。一曰。不以其所疑敗其所察則難也。

荆莊王有茅門之法。曰。羣臣大夫諸公子入朝。馬蹄踐霤者。廷理斬其輈。戮其御。於是太子入朝。馬蹄踐霤。廷理斬其輈。戮其御。太子怒。入爲王泣曰。爲我誅戮廷理。王曰。法者所以敬宗廟。尊社稷。故能立法從令。尊敬社稷者。社稷之臣也。焉可誅也。夫犯法廢令。不尊敬社稷者。是臣乘君而下尙校也。臣乘君則主失威。下尙校則上位危。威失位危。社稷不守。吾將何以遺子孫。於是太子乃還走避舍。露宿三日。北面再拜請死罪。一曰。楚王急召太子。楚國之法。車不得至於茆門。天雨。廷中有潦。太子遂驅車至於茆門。廷理曰。車不得至茆門。非法也。太子曰。王召急。不得須無潦。遂驅之。廷理擧殳而擊其馬。敗其駕。太子入爲王泣曰。廷中多

再拜曰受命於是樗里疾已道穴聽之矣郎中皆曰兵秋起攻韓犀首爲將於是日也郎中盡知之於是月也境內盡知之王召樗里疾曰是何匈匈也何道出樗里疾曰似犀首也王曰吾無與犀首言也期犀首何哉樗里疾曰犀首也羈旅新抵罪其心孤是言自嫁於衆王曰然使人召犀首已逃入諸侯矣

堂谿公謂昭侯曰今有千金之玉巵通而無當可以盛水乎昭侯曰不可有瓦器而不漏可以盛酒乎昭侯曰可對曰夫瓦器至賤也不漏可以盛酒雖有乎千金之玉巵至貴而無當漏不可乘水則人孰注漿哉今爲人之主而漏其羣臣之語是猶無當之玉巵也雖有聖智莫盡其術爲其漏也昭侯曰然昭侯聞堂谿公之言自此之後欲發天下之大事未嘗不獨寢恐夢言而使人知其謀也一曰堂谿公見昭侯曰今有白玉之巵而無當有瓦巵而有當君渴將何以飲君曰以瓦巵堂谿公曰白玉之巵美而君不以飲者以其無當耶君曰然堂谿公曰爲人主而漏泄其羣臣之語譬猶玉巵之無當堂谿公每見而出昭侯必獨臥惟恐夢言泄於妻妾

申子曰獨視者謂明獨聽者謂聰能獨斷者故可以爲天下主

㊂宋人有酤酒者升概甚平遇客甚謹爲酒甚美縣幟甚高著然不售酒酸怪其故問其所知里長者楊倩倩曰汝狗猛耶曰狗猛則酒何故而不售曰人畏焉或令孺子懷錢挈壺甕而往酤而狗迓而齕之此酒所以酸而不售也夫國亦有狗有道之士懷其術而欲以明萬乘之主大臣爲猛狗迎而齕之此人主之所以蔽脅而有道之士所以不用也故桓公問管仲曰治國最奚患對曰最患社鼠矣公曰何患社鼠哉對曰君亦見夫爲社者乎樹木而塗之鼠穿其間掘穴託其中燻之則恐焚木灌之則恐塗阤此社鼠之所以不得也今人君之左右出則爲勢重而收利於民入則比周而蔽惡於君內間主之情以告外外內爲重諸臣

無知也。人且行女。故曰。惟無爲可以規之。

田子方問唐易鞠曰。弋者何愼。對曰。鳥以數百目視子。子以二目御之。子謹周子廩。田子方曰。善。子加之弋。我加之國。鄭長者聞之曰。田子方知欲爲廩。而未得所以爲廩。夫虛無無見者廩也。一曰。齊宣王問弋於唐易子曰。弋者奚貴。唐易子曰。在於謹廩。王曰。何謂謹廩。對曰。鳥以數十目視人。人以二目視鳥。奈何不謹廩也。故曰。在於謹廩也。王曰。然則爲天下何以異此廩。今人主以二目視一國。一國以萬目視人主。將何以自爲廩乎。對曰。鄭長者有言。曰夫虛靜無爲而無見也。其可以爲此廩乎。

國羊重於鄭君。聞君之惡己也。侍飲。因先謂君曰。臣適不幸而有過。願君幸而告之。臣請變更。則臣免死罪矣。

客有說韓宣王。宣王說而太息。左右引王之說之以先告客以爲德。

靖郭君之相齊也。王后死。未知所置。乃獻玉珥以知之。一曰。薛公相齊。齊威王夫人死。中有十孺子。皆貴於王。薛公欲知王所欲立。而請置一人以爲夫人。王聽之。則是說行於王。而重於置夫人也。王不聽。是說不行。而輕於置夫人也。欲先知王之所欲置以勸王置之。於是爲十玉珥。而美其一而獻之。王以賦十孺子。明日坐視美珥之所在。而勸王以爲夫人。

甘茂相秦惠王。惠王愛公孫衍。與之閒有所言。曰。寡人將相子。甘茂之吏道穴聞之。以告甘茂。甘茂入見王曰。王得賢相。臣敢再拜賀。王曰。寡人託國於子。安更得賢相。對曰。將相犀首。王曰。子安聞之。對曰。犀首告臣。王怒犀首之泄。乃逐之。一曰。犀首天下之善將也。梁王之臣也。秦王欲得之與治天下。犀首曰。衍人臣也。不敢離主之國。居期年。犀首抵罪於梁王。逃而入秦。秦王甚善之。樗里疾秦之將也。恐犀首之代之將也。鑿穴於王之所常隱語者。俄而王果與犀首計曰。吾欲攻韓。奚如。犀首曰。秋可矣。王曰。吾欲以國累子。子必勿泄也。犀首反走

爲主用。行極賢。而不用於君。此非明主之所臣也。亦驥之不可左右矣。是以誅之。一曰。太公望東封於齊。海上有賢者狂矞。太公望聞之。往請焉。三卻馬於門。而狂矞不報見也。太公望誅之。當是時也。周公旦在魯。馳往止之。比至已誅之矣。周公旦曰。狂矞天下賢者也。夫子何爲誅之。太公望曰。狂矞也。義不臣天子。不友諸侯。吾恐其亂法易教也。故以爲首誅。今有馬於此。形容似驥也。然驅之不往。引之不前。雖臧獲不託足以旋其軫也。

如耳說衞嗣公。衞嗣公說而太息。左右曰。公何爲不相也。公曰。夫馬似鹿者。而題之千金。然而有百金之馬。而無一金之鹿者。馬爲人用。而鹿不爲人用也。今如耳萬乘之相也。外有大國之意。其心不在衞。雖辯智。亦不爲寡人用。吾是以不相也。

薛公之相魏昭侯也。左右有欒子者。曰陽胡潘其。於王甚重。而不爲薛公。薛公患之。於是乃召與之博。予之人百金。令之昆弟博。俄又益之人二百金。方博。有閒謁者言。客張季之子在門。公怫然怒。撫兵而授謁者曰。殺之。吾聞季之不爲文也。立有閒。時季羽在側曰。不然。竊聞季爲公甚。顧其人陰未聞耳。乃輟不殺。客大禮之曰。曩者聞季之不爲文也。故欲殺之。今誠爲文也。豈忘季哉。告廩獻千石之粟。告府獻五百金。告騶獻良馬固車二乘。因令奄將宮人之美妾二十人并遺季也。欒子因相謂曰。爲公者必利。不爲公者必害。吾曹何愛不爲公。因私競勸而遂爲之。薛公以人臣之勢。假人主之術也。而害不得生。況錯之人主乎。夫馴烏斷其下翎焉。斷其下翎。則必恃人而食。焉得不馴乎。夫明主畜臣亦然。令不得不利君之祿。不得無服上之名。夫利君之祿。服上之名。焉得不服。

㊂申子曰。上明見。人備之。其不明見。人惑之。其知見。人飾之。不知見。人匿之。其無欲見。人伺之。其有欲見。人餌之。故曰。吾無從知之。惟無爲可以規之。一曰。申子曰。愼而言也。人且知女。愼而行也。人且隨女。而有知見也。人且匿女。而無知見也。人且意女。女有知也。人且臧女。女

季孫相魯，子路爲郈令。魯以五月起衆爲長溝，當此之爲，子路以其私秩粟爲漿飯，要作溝者於五父之衢而餐之。孔子聞之，使子貢往覆其飯，擊毀其器，曰。魯君有民，子奚爲乃餐之。子路佛然怒，攘肱而入，請曰。夫子疾由之爲仁義乎。所學於夫子者仁義也。仁義者與天下共其所有，而同其利者也。今以由之秩粟而餐民，不可何也。孔子曰。由之野也。吾以女知之。女徒未及也。女故如是之不知禮也。女之餐之，爲愛之也。夫禮，天子愛天下，諸侯愛境內，大夫愛官職，士愛其家，過其所愛曰侵。今魯君有民，而子擅愛之，是子侵也，不亦誣乎。言未卒，而季孫使者至，讓曰。肥也起民而使之，先生使弟子令徒役而餐之，將奪肥之民耶。孔子駕而去魯。以孔子之賢，而季孫非魯君也，以人臣之資，假人主之術，蚤禁於未形，而子路不得行其私惠，而害不得生。況人主乎。以景公之勢，而禁田常之侵也，則必無劫弑之患矣。

太公望東封於齊，齊東海上有居士曰狂矞華士昆弟二人者。立議曰。吾不臣天子，不友諸侯，耕作而食之，掘井而飲之，吾無求於人也。無上之名，無君之祿，不事仕而事力。太公望至於營丘，使吏執殺之，以爲首誅。周公旦從魯聞之，發急傳而問之曰。夫二子賢者也。今日饗國而殺賢者，何也。太公望曰。是昆弟二人立議曰。吾不臣天子，不友諸侯，耕作而食之，掘井而飲之，吾無求於人也。無上之名，無君之祿，不事仕而事力。彼不臣天子者，是望不得而臣也。不友諸侯者，是望不得而使也。耕作而食之，掘井而飲之，無求於人者，是望不得以賞罰勸禁也。且無上名，雖知不爲望用。不仰君祿，雖賢不爲望功。不仕則不治，不任則不忠。且先王之所以使其臣民者，非爵祿則刑罰也。今四者不足以使之，則望當誰爲君乎。不服兵革而顯，不親耕耨而名，又非所以敎於國也。今有馬於此，如驥之狀者，天下之至良也。然而驅之不前，卻之不止，左之不左，右之不右，則臧獲雖賤不託其足。臧獲之所願託其足於驥者，以驥之可以追利辟害也。今不爲人用，臧獲雖賤，不託其足焉。已自謂以爲世之賢士，而不

粟。府無餘財。宮婦不御者。出嫁之。七十受祿米。鬻德惠施於民也。已與二弟爭民。居二年。二弟出走。公子夏逃楚。公子尾走晉。

景公與晏子遊於少海。登柏寢之臺。而還望其國曰。美哉。泱泱乎。堂堂乎。後世將孰有此。晏子對曰。其田成氏乎。景公曰。寡人有此國也。而曰田成氏有之何也。晏子對曰。夫田成氏甚得齊民。其於民也。上之請爵祿行諸大臣。下之私大斗斛區釜以出貸。小斗斛區釜以收之。殺一牛。取一豆肉。餘以食士。終歲布帛。取二制焉。餘以衣士。故市木之價。不加貴於山。澤之魚鹽龜鼈蠃蚌。不加貴於海。君重斂。而田成氏厚施。齊嘗大飢。道旁餓死者不可勝數也。父子相牽而趨田成氏者。不聞不生。故周秦之民。相與歌之曰。謳乎。其已乎。苞乎。其往歸田成子乎。詩曰。雖無德與女。式歌且舞。今田成氏之德。而民歌舞。民德歸之矣。故曰。其田成氏乎。公泫然出涕曰。不亦悲乎。寡人有國而田成氏有之。今爲之奈何。晏子對曰。君何患焉。若欲奪之。則近賢而遠不肖。治其煩亂。緩其刑罰。振貧窮而恤孤寡。行恩惠而給不足。民將歸君。則雖有十田成氏。其如君何。

或曰。景公不知用勢。而師曠晏子不知除患。夫獵者託車輿之安。用六馬之足。使王良佐轡。則身不勞而易及輕獸矣。今釋車輿之利。捐六馬之足。與王良之御。而下走逐獸。則雖樓季之足。無時及獸矣。託良馬固車。則臧獲有餘。國者君之車也。勢者君之馬也。夫不處勢以禁誅擅愛之臣。而必德厚以與天下齊行以爭名。是皆不乘君之車。不因馬之利。舍車而下走者也。故曰。景公不知用勢之主也。而師曠晏子不知除患之臣也。

子夏曰。春秋之記。臣殺君。子殺父者。以十數矣。皆非一日之積也。有漸而至矣。凡姦者行久而成積。積成而力多。力多而能殺。故明主蚤絕之。今田常之爲亂。有漸見矣。而君不誅。晏子不使其君禁侵陵之臣。而使其主行惠。故簡公受其禍。故子夏曰。善持勢者。蚤絕姦之萌。

外儲說右上第三十二

君所以治臣者有三。㈠勢不足以化則除之。師曠之對。晏子之說。皆舍勢之易也。而道行之難。是與獸逐走也。未知除患。患之可除。在子夏之說春秋也。善持勢者。蚤絕其姦萌。故季孫讓仲尼以遇勢。而況錯之於君乎。是以太公望殺狂矞。而臧獲不乘驥。嗣公知之。故而駕鹿。薛公知之。故與二欒博。此皆知同異之反也。故明主之牧臣也。說在畜烏。

㈡人主者利害之輻轂也。射者衆。故人主共矣。是以好惡見則下有因。而人主惑矣。辭言通則臣難言。而主不神矣。說在申子之言六慎。與唐易之言弋也。患在國羊之請變。與宣王之太息也。明之以靖郭君之獻十珥也。與犀首甘茂之道穴聞也。堂谿公知術。故問玉巵。昭侯能術。故以聽獨寢。明主之道。在申子之勸獨斷也。

㈢術之不行有故。不殺其狗則酒酸。夫國亦有狗。且左右皆社鼠也。人主無堯之再誅與莊王之應太子。而皆有薄媼決蔡嫗也。知貴不能以教歌之法先揆之。吳起之出愛妻。文公之斬顛頡。皆違其情者也。故能使人彈疽者。必其忍痛者也。

右經

㈠賞之譽之不勸。罰之毀之不畏。四者加焉不變。則除之。

齊景公之晉。從平公飲。師曠侍坐。景公問政於師曠。曰。太師將奚以教寡人。師曠曰。君必惠民而已。中坐酒酣將出。又復問政於師曠。曰。太師奚以教寡人。曰。君必惠民而已矣。景公出之舍師曠送之。又問政於師曠。師曠曰。君必惠民而已矣。景公歸思。未醒而得師曠之所謂公子尾公子夏者。景公之二弟也。甚得齊民。家富貴而民說之。擬於公室。此危吾位者也。今謂我惠民者。使我與二弟爭民耶。於是反國。發廩粟以賦衆貧。散府餘財以賜孤寡。倉無陳

趙武所薦四十六人。及武死。各就賓位。其無私德若此也。平公問叔向曰。羣臣孰賢。曰。趙武。公曰。子黨於師人。曰。武立如不勝衣。言如不出口。然所擧士也數十人。皆得其意。而公家甚賴之。及武子之生也。不利於家。死不託於孤。臣敢以爲賢也。

解狐薦其讎於簡主以爲相。其讎以爲且幸釋己也。乃因往拜謝。狐乃引弓送而射之曰。夫薦汝公也。以汝能當之也。夫讎汝吾私怨也。不以私怨汝之故擁汝於吾君。故私怨不入公門。一曰。解狐擧邢伯柳爲上黨守。柳往謝之曰。子釋罪。敢不再拜。曰。擧子公也。怨子私也。子往矣。怨子如初也。

鄭縣人賣豚。人問其價。曰。道遠日暮。安暇語汝。

㈥范文子喜直言。武子擊之以杖。夫直議者。不爲人所容。無所容則危身。非徒危身。又將危父。

子產者子國之子也。子產忠於鄭君。子國譙怒之曰。夫介異於人臣。而獨忠於主。主賢明能聽汝。不明將不汝聽。聽與不聽。未可必知。而汝已離於羣臣。離於羣臣。則必危汝身矣。非徒危己也。又且危父矣。

梁車新爲鄴令。其姊往看之。暮而後。門閉。因踰郭而入。車遂刖其足。趙成侯以爲不慈。奪之璽而免之令。

管仲束縛。自魯之齊。道而飢渴。過綺烏封人而乞食焉。封人跪而食之。甚敬。封人因竊謂仲曰。適幸及齊。不死而用齊。將何報我。曰。如子之言。我且賢之用。能之使。勞之論。我何以報子。封人怨之。

右傳

秣馬。斑白者多徒行。故不二輿。向曰。吾始賀子之拜卿。今賀子之儉也。向出語苗賁皇曰。助吾賀獻伯之儉也。苗子曰。何賀焉。夫爵祿旂章。所以異功伐別賢不肖也。故晉國之法。上大夫二輿二乘。中大夫二輿一乘。下大夫專乘。此明等級也。且夫卿必有軍事。是故修車馬比卒乘以備戎事。有難則以備不虞。平夷則以給朝事。今亂晉國之政。乏不虞之備以成節儉。以潔私名。獻伯之儉也可與。又何賀。

〔補〕子貢問曰。管仲失於奢。晏子失於儉。與其俱失矣。二者孰賢。孔子曰。管仲鏤簋而朱紘。旅樹而反坫。山節藻梲。賢大夫也。而難爲下。晏平仲祀其先祖而豚肩不揜豆。一狐裘三十年。賢大夫也。而難爲下。君子上不僭下。下不偪上。

管仲相齊。曰。臣貴矣。然而臣貧。桓公曰。使子有三歸之家。曰。臣富矣。然而臣卑。桓公使立於高國之上。曰。臣尊矣。然而臣疏。乃立爲仲父。孔子聞而非之曰。泰侈偪上。一曰。管仲父出。朱蓋青衣。置鼓而歸。庭有陳鼎。家有三歸。孔子曰。良大夫也。其侈偪上。

孫叔敖相楚。棧車牝馬。糲餅菜羹。枯魚之膳。冬羔裘。夏葛衣。面有飢色。則良大夫也。其儉偪下。

陽虎去齊走趙。簡主問曰。吾聞子善樹人。虎曰。臣居魯樹三人。皆爲令尹。及虎抵罪於魯。皆搜索於虎也。臣居齊薦三人。一人得近王。一人爲縣令。一人爲候吏。及臣得罪。近王者不見臣。縣令者迎臣執縛。候吏者追臣至境上。不及而止。虎不善樹人。主俛而笑曰。樹橘柚者。食之則甘。嗅之則香。樹枳棘者。成而刺人。故君子愼所樹。

中牟無令。晉平公問趙武曰。中牟三國之股肱。邯鄲之肩髀。寡人欲得其良令也。誰使而可。武曰。邢伯子可。公曰。非子之讎也。曰。私讎不入公門。公又問曰。中府之令。誰使而可。曰。臣子可。故曰。外擧不避讎。內擧不避子。

㊃詎者齊之居士。孱者魏之居士。齊魏之君不明。不能親照境內。而聽左右之言。故二子費金璧而求入仕也。

西門豹爲鄴令。清尅潔慤。秋毫之端無私利也。而甚簡左右。左右因相與比周而惡之。居期年。上計。君收其璽。豹自請曰。臣昔者不知所以治鄴。今臣得矣。願請璽復以治鄴。不當請伏斧鑕之罪。文侯不忍而復與之。豹因重斂百姓。急事左右。期年上計。文侯迎而拜之。豹對曰。往年臣爲君治鄴。而君奪臣璽。今臣爲左右治鄴。而君拜臣。臣不能治矣。遂納璽而去。文侯不受曰。寡人曩不知子。今知矣。願子勉爲寡人治之。遂不受。

齊有狗盜之子。與刖危子戲而相誇。盜子曰。吾父之裘獨有尾。危子曰吾父獨冬夏不失袴。一子綽曰。人莫能左畫方而右畫圓也。以肉去蟻。蟻愈多。以魚驅蠅。蠅愈至。

桓公謂管仲曰。官少而索者衆。寡人憂之。管仲曰。君無聽左右之請。因能而受祿。錄功而與官。則莫敢索官。君何患焉。

韓宣子曰。吾馬菽粟多矣。甚臞何也。寡人患之。周市對曰。使騶盡粟以食。雖無肥不可得也。名爲多與之。其實少。雖無臞亦不可得也。主不審其情實。坐而患之。馬猶不肥也。

桓公問置吏於管仲。曰。辯察於辭。清潔於貨。習人情。夷吾不如弦商。請立以爲大理。登降肅讓。以明禮待賓。臣不如隰朋。請立以爲大行。墾草仞邑。辟地生粟。臣不如甯武。請以爲大田。三軍既成陳。使士視死如歸。臣不如公子成父。請以爲大司馬。犯顏極諫。臣不如東郭牙。請立以爲諫臣。治齊此五子足矣。將欲霸王。夷吾在此。

㊄孟獻伯相晉。堂下生藿藜。門外長荊棘。食不二味。坐不重席。內無衣帛之妾。居不粟馬。出不從車。叔向聞之。以告苗賁皇。賁皇非之曰。是出主之爵祿以附下也。一曰。孟獻伯拜上卿。叔向往賀。門有御馬。不食禾。向曰。子無二馬二輿何也。獻伯曰。吾觀國人尚有飢色。是以不

季孫好士・終身莊・居處衣服・常如朝廷・而季孫適懈・有過失・而不能長爲也・故客以爲厭・易己・相與怨之。遂殺季孫。故君子去泰去甚。南宮敬子問顏涿聚曰。季孫養孔子之徒。所朝服與坐者以十數。而遇賊何也。曰。昔周成王。近優侏儒。以逞其意。而與君子斷事。是能成其欲於天下。今季孫養孔子之徒。所朝服而與坐者以十數。與優侏儒斷事・是以遇賊。故曰・不在所與居。在所與謀也

孔子御坐於魯哀公。哀公賜之桃與黍・哀公請用・仲尼先飯黍而後啗桃・左右皆揜口而笑・哀公曰。黍者非飯之也。以雪桃也。仲尼對曰・丘知之矣。夫黍者五穀之長也・祭先王爲上盛・果蓏有六。而桃爲下。祭先王。不得入廟・丘聞之也。君子以賤雪貴・不聞以貴雪賤。今以五穀之長。雪果蓏之下。是從上雪下也。丘以爲妨義。故不敢以先於宗廟之盛也。

簡主謂左右。車席泰美。夫冠雖賤・頭必戴之。履雖貴。足必履之・今車席如此太美・吾將何屩以履之。夫美下而耗上。妨義之本也・

費仲說紂曰・西伯昌賢。百姓悅之。諸侯附焉。不可不誅。不誅必爲殷患紂曰・子言義主・何可誅。費仲曰。冠雖穿弊。必戴於頭。履雖五采。必踐之於地。今西伯昌人臣也。修義而人向之・卒爲天下患。其必昌乎・夫人欲以其賢爲其主。非可不誅也・且主誅臣。焉有過。紂曰。夫仁義者上所以勸下也・今昌好仁義。誅之不可・三說不用・故亡・

齊宣王問匡倩曰。儒者博乎。曰。不也。王曰何也・匡倩對曰・博貴梟・勝者必殺梟・殺梟者是殺所貴也。儒者以爲害義・故不博也。又問曰。儒者弋乎。曰・不也。弋者從下害於上者也・是從下傷君也。儒者以爲害義。故不弋・又問・儒者鼓瑟乎。曰。不也・夫瑟以小絃爲大聲・以大絃爲小聲・是大小易序。貴賤易位。儒者以爲害義。故不鼓也。宣王曰・善・仲尼曰。與其使民諂下也・寧使民諂上。

以管仲之智。爲能謀天下乎。公曰。能。以斷爲敢行大事乎。公曰。敢。牙曰。若知能謀天下。斷敢行大事。君因專屬之以國柄焉。以管仲能乘公之勢以治齊國。得無危乎。公曰。善。乃令隰朋治內。管仲治外。以相參。

晉文公出亡。箕鄭挈壺餐而從。迷而失道。與公相失。飢而道泣。寢餓而不敢食。及文公反國。舉兵攻原而拔之。文公曰。夫輕忍飢餒之患。而必全壺餐。是將不以原叛。乃舉以爲原令。大夫渾軒聞而非之曰。以不動壺餐之故。知其不以原叛也。不亦無術乎。故明主者不恃其不我叛也。恃吾不可叛也。不恃其不我欺也。恃我不可欺也。

陽虎議曰。主賢明。則悉心以事之。不肖。則飾姦而試之。逐於魯。疑於齊。走而之趙。趙簡主迎而相之。左右曰。虎善竊人國政。何故相也。簡主曰。陽虎務取之。我務守之。我既守則彼不能得利。遂執術而御之。陽虎不敢爲非。以善事簡主。興主之強。幾至於霸也。

魯哀公問於孔子曰。吾聞古者有夔一足。其果信有一足乎。孔子對曰。不也。夔非一足也。夔者忿戾惡心。人多不說喜也。雖然。其所以得免於人害者。以其信也。人皆曰。獨此一足矣。夔非一足也。一而足也。哀公曰。審而是固足矣。一曰。哀公問於孔子曰。吾聞夔一足。信乎。曰。夔人也。何故一足。彼其無他異。而獨通於聲。堯曰。夔一而足矣。使爲樂正。故君子曰。夔有一足。非一足也。

㊂文王伐崇。至鳳黃之墟。韤繫解。因自結。太公望曰。何爲也。王曰。君與處。上皆其師。中皆其友。下盡其使也。今皆先君之臣。故無可使也。

一曰。晉文公與楚戰。至黃鳳之陵。履繫解。因自結之。左右曰。不可以使人乎。公曰。吾聞上君所與居。皆其所畏也。中君之所與居。皆其所愛也。下君之所與居。皆其所侮也。寡人雖不肖。先君之人皆在。是以難之也。

右經

㈠孔子相衛。弟子子皐爲獄吏。刖人足。所跀者守門。人有惡孔子於衛君者。曰。尼欲作亂。衛君欲執孔子。孔子走。弟子皆逃。子皐從出門。跀危引之而逃之門下室中。吏追不得。夜半。子皐問跀危曰。吾不能虧主之法令。而親跀子之足。是子報仇之時也。而子何故乃肯逃我。我何以得此於子。跀危曰。吾斷足也。固吾罪當之。不可奈何。然方公之欲治臣也。公傾側法令。先後臣以言。欲臣之免也甚。而臣知之。及獄決罪定。公憱然不悅。形於顏色。臣見又知之。非私臣而然也。夫天性仁心固然也。此臣之所以悅而德公也。

田子方從齊之魏。望翟黃乘軒騎駕出。方以爲文侯也。移車異路而避之。則徒翟黃也。方問曰。子奚乘是車也。曰。君謀欲伐中山。臣薦翟角而謀得。果伐之。臣薦樂羊而中山拔。得中山憂欲治之。臣薦李克而中山治。是以君賜此車。方曰。寵之稱功尚薄。

秦韓攻魏。昭卯西說而秦韓罷。齊荊攻魏。卯東說而齊荊罷。魏襄王養之以五乘將軍。卯曰伯夷以將軍葬於首陽山之下。而天下曰。夫以伯夷之賢。與其稱仁。而以將軍葬。是手足不掩也。今臣罷四國之兵。而王乃與臣五乘。此其稱功。猶贏勝而履蹻。

孔子曰。善爲吏者樹德。不能吏者樹怨。槩者平量者也。吏者平法者也。治國者不可失平也。

少室周者。古之貞廉潔愨者也。爲趙襄主力士。與中牟徐子角力。不若也。入言之襄主以自代也。襄主曰。子之處。人之所欲也。何爲言徐子以自代。曰。臣以力事君者也。今徐子力多臣。臣不以自代。恐他人言之而爲罪也。一曰。少室周爲襄主驂乘。至晉陽。有力士牛子耕與角力而不勝。周言於主曰。主之所以使臣騎乘者。以臣多力也。今有多力於臣者。願進之。

㈡齊桓公將立管仲。令羣臣曰。寡人將立管仲爲仲父。善者入門而左。不善者入門而右。東郭牙中門而立。公曰。寡人立管仲爲仲父。令曰。善者左。不善者右。今子何爲中門而立。牙曰。

右傳

外儲說左下第三十一

㊀以罪受誅。人不怨上。跀危生子皐。以功受賞。臣不德君。翟璜操右契而乘軒。襄王不知。故昭卯五乘而履蹻。上不過任。臣不誣能。卽臣將爲夫少室周。

㊁恃勢而不恃信。故東郭牙議管仲。恃術而不恃信。故渾軒非文公。故有術之士。信賞以盡能。必罰以禁邪。雖有駮行。必得所利。簡主之相陽虎。哀公問一足。

㊂失臣主之理。則文王自履而矜。不易朝燕之處。則季孫終身莊而遇賊。

〔補〕故君雖不肖。臣必事之。臣雖賢。君必使之。說在孔子不雪桃。與簡主不美車席。而費仲之說殷紂。與齊宣之問匡倩也。故仲尼使諂上。

㊃利所禁。禁所利。雖神不行。譽所罪。毀所賞。雖堯不治。夫爲門而不使入。委利而不使進。亂之所以產也。齊侯不聽左右。魏主不聽譽者。而明察照羣臣。則鉅不費金錢。孱不用玉璧。西門豹請復治鄴。足以知之。猶盜嬰兒之矜裘。與跀危子榮衣。子綽左右畫。去蟻驅蠅。安得無桓公之憂索官。與宣王之患臞馬也。

㊄臣以卑儉爲行。則爵不足以觀賞。寵光無節。則臣下侵偪。說在苗賁皇非獻伯。孔子議晏嬰。故仲尼論管仲與孫叔敖。而出入之容變。陽虎之言見其臣也。而簡主之應人臣也。失主術。朋黨相和。臣下得欲。則人主孤。羣臣公舉。下不相和。則人主明。陽虎將爲趙武之賢。解狐之公。而簡主以爲枳棘。非所以敎國也。

㊅公室卑則忌直言。私行勝則少公功。說在文子之直言。武子之用杖。子產忠諫。子國譙怒。梁車用法而成侯收璽。管仲以公而國人謗怨。

從兄官、昭侯曰、非所學於子也。聽子之謁、敗子之道乎。亡其用子之謁、中子辟舍請罪。

㈥晉文公攻原、裹十日糧、遂與大夫期十日、至原、十日而原不下、擊金而退、罷兵而去。士有從原中出者曰、原三日卽下矣、羣臣左右諫曰、夫原之食竭力盡矣、君姑待之、公曰。吾與士期十日、不去、是亡吾信也、得原失信、吾不爲也、遂罷兵而去。原人聞曰、有君如彼其信也、可無歸乎、乃降公、衞人聞曰、有君如彼其信也、可無從乎、乃降公、孔子聞而記之曰、攻原得衞者信也。

文公問箕鄭曰、救餓奈何、對曰、信、公曰、安信。曰、信名、信名則羣臣守職、善惡不踰、百事不怠。信事則不失天時。百姓不踰。信義則近親勸勉、而遠者歸之矣。

吳起出遇故人。而止之食。故人曰。諾。今返而御。吳子曰。待公而食。故人至暮不來。起不食待之。明日蚤令人求故人。故人來。方與之食。

魏文侯與虞人期獵。明日會天疾風。左右止。文侯不聽曰。不可、以風疾之故而失信。吾不爲也。遂自驅車往。犯風而罷虞人。

曾子之妻之市。其子隨之而泣。其母曰、女還、顧反爲女殺彘、適市來、曾子欲捕彘殺之、妻止之曰、特與嬰兒戲耳、曾子曰、嬰兒非與戲也、嬰兒非有知也、待父母而學者也。聽父母之敎。今子欺之、是敎子欺也。母欺子而子不信其母、非所以成敎也、遂烹彘也。

楚厲王有警爲鼓、以與百姓爲戍、飲酒醉、過而擊之也、民大驚、使人止曰、吾醉而與左右戲。過擊之也、民皆罷。居數月、有警、擊鼓而民不赴、乃更令明號、而民信之。

李悝警其兩和曰、謹警、敵人旦暮且至擊汝、如是者再三、而敵不至、兩和懈而不信李悝。居數月。秦人來襲之、至幾奪其軍、此不信之患也、一曰。李悝與秦人戰、謂左和曰、速上。右和已上矣。又馳而至右和曰。左和已上矣。左右和。於是皆爭上。其明年與秦人戰、秦人襲之。至幾奪其軍、此不信之患也。

宋襄公與楚人戰於涿谷上。宋人既成列矣。楚人未及濟。右司馬購強趨而諫曰。楚人衆而宋人寡。請使楚人半涉。未成列而擊之必敗。襄公曰。寡人聞之。君子不重傷。不擒二毛。不推人於險。不迫人於阨。不鼓不成列。今楚未濟。而擊之害義。請使楚人畢涉成陣。而後鼓士進之。右司馬曰。君不愛宋民。腹心不完。特爲義耳。公曰。不反列且行法。右司馬反列。楚人已成列撰陣矣。公乃鼓之。宋人大敗。公傷股。三日而死。此乃慕自親仁義之禍。夫必恃人主之自躬親。而後民聽從。是則將令人主耕以爲下。服戰鴈行也。民乃肯耕戰。則人主不泰危乎。而人臣不泰安乎。

齊景公遊少海。傳騎從中來謁曰。嬰疾甚。且死。恐公後之。景公遽起。傳騎又至。景公曰。趨駕煩且之乘。使騶子韓樞御之。行數百步。以騶爲不疾。奪轡代之御。可數百步。以馬爲不進。釋車而走。以煩且之良。而騶子韓樞之巧。而以爲不如下走也。

魏昭王欲與官事。謂孟嘗君曰。寡人欲與官事。君曰。王欲與官事。則何不試習讀法。昭王讀法十餘簡而睡臥矣。王曰。寡人不能讀此法。夫不躬親其政柄。而欲爲人臣所宜爲者也。睡不亦宜乎。

孔子曰。爲人君者猶盂也。民猶水也。盂方水方。盂圜水圜。

鄒君好服長纓。左右皆服。長纓甚貴。鄒君患之問左右。左右曰。君好服。百姓亦多服。是以貴。君因先自斷其纓而出。國中皆不服長纓。君不能下令爲百姓服度。以禁之。乃斷纓出。以示民。是先戮以涖民也。

叔向賦獵。功多者受多。功少者受少。

韓昭侯謂申子曰。法度甚不易行也。申子曰。法者見功而與賞。因能而受官。今君設法度而聽左右之請。此所以難行也。昭侯曰。吾自今以來。知行法矣。寡人奚聽矣。一日申子請仕其

叔向御坐平公。請事‧公腓痛足痺。轉筋而不敢壞坐‧晉國聞之皆曰‧叔向賢者‧平公禮之‧轉筋而不敢壞坐晉國之辭仕託慕叔向者。國之錘矣。

鄭縣人有屈公者。聞敵恐。因死。恐已。因生。趙主父使李疵視中山可攻不也。還報曰。中山可伐也‧君不亟伐。將後齊燕‧主父曰‧何故可攻。李疵對曰。其君好見巖穴之士。傾蓋與車。以見窮閭隘巷之士。以十數。伉禮下布衣之士‧以百數矣。君曰。以子言論。是賢君也。安可攻。疵曰‧不然。夫好顯巖穴之士而朝之‧則戰士怠於行陳‧上尊學者下朝居士。則農夫惰於田。戰士怠於行陳者則兵弱也。農夫惰於田者則國貧也。兵弱於敵。國貧於內。而不亡者未之有也‧伐之不亦可乎‧主父曰。善。舉兵而伐中山。遂滅也‧

㊄齊桓公好服紫‧一國盡服紫。當是時也、五素不得一紫。桓公患之。謂管仲曰。寡人好服紫‧紫貴甚‧一國百姓好服紫不已。寡人奈何。管仲曰‧君何不試勿衣紫也。謂左右曰‧吾甚惡紫之臭‧於是左右適有衣紫而進者‧公必曰。少卻。吾惡紫臭。公曰‧諾。於是日郎中莫衣紫。其明日國中莫衣紫。三日境內莫衣紫也‧一曰。齊王好衣紫。齊人皆好也。齊國五素不得一紫。齊王患紫貴。傅說王曰。詩云‧不躬不親。庶民不信‧今王欲民無衣紫者‧王請自解紫衣而朝。羣臣有紫衣進者‧曰益遠。寡人惡臭‧是日也郎中莫衣紫。是月也國中莫衣紫‧是歲也境內莫衣紫。

鄭簡公謂子產曰‧國小迫於荊晉之閒‧今城郭不完。兵甲不備‧不可以待不虞。子產曰‧臣閉其外也已遠矣。而守其內也已固矣。雖小國猶不危也‧君其勿憂。是以沒簡公身無患‧一曰‧子產相鄭。簡公謂子產曰‧飲酒不樂。俎豆不大‧鐘鼓竽瑟不鳴‧寡人之事不一。國家不定‧百姓不治。耕戰不輯睦‧亦子之罪。子有職。寡人亦有職‧各守其職。子產退而爲政五年‧國無盜賊。道不拾遺‧桃棗蔭於街者。莫有援也。錐刀遺道‧三日可反。三年不變。民無飢也‧

鄭縣人有得車軛者、而不知其名、問人曰、此何種也、對曰、此車軛也、俄又復得一、問人曰、此是何種也。對曰。此車軛也。問者大怒曰。曩者曰車軛。今又曰車軛。是何衆也。此女欺我也、遂與之鬬。

鄭縣人賣豚。人問其價。曰。道遠日暮、安暇語汝。

衛人有佐弋者。鳥至。因先以其捲麾之。鳥驚而不射也。

鄭縣人乙子妻。之市買鼈以歸。過潁水。以爲渴也。因縱而飮之、遂亡其鼈。

夫少者侍長者飮。長者飮亦自飮也、一曰。魯人有自喜者。見長年飮酒、不能釂則唾之、亦效唾之。一曰。宋人有少者。亦欲效善、見長者飮無餘、非斟酒飮也而欲盡之。

書曰。紳之束之。宋人有治者。因重帶自紳束也。人曰。是何也。對曰。書言之。固然。

書曰。旣雕旣琢。還歸其樸。梁人有治者。動作言學。擧事於文。曰。難之顧失其實。人曰。是何也。對曰。書言之。固然。

郢人有遺燕相國書者。夜書火不明。因謂持燭者曰。擧燭。云。而過書擧燭。擧燭非書意也。燕相受書而說之曰。擧燭者尙明也。尙明也者。擧賢而任之。燕相白王。大說。國以治。治則治矣。非書意也。今世學者。多似此類。

鄭人有且置履者。先自度其足而置之其坐。至之市而忘操之。已得履乃曰。吾忘持度。反歸取之。及反市罷。遂不得履。人曰。何不試之以足。曰。寧信度無自信也。

㈣王登爲中牟令。上言於襄主曰。中牟有士曰中章胥已者。其身甚修。其學甚博。君何不擧之。主曰。子見之。我將爲中大夫。相室諫曰。中大夫晉重列也。今無功而受。非晉臣之意。君其耳而未之目邪。襄主曰。我取登旣耳而目之矣。登之所取。又耳而目之。是耳目人。終無已也。

王登一日而見二中大夫。予之田宅。中牟之人。弃其田耘。賣其宅圃。而隨文學者邑之半矣。

文公伐宋。乃先宣言曰。吾聞宋君無道。蔑侮長老。分財不中。教令不信。余來爲民誅之。

越伐吳。乃先宣言曰。我聞吳王築如皇之臺。掘深池。罷苦百姓。煎靡財貨。以盡民力。余爲民誅之。

蔡女爲桓公妻。桓公與之乘舟。夫人蕩舟。桓公大懼。禁之不止。怒而出之。乃且復召之。因復更嫁之。桓公大怒。將伐蔡。仲父諫曰。夫以寢席之戲。不足以伐人之國。功業不可冀也。請無以此爲規也。桓公不聽。仲父曰。必不得已。楚之菁茅不貢於天子三年矣。君不如舉兵爲天子伐楚。楚服。因還襲蔡曰。余爲天子伐楚。而蔡不以兵聽從。遂滅之。此義於名而利於實。故必有爲天子誅之名。而有報讎之實。

吳起爲魏將而攻中山。軍人有病疽者。吳起跪而自吮其膿。傷者之母立泣。人問曰。將軍於若子如是。尚何爲而泣。對曰。吳起吮其父之創而父死。今是子又將死也。今吾是以泣。

趙主父令工施鉤梯而緣播吾。刻疏人迹其上。廣三尺。長五尺。而勒之曰。主父常游於此。

秦昭王令工施鉤梯而上華山。以松柏之心爲博。箭長八尺。棊長八寸。而勒之曰。昭王嘗與天神博於此矣。

文公反國。至河。令籩豆捐之。席蓐捐之。手足胼胝。面目黧黑者後之。咎犯聞之而夜哭。公曰。寡人出亡二十年。乃今得反國。咎犯聞之。不喜而哭。意不欲寡人反國耶。咎犯對曰。籩豆所以食也。席蓐所以臥也。而君捐之。手足胼胝。面目黧黑。勞有功者也。而君後之。今臣有與在後。中不勝其哀。故哭。且臣爲君行詐僞以反國者衆矣。臣尚自惡也。而況於君。再拜而辭。文公止之曰。諺曰。築社者攓撅而置之。端冕而祀之。今子與我取之。而不與我治之。與我置之。而不與我祀之。焉可。解左驂而盟于河。

鄭縣人卜子。使其妻爲袴。其妻問曰。今袴何如。夫曰。象吾故袴。妻子因毀新令如故袴。

益尊。匠人詘、爲之而屋壞。一曰。虞慶將爲屋。匠人曰。材生而塗濡。夫材生則撓。塗濡則重。以撓任重。今雖成久必壞。虞慶曰。材乾則直。塗乾則輕。今誠得乾。日以輕直。雖久必不壞。匠人詘。作之成。有閒屋果壞。

范且曰。弓之折。必於其盡也。不於其始也。夫工人張弓也。伏檠三旬而蹈弦。一日犯機。是節之其始。而暴之其盡也。焉得無折。伏檠一日而蹈弦。三旬而犯機。是暴之其始。而節之其盡也。工人窮也。爲之弓折。

范且虞慶之言。皆文辯辭勝。而反事之情。人主說而不禁。此所以敗也。夫不謀治強之功。而艷乎辯說文麗之聲。是卻有術之士。而任壞屋折弓也。故人主之於國事也。皆不達乎工匠之構屋張弓也。然而士窮乎范且虞慶者。爲虛辭其無用而勝。實事其無易而窮也。人主多無用之辯。而少無易之言。此所以亂也。今世之爲范且虞慶者不輟。而人主說之不止。是貴敗折之類。而以知術之人爲工匠也。不得施其技巧。故屋壞弓折。知治之人。不得行其方術。故國亂而危。

夫嬰兒相與戲也。以塵爲飯。以塗爲羹。以木爲胾。然至日晩必歸饟者。塵飯塗羹可以戲。而不可食也。夫稱上古之傳頌辯而不慤。道先王仁義。而不能正國者。此亦可以戲而不可以爲治也。夫慕仁義而弱亂者三晉也。不慕而治強者秦也。然而秦強而未帝者。治未畢也。

㊂人爲嬰兒也。父母養之簡。子長而怨。子盛壯成人。其供養薄。父母怒而誚之。子父至親也。而或譙或怨者。皆挾相爲而不周於爲己也。夫賣庸而播耕者。主人費家而美食。調布而求易錢者。非愛庸客也。曰。如是耕者且深。耨者熟耘也。庸客致力而疾耘耕。盡功而正畦陌畦畤者。非愛主人也。曰。如是羹且美。錢布且易云也。此其養功力。有父子之澤矣。而心調於用者。皆挾自爲心也。故人行事施予。以利之爲心。則越人易和。以害之爲心。則父子離且怨。

八尺之牖。而以日始出時。加之其上而觀。周君爲之。望見其狀。盡成龍蛇禽獸。車馬萬物之狀備具。周君大悅。此畫筴之功。非不微難也。然其用與素髹筴同。

客有爲齊王畫者。齊王問曰。畫孰最難者。曰。犬馬難。孰易者。曰。鬼魅最易。夫犬馬人所知也。旦暮罄於前。不可類之。故難。鬼神無形者。不罄於前。故易之也。

〔補〕湯將伐桀。因卞隨而謀。卞隨曰。非吾事也。湯曰。孰可。曰。吾不知也。湯又因務光而謀。務光曰。非吾事也。湯曰。孰可。曰。吾不知也。湯曰。伊尹何如。曰。強力忍垢。吾不知其他也。湯遂與伊尹謀。伐桀剋之。以讓卞隨。卞隨辭曰。后之伐桀也謀乎我。必以我爲賊也。勝桀而讓我。必以我爲貪也。吾生乎亂世。而無道之人再來。漫我以其辱行。吾不忍數聞也。乃自投椆水而死。湯又讓務光曰。知者謀之。武者遂之。仁者居之。古之道也。吾子胡不立乎。務光辭曰。廢上非義也。殺民非仁也。人犯其難。我享其利。非廉也。吾聞之。曰。非其義者不受其祿。無道之世。不踐其土。況尊我乎。吾不忍久見也。乃負石而自沈於廬水。

〔補〕鮑焦耕田而食。穿井而飲。於山中食棗。或曰。此棗子所植耶。焦遂強嘔吐而死。

〔補〕晉文公反國。介子推無爵祿。遂去而之介山之上。文公求之。不得。乃焚其山。子推不出而焚死。

齊有居士田仲者。宋人屈穀見之曰。穀聞先生之義。不恃仰人而食。今穀有樹瓠之道。堅如石。厚而無竅。獻之。仲曰。夫瓠所貴者。爲其可以盛也。今厚而無竅。則不可剖以盛物。而任重堅如石。則不可以剖而以斟。吾無以瓠爲也。曰。然。穀將以欲弃之。今田仲不恃仰人而食。亦無益人之國。亦堅瓠之類也。

虞慶爲屋。謂匠人曰。屋太尊。匠人對曰。此新屋也。塗濡而椽生。夫濡塗重。而生椽撓。以撓椽任重塗。此宜卑。虞慶曰。不然。更日久。則塗乾而椽燥。塗乾則輕。椽燥則直。以直椽任輕塗。此

御冶工言王曰。臣聞人主無十日不燕之齋。今知王不能久齋。以觀無用之器也。故以三月爲期。凡刻削者。以其所以削必小。今臣冶人也。無以爲之削。此不然物也。王必察之。王因囚問之。果妄。乃殺之。冶人謂王曰。計無度量言談之士多棘刺之說也。一曰。好微巧。衞人曰。能以棘刺之端爲母猴。燕王說之養之以五乘之奉。王曰。吾試觀客爲棘刺之母猴。客曰。人主欲觀之。必半歲不入宮。不飲酒食肉。雨霽日出。視之晏陰之閒。而棘刺之母猴乃可見也。燕王因養衞人。不能觀其母猴。鄭有臺下之冶者。謂燕王曰。臣削者也。諸微物必以削削之。而所削必大於削。今棘刺之端。不容削鋒。王試觀客之削。能與不能可知也。王曰善。謂衞人曰。客爲棘刺之母猴何以。曰。以削。王曰。吾欲觀見之。客曰。臣請之舍取之。因逃。

兒說。宋人善辯者也。持白馬非馬也。服齊稷下之辯者。乘白馬而過關。則顧白馬之賦。故藉之虛辭。則能勝一國。考實按形。不能謾於一人。

夫新砥礪殺矢。彀弩而射。雖冥而妄發。其端未嘗不中秋毫也。然而莫能復其處。不可謂善射。無常儀的也。設五寸之的。引十步之遠。非羿逢蒙不能必全者。有常儀的也。有度難而無度易也。有常儀的。則羿逢蒙以五寸爲巧。無常儀的。則以妄發而中秋毫爲拙。故無度而應之。則辯士繁說。設度而待之。雖知者猶畏失也。不敢妄言。今人主聽說。不應之以度而說其辯。不度之以功而譽其行。此人主所以長欺。而說者所以長養也。

客有教燕王爲不死之道者。王使人學之。所使學者未及學而客死。王大怒誅之。王不知客之欺己。而誅學者之晚也。夫信不然之物。而誅無罪之臣。不察之患也。且人所急無如其身。不能自使其身無死。安能使王長生哉。

鄭人有相與爭年者。其一人曰。我與黃帝之兄同年。訟此而不訣。以後息者爲勝耳。

客有爲周君畫筴者。三年而成。君觀之。與髹筴者同狀。周君大怒。畫筴者曰。築十版之牆。鑿

右經

㈠宓子賤治單父。有若見之曰。子何臞也。宓子曰。君不知賤不肖。使治單父。官事急。心憂之。故臞也。有若曰。昔者舜鼓五絃。歌南風之詩。而天下治。今以單父之細也。治之而憂。治天下將奈何乎。故有術而御之。身坐於廟堂之上。有處女子之色。無害於治。無術而御之。身雖瘁臞猶未有益。

楚王謂田鳩曰。墨子者顯學也。其身體則可。其言多而不辯何也。曰。昔秦伯嫁其女於晉公子。令為之飾裝、從衣文之媵七十人。至晉。晉人愛其妾而賤公女。此可謂善嫁妾。而未可謂善嫁女也。楚人有賣其珠於鄭者。為木蘭之櫝。薰以桂椒。綴以珠玉。飾以玫瑰。輯以翡翠。鄭人買其櫝而還其珠。此可謂善賣櫝矣。未可謂善鬻珠也。今世之談也。皆道辯說文辭之言。人主覽其文而忘有用。墨子之說。傳先王之道。論聖人之言。以宣告人。若辯其辭。則恐人懷其文忘其直。以文害用也。此與楚人鬻珠。秦伯嫁女同類。故其言多不辯。

墨子為木鳶。三年而成。蜚一日而敗。弟子曰。先生之巧。至能使木鳶飛。墨子曰。吾不如為車輗者巧也。用咫尺之木。不費一朝之事。而引三十石之任。致遠力多。久於歲數。今我為鳶。三年成。蜚一日而敗。惠子聞之曰。墨子大巧。巧為輗。拙為鳶。

宋王與齊仇也。築武宮。謳癸倡。行者止觀。築者不倦。王聞。召而賜之。對曰。臣師射稽之謳。又賢於癸。王召射稽使之謳。行者不止。築者知倦。王曰。行者不止。築者知倦。其謳如不勝癸美何也。對曰。王試度其功。癸四板。射稽八板。擿其堅。癸五寸。射稽二寸。

夫良藥苦於口。而智者勸而飲之。知其入而能已疾也。忠言拂於耳。而明主聽之。知其可以致功也。

㈡宋人有請為燕王以棘刺之端為母猴者。必三月齋然後能觀之。燕王因以三乘養之。右

㊂夫挾相爲則責望。自爲則事行。故父子或怨譟。取庸作者進美羹。說在文公之先宣言。與句踐之稱如皇也。故桓公藏蔡怒而攻楚。吳起懷瘳實而吮傷。且先王之賦頌。鍾鼎之銘。皆播吾之跡。華山之博也。然先王所期者利也。所用者力也。築社之諺。目辭說也。請許學者而行宛曼於先王。或者不宜今乎。如是不能更也。鄭縣人得車軛也。而衛人佐弋也。卜子妻爲弊袴也。乙子妻飲鼈也。而其少者也。先王之言。有其所爲小。而世意之大者。有其所爲大。而世意之小者。未可必知也。說在宋人之解書。與梁人之讀記也。故先王有郢書。而後世多燕說。夫不適國事而謀先王。皆歸取度者也。

㊃利之所在民歸之。名之所彰士死之。是以功外於法。而賞加焉。則上不能得所利於下。名外於法。而譽加焉。則士勸名。而不畜之於君。故中章胥己仕。而中牟之民。弃田圃而隨文學者邑之半。平公腓痛足痺。而不敢壞坐。晉國之辭仕托慕者國之錘。此三士者。言襲法。則官府之籍也。行中事。則如令之民也。二君之禮太甚。若言離法。而行遠功。則繩外之民也。二君又何禮之。禮之當亡。且居學之士。國無事不用力。有難不被甲。禮之則惰修耕戰之功。不禮則周主上之法。國安則尊顯。危則爲屈公之威。人主奚得於居學之士哉。故明主論李疵視中山也。

㊄詩曰。不躬不親。庶民不信。傳說之以無衣紫。子產之以鄭簡。宋襄責之以尊厚耕戰。夫不明分。不責誠。而以躬親莅下。且以下走睡臥。與夫揜蔽微服。孔丘不知。故稱猶盂。鄭君不知。故先自僇。明主之道。如叔向賦獵。與昭侯之奚聽也。

㊅小信成則大信立。故明主積於信。賞罰不信則禁令不行。說在文公之攻原。與箕鄭救餓也。是以吳起須故人而食。文侯會虞人而獵。故明主表信。如曾子殺彘也。患在尊厲王擊鼓。與李悝謾兩和也。

因佯遺其書周君之庭。而急去行。周以萇弘爲賣周也。乃誅萇弘。

鄭桓公將欲襲鄶。先問鄶之豪傑良臣辯智果敢之士。盡與姓名。擇鄶之良田賂之。爲官爵之名而書之。因爲設壇場郭門之外而埋之。釁之以雞豭。若盟狀。鄶君以爲內難也。而盡殺其良臣。桓公襲鄶。遂取之。

㈦秦侏儒善於荊王。而陰有善荊王左右。而內重於惠文君。荊適有謀。侏儒常先聞之。以告惠文君。

鄴令襄疵。陰善趙王左右。趙王謀襲鄴。襄疵常輒聞。而先言之魏王。備之。趙乃輒還。

衛嗣君之時。有人於令之左右。縣令有發蓐而席弊甚。嗣公還令人遺之席曰。吾聞汝今者發蓐。而席弊甚。賜汝席。縣令大驚。以君爲神也。

右傳

外儲說左上第三十

㈠明主之道。如有若之應宓子也。暗主之聽言也。美其辯。其觀行也。賢其遠。故羣臣士民之道言者迂弘。其行身也離世。其說在田鳩對荊王也。故墨子爲木鳶。謳癸築武宮。夫藥酒用言。明君聖主之所獨知也。

㈡人主之聽言也。不以功用爲的。則說者多棘刺白馬之說。不以儀的爲關。則射者皆如羿也。人主於說也。皆如燕王學道也。而長說者。皆如鄭人爭年也。是以言有纖察微難而非務也。故李惠宋墨皆畫策也。論有迂深閎大非用也。故畏震瞻車狀皆鬼魅也。行而拂難堅确非功也。故務卞鮑介墨翟皆堅瓠也。且虞慶詘匠也而屋壞。范且窮工也而弓折。是故求其誠者。非歸餉也不可。

狐突曰。國君好內。則太子危。好外則相室危。

鄭君問鄭昭曰。太子亦何如。對曰。太子未生也。君曰。太子已置。而曰未生何也。對曰。太子雖置。然而君之好色不已。所愛有子。君必愛之。愛之則必欲以爲後。臣故曰。太子未生也。

㊅文王資費仲而遊於紂之旁。令之間紂而亂其心。

荊王使人之秦。秦王甚禮之。王曰。敵國有賢者。國之憂也。今荊王之使者甚賢。寡人患之。羣臣曰。以王之賢聖。與國之資厚。患荊王之賢人。王何不深知之。而陰有之。荊以爲外用也。則必誅之。

仲尼爲政於魯。道不拾遺。齊景公患之。黎且謂景公曰。去仲尼猶吹毛耳。君何不迎之以重祿高位。遺哀公女樂以驕榮其意。哀公新樂之。必怠於政。仲尼必諫。諫必輕絕於魯。景公曰。善。乃令黎且以女樂六遺哀公。哀公樂之。果怠於政。仲尼諫。不聽。去而之楚。

楚王謂干象曰。吾欲以楚扶甘茂而相之秦。可乎。干象對曰。不可也。王曰何也。曰甘茂少而事史舉先生。史舉上蔡之監門也。大不事君。小不事家。以苛刻聞天下。茂事之順焉。惠王之明。張儀之辯也。茂事之取十官。而免於罪。是茂賢也。王曰。相人敵國而相賢。其不可何也。干象曰。前時王使邵滑之越。五年而能亡越。所以然者。越亂而楚治也。日者知用之越。今亡之秦不亦太亟亡乎。王曰。然則爲之柰何。干象對曰。不如相共立。王曰。共立可相何也。對曰。共立少見愛幸。長爲貴卿。被王衣。含杜若。握玉環。以聽於朝。且利以亂秦矣。

吳攻荊。子胥使人宣言於荊曰。子期用。將擊之。子常用。將去之。荊人聞之。因用子常而退子期也。吳人擊之遂勝之。

晉獻公欲伐虞虢。乃遺之屈產之乘。垂棘之璧。女樂六。以榮其意。而亂其政。

叔向之讒萇弘也。爲書。萇弘謂叔向曰。子爲我謂晉君所與君期者。時可矣。何不亟以兵來。

而髮繞之。平公趣殺炮人。毋有反令。炮人呼天曰。嗟乎。臣有三罪。死而不自知乎。平公曰。何謂也。對曰。臣刀之利風靡。骨斷而髮不斷。是臣之一死也。桑炭炙之。肉紅白而髮不焦。是臣之二死也。炙熟。又重睫而視之。髮繞炙而目不見。是臣之三死也。意者堂下其有翳憎臣者乎。殺臣不亦蚤乎。

穰侯相秦。而齊强。穰侯欲立秦為帝。而齊不聽。因請立齊為東帝。而不能成也。

㊄晉獻公之時。驪姬貴。擬於后妻。而欲以其子奚齊代太子申生。因惡申生於君而殺之。遂立奚齊為太子。

鄭君已立太子矣。而有所愛美女。欲以其子為後。夫人恐。因用毒藥賊君殺之。

衛州吁。重於衛。擬於君。羣臣百姓。盡畏其勢重。州吁果殺其君而奪之政。

公子朝。周太子也。弟公子根。甚有寵於君。君死。遂以東周叛。分為兩國。

楚成王以商臣為太子。既而又欲置公子職。商臣作亂。遂攻殺成王。一曰。楚成王。商臣為太子。既欲置公子職。商臣聞之未察也。乃為其傅潘崇曰。柰何察之也。潘崇曰。饗江芈而勿敬也。太子聽之。江芈曰。呼。役夫。宜君王之欲廢女而立職也。商臣曰。信矣。潘崇曰。能事之乎。曰。不能。能為之諸侯乎。曰。不能。能舉大事乎。曰。能。於是乃起宿營之甲。而攻成王。成王請食熊蹯而死。不許。遂自殺。

韓廆相韓哀侯。嚴遂重於君。二人甚相害也。嚴遂乃令人刺韓廆於朝。韓廆走君而抱之。遂刺韓廆而兼哀侯。

田恆相齊。闞止重於簡公。二人相憎。而欲相賊也。田恆因行私惠。以取其國。遂弑簡公。而奪之政。

戴驩為宋太宰。皇喜重於君。二人爭事而相害也。皇喜遂殺宋君。而奪其政。

犀首與張壽爲怨。陳需新入。不善犀首。因使人微殺張壽。魏王以爲犀首也。乃誅之。

中山有賤公子。馬甚瘦。車甚弊。左右有私不善者。乃爲之請王曰。公子甚貧。馬甚瘦。王何不益之馬食。王不許。左右因微令夜燒芻廄。王以爲賤公子也。乃誅之。

魏有老儒不善濟陽君。客有與老儒私怨者。因攻老儒殺之。以德於濟陽君曰。臣爲其不善君也。故爲君殺之。濟陽君因不察而賞之。一曰。濟陽君有少庶子者。不見知。欲入愛於君者。齊使老儒掘藥於馬梨之山。濟陽少庶子欲以爲功。入見於君曰。齊使老儒掘藥於馬梨之山。名掘藥也。實間君之國。君殺之。是將以濟陽君抵罪於齊矣。臣請刺之。君曰。可。於是明日得之城陰而刺之。濟陽君還益親之。

㊃陳需。魏王之臣也。善於荊王而令荊攻魏。荊攻魏。陳需因請爲魏王行解之。因以荊勢相魏。

韓昭侯之時。黍種常貴甚。昭侯令人覆廩吏。果竊黍種而糶之甚多。

昭奚恤之用荊也。有燒倉廥窌者。而不知其人。昭奚恤令吏執販茅者而問之。果燒也。

昭僖侯之時。宰人上食。而羹中有生肝焉。昭侯召宰人之次。而誚之曰。若何爲置生肝寡人羹中。宰人頓首服死罪曰。竊欲去尚宰人也。一曰。僖侯浴。湯中有礫。僖侯曰。尚浴免。則有當代者乎。左右對曰。有。僖侯曰。召而來。譙之曰。何爲置礫湯中。對曰。尚浴免。則臣得代之。是以置礫湯中。

文公之時。宰臣上炙。而髮繞之。文公召宰人而譙之曰。女欲寡人之哽耶。奚爲以髮繞炙。宰人頓首再拜請曰。有死罪三。援礪砥刀。利猶干將也。切肉肉斷。而髮不斷。臣之罪一也。援木而貫臠。而不見髮。臣之罪二也。奉熾爐。炭火盡赤紅。而炙熟而髮不燒。臣之罪三也。堂下得無微有疾臣者乎。公曰。善。乃召其堂下而譙之。果然。乃誅之。一曰。晉平公觴客。少庶子進炙。

㊂齊中大夫有夷射者。御飲於王。醉甚。而出倚於郎門。門者刖跪。請曰。足下無意賜之餘瀝乎。夷射曰。叱去。刑餘之人何事。乃敢乞飲長者。刖跪走退。及夷射去。刖跪因捐水郎門霤下。類溺者之狀。明日王出而訶之曰。誰溺於是。刖跪對曰。臣不見也。雖然昨日中大夫夷射立於此。王因誅夷射而殺之。

魏王臣二人。不善濟陽君。濟陽君因僞令人矯王命。而謀攻己。王使人問濟陽君曰。誰與恨。對曰。無敢與恨。雖然嘗與二人不善。不足以至於此。王問左右。左右曰。固然。王因誅二人者。

季辛與爰騫相怨。司馬喜新與季辛惡。因微令人殺爰騫。中山之君以爲季辛也。因誅之。

荊王所愛妾。有鄭袖者。荊王新得美女。鄭袖因教之曰。王甚喜人之掩口也。爲近王必掩口。美女入見近王。因掩口。王問其故。鄭袖曰、此固言惡王之臭。及王與鄭袖美女三人坐。袖因先誡御者曰。王適有言。必亟聽從王言。美女前近王。甚數掩口。王勃然怒曰、劓之。御者因揄刀而劓美人。一曰。魏王遺荊王美人。荊王甚悅之。夫人鄭袖知王悅愛之也。亦悅愛之甚於王。衣服玩好。擇其所欲爲之。王曰。夫人知我愛新人也。其悅愛之甚於寡人。此孝子所以養親。忠臣之所以事君也。夫人知王之不以己爲妬也。因謂新人曰。王甚悅愛子。然惡子之鼻。子見王。常掩鼻。則王長幸子矣。於是新人從之。每見王常掩鼻。王謂夫人曰。新人見寡人常掩鼻何也。對曰。不已知也。王强問之。對曰。頃常言惡聞王臭。王怒曰。劓之。夫人先誡御者曰。王適有言。必可從命。御者因揄刀而劓美人。

費無極。荊令尹之近者也。郄宛。新事令尹。令尹甚愛之。無極因謂令尹曰。君愛宛甚。何不一爲酒其家。令尹曰。善。因令之爲具於郄宛之家。無極教宛曰。令尹甚傲而好兵。子必謹敬。先亟陳兵堂下及門庭。宛因爲之。令尹往而大驚曰。此何也。無極曰。君殆。去之事未可知也。令尹大怒。舉兵而誅郄宛。遂殺之。

荆王欲宦諸公子於四鄰。戴歇曰。不可。宦公子於四鄰。四鄰必重之。曰。子出者重。重則必爲所重之國黨則是敎子於外市也。不便。

魯孟孫·叔孫·季孫。相勠力劫昭公。遂奪其國而擅其制。魯三桓偪昭公攻季孫氏。而孟孫氏·叔孫氏。相與謀曰。救之乎。叔孫氏之御者曰。我家臣也。安知公家。凡有季孫與無季孫。於我孰利。皆曰。無季孫必無叔孫。然則救之。於是撞西北隅而入。孟孫見叔孫之旗入。亦救之。三桓爲一。昭公不勝。逐之死於乾侯。

公叔相韓而有功齊。公仲甚重於王。公叔恐王之相公仲也。使齊韓約而攻衞。公叔因內齊軍於鄭。以劫其君。以固其位。而信兩國之約。

翟璜魏王之臣也。而善於韓。乃召韓兵。令之攻魏。因請爲魏王構之。以自重也。

越王攻吳王。吳王謝而告服。越王欲許之。范蠡·大夫種曰。不可。昔天以越與吳。吳不受。今天反夫差。亦天禍也。以吳予越。再拜受之。不可許也。太宰嚭遺大夫種書曰。狡兎盡則良犬烹。敵國滅則謀臣亡。大夫何不釋吳而患越乎。大夫種受書讀之。太息而歎曰。殺之。越與吳同命。

大成牛從趙謂申不害於韓曰。以韓重我於趙。請以趙重子於韓。是子有兩韓。我有兩趙。

司馬喜。中山君之臣也。而善於趙。嘗以中山之謀。微告趙王。

呂倉。魏王之臣也。而善於秦荆。微諷秦荆。令之攻魏。因請行和以自重也。

宋石。衞將也。衞君。荆將也。兩國構難。二子皆將。宋石遺衞君書曰。二軍相當。兩旗相望。唯毋一戰。戰必不兩存。此乃兩主之事也。與子無有私怨。善者相避也。

白圭相魏。暴譴相韓。白圭謂暴譴曰。子以韓輔我於魏。我以魏待子於韓。臣長用魏。子長用韓。

參疑廢置之事。明主絕之於內。而施之於外。資其輕者。輔其弱者。此謂廟攻。參伍既用於內。觀聽又行於外。則敵僞得。其說在秦侏儒之告惠文君也。故襄疵言襲鄴。而嗣公賜令蓆。

廟攻七。右經

㈠勢重者人主之淵也。臣者勢重之魚也。魚失於淵而不可復得也。人主失其勢重於臣。而不可復收也。古之人難正言。故託之於魚。

賞罰者利器也。君操之以制臣。臣得之以壅主。故君先見所賞。則臣鬻之以爲德。君先見所罰。臣鬻之以爲威。故曰。國之利器。不可以示人。

靖郭君相齊。與故人久語。則故人富。懷左右。則左右重。久語懷袖。小資也。猶以成富。況於吏勢乎。晉厲公之時。六卿貴。胥僮長魚矯諫曰。大臣貴重。敵主爭事。外市樹黨。下亂國法。上以劫主。而國不危者。未嘗有也。公曰。善。乃誅三卿。胥僮長魚矯又諫曰。夫同罪之人偏誅而不盡。是懷怨而借之閒也。公曰。吾一朝而夷三卿。予不忍盡也。長魚矯對曰。公不忍之。彼將忍公。公不聽。居三月。諸卿作難。遂殺厲公而分其地。

州侯相荊。貴而主斷。荊王疑之。因問左右。左右對曰。無有。如出一口也。

燕人無惑。故浴狗矢。燕人其妻有私通於士。其夫早自外而來。士適出。夫曰。何客也。其妻曰。無客。問左右。左右言無有。如出一口。其妻曰。公惑易也。因浴之以狗矢。一曰。燕人李季好遠出。其妻私有通於士。季突至。士在內中。妻患之。其室婦曰。令公子裸而解髮。直出門。吾屬佯不見也。於是公子從其計。疾走出門。季曰。是何人也。家室皆曰。無有。季曰。吾見鬼乎。婦人曰。然。爲之柰何。曰。取五牲之矢浴之。季曰。諾。乃浴以矢。一曰。浴以蘭湯。

㈡衞人有夫妻禱者。而祝曰。使我無故得百束布。其夫曰。何少也。對曰。益是。子將以買妾。

似類之事。人主之所以失誅・而大臣之所以成私也。是以門人捐水而夷射誅。濟陽自矯而二人罪。司馬喜殺爰騫而季辛誅。鄭袖言惡臭而新人劓。費無忌教郄宛而令尹誅。陳需殺張壽而犀首走。故燒芻廥而中山罪。殺老儒而濟陽賞也。

似類三

事起而有所利。其尸主之。有所害。必反察之。是以明主之論也。國害則省其利者。臣害則察其反者。其說在楚兵至而陳需相。黍種貴而廩吏覆。是以昭奚恤執販茅。而僖侯譙其次。文公髮繞炙。而穰侯請立帝。

有反四

參疑之勢。亂之所由生也。故明主愼之。是以晉驪姬殺太子申生。而鄭夫人用毒藥。衞州吁殺其君完。公子根取東周。王子職甚有寵。而商臣果作亂。嚴遂韓廆爭。而哀侯果遇賊。田常・闞止・戴驩・皇喜敵。而宋君簡公殺。其說在狐突之稱二好。與鄭昭之對未生也。

參疑五

敵之所務。在淫察而就靡。人主不察則敵廢置矣。故文王資費仲而秦王患楚使。黎且去仲尼。而于象沮甘茂。是以子胥宣言而子常用。內美人而虞虢亡。佯遺書而萇弘死。用雞猳而鄶傑盡。

廢置六

子之相燕。坐而佯言曰。走出門者何白馬也。左右皆言不見。有一人走追之。報曰。有。子之以此知左右之不誠信。

有相與訟者。子產離之而無使得通辭。倒其言以告而知之。

衞嗣公使人爲客過關市。關吏苛難之。因事關吏以金。關吏乃舍之。嗣公爲關吏曰。某時有客過而所與汝金。而汝因遣之。關吏乃大恐。而以嗣公爲明察。

右傳

內儲說下六微第二十九

六微。一曰。權借在下。二曰。利異外借。三曰。託於似類。四曰。利害有反。五曰。參疑內爭。六曰。敵國廢置。此六者主之所察也。

權勢不可以借人。上失其一。臣以爲百。故臣得借則力多。力多則內外爲用。內外爲用則人主壅。其說在老聃之言失魚也。是以人主久語。而左右鬻懷尉。其患在胥僮之諫厲公。與州侯之一言。而燕人浴矢也。

權借 一

君臣之利異。故人臣莫忠。故臣利立而主利滅。是以姦臣者。召敵兵以內除。舉外事以眩主。苟成其私利。不顧國患。其說在衞人之妻夫禱祝也。故戴歇議子弟。而三桓攻昭公。公叔內齊軍。而翟黃召韓兵。太宰嚭說大夫種。大成牛教申不害。司馬喜告趙王。呂倉規秦楚。宋石遺衞君書。白圭教暴譴。

利異 二

見有奉笥而與李史語者。有閒李史受笥。

周主亡玉簪。令吏求之。三日不能得也。周主令人求。而得之家人之屋閒。周主曰。吾知吏之不事事也。求簪三日不得之。吾令人求之。不移日而得之。於是吏皆聳懼。以爲君神明也。

商太宰使少庶子之市。顧反而問之曰。何見於市。對曰。無見也。太宰曰。雖然何見也。對曰。市南門之外。甚衆牛車。僅可以行耳。太宰因誡使者。無敢告人吾所問於女。因召市吏而誚之曰。市門之外。何多牛屎。市吏甚怪太宰知之疾也。乃悚懼其所也。

㊅韓昭侯握爪。而佯亡一爪。求之甚急。左右因割其爪而效之。昭侯以察左右之臣不誠。

韓昭侯使騎於縣。使者報。昭侯問曰。何見也。對曰。無所見也。昭侯曰。雖然何見。曰。南門之外有黃犢食苗道左者。昭侯謂使者。毋敢洩吾所問於女。乃下令曰。當苗時。禁牛馬入人田中。國有令。而吏不以爲事。牛馬甚多入人田中。亟擧其數上之。不得將重其罪。於是三鄕擧而上之。昭侯曰。未盡也。復往審之。乃得南門之外黃犢。吏以昭侯爲明察。皆悚懼其所而不敢爲非。

周主下令索曲杖。吏求之數日。不能得。周主私使人求之。不移日而得之。乃謂吏曰。吾知吏不事事也。曲杖甚易也。而吏不能得。我令人求之。不移日而得之。豈可謂忠哉。吏乃皆悚懼其所。以君爲神明。

卜皮爲縣令。其御史汚穢而有愛妾。卜皮乃使少庶子佯愛之。以知御史陰情。

西門豹爲鄴令。佯亡其車轄。令吏求之。不能得。使人求之。得之家人屋閒。

㊆陽山君相衞。聞王之疑己也。乃僞謗樛豎以知之。

淖齒聞齊王之惡己也。乃矯爲秦使以知之。

齊人有欲爲亂者。恐王知之。因詐逐所愛者。令走王知之。

鱣似蛇，蠶似蠋，人見蛇則驚駭，見蠋則毛起，然而婦人拾蠶，漁者握鱣，利之所在，則忘其所惡，皆爲孟賁。

㈣魏王謂鄭王曰，始鄭梁一國也，已而別，今願復得鄭而合之梁。鄭君患之，召羣臣而與之謀，所以對魏。鄭公子謂鄭君曰，此甚易應也。君對魏曰，以鄭爲故魏，而可合也，則弊邑亦願得梁而合之鄭。魏王乃止。

齊宣王使人吹竽，必三百人。南郭處士請爲王吹竽，宣王說之，廩食以數百人。宣王死，湣王立，好一一聽之，處士逃。一曰，韓昭侯曰，吹竽者衆，吾無以知其善者。田嚴對曰，一一而聽之。

趙令人因申子於韓請兵，將以攻魏。申子欲言之君，而恐君之疑己外市也，不則恐惡於趙，乃令趙紹韓沓嘗試君之動貌而後言之。內則知昭侯之意，外則有得趙之功。

三國兵至，韓王謂樓緩曰，三國之兵深矣，寡人欲割河東而講，何如。對曰，夫割河東大費也。免國於患，大功也。此父兄之任也。王何不召公子氾而問焉。王召公子氾而告之。對曰，講亦悔，不講亦悔。王今割河東而講，三國歸，王必曰，三國固且去矣，吾特以三城送之。不講，三國也入韓，則國必大舉矣，王必大悔曰，不獻三城也。臣故曰，王講亦悔，不講亦悔。王曰，爲我悔也，寧亡三城而悔，無危乃悔。寡人斷講矣。

應侯謂秦王曰，王得宛、葉、藍田、陽夏，斷河內，困梁鄭，所以未王者，趙未服也。弛上黨在一而已，以臨東陽，則邯鄲口中虱也。王拱而朝天下，後者以兵中之。然上黨之安樂，其處甚劇，臣恐弛之而不聽，奈何。王曰，必弛易之矣。

㈤龐敬縣令也，遣市者行，而召公大夫而還之，立有閒，無以詔之，卒遣行。市者以爲令與公大夫有言，不相信，以至無姦。

戴驩宋太宰，夜使人曰，吾聞數夜有乘轀車至李史門者，謹爲我伺之。使人報曰，不見轀車，

勝敵之賞。不救火者。比北降之罪。人塗其體。被濡衣而走火者。左三千人。右三千人。此知必勝之勢也。

吳起爲魏武侯西河之守。秦有小亭臨境。吳起欲攻之。不去則甚害田者。去之則不足以徵甲兵。於是乃倚一車轅於北門之外。而令之曰。有能徙此南門之外者。賜之上田上宅。人莫之徙也。及有徙之者。還賜之如令。俄又置一石赤菽東門之外。而令之曰。有能徙此於西門之外者。賜之如初。人爭徙之。乃下令大夫曰。明日且攻亭。有能先登者。任之國大夫。賜之上田宅。人爭趨之。於是攻亭。一朝而拔之。

李悝爲魏文侯上地之守。而欲人之善射也。乃下令曰。人之有狐疑之訟者。令之射的。中之者勝。不中者負。令下而人皆疾習射。日夜不休。及與秦人戰。大敗之。以人之善戰射也。

宋崇門之巷人。服喪而毀。甚瘠。上以爲慈愛於親。擧以爲官師。明年人之所以毀死者。歲十餘人。子之服親喪者。爲愛之也。而尙可以賞勸也。況君上之於民乎。

越王慮伐吳。欲人之輕死也。出見怒鼃。乃爲之式。從者曰。奚敬於此。王曰。爲其有氣故也。明年請以頭獻王者。歲十餘人。由是觀之。譽之足以殺人矣。一曰。越王句踐見怒鼃而式之。御者曰。何爲式。王曰。鼃有氣如此。可無爲式乎。士人聞之曰。鼃有氣。王猶爲式。況於人有勇者乎。是歲人有自剄死。以其頭獻者。故越王將復吳。而試其敎。燔臺而鼓之。使民赴火者。賞在火也。臨江而鼓之。使人赴水者。賞在水也。臨戰而使人絕頭刳腹。而無顧心者。賞在兵也。又況據法而進賢。其功甚此矣。

韓昭侯使人藏弊袴。侍者曰。君亦不仁矣。弊袴不以賜左右而藏之。昭侯曰。非子之所知也。吾聞。明主之愛一嚬一笑。嚬有爲嚬。而笑有爲笑。今夫袴豈特嚬笑哉。袴之與嚬笑遠矣。吾必待有功者。故收藏之。未有與也。

成驩謂齊王曰。王太仁，太不忍人。王曰。太仁，太不忍人，非善名邪。對曰。此人臣之善也，非人主之所行也。夫人臣必仁而後可與謀，不忍人而後可近也。不仁則不可與謀，忍人則不可近也。王曰。然則寡人安所太仁。安不忍人。對曰。王太仁於薛公，而太不忍於諸田。太仁薛公，則大臣無重。太不忍諸田，則父兄犯法。大臣無重，則兵弱於外。父兄犯法，則政亂於內。兵弱於外，政亂於內。此亡國之本也。

魏惠王謂卜皮曰。子聞寡人之聲聞亦何如焉。對曰。臣聞王之慈惠也。王欣然喜曰。然則功且安至。對曰。王之功至於亡。王曰。慈惠行善也。行之而亡何也。卜皮對曰。夫慈者不忍。而惠者好與也。不忍則不誅有過。好予則不待有功而賞，有過不罪。無功受賞，雖亡不亦可乎。

齊國好厚葬。布帛盡於衣衾。材木盡於棺槨。桓公患之。以告管仲曰。布帛盡則無以爲蔽，材木盡則無以爲守備。而人厚葬之不休。禁之柰何。管仲對曰。凡人之有爲也。非名之則利之也。於是乃下令曰，棺槨過度者。戮其尸。罪夫當喪者。夫戮死無名。罪當喪者無利。人何故爲之也。

衞嗣君之時，有胥靡。逃之魏。因爲襄王之后治病。衞嗣君聞之。使人請以五十金買之。五反而魏王不予。乃以左氏易之。羣臣左右諫曰。夫以一都買胥靡可乎。王曰。非子之所知也。夫治無小而亂無大，法不立而誅不必。雖有十左氏無益也。法立而誅必。雖失十左氏無害也。魏王聞之曰。主欲治。而不聽之不祥，因載而往。徒獻之。

㊂齊王問於文子曰。治國何如。對曰。夫賞罰之爲道。利器也。君固握之。不可以示人。若如臣者猶獸鹿也。唯薦草而就。

越王問於大夫文種曰。吾欲伐吳。可乎。對曰。可矣。吾賞厚而信，罰嚴而必。君欲知之，何不試焚宮室。於是遂焚宮室，人莫救之。乃下令曰，人之救火死者，比死敵之賞，救火而不死者。比

殷之法。刑弃灰於街者。子貢以為重。問之仲尼。仲尼曰。知治之道也。夫弃灰於街。必掩人。掩人人必怒。怒則鬬。鬬必三族相殘也。此殘三族之道也。雖刑之可也。且夫重罰者。人之所惡也。而無弃灰。人之所易也。使人行之所易。而無離所惡。此治之道。一曰。殷之法。弃灰于公道者斷其手。子貢曰。弃灰之罪輕。斷手之罰重。古人何太毅也。曰。無弃灰所易也。斷手所惡也。行所易。不關所惡。古人以為易。故行之。

中山之相樂池。以車百乘使趙。選其客之有智能者。以為將行。中道而亂。樂池曰。吾以公為有智。而使公為將行。今中道而亂。何也。客因辭而去曰。公不知治。有威足以服人。而利足以勸人。故能治之。今臣君之少客也。夫從少正長。從賤治貴。而不得操其利害之柄以制之。此所以亂也。嘗試使臣彼之善者。我能以為卿相。彼不善者。我得以斬其首。何故而不治。

公孫鞅之法也。重輕罪。重罪者人之所難犯也。而小過者人之所易去也。使人去其所易。無離其所難。此治之道。夫小過不生。大罪不至。是人無罪而亂不生也。一曰。公孫鞅曰。行刑重其輕者。輕者不至。重者不來。是謂以刑去刑也。

荊南之地。麗水之中生金。人多竊采金。采金之禁。得而輒辜磔於市。甚衆。壅離其水也。而人竊金不止。夫罪莫重辜磔於市。猶不止者。不必得也。故今有人於此。曰。予汝天下。而殺汝身。庸人不為也。夫有天下大利也。猶不為者。知必死。故不必得也。則雖辜磔。竊金不止。知必死。則天下不為也。

魯人燒積澤。天北風。火南倚。恐燒國。哀公懼。自將衆趣救火者。左右無人。盡逐獸而火不救。乃召問仲尼。仲尼曰。夫逐獸者樂而無罰。救火者苦而無賞。此火之所以無救也。哀公曰。善。仲尼曰。事急。不及以賞救火者盡賞之。則國不足以當於人。請徒行罰。哀公曰。善。於是仲尼乃下令曰。不救火者比降北之罪。逐獸者比入禁之罪。令未下遍。而火已救矣。

誠有之乎。王曰、有之。然則若白公之亂、得無危乎、誠得如此。臣免死罪矣。

衞嗣君重如耳、愛世姬。而恐其皆因其愛重以壅己也。乃貴薄疑以敵之如耳。尊魏姬以耦世姬。曰、以是相參也。嗣君知欲無壅。而未得其術也。夫不使賤議貴。下必偪上。而必待勢重之鈞也。而後敢相議。則是益樹壅塞之臣也。嗣君之壅乃始。

夫矢來有鄉。則積鐵以備一鄉。矢來無鄉。則爲鐵室以盡備之。備之則體不傷。故彼以盡備之不傷。此以盡敵之無姦也。

龐恭與太子質於邯鄲。謂魏王曰。今一人言市有虎。王信之乎。曰。不信。二人言市有虎。王信之乎。曰。不信。三人言市有虎。王信之乎。王曰。寡人信之。龐恭曰。夫市之無虎也明矣。然而三人言而成虎。今邯鄲之去魏也遠於市。議臣者過於三人。願王察之。龐恭從邯鄲反。竟不得見。

㈡董閼于爲趙上地守。行石邑山中。澗深峭如牆。深百仞。因問其旁鄉左右曰。人嘗有入此者乎。對曰。無有。曰。嬰兒癡聾狂悖之人。嘗有入此者乎。對曰。無有。牛馬犬彘。嘗有入此者乎。對曰。無有。董閼于喟然大息曰。吾能治矣。使吾法之無赦。猶入澗之必死也。則人莫之敢犯也。何爲不治。

子產相鄭。病將死。謂游吉曰。我死後。子必用鄭。必以嚴莅人。夫火形嚴。故人鮮灼。水形懦。故人多溺。子必嚴子之刑。無令溺子之懦。子產死。游吉不肯嚴刑。鄭少年相率爲盜。處於雚澤。將遂以爲鄭禍。游吉率車騎與戰。一日一夜僅能尅之。游吉喟然歎曰。吾蚤行夫子之教。必不悔至於此矣。

魯哀公問於仲尼曰。春秋之記曰。冬十二月。隕霜不殺菽。何爲記此。仲尼對曰。此言可以殺而不殺也。夫宜殺而不殺。梅李冬實。天失道。草木猶犯干之。而況於人君乎。

一言於季氏之私。人數非不衆。所言者一人也。安得三哉。

齊人有謂齊王曰。河伯大神也。王何不試與之遇乎。臣請使王遇之。爲壇場大水之上。而與王立之焉。有閒大魚動。因曰。此河伯。

張儀欲以秦韓與魏之勢伐齊荊。而惠施欲以齊荊偃兵。二人爭之。羣臣左右皆爲張子言。而以攻齊荊爲利。而莫爲惠子言。王果聽張子。而以惠子言爲不可。攻齊荊。事已定。惠子入見。王言曰。先生毋言矣。攻齊荊之事。果利矣。一國盡以爲然。惠子曰。說不可不察也。夫攻齊荊之事也誠利。一國盡以爲利。是何智者之衆也。攻齊荊之事誠不利。一國盡以爲利。何愚者之衆也。凡謀者疑也。疑也者。誠疑以爲可者半。以爲不可者半。今一國盡以爲可。是王亡半也。劫主者。固亡其半者也。

叔孫相魯。貴而主斷。其所愛者曰豎牛。亦擅用叔孫之令。叔孫有子。曰壬。豎牛妬而欲殺之。因與壬游於魯君所。魯君賜之玉環。壬拜受之而不敢佩。使豎牛請之叔孫。豎牛欺之曰。吾已爲爾請之矣。使爾佩之。壬因佩之。豎牛因謂叔孫。何不見壬於君乎。叔孫曰。孺子何足見也。豎牛曰。壬固已數見於君矣。君賜之玉環。壬已佩之矣。叔孫召壬見之。而果佩之。叔孫怒而殺壬。壬兄曰丙。豎牛又妬而欲殺之。叔孫爲丙鑄鐘。鐘成。丙不敢擊。使豎牛請之叔孫。豎牛不爲請。又欺之曰。吾已爲爾請之矣。使爾擊之。丙因擊之。叔孫聞之曰。丙不請而擅擊鐘。怒而逐之。丙出走齊。居一年。豎牛爲謝叔孫。叔孫使豎牛召之。又不召而報之曰。吾已召之矣。丙怒甚。不肯來。叔孫大怒。使人殺之。二子已死。叔孫有病。豎牛因獨養之。而去左右。不內人曰。叔孫不欲聞人聲。因不食而餓死。叔孫已死。豎牛因不發喪也。徙其府庫重寶。空之而奔齊。夫聽所信之言。而子父爲人僇。此不參之患也。

江乞爲魏王使荊。謂荊王曰。臣入王之境內。聞王之國俗。曰君子不蔽人之美。不言人之惡。

主亡玉簪。商太宰論牛矢。

詭使五

挾智而問。則不智者至。深智一物。衆隱皆變。其說在昭侯之握一爪也。故必審南門而三鄉得。周主索曲杖而羣臣懼。卜皮事庶子。西門豹詳遺轄。

挾智六

倒言反事。以嘗所疑。則姦情得。故陽山謾樛豎。淖齒爲秦使。齊人欲爲亂。子之以白馬。子產離訟者。嗣公過關市。

倒言七。 右經

㊀衛靈公之時。彌子瑕有寵。專於衛國。侏儒有見公者。曰。臣之夢踐矣。公曰。何夢。對曰。夢見竈爲見公也。公怒曰。吾聞見人主者。夢見日。奚爲見寡人而夢見竈。對曰。夫日兼燭天下。一物不能當也。人君兼燭一國人。一人不能擁也。故將見人主者。夢見日。夫竈一人煬焉。則後人無從見矣。今或者一人有煬君者乎。則臣雖夢見竈。不亦可乎。

魯哀公問於孔子曰。鄙諺曰。莫衆而迷。今寡人擧事與羣臣慮之。而國愈亂。其故何也。孔子對曰。明主之問臣。一人知之。一人不知也。如是者明主在上。羣臣直議於下。今羣臣無不一辭同軌乎季孫者。擧魯國盡化爲一。君雖問境內之人。猶不免於亂也。一曰。晏嬰子聘魯。哀公問曰。語曰。莫三人而迷。今寡人與一國慮之。魯不免於亂。何也。晏子曰。古之所謂莫三人而迷者。一人失之。二人得之。三人足以爲衆矣。故曰莫三人而迷。今魯國之羣臣。以千百數。

人見河伯。當惠子之言亡其半也。其患在豎牛之餓叔孫。而江乞之說荊俗也。嗣公欲治不知。故使有敵。是以明主推積鐵之類。而察一市之患。

參觀一

愛多者則法不立。威寡者則下侵上。是以刑罰不必。則禁令不行。其說在董子之行石邑。與子產之敎游吉也。故仲尼說隕霜。而殷法刑弃灰。將行去樂池。而公孫鞅重輕罪。是以麗水之金不守。而積澤之火不救。成驩以太仁弱齊國。卜皮以慈惠亡魏王。管仲知之。故斷死人。嗣公知之。故買胥靡。

必罰二

賞譽薄而謾者下不用。賞譽厚而信者下輕死。其說在文子稱若獸鹿。故越王焚宮室而吳起倚車轅。李悝斷訟以射。宋崇門以毀死。句踐知之。故式怒鼃。昭侯知之。故藏弊袴。厚賞之。使人爲賁諸也。婦人之拾蠶。漁者之握鱣。是以效之。

賞譽三

不一聽。則愚知不分。無責下則人臣不參。其說在索鄭與吹竽。其患在申子之以趙紹韓沓爲嘗試。故公子氾議割河東。而應侯謀弛上黨。

一聽四

數見久待而不任。姦則鹿散。使人問他。則不鬻私。是以龐敬還公大夫。而戴驩詔視轀車。周

大體第二十七

古之全大體者。望天地。觀江海。因山谷。日月所照。四時所行。雲布風動。不以智累心。不以私累己。寄治亂於法術。託是非於賞罰。屬輕重於權衡。不逆天理。不傷情性。不吹毛而求小疵。不洗垢而察難知。不引繩之外。不推繩之內。不急法之外。不緩法之內。守成理。因自然。禍福生乎道法。而不出乎愛惡。榮辱之責。在乎己而不在乎人。故至安之世。法如朝露。純樸不散。心無結怨。口無煩言。故車馬不疲弊於遠路。旌旗不亂於大澤。萬民不失命於寇戎。雄駿不創壽於旗幢。豪傑不著名於圖書。不錄功於盤盂。記年之牒空虛。故曰。利莫長於簡。福莫久於安。使匠石以千歲之壽。操鉤視規矩。擧繩墨。而正太山。使賁育帶干將而齊萬民。雖盡力於巧。極盛於壽。太山不正。民不能齊。故曰。古之牧天下者。不使匠石極巧。以敗太山之體。不使賁育盡威。以傷萬民之性。因道全法。君子樂而大姦止。澹然閒靜。因天命。持大體。故使人無離法之罪。魚無失水之禍。如此。故天下少不治。

上不天。則下不徧覆。心不地。則物不必載。太山不立好惡。故能成其高。江海不擇小助。故能成其富。故大人寄形於天地而萬物備。歷心於山海而國家富。上無忿怒之毒。下無伏怨之患。上下交樸。以道爲舍。故長利積。大功立。名成於前。德垂於後。治之至也。

內儲說上七術第二十八

主之所用也七術。所察也六微。七術。一曰。衆端參觀。二曰。必罰明威。三曰。信賞盡能。四曰。一聽責下。五曰。疑詔詭使。六曰。挾知而問。七曰。倒言反事。此七者。主之所用也。

聽觀不參。則誠不聞。聽有門戶。則臣壅塞。其說在侏儒之夢見竈。哀公之稱莫衆而迷。故齊

救。而外交不及至。禍莫大於此。當今之世。爲人主忠計者。必無使燕王說魯人。無使近世慕賢於古。無思越人以救中國溺者。如此則上下親。內功立。外名成。

功名第二十六

明君之所以立功成名者四。一曰天時。二曰人心。三曰技能。四曰勢位。非天時。雖十堯不能冬生一穗。逆人心。雖賁育不能盡人力。故得天時則不務而自生。得人心則不趣而自勸。因技能則不急而自疾。得勢位則不推進而名成。若水之流。若船之浮。守自然之道。行毋窮之令。故曰明主。

夫有材而無勢。雖賢不能制不肖。故立尺材於高山之上。則臨千仞之谿。材非長也。位高也。桀爲天子。能制天下。非賢也。勢重也。堯爲匹夫。不能正三家。非不肖也。位卑也。千鈞得船則浮。錙銖失船則沈。非千金輕錙銖重也。有勢之與無勢也。故短之臨高也以位。不肖之制賢也以勢。人主者。天下一力以共載之。故安。衆同心以共立之。故尊。人臣守所長。盡所能。故忠。以尊主御忠臣。則長樂生而功名成。名實相持而成。形影相應而立。故臣主同欲而異使。人主之患。在莫之應。故曰一手獨拍。雖疾無聲。人臣之憂。在不得一。故曰。右手畫圓。左手畫方。不能兩成。故曰。至治之國。君若桴。臣若鼓。技若車。事若馬。故人有餘力易於應。而技有餘巧便於事。立功者不足於力。親近者不足於信。成名者不足於勢。近者已親。而遠者不結。則名不稱實者也。聖人德若堯舜。行若伯夷。而位不載於勢。則功不立。名不遂。故古之能致功名者。衆人助之以力。近者結之以信。遠者譽之以名。尊者載之以勢。如此。故太山之功。長立於國家。而日月之明。久著於天地。此堯之所以南面而守功。舜之所以北面而效功也。

則怨積於上、而怨積於下、以積怨而御積怨、則兩危矣。明主之表易見。故約立、其教易知。故言用。其法易爲。故令行。三者立而上無私心、則下得循法而治。望表而動。隨繩而斲。因攢而縫。如此則上無私威之毒、而下無愚拙之誅、故上居明而少怒。下盡忠而少罪。

聞之。曰舉事無患者。堯不得也。而世未嘗無事也。君人者。不輕爵祿、不易富貴、不可與救危國。故人主厲廉恥、招仁義、昔者介子推無爵祿而義隨文公。不忍口腹而仁割其肌。故人主結其德、書圖著其名、人主樂乎使人以公盡力。而苦乎以私奪威。人臣安乎以能受職。而苦乎以一負二。故明主除人臣之所苦。而立人主之所樂。上下之利、莫長於此。不察私門之內、輕慮重事、厚誅薄罪、久怨細過、長侮偸快、數以德追禍。是斷手而續以玉也。故世有易身之患。

人主立難爲、而罪不及。則私怨生。人臣失所長。而奉難給、則伏怨結。勞苦不撫循、憂悲不哀憐、喜則譽小人。賢不肖俱賞。怒則毀君子。使伯夷與盜跖俱辱。故臣有叛主。

使燕王內憎其民而外愛魯人。則燕不用。而魯不附。民見憎。不能盡力而務功。魯見說。而不能離死命而親他主。如此則人臣爲隙穴、而人主獨立、以隙穴之臣、而事獨立之主、此之謂危殆。釋儀的而妄發。雖中而不巧。釋法制而妄怒。雖殺戮而姦人不恐。罪生甲、禍歸乙、伏怨乃結。故至治之國。有賞罰而無喜怒。故聖人極有刑法而死無螫毒。故姦人服。發矢中的。賞罰當符。故堯復生。羿復立。如此則上無殷夏之患下無比干之禍君高枕而臣樂業。道蔽天地、德極萬世矣。

夫人主不塞隙穴。而勞力於赭堊、暴雨疾風必壞。不去眉睫之禍而慕賁育之死、不謹蕭牆之患。而固金城於遠境、不用近賢之謀、而外結萬乘之　於千里飄風一旦起。則賁　不及

之心伏。人主甘服於玉堂之中。而無瞋目切齒傾取之患。人臣垂拱於金城之內。而無扼腕聚脣嗟唶之禍。服虎而不以柙。禁姦而不以法。塞僞而不以符。此賁育之所患。堯舜之所難也。故設柙非所以備鼠也。所以使怯弱能服虎也。立法非所以備曾史也。所以使庸主能止盜跖也。爲符非所以豫尾生也。所以使衆人不相謾也。不獨恃比干之死節。不幸亂臣之無詐也。恃怯士之所能服。握庸主之所易守。當今之世。爲人主忠計。爲天下結德者。利莫長於如此。故君人者。無亡國之圖。而忠臣無失身之畫。明於尊位必賞。故能使人盡力於權衡。死節於官職。通於賁育之情。不以死易生。明於盜跖之貪。不以財易身。則守國之道畢備矣。

用人第二十五

聞古之善用人者。必循天順人。而明賞罰。循天則用力寡而功立。順人則刑罰省而令行。明賞罰則伯夷盜跖不亂。如此則白黑分矣。治國之臣。效功於國以履位。見能於官以受職。盡力於權衡以任事。人臣皆宜其能。勝其官。輕其任。而莫懷餘力於心。莫負兼官之責於君。故內無伏怨之亂。外無矯服之患。明君使事不相干。故莫訟。使士不兼官。故技長。使人不同功。故莫爭訟。爭訟止。技長立。則彊弱不觳力。冰炭不合形。天下莫得相傷。治之至也。

釋法術而心治。堯不能正一國。去規矩而妄意度。奚仲不能成一輪。廢尺寸而差短長。王爾不能半中。使中主守法術。拙匠守規矩尺寸。則萬不失矣。君人者。能去賢巧之所不能。守中拙之所萬不失。則人力盡而功名立。

明主立可爲之賞。設可避之罰。故賢者勸賞而不見子胥之禍。不肖者少罰而不見傴剖背。盲者處平而不過深谿。愚者守靜而不陷險危。如此則上下之恩結矣。古之人曰。其心難知。喜怒難中也。故以表示目。以鼓語耳。以法敎心。君人者。釋三易之數。而行一難知之心。如此

明主堅內。故不外失。失之近而不亡於遠者。無有。故周之奪殷也。拾遺於庭。使殷不遺於朝。則周不敢望秋毫於境。而況敢易位乎。

明主之道忠法。其法忠心。故臨之而法。去之而思。堯無膠漆之約於當世而道行。舜無置錐之地於後世而德結。能立道於往古。而垂德於萬世者。之謂明主。

守道第二十四

聖王之立法也。其賞足以勸善。其威足以勝暴。其備足以必完法。治世之臣。功多者位尊。力極者賞厚。情盡者名立。善之生如春。惡之死如秋。故民勸極力。樂盡情。此之謂上下相得。上下相得。故能使用力者自極於權衡。而務至於任鄙。戰士出死。而願為賁育。守道者。皆懷金石之心。以死子胥之節。用力者為任鄙。戰如賁育。守為金石。則君人者高枕而守已完矣。

古之善守者。以其所重。禁其所輕。以其所難。止其所易。故小人與君子俱正。盜跖與曾史俱廉。何以知之。夫貪盜不赴谿而掇金。赴谿而掇金。則身不全。賁育不量敵。則無勇名。盜跖不計可。則利不成。明主之守禁也。賁育見侵於其所不能勝。盜跖見害於其所不能取。故能禁賁育之所不能犯。守盜跖之所不能取。則暴者守愿。邪者反正。大勇愿。巨盜貞。則天下公平而齊民之情正矣。

人主離法失人。則危於伯夷不妄取。而不免於田成盜跖之禍。何也。今天下無一伯夷。而姦人不絕世。故立法信度量。度量信。則伯夷不失是。而盜跖不得非。法分明。則賢不得奪不肖。強不得侵弱。眾不得暴寡。託天下於堯之法。則貞士不失分。姦人不徼幸。寄千金於羿之矢。則伯夷不得亡。而盜跖不敢取。堯明於不失姦。故天下無邪。羿巧於不失發。故千金不亡。邪人不壽。而盜跖止如此。故圖不載宰予。不舉六卿。書不著子胥。不明夫差。孫吳之略廢。盜跖

不肖而無愛惡。五曰。有愚智而無非譽。六曰。有尺寸而無意度。七曰。有信而無詐。

危道。一曰。斲削於繩之內。二曰。斷割於法之外。三曰。利人之所害。四曰。樂人之所禍。五曰。危人之所安。六曰。所愛不親。所惡不疏。如是則人失其所以樂生。而忘其所以重死。人不樂生則人主不尊。不重死則令不行也。

使天下皆極智能於儀表。盡力於權衡。以動則勝。以靜則安。治世。使人樂生於爲是。愛身於爲非。小人少而君子多。故社稷常立。國家久安。奔車之上無仲尼。覆舟之下無伯夷。號令者國之舟車也。安則智廉生。危則爭鄙起。故安國之法。若饑而食。寒而衣。不令而自然也。先王寄治理於竹帛。其道順。故後世服。今使人去饑寒。雖賁育不能行。廢自然。雖順道而不立。強勇之所不能行。則上不能安。上以無厭責已盡。則下對無有。無有則輕法。法所以爲國也。而輕之則功不立。名不成。聞古扁鵲之治其病也。以刀刺骨。聖人之救危國也。以忠拂耳。刺骨。故小痛在體。而長利在身。拂耳。故小逆在心。而久福在國。故甚病之人利在忍痛。猛毅之君以忠拂耳。忍痛。故扁鵲盡巧。拂耳則子胥不失。壽安之術也。病而不忍痛。則失扁鵲之巧。危而不拂耳。則失聖人之意。如此長利不遠垂。功名不久立。

人主不自刻以堯。而責人臣以子胥。是幸殷人之盡如比干。盡如比干。則上不失下不亡。不權其力。而有田成。而幸其身盡如比干。故國不得一安。廢堯舜而立桀紂。則人不得樂所長。而憂所短。失所長。則國家無功。守所短。則民不樂生。以無功御不樂生。不可行於齊民。如此則上無以使下。下無以事上。

安危在是非。不在於強弱。存亡在虛實。不在於衆寡。故齊萬乘也。而名實不稱。上空虛於國內。不充滿於名實。故臣得奪主。殺天子也。而無是非。賞於無功。使讒諛以詐僞爲貴。誅於無罪。使傴以天性剖背。以詐僞爲是。天性爲非。小得勝大矣。

謂秦公曰。爲我出荊王之弟。吾不城也。秦因出之。荊王大說。以鍊金百鎰遺晉。

闔廬攻郢。戰三勝。問子胥曰。可以退乎。子胥對曰。溺人者。一飲而止。則無溺者。以其不休也。不如乘之以沈之。

鄭人有一子。將宦。謂其家曰。必築壞牆。是不善人將竊。其巷人亦云。不時築。而人果竊之。以其子爲智。以巷人告者爲盜。

觀行第二十二

古之人目短於自見。故以鏡觀面。智短於自知。故以道正己。故鏡無見疵之罪。道無明過之怨。目失鏡。則無以正鬚眉。身失道。則無以知迷惑。西門豹之性急。故佩韋以緩己。董安于之心緩。故佩弦以自急。故以餘補不足。以長續短。之謂明主。

天下有信數三。一曰。智有所不能立。二曰。力有所不能擧。三曰。彊有所不能勝。故雖有堯之智。而無衆人之助。大功不立。有烏獲之勁。而不得人助。不能自擧。有賁育之彊。而無法術。不能長生。故勢有不可得。事有不可成。故烏獲輕千鈞而重其身。非其身重於千鈞也。勢不便也。離朱易百步而難眉睫。非百步近而眉睫遠也。道不可也。故明主不窮烏獲以其不能自擧。不困離朱以其不能自見。因可勢。求易道。故用力寡而功名立。時有滿虛。事有利害。物有死生。人主爲三者發喜怒之色。則金石之士離心焉。聖賢之撲淺深矣。故明主觀人。不使人觀己。明於堯之不能獨成。烏獲之不能自擧。賁育之不能自勝。以法術則觀行之道畢矣。

安危第二十三

安術有七。危道有六。安術。一曰。賞罰隨是非。二曰。禍福隨善惡。三曰。死生隨法度。四曰。有賢

種曰。不可。吾豪士盡。大甲傷。我與戰。必不尅。不如賂之。乃割露山之陰五百里以賂之。

荊伐陳。吳救之。軍閒三十里。雨十日。夜星。左史倚相謂子期曰。雨十日。甲輯而兵聚。吳人必至。不如備之。乃爲陳。陳未成也。而吳人至。見荊陳而反。左史曰。吳反復六十里。其君子必休。小人必食。我行三十里擊之。必可敗也。乃從之。遂破吳軍。

韓趙相與爲難。韓子索兵於魏。曰。願借師以伐趙。魏文侯曰。寡人與趙兄弟。不可以從。趙又索兵攻韓。文侯曰。寡人與韓兄弟。不敢從。二國不得兵。怒而反。已乃知文侯以構於己。乃皆朝魏。

齊伐魯。索讒鼎。魯人以其鴈往。齊人曰。鴈也。魯人曰。眞也。齊曰。使樂正子春來。吾將聽子。魯君請樂正子春。樂正子春曰。胡不以其眞往也。君曰。我愛之。答曰。臣亦愛臣之信。

韓咎立爲君。未定也。弟在周。周欲重之。而恐韓之不立也。綦毋恢曰。不若以車百乘送之。得立因曰爲戒。不立則曰來效賊也。

靖郭君將城薛。客多以諫者。靖郭君謂謁者曰。毋爲客通。齊人有請見者。曰。臣請三言而已。過三言。臣請烹。靖郭君因見之。客趨進曰。海大魚。因反走。靖郭君曰。請聞其說。客曰。臣不敢以死爲戲。靖郭君曰。願爲寡人言之。答曰。君聞大魚乎。網不能止。繳不能絓也。蕩而失水。螻蟻得意焉。今夫齊亦君之海也。君長有齊。奚以薛爲。君失齊。雖隆薛城至於天。猶無益也。靖郭君曰。善。則輟不城薛。

荊王弟在秦。秦不出也。中射之士曰。資臣百金。臣能出之。因載百金之晉。見叔向曰。荊王弟在秦。秦不出也。請以百金委。叔向受金。而以見之晉平公曰。可以城壺丘矣。平公曰。何也。對曰。荊王弟在秦。秦不出也。是秦惡荊也。必不敢禁我城壺丘。若禁之。我曰。爲我出荊王之弟。吾不城也。彼如出之。可以德荊。彼不出。是卒惡也。必不敢禁我城壺丘矣。公曰。善。乃城壺丘。

求容於人也。乃去之。果收文子後車二乘而獻之其君矣。

周趮謂宮他曰。爲我謂齊王曰。以齊資我於魏。請以魏事王。宮他曰。不可。是示之無魏也。齊王必不資於無魏者而以怨有魏者。公不如曰以王之所欲。臣請以魏聽王。齊王必以公爲有魏也。必因公。是公有齊也因以有齊魏矣。

白圭謂宋令尹曰。君長自知政。公無事矣。今君少主也。而務名。不如令荊賀君之孝也。則君不奪公位而大敬重公。則公常用宋矣。

管仲。鮑叔相謂曰。君亂甚矣。必失國。齊國之諸公子。其可輔者。非公子糾則小白也。與子人事一人焉。先達者相收。管仲乃從公子糾。鮑叔從小白。國人果弑君。小白先入爲君。魯人拘管仲而效之。鮑叔言而相之。故諺曰。巫咸雖善祝不能自祓也。秦醫雖善除不能自彈也。以管仲之聖而待鮑叔之助。此鄙諺所謂虜自賣裘而不售。士自譽辯而不信者也。

荊王伐吳。吳使沮衞蹷融犒於荊師。荊將軍曰縛之。殺以釁鼓。問之曰。汝來卜乎。答曰。卜。卜吉乎。曰吉。荊人曰。今荊將欲女釁鼓。其何也。答曰。是故其所以吉也。吳使臣來也固視將軍怒將軍怒。將深溝高壘。將軍不怒。將懈怠。今也將軍殺臣。則吳必警守矣。且國之卜。非爲一臣卜。夫殺一臣而存一國。其不言吉何也。且死者無知。則以臣釁鼓無益也。死者有知也臣將當戰之時。使鼓不鳴。荊人因不殺也。

知伯將伐仇由而道難不通。乃鑄大鐘遺仇由之君。仇由之君大說。除道將內之。赤章曼枝曰。不可。此小之所以事大也。而今也大以來。卒必隨之。不可內也。仇由之君不聽。遂內之。赤章曼枝因斷轂而驅。至於齊七月而仇由亡矣。

越已勝吳。又索卒於荊而攻晉。左史倚相謂荊王曰。夫越破吳。豪士死。銳卒盡。大甲傷。今又索卒以攻晉。示我不病也。不如起師以分吳。荊王曰。善。因起師而從越。越王怒。將擊之。大夫

乃言衆騶妒之。

荊令公子將伐陳。丈人送之曰。晉彊。不可不愼也。公子曰。丈人奚患。吾爲丈人破晉。丈人曰。可。吾方廬陳南門之外。公子曰。是何也。曰。我笑句踐也。爲人之如是其易也。已獨何爲密密十年難乎。

堯以天下讓許由。許由逃之。舍於家人。家人藏其皮冠。夫弃天下而家人藏其皮冠。是不知許由者也。

三虱相與訟。一虱過之曰。訟者奚說。三虱曰。爭肥饒之地。一虱曰。若亦不患臘之至。而茅之燥耳。若又奚患。於是乃相與聚。嘬其母而食之。彘臞。人乃弗殺。

蟲有蚘者。一身兩口。爭相齕也。遂相食。因自殺。人臣之爭事而亡其國者。皆蚘類也。

宮有堊。器有滌。則潔矣。行身亦然。無滌堊之地。則寡非矣。

公子糾將爲亂。桓公使使者視之。使者報曰。笑不樂。視不見。必爲亂。乃使魯人殺之。

公孫弘斷髮而爲越王騎。公孫喜使人絕之曰。吾不與子爲昆弟矣。公孫弘曰。我斷髮。子斷頸而爲人用兵。我將曰子何。周南之戰。公孫喜死焉。

有與悍者鄰。欲賣宅而避之。人曰。是其貫將滿也。子姑待之。答曰。吾恐其以我滿貫也。遂去。故曰。物之幾者。非所靡也。

孔子謂弟子曰。孰能導子西之釣名也。子貢曰。賜也能乃導之。不復疑也。孔子曰。寬哉不被於利。絜哉民性有恆。曲爲曲。直爲直。孔子曰。子西不免。白公之難。子西死焉。故曰。直於行者曲於欲。

晉中行文子出亡。過於縣邑。從者曰。此嗇夫。公之故人。公奚不休舍且待後車。文子曰。吾嘗好音。此人遺我鳴琴。吾好珮。此人遺我玉環。是不振我過者也。以求容於我者。吾恐其以我

鳥有翢翢者、重首而屈尾。將欲飲於河、則必顚。乃銜其羽而飲之。人之所有飲不足者、不可不索其羽也。

鱣似蛇。蠶似蠋。人見蛇則驚駭、見蠋則毛起。漁者持鱣、婦人拾蠶。利之所在、皆爲賁諸。

伯樂教其所憎者、相千里之馬、教其所愛者、相駑馬。千里之馬時一。其利緩。駑馬日售。其利急。此周書所謂下言而上用者惑也。

桓赫曰。刻削之道、鼻莫如大、目莫如小。鼻大可小。小不可大也。目小可大。大不可小也。舉事亦然。爲其不可復者也。則事寡敗矣。

崇侯惡來、知不適紂之誅也、而不見武王之滅之也。比干子胥、知其君之必亡也。而不知身之死也。故曰。崇侯惡來、知心而不知事。比干子胥、知事而不知心。聖人其備矣。

宋太宰貴而主斷。季子將見宋君。梁子聞之曰。語必可與太宰三坐乎。不然將不免。季子因說以貴主而輕國。

楊朱之弟楊布。衣素衣而出。天雨。解素衣。衣緇衣而反。其狗不知而吠之。楊布怒將擊之。楊朱曰。子毋擊也。子亦猶是。曩者使女狗白而往、黑而來、子豈能毋怪哉。

惠子曰。羿執鞅持扞。操弓關機。越人爭爲持的。弱子扞弓。慈母入室閉戶。故曰。可必則越人不疑羿。不可必則慈母逃弱子。

桓公問管仲。富有涯乎。答曰。水之以涯。其無水者也。富之以涯。其富已足者也。人不能自止於足而亡。其富之涯乎。

宋之富賈有監止子者。與人爭買百金之璞玉。因佯失而毀之。負其百金。而理其毀瑕。得千溢焉。事有擧之而有敗。而賢其毋擧之者。負之時也。

有欲以御見荊王者。衆騶妒之。因曰。臣能激鹿見王。王爲御不及鹿。自御及之。王善其御也。

罪大矣。乃不伐也。

楊子過於宋東之逆旅。有妾二人。其惡者貴。美者賤。楊子問其故逆旅之父。答曰。美者自美。吾不知其美也。惡者自惡。吾不知其惡也。楊子謂弟子曰。行賢而去自賢之心。焉往而不美。

衞人嫁其子而敎之曰。必私積聚。爲人婦而出常也。其成居幸也。其子因私積聚。其姑以爲多私而出之。其子所以反者。倍其所以嫁。其父不自罪於敎子非也。而自知其益富。今人臣之處官者。皆是類也。

魯丹三說中山之君。而不受也。因散五十金事其左右。復見。未語而君與之食。魯丹出而不反舍。遂去中山。其御曰。及見乃始善我。何故去之。魯丹曰。夫以人言善我。必以人言罪我。未出境。而公子惡之曰。爲趙來間。中山君因索而罪之。

田伯鼎好士而存其君。白公好士而亂荊。其好士則同。其所以爲則異。公孫支自刖而尊百里。豎刁自宮而諂桓公。其自刑則同。其所以自刑之爲則異。慧子曰。狂者東走。逐者亦東走。其東走則同。其所以東走之爲則異。故曰。同事之人。不可不審察也。

說林下第二十一

伯樂敎二人相踶馬。相與之簡子廐觀馬。一人擧踶馬。其一人從後而循之。三撫其尻而馬不踶。此自以爲失相。其一人曰。子非失相也。此其爲馬也。踒肩而腫膝。夫踶馬也者。擧後而任前。腫膝不可任也。故後不擧。子巧於相踶馬。而拙於任腫膝。夫事有所必歸。而以有所腫膝而不任。智者之所獨知也。惠子曰。置猿於柙中。則與豚同。故勢不便。非所以逞能也。

衞將軍文子見曾子。曾子不起。而延於坐席。正身於奧。文子謂其御曰。曾子愚人也哉。以我爲君子也。君子安可毋敬也。以我爲暴人也。暴人安可侮也。曾子不僇幸也。

曾從子善相劍者也。衛君怨吳王。曾從子曰。吳王好劍。臣相劍者也。臣請爲吳王相劍拔而示之。因爲君刺之。衛君曰。子爲之。是非緣義也。爲利也。吳强而富。衛弱而貧。子必往。吾恐子爲吳王用之於我也。乃逐之。

紂爲象箸而箕子怖。以爲象箸不盛羹於土簋。則必犀玉之杯。玉杯象箸。必不盛菽藿。則必旄象豹胎。旄象豹胎。必不衣短褐而舍茅茨之下。則必錦衣九重。高臺廣室也。稱此以求。則天下不足矣。聖人見微以知萌。見端以知末。故見象箸而怖。知天下之不足也。

周公旦已勝殷。將攻商蓋。辛公甲曰。大難攻。小易服。不如服衆小以劫大。乃攻九夷而商蓋服矣。

紂爲長夜之飲。懼以失日。問其左右。盡不知也。乃使人問箕子。箕子謂其徒曰。爲天下主而一國皆失日。天下其危矣。一國皆不知。而我獨知之。吾其危矣。辭以醉而不知。

魯人身善織屨。妻善織縞。而欲徙於越。或謂之曰。子必窮矣。魯人曰。何也。曰。屨爲履之也。而越人跣行。縞爲冠之也。而越人被髮。以子之所長。游於不用之國。欲使無窮。其可得乎。

陳軫貴於魏王。惠子曰。必善事左右。夫楊橫樹之卽生。倒樹之卽生。折而樹之又生。然使十人樹之。而一人拔之。則毋生楊矣。以十人之衆。樹易生之物。而不勝一人者何也。樹之難而去之易也。子雖工自樹於王。而欲去子者衆。子必危矣。

魯季孫新弑其君。吳起仕焉。或謂起曰。夫死者始死而血。已血而衄。已衄而灰。已灰而土。反其土也。無可爲者矣。今季孫乃始血。其毋乃未可知也。吳起因去之晉。

隰斯彌見田成子。田成子與登臺四望。三面皆暢。南望隰子家之樹蔽之。田成子亦不言。隰子歸。使人伐之。斧離數創。隰子止之。其相室曰。何變之數也。隰子曰。古者有諺。曰知淵中之魚者不祥。夫田子將有大事。而我示之知微。我必危矣。不伐樹。未有罪也。知人之所不言。其

有獻不死之藥於荊王者。謁者操之以入。中射之士問曰。可食乎。曰可。因奪而食之。王大怒。使人殺中射之士。中射之士使人說王曰。臣問謁者曰可食。臣故食之。是臣無罪。而罪在謁者也。且客獻不死之藥。臣食之而王殺臣。是死藥也。是客欺王也。夫殺無罪之臣。而明人之欺王也。不如釋臣。王乃不殺。

田駟欺鄒君。鄒君將使人殺之。田駟恐告惠子。惠子見鄒君曰。今有人見君則眯其一目。奚如。君曰。我必殺之。惠子曰。瞽兩目眯。君奚爲不殺。君曰。不能勿眯。惠子曰。田駟東慢齊侯。南欺荊王。駟之於欺人瞽也。君奚怨焉。鄒君乃不殺。

魯穆公使衆公子或宦於晉。或宦於荊。犂鉏曰。假人於越而救溺子。越人雖善游。子必不生矣。失火而取水於海。海水雖多。火必不滅矣。遠水不救近火也。今晉與荊雖强。而齊近。魯患其不救乎。

嚴遂不善周君。患之。馮沮曰。嚴遂相。而韓傀貴於君。不如行賊於韓傀。則君必以爲嚴氏也。

張譴相韓。病將死。公乘無正懷三十金而問其疾。居一月。韓王自問張譴曰。若子死。將誰使代子。答曰。無正重法而畏上。雖然不如公子食我之得民也。張譴死。因相公乘無正。

樂羊爲魏將而攻中山。其子在中山。中山之君烹其子而遺之羹。樂羊坐於幕下而啜之。盡一杯。文侯謂堵師贊曰。樂羊以我故而食其子之肉。答曰。其子而食之。且誰不食。樂羊罷中山。文侯賞其功而疑其心。

孟孫獵得麑。使秦西巴載之持歸。其母隨之而啼。秦西巴弗忍而與之。孟孫歸至而求麑。答曰。余弗忍而與其母。孟孫大怒逐之。居三月。復召以爲其子傅。其御曰。曩將罪之。今召以爲子傅何也。孟孫曰。夫不忍麑。又且忍吾子乎。故曰。巧詐不如拙誠。樂羊以有功見疑。秦西巴以有罪益信。

魏文侯借道於趙而攻中山。趙肅侯將不許。趙刻曰。君過矣・魏攻中山而弗能取・則魏必罷・罷則魏輕。魏輕則趙重。魏拔中山・必不能越趙而有中山也。是用兵者魏也。而得地者趙也・君必許之。許之而大歡・彼將知君利之也。必將輟行・君不如借之道・示以不得已也・

鴟夷子皮事田成子。田成子去齊。走而之燕。鴟夷子皮負傳而從。至望邑。子皮曰。子獨不聞涸澤之蛇乎。涸澤蛇將徙。有小蛇謂大蛇曰。子行而我隨之。人以爲蛇之行者耳。必有殺子・不如相銜負我以行。人必以我爲神君也。乃相銜負以越公道而行・人皆避之曰。神君也。今子美而我惡・以子爲我上客・千乘之君也。以子爲我使者・萬乘之卿也。子不如爲我舍人。田成子因負傳而隨之。至逆旅・逆旅之君。待之甚敬。因獻酒肉・

溫人之周。周不納客。問之曰。客耶。對曰。主人。問其巷人而不知也・吏因囚之・君使人問之曰・子非周人也。而自謂非客何也。對曰・臣少也誦詩。曰普天之下。莫非王土・率土之濱莫非王臣。今君天子。則我天子之臣也。豈有爲人之臣而又爲之客哉。故曰主人也。君使出之・

韓宣王謂樛留曰。吾欲兩用公仲・公叔其可乎。對曰。不可晉用六卿而國分。簡公兩用田成・闞止而簡公殺。魏兩用犀首・張儀而西河之外亡。今王兩用之其多力者樹其黨寡力者借外權羣臣有內樹黨以驕主。有外爲交以削地。則王之國危矣。

紹績昧醉寐而亡其裘宋君曰。醉足以亡裘乎。對曰。桀以醉亡天下而康誥曰毋彝酒者。彝酒常酒也。常酒者。天子失天下匹夫失其身・

管仲・隰朋從於桓公而伐孤竹。春往冬反。迷惑失道。管仲曰。老馬之智可用也。乃放老馬而隨之。遂得道。行山中無水。隰朋曰・蟻冬居山之陽夏居山之陰蟻壤一寸而仞有水・乃掘地・遂得水。以管仲之聖而隰朋之智至其所不知。不難師於老馬與蟻。今人不知以其愚心而師聖人之智不亦過乎・

也。吾今見之於君。子圉恐孔子貴於君也。因謂太宰曰。君已見孔子。君亦將視子猶蚤虱也。太宰因弗復見也。

魏惠王爲臼里之盟。將復立於天子。彭喜謂鄭君曰。君勿聽。大國惡有天子。小國利之。若君與大不聽。魏焉能與小立之。

晉人伐邢。齊桓公將救之。鮑叔曰。太蚤。邢不亡晉不敝。晉不敝齊不重。且夫持危之功、不如存亡之德大。君不如晩救之。以敝晉。齊實利。待邢亡而復存之。其名實美。桓公乃弗救。

子胥出走。邊候得之。子胥曰。上索我者。以我有美珠也。今我已亡之矣。我且曰子取呑之。候因釋之。

慶封爲亂於齊。而欲走越。其族人曰。晉近。奚不之晉。慶封曰。越遠。利以避難。族人曰。變是心也。居晉而可。不變是心也。雖遠越其可以安乎。

智伯索地於魏宣子。魏宣子弗予。任章曰。何故不予。宣子曰。無故請地。故弗予。任章曰。無故索地。鄰國必恐。彼重欲無厭。天下必懼。君予之地。智伯必驕而輕敵。鄰邦必懼而相親。以相親之兵。待輕敵之國。則智伯之命不長矣。周書曰。將欲敗之。必姑輔之。將欲取之。必姑予之。君不如予之以驕智伯。且君何釋以天下圖智氏。而獨以吾國爲智氏質乎。君曰。善。乃與萬戸之邑。智伯大說。因索地於趙。弗與。因圍晉陽。韓魏反之外。趙氏應之內。智氏自亡。

秦康公築臺三年。荊人起兵。將欲以兵攻齊。任妄曰。饑召兵。疾召兵。勞召兵。亂召兵。君築臺三年。今荊人、起兵。將攻齊。臣恐其攻齊爲聲。而以襲秦爲實也。不如備之。戍東邊。荊人輟行。

齊攻宋。宋使臧孫子南求救於荊。荊大說。許救之甚歡。臧孫子憂而反。其御曰。索救而得。今子有憂色何也。臧孫子曰。宋小而齊大。夫救小宋而惡於大齊。此人之所以憂也。而荊王說。必以堅我也。我堅而齊敝。荊之所利也。臧孫子乃歸。齊人拔五城於宋。而荊救不至。

飛必沖天。雖無鳴。鳴必驚人。子釋之。不穀知之矣。處半年。乃自聽政。所廢者十。所起者九。誅大臣五。擧處士六。而邦大治。擧兵討齊。敗之徐州。勝晉於河雍。合諸侯於宋。遂霸天下。莊王不爲小善。故有大名。不蚤見示。故有大功。故曰。大器晚成。大音希聲。

楚莊王欲伐越。杜子諫曰。王之伐越何也。曰。政亂兵弱。杜子曰。臣愚患智之如目也。能見百步之外。而不能自見其睫。王之兵自敗於秦晉。喪地數百里。此兵之弱也。莊蹻爲盜於境內。而吏不能禁。此政之亂也。王之弱亂。非越之下也。欲伐越。此智之如目也。王乃止。故知之難。不在見人。在自見。故曰。自見之謂明。

子夏見曾子。曾子曰。何肥也。對曰。戰勝。故肥也。曾子曰。何謂也。子夏曰。吾入見先王之義則榮之。出見富貴之樂。又榮之。兩者戰於胸中。未知勝負。故臞。今先王之義勝。故肥。是以志之難也。不在勝人。在自勝也。故曰。自勝之謂强。

周有玉版。紂令膠鬲索之。文王不予。費仲來求。因予之。是膠鬲賢。而費仲無道也。周惡賢者之得志也。故予費仲。文王擧太公於渭濱者。貴之也。而資費仲玉版者。是愛之也。故曰。不貴其師。不愛其資。雖知大迷。是謂要妙。

說林上第二十

湯以伐桀。而恐天下言己爲貪也。因乃讓天下於務光。而恐務光之受之也。乃使人說務光曰。湯殺君。而欲傳惡聲于子。故讓天下於子。務光因自投於河。

秦武王令甘茂擇所欲爲於僕與行事。孟卯曰。公不如爲僕。公所長者使也。公雖爲僕。王猶使之於公也。公佩僕璽而爲行事。是兼官也。

子圉見孔子於商太宰。孔子出。子圉入請問客。太宰曰。吾已見孔子。則視子猶蚤虱之細者

貨。

王壽負書而行。見徐馮於周塗。馮曰。事者爲也。爲生於時。知者無常事。書者言也。言生於知。知者不藏書。今子何獨負之而行。於是王壽因焚其書而舞之。故知者不以言談教。而慧者不以藏書篋。此世之所過也。而王壽復之。是學不學也。故曰。學不學。復歸衆人之所過也。夫物有常容。因乘以導之。因隨物之容。故靜則建乎德。動則順乎道。宋人有爲其君以象爲楮葉者。三年而成。豐殺莖柯。毫芒繁澤。亂之楮葉之中而不可別也。此人遂以功食祿於宋邦。列子聞之曰。使天地三年而成一葉。則物之有葉者寡矣。故不乘天地之資。而載一人之身。不隨道理之數。而學一人之智。此皆一葉之行也。故冬耕之稼。后稷不能羨也。豐年大禾。臧獲不能惡也。以一人力。則后稷不足。隨自然。則臧獲有餘。故曰。恃萬物之自然。而不敢爲也。

空竅者。神明之戶牖也。耳目竭於聲色。精神竭於外貌。故中無主。中無主。則禍福雖如丘山。無從　之。故曰。不出於戶。可以知天下。不闚於牖。可以知天道。此言神明之不離其實也。

趙襄主學御於王子期。俄而與子期逐。三易馬而三後。襄主曰。子之教我御。術未盡也。對曰。術已盡。用之則過也。凡御之所貴。馬體安于車。人心調于馬。而後可以追速致遠。今君後則欲逮臣。先則恐逮于臣。夫誘道爭遠。非先則後也。而先後心在于臣。尙何以調于馬。此君之所以後也。白公勝慮亂。罷朝倒杖而策。銳貫頤。血流至于地而不知。鄭人聞之曰。頤之忘。將何爲忘哉。故曰。其出彌遠者。其智彌少。此言智周乎遠。則所遺在近也。是以聖人無常行也。能並智。故曰。不行而知。能並視。故曰。不見而明。隨時以擧事。因資而立功。用萬物之能而獲利其上。故曰。不爲而成。

楚莊王莅政三年。無令發。無政爲也。右司馬御座而與王隱。曰有鳥止南方之阜。三年不翅。不飛不鳴。嘿然無聲。此爲何名。王曰。三年不翅。將以長羽翼。不飛不鳴。將以觀民則。雖無飛。

醫之好。欲治不病以爲功。居十日。扁鵲復見曰。君之病在肌膚。不治將益深。桓侯不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日。扁鵲復見曰。君之病在腸胃。不治將益深。桓侯又不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日。扁鵲望桓侯而還走。桓侯故使人問之。扁鵲曰。疾在腠理。湯熨之所及也。在肌膚。鍼石之所及也。在腸胃。火齊之所及也。在骨髓。司命之所屬。無奈何也。今在骨髓。臣是以無請也。居五日。桓侯體痛。使人索扁鵲。已逃秦矣。桓侯遂死。故良醫之治病也。攻之於腠理。此皆爭之於小者也。夫事之禍福。亦有腠理之地。故曰。聖人蚤從事焉。昔晉公子重耳出亡。過鄭。鄭君不禮。叔瞻諫曰。此賢公子也。君厚待之。可以積德。鄭君不聽。叔瞻又諫曰。不厚待之。不若殺之。無令有後患。鄭君又不聽。及公子返晉邦。舉兵伐鄭。大破之。取八城焉。晉獻公以垂棘之璧。假道於虞而伐虢。大夫宮之奇諫曰。不可。脣亡而齒寒。虞虢相救。非相德也。今日晉滅虢。明日虞必隨之亡。虞君不聽。受其璧而假之道。晉已取虢。還反滅虞。此二臣者。皆爭於腠理者也。而二君不用也。然則叔瞻宮之奇。亦虞鄭之扁鵲也。而二君不聽。故鄭以破。虞以亡。故曰。其安易持也。其未兆易謀也。

昔者紂爲象箸。而箕子怖。以爲象箸必不加於土鉶。必將犀玉之杯。象箸玉杯。必不羹菽藿。必旄象豹胎。旄象豹胎。必不衣短褐。而食於茅屋之下。則錦衣九重。廣室高臺。吾畏其卒。故怖其始。居五年。紂爲肉圃。設炮烙。登精丘。臨酒池。紂遂以亡。故箕子見象箸。以知天下之禍。故曰。見小曰明。句踐入宦於吳。身執干戈。爲吳王洗馬。故能殺夫差於姑蘇。文王見詈於王門。顏色不變。而武王擒紂於牧野。故曰。守柔曰强。越王之霸也。不病宦。武王之王也。不病詈。故曰。聖人之不病也。以其不病。是以無病也。

宋之鄙人。得璞玉而獻之子罕。子罕不受。鄙人曰。此寶也。宜爲君子器。不宜爲細人用。子罕曰。爾以玉爲寶。我以不受子玉爲寶。是鄙人欲玉。而子罕不欲玉。故曰欲不欲。不貴難得之

叔敖。孫叔敖請漢閒之地。沙石之處。楚邦之法。祿臣再世而收地。唯孫叔敖獨在。此不以其邦爲收者瘠也。故九世而祀不絕。故曰。善建不拔。善抱不脫。子孫以其祭祀。世世不輟。孫叔敖之謂也。

制在己曰重。不離位曰靜。重則能使輕。靜則能使躁。故曰。重爲輕根。靜爲躁君。故曰。君子終日行不離輜重也。邦者人君之輜重也。主父生傳其邦。此離其輜重者也。故雖有代雲中之樂。超然已無趙矣。主父萬乘之主。而以身輕於天下。無勢之謂輕。離位之謂躁。是以生幽而死。故曰。輕則失臣。躁則失君。主父之謂也。

勢重者人君之淵也。君人者。勢重於人臣之閒。失則不可復得也。簡公失之於田成。晉公失之於六卿。而邦亡身死。故曰。魚不可脫於深淵。賞罰者邦之利器也。在君則制臣。在臣則勝君。君見賞。臣則損之以爲德。君見罰。臣則益之以爲威。人君見賞。而人臣用其勢。人君見罰。而人臣乘其威。故曰。邦之利器。不可以示人。

越王入宦於吳。而勸之伐齊以弊吳。吳兵既勝齊人於艾陵。張之江濟。强之於黃池。故可制於五湖。故曰。將欲翕之。必固張之。將欲弱之。必固强之。晉獻公將欲襲虞。遺之以璧馬。智伯將襲仇由。遺之以廣車。故曰。將欲取之。必固與之。起事於無形。而要大功於天下。是謂微明。處小弱而重自卑。謂損弱勝强也。

有形之類。大必起於小。行久之物。族必起於少。故曰。天下之難事。必作於易。天下之大事。必作於細。是以欲制物者。於其細也。故曰。圖難於其易也。爲大於其細也。千丈之隄。以螻蟻之穴潰。百尺之室。以突隙之烟焚。故曰。白圭之行隄也。塞其穴。丈人之愼火也。塗其隙。是以白圭無水難。丈人無火患。此皆愼易以避難。敬細以遠大者也。

扁鵲見蔡桓公。立有閒。扁鵲曰。君有疾在腠理。不治將恐深。桓侯曰。寡人無。扁鵲出。桓侯曰。

人無愚智。莫不有趨舍。恬淡平安。莫不知禍福之所由來。得於好惡。怵於淫物。而後變亂。所以然者。引於外物。亂於玩好也。恬淡有趨舍之義。平安知禍福之計。而今也玩好變之。外物引之。引之而往。故曰拔。至聖人不然。一建其趨舍。雖見所好之物。不能引。不能引之謂不拔。一於其情。雖有可欲之類。神不為動。神不為動之謂不脫。為人子孫者體此道以守宗廟。宗廟不滅之謂祭祀不絕。身以積精為德。家以資財為德。鄉國天下皆以民為德。今治身而外物不能亂其精神。故曰。修之身。其德乃眞。眞者愼之固也。治家無用之物不能動其計。則資有餘。故曰修之家。其德有餘。治鄉者行此節。則家之有餘者益衆。故曰。修之鄉。其德乃長。治邦者行此節。則鄉之有德者益衆。故曰。修之邦。其德乃豐。莅天下者行此節。則民之生莫不受其澤。故曰。修之天下。其德乃普。修身者以此別君子小人。治鄉治邦莅天下者。各以此科適觀息耗。則萬不失一。故曰。以身觀身。以家觀家。以鄉觀鄉。以邦觀邦。以天下觀天下。吾奚以知天下之然也。以此。

喩老第十九

天下有道。無急患。則曰靜。遽傳不用。故曰。卻走馬以糞。天下無道。攻擊不休。相守數年不已。甲冑生蟣虱。燕雀處帷幄。而兵不歸。故曰。戎馬生於郊。翟人有獻豐狐玄豹之皮於晉文公。文公受客皮而歎曰。此以皮之美自為罪。夫治國者以名號為罪。徐偃王是也。以城與地為罪。虞虢是也。故曰。罪莫大於可欲。智伯兼范中行。而攻趙不已。韓魏反之。軍敗晉陽。身死高梁之東。遂卒被分。漆其首以為溲器。故曰。禍莫大於不知足。虞君欲屈產之乘。與垂棘之璧。不聽宮之奇。故邦亡身死。故曰。咎莫憯於欲得。邦以存為常。霸王其可也。身以生為常。富貴其可也。不欲自害。則邦不亡。身不死。故曰。知足之為足矣。楚莊王既勝。狩于河雍。歸而賞孫

費而況於人乎。故萬物必有盛衰。萬事必有弛張。國家必有文武。官治必有賞罰。是以智士儉用其財則家富。聖人愛寶其神則精盛。人君重戰其卒則民衆。民衆則國廣。是以擧之曰。儉故能廣。凡物之有形者。易裁也易割也。何以論之。有形則有短長。有短長則有小大。有小大則有方圓。有方圓則有堅脆。有堅脆則有輕重。有輕重則有白黑。短長大小。方圓堅脆。輕重白黑。之謂理。理定而物易割也。故議於大庭而後言。則立權議之士知之矣。故欲成方圓。而隨其規矩。則萬事之功形矣。而萬物莫不有規矩。議言之士。計會規矩也。聖人盡隨於萬物之規矩。故曰。不敢爲天下先。不敢爲天下先。則事無不事。功無不功。而議必蓋世。欲無處大官。其可得乎。處大官之謂爲成事長。故曰。不敢爲天下先。故能爲成事長。

慈於子者。不敢絕衣食。慈於身者。不敢離法度。慈於方圓者。不敢舍規矩。故臨兵而慈於士吏。則戰勝敵。慈於器械則城堅固。故曰。慈於戰則勝。以守則固。夫能自全也。而盡隨於萬物之理者。必且有天生。天生也者生心也。故天下之道盡之生也。若以慈衛之也。事必萬全。而擧無不當。則謂之寶矣。故曰。吾有三寶。持而寶之。

書之所謂大道也者。端道也。所謂貌施也者。邪道也。所謂徑大也者。佳麗也。佳麗也者。邪道之分也。朝甚除也者。獄訟繁也。獄訟繁則田荒。田荒則府倉虛。府倉虛則國貧。國貧而民俗淫侈。民俗淫侈。則衣食之業絕。衣食之業絕。則民不得無飾巧詐。飾巧詐則知采文。知采文之謂服文采。獄訟繁。倉庫虛。而有以淫侈爲俗。則國之傷也。若以利劍刺之。故曰。帶利劍。諸夫飾智故以至於傷國者。其私家必富。私家必富。故曰。資貨有餘。國有若是者。則愚民不得無術而效之。效之則小盜生。由是觀之。大姦作則小盜隨。大姦唱則小盜和。竽也者五聲之長也。故竽先則鐘瑟皆隨。竽唱則諸樂皆和。今大姦作則俗之民唱。俗之民唱則小盜必和。故曰。服文采。帶利劍。厭飲食。而資貨有餘者。是之謂盜竽矣。

道。然而可論。故曰。道之可道。非常道也。人始於生。而卒於死。始之謂出。卒之謂入。故曰出生入死。人之身三百六十節。四肢九竅其大具也。四肢與九竅十有三者。十有三者之動靜。盡屬於生焉。屬之謂徒也。故曰生之徒十有三。至其死也。十有三具者。皆還而屬之於死。死之徒亦有十三。故曰。生之徒十有三。死之徒十有三。凡民之生生。而生者固動。動盡則損也。而動不止。是損而不止也。損而不止則生盡。生盡之謂死。則十有三具者。皆爲死死地也。故曰。民之生生而動。動皆之死地。之十有三。是以聖人愛精神。而貴處靜。此甚大於兕虎之害。夫兕虎有域。動靜有時。避其域。省其時。則免其兕虎之害矣。民獨知兕虎之有爪角也。而莫知萬物之盡有爪角也。不免於萬物之害。何以論之。時雨降集。曠野閒靜。而以昏晨犯山川。則風露之爪角害之。事上不忠。輕犯禁令。則刑法之爪角害之。處鄉不節。憎愛無度。則爭鬬之爪角害之。嗜慾無限。動靜不節。則痤疽之爪角害之。好用其私智。而弃道理。則網羅之爪角害之。兕虎有域。而萬害有原。避其域。塞其原。則免於諸害矣。凡兵革者。所以備害也。重生者。雖入軍。無忿爭之心。無忿爭之心。則無所用救害之備。此非獨謂野處之軍也。聖人之遊世也。無害人之心。無害人之心。則必無人害。無人害。則不備人。故曰。陸行不遇兕虎。入山不恃備以救害。故曰。入軍不備甲兵。遠諸害。故曰。兕無所投其角。虎無所錯其爪。兵無所容其刃。不設備而必無害。天地之道理也。體天地之道。故曰。無死地焉。動無死地。而謂之善攝生矣。愛子者慈於子。重生者慈於身。貴功者慈於事。慈母之於弱子也。務致其福。務致其福。則事除其禍。事除其禍。則思慮熟。思慮熟。則得事理。得事理。則必成功。必成功。則其行之也不疑。不疑之謂勇。聖人之於萬事也。盡如慈母之爲弱子慮也。故見必行之道。見必行之道。則明。其從事亦不疑。不疑之謂勇。不疑生於慈。故曰。慈故能勇。周公曰。冬日之閉凍也不固。則春夏之長草木也不茂。天地不能常侈常

衆人則不然。大爲諸侯。小餘千金之資。其欲得之憂不除也。胥靡有免。死罪時活。今不知足者之憂。終身不解。故曰。禍莫大於不知足。故欲利甚則憂。憂則疾生。疾生而智慧衰。智慧衰則失度量。失度量則妄擧動。妄擧動則禍害至。禍害至而疾嬰內。疾嬰內則痛禍薄外。痛禍薄外則苦痛雜於腸胃之閒。苦痛雜於腸胃之閒則傷人也憯。憯則退而自咎。退而自咎也。生於欲利。故曰。咎莫憯於欲利。

道者萬物之所然也。萬理之所稽也。理者成物之文也。道者萬物之所以成也。故曰。道理之者也。物有理。不可以相薄。物有理。不可以相薄。故理之爲物之制。萬物各異理。萬物各異理。而道盡稽萬物之理。故不得不化。不得不化。故無常操。是以死生氣稟焉。萬智斟酌焉。萬事廢興焉。天得之以高。地得之以藏。維斗得之以成其威。日月得之以恆其光。五常得之以常其位。列星得之以端其行。四時得之以御其變氣。軒轅得之以擅四方。赤松得之與天地統。聖人得之以成文章。道與堯舜俱智。與接輿俱狂。與桀紂俱滅。與湯武俱昌。以爲近乎。遊於四極。以爲遠乎。常在吾側。以爲暗乎。其光昭昭。以爲明乎。其物冥冥。而功成天地。和化雷霆。宇內之物。恃之以成。凡道之情。不制不形。柔弱隨時。與理相應。萬物得之以死。得之以生。萬物得之以敗。得之以成。道譬之若水。溺者多飮之死。渴者適飮之生。譬之若劍戟。愚人以行忿則禍生。聖人以誅暴則福成。故得之以死。得之以生。得之以敗。得之以成。人希見生象也。而得死象之骨。案其圖以想其生也。故諸人之所以意想者。皆謂之象也。今道雖不可得聞見。聖人執其見功。以處見其形。故曰。無狀之狀。無物之象。凡理者。方圓長短。麤靡堅脆之分也。故理定而後可得道也。故定理有存亡。有死生。有盛衰。夫物之一存一亡。乍死乍生。初盛而後衰者。不可謂常。唯夫與天地之剖判也俱生。至天地之消散也。不死不衰者謂常。而常者無攸易。無定理。無定理。非在於常所。是以不可道也。聖人觀其玄虛。用其周行。強字之曰

相傷。故曰。兩不相傷。民不敢犯法。則上內不用刑罰。而外不事利其產業。上內不用刑罰而外不事利其產業則民蕃息。民蕃息而畜積盛。民蕃息而畜積盛。之謂有德。凡所謂祟者。魂魄去而精神亂。精神亂則無德。鬼不祟人。則魂魄不去。魂魄不去。則精神不亂。精神不亂。之謂有德。上盛畜積。而鬼不亂其精神。則德盡在於民矣。故曰。兩不相傷。則德交歸焉。言其德上下交盛。而俱歸於民也。

有道之君。外無怨讎於鄰敵。而內有德澤於人民。夫外無怨讎於鄰敵者。其遇諸侯也外有禮義。內有德澤於人民者。其治人事也務本。遇諸侯有禮義。則役希起。治民事務本。則淫奢止。凡馬之所以大用者。外供甲兵。而內給淫奢也。今有道之君。外希用甲兵。而內禁淫奢。上不事馬於戰鬭逐北。而民不以馬遠通淫物。所積力唯田疇。積力唯田疇。必且糞灌。故曰。天下有道。卻走馬以糞也。

人君無道。則內暴虐其民。而外侵欺其鄰國。內暴虐則民產絕。外侵欺則兵數起。民產絕則畜生少。兵數起則士卒盡。畜生少則戎馬乏。士卒盡則軍危殆。戎馬乏則將馬出。軍危殆則近臣役。馬者軍之大用。郊者言其近也。今所以給軍之具於將馬近臣。故曰。天下無道。戎馬生於郊矣。

人有欲則計會亂。計會亂而有欲甚。有欲甚則邪心勝。邪心勝則事經絕。事經絕則禍難生。由是觀之。禍難生於邪心。邪心誘於可欲。可欲之類。進則教良民爲姦。退則令善人有禍。姦起則上侵弱君。禍至則民人多傷。然則可欲之類。上侵弱君而下傷人民。夫上侵弱君而下傷人民者大罪也。故曰。禍莫大於可欲。是以聖人不引五色。不淫於聲樂。明君賤玩好而去淫麗。人無毛羽。不衣則不犯寒。上不屬天。而下不著地。以腸胃爲根本。不食則不能活。是以不免於欲利之心。欲利之心不除。其身之憂也。故聖人。衣足以犯寒。食足以充虛。則不憂矣。

極。故曰。無不克則莫知其極。凡有國而後亡之。有身而後殃之。不可謂能有其國能保其身。夫能有其國。必能安其社稷。能保其身。必能終其天年。而後可謂能有其國能保其身矣。夫能有其國保其身者。必且體道。體道則其智深。其智深則其會遠。其會遠。衆人莫能見其所極。唯夫能令人不見其事極。不見其事極者。爲保其身有其國。故曰。莫知其極。則可以有國。所謂有國之母者道也。道也者。生於所以有國之術。所以有國之術。故謂之有國之母。夫道以與世周旋者。其建生也長。持祿也久。故曰。有國之母。可以長久。

樹木有曼根。有直根。根者。書之所謂柢也。柢也者。木之所以建生也。曼根者。木之所以持生也。德也者。人之所以建生也。祿也者。人之所以持生也。今建於理者。其持祿也久。故曰。深其根。體其道者。其生日長。故曰。固其柢。柢固則生長。根深則視久。故曰。深其根。固其柢。長生久視之道也。

工人數變業則失其功。作者數搖徙則亡其功。一人之作。日亡半日。十日則亡五人之功矣。萬人之作。日亡半日。十日則亡五萬人之功矣。然則數變業者。其人彌衆。其虧彌大矣。凡法令更。則利害易。利害易則民務變。務變之謂變業。故以理觀之。事大衆而數搖之。則少成功。藏大器而數徙之。則多敗傷。烹小鮮而數撓之。則賊其澤。治大國而數變法。則民苦之。是以有道之君。貴靜不重變法。故曰。治大國者。若烹小鮮。

人處疾則貴醫。有禍則畏鬼。聖人在上。則民少欲。民少欲。則血氣治而擧動理。擧動理則少禍害。夫內無痤疽癉痔之害。而外無刑罰法誅之禍者。其輕恬鬼也甚。故曰。以道莅天下。其鬼不神。治世之民。不與鬼神相害也。故曰。非其鬼不神也。其神不傷人也。鬼不祟也疾人之謂鬼傷人。人逐除之之謂人傷鬼也。民犯法令之謂民傷上。上刑戮民之謂上傷民。民不犯法。則上亦不行刑。上不行刑。之謂上不傷人。故曰。聖人亦不傷民。上不與民相害。而人不與鬼

窮墮。雖死節輕財。不以侮罷羞貪。雖異端不黨。不以去邪罪私。雖勢尊衣美。不以夸賤欺貧。其故何也。使失路者。而肯聽習問知。卽不成迷也。今衆人之所以欲成功。而反爲敗者。生於不知道理。而不肯問知而聽能。衆人不肯問知聽能。而聖人强以其禍敗適之則怨。衆人多而聖人寡。寡之不勝衆數也。今擧動而與天下爲讎。非全身長生之道也。是以行軌節而擧之也。故曰。方而不割。廉而不劌。直而不肆。光而不耀。

聰明睿智天也。動靜思慮人也。人也者。乘於天明以視。寄於天聰以聽。託於天智以思慮。故視强則目不明。聽甚則耳不聰。思慮過度則智識亂。目不明則不能決黑白之分。耳不聰則不能別清濁之聲。智識亂則不能審得失之地。目不能決黑白之色則謂之盲。耳不能別清濁之聲則謂之聾。心不能審得失之地則謂之狂。盲則不能避晝日之險。聾則不能知雷霆之害。狂則不能免人閒法令之禍。書之所謂治人者。適動靜之節。省思慮之費也。所謂事天者。不極聰明之力。不盡智識之任。苟極盡則費神多。費神多則盲聾悖狂之禍至。是以嗇之。嗇之者。愛其精神。嗇其智識也。故曰。治人事天莫如嗇。

衆人之用神也躁。躁則多費。多費之謂侈。聖人之用神也靜。靜則少費。少費之謂嗇。嗇爲術也。生於道理。夫能嗇也。是從於道。而服於理者也。衆人離於患。陷於禍。猶未知退。而不服從道理。聖人雖未見禍患之形。虛無服從於道理。以稱蚤服。故曰。夫唯嗇。是以蚤服。

知治人者。其思慮靜。知事天者。其孔竅虛。思慮靜。故德不去。孔竅虛。則和氣日入。故曰。重積德。夫能令故德不去。新和氣日至者。蚤服者也。故曰。蚤服是謂重積德。積德而後神靜。神靜而後和多。和多而後計得。計得而後能御萬物。能御萬物則戰易勝敵。戰易勝敵而論必蓋世。故曰。無不克。無不克本於重積德。故曰。重積德則無不克。戰易勝敵則兼有天下。論必蓋世則民人從。進兼天下而退從民人。其術遠則衆人莫見其端末。莫見其端末是以莫知其

童子視之。亦知其黑牛而以布裹其角也。故以詹子之察。苦心傷神。而後與五尺之愚童子同功。是以曰。愚之首也。故曰。前識者道之華也。而愚之首也。所謂大丈夫者。謂其智之大也。所謂處其厚。不處其薄者。行情實而去禮貌也。所謂處其實。不處其華者。必緣理不徑絕也。所謂去彼取此者。去禮貌徑絕而取緣理情實也。故曰。去彼取此。

人有禍則心畏恐。心畏恐則行端直。行端直則思慮熟。思慮熟則得事理。行端直則無禍害。無禍害則盡天年。得事理則必成功。盡天年則全而壽。必成功則富與貴。全壽富貴之謂福。而福本於有禍。故曰。禍兮福之所倚。以成其功也。

人有福則富貴至。富貴至則衣食美。衣食美則驕心生。驕心生則行邪僻。而動弃理。行邪僻則身死夭。動弃理則無成功。夫內有死夭之難。而外無成功之名者大禍也。而禍本生於有福。故曰。福兮禍之所伏。

夫緣道理以從事者。無不能成。無不能成者。大能成天子之勢尊。而小易得卿相將軍之賞祿。夫弃道理而妄舉動者。雖上有天子諸侯之勢尊。而下有猗頓陶朱卜祝之富。猶失其民人而亡其財資也。衆人之輕弃道理。而易妄舉動者。不知其禍福之深大。而道闊遠若是也。故諭之曰。孰知其極。人莫不欲富貴全壽。而未有能免於貧賤死夭之禍也。心欲富貴全壽。而今貧賤死夭。是不能至於其所欲至也。凡失其所欲之路。而妄行者之謂迷。迷則不能至於其所欲至矣。今衆人之不能至於其所欲至。故曰迷。衆人之所不能至於其所欲至也。自天地之剖判以至于今。故曰。人之迷也。其日故以久矣。

所謂方者。內外相應也。言行相稱也。所謂廉者。必生死之命也。輕恬資財也。所謂直者。義必公正。立心不偏黨也。所謂光者。官爵尊貴。衣裘壯麗也。今有道之士。雖中外信順。不以誹謗

義者君臣上下之事。父子貴賤之差也。知交朋友之接也。親疏內外之分也。臣事君宜。下懷上宜。子事父宜。賤敬貴宜。知交朋友之相助也宜。親者內而疏者外宜。義者謂其宜也。宜而爲之。故曰。上義爲之而有以爲也。

禮者所以情貌也。羣義之文章也。君臣父子之交也。貴賤賢不肖之所以別也。中心懷而不諭。故疾趨卑拜而明之。實心愛而不知。故好言繁辭以信之。禮者外飾之所以諭內也。故曰。禮以情貌也。凡人之爲外物動也。不知其爲身之禮也。衆人之爲禮也。以尊他人也。故時勸時衰。君子之爲禮。以爲其身。以爲其身。故神之爲上禮。上禮神而衆人貳。故不能相應。不能相應。故曰。上禮爲之而莫之應。衆人雖貳。聖人復恭敬。盡手足之禮也不衰。故曰。攘臂而仍之。道有積。而德有功。德者道之功。功有實。而實有光。仁者德之光。光有澤。而澤有事。義者仁之事也。事有禮。而禮有文。禮者義之文也。故曰。失道而後失德。失德而後失仁。失仁而後失義。失義而後失禮。禮爲情貌者也。文爲質飾者也。夫君子取情而去貌。好質而惡飾。夫恃貌而論情者。其情惡也。須飾而論質者。其質衰也。何以論之。和氏之璧。不飾以五采。隋侯之珠。不飾以銀黃。其質至美。物不足以飾之。夫物之待飾而後行者。其質不美也。是以父子之間。其禮樸而不明。故曰。禮薄也。凡物不竝盛。陰陽是也。理相奪予。威德是也。實厚者貌薄。父子之禮是也。由是觀之。禮繁者實心衰也。然則爲禮者。事通人之樸心者也。衆人之爲禮也。人應則輕歡。不應則責怨。今爲禮者。事通人之樸心。而資之以相責之分。能毋爭乎。有爭則亂。故曰。夫禮者忠信之薄也。而亂之首乎。

先物行。先理動。之謂前識。前識者無緣而妄意度也。何以論之。詹何坐。弟子侍。有牛鳴於門外。弟子曰。是黑牛也。而白題。詹何曰。然。是黑牛也。而白在其角。使人視之。果黑牛。而以布裹其角。以詹子之術。嬰衆人之心。華焉殆矣。故曰。道之華也。嘗試釋詹子之察。而使五尺之愚

臣多立其私智以法爲非者是邪以智過法立智如是者禁主之道也明主之道必明於公私之分明法制去私恩夫令必行禁必止人主之公義也必行其私信於朋友不可爲賞勸不可爲罰沮人臣之私義也私義行則亂公義行則治故公私有分人臣無私心有公義修身潔白而行公行正居官無私人臣之公義也汚行從欲安身利家人臣之私心也明主在上則人臣去私心行公義亂主在上則人臣去公義行私心故君臣異心君以計畜臣臣以計事君君臣之交計也害身而利國臣弗爲也害國而利臣君不行也臣之情害身無利君之情害國無親君臣也者以計合者也至夫臨難必死盡智竭力爲法爲之也故先王明賞以勸之嚴刑以威之賞刑明則民盡死民盡死則兵强主尊刑賞不察則民無功而求得有罪而幸免則兵弱主卑故先王賢佐盡力竭智故曰公私不可不明法禁不可不審先王知之矣

解老第十八

德者內也得者外也上德不德言其神不淫於外也神不淫於外則身全身全之謂德德者得身也凡德者以無爲集以無欲成以不思安以不用固爲之欲之則德無舍德無舍則不全用之思之則不固不固則無功無功則生有德德則無德不德則有德故曰上德不德是以有德所以貴無爲無思爲虛者謂其意無所制也夫無術者故以無爲無思爲虛也夫故以無爲無思爲虛者其意常不忘虛是制於爲虛也虛者謂其意所無制也今制於爲虛是不虛也虛者之無爲也不以無爲爲有常不以無爲爲有常則虛虛則德盛德盛之謂上德故曰上德無爲而無不爲也

仁者謂其中心欣然愛人也其喜人之有福而惡人之有禍也生心之所不能已也非求其報也故曰上仁爲之而無以爲也

殺之而已矣・此行小忠而賊大忠者也・故曰・小忠大忠之賊也・若使小忠主法・則必將赦罪・赦罪以相愛・是與下安矣・然而妨害於治民者也・當魏之方明立辟・從憲令之時・有功者必賞。有罪者必誅。强匡天下。威行四鄰。及法慢妄予。而國日削矣。當趙之方明國律。從大軍之時。人衆兵强。辟地齊燕。及・國律慢用者弱。而國日削矣。當燕之方明奉法。審官斷之時。東縣齊國。南盡中山之地。及奉法已亡・官斷不用・左右交爭。論從其下・則兵弱而地削・國制於鄰敵矣。語曰。明法者强・慢法者弱。强弱如是其明矣。而世主弗爲。國亡宜矣。語曰。家有常業・雖飢不餓。國有常法。雖危不亡。夫舍常法而從私意。則臣飾於智能。臣下飾於智能。則法禁不立矣。是妄意之道行・治國之道廢也・治國之道去害法者・則不惑於智能。不矯於名譽矣・昔者舜使吏決鴻水。先令有功。而舜殺之。禹朝諸侯之君會稽之上。防風之君後至。而禹斬之・以此觀之・先令者殺。後令者斬。則古者必貴如令矣。故鏡執淸而無事・美惡從而比焉。衡執正而無事。輕重從而載焉・夫搖鏡則不得爲明・搖衡則不得爲正・法之謂也。故先王以道爲常。以法爲本。本治者名尊。本亂者名絕。凡智能明通・有以則行。無以則止・故智能單道。不可傳於人。而道法萬全。智能多失。夫懸衡而知平。設規而知圓。萬全之道也・明主使民飾於道之故。故佚而有功。釋規而任巧・釋法而任智。惑亂之道也・亂主使民飾於智。不知道之故。故勞而無功。釋法禁而聽請謁。羣臣賣官於上。取賞於下。是以利在私家。而威在羣臣。故民無盡力事主之心。而務爲交於上。民好上交。則貨財上流・而巧說者用・若是則有功者愈少。姦臣愈進・而材臣退。則主惑而不知所行。民聚而不知所道・此廢法禁後功勞。舉名譽聽請謁之失也・凡敗法之人。必設詐託物以求親・又好言天下之所希有。此暴君亂主之所以惑也・人臣賢佐之所以侵也。故人臣稱伊尹管仲之功則背法飾智有資。稱比干子胥之忠而見殺。則疾爭强諫有辭・夫上稱賢明下稱暴亂不可以取類・若此者禁君之立法以爲是也。今人

天缺・弧逆・刑星・熒惑・奎・台數年在東也。故曰。龜筴鬼神。不足以擧勝。左右背鄉。不足以專戰。然而恃之。愚莫大焉。古者先王盡力於親民。加事於明法。彼法明則忠臣勸。罰必則邪臣止。忠勸邪止。而地廣主尊者。秦是也。羣臣朋黨比周。以隱正道。行私曲。而地削主卑者。山東是也。亂弱者亡。人之性也。治強者王。古之道也。越王句踐恃大明之龜。與吳戰而不勝。身臣入宦于吳。反國棄龜。明法親民。以報吳。則夫差爲擒。故恃鬼神者慢於法。恃諸侯者危其國。曹恃齊而不聽宋。齊攻荊而宋滅曹。荊恃吳而不聽齊。越伐吳而齊滅荊。許恃荊而不聽魏。荊攻宋而魏滅許。鄭恃魏而不聽韓。魏攻荊而韓滅鄭。今者韓國小。而恃大國。主慢而聽秦魏。恃齊荊爲用。而小國愈亡。故恃人不足以廣壤。而韓不見也。荊爲攻魏。而加兵許鄢。齊攻任扈而削魏。不足以存鄭。而韓弗知也。此皆不明其法禁以治其國。恃外以滅其社稷者也。

臣故曰。明於治之數。則國雖小富。賞罰敬信。民雖寡強。賞罰無度。國雖大兵弱者。地非其地。民非其民也。無地無民。堯舜不能以王。三代不能以強。人主又以過予。人臣又以徒取。舍法律而言先王明君之功者。上任之以國。臣故曰。是願古之功。以古之賞賞今之人也。主以是過予。而臣以此徒取矣。主過予則人偸幸。臣徒取則功不尊。無功者受賞。則財匱而民望。財匱而民望。則民不盡力矣。故用賞過者失民。用刑過者民不畏。有賞不足以勸。有刑不足以禁。則國雖大必危。故曰。小知不可使謀事。小忠不可使主法。荊恭王與晉厲公戰于鄢陵。荊師敗。恭王傷。酣戰而司馬子反渴而求飮。其友豎穀陽奉卮酒而進之。子反曰。去之。此酒也。豎穀陽曰。非也。子反受而飮之。子反爲人嗜酒。甘之。不能絕之於口。醉而臥。恭王欲復戰而謀事。使人召子反。子反辭以心疾。恭王駕而往視之。入幄中。聞酒臭而還。曰。今日之戰。寡人目親傷。所恃者司馬。司馬又如此。是亡荊國之社稷。而不恤吾衆也。寡人無與復戰矣。罷師而去之。斬子反以爲大戮。故曰。豎穀陽之進酒也。非以端惡子反也。實心以忠愛之。而適足以

人主欲爲事。不通其端末矣。以明其欲有爲之意者。其爲不得利。必以害反。知此者任理去欲。擧事有道。計其入多其出少者可爲也。惑主不然。計其入不計其出。出雖倍其入。不知其害。則是名得而實亡。如是者功小而害大矣。凡功者。其入多其出少。乃可謂功。今大費無罪。而少得爲功。則人臣出大費而成小功。小功成而主亦有害。不知治者必曰。無變古毋易常。變與不變。聖人不聽。正治而已。然則古之無變。常之毋易。在常古之可與不可。伊尹毋變殷。太公毋變周。則湯武不王矣。管仲毋易齊。郭偃毋更晉。則桓文不霸矣。凡人難變古者。憚易民之安也。夫不變古者。襲亂之迹。適民心者。恣姦之行也。民愚而不知亂。上懦而不能更。是治之失也。人主者明能知治。嚴必行之。故雖拂於民。必立其治。說在商君之內外。而鐵殳重盾而豫戒也。故郭偃之始治也。文公有官卒。管仲始治也。桓公有武車。戒民之備也。是以愚戇窳惰之民。苦小費而忘大利也。故夤虎受阿謗而輾小變而失長便。故鄒賈非載旅。狎習於亂而容於治。故鄭人不能歸。

飾邪第十七

鑿龜數筴。兆曰大吉。而以攻燕者趙也。鑿龜數筴。兆曰大吉。而以攻趙者燕也。劇辛之事燕。無功而社稷危。鄒衍之事燕。無功而國道絕。趙代先得意於燕。後得意於齊。國亂飾高。自以爲與秦提衡。非趙龜神而燕龜欺也。趙又嘗鑿龜數筴。而北伐燕。將劫燕以道秦。兆曰大吉。始攻大梁而秦出上黨矣。兵至釐而六城拔矣。至陽城。秦拔鄴矣。龐援揄兵而南。則鄣盡矣。臣故曰。趙龜雖無遠見於燕。且宜近見於秦。秦以其大吉。辟地有實。救燕有名。趙以其大吉。地削兵辱。主不得意而死。又非秦龜神而趙龜欺也。初時者。魏數年東鄉。攻盡陶衛。數年西鄉。以失其國。此非豐隆・五行・太乙・王相・攝提・六神・五括・天河・殷搶・歲星數年在西也。又非

以成大姦者。未嘗不從尊貴之臣也。然而法令之所以備。刑罰之所以誅。常於卑賤。是以其民絶望。無所告愬。大臣比周。蔽上為一。陰相善而陽相惡。以示無私。相為耳目。以候主隙。人主掩蔽。無道得聞。有主名而無實。臣專法而行之。周天子是也。偏借其權勢。則上下易位矣。此言人臣之不可借權勢也。

南面第十六

人主之過。在已任在臣矣。又必反與其所不任者備之。此其說必與其所任者為讎。而主反制於其所不任者。今所與備人者。且曩之所備也。人主不能明法。而制大臣之威。無道得小臣之信矣。人主釋法而以臣備臣。則相愛者比周而相譽。相憎者朋黨而相非。非譽交爭。則主惑亂矣。人臣者非名譽請謁。無以進取。非背法專制。無以為威。非假於忠信。無以不禁。三者惛主壞法之資也。人主使人臣雖有智能。不得背法而專制。雖有賢行。不得踰功而先勞。雖有忠信。不得釋法而不禁。此之謂明法。人主有誘於事者。有壅於言者。二者不可不察也人臣易言事者。必索資以事誣主。主誘而不察。因而多之。則是臣反以事制主也。如是者謂之誘。誘於事者困於患。其進言少。其退費多。雖有功。其進言不信。不信者有罪。事有功者必賞。則羣臣莫敢飾言以惛主。主道者使人臣前言不復於後。後言不復於前。事雖有功。必伏其罪。謂之任下。人臣為主設事而恐其非也。則先出說設言曰。議是事者。妬事者也。人主藏是言。不更聽羣臣。羣臣畏是言。不敢議事。二勢者用。則忠臣不聽。而譽臣獨任。如是者謂之壅於言。壅於言者。制於臣矣。主道者使人臣必有言之責。又有不言之責。言無端末。辯無所驗者。此言之責也。以不言避責。持重位者。此不言之責也。人主使人臣言者必知其端。以責其實。不言者必問其取舍。以為之資。則人臣莫敢妄言矣。又不敢默然矣。言默則皆有責也。

爲人主而大信其子，則姦臣得乘於子以成其私，故李兌傅趙王而餓主父。爲人主而大信其妻，則姦臣得乘於妻以成其私，故優施傅麗姬殺申生而立奚齊。夫以妻之近與子之親，而猶不可信，則其餘無可信者矣。且萬乘之主，千乘之君，后妃夫人，適子爲太子者，或有欲其君之蚤死者。何以知其然？夫妻者，非有骨肉之恩也，愛則親，不愛則疏。語曰：其母好者其子抱。然則其爲之反也，其母惡者其子釋。丈夫年五十而好色未解也，婦人年三十而美色衰矣。以衰美之婦人事好色之丈夫，則身見疏賤，而子疑不爲後，此后妃夫人之所以冀其君之死者也。唯母爲后而子爲主，則令無不行，禁無不止，男女之樂不減於先君，而擅萬乘不疑，此鴆毒扼昧之所以用也。故桃左春秋曰：人主之疾死者不能處半。人主弗知，則亂多資。故曰：利君死者衆，則人主危。故王良愛馬，越王句踐愛人，爲戰與馳。醫善吮人之傷，含人之血，非骨肉之親也，利所加也。故輿人成輿，則欲人之富貴；匠人成棺，則欲人之夭死也。非輿人仁而匠人賊也，人不貴則輿不售，人不死則棺不買。情非憎人也，利在人之死也。故后妃夫人太子之黨成，而欲君之死也，君不死則勢不重。情非憎君也，利在君之死也。故人主不可以不加心於利己死者。故日月暈圍於外，其賊在內，備其所憎，禍在所愛。是故明主不擧不參之事，不食非常之食，遠聽而近視，以審內外之失，省同異之言，以知朋黨之分，偶三五之驗，以責陳言之實，執後以應前，按法以治衆，衆端以參觀。士無幸賞，賞無踰行，殺必當，罪不赦，則姦邪無所容其私矣。徭役多則民苦，民苦則權勢起，權勢起則復除重，復除重則貴人富。苦民以富貴人，起勢以藉人臣，非天下長利也。故曰：徭役少則民安，民安則下無重權，下無重權則權勢滅，權勢滅則德在上矣。今夫水之勝火亦明矣，然而釜鬵間之，水煎沸竭盡其上，而火得熾盛焚其下，水失其所以勝者矣。今夫治之禁姦又明於此，然守法之臣爲釜鬵之行，則法獨明於胸中，而已失其所以禁姦者矣。上古之傳言，春秋所記，犯法爲逆

不難矣。

三守第十四

人主有三守。三守完則國安身榮。三守不完則國危身殆。何謂三守。人臣有議當途之失。用事之過。擧臣之情。人主不心藏而漏之近習能人。使人臣之欲有言者。不敢不下適近習能人之心。而乃上以聞人主。然則端言直道之人不得見。而忠直日疏。愛人不獨利也。待譽而後利之。惜人不獨害也。待非而後害之。然則人主無威。而重在左右矣。惡自治之勞憚。使羣臣輻湊用事。因傳柄移藉。使殺生之機。奪予之要在大臣。如是者侵。此謂三守不完。三守不完則劫殺之徵也。凡劫有三。有明劫。有事劫。有刑劫。人臣有大臣之尊。外操國要以資羣臣。使外內之事。非己不得行。雖有賢良。逆者必有禍。而順者必有福。然則羣臣莫敢忠主憂國。以爭社稷之利害。人主雖賢。不能獨計。而人臣有不敢忠主。則國爲亡國矣。此謂國無臣。國無臣者。豈郎中虛而朝臣少哉。羣臣持祿養交。行私道而不效公忠。此謂明劫。鬻寵擅權。矯外以勝內。險言禍福得失之形。以阿主之好惡。人主聽之。卑身輕國以資之。事敗與主分其禍。而功成則臣獨專之。諸用事之人。一心同辭以語其美。則主言惡者。必不信矣。此謂事劫。至於守司囹圄。禁制刑罰。人臣擅之。此謂刑劫。三守不完則三劫者起。三守完則三劫者止。三劫者止則王矣。

備內第十五

人主之患在於信人。信人則制於人。人臣之於其君。非有骨肉之親也。縛於勢而不得不事也。故爲人臣者。窺覘其君心也。無須臾之休。而人主怠傲處其上。此世所以有劫君弑主也。

智用。外內悲惋。而數行不法者可亡也。簡侮大臣。無禮父兄。勞苦百姓。殺戮不辜者。可亡也。好以智矯法。時以私雜公。法禁變易。號令數下者可亡也。無地固。城郭惡。無蓄積。財物寡。無守戰之備。而輕攻伐者可亡也。種類不壽。主數即世。嬰兒爲君。大臣專制。樹羈旅以爲黨。數割地以待交者可亡也。太子尊顯。徒屬衆强。多大國之交。而威勢蚤具者可亡也。偏褊而心急。輕疾而易動。發心悁忿、而不訾前後者可亡也。主多怒而好用兵。簡本教而輕戰攻者可亡也。貴臣相妒。大臣隆盛。外藉敵國。內困百姓。以攻怨讎。而人主弗誅者可亡也。君不肖而側室賢。太子輕而庶子伉。官吏弱而人民桀。如此則國躁。國躁者可亡也。藏怒而弗發。懸罪而弗誅。使羣臣陰憎而愈憂懼。而久未可知者可亡也。出軍命將太重。邊地任守太尊。專制擅命。徑爲而無所請者可亡也。后妻淫亂。主母畜穢。外內混通。男女無別。是謂兩主。兩主者可亡也。后妻賤而婢妾貴。太子卑而庶子尊。相室輕而典謁重。如此則內外乖。內外乖者可亡也。大臣甚貴。偏黨衆强。壅塞主斷而重擅國者可亡也。私門之官用。馬府之世絀。鄉曲之善擧。官職之勞廢。貴私行而賤公功者可亡也。公家虛而大臣實。正戶貧而寄寓富。耕戰之士困。末作之民利者可亡也。見大利而不趨。聞禍端而不備。淺薄於爭守之事。而務以仁義自飾者可亡也。不爲人主之孝。而慕匹夫之孝。不顧社稷之利。而聽主母之令。女子用國。刑餘用事者可亡也。辭辯而不法。心智而無術。主多能而不以法度從事者可亡也。親臣進而故人退。不肖用事而賢良伏。無功貴而勞苦賤。如是則下怨。下怨者可亡也。父兄大臣。祿秩過功。章服侵等。宮室供養太侈。而人主弗禁。則臣心無窮。臣心無窮者可亡也。公壻公孫。與民同門。暴傲其鄰者可亡也。亡徵者。非曰必亡。言其可亡也。夫兩堯不能相王。兩桀不能相亡。亡王之機。必其治亂。其强弱相踦者也。木之折也必通蠹。牆之壞也必通隙。然木雖蠹。無疾風不折。牆雖隙。無大雨不壞。萬乘之主。有能服術行法。以爲亡徵之君風雨者。其兼天下

昔而死故厲雖癰腫疕瘍。上比於春秋。未至於絞頸射股也。下比於勢臣。未至於餓死擢筋也。故劫殺死亡之君。此其心之憂懼。形之苦痛也。必甚於厲矣。由此觀之。雖厲憐王可也。

亡徵第十三

凡人主之國小而家大。權輕而臣重者可亡也。簡法禁而務謀慮。荒封內而恃交援者可亡也。羣臣爲學。門子好辯。商賈外積。小民右仗者可亡也。好宮室臺榭陂池。事車服器玩好。罷露百姓。煎靡貨財者可亡也。用時日。事鬼神。信卜筮而好祭祀者可亡也。聽以爵。不待參驗。用一人爲門戶者可亡也。官職可以重求。爵祿可以貨得者可亡也。緩心而無成。柔茹而寡斷。好惡無决。而無所定立者可亡也。饕貪而無饜。近利而好得者可亡也。喜淫刑而不周於法。好辯舌而不求其用。濫於文麗而不顧其功者可亡也。淺薄而易見。漏泄而無藏。不能周密。而通羣臣之語者可亡也。狠剛而不和。愎諫而好勝。不顧社稷而輕爲自信者可亡也。恃交援而簡近鄰。怙强大之救。而侮所迫之國者可亡也。羈旅僑士。重帑在外。上閒謀計。下與民事者可亡也。民信其相。下不能其上。主愛信之而弗能廢者可亡也。境內之傑不事。而求封外之士。不以功伐課試。而好以名問舉錯。羈旅起貴。以陵故常者可亡也。輕其敵正。庶子稱衡。太子未定。而主即世者可亡也。大心而無悔。國亂而自多。不料境內之資。而易其鄰敵者可亡也。國小而不處卑。力少而不畏强。無禮而侮大鄰。貪愎而拙交者可亡也。太子已置。而娶於强敵以爲后妻。則太子危。如是則羣臣易慮。羣臣易慮者可亡也。怯懾而弱守。蚤見而心柔懦。知有謂可斷而弗敢行者可亡也。出君在外而國更置。質太子未反而君易子。如是則國攜。國攜者可亡也。挫辱大臣而狎其身。刑戮小民而逆其使。懷怒思恥而專習則賊生。賊生者可亡也。大臣兩重。父兄衆强。內黨外援。以爭事勢者可亡也。婢妾之言聽。愛玩之

以愛惠免。是以無功者不望。而有罪者不幸矣。託於犀車良馬之上。則可以陸犯阪阻之患。乘舟之安。持檝之利。則可以水絕江河之難。操法術之數。行重罰嚴誅。則可以致霸王之功。治國之有法術賞罰。猶若陸行之有犀車良馬也。水行之有輕舟便檝也。乘之者遂得其成。伊尹得之。湯以王。管仲得之。齊以霸。商君得之。秦以彊。此三人者。皆明於霸王之術。察於治彊之數。而不以牽於世俗之言。適當世明主之意。則有直任布衣之士。立為卿相之處。處位治國。則有尊主廣地之實。此之謂足貴之臣。湯得伊尹。以百里之地立為天子。桓公得管仲。立為五霸主。九合諸侯。一匡天下。孝公得商君。地以廣。兵以彊。故有忠臣者。外無敵國之患。內無亂臣之憂。長安於天下。而名垂後世。所謂忠臣也。若夫豫讓為智伯臣也。上不能說人主。使之明法術度數之理。以避禍難之患。下不能領御其眾。以安其國。及襄子之殺智伯也。豫讓乃自黥劓。敗其形容。以為智伯報襄子之仇。是雖有殘形殺身以為人主之名。而實無益於智伯。若秋毫之末。吾之所下也。而世主以為忠而高之。古有伯夷叔齊者。武王讓以天下。而弗受。二人餓死首陽之陵。若此臣。不畏重誅。不利重賞。不可以罰禁也。不可以賞使也。此之謂無益之臣也。吾所少而去也。而世主之所多而求也。諺曰。厲憐王。此不恭之言也。雖然古無虛諺。不可不察也。此為劫殺死亡之主言也。人主無法術以御其臣。雖長年而美材。大臣猶將得勢擅事主斷。而各為其私急。而恐父兄豪傑之士。借人主之力。以禁誅於己也。故弒賢長而立幼弱。廢正的而立不義。故春秋記之曰。楚王子圍將聘於鄭。未出境。聞王病而反。因入問病。以其冠纓絞王而殺之。遂自立也。齊崔杼其妻美。而莊王通之。數如崔氏之室。及公往。崔氏之徒賈舉。率崔子之徒而攻公。公入室。請與之分國。崔子不許。公請自刃於廟。崔子又不聽。公乃走踰於北牆。賈舉射公中其股。公墜。崔子之徒以戈斫公而死之。而立其弟景公。近之所見。李兌之用趙也。餓主父百日而死。淖齒之用齊也。擢湣王之筋。懸之廟梁。宿

之弟春申君。有愛妾曰余。春申君之正妻子曰甲。余欲君之弃其妻也。因自傷其身。以視君而泣曰。得為君之妾甚幸。雖然適夫人。非所以事君也。適君。非所以事夫人也。身故不肖。力不足以適二主。其勢不俱適。與其死夫人所者。不若賜死君前。妾以賜死。若復幸於左右。願君必察之。無為人笑。君因信妾余之詐。為弃正妻。余又欲殺甲而以其子為後。因自裂其親身衣之裏。以示君而泣曰。余之得幸君之日久矣。甲非弗知也。今乃欲強戲余。余與爭之。至裂余之衣。而此子之不孝莫大於此矣。君怒而殺甲也。故妻以妾余之詐弃。而子以之死。從是觀之、父之愛子也。而可以毀而害也。君臣之相與也。非有父子之親也。而羣臣之毀言。非特一妾之口也。何怪夫賢聖之戮死哉。此商君之所以車裂於秦。而吳起之所以枝解於楚者也。凡人臣者。有罪固不欲誅。無功者皆欲尊顯。而聖人之治國也。賞不加於無功。而誅必行於有罪者也。然則有術數者之為人臣也。固左右姦臣之所害。非明主弗能聽也。世之學術者。說人主。不曰乘威嚴之勢。以困姦衺之臣。而皆曰仁義惠愛而已矣。世主美仁義之名。而不察其實。是以大者國亡身死。小者地削主卑。何以明之。夫施與貧困者。此世之所謂仁義。哀憐百姓。不忍誅罰者。此世之所謂惠愛也。夫有施與貧困。則無功者得賞。不忍誅罰。則暴亂者不止。國有無功得賞者。則民不外務當敵斬首。內不急力田疾作。皆欲行貨財事富貴。為私善。立名譽。以取尊官厚俸。故姦私之臣愈衆。而暴亂之徒愈勝。不亡何待。夫嚴刑者民之所畏也。重罰者民之所惡也。故聖人陳其所畏。以禁其衺。設其所惡。以防其姦。是以國安而暴亂不起。吾以是明仁義愛惠之不足用。而嚴刑重罰之可以治國也。無捶策之威。銜橛之備。雖造父不能以服馬。無規矩之法。繩墨之端。雖王爾不能以成方圓。無威嚴之勢。賞罰之法。雖堯舜不能以為治。今世主皆輕釋重罰嚴誅。行愛惠而欲霸王之功。亦不可幾也。故善為主者。明賞設利。以勸之。使民以功賞。而不以仁義賜。嚴刑重罰。以禁之。使民以罪誅。而不

明也。非耳若師曠乃爲聽也。目必不任其數。而待目以爲明。所見者少矣。非不弊之術也。耳必不因其勢。而待耳以爲聽。所聞者寡矣。非不欺之道也。明主者使天下不得不爲己視。天下不得不爲己聽。故身在深宮之中。而明照四海之內。而天下弗能蔽。弗能欺者何也。闇亂之道廢。而聰明之勢興也。故善任勢者國安。不知因其勢者國危。古秦之俗。君臣廢法而服私。是以國亂兵弱而主卑。商君說秦孝公。以變法易俗。而明公道。賞告姦。困末作。而利本事。當此之時。秦民習故俗之有罪可以得免。無功可以得尊顯也。故輕犯新法。於是犯之者。其誅重而必。告之者。其賞厚而信。故姦莫不得。而被刑者衆。民疾怨而衆過日聞。孝公不聽。遂行商君之法。民後知有罪之必誅。而私姦者衆也。故民莫犯。其刑無所加。是以國治而兵強。地廣而主尊。此其所以然者。匿罪之罰重。而告姦之賞厚也。此亦使天下必爲己視聽之道也。至治之法術已明矣。而世學者弗知也。且夫世之愚學。皆不知治亂之情。讘誗多誦先古之書。以亂當世之治。智慮不足以避穽井之陷。又妄非有術之士。聽其言者危。用其計者亂。此亦愚之至大。而患之至甚者也。俱與有術之士。有談說之名。而實相去千萬也。此夫名同而實有異者也。夫世愚學之人。比有術之士也。猶螘垤之比大陵也。其相去遠矣。而聖人者審於是非之實。察於治亂之情也。故其治國也。正明法。陳嚴刑。將以救羣生之亂。去天下之禍。使強不凌弱。衆不暴寡。耆老得遂。幼孤得長。邊境不侵。君臣相親。父子相保。而無死亡繫虜之患。此亦功之至厚者也。愚人不知。顧以爲暴。愚者固欲治。而惡其所以治者。惡危而喜其所以危者。何以知之。夫嚴刑重罰者。民之所惡也。而國之所以治也。哀憐百姓。輕刑罰者。民之所喜。而國之所以危也。聖人爲法國者。必逆於世。而順於道德。知之者。同於義而異於俗。弗知之者。異於義而同於俗。天下知之者少。則義非矣。處非道之位。被衆口之譖。溺於當世之言。而欲當嚴天子而求安。幾不亦難哉。此夫智士所以至死而不顯於世者也。楚莊王

行財貨以事貴重之臣者。身尊家富。父子被其澤。人焉能去安利之道。而就危害之處哉。治國若此。其過也。而上欲下之無姦。吏之奉法。其不可得亦明矣。故左右知貞信之不可以得安利也。必曰。我以忠信事上。積功勞而求安。是猶盲而欲知黑白之情。必不幾矣。若以道化行正理。不趨富貴。事上而求安。是猶聾而欲審清濁之聲也。愈不幾矣。二者不可以得安。我安能無相比周蔽主上。爲姦私以適重人哉。此必不顧人主之義矣。其百官之吏。亦知方正之不可以得安也。必曰我以清廉事上而求安。若無規矩而欲爲方圓也。必不幾矣。若以守法不朋黨。治官而求安。是猶以足搔頂也。愈不幾也。二者不可以得安。能無廢法行私。以適重人哉。此必不顧君上之法矣。故以私爲重人者衆。而以法事君者少矣。是以主孤於上。而臣成黨於下。此田成之所以弑簡公者也。夫有術者之爲人臣也。得效度數之言。上明主法。下困姦臣。以尊主安國者也。是以度數之言。得效于前。則賞罰必用于後矣。人主誠明於聖人之術。而不苟於世俗之言。循名實而定是非。因參驗而審言辭。是以左右近習之臣。知僞詐之不可以得安也。必曰我不去姦私之行。盡力竭智以事主。而乃以相與比周。妄毀譽以求安。是猶負千鈞之重。陷於不測之淵。而求生也。必不幾矣。百官之吏。亦知爲姦利之不可以得安也。必曰。我不以清廉方正奉法。乃以貪汚之心。枉法以取私利。是猶上高陵之顚。墮峻谿之下。而求生。必不幾矣。安危之道。若此其明也。左右安能以虛言惑主。而百官安敢以貪漁居下。是以臣得陳其忠而不蔽。下得守其職而不怨。此管仲之所以治齊。而商君之所以强秦也。從是觀之。則聖人之治國也。固有使人不得不愛我之道。而不恃人之以愛爲我也。恃人之以愛我者危矣。恃吾不可不爲者安矣。夫君臣非有骨肉之親。正直之道。可以得利。則臣盡力以事主。正直之道。不可以得安。則臣行私以干上。明主知之。故設利害之道。以示天下而已矣。夫是以人主雖不口教百官。不目索姦衺。而國已治矣。人主者。非目若離婁。乃爲

之不僇也。特帝王之璞未獻耳。主用術。則大臣不得擅斷。近習不敢賣重。官行法。則浮萌趨於耕農。而游士危於戰陳。則法術者。乃羣臣士民之所禍也。人主非能倍大臣之議。越民萌之誹。獨周乎道言也。則法術之士。雖至死亡。道必不論矣。昔者吳起教楚悼王以楚國之俗。曰大臣太重。封君太衆。若此則上偪主。而下虐民。此貧國弱兵之道也。不如使封君之子孫。三世而收爵祿。絕滅百吏之祿秩。損不急之枝官。以奉選練之士。悼王行之。期年而薨矣。吳起枝解於楚。商君教秦孝公以連什伍。設告坐之過。燔詩書而明法令。塞私門之請。而遂公家之勞。禁游宦之民。而顯耕戰之士。孝公行之。主以尊安。國以富强。八年而薨。商君車裂於秦。楚不用吳起而削亂。秦行商君法而富强。二子之言也已當矣。然而枝解吳起而車裂商君者何也。大臣苦法。而細民惡治也。當今之世。大臣貪重。細民安亂。甚於秦楚之俗。而人主無悼王孝公之聽。則法術之士。安能蒙二子之危也。而明己之法術哉。此世所以亂無霸王也。

姦劫弑臣第十二

凡姦臣皆欲順人主之心。以取親幸之勢者也。是以主有所善。臣從而譽之。主有所憎。臣因而毀之。凡人之大體。取舍同者。則相是也。取舍異者。則相非也。今人臣之所譽者。人主之所是也。此之謂同取。人臣之所毀者。人主之所非也。此之謂同舍。夫取舍合而相與逆者。未嘗聞也。此人臣之所以信幸之道也。夫姦臣得乘信幸之勢。以毀譽進退羣臣者。人主非有術數以御之也。非參驗以審之也。必將以曩之合己。信今之言。此幸臣之所以得欺主成私者也。故主必欺於上。而臣必重於下矣。此之謂擅主之臣。國有擅主之臣。則羣下不得盡其智力。以陳其忠。百官之吏。不得奉法以致其功矣。何以明之。夫安利者就之。危害者去之。此人之情也。今爲臣。盡力以致功。竭智以陳忠者。其身困而家貧。父子罹其害。爲姦利以弊人主。

其思對曰。胡可伐。武公怒而戮之。曰。胡兄弟之國也。子言伐之。何也。胡君聞之。以鄭爲親己。遂不備鄭。鄭人襲胡取之。宋有富人。天雨牆壞。其子曰。不築必將有盜。其鄰人之父亦云。暮而果大亡其財。其家甚智其子。而疑鄰人之父。此二人說者。皆當矣。厚者爲戮。薄者見疑。則非知之難也。處知則難也。故繞朝之言當矣。其爲聖人於晉。而爲戮於秦也。此不可不察。昔者彌子瑕有寵於衞君。衞國之法。竊駕君車者罪刖。彌子瑕母病。人閒往夜告彌子。彌子矯駕君車以出。君聞而賢之曰。孝哉。爲母之故。忘其刖罪。異日與君遊於果園。食桃而甘。不盡以其半啗君。君曰。愛我哉。忘其口味。以啗寡人。及彌子色衰愛弛。得罪於君。君曰。是固嘗矯駕吾車。又嘗啗我以餘桃。故彌子之行。未變於初也。而以前之所以見賢。而後獲罪者。愛憎之變也。故有愛於主。則智當而加親。有憎於主。則智不當見罪而加疏。故諫說談論之士。不可不察愛憎之主而後說焉。夫龍之爲蟲也。柔可狎而騎也。然其喉下有逆鱗徑尺。若人有嬰之者。則必殺人。人主亦有逆鱗。說者能無嬰人主之逆鱗。則幾矣。

和氏第十一

楚人和氏得玉璞楚山中。奉而獻之厲王。厲王使玉人相之。玉人曰。石也。王以和爲誑。而刖其左足。及厲王薨。武王卽位。和又奉其璞而獻之武王。武王使玉人相之。又曰。石也。王又以和爲誑。而刖其右足。武王薨。文王卽位。和乃抱其璞而哭於楚山之下。三日三夜。淚盡而繼之以血。王聞之。使人問其故。曰。天下之刖者多矣。子奚哭之悲也。和曰。吾非悲刖也。悲夫寶玉而題之以石。貞士而名之以誑。此吾所以悲也。王乃使玉人理其璞而得寶焉。遂命曰。和氏之璧。夫珠玉。人主之所急也。和雖獻璞而未美。未爲主之害也。然猶兩足斬而寶乃論。論寶若此其難也。今人主之於法術也。未必和璧之急也。而禁羣臣士民之私邪。然則有道者

利則陰用其言顯弃其身矣。此不可不察也。夫事以密成。語以泄敗。未必其身泄之也。而語及所匿之事。如此者身危。彼顯有所出其事而乃以成他故。說者不徒知所出而已矣。又知其所以為。如此者身危。規異事而當。知者揣之外而得之。事泄於外。必以為己也。如此者身危。周澤未渥也。而語極知。說行而有功。則德忘。說不行而有敗。則見疑。如此者身危。貴人有過端。而說者明言禮義以挑其惡。如此者身危。貴人或得計而欲自以為功。說者與知焉。如此者身危。彊以其所不能為。止以其所不能已。如此者身危。故與之論大人。則以為間己矣。與之論細人。則以為賣重。論其所愛。則以為藉資。論其所憎。則以為嘗己也。徑省其說則以為不智而拙之。米鹽博辯。則以為多而交之。略事陳意。則曰怯懦而不盡。慮事廣肆。則曰草野而倨侮。此說之難。不可不知也。凡說之務。在知飾所說之所矜。而滅其所恥。彼有私急也。必以公義示而強之。其意有下也。然而不能已。說者因為之飾其美。而少其不為也。其心有高也。而實不能及。說者為之舉其過而見其惡。而多其不行也。有所矜以智能。則為之舉異事之同類者。多為之地。使之資說於我。而佯不知也。以資其智。欲內相存之言。則必以美名明之。而微見其合於私利也。欲陳危害之事。則顯其毀誹而微見其合於私患也。譽異人與同行者。規異事與同計者。有與同汙者。則必以大飾其無傷也。有與同敗者。則必以明飾其無失也。彼自多其力。則毋以其難概之也。自勇其斷。則無以其謫怒之。自智其計。則毋以其敗窮之。大意無所拂忤。辭言無所擊摩。然後極騁智辯焉。此所以得親近不疑而得盡辭也。伊尹為宰。百里奚為虜。皆所以干其上也。此二人者。皆聖人也。然猶不能無役身以進。如此其汙也。今以吾言為宰虜。而可以聽用而振世。此非能仕之所恥也。夫曠日離久。而周澤未渥。深計而不疑。引爭而不罪。則明割利害以致其功。直指是非以飾其身。以此相持。此說之成也。昔者鄭武公欲伐胡。故先以其女妻胡君以娛其意。因問於羣臣。吾欲用兵。誰可伐者。大夫關

其智士且以治辯進業。其修士不能以貨賂事人。恃其精潔。而更不能以枉法爲治。則修智之士。不事左右。不聽請謁矣。人主之左右。行非伯夷也。求索不得。貨賂不至。則精辯之功息。而毀誣之言起矣。治亂之功。制於近習。精潔之行決於毀譽。則修智之吏廢。而人主之明塞矣。不以功伐決智行。不以參伍審罪過。而聽左右近習之言。則無能之士在廷。而愚汚之吏處官矣。萬乘之患。大臣太重。千乘之患。左右太信。此人主之所公患也。且人臣有大罪。人主有大失。臣主之利。與相異者也。何以明之哉。曰。主利在有能而任官。臣利在無能而得事。主利在有勞而爵祿。臣利在無功而富貴。主利在豪傑使能。臣利在朋黨用私。是以國地削而私家富。主上卑而大臣重。故主失勢而臣得國。主更稱蕃臣。而相室剖符。此人臣之所以譎主便私也。故當世之重臣。主變勢而得固寵者。十無二三。是其故何也。人臣之罪大也。臣有大罪者。其行欺主也。其罪當死亡也。智士者遠見。而畏於死亡。必不從重人矣。賢士者修廉。而羞與姦臣欺其主。必不從重臣矣。是當塗者之徒屬。非愚而不知患者。必汚而不避姦者也。大臣挾愚汚之人。上與之欺主。下與之收利侵漁。朋黨比周相與。一口惑主。敗法以亂士民。使國家危削。主上勞辱。此大罪也。臣有大罪而主弗禁。此大失也。使其主有大失於上。臣有大罪於下。索國之不亡者。不可得也。

說難第十

凡說之難。非吾知之有以說之之難也。又非吾辯之能明吾意之難也。又非吾敢橫失而能盡之難也。凡說之難。在知所說之心。可以吾說當之。所說出於爲名高者也。而說之以厚利。則見下節而遇卑賤。必弃遠矣。所說出於厚利者也。而說之以名高。則見無心而遠事情。必不收矣。所說陰爲厚利而顯爲名高者也。而說之以名高。則陽收其身而實疏之。說之以厚

主不能越四助而燭察其臣。故人主愈弊。而大臣愈重。凡當塗者之於人主也。希不信愛也。又且習故。若夫卽主心同好惡。固其所自進也。官爵貴重。朋黨又衆。而一國爲之訟。則法術之士欲干上者。非有所信愛之親。習故之澤也。又將以法術之言矯人主阿辟之心。是與人主相反也。處勢卑賤。無黨孤特。夫以疏遠與近愛信爭。其數不勝也。以新旅與習故爭。其數不勝也。以反主意與同好爭。其數不勝也。以輕賤與貴重爭。其數不勝也。以一口與一國爭。其數不勝也。法術之士操五不勝之勢。以歲數而又不得見。當塗之人乘五勝之資。而旦暮獨說於前。故法術之士奚道得進。而人主奚時得悟乎。故資必不勝。而勢不兩存。法術之士焉得不危。其可以罪過誣者。公法而誅之。其不可被以罪過者。以私劍而窮之。是明法術而逆主上者。不僇於吏誅。必死於私劍矣。朋黨比周以弊主。言曲以便私者。必信於重人矣。故其可以功伐借者。以官爵貴之。其可借以美名者。以外權重之。是以弊主上而趨於私門者。不顯於官爵。必重於外權矣。今人主不合參驗而行誅。不待見功而爵祿。故法術之士。安能蒙死亡而進其說。姦邪之臣。安肯棄利而退其身。故主上愈卑。私門益尊。夫越雖國富兵彊。中國之主。皆知無益於己也。曰非吾所得制也。今有國者。雖地廣人衆。然而人主壅蔽。大臣專權。是國爲越也。知不類越。而不知不類其國。不察其類者也。人主所以謂齊亡者。非地與城亡也。呂氏弗制。而田氏用之。所以謂晉亡者。亦非地與城亡也。姬氏不制。而六卿專之也。今大臣執柄獨斷。而上弗知收。是人主不明也。與死人同病者。不可生也。與亡國同事者。不可存也。今襲跡於齊晉。欲國安存。不可得也。凡法術之難行也不獨萬乘。千乘亦然。人主之左右。不必智也。人主於人。有所智而聽之。因與左右論其言。是與愚人論智也。人主之左右。不必賢也。人主於人。有所賢而禮之。因與左右論其行。是與不肖論賢也。智者決策於愚人。賢士程行於不肖。則賢智之士羞。而人主之論悖矣。人臣之欲得官者。其修士且以精潔固身。

吾觀晉公子。萬乘之主也。其左右從者。萬乘之相也。今窮而出亡。過於曹。曹遇之無禮。此若反國。必誅無禮。則曹其首也。子奚不先自貳焉。負羈曰。諾。盛黃金於壺。充之以餐。加璧其上。夜令人遺公子。公子見使者再拜。受其餐而辭其璧。公子自曹入楚。自楚入秦。入秦三年。秦穆公召羣臣而謀曰。昔者晉獻公與寡人交。諸侯莫弗聞。獻公不幸離羣臣。出入十年矣。其嗣子不善。吾恐此將令其宗廟不祓除。而社稷不血食也。如是弗定。則非與人交之道。吾欲輔重耳而入之晉。何如。羣臣皆曰。善。公因起卒。革車五百乘。疇騎二千。步卒五萬。輔重耳入之于晉。立為晉君。重耳即位三年。舉兵而伐曹矣。因令人告曹君曰。懸叔瞻而出之。我且殺而以為大戮。又令人告釐負羈曰。軍旅薄城。吾知子不違也。其表子之閭。寡人將以為令。令軍勿敢犯。曹人聞之。率其親戚而保釐負羈之閭者七百餘家。此禮之所用也。故曹小國也。而迫於晉楚之閒。其君之危猶累卵也。而以無禮莅之。此所以絕世也。故曰。國小無禮。不用諫臣。則絕世之勢也。

孤憤第九

智術之士。必遠見而明察。不明察。不能燭私。能法之士。必强毅而勁直。不勁直。不能矯姦。人臣循令而從事。案法而治官。非重人也。重人也者。無令而擅為。虧法以利私。耗國以便家。力能得其君。此所謂重人也。智術之士明察。聽用。且燭重人之陰情。能法之士勁直。聽用。且矯重人之姦行。故智術能法之士用。則貴重之臣必在繩之外矣。是智法之士。與當塗之人。不可兩存之仇也。當塗之人擅事要。則外內為之用矣。是以諸侯不因。則事不應。故敵國為之訟。百官不因。則業不進。故羣臣為之用。郎中不因。則不得近主。故左右為之匿。學士不因。則養祿薄禮卑。故學士為之談也。此四助者。邪臣之所以自飾也。重人不能忠主而進其仇。人

愛。又安能愛君乎。公曰。然則孰可。管仲曰。隰朋可。其爲人也。堅中而廉外。少欲而多信。夫堅中則足以爲表。廉外則可以大任。少欲則能臨其衆。多信則能親鄰國。此霸者之佐也。君其用之。君曰。諾。居一年餘。管仲死。君遂不用隰朋而與豎刁。刁蒞事三年。桓公南遊堂阜。豎刁率易牙衛公子開方及大臣爲亂。桓公渴餒而死南門之寢。公守之室。身死三月不收。蟲出于戶。故桓公之兵。橫行天下。爲五伯長。卒見弒於其臣。而滅高名。爲天下笑者何也。不用管仲之過也。故曰。過而不聽於忠臣。獨行其意。則滅其高名。爲人笑之始也。

奚謂內不量力。昔者秦之攻宜陽。韓氏急。公仲朋謂韓君曰。與國不可恃也。豈如因張儀爲和於秦哉。因賂以名都。而南與伐楚。是患解於秦而害交於楚也。君曰。善。乃警公仲之行。將西和秦。楚王聞之懼。召陳軫而告之曰。韓朋將西和秦。今將柰何。陳軫曰。秦得韓之都而驅其鍊甲。秦韓爲一。以南鄉楚。此秦王之所以廟祠而求也。其爲楚害必矣。王其趣發信臣多其車。重其幣。以奉韓。曰。不穀之國雖小。卒已悉起。願大國之信意於秦也。因願大國令使者入境。視楚之起卒也。韓使人之楚。楚王因發車騎。陳之下路。謂韓使者曰。報韓君言。弊邑之兵。今將入境矣。使者還報韓君。韓君大說。止公仲。公仲曰。不可。夫以實告我者秦也。以名救我者楚也。聽楚之虛言。而輕誣强秦之實禍。則危國之本也。韓君弗聽。公仲怒而歸。十日不朝。宜陽益急。韓君令使者趣卒於楚。冠蓋相望。而卒無至者。宜陽果拔。爲諸侯笑。故曰。內不量力。外恃諸侯者。則國削之患也。

奚謂國小無禮。昔者晉公子重耳出亡。過於曹。曹君袒裼而觀之。釐負羈與叔瞻侍於前。叔瞻謂曹君曰。臣觀晉公子非常人也。君遇之無禮。彼若有時反國而起兵。即恐爲曹傷。君不如殺之。曹君弗聽。釐負羈歸而不樂。其妻問之曰。公從外來。而有不樂之色。何也。負羈曰。吾聞之。有福不及。禍來連我。今日吾君召晉公子。其遇之無禮。我與在前。吾是以不樂。其妻曰。

人。敵國之憂也。今由余聖人也。寡人患之。吾將奈何。內史廖曰。臣聞。戎王之居。僻陋而道遠。未聞中國之聲。君其遺之女樂。以亂其政。而後爲由余請期。以疏其諫。彼君臣有閒。而後可圖也。君曰。諾。乃使史廖以女樂二八遺戎王。因爲由余請期。戎王許諾。見其女樂而說之。設酒張飮。日以聽樂。終歲不遷。牛馬半死。由余歸。因諫戎王。戎王弗聽。由余遂去之秦。秦穆公迎而拜之上卿。問其兵勢與其地形。既以得之。擧兵而伐之。兼國十二。開地千里。故曰。耽於女樂。不顧國政。亡國之禍也。

奚謂離內遠遊。昔者田成子遊於海而樂之。號令諸大夫曰。言歸者死。顏涿聚曰。君遊海而樂之。奈臣有圖國者何。君雖樂之。將安得。田成子曰。寡人布令曰。言歸者死。今子犯寡人之令。援戈將擊之。顏涿聚曰。昔桀殺關龍逢。而紂殺王子比干。今君雖殺臣之身以三之可也。臣言爲國。非爲身也。延頸而前曰。君擊之矣。君乃釋戈趣駕而歸。至三日。而聞國人有謀不內田成子者矣。田成子所以遂有齊國者。顏涿聚之力也。故曰。離內遠遊。則危身之道也。

奚謂過而不聽於忠臣。昔者齊桓公九合諸侯。一匡天下。爲五伯長。管仲佐之。管仲老。不能用事。休居於家。桓公從而問之曰。仲父家居有病。即不幸而不起。此病。政安遷之。管仲曰。臣老矣。不可問也。雖然臣聞之。知臣莫若君。知子莫若父。君其試以心決之。君曰。鮑叔牙何如。管仲曰。不可。夫鮑叔牙爲人。剛愎而上悍。剛則犯民以暴。愎則不得民心。悍則下不爲用。其心不懼。非霸者之佐也。公曰。然則豎刁何如。管仲曰。不可。夫人之情。莫不愛其身。公妬而好內。豎刁自獖以爲治內。其身不愛。又安能愛君。曰。然則公子開方何如。管仲曰。不可。齊衞之閒。不過十日之行。開方爲事君。欲適君之故。十五年不歸見其父母。此非人情也。其父母之不親也。又能親君乎。公曰。然則易牙何如。管仲曰。不可。夫易牙爲君主味。君之所未嘗食。唯人肉耳。易牙蒸其首子而進之。君所知也。人之情莫不愛其子。今蒸其子以爲膳於君。其子弗

君貌將有變。君曰。何如。其行矜而意高。非他時之節也。君不如先之。君曰。吾與二主約謹矣。破趙而三分其地。寡人所以親之。必不侵欺。兵之著於晉陽三年。今旦暮將拔之而嚮其利。何乃將有他心。必不然。子釋勿憂。勿出於口。明旦二主又朝而出。復見智過於轅門。智過入見曰。君以臣之言告二主乎。君曰。何以知之。曰。今日二主朝而出。見臣而其色動而視屬臣。此必有變。君不如殺之。君曰。子置勿復言。智過曰。不可。必殺之。若不能殺。遂親之。君曰。親之柰何。智過曰。魏宣子之謀臣曰趙葭。韓康子之謀臣曰段規。此皆能移其君之計。君與其二君約。破趙國。因封二子者各萬家之縣一。如是則二主之心可以無變矣。智伯曰。破趙而三分其地。又封二子者各萬家之縣一。則吾所得者少。不可。智過見其言之不聽也。出。因更其族為輔氏。至於期日之夜。趙氏殺其守隄之吏。而決其水灌智伯軍。智伯軍救水而亂。韓魏翼而擊之。襄子將卒犯其前。大敗智氏之軍。而擒智伯。智伯身死軍敗。國分為三。為天下笑。故曰。貪愎好利。則滅國殺身之本也。

奚謂耽於女樂。昔者戎王使由余聘於秦。穆公問之曰。寡人嘗聞道。而未得目見之也。願聞古之明主。得國失國何常以。由余對曰。臣嘗得聞之矣。常以儉得之。以奢失之。穆公曰。寡人不辱而問道於子。子以儉對寡人何也。由余對曰。臣聞。昔者堯有天下。飯於土簋。飲於土鉶。其地南至交趾。北至幽都。東西至日月之所出入者。莫不賓服。堯禪天下。虞舜受之。作為食器。斬山木而財之。削鋸修之迹。流漆墨其上。輸之於宮。以為食器。諸侯以為益侈。國之不服者十三。舜禪天下而傳之於禹。禹作為祭器。黑染其外。而朱畫其內。縵帛為茵。蔣席頗緣。觴酌有采。而樽俎有飾。此彌侈矣。而國之不服者三十三。夏后氏沒。殷受之。作為大路。而建九旒。食器雕琢。觴酌刻鏤。四壁堊墀。茵席彫文。此彌侈矣。而國之不服者五十三。君子皆知文章矣。而欲服者彌少。臣故曰。儉其道也。由余出。公乃召內史廖而告之曰。寡人聞鄰國有聖

而告之曰。夫智伯之爲人也。陽規而陰疏。三使韓魏而寡人不與焉。其措兵於寡人必矣。今吾安居而可。張孟談曰。夫董閼于簡主之才臣也。其治晉陽而尹鐸循之。其餘教猶存。君其定居晉陽而已矣。君曰。諾。乃召延陵生。令將軍車騎先至晉陽。君因從之。君至而行其城郭及五官之藏。城郭不治。倉無積粟。府無儲錢。庫無甲兵。邑無守具。襄子懼。乃召張孟談曰。寡人行城郭及五官之藏。皆不備具。吾將何以應敵。張孟談曰。臣聞。聖人之治藏於臣不藏於府庫。務修其教不治城郭。君其出令。令民自遺三年之食。有餘粟者入之倉。遺三年之用。有餘錢者入之府。遺有奇人者。使治城郭之繕。君夕出令。明日倉不容粟。府無積錢。庫不受甲兵。居五日。而城郭已治。守備已具。君召張孟談而問之曰。吾城郭已治。守備已具。錢粟已足。甲兵有餘。吾奈無箭何。張孟談曰。臣聞。董子之治晉陽也。公宮之垣。皆以荻蒿楛楚牆之。有楛高至于丈。君發而用之。於是發而試之。其堅則雖菌簵之勁弗能過也。君曰。吾箭已足矣。奈無金何。張孟談曰。臣聞。董子治晉陽也。公宮令舍之堂。皆以鍊銅爲柱質。君發而用之。於是發而用之。有餘金矣。號令已定。守備已具。三國之兵果至。至則乘晉陽之城。遂戰。三月弗能拔。因舒軍而圍之。決晉陽之水以灌之。圍晉陽三年。城中巢居而處。縣釜而炊。財食將盡。士大夫羸病。襄子謂張孟談曰。糧食匱。財力盡。士大夫羸病。吾恐不能守矣。欲以城下。何國之可下。張孟談曰。臣聞之。亡弗能存。危弗能安。則無爲貴智矣。君失此計者。臣請試潛行而出。見韓魏之君。張孟談見韓魏之君曰。臣聞脣亡齒寒。今智伯率二君而伐趙。趙將亡矣。趙亡則二君爲之次。二君曰。我知其然也。雖然智伯之爲人也。麤中而少親。我謀而覺。則其禍必至矣。爲之奈何。張孟談曰。謀出二君之口。而入臣之耳。人莫之知也。二君因與張孟談約三軍之反。與之期日。夜遣孟談入晉陽。以報二君之反於襄子。襄子迎孟談而再拜之。且恐且喜。二君以約遣張孟談。因朝智伯而出。遇智過於轅門之外。智過怪其色。因入見智伯曰。二

及武王伐紂。師延東走。至於濮水而自投。故聞此聲。必於濮水之上。先聞此聲者。其國必削。不可遂。平公曰。寡人所好者音也。子其使遂之。師涓鼓究之。平公問師曠曰。此所謂何聲也。師曠曰。此所謂清商也。公曰。清商固最悲乎。師曠曰。不如清徵。公曰。清徵可得而聞乎。師曠曰。不可。古之聽清徵者。皆有德義之君也。今吾君德薄。不足以聽。平公曰。寡人之所好者音也。願試聽之。師曠不得已。援琴而鼓。一奏之。有玄鶴二八。道南方來。集於郎門之垝。再奏之而列。三奏之。延頸而鳴。舒翼而舞。音中宮商之聲。聲聞于天。平公大說。坐者皆喜。平公提觴而起。爲師曠壽。反坐而問曰。音莫悲於清徵乎。師曠曰。不如清角。平公曰。清角可得而聞乎。師曠曰。不可。昔者黃帝合鬼神於泰山之上。駕象車而六蛟龍。畢方並鎋。蚩尤居前。風伯進掃。雨師灑道。虎狼在前。鬼神在後。騰蛇伏地。鳳皇覆上。大合鬼神。作爲清角。今主君德薄。不足聽之。聽之將恐有敗。平公曰。寡人老矣。所好者音也。願遂聽之。師曠不得已而鼓之。一奏之。有玄雲從西北方起。再奏之。大風至。大雨隨之。裂帷幕。破俎豆。隳廊瓦。坐者散走。平公恐懼。伏于廊室之閒。晉國大旱。赤地三年。平公之身遂癃病。故曰。不務聽治。而好五音不已。則窮身之事也。

奚謂貪愎。昔者智伯瑤率趙韓魏而伐范中行。滅之。反歸休兵數年。因令人請地於韓。韓康子欲勿與。段規諫曰。不可不與也。夫智伯之爲人也。好利而驁愎。彼來請地而弗與則移兵於韓必矣。君其與之。與之彼狃。又將請地他國。他國且有不聽。不聽則智伯必加之兵。如是韓可以免於患而待其事之變。康子曰。諾。因令使者致萬家之縣一於智伯。智伯說。又令人請地於魏。宣子欲勿與。趙葭諫曰。彼請地於韓。韓與之。今請地於魏。魏弗與。則是魏內自強。而外怒智伯也。如弗予。其措兵於魏必矣。不如予之。宣子曰。諾。因令人致萬家之縣一於智伯。智伯又令人之趙。請蔡皐狼之地。趙襄子弗與。智伯因陰約韓魏將以伐趙。襄子召張孟談

也。其心忠愛之而適足以殺之。故曰。行小忠。則大忠之賊也。

奚謂顧小利。昔者晉獻公。欲假道於虞。以伐虢。荀息曰。君其以垂棘之璧。與屈產之乘。賂虞公。求假道焉。必假我道。君曰。垂棘之璧吾先君之寶也。屈產之乘。寡人之駿馬也。若受吾幣。不假我道。將奈何。荀息曰。彼不假我道。必不敢受我幣。若受我幣。而假我道。則是寶猶取之內府。而藏之外府也。馬猶取之內廐。而著之外廐也。君勿憂。君曰。諾。乃使荀息以垂棘之璧與屈產之乘。賂虞公。而求假道焉。虞公貪利其璧與馬。而欲許之。宮之奇諫曰。不可許。夫虞之有虢也。如車之有輔。輔依車。車亦依輔。虞虢之勢正是也。若假之道。則虢朝亡。而虞夕從之矣。不可。願勿許。虞公弗聽。遂假之道。荀息伐虢。而還反。處三年。與兵伐虞。又尅之。荀息牽馬操璧而報獻公。獻公說曰。璧則猶是也。雖然馬齒亦益長矣。故虞公之兵殆而地削者何也。愛小利而不慮其害。故曰。顧小利。則大利之殘也。

奚謂行僻。昔者楚靈王為申之會。宋太子後至。執而囚之。狎徐君。拘齊慶封。中射士諫曰。合諸侯。不可無禮。此存亡之機也。昔者桀為有戎之會。而有緡叛之。紂為黎丘之蒐。而戎狄叛之。由無禮也。君其圖之。君不聽。遂行其意。居未期年。靈王南遊。羣臣從而刼之。靈王餓而死乾溪之上。故曰。行僻自用。無禮諸侯。則亡身之至也。

奚謂好音。昔者衞靈公將之晉。至濮水之上。稅車而放馬。設舍以宿。夜分。而聞鼓新聲者。而說之。使人問左右。盡報弗聞。乃召師涓而告之曰。有鼓新聲者。使人問左右。盡報弗聞。其狀似鬼神。子為聽而寫之。師涓曰。諾。因靜坐。撫琴而寫之。師涓明日報曰。臣得之矣。而未習也。請復一宿習之。靈公曰。諾。因復留宿。明日而習之。遂去之晉。晉平公觴之於施夷之臺。酒酣靈公起曰。有新聲。願請以示。平公曰。善。乃召師涓。令坐師曠之旁。援琴撫之。未終。師曠撫止之曰。此亡國之聲。不可遂也。平公曰。此道奚出。師曠曰。此師延之所作。與紂為靡靡之樂也。

大國爲救亡也。而亡亟於不聽。故不聽羣臣。羣臣知不聽。則不外市諸侯。諸侯知不聽。則不受臣之誣其君矣。

明君之爲官職爵祿也。所以進賢材勸有功也。故曰。賢材者處厚祿。任大官。功大者有尊爵。受重賞。官賢者量其能。賦祿者稱其功。是以賢者不誣能以事其主。有功者樂進其業。故事成功立。今則不然。不課賢不肖。不論有功勞。用諸侯之重。聽左右之謁。父兄大臣。上請爵祿於主。而下賣之以收財利。及以樹私黨。故財利多者買官以爲貴。有左右之交者。請謁以成重。功勞之臣不論。官職之遷失謬。是以吏偸官而外交。弃事而財親。是以賢者懈怠而不勸。有功者隳而簡其業。此亡國之風也。

十過第八

十過。一曰。行小忠則大忠之賊也。二曰。顧小利則大利之殘也。三曰。行僻自用。無禮諸侯則亡身之至也。四曰。不務聽治。而好五音則窮身之事也。五曰。貪愎喜利則滅國殺身之本也。六曰。耽於女樂。不顧國政。則亡國之禍也。七曰。離內遠遊。而忽於諫士。則危身之道也。八曰。過而不聽於忠臣。而獨行其意。則滅高名。爲人笑之始也。九曰。內不量力。外恃諸侯。則削國之患也。十曰。國小無禮。不用諫臣。則絕世之勢也。奚謂小忠。昔者楚共王與晉厲公戰於鄢陵。楚師敗。而共王傷其目。酣戰之時。司馬子反渴而求飲。豎穀陽操觴酒而進之。子反曰。嘻。退。酒也。豎穀陽曰。非酒也。子反受而飲之。子反之爲人也。嗜酒而甘之。弗能絕於口。而醉。戰既罷。共王欲復戰。令人召司馬子反。司馬子反辭以心疾。共王駕而自往。入其幄中。聞酒臭而還。曰。今日之戰。不穀親傷。所恃者司馬也。而司馬又醉如此。是亡楚國之社稷。而不恤吾衆也。不穀無復戰矣。於是還師而去。斬司馬子反。以爲大戮。故豎穀陽之進酒。不以讎子反

人主之所必聽也。為人臣者。事公子側室以音聲子女。收大臣廷吏以辭言處約言事事成則進爵益祿。以勸其心。使犯其主。此之謂父兄。四曰養殃。何謂養殃。曰。人主樂美宮室臺池。好飾子女狗馬。以娛其心。此人主之殃也。為人臣者。盡民力以美宮室臺池。重賦斂以飾子女狗馬。以娛其主。而亂其心。從其所欲。而樹私利其間。此之謂養殃。五曰民萌。何謂民萌。曰。為人臣者。散公財以說民人。行小惠以取百姓。使朝廷市井皆勸譽己。以塞其主。而成其所欲。此之謂民萌。六曰流行。何謂流行。曰。人主者固壅其言談。希於聽論議。易移以辯說。為人臣者。求諸侯之辯士。養國中之能說者。使之以語其私。為巧文之言。流行之辭。示之以利勢。懼之以患害。施屬虛辭。以壞其主。此之謂流行。七曰威强。何謂威强。曰。君人者。以羣臣百姓為威强者也。羣臣百姓之所善。則君善之。非羣臣百姓之所善。不善之。為人臣者。聚帶劍之客。養必死之士。以彰其威。明為己者必利。不為己者必死。以恐其羣臣百姓。而行其私。此之謂威强。八曰四方。何謂四方。曰。君人者。國小則事大國。兵弱則畏强兵。大國之所索。小國必聽。强兵之所加。弱兵必服。為人臣者。重賦斂。盡府庫。虛其國以事大國。而用其威求誘其君。甚者舉兵以聚邊境而制斂於內。薄者數內大使。以震其君。使之恐懼。此之謂四方。凡此八者。人臣之所以道成姦。世主所以壅劫。失其所有也。不可不察焉。明君之於內也。娛其色而不行其謁。不使私請。其於左右也。使其身必責其言。不使益辭。其於父兄大臣也。聽其言也。必使以罰任於後。不令妄舉。其於觀樂玩好也。必令之有所出。不使擅進。不使擅退。不使羣臣虞其意。其於德施也。縱禁財。發墳倉。利於民者。必出於君。不使人臣私其德。其於說議也。稱譽者所善。毀疵者所惡。必實其能。察其過。不使羣臣相為語。其於勇力之士也。軍旅之功無踰賞。邑鬬之勇無赦罪。不使羣臣行私財。其於諸侯之求索也。法則聽之。不法則距之。所謂亡君者。非莫有其國也。而有之者皆非己有也。令臣以外為制於內。則是君人者亡也。聽

法。大虎將怯。主施其刑。大虎自寧。法刑苟信。虎化為人。復反其眞。欲為其國。必伐其聚。不伐其聚。彼將聚眾。欲為其地。必適其賜。不適其賜。亂人求益。彼求我予。假仇人斧。假之不可。彼將用之以伐我。黃帝有言。曰上下一日百戰。下匿其私。用試其上。上操度量。以割其下。故度量之立。主之寶也。黨與之具。臣之寶也。臣之所不弒其君者。黨與不具也。故上失扶寸。下得尋常。有國之君。不大其都。有道之臣。不貴其家。有道之君。不貴其臣。貴之富之。彼將代之。備危恐殆。急置太子。禍乃無從起。內索出圉。必身自執其度量。厚者虧之。薄者靡之。虧靡有量。毋使民比周同欺其上。虧之若月。靡之若熱。簡令謹誅。必盡其罰。毋弛而弓。一棲兩雄。一棲兩雄。其鬭㘖㘖。豺狼在牢。其羊不繁。一家二貴。事乃無功。夫妻持政。子無適從。為人君者。數披其木。毋使木枝扶疏。木枝扶疏。將塞公閭。私門將實。公庭將虛。主將壅圍。數披其木。毋使木枝外拒。木枝外拒。將逼主處。數披其木。毋使枝大本小。枝大本小。將不勝春風。不勝春風。枝將害心。公子既眾。宗室憂唫。止之之道。數披其木。毋使枝茂。木枝數披。黨與乃離。掘其根本。木乃不神。塡其洶淵。毋使水清。探其懷。奪之威。主上用之。若電若雷。

八姦第七

凡人臣之所道成姦者。有八術。一曰在同牀。何謂同牀。曰。貴夫人愛孺子。便僻好色。此人主之所惑也。託於燕處之虞。乘醉飽之時。而求其所欲。此必聽之術也。為人臣者。內事之以金玉。使惑其主。此之謂同牀。二曰在旁。何謂在旁。曰。優笑侏儒。左右近習。此人主未命而唯唯。未使而諾諾。先意承旨。觀貌察色。以先主心者也。此皆俱進俱退。皆應皆對。一辭同軌。以移主心者也。為人臣者。內事之以金玉玩好。外為之行不法。使之化其主。此之謂在旁。三曰父兄。何謂父兄。曰。側室公子。人主之所親愛也。大臣廷吏。人主之所與度計也。此皆盡力畢議。

之道。以名爲首。名正物定。名倚物徙。故聖人執一以靜。使名自命。令事自定。不見其采。下故素正。因而任之。彼自事之。因而予之。彼將自舉之。正與處之。使皆自定之。上以名舉之。不知其名。復修其形。形名參同。用其所生。二者誠信。下乃貢情。謹修所事。待命於天。毋失其要。乃爲聖人。聖人之道。去智與巧。智巧不去。難以爲常。民人用之。其身多殃。主上用之。其國危亡。因天之道。反形之理。督參鞠之。終則有始。虛以靜後。未嘗用己。凡人之患。必同其端。信而勿同。萬民一從。夫道者弘大而無形。德者覈理而普至。至於羣生。斟酌用之。萬物皆盛。而不與其寧。道者下周於事。因稽而命。與時生死。參名異事。通一同情。故曰。道不同於萬物。德不同於陰陽。衡不同於輕重。繩不同於出入。和不同於燥濕。君不同於羣臣。凡此六者道之出也。道無雙。故曰一。是故明君貴獨。道之容。君臣不同道。下以名禱。君操其名。臣效其形。形名參同。上下和調也。凡聽之道。以其所出。反以爲之入。故審名以定位。明分以辯類。聽言之道。溶若甚醉。脣乎齒乎。吾不爲始乎。齒乎脣乎。愈惛惛乎。彼自離之。吾因以知之。是非輻湊。上不與構。虛靜無爲。道之情也。參伍比物。事之形也。參之以比物。伍之以合虛。根幹不革。則動泄不失矣。動之溶之。無爲而改之。喜之則多事。惡之則生怨。去喜去惡。虛心以爲道舍。上不與共之。民乃寵之。上不與義之。使獨爲之。上固閉內扃。從室視庭。咫尺已具。皆之其處。以賞者賞。以刑者刑。因其所爲。各以自成。善惡必及。孰敢不信。規矩既設。三隅乃列。主上不神。下將有因。其事不當。下考其常。若天若地。是謂累解。若地若天。孰疏孰親。能象天地。是謂聖人。欲治其內。置而勿親。欲治其外。官置一人。不使自恣。安得移并。大臣之門。唯恐多人。凡治之極。下不能得。周合刑名。民之守職。去此更求。是謂大惑。猾民愈衆。姦邪滿側。故曰。毋富人而貸焉。毋貴人而逼焉。毋專信一人而失其都國焉。腓大於股。難以趨走。主失其神。虎隨其後。主上不知。虎將爲狗。主不蚤止。狗益無已。虎成其羣。以弑其母。爲主而無臣。奚國之有。主施其

當名也。害甚於有大功。故罰。昔者韓昭侯醉而寢。典冠者見君之寒也。故加衣於君之上。覺寢而說。問左右曰。誰加衣者。左右對曰。典冠。君因兼罪典衣與典冠。其罪典衣以爲失其事也。其罪典冠以爲越其職也。非不惡寒也。以爲侵官之害甚於寒。故明主之畜臣。臣不得越官而有功。不得陳言而不當。越官則死。不當則罪。守業其官。所言者貞也。則羣臣不得朋黨相爲矣。

人主有二患。任賢則臣將乘於賢以劫其君。妄舉則事沮不勝。故人主好賢。則羣臣飾行以要君欲。則是羣臣之情不效。羣臣之情不效。則人主無以異其臣矣。故越王好勇。而民多輕死。楚靈王好細腰。而國中多餓人。齊桓公妬外而好內。故豎刁自宮以治內。桓公好味。易牙蒸其首子而進之。燕子噲好賢。故子之明不受國。故君見惡則羣臣匿端。君見好則羣臣誣能。人主欲見。則羣臣之情態得其資矣。故子之託於賢以奪其君者也。豎刁易牙。因君之欲以侵其君者也。其卒。子噲以亂死。桓公蟲流出尸而不葬。此其故何也。人君以情借臣之患也。人臣之情。非必能愛其君也。爲重利之故也。今人主不掩其情。不匿其端。而使人臣有緣以侵其主。則羣臣爲子之田常不難矣。故曰。去好去惡。羣臣見素。羣臣見素。則人君不蔽矣。

揚權第六

天有大命。人有大命。夫香美脆味。厚酒肥肉。甘口而疾形。曼理皓齒。說情而損精。故去甚去泰。身乃無害。權不欲見。素無爲也。事在四方。要在中央。聖人執要。四方來效。虛而待之。彼自以之。四海既藏。道陰見陽。左右既立。開門而當。勿變勿易。與二俱行。行之不已。是謂履理也。夫物者有所宜。材者有所施。各處其宜。故上下無爲。使雞司夜。令狸執鼠。皆用其能。上乃無事。上有所長。事乃不方。矜而好能。下之所欺。辯惠好生。下因其材。上下易用。國故不治。用一

勇者弗敢爭。刑過不避大臣。賞善不遺匹夫。故矯上之失。詰下之邪。治亂決繆。絀羨齊非。一民之軌。莫如法。屬官威民。退淫殆。止詐僞。莫如刑。刑重則不敢以貴易賤。法審則上尊而不侵。上尊而不侵則主强而守要。故先王貴之而傳之。人主釋法用私。則上下不別矣。

二柄第五

明主之所導制其臣者。二柄而已矣。二柄者刑德也。何謂刑德。曰。殺戮之謂刑。慶賞之謂德。爲人臣者。畏誅罰而利慶賞。故人主自用其刑德。則羣臣畏其威而歸其利矣。世之姦臣則不然。所惡則能得之其主而罪之。所愛則能得之其主而賞之。今人主非使賞罰之威利出於己也。聽其臣而行其賞罰。則一國之人。皆畏其臣而易其君。歸其臣而去其君矣。此人主失刑德之患也。夫虎之所以能服狗者爪牙也。使虎釋其爪牙而使狗用之。則虎反服於狗矣。人主者以刑德制臣者也。今君人者釋其刑德而使臣用之。則君反制於臣矣。故田常上請爵祿而行之羣臣。下大斗斛而施於百姓。此簡公失德。而田常用之也。故簡公見弑。子罕謂宋君曰。夫慶賞賜予者。民之所喜也。君自行之。殺戮刑罰者。民之所惡也。臣請當之。於是宋君失刑。而子罕用之。故宋君見劫。田常徒用德。而簡公弑。子罕徒用刑。而宋君劫。故今之爲人臣者。兼刑德而用之。則是世主之危。甚於簡公宋君也。故劫殺擁蔽之主。幷失刑德。而使臣用之。而不危亡者。則未嘗有也。

人主將欲禁姦。則審合刑名者。言不異事也。爲人臣者陳事而言。君以其言授之事。專以其事責其功。功當其事。事當其言則賞。功不當其事。事不當其言則罰。故羣臣其言大而功小者則罰。非罰小功也。罰功不當名也。羣臣其言小而功大者亦罰。非不說於大功也。以爲不

使法擇人。不自舉也。使法量功。不自度也。能者不可弊。敗者不可飾。譽者不能進。非者弗能退。則君臣之閒。明辯而易治。故主讎法則可也。賢者之爲人臣。北面委質。無有二心。朝廷不敢辭賤。軍旅不敢辭難。順上之爲。從主之法。虛心以待令。而無是非也。故有口不以私言。有目不以私視。而上盡制之。爲人臣者。譬之若手。上以修頭。下以修足。清暖寒熱。不得不救。鏌鋣傅體。不敢弗搏。無私賢哲之臣。無私智能之士。故民不越鄉而交。無百里之慼。貴賤不相踰。愚智提衡而立。治之至也。今夫輕爵祿。易去亡。以擇其主。臣不謂廉。詐說逆法。倍主強諫。臣不謂忠。行惠施利。收下爲名。臣不謂仁。離俗隱居。而以非主。臣不謂義。外使諸侯。內耗其國。伺其危險之陂。以恐其主。曰交非我不親。怨非我不解。而主乃信之。以國聽之。卑主之名。以顯其身。毀國之厚。以利其家。臣不謂智。此數物者。險世之說也。而先王之法所簡也。先王之法曰。臣毋或作威。毋或作利。從王之指。毋或作惡。從王之路。古者世治之民。奉公法。廢私術。專意一行。具以待使。夫爲之人主。而身察百官。則日不足。力不給。且上用目則下飾觀。上用耳則下飾聲。上用慮則下繁辭。先王以三者爲不足。故舍己能而因法數。審賞罰。先王之所守要。故法省而不侵。獨制四海之內。聰智不得用其詐。險躁不得關其佞。姦邪無所依。遠在千里外。不敢易其辭。近在郎中。不敢蔽善飾非。朝廷羣下。直湊單微。不敢相踰越。故治不足而日有餘。上之任勢使然也。夫人臣之侵其主也。如地形焉。即漸以往。使人主失端。東西易面而不自知。故先王立司南以端朝夕。故明主使其羣臣不遊意於法之外。不爲惠於法之內。動無非法。法所以凌過遊外私也。嚴刑所以遂令懲下也。威不貸錯。制不共門。威制共則衆邪彰矣。法不信則君行危矣。刑不斷則邪不勝矣。故曰。巧匠目意中繩。然必先以規矩爲度。上智捷舉中事。必以先王之法爲比。故繩直而枉木斲。準夷而高科削。權衡縣而重益輕。斗石設而多益少。故以法治國。舉措而已矣。法不阿貴。繩不撓曲。法之所加。智者弗能辭。

有度第四

國無常强。無常弱。奉法者强則國强。奉法者弱則國弱。荊莊王幷國二十六。開地三千里。莊王之氓社稷也。而荊以亡。齊桓公幷國三十。啓地三千里。桓公之氓社稷也。而齊以亡。燕襄王以河爲境。以薊爲國。襲涿方城。殘齊平中山。有燕者重。無燕者輕。襄王之氓社稷也。而燕以亡。魏安釐王攻趙救燕。取地河東。攻盡陶魏之地。加兵於齊。私平陸之都。攻韓拔管。勝於淇下。睢陽之事。荊軍老而走。蔡召陵之事。荊軍破。兵四布於天下。威行於冠帶之國。安釐王死而魏以亡。故有荊莊齊桓。則荊齊可以霸。有燕襄魏安釐。則燕魏可以强。今皆亡國者。其羣臣官吏。皆務所以亂。而不務所以治也。其國亂弱矣。又皆釋國法而私其外。則是負薪而救火也。亂弱甚矣。故當今之時。能去私曲就公法者。民安而國治。能去私行行公法者。則兵强而敵弱。故審得失有法度之制者。以加羣臣之上。則主不可欺以詐僞。審得失有權衡之稱者。以聽遠事。則主不可欺以天下之輕重。今若以譽進能。則臣離上而下比周。若以黨擧官。則民務交而不求用於法。故官之失能者。其國亂。以譽爲賞。以毀爲罰也。則好賞惡罰之人。釋公行行私術。比周以相爲也。忘主外交。以進其與。則其下所以爲上者薄矣。交衆與多。外內朋黨。雖有大過。其蔽多矣。故忠臣危死於非罪。姦邪之臣安利於無功。忠臣危死而不以其罪。則良臣伏矣。姦邪之臣。安利於無功。則姦臣進矣。此亡之本也。若是則羣臣廢法而行私重。輕公法矣。數至能人之門。不一至主之廷。百慮私家之便。不一圖主之國。屬數雖多。非所以尊君也。百官雖具。非所以任國也。然則主有人主之名。而實託於羣臣之家也。故臣曰。亡國之廷無人焉。廷無人者。非朝廷之衰也。家務相益。不務厚國。大臣務相尊。而不務尊君。小臣奉祿養交。不以官爲事。此其所以然者。由主之不上斷於法。而信下爲之也。故明主

而有明。去賢而有功。去勇而有強。羣臣守職。百官有常。因能而使之。是謂習常。故曰。寂乎其無位而處。漻乎莫得其所。明君無爲於上。羣臣竦懼乎下。明君之道。使智者盡其慮。而君因以斷事。故君不窮於智。賢者敕其材。君因而任之。故君不窮於能。有功則君有其賢。有過則臣任其罪。故君不窮於名。是故不賢而爲賢者師。不智而爲智者正。臣有其勞。君有其成功。此之謂賢主之經也。

道在不可見。用在不可知。虛靜無事。以闇見疵。見而不見。聞而不聞。知而不知。知其言以往。勿變勿更。以參合閱焉。官有一人。勿令通言。則萬物皆盡。函掩其跡。匿其端。下不能原。去其智。絕其能。下不能意。保吾所以往而稽同之。謹執其柄而固握之。絕其望。破其意。毋使人欲之。不謹其閉。不固其門。虎乃將存。不愼其事。不掩其情。賊乃將生。弑其主。逼其所。人莫不與。故謂之虎。處其主之側。爲姦臣。聞其主之忒。故謂之賊。散其黨。收其餘。閉其門。奪其輔。國乃無虎。大不可量。深不可測。同合刑名。審驗法式。擅爲者誅。國乃無賊。是故人主有五壅。臣閉其主曰壅。臣制財利曰壅。臣擅行令曰壅。臣得行義曰壅。臣得樹人曰壅。臣閉其主則主失明。臣制財利則主失德。臣擅行令則主失制。臣得行義則主失名。臣得樹人則主失黨。此人主之所以獨擅也。非人臣之所以得操也。人主之道。靜退以爲寶。不自操事。而知拙與巧。不自計慮。而知福與咎。是以不言而善應。不約而善會。言已應則執其契。事已會則操其符。符契之所合。賞罰之所生也。故羣臣陳其言。君以其言授其事。以事責其功。功當其事。事當其言則賞。功不當其事。事不當其言則誅。明君之道。臣不得陳言而不當。是故明君之行賞也。曖乎如時雨。百姓利其澤。其行罰也。畏乎如雷霆。神聖不能解也。故明君無偸賞。無赦罰。賞偸則功臣惰其業。罰赦則姦臣易爲非。是故誠有功。則雖疏賤必賞。誠有過。則雖近愛必誅。近愛必誅。則疏賤者不怠。而近愛者不驕也。

愛臣第二

愛臣太親。必危其身。人臣太貴。必易主位。主妾無等。必危嫡子。兄弟不服。必危社稷。臣聞。千乘之君無備。必有百乘之臣在其側。以徙其民而傾其國。萬乘之君無備。必有千乘之家在其側。以徙其威而傾其國。是以姦臣蕃息。主道衰亡。是故諸侯之博大。天子之害也。羣臣之太富。君主之敗也。將相之後。主而隆家。此君人者所外也。萬物莫如身之至貴也。位之至尊也。主威之重。主勢之隆也。此四美者。不求諸外。不請於人。議之而得之矣。故曰。人主不能用其富。則終於外也。此君人者之所識也。昔者紂之亡。周之卑。皆從諸侯之博大也。晉之分也。齊之奪也。皆以羣臣之太富也。夫燕宋之所以弒其君者。皆以類也。故上比之殷周。中比之燕宋。莫不從此術也。是故明君之蓄其臣也。盡之以法。質之以備。故不赦死。不宥刑。赦死宥刑。是謂威淫。社稷將危。國家偏威。是故大臣之祿雖大。不得藉威城市。黨與雖衆。不得臣士卒。故人臣處國無私朝。居軍無私交。其府庫不得私貸於家。此明君之所以禁其邪。是故不得四從。不載奇兵。非傳非遽。載奇兵革。罪死不赦。此明君之所以備不虞者也。

主道第三

道者萬物之始。是非之紀也。是以明君守始。以知萬物之源。治紀以知善敗之端。故虛靜以待。使令名自命也。令事自定也。虛則知實之情。靜則知動之正。有言者自爲名。有事者自爲形。形名參同。君乃無事焉。歸之其情。故曰。君無見其所欲。君見其所欲。臣自將雕琢。君無見其意。君見其意。臣將自表異。故曰。去好去惡。臣乃見素。去舊去智。臣乃自備。故有智而不以慮。使萬物知其處。有行而不以賢。觀臣下之所因。有勇而不以怒。使羣臣盡其武。是故去智

難言第一

臣非非難言也。所以難言者。言順比滑澤。洋洋纚纚然。則見以爲華而不實。敦祗恭厚。鯁固慎完。則見以爲拙而不倫。多言繁稱。連類比物。則見以爲虛而無用。總微說約。徑省而不飾。則見以爲劌而不辯。徼意親近。探知人情。則見以爲譖而不讓。閎大廣博。妙遠不測。則見以爲夸而無用。纖計小談。以具數言。則見以爲陋。言而近世。辭不悖逆。則見以爲貪生而諛上。言而遠俗。詭躁人間。則見以爲誕。捷敏辯給。繁於文采。則見以爲史。殊釋文學。以質信言。則見以爲鄙。時稱詩書。道法往古。則見以爲誦。此臣非之所以難言而重患也。故度量雖正。未必聽也。義理雖全。未必用也。大王若以此不信。則小者以爲毀訾誹謗。大者患禍災害死亡及其身。故子胥善謀而吳戮之。仲尼善說而匡圍之。管夷吾實賢而魯囚之。故此三大夫。豈不賢哉。而三君不明也。上古有湯至聖也。伊尹至智也。夫至智說至聖。然且七十說而不受。身執鼎俎爲庖宰。昵近習親。而湯乃僅知其賢而用之。故曰。以至智說至聖。未必至而見受。伊尹說湯是也。以智說愚。必不聽。文王說紂是也。故文王說紂。而紂囚之。翼侯炙。鬼侯腊。比干剖心。梅伯醢。夷吾束縛。而曹羈奔陳。伯里子道乞。傅說轉鬻。孫子臏腳於魏。吳起收泣於岸門。痛西河之爲秦。卒枝解於楚。公叔痤言國器。反爲悖。公孫鞅奔秦。關龍逢斬。萇弘分胣。尹子穽於棘。司馬子期死而浮於江。田明辜射。宓子賤。西門豹不鬬而死人手。董安于死而陳於市。宰予不免於田常。范睢折脅於魏。此十數人者。皆世之仁賢忠良。有道術之士也。不幸而遇悖亂闇惑之主而死。然則雖賢聖不能逃死亡避戮辱者何也。則愚者難說也。故君子難言也。且至言忤於耳而倒於心。非賢聖莫能聽。願大王熟察之也。

書曰。昔秦韓戮力一意。以不相侵。天下莫敢犯。如此者數世矣。前時五諸侯。嘗相與共伐韓。秦發兵以救之。韓居中國。地不能滿千里。而所以得與諸侯班位於天下。君臣相保者。以世世相教事秦之力也。先時五諸侯共伐秦。韓反與諸侯。先爲鴈行。以嚮秦軍於關下矣。諸侯兵困力極。無奈何。諸侯兵罷。杜倉相秦。起兵發將以報天下之怨。而先攻荊。荊令尹患之曰。夫韓以秦爲不義。而與秦兄弟。共苦天下。已又背秦。先爲鴈行以攻關。韓則居中國。展轉不可知。天下共割韓上地十城以謝。秦解其兵。夫韓嘗一背秦。而國迫地侵。兵弱至今。所以然者。聽姦臣之浮說。不權事實。故雖殺戮姦臣。不能使韓復强。今趙欲聚兵士卒。以秦爲事。使人來借道。言欲伐秦。其勢必先韓而後秦。且臣聞之。脣亡則齒寒。夫秦韓不得無同憂。其形可見。魏欲發兵以攻韓。秦使人將使者於韓。今秦王使臣斯來。而不得見。恐左右襲曩姦臣之計。使韓復有亡地之患。臣斯不得見。請歸報。秦韓之交必絕矣。斯之來使。以奉秦王之歡心。願效便計。豈陛下所以逆賤臣者耶。臣斯願得一見。前進道愚計。退就菹戮。願陛下有意焉。今殺臣於韓。則大王不足以强。若不聽臣之計。則禍必構矣。秦發兵不留行。而韓之社稷憂矣。臣斯暴身於韓之市。則雖欲察賤臣愚忠之計。不可得已。邊鄙殘。國固守。鼓鐸之聲於耳。而乃用臣斯之計晚矣。且夫韓之兵於天下可知也。今又背强秦。夫棄城而敗軍。則反掖之寇。必襲城矣。城盡則聚散。聚散則無軍矣。使城固守。則秦必興兵而圍王一都。道不通則難必謀。其勢不救。左右計之者不用。願陛下熟圖之。若臣斯之所言。有不應事實者。願大王幸使得畢辭於前。乃就吏誅。不晚也。秦王飲食不甘。遊觀不樂。意專在圖趙。使臣斯來言。願得身見。因急與陛下有計也。今使臣不通。則韓之信未可知也。夫秦必釋趙之患。而移兵於韓。願陛下幸復察圖之。而賜臣報決。

於野戰。負任之旅。罷於內攻。則合羣苦弱以敵。而共二萬乘。非所以亡趙之心也。苟如貴人之計。則秦必爲天下兵質矣。陛下雖以金石相弊。則兼天下之日未也。今賤臣之進愚計。使人使荆。重幣用事之臣。明趙之所以欺秦者。與魏質以安其心。從韓而伐趙。趙雖與齊爲一。不足患也。二國事畢。則韓可以移書定也。是我一擧。二國有亡形。則荆魏又必自服矣。故曰。兵者凶器也。不可不審用也。以秦與趙敵衡。加以齊。今又背韓。而未有以堅荆魏之心。夫一戰而不勝則禍構矣。計者所以定事也。不可不察也。韓秦强弱。在今年耳。且趙與諸侯陰謀久矣。夫一動而弱於諸侯危事。爲計而使諸侯有意我之心至殆也。見二疏。非所以强於諸侯也。臣竊願陛下之幸熟圖之。攻伐而使從者聞焉。不可悔也。詔以韓客之所上書。書言韓之未可擧下。臣斯甚以爲不然。秦之有韓。若人之有心腹之病也。虛處則㤥然。若居濕地。著而不去。以極走則發矣。夫韓雖臣於秦。未嘗不爲秦病。今若有卒報之事。韓不可信也。秦與趙爲難。荆蘇使齊。未知何如。以臣觀之。則齊趙之交。未必以荆蘇絕也。若不絕。是悉趙而應二萬乘也。夫韓不服秦之義。而服於强也。今專於齊趙。則韓必爲腹心之病而發矣。韓與荆有謀。諸侯應之。則秦必復見崤塞之患。非之來也。大必以其能存韓也。爲重於韓也。辯說屬辭。飾非詐謀。以釣利於秦。而以韓利闚陛下。夫秦韓之交親。則非重矣。此自便之計也。臣視非之言文其淫說靡辯才甚。臣恐陛下淫非之辯而聽其盜心。因不詳察事情。今以臣愚議。秦發兵而未名所伐。則韓之用事者。以事秦爲計矣。臣斯請往見韓王。使來入見。大王見因內其身而勿遣。稍召其社稷之臣。以與韓人爲市。則韓可深割也。因令象武發東郡之卒。闚兵於境上而未名所之。則齊人懼而從蘇之計。是我兵未出。而勁韓以威擒。强齊以義從矣。聞於諸侯也。趙氏破膽。荆人狐疑。必有忠計。荆人不動。魏不足患也。則諸侯可蠶食而盡。趙氏可得與敵矣。願陛下幸察愚臣之計無忽。秦遂遣斯使韓也。李斯往詔韓王。未得見。因上

量秦力三矣。內者量吾謀臣。外者極吾兵力。由是觀之。臣以爲天下之從。幾不能矣。內者吾甲兵頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。外者天下皆比意甚固。願大王有以慮之也。且臣聞之。曰戰戰栗栗。日愼一日。苟愼其道。天下可有。何以知其然也。昔者紂爲天子。將率天下甲兵百萬。左飲於淇溪。右飲於洹谿。淇水竭。而洹水不流。以與周武王爲難。武王將素甲三千。戰一夜而破紂之國。禽其身。據其地。而有其民。天下莫傷。知伯率三國之衆。以攻趙襄主於晉陽。決水而灌之三月。城且拔矣。襄主鑽龜數筮占兆。以視利害。何國可降。乃使其臣張孟談。於是乃潛行而出。反知伯之約。得兩國之衆。以攻知伯。禽其身。以復襄主之初。今秦地折長補短。方數千里。名師數十百萬。秦國之號令賞罰。地形利害。天下莫如也。以此與天下。天下可兼有也。臣昧死願望見大王。言所以破天下之從。舉趙亡韓。臣荊魏。親齊燕。以成霸王之名。朝四鄰諸侯之道。大王誠聽其說。一舉而天下之從不破。趙不舉。韓不亡。荊魏不臣。齊燕不親。霸王之名不成。四鄰諸侯不朝。大王斬臣以徇國。以爲王謀不忠者也。

存韓

韓事秦三十餘年。出則爲扞蔽。入則爲蓆薦。秦特出銳師。取韓地而隨之。怨懸於天下。功歸於强秦。且夫韓入貢職。與郡縣無異也。今日臣竊聞貴臣之計。舉兵將伐韓。夫趙氏聚士卒。養從徒。欲贅天下之兵。明秦不弱則諸侯必滅宗廟。欲西面行其意。非一日之計也。今釋趙之患。而攘內臣之韓。則天下明趙氏之計矣。夫韓小國也。而以應天下四擊。主辱臣苦。上下相與同憂久矣。修守備。戒强敵。有蓄積。築城池。以守固。今伐韓。未可一年而滅。拔一城而退。則權輕於天下。天下摧我兵矣。韓叛則魏應之。趙據齊以爲原。如此則以韓魏資趙假齊。以固其從。而以與爭强。趙之福而秦之禍也。夫進而擊趙不能取。退而攻韓弗能拔。則陷銳之卒。懃

庭五湖江南、荆王君臣亡走、東服於陳。當此時也、隨荆以兵、則荆可舉、荆可舉則民足貪也、地足利也。東以弱齊燕。中以凌三晉。然則是一舉。而霸王之名可成也。四鄰諸侯可朝也。而謀臣不爲。引軍而退。復與荆人爲和。令荆人得收亡國。聚散民。立社稷主。置宗廟令。率天下、西面以與秦爲難。此固以失霸王之道一矣。天下又比周而軍華下、大王以詔破之、兵至梁郭下。圍梁數旬。則梁可拔。拔梁則魏可舉。舉魏則荆趙之意絕。荆趙之意絕則趙危。趙危而荆狐疑。東以弱齊燕。中以凌三晉。然則是一舉。而霸王之名可成也。四鄰諸侯可朝也。而謀臣不爲。引軍而退。復與魏氏爲和。令魏氏反收亡國。聚散民。立社稷主。置宗廟令。此固以失、霸王之道二矣。前者穰侯之治秦也。用一國之兵。而欲以成兩國之功。是故兵終身暴露於外。士民疲病於內。霸王之名不成。此固以失霸王之道三矣。趙氏中央之國也。雜民所居也。其民輕而難用也。號令不治。賞罰不信。地形不便。下不能盡其民力。彼固亡國之形也。而不憂民萌。悉其士民。軍於長平之下。以爭韓上黨。大王以詔破之。拔武安。當是時也。趙氏上下不相親也。貴賤不相信也。然則邯鄲不守。拔邯鄲。筦山東河閒。引軍而去。西攻修武。踰華絳上黨。代四十六縣。上黨七十縣。不用一領甲。不苦一士民。此皆秦有也。以代、上黨。不戰而畢爲秦矣。東陽、河外。不戰而畢爲齊矣。中山、呼沱以北。不戰而畢爲燕矣。然則是趙舉。趙舉則韓亡。韓亡則荆魏不能獨立。荆魏不能獨立。則是一舉而壞韓。蠹魏。拔荆。東以弱齊强燕。決白馬之口。以沃魏氏。是一舉而三晉亡。從者敗也。大王垂拱以須之。天下徧隨而服矣霸王之名可成。而謀臣不爲。引軍而退。復與趙氏爲和。夫以大王之明。秦兵之强。弃霸王之業。地曾不可得。乃取欺於亡國。是謀臣之拙也。且夫趙當亡而不亡。秦當霸而不霸。天下固以量秦之謀臣一矣。乃復悉士卒。以攻邯鄲。不能拔也。弃甲負弩。戰竦而卻。天下固已量秦力二矣。軍乃引而退。并於李下。大王又并軍而至。與戰不能尅之也。又不能反。運罷而去。天下固

韓非子

初見秦

臣聞不知而言不智。知而不言不忠。爲人臣不忠當死。言而不當亦當死。雖然臣願悉言所聞。唯大王裁其罪。臣聞天下陰燕陽魏。連荆固齊。收韓而成從。將西面以與秦強爲難。臣竊笑之。世有三亡。而天下得之。其此之謂乎。臣聞之。曰以亂攻治者亡。以邪攻正者亡。以逆攻順者亡。今天下之府庫不盈。囷倉空虛。悉其士民。張軍數十百萬。其頓首戴羽爲將軍。斷死於前不至千人。皆以言死。白刃在前。斧鑕在後。而卻走不能死也。非其士民不能死也。上不能故也。言賞則不與。言罰則不行。賞罰不信。故士民不死也。今秦出號令而行賞罰。有功無功相事也。出其父母懷衽之中。生未嘗見寇。耳聞戰。頓足徒裼。犯白刃。蹈鑪炭。斷死於前者。皆是也。夫斷死與斷生者不同。而民爲之者。是貴奮死也。夫一人奮死。可以對十。十可以對百。百可以對千。千可以對萬。萬可以尅天下矣。今秦地折長補短。方數千里。名師數十百萬。秦之號令賞罰。地形利害。天下莫若也。以此與天下。天下不足兼而有也。是故秦戰未嘗不尅。攻未嘗不取。所當未嘗不破。開地數千里。此其大功也。然而兵甲頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。四鄰諸侯不服。霸王之名不成。此無異故。其謀臣皆不盡其忠也。臣敢言之。往者。齊南破荆。東破宋。西服秦。北破燕。中使韓魏。土地廣而兵強。戰尅攻取。詔令天下。齊之清濟濁河。足以爲限。長城巨防。足以爲塞。齊五戰之國也。一戰不尅而無齊。由是觀之。夫戰者萬乘之存亡也。且臣聞之。曰削迹無遺根。無與禍鄰。禍乃不存。秦與荆人戰。大破荆。襲郢。取洞

る。勢治りて之を治むれば則ち治る。故に聖王治を治めて亂を治めず。(八)夫れ微妙意志の言は、上知の難しとする所なり。夫れ法令繩墨を待たずして、而して正しからざることなき者は千萬の一なり。故に聖人は(九)千萬を以て天下を治む。故に夫の知者にして後に能く之を知るは、以て法と爲す可からず。民盡くは知らず。賢者にして後に之を知るは、以て法と爲す可からず。民盡くは賢ならず。故に聖人法を爲り、必ず之をして明白にして知り易からしむ。名正しければ、愚知徧く能く之を知る。爲に法官を置き、主法の吏を置き、以て天下の師と爲し、萬民をして險危に陷ることなからしむ。故に聖人天下に立ちて、而して刑死する者なきは、刑殺せざるに非ざるなり。法令を行ふこと、明白にして知り易く、爲に法官吏を置きて、之が師と爲し、以て之を知に道き、萬民皆避就する所を知る。禍を避け福に就き、而して皆以て自ら治むるなり。故に明主は治に因りて終に之を治む、故に天下大に治るなり。

【八】高尙な理窟、即仁義の道は、上智の人もたやすく知りがたし、之に反して賞罰は、何人にもすぐわかる、韓子五蠹篇を見よ。

【九】千萬人も知つて居るやうな、たやすい法を以て、天下を治む。

國譯商子終

治を爲して法令を去るは、猶飢うることなからんと欲して食を去るがごときなり。寒ゆることなからんと欲して衣を去るがごときなり。東に至らんと欲して西に行くなり。其の幾からざる亦明なり。一兎走れば、百人之を逐ふ。兎を以て分つべしと爲すに非ず。名の未だ定らざるに由るなり。夫れ賣る者市に滿つ、而して盜敢て取らず。名分已に定るに由るなり。故に名分未だ定らざれば、堯・舜・禹・湯、且つ皆鶩するが如くにして之を逐ふ。名分已に定れば、貪盜も取らず。今法令明ならずば、其の名定らず、天下の人之を議するを得。其の議は人ごとに異にして定ることなし。人主法を上に爲り、下民之を下に議するは、是れ法令定らず、下を以て上を爲むるなり。此れ所謂名分の定らざるなり。夫れ名分定らざれば、(七)堯舜も猶將に皆折きて之を姦せんとす。而るを況んや衆人をや。此れ姦惡をして大に起らしめ、人主威勢を奪はれ、國を亡し社稷を滅すの道なり。今先聖の人、書を爲り、而して後世に傳ふ。必ず之を師受すれば、乃ち謂ふ所の名を知る。之を師受せずして、而して人其の心意を以て之を議せば、死に至るまで其の名と其の意とを知ること能はず。故に聖人必ず法令の爲に、官を置くなり、吏を置くなり。天下の師と爲すは名分を定むる所以なり。名分定れば則ち大詐も貞信なり、民皆愿愨にして、而して各自ら治るなり。故に夫の名分定るは、勢治るの道なり。名分定らざるは、勢亂るるの道なり。故に勢治る者は亂すべからず。世亂るる者は治むべからず。夫れ世亂れて之を治むれば愈亂

【七】堯舜の如き聖人も、法令の定らざるに口をしき、かれこれ、法令を妨げて之を犯す。

ふ者に予へ、法令を主るの吏、謹みて其の右劵〔五〕木押を藏し、室を以て之を藏し、封ずるに法令の長の印を以てす。即ち後物故有れば、劵書を以て事に從ふ。法令皆副あり。一副を天子の殿中に置き、法令の爲に、禁室を爲り、〔六〕鍵鑰有り、禁を爲して以て之を封ず。內に法令一副を禁室中に藏し、封ずるに禁印を以てす。擅に禁室印を發し、及び禁室に入り、禁法令を視、及び禁じたる一字以上を剟るもの有れば、罪皆死して赦さず。一歲に法令を受けて以て禁令す。天子三法官を置く。殿中一法官を置き、御史一法官を置き、及び吏・丞相一法官を置く。諸侯郡縣、皆各爲に一法官及び吏を置き、皆秦の一法官に比す。郡縣諸侯、一たび禁室の法令を受くれば、其の謂ふ所を學問す。吏民法令を知らんとする者は、皆法官に問ふ。故に天下の吏民、法を知らざる者なし。吏民は民の法令を知るを知るなり。故に吏敢て非法を以て民を遇せず。民敢て法を犯して以て法官を干さざるなり。民を遇すること法に循はざれば則ち法官に問ふ。法官即ち法の罪を以て之に告ぐ。民即ち法官の言を以て、正しく之を吏に告ぐ。吏其の此の如きを知る。故に吏敢て非法を以て民を遇せず、民又敢て法を犯さず。此の如くなれば天下の吏民、賢良・辨慧有りと雖も、一言を聞きて以て法を枉ぐる能はず。千金有りと雖も、以て一銖を用ふる能はず。故に知詐・賢能の者、皆作りて善を爲し、皆務めて自ら治めて公に奉ず。民愚なれば則ち治め易きなり。此れ法に生ずる所、明白知り易くして必ず行はる。法令は民の命なり。治を爲すの本なり。民に備ふる所以なり。

【五】木押は木製の署印。
【六】鍵鑰はかぎ。

(一)定分第二十六

公、公孫鞅に問ひて曰く、法令は當時之を立つる者を以て、明旦天下の吏民をして、皆明に知りて之を用ふると一の如く、而して私無からしめんと欲す、奈何と。公孫鞅曰く、法令の爲に、官を置き吏を置き、以て法令の謂を知るに足る者を樸め、以て天下の(二)正と爲し、則ち天子に奏す。天子には則ち各法令を主るの吏あり、皆降り命を受け官を發す。民敢て法令の謂ふ所の名を行ふを忘るれば、各其の忘るる所の法令の名を以て之を罪す。法令を主るの吏、(三)遷徙物故することあれば、輒ち法令の謂ふ所を學讀せしめ、之が程式を爲し、日に數して法令の謂ふ所を知らしめ、程に中らざれば、法令を爲りて以て之を罪す。敢て法令を(四)剟定し、一字以上を損益することあれば、罪死して赦さず。諸官吏及び民、法令の謂ふ所を問ふこと有るや、法令を主るの吏に於て、皆各其の故を以てす。問はんと欲する所の法令をば、明に之に告ぐ、各尺六寸の符を爲り、明に年月日時、問ふ所の法令の名を書し、以て吏民に告ぐ。法令を主るの吏、告げざれば之を罪に及す。而して法令の謂ふ所や、皆吏民の問ふ所の法令の罪を以て各罪す。法令を主るの吏、即ち左券を以て吏の法令を問

【一】君臣の分を定むべきを論す。

【二】正は長なり、法律を十分に心得たる者を其の長官となすこと。

【三】從來の官吏が轉任、又死亡の場合には、新官をして更に法令を讀ましむ。

【四】剟定はけづり定める、私意を以て、法律を改竄すること。

忠臣も以て其の君の爲にし難し。今其の衆民を敺りて、之と孝子忠臣の難しとする所を爲さしめんと欲せば、臣以爲へらく劫すに刑を以てし、而して敺るに賞を以てするに非ずば可なるなしと。而して今夫の世俗の治者は、法度を釋て、而して辯慧に任じ、功力を後にして、而して仁義を進めざるはなし、民故に耕戰を務めず。彼の民其の力を耕に歸せざれば、卽ち食内に屈し、其の節を戰に歸せざれば、則ち兵外に弱し。入りて食内に屈し、出でて兵外に弱ければ、地萬里、帶甲百萬ありと雖も、獨力平原と（一〇）一貫なり。且つ先王能く其の民をして白刃を蹈み、矢石を被らしめ、其の民の之を爲さんと欲すること、（一一）學の害を避くる所以の如きに非ず。故に吾が教民の利を欲する者をして、耕に非ずば得ず、害を避くる者は、戰に非ずば免れざらしめば、境内の民、先づ耕戰を務め、而して後に其の樂む所を得ざるはなし。故に地少きも粟多く、民少きも兵彊し。能く二者を境内に行へば、則ち霸王の道畢る。

【一〇】一貫は同樣。
【一一】學問智辯によりて戰の害を避くる如きことと同じからず。

則ち力少くして非多し。人に君たる者察せざるなり。以て戰へば必ず其の將を損し、以て守れば必ず其の城を賣る。故に明主忠臣ありて、今世に產し、而して能く其の國を領する者は、以て須臾も法を忘るべからず。(六)勝黨を破りて節に任じ、言談を去りて法に任じて治る。吏をして法を非とし以て守ることなからしめば、則ち巧と雖も姦を爲すことを得ず。民をして戰を非とし以て其の能を効すことなからしめば、則ち險と雖も、詐を爲すことを得ず。夫れ法を以て相治め、數を以て相擧ぐれば、譽むる者相益する能はず、(七)訾言する者相損する能はず。民相譽むるも益なきを見、訾言の損する無きを見て相害せざるなり。夫れ人を愛する者は阿らず、人を憎む者は害せず。愛惡各其の正を以てするは治の至なり。臣故に曰く、法に任じて國治ると。千乘能く以て守る者は、自ら存するなり。萬乘能く以て戰ふ者は、自ら完くするなり。桀主と爲ると雖も、肯て半辭を詘して、以て其の敵に下らず。外戰ふこと能はず、內守ること能はずば、堯主と爲ると雖も、(八)不臣を以て、所謂不若の國を諧ふること能はず。此に自りて之を觀れば、國の重き所以、主の尊き所以の者は力なり。此の二者に於て、力は本にして、而して世主能く力を致す者なきは何ぞや。(九)民の苦む所の者をして耕すことなく、危き者をして戰ふことなからしむればなり。二者は、孝子も以て其の親の爲にし難く、

【六】君主にかつやうな有力の黨派を解散せしめて、何事も法制に任すること。
【七】訾言はそしりいふこと。
【八】ある國が之に對して不臣なりとて、其の順はざる者を齊治すること能はず、若は順なり。
【九】人民に耕作の苦と戰爭の危きとを、避けさせるからである。

(一)愼法第二十五

凡そ世其の亂るる所以の者を以て治めざるはなし。故に小治して小亂し、大治して大亂す。人主世其の民を治めざるなく、世に亂れざるの國なし。奚をか其の亂るる所以の者を以て治むと謂ふ。夫れ賢能を擧ぐるは、世の治る所なり。而して治の亂るる所以は、世の所謂賢者の言は黨なり。其の言を聽くや、則ち以て能と爲し、其の黨に問ひて以て然りと爲す。故に之を貴ぶに其の功あるを待たず、之を誅するに其の罪あるを待たざるなり。此れ其の勢、正に汙吏をして資ありて、而して其の姦險を成し、小人をして資ありて、而して其の巧詐を施さしむ。初め吏民に姦詐の本を假し、而して其の末を(二)端愨にせんことを求む。禹も以て十人の衆を使ふこと能はず、庸主安んぞ能く以て一國の民を御せん。彼にして人に黨與せば、(三)我を待たずして事を成すことある者なり。(四)上擧一に民と與にするときは、民、主位に倍きて、而して私交に嚮ふ。民、主位に倍きて、而して私交に嚮へば、則ち君弱くして臣彊し。人に君たる者察せざるなり。諸侯に侵さるるに非ずば、必ず百姓に劫されん。彼の言說の勢は、愚智同じく之を學ぶ。士、言說の人に學べば、則ち民(五)寔事を釋て、而して虛詞を誦す。民寔事を釋て、而して虛詞を誦すれば、

【一】法令を愼むべきを論ず。
【二】端愨は正直。
【三】君主の命令を待たずして、何事も行ふ。
【四】君主が人を任擧する時に、臣民の言をきくときは。
【五】寔事は實事即農をいふ。

以て臣に問ふこと能はず。吏の吏とは、利合して惡同じきなり。夫れ事合して利異なる者は先王の端を爲す所以なり。民の主を蔽ひて、而して親を害せず。賢者も益すること能はず、不肖者も損する能はず。故に賢を遺て知を去るは、治の數なり。

數に通ずる者は然らざるなり。其の勢を別ち、其の道を難くす。故に曰く、其の勢匿し難き者は、(一一)跖と雖も非を爲さず。故に先王は勢を貴ぶ。或は曰く、(一二)人主虛を執りて後に以て應ずれば、則ち物應じ稽驗あり。稽驗あれば則ち姦得らると。臣以爲らく然らずと。(一三)夫れ吏、制を專にし、事を千里の外に決し、(一四)十二月にして計書以て事を定め、(一五)一歲を以て別に計る。夫れ物至れば則ち目見ざるを得ず。言薄れば則ち耳聞かざるを得ず。故に物至れば則ち變じ、言至れば則ち論ず。故に治國の制は、民罪を避くるを得ず。今亂國は然らず。多官衆吏を恃む。吏衆しと雖も、事同じく體一なり。(一六)夫れ事同じく體一なる者は、相監すること不可なり。且つ夫れ利異にして害同じからざる者は、先王保を爲す所以なり、故に治に至る。夫妻・交友は、(一七)相爲にする能はず、惡を棄て非を蓋ひ、而して親に害あらしめず。民人は相爲にする能はず。上と吏とに隱すなり。事合して利同じき者なり。今夫れ(一八)騶虞以て相監するは不可なり。事合して利同じき者なり。(一九)若し馬をして能く言はしめば、則ち騶虞其の惡を逃るる所無し。利異なればなり。利合して惡同じき者は、父以て子に問ふこと能はず、君

【一一】跖は盜跖。
【一二】韓非子の所說に類す。
【一三】此句以下は、官吏に政を委任するの不可をいふ。
【一四】一年卽十二月ごとに報告書を呈出す。
【一五】一年をまとめて報告書を呈出す。
【一六】共同の利害あらざるもので、始めて互に監督が出來る、保は保任監督。
【一七】互に監督しあふことは出來ない、夫妻交友は共同の利害關係あるからである。
【一八】騶虞は鳥獸を司どるの官にして、ここには御者の類。騶虞が、主人を紿むいて、馬の秣料などをごまかす場合をいふ。
【一九】馬と騶虞とは利害關係別なり。

(一)禁使第二十四

人主の禁使する所以の者は、賞罰なり。賞は功に隨ひ、罰は罪に隨ふ。故に功を論じ罪を察する、審にせざる可からざるなり。(二)夫れ賞高く罰下り、而して上必ず其の道を知るなきや、道なきと同じきなり。凡そ道を知る者は(三)勢・數なり。故に先王其の彊を恃まず、而して其の勢を恃み、其の信を恃まず、而して其の數を恃む。今夫れ飛蓬、飄風に遇ひ、而して千里に行くは、風の勢に乘ずるなり。淵を探る者は、千仞の深きを知るは、(四)懸繩の數なり。故に其の勢に託する者は、遠しと雖も必ず至る。其の數を守る者は、深しと雖も必ず得。今夫れ(五)幽夜には、山陵の大にして、而して離婁も見ず。清朝日(六)䵥なれば、則ち上は飛鳥を別ち、下は秋毫を察す。故に目の見るや、日の勢に託するなり。勢を得るの至は(七)官に參せずして潔く、(八)數を陳して物當る。今多官・衆吏を恃み、官には(九)丞・監を立つ。夫れ丞を置き監を立つる者は、且つ以て(一〇)人の利を爲すを禁ずるなり。而して丞・監も亦利を爲さんと欲すれば、則ち何を以て相禁せん。故に丞・監を恃みて治むる者は、僅に存するの治なり。

【一】臣民の惡と爲るを禁じ、又臣民を上の好む所に使用することを論ず。
【二】恩賞高き割合に、處罰は寬大なること。
【三】勢は權力、數は法術。
【四】ぶらさげる、なは。
【五】暗夜。
【六】䵥は黃黑色にして曉の色をいふ。
【七】多數の官吏に參考せざるも何事もはつきり分る。
【八】何事も差支なく行はる。
【九】丞監並に官名。
【一〇】人臣の私利を爲すを禁ず

に背きて譽を以てす。故に軍士戰はず、而して農民流徙す。臣聞く、民を道くの門は、上の先んずる所に在り。故に民農戰せしむ可し。游宦せしむ可し。學問せしむ可し。上の與ふる所に在り。上功勞を以て與ふれば、則ち民戰ふ。上詩書を以て與ふれば、則ち民學問す。民の利に於けるや、水の下に於けるが若きなり。四旁擇ぶこと無きなり。民徒以て利を得べし。而して之を爲す者は、上之を與ふるなり。目を瞋し腕を扼し、而して勇を語る者は〔五〕得、衣裳を垂れて談説する者は得、〔六〕遲日曠久、勞を私門に積む者は得、向の三者を尊び、功なくして皆以て得べきときは、民、農戰を去りて之を爲し、或は談議して之を索め、或は便僻を事として之を請ひ、或は勇を以て之を爭ふ。故に農戰の民日に寡くして、而して游食する者愈衆ければ、則ち國亂れて地削られ、兵弱くして主卑し。此れ其の然る所以の者は、法制を釋てて、而して名譽に任ずればなり。故に明主は法制を愼み、言、法に中らざる者は聽かざるなり。行、法に中らざる者は高しとせざるなり。事、法に中らざる者は爲さざるなり。言、法に中れば則ち之を辯じ、行、法に中れば則ち之を高しとし、事、法に中れば則ち之を爲す。故に國治りて地廣く、兵彊くして主尊し、此れ治の至なり。人君は察せざるべからざるなり。

【五】官爵富貴を得ること。
【六】ぐづぐづして日を暮す。

君臣第二十三

古者未だ君臣上下あらざるの時、民亂れて治らず。是を以て聖人貴賤を列し、爵位を制し、〔一〕明號を立て、以て君臣上下の義を別つ。地廣く民衆く、萬物多し。故に〔二〕五官を分ちて之を守らしむ。民衆くして姦邪生ず。故に法制を立て、度量を爲りて以て之を禁ず。是の故に君臣の義、五官の分、法制の禁あり、愼まざるべからざるなり。君位に處りて、令行れざれば則ち危し。五官分れて、而して常なければ則ち亂る。法制設けて、而して私善行るれば、則ち民刑を畏れず。君尊ければ則ち令行れ、官修れば則ち常事あり。法制明なれば則ち民刑を畏れ、法制明ならずして而して民の令を行はんことを求むるや、得べからざるなり。民令に從はずして、而して君の尊からんことを求むるや、堯舜の知と雖も、以て治むる能はず。明王の天下を治むるや、法に緣りて治め、功を按じて賞す。凡そ民の疾く戰ひて死を避けざる所の者は、以て爵祿を求むるなり。明君の國を治むるや、士に斬首捕虜の功あれば、必ず其の爵榮とするに足るなり。祿、食するに足るなり。農、〔三〕廛を離れざる者は、以て二親を養ひ、軍事を治むるに足る。故に軍士、節に死し、而して農民偸せざるなり。今世の君は然らず。法を釋てて知を以てし、〔四〕功

【一】明號は命號。
【二】五官は五種の官にして、諸說多きも、木火土金水を司どる官吏なるべし、左傳に見ゆ。
【三】廛は居。
【四】人がほむれば功の有無に關せず、之を賞す。

使ふ可からず。奚をか輕治と謂ふ。其の農貧にして商富む。(四)故に其の食賤しき者は錢重し。食賤しければ則ち農貧し。錢重ければ則ち商富む。末事禁ぜざれば、則ち技巧の人利にして、游食者衆きの謂なり。故に農の力を用ふる最も苦しく、而して贏利少く、商賈技巧の人に如かず。苟も能く商賈技巧の人をして繁ることなからしめば、則ち國の富むことなからんを欲すとも、得べからざるなり。故に曰く、農をもて其の國を富さんと欲する者は、境内の食必ず貴しと。而して農せざるの(五)徵必ず多く、市利の租必ず重ければ、則ち民田なきを得ず。田なければ(六)其の食を易しとせず。食貴ければ則ち田者利なり。田者利なれば則ち事とする者衆し。(七)食貴くして糴食利ならず、而して又重徵を加へば、則ち民其の商賈・技巧を去りて、地利を事とするなきを得ず。故に民の力、盡く地利に在り。故に國を爲むる者は、(八)邊利は盡く兵に歸し、市利は盡く農に歸す。邊利兵に歸する者は疆く、市利農に歸する者は富む。故に出でて戰ひて疆く、入りて休ひて富む者は王たるなり。

【四】米穀よりも金錢を重んずること。
【五】租稅。
【六】米穀を大切にすること。
【七】米價たかき故に買入米では利あらず。
【八】國境を守る爲に屯田せしむる利益。

□□（一）第二十一篇亡

外內第二十二

民の外事は、戰より難きはなし。故に（二）輕法は以て之を使ふ可からず。奚をか輕法と謂ふ。其の賞少くして威薄く、淫道塞がざるの謂なり。奚をか淫道と謂ふ。辯知を爲す者は貴く、游官する者は任せられ、文學私名、顯るるの謂なり。三者塞がざれば、則ち民戰はずして事失す。故に其の賞少ければ、則ち（三）聽く者利なきなり。威薄ければ則ち犯す者害なきなり。故に淫道を開きて以て之を誘ひ、而して輕法を以て之を戰す。是を鼠を說さんとし、餌するに猫を以てすと謂ふなり。亦幾からずや。故に其の民を戰はさんと欲する者は、必ず重法を以てし、賞は則ち必ず多く、威は則ち必ず嚴に、淫道は必ず塞ぐ。辯知を爲す者は貴ばず、游官する者は任せず、文學私名は顯さず。賞多く威嚴なれば、民戰賞の多きを見ては、則ち死を忘れ、戰の生を苦るを見ず。賞之をして死を忘れしめ、而して威之をして生を苦ましめ、而して淫道又塞る。此を以て敵に遇へば、是れ百石の弩を以て飄葉を射るなり。何の陷らざることか之あらんや。民の內事、農より苦しきはなし。故に輕治以て之を

【一】第二十一篇の題目及全篇は傳はらず。
【二】輕法では、人民を戰爭に使用すること能はず。
【三】命令に聽從する者。

の民、(二五)齊疾にして均速なること、飄風の若し。(二六)宛鉅鐵鉇、利きこと蜂蠆の若し。脅蛟犀兕、堅きこと金石の若し。(二七)江漢以て池と爲し、汝穎以て限と爲す。隱すに、(二八)鄧林を以てし、緣るに方城を以てす。秦の師(二九)鄢郢に至り、擧ぐること(三〇)槁を振ふが若く、唐蔑垂涉に死し、莊蹻內より發し、楚分れて五と爲る。地大ならざるに非ざるなり。民衆からざるに非ざるなり。甲兵財用、多からざるに非ざるなり。戰勝たず、守固からず、此れ無法の生ずる所なり。權衡を釋てて輕重を操る者なり。

【二五】齊も疾と同意、行動の迅速なること。
【二六】宛鉅云云の數句は、武器及び甲冑の堅利をいふ、宛より出づる剛鐵(鉅)と、短矛(鐵鉇)
【二七】江漢汝穎竝に四水の名。
【二八】鄧林方城竝に地名。
【二九】鄢郢は兩都の名。
【三〇】槁はかれ木。

むれば國亂る。言多ければ兵弱く、法明なれば治省く。力に任ずれば言息み、治省け國治る。言息めば兵彊し。故に治大なれば國小、治小なれば國大なり。政、民の惡む所を作せば民弱く、政、民の樂む所を作せば民彊し。民弱ければ國彊く、民彊ければ國弱し。政、民の惡む所を作せば民弱し。民弱くして之を彊くすれば、兵重ねて弱し。政、民の樂む所を作せば民彊し。民彊くして之を弱くすれば、兵重ねて彊し。故に彊を以て弱を重ね、弱、彊を重ぬれば王たり。彊政を以て弱を彊くすれば弱存し、弱政を以て彊を弱くすれば彊去る。彊存すれば則ち弱く、彊去れば則ち王たり。故に彊政を以てすれば弱くして削られ、弱政を以てすれば彊くして王たり。明主の其の臣を使ふや、用必ず功に加へ、賞必ず其の勞を盡す。人主其の民をして、此を信せしむること、日月の如くならしむれば、則ち敵なし。今離婁秋毫の末を見れども、明目を人に賜ふこと能はず。烏獲千鈞の重きを擧ぐれども多力を以て人に賜ふこと能はず。聖賢の體性を存するや、以て相賜ふこと能はざるなり。今當世の事を用ふる者、(一四)皆上聖を爲さんと欲せば、擧法の謂なり。法に背きて治むるは、此れ任重く道遠くして、馬牛無く、大川を濟らんとして、舡楫無きなり。夫れ人衆く兵彊きは、此れ帝王の大資なり。苟も明法以て之を守るに非ずば、危亡と鄰を爲すなり。故に明主は法を察にして、境内の民、僻淫の心無く、游處の士、戰陣に迫られ、萬民耕戰に疾し。以て其の然るを知ること有るなり。楚國

【一四】當世に於て上聖の如く、天下を治めんと欲せば、法令を擧用するより、外に術なし。

みて安佚なれば、難に死すること難し。正に之を易ふれば則ち彊し。故に兵は敵の敢て行かざる所に行けば彊く、事は敵の羞づる所に興せば利たり。法あれば民其の次に安んじ、主事を變ずるも、能く齊しくするを得、國守安くして、主權利を操る。故に主は變多きを貴び、國は變少きを貴ぶ。利一孔に出づれば、則ち國、物多く、十孔に出づれば則ち國物少し。一を守る者は治り、十を守る者は亂る。治れば則ち彊く、亂るれば則ち弱し。彊ければ則ち物來り、弱ければ則ち物去る。故に國、物を致す者は彊く、物を去る者は弱し。民辱めらるれば則ち爵を貴び、弱ければ則ち官を尊び、貧しければ則ち賞を重んず。刑を以て民を治むれば、則ち用を樂み、賞を以て民を戰はせば、則ち死を輕んず。故に戰事兵用を彊と曰ふ。民私榮有れば則ち（一〇）列を賤み官を卑み、富めば則ち賞を輕んず。民を治めて羞辱するに刑を以てすれば、戰は則ち民畏れて事に死す。故に兵農怠りて國弱し。農商官の三者は、國の常官なり。農は地を闢き、商は物を致し、官は民に法す。三官蝨を生ずる六、曰く歲、曰く食、曰く美、曰く好、曰く志、曰く行。六者樸あれば必ず削らる。農餘食あれば、則ち歲に（一一）捕燕。し商、淫利あり、（一二）美好あれば器を傷ふ。（一三）官設けて用ひずば志行を率となす。六蝨俗を成し、兵必ず大に敗れ、法枉り治亂る。善に任ずれば言多く、衆を治

【一〇】列は位なり。
【一一】捕燕は、樗蒲をなし宴會をなすこと。
【一二】無用の器物を作り有用の器の害となる。
【一三】官職を設けて、之を實地に用ひざれば、其の人の空言私行を標準とすることになる、志は心に思ふだけの事にして、實行せざるもの、即空言空想なり、行は、私の名譽を得るような行爲。

(一)弱民第二十

(二)民弱ければ國彊く、國彊ければ民弱し。故に有道の國は、務民を弱くするに在り。(三)樸なれば彊く、淫すれば則ち弱し。(四)樸なれば則ち軌ひ、淫すれば則ち越ゆ。(五)志弱ければ則ち用あり。志を越ゆれば則ち彊し、故に曰く彊を以て弱を去る者は弱く、弱を以て彊を去る者は彊し。

(六)民、之を善とすれば則ち親み、(七)之を利して用ふれば則ち任あり、(八)和すれば匱し、任あれば乃ち政に富む。上法を舍てて、民の善とする所に任す、故に姦多し。民貧なれば則ち力富み、力富めば則ち淫す。淫すれば則ち蝨有り。

(九)故に民富みて用ひざれば、則ち民をして食を以て出ださしむ。各必ず力むることあれば、則ち農偸せず。農偸せざれば、六蝨萌すこと無し。故に國富みて治に貧なるを重富と曰ふ。重富の者は重彊なり。兵は弱くし易く彊くし難し。民生を樂

【一】本篇は、去彊第四、説民第五を參照すべし。

【二】人民柔順なれば、君主の威強くして國力發達す、然らざれば之に反す。

【三】人民質樸なれば彊きも、之に反して奢侈なれば柔弱なり。

【四】人民が質樸なれば、法に順ふ、之に反して奢侈なれば度をこえて、惡事をなす。

【五】人民の志柔順なれば政府の命をきくも、法度をこゆるやうに淫なれば、強梗にして政府に從はず。

【六】人君もし民の言を聽いて、之を是認する時には、民は皆共同一致して、君主の聰明を蔽ふ。

【七】人君もし賞罰を利用して人民を治むるときは官吏其任を得。

【八】前の如く人民が共同一致して、黨派をくむ時には國貧しくなり、政行はれず。

【九】戰爭に人民の富を使用せざる時は、其代りとして、兵糧米穀を徵取す。

甲首一を得る者は爵一級を賞し、田一頃を益し、宅九畝を益す。一に庶子一人を除き、乃ち人を得。兵官の吏、其の獄法、高爵は爵級を下す。高爵も罷めらるるときは有爵の人を給して隷僕たらしむるなし、爵二級より以上、刑罪あれば、則ち爵を貶す。一級より以下は、刑罪あれば則ち（一五）已む。小夫は死以上大夫に至るまで、其の官級一等、其の墓樹は級ごとに一樹。其の城を攻め邑を圍むや、國の司空、其の城の廣厚の數を訾り、國尉地を分ち、徒校を以て（一六）積尺を分ちて之を攻め、期を爲して曰く、己に先だつ者は當に最啓と爲すべし。己に後るる者は訾りて最殿と爲し、再訾すれば則ち廢せんと。（一七）穴通ずれば則ち薪を積み、薪を積めば則ち柱を燔く。陷隊の士、面ごとに十八人。陷隊の士、知りて疾く鬪ひ、斬首隊ごとに五人なれば、則ち陷隊の士、人ごとに爵一級を賜ふ。（一八）死は則ち一人後れて、之に死すること能はざれば、千人轘し、（一九）規諫して城下に黥劓す。國尉地を分ち、中卒を以て之に隨ふ。將軍國正と監し、正御史と之を參望す。其の先づ入る者は擧げて最啓と爲し、其の後に入る者は擧げて最殿と爲す。

【一五】已は免職。

【一六】全體の面積を徒校にわりあてて、攻めしむること。

【一七】敵城に侵入するため地下に、穴を穿つこと。

【一八】一人の卑怯者あれば、千人を連坐して車裂の刑に處すること。

【一九】如此き事をするなと、軍隊をいましめること。

六百の令は、短兵六十人、國尉は短兵千人、將は短兵四千人。(一〇)戰ひて事に死するに及べば、短兵を剄す。能く人ごとに一首を得れば則ち復す。能く城を攻め邑を圍み、斬首八千已上なれば則ち論に盈つ。野戰に斬首二千なれば則ち論に盈つ。吏は操及び校より以上、大將盡く行間の吏を賞するなり。(一一)故爵公士ならば就きて上造と爲す。故爵上造ならば、就きて簪褭と爲す。故爵簪褭ならば、就きて不更と爲す。故爵不更ならば、就きて大夫と爲す。爵吏にして縣尉と爲れば、則ち虜六を賜ふ。爵大夫にして國治と爲れば、就きて大夫と爲す。故爵大夫ならば、就きて公大夫と爲す。故爵公大夫ならば、就いて公乘と爲す。故爵公乘ならば、就きて五大夫と爲す。則ち稅邑三百家あり。故爵五大夫ならば、就きて庶長と爲す。故爵庶長ならば、就きて左更と爲す。故爵(一二)三更ならば、就きて大良造と爲す。皆賜邑三百家あり、賜稅三百家あり。爵五大夫にして、稅邑六百家ある者は、就きて客卿と爲す。大將御參は、皆爵三級を賜ふ。故客卿相、論に盈つれば、就きて正卿と爲す。故に(一三)首を暴す三なれば乃ち校たること三日。將軍以て疑はず、士大夫の勞爵を致す。(一四)其の縣三日を過ぎて、士大夫の勞爵を致さざること有れば罷めらる。其の縣の四尉は丞尉によりて罷めらる。

【一〇】戰爭の時に、主將が討死すれば、其の配下の短兵を剄す。

【一一】故爵はもとの爵位、以下論功報賞の例をいふ、公士、上造、簪褭、不更等皆秦の爵名にして、當時二十級に分てること、漢書卷十九百官表に見ゆ。

【一二】三更は左更、中更、右更。

【一三】敵の首をさらすこと三なれば之を賞して三日以內に校の官を授くる。

【一四】或る地方で三日を經過するも、功績ある士大夫に勞を賞する官爵を與へざれば、其の地の官を罷免する。

卷の第五

境內第十九

四境の內、丈夫女子、(一)皆上に名あり、(二)生者は著け、死者は削らる。其の爵ある者は爵なき者を乞ひて以て(三)庶子と爲す。級ごとに一人を乞ふ。(四)其の事に役するなきや、其の庶子其の大夫に役せらるること、月に六日、其の事に役するや、隨つて之を養ふ。軍爵は、一級より已下小夫に至る。命じて校徒・操士と曰ふ。公爵は、二級より已上不更に至る。命じて卒と曰ふ。其の戰ふや、(五)五人をば、束簿して伍と爲す。(六)一人死すれば其の四人を剄す。能く人ごとに一首を得れば則ち(七)復す。五人に一屯長、百人に一將あり。其の戰に、百將・屯長は首を斬り、三十三首以上を得れば(八)論に盈つ。百將・屯長にて爵一級を賜ふ。五百は短兵五十人に主たり。(九)二五百の將は短兵百に主たり。千石の令は、短兵百人、八百の令は、短兵八十人、七百の令は、短兵七十人、

【一】政府の戸籍に明かなること。
【二】生存者は戸籍に登錄す。
【三】庶子は官名にして執事の類。
【四】戰爭などのなき時。
【五】五人を一まとめに、帳簿に登錄して、一組とする。
【六】一人が戰死して他の四人が逃げるときには其の四人をくびはぬ。
【七】復は、ふやくれんぐを免除すること。
【八】論功報賞のうちに入ることを得。
【九】五百を二ついふ。

之を說ぶ。天下を恃む者は、天下之を去り、自ら恃む者は、天下を得。天下を得る者は、先づ自ら得る者なり。能く彊敵に勝つ者は、先自ら勝つ者なり。聖人は必然の理を知り、之が時勢を爲す、故に必治の政を爲し、必勇の民を戰し、必聽の令を行ふ。是を以て兵出でて敵なく、令行れて天下服從す。黃鵠の飛ぶ、一擧にして千里、必飛の備あるなり。(一七)蛩蛩巨虛は、日に走ること千里、必走の勢あるなり。虎豹熊羆は、鷙にして敵なし。必勝の理あるなり。聖人は本然の政を見て、必然の理を知る。故に其の民を制するや、高下を以て水を制するが如く、燥溼を以て火を制するが如し。故に曰く仁者は能く人に仁にして、人をして仁ならしむる能はず。義者は能く人を愛して、人をして愛せしむる能はずと。是を以て仁義の以て天下を治むるに足らざるを知るなり。聖人必信の性あり、又天下をして信せざるを得ざらしむるの法あり。所謂義とは、人臣と爲りて忠、人子と爲りて孝、少長禮あり、男女別あるは、(一八)其の義に非ざるなり。(一九)餓うるも苟も生きざるは、此れ乃ち法の常あるなり。聖王は、義を貴ばずして法を貴ぶ。法必ず明にして令必ず行はるれば則ち已む。

の利益の如く思ふ、たとひ達せざる事ありとも、天下の人は之に悅服すること。

【一七】蛩蛩巨虛は怪獸の名。

【一八】忠孝の如きは人心の必然より起る者に非ず。

【一九】たとひ飢渴に迫るも、惡事を爲さざるは、法律の力之を制するに由る。

るなり。勇力、人に過ぐるに非ざるなり。然るに民、聖知ありと雖も、敢て我を謀らず、勇力敢て我を殺さず、衆しと雖も、敢て其の主に勝たず、民億萬の數に至ると雖も、重賞を懸けて、民敢て爭はず、罰を行ひて民敢て怨みざる者は法なり。國亂るる者は、民私義多く、兵弱き者は、民私勇多ければ則ち削らる。國の爵祿を取る所以の者は、（一三）塗多ければ亡ぶ。國の爵を賤み祿を輕んずる所以は、作らずして食ひ、戰はずして榮え、爵なくして尊く、祿なくして富み、官なくして長たればなり。之を姦民と謂ふ。所謂治主に忠臣なく、慈父に孝子なし。善言なきを欲するは、皆法を以て相司るなり。命相正すなり。獨り能く非を爲さざるのみならず、而して人と非を爲すことなし。所謂富とは、入ること多くして出づること寡し。衣服制あり、飲食節あれば、則ち出づること寡し。女事内に盡し、男事外に盡せば、則ち入ること多し。所謂明とは、見ざる所なければ、則ち羣臣敢て姦を爲さず、百姓敢て非を爲さず。是を以て人主（一四）筐床の上に處り、絲竹の聲を聽き、而して天下治る。所謂明とは、衆をして爲さざるを得ざらしむ。所謂彊とは、天下に勝つ。天下に勝つ、是の故に力を合す。是を以て（一五）勇彊も敢て暴を爲さず、聖知も敢て詐を爲して用を虛しくせず。天下の衆を兼ね、敢て其の好む所を爲し、而して其の惡む所を避けざるはなし。所謂彊とは、勇力をして己の用を爲さざるを得ざらしめ、（一六）其の志足れば、天下之を益とし、足らざるも天下

【一三】戰爭以外に爵祿を取るの途を開くこと。
【一四】筐牀は正方形のねだい。
【一五】勇彊聖智も如此き君主に對しては施すところなし。
【一六】如此き人君が、目的を達する時は、天下の人民皆自己

邪盜賊止まざる者は、必ずしも得られざればなり。必ず得られて尙姦邪盜賊ある者は刑輕ければなり。刑輕き者は、誅するを得ざるなり。(二)必ず得らるる者は、刑せらるる者衆きなり。故に善く治むる者は、不善を刑して善を賞せず、故に刑せずして民善なり。刑せずして民善なるは、刑重ければなり。刑重き者は民敢て犯さず、故に刑なきなり。而して民敢て非を爲すことなし。是一國皆善なるなり。故に善を賞せずして民善なり。善を賞するの不可なるや、猶盜せざるを賞するがごとし。故に善く治むる者は、盜跖をして信ず可からしむ。而るを況んや伯夷をや。治むること能はざる者は、伯夷をして疑ふ可からしむ。而るを況んや盜跖をや。勢、姦を爲すこと能はずば、盜跖と雖も信ず可きなり。勢、姦を爲すを得ば、伯夷と雖も疑ふ可きなり。國或は重治し、或は重亂す。明主上に在りて、擧ぐる所必ず賢なれば、則ち法、賢に在る可し。法賢に在るべければ、法、下に在るも則ち不肖敢て非を爲さず。是を重治と謂ふ。不明主、上に在れば、擧ぐる所必ず不肖なり。國に明法無ければ、不肖者敢て非を爲す。是を重亂と謂ふ。兵或は重彊、或は重弱。民固より戰はんと欲し、又戰はざるを得ず。是を重彊と謂ふ。民固より戰ふを欲せず、又戰ふことなきを得。是を重弱と謂ふ。明主は濫に其の臣を富貴にせず。所謂富とは、粟米珠玉に非ざるなり。所謂貴とは、爵位官職に非ざるなり。法を廢し私を作すは、(三)爵祿富貴なり。凡そ人主は德行、人に出づるに非ざるなり。知、人に出づるに非ざ

【二】誅罰せらるる者多きは、畢竟刑罰輕くして人民之を恐れざるなり。

【三】爵祿富貴の一種といふも可なり。

戰罷るる者なり。勝たずして王たり、敗れずして亡ぶる者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て有らざるなり。民勇なる者は戰勝ち、民勇ならざる者は戰敗る。能く民を戰に壹にする者は民勇なり。民を戰に壹にする能はざる者は、民勇ならず。聖王は、(四)王の兵に致さるるを見る。故に國を擧げて之を兵に責むるなり。其の國に入り、其の治を觀るに、民用ひらるる者は彊し。奚を以て民の用ひらるる者を知るか。民の戰を見るや、餓狼の肉を見るが如くなれば、則ち民用ひらるるなり。凡そ戰は民の惡む所なり。能く民をして戰を樂ましむる者は王たり。彊國の民は、父其の子を遺れ、兄其の弟を遺れ、夫其の妻を遺る。皆曰く(五)得ずば返ることなしと。又曰く法を失ひ令を離れんよりは、若死せば我死せんと。(六)鄕に之を治め、(七)行間逃るる所無く、(八)遷徙するも入る所無し。行間の治に入れば、(九)連ぬるに五を以てし、之を辨ずるに章を以てし、之を束ぬるに令を以てす。拙なれば處る所なく、罷めらるる時は生くる所なし。是を以て三軍の衆、令に從ふこと流るるが如く、死して踵を旋さず。國の亂るるや、其の法の亂るるに非ざるなり、其の法用ひられざるなり。國皆法あり。而して法をして必ず行はれしむるの法なし。國皆姦邪を禁じ盜賊を刑するの法あり。而して姦邪・盜賊をして必ず(一〇)得られしむるの法なし。姦邪盜賊を爲す者刑に死し、而して姦

【四】王となるには、戰爭の力によらなければならぬ。
【五】勝利を得ざれば、生還せず。
【六】平素鄕里に、此の訓練を受くること。
【七】行間は隊伍のうち。
【八】にげかくるるところなし。
【九】隊伍の中に編入せらる。
【一〇】得は、誅罰することを得る。

畫策第十八

昔者(一)昊英の世、木を伐り獸を殺さず、人民少くして木獸多し。黃帝の世、(二)麛せず卵せず、官之を供備するなし。民死して、槨を用ふるを得ず。事同じからずして皆王たる者は、時異なればなり。神農の世、男は耕して食し、婦は織りて衣、刑政用ひずして治り、甲兵起さずして王たり。神農既に沒し、彊を以て弱に勝ち、衆を以て寡を暴す。故に黃帝君臣上下の義、父子兄弟の禮、夫婦妃匹の合を作爲し、內は刀鋸を行ひ、外は甲兵を用ふ。故に時、變ずるなり。此に由りて之を觀れば、神農は黃帝より高きに非ざるなり。然るに其の名尊き者は、時に適するを以てなり。故に戰を以て戰を去れば、戰ふと雖も可なり。殺を以て殺を去れば、殺すと雖も可なり。刑を以て刑を去れば、刑を重くすと雖も可なり。昔の能く天下を制する者は、必ず先づ其の民を制する者なり。能く强敵に勝つ者は、必ず先づ其の民に勝つ者なり。故に民に勝つの本は、民を制するに在ること、(三)金を冶し、土を陶するが若きなり。本堅からずば則民飛鳥走獸の如く、其れ孰か能く之を制せん。民は法に本づくなり。故に善く治むる者は民を塞ぐに法を以てして、而して名地作るなり。名尊く地廣くして、以て王たるに至る者は何の故ぞ、戰勝つ者なり。名卑く地削られて、以て亡ぶるに至る者は何の故ぞ、

【一】昊英は古代天子の名。
【二】獸類の子を取らず、鳥類の卵をとらず。
【三】鑄金も陶器も、皆製作によりて生す。

り。此れ臣の所謂參教なり。聖人惟能く萬物の要を通知するなり。故に其の國を治むるや、要を擧げて以て萬物を致す。故に教寡くして功多し。聖人の國を治むるや、(三五)知り易くして行ひ難きなり。(三六)是の故に聖人必ずしも加へず、凡主必ずしも廢せず、人を殺すも暴と爲さず、人を賞するも仁と爲さざる者は、國法明なればなり。聖人は功を以て官を授け爵を予ふ。故に賢者は憂へず。聖人は過を宥さず、刑を赦さず。故に姦起ることなし。聖人の國を治むるや、壹を審にするのみ。

【三五】簡單なれば知りやすきも其の實行は容易ならず。

【三六】聖人は一定の法令を本として國を治む。故に如何なる明主も、それ以上に工夫を加へる必要なきと同時に、如何なる凡庸の君主も、之を行ふことを得。

は水を流すが如し。三軍の士、敢て禁を犯す者無し。故に一たび道を假り、重く顚頡の脊に刑して、晉國治る。昔者周公旦、管叔を殺し、霍叔を流して曰く、禁を犯す者なりと。天下の衆皆曰く、(一八)親昆弟も過有れば違はず、而るを況んや疏遠をやと。故に天下刀鋸を周廷に用ふることを知りて、而して海內治る。故に曰く、明に之を刑し猶刑無きに至るなりと。所謂教を壹にすとは、博聞・辯慧・信廉・禮樂、(一九)行を羣黨に修め、(二〇)譽を清濁に任すものは、以て富貴ならしむ可からず。(二一)以て刑を評せしむ可からず。獨立私議し、以て其の上に陳べしむべからず。堅き者をば破り、鋭き者をば挫く。聖知・巧佞・厚樸と曰ふと雖も、則ち功に非ざるを以て上利を罔する能はず。(二二)然れども富貴の門は、戰に存するを要するのみ。彼の能く戰ふ者は、富貴の門を踐む。彊梗なれば、常刑有りて赦さず。是れ父兄・昆弟・知識・婚姻合同する者皆曰く、務の加はる所は戰に存するのみと。夫れ故に(二三)當壯なる者は戰に務め、老弱の者は守るに務め、死者は悔いず、生者は勸むを務む。此れ臣の所謂教を壹にするなり。民の富貴を欲するや、(二四)共に棺を闔ぢて後に止む。而して富貴の門、必ず兵に出づ。是の故に民戰を聞きて相賀するなり。起居飲食、歌謠する所の者は戰なり。此れ臣の所謂明に之を教へ猶教なきに至るな

【一八】周公と管霍は兄弟のしたしき間柄。
【一九】黨派をくみて私行を立つること。
【二〇】時人の褒貶によりて毀譽すること、要するに博聞以下は、人民が學問智辯にほこり私黨を立つることをいふ。
【二一】彼等をして、君主の刑法を批評せしむべからず。
【二二】戰爭以外に富貴を得べからず。
【二三】當壯は丁壯。
【二四】死ぬまで富貴を欲すること。

後に敗あれば、爲に刑を損せず。前に善ありとも、後に過あれば、爲に法を虧かす。忠臣孝子も、過あれば必ず其の數を以て斷ず。法を守り職を守るの吏、王法を行はざる者あれば、罪死して赦さず。刑三族に及ぶ。同官の人、知りて之を上に訐く者は、自ら罪を免る。貴賤と無く、其官長の官爵田祿を（八）尸襲す。故に曰く刑を重くして其の罪を連ぬれば、（九）則ち民敢て試みず。民敢て試みず、故に刑なきなりと。夫れ先王の禁に刺殺し、人の足を斷ち、人の面に（一〇）黥するは、民を傷けんことを求むるに非ざるなり。以て姦を禁じ過を止むるなり。故に姦を禁じ過を止むるは、刑を重くするに若くはなし。刑重くして必ず得れば、則ち民敢て試みず。故に國に刑民無し。國に刑民無し、故に曰く、刑を明にすれば戮せずと。晉の文公刑を明にして、以て百姓を親まんと（一一）將欲す。是に於て諸卿大夫を冀宮に合す。顚頡後れ至り、其の罪を請ふ。君曰く、（一二）事を用ひよと。吏遂に顚頡の脊を斷ち以て（一三）殉す。晉國の士、（一四）稽焉として皆懼れて曰く、顚頡の寵有るや、斷ちて以て殉す。況んや我に於てをやと。兵を擧げて曹を伐ち、五鹿を取る。及び（一五）鄭の埤を反し、（一六）衞の畝を東にし、（一七）荊人に城濮に勝つ。三軍の士も、之を止むるときは足を斬るが如く、之を行るとき

【八】尸襲は世襲してつかさどる。
【九】人民が萬一を僥倖せず。
【一〇】黥は入れ墨。
【一一】將欲は欲と同意。
【一二】法によりて之を罰せよ。
【一三】殉は徇にして一般にふれ示す。
【一四】稽焉は同じきさま。
【一五】鄭國の城埤（しろのひめがき）を顚覆す、即ち城を陷るること。
【一六】衞國の田畝を皆横筋即東西につけさせる、晉國からの兵士が侵入するに、便利ならしむるためなり。
【一七】荊人は楚人。

之あらん。昔湯贄茅に封せられ、文王岐周に封せられ、方百里なり。湯桀と鳴條の野に戰ひ、武王紂と牧野の中に戰ひ、大に九軍を破り、卒に土を裂きて諸侯を封す。㈡士卒坐陳する者すら、里に書社有り。車、休息して乘らす、馬を華山の陽に縱ち、牛を農澤に縱ち、㈢之を縱ちて老ゆるまで收めす、此れ湯武の賞なり。故に曰く、贄茅・岐周の粟、以て天下の人を賞せば、人ごとに一升を得す。其の錢を以て天下の人を賞せば、人ごとに一錢を得すと。故に曰く、百里の君にして、而して其の臣を封侯とすること、其の舊より大なりと。㈣士卒坐陳する者より、里に書社有り、賞の加はる所、㈤牛馬に寬なる者は何ぞや。善く天下の貨に因りて、以て天下の人を賞するなり。故に曰く、賞を明にすれば費さすと。湯武既に桀紂を破りて、海內、害無く、天下大に定る。五庫を築き、㈥五兵を藏め、武事を偃せ、文敎を行ひ、干戈を倒載し、㈦笏を搢みて樂を作爲し、以て其の德を申ぶ。此の時に當りてや、賞祿行はずして、民整齊なり。故に曰く、明に之を賞して猶賞なきに至るなり。所謂刑を壹にする者は、刑に等級なく、卿相・將軍より、以て大夫・庶人に至るまで、王令に從はす、國禁を犯し、上制を亂す者有れば、罪死して赦さす。前に功ありとも、

【二】實戰に臨まずとも、一すら陣（陳陣相同）中に居る者すら、書社の土地を賞せらるること、當時は二十五家を一里となし、一社を立て、其戶口と段別とを記した帳簿を、其社に納む。故に其里を書社の地といふ。

【三】放牧して、戰爭に使用せず。

【四】士卒の坐陣する者を始めとして其れ以下に至るまで。

【五】牛馬に至るまで、之を寬大に取扱ふ。

【六】五兵は弓矢。殳（ほこ）矛戈。戟の五種の武器。

【七】笏を腰帶に挾む、束帶をいふ。

刑約第十六 篇亡

賞刑第十七

聖人の國を爲むるや、賞を壹にし刑を壹にし敎を壹にす。賞を壹にすれば則ち兵敵なし。刑を壹にすれば則ち令行る。敎を壹にすれば則ち下上に聽く。夫れ賞を明にすれば費さず。刑を明にすれば戮せず。敎を明にすれば變せず。而して民民務を知り、國、俗を異にするなし。明に之を賞すれば猶賞なきに至るなり。明に之を刑すれば猶刑なきに至るなり。明に之を敎ふれば猶敎なきに至るなり。所謂賞を壹にする者は、利祿官爵、摶兵に出して、異施有ること無きなり。夫れ固に知愚・貴賤・勇怯・賢不肖、皆其の胸臆の知を盡し、其の股肱の力を竭し、死を出して上の用を爲すなり。天下の豪傑賢良、之に從ふこと流水の如し。是の故に兵敵なくして、而して令天下に行る。萬乘の國も、敢て其の兵を中原に(一)蘇せず、千乘の國も、敢て城を捍がず。萬乘の國、若し其の兵を中原に蘇する者あらば、戰ひて將に其の軍を覆さんとす。千乘の國、若し城を捍ぐ者あらば、攻めて將に其の城を凌がんとす。戰へば必ず人の軍を覆し、攻むれば必ず人の城を凌ぎ、城を盡して之を有し、賞を盡して致さば、慶賞を厚くすと雖も、何の費匱きことか

【一】蘇は抵抗すること、萬乘千乘は皆敵をいふ。

則ち臣愚知ること能はざるのみ。齊人に東郭敞といふ者あり。猶多く萬金あらんことを願ふ。(三五)其の徒賙んことを請ふ。與へずして曰く、(三六)吾將に以て封を求めんとするなりと。其の徒怒りて去り、宋に之きて曰く、此れ無を愛するなりと。(三七)故に以て先づ之に有を與ふるに如かざるなり。今晉民ありて、而して秦其の復を愛す。此れ其の有に非ざるを愛して、以て其の有を失ふなり。豈東郭敞の其の有に非ざるを愛して、以て其の徒を亡ふに異ならんや。且つ古堯舜あり。當時にして稱せらる。中世湯武あり、位に在りて民服す。此の(三八)三王は、萬世の稱する所なり、以て聖王と爲すなり。然れども(三九)其の道、猶用を後に取ること能はず。今之を復する三世にして、而して三晉の民盡すべきなり。是王の賢にして今時に力め、而して後世をして王の用を爲さしむるに非ずや。

【三五】東郭敞のけらいが自分たちを賑恤せんことを求む。

【三六】東郭敞は賑恤を吝しんで曰く我は富を積みて行く行く大名とならんとす。

【三七】大名となるは將來のことにして、現實に非ず。然るに東郭敞は、此空名を望むため、自分の助けとなる大切のけらいをなくしてしまつた、故に先づとにかく手許にある者を與へて、彼等の歡心を得るが、ましである。

【三八】堯舜を一つとみとむ、故に三といふ。

【三九】三王の政治は、必ずしも後世の法則とならず。

王此を以て、(二五)春は其の農に違ひ、(二六)夏は其の食を食ひ、秋は(二七)其の刈を取り、(二八)冬は其の實を凍し、(二九)大武を以て其の本を搖し、(三〇)廣文を以て、其の嗣を安んじ、王此を行ふこと、十年の內、諸侯將に異民無からんとす。而して王何爲ぞ爵を愛して復を重んぜんや。(三一)周軍の勝、華軍の勝、秦首を斬りて之を東せしむ。之を東せしむるも益無きこと亦明なり。而して吏猶以て大功と爲すは、其の敵を損するが爲なり。今草茅の地を以て、三晉の民を徠し、而して之をして本を事とせしむるは、此れ其の敵を損するや、戰勝と實を同じくす。而して秦之を得て以て粟と爲す、此れ(三二)反行兩登の計なり。且つ周軍の勝、華軍の勝、長平の勝、秦の亡ふ所の民は幾何。(三三)民客の兵、本を事とするを得ざる者は幾何。臣竊に以爲へらく數ふべからずと。假使王の羣臣、能く此の費の半を用ふることありて、晉を弱くし秦を彊くする、三戰の勝の若くせば、王必ず大賞を加へん。今臣の言ふ所は、民一日の(三四)繇なく、官數錢の費なく、其の晉を弱くし秦を彊くすること、三戰の勝に過ぐること有り。而して王猶以て不可と爲さば、

【二五】敵をして農事につとめざらしむ。

【二六】敵の米穀を掠奪す。

【二七】敵の刈りいれたる禾穀を奪ふ。

【二八】敵の貯蓄品をこほらす。

【二九】大なる武力を以て敵國の根本を攻めうごかす。

【三〇】一旦、敵を亡ぼし其君主を追出すも、更に廣く、文德をしきて、其相續者たる新君の心を安心させる。諸侯の人民皆秦の人民となる。

【三一】此二戰に於て、秦が敵を敗りて、其兵を山東の諸侯にさしむくるも、今までのやりかたでは、格別の大益なし。

【三二】反對の事を行ひながら、兩方の利得あること、登は得の延音。

【三三】民客は、秦民並びに外國から招來したる人民。

【三四】夫役。

(一七)今之を復せしむること三世、軍事を知らしむるなし。秦の四境の內、(一八)陵阪丘隰、十年の征を起さざる者は、律に於けるなり。以て作夫百萬を作るに足れり。曩者臣言つて曰く、意ふに民の情、其の欲する所の者は田宅なり。晉の有ることなきや信なり。秦の餘あるや必せり。此の若くにして民西せざる者は、秦の士戚へて民苦めばなりと。今其の田宅を利して、之を復する三世、此れ必ず其の欲する所を與へ、而して其の惡む所を行はしめざるなり。然らば則ち(一九)山東の民、西せざる者無きなり。(二〇)且つ直虛言の謂に非ざるなり。(二一)然らずば、夫の曠土を實し、(二二)天寶を出し、而して(二三)百萬、本を事とする、其の益すること多きなり。豈徒其の攻むる所以を失はざるのみならんや。夫れ秦の患ふる所の者は、兵を興して伐てば、則ち國家貧しく、安居して農すれば、則ち敵休息するを得。此れ王の兩つながら成す能はざる所なり。故に三世戰勝ちて、而して天下服せず。(二四)今故秦を以て敵を事とし、而して新民をして本を作さしめば、兵外に百宿すと雖も、境內須臾の時を失はず。此れ富彊兩成の效なり。臣の所謂兵とは、悉く興し盡く起すを謂ふに非ざるなり。境內能く給する所の軍卒車騎を論じ、故秦の兵と新民をして芻食を給せしむ。天下不服の國あらば、則ち

【一七】外國人にして來るものは、三世の間、復を許して、軍事に關係せしめず。
【一八】陵阪丘隰の如き不毛の土地を開發したる者は、十年間其の租稅を免除することを、法律で規定すること。
【一九】三晉地方をいふ。
【二〇】一場の空言ではない。
【二一】空言でないとしたならば。
【二二】天然の物產。
【二三】百萬人が、農業に力を盡くす。
【二四】秦の人民をして戰爭に從事せしめ、外來の人民をして農業に從事せしむ。

過ぐること有るに似たり。意ふに民の情、其の欲する所の者は田宅なり。(九)而して晉の有ることなきや信なり。秦の餘あるや必せり。(一〇)此の如くにして民西せざる者は、秦の士戚へて民苦めばなり。臣竊に以へらく、(一一)王吏の明、過見たり。此れ其の、三晉の民を奪はざる所以の者は、(一二)爵を愛して復を重んずればなり。

(一三)其の說に曰く、三晉の弱き所以の者は、其の民樂を務めて(一四)復爵輕ければなり。秦の彊き所以の者は、其の民苦を務めて復爵重ければなり。今多く爵して(一五)久しく復するは、是れ秦の彊き所以を釋てて、三晉の弱き所以を爲すなりと。此れ王吏の爵を重んじ復を愛するの說なり。而して臣竊に以爲へらく然らずと。夫れ民を苦めて兵を彊くするを爲す所以の者は、將に以て敵を攻めて欲する所を成さんとするなり。兵法に曰く、敵弱くして兵彊しと。此れ吾が攻むる所以を失はずして、敵の其の守る所を失ふを言ふなり。今三晉、秦に勝たざると四世なり、魏の襄王より以來、野戰勝たず、守城必ず拔け、小大の戰、三晉の秦に亡ふ所の者、勝げて數ふ可からざるなり。此の若くにして秦に服せず、能く其の地を取るも其の民を奪ふこと能はざるなり。今王(一六)明惠を發し、諸侯の士、來りて義に歸する者、

【九】三晉の地方は人民が多きために其の居處なきこと事實にして、秦は之に反していくらでも收容することが出來ること受合である。

【一〇】三晉の人民が、西の方秦國に來らざること。

【一一】秦王の臣下の計略が、まちがつてゐるためである。

【一二】秦が官爵を重んじて之を人に授けず、又復（租稅夫役を免除すること）を許さざるためなり。

【一三】秦王の臣下の說。

【一四】三晉はたやすく人に官爵を授け又復を許す。

【一五】久復は永年の間復を許すこと。

【一六】明惠は、明かなる惠政。

卷の第四

(一)徠民第十五

(二)地、方百里なる者は、山陵什の一に處り、藪澤什の一に處り、谿谷流水什の一に處り、都邑・蹊道什の一に處り、惡田什の一に處り、良田什の四に處る。此を以て(三)作夫五萬を食ふ。其の山陵・藪澤・谿谷、以て其の材を給す可く、都邑・蹊道以て其の民を處くに足る。先王土を制し民を分つの律なり。今秦の地、方千里なる者五、而して穀土處すること能はざる(四)二、田數は百萬に滿たず。其の藪澤・谿谷・名山・大川の材物・貨寶、又盡くは用を爲さず。(五)此れ人土に稱はざるなり。秦の與に鄰する所の者は三晉なり。兵を用ひんと欲する所の者は韓魏なり。彼の土狹くして民衆く、其の宅參居して幷處す。(六)其の賓萌は貸息す。(七)民上は通名無く、下は田宅無く、而して姦務末作を恃みて以て處る。(八)此れ其の土の以て其の民を生すに足らざるや、秦民の以て其の土を實するに足らざるに

【一】徠は來なり、他國の人民を招來することを論ず。
【二】百里四方の土地。
【三】作夫は農作の人。
【四】二は十分の二。
【五】人民の割合に、土地ひろし。
【六】賓萌は外國の寄留民、貸息は金をかして利息を取る。
【七】人民の戸籍詳かならず。
【八】三晉の土地せまくして、人民多きことと、秦の人民少くして、土地ひろきこととを比較するに、前者の歩合が、上ぼつてなるらしい。

約し、秩官の吏下に隱れて民を漁す。諺に曰く、蠹衆くして木折れ、隙大にして墻壞ると。故に大臣私を爭ひて其の民を顧みざれば、則ち下上に離る。下上に離るる者は、國の隙なり。秩官の吏、下に隱れて以て百姓を漁するは、此れ民の蠹なり。故に隙蠹ありて亡びざる者は、天下に鮮し。是の故に明王は法に任じ、私を去りて國に隙蠹なし。

らざる者なり。法を以て論せずして、能く賢不肖を知る者は惟堯のみ。而して世盡くは堯たらず。是の故に先王自議譽私の任ず可からざるを知るなり。故に法を立て分を明にし、（六）程に中る者は之を賞し、公を毀る者は之を誅す。賞誅の法、其の義を失はず。故に民爭はず。官を授け爵を予ふるに、其の勞を以てせざれば、則ち忠臣進まず。賞を行ひ祿を（七）賦するに、其の功を稱らざれば、則ち戰士用ひられず。凡そ人臣の君に事ふるや、多く主の好む所を以て君に事ふ。君法を好めば、則ち臣法を以て君に事ふ。君言を好めば、則ち臣言を以て君に事ふ。君法を好めば、則ち端直の士前に在り。君言を好めば、則ち毀譽の臣側に在り。公私の分明なれば、則ち小人賢を疾まず、而して不肖者功を妬まず。故に堯舜の天下に位するや、天下の利を私するに非ざるなり。天下の爲に天下に位するなり。賢を論じ能を擧げて（八）傳ふるは、父子を疏んじ越人を親むに非ざるなり。治亂の道に明なればなり。故に三王は義を以て親み、五霸は法を以て諸侯を正す。皆天下の利を私するに非ざるなり。天下の爲に、天下を治む。是の故に其の名を擅にし、而して其の功を有ち、天下其の政を樂みて、之を能く傷ふことなきなり。今亂世の君臣は、區區然として、皆一國の利を擅にし、而して一官の重きを管し、以て其の私に便す。此れ國の危き所以なり。故に公私の（九）交は、存亡の本なり。夫れ法度を廢して、而して私議を好めば、則ち姦臣權を鬻ぎて以て（一〇）祿を

【六】程は法令。
【七】賦は分つこと。
【八】傳は位を授くること。
【九】交は關係。
【一〇】祿を人に與ふることを約束す。

(一)修權第十四

國の治る所以の者三、一に曰く法、二に曰く信、三に曰く權。法は君臣の共に操る所なり。信は君臣の共に立つる所なり。權は君の獨り制する所なり。人主守を失へば則ち危し。君臣法を釋て私に任すれば必ず亂る。故に法を立て分を明にし、而して私を以て法を害せざれば則ち治る。權制獨り君に斷ずれば則ち威あり。民其の賞を信ずれば則ち事功成る。其の刑を信ずれば則ち(二)姦、端無し。惟明主は權を愛し信を重んじ、而して私を以て法を害せず。故に上惠言多くして、(三)其の賞を剋せざれば、則ち下用ひず。數嚴令を加へて、其の刑を致さざれば、則ち民罪に傲る。凡そ賞は文なり。刑は武なり。文武は法の約なり。故に明主法に任ず。蔽はれざる之を明と謂ひ、欺かれざる之を察と謂ふ。故に賞厚くして利あり。刑重くして威あり。必ず疏遠に失せず、親近に私せず。故に臣は主を蔽はず、而して下は上を欺かず。世の治を爲す者多く法を釋てて私議に任ず。此れ國の亂るる所以なり。先王權衡を懸け、尺寸を立て、而して今に至るまで之に法る。其の分明なればなり。夫れ權衡を釋てて輕重を斷じ、尺寸を廢して長短を意るは、(四)察なる商賈と雖も用ひず。其の必せられざるが爲なり。夫れ法度に倍きて私議に任ずるは、(五)皆類を知

【一】君權を修むることを論ず。
【二】姦の起るきざしなし。
【三】剋は刻にして恩賞を確かにきめざること。
【四】利口な商人。
【五】權衡尺寸も法も同じものであるといふことを知らない。

者は損せざるなり。功を效して官爵を取り、辯言有りと雖も、以て相先んずる能はざるなり。此を(四)數を以て治むと謂ふ。力を以て攻むる者は、一を出して十を取る。言を以て攻むる者は、十を出して百を亡ふ。國、力を好む、此を以て攻め難しと謂ふ。國、言を好む、此を以て攻め易しと謂ふ。刑を重くし賞を少くすれば、上民を愛して、民上に死す。賞を重くし刑を輕くすれば、上民を愛せずして、民上に死せず。利一空に出づる者は、其の國、敵無く、利二空に出づる者は、國半利あり。利十空に出づる者は、其の國守らず。六蝨羣を成せば、則ち民用ひられず。

【四】數は術なり。

是の故に興國は罰行るれば則ち民親み、賞行るれば則ち民利あり。罰を行ふに、其の輕き者を重くし、其の重き者を輕くすれば、輕き者生せず、重き者來らず。此を刑を以て刑を去ると謂ふ。刑去り事成る。重きを重くし輕きを輕くすれば、刑至り事生す。此を刑を以て刑を致すと謂ふ。其の國必ず削らる。聖君は物の要を知る。故に其の民を治むるに至要有り。故に賞罰を執るに、壹を以て仁を輔くる者は心の續なり。聖君の人を治むるや、必ず其の心を得、故に能く力を用ふ。力は彊を生じ、彊は威を生ず、威は德を生じ、德は力に生ず。聖君獨り之を有す。故に能く仁義を天下に述ぶ。

國、六蝨を以て、官を授け爵を予ふれば、則ち治煩しく言生ず。此を治を以て治を致し、言を以て言を致すと謂ふ。則ち君、說言に務め、官、治邪に亂れ、邪臣志を得るあり、有功者日に退く、此を失と謂ふ。十を守る者は亂れ、壹を守る者は治る。法已に定る。而して好みて六蝨を用ふる者は亡ぶ。民畢く農すれば則ち國富み、六蝨用ひざれば、則ち兵民畢く競ひ勸め、而して主の用を爲すを樂む。其の境內の民、（七）爭ひて以て榮と爲し以て辱と爲すことなし。其の次は賞勸罰沮を爲す。其の下は民之を惡み之を憂へ之を羞づ。（八）修容して以て言ひ、以て（九）上交し以て農戰を避け、（一〇）外交以て國の危きに備ふるなり。饑寒死亡ありとも、利祿の故の爲に戰はず。此れ亡國の俗なり。曰く禮、曰く樂、曰く詩、曰く書、曰く修善、曰く孝、曰く弟、曰く誠信、曰く貞廉、曰く仁義、曰く（一一）非兵、曰く（一二）羞戰。國に十二有る者は、上農をして戰はしむることなく、必ず貧りて削らるるに至る。十二の者羣を成す、此を君の治其の臣に勝たずと謂ふ。官の治其の民に勝たず、此を六蝨其の政に勝つと謂ふ。十二の者樸を成せば必ず削らる。是の故に興國は十二の者を用ひず。故に其の國多力にして、天下能く犯すことなきなり。兵出づれば必ず取り、取れば必ず能く之を有ち、兵を按じて攻めざれば必ず富む。朝廷の事、（一三）少き者は毀らざるなり。多き

【七】人主に用ひられて戰爭することを、皆名譽と心得る。
【八】容儀をととのふること、說客辯士などの態度をいふ。
【九】上交は權力あるものと交はること。
【一〇】徒らに外國の力を恃むこと。
【一一】戰爭を誹ること。
【一二】戰を、はぢること。
【一三】前述の如くなれば朝廷の政事に於て少事と多事とを問はずうまく行はる。

(一)飭令第十三

令を飭ふれば則ち治(二)留らず。法、平なれば則ち吏に姦なし。法已に定る。善言を以て法を害せず。功に任ずれば則ち民言少く、善に任ずれば則ち民言多し。(三)治を行ふは斷に由る。五里を以て斷ずる者は王たり。十里を以て斷ずる者は彊し。日に治むる者は王たり。夜に治むる者は彊し。治を宿むる者は削らる。刑を以て治め、賞を以て戰ひ、過を求めて善を求めず。故に法立ちて革めず。國に姦民なければ、則ち都に姦市なし。(四)物多く末衆く、農弛み姦勝てば、則ち國必ず削らる。民に餘糧あれば、民をして粟を以て官爵を出さしめ、官爵必ず其の力を以てすれば、則ち農怠らず。(五)四寸の管も當なければ必ず滿たざるなり。官を授け爵を予へ祿を出すに、功を以てせざるは、是れ當なきなり。國、貧なるも戰を務め、(六)毒敵に生じ、六蝨なければ必ず彊し。國、富むも戰はず、毒内に輸して、六蝨生ずれば必ず弱し。國、功を以て官を授け爵を予ふる、此を成智を以て謀り、威勇を以て戰ふと謂ふ。成智を以て謀り、威勇を以て戰へば、其の國必ず敵なし。國功を以て官を授け爵を予ふれば、則ち治省けて言寡し。此を法を以て法を去り、言を以て言を去ると謂ふ。

【一】法令をいましめ、ととのふること、去彊第四説民第五を參照せよ。
【二】政務遲滯せず。
【三】法令によりて是非を斷ずること。
【四】商工の業盛なるをいふ。
【五】管はくだ、當は底。
【六】敵國を攻めて之を害すること。

檄を治むるとき、三軍の多き、分つに客の侯軍の數を以てすと。三軍は、壯男を一軍と爲し、壯女を一軍と爲し、男女老弱者を一軍と爲す。此れ之を三軍と謂ふなり。壯男の軍は、食を盛り兵を厲ぎ、陳して敵を待たしめ、壯女の軍は、食を盛り壘を負ひ、陳して令を待たしめ、客至るときは、(八)土を作り、以て險阻及び(九)柞阱を爲り、(一〇)梁を發し屋を徹し、(一一)給徙すべきは之を徙し、給徙せざれば之を熯く、客をして以て攻備を助くるを得ること無からしめ、老弱の軍は、牛馬羊彘を牧せしめ、草木の食ふ可き者は、收めて之を食とし、以て其の壯男女の食を獲、而して愼みて(一二)三軍をして相過ぐることなからしむ。壯男、壯女の軍を過ぐれば、則ち男、女を貴び、姦民從り謀つて國亡ぶることあり。喜と其の恐と蚤く聞くことあれば、勇民戰はず。壯男壯女老弱の軍を過ぐれば、則ち老は壯をして悲ましめ、弱は彊をして憐ましむ。悲憐心に在れば、則ち勇民をして慮を更め、而して怯民をして戰はざらしむ。故に曰く愼みて三軍をして相過ぐることなからしむと。此れ盛力の道なり。

【八】敵兵來攻の時は、我城兵は之を防ぐために、土地をもりあぐ。
【九】おとし穴。
【一〇】城外の家屋を破壞すること。
【一一】破壞したる家屋の材木、若しやくにたつ者ならば城内にうつし、然らざれば之を燒きはらふ。
【一二】壯男壯女老弱の三軍の規律を正し、互に相往來するを禁ずること。

兵守第十二

(一)四戰の國は守戰を貴び、海を負ふの國は攻戰を貴ぶ。四戰の國、好みて兵を興し以て四鄰を距ぐ者は國危し。四鄰の國、一たび事を興す、而るに己は四たび軍を興す。故に曰く國危しと。(二)四戰の國、萬室の邑を以て、鉅萬の軍を舍すこと能はざる者は其の國危し。故に曰く四戰の國は、務守戰に在りと。城有るの邑を守るは、(三)死人の力を以て、客の生力と戰ふに如かず、其の城拔けざる者は、死人の力なり。城盡く夷がざれば、客從りて入ることなし。此を死人の力を以て客の生力と戰ふと謂ふ。(四)城盡く夷ぎ、客若し從りて入ること有らば、則ち客必ず罷れ、中人必ず佚せん。佚力を以て罷力と戰ふ。此を生人の力を以て客の死力と戰ふと謂ふ。皆曰く(五)圍城の患は、盡く死せざる無きを患ふるのみ。(六)此の二者は足らざるを患ふるに非ず、將の過なり。城を守るの道は盛力なり。故に曰く、(七)客簿

【一】四方皆な敵地に隣する國。

【二】四戰の國も、數萬の軍隊を宿舍せしむるに足るほどの戸數なき時は危し。

【三】我が決死の人を以て、生きんと欲する敵と戰ふにしかず。

【四】たとひ、敵が死力をつくして城を陷るも、其の兵力は多少疲れ、之に反して國中の我兵は逸す、故に最後の勝利を占むるを得。

【五】敵城を圍むときには、皆死ぬる覺悟でなくては、之をおとすことができない。

【六】以上二者の原因は大將の策略の缺點にして、兵力の足らざるためでない。

【七】敵兵が三軍をひきゐて、城を攻むる時に、名簿を調べ或は檄文をまはして、兵士の部署を定むるとき我三軍は敵の斥候の車數に應じ亦部署を定む。

(一)立本第十一

凡そ兵を用ひて勝つに三等有り。若し兵未だ起らざれば則ち法を錯き、法を錯きて俗成り、俗成りて用具る。此の三者、必ず境内に行はれて、而して後に兵出す可きなり。三者を行ふに、二勢有り。一に曰く法を輔けて法行る。二に曰く擧必ず得て法立つ。故に其の衆を恃む者は、之を葺と謂ふ。其の備飾を恃む者は、之を巧と謂ふ。譽を恃むは者は之を詐と謂ふ。此の三者一を恃めば、因りて其の兵禽にす可きなり。故に曰く彊き者は必ず剛鬪すと。其の意は、鬪へば則ち力盡く。力盡くれば則ち備はる。是の故に海内に敵なしと。治行はるれば則ち貨積る。貨積れば則ち賞能く重し。賞壹なれば則ち爵尊し。爵尊ければ則ち賞能く利なり。故に曰く(二)兵は治に生じて異なり。俗は法に生じて萬なり。勢は心に本づきて備を飾ると。三者論あり、故に彊立つ可きなり。是を以て彊者は必ず治る。治る者は必ず富む。彊者は必ず富む。富む者は必ず彊し。故に曰く治彊の道は、其の本を論ずるなりと。

【一】用兵の本を論ず。
【二】兵勢及び法律の多種多様なること。

術を持する者、必ず彊くして王たるに至る。若し民服して上に聽けば、則ち國富みて兵勝つ。是を行ふこと久しければ必ず王たり。其の過失は、敵なきに深く(九)偝險絶塞に入り、民倦み且つ饑渇し、而して復疾に遇ふ。此れ其の道なり。故に將に民をして良馬に乘らしめんとする者は、齊しくせざる可からざるなり。

【九】險阻なる地域。

戰法第十

凡そ戰法は必ず政に本づく。(一)勝てば則ち其の民爭はず。爭はずば則ち私意を以てすることなくして、上を以て意と爲す。故に王者の政は、民をして(二)邑鬪に怯に、而して寇戰に勇ならしむ。民力を以て難きを攻むるに習ふ。故に死を輕んず。(三)敵を見て而して潰え、潰えて止まざれば則ち免る。故に兵法に、大戰に勝ちて北ぐるを逐ふこと、十里に過ぐるなく、小戰に勝ちて北ぐるを逐ふこと、五里に過ぐるなかれと。兵起りて敵を程り、政若かざる者は與に戰ふ勿れ、食若かざる者は與に久しくする勿れ、(四)敵衆くば客と爲る勿れ、(五)敵盡く如かずば、之を擊ちて疑ふこと勿れと。故に曰く、兵の(六)大律は、謹んで敵を論じ衆を察するに在り。則ち勝負先に知る可きなりと。王者の兵は、勝ちて驕らず、敗れて怨みず。勝ちて驕らざる者は術明かなればなり。敗れて怨みざる者は、失ふ所を知ればなり。(七)若し兵、彊弱を敵とすれば、將賢なれば則ち勝ち、將如かざれば則ち敗る。若し其の政、(八)廟算に出づる者は、將賢なるも亦勝ち、將如かざるも亦勝つ。勝

【一】不平不和は、多く敗軍より生ず。

【二】邑鬪は私鬪、寇戰は戰爭。

【三】敵を見る以下は弱兵の場合をいふ。免るは逃れ走るをいふ。

【四】敵兵が我よりも多きときは、何時迄も、他國に宿陣すべからず。

【五】何れの點より見るも、敵が我より劣る時は。

【六】大法大則。

【七】彼我の兵力が匹敵同等なる時。

【八】實戰の前に、くみたてた計、孫子に見よ。

成す。此の如くなれば則ち臣忠に君明に、治著れて兵彊し。故に凡そ明君の治や、其の力に任じて、其の德に任ぜず。是を以て憂へず勞せず、而して功立つ可きなり。度數已に立ちて、法修む可し。故に人君は己を愼まざる可からざるなり。

夫れ（一）離朱は秋毫を百歩の外に見れども、而かも明目を以て人に（二）賜ふこと能はず。（三）烏獲は千鈞の重きを擧ぐれども、而かも多力を以て人に賜ふこと能はず。（四）夫れ聖人の體性を存する、以て人に賜ふ可からず。然り而して功得べき者とは、法の謂なり。

【一】離朱は古の明目の人。
【二】賜は與ふといふが如し。
【三】烏獲は古の多力の人。
【四】聖人も其德を他人に與ふること能はず、何となれば聖德は天賦の者なり、されば聖德をたよりにして、天下を治むるよりも、寧ろ何人も行ふことを得べき法令によるに若かず。

身を容るるに足れば、士民（七）致すべきなり。財貨衆くすべきなり。（八）土を有つ者は以て貧を言ふべからず。民を有つ者は以て弱を言ふべからず。地誠に任せば、財無きを憂へず。民誠に用ひば、彊暴を畏れず。徳明に教行はるれば、則ち能く民の有を以て、己の用と為すなり。故に明主は、其の有に非ざるを用ひ、其の民に非ざるを使ふ。明王の貴ぶ所は惟其實を爵して、之を榮顯す。其の賞榮ならずば則ち民急にせず。（九）列位顯れずば、則ち民爵を事とせず。爵得易くば則ち民貴ばず。爵を上び、列爵祿賞も、其の門に道らざれば、則ち民死を以て位を爭はず。人君にして好惡有り、故に民治むべきなり。人君以て好惡を審かにせざる可からず。好惡は賞罰の本なり。夫れ人情爵祿を好みて、刑罰を惡む。人君二者を設けて以て民の志を御し、而して欲する所を立つ。夫れ民力盡きて爵之に隨ひ、功立ちて賞之に隨ふ。人君能く其民をして此を信ぜしむること、明なる日月の如くならしむれば、則ち兵に敵なし。人君に、爵行れて兵弱き者あり。祿行れて國貧しき者あり。法立ちて亂るる者あり。此三者は國の患なり。故に人君たる者、先づ請謁を便にして功力を後にすれば、則ち爵行るるも兵弱し。民死して難を犯さずして利祿致す可くは、則ち祿行るるも國貧し。法に度數なくして事日に煩しければ、則ち法立つも治亂る。是を以て明君の其の民を使ふや、必ず力を盡して、以て其功を規らしめ、功立ちて富貴之に隨ひ、私德なきなり。故に敎（一〇）流

【七】致はあつめよせること。
【八】土地人民を有するからには、貧弱などと、自ら泣言をならべてはいけない。
【九】列位は官職爵位をいふ。
【一〇】流成は流行成就。

(一)錯法第九

臣聞く、古の明君は、法を錯きて民邪無く、事を擧げて材自ら練り、賞行はれて兵彊し。此の三者は治の本なり。夫れ法を錯きて民邪なき者は、法明にして民之を利とするなり。事を擧げて材自ら練る者は、功分明なり。功分明なれば則ち民力を盡す。民力を盡せば則ち材自ら練る。賞を行ひて兵彊き者は、爵祿の謂なり。爵祿は兵の實なり。是の故に人君の爵祿を出すや道明なり。道明なれば則ち國日に彊し。道幽かなれば則ち國日に削らる。故に爵祿の道る所は、存亡の機なり。夫れ削國亡主は、爵祿なきに非ざるなり。其の道る所過てるなり。三王五霸は、其の道る所、爵祿に過ぎず。而して(二)功相萬する者は、其の道る所明なればなり。是を以て明君の其の臣を使ふや、(三)用必ず其の勞に出で、賞必ず其の功に加ふ。功賞明なれば則ち民功を競ふ。國を爲めて能く其の民をして力を盡し、以て功を競はしめば、則ち兵必ず彊し。(四)同列にして相臣妾たる者は、貧富の謂なり。(五)同實にして相幷兼する者は彊弱の謂なり。地を有ちて君たり、或は彊く或は弱き者は、治亂の謂なり。苟も(六)道理あり、地、

【一】法令をおき行ふこと。
【二】普通に萬倍するほどの功あること。
【三】功勞によりて之を任用すること。
【四】同列でありながら、甲が乙の臣妾となるは、甲よりも貧するためなり。
【五】同じく國と稱する實ありながら、他國から取らるるは弱きためなり。
【六】道理は下文の明德敎行をいふ。

もて斷せざることなし。而して器用度有り。此の若くば則ち國制明にして、民力竭き、上爵、尊くして(一〇)倫徒擧る。今世主皆民を治めんと欲し、而して之を助くるに亂を以てす。以て亂を爲すを樂むに非ざるなり。其の故に安んじて、時を闚はざるなり。是れ上古に法りて時に移らず、下今を修めて其の塞を得、而して世俗の變を明にせず、治民の情を察せず。故に多賞以て刑を致し、輕刑以て賞を去る。夫れ上刑を設けて民服せず。賞匱しくして姦益多し。故に民の上に於けるや、刑を先にして賞を後にす。故に聖人の國を爲むるや、古に法らず、今を修めず。世に因りて之が治を爲し、俗を度りて之が法を爲す。故に法は民の情を察せずして之を立つれば、則ち成らず。治は時に宜しくして之を行へば則ち干されず。故に聖王の治や、愼みて務を察することを爲し、心を壹に歸するのみ。

【一〇】倫徒は多くの臣下、擧は任用。

能く（四）本を事として末を禁ずる者は富む。夫れ聖人の國を治むるや、摶力を能くし、殺力を能くす。制度察なれば則ち民力摶なり。摶なるも（五）化せざれば則ち行はれず、行はるるも富なければ則ち亂を生ず。故に國を治むる者は、其の力を摶にするは、以て國を富まし兵を彊くするなり。其の摶力は、以て敵を事とし民を勸むるなり。（六）夫れ開きて塞がざれば則ち亂長ず。長じて攻めざれば則ち姦あり。（七）塞ぎて開かざれば則ち民渾す。（八）渾して用ひざれば則ち力多し。力多くして攻めざれば則ち蝨あり。故に摶力以て務を壹にするなり。殺力以て敵を攻むるなり。國を治むる者民の壹なるを貴ぶ。民壹なれば則ち樸、樸なれば則ち農す。農すれば則ち勤め易し。勤むれば則ち富む。（九）富む者は、之を廢するに爵を以てすれば淫せず。淫する者は之を廢するに刑を以てして農を務めしむ。故に摶力あるも用ふること能はざる者は必ず亂る。殺力あるも摶にすること能はざる者は必ず亡ぶ。故に明君は二者を齊しくすることを知れば、其の國彊し。二者を齊しくすることを知らざれば、其の國削らる。夫れ民の治らざる者は、君卑きに道り。法の明かならざる者は、君亂を長ずるなり。故に明君は卑きに道らず、亂を長ぜざるなり。權を秉りて立ち、法を垂れて法治る。以て姦を上に得、而して官は賞罰

【四】本は農、末は商工。
【五】化は國俗を化すること。
【六】開は賞、塞は罰。賞のみありて罰なき時は國民恩になれて亂る。
【七】罰して賞せざれば國民皆渾一して君主の事につとむ。
【八】國民の實力强大なる場合に、外國と戰爭をやらないとかへつて國内に害を起して、奢侈贅澤となる。蝨は去彊篇六蝨の類。
【九】いかに富みて、僭越の振舞をなさんとするも官爵なし故に許さざるなり。

卷の第三

(一)壹言第八

凡そ將に國を立てんとするには、制度察せざるべからざるなり。治法愼まざるべからざるなり。國務謹まざるべからざるなり。事本、摶にせざるべからざるなり。制度時なれば、則ち國俗化すべく、而して民制に從ふ。治法明なれば、則ち官邪なし。國務壹なれば則ち民用に應ず。事本摶なれば則ち農を喜びて戰を樂む。夫れ聖人の法を立て俗を化し、而して民をして朝夕農に從事せしむるや、(二)知らざるべからざるなり。夫れ民の事に從ひ制に死するや、上の榮名を設け、賞罰を置くの明かなるを以てなり。辯說(三)私門を用ひずして功立つ。故に民の農を喜びて戰を樂むや、上の農戰の士を尊び、而して辯說技藝の民を下し、而して游學の人を賤むを見るなり。故に民務を壹にすれば、其の家必ず富み、而して身國に顯る。上公利を開きて、而して私門を塞ぎ、以て民力を致せば、私勞國に顯れず、私門君に請はず。此の若くにして功臣勸めば、則ち上令行はれて荒草闢け、淫民止みて姦萌すことなし。國を治めて能く民力を摶にし、而して民務を壹にする者は彊く、

【一】人民の務むべきことを專一ならしむるを論ず。
【二】聖人のかくなす理由を知らなくてはならぬ。
【三】私謁。

て其の亂に勝たずば、法なきと同じ。〔二四〕天下君なきに安んぜず、而るに其の法を勝たしむることを樂めば、則ち擧世以て惑と爲すなり。夫れ天下の民を利する者は、治より大なるはなし。而して治は君を立つるより康きはなし。君を立つるの道は、法を勝たしむるより廣きはなし。法を勝たしむるの務は、姦を去るより急なるはなし。姦を去るの本は、刑を嚴にするより深きはなし。故に王者は〔二五〕賞を以て禁じ、刑を以て勸め、過を求めて善を求めず、刑に藉りて以て刑を去る。

【二四】何人も國内を平治する君主なきを、不滿足に感ずるにも拘はらず、法の勢力を強大にして、亂を征伐することを主張する時は、一世の人からかへつてそしられる。

【二五】以賞勸、以刑禁と曰はずして以賞禁以刑勸といふことに注意せよ。

ば則ち民威る。民威るれば則ち姦なし。姦なくば則ち民其の樂む所に安んぜん。義を以て敎ふれば則ち民縱なり。縱なれば則ち亂る。亂るれば則ち民其の惡む所に傷れん。吾が所謂利は義の本にして、而して世の所謂義は暴の道なり。夫れ民を正す者は、㈡其の惡む所を以てして、必ず其の好む所に終る。其の好む所を以てして、必ず其の惡む所に敗る。治國は刑多くして賞少し。故に王者は九を刑して一を賞す。削國は九を賞して一を刑す。夫れ過に厚薄あれば、則ち刑に輕重あり。善に大小あれば、則ち賞に多少あり。此の二者は、世の常用なり。㈢刑を民の終る所に加ふれば、則ち姦去らず。賞を民の義とする所に施せば、則ち過止まず。刑、姦を去る能はず。而して賞、過を止むること能はざる者は必ず亂る。故に王者は刑を將に過たんとするに用ふれば、則ち大邪生せず。賞を姦を告ぐるに施せば、則ち細過も失せず。民を治めて能く大邪をして生せず、細過も失せざらしめば、則ち國治る。國治れば必ず彊し。一國之を行へば、境内獨り治り、二國之を行へば、兵則ち少しく寢む。天下之を行へば、至德復立つ。此れ吾以て刑の德に反し、而して義の暴に合するを效にするなり。古は民聚生して羣處すれば亂る。故に㈢上有るを求むるなり。然らば則ち天下の上あるを樂むは、將に以て治を爲さんとするなり。今主有りて法なくば、其の害、主なきと同じく、法あり

【二】始まりは、人民皆刑罰を惡くむも、後には、人民の利益となる、然るに始より仁義の政を施す時は、後には、かへつて人民を苦ましむるに至る。

【三】人民が惡をなしてから、刑するも、刑の效なし、始めから刑をもつて之を威どすべし。

【三】君主又政府。

強國は兼幷を事とし、弱國は力守を務む。(一三)上、虞夏の時に及ばず、而して下、湯武の塞を修めず。故に萬乘戰はざるはなく、千乘守らざるはなし。此の道の塞ること久し。而して世主之を能く(一四)發すること莫きなり。故に(一五)三代は四ならず。明主に非ずば、能く聽くこと有るなきなり。(一六)今日願はくは之を啓くに效を以てせん。古の民は樸にして以て厚く、今の民は巧にして以て僞なり。(一七)故に古に效ふ者は德を先にして治め、今に效ふ者は刑を前にして法あり。此れ俗の惑ふ所なり。(一八)今世の所謂義なる者は、將に民の好む所を立て、而して其の惡む所を廢せんとす。此れ其の所謂不義なる者は、將に民の惡む所を立て、而して其の樂む所を廢せんとするなり。二者名易り實易る、察せざるべからざるなり。(一九)民の樂む所を立つれば、則ち民其の惡む所に傷る。民の惡む所を立つれば、則ち民其の樂む所に安んず。何を以て其の然るを知るや。夫れ民憂ふれば則ち思ふ。(二〇)思へば則ち度を出づ。樂めば則ち淫す。淫すれば則ち佚を生ず。故に刑を以て治むれ

【一三】虞夏時代と異なり又湯武時代の事も行はれず。

【一四】發は開なり。

【一五】夏殷周三代の後を繼ぐべき新時代見はれざるをいふ。

【一六】商子が其の說を立つるをいふ。

【一七】古今の時、異なるに從つて、或は德を主とし或は刑を主とするは、勢の自然なり、世人此理を明かにせざるため惑を生ず。

【一八】仁義の政は、民の好む所にして、嚴刑は民の惡む所なるも、之に本づきて、政事を行ふべからず。

【一九】民の氣にいるやうに、政事を行ふときは、反つて彼等を惡化して、刑辟にかからしむ、之に反して嚴刑を以て臨むときは、人民皆法を恐れて罪を犯さず、一生涯無事にくらすことを得。

【二〇】心配のあまり常規を逸すること。

(九)上世は親を親みて私を愛し、中世は賢を上びて仁を説び、下世は貴きを貴びて官を尊ぶ。賢を上ぶ者は道を以て相出るなり。而して君を立つる者は、賢をして用なからしむるなり。親を親む者は、私を以て道と爲すなり。而して中正に立つ者は、私をして行はるることなからしむるなり。此の三者は、事相反するに非ざるなり。民道弊れて重んずる所易ればなり。世事、變じて道を行ふこと異なればなり。故に曰く(一〇)王道は繩すことありと。夫れ王道は一端にして、臣道も亦一端、道とする所は則ち異にして、繩す所は則ち一なり。故に曰く民愚なれば則ち知以て王たるべし。世知なれば則ち力以て王たるべし。民愚なれば則ち力餘ありて、知足らず。世知なれば則ち巧餘ありて、力足らず。民の生、不知なれば則ち學び、力盡きて服す。故に神農は耕を敎へて王たり。天下其の知を師とするなり。湯武は彊を致して征す。諸侯其の力に服するなり。夫れ民愚なれば知を懷かずして問ひ、世知なれば餘力無くして服す。故に愛を以て天下に王たる者は刑を屛け、諸侯を力征する者は德を退く。(一一)聖人は古に法らず、今を修めず。古に法れば則ち時に後れ、今を修むれば則ち勢に塞る。周は商に法らず、夏は虞に法らず。三代は勢を異にして、皆以て王たる可し。故に興王は道あり、而して之を持するに理を異にす。武王(一二)逆取して順守す。而して其の之を取るに力を以てし、之を持するに義を以てす。今世、

【九】上世中世下世の論は韓子五蠹の上古競於道德云云に似たり。
【一〇】王道は時弊を矯正す。
【一一】聖人は古今に拘泥せず、唯だ時に適するの政治を行ふ。
【一二】兵力で天下を取りしも道德で之を守る。

(一)開塞第七

天地設けて民之に生ず。此の時に當りてや、(二)民其の母を知りて、其の父を知らず。(三)其の道、親を親みて私を愛す。(四)親を親めば則ち別れ、私を愛すれば則ち險なり。民衆くして以て別れ、險を務と爲せば則ち民亂る。此の時に當りてや、民勝を務めて力征す。勝を務むれば則ち爭ひ、力征すれば則ち訟ふ。訟へて正すこと無くば、則ち其の(五)性を得ること莫きなり。故に賢者は中正を立て、無私を設けて民仁を說ぶ。此の時に當りてや、(六)親親、廢して、上賢立つ。凡そ仁者は愛を以て務と爲し、而して賢者は(七)相出るを以て道と爲す。民衆くして制無く、久しくして相出るを道と爲せば則ち亂有り。故に聖人之を承けて、土地・貨財・男女の分を作爲す。分定りて制無くば不可なり。故に禁を立つ。禁立ちて之を司どる者なくば不可なり。故に官を立つ。官設けて之を一にするものなくば不可なり。故に君を立つ。既に君を立つれば則ち(八)上賢廢して貴貴立つ。然らば則ち

【一】商君の意見が實行せらるるを開といひ、實行せられざるを塞といふ。

【二】社會學上母系の存在は之を證す。

【三】自己に都合よきものを愛す。

【四】自分の親むべき者以外には親しまず、故に自ら黨を生ず。

【五】性は生に同じ。

【六】賢者ならでは世を治むる能はず古代の如く唯だ親親のやりかたではいけなくなる、故に賢を上とぶの道を立つ。

【七】相出は互に賢を競うて他に凌駕せんとすること。

【八】貴貴は貴むべきものを貴むことにして君主權成立するをいふ。

操り正を一にして、以て術を立て、官を立て爵を貴びて、以て之に稱へ、榮を論じ功を擧げて、以て之に任ずれば、則ち是れ上下の稱平かなり。上下の稱平かなれば、則ち臣其の力を盡すことを得、而して主其の柄を專にすることを得。

れば則ち治り、國を察し本を事とすれば則ち宜し。時俗を觀ず、國本を察せざれば、則ち其の法立つも民亂れ、事劇なるも功寡し。此れ臣の所謂過なり。夫れ刑は邪を禁ずる所以なり。而して賞は禁を助くる所以なり。羞辱勞苦は、民の惡む所なり。顯榮佚樂は民の務むる所なり。故に其の（三三）國刑惡むべからずして、爵祿務むるに足らざるは、此れ亡國の兆なり。刑人（三四）復漏るれば、則ち小人辟淫にして刑に苦まず。則ち（三五）民上に徼倖す。民上に徼倖して、利を以て顯榮の門に求むること一ならざれば、則ち君子勢を事として以て名を成す。（三六）小人其の禁を避けざる故に刑煩しく、君子其の令を設けざれば則ち罰行はれず。刑煩しくして罰行はれず、國姦多ければ、則ち富者其の財を守ること能はず、而して貧者其の業を事とすること能はず。田荒れて國貧し。田荒るれば則ち民詐、生じ、國貧しければ則ち上賞に匱し、故に聖人の治を爲すや、（三七）刑人には國位なく、戮人には官任なし。刑人に列あれば、（三八）則ち君子其の位を下とす。（三九）錦を衣て肉を食へば、則ち小人其の利を冀ふ。君子其の位を下とすれば則ち功を羞ぢ、小人其の利を冀へば則ち姦に伐る。故に刑戮は姦を止むる所以なり。而して官爵は功を勸むる所以なり。今、國、爵を立てて民之を羞ぢ、刑を設けて民之を樂む。此れ蓋し（四〇）法術の患なり。故に君子權を

【三三】刑罰を蒙むることをきらはず、又爵祿を得ることを務めず。
【三四】幾度幾度も刑罰を免るること。
【三五】君主乃至政府。
【三六】小人は人民、君子は治者。
【三七】罪人は朝廷に列せず。
【三八】下とすは卑しむこと。
【三九】錦を衣る云云は戮人に謂す。
【四〇】法術にとりて患ふべき事なり。

の時に倣ふ。而るに神農の事を行ひ、以て世に隨ひて禁ず。故に千乘惑亂す。此れ其の務を加ふる所の者過てるなり。民の生や、(二四)度りて長を取り、稱りて重を取り、權りて利を索む。明君は三者を愼觀すれば、則ち國治立つべく、(二五)而して民能得べし。(二六)國の民に求むる所以の者少く、而して民の求を避くる所以の者多し。入りては民をして農に屬せしめ、出でては農をして戰に壹ならしむ。故に聖人の治や、(二七)多く禁じて以て能を止め、(二八)力に任じて以て詐を窮む。兩者偏く用ふれば、則ち境内の民壹なり。民壹なれば則ち農す。農すれば則ち樸なり。樸なれば則ち(二九)居に安んじて出づるを惡む。故に聖人の國を爲むるや、民資は地に藏す、而るに偏に危を外に託す。地に資すれば則ち樸、危を外に託すれば則ち惑ふ。民入りては則ち樸、出でては則ち惑ふ。故に(三〇)其の農勉めて戰戢つなり。(三一)民の農勉むれば則ち資重く、戰戢たば則ち隣危し。資重ければ則ち負ひて逃る可からず。(三二)隣危ければ則ち無資に歸せず。危きに歸し外に託するは、狂夫の爲さざる所なり。故に聖人の國を爲むるや、俗を觀て法を立つ

(二四) 人民の何につけかにつけ利益を欲するをいふ。

(二五) 人民をして十分に、はたらかしむることができる。

(二六) 人民は、できるだけ國家の要求をさけて、利己になりやすき者なるをいふ。

(二七) 法禁を多くして私智私能を止めさせる。

(二八) 力を以て國民に臨み智辯詐術ある者をこまらす。

(二九) 自國に安んじて、外國に出づるをきらふ。

(三〇) 自國强大にて、戰爭に克ち、四隣を危くす。

(三一) 土地は不動産なれば、もちにげはできない。

(三二) 安全なる自國を去りて危險なる隣國に出で、自分の重資のある土地を捨てて重資なき隣國へうつることは、何人も好ます、此の如きは狂夫もなさざるなり。

びて其の君を輕んじ、處士を事とすれば則ち(一八)民遠ざかりて其の上を非とし、勇士を事とすれば則ち民競ひて其の禁を輕んじ、技藝の士用ひらるれば、則ち民(一九)剽して徙り易く、商賈の士佚して且つ利なれば、則ち民緣りて其の上を議せん。(二〇)五民、國に加はりて用ひらるれば、則ち田荒れて兵弱し。談說の士は、資、口に在り。處士は資意に在り。勇士は資氣に在り。技藝の士は、資手に在り。商賈の士は、資身に在り。(二一)故に天下一宅にして、圜身の資あり。民資、地に藏するも、偏へに危きを外に託す。重資を挾みて無資に歸するは、堯舜の難しとする所なり。故に湯武之を禁すれば、則ち功立ちて名成る。(二二)聖人は能く世の易しとする所を以て、其の難しとする所に勝つに非ざるなり。必ず其の難しとする所を以て、其の易しとする所に勝つ。故に民愚なれば則ち知以て之に勝つべし。世知なれば則ち力以て之に勝つべし。臣愚なれば則ち力を易しとして巧を難しとす。世巧なれば則ち知を易しとして力を難しとす。故に神農は耕を教へて王たり。天下其の知を師とするなり。湯武は彊を致して征す。諸侯其の力に服するなり。(二三)今、世巧にして民淫す。方に湯武

【一八】實務に遠ざかること。

【一九】輕薄なること。

【二〇】五民につき韓子五蠹篇を參照せよ。

【二一】以上の五人が各其資本を持ち出して、天下に其地位を占むること恰も一家に家族の居るが如し、隨つて人君の前後左右をめぐりて皆五人のものの居らざるなし、彼等はかくして其の資本たる利器を利用して、君主を迷はさんとす、圜は環なり。

【二二】聖人の天下を治むるや人情に從はず、つとめて之に反し以て人民を制するをいふ。

【二三】今や湯武の時の如く力を以て、政治の方針となすべきものである。然るに神農の如く、知を主とし、世情に拘泥したる政治で、惡を禁す。

其の志意を苦め、其の四肢を勞し、其の五臟を傷ふ。性の常に非ざるなり。而して之を爲す者は名あればなり。故に曰く名利の湊る所は則ち民之に道る。主、名利の柄を操り、而して能く功名を致す者は（一四）數なり。聖人權を審にして以て柄を操り、數を審にして以て民を使ふ。數は臣主の術にして、國の要なり。故に萬乘、數を失うて危からず、臣主、術を失うて亂れざる者は、未だ之あらざるなり。今、世主、地を辟き民を治めんと欲して、數を審にせず。臣其の事を盡さんと欲して、術を立てず。故に國に不服の民有り、主に不令の臣有り。故に聖人の國を爲むるや、入りては民をして以て農に屬せしめ、出でては民をして以て戰を計らしむ。夫れ農は民の苦む所、而して戰は民の危む所なり。其の苦む所を犯し、其の危む所を行ふ者は計なり。故に民生きては則ち利を計り、死しては則ち名を慮る。名利の出づる所、審にせざるべからざるなり。利、地に出づれば、則ち民力を盡し、名、戰に出づれば、則ち民死を致す。入りて民をして力を盡さしめば、則ち草荒れず。出でて民をして死を致さしめば、則ち敵に勝つ。敵に勝ちて草荒れずば、富彊の功、坐して致すべきなり。今は則ち然らず。世主の務を加ふる所以の者は、皆國の急に非ざるなり。身に堯舜の行ありて、功は湯武の略に及ばざる者は、此れ（一五）執柄の罪なり。（一六）臣請ふ其の過を語らん。夫れ國を治むるに、勢を舍てて說に任せば、（一七）說士は則ち身修るの功寡し。故に詩書・談說の士を事とすれば、則ち民游

【一四】數は術といふ如し。
【一五】大官。
【一六】商子自ら言ふ。
【一七】遊說家は立身するも實效あがらず。

民作して畜長足す。此れ所謂任地待役の律なり。今世主地方數千里あるも、食は以て役を待ち倉に實つるに足らず、而して兵は隣敵の臣と爲る。故に世主の爲に之を患ふ。夫れ地大にして墾せざる者は、地なきと同じ。民衆くして用ひざる者は、民なきと同じ。故に國を爲むるの數は、務墾草に在り。兵を用ふるの道は、務賞を壹にするに在り。（八）私利外に塞れば、則ち民務農に屬す。農に屬すれば則ち（九）樸なり。樸なれば則ち令を畏る。（一〇）私賞、下に禁ずれば、則ち民力敵に摶なり。敵に摶なれば則ち勝つ。奚を以て其の然るを知るか。夫れ民の情は、樸なれば則ち勞を生じて力め易し。（一一）窮すれば則ち知を生じて利を權る。力め易ければ則ち死を輕んじて用を樂む。（一二）利を權れば則ち罰を畏れて苦み易し。苦み易ければ則ち地力（一三）盡き、用を樂めば則ち兵力盡く。夫れ國を治むる者、能く地力を盡して、民の死を致す者は、名と利と交至ればなり。民の性、饑ゑて食を求め、勞して佚を求め、苦めば則ち樂を索め、辱めらるれば則ち榮を求む。此れ民の情なり。民の利を求むるや、禮の法を失ひ、名を求むるや、性の常を失ふ。奚を以て其の然るを論ずるか。今夫れ盜賊上君を犯すは、上の禁する所、而して下子の禮を失ふ。故に名辱められて身危し。猶止まざる者は利なればなり。其れ上世の士、衣膚を煖めず、食腹に滿たず、

【八】農以外に私利を得るの道なきこと。
【九】人民質樸なり。
【一〇】私鬪などをやる勇氣の者を、賞せざること。
【一一】困窮すれば、自ら利益を取ることをはかる。
【一二】利益の爲には罰を畏れ、どんな苦をもなんとも思はず、隨つて農業なども十分にやるようになる。
【一三】此の兩盡字は、あらんかぎりやることにして、窮潤の意に非す。

(一)算地第六

凡そ世主の患は、兵を用ふる者力を量らず、草萊を治むる者地を度らざるなり。故に地狹くして民衆き者あり、民其の地に勝つ。地廣くして民少き者は、地其の民に勝つ。民其の地に勝てば、務めて開く。地其の民に勝つ者は、(二)草萊開くるときは、則ち行倍す。民地に過ぐるれば則ち國功寡くして、兵力少し。地民に過ぐれば則ち山澤財物用を爲さず。(三)夫れ天物を棄て、(四)民淫を遂ぐる者は、世主の務過てるなり。而して上下之を事とす。故に民衆くして兵弱く、地大にして力小なり。故に國を爲め(五)地に任ずる者は、山林什の一に居り、藪澤什の一に居り、谿谷流水什の一に居り、都邑蹊道什の一に居り、惡田什の一に居り、良田什の四に居る。此れ先王の正律なり。故に國を爲め田を分ち、(六)畝五百ごとに一役を待つに足らず。此れ地任せざるなり。方土百里、戰卒萬人を出す者なり。此れ其の墾田以て其の民を食ふに足り、都邑遂路以て其の民を處くに足り、山林藪澤谿谷以て其の利を供するに足り、藪澤隄防以て(七)畜するに足る。故に兵出て糧給して財餘あり。兵休し

【一】土地の廣狹と、人口の多少との關係を論ず。
【二】務めて草萊を開いて、國民を收容する土地をひろくす行倍は、土地がだんだんひろくなること。
【三】草萊をひらかざること。
【四】徒らに山澤財物の利を濫用すること。
【五】地力に任ずること。
【六】五百畝の田地あるも貧にして一回の戰爭の費用を負擔すること能はざるは、其の地力に任ぜず開墾を怠りたるなり。
【七】牧畜をいふ。

倍く可からざるなり。姦あれば必ず之を告げば則ち民心に斷ず。(二七)上令して民應ずる所以を知り、(二八)器、家に成りて官に行はるれば、則ち事家に斷ず。(二九)故に王者は刑賞、民心に斷じ、器用、家に斷ず。治明かなれば則ち同じ、治闇ければ則ち異なり。同じければ則ち行はれ、異なれば則ち止まる。行はるれば則ち治り、止まれば則ち亂る。治れば則ち家に斷じ、亂るれば則ち君斷ず。國を治むる者は下の斷ずるを貴ぶ。故に十里を以て斷ずる者は弱く、五里を以て斷ずる者は彊く、家に斷ずれば則ち(三〇)餘有り。故に曰く、日に治むる者は王たりと。官斷ずれば則ち足らず。故に曰く、夜治むる者は彊しと。君斷ずれば則ち亂る。故に曰く、宿治する者は削らると。故に有道の國は、治、君に聽かず、民、官に從はず。

【二七】政治明かなれば君民上下の意向同一なり、君上の欲する所下民之を爲して賞を得んと欲し、君上の惡む所下民之を避けて罰を免れんとす、上下の情疏通す、是れ政務簡便の利益なり、之に反すれば君民上下の意向を異にして一致せず。

【二八】器は制度文物をいふ。

【二九】王者は刑賞を嚴にす、故に民心は之に服して、此事をなせば賞せられ、彼事をなせば罰せらると、ちやんと心に疑はず、必ずしも一一政府の指揮監督によらざるなり。

【三〇】治を爲すに餘裕あり。

く、四難行はるれば則ち兵に敵なし。民の欲する所は萬なるも、利の出づる所は(一八)一なり。民は一に非ずば、則ち以て欲を致すこと無し。故に一を作す。一を作せば則ち力摶なり。力摶なれば則ち彊し。(一九)彊くして用ふるときは重彊なり。故に(二〇)生力を能くし、殺力を能くするを攻敵の國と曰ふ。必ず彊し。(二一)私道を塞ぎて以て其の志を窮め、一門を啓きて以て其の欲を致し、民をして必ず先づ其の要する所を行はしめ、然る後に其の欲する所を致す。故に力多し。(二二)力多くして用ひざれば則ち志窮す。志窮すれば則ち私あり。私あれば則ち弱あり。故に生力を能くし、殺力を能くせざるを、自攻の國と曰ふ。必ず削らる。故に曰く王者は(二三)國に力を蓄へず、家に粟を積まずと。國に力を蓄へざるは下に用ふるなり。家に粟を積まざるは上に藏するなり。(二四)國治、家に斷ずるは王たり。官に斷ずるは彊し。(二五)君に斷ずるは弱し。輕刑を重くし、常官を去れば、則ち治省け刑要にして、(二六)保賞

【一八】一は農戰をいふ。
【一九】强き國民を、戰爭に用ふるときは更につよくなる。
【二〇】國民の生殺を自由にする力あること。
【二一】一箇人の利益をはかるやりかたを禁じて、官爵富貴を得んとするの志を困ましめ、彼等をして、手も足もでないやうにさせる。
【二二】國民の力强大なる時に、之を戰爭に用ひざれば、かへつて國民の志を困ましむ、國民は戰爭によりて、更に官爵富貴を得んと欲するも得べからざればなり、されば更に私道をなして、之を得んことをはかる。
【二三】人民を戰爭に使用すること。
【二四】國の政治を行ふ場合に、なるべく政務を敏捷に斷行すべきをいふ。
【二五】家に斷ぜずして、役所に屆け、役所でも之を處置することできずして、君主のところまで持ち出すといふ風に、政務が澁滯すれば、其國必ず弱し。
【二六】保賞の約束を守ること。

者を重くす。輕き者生せずば、則ち重き者、從りて至ることなし。此れ之を其の治に治むと謂ふなり。刑を行ふに其の重き者を重くし、其の輕き者を輕くす。輕き者止まざれば、則ち重き者從りて止むことなし。此れ之を其の亂に治むと謂ふなり。故に輕きを重くすれば則ち刑去り事成りて國彊し。重きを重くして輕きを輕くすれば、則ち刑至りて事生じ國削らる。民、勇なれば則ち之を賞するに、其の欲する所を以てし、(一五)民怯なれば則ち之を殺すに、其の惡む所を以てす。故に怯民は之を使ふに刑を以てすれば則ち勇なり。勇民は之を使ふに賞を以てすれば則ち死す。怯民は勇に、勇民は死し、國、敵なき者は必ず王たり。民貧しければ則ち弱く、國富めば則ち淫す。淫すれば則ち蝨あり。蝨あれば則ち弱し。故に貧者は之を益すに刑を以てすれば則ち富み、富者は之を損するに賞を以てすれば則ち貧し。治國の擧は、貧者は富み、富者は貧しからしむるを貴ぶ。貧者は富み、富者は貧しくして國彊し。三官蝨なくして國久し。彊くして蝨なき者は必ず王たり。刑は力を生じ、力は彊を生じ、彊は威を生じ、(一六)威は德を生じ、德は刑に生ず。故に刑多ければ則ち賞重く、賞少ければ則ち刑重し。民の欲あり惡あるや、(一七)欲に六淫あり、惡に四難あり。六淫に從へば國弱し。四難を行へば兵彊し。故に王者は九を刑して一を賞す。九を刑すれば則ち六淫止み、一を賞すれば則ち四難行はる。六淫止めば則ち國に姦な

【一五】惡むは、きらふこと、怯民は死をきらふ、故に之をおどすに、死刑を以てす。

【一六】上に威ありて下始めて之をありがたく思ふこと、威なきの恩惠は、反つて侮りを受く。

【一七】六淫四難の目明らかならず。

姦に任ずれば則ち罪あれば誅せらる。過匿るれば則ち民法に勝ち、罪誅せらるれば則ち法民に勝つ。民、法に勝てば國亂れ、法、民に勝てば兵彊し。故に曰く、(八)良民を以て治むれば、必ず亂れて削らるるに至る。姦民を以て治むれば、必ず治りて彊に至ると。(九)國以て攻め難きは、一を起して十を取る。國以て攻め易きは、一を起して百を亡ふ。國力を好むを、以て攻め難しと曰ひ、國言を好むを、以て攻め易しと曰ふ。民は言を爲し易く、用を爲し難し。(一〇)國法には民の難しとする所を作し、兵には民の易しとする所に用ひ、而して力を以て攻むる者は、一を起して十を得。(一一)國法には民の易しとする所を爲し、兵には民の難しとする所に用ひ、而して言を以て攻むる者は、十を出して百を亡ふ。罰重ければ爵尊く、賞輕ければ刑威あり。爵尊くして上民を愛し、刑威ありて民上に死す。故に興國罰を行へば則ち民利あり。賞を用ふれば則ち上重し。(一二)法詳なれば則ち刑繁く、法繁ければ則ち刑省く。(一三)亂れて之を治むれば又亂る。故に之を其の治に治むれば則ち治り、之を其の亂に治むれば則ち亂る。(一四)民の情や治るも、其の事や亂る。故に刑を行ふに、其の輕き

【八】國民を始めから姦惡の者と見とめて治むべきをいふ。

【九】以下數句、去彊篇に見よ。

【一〇】平素人民をして困難なる農戰に力を注がしめ、戰爭の場合には、たやすく力を出して、はたらかしむること。

【一一】平素人民をしてたやすく無用の空言を弄せしめながら、一朝事あるときには、力をさしだして、はたらかしめんとす。

【一二】法令が繁詳なれば。民恐れて刑を犯さず。

【一三】刑を嚴にして、亂を未發に防ぐべきをいふ。

【一四】人民は治を欲するも、政事の施設によりて亂となる。

卷の第二

(一)説民第五

(二)辨慧は亂の贊なり。禮樂は淫佚の徵なり。慈仁は過の(三)母なり。(四)任擧は姦の鼠なり。亂、贊あれば則ち行はれ、淫佚、徵あれば則ち用ひられ、過、母有れば則ち生じ、姦、鼠あれば則ち止まず。八つの者羣あれば、(五)民其の政に勝つ。國、八つの者なければ、政其の民に勝つ。民其の政に勝てば國弱く、政、其の民に勝てば兵强し。故に國八つの者あれば、上以て守戰せしむることなきも、必ず削られて亡ぶるに至る。國八つの者なければ、上以て守戰せしむることあるも、必ず興りて王たるに至る。(六)善を用ふれば則ち民其の親に親み、(七)姦に任ずれば則ち民其の別を規す。合して親しむ者は善なり。別れて規する者は姦なり。善を章にすれば則ち過あるも匿れ、

【一】民情の利害にさときを說明すること。
【二】智辯才能は亂をたすくる者である。
【三】母は本。
【四】任擧は保任擧用をいふ、羣臣が自分の黨派を君主に推薦する時に、「是人はたしかな者である」と受合ふ、君主、直ちに之を信じて用ふること。
【五】人民が法令を無視し、國家の權力が弱くなる。
【六】徒らに空言を用ふれば、人人皆黨をくみて、相したしむ。
【七】臣下の一人、姦惡なるときは、之を保任したる者にまで、其責任を負はせる時は、人人皆警戒して、他人の缺點までも之を正す。

ければ、(三四)事とする者衆きも、買ふ者少し。農困みて姦勸み、其の兵弱く、國必ず削られて亡ぶるに至る。(三五)金一兩境内に生じて、粟十二石境外に死す。粟十二石境内に生じて、金一兩境外に死す。國、金を境内に生ずるを好めば、則ち金粟兩ながら死し、倉府兩ながら虚しく國弱し。國粟を境内に生ずるを好めば、則ち金粟兩ながら生きて、倉府兩ながら實ち國彊し。彊國、(三六)十三數を知る。境内倉口の數、壯男壯女の數、老弱の數、官士の數、言說を以て食を取る者の數、(三七)利民の數、馬牛(三八)芻藁の數なり。國を彊くせんと欲して、國の十三數を知らずば、地利なりと雖も、民衆しと雖も、國愈弱くして、削らるに至る。國に怨民なきを彊と曰ふ。國、兵を興して伐たば、(三九)則ち武、爵あり。(四〇)武、任なれば必ず勝つ。兵を按じて攻めずば、則ち農、粟あり。(四一)粟任すれば則ち國富む。兵起りて敵に勝ち、(四二)國を按じて國富む者は王たり。

【三四】奢侈品などを作る者多きも、國の富たる農業疲弊すれば、自ら購買力少し。
【三五】米穀を外國へ輸出するの不可をいふ。
【三六】十三數は倉庫、人口、壯男、壯女、老、弱、官、士、言說者、利民、馬、牛、芻藁の統計なり。
【三七】利益を貪ぼるの民にして商工の類。
【三八】藁は、馬牛の食料。
【三九】武人皆官爵を得ること。
【四〇】武人皆任擧せられて官に即くこと。
【四一】米穀を多く作り出す者を任擧すること。
【四二】國兵を動かさざること。

と曰ふ。必ず彊し。故に國其の二を用ひ、其の一を舍けば必ず彊し。三者の威を用ひしめば必ず王たり。(二四)十里にして斷ずる者は國弱く、五里にして斷ずる者は國彊し。日を以て治むる者は王たり。夜を以て治むる者は彊し。宿を以て治むる者は削らる。民衆の口數を擧ぐるに、(二五)生る者は著し、死する者は削られ、(二六)民、粟を逃れず、野に荒草無くば則ち國富む。國富む者は彊し。(二七)刑を以て刑を去れば國治る。(二八)刑を以て刑を致せば國亂る。故に曰く刑を行ふこと重ければ、輕刑は去り、事成りて國彊し。(二九)重きを重くして輕きを輕くすれば、刑至り事生じて國削らる。刑は力を生じ、力は彊を生じ、彊は威を生じ、(三〇)威は惠を生じ、(三一)惠は力に生す。擧力以て勇戰を成し、勇戰以て知謀を成す。(三二)金生じて粟死し、粟死して金生ず。(三三)本物、賤し

【二四】二十五家の組合を一里といふ。行政上の區劃なり。斷は曲直を決すること、里長の監督する範圍が、狹ければ狹きほど、人民の善惡を知るに便にして、之を斷ずるに時日を要せず、政務簡便敏活なり、例すれば今日の出來事を、今日直ちに處置することを得、此の如くうまく行く時は、國强くして王となる。又稍や後れても、夜中に處置することを得るほどならば、王たらずとも强國たることが出來る、之に反して一宿を經て、翌日までも、ぐづぐづしてゐるようでは、他國の攻擊をうけて削らる、要するに政務は、敏活を主とすべきをいふ。

【二五】生者は、戶籍に登錄し、死者は之を削り去る。

【二六】人民が、租税の粟を必ず出すこと。

【二七】刑罰を重くすれば、自然に刑罰を犯すものなし、故に國治まる。

【二八】刑罰を輕くすれば、刑罰を犯すもの反つて生ず、故に國亂る。

【二九】刑罰は寧ろ重きに失するも、輕きに流るべからざるをいふ。

【三〇】上に威ありて、始めて人民が、上の恩惠を感ず。

【三一】人民が上をありがたく思ふも、其の根本をたゞぬれば、刑罰の力なり。

【三二】商工の業盛んなれば、農業衰ふ。

【三三】本物は、農業をいふ。

曰ひ、國、言を好むをば以て攻め易しと曰ふ。國以て攻め難き者は、(一五)一を起して十を得、以て攻め易き者は、(一六)十を出して百を亡ふ。(一七)罰を重くし賞を輕くすれば上民を愛し、民上に死す。賞を重くし罰を輕くすれば、則ち上民を愛せず、民上に死せず。興國、罰を行へば、民利し且つ畏れ、賞を行へば民利し且つ愛す。國力無くして知巧を行ふ者は必ず亡ぶ。怯民は使ふに刑を以てすれば必ず勇に、勇民は使ふに賞を以てすれば則ち死す。怯民勇に、勇民死し國敵なき者は彊し。彊きは必ず王たり。(一八)貧者は使ふに刑を以てすれば則ち富み、富者は使ふに賞を以てすれば則ち貧し。治國、能く貧者をして富み、富者をして貧しからしむれば、則ち國力多し。力多き者は王たり。(一九)王者は九を刑し一を賞す。彊國は七を刑し三を賞す。削國は五を刑し五を賞す。國(二〇)壹を作すこと一歳にして十歳彊く、壹を作すこと十歳にして百歳彊く、壹を作すこと百歳にして千歳彊し。千歳彊き者は王たり。威は一を以て十を取り、(二一)聲を以て實を取る。故に能く威を爲す者は王たり。(二二)能く生して殺す能はざるを、(二三)自攻の國と曰ふ。必ず削らる。能く生し能く殺すを攻敵の國

【一五】我失ふ所少くして、利する所多きをいふ。

【一六】本も子も、なくしてしまふ。

【一七】罰を重くするは民をして法を犯さしめざるためなり、故に民を愛すといふ。

【一八】賞罰に照らして、貧者も之を賞し、又富者の財産をも、沒收することあり。

【一九】刑を重くし多くして、賞を輕くし少くするの利益をいふ。

【二〇】壹は、農戰の一途をいふ。

【二一】敵をおどして、實利を收むるなり。

【二二】法令を寛大にして、國民をめぐむといふ。

【二三】自分で、自分の國を攻めること。

れば必ず削らる。(九)三官の樸三人、六官の樸六人。(一〇)以て法を治むる者は彊く、以て政を治むる者は削らる。(一一)治大なれば國小、治小なれば國大なり。彊の重るは削られ、弱の重るは彊し。夫れ彊を以て彊を攻むる者は亡び、弱を以て彊を攻むる者は王たり。國彊くして戰はずば、(一二)毒、内に輸し、禮樂蝨官生じて必ず削らる。國遂に戰へば、毒、敵國に輸し、禮樂蝨官なくして必ず彊し。榮を擧げ功に任ずるを彊と曰ふ。蝨官生ずれば必ず削られ、農少く商多し。貴人貧しく商貧しく農貧し。三官貧しくば必ず削らる。國に禮あり樂あり、詩あり書あり、善あり修あり、孝あり弟あり、廉あり辯あり。國に十ある者は、上戰はしむることなきも、必ず削られて亡ぶるに至る。國に十なき者は、上戰はしむることあるも、必ず興りて王に至る。(一三)國、善民を以て姦民を治むる者は、必ず亂れて削らるるに至る。國、姦民を以て善民を治むる者は、必ず治りて彊に至る。國、詩書・禮樂・孝弟・善修・廉辯を用ひて治むる者は、敵至らば必ず削られ、至らざるも必ず貧し。國十を用ひざる者は治り、敵敢て至らず。至ると雖も必ず卻く。兵を興して伐てば必ず取り、取れば必ず能く之を有す、兵を按じて攻めずば必ず富む。(一四)國、力を好むをば以て攻め難しと

【九】三官の樸は、三人に過ぎざれば、或は忍ぶべきも、六官となれば、六人となる、國の削らるるは自然である。

【一〇】法令によりて治むれば强し、學問智辯又繁文縟禮なれば削らる。

【一一】繁文縟禮のやりかたが、大きければ大きいだけ、國が削られて小さくなる。

【一二】國力の强き時、戰爭せざれば、反つて、弊害を國内に生ずるをいふ。

【一三】國民を治むるときこそ、始まりから姦民と見とめ、法令を嚴にすべきをいふ。

【一四】力は、實力にして兵力なり。

(一)去彊第四

(二)彊を以て弱を去る者は弱く、弱を以て彊を去る者は彊し。(三)國善を爲さば、姦必ず多し。(四)國富みて治に貧なるを重富と曰ふ。重富の者は彊し。國貧にして治に富むを重貧と曰ふ。重貧の者は弱し。兵、敵の敢て行かざる所に行けば彊く、事、敵の羞づる所に興れば利たり。(五)主、變多きを貴ぶ。(六)國、物多きは削られ、主、物少きは彊し。千乘の國、千物を守る者は削らる。戰事に兵用ふるを彊と曰ふ。戰亂に兵息ふときは國削らる。農商官の三者は國の常官なり。(七)三官は蝨官を生ずる者六。曰く歲。曰く食。曰く美。曰く好。曰く志。曰く行。六つの者(八)樸あ

【一】國民の强梗なる勢力を去りて、法令に從順ならしむべきを論ず、尙ほ文中の强弱の字義につき、或は國民を主とし、或は君主又政治を主として、一定せず、讀者迷ふなかれ、更に說民第五、弱民第二十を參照せよ。

【二】人民の勢力を强大にして、できるだけ、弱くならしめざる時は、國家の力反つて弱し、之に反して、人民の勢力を弱からしめて、其の彊大とならざるやうにしむくれば、國家は强し、人民と國家との利害相反するをいふ。

【三】國家が法令によらずして徒らに善行を好む時は臣下が反つて姦亂をなす。

【四】國家富强なるも政治は法令一點ばりの簡易にして、學問智慧を假らざれば更に富强となる、之に反すれば、更に貧弱となる、貧治とは政治の道具だての簡單をいふ、富治は之に反す。

【五】人主の貴ぶ所は敵に對して權變の計多きことなり、前句の兵と事とをいふ。

【六】あまり政事の道具だてが多くして、繁文縟禮なれば其國けづらる。

【七】三官は常官なるも、之に附屬する六の弊害あり、之を「シラミ」に喩ふ。

【八】樸は附屬なり、六者に、またいろいろの附屬する弊害生ずる場合には、其國必ず削らる。

くべからざるを知るなり。惟聖人の國を治むる、壹を作して之を農に摶にするのみ。

而して政成ることあるなり。王者は民を治むるの至要を得、故に賞賜を待たずして民は上に親み、爵祿を待たずして民は事に從ひ、刑罰を待たずして民は死を致す。國危く主憂ふるに、(四〇)說者伍を成すとも、安危に益なきなり。夫れ國危く主憂ふる者は、(ソノ)人君彊敵を服し大國を破ること能はざるなり、則ち守備を修め、地形を便にし、民力を摶にし、以て外事を待ち、然る後に患以て去るべく、而して(四一)王致すべきなり。是を以て明君は政を修めて壹を作し、無用を去り、浮學を止め、事淫の民をば、之を農に壹ならしめて、然る後國家富すべく、而して民力摶にすべきなり。今世主皆其の國の危く、而して兵の弱きを憂ふるなり。而るに彊めて說者に聽く。說者伍を成し、煩言飾辭、而して實用なし。主其の辯を好み、其の實を求めず。說者意を得て、道路に曲辯し、(四二)輩輩羣を成す。民其の以て(四三)王公大人を取るべきを見るや、皆之を學ぶ。夫れ人黨與を聚め、國に說議し、紛紛焉たり。小民之を樂み、大人之を說ぶ。故に其の民農する者寡く、而して游食する者衆し。衆くば則ち農者殆く土地荒る。學者俗を成せば、則ち民農を舍て、說談に從事し、高言僞議し、農を舍て游食し、而して言を以て相高ぶるなり。故に民上を離れて不臣なる者羣を成す。此れ貧國弱兵の敎なり。夫れ國、民を(四四)庸ふる、言を以てすれば、則ち民(四五)農に畜なはれず。故に惟明君は好言の以て兵を彊くし土を闢

【四〇】遊說者あつまること。
【四一】王となることを得。
【四二】輩輩はむらがりあつまるさま。
【四三】王公大人の歡心を得ること。
【四四】庸は用。
【四五】農業によりて生計をたてない。

者危しと。故に國を治むる者は民の農するを欲するなり。國、農せずば、則ち諸侯と權を爭ふも、自ら持する能はざるなり。則ち衆力足らざるなり。故に諸侯其の弱を撓し、其の衰に乘じ、土地侵削せられて振はずば、(三四)則ち及ぶこと無きのみ。聖人は治國の要を知る、故に民をして心を農に歸せしむ。心を農に歸せば、則ち民、樸にして正しくすべきなり。紛紛たらずば則ち使ひ易きなり。信を以て守戰すべきなり。壹ならば則ち詐少くして(三五)居を重んじ、壹ならば則ち賞罰を以て進ましむべきなり。壹ならば則ち以て(三六)外用すべきなり。夫れ民の上に親み(三七)制に死するは、其の旦暮農に從事するを以てなり。(三八)夫れ民の用ふべからざるや、言談游士を見るに、君に事ふるの以て身を尊くすべきなり。商賈の以て家を富すべきなり。技藝の以て口を餬するに足るなり。民此の三者の便且つ利なるを見るなり。則ち必ず農を避く。農を避けば則ち民其の居を輕んず。其の居を輕んせば、則ち必ず上の爲に守戰せざるなり。凡そ國を治むる者は、民の散じて、(三九)摶にすべからざるを患ふるなり。是を以て聖人壹を作して之を摶にするなり。國壹を作すこと一歳なる者は、十歳彊し。壹を作すこと十歳なる者は、百歳彊し。壹を作すこと百歳なる者は千歳彊し。千歳彊き者は王たり。君、賞罰を修め以て敎を壹にするを輔く。是を以て其の敎常にする所あり、

【三四】他國の力に、かなはないこと。
【三五】國民が其の國土を愛して他にうつらざること。
【三六】外國と戰爭の時のやくにたつ。
【三七】法律。
【三八】國民が農戰のやくにたたないのは、如何なる理由なるといふに。
【三九】摶は國力を農戰に專一ならしむること。

ざるも必ず貧し。國此の十者を去らば、敵敢て至らず、至ると雖も必ず卻く。兵を興して伐たば必ず取り、兵を按じて伐たざるも必ず富む。國力を好む者は以て攻め難し。以て攻め難き者は必ず興る。辯を好みて以て攻め易き者は必ず危し。故に聖人明君は、(二四)能く其の萬物を盡すに非ざるなり。萬物の要を知るなり。故に其の國を治むるや、要を察するのみ。今國を爲むる者多く要なし。朝廷の治を言ふや、紛紛焉として、務めて(二五)相易ふるなり。是を以て其の君は說に惛く、其の官は言に亂れ、其民は惰りて農せず。故に其の境内の民、皆化して辯を好み、學を樂み商賈を事とし、技藝を爲し、農戰を避く。此の如くば則ち(二六)遠からず。國に(二七)事あらば則ち(二八)學民は法を惡み、商民は(二九)善く化し、技藝の民は(三〇)用ひられず。故に其の國破れ易きなり。夫れ農者寡くして、游食者衆し。故に其の國貧危なり。今夫れ(三一)螟螣・蚼蠋、春生じ秋死す。一たび出づるときは、民數年食はず。今一人耕して百人之を食ふ。此れ其の螟螣・蚼蠋たる亦大なり。(三二)詩書、鄕ごとに一束、家ごとに一員ありと雖も、獨り治に益なきなり。之を(三三)反す所以の術に非ざるなり。故に先王之を農戰に反す。故に曰く百人農し、一人居る者は王たり。十人農し、一人居る者は彊し。半農し半居る

【二四】あらゆる者を手に握つてをるのではない。
【二五】相易は一定せず農戰以外に出づること。
【二六】まもなく亡ぶる。
【二七】事は戰爭。
【二八】詩書を學びたる人民。
【二九】交易などをなして金をまうけること。
【三〇】戰爭には何のやくにもたたぬ。
【三一】皆稻を害する蟲。
【三二】一鄕ごとに一とたばれの詩經書經あり一家ごとに之を讀む人一人あるとも。
【三三】反は變なり。

戚交游、合へば則ち慮を更むるなり。豪傑務めて(一六)詩書を學び、外權に隨從し、胥傭うて商賈を事とし、技藝を爲し、皆以て農戰を避く。民此を以て敎と爲さば、則ち粟焉んぞ少なるなきを得ん。而して兵焉んぞ弱なるなきを得んや。善く國を爲むる者は、官法明かなり。(一七)故に知慮に任せず。(一八)上壹を作す。故に民偸營せざれば則ち國力(一九)摶なり。國力摶なる者は彊國にして、言談を好む者は削らる。故に曰く農戰の民千人にして、詩書辯慧なる者一人あらば、千人の者、皆農戰に怠らん。農戰の民百人にして技藝の者一人あらば、百人の者皆農戰に怠らん。國は農戰を待ちて安く、主は農戰を待ちて尊しと。夫れ民の農戰せざるや、上言を好みて官常を失へばなり。(二〇)官を常にすれば則ち國治り、(二一)務を壹にすれば則ち國富む。國富みて治るは、王の道なり。故に曰く王道は壹を作すのみと。今上、材能・知慧を論じて之に任ずれば、則ち知慧の人、主の好惡を希ひ、(二二)官をして物を制せしめ、以て主の心に適せん。是を以て官常なし。國亂れて壹ならず。辯說の人のみにして、而して法なきなり。此の如くば則ち民の務焉んぞ多きことなきを得ん。而して地焉んぞ荒るることなきを得ん。詩書・禮樂・(二三)善修・仁廉・辯慧、國に十の者有らば、上、守戰せしむることなし。國、十の者を以て治めば、敵至らば必ず削られ、至ら

【一六】詩經と書經。
【一七】一定せる法令によりて政事を行ひ、人君が其の私智獨斷をすてること。
【一八】政府が官爵を授くるの途を農戰の一途に定むること。
【一九】摶は專に同じ。
【二〇】僥倖を以て官職を得べからざること。
【二一】國民が皆農戰を務めて他の事をやらないこと。
【二二】官權を利用して萬事を勝手に處分すること。
【二三】善修は善行修德。

姦生せず。姦生せずば、則ち主、惑はず。今境内の民、及び官爵に處る者は、(九)朝廷の巧言辨說を以て官爵を取るべきを見るなり。(一〇)故に官爵得て常にすべからざるなり。是の故に進みては則ち主を曲げ、退きては則ち私を慮る。其の私を實する所以なり。然らば則ち下權を賣るなり。夫れ主を曲げ私を慮るは國の利に非ざるなり。而して之を爲す者は、其の爵祿を以てなり。下權を賣るは、忠臣に非ざるなり。而して之を爲す者は、(一一)末貨を以てなり。然らば則ち下官の遷るを冀ふ者は、皆曰く、貨多くば則ち上官得て欲すべきなりと。曰く我貨を以て上に事へず、而して遷るを求むる者は、則ち(一二)猫を以て鼠に餌するが如きのみ。必ず冀はれざるなり。若し情を以て上に事へて遷るを求むる者は、(一三)則ち絕繩を引きて、枉木に乘らんことを求むるが如し。愈冀はれざるなり。(一四)二者以て遷るを得べからずば、則ち我焉ぞ下衆を動かし貨を取り、以て上に事へ、而して以て遷るを求むるなきを得んやと。百姓曰く、我農を疾くし先づ公倉に實て、餘を收めて以て親に食ましめんと。上の爲に生を忘れて戰ひ、以て主を尊くし國を安んず。倉、虛にして主卑しく家貧なるときは、然らば則ち官を索むるに如かず。(一五)親

【九】朝廷を見るに巧言を以て官を得る者あり。
【一〇】實功あるもきつと官爵を得ることができない。
【一一】財貨。
【一二】猫で鼠をつりとらんとす、不可能の喩、到底冀望の達せられざるをいふ。
【一三】しつかりした繩をたよりにして、まつすぐな木に乘る時は、顚覆の憂なし、然るにたえなんとする繩もて、まがりくれた木に乘るは、不可能の事なり。
【一四】前述の二條をいふ。
【一五】親戚交游などが相會して生計上の相談を爲す時は遂に從來のやうなまじめな態度を改めて巧言で官職を取ることを計る。

（一）農戰第三

凡そ人主の民を勸むる所以の者は、官爵なり。國の興る所以の者は農戰なり。今民、官爵を求め、皆農戰を以てせずして、巧言（二）虛道を以てす。此を民を勞すと謂ふ。民を勞する者は、其の國必ず力なし。力なき者は、其の國必ず削らる。善く國を爲むる者は、其の民を敎ふるや、（三）皆壹空に從ひて官爵を得。是の故に官せざれば爵なし。國、（四）言を去れば則ち民、樸なり。民樸なれば則ち淫せず。民、上利の壹空より出づるを見るや、（五）則ち壹を作す。壹を作せば則ち民（六）偸營せず。民偸營せずば則ち多力なり。多力なれば則ち國彊し。今境內の民皆曰く、農戰避くべく、而して官爵得べきなりと。是豪傑皆業務を變すべし。詩書を學び、外權に隨從せば、上は以て顯はるるを得べく、下は以て官爵を求むべし。（七）胥靡商賈を事とし技藝を爲し、皆以て農戰を避けん。民此を以て敎と爲す者は、其の國必ず削らる。善く國を爲むる者は、倉廩滿つと雖も、農を偸らず。國大に民衆きも、言に淫せずば、則ち民、樸壹なり。民樸壹なれば則ち（八）官爵巧にして取るべからざるなり。巧に取るべからずば、則ち

【一】農業と戰爭。
【二】虛道は、實用に適せざる道。
【三】壹空は一孔に同じ、官爵は農戰といふ一つの穴より外に出ることなきをいふ。
【四】言は巧言虛道。
【五】心を農戰に專一にすること。
【六】生計を營むことを怠らず。
【七】胥靡は相隨と訓ず「あひともに」の義なり。
【八】巧言などで官爵を得ること能はず。

をして、必ず(六四)名に當らしめば、則ち農逸して商勞せん。農逸せば則ち良田荒れず、商勞せば則ち(六五)去來賚送の禮、百縣に通ずるなし。則ち農民饑ゑず、(六六)行くに飾らず。農民饑ゑず、行くに飾らずば、(六七)公作は必ず疾くし、而して(六八)私作荒れずば、則ち農事必ず勝り、則ち草必ず墾けん。糧を送るものをして(六九)儥を取ることなく、庸を得るなからしめ、車牛(七〇)輿重、設くる必ず名に當る。然らば則ち往くこと速に來ること疾し。則ち業、農を敗らず。業、農を敗らずば、則ち草必ず墾けん。(七一)罪人の爲に、吏に請ひて、之に饟食するを得ることなくば、則ち姦民、主無し。(七二)姦民主無くば、則ち姦を爲すもの免れず、農民傷はれず、姦民、(七三)樸なくば、則ち農民敗れず。農民敗れずば、則ち草必ず墾けん。

をなし、又荷物などを運搬するもの。

【六四】商人を徵發して、厮輿徒重に指名し、勞役に服せしむること。

【六五】人人の交際、物品の贈答など。

【六六】旅行の時にも質素なり。

【六七】公田を作ること。

【六八】私有地の農作。

【六九】賃錢。

【七〇】上文の徒重と同意。

【七一】罪人を保護する爲に食物を供給することを禁ず。

【七二】姦民も主たる親方の保護なし故に罪を免るることを得ず。

【七三】樸は、集りて羣をなすこと。

するを知りて其の故事に離れずば、則ち草必ず墾けん。(五一)軍市をして女子あることなからしめ、而して其の(五二)商を命ずるなく、人自ら甲兵を給せしめ、(五三)軍輿を視しむ。又軍市をして私に糧を輸することを得ることなからしめば、則ち姦謀伏するに所なし。糧を盜み糧を輸する者、(五四)私に稽めず。輕惰の民、軍市に游ばず、糧を盜む者售る所なし。糧を送る者私せず、輕惰の民、軍市に游ばずば、則ち農民淫せず。(五五)國粟、勞せずば、則ち草必ず墾けん。百縣の治、(五六)一刑なれば則ち從ふ。(五七)迂る者は飾らず、代る者は敢て其の制を更めず。過つて(五八)廢する者は、其の擧を匿すこと能はず。過擧匿さずば、則ち官、邪人なし。迂る者は飾らず、代る者は更めずば、則ち官屬少くして民勞せず。官、邪無くば則ち民敖らず。民敖らずば則ち業敗れず。官屬少くば、則ち(五九)徵煩ならず。民勞せずば、則ち(六〇)農日多し。農日多く、徵煩ならず、業敗れずば則ち草必ず墾けん。(六一)關市の賦を重くせば、則ち農、商を惡み、商疑惰の心有らば、農、商を惡む。商疑惰せば則ち草必ず墾けん。(六二)商の口數を以て、(六三)斷輿徒重の者

【五一】軍市は軍中の必需品を賣買する市場、女子を禁ずるは、兵氣を弱からしむるためなり。
【五二】御用商人をして必需品を取扱はしめざること。
【五三】軍輿は軍事上の徵發。
【五四】私に稽むるを得ずの意。
【五五】兵粮運輸の際に、無用の勞力なく、うまくゆくこと。
【五六】一刑は刑罰の統一。
【五七】迂(遷)者代者云云は、官吏の更迭ある時にも、從來の法刑を嚴守すること。
【五八】廢は發に同じ、失錯ある者は、之をかくすを得ず。
【五九】徵發。
【六〇】農家に餘日多くして、力を其本業に用ふるを得。
【六一】關所(せきしよ)又市場の租稅を重くすれば、商業盛んならず、其の利益少し、故に農家は商業をきらふ、此の「惡む」はいやがる。
【六二】商人の人口を調査す。
【六三】斷輿徒重は、軍中の炊事

ねば、則ち（三九）褊急の民鬪はず、（四〇）狠剛の民訟へず、怠惰の民游ばず、（四一）費耆の民作らず、巧諛惡心の民（四二）變ずるなきなり。五民の者境内に生ぜずば、則ち草必ず墾けん。民をして擅に徙るを得ることなからしめば、則ち（四三）誅愚。亂農の民、食ふに所なければ必ず農せん。躁欲の民壹意せば、則ち農民必ず靜なり。農靜に誅愚ならば、則ち草必ず墾けん。（四四）餘子の使令を均出し、以て之を使ひ、又其の（四五）解舍を嚴にし、（四六）甬官（四七）食槩有り、以て役を辟くべからざらしめ、而して（四八）大官は未だ必ずしも得べからざるなり。則ち餘子人に游事せずば則ち必ず農す。農せば則ち草必ず墾けん。國の大臣諸大夫、博聞辨慧游居の事、皆爲すことを得るなし。百縣に居游するを得ることなくば、則ち（四九）農民變を聞き方を見る所なし。農民變を聞き方を見る所なくば、則ち農するを知り、從ひて其の（五〇）故事を離るるなし。而して愚農、學問を知らず好まず。愚農、學問を知らず好まずば、則ち務めて農を疾くす。農

【三九】かたいぢで、せつかちなこと。
【四〇】人に、もとり、あらい氣象。
【四一】贅澤。
【四二】心を變じて、いろいろの惡事をしない。
【四三】誅愚は朱愚にして、朱も愚も同意、人民が外事を見聞せず、誘惑せられざる結果なり。
【四四】餘子は丁年以下、十六歳以上をいふ、餘夫に同じ、孟子に見ゆ、政府が命令を發して、公平に各家より之を徵發し、使役すること。
【四五】解舍は、夫役をときゆるすこと、韓非子五蠹篇及管子五輔篇に見ゆ。
【四六】甬官は米穀を計る官吏、甬は今の斛なり。
【四七】食槩も亦米穀を計ること槩は斗概なり。
【四八】大官といへども夫役を免るることを得ず。
【四九】農民が誘惑せられざること。
【五〇】故事は從來の職業。

意壹にして氣淫せずば、則ち草必ず墾けん。(二七)庸を取ることなくば、則大夫家長建繕せず、(二八)愛子惰食せず、惰民窳せず。而して(二九)庸民食ふに所なくば、則ち必ず農せん。大夫家長建繕せずば、則ち農事傷れず。愛子惰食せず、惰民窳せずば、則ち良田荒れず。農事傷れず、農民益農せば、則ち草必ず墾けん。(三〇)逆旅を廢せば、則ち姦僞躁心、私交(三一)疑農の民行かず。逆旅の民食ふに所なくば則ち必ず農せん。農せば則ち草必ず墾けん。(三二)山澤を壹にすれば則ち(三三)惡農慢惰躁欲の民、食ふに所なし。食ふに所なくば則ち必ず農せん。農せば則ち草必ず墾けん。(三四)酒肉の價を貴くし、其の租令を重くし、其の(三五)樸に十倍す。然らば則ち商賈少く、農、(三六)酣奭を喜むこと能はず、大臣荒飽を爲さず。商賈少くば則ち上、粟を費さず。民、酣奭を喜むこと能はずば則ち農慢せず。大臣荒せずば則ち國事稽らず、主、(三七)過擧なし。上粟を費さず、民農を慢せずば、則ち草必ず墾けん。刑を重くして其の(三八)罪を連

【二七】庸は傭なり、大夫家長は庸賃を出して、家屋などを建築修繕せんとするも、傭ふべき人なし。
【二八】どんな愛子でも、自らはたらかなければならぬ、人を傭ふことができぬ。
【二九】前述の如く、政府が雇傭を禁ずる故に、人夫をたのむ者なし、故に食を得ず。
【三〇】人民の交通を禁じて、旅館を廢す。
【三一】疑農は、まぎらはしい農民、純粹の百姓でないもの。
【三二】山澤の利益を、政府の一手に管理すること。
【三三】惡農は、農業をにくみきらふもの。
【三四】酒肉などを賣る者に重税を課す。
【三五】樸は元價。
【三六】酣奭は醉うて顏の赤くなること。
【三七】過擧はまちがつた事。
【三八】他人までもまきぞへに罪す。

り。愚ならば則ち（一四）外交なし。外交無くば則ち國農を勉めて（一五）偸せず。民、農を賤まずば、則ち安くして殆からず。國、安くして殆からず、農を勉めて偸せずば、則ち草必ず墾けん。祿厚くして稅多く、（一六）食口衆き者は、農を敗る者なり。則ち其の（一七）食口の數を以て、賦して之を重使せば、則ち辟淫游惰の民、食ふに所なし。食ふに所なくば則ち必ず（一八）農せん。農せば則ち草必ず墾けん。商をして（一九）糴するを得ることなく、農をして（二〇）糶するを得ることなからしむ。（二一）農、糶するを得ることなくば、則ち窳惰の農疾くするを勉めん。（二二）商、糴するを得ずば、則ち多歲に樂を加へず。多歲に樂を加へずば、則ち（二三）饑歲に裕利なし。裕利なくば則ち商怯れん。商怯れば則ち農せんと欲す。窳惰の農疾くするを勉め、商農せんと欲せば則ち草必ず墾けん。（二四）聲服、百縣に通ずることなくば、則ち民、行作して（二五）顧みず、休居して聽かず。休居して聽かずば、則ち（二六）氣、淫せず。行作して顧みずば、則ち意必ず壹なり。

【一四】外交は外權を得んが爲に、外國と私の交際をすること。
【一五】偸は怠る。
【一六】遊食の人口。
【一七】遊食者の人數に應じて、人夫をわりつけ、きびしく之を使ふ。
【一八】農事を勉むること。
【一九】米を買入れること。
【二〇】米を賣出すこと。
【二一】米を賣出す者なき故に、怠農者は、食を得るに苦む、故に自ら耕作自給せざるを得ず。
【二二】豐年なりとて、廉價に買入れて、自分の逸樂をますことできず。
【二三】凶年なりとて、廉價に買入れた米を賣出して、暴利を占むるを得ず。
【二四】人民の交通なく、各其の鄕里の言語衣服を固守すること、老子第八十章の意なり。
【二五】不顧、不聽は他に誘惑せられざること。
【二六】氣がちらない。

(一)墾令第二

(二)治を宿むることなければ、則ち(三)邪官、私利を民に爲すに及ばず。而して百官の情相(四)稽らす。邪官、私利を民に爲すに及ばずば、則ち農敗れず。百官の情相稽らざれば、(五)則ち農に餘日あり。農敗れずして、餘日あらば、則ち草必ず墾けん。

粟を(六)訾りて稅すれば、則ち上、(七)壹にして民、(八)平なり。上壹なれば則ち信なり。信なれば則ち官敢て邪を爲さず。民平なれば則ち愼む。愼めば則ち變じ難し。上、信にして官敢て邪を爲さず、(九)民、愼みて變じ難ければ、則ち下、上を非らず、中、官に苦められず。下、上を非らず、中、官に苦しめられずば、則ち(一〇)壯民、(一一)農を疾くして變せず。壯民、農を疾くして變せずば、則ち(一二)少民之を學びて休はず。少民之を學びて休はずば、則ち草必ず墾けん。(一三)外權爵任を以て官に與ふることなくば、則ち民、學問を貴ばず、又農を賤ます。民、學を貴ばずば則ち愚な

【一】田地を開墾する法令。
【二】政務を直ちに實行すること。
【三】姦邪なる官吏。
【四】不稽は疏通。
【五】農民が、ゆつくりと、力を農事につくす。
【六】訾は計量。
【七】租稅が一定して、あいまいでないこと。
【八】租稅が、公平なること。
【九】人民謹愼して法を犯さず、皆心を一にして上に背かず。
【一〇】三十歲內外の民。
【一一】農業を敏捷にやること。
【一二】二十歲內外の民。
【一三】外權は外國の勢力を借りて自國の權勢を私すること、韓非子五蠹に見よ、爵任は、官爵任官。

知者は法を作りて、愚者は制せられ、賢者は禮を更めて、不肖者は拘はる。禮に拘はる人は、與に事を言ふに足らず。法に制せらるる人は、與に變を論ずるに足らず。君疑ふなかれと。杜摯曰く、臣之を聞く、利、百ならずば法を變せず、(二一)功、十ならずば器を易へずと。臣聞く、古に法れば過なく、禮に循へば邪なしと。君其れ之を圖れと。公孫鞅曰く、前世は敎を同じくせず、何の古にか之法らん、帝王は相(二二)復せず、何の禮にか之循はん。伏羲・神農は、敎へて誅せず、黃帝・堯舜は、誅して怒らず。文武に至るに及び、各時に當りて法を立て、事に因りて禮を制す。禮法、時を以て定め、制令、各其の宜に順ひ、兵甲器備、各其の用に便す。臣故に曰く、世を治むるは一道ならず、國に便ならば必ずしも古に法らず。湯武の王たるや、古を修めずして興り、殷夏の滅ぶるや、禮を易へずして亡ぶ。然らば則ち古に反する者、未だ必ずしも非とす可からず、禮に循ふ者未だ多とするに足らずとは是なり。君疑ふなかれと。孝公曰く善し。吾聞く(二三)窮巷は怪多く、(二四)曲學は辨多し。愚者の笑をば、智者は哀み。狂夫の樂をば、賢者は憂ふ。(二五)拘世の議をば、人心疑はずと。是に於て遂に(二六)墾草の令を出す。

【二一】十倍の便利なければ、從來の道具を廢しない。
【二二】復は、同じ事をくりかへす。
【二三】片田舍の人民は、見聞せまし、故に怪むに足らざることまでも怪む。
【二四】大局に通ぜず、偏見を有する學者は、冗辯を弄す。
【二五】一般の人民は、世俗にかかはり、舊習に安んずる議論を疑ふ力なし。
【二六】草萊をひらきて、田地を開くこと。

れ。且つ夫れ人に高き行ある者は、(一〇)固より世に負かれ、(一一)獨知の慮ある者は、必ず民に謷らる。語に曰く、愚者は成事に闇く、知者は(一二)未萌に見ると。民は與に始を慮るべからず、而して與に成るを樂むべし。(一三)郭偃の法に曰く、至德を論ずる者は、(一四)俗に和せず。大功を成す者は、衆に謀らずと。法は民を愛する所以なり。禮は事に便する所以なり。是を以て聖人は、苟も以て國を彊くすべくば、其の故に法らず。苟も以て民を利すべくば、其の禮に循はずと。孝公曰く、善しと。甘龍曰く、然らず。臣之を聞く、(一五)聖人は民を易へずして敎へ、知者は法を變せずして治むと。民に因りて敎ふる者は、勞せずして功成り、法に據りて治むる者は、(一六)吏習ひて民安んず。今若し法を變じて、秦國の故に循はず、禮を更めて以て民に敎へば、臣恐らくは天下の君を議せんことを。願はくは之を熟察せよと。公孫鞅曰く、子の言ふ所は、世俗の言なり。夫れ常人は、(一七)故習に安んじ、學者は(一八)所聞に溺る。此の(一九)兩者は官に居りて法を守る所以にして、與に(二〇)法の外を論ずる所に非ざるなり。三代は禮を同じくせずして王たり。五霸は法を同じくせずして霸たり。故に

【一〇】世人からよく思はれない、世人とうらはらになる。

【一一】世人愚にして、我獨り知ること。

【一二】未萌は事のまだ起らざること。

【一三】郭偃は晉のト人、左傳に見ゆ。

【一四】俗論に媚びない。

【一五】民の治亂は君主の賢愚による、亂民なりとも、聖人出でて之を治むれば順良となる。

【一六】官吏が政務になれる。

【一七】舊い習慣。

【一八】むかしからの傳聞書籍。

【一九】常人と學者との二條。

【二〇】從來の法を改めて、新生面を開かんとする場合。

國譯商子

文學博士　小柳司氣太譯並註

卷の第一

(一)更法第一

孝公(二)平晝閒居す。公孫鞅・甘龍・杜摯の三大夫、君に(三)御す。世事の變を慮り、正法の本を討ね、民を使ふの道を求む。君曰く、(四)代立して社稷を忘れざるは君の道なり。法を(五)錯きて務めて(六)主の長を明にするは、臣の行なり。今吾法を變じて以て治め、(七)禮を更めて以て百姓に敎へんと欲すれども、恐らくは天下の我を(八)議せんことをと。公孫鞅曰く、臣之を聞く、(九)疑行は成ることなく、疑事は功なしと。君亟に變法の慮を定め、殆ど天下の之を議するを顧みることなか

【一】法を更むべきことを論す。
【二】平日閑居す。
【三】侍坐す。
【四】先君に代はり、君主の位にたつこと。
【五】錯は設け行ふこと。
【六】人主の長ずる所。
【七】禮は法と同意、作法などの禮に非ず。
【八】議は非難。
【九】疑行は斷然たる決心でやらない行爲、疑事も同意。

魏徵　群書治要
馬總　意林
虞世南　北堂書鈔
歐陽詢　藝文類聚
太平御覽

又本書が、古くより我國に傳來したることは、藤原佐世の「現在書目」中に掲げられたることによりて、明かなり。日本書紀の顯宗紀元年夏四月の詔の「凡人主之所二以勸一レ民者。惟授レ官也。國之所二以興一者。惟賞レ功也」は、本書農戰第三の「凡人主之所二以勸一レ民者。官爵也。國之所二以興一者。農戰也」に本づきたる者なるべし。

大正九年十二月

小柳司氣太識

莫レ不レ敬」と。思ふに商君の學術は、是等の思想を繼承したる者なるべし。商君の誅せらるるや、尸佼も蜀に逃れて、其終る所を知らずといふ。

本書の傳來。商君に著書ありしことは、史記本傳に、司馬遷が「余嘗讀二商君開塞耕戰書一」とあるによりて明かなり、漢志には、之を法家に列して二十九篇となす。然るに其後三篇を亡うて、今傳ふる所の者二十六篇、而して刑約第十六は、其標題のみにして、第二十一篇は標題を并せて之れなし。而して書名も始めは「商君書」と稱したりしが、宋代の頃より商子と稱す、今之に從ふは、其の簡單なるを以てなり、他意あるに非ず。

本書の底本は、嚴叔卿校本の商君書にして、二十二子全書本なり、此校本は諸種の異本を參照し、其の考異を注したる者にして最も善本と稱すべし、其他余の閲したる者は、百子全書本及び、和刻本の程榮（明人）校本のみ。又本書の注釋は、前人の手に成る者あらず、近時兪樾、孫詒讓の兩氏、聊か其の榛蕪を開き、章句をして別白ならしむ。今其の驥尾に附し、更に私見を加へて、之を手定す。庶くは學者に益あらんか。其參考書左の如し。

兪樾　諸子平議（商子の部）

孫詒讓　札迻（商子の部）

劉向　新序

に增進し、魏を破りて其の公子卬を虜にす、惠王乃ち公叔座の言を用ゐざるを、嘆じたりといふ。是に於て、孝公、鞅の功を賞し、之を商於（二邑の名）に封ず、號して商君といふ。其の衞より秦に入りしは、西紀紀元前三百六十一年にして、變法の令を定めたるは三百五十九年なり、爾來二十年間、言聽かれ計用ゐられて、其の威權熏赫、何人も肩を比する者なし。然れども其の嚴刑を施き、苟くも法を犯したるものは、假令公室の一族なりとも之を處罰し、又軍功なき時は、門閥なりとも之を抑壓したるため、此等の怨を買ふこと少なからず、されば當時趙良といふ者、すでに商君に勸むるに桂冠を以てせしも、商君之に從はず。居ること五ケ月にして、孝公薨じ太子立つ、之を惠王といふ。素より商君と善からず、是に於て公族門閥等相謀りて、商君に誣ふるに謀反を以てし、之を捕ふること急なり、商君魏に逃る、魏人其の公子を虜にしたるを怨みて、之を秦に納れ、遂に車裂の刑に死す、時に三百三十八年なり。其の翌年には、刑名學の大家申不害沒す。此申不害と商鞅とを折衷融和したる韓非子の時代は、實に之を距ること九十年內外の後なり。又商君が何人より刑名學を受けたるかは、史記の本傳に明かならずと雖も、漢書藝文志によれば、尸佼なり、尸子二十篇の著書ありしも、多く亡佚して近時孫星衍類書中より之を彙類校訂して、二卷となす。其の「分」篇に曰く、「明王之治レ民也。事少而功立。身逸而國治。言寡而令行。事少而功多。守レ要也。民逸而國治。用レ賢也。言寡而令行。正レ名也。君レ人者。苟能正レ名。愚智盡レ情。執レ一以靜。令二名自正一。令二事自定一。賞罰隨レ名。民

結果として、賞よりも刑を重くすること、治國の大方針なり。

第七、國民は法律に絶對服從すべし。之を誹る固より不可なるも、之を賛美すること、亦不可なり。要するに如何なる意志よりするも、批評を容るるを許さず。此の如くにして、國民皆政府に柔順なれば、其國を彊國と稱するを得べし、民權を云云するが如きは固より大害なり。

第八、國家の富力發達し、膨脹の勢に向ふ時は、戰爭をなして、之を外に利導すべし。然らざれば國民文弱に流れて、委靡振はざるに至らん。

第九、國庫の富と徵兵の數とを增すために、すべて二男以上を有する者は、必ず別箇の生活を營ましむ。又不毛の土地を開墾したる者、又は粟帛を多く生產したる者は、一定の間、其租稅賦課を免除す。又井田の如き國家的社會主義の制度は、國民の競爭心を殺ぐ者なれば、盡く之を廢し、すべて國民は、其の自力に應じて、大地主となることを得せしむ。怠惰にして貧困なる人民は猶豫なく奴隸となす。

第十、法律を國民に公開し、其の意味を周知せしむべし。之が爲めに、政府は特別なる官吏を設くるを可とす。國民盡く法律を知るを以て、罪惡を犯す者なく、又姦惡なる官吏と雖も、國民に對して、妄りに法を輕重して、其の威福を擅にすること能はざるなり。

かくの如くにして衞鞅は、羣疑を排して、其新政策を實行したりしかば、十年にして其の國力大い

爭に出でしむべし。而して人民をして、此の二事に向はしむるには、賞罰を信にして、苟くも農戰の二方面に、殊功偉勳あらんに、之に官爵富貴を授け、然らざる者は之を抑壓す。蓋し人情皆利を好み害を避け、賞を求めて罰を忌む者なれば、君主は此弱點を利用して、以て政治を執らざるべからず。

第三、商工等の如きは、徒らに國民を奢侈贅澤に導びき、天災を利用して米穀の賣買をなし、以て暴利を貪ぼり、又軍事の際には、御用商人となりて、奸惡の事を企つる者なれば、出來るだけ之を鎭壓すべし。

第四、文學を好み、孔子の道を主張する者、又徒らに辯舌を弄して、空論以て一國の政治を左右せんと欲するが如き者は、皆遊食浮華の徒なり。何となれば、學者は戰爭、又は農事に從事すること能はず、又辯論家は、實力に依らずして、合縱連衡を云云するも、一國の存在は自力を恃むべき者にして、外交上の條約に信頼する如きは、愚の至りなり。

第五、質素勤儉は興國の大本なり、故に政府は商工業を抑へつけ、一面には酒また肉類などの價を高くして、人民をして、容易に之に耽らざらしむべし。又衣服其他の流行は、徒らに人の好奇心を煽動し、金錢を濫費せしむる者なれば、之を阻止し、各其の舊風に安んぜしむべし。

第六、人性は本來利益を好む者なり、故に苟くも法律の制裁なければ、各自其の私慾を逞くして、至らざる所なけん。されば君主は、始めより人民を姦惡の者と認めて、之を治めざるべからず、其の

商子解題

本書の著者。商子は衞の公族にして、名を鞅といふ、姓は公孫氏なり、故に又衞鞅ともいふ。少にして刑名の學を好み、魏の相公叔座に事へて、中庶子（執事の類）となる。公叔座其の賢を知りて、之を其君主惠王に推薦せんと欲せしも、未だ及ばずして病に罹る。王親ら之を慰問し、且諮るに後事を以てす。公叔座乃ち鞅の用ふべきを言ふ。惠王聽かず。是時に當りて、秦の孝公、廣く賢者を求め、穆公の遺業を修めて、威を諸侯に張らんとす。鞅之を聞き、遂に西のかた秦に入りて、先づ公の嬖人景監に因り、公に見えて說く所あり。其說は、主として德教に本づき、仁政を施くに在りしかば、王之を迂遠なりとして用ゐず。是に於てか、更に富國彊兵の術を薦む。孝公大に悅びて、變法自強の政を實行せんとす。甘龍、杜摯等、之を沮すれども聽かず。遂に新法を國中に施く。其の要項左の如し。

第一、人民の組合を定め、組合の一家罪あれば、他家も之に連坐せしむ、故に相互の間に監習糾察を行はしめ、若し他人の犯罪を隱匿する者あれば、之を本犯と同等に認む。

第二、國の富强は、農業と戰爭なり。故に人民をして、平素は農事に從はしめ、一朝緩急あれば戰

凡例

一、本書の校訂註釋に關する事項は、解題中に述べたるを以て、茲に贅せず。

一、原文に、往往括弧を附する者あり、國譯には之を省く。

一、私意を以て往往底本を改めたる所あり、然れども、必ず其原文を注にす。

一、底本の本注（卽ち嚴叔卿の手定）及び私說の載すべき者頗る多しと雖も、紙幅限りあるを以て、一に之を割愛す。

一、漢文の注釋に於て、本注又兪孫兩家より載錄したる者は、必ず之を明記して、剿說せざることを明かにす、然らざる者は盡く私見に係る。

大正九年十二月

國譯韓非子終

有術の國は、言を去りて法に任ず。

凡そ(七)畸功の約に循ふ者は知り難く、過刑の言に於ける者は見難きなり。是を以て刑賞は(八)貳に惑ふ。所謂約に循ひて知り難き者は、姦功なり。臣過の見難き者は、失根なり。理に循ひて虛功を見ず、情を度りて姦根に詭らるれば、則ち二者安んぞ(九)兩失すること無きを得んや。是を以て處士は(一〇)名を內に立て、(一一)談者は略を外に爲す。故に愚怯勇慧相連なりて、(一二)虛道を以て俗に屬びて、世に容れらる。故に(一三)其法用ひられず、刑罰、(一四)僇人に加へられず。此の如くば則ち(一五)刑賞安んぞ其二を容れざるを得ん。故に(是皆)實、至らざる所ありて、理、其(一六)量を失ふなり。量の失は、法の然らしむるに非ざるなり、法定まるも(一七)慧に任ずればなり。法を釋てて慧に任ずれば、則ち事を受くる者安んぞ其務を得ん、務、事と相得ずんば、則ち法安んぞ失ふなきを得ん、刑安んぞ煩はしき無きを得んや。是を以て賞罰擾亂して、邦道差誤す、(是レ)刑賞の(一八)分白ならざればなり。

【七】畸功は虛功なり。過刑は過形なり、過失の形ある也。虛功の、約束に因循する者、臣の過の功言辯辭ある者は、皆知見し難し。
【八】貳は疑貳なり。
【九】兩失は、刑を失すると、賞を失すると也。
【一〇】名は虛名なり。
【一一】談者は說客なり。
【一二】虛道は徒善なり。
【一三】法は國法をいふ。
【一四】僇人は刑戮すべき人。
【一五】姦功失根の二者には刑罰を及ぼすこと能はずして之を容るるをいふ。
【一六】量は稱量なり。
【一七】一定の法制を釋てて一時の智慧に任ずる也。
【一八】分白は分曉なり。

是れ何ぞや。其法、人情に通じ、治理に關すれば也。然らば則ち微姦を去るの道奈何。其れ務めて之をして其情を（一三）相闚はしむるなり。則ち相闚はしむること奈何。曰く、（一四）蓋里相坐するのみ。（一五）禁尙己に連なる者あれば、理として相闚はざるを得ず、惟だ免るゝを得ざらんことを恐る。姦心ある者も、（一六）志を得しめず、闚ふ者多ければなり。此の如くなれば則ち己れを愼みて、彼を闚ひ、（一七）姦の密を發す。過を告ぐる者は罪を免れて賞を受け、（一八）姦を失ふ者は必ず誅せられて刑に連なる。此の如くなれば則ち姦類發かる。（一九）姦、細を容さざるは、私告（二〇）任坐然らしむるなり。

夫れ治法の至明なる者は、（一）數に任じて人に任ぜず。是を以て有術の國は（二）察を用ひずして、人の情を得、境内必ず治まるは、數に任ずればなり。亡國は、兵をして其地に（三）公行せしめて、（四）圍禁すること能はず。人に任じて數無ければなり。（五）自ら攻むる者は人なり、（六）人を攻むる者は數なり。故に

【一三】闚は原本には規に作る、今一本に從ふ。
【一四】蓋は闔と通ず。罪人あれば同里の人皆連坐するのみ。
【一五】禁尙は刑賞なり、尙は賞の省文。
【一六】志は原本には忘に作る、今一本に從つて之を正す。
【一七】民互に相窺ひて姦を告ぐ。
【一八】姦を失ふとは、姦を告げざる也。
【一九】纖小の姦も容赦せざる也

【二〇】任に保、同伍相保する者、皆相坐するの法。
【一】數は術數なり。
【二】察は原本には譽に作る、今之を正す。
【三】公行は横行なり。
【四】圍禁は禦禁なり。
【五】自ら私勞を用ふるは、是れ自ら攻むる也。
【六】彼の成功を責め、事成れば我れ利を受け、事成らざれば彼、害を受く、是れ人を攻むるなり。

る者の、爵祿を分ち、(四)刑法を制する、必ず嚴にして以て之を重くす。夫れ國治まれば則ち民安く、事亂るれば則ち國危し。法重き者は人情を得、禁輕き者は事實を失ふ。且つ夫れ死力は民の有する所の者なり。人情、死力を出して以て其欲する所を致さざるもの莫し。而して好惡は上の(五)制する所なり。民は利祿を好みて刑罰を惡む。(六)上、好惡を掌り、以て民力を御すれば、事實宜しきを失はず。然るに禁輕く事失ふものは、刑賞失すればなり。其の民を治むるに、法を秉らざるを善と爲す、是の如くば則ち是れ法無きなり。故に治亂の理は、宜しく務めて(七)刑賞を分つを急となすべし。

國を治むる者は、法有らざるは莫し、然り而して存するあり亡ぶるあり。亡ぶる者は其の刑賞を制すること分たざれば也。國を治むる者は、其刑賞、分つあらざる莫し。(八)持に異を以て分と爲す有りとも、分と謂ふ可からず。(九)察君の分に至りては、(一〇)獨り分つ也。是を以て、其民、法を重んじて禁を畏れ、罪に抵る毋きを願ひて、敢て賞を(一一)胥たず。故に曰く、刑賞を待たずして、民、事に從ふと。是の故に、夫の至治の國は、善く姦を止むるを以て務と爲す。

【四】刑法は原本には則法に作る、今一本に從ふ。
【五】制は一本には致に作る。
【六】上、民心の好惡を掌り、賞罰を以て民力を使用する也。
【七】刑賞を分つとは、功罪を分明にし、賞は信にし、罰を必す。
【八】持は疑ふらくは特の誤ならん。賞す可きを賞し、罰す可きを罰するは、吾が所謂分に非ざるなり。
【九】察君は、明察の君。
【一〇】獨斷して刑賞誤らざる也。
【一一】胥は須と同じ、待つ也。

に在り。其姦を塞ぐ者は必ず王たり。故に王術は　(一六)外の亂さざるを恃まざるなり、其の亂す可からざるを恃むなり。外より亂されざるを恃みて、治を立つる者は削られ、其の亂す可からざるを恃みて、法を行ふ者は興る。

故に賢君の國を治むるや、亂すべからざるの術に適ふ。爵を貴べば則ち上重し。故に功を賞し任を爵して、邪は關る所無し。(一七)力を好む者は、其爵貴し、爵貴ければ則ち上尊く、上尊ければ則ち必ず王たり。國、力を事とせずして、(一八)私學を恃む者は、其爵賤し、爵賤しければ則ち上卑し、上卑しき者は必ず削らる。故に國を立て民を用ふるの道は、能く　(一九)外を閉ぢ私を塞ぎて、自ら恃むことを　(二〇)上ぶ者は、(二一)王致す可きなり。

(一)制分第五十三

(二)大凡國博く君尊き者、未だ嘗て法重きに非ずして、以て　(三)天下に令（スレバ）行はれ禁（ズレバ）止むに至る可き者はあらざるなり。是を以て、人に君た

【一六】外より我を亂さざるを恃まずして、吾が亂す可からざるを恃む。

【一七】力を好むとは、實力を貴ぶをいふ。

【一八】私學游說の徒。

【一九】外とは外國なり。大國の言、說客の談皆是れなり。

【二〇】上は尙ぶ也。

【二一】王業を致す可き也。

【一】此篇、法重ければ人情を得、刑輕ければ事實を失す、故に奸を告ぐるの法あるを述ぶ。制とは刑賞を制するをいひ、分とは功罪を分明にするをいふ。

【二】大は原本には夫に作る、今一本に從ふ。

【三】天下の天の字は疑ふらくは衍ならん。

ざる者は弱し。夫れ國の彊き所以の者は政なり、主の尊き所以の者は權なり。故に明君は權あり政あり、亂君も亦權あり政あり。（而ルニ）(六)積みて同じからざるは、其の立つる所以異なれば也。故に明君は權を操りて上重く、政を一にして國治まる。

故に法は王の本なり。刑は愛の(七)自なり。夫れ民の性、勞を惡みて佚を樂む、佚すれば則ち荒む、荒めば則ち治まらず、治まらざれば則ち亂る。而して賞刑、天下に行はれざれば必ず（上下ノ情）塞る。故に大功を擧げんと欲して、而も力を致すを難る者は、大功(八)幾して擧ぐ可からざるなり。其法を治めんと欲して、而も其(九)故を變ずるを難る者は、民亂、幾して治む可からざるなり。故に民を治むるに(一〇)常なし、唯だ治まるを法と爲す。法、時と轉ずれば則ち治まり、治、世と宜しければ則ち功あり。故に民樸なれば、之を禁ずるに(一一)名を以てすれば則ち治まり、之を繼ぐに刑を以てすれば則ち從ふ。時移りて而も治易らざる者は亂る、能く衆を治めて而も禁、變ぜざる者は削らる。

故に聖人の民を治むるや、法、時と移りて、禁、治と變ず。能く力を地に(一二)越す者は富み、能く力を敵に(一三)起す者は彊し。彊くして塞がらざる者は王たり。故に王道は(一四)開く所に在り、(一五)塞ぐ所

【六】功を積むこと同じからざる也。
【七】自は古の鼻の字なり、鼻は始なり。
【八】幾は冀と通ず。
【九】故は故法なり。
【一〇】常法無し。
【一一】名とは禮義廉耻をいふ。
【一二】越は一本には起に作り、又、致に作る。
【一三】起は一本には致に作る。
【一四】力作を開き公道を開く。
【一五】浮辟を塞ぎ、私義を塞ぐ。

(一)心度第五十二

聖人の・民を治むるは、本に度りて、其欲を従にせしめず、民を利するを期するのみ。故に其の之に刑を與ふるは、民を惡む所以にあらず、愛の本なり。刑勝てば民靜に、賞繁ければ姦生ず。故に民を治むる者は、刑勝つは、治の首めなり、賞繁きは亂の本なり。夫れ民の性、亂を喜みて、其法に親まず。故に明主の・國を治むるや、賞を明にすれば則ち民、功に勸み、刑を嚴にすれば則ち民、法に親む。功に勸めば則ち公事犯されず、法に親めば則ち姦萌す所無し。故に民を治むる者は、姦を未だ萌さざるに禁じ、兵を用ふる者は、(二)戰を民の心に服す。禁、其本を先にする者は治まり、兵、(三)其心に戰ふ者は勝つ。

聖人の民を治むるや、(四)先づ治むる者は彊く、(五)先づ戰ふ者は勝つ。夫れ國事は先を務むれば、民心を一にし。專ら公を擧ぐれば、私、從はず。告ぐるを賞すれば、姦、生ぜず。法を明にすれば、治、煩しからず。能く(此)四つを用ふる者は彊く、四つを用ふること能は

【一】此篇、刑を嚴にするは、民を利するを主として、民を傷とするにあらず、即ち刑は刑なきを期するに在ることを論ず。
【二】平時に能く民を訓練し、戰時に民能く令に服從す。
【三】心樂んで戰ふ者。
【四】先づ治むるとは、賞を明にし、刑を嚴にし、姦を未だ萌さざるに禁ずるをいふ。
【五】先づ戰ふとは、先づ心に戰ふをいふ。

其任を輕しとして、餘力を身に懷くもの莫く、兼官の責を君に負ふもの莫ければ、內に伏怨無し。明なる者をして相干さゞらしむ、故に訟へ莫し。士をして官を兼ねざらしむ、故に技長ず。人をして功を同じくせざらしむ、故に爭言莫し。(二五)此れを、攻め易しと謂ふ。

刑を重くし賞を少くし、(二六)上、民を愛すれば、民は(二七)賞に死す。賞を多くし刑を輕くし、上、民を愛せざれば、民は賞に死せず。利、(二八)一空より出づるときは、其國敵無く、利(二九)二空より出づるときは、其兵半ば用ひられ、利(三〇)十空より出づるときは、(三一)民守らず。重刑、民に明に、(三二)大制、人を使へば、則ち上、利あり。刑を行ふに其輕き者を重くすれば、輕き者至らず、重き者來らず、此れを刑を以て刑を去ると謂ふ。(其國必ズ彊シ)罪重くして刑輕からんに、刑輕ければ則ち事生ず、此れを刑を以て刑を致すと謂ふ。其國必ず削らる。

【二五】「此れを攻め易しと謂ふ」は衍文なり、刪るべし。
【二六】法を峻にして、民をして刑に陷らしめざるは、是れ民を愛する也。
【二七】「賞に死す」は商子去彊篇には「上に死す」に作り、下の「賞に死せず」は「上に死せず」に作る、是なるに似たり。
【二八】空は口なり、一空は一口に同じ、號令制度、人君一人の口より出づること。
【二九】二空とは君と大臣とをいふ。
【三〇】十空とは、政に門多きをいふ。
【三一】民、其國を守らざる也。「民守らず」は商子には「其國守られず」に作る。
【三二】大制は大なる法制。

滿たしむ可からざるなり。官爵を授け、利祿を出すに、功を以てせざるは、是れ當無きなり、國は功を以て官を授け爵を與ふ、此れを（一四）成智を以て謀り威勇を以て戰ふと謂ふ、其國敵無し　國は功を以て官を授け爵を與ふれば、則ち（一五）治まり、見ゆる者省み、言ふ者塞がる。此れを（一六）治を以て治を出し、言を以て言を去り、功を以て爵を與ふと謂ふなり。故に國、力多くして、天下之を能く侵すもの莫きなり。兵出づれば必ず取る。取れば必ず能く之を有つ。兵を按じて攻めざれば、必ず（一七）當む。朝廷の（一八）事、（一九）小なる者も毀れず、功を效して官爵を取り、廷に（二〇）辟言ありと雖も、以て相干すを得ざるを、是れを（二一）數を以て治むと謂ふ。（二二）力を以て攻むる者は、一を出して十を取り、言を以て攻むる者は、十を出して百を喪ふ。國、力を好むは、此れを、以て攻め難しと謂ふ。國、言を好むは、此れを、（二三）以て攻め易しと謂ふ。（二四）其能、其官に勝へ、

【一四】其智を竭し其勇を竭さしむる也。商子には成智は盛智に作り、成武は盛勇に作る。
【一五】「治まり、見ゆる者省み、言ふ者塞がる」は顧廣圻の説によれば當に「治むる者省み、言ふ者塞がる」に作るべし。商子には「治省け言寡し」に作る。治簡にして、民敢て辯口を勉めざるをいふ。
【一六】商子は「治を以て」の「治」は「法」に作る。「出」は原本には「去」に作る、今一本に從ふ。
【一七】當は富の誤なるべし。
【一八】事は商子には吏に作る。
【一九】「小なる者も毀れず」の下に、商子には、「多き者も損せず」の一句あり。
【二〇】辟言は、邪僻の言なり。辟言は商子には、辯言に作る。
【二一】數は六術なり。
【二二】實事を務むるときは、費少くして得ること多く、虛辭を貴ぶときは、費多くして且つ大なる損害あり。
【二三】國が浮辭を好めば則ち國貧し故に攻め易し。
【二四】「其能」以下「爭言莫し」までの數句は、用人篇の文錯亂して此に出づ。削るべし。

(一)飭令第五十一

(二)令を飭ふれば則ち法遷らず、法平なれば則ち吏に姦無し。法已に定まれば、(三)善言を以て法を售らず。(四)功に任ずれば則ち民に言少く、善に任ずれば、則ち民に言多し。(五)法を行ひ(六)曲断す。(七)五里を以て断ずる者は王たり、九里を以て断ずる者は彊く、(八)治を宿むる者は(國)削らる。刑を以て治め、賞を以て戰はし、厚祿以て術を用ひ、國に姦民無ければ、則ち都に姦市無し。(九)物多く末衆く、(一〇)農弛み姦勝てば、則ち國必ず削らる。民に餘食あれば、粟を以て(一一)爵を出さしめ、(官爵)必ず其力を以てすれば、則ち(一二)農を怠らず。三寸の管も、(一三)當毋ければ、

【一】此篇、人主能く法令を飭ふれば、外に敵國なく、内に奸民なきを論ず。此篇は商子の靳令篇と文略ぼ同じ。疑ふらくは亦後人の附益ならんのみ。

【二】飭は整ふる也。法度一定すれば、得て遷易せざるを言ふ。商子には「令を飭ふれば則ち治留まらず」に作る。

【三】法を枉げて、私恩を賣らず。售は商子には害に作る。

【四】功は實績なり。功に因りて任ずるときは、民、辯口の益無きを知る、故に言少きなり。善は虛名なり。善に因りて任ずるときは、民、虛名の以て取る可きを知り、浮辭を以て僥倖を求む、故に言多き也。

【五】法は商子には治に作る。

【六】曲は郷曲なり。一曲の内に事あれば、曲長に委任して之を断ぜしむ。一曲の内は狭小なれば、其姦知り易し。曲長に委任して之を断ぜしむれば、事、稽留無し。

【七】五里の内にして事を断ずるは、断の速なる者なり、王たる可し。九里の内にして事を断ずるは、断の較ゝ遲き者なり、彊けれども、未だ王たるに至らず。

【八】治を宿むるは、一舍以上にして事を断ずる也、其治稽留す、故に國必ず削弱せらる。

【九】物は珍玩、淫好の物をいふ。末は商賈をいふ。

【一〇】弛は勉强せざる也。

【一一】爵を出すは、爵を買ふ也。商子には爵の上に官の字あり。

【一二】農は原本には震に作る、今之を正す。

【一三】當は底なり。

とする所ありて之れを聽くも、(二)入りて因りて近習と其(人)言を論じて、近習に聽きて、其智を計らずば、是れ愚と智を論ずるなり。其當途の者、必ずしも賢ならず、人主の・人に於けるや、或は賢とする所ありて之れを禮するも、入りて因りて當途の者と其行を論じて、(三)其言を聽きて、賢を用ひずば、是れ不肖と賢を論ずるなり。故に智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程らる。則ち賢智の士は、奚の時にか用ひらるゝを得ん。而して人主の明塞がる。

昔、關龍逢は、桀に說きて　(四)其四肢を傷られ、王子比干は紂を諫めて其心を剖かれ、子胥は夫差に忠直にして、(五)屬鏤に誅せらる。此三子は、人臣と爲りて、忠ならざるに非ず、而して說、當らざるにも非ざるなり。然るに死亡の患を免れざるは、主、賢智の言を察せずして、愚不肖に蔽はるるの患なり。今、人主、肯て法術の士を用ふるに非ずして、愚不肖の臣に聽かば、則ち賢智の士、孰れか敢て三子の危きに當りて、其智能を進むる者あらんや。此れ世の亂るる所以なり。

【二】「入りて」は疑ふらくは衍ならん。下同じ。
【三】其言は當途者の言。
【四】四肢は手足。
【五】屬鏤は劍の名。吳王夫差、伍子胥に此劍を賜ひて、自殺せしむ。

明かにする。主に術士あれば、則ち大臣も斷を制するを得ず、近習も敢て重きを賣らず。大臣左右の權勢息めば、則ち人主の道明かなり。

今や則ち然らず。其當途の臣は、勢を得て、事を擅にし、以て其私を(五)環み、左右近習は、朋黨比周して、以て疏遠を制す。則ち法術の士は、奚の時にか進用を得ん、人主は奚の時にか(六)論裁を得ん。故に術あるも、必ずしも用ひられずして、勢、兩立せず、法術の士、焉んぞ危き無きを得んや。故に人に君たる者、能く大臣の議を退けて左右の(七)訟に背き・獨り道言に合ふに非ずば、則ち法術の士は、安んぞ能く死亡の危きを蒙して、進說せんや。此れ世の治まらざる所以なり。

明主は、功を推して爵祿し、能を稱りて(八)官事す。擧ぐる所の者は必ず賢あり。用ふる所の者は必ず能あり。賢能の士進めば、則ち私門の請止む。夫れ功ある者は重祿を受け、能ある者は大官に處らば、則ち(九)私劍の士安んぞ私勇を離れて疾く敵を距ぐ無きを得んや。(一〇)游宦の士、焉んぞ私門を撓めて淸潔を務むる無きを得んや。此れ賢能の士を聚めて私門の(一一)屬を散ずる所以なり。今、近習の者必ずしも智ならず、人主の・人に於けるや、或は智

【五】環は當に營に作るべし。環と營とは篆字相似たり、故に誤りしなり。
【六】其議論を得て以て政治を裁正すること。
【七】訟は頌と通ず、左右の近習が佞臣の爲めに功を稱し德を美むる也。
【八】官事の官は官職なり、事は任事なり。
【九】私劍の士は、刺客なり。
【一〇】游宦の士は、遊說の士。
【一一】屬は、徒屬、ともがら。

(一)人主第五十

人主の身危く國亡ぶる所以の者は、大臣大に貴く、左右大に(二)威あればなり。所謂貴とは(三)法を無みして擅に行ひ、國柄を操りて私に便する者なり、所謂威とは、權勢を擅にして(公法ヲ)輕重する者なり。此の二者は、察せざる可からざるなり。夫れ馬の能く重きに任じ車を引き遠道を致す所以の者は、筋力を以てなり。萬乘の主、千乘の君、天下を制して諸侯を征する所以の者は、其威勢を以てなり。威勢は、人主の筋力なり。今大臣、威を得、左右、勢を擅にするは、是れ人主、力を失ふなり。人主力を失ひて、而も能く國を有つ者は、千に一人無し。虎豹の能く人に勝ち百獸を執ふる所以の者は、其爪牙を以てなり。而も虎豹をして其爪牙を失はしめば、則ち人必ず之を制せん。今勢重は、人主の爪牙なり。人に君として其爪牙を失はば、虎豹(爪牙ナキ)の類なり。宋君は其爪牙を子罕に失ひ、簡公は其爪牙を田常に失ひ、而して蚤く之を奪はず、故に身死し國亡びき。今、無術の主は、皆明に宋簡の過を知れど、而も其失を悟らざるは、其類を察せざる者なり。且つ法術の士と、(四)當途の臣とは、相容れざるなり。何を以てか之を

【一】此篇、人主法術の士に聽かずして、權臣左右の言に惑はば、篡弑の禍に遇ふべきを論ず。
【二】威は原本には咸に作る、傳寫の誤なり、今之を正す。
【三】法律を蔑視す。
【四】當途の臣は權臣なり。

を有ちて、天下を以て爲す無き者は、堯舜是れなり。廉を毀り財を求め、刑を犯し利に趨り、身の死を忘るる者は、盜跖是れなり。此の三つの者は、(三三)殆物なり。國を治め民を用ふるの道は、此三者を以て量と爲さず。

(三四)治とは、常を治むる者なり、道とは、常を道く者なり。殆物妙言は、治の害なり。(三五)天下太上の士は、賞を以て勸む可からざるなり、(三六)天下太下の士は、(三七)爲刑を以て禁ず可からざるなり。然れども太上の士の(アル/ガ)爲めに賞を設けず、太下の士の(アル/ガ)爲めに、刑を設けずば、則ち國を治め民を用ふるの道失はん。故に世人、多く國法を言はずして從横を言ふ。諸侯の、從を言ふ者は曰く、『從成らば必ず霸たらん』と。而して横を言ふ者曰く、『横成らば必ず王たらん』と。(三八)山東の、從横を言ふこと、未だ嘗て一日も止まざるなり。然るに功名成らず、霸王立たざるは、虚言は治を成す所以に非ざればなり。王者は獨行す、之を王と謂ふ。是を以て三王は(三九)離合を務めずして正しく、五霸は從横を待たずして(四〇)察なり。(四一)内を治めて以て外を裁するのみ。

【三三】殆は甚だしき也、殆物は猶ほ尤物と言ふが如し、非常の物なり。
【三四】治と道とは、庸人のために設くるをいふ。
【三五】天下太上の士は許由の類をいふ。上は原本には平に作る、今之を正す。
【三六】天下太下の士は、盜跖の類をいふ。下は原本には平に作る、今之を正す。
【三七】爲刑の爲の字は衍。
【三八】山東は六國をいふ。
【三九】離合は甲の國を離して乙の國を合するをいふ。
【四〇】察は明察なり。
【四一】法術を以て内を治めて以て外を制裁する也。

なり。忠臣の君に事ふるや、君の國を取るを競ふには非ざるなり。夫れ人の子と爲りて、常に他人の親を譽めて、『某子の親は、夜に寢ね早に起き、(二五)彊力して財を生じ、以て子孫臣妾を養ふ』と曰ふは、是れ其親を誹謗する者なり。人の臣と爲り、常に先王の德厚を譽めて之を願ふは、是れ其君を誹謗する者なり。其親を非る者は、(二六)不孝を知る。而も其君を非る者は、天下之を賢とす。此れ亂るる所以なり。故に人臣は、堯舜の賢を稱する毋く、湯武の伐を譽むる毋く、烈士の高きを言ふ毋く、力を盡くし法を守り、心を主に事ふるに專にする者を忠臣と爲す。

古は(二七)黔首、(二八)悗密蠢愚なり、故に(二九)虛名を以て取る可かりしなり。今の民は(三〇)儇詗智慧、自ら用ひて上に聽かざらんと欲す。(故二)上必ず且つ之に勸むるに賞を以てして、然して後進む可く、又且つ之を畏すに罰を以てして、然して後敢て退かず。而るに世皆曰ふ、(三一)『許由は天下を讓れり、賞は以て勸むるに足らず、盜跖は刑を犯し難に赴けり、罰は以て禁ずるに足らず』と。臣曰く、未だ天下を有たずして、(三二)天下を以て爲す無き者は、許由是れなり。已に天下

【二五】彊力は勉强する也。
【二六】「其不孝を知る」は一本に「之を不孝と謂ふを知る」に作る。
【二七】黔首は人民なり。
【二八】悗は情を忘るる貌。密は默なり。悗密は寡欲にして言論せざる也。
【二九】仁義の虛譽を以て取る可かりし也。
【三〇】儇は辯急なり、詗は明悟なり。
【三一】許由は天下を受くるを讓れり、故に賞も勸むるに足らず。
【三二】天下を以て爲す無きとは天下を重んぜざるなり。

可からず、(一七)帝の二女を妻りて天下を取るは、義と謂ふ可からず、仁義有る無きは、明と謂ふ可からず。詩に云ふ『普天の下、王土に非ざる莫く、率土の濱、王臣に非ざる莫し』と。信に詩の言の若くならば、是れ舜出でては則ち其君を臣とし、入りては則ち其父を臣とし、其母を(一八)妾とし、其主の女を妻とするなり。故に烈士は、內は、家の爲にせず、世を亂り嗣を絕ち、而して外は、(一九)君を矯め、朽骨爛肉、土地に施され、川谷に流れ、水火を蹈むを避けず、天下をして從つて之に效はしむ。是れ(二〇)天下偏く死して夭せんことを願ふ也。此れ皆世を釋てて治めざる(二一)者也。

世の所爲烈士とは、衆を(二二)離れて獨行し、異を人に取り、(二三)恬淡の學を爲して、恍惚の言を理む。臣以爲らく、恬淡は、無用の敎なり、恍惚は、無法の言なり、言、無法に出で、(二四)數、無用に出づる者を、天下(誤リテ)之を察と謂ふ。臣以爲らく、人生るれば、必ず君に事へ親を養ふ、君に事へ親を養ふには、以て恬淡なる可からず。(人生ルレバ)必ず言論忠信法術を以てす、言論忠信法術は、以て恍惚なる可からず。恍惚の學は、天下の惑術なり。孝子の父に事ふるや、父の家を取るを競ふには非ざる

【一七】堯の女娥黃、女英。
【一八】妾は婢なり。
【一九】君を矯むは、强諫する也。
【二〇】今烈士の行を高しとして人をして效慕せしめば、是れ天下の人、偏く徇死して、短折を冀ふなり。
【二一】者は原本には是に作る、今之を正す。
【二二】離は原本には雖に作る、今一本に從ふ。
【二三】恬淡は人生を輕視して無欲なるをいふ。恍惚は、微妙窈冥にして測知すべからざるなり。莊子列子の類をいふ。
【二四】數は一に敎に作る。

は本と孝悌忠順の道を知らざるなり。(一四)然らば則ち有道の者は、進みては臣主たるを(一五)得ず、退きては父子たるを得ざるか。父の賢子有るを欲する所以は、家貧しければ則ち之を富ませし、父苦めば則ち之を樂ましむればなり。君の賢臣有るを欲する所以は、國亂るれば則ち之を治め、主卑ければ則ち之を尊くすればなり。今、賢子ありて而も父の爲めにせずんば、則ち父の・家に處るや苦し。賢臣ありて而も君の爲めにせずんば、則ち君の・位に處るや危し。然らば則ち父に賢子あり、君に賢臣あるは、適〻以て害を爲すに足るのみ、豈に利を得んや。

所謂忠臣は其君を危くせず、孝子は其親を非らず。今、舜は賢を以て君の國を取り、湯武は義を以て其君を放弑す。此れ皆賢を以て主を危くする者なり、而るに天下之を賢とす。

古の烈士は、進みては君に臣たらず、退きては家の爲にせず。是れ進めば則ち其君を非り、退けば則ち其親を非る者なり。且つ夫れ進みては君に臣たらず、退きては家の爲にせざるは、世を亂り嗣を絕つの道なり。是の故に堯舜湯武を賢として、烈士を是とするは、天下の亂術なり。(一六)瞽瞍は舜の父たり、而るに舜之を放ち、象は舜の弟たり、而るに(舜)之を殺せり。父を放ち弟を殺すは、仁と謂ふ

【一四】若し孔子の言の如くならば。但し此孔子の言とする所の者は、孟子は、此れ君子の言にあらず、齊東野人の語なり、と曰へり。

【一五】得の字は原本之を缺く、今一本によりて之を補ふ。

【一六】戰國の時に蓋し此說ありしなるべし、經傳の無き所、辯士の談なるのみ。

（ト稱セラルル者）は且に常に（位ヲ）與へんとして、賢臣（ト稱セラルル者）は且に常に（其位ヲ）取らんとするなり。故に今に至るまで、人の子たる者、其父の家を取るものあり、人の臣たる者、其君の國を取る者あり、父にして子に讓り、君にして臣に讓るは、此れ位を定め敎を一にする所以の道に非ざるなり。（六）臣の聞く所に曰く、『臣は君に事へ、子は父に事へ、妻は夫に事ふ。三者順なれば則ち天下治まり、三者逆なれば則ち天下亂る』と。此れ天下の常道なり。明王賢臣も易へざるなり。則ち人主、不肖と雖も、臣敢て侵さざるなり。

今夫れ（七）賢を上び智に任せて常無きは逆道なり、而るに天下常に（之ヲ）以て治と爲す。是の故に（八）田氏は呂氏を齊に奪ひ、（九）戴氏は子氏を宋に奪ふ。此れ皆賢にして且つ智なり、豈に愚にして且つ不肖ならんや。是れ常を廢して賢を上べば則ち亂れ、法を舍てて智に任ずれば則ち危し。故に曰く、（一〇）『法を上びて、賢を上ばず』と。

記に曰く、『舜、（其）瞽瞍を見て、其容（一一）造焉たり。孔子曰く、「是時に當りてや、危いかな、天下（一二）岌岌たり。有道の者は、父固に（一三）得て子とせず、君固に得て臣とせざるなり」と』臣曰く、孔子

【七】上は尙と通ず。賢者を尊崇する也。
【八】田常、齊の簡公を弑し、其國を奪ふ、齊は呂氏なり。
【九】戴氏は子罕、子は宋の姓。子罕、宋君を弑す。
【一〇】法を上びて賢を上ばずは愼子の說なり。
【一一】造焉は愁ふる貌。
【一二】岌岌は安からざる貌。
【一三】得て子とせずとは、子とするを得ざる也。

卷の二十

(一)忠孝第四十九

天下、皆、孝悌忠順の道を以て是と爲せど、而も孝悌忠順の道を察して審に之を行ふを知るもの莫し。是を以て天下亂る。皆堯舜の道を以て是と爲して之に法る。是を以て亂君あり、(二)曲父あり。堯舜湯武は、或は君臣の義に反し、後世の敎を亂る者なり。堯は人の君となりて、而も(三)其臣を君とし、舜は人の臣となりて、而も其君を臣とし、湯武は人の臣となりて、而も其主を弑し、(四)其尸を刑す。而も天下之を譽む。此れ天下の今に至るまで治まらざる所以なり。

夫れ所謂明君は、能く其臣を畜ふものなり。所謂賢臣は、能く(五)法辟を明にし、官職を治め、以て其君を戴く者なり。今、堯は自ら以て明と爲して、而も以て舜を畜ふこと能はず。舜は自ら以て賢と爲して、而も以て堯を戴くこと能はず。湯武は自ら以て義と爲して、而も其君長を弑す。此れ明君

【一】此篇、主として堯舜湯武等の賢人を貶斥し、孝悌忠順の道の之を行ふに誤まれるを論ず。
【二】邪曲の父。
【三】舜に讓るをいふ。
【四】武王の紂を伐つや、其死處に至り、自ら之を射て、三たび發して後、車を下り、輕劍を以て之を擊つ。
【五】辟は刑なり。
【六】臣とは韓子自ら謂ふ也。

夫れ聖通の士を求むるは、〔二六〕民智の師用するに足らざるが爲めなり。昔、禹、江を決し河を濬くす、而も〔二七〕民、瓦石を聚む。子産、畝を開き桑を樹ゑて、鄭人謗訾す。禹は天下を利し、子産は鄭を存せんとして、皆以て謗りを受けたり。夫れ民智の用ふるに足らざること亦明けし、故に士を擧げて賢智を求め、政を爲して民に適ふを期するは、皆亂の端なり。未だ與に治を爲す可からざるなり。

〔二六〕民智は嬰兒の心の如ければなり。

〔二七〕民之を知らずして、瓦石を聚めて禹を撃たんとせり。

り、仁義の故を道はず、學者の言を聽かず。

今、治を知らざる者は、必ず曰く、『民の心を得よ』と。民の心を得んと欲して、以て治を爲す可くば、則ち是れ(二一)伊尹・管仲も用ふる所無く、將に民に聽かんとせんのみ。民智の用ふ可からざること、猶ほ嬰兒の心のごときなり。夫れ嬰兒、(二二)首を剔らざれば、則ち腹痛み、(二三)痤を揊かざれば則ち寖く益す。首を剔り痤を揊くには、一人之を抱き、慈母之を治す、然るに猶ほ啼呼して止まず。嬰兒子は其の(二四)小しく苦む所を犯して其の大に利する所を致すを知らざればなり。

今、上、田を耕し、草を墾るを急にするは、以て民産を厚くするなり、而るに(民)上を以て酷と爲す、刑を修め罰を重くするは、以て邪を禁ずるが爲めなり、而るに(民)上を以て嚴と爲す。錢粟を徵賦し、以て倉庫に實つるは、且に以て饑饉を救ひ軍旅に備へんとするなり、而るに(民)上を以て貪と爲す。境內、戰陣を敎へ、士卒を閱し、力を併せて疾鬭するは、虜を禽にする所以なり、而るに(民)上を以て暴と爲す。此の四つの者は、治安なる所以なり、而かも(二五)民悅ぶを知らざるなり。

【二一】伊管、賢と雖も、其政治の術を用ふる所なき也。
【二二】首を剔るは頭髮を剃りて頭の充血を去る也。頭髮を剃らざるときは、頭充血して腹痛の患あり。
【二三】痤は腫物なり。揊は裂く也。腫物を裂かざるときは、膿漸く加はる。
【二四】剔首揊痤は小苦なり、因て病治するは大利なり。
【二五】小苦を犯すは、大利を致す所以なるを知らざる也。

今或は人に謂つて『子をして必ず智にして壽ならしめん』と曰はば、則ち世必ず以て狂と爲さん。夫れ智は性なり、壽は命なり、性命は人に學ぶ所に非ざるなり。而るに人の爲す能はざる所を以て人に說く、此れ、世の、之を謂ひて狂と爲し、之を能はずと謂ふ所以なり。然らば則ち是れ(性ヲ)諭すなり。夫れ(一七)性を諭すは、仁義を以て人に敎ふ。是れ智と壽とを以て(人ニ)說くなり。有度の主は受けざるなり。故に(一八)毛嬙・西施の美を善すとも、吾が面に益無し。脂澤粉黛を用ふれば、則ち其初に倍す。先王の仁義を言ふとも、治に益無し。吾が法度を明にし、吾が賞罰を必するは、亦國の脂澤粉黛也。故に明主は(一九)其助を急にして、其頌を緩にす、故に仁義を道はず。今、巫祝の・人を祝するに曰く、『若をして(二〇)千歲萬歲ならしめん』と。千歲萬歲の聲耳に聒くして、而も一日の壽も、人に徵無し、此れ人の巫祝を簡にする所以なり。今世の儒者の・人主に說くや、今の治を爲す所以を言はずして、已に治まるの功を語り、官法の事を審にせず、姦邪の情を察せずして、皆上古の傳を道ひ、先王の成功を譽む。儒者、辭を飾りて曰く、『吾が言を聽かば、則ち以て霸王たるべし』と。此れ說者の巫祝のみ、有度の主は受けざるなり。故に明主は實事を擧げて、無用を去

【一七】衆人に諭し告ぐるに、仁義を以てし、天より受けたる性を人力を以て改善進步せしめんとするは、是れ猶ほ堯舜の智を傳へ彭祖の壽を敎ふるがごとき也。

【一八】皆古の美女の名。

【一九】賞罰法度は治の助なり、明主は必ず之を急にし、仁義を善して、之を頌するを後にす。

【二〇】千歲萬歲は一本には、千秋萬歲に作る、下同じ。

朝す。故に明君は力を務む。夫れ嚴家には(七)悍虜無くして、慈母には(八)敗子あり。吾れ、此を以て、威勢の以て暴を禁ずべくして、德厚の以て亂を止むるに足らざるを知るなり。

夫れ聖人の・國を治むる、(九)人の吾が善を爲すを恃まずして、而して其の非を爲すを得ざるを用ふるなり。人の吾が善を爲すを恃むや、境内(一〇)什數ならず、人の非を爲すを得ざるを用ふれば、(一一)一國、齊しく治を爲さしむべきなり。(一二)衆を用ひて寡を舍つ、故に德を務めずして法を務む。

夫れ必ず自ら直きの箭を恃まば、(一三)百世矢無からん。自ら圜きの木を恃まば、千世、輪無からん。自ら直きの箭と自ら圜きの木とは、百世一もある無し。然るに世皆車に乘り、禽を射るは、何ぞや。(一四)隱括の道用ひらるれば也。隱括を恃まずして、自ら直きの箭・自ら圜きの木有るありと雖も、良工は貴ばざるなり。何となれば則ち(一五)乘者は一人に非ず、射者は一發に非ざれば也。賞罰を恃まずして、自ら善きの民を恃むは、明主は貴ばざるなり。何となれば則ち國法は失ふ可からずして、治むる所は一人に非ざれば也。故に術あるの君は、(一六)適然の善に隨はずして、必然の道を行ふ。

【七】暴悍憚るなき奴僕。
【八】やくざむすこ。
【九】人民が自ら善を爲すを恃まざる也。
【一〇】十をもて數ふるほども無し。德に化する者は少し。
【一一】法に從ふ者は多し。
【一二】非を爲すを得ざるの法を用ひて、人民が自ら善を爲すを恃むの論を舍つ。
【一三】百世を經るとも、矢無からん。
【一四】曲れるを撓むる器。
【一五】稀にあるものは以て多きに應ず可からず。
【一六】適然は偶然なり。

言を聽くのみならば、仲尼も以て士を必すること能はず、之を官職に試み、其功伐を課せば、則ち庸人も愚智を疑はざらん。

故に明主の吏は、(一)宰相、必ず州部より起り、猛將、必ず卒伍より發る。夫れ功有る者、必ず賞せられば、則ち爵祿厚くして、愈ゝ勸み、官を遷し級を襲ねば、則ち官職大にして愈ゝ治まらん。夫れ爵祿大にして官職治まるは、王の道なり。

磐石千里なるも、富めりと謂ふ可からず、(二)象人百萬なるも、彊しと謂ふ可からず。石大ならざるに非ず、數衆からざるに非ざるなり。而も富彊と謂ふ可からざるは、磐石は粟を生ぜず、象人は敵を拒がしむ可からざれば也。今(三)商官技藝の士、亦耕さずして食ふ。是れ地の墾せざること、磐石と(四)一貫なり。儒俠、軍勞毋くして顯にして榮なるは、則ち民、使はざると、象人と事を同じくする也。夫れ磐石・象人を禍とするを知りて、商官儒俠の・墾せざるの地・使はれざるの民たるを禍とするを知らざるは、事類を知らざる者なり。

故に敵國の君王は、吾が義を說ぶと雖も、(五)吾れ入貢して臣たらしめず。(六)關內の侯は、吾が行を非ると雖も、吾れ必ず(七)禽を執りて朝せしむ。是の故に力多ければ則ち人朝し、力寡ければ則ち人に

【一】明主、能に因りて授け功に因りて用ふれば也。
【二】象人は偶人なり、人形なり。
【三】商官は商賈の貨を納れて官を得し者。
【四】一貫は一理なり。
【五】吾れ之をして入貢して臣たらしむること能はず。
【六】威は以て人を服するに足るを云ふ。
【七】禽は贄なり。

以て非となして、而も其端を息めず。是として而も用ひず、非として而も息めざるは、亂亡の道なり。

澹臺子羽は君子の容なり、仲尼(一)幾して之を取る、與に處ること久しくして、行ひ其貌に稱はず。宰予の辭は雅にして文なり、仲尼幾して之を取る、與に處ること久しくして、智其辯に充たず。故に孔子曰く、『容を以て人を取らんか、之を子羽に失す、言を以て人を取らんか、之を宰予に失す』と。故に仲尼の智を以てして、而も實を失ふの聲あり。今の新辯は宰予よりも濫にして、而も世主の聽は、仲尼よりも眩ふ。其言を悅ぶが爲めに、因りて其身を任ぜば、則ち焉んぞ失するなきを得んや。是を以て魏は孟卯の辯に任じて、(二)華下の患あり。趙は(三)馬服の辯に任じて、長平の禍あり。此二者は辯に任ずるの失なり。

夫れ(四)鍛錫を視て(五)青黃を察するのみならば、(六)區冶も以て(七)劍を必すること能はず、水に鵠鴈を撃ち、陸に駒馬を斷たば、則ち臧獲も鈍利を疑はざらん。齒吻を發き、(八)形容を相するのみならば、伯樂も以て馬を必すること能はず、車を授け駕に就けて、(九)其末塗を觀ば、則ち臧獲も駑良を疑はざらん。容服を觀、辭

【一】幾は期待する也。あてにする也。
【二】秦將白起、魏軍を華陽の下に撃つ、孟卯走る。
【三】白起、趙將趙括即ち馬服君を長平に破る。
【四】劍を作るに錫を雜へて鍛ふ、故にいふ。鍛は原本には鍜に作る、今之を正す。
【五】青黃は色をいふ。
【六】趙の名工。
【七】劍の利鈍を必ず決すること能はず。
【八】原本には相の字なし。今一本によりて之を補ふ。
【九】末塗は末路なり、某處より某處に至る馳逐の決勝點をいふ。

上、物を輕んじ生を重んずるの士を尊貴して、而して民の（一二）死を出して上の事に殉するを重んずることを索めんとすとも、得可からざらん。書策を藏し、談論に習ひ、（一三）徒役を聚め、文學を服して議說せんか。世主必ず從ひて之を禮して曰はん、『賢士を敬するは先王の道なり』と。夫れ（一四）吏の稅する所は、耕者なり、而して上の養ふ所は、學士なり。耕者には則ち稅を重くし、學士には則ち賞を多くし、而して民の疾作して言談少からんことを索むとも、得可からざらん。

（一五）節を立て名を參て操を執りて侵されず、（一六）怨言、耳に過ぐれば、必ず之に隨ふに劍を以てせんか。世主、必ず從ひて之を禮し、以て（一七）自好の士と爲さん。夫れ首を斬るの勞は賞せられずして、而も家鬪の勇は尊顯せられ、而して民の疾く戰ひ、敵を距ぎて私鬪する無からんことを索むとも、得可からざらん。國平なれば則ち儒俠を養ひ、難至れば則ち介士を用ふ。養ふ所の者は用ふる所に非ず、用ふる所の者は養ふ所に非ず。此れ亂るゝ所以なり。且つ夫れ人主の學に聽くや、若し其言を是とせば、宜しく之を布きて其身を官用すべし。若し其言を非とせば、宜しく其身を去りて（一八）其端を息むべし。今以て是となして、而も官に布かず、

【一二】死を出すは、死力を出す也。
【一三】徒役は弟子なり。
【一四】國の賦稅は耕に出づるをいふ。
【一五】名は原本には明に作る。今之を正す。參は立つる也。節を立て名を參つとは、名節を勵む也。
【一六】怨あれば必ず報ゆ。
【一七】自好とは、自ら喜んで修飾する也。
【一八】其端は其弊の端緒。

夫れ冰炭は器を同じくして久しからず、寒暑は時を兼ねて至らず、雜反の學は、兩立して治まらず。」今、雜學を兼聽し、同異の辭を繆行す、安んぞ亂るゝなきを得んや。聽行此の如し、其の人を治むるに於ける、又必ず然らん。

今世の學士、治を語る者、多く曰く、『貧窮(ノ者)に地を與へて、以て資無きを實たせ』と。今夫れ人と（七）相等しく、（八）豐年旁入の利無くして、而も獨り以て完給する者は、力むるにあらざれば則ち儉なるなり。人と相等しく、饑饉疾疚禍罪の殃無くして、而も獨り以て貧窮なる者は、侈にあらざれば則ち墮るなり。侈りて墮る者は貧くして、力めて儉なる者は富む。今、上、富人に徵斂して、以て貧家に布施するは、是れ力儉に奪ひて、侈墮に與ふるなり。而して民の（九）疾作して用を節せんを索めんと欲するも、得可からざらん。

今此に人有り、義、危城に入らず、軍旅に處らず、天下の大利を以て其脛の一毛にだも易へざらんか。世主必ず從ひて之を禮し、其智を貴びて、其行を高しとし、以て物を輕んじ生を生んずるの士と爲さん。夫れ上の、良田大宅を陳し、爵祿を設くる（一〇）所以は、（一一）民の死命に易ふる所以なり。今

【七】相等しとは、其の所有の田畝の多少財產の多寡人と同じき也。等は原本には齊に作る、今一本に從ふ。

【八】豐年の利とは收穫の多きをいふ、旁入の利とは副產の利をいふ。

【九】疾作は業に勵むを云ふ。

【一〇】所以は術なり。

【一一】貴富の賞を以て民の死を募るなり。

墨子の葬むるや、(一六)冬日は冬服し、夏日は夏服し、桐棺三寸、喪に服すること三月、(一七)世主以て儉と爲して之を禮す。儒者は(一八)家を破りて葬り、喪に服すること三年、(一九)大毀、杖に扶けらる。世主以て孝と爲して之を禮す。夫れ墨子の儉を是とするは、將さに孔子の(二〇)侈を非とせんとするなり、孔子の孝を是とするは、將さに墨子の戾を非とせんとするなり。今、孝戾侈儉、倶に儒墨に在りて、而も上(二一)之を兼ね禮す。

(一)漆雕の(二)議は、(人之ヲ犯スモ)色撓まず、(目ヲ刺スモ)目逃かず、(己レノ)行、曲なれば則ち(三)臧獲をも違け、行、直ければ則ち(四)諸侯にも怒る。世主、以て廉と爲して之を禮す。(五)宋榮子の議は、鬪爭せざるを說び、(六)仇に隨はざるを取り、囹圄を羞ぢず、侮らるゝも辱とせず。世主以て寬と爲して之を禮す。夫れ漆雕の廉を是とするは、將に宋榮の恕を非とせんとするなり、宋榮の寬を是とするは、將に漆雕の暴を非とせんとするなり。今、寬廉恕暴、倶に二子に在りて、人主兼ねて之を禮す。愚誣の學・雜反の辭爭うてより、而して人主倶に之を聽く、故に海內の士、言に定術無く、行に常儀無し。

【一六】墨者は、勤儉を尙ぶに過ぐ。三月は當に三日に作るべし。
【一七】世主は、原本には世に作る。今之を正す。
【一八】儒は禮を重ずるに過ぐ。
【一九】悲哀の極、身體大に瘦毀して、杖に助けらる。
【二〇】侈は、禮に煩縟なるをいふ。
【二一】相反する者を、兼ね禮する也。
【一】漆雕は漆雕開。
【二】議は持論なり。
【三】奴僕の卑きにも讓る。
【四】諸侯の尊も憚らず。
【五】宋榮子は宋人宋鈃。
【六】仇に隨はずとは、仇に追隨して、恨を報ぜんとすることなき也。

墨翟なり。孔子の死せしより、(四)子張の儒あり、(五)子思の儒あり、(六)顔氏の儒あり、(七)孟氏の儒あり、(八)漆雕氏の儒あり、(九)仲梁氏の儒あり、(一〇)孫氏の儒あり、(一一)樂正子の儒あり。墨子の死せしより、(一二)相里氏の墨あり、(一三)相夫氏の墨あり、(一四)鄧陵氏の墨あり。故に孔墨の後、儒分れて八と爲り、墨離れて三と爲る。取舍相反して同じからず、而も皆自ら眞の孔墨と謂ふ。孔墨復た生かす可からず、將た誰にか後世の學を定めしめんや。孔子・墨子、倶に堯舜を道ひて、而も取舍同じからず、皆自ら眞の堯舜と謂ふ。堯舜復た生きず、將た誰れにか儒墨の誠を定めしめんや。殷周は七百餘歳、虞夏は二千餘歳にして、而も儒墨の眞を定むること能はず。今乃ち堯舜の道を三千歳の前に審にせんと欲す。意ふに其れ必す可からざらんか。參驗無くして之を必する者は愚なり、必すること能はずして之に據る者は誣なり。故に明に先王に據り、必ず堯舜を定むる者は、愚に非ざれば則ち誣なり。愚誣の學、(一五)雜反の行は、明主は受けざるなり。

【四】子張は陳人、顓孫師。
【五】子思は名は伋、孔子の孫。
【六】顔子は魯人、顔回、字は子淵、孔子の高弟。
【七】孟子は名は軻、字は子車、鄒人、子思の弟子。
【八】漆雕氏は孔子の弟子、漆雕開。
【九】仲梁氏は魯の人、六國の時に當る。
【一〇】孫氏は一本には公孫氏に作る。孟子の弟子公孫丑ならんか。
【一一】孟子の弟子。
【一二】相里氏は相里勤なり。
【一三】相夫氏は胡非氏の誤ならんか。相は一本には祖に作る。夫は高續の古子略、焦弱侯の國史經籍史には芬に作る。
【一四】南方の墨者。莊子に見ゆ。
【一五】或は半は堯舜に法り、半は他術を雜へ、或は全く堯舜に反するもの。

士寡くして、(一三)高價の民多し。

是の故に亂國の俗は、其の學者は則ち　(一四)先王の道を稱して以て仁義を藉り、容服を盛にして辯說を飾り、以て當世の法を疑はしめて、人主の心を貳にす。其の古を言ふ者は、(一五)爲設詐稱して、(一六)外力を借り、以て其私を成して、社稷の利を遺る。其の劍を帶ぶる者は、徒屬を聚め、節操を立て、以て其名を顯はして、(一七)五官の禁を犯す。其近御は、私門に積み、貨賂を盡して、重人の謁を用ひ、汗馬の勞を退く。其の商工の民は、(一八)苦窳の器を修治し、(一九)沸靡の財を聚め、蓄積、時を待ちて、而も農夫の利を(二〇)侔る。此五者は、邦の(二一)蠹なり。人主、此五蠹の民を除かず、耿介の士を養はずんば、則ち海內に、破亡の國・削滅の朝ありと雖も、亦怪むこと勿けん。

(一)顯學第四十八

世の(二)顯學は、儒墨なり。儒の(三)至れる所は孔丘なり、墨の至れる所は

【一三】 爵を買ふものを言ふ。一說に曰く、高價は當に商賈に作るべしと。從ふべきに似たり。

【一四】 徒に古を偁ばしむ。

【一五】 爲は僞と通ず。一本には僞に作る。

【一六】 外國の力。

【一七】 司徒、司馬、司空、司士、司寇。

【一八】 無用の器を作る。

【一九】 奢侈のこと。

【二〇】 侔は牟と通ず、貪り取る也。

【二一】 木を蝕する蟲。

【一】 此篇、儒墨の徒、上古を稱し仁義を唱ふるも、世に益すること少なきを論ず。

【二】 顯學は學を以て世に顯れたるもの。

【三】 至は至極なり。

れば、則ち亡、振ふ可からざるなり。

民の（一）故計は、皆安利に就き、皆危窮を避く。今（二）之が爲めに攻戰して、進めば則ち敵に死し、退けば則ち誅に死す、則ち危きなり。私家の事を棄てゝ、汗馬の勞を必とし、家（之ガ爲メニ）困みて上（其功ヲ）論ぜず、則ち窮するなり。窮危の在る所、民安んぞ避くる勿きを得んや。故に（三）私門に事へて、（四）解舍を完うす。解舍完ければ則ち戰に遠ざかる。戰に遠ざかれば則ち安し。貨賂を行ひて（五）當塗に襲る者は則ち（六）求め得可し、求め得らるれば則ち（七）私安し。私安きは則ち利の在る所なり。安んぞ就く勿きを得んや。是を以て公民少くして私人衆し。

夫れ明王の治國の政は、其商工游食の民をして少なくして、名卑くして以て寡からしめ、（八）本務に趣きて（九）末作を外にせしむ。今世は、近習の請行はるれば、則ち官爵買ふ可し。官爵買ふ可ければ、則ち商工も卑しからざるなり。（一〇）姦財貨賈、市に用ひらるゝを得れば、則ち商人少からず。（一一）聚斂、農に倍して、而も耕戰の士を貴ばざれば、則ち（一二）耿介の

【一】故は固と通ず、故計は固計なり、常計といふが如し。
【二】之は國をさす。
【三】權門に事ふる也。
【四】解舍は徭役を免ぜらるゝ也
【五】當路者。
【六】己が求むる所の事、得らるべし。
【七】私は私家。
【八】本務は農耕なり。
【九】末作は商工なり。外は原本には趣に作るは誤なり。今一本に從ふ。
【一〇】姦曲を爲して獲たる財や唯に財貨ある富商。
【一一】民に收斂すると多き也。一説に曰く、「農に倍して」當に「農に倖りて」に作るべしと。是なるに似たり。
【一二】意志の堅固にして守りあるもの。

まれるなり。今、法術を內に行はずして、(一八)智を外に事とするも、則ち治彊に至らじ。鄙諺に曰く、『長袖善く舞ひ、多錢善く賈ふ』と、此れ多資の(一九)工を爲し易きを言ふなり。故に治彊は謀を爲し易く、弱亂は計を爲し難し。故に秦に用ひらるゝ者は、十變して謀、失ふこと希なり、燕に用ひらるゝ者は、一變して謀、得ること希なり。秦に用ひらるゝ者必ず智にして、燕に用ひらるゝ者必ず愚なるにはあらず。(二〇)蓋し治亂の資異なればなり。

故に(二一)周は秦を去りて從を爲し、期年にして擧げられ、(二二)衞は魏を離れて衡を爲し、半歲にして亡べり。是れ周は從に滅び、衞は衡に亡びしなり。周衞をして其從衡の計を緩くして、其境內の治を嚴にし、其法禁を明にし、其賞罰を必し、其智力を盡くして、以て(二三)其積を多くし、其民の死を致して、以て其城守を堅くせしめば、天下、其地を得るも則ち其利少く、其國を攻むるも、則ち其傷ふこと大なれば、萬乘の國、敢て自ら堅城の下に頓れて、(二四)強敵をして其弊を裁らしむること莫けん。此れ必ず亡びざるの術なり。必ず亡びざるの術を舍てゝ、必ず滅ぶるの事に道るは、國を治むる者の過なり。智、內に困みて、政、外に亂る

(一八) 智を外に事とすとは、合從連衡の如きを云ふ。
(一九) 工は巧なり。
(二〇) 秦は治まりて強し、故に謀れば必ず得、燕は亂れて弱し、故に計る所常に失ふ。
(二一) 周の赧王、諸侯の兵を將ゐて秦を攻む、秦の昭王怒りて西周を攻む、西周の君盡く其地を獻ず。
(二二) 衞もと魏に屬す。
(二三) 米粟の蓄積。
(二四) 強敵をして其疲弊に乘ぜしむるが如きことを爲すを敢てせざらん。

小を救ひて從を爲すも、未だ其利を見ずして、地を亡ひ軍を敗らん。是の故に彊に事ふれば、則ち(游說ノ士ハ)(一〇)外權を以て、官を內に市し、小を救へば則ち(一一)內重を以て、利を(一二)外に求む。國の利未だ立たざるに、封土厚祿至る。主上卑しと雖も、人臣尊く、國地削らると雖も、私家富み、事成れば則ち(彼等)權を以て長く重んぜられ、事敗るれば則ち富を以て退き處る。人主の(一三)其聽說に於けるや、其臣に於て、事未だ成らざるに、則ち爵祿已に尊く、事敗るゝも誅せられずば、則ち游說の士、孰れか(一四)矰繳の說を用ひて、其後に徼倖するを爲さざらん。

故に國を亡ひ主を亡すは、言談者の浮說を聽くを以てなり。此れ其故何ぞや、是れ人君、公私の利に明かならず、當否の言を察せずして、誅罰、其後に必せざればなり。皆曰く、『(一五)外を事とすれば、大は以て王たる可し、小は以て安かる可し』と。夫れ王者は能く人を攻むる者なり、而も安ければ則ち攻む可からざるなり、(一六)彊者は能く人を攻むる者なり、而も治まれば則ち攻む可からざるなり。(一七)治彊は、外に責む可からず。內政の脩

【一〇】外權は外國の權。
【一一】內重は自國の重勢。
【一二】外は外國なり。
【一三】「其聽說に於けるや」は一本には「說を其臣に聽くや」に作り、「其臣に於て」の一句無し、是なるに似たり。
【一四】矰繳は弋射、絲を矢に繫ぎてくるみとる獵具。虛言以て利を射るを言ふ。
【一五】從衡者は、皆、內其政を脩めずして、徒に外事を事として曰く、是の如くせば、則ち大は以て王たる可く、小は以て安かる可しと。
【一六】彊者の者は、原本には則に作る、今一本に從ふ。
【一七】治強の術は、己に在り、外に求むる所以にあらざるなり。

つ、亦殆からずや。故に群臣の・外事を言ふ者、(二)從衡の黨に分あるに非ざれば、則ち仇讎の患ありて、力を(三)國に借るなり。從は(四)衆弱を合せて、以て(五)一彊を攻むるなり、而して衡は一彊に事へて、以て衆弱を攻むるなり、皆國を(六)持する所以に非ざるなり。今、人臣の・衡を言ふ者、皆曰く『大に事へずば、則ち敵に遇ひ禍を受けん』と。(然レドモ)大に事ふる未だ必ずしも實あらざれば、則ち(七)圖を擧げて地を委し、璽を致して兵を請ふ。圖を獻ずれば則ち地削られ、璽を效せば則ち名卑し。地削らるれば則ち國(八)危く、名卑しければ則ち政亂る。大に事へ衡を爲すも、未だ其の利を見ずして、而かも地を亡ひ政を亂る。人臣の從を言ふ者、皆曰く、『小を救ひて大を伐たずば、則ち天下を失はん、天下を失はば、則ち國危く、國危くば主卑しからん』と。(然レドモ)小を救ふ未だ必ずしも實あらざれば、則ち兵を起して大に敵す。小を救ふも未だ必ずしも能く(小ヲ)存せずして、而して(九)大と交るには未だ必ずしも疏あらずんばあらず、疏あらば則ち彊國の爲めに制せられん。兵を出せば則ち軍敗れ、退きて守れば則ち城拔かる。

【二】或は合從に黨し、或は連衡に黨し、各〻其分あり、若し然るに非ずんば、己が仇讎に報ゆるが爲めの故に、其力を借る也。

【三】國は外國をいふ。

【四】弱は原本には强に作る。今之を正す。

【五】一彊は秦をさす。

【六】持は維持する也。

【七】圖は版圖なり。圖を擧げ璽を效すは、即ち大に事ふるの實也。

【八】危は原本には削に作る。今一本に從ふ。

【九】大は一本には多に作る。疏は隙をいふ、交る所多ければ自から隙を生じ易し。王渭曰く、「大に交はる」は當に「大に敵する」に作るべしと。

を用ひて、其言を聽かず、其功を賞して、必ず無用を禁ず。故に民、死力を盡して、以て其上に從ふ。夫れ耕の力を用ふるや勞す、而も民、之を爲すは、曰く、以て富を得可ければなり。戰ひの事たるや危し、而も民之を爲すは、曰く、以て貴を得可ければなり。今、文學を修め、言談を習へば、則ち耕すの勞無くして、而も富むの實あり、戰ふの危無くして、而も貴きの尊あり、則ち人孰れか爲さゞらん。是を以て、(二八)百人、智を事として、一人、力を用ふ。智を事とする者衆ければ、則ち法敗れ、力を用ふる者寡ければ、則ち國貧し、此れ世の亂るゝ所以なり。故に明主の國には、(二九)書簡の文無く、法を以て敎と爲す。先王の語無く、吏を以て師と爲す、(三〇)私劍の捍無く、首を斬るを以て勇と爲す。是を(三一)以て境內の民、其言談の者は、必ず法に軌し、動作の者は、之を功に歸し、勇を爲す者は、之を軍に盡くす。是の故に、事無ければ則ち國富み、事有れば、則ち兵彊し。此れ之を(三二)王資と謂ふ。旣に王資を畜へて、敵國の釁を承く。五帝に超え、三皇に侔しくする者は、必ず此法なり。

今は則ち然らず、士民は內に縱恣し、言談の者は勢を外に爲し、(一)外內、惡を稱り、以て彊敵を待

【二八】文學言談を事とする者は多くして、耕戰する者は少し。
【二九】書簡は書籍なり。
【三〇】私鬪の強悍無く、戰に臨みて敵の首を斬るを以て勇と爲す。捍は悍と通ず。
【三一】原本には以の字無し、今之を補ふ。
【三二】王資は、王者のもとで。
【一】外も內も共に惡にして、其勢殆んど相等し、故に惡を稱るといふ「外內惡を稱り」は一本には「外內、惡を稱へ」に作る。

りと雖も、敢て欺かざらん。奚ぞ欺かざるの士を待たんや。今、貞信の士は、十に盈たずして、境内の官は百を以て數ふ。必ず貞信の士に任ぜんとすれば、則ち人、官するに足らず。人、官するに足らざれば、則ち治むる者寡くして、亂る者衆し。故に明主の道は、法を一にして智を求めず、(二〇)術を固くして信を慕はず。故に法敗れずして、群臣、姦詐無し。

今、人主の言に於けるや、其辯を說びて、其(二一)當を求めず。其の(二二)行に於けるや、其(二三)聲を美として、其功を責めず。是を以て、天下の衆、其談言する者、務めて辯を爲して、(二四)用に周からず。故に先王を擧げ仁義を言ふ者、廷に盈ちて、政、亂るゝを免れず。身を行ふ者、(二五)高きを爲すを競ひて、功に合はず。故に智士退きて巖穴に處り、祿を歸るも受けずして、兵弱きを免れず、政、亂るゝを免れず。(兵弱キヲ免レズ政亂ルヽヲ免レザルハ)此れ其故何ぞや。民の譽むる所、上の禮する所、亂國の術なればなり。

今、境内の民、皆治を言ひ、(二六)商・管の法を藏する者、家ごとに之れ有りて、而も國愈〻貧しきは、耕を言ふ者衆くして、耒を執る者寡ければなり。境内、皆兵を言ひ、(二七)孫吳の書を藏する者、家ごとに之れ有りて、而も兵愈〻弱きは、戰を言ふ者多くして、甲を被る者少ければなり。故に明主は其力

【二一】當は、當る也。
【二二】原本には行の上に用の字あるは衍なり。
【二三】聲は名なり。
【二四】周用に適合せざる也。
【二五】行ふ所徒に高きも功を成さず。
【二六】商鞅管仲。
【二七】孫武吳起。

(二三)用ふる所は利とする所にあらず。是の故に事に服する者、其業を簡にし、而して游學の者日に衆し、是れ世の亂るゝ所以なり。

且つ世の所謂賢とは、貞信の行なり、所謂智とは、(二六)微妙の言なり、微妙の言は、上智の知り難き所なり。今、衆人の法を爲すに、上智の知り難き所を以てせば、則ち民從りて之を識る無し。故に糟糠にだも飽かざる者は、(二七)粱肉を務めず、短褐だに完からざる者は、文繡を待たず。夫れ治世の事は、急なる者得ざれば、則ち緩なる者は務むる所に非ざるなり。今、治むる所の政、民間の事、(二八)夫婦の明に知る所の者を用ひずして、上智の論を慕ふは、則ち其の治に於ける反せり。故に微妙の言は、民の務めに非ざるなり。

若し夫れ賢良貞信の行は、必ず將に欺かざるの士を貴ばんとす。(二九)欺かざるの士を貴ぶ者は、亦欺かれざるの術無ければなり。布衣相與に交るには、富貴の以て相利する無く、威勢の以て相懼れしむる無し。故に欺かざるの士を求む。今、人主は、人を制するの勢に處り、一國の厚きを有ち、重賞嚴誅、其柄を操るを得、以て明術の燭らす所を脩めば、田常・子罕の(如キ)臣あ

【二三】用ふる所とは、儒俠をいふ。
【二六】微妙とは、深く隱僻を求めて人の言はざる所を言ふものなり。
【二七】粱は米の美なるもの也。
【二八】夫婦は愚夫愚婦をいふ。
【二九】人を欺かざるの士を貴ぶは、己が人に欺かれざるの術無ければなり。
【三〇】人に欺かれざる術を愼み固くして、信人を慕はざるなり。

（五）必ず幾せられず。人主兼ねて匹夫の行を擧げて、而も社稷の福を致さんことを求む。古は蒼頡の（六）書を作るや、自ら（七）營む者之を私と謂ひ、（八）私に背く之を公と謂ふ。公私の相背くや、乃ち蒼頡固より以に之を知れり。今（公私ヲ）以て同利と爲すは、察せざるの患なり。然らば則ち匹夫の爲めに計れば、行義を脩めて文學に習ふに如くは莫し。行義脩れば則ち信ぜらる、信ぜらるれば則ち（九）事を受く。文學習へば則ち明師と爲る、明師と爲れば則ち顯榮なり、此れ匹夫の美なり。然らば則ち功無くして事を受け、爵無くして顯榮なり。（一〇）有政を爲すと此の如くば、則ち國必ず亂れ、主必ず危からん。故に相容れざるの事は兩立せざるなり。敵を斬る者賞を受けて、而も（マタ却テ）慈惠の行を高しとす。城を拔く者爵祿を受けて、而も廉愛の說を信ず。堅甲（一一）厲兵以て難に備へて、而も（一二）薦紳の飾を美とす。國を富ますには農を以てし、敵を距ぐには卒を恃みて、而も文學の士を貴び、上を敬ひ法を畏るゝ民を廢して、遊俠私劍の屬を養ふ。擧行此の如ければ、治彊（ヲ求ムルモ）得可からざる也。國平なれば儒俠を養ひ、難至れば（一三）介士を用ふ、（一四）利とする所は用ふる所にあらず、

【五】期せられざる也。
【六】書は文字なり。
【七】營は原本には環に作る。今一本に從ふ。
【八】古文、私はムに作る。公は八に从ひムに从ふ、八は背く意、卽ち公はムに背くなり。
【九】任用せらるるなり。
【一〇】有政の有は助字なり。有周・有湯の有の如し。
【一一】厲兵は兵を礪ぐ也。
【一二】搢紳に同じ、儒者などの服。
【一三】介士は介冑の士なり。
【一四】利とする所とは、介士をいふ。

儒は文を以て法を亂り、俠は武を以て禁を犯す、而るに人主之を兼ね(二八)禮するは、此れ亂るゝ所以なり。夫れ法を離るゝ者は罪せらる、而るに(二九)諸先生は文學を以て(三〇)取らる。禁を犯す者は誅せらる、而るに群俠は私劍を以て養はる。故に法の非とする所は、君の取る所、吏の誅する所は、上の養ふ所なり。(三一)法趣上下、四に相反して定まる所無し。十黃帝ありと雖も、治むること能はざるなり。故に仁義を行ふ者は、譽むる所に非ず、之を譽むれば則ち功を害す。文學に工なる者は、用ふる所に非ず、之を用ふれば則ち法を亂る。

(一)楚人に直躬といふものあり、其父、羊を竊めるを、(子ノ直躬)之を吏に謁ぐ。令尹曰く、(二)『之を殺せ』と。以爲らく、君に直にして、父に曲なりと、(三)報じて之を罪せり。是を以て之を觀れば、夫れ君の直臣は父の暴子なり。魯人、君に從ひて戰ふ、三たび戰ひて三たび北ぐ。仲尼、其故を問ふ。對へて曰く、『吾に老父あり、身死せば之を養ふもの莫けん』と。仲尼以て孝と爲し、擧げて之を(位ニ)上せり。是を以て之を觀れば、夫れ父の孝子は、君の(四)背臣なり。故に令尹誅して、楚姦、上聞せず、仲尼賞して、魯民、降北を易んず。上下の利是の若く其れ異なり。而るに

【二八】禮は禮遇なり。
【二九】諸先生は儒をいふ。
【三〇】君に用ひらる。
【三一】趣は當に取に作るべし。法とは、法の非とする所をいふ。取とは君の取る所をいふ。上とは上の養ふ所をいふ。下とは吏の誅する所をいふ。
【一】人は原本には之に作る、今一本に從ふ。
【二】之は直躬をさす。
【三】報は罪を論ずる也。一說に曰はく、報は當に執に作るべしと。
【四】背は當に北に作るべし。

賞を施すに(時ヲ)遷さず、誅を行ふに赦す無く、(二〇)譽は其賞を輔け、毀りは其罰に隨へば、則ち賢不肖俱に其力を盡くす。

今は則ち然らず、其の功あるを(二一)以て之に爵するも、而も(民ハ)其(二二)士官を卑しとし、其の耕作するを以て之を賞するも、而も其稼業を少とし、(隱逸ノ士)(二三)收めざるを以て之を外にするも、而も其世を輕んずるを高しとし、(俠勇ノ徒)其禁を犯すを以て之を罪するも、而も其の勇あるを多とす。毀譽賞罰の加ふる所の者、相與に悖繆するなり。故に法禁壞れて民愈〻亂る。今、兄弟(人ニ)侵さるれば必ず(相助ケテ其人ヲ)攻むる者は(二四)廉なり、知友辱めらるれば隨ひて(辱メシ者ヲ)仇とする者は貞なり。廉貞の行成りて、(二五)君上の法犯さる。人主、貞廉の行を尊びて、禁を犯すの罪を忘る、故に民、勇に(二六)逞しくして吏(之ニ)勝つこと能はざるなり。力を事とせずして衣食すれば、則ち之を能と謂ひ、(二七)戰攻せずして尊ければ、則ち之を賢と謂ふ。賢能の行成りて、兵弱くして地荒る。人主、賢能の行を說びて、兵弱く地荒るゝの禍を忘るれば、則ち私行立ちて公利滅ぶ。

【二〇】賞罰する所謬らざれば、譽毀必ず之に隨ふ。
【二一】原本には以の字無し。今一本に從ふ。
【二二】士官は仕官なり。
【二三】收めずとは、賦稅を上に納れざるなり。
【二四】世、之を廉隅あるの人と謂ふ。
【二五】相攻め相仇とするは、即ち法を輕んずる也。
【二六】逞は原本には程に作る、今一本に從ふ。
【二七】戰攻は原本には戰功に作る、今一本に從ふ。

此れ必ず得られざるの數なり。

今、(一二)不才の子あり、父母之を怒れども、(子)爲めに改めず、鄕人之を譙むれども、爲めに動かず、師長之を敎ふれども、爲めに變ぜず。夫れ父母の愛、鄕人の行、師長の智を以てし、三美焉に加ふるも、終に動かず、(一三)其脛毛も改めざれど、州部の吏、官兵を操り、公法を推して、姦人を求索すれば、然る後恐懼し、其節を變じ、其行を易ふ。故に父母の愛も以て子を敎ふるに足らず、必ず州部の嚴刑を待つは、民は固より(一四)愛に驕り威に聽けばなり。故に十仞の城、(一五)樓季も踰ゆる能はざるは峭しければなり、千仞の山、(一六)跛牂も牧し易きは夷かなればなり。故に明王は其法を峭しくして、其刑を嚴にするなり。布帛は(一七)尋常なるも、庸人釋てず、(一八)鑠金は百鎰なるも盜跖掇はず、必ず害せざれば、則ち尋常を釋てず、必ず害すれば則ち手に百鎰を掇はず。故に明主は其誅を必するなり。是を以て、賞は厚くして信にし、民をして之を利とせしむるに如くは莫く、罰は重くして必し、民をして之を畏れしむるに如くは莫く、法は(一九)一にして固く、民をして之を知らしむるに如くは莫し。故に主、

【一二】不才は不肖なり。
【一三】一毫も改めざる也。
【一四】愛には怖るゝことなし。
【一五】魏の文侯の弟、輕捷なる人。
【一六】びつこの牝羊。牂は牝羊なり。
【一七】尋は八尺、常は其倍。
【一八】鑠金は火に鑠かして錬りたる金、美金なり。美金百鎰は、其利甚だ大なれども、之を掇ひ取るときは刑せらるゝを知るが故に、盜賊と雖も掇ひ取らざる也。
【一九】一定して常ある也。

ずんばあらざれば、則ち民奚遽ぞ治まらんや。且つ夫れ法を以て刑を行ひて、君之が爲めに流涕するは、此れ以て仁を效すなり、以て治を爲すに非ざるなり。夫れ泣を垂れて刑を欲せざるは、仁なり、然れども刑せざる可からざるは、法なり。先王も其法を勝たしめて、(七)其泣に聽かず、則ち仁の以て治を爲すべからざること亦明かなり。

且つ民は固より勢に服す、能く義に懷くもの寡し。仲尼は天下の聖人なり、行を修め道を明にして、以て海內に游ぶ。海內、其仁を說び其義を美とす、而れども(八)服役を爲す者(僅)七十人。蓋し仁を貴ぶ者は寡く、義を能くする者は(得)難きなり。故に天下の大を以てして、而も服役を爲す者七十人にして、仁義を爲す者は一人なり。魯の哀公は(九)下主なり、南面して國に君たれば、境內の民、敢て臣たらざる莫し。民は固より勢に服す、勢は誠に以て人を服し易し。故に仲尼反りて臣と爲りて、哀公顧りて君と爲れり。仲尼は、其義に懷けるに非ず、其勢に服せるなり。故に義を以てすれば、則ち仲尼も哀公に服せず、勢に乘ずれば則ち哀公も仲尼を臣とす。今、學者の人主に說くや、(一〇)『必勝の勢に乘ぜずして、務めて仁義を行へば、則ち以て王たる可し』といふ。是れ人主の必ず仲尼に及ばんことを求めて、世の凡民を以て(一一)皆列徒の如くせんとするなり。

【七】其泣に從はず。
【八】服役は、服從する也。
【九】下主は凡庸の主なり。
【一〇】必勝の勢とは、賞罰の柄をいふ。
【一一】列徒は七十子なり。

をして（六）之を說かしむ。齊人曰く、『子の言は、辯ならざるに非ざるなり、吾が欲する所の者は、土地なり、斯の言の謂ふ所に非ざるなり』と。遂に兵を擧げて魯を伐ち、（七）門を去ること十里、以て界と爲せり。故に偃王は仁義にして徐亡び、子貢は辯智にして魯、削らる。是を以て之を言へば、夫れ仁義辯智は、國を持する所以に非ざるなり。偃王の仁を去り、子貢の智を息め、徐·魯の力に循ひて、萬乘に敵せしめば、則ち齊·荊の欲、二國に行はるゝを得ざりしならん。

夫れ古今、俗を異にし、新故、備を異にす。如し寬緩の政を以て（一）急世の民を治めんと欲するは、猶ほ轡策無くして馯馬を御するがごとし、（二）此れ知らざるの患也。今、（三）儒·墨、皆稱す、『先王、天下を兼愛せしかば、則ち民を視ること父母の如かりき』と。何を以て其然るを明にする。（彼ノ徒）曰く『（四）司寇、刑を行ふとき、君之が爲めに（五）樂を擧げず、死刑の（六）報を聞きて、君爲めに流涕す』と。此れ先王を擧ぐる所なり。夫れ君臣を以て、父子の如くすれば則ち必ず治まると爲す。是を推して之を言へば、是れ（家ニ）亂父子無きなり。人の情性、父母よりも先きなるは莫し。（父母）皆愛を見せども、未だ必ずしも治まらざるなり、厚く愛すと雖も奚遽ぞ亂れざらん。今、先王の·民を愛すること、父母の·子を愛するに過ぎず。子未だ必ずしも亂れ

【六】之は齊人をさす。
【七】門は魯の城門なり。
【一】亂世。
【二】時の急務を知らざるの患なり。
【三】儒者、墨者。
【四】刑を掌どる官。
【五】樂は音樂なり。
【六】報は罪を論定すること。

も（民之ヲ）慈と爲さず、誅嚴なるも戾となさず、（三三）俗に稱ひて行へばなり。故に（三四）事は世に因り、（三五）備は事に適ふ。

古は（一）文王、豐鎬の間に處り、地方百里、仁義を行ひて西戎を懷け、遂に天下に王たり。徐の偃王は漢東に處り、地方五百里、仁義を行ふ。地を割いて朝する者、三十有六國。荊の文王、其の己れを害せんことを恐れ、兵を擧げて徐を伐ち、遂に之れを滅せり。故に文王は仁義を行ひて天下に王たり。偃王は仁義を行ひて其國を喪へり。是れ仁義は古に用ひられて、今に用ひられざるなり。故に曰く、世異なれば則ち事異なりと。

舜の時に當り、有苗服せず、禹、將に之を伐たんとす。舜曰く『不可なり、上、德厚からずして武を行ふは、道に非ざるなり』と。乃ち敎を修むること三年、（二）干戚を執りて舞ふ、有苗乃ち服せり。（三）共工の戰、（四）鐵銛の（五）距は敵に及び、鎧甲堅からざる者は、體を傷る。是れ干戚は、古に用ひられて今に用ひられざるなり。故に曰く、事、異なれば則ち備變ずと。

上古は道德に競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣力を爭ふ。齊、將さに魯を攻めんとす、魯、子貢

【三三】俗は當時の俗。
【三四】時異なれば事異なる也。
【三五】事異なれば備も亦異也。
【一】文王は原本には大王に作る、今之を正す。豐と鎬とは地の名なり。
【二】干は、たて。戚は、をの。舞樂に用ふるもの。
【三】堯、共工を幽州に誅す。
【四】鐵にて作りたる「やす」。又は「もり」。
【五】距は鉅に通ず、剛鐵を施せるもの。

(二一)臣虜の勞と雖も、此よりも苦しからず。是を以て之を言へば、夫れ古の天下を讓る者は、(二二)是れ監門の養を去りて、臣虜の勞を離るゝなり。故に天下を傳ふるも多とするに足らざるなり。今の縣令は、一日身死するも、子孫、累世(二三)駕を絜ぐ、故に人之を重んず。是を以て、人の讓りに於けるや、古の天子を辭するを輕んじ、今の縣令を去るを難しとするものは、薄厚の實、異なればなり。

夫れ山に居て谷に(水)(ヲ)汲む者は、(二四)膢臘に相遺くるに水を以てす、澤に居て水に苦む者は、(二五)庸を買ひて竇を決す。故に饑歲の春は、幼弟にも(二六)饟せず、(二七)穰歲の秋は、(二八)疏客にも必ず食はしむ。骨肉を疏んじて(二九)過客を愛するに非ざるなり、多少の實、異なればなり。是を以て、古の財を易んずるは、仁に非ざるなり、財多ければなり。今の爭奪は、鄙に非ざるなり、財寡ければなり、輕く天子を辭するは、高きに非ざるなり、(三〇)勢薄ければなり、重く(三一)土槖を爭ふは、(三二)下なるに非ざるなり、權重ければなり。故に聖人は多少を議し、薄厚を論じて、之が政を爲す、故に罰薄き

【二一】臣虜は奴隸。
【二二】勞苦を他に嫁するものなるを云ふ。
【二三】富んで尊きをいふ。絜は繫ぐ也。絜は一本には係に作る。
【二四】膢は二月の祭の名、臘は十二月の祭の名。此時を以て水を遺りて禮物と爲す。水少ければなり。
【二五】庸は傭夫なり。竇は、水みち也。
【二六】饟は人に食はしむる也。
【二七】穰歲は豐年なり。
【二八】疏遠の客。
【二九】來訪の客。
【三〇】勢は利勢なり。
【三一】縣令の資財なり。
【三二】下は下劣なり。

とならん。是を以て聖人は(七)脩古を期せず、(八)常行に法らず、(九)世の事を論じ、因りて之が備を爲す。

宋人に田を耕す者あり、田中に(一〇)株あり、兎走りて株に觸れ、頸を折りて死す。因りて其耒を釋てゝ株を守り、復た兎を得んと冀へり。兎は復た得可からずして、身は、宋國の笑と爲れり。今、先王の政を以て當世の民を治めんと欲するは、皆株を守るの類なり。古は丈夫耕さずして、草木の實、食ふに足り、婦女織らずして、禽獸の皮、衣るに足り、(一一)力を事とせずして養足り、人民少くして(一二)財餘りあり、故に民爭はず。是を以て厚賞行はず、重罰用ひずして、而も民自ら治まる。今、(一三)人に五子あるも、多しと爲さず、子、又、五子あらば、大父未だ死せざるに、二十五孫あらん、是を以て人民衆くして貨財寡く、力勞して供養薄し、故に民爭ふ。賞を倍し罰を累ぬと雖も、而も亂を免れず。

堯の天下に王たるや、(一四)茅茨翦らず、(一五)采椽斲らず、(一六)糲粢の食、(一七)藜藿の羹、冬日は(一八)麑裘、夏日は葛衣、(一九)監門の服養と雖も、此よりも虧けず。禹の天下に王たるや、身、耒臿を執り、以て民の先を爲し、股に(二〇)胈なく、脛に毛を生ぜず、

【七】脩は長也、上古と云ふ如し。
【八】必ずしも則らず。
【九】世は當世をいふ。
【一〇】株は木の切りかぶ。
【一一】勞せずして食足る。
【一二】財は財物なり。
【一三】五子以上あるを常となす
【一四】かやぶきやねを切り揃へざるなり。
【一五】椽の木のたるき。
【一六】粗米のかゆ。
【一七】あかざ、まめのは。
【一八】鹿の兒の毛裘。
【一九】監門は門番。服養は奉養なり。
【二〇】膚の上の細毛。胈は原本には肢に作る、今之を正す。

卷の十九

(一)五蠹　第四十七

上古の世は、人民少くして禽獸衆し。人民、禽獸蟲蛇に勝たず、聖人作るありて、木を構へて巣を爲り、以て群害を避く。而して民之を悅び、天下に王たらしめ、號して有巣氏と曰ふ。（マ）民、(二)果蓏・蜯蛤・腥臊惡臭を食ひて、腹胃を傷害し、民、疾病多し。聖人作るありて、(三)燧を鑽りて火を取り以て腥臊を(四)化す。而して民之を說び、天下に王たらしめ、之を號して燧人氏と曰ふ。

中古の世、天下、大水あり、而して鯀・禹、瀆を決す。近古の世、桀・紂、暴亂なり、而して湯・武、征伐す。今(五)夏后氏の世に構木鑽燧する者あらば、必ず鯀・禹の笑とならん。殷・周の世に決瀆する者あらば、必ず湯・武の笑とならん。然らば則ち今、堯・舜・禹・湯・武の道を當今の世に美とする者あらば、必ず(六)新聖の笑

【一】此篇、國に生じ國を害する民五ありとて、木中に生ずる蠹なる蟲に喩へて之を論ぜしなり。

【二】果は木の實、蓏は草の實、蜯蛤は、はまぐり。腥は血なまぐさきもの、臊は乾きてなまぐさきもの、惡は色變じてくさきもの、臭は腐敗してくさきもの。

【三】燧は火を取る木也、木を鑽りて火を生ぜしむ。

【四】燻蒸して其形を化するなり。

【五】夏后氏は禹をいふ。

【六】後來の聖人。

〔一六〕類柄

【一六】類柄の名目は原本には章の前に在り　今之を正す。

(レソ)(三)民は制を以て上を畏れ、而して上は勢を以て下を卑む。故に下、肆に(四)狠觸して君を輕んずるの俗を榮とすれば、則ち主威分る。民は法を以て(五)上を犯すを難かり、上は法を以て(六)慈仁を撓む。故に下、(七)愛施を明にして、(八)賕紋の政を務む、是を以て法令隳れ、(人々)私行を尊びて、以て主の威に貳し、賕紋を行ひて以て法に(九)疑す。之を聽けば則ち治を亂り、聽かざれば則ち主を謗る。故に君、位に輕くして、法、官に亂る。此を之れ常無きの國と謂ふ。明主の道は、臣、行義を以て榮を成すを得ず、(一〇)家利を以て功を爲すを得ず、功名の生ずる所、必ず官法に出づ。法の外とする所は、(一一)難行ありと雖も、(一二)以て顯はれず、故に民、私名を以てするなし。(要スルニ)法度を設けて以て民を齊しくし、賞罰を信にして以て能を盡し、誹譽を明にして以て(一三)勸沮す。(一四)名號・賞罰・法令(一五)三隅す。故に大臣行ひ有れば則ち君を尊び、百姓功あれば則ち上を利す。此を之れ道有るの國と謂ふなり。

【三】民は法制の嚴なるを以て上を畏懼し、上は勢位の尊きを以て下を卑む。
【四】狠觸は敢て禁を犯すをいふ。
【五】上を畏るゝ也。
【六】下を卑む也。
【七】愛施は恩愛惠施なり。
【八】賕は財を以て法を枉ぐる也。紋は問と音通す、遺る也。賕紋の政とは賄賂公行するをいふ。賕紋は一本には賑給に作る、下同じ、是なるに似たり。字形相似たるが故に誤りしなるべし。
【九】疑は擬なり。
【一〇】家利は私家の利。
【一一】難行は、人の爲し難きの行をいふ。
【一二】名稱せられざる也。
【一三】善をすゝめ惡をとゞむる也。
【一四】名號は誹譽なり。
【一五】隅は適合する也。

も私せずして、其仇讐をも進めん。(サスレバ)勢は以て法を行ふに足り、(一一)奉は以て事を給するに足りて、(一二)私生ずる所無し、故に(一三)民は勞苦して官を輕んず。事に任ずる者、重きこと無く、(一四)其寵をして必ず爵に在らしめ。官に處る者私毋く、(一五)其利をして必ず祿に在らしむ。故に民、爵を尊びて祿を重んず。爵祿は賞する所以なり。民、賞する所以を重んずれば、則ち國治る。刑の(當ラズシテ)煩はしきは、名の(正シカラズシテ)謬ればなり。賞譽當らざれば、則ち民疑ふ。民の名を重んずると、其の賞を重んずるとは均し。賞する者に誹あらば、以て(他ヲ)勸むるに足らず、罰する者に譽あらば、以て禁ずるに足らじ。明主の道は、賞は必ず公利に出で、名は必ず上の爲めにするに在り。賞と譽と軌を同じくし、(一六)非と誅と倶に行はる、然らば則ち民、(一七)賞の内に榮なく、重罰ある者、必ず惡名あり。故に民、罰の禁ずる所以を畏るゝなり。民、禁ずる所以を畏るれば、則ち國治まる。

(一八)聽主

(八)(一)行義示さるれば則ち主威分る、(二)慈仁聽かるれば則ち法制毀る。

【一一】奉は俸なり、俸祿薄ければ、以て廉なる能はず、贍給すれば則ち私を營まず。
【一二】私は私曲なり。
【一三】前に言へる官重きの反對
【一四】其人を重んぜずして、君の爵を榮とす。
【一五】賄賂を求めざるをいふ。
【一六】非は誹と通ず。
【一七】賞を得て後始めて榮名あり。
【一八】聽主の目は原本には章の前に在り、今之を正す。
【一】上、賞を嚴せずして徒に行義を尊ぶときは、下、虛名を以て上を奸す、故に主の威分る。分るとは、半ば臣下に在るを謂ふ。
【二】治術に明ならずして、徒らに慈仁を以て請謁を聽くときは、赦多し、故に法制毀る。

諫むるや、(七)敗に君の取るなり。(八)上に副言して以て將然に設くる無し。今、(九)言を後に符して、以て設誠を知る。明主の道は、臣、(一〇)兩諫するを得ずして、(君)必ず(一一)其一に任じ、(臣)擅行するを得ずして、(君)(一二)必ず其參を合す。故に姦も進むに道無し。

(一三)參言

(七)(一)官の重さは法毋ければなり。(二)法の息むは、上、闇ければなり。上、闇くして度無ければ則ち官、擅に爲す。官、擅に爲す、故に(三)重きを奉じて(四)前無し。(五)重きを奉じて前無ければ則ち徵多し。徵多し、故に富む。官の富みて重きは、亂の生ずる所なり。明主の道は、(六)任を取り、(七)官を賢とし、(八)功(アル者)を賞す。(九)言程ありて主喜べば、倶に必ず利あり、(一〇)當らずして主怒れば、倶に必ず害あり。則ち人、父兄にだに

【七】敗は當に故に作るべし、衆人諫め、人主之を擇ぶ、彼れ進め此れ取り、上下、治を務む。
【八】上は猶ほ前のごとし、事前に預め某罪を犯せば、某の刑に處すといふことなし。
【九】前に言ひしことを以て、後事に符合せしめ、其當れるや否やを驗し、其誠なると僞なるとを知る。
【一〇】兩諫は兩端を設けて諫むる也。前言をして後言に悖らしむるを得ず。
【一一】一は前言をいふ。
【一二】前後相參驗する也。
【一三】參言の目は、原本、章の前に在り、今之を正す。

【一】亂國は官吏を重んじて法を輕んず。
【二】上明ならざれば則ち法行はれず。
【三】重きは、重權をいふ。
【四】此にすぐるものなし。
【五】主闇く吏重きときは、民を侵漁す。
【六】任は、能く事に任ずる者。
【七】能く官を守りて官事を曉る者を賢と爲して之を擧ぐ。
【八】功績あれば之を賞す。
【九】言、程に中るときは則ち賞し、主も亦喜悅す、是れ君臣皆利あるなり。
【一〇】言當らざるときは則ち罪し、主も亦慍怒す、是れ君臣皆害ある也。

たずんば、(一〇)其勢は下に資するなり。有道の主は、言を聽きて其用を督し、其功を課す、(一一)功、課して賞罰生ず、故に無用の辯、朝に留まらず。事に任ずる者、知以て職を治むるに足らざれば、則ち官を放ち(祿ヲ)收む。(一二)說大にして誇なれば端を窮む、故に(一三)姦得られて(其心)恐る。(其言)故無くして當らざるを誣と爲す、誣なれば臣を罪す。(一四)言必ず報あり、說必ず用を責む。故に(一五)朋黨の言、上聞せず。

凡そ聽の道、(一)人臣忠論して以て姦を聞し、博論して以て一を內る、(二)人主不智なれば、則ち姦、査を得。明主の道、(三)己れ喜べば則ち其納るる所を求め、己れ怒れば則ち其構ふる所を察し、(四)(喜怒)已に變ずるの後に論じて、以て毀譽公私の徵を得。(五)衆諫以て智を效すは、君をして自ら取らしめ、(臣)一に以て(六)罪を避けんとす、故に衆の

【一〇】人主愿怨して他言の集合を待つべし、然らざれば、其勢は皆下の爲に資となるのみ也

【一一】言の當否に因りて賞罰を爲す。

【一二】說大にして浮誇なるときは、事の端末を推窮して用を督し實を覈す。

【一三】姦情、知ることを得て、姦人の心恐る。恐は原本には怒に作る。今一本に從ふ。

【一四】言の當否に因りて賞罰の報あり。

【一五】姦邪の人も無實の言の行はれざるを知ればなり。

【一】忠誠の士、國の爲め君の爲め、其官長同僚を彈劾するは、實に已むを得ざるに出づ、故に人主たる者反覆熟慮して十に一二を納る。

【二】人主不智にして臣下の論議を忽にせば、姦邪の者反つて資を得ん。

【三】喜怒あれば臣の乘ぜんことを恐る。故に納ることの正邪を稽へて諂を防ぎ、構ふることの是非を案じて讒を防ぐ也。

【四】喜怒の情已に定りて平心に復して後也。

【五】衆諫は、衆說を雜陳する也。

【六】言はざれば則ち不言の責あり、故に羣臣將に一に以て其責を逃れんとす、故に稼むるなり。

ず、周密にして見はさず。故に(四)一を以て十を得るは下道なり、十を以て一を得るは上道なり。而も明主は(五)上下を兼ね行ふ。故に(六)姦失ふ所無し。(七)伍官連縣して鄰りす。過を謁ぐれば賞し、(八)過を失へば誅す、上の下に於ける、下の上に於けるも亦然り。是の故に上下貴賤相畏るに法を以てし、相誨ふるに和を以てす。民の性、生の實あり、生の名あり。君たる者、賢知の名あり。賞罰の實あり。名實倶に至る、故に福善必ず聞ゆ。

〔補〕(九)周密

（六）聽、參せざれば、則ち以て(一)下を責むる無し。言、(二)用を督せざれば、則ち邪說、(三)上を當ふ。(四)言の物たるや、多を以てすれば、然らざるの物をも信ず。十人(ノ言)には疑はしと云ひ、百人(ノ言)には(五)然るかとし、千人(ノ言)には(六)解くべからざる也。吶者之を言へば疑ひ、辯者之を言へば信ず。(七)姦の上を食むや、資を衆に取り信を辯に藉りて(八)類を以て其私を飾る。(九)人主鑿忿して合參を待

【四】一人の智を盡して數十人の姦を得て以て上に聞する者は下道なり。數十人の智に任じ一姦を知るを得る者は是れ上道なり。
【五】時に應じて上道をも下道をも行ふ。
【六】姦あるを見過ごすことなし。
【七】伍官は當に伍家の誤なるべし、五家より起り、連（二百家）縣（二千五百家）と相挨連す。
【八】過を失ふとは、過をつげざる也。

【九】經曰亡ぶ。今之を補ふ。
【一】下を責むる能はず。
【二】用は功也。實用なり。督は督責する也。
【三】上を蔽ふ。當は蔽ふ也。
【四】之を言ふ者衆ければ、實際然らざるの事なりと雖も、人猶ほ之を信ず。
【五】稍信ずる也。
【六】全く信ずる也。
【七】姦人、上を侵犯する也。
【八】類は黨類なり。
【九】鑿忿は實際は怒らざれども怒りし樣子をなす也。

べて以て未見に通じ、(二九)闕を作さしめて以て朋黨を散じ、(三〇)一を深くし以て衆心を警め、(三一)異を泄して以て其慮を易へしめ、(三二)似類は則ち其參を合し、(臣下)過を陳ぶれば則ち其(三三)固を明にし、(三四)罪を知り罪を辟けしめ以て威を止め、(三五)陰に使はし時に循り以て衷を省・(三六)漸く更へて以て通比を離す。(三七)下約して以て其上に侵り、(即チ)相室は其廷臣を約し、廷臣は其官屬を約し、兵士は其軍吏を約し、遣使は其(三八)行介を約し、縣吏は其(三九)辟吏を約し、郎中は其左右を約し、后姬は其宮媛を約す。此を之れ(四〇)條達の道と謂ふ。言通じ事泄るれば則ち術行はれず。

立道

(五)明主、其務は周密に在り。是を以て(若シ周密ナル能ハズシテ)喜び見はるれば則ち(一)德償ふ。怒り見はるれば則ち(二)威分る。故に明主の言は(三)隔塞して(他ニ)通ぜ

【二九】臣下をして、忿爭せしめて以て臣下の朋黨を散ず。

【三〇】一物を深く知れば、衆姦悚懼す。深は一本には探に作る、亦通ず。

【三一】奸人をして其黨に非ざる者あるを知らしめて以て其姦謀を禁ぜしむ。

【三二】類似して、知り難きことは、參合して知る。

【三三】固は固陋なり。

【三四】奸人をして專權の罪を知りて之を避けしむるときは、彼敢て威を爲す無からん。

【三五】陰に使を遣はし或は臨時に國內を巡行して群下の誠否を察す。

【三六】漸次に變易して以て交通阿比せる黨を離散す。

【三七】侵は浸と通ず、至るなり。下より漸次に上に至り、互に管束維持するをいふ。

【三八】行は使人なり、介は副なり。遣使は蓋し行介の長なり。

【三九】辟吏は縣令自ら召辟任用したる吏をいふ。

【四〇】條達は內外通達する也。

【一】臣下、君德を賣りて私恩をなす。

【二】臣、又君の威を賣る。

【三】甲の言、耳に入れば、之を乙に通じ泄らさず、乙の言、耳に入れば、之を中に通じ泄さず、甲乙の情は我皆之を知れども、彼は相知らず。

(一〇)言を參して以て其誠を知り、(一一)視を易へて以て(一二)其澤を攷へ、(一三)見を執りて(一四)其常を得。(一五)一用して以て近習を務めしめ、(一六)重言して以て遠使を懼し、(一七)往を擧げて以て其前を悉し、(一八)邇きに卽きて以て其内を知り(一九)置くことを疏んじ以て其外を知り、(二〇)明を握りて以て闇き所を問ひ、詭使して以て(二一)瀆泄を絕ち、(二二)倒言して以て疑ふ所を嘗み、(二三)反を論じて以て陰姦を得、(二四)諫を設けて以て獨爲を綱し、(二五)擧錯して以て姦動を觀、(二六)明說して以て過を避くるを誘ひ、(二七)卑適して以て直諂を觀、(二八)闇を宣

【一〇】兩言を合はせ聽きて、其實情を知る也。

【一一】人君、其の視る所を種々に易へて、臣下をして意度することを能はざらしむる也。

【一二】澤とは臣下固有の操守なり。擇と通ず。攷は原本には改に作る、今一本に從ふ。

【一三】己の見る所を固く執るなり。

【一四】守節あるや否やを見る。

【一五】一用は羣臣各々其職分を一定して相侵さゞること。

【一六】人を外國に遣はすに方りては、各々召し入れて、再三再四繰返し〳〵して囑託す。是は、使命を重んずるにあらず、かくすれば使臣に互に心中に疑を生じて姦を爲すことなからんとす。

【一七】往事を擧げて以て其前言を窮竅する也。

【一八】親暱する所に就きて其内情を探る也。

【一九】置く所の臣を親まずして以て其外姦を知る也。

【二〇】明とは我が明に知る所なり。明を握りて以て闇き所を問ふとは、韓の昭侯、一爪を握るの類なり。

【二一】泄は媟と通ず。瀆泄とは、けがしあなどる心をいふ。

【二二】倒言は、さかさまに言ふ也。

【二三】反を論ずとは、裏を言ふ也。

【二四】諫ずの官を設けて、羣臣專任の事を取りたゞす也。

【二五】或は擧げ或は錯きて奸僞の發動を伺ふ。

【二六】明說は禍福を明かにさとす也。過は禍なり。

【二七】己を卑くして人の意に順適し、以て言を進むる者の直なるか諂なるかを觀る。

【二八】聞く所を塞がずして以て隱微に通ず。

内に論じ、利を以て之を外に資く。是の故に國治まりて敵亂る。卽ち亂亡の道は、(一三)臣憎まるれば則ち外より起りて(君ノ目ヲ)眩するがごとく、(一四)臣愛せらるれば則ち内より起りて藥のごとし。

起亂

(四)參伍の道は (一)參を行ひて以て多きに謀り、伍を揆りて以て失を責む、(二)參を行へば必ず拆れ、伍を揆れば必ず(五)怒る。拆れざれば則ち(三)上を瀆り、怒らざれば則ち (四)相和す。之を徴(時ナル)に拆てば、以て(其徒黨ノ)多寡を知るに足り、之を前に怒らすれば、(五)其衆に及ばず。

觀聽の勢、其徴は(臣下ガ)比周すれば (六)異を賞し、(臣下ヲ) 誅罰すれば (七)同を罪するに在り。

(八)言は衆端を會して、必ず之を揆るに地を以てし、之を謀るに天を以てし、之を驗するに物を以てし、之を參するに人を以てす。四徴の者 (九)符して乃ち以て(其是非ヲ)觀る可し。

【一三】君に憎まるれば、則ち外國の權を以て其君を震眩するなり。

【一四】人臣、君に愛せらるれば、宴遊又は醉飽の時に乘じて、其利を行ふこと、猶ほ毒藥の腹中に入りて害を爲すがごとし。

【一】參して衆言を聽き、伍して臣功を稽ふ。

【二】參議の政を行ふときは、人人其意を陳べて、黨與分散す。

【三】上の權を媟瀆する也。

【四】附和雷同。

【五】和せざるが故に衆とならず。

【六】衆と異なるもの。

【七】人と雷同する者。

【八】多數の人の言ふ所を參驗し、之を義理(地)に照らし、天時に應ずるや否やを驗し、更に必然の物を以て證し、其言を參錯するに多人の議を以てす。

【九】符は符合する也。

(二六)其讎に與へよ。之を(二七)陰姦を除くと謂ふなり。繄を(二八)詭と曰ひ、詭を(二九)易と曰ふ。功を見て賞し、罪を見て罰すれば、詭乃ち止む。(三〇)是非(下二)泄れず、說諫(外二)通ぜざれば、易乃ち用ひず。父兄賢良(三一)播出するを遊禍と曰ひ、其患は(三二)鄰敵資多し。(三三)僇辱の人近習たるを狎賊と曰ふ。其患は發忿疑辱の(三四)心生ず。(三五)怒を藏し罪を持して發せざるを增亂と曰ふ。其患は徼幸妄擧の人起る。(三六)大臣兩ながら重く、提衡して踦らざるを(三七)卷禍と曰ふ。其患は(三八)家隆劫殺の難作る。(君)(三九)脫易にして自ら神ならざるを(四〇)彈威と曰ふ、其患は賊夫酖毒の亂起る。此の五患を、人主之れ知らずんば、劫殺の事あらん。(抑モ)(四一)廢置の事、內に生ずれば則ち治り、外に生ずれば則ち亂る。是を以て明主は(四二)功を以て之を

【二六】讎者に處置せしむ。
【二七】姦人は表面法令に從ふ、故に顯戮すべからず、由て陰姦と云ふ。
【二八】詭は常道に反すること。
【二九】易は芟夷なり。田の草を芟り取ること。詭道は猶ほ是の如しとの意。
【三〇】是非の泄るるは、左右に姦ある也。說諫の漏るるは、人主密ならざる也。二者、漏泄せざれば、芟夷の術復た用ふるを要せず。
【三一】播出は、外國に出奔する也。
【三二】我が國情を熟知する者外國に出奔するときは、外國之を得て其侵犯の資とするをいふ。
【三三】僇辱の人とは、刑餘の人なり、即ち宦官をいふ。
【三四】心は當に臣に作るべし。
【三五】隱忍の心を以て有罪の人を容るれば、姦人誅せられざるを僥倖して、妄りに行ふ。
【三六】兩臣の勢ひ倶に重くして相敵する也。
【三七】卷禍は、伏禍といふが如し。卷は卷懷の卷なり。
【三八】私家隆盛にして君を劫弑す。
【三九】脫易は輕卒なり。
【四〇】彈は殫なり、威を失ふ也。
【四一】臣の廢置、專ら我に出づれば、國治まり、敵國に聽て廢置するものは之に反す。
【四二】內臣は其功に因て用ひ、外臣は利を以て誘ふ。

(一八)外國の・諸吏を置く者(一九)其親暱重帑を誅すれば・則ち外・(二〇)藉らず。(二一)爵祿(必ズ)功に循ひ、請ふ者俱に罪せらるれば、則ち内因らず。外藉らず内因らざれば、則ち(二二)姦究塞がる。

(一)官、節を襲ねて進み以て大任に至るものは智なり。其位(二)至りて、任大なる者は、(三)三節を以て之を持す。曰く、(四)質、曰く、(五)鎮、曰く(六)固。親戚妻子は、質なり。爵祿厚くして必するは、鎮なり。參伍して(七)度を貴ぶは、固なり、(八)賢者は質に止まる、(九)貪饕は鎮に化す、(一〇)姦邪は固に窮す。(一一)忍びて・制せざれば則ち下、失す。

(一二)小除かざれば則ち(一三)大誅あり。(一四)名實當れば則ち之を徑す。生かして事を害し、死して名を傷れば、則ち(一五)飲食を行へ、然らずんば

【一九】其人罪あれば、特に重く罰して、戮を親戚妻子に及ぼすを謂ふ、帑は妻子、人の愛重する所の者をいふ。
【二〇】外國の餘威を借りて仕官する者なし。
【二一】官爵祿位は、其功勞に循ひ、若し故舊等の爲めに請ふ者あるときは、請ふ者と請はるる者と共に誅する也。
【二二】姦は外盜、究は内盜。
【一】節は等級なり。官、等級を經歷して進みて大任に至る者は、其人、實に智あるを以てなり。二因を以ての故に非ざるなり。
【二】至るは、至極する也。
【三】節は節度なり。
【四】親戚妻子を以て質となすこと。
【五】尊爵厚祿を以て人心を鎭

歷するをいふ。
【六】其節を堅くすること。
【七】度は法度なり。原本には帑に作る、今一本に從ふ。
【八】賢者は仁なるが故に質に拘はる。
【九】貪欲の者爵祿を得れば、欲を遂ぐ、故に其志定まる。
【一〇】姦邪は參伍の法を用ふれば逭るる道なくして、其志窮す。
【一一】忍びて、制すべきを制せざれば、羣臣橫佚す。失は佚なり。
【一二】小は小姦なり。
【一三】小奸のうちに除かざれば大誅に至る。
【一四】徑は直なり、以て賞すべくんば則ち直ちに賞し以て罰すべくんば則ち直ちに罰す。
【一五】酖毒を行うて竊に殺す。

(三)(一)臣主の利を異にするを知る者は、王たるべく、異を以て同と爲す者は劫かされ、與に事を共にする者は殺さる。故に明主は公私の分を審にし、利害の地を(二)審にす。姦乃ち乘ずる所無し。亂の生ずる所は六なり、(三)主母、(四)后姬、(五)子姓、(六)兄弟、(七)大臣、(八)顯賢なり。吏に任じ臣を責むれば主母(九)放ならず。(一〇)禮施、等を異にすれば后姬疑はず。(一一)勢を分ちて貳せざれば、庶適爭はず。(一二)權籍失はざれば、兄弟侵さず。(一三)下、門を一にせざれば、(一四)大臣擁せず。禁賞必ず行はるれば、顯賢亂れず。

臣に(一五)二因あり、內外を謂ふなり。外を(一六)畏と曰ひ、內を(一七)愛と曰ふ。畏るる所の求は得られ、愛する所の言は聽かる。此れ亂臣の因る所也。

【一】人主の利とする所と人臣の利とする所の異なることを知る者は、王たるべし。此の道理を知らずして、人主の利とする所と人臣の利とする所を以て同と爲す者は臣に劫され、臣下と賞罰等の事を共にする者は、殺さる。
【二】「審にす」は一本には「別つ」に作る。
【三】君幼なれば、主母、制を稱す。
【四】夫人寵を恃んで相害す。
【五】庶子の强き者上に逼る。
【六】公子、國を擅にす。
【七】大臣、主に代りて權を取る。
【八】虛名を以て君を掩ふ。
【九】放は放肆なり。
【一〇】禮爵施賜、等級を異にするときは、后と姬妾と同等なるが如きこと無し。
【一一】嫡子と庶子と勢を分ち異にして、同等ならしめざる也。
【一二】權柄國籍を下に假さざるときは、兄弟、僭竊すること能はず。
【一三】一門をして制を專らにせしめざる也。
【一四】擁は君を壅蔽する也。
【一五】姦臣が因りて私を爲す所の者、二あり。
【一六】四隣大國は君の畏るる所なり。外は强國の威に因りて姦を爲す。
【一七】后姬子弟左右等は君の愛する所なり。內は其の愛する所の者に因りて姦を爲す。
【一八】外國の權を借りて官を得たる者。

留まり自ら取る。一聽すれば則ち(八)壑に墮つるの累なし。故に(九)之をして諷せしめ、(一〇)諷定りて怒らず。是を以て(一一)言陳の由、必ず筴籍あり。

(衆人ノ)智を結ぶものは、事發して驗あり、(衆人ノ)能を結ぶものは功見れて謀あり、成敗、徵ありて、(一)賞罰之に隨ふ。事成れば則ち君、其功を收め、(二)規敗るれば則ち臣、其罪に任ず。人に君たる者は、(三)符を合するすら猶ほ親からせず、而も況んや力に於てをや。(四)智を事とするすら猶ほ親らせず、而も(五)況んや懸に於てをや。故に其の人を用ふるや、(六)同を取らず、(七)同すれば則ち君怒る。(八)人をして相用ひしむれば、則ち君、神なり。君、神なれば則ち下、盡す。下、盡せば則ち(九)臣、上、君に因らず、而して主道畢く。

主道

【八】人に、陷れらるるの累なし。
【九】各人をして先づ其意見を告げしむる也。諷は告ぐる也。
【一〇】諷議已に定まるときは、已が意に戻ると雖も、譴怒せず、以て拒まざるを示す也。
【一一】人君、能く直言を用ふれば、臣下忠言を盡し、事理を陳ず、必らず其の由來する所を書籍に書して其の當否を驗す。
【一】成るを賞し、敗を罰す。
【二】規は謀なり。

【三】事の極めて小なるもの。
【四】智を用ひて自ら慮らず。
【五】智を懸けて臣に示さざるなり。
【六】同は、羣臣の比周雷同なり。
【七】比周して相譽むる者あるときは、怒りて之を斥く。
【八】人人をして各〻其智を相用ひしめ、而して君、後に制するときは、君、測られざること神の如し。
【九】臣は奸臣をいふ。

罰するは、善を擧ぐるの至れる者也。暴を賞し賢を罰するは、惡を擧ぐるの至れる者也。是を〔二〕同を賞し異を罰すと謂ふ。賞は厚きに如くは莫し、民をして之を利とせしむ。譽は美なるに如くは莫し、民をして之を榮とせしむ。誅は重きに如くは莫し、民をして之を畏れしむ。毀は惡きに如くは莫し、民をして之を恥ぢしむ。然る後一に其法禁を行ひ、〔三〕私家を誅して、〔四〕公罪を害せず、〔五〕賞罰必ず之を知れば、治の道盡く。

因　情

(一)〔一〕力は衆に敵せず、〔二〕智は物を盡さず。其の一人を用ひんよりは、一國を用ふるに如かず。故に智力もて敵すれば群物勝つ、〔三〕揣つて中たるも則ち私勞し、中らざれば則ち過あり。下君は己れの能を盡し、中君は人の力を盡し、上君は人の智を盡す。是を以て〔四〕事至りて智を結び、〔五〕一聽して公會す。聽、一ならざれば則ち〔六〕後、前に悖る、後、前に悖れば、則ち愚智分れず。公會せざれば、則ち猶豫して斷ぜず。斷ぜざれば則ち〔七〕事

【二】己に同じきを賞し、己に異なるを罰す。

【三】法を撓る姦臣。

【四】公罪とは、公義を以て毀を得る者をいふ。

【五】功ある者は必ず知りて之を賞し、罪ある者は必ず知りて之を罰する也。

【一】一人の力は衆に勝つこと能はず。

【二】一人の智は、盡く萬物を知ること能はず。

【三】私は恤ふる也。一人の智を以て揣るときは、偶ゝ中ることありと雖も、内必ず恤勞す。

【四】疑難の事、前に至るときは、自ら用ひず、衆くの智謀の士を聚會す。

【五】一聽は、一人一人に其意見を聽く也。即ち偏く衆に謀る也。公會は廟堂の上に聚會する也。

【六】後功、前言と違ふ。

【七】百事留滯して終には君自ら之を取裁せざる可らざるに至る。

（一）八經第四十六

（一）凡そ天下を治むるは、必ず人情に因る。人情に（二）好惡あり、故に賞罰用ふべし。賞罰用ふ可ければ、則ち禁令立つ可く、禁令立つ可くして、治道具はる。君、柄を執りて以て勢に處る。故に令すれば行はれ禁ずれば止む。柄は殺生の制なり、勢は衆に勝つの資なり。（三）廢置度無ければ則ち權瀆れ、賞罰下と共にすれば、則ち威分る。是を以て明主は（四）愛を懷きて聽かず、說びを（心ニ）留めて（事ヲ）計らず。故に聽言、（五）參せざれば、則ち（六）權、姦に分れ、智術用ひざれば、則ち（七）君、臣に窮す。故に明主の制を行ふや（八）天なり、其の人を用ふるや（九）鬼なり。天なれば則ち（人）非らず、鬼なれば則ち（一〇）困まず、勢行はれ敎嚴なれば、（人情ニ）逆へども（人之ニ）違はず、（一一）毀譽一行なれば、（天下敢テ）議せず。故に賢を賞し暴を

【一】此篇、人主の臣下を御するに八術あるを述ぶ。經とは常なり、萬世易ふべからざるの謂なり。
【二】賞を好み罰を惡む。
【三】廢置は猶黜陟といふが如し。權は威權なり。
【四】言を聽くに愛憎を以てせず。愛する所に私するを恐るればなり。
【五】參は參驗なり。
【六】權柄、姦邪の分つ所と爲る。
【七】臣、勢を得。
【八】天の春は物を生じ、秋は物を殺すがごとく、人君は賞罰を以て其柄と爲す、故に之を天といふ。
【九】鬼は闇より明を視、彼を視るも己を見せしめず、人主の勢に居るも亦是の如し。
【一〇】「困まず」は一本には「困らず」に作る。姦因らざる也。亦通ず。
【一一】上の毀譽と賞罰と一致して二途ならざる也。

して、制斷、下に在るは、國に(三一)託食する者なり。人をして衣ず食はずして、飢ゑず寒えず又死を惡まざらしめば、則ち上に事ふるの意無からん。意、君に(三二)宰せられざらんことを欲せば、則ち(之ヲ)使ふ可からざる也。今、生殺の柄、大臣に在りて、而かも主令行はるゝを得る者は、未だ嘗て有らざる也。虎豹必ず其爪牙を用ひずば、鼷鼠と威を同じくせん。萬金の家、必ず其富厚を用ひずば、(三三)監門と責を同じくせん。有土の君、人を說びて(三四)利すること能はず、人を惡みて(三五)害ふこと能はずば、人の己れを畏重せんことを欲するを索むとも、得可からざらん。

(三六)人臣、意を肆にし欲を陳ぶるを俠と曰ひ、人主、意を肆にし欲を陳ぶるを亂と曰ふ。人臣、上を輕んずるを(三七)驕と曰ひ、人主、下を輕んずるを暴と曰ふ。(三八)行理、實を同じくして、下は以て譽を受け、上は以て非りを得、人臣大に得、人主大に亡ふ。明主の國には、貴臣ありて重臣なし、貴臣とは、爵尊くして官大なるものなり。重臣とは、言聽かれて力多きものなり。明主の國は、官を遷し級を襲ぬるに、官爵、(三九)功に受く、故に貴臣あり。言、度あらず、行ひて僞あれば、必ず誅す、故に重臣なきなり。

【三一】託食は寄食なり。
【三二】宰は制なり。
【三三】門番。
【三四】利は賜與するをいふ。
【三五】害は誅罰なり。
【三六】人臣と僞りて、跋扈せるを、當時之を譽めて、俠と曰へり。
【三七】驕は矯と通ず、強き也。
【三八】行理は行僞。
【三九】有功の士に授く。受は一本には授に作る、是なり。

を辟き粟を生ずること能はずして、貸施賞賜を勸むるは、民を富ますを爲すこと能はざる者なり。今、學者の言や、(一九)本作を務めずして、(二〇)末事を好み、虛惠を道ひて以て民を說ばす、此れ飯を勸むるの說なり。飯を勸むるの說は明主は受けざるなり。

書、(二一)約なれば弟子辯ず。(二二)法、省けば(二三)民萌訟ふ。是を以て聖人の書は、必ず(二四)論を著にし、明主の法は、必ず(二五)事を詳にす。思慮を盡して、得失を揣るは、智者も難しとする所、思ふこと無く慮ること無く、前言を挈げて後功を責むるは、愚者も易しとする所なり。(二六)明主は愚者の易しとする所を操りて、以て智者の難しとする所を責む。故に智慮(二七)力勞用ひずして國治まるなり。

酸甘鹹淡、(君ノ)口を以て斷ぜずして、(二八)宰尹に決すれば、則ち厨人、君を輕んじて、宰尹を重んず。(音ノ)上下淸濁、耳を以て斷ぜずして、(二九)樂正に決すれば、則ち(三〇)瞽工君を輕んじて、樂正を重んず。國を治むるの是非、術を以て斷ぜずして、寵人に決すれば、則ち臣下、君を輕んじて、寵人を重んず。人主親ら觀聽せず

【一九】本作は農業なり。
【二〇】末事は商工なり。
【二一】簡約なり。
【二二】說煩し。
【二三】民萌は民氓なり。人民、訟多し。「民萌訟ふ」は原本には「民訟簡なり」に作る。今、一本に從ふ。
【二四】簡約ならざる也。
【二五】省略せざるなり。
【二六】君は爲す所無くして、臣に其能を效さしむ。
【二七】一本には、力勞の二字無し。是なるに似たり。
【二八】君の庖を掌る者。
【二九】樂官の長。
【三〇】瞽者の樂人。

む。師に隨はざれば則ち刑に陷り、醫に事へざれば、則ち死に疑し。慈母愛すと雖も、刑を振ひ死を救ふに益なくば、則ち（一三）子を存するは、愛に非ざるなり。子母の性は愛なり、臣主の權は（一四）筴なり。（然ルニ）母（ナホ）愛を以て家を存すること能はず、君安んぞ能く愛を以て國を持せん。明主は富彊に通ずれば、則ち以て欲を得可し。故に治を聽くに謹む。富彊の法は、其法禁を明にし、其謀計を察するなり。法明なれば則ち内に變亂の患無く、計得れば則ち外に（一五）死虜の禍無し。

故に國を存するものは、仁義に非ざるなり。仁は慈惠にして財を輕んずる者なり、暴は心毅にして（一六）誅を易くする者なり。慈惠なれば則ち忍びず、財を輕んずれば則ち與ふるを好む。心毅なれば、則ち憎心、下に見はれ、誅を易くすれば、則ち妄殺、人に加はる。忍びざれば則ち罰に宥赦多く、與ふるを好めば則ち賞に無功多し。憎心見るれば則ち下其上を怨み、妄誅すれば則ち民將さに背叛せんとす。故に仁人位に在れば、下肆にして輕〻しく禁法を犯し、偸幸して上に望む。暴人位に在れば、則ち法令妄にして（一七）臣主乖き、民怨みて亂心生ず。故に曰く、仁暴は、皆國を亡す者也と。

（一八）美食を具ふること能はずして、餓人に飯を勸むるは、餓を活かすを爲すこと能はざる者なり。草

【一三】子を存すとは、刑に陷らず病に死せざるをいふ。
【一四】筴は策なり、計算をいふ。
【一五】兵彊くして敗れざる也。
【一六】誅を易くするは、妄りに誅する也。
【一七】臣と主と心離る。
【一八】食の飽ならざるもの、常食の意。

夫れ(五)沐する者は髮を棄つるあり、(六)除く者は血肉を傷る。人を爲むるに、其難きを見て、因つて其業を釋つるは、是れ無術の事也。先聖言へるあり、曰く、(七)『規に摩ありて水に波あり。我れ之れを更めんと欲す。之れを奈何ともするなし』と。此れ(八)權に通ずるの言也。是を以て說に、必ず立てど(九)實に曠しき者あり。言に、辭拙なれど用に急なる者あり。故に聖人は無害の言を求めて無益の事を務めず。(一〇)人の・衡石を事とせざるは、貞廉にして利に遠ざかるに非ざるなり。石は人の爲めに多少すること能はず、衡は人の爲めに輕重すること能はず、求索するも得ること能はず、故に人(衡石ヲ)事とせざるなり。明主の國は、官敢て法を枉げず、吏敢て私利を爲さず、貨賂行はれざるは、是れ境內の事、盡く衡石の如くなればなり。此れ其臣の姦ある者は必ず知られ、知らるる者は必ず誅せらる。是を以て有道の主は、清潔の吏を求めずして、必ず(姦ヲ)知るの術を務むるなり。

慈母の・弱子に於けるや、(一一)愛、前を爲すべからず。然り而して弱子、(一二)僻行あれば、之をして師に隨はしめ、惡病あれば、之をして醫に事へし

【五】利には害必ず伴ふ。
【六】針砭を以て病を治むる者は、血肉を傷る。
【七】規は、ぶんまはし也、摩は磨なり、用ふること久しくして磨滅するをいふ。規、磨滅するときは圓を正すこと能はず。水は平を取る所以なれども、波あるときは平を取ること能はず。宜しく之を改易して、圓を正し平を取るに便にすべし。何ぞ現在の者に拘はるを用ひん。
【八】權は權道なり。
【九】實は實用なり。
【一〇】衡石は、はかり、おもり也。衡石は、人に私せず、人も亦衡石に怨まず、各々相關せず。
【一一】愛の至れるをいふ。
【一二】僻行は邪行なり。

中世は（一九）智に逐ひ、當今は（二〇）力に爭ふ。古は事寡くして備簡に、（二一）樸陋にして（二二）盡さず。故に（二三）珧銚にして（二四）推車なる者あり。古は人寡くして相親み、物多くして利を輕んじ、讓り易し。故に揖讓して天下を傳ふる者あり。然らば則ち揖讓を行ひ、慈惠を高くして、仁厚に道るは、皆（二五）推政なり。多事の時に處り、寡事の（時）器を用ふるは、智者の備にあらざるなり。大爭の世に當りて、揖讓の軌に循ふは、（二六）聖人の治に非ざるなり。故に智者は推車に乘らず、聖人は推政を行はざるなり。

法は事を制する所以、事は功に名づくる所以なり。（一）法立ちて難あるも、其の難を權りて而も事成れば、則ち之れを立つ。事成りて害あるも、其の害を權りて而も功多ければ則ち之れを爲す。難無きの法と、害無きの功とは、天下に有ること無きなり。是を以つて（二）千丈の都を拔き、十萬の衆を敗るに、死傷する者軍の（三）乘、（四）甲兵折挫し、士卒死傷して、而も戰勝して地を得るを賀するものは、其の小害を出でて、其の大利を計ればなり。

【一九】智は智謀なり。
【二〇】力は氣力なり。
【二一】樸陋は質樸粗野なり。
【二二】盡さずは、末に精しからざるをいふ。
【二三】珧は蜃の屬也、銚は小車也、即ち蜃車とて、其狀蜃貝に似たる車。
【二四】推車は椎車、即ち古代の飾り無き車なり。
【二五】推は疑ふらくは當に椎に作るべし。椎政とは、上古質樸の政をいふ。
【二六】聖の上に原本には、古の字あり、今之を削る。
【一】利害功過を計較して、其害と過とに比して利と功と多き法を立て事をなす。
【二】千丈の城の高さある都。
【三】乘は餘の誤ならん、餘は三分の一なり。
【四】甲冑兵器。

と（四）曾史の如きも、曾史戰攻せずんば、則ち國何ぞ利せん。（故）匹夫に私便あり、人主に公利あり。（五）作らずして（六）養足り、仕へずして名顯はるゝは、此れ私便なり。文學（ノ虚/談）を息めて法度を明にし、私便を塞ぎて功勞に（七）一にするは、此れ公利なり。（今）法を（八）錯くるは以て民を道くなり。而も又文學を貴ばば、則ち（九）民の法を師とするや疑はん。功を賞するは以て民を勸むるなり。而も又行の修まるを尊ばば、則ち民の利を産するや惰らん。夫れ（上）文學を貴びて以て（民）（下）法を疑ひ、行修まるを尊びて以て功を（一〇）貳せば、國の富彊ならんことを索むとも、得可からざらん。

（一一）搢笏干戚は、（一二）有方鐵銛に適せず。（一三）登降周旋は、（一四）日中に百を奏るに逮ばず。（一五）狸首射侯は、強弩の趨に發するに（一六）當らず。（一七）干城距衝は、堙穴伏橐に若かず。古人は（一八）德に亟にし、

【四】曾參史鰌。
【五】作は力作なり。
【六】養は奉養なり。
【七】一は專一なり。
【八】錯は設くる也。
【九】疑を生じて、法令を信ぜず。
【一〇】貳は疑ふ也。
【一一】搢笏は帶に挿む笏。干は楯、戚は鉞、舞者の取る所なり。
【一二】有方は大なるほこ。鐵銛は、鐵のやじり。適は、敵なり。
【一三】のぼり、くだり、たちまはり。禮なり。登降周旋は、古代士を取るの法なり。
【一四】日中に百を奏るは旦より日中までに百里を走る也。戰國時代に、武士を選ぶの法也。
【一五】射侯は、まと也。狸は物を搏取るに巧みなるより其首を射侯に畫けり。卽ち六藝の射を云ふ。
【一六】當ること能はざる也。
【一七】干は盾、距衝は城を攻むるに用ふる車なり。干城距衝は文王の守攻の具なり。堙は土山、穴は地道を掘りて城を攻むる也、伏橐は、ふいごを以て地道中に毒火などを熏ずるをいふ。皆戰鬪ノ守攻の具なり。搢笏干戚以下は皆古代のものにて皆當今の實用に適せざるをいふ。
【一八】德は德行なり。

くを得ず。功を計りて賞を行ひ、能を程りて事を授け、(一九)端を察して失を觀、過ある者は罪し、能ある者は(二〇)得。故に愚者は事に任ぜず。智者敢て欺かず、愚者敢て斷ぜざれば、則ち事に失無し。

(二一)察士にして然る後能く之を知るべきは、以て令と爲す可からず、夫れ民は盡く察ならざればなり。賢者にして然る後能く之を行ふべきは、以て法と爲す可からず。夫れ民は盡く賢ならざればなり。(二二)楊朱・墨翟は天下の察とする所也、千世亂れて、卒に決せず、察なりと雖も以て官職の(二三)令と爲す可からず。鮑焦・華角は天下の賢とする所なり、(二四)鮑焦は木枯し、(二五)華角は河に赴けり、賢なりと雖も以て耕戰の士と爲す可からず。故に人主の察する(二六)所、智士は其辯を盡し、人主の尊ぶ所、能士は其行を盡す。今、世主、無用の辯を察し、(二七)遠功の行を尊ぶ。國の富彊ならんことを索むるも、得可からざるなり。

(一)博習辯智は(二)孔墨の如きも、孔墨、耕耨せずんば、則ち(三)國何ぞ得ん。孝を修め斂を寡くするこ

【一九】衆口の端を察して其過失を觀る。
【二〇】其の處を得る也。
【二一】察士は明察の士、察士にして始めて知り得るが如き事は、一般の民に向つて發する令と爲す可からず。
【二二】楊朱は自愛說を唱へ、墨翟は兼愛說を唱ふ、共に天下明察の士なれども、其言相反し、千世の下まで其是非未だ定まらず。
【二三】令は官長なり。
【二四】鮑焦は古の高潔の士、身立ながら死して、木の枯るる如し。
【二五】華角は古の高潔の士、石を負ひ河に投じて死せり。
【二六】原本には所の字無し、今之を補ふ。
【二七】遠功は、實功に迂遠なる也。
【一】博習は博學なり。
【二】孔子墨子。
【三】國に於て、何の得る所無し。

り。此の八つの者に反するは、匹夫の私毀にして、人主の公利なり。人主、社稷の利害を察せずして、匹夫の私譽を用ひば、國の危亂無きを索むるも得可からじ。

人に任ずるに事を以てするは、存亡治亂の機なり。術の以て人に任ずる無ければ、任ずる所として敗れざるは無し。人君の任ずる所は、辯智(ノ士)に非ざれば則ち(一三)修潔なり。人に任ずるは、勢あらしむるなり。(而シテ)(一四)智士は未だ必ずしも信ならず。其智多きが爲めに、因りて其信に惑はしむるなり。智士の計を以て、勢に乘ずるの資に處りて、其(一五)私急を爲さば、則ち君必ず欺かれん。智者の信ずべからざるが爲めに、故に修士なる者に任じて、事を斷ぜしむるや、(一六)修士は未だ必ずしも智ならず、其身を潔くするが爲めに、因りて其智に惑はしむるなり。愚人の惛き所を以て、事を治むるの官に處りて、其の然りとする所を爲さば、則ち事必ず亂れん。故に術の以て人を用ふる無くして、智に任ずれば、則ち君欺かれ、修に任ずれば、則ち(一七)事亂る。此れ無術の患なり。

明君の道は、徳義を賤み、法術を貴び、倒言して詭使し、(一八)參聽して門戸無し。故に智者も詐り欺

【一三】身を修め行を潔うする隱者。
【一四】智士は未だ必ずしも信ならざれども、智計多きが爲めに、能く人をして其妄誕を信ぜしむ。
【一五】私心に急とする所。
【一六】修士は未だ必ずしも智ならざれども、其身を潔くするが爲めに、能く人をして其無智なるを智と思はしむ。
【一七】原本には、事の上に君の字あり、今之を削る。
【一八】彼此互に參聽して、言路に定まれる門戸を設けず。

【五二】暗盲の者得られざるなり。明主は其言を聽きて必ず其用を責め、其行を觀て必ず其功を求む。然らば則ち【五三】虛舊の學、談ぜられず、【五四】矜誣の行、飾られざらん。

【一】八說第四十五

【二】故人の爲めに私を行ふ、之を【三】不棄と謂ふ。公財を以て分施する、之を仁人と謂ふ。祿を輕んじ身を重んずる、之を君子と謂ふ。法を枉げて親に【四】曲する、之を【五】有行と謂ふ。官を棄て【六】交を寵する、之を【七】有俠と謂ふ。【八】世を離れ上を遁る、之を高傲と謂ふ。交ゝ爭ひて（上）令に逆ふ、之を剛材と謂ふ。惠を行ひ【九】衆を取る、之を民を得ると謂ふ。（世俗ノ謂フ所ハ此ノ如シ。然レドモ）不棄とは吏に姦あるなり。仁人とは公財損するなり。君子とは民使ひ難きなり。有行とは法制毀るるなり。有俠とは官職曠しきなり。高傲とは民、【一〇】事とせざるなり。剛材とは令行はれざるなり。民を得るとは君上孤なるなり。此の八つの者は、匹夫の【一一】私譽にして、人主の【一二】大敗な

【五二】暗者盲者を知るべからざると同じ。
【五三】虛舊は實無くして過當の大言なり。舊は原本に「舊」に作る、今一本に從ふ。舊とは、舊に仍り、古に復するの論也。
【五四】矜誇誣罔。
【一】此篇、公私の利害相反する所以八條を擧げて、法術の要旨を明にせるものなり。
【二】故人は故舊の人なり。
【三】不棄は、故舊を棄ざる也。
【四】曲はまぐる也、私する也。
【五】有行は篤行ある也。
【六】私交を重んずるなり。
【七】有俠は俠氣ある也。
【八】世を避け爵を遁るる也。
【九】衆心を得る也。
【一〇】務を怠る也。
【一一】私の名譽。
【一二】大に國俗を敗るものにして害なり。

均くし、其爵祿を厚くして、以て賢能を盡くし、其刑罰を重くして、以て姦邪を禁じ、民をして力を以て富を得、事を以て貴きを致し、過を以て罪を受け、功を以て賞を致して、(四六)慈惠の賜を念はざらしむ、此れ帝王の政なり。

人皆寐ぬれば則ち(四七)盲者も知られず、皆默すれば則ち(四八)喑者も知られず。覺めて之をして視せしめ、問うて之をして對へしむれば、則ち喑盲の者窮す。(此レト同ジク)其言を聽かざれば、則ち無術の者知られず、其身を任ぜざれば、則ち不肖の者知られず。其言を聽きて其當を求め、其身を任じて其功を責むれば、則ち無術不肖の者窮す。夫れ力士を得んと欲して、其自ら言ふに聽かば、庸人と雖も(四九)烏獲と別つ可からざるなり、之に授くるに(五〇)鼎俎を以てすれば、則ち(五一)罷健效はる。

故に官職は、能士の鼎俎なり。之に任ずるに事を以てすれば、愚智分る。故に無術の者は、用ひられざるを得、不肖の者は、任ぜられざるを得ん。言用ひられずして、而も自ら文りて以て辯と爲し、身任ぜられずして、而も自ら飾りて以て高しと爲すを、庸主は其辯に眩ひ、其高きに濫れて、而して之を尊貴す。是れ視るを須たずして明を定むるなり。對ふるを待たずして辯を定むるなり。

【四六】私惠小仁の賜物を冀はざらしむ。
【四七】盲者なるや否や知るべからず。
【四八】喑者は啞なり。
【四九】古の大力士。
【五〇】鼎俎は重き物をいふ。
【五一】罷弱健強。

れば則ち侈泰なり。之を親愛すれば則ち（三九）忍びず、忍びざれば則ち驕恣なり。侈泰なれば則ち家貧しく、驕恣なれば則ち行ひ暴なり。此れ則ち財用足りて而も愛厚く（四〇）利を輕んずるの患なり。凡そ人の生や、財用足れば則ち力を用ふるに隳る。上の（四一）治懦ければ則ち非を爲すに肆なり。財用足りて而も力作する者は神農なり。上の治懦くして而も行ひ治まる者は曾史なり。（四二）夫れ民の神農曾史に及ばざること亦明けし。

老聃言へるあり曰く、『足るを知れば辱められず、止るを知れば殆からず』と。夫れ殆辱の故を以て、足るの外に求めざる者は、老聃なり。今、民を足らしめて以て治む可しと以爲へるは、是れ民を以て皆老聃の如しと爲すなり。故に桀は貴きこと、天子に在りて、而も尊に足れりとせず。富は四海の内を有ちて、而も寶に足れりとせざりき。（イ）（四三）人に君たる者、民を足らしむと雖も、足らして天子たらしむること能はずして、而も桀未だ必ずしも天子たるを以て足れりとなさざれば、則ち民を足らしむと雖も、何ぞ以て治を爲すべけんや。

故に明主の、國を治むるや、（四四）其時事に適へて、以て財物を致し、其稅賦を論じて以て（四五）貧富を

【三九】苛責などするに忍びず。
【四〇】利は一本には刑に作る。
【四一】治懦は原本には懦治に作る、今之を正す。
【四二】今の民は古の民の如くならず、重刑にあらざれば、以て之を治むるに足らざるをいふ。
【四三】竟に民を足らしむべからざるをいふ。
【四四】時事の宜しきに適へて以て財物を生產す。
【四五】貧富の懸隔を甚だしからしめざるなり。

なり。

故に先聖言へるあり、曰く、『山に蹪かずして、（三一）垤に蹪く』と。山は大なり、故に人之を（三二）順む。垤は微小なり、故に人之を易るなり。今刑罰を輕くせば、民必ず之を易らん。犯して而も誅せざれば、是れ國を驅りて之を棄つるなり。犯して之を誅すれば、是れ民の爲めに（三三）陷を設くるなり。是の故に輕罪は民の垤なり。是を以て輕罪の・民の道たるや、國を亂すに非ざれば、則ち民の陷を設くるなり。此れ則ち民を傷ると謂ふ可し。

今の學者、皆、（三四）書筴の頌語を道ひ、當世の實事を察せずして、曰く、『上、民を愛せず、賦斂常に重く、（三五）財用足らずして、下、上を（三六）怨む、故に天下大に亂る』と。此れ、其財用を足らしめて以て愛を加へば、刑罰を輕くすと雖も、以て治む可しと以爲へるなり。此言は然らず。凡そ人の（三七）重罰を取るは、固と已に足りしの後なり。（サレバ）財用足りて厚く之を愛すと雖も、然も刑を輕くせば、猶ほ之れ亂れんなり。

夫れ（三八）富家の愛子は、財貨用ふるに足る。財貨用ふるに足れば則ち輕〻しく用ふ。輕〻しく用ふ

【三一】垤は、ありづか。
【三二】順は愼なり。
【三三】陷は、おとしあな也。
【三四】筴は策と同じ、簡書なり。先王の盛德な其子孫臣民が稱揚したる語を道說して、當世の實際の事情を察せず。
【三五】財は原本には則に作る、今一本に從ふ。
【三六】怨は原本には恐に作る、今一本に從ふ。
【三七】重罰を取るとは、重罰にあてらるゝ也。重罰は原本には重賞罰に作る、今一本に從ふ。
【三八】富は原本には當に作る、今一本に從ふ。

を治むるに非ざるなり、（二四）刑する所を治むるは、是れ胥靡を治むるなり。故に曰く、一姦の罪を重くして、境內の邪を止むと。此れ治を爲す所以なり。重く罰せらるゝ者は盜賊なり。而して（二五）悼懼する者は良民なり。（故ニ）治を欲する者奚んぞ重刑に疑はんや。若し夫れ厚賞は獨り功を賞するのみに非ざるなり。又一國に勸むるなり。賞を受くる者は利を甘しとし、未だ賞せられざる者は（二六）業を慕ふ。是れ一人の功に報じて、境內の衆を勸むるなり。治を欲する者、何んぞ厚賞に疑はんや。今、治を知らざる者、皆「重刑は民を傷む、輕刑は以て姦を止む可し、何ぞ必ずしも重きに於てせんや」と曰ふ。此れ治を察せざる者なり。

夫れ重きを以て止む者は、未だ必ずしも輕きを以て止まざるなり（然レドモ）輕きを以て止む者は、必ず重きを以て止む。是を以て上、重刑を設くれば姦盡く止む。姦盡く止まば、則ち此れ奚ぞ民を傷らんや。所謂重刑とは、（二七）姦の利する所の者細にして、而かも上の加ふる所の者大なるものなり。（二八）民小利を以て大罪を加へられんとせず、故に姦必ず止むなり。所謂輕刑とは、（二九）姦の利する所の者大にして、上の加ふる所の者小なるものなり。民其利を慕ひて其罪を（三〇）傲る、故に姦止まざる

【二四】胥靡は刑徒なり。刑の本意は、一賊一盜を罰して天下を懲し、衆惡を未然に禁ぜんとする也。之に反して禁を破り、刑を犯したる者を一一に治むるは、是れ死人胥靡を治むるのみ。

【二五】悼痛恐懼。

【二六】其事を慕ふ也。

【二七】大刑を以て小罪を罰す。

【二八】民、小利を僥倖して以て大罪を加へられんことを欲せず。加は一本には蒙に作る。

【二九】輕刑を以て大罪を罰す。

【三〇】傲は慢易なり。

學者の言に、皆『刑を輕くせよ』と曰ふ。此れ亂亡の術なり。凡そ賞罰の必するは勸と禁となり、賞厚ければ則ち欲するところの得らるゝや疾し、罰重ければ則ち惡む所の禁ぜらるゝや急なり。夫れ利を欲する者は必ず害を惡む、害は利の反なり。欲する所に反す、焉んぞ惡む無きを得んや。治を欲する者は必ず亂を惡む、亂は治の反なり。是の故に治を欲すること甚しき者は、其賞必ず厚し、其の亂を惡むこと甚しき者は、其罰必ず重し。（然ルニ）今、刑を輕くするを取る者は、其の亂を惡むこと甚しからず、其の治を欲することも又甚しからざるなり。其の治を欲すること又甚しからざる者は、此れ特り術無きのみに非ず、又乃ち（一八）行無きなり。是の故に（一九）賢不肖愚智の分を決するは、賞罰の輕重に在り。

且つ（二〇）夫れ重刑は、人を罪せんが爲にあらざるなり。明主の法は（二一）揆なり。賊を治むるは、（二二）揆る所を治むるに非ざるなり、揆る所を治むるは、（二三）是れ死人を治むるなり。盜を刑するは、刑する所

【一八】公義の行無き也。

【一九】賞罰重きときは、賢智者進み、愚不肖者退き、賞罰輕きときは、愚不肖者僥倖し、賢智者退く。

【二〇】刑を重くするは、人を憎惡して之を罪せんが爲めに非ざるなり。人をして法を犯して刑に陷るもの莫からしめんが爲めなり、故に之を重くす。

【二一】揆は度なり。道理を以て事物を揆り量りて其宜しきを制すること。

【二二】揆る所とは、上の執る所の道揆を破るをいふ。賊を罰するは法を犯せる者を罰するにあらずして、一賊を處罰して天下を懲らすを目的とす。「揆る所」は一本には「殺す所」に作る、是なるに似たり。

【二三】死人既に死す、之を治むる何の用ぞ。

民聽從す。（二一）嚴と愛との筴、亦決すべし。

且つ父母の・子に求むる所以や、動作は則ち其安利を欲し、身を行ふは則ち其の罪に遠かるを欲するなり。君上の民に於けるや、（二二）難あれば則ち其の死を用ひ、安平なれば則ち其の力を盡さしむ。親は厚愛を以て子を安利に關るゝも、而か（子二）聽かれず、君は愛利無きを以てして、民の死力を求むるも、而も令行はる。明主は之を知る。故に恩愛の心を養はずして、威嚴の勢を增す。故に母は厚く愛處し、（二三）子、敗多きは、（二四）愛を推せばなり。父は薄く愛して敎笞して、子、（二五）成多きは、嚴を用ふればなり。

今家人の（二六）產を治むるや、相（共二）忍ぶに饑寒を以てし、相彊ふるに苦勞を以てす、（故二）軍旅の難・飢饉の患に當ると雖も、溫衣美食する（得ルコトヲ）者は、必ず是の家なり。相憐むに衣食を以てし、相惠むに佚樂を以てす、（故二）天饑ゑ歲荒るれば、妻を嫁し子を賣る者は、必ず是の家なり。故に法の・道たる、前に苦みて長く利あり。仁の・道たる、偸に樂みて後に窮す。聖人は其輕重を權りて、其大利に出づ。故に法の（二七）相忍ぶを用ひて、仁人の相憐むを棄つるなり。

【二一】愛は竟に嚴に若かず。
【二二】難は國難なり。國難あるとき、民をして、其死を致さしむ。
【二三】處の上下に疑ふらくは當に脫文あるべし。
【二四】婦人の忍びざる心を何事にも推し及ぼす也。
【二五】成は成功なり。
【二六】產は產業なり。
【二七】相忍ぶは、刻薄なり。

當る。其賞罰、私無ければ、士民をして焉に明かにして、力を盡し死を致さしむ。則ち(二八)功伐立つ可くして、爵祿致す可し、爵祿致して、富貴の業成る。富貴は人臣の大利なり、人臣、大利を挾みて以て事に從ふ、故に其行(二九)危くして死を至し、其力盡きて而も望みず。此を、(三〇)君仁ならず、臣忠ならざれば、則ち以て霸王たるべしと謂ふ。

(一)夫れ姦必ず知れば、則ち備ふ、必ず誅すれば、則ち止む。知らざれば則ち肆なり、誅せざれば則ち行はる。夫れ(二)輕貨を(三)幽隱に陳ねば、(四)曾史と雖も(五)疑ふべきなり。百金も市に懸くれば、大盜と雖も取らざるなり。知られざれば則ち曾史も幽隱に疑ふ可く、必ず知らるれば則ち大盜も懸金を市に取らず。故に明主の國を治むるや、(六)其守を衆くして其罪を重くす。(七)民をして法を以て禁じて、廉を以て止まざらしむ。母の・子を愛するは、父に倍す、(然ルニ)父の令の子に行はるゝや、母に(八)十す。吏の・民に於けるや、愛無し、(然ルニ)令の・民に行はるゝや、父母に(九)萬す。父母積愛して(一〇)令窮し、吏、威厳にして

【二八】伐は勳也。
【二九】危は高くして厲しき也。至は一に致に作る。
【三〇】外儲說篇を參看せよ。
【一】夫は原本には大に作る、今一本に從ふ。君主、臣下の姦を必ず知るときは、臣下愼みて避匿し、君主必ず之を誅するときは、臣下の姦止む。
【二】輕貨は重量輕き財貨。
【三】幽隱は人無き地。
【四】曾參、史鰌、共に高潔の士。
【五】必ず之を盜まざるを保し難し。
【六】守は監守なり。
【七】民をして法を畏れて取らざらしめ、廉により取らざるを期せず。法は、我に在るを恃むなり、廉は、彼に在る者を恃むなり。
【八】十は十倍なり。
【九】萬は萬倍なり。
【一〇】令窮して行はれず。

夫れ（二一）痤を彈ずる者は痛み、藥を飮む者は苦し。苦憊の爲めの故に、痤を彈じ藥を飮まざれば、則ち身活きず、病已へず。

今上下の接りは、子父の（二二）澤無し、而るに（二三）行義を以て下を禁ぜんと欲せば、則ち交〻必ず郤あらん。且つ、父母の・子に於けるや、男を産めば則ち相賀し、女を産めば則ち之を（二四）殺す。此れ倶に父母の・懷衽より出づ、然るに男子は賀を受け女子は之を殺するは、其後便を慮り、之が長利を計ればなり。故に父母の子に於けるや、猶ほ計算の心を用ひて以て相待つなり。而るを況んや父子の澤無きをや。

今、學者の・人主に說くや、皆、利を求むるの心を去りて、相愛するの道に出でしめんとす。是れ人主の・父母の親みに過ぎんことを求むるなり。此れ（二五）論思に熟せず、詐りて誣ふるなり、故に明主は受けざるなり。聖人の治や、法禁を審にす。法禁明著なれば則ち（二六）官治まる。（聖人ノ治ヤ）賞罰を必す。賞罰阿らざれば、則ち民、用ひらる。（二七）官治まれば則ち國富む。國富めば則ち兵彊くして、霸王の業成る。霸王は人主の大利なり。人主、大利を挾みて以て治を聽く、故に其の官に任ずる者能に

（二一）痤は癰なり。彈は鍼を以て刺すなり。
（二二）澤は恩澤なり。
（二三）行義は道義なり。
（二四）待遇を男兒よりも降すこと。
（二五）論思は、法術者の論談思慮。
（二六）治は原本法に作る、今一本に從ふ。
（二七）「官治まれば」は疑ふらくは當に「官治まり民用ひらるれば」に作るべからん。

り、而も世之を少として、(二二)樸陋の民と曰ふ。力作して食ふは、利を生ずるの民なり、而も世之を少として(二三)寡能の民と曰ふ。嘉厚純粹なるは、(二四)整穀の民なり、而も世之を少として、愚戇の民と曰ふ。命を重んじ事を畏るゝは、上を尊ぶの民なり、而も世之を少として、怯懾の民と曰ふ。賊を挫き姦を遏むるは、(二五)上を明にするの民なり、而も世之を少として(二六)讇讒の民と曰ふ。此六民は、世の毀る所なり。姦僞無益の民六にして、而も世之を譽むること彼の如く、耕戰有益の民六にして而も世之を毀ること此の如し、此を之れ(二七)六反といふ。

(二八)布衣は私利に循ひて之を譽むれば、世主は虚聲を聽いて之を禮す、禮の在る所、利必ず焉に加はる。百姓は私害に循ひて之を訾れば、世主は俗に壅がれて之を賤む、賤の在る所、害必ず焉に加はる。故に名賞は、私惡當に罪すべきの民に在りて、毀害は、公善宜しく賞すべきの士に在り。國の富彊を索むるも、得可からざるなり。

古に諺あり曰く、『政を爲すは猶ほ(二九)沐するがごとし、(三〇)髮を弃つるありと雖も必ず之を爲す』と。髮を弃つるの費を愛みて、髮を長ずるの利を忘るゝは、權を知らざるものなり。

【二二】樸陋は無智なり。
【二三】寡能は才能少き也。
【二四】穀は愨と通ず、實直なり。
【二五】上を明にすとは、壅塞を絕つこと。
【二六】讇は古文の諂なり。讒は好んで人の惡を言ふ也。
【二七】反とは公私名實相反する也。
【二八】無官の者。
【二九】沐は髮を洗ふ也。
【三〇】髮を弃つるは、拔け毛なり。

卷の十八

(一)六反第四十四

死を畏れ難に遠ざかるは、(二)降北の民なり、而も世之を尊びて、生を貴ぶの士と曰ふ。道を學び(三)方を立つるは、法を離るゝの民なり、而も世之を尊びて、文學の士と曰ふ。(四)游居して厚く養ふは、食を牟るの民なり、而も世之を尊びて、能あるの士と曰ふ。(五)委曲にして知を牟るは、僞詐の民なり、而も世之を尊びて、辯智の士と曰ふ。劍を行ひて攻殺するは(六)暴憿の民なり、而も世之を尊びて、(七)廉勇の士と曰ふ。賊を活かし姦を匿すは、(八)死に當るの民なり、而も世之を尊びて(九)任譽の士と曰ふ。此の六民は、世の譽むる所なり。

險に赴き誠に殉ふは、節に死するの民なり、而も世之を(一〇)少として(一一)計を失ふの民と曰ふ。聞くこと寡く令に從ふは、法を全くするの民な

【一】此篇、公私の名實相反する者六を擧げ、虛名を賤み實行を貴ぶべきことを論ず。
【二】降は未だ戰はずして降を請ふ也、北は戰敗れて走るなり。
【三】方は私の方術をいふ。
【四】躬ら本事を、事とせずして、諸侯などの養を受けて優游し、厚く自ら奉ずるをいふ。
【五】知を飾りて語ること委曲なるをいふ。
【六】暴憿は、あらくして、たけき也。憿は驍と通ず。
【七】廉は一本に磏に作る「はげむ」と訓す。
【八】死に當るは、罪名、死刑に當る也。
【九】任譽は任俠名譽なり。
【一〇】不足とすること。
【一一】計を失ふは無謀なり。

(二一)巖居窞處して、(言フ)深慮に託伏し、大なる者は世を非り、細なる者は下を惑はすを、上禁ぜず、又從ひて之を尊ぶに名を以てし、(二二)之を化するに實を以てす。是れ功無くして顯はれ、勞無くして富むなり。此の如くば、則ち士の二心私學ある者、焉んぞ深慮に(二三)託し、知詐を勉め、(二三)與に法令を誹謗し、以て世と相反するを求索する者無きを得んや。

凡そ上を亂り世に反く者は、常に士の二心私學ある者なり。故に(二四)本言に曰く、『治まる所以の者は法なり、亂るゝ所以の者は私なり、法立てば則ち私を爲すを得る莫し』と。故に曰く、私に道る者は亂れ、法に道る者は治まると。上其道無ければ、則ち智者に私辭あり、賢者に私意あり、上に私惠あり。下に私欲あり。聖智、羣を成し、言を造り辭を作し、以て法令を下に非る。上、禁塞せず、又從ひて之を尊ぶ。是れ下に・上に聽かず法に從はざるを教ふるなり。是を以て賢者、名を顯はして(二五)居り、姦人、賞を賴みて富む。賢者、名を顯はして居り、姦人、賞を賴みて富む。是を以て上、下に勝たざるなり。

【二一】巖窟に隱る。
【二二】化は疑ふらくは佐の誤ならん。一說には化は貨なりと曰ふ。利祿を與ふるなり。
【二三】原本には託の字無し、今一本によりて之を補ふ。託の字を補はずとも讀み難きに非ざれども、託の字ある方、長ぜるに似たり。
【二三】一本に「與に」の字なし。
【二四】本言は韓非の見し所の古書の名なり
【二五】居は仕へざる也。

(二)戰介の士、職を得ずして、間居の士、尊顯せらる。上、此を以て敎と爲す、名安んぞ卑き無きを得んや、位安んぞ危き無きを得んや。夫れ名を卑くし位を(三)危くする者は、必ず下の法令に從はず、二心有つて、私學を(四)務め、世に反逆する者なり。而るに其行を禁ぜず、其羣を破りて以て其黨を散ぜず、又從ひて之を尊ぶ。事を用ふる者過てり。

上の廉恥を立つる所以のものは、下を(五)厲ますなり。今、士大夫、汙泥醜辱を羞ぢずして、(六)女妹を私義の門に宦し、次を待たずして宦す。賞賜は重きを爲す所以なり。而るに戰鬭有功の士は貧賤にして、(七)便辟優徒は、級を超ゆ。名號誠信は威を通ずる所以なり。而るに主は(八)擁障せられ、近習女謁並び行はれ、百官、爵を主りて人を遷す。事を用ふる者過てり。

大臣、人を官にし、比周して法ならず、(九)威利を行ふこと下に在らば、則ち主卑くして大臣重し。夫れ法令を立つるは、以て私を廢するなり、法令行はれて私道廢す。私は法を亂る所以なり。而るに士に二心私學あり、

【二】戰介の士は、甲冑の士。顧廣圻曰く、戰介は當に耿介に作るべしと。從ふ可きに似たり。

【三】原本には危の字無し、今之を補ふ。

【四】務は原本には無に作る、今一本に從ふ。

【五】屬は一本に厲に作る。從ふ可し。

【六】次は原本には文に作る。今乾道本に從ふ。女妹を權門に仕へしめ、之と私義を結び、其父兄は久しきを待たずして高官を拜す。

【七】便辟は、へつらふ者。優徒は、やくしや。級を超ゆは次を越ゆる也。

【八】擁障は、おほひ、さまたぐ。

【九】威利を下に行ふ。

ずして、卜筮、(三八)手理を視、(三九)狐蠱の(四〇)順辭を前に爲す者、日に(物ヲ)賜はる。

上、(一)度量を握るは、生殺の柄を擅にする所以なり。今、度を守り量を奉ずるの士、忠を以て上に(二)嬰れんと欲するも、見ゆるを得ず。巧言利辭、(三)姦軌を行ひ、以て世に(四)倖偸する者數〻(五)御らせらる。法に據りて直言し、名刑相當り、繩墨に循ひ、姦人を誅するは、上の爲めに治むる所以なり、而るに愈〻疎遠にせらる。(六)諂施して意に順ひ、欲を(七)從にし以て世を危くする者、近習せらる。租税を悉くし民力を專にするは、難に備へ倉府に充つる所以なり。而るに士卒の(八)事を逃れ伏匿し、有威の門に附託し、以て(九)徭賦を避けて、而も上(索メ)得ざるもの(一〇)萬數あり。

夫れ善田利宅を陳ぬる者は、士卒を戰はす所以なり。而るに平原曠野に斷頭裂腹播骨する者は、宅の身を容るゝ無く、身死し田奪はる。而も(一一)女妹、色あるもの、(又ハ)大臣左右、功無き者は、宅を擇びて受け、田を擇びて食ふ。賞利一に上より出づるは、擅ら下を制する所なり。而るに

【三八】手の筋を見る者。
【三九】媚嫉蠱惑すること狐の如きをいふ。蠱は原本には蟲に作る。
【四〇】人の意に適ふの說辭を君前に爲す者。
【一】法度なり。
【二】嬰は觸るゝ也。
【三】外にあらはるゝを姦と爲し、內に藏するを軌といふ。
【四】倖偸は僥倖を冀望する也。
【五】御は侍なり。親近せられて侍坐するをいふ。
【六】施は詑、多言也。亦諂ふ意なり。
【七】從は縱と通ず。
【八】事は公事なり。
【九】徭賦は軍役なり。
【一〇】萬を以て數ふるに至る。
【一一】己が女子又は妹の、美色ある者。

し、(此甚)(二四)入れば則ち民を亂り、出づれば則ち便ならざるなり。上宜しく(二五)其故を禁じ其迹を滅す可くして、而も止めず、又從ひて之を尊ぶ。是れ下に上を亂すを教へて、以て治を爲す者なり。

凡そ(二六)上の治むる所の者は、刑罰なり。(然ルニ)今、私に義を行ふ者あれば尊ばる。社稷の立つ所以の者は、(二七)安靜なり、而るに躁險讒諛の者(二八)任ぜらる。(二九)四封の内(上ニ)聽從する所以の者は、信と(三〇)德となり、而るに(三一)陂知傾覆の者使はる。令の行はるゝ所以、威の立つ所以の者は、(三二)恭儉なり、(シカルニ)上に聽かずして巖居して世を非る者(三三)顯はる。倉廩の實つる所以の者は、耕農の本務なり、而るに(三四)綦組・錦繡・刻畫して末作を爲す者は富む。名の成る所以、城池の廣まる所以の者は、戰士なり、今、死士の孤、饑餓して道に乞ひ、而して優笑酒徒の屬、車に乘り(三五)絲を衣る。賞祿は民力を盡くし下の死に(三六)易ふる所以なり、今、戰勝攻取の士、勞して(三七)賞に霑は

【二四】平常、内に居るときは、民俗を亂し、事ありて外に出づるときは、便利ならざるなり。便は一本には使に作る。

【二五】故は原本には欲に作る、今一本に從ふ。

【二六】原本には上の字無し、今一本によりて之を補ふ。

【二七】安靜は安定靜默の人をいふ。

【二八】政事に任ぜらる。

【二九】四封は四境なり。四封の内とは、國内をいふ。

【三〇】德は恩惠なり。

【三一】陂は平ならざること、知は智なり。偏りし智慧を以て國家を傾覆せんとする者。知は一本には智に作る。

【三二】恭儉の人は、上の命を謹み、上の命を畏る。

【三三】顯榮なり。

【三四】綦組は、文采あるくみひも。

【三五】絲は細絲の衣服。

【三六】易は代ふる也。

【三七】恩賞の及ばざるをいふ。

上を敬ひ罪を畏るれば、則ち之を怯と謂ひ。(一〇)言、節に時り、行、適に中れば、則ち之を不肖と謂ひ。(一一)二心私學無く、吏に聽き敎に從ふ者、則ち之を陋と謂ひ。(一二)致し難き、之を正と謂ひ。(一三)予へ難き、之を廉と謂ひ。(一四)禁じ難き、之を(一五)齊と謂ひ。令あれども聽從せざる、之を勇と謂ひ。上に利する無き、之を(一六)愿と謂ひ。寛惠にして德を行ふ、之を仁と謂ひ。重厚にして自ら尊くする、之を長者と謂ひ。私學して群を成す、之を(一七)師徒と謂ひ。閑靜安居する、之を(一八)有思と謂ひ。仁を損し利を逐ふ、之を(一九)疾しと謂ひ。(二〇)險躁佻反覆する、之を智と謂ひ。人の爲にするを先にして自から爲にするを後にし、(二一)名號を類して言ひ、天下を汎愛する、之を聖と謂ひ。(二二)言大に、稱はずして、用ふべからず、行ひて世に乖く者、之を大人と謂ひ。爵祿を賤み上に撓まざる者、之を傑と謂ふ。下の(二三)漸行すること此の如

【一〇】言行、時に適ひ節に中る。
【一一】二心なく、私學を務めず。
【一二】致し難しとは、人主徵せども就かざるをいふ。
【一三】予へ難しとは、上の賞を受けずして獨り名を貪るをいふ。
【一四】禁じ難しとは、跋扈して、法を以て禁制し難きをいふ。
【一五】齊は心を執ること齊莊なるをいふ。
【一六】愿は謹愿なり。
【一七】師徒は師弟なり。
【一八】思は道德純備する也。有は有德有仁の有の如し。
【一九】疾は、事に敏疾なる也。
【二〇】險は危險なり。躁は輕躁なり。佻は輕佻浮薄なり。按ずるに佻の上下に一字を脫するなるべし。或は險躁佻の三字の中のいづれかの一字衍なるべし。
【二一】號は普通一般の物の名稱、名は特殊の名稱、名と號とを比して各〻事に順ふを期する也。
【二二】其言無用にして、事理に合はざる也。
【二三】漸行とは、時世移り變じて、流俗漸次に陵遲するをいふ。

ぞや。夫れ上の貴ぶ所、（常ニ）治を爲す所以と相反すればなり。夫れ名號を立つるは、尊さを爲す所以なり。（然ルニ）今、名を賤み實を輕んずる者あり、(五)世、之を高しと謂ふ。爵位を設くるは、賤貴の基を爲す所以なり。而るに上を(六)簡にし・見ゆるを求めざる者を、世之を賢と謂ふ。威利は令を行ふ所以なり。而るに(七)利を無みし威を輕んずる者を、世之を重しと謂ふ。法令は治を爲す所以なり。而るに法令に從はずして、私善を爲す者を、世之を忠と謂ふ。官爵は民を勸むる所以なり。而るに名義を好み・進仕せざる者を、世之を烈士と謂ふ。刑罰は威を擅にする所以なり。而るに法を輕んじ・刑戮死亡の罪を避けざる者を、世之を勇と謂ふ。夫れ民の・名に急なるや、其利を求むるよりも甚し。此の如くなれば則ち士の饑餓乏絶する者、焉んぞ巖居して身を苦しめ以て名を天下に爭ふことなきを得んや。

故に世の治まらざる所以の者は、下の罪に非ず、上、其道を失へばなり。常に其の亂るゝ所以を貴びて、治まる所以を賤む。是の故に下の欲する所、常に上の治を爲す所以と相詭く也。今、下にして其上に聽くは、上の急にする所なり。而るに(八)惇愨純信、心を用ふること一なれば、則ち之を(九)窶と謂ひ。法を守ること固く、令を聽くこと審なれば、則ち之を愚と謂ひ、

【五】世人、之を高士と謂ふ。
【六】簡は忽略にする也。
【七】利を蔑みし、賞譽を悦ばず、威を輕んじて罰を畏れざる人を、世人之を重厚の人と謂ふ。
【八】惇は厚き也。愨は質誠なり。純は雜ならざる也。
【九】窶は猶ほ陋といふが如し。意氣地無き也。

臣に主に擬するの寵あり。此四の者は、國の危き所なりと。故に曰く、『(四四)内寵后に並び、(四五)外寵政を貳にし、(四六)枝子、適に配し、大臣、主に擬するは、亂の道なり』と。故に周記に曰く、(四七)『妾を尊くして妻を卑くするなかれ、適子を孽として(四八)小枝を尊くするなかれ、嬖臣を尊くして上卿に匹ぶるなかれ、大臣を尊くして以て其主に擬するなかれ』と。四擬の者破るれば、則ち(四九)上、意ふことなく、下、怪むことなきなり。四擬破れざれば、則ち身を損し國を滅す。

(一)詭使第四十三

聖人の(二)治道を爲す所以の者三あり。一に曰く利、二に曰く威、三に曰く名なり。夫れ利は民を得る所以なり、威は令を行ふ所以なり、名は上下の同じく道る所なり、此三者に非ざれば、有りと雖も(三)急ならず。今利、有る無きに非ざるも、而も民、上に化せず、威、存せざるに非ざるも、而も下、聽從せず、官、法無きに非ざるも、而も治、名に當らず、(四)三つの者存せざるに非ざるも、而も世の一治一亂するは、何

【四四】妾也。

【四五】嬖臣。

【四六】庶子。

【四七】此語は穀梁傳僖公九年に見ゆ。

【四八】嫡子にあらざる者。

【四九】上下法を守つて敢て窺窬せず。

【一】此篇、下の欲する所と、上の治を爲す所と相反するが故に法術の士の容れられざる所以を痛論せしものなり。

【二】國家を治むる道。

【三】急は急務なり。

【四】三つの者は、利、威、名なり。

く、人臣に五姦ありて、(二六)主知らざるなりと。人臣たるもの、(二七)用財貨賂を侈くし以て譽を取る者あり、(二八)慶賞賜予を務め以て衆を移す者あり、(二九)朋黨を務め、智に徇ひ、士を尊び、以て(三〇)擅逞する者あり、(三一)務めて罪獄を解免赦して、以て威を事とする者あり、(三二)務めて(三三)下の直曲を奉じ、怪言(三四)偉服瑰稱して以て民の耳目を眩はす者あり。此の五者は、(三五)明君の疑ふ所にして、聖王の禁ずる所也。此五者を去れば、則ち躁詐の人、敢て(三六)北面して談立せず、(三七)文言多く、實行寡くして法に當らざる者は、敢て情を誣ひて以て談說せず。是を以て群臣居れば則ち身を修め、動けば則ち力に任じ、上の令に非ざれば、敢て擅作疾言して事を誣ひず、此れ聖王の臣下を牧する所以なり。

彼の聖王明君は、(三八)疑物を適して以て其臣に闚はれず、疑物を見て(三九)反する無き者は、天下に鮮し。故に曰く、(四〇)孽に(四一)適に擬するの子あり、(四二)配に妻に擬するの妾あり、(四三)廷に相に擬するの臣あり、

【二六】主は闇主をいふ。
【二七】用財貨賂を多くして、左右の歡心を得、以て君に向て己を譽めしむる也、其奸一也。
【二八】其奸の二也。
【二九】其奸の三なり。
【三〇】擅逞は跋扈する也。
【三一】其奸の四なり。
【三二】其奸の五なり。
【三三】直曲は毀譽なり。下の直曲を奉ずとは、民の毀譽する所を奉行して下に媚ぶる也。
【三四】瑰偉は奇異なるをいふ。
【三五】明君と雖も、猶ほ賢なるべしと疑ふ也。
【三六】北面は臣下の座位。敢て王前に陳べざるを言ふ。
【三七】文言は文飾したる言。
【三八】適は對偶なり、疑似の物を竝べて以て臣下の覬覦の心を生ぜしめず。
【三九】反は心を變ずる也。
【四〇】庶子なり。
【四一】嫡子なり。
【四二】配偶なり。
【四三】廷は朝廷なり。

且つ存せん。臣の言ふ所に明ならずんば、節儉勤勞、布衣惡食すと雖も、國猶ほ自ら亡びん。趙の先君敬侯は、徳行を修めずして、好みて欲を縦にし、身體の安き所・耳目の樂む所に(一七)適し、冬日は畢弋し、夏は(一八)浮淫し、長夜(ノ飲)を爲し、數日、觴を御するを廢せず、飲むこと能はざる者には、筩を以て其口に灌ぎ、(臣下若シ)進退肅まず、應對恭しからざる者は、(一九)前に斬らる。故に居處飲食、此の如く其れ節ならざるなり、制刑殺戮此の如く其れ度無きなり。然るに敬侯、國を享くること數十年、兵、敵國に頓れず、(二〇)地、四鄰に虧けず、內は群臣百官の亂無く、外は諸侯鄰國の患無かりしは、臣に任ずる所以に明なりければなり。

燕の君子噲は(二一)召公奭の後なり。地方數千里、戟を持するもの數十萬。(二二)子女の樂みに安んぜず、(二三)鐘石の聲を聽かず、內は汙池臺榭に(二四)堙せず、外は畢弋田獵せず。又親ら(二五)耒耨を操り以て畎畝を修む。子噲の身を苦めて以て民を憂ふること、此の如く其れ甚し。古の所謂聖王明君なる者と雖も、其の身を勤めて世を憂ふること、此よりも甚しからず。然るに子噲、身死し國亡び、子之に奪はれて、天下之を笑ふ。此れ其れ何の故ぞや。臣に任ずる所以に明ならざりければなり。故に曰

【一七】適は自適する也。
【一八】浮淫は水に浮びて魚を取りて樂む也。
【一九】面前なり、立ちどころに也。
【二〇】敵國の爲に侵奪せられざる也。
【二一】賢者の後胤なるをいふ。
【二二】子女は美女をいふ。好色耽樂の意なきをいふ。
【二三】いづれも樂器なり。
【二四】堙は疑ふらくは淫の誤ならん。
【二五】耒耨は、農具。畎畝は、田畑をいふ。

し、自ら名を顯はすや、天下、明を稱す。則ち威は以て天下に臨むに足り、利は以て世を蓋ふに足りて、天下之に從ふ』と。又曰く、『今時の聞く所を以てするに、田成子は齊を取り、司城子罕は宋を取り、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、（九）易牙は衞を取り、韓魏趙の三子は晉を分てり。此（一〇）六人は、臣の其君を弑せる者なり』と。姦臣之を聞き、（一一）蹶然として耳を擧げて以て是と爲す也。故に内は黨與を構へ、外は巷族に（一二）據し、時を觀て事を發し、一擧して國家を取る。且つ夫れ内は黨與を以て其君を劫弑し、外は諸侯の權を以て其國を（一三）矯易し、正道を隱し、私曲を持し、上は君を（一四）禁じ、下は治を撓る者、勝げて數ふ可からざるなり。是れ何ぞや。則ち臣を擇ぶに明ならざればなり。記に曰く、『周の宣王以來、亡國數十、其臣の君を弑して國を取る者衆し』と。然らば則ち難の内より起ると、外より作るとは、相半ばするなり。能く一ら其民力を盡して、（向カモ禍外ヨリ起リ）國を破り身を殺す者は、（坐ナガラ臣下ノ劫奪ヲ受ケテ國ヲ讓ル者ニ比スレバ）尙ほ皆賢主なり。若し夫れ（姦臣ノ爲メニ）法を轉じ（臣主）位を易へ、衆を全くして國を（臣下ニ）傳ふるは、最も其（一五）病なり。

人主たる者、誠に臣の言ふ所に明ならば、則ち（一六）畢弋馳騁し、鐘を撞ち女を舞はすと雖も、國猶ほ

【九】易牙は一本には子南勁に作る。
【一〇】六人は當に八人に作るべし。
【一一】疾起の貌。
【一二】據は當に接に作るべし。
【一三】易は、あなどる也。矯一本に驕に作る。
【一四】禁は鉗制する也。
【一五】病は痛恨すべきこと。
【一六】田獵女樂を好むをいふ。

伎りて、其主に淫說せしめ、(三八)微に私を挾みて公議す。故に爲めに使する所の者は異國の主なり、爲めに談ずる所の者は、(三九)左右の人なり。(然ニ)主、其言を說びて、其辭を辯とし、以ふ此人は天下の賢士なりと。內外(四〇)左右、(四一)其諷一にして語同じ。大にしては、(人主)身を卑くし(己レ)位を(四二)尊へ以て之に下るを難らず。小にしては、爵を高くし祿を重くして以て之を利す。

夫れ姦人の爵祿重くして、黨與彌〻衆く、又(姦人ニ)姦邪の意あれば、則ち(一)姦臣愈〻反つて(二)之に說て曰く、『古の所謂聖君明王は、幼弱を(三)長じて、(四)世及、次序を以てせるに非ざるなり、其の黨與を構へ巷族を聚め上に偪り君を殺して其利を求めしを以てせるなり』と。(五)彼曰く、『何ぞ其れ然るを知るや』と。因りて曰はく、『舜は堯に偪り、禹は舜に偪り、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つ。此四人の者は、人臣の其君を弑せる者なり、而るに天下之を譽む。四王の(六)情を察するに、得るを貪る(七)人の意なり、其行を度るに、暴亂の兵なり。然るに四王自ら(八)措を廣くするや、天下、大を稱

【三八】私を抱いて議する所は至公に託す。
【三九】其國の左右也、姦臣を指す。
【四〇】「內外」の下に原本には「之於」の二字あり、衍文なり、今之を削る。
【四一】異口同音に相稱す。
【四二】尊は當に撙に作るべし、「おさふ」と訓す。
【一】姦黨の人人。
【二】黨與の姦人に說く。
【三】長は長育する也。
【四】世は原本には也に作る、今之を正す。父子相繼ぐを世と曰ひ、弟、兄に嗣ぐを及と曰ふ。
【五】彼は姦人をさす。
【六】情は實情なり。
【七】一本には人の字無し、是なるに似たり。
【八】措は當に籍に作るべし、地籍也、土地を廣むるをいふ。

夫れ（二四）數の以て其臣を度ること無き者は、必ず其衆人の口を以て之を斷ず。衆の譽むる所は、從ひて之を悦び、衆の非る所は、從ひて之を憎む。故に人臣たる者、家を破り（二五）賕を殘ひて、內、黨與を構へ、外、（二六）巷族に接し、以て譽を爲し、（二七）從陰約結して以て相固くし、（二八）虛しく爵祿を相與へ、以て相勸むるなり。且つ我に與する者は、將に之を利せんとし、我に與せざる者は、將に之を害せんとす。衆、（二九）其利を貪り、其威に劫かされ、（衆皆以爲ラク）彼れ誠に喜ばゞ則ち能く己れを利し、忌み怒らば則ち能く己れを害せんと。（乃チ）衆（之ニ）歸して民之に留まる、（故ニ姦臣ハ）以て譽、國に盈ち、主に（三〇）發聞す、主、其（三一）情を理むること能はず、因りて以て賢と爲す。

彼、又、譎詐の士をして、（三二）外、假りに諸侯の寵使と爲らしめ、（三三）之に假すに輿馬を以てし、（三四）之を信にするに瑞節を以てし、（三五）之を鎭するに辭令を以てし、（三六）之に資するに幣帛を以てし、（三七）諸侯に

【二四】數は術也。

【二五】賕は財貨なり。一說に曰く、賕は疑ふらくは財の字ならん。財は肆又には賕に作る、字形相似たり、故に誤りしならん。

【二六】巷族は巨族なり。

【二七】從陰は、合從して私交を爲すこと。

【二八】虛しく爵祿を許して實叙せず。他日、權勢の己に歸するときは　斯の如き爵祿を與ふべしと約する也。

【二九】利は自己の利益。

【三〇】發聞は上聞する也。

【三一】情は實情なり。

【三二】諸侯の使者、來りて己を貴寵すと詐僞するなり。

【三三】之は使者をさす。

【三四】信を示すに瑞節を以てす。

【三五】鎭は重くする也。辭令を以て之を鎭重にす。

【三六】之に加ふるに幣帛を以て之を資く。

【三七】他の諸侯を利用して其主を說きて惑はす也。仗は原本には使に作る、今之を正す。

而るに亂主は之を近づく、故に身死し國亡ぶるに至る。

聖王明君は則ち然らず、內、(二六)擧ぐるに親を避けず、外、擧ぐるに讎を避けず、是焉に在れば、從ひて之れを擧げ、非焉に在れば、從ひて之を罰す。是を以て賢良遂げ進みて、姦邪並び退く。故に一擧して能く諸侯を服す。其れ記に在り、曰く、『堯に(其子)丹朱ありて、舜に(其子)商均あり、(禹ノ子)啓に(二七)五觀あり、商に(二八)太甲あり、武王に(二九)管蔡あり』と。五王の誅する所、皆父兄子弟の親也、而るに其身を殺亡し其家を殘破する所の者は、何ぞや。其の國を害し民を傷り法を敗り(三〇)類を圮れるを以てなり。其の擧ぐる所を觀るに、或は(三一)山林藪澤巖穴の間に在り、或は(三二)囹圄縲紲纏索の中にあり、或は(三三)割烹芻牧飯牛の事に在り。然り而して明主は其卑賤を羞ぢざるなり。其の能く以て法を明にし國に便し民を利す可きを以て、從ひて之を擧げて、身安く名尊し。亂主は則ち然らず。其臣の意行を知らずして、之に任ずるに國を以てす、故に之を小にしては名卑く地削られ、之を大にしては國亡び身死す。臣を用ふるに明ならざればなり。

【二六】擧は擧用する也。親は親姻なり。
【二七】啓の子兄弟五人あり、五觀と云ふ。
【二八】湯王の孫太丁の子、伊尹之を桐に放つ。
【二九】管叔蔡叔の二人、文王の子にして武王の弟なり。
【三〇】類は族類なり。
【三一】太公望傅説の類。
【三二】箕子管仲の類をいふ。纏索は當に纆索に作るべし。
【三三】伊尹甯戚百里奚の類。

らず、其主を以て高天泰山の尊と爲し、而して其身を以て壑谷（一）鬴洧の卑と爲す、主は國に明名廣譽あつて、身は壑谷鬴洧の卑を受くるを難からず。此の如きの臣は、昏亂の主に當ると雖も、尙ほ功を致す可し、況んや顯明の主に於てをや、此を覇王の佐と謂ふ也。

若し夫れ周の滑伯・鄭の王孫申・陳の公孫寧・儀行父・荊の芋尹・申亥・隨の少師・越の種干・吳の王孫雒・晉の陽成泄・齊の豎刁・易牙、此十二人の者の其臣たるや、皆小利を思ひて法義を忘れ、進みては則ち賢良を（二）掩蔽し、以て其主を陰闇にし、退きては則ち百官を撓亂して、禍難を爲す、皆其君を輔けて、其欲を共にし、苟も一たび主に說ばるゝを得れば、國を破り衆を殺すと雖も、爲すを難からざるなり。臣あること此の如きに、聖王に當ると雖も、尙ほ之を奪はんことを恐る、而も況んや昏亂の君をや、其れ能く失ふこと無からんや。臣ある此の如き者は、皆身死し國亡び、天下の笑となる。

故に（三）周の威公は身殺され、國分れて二と爲り、鄭の子陽は身殺され、國分れて三と爲り、陳の靈公は身、夏徵舒氏に死し、（四）荊の靈王は乾谿の上に死し、隨は荊に亡び、吳は越に幷せられ、知伯は晉陽の下に滅され、桓公は身死し、（五）七日收められず。故に曰く、諂諛の臣は、唯だ聖王之を知ると。

【一】鬴洧は共に水の名。
【二】蔽うて進めず。
【三】趙韓、西周を分ちて二となす、威公は西周の桓公の子。
【四】靈王無道なり、棄疾、亂を作し、三軍、王に叛き、王自殺す。
【五】七日の上に六十の字を脫す。史記に曰く、桓公の尸、牀上に在ること六十七日と。

はれざれば、則ち(二)其主を陵ぐに語を以てし、之に從ふに威を以てす。身死し家破れ、(三)要領屬かず、(四)手足處を異にすと雖も、爲すを難からざるなり。此の如きの臣は、先古聖王も、皆(五)忍ぶこと能はざるなり。今の時に當りて、將た安んぞ之を用ひん。

若し夫れ(六)齊の田恒・宋の子罕・魯の季孫意如・晉の僑如・衛の子南勁・鄭の太宰欣・楚の白公・周の單荼・燕の子之、此の九人の者の其臣たるや、皆朋黨比周して、以て其君に事へ、正道を隱して私曲を行ひ、上は君に偪り、下は治を亂り、(七)外を援きて以て內を撓め、下を(八)侵して以て上を謀り、爲すを難からざるなり。此の如きの臣は、唯だ聖王智主のみ能く之を禁ず、若し夫れ昏亂の君は、(安ンゾ)能く之を見んや。

若し夫れ后稷・皐陶・伊尹・周公旦・太公望・管仲・隰朋・百里奚・蹇叔・舅犯・趙衰・范蠡・大夫種・逢同・華登、此の十五人は、其臣たるや、皆夙に興き夜に寐ね、身を卑くし體を賤しめ、(九)心を悚み意を白かにし、刑辟を明にし、官職を治めて、以て其君に事へ、善言を進め、道法に通じ、而して敢て其善に矜らず、功を成し事を立つるありて、敢て(一〇)其榮に伐らず、家を破りて以て國に便し・身を殺して以て主を安んずるを難

【二】其主を陵侮する也。
【三】要は腰、領はくび也。首斬らるるをいふ。
【四】手足を斬らる。
【五】忍は忍容する也。
【六】「齊の田恒」は原本には「田齊恆」に作る、今之を正す。
【七】外は外國なり。他國の威を借りて以て君の權を撓む。
【八】侵は一本には親に作る。
【九】悚は敬なり、白は明なり、心を敬しみ、意を明にす。
【一〇】榮は一本には勞に作る。從ふ可きに似たり。

善ノ·其主を擅にして、以て(二六)精微を集め、(二七)之を亂すに其好む所を以てす。此れ夫の郎中左右の類なる者なり。往世の主、人を得て身安く國存する者あり。人を得て身危く國亡ぶる者あり。人を得るの名は一なり、而るに利害(二八)相千萬するなり。故に人主の左右は、愼まざるべからざるなり。人主たる者、誠に(二九)臣の言ふ所に明ならば、則ち賢不肖を別つこと黑白の如けん。

若し夫れ許由·續牙·晉の伯陽·秦の顚頡·衞の僑如·狐不稽·重明·董不識·卞隨·務光·伯夷·叔齊、此の十二人は、皆上、利を見るも喜ばず、下、難に臨むも恐れず、或は之に天下を與ふるも取らず、卑辱の名あれば、則ち(三〇)食祿の利を樂はず。夫れ利を見て喜ばざれば、上、厚賞すと雖も、以て之を勸むること無く、難に臨みて恐れざれば、上、嚴刑すと雖も、以て之を威すこと無し、此を之れ(三一)不令の民と謂ふ也。此の十二人は、或は窟穴に伏死し、或は草木(ノ間)に槁死し、或は山谷に饑餓し、或は水泉に沈溺す。民ある此の如きは、先古の聖王も皆(之ヲ)臣とすること能はず。今の時に當り、將た安んぞ之を用ひんや。

若し夫れ關龍逢·王子比干·隨の季梁·陳の泄冶·楚の申胥·呉の子胥、此六人は、皆疾爭强諫して、以て其君に勝ち、言聽かれ事行るれば、則ち(一)師徒の勢の如く、一言にして聽かれず、一事にして行

【二六】天下の精微を類集し討論して、有道者の若くする也。
【二七】人主の好む所に因りて以て其心を亂す也。
【二八】區區なるをいふ。
【二九】臣とは韓子自ら言ふ也。
【三〇】食祿なり。
【三一】不令とは命令を奉ぜざる也。
【一】敎師と徒弟となり。君を視ること、師の弟子を視る如き勢なるをいふ。

なり。是の故に姦を禁ずるの法、太上は、(五)其心を禁じ、其次は(六)其言を禁じ、其次は(七)其事を禁ず。今、世皆曰ふ『主を尊び國を安んずる者は、必ず仁義智能を以てす』と。而も主を卑くし國を危くする者の必ず仁義智能を以てするを知らざるなり。故に有道の主は仁義を遠け、智能を去り、之を服するに法を以てす。是を以て譽廣くして名(八)成り、民治まりて國安し、民を用ふるの法を知ればなり。凡そ術なるものは主の執る所以なり、法なるものは(九)官の師とする所以なり。然れども(一〇)郎中をして日に道を郎門の外に聞き、以て境内に至るまで、日に法を見しむるは、又其難きに非ざるなり。

昔は、有扈氏に失度あり、讙兜氏に孤男あり、三苗に成駒あり、桀に侯侈あり、紂に崇侯虎あり、晉に優施あり、此六人は亡國の臣なり。是を言ふこと非の如く、非を言ふこと是の如くす。(一一)內は險にして以て賊、其(一二)外は(一三)小謹、以て(一四)其善を徵はし、往古を稱道して、(一五)良事をして沮ましめ、

【五】先づ民の心を禁ずる故に民に觖望なし。

【六】禮を以て民の心を制す、故に民、恥あり、是を以て民、言あらず。

【七】賞を信にし罰を必す、故に民之を畏る、是を以て事あらず。

【八】成は原本には威に作る、今之を正す。

【九】百官。

【一〇】郎中は近臣なり。郎門は廊門なり。郎中左右をして日に道路の說く所、官吏の公私儉侈、人民の好惡貧富を聞き、日日法の是非を視察せしむるは、此れ人主の時に爲す所、然れども又其の難き者に非ず唯だ其臣を擇ぶこと難し。

【一一】內は內心なり。

【一二】外は外貌なり。

【一三】小心謹直。

【一四】己の善を徵證する也。

【一五】善良の事を止むる也。一に曰く、良事は常に其事に作るべしと。

安くに假借せんや。商君の法に曰く、(一八)「一首を斬る者は爵一級、官たらんと欲せば、五十石の官と爲さん、二首を斬る者は爵二級、官たらんと欲せば、百石の官と爲さん」と。官爵の遷ると、首を斬るの功と相稱ふなり。今、法あり、首を斬る者は醫匠たらしめんと曰はば、則ち屋は成らずして病は已えじ。夫れ匠は手巧なり、醫は齊藥するなり。而るに首を斬るの功を以て(一九)之と爲さば、則ち其能に當らじ。今、官を治むるは、智能なり。今、首を斬るは、勇力の加はる所なり。勇力(二〇)の加ふる所を以てして、智能の官を治めしむ、是れ首を斬るの功を以て醫匠とするなり。故に曰く、二子の法術に於ける、皆未だ善を盡さゞるなりと。

(一)說疑第四十二

凡そ治の大なるとは、(二)其賞罰の當れるのみを謂ふにあらざるなり。無功の人を賞し、不辜の民を罰するは、(三)所謂明にあらざるなり。(四)有功を賞し有罪を罰して、其當を失はざるは、乃ち人に在る者なり。能く功を生じ過を止むる者にあらざる

【一八】敵の一首を得ば爵一級を給ふ。
【一九】之は醫匠をさす。
【二〇】一本に「の加ふる所」の數字なし。
【一】此篇、人臣の姦を爲すを禁ずる法を說く。
【二】能く功を生じ過を止むる者を大となす。
【三】賞罰當らざるは闇主なり。
【四】賞罰當を失はざるも、此は功ありて後賞し、罪ありて後罰するものにして、未だ賞せずして功を生じ、罰せずして過を止むるに至らざるなり。

てして、人臣に資するのみ。孝公商君死し、惠王位に卽くに及び、秦の法未だ敗れざる也、而して張儀、秦を以て韓魏を(一四)殉ふ。惠王死し、武王、位に卽くや、甘茂、秦を以て周を殉ふ。武王死し昭襄王位に卽くや、穰侯、韓魏を越えて東のかた齊を攻むること五年、而して秦、尺土を益さず、乃ち其陶邑の封に城く。應侯、韓を攻むること八年、其汝南の封に城く。是より以來、諸〻秦に用ひらるゝ者は、皆應穰の類なり。故に戰勝てば則ち大臣尊く、地を益せば則ち私封立つ。主、術の以て姦を知る無ければなり。商君、十たび其法を(一五)飭ふと雖も、人臣反りて其資を用ふ。故に彊秦の資に乘ずること數十年にして、而も帝王に至らざるものは、法、官を勤飭せずして主、上に術無きの患なり。

問ふ者曰く、主、申子の術を用ひて、官、商君の法を行ふ、可ならんかと。對へて曰く、申子は未だ(一六)術を盡さゞるなり。申子言ふ、『治は官を踰えず、知ると雖も言はず』と。治、官を踰えざるは、之を職を守ると謂ふは可なり、(サレド)知れども言はざるは、是を過と謂ふなり。人主は一國の目を以て視る、故に視ること焉よりも明なるはなし、一國の耳を以て聽く、故に聽くこと焉れよりも聰なるはなし。今知れども言はずんば、則ち人主(一七)尙ほ

【一四】殉は徇と通ず。營む也。
【一五】飭は原本には飾に作る、今一本に從ふ。
【一六】術は原本には法に作る、今之を正す。「申子は未だ術を盡さゞるなり」の下に、一本には、「商君は未だ法を盡さゞるなり」の一句あり、從ふ可し。
【一七】何の處に於て人の耳目を借りて姦邪を知らんや。

則ち上に弊れ、臣、法無ければ則ち下に亂る。此れ一も無かるべからず、皆帝王の具なり

問ふ者曰く、徒術のみにして法無く、徒法のみにして術無き、其の不可なるは何ぞやと。對へて曰く、申不害は韓の昭侯の(七)佐なり。韓は(八)晉の別國なり。(富時)晉の故法未だ息まずして、韓の新法又生じ、先君の令未だ收めずして、後君の令又下る。(然ルニ)申不害、其法を擅にせず、其憲令を一にせず、則ち姦多し。故に(百官)利、故法前令に存すれば、則ち之れに道り、利、新法後令に在れば則ち之に道る。利、故新相反し、前後相悖るに在れば、則ち申不害、十たび昭侯をして術を用ひしむと雖も、而も姦臣猶ほ其辭を譎る所あらん。故に萬乘の勁韓に託し、(九)七十年にして霸王に至らざる者は、術を上に用ふと雖も、法、官を(一〇)勤飭せざるの患なり。

公孫鞅の秦を治むるや、(一一)告相坐を設けて其實を責め、(一二)什伍を連ねて其罪を同じくす。賞厚くして信に、刑重くして必す。是を以て其民、力を用ふるに、勞すれども休まず、敵を逐ふに、危けれども卻かず。故に其國富みて兵彊し。然れども術の以て姦を知ること無ければ、則ち(一三)其富彊を以

【七】佐は輔佐なり。

【八】晉の三卿韓魏趙、晉國を分割して之を有す。故に別國といふ。

【九】七十は十七の倒置なり。昭侯八年、申子、相となり、二十二年卒す、其間實に十五年なり。

【一〇】勤飭は一本には勒飭に作る。是なるに似たり。

【一一】告相坐は當に告坐に作るべし。連坐なり。公孫鞅の法、姦を告げざる者は、腰斬し、姦を告ぐる者は、敵首を斬ると賞を同じうす。

【一二】什伍の組合。

【一三】其富强が君の有と爲らずして、大臣が柄を竊むに資益するのみ。

て、必ず以て民萌の資利を齊へんと思ふものは、仁智の行なり。亂主闇上の患禍を憚りて、死亡の害を避け、知、明にして、民萌の(二六)資利を見ざるものは、貪鄙の爲なり。臣貪鄙の爲に嚮ふに忍びず、敢て仁智の行を傷らず。先生、臣を(二七)幸するの意あるも、然も大に臣を傷ふの實ありと。

(一)定法第四十一

問ふ者曰く、(二)申不害・(三)公孫鞅、此の二家の言は、孰れか國に急なると。之に應へて曰く、是れ(優劣ヲ)程る可からざるなり。人食はざること十日なれば則ち死す、大寒の隆なるに、衣きざれば亦死す。之を衣食孰れか人に急なると謂はゞ、則ち是れ一も無かる可からざるなり、皆生を養ふの具なり。今、申不害は術を言ひ、而して公孫鞅は法を爲す。術は任に因りて官を授け、名に循ひて實を責め、殺生の柄を操りて、羣臣の能を(四)課する者なり、此れ人主の執る所なり。法は憲令、官府に著はれ、賞罰、民心に必す、賞は法を愼むに存して、罰は令を姦すに加ふる者なり、此れ(五)臣の師とする所なり。(六)君、術無ければ

【二六】資利は、原本には養夫身利に作る、今之を正す。
【二七】幸は愛幸する也。
【一】此篇は、申不害の術と、公孫鞅の法とに就き、利害を計較して、以て自家法術の本旨を明にす。
【二】韓相。
【三】秦の相商君。
【四】課は試なり。
【五】臣は一本には人臣に作る。羣臣、法令を以て師と爲す。
【六】原本には君の字無し、今一本によりて之を補ふ。

亡へるを聞かずや。二君は、聲詞に驅られ、辯說に眩ひ、屯伯に試みず、州部に闕らず、故に政を失ひ國を亡ふの患ありき。是に由りて之を觀れば、夫の屯伯の試・州部の闕無きは、豈に明主の備へならんや』と。

堂谿公、(八)韓子に謂つて曰く、『臣聞く(九)服禮辭讓は、（身ヲ）全うするの術なり、行を修め(一〇)智を退くるは、（名ヲ）遂ぐるの道なりと。今、先生は法術を立て、度數を設く。臣竊に以爲らく、(一一)身を危くして軀を殆くせんと。何を以て之を效す。聞く所の先生の術に曰く、楚は吳起を用ひずして削亂し、秦は商君を行ひて富彊なりと。二子の言已に當る、然るに吳起の(一二)支解せられて、商君の車裂せられしは、世に逢ひ主に遇はざるの患なり。（カ）逢遇は必とすべからずして、患禍は斥くべからざるなり。夫れ全遂の道を舍てゝ、危殆の行を肆にす、竊に先生の爲めに取る無し』と。

韓子曰く、『臣、先生の言を明にせん。夫れ天下を治むるの(一三)柄、(一四)民萌を齊ふるの度は、甚だ未だ處し易からざるなり。然も先生の敎を廢して、(一五)賤臣の取る所を行ふものは、竊に以爲らく、法術を立て度數を設くるは、民萌を利し衆庶に便にする所以の道なりと。故に亂主闇上の患禍を憚らずし

【八】韓非。
【九】服禮は禮を行ふこと。
【一〇】智を退くとは智を藏すこと。
【一一】身は一身の總名、軀は四體をいふ。
【一二】四肢を切斷せらるゝこと。
【一三】柄は政柄。
【一四】民萌は民生なり。
【一五】法術をいふ。

論を別つも、(一八)而も之が正を爲すもの莫し。是を以て(一九)儒服帶劍の者衆くして、(二〇)耕戰の士寡し。(二一)堅白・無厚の詞(二二)章はれて、憲令の法息む。故に曰く、上不明なれば則ち辯生ずと。

(一)問田第四十

徐渠、(二)田鳩に問うて曰く、『臣聞く(三)智士は下を襲ねずして君に遇せられ、聖人は功を見はさずして上に接すと。(四)今、陽成義渠は(五)明將なり、而るに(六)屯伯に措る、公孫亶回は聖相なり、而るに(七)州部に關れるは、何ぞや』と。田鳩曰く、『此れ他故異物無し、主に度あり上に術あるの故なり。且つ足下獨り、楚は宋觚を將として其政を失ひ、魏は馮離を相として其國を

【一八】法術の士が辯士の妄言を正す能はざるは、人君が其言を用ひざる爲なり。
【一九】儒者、俠者。
【二〇】耕作戰鬪の士。
【二一】堅白は、公孫龍の說なり。公孫龍の堅白論に云はく、堅白石の三は可ならんか。曰く、不可なり。二は可ならんか。曰く、可なり。目、石を視るときは、但だ白きを見て、其堅きを知らず、則ち之を白石と謂ふ。手、石に觸るゝときは、則ち其堅きを知りて、白きを知らず、則ち之を堅石と謂ふ。是れ堅白の終に合して一と爲す可からざるなりと。無厚は鄧析子に無厚篇あり、天、人に於て厚きことなく、君、臣に於て厚きことなく、父、子に於て厚きことなし、無情無爲自然は天の道なり人君宜しく斯の道を體すべしと說く。共に無用の詭辯をいふ。
【二二】章は彰るゝ也。

【一】此篇、彼が刑名法術を以て天下を救はんとするを表白せし者也。
【二】楚大夫、墨子の學を爲す。
【三】智士聖人は、下官を歷て進み功を顯はして後人主に接見するに非ず、即ち等級を歷ず事功を俟たずして用ひらる。
【四】今は原本には令に作る。今之を正す。
【五】名將。
【六】屯伯は卒伍の長なり、原本には毛伯に作る。今之を正す。下同じ。
【七】州部の吏より身を起す。

ること無し、此れ（八）辯無き所以の故なり。亂世は則ち然らず。主上、令あれば、民、文學を以て之を非り、官府、法あれば、民、私行を以て之を矯ぐ。人主顧りて其法令を（九）漸し、而して學者の智行を尊ぶ、此れ世の文學を多とする所以なり。

夫れ言行は功用を以て之が（一〇）的彀と爲す者なり。夫れ殺矢を砥礪して、以て妄りに發つも、其端、未だ嘗て秋毫に中らずんばあらざるなり。然るに善射と謂ふ可からざるは、常の儀的無ければなり。五寸の的を設けて、十歩の遠きに引かんに、（一一）羿・逢蒙に非ざれば、必ず中つること能はざるは、（一二）常あればなり。故に常あれば則ち羿・逢蒙も五寸の的を以て巧と爲し、常なければ則ち妄りに發するの秋毫に中たるを以て拙と爲す。今、言を聽き行を觀、（一三）功用を以て之が的彀となさざれば、言、至察と雖も、行、至堅と雖も、則ち妄發の說なり。

是を以て、亂世（ノ君主）の、言を聽くや、（一四）難知を以て察となし、博文を以て辯となし。（一五）其の行を觀るや、羣を離るゝを以て賢となし、上を犯すを以て（一六）抗となす。人主たる者、辯察の言を說びて、賢抗の行を尊ぶ。故に夫の法術を（一七）作ゐるの人、取舍の行を立て、辭爭の

【八】辯論者なき理由。
【九】漸漸に斷けて廢止す。
【一〇】まとなり。
【一一】共に古の弓の名手。
【一二】常の儀的。
【一三】功用は原本には公用に作る、今之を正す。
【一四】人の容易に知り難き事を言ふ者を以て明察の知者と爲す。
【一五】其は亂世の君主をさす。
【一六】抗は高き也。
【一七】作は用ふる也。

しめて之を敗り、治は堯舜にせしむるに非ずんば則ち必ず桀紂にせしめて之を亂さんといふは、(之ヲ譬フレバ)〔四〇〕此れ味は飴蜜にあらざれば必ず苦菜・亭歴とするなり。此れ則ち〔四一〕積辯累辭理を離れ術を失へる〔四二〕兩末の議なり。奚ぞ以て夫の道理の言を難ずべけんや。客の議は未だ此論(ヲ解スル)に及ばざるなり。

〔一〕問辯第三十九

或ひと問うて曰く、辯安んか生ずると。對へて曰く、上の不明なるより生ずる也と。問ふ者曰く、上の不明なる、因りて辯を生ずとは、何ぞやと。對へて曰く、明主の國、令は言の最も貴き者なり、法は事の最も〔二〕適ふ者なり。〔三〕言に二貴無く、事は兩適せず。故に言行の法令に〔四〕軌せざる者は必ず禁ず。若し其れ〔五〕法令無きも、以て〔六〕詐りに接し變に應じ利を生じ事を揣るべき者は、上必ず其言を采りて、而して其實を責む。(而シテ)言當れば則ち〔七〕大利あり、當らざれば則ち重罪あり。是を以て愚者は罪を畏れて敢て言はず、智者は以て訟ふ

【四〇】苦菜は、にがな。亭歴はにがせり。甘に非ざれば則ち苦なるをいふ。

【四一】多辯なるなり。

【四二】兩末は兩極端なり。末は原本には未に作る、今之を正す。

【一】此篇、周末の文學辯論の士の、國家に寸効なくして、大害あることを論ず。

【二】適は適當なり。

【三】言は上の令よりも貴きは莫く、事は兩方に可なること能はず。

【四】軌は軌範なり。

【五】法令に從はずとも。

【六】敵人の詐に應接するを云ふ。

【七】賞賜なり。

（東西）に分馳するがごとし、相去ること亦遠し。夫れ(三〇)隱括の法を棄て、(三一)度量の數を去らば、(三二)奚仲をして車を爲らしむとも、一輪を成すこと能はじ。(三三)慶賞の勸、刑罰の威無く、勢を釋て法を委てば、堯舜戶ごとに說きて人ごとに之れを辯ずとも、三家を治むること能はじ。夫れ勢の用ふるに足ること亦明なり、而るに『必ず賢を待つ』と曰ふは、則ち亦然らず。且つ夫れ百日食はずして、以て粱肉を待たば、餓者は活きじ。今堯舜の賢を待ちて、乃ち當世の民を治むるは、是れ猶ほ粱肉を待ちて餓を救ふの說なり。夫れ『良馬固車、臧獲之を御すれば、則ち人の笑と爲り、王良之を御すれば、則ち日に千里を取る』と曰ふは、吾れ以て然りと爲さず。夫れ越人の(三四)海游を善くする者を待ちて、以て(三五)中國の溺人を救はゞ、越人善く遊ぐも、而も溺者は濟はれじ。夫れ王良を待ちて、以て今の馬を馭するは、亦猶ほ越人の溺を救ふの說のごとし、不可なること亦甚し。夫れ良馬固車、(三六)五十里にして(三七)一置せば、(三八)中手をして之を御せしむるも、速なるを追ひ遠きを致すこと、以て及ぶべく、而して千里も(三九)日にして致す可きなり、何ぞ必ずしも古の王良を待たんや。且つ御は王良にせしむるにあらずんば、則ち必ず臧獲にせ

【三〇】邪を揉むるを隱と云ひ方を正すを括と云ふ、曲木を矯揉する器。
【三一】尺度なり。
【三二】古の巧匠。
【三三】慶賞の勸は、慶賞を以て人を勸むる也。
【三四】海游は海におよぐこと。
【三五】越と中國と相距る遠し。
【三六】一里は我が六丁。
【三七】置は驛、馬の繼ぎ立する所。
【三八】中等の御者。
【三九】日を計りて。

る。(二四)客曰く、人の矛と楯とを鬻ぐ者あり、其楯の堅きを譽む、『物能く陷すもの莫し』と。俄にして又其矛を譽めて曰はく、『吾が矛の利なる、物能く陷さざること無し』と。人、之に應じて曰く、『子の矛を以て、子の楯を陷さば如何』と。其人應ふること能はざるなり。陷す可からずと爲すの楯と陷さざる無きの矛とを以て(二五)名と爲すは、兩立す可からざるなり。夫れ賢の勢たるや、(二六)禁ず可からずして、勢の道たるや、禁ぜざる無し、禁ず可からざるの勢と、禁ぜざる無きの道とを以てす、此れ矛楯の說なり。夫れ賢勢の相容れざること亦明なり。且つ夫れ(二七)堯舜桀紂は千世にして一たび出づるも、是れ比肩隨踵して生るゝなり。(二八)世の治者は中に絕えず。吾が勢を言ふを爲す所以の者は、中なり。中とは、上、堯舜に及ばず、下、亦桀紂たらず、法を抱き勢に處れば則ち治まり、法に背き勢を去れば則ち亂る。今(若シ賢者ヲ待ツ者ノ說ニ從ヘバ)勢を廢し法に背きて、而して堯舜を待つ、堯舜至らば乃ち治まらん、(而カモ)是れ千世亂れて一たび治まるなり。法を抱き勢に處りて、而して桀紂を待つ、桀紂至らば乃ち亂れん、是れ千世治まりて一たび亂るゝなり。且つ夫れ治千にして亂一なると、治一にして亂千なるとは、是れ猶ほ(二九)驥駬に乘りて

【二四】此客は韓子が假設する所の客にして、愼子を難ずる客に非ざるなり。一本には「客曰く」の字無し、是なるに似たり。

【二五】名は標目なり。

【二六】禁ず可からずとは、跋扈をいふ。

【二七】堯舜桀紂は千世にして一たび出づるすら、猶ほ人の竝び立ちて稠密するがごとし。

【二八】中材の主は相續で出づるをいふ。

【二九】共に駿馬。

を治むるの王良なり。

復た之に應へて曰く、（一七）其人、勢を以て、恃みて以て官を治むるに足ると爲す。（又或ル）客は『必ず賢を待ちて乃ち治まる』と曰ふ。則ち然らず。夫れ勢は名一にして（一八）變無數なる者なり。（若シ）（一九）勢は必ず自然に於てすとせば則ち勢を言ふを爲す無し。吾が勢を言ふを爲す所の者は、（二〇）人の設くる所を言ふなり。今曰はく、『堯舜は勢を得て治まり、（二一）桀紂は勢を得て亂る』と。（二二）吾れ、堯舜を以て然らずと爲すに非ざる也。然りと雖も、（ソレハ）一人の設くるを得る所にあらざる也。夫れ堯舜生れながらにして上位に在らば、十の桀紂ありと雖も、亂ること能はざる者は、則ち勢治まれば也。桀紂亦生れながらにして上位に在らば、十の堯舜ありと雖も、而も亦治むること能はざる者は、則ち勢亂るればなり。故に曰く、勢治まる者は則ち亂るべからず、勢亂るる者は則ち治むべからざるなりと。此れ自然の勢にして、人の設くるを得る所に非ざるなり。吾が言ふ所のごときは、（之ト異リ）人の（設クルヲ）得る所の勢を謂ふのみ、（二三）賢何ぞ事とせん。何を以て、其然るを明かにす

【一七】愼子をさす。
【一八】變は變化なり。
【一九】勢は二種あり、一は人の設くる所の勢なり、一は自然の勢なり。自然の勢は、人の之を如何ともすること能はざる所の者なれば、之を論ずるも益無し。
【二〇】人の設くる所の勢とは、禮法を謂ふ。
【二一】原本には紂の字なし。今一本によりて之を補ふ。
【二二】吾れ、客の此言を以て非と爲すにあらざる也。然れども、客の所謂勢は、人の設くる所の禮儀法度を指すに非ざるなり。一人の一の字は疑ふらくは衍ならん。
【二三】必ずしも賢者を要せず。

に飛びて邑に入り、人を擇びて之を食はんとす」と。夫れ不肖人をして勢に乘ぜしむるは、是れ虎の爲めに翼を傅くるなり。桀紂は高臺深池を爲りて以て民力を盡し、炮烙を爲りて以て民性を傷ふ。桀紂の肆行を（一三）乘すを得しは、南面の威之が翼を爲りたればなり。桀紂をして匹夫たらしめば、未だ始めより一をも行はずして、身、刑戮に在りしならん。勢は虎狼の心を養ひて、暴亂の事を成す者なり。此れ天下の大患なり。勢の治亂に於ける、（一四）本末位有るなり。而るに（愼子ノ）語に、專ら勢の以て天下を治むるに足るを言ふは、其智の至る所の者淺し。夫れ良馬固車も、（一五）臧獲をして之を御せしめば、則ち人の笑とならん。王良、之を御すれば、（一六）日に千里を取る。車馬異なるに非ざるなり、或は千里に至り、或は人の笑となるは、則ち巧拙の相去ること遠ければなり。今、國位を以て車と爲し、勢を以て馬と爲し、號令を以て轡と爲し、刑罰を以て鞭筴と爲し、堯舜をして之を御せしむれば則ち天下治まり、桀紂をして之を御せしむれば則ち天下亂る。則ち賢不肖の相去ること遠ければなり。夫れ速なるを追ひ遠きを致さんと欲して、王良に任ずるを知らず、利に進み害を除かんと欲して、賢能に任ずるを知らず、此れ則ち類を知らざるの患なり。夫れ堯舜は亦民

【一三】乘一本に成に作る。
【一四】本は堯を指し末は桀紂を指す。勢は賢不肖俱に位する者なり、豈に唯だ賢者の位ならんや。一説には「本末、位あるなり」は當に「本、未だ位あらざるなり」に作るべし。本、未だ一定の位あらざるを言ふなりと。後説、長ぜるに似たり。
【一五】奴婢の賤稱。
【一六】一日に千里を行く。

愼子に應へて曰く、飛龍、雲に乘じ、騰蛇、霧に遊ぶは、吾れ、龍蛇を以て雲霧の勢に託せずとは爲さゞるなり。然りと雖も、夫れ賢を(九)釋て、專ら勢に任ずるは、以て治を爲すに足るか、則ち吾れ未だ(其然ルヲ)見るを得ざるなり。夫れ雲霧の勢ありて、能く之に乘遊するは、龍蛇の材、美なればなり。今、雲盛なるも、而も螾は乘ずること能はず、(一〇)霧醲なるも、而も螘は遊ぶこと能はざるなり。夫れ盛雲醲霧の勢あるも、而も乘遊すること能はざるは、螾螘の材、薄ければなり。(一一)今、桀紂南面して天下に王となり、天子の威を以て、之が雲霧となして、而も天下、大亂を免れざるは、桀紂の材、薄ければなり。且つ其れ堯の勢を以て天下を治むること、何を以て桀の勢もて天下を亂すに異ならんや。夫れ(一二)勢は、能く必ず賢者をして之を用ひしめて、不肖者をして之を用ひざらしむるにあらざるなり。賢者、之を用ふれば、則ち天下治り、不肖者、之を用ふれば、則ち天下亂る。人の性情は、賢者は寡くして不肖者は衆し、而して威勢の利を以て、世を亂すの不肖人を濟くれば、則ち是れ勢を以て天下を亂る者は多く、勢を以て天下を治むる者は寡し。夫れ勢は治に便にして亂に利なる者なり。故に周書に曰く、「虎の爲めに翼を傅くることなかれ、(翼ヲツクレバ)將さ

【九】釋は原本には擇に作る、今一本に從ふ。

【一〇】醲は濃に同じ。

【一一】勢同じくして治亂の相違を來す所以は、材の美薄に因るなり。

【一二】二の之の字は原本には己の字に作る、今之を正す。之は勢をさす。勢は唯だ賢者のみ之を用ひて不肖者は之を用ふる能はざるに非ず、賢不肖皆之に乘ずるを得る也。

巻の十七

(一)難勢第三十八

(二)愼子曰く、飛龍、雲に乘じ、(三)騰蛇、霧に遊ぶ、雲罷み霧霽るれば、龍蛇も(四)螾螘と同じきは、則ち其乘ずる所を失へば也。(五)故に賢人にして不肖者に(六)詘するは、則ち權輕く位卑ければなり。不肖にして能く賢者を服するは、則ち權重く位尊ければなり。堯も匹夫たれば、三人を治むること能はず、而して桀も天子たれば、能く天下を亂る。吾れ此を以て、勢位の恃むに足りて、賢智の慕ふに足らざるを知るなり。夫れ弩弱きに矢高きは、風に激すればなり、身不肖なるに令行はるゝは、助けを衆に得ればなり。(七)堯、隷屬に敎へて民聽かざるも、南面して天下に王たるに至りて、令すれば則ち行はれ、禁ずれば則ち止む。此に由て之を觀れば、賢智は未だ以て衆を服するに足らずして、勢位は以て賢者を(八)詘せしむるに足る也と。

【一】此篇、愼子の單に勢を說くを難じ、勢位賢才の、恃みて治を爲す所以に非ずして、恃むべきは唯法治に在ることを論ず。
【二】名は到、趙人なり、其學黃老に本づき、刑名に歸す、愼子十二篇を著す。
【三】騰蛇は龍の類なり。
【四】螾は、みゝず。
【五】原本には「故に」の字無し、今一本によりて之を補ふ。
【六】詘は屈する也。
【七】隷屬は賤者なり。堯、卑賤なる隷屬に敎令するだけの官と爲るなり。
【八】詘は原本には任に作る、今一本によりて之を正す。

ぶ。味しとする所は必ずしも美ならず。晉の靈侯は參無恤を說び、燕王噲は子之を賢とす、正士に非ざるなり、而るに二君之れを尊ぶ、賢とする所必ずしも賢ならざるなり。賢にあらずして之を用ふるは、愛して之を用ふると（七）實を同くす、誠に賢として之を擧ぐるは、愛する所を用ふると狀を異にす。故に（八）楚莊は孫叔を擧げて覇たり、（九）商辛は費仲を用ひて滅びぬ、此れ皆賢とする所を用ひて、而も事、相反するなり。燕噲は賢とする所を擧ぐと雖も、愛する所を用ひたるに同じ。（一〇）衞、奚距ぞ然らんや。則ち侏儒の未だ見えざるや、君壅がれて其壅がれたるを知らず、已に見ゆるの後にして、其壅がれたるを知れるなり。故に壅臣を退けたるは、是れ之を知るを加へたるなり、『知るを加へずして、賢者をして己れに煬かしむれば、則ち必ず危し』と曰へども、而かも今以に知るを加へたり。則ち己れに煬くと雖も、必ず危からず。

【六】楚の覇。
【七】實は原本には賢に作る、今之を正す。
【八】楚の莊王。
【九】紂王。
【一〇】衞はそれと異なり。

は、公に見ゆるが爲めなりき』と。公怒つて曰く、『吾れ聞く、人主を見る者は、夢に日を見ると、奚ぞ寡人を見るが爲に、夢に竈を見るや』と。侏儒曰く、『夫れ日は天下を兼照す、一物も〔三〕當ふこと能はざるなり。人君は一國を兼照す、一人も壅ぐこと能はざるなり。故に將さに人主を見んとして、日を夢みるなり。夫れ竈は一人焉を煬けば、則ち後人從りて見ることなし。或は一人、君を煬くあらんか、則ち臣、竈を夢みると雖も、亦可ならずや』と。公曰く、『善し』と。遂に〔四〕雍鉏を去り、彌子瑕を退けて、司空狗を用ひき。

或ひと曰く、侏儒善く夢を假り、以て主道を見せり。然れども靈公は侏儒の言を知らざるなり。雍鉏を去り、彌子瑕を退けて、司空狗を用ひしは、是れ愛する所を去りて、賢とする所を用ひしなり。鄭の子都は、〔五〕慶建を賢として、而して壅がれ、燕の子噲は子之を賢として、而して壅がる。夫れ愛する所を去りて賢とする所を用ふるも、未だ一人をして己れに煬かしむるを免れざるなり。不肖者は主に煬くも、以て明を害するに足らず。今（君、己ンノ）知るを加へずして、賢者をして己に煬かしむれば、則ち必ず危し。

或ひと曰く、〔六〕屈到は芰を嗜み、文王は菖蒲の菹を嗜む。（コレ）正味に非ざるなり。而るに二賢之を尙

【二】 踐は原本には淺に作る、今之を正す。
【三】 當は蔽なり。
【四】 人名。
【五】 慶建の事は未だ詳ならず。

獄の(一四)至なり。(一五)獄の患は、故に誅する所以(道ノ)に在るに非ざるなり、(コレ)讎の衆きを以てなり。是を以て(一六)晉の厲公、三郤を滅して欒中行、難を作し、(一七)鄭の子都、伯咺を殺して、食鼎、禍を起し、(一八)吳王、子胥を誅して、越の句踐、覇を成す。則ち衞侯の逐はれ・鄭靈の弑せらるゝは褚師の死せずして・子公の誅せられざるを以てにあらざるなり。未だ以て怒る可からずして怒るの色あり・未だ誅す可からずして誅するの心ありしを以てなり。怒り其れ罪に當りて、誅、人心に逆はずば、懸くと雖も奚ぞ害あらん。夫れ未だ(君位ニ)立たざるとき罪あるを、位に卽くの後、罪を宿めて誅す、(コレ)(一九)齊胡の滅びし所以也。君、之を臣に行ふも、猶ほ後患あり、況んや(高伯ノ如ク)臣と爲りて之を君に行ふをや。誅既に(理ニ)當らずして、盡すを以て心と爲さば、是れ天下と讎を爲すなり、則ち戮せらると雖も、亦可ならずや。

(二〇)衞靈の時、彌子瑕、衞國に寵あり。侏儒、公に見ゆる者あり、曰く、『臣の夢、(二一)踐あり』と。公曰く、『奚をか夢みたる。』(侏儒曰ク)『夢に竈を見たる

【一四】 至は疑らくは患の誤ならんか。

【一五】 所謂患とは、誅すべからざるの人を誅するを以て患と爲すに非ざるなり、若し誅して當らずんば、則ち人人自ら安んぜずして、小過の者危懼す、故に之を讎とする者衆し、是を以て患と爲す。

【一六】 三郤は郤至、郤錡、郤犨、欒書中行偃、郤と功を爭ふ、乃ち郤を譖す、公因て其族を滅す、公後厭かるゝを知り、之を誅せんと欲す、欒中行、之を覺りて亂を作す。

【一七】 鄭の子都の事は未だ詳ならず。

【一八】 吳王夫差。

【一九】 齊の胡公、其大夫臨馬繻を虐す、繻、胡公を弑せり。

【二〇】 衞の靈公。此事、內儲說上に出づ。

然らば、則ち高伯の（六）（辛ニ）死に晩かりしは、惡みに報ゆること甚しければなり。明君は（七）怒を懸げず。怒を懸くれば則ち臣、罪を懼る。輕擧して以て計を行へば、則ち人主危し。故に（八）靈臺の飲、衞侯怒れども誅せず、故に褚師、難を作す。（九）黿の羹を食ふ、鄭君怒れども誅せず、故に子公、君を殺す。（是ニ出テ見レバ前ノ昭公ヲ評セシ）君子の擧げて、『惡む所を知る』とは、之を甚しとせるに非ざるなり。

（一〇）之を知ること是の若く其れ明なるに、而も誅を行はず、以て死に及べるを曰へるなり。故に（君子ノ）『惡む所を知れり』と曰へるは、（畢竟）以て其の（一一）權無さを見せるなり。（夫レ）人君は、獨り難を見るに足らざるのみならず、或は（一二）斷制に足らず。今、昭公、惡みを見しながら、罪を

（一三）稽めて誅せず、渠彌をして憎を含み死を懼れ以て徼幸せしむ、故に殺を免れず。是れ昭公の、惡みに報ゆること甚しからざればなり。

或ひと曰く、惡みに報ゆること甚しとは、大誅もて小罪に報ゆるなり。大誅もて小罪に報ゆるは、

【六】早く殺されざりし也、高伯、後、鄭に車裂せらる。

【七】怒を懸くとは怒を久しく懸け示して、發せざるをいふ懸は高く揭ぐる也。

【八】衞侯、靈臺を造り、諸大夫と飲む、褚師襪のまゝにて席に上る、公怒る、褚師曰く、臣疾むと、公愈ゝ怒る、褚師遂に難をなし、衞侯出奔す。

【九】鄭の靈公、黿の羹を食ふとき、子公與らざりしかば、怒りて指を鼎にそむ、鄭君怒りて誅せず、故に子公鄭君を弑す。

【一〇】之を知るとは、惡む所を知るをいふ。

【一一】權は權術なり。

【一二】斷制は處分すること。

【一三】稽は留むる也。

律せば則ち是れ皆貞廉無きなり。且つ君明にして嚴なれば、則ち羣臣忠なり。陽虎、亂を魯に爲し、成らずして走りて齊に入る。而るに誅せずば、是れ(一六)亂を爲すを承くるなり。君明なれば則ち陽虎を誅するの以て亂を濟む可きを知る。此れ微を見るの情なり。語に曰く、『諸侯は國を以て親と爲す』と。君嚴なれば則ち陽虎の罪、(一七)失す可からず、此れ救赦無きの實なり。則ち陽虎を誅するは、羣臣をして忠ならしむる所以なり。未だ齊の巧臣を知らずして、(一八)明亂の罰を廢し、(事ヲ)(一九)未然に責めて、昭昭の罪を誅せずば、此れ則ち妄なり。今魯の罪亂を誅して、以て群臣の姦心ある者を威さば、以て季孟叔孫の親みを得可し。鮑文の說、何を以て反けりと爲さんや。

(一)鄭伯將さに高渠彌を以て卿と爲さんとす。(二)昭公之を惡み、固く諫むれども聽かず。昭公位に即くに及び、(渠彌ハ)其の己れを殺さんことを懼るゝや、辛卯(ノ日)昭公を弑して、(三)子亶を立つ。君子曰く、『昭公は惡む所を知れり』と。(四)公子圉曰く、(五)『高伯は其れ戮と爲らんか、惡みに報ゆること已甚し』と。

或ひと曰く、公子圉の言や、亦反かずや、昭公の難に及べるは、惡みに報ゆること晩ければなり。

【一五】人の性善あり惡あり、然るに皆一概に齊桓を以て之を律せんとせば、遂には貞廉の善人あるを認めざる也。
【一六】亂を爲す人を承くる也。
【一七】必ず誅す。
【一八】明白なる亂臣。
【一九】之を微に察するなり。
【一】莊公。
【二】莊公の子忽。
【三】子亶は左傳には子亹に作る、昭公の弟なり。
【四】魯の大夫。
【五】高渠彌。

上なり、國を爭ひて（二）其兄を殺せるは、其利大なればなり。臣主の間は、兄弟の親みあるに非ざるなり。（三）劫殺の功萬乘を制して大利を享くべくんば則ち羣臣孰れか陽虎に非ざらん。事は（四）微巧を以て成り、（五）疎拙を以て敗る。羣臣の未だ難を起さゞるは、其備へ未だ具はらざればのみ。羣臣皆陽虎の心有りて、君上知らざるは、是れ（其臣が）微にして巧なれば也。陽虎、天下を貪り、以て上を攻めんと欲せるは、是れ疏にして拙なるなり。（六）必ず景公をして誅を（七）拙虎に加へしむるは、是れ鮑文子の說反けるなり。（由來）臣の忠詐は、君の行ふ所に在り、君明にして嚴なれば則ち羣臣忠に、君懦にして闇なれば、則ち羣臣詐る。微を知る之を明と謂ひ、（八）救赦無き之を嚴と謂ふ。（九）齊の巧臣を知らずして、魯の成亂を誅す、亦妄ならずや。

或ひと曰く、仁と貪と心を同じくせず。故に（一〇）公子目夷は宋を辭し、而して楚の（一一）商臣は父を殺し、（一二）鄭の去疾は弟に予へ、而して（一三）魯桓は兄を弒し（一四）五伯は（人ノ國ヲ）兼幷す。而るに（一五）桓を以て人を

【二】公子糾。
【三】其臣、君を劫殺する功。
【四】精微巧妙。
【五】粗笨拙劣。
【六】必は原本には不に作る、今之を正す。
【七】疎拙なる陽虎。
【八】或は曰く、赦は疑ふらくは衍文ならんと。
【九】景公、其己れの臣下に陽虎よりも更に微巧猶未だ難を起さゞるものあるべきを察せず。徒らに粗笨既に亂を成せるの陽虎を誅す。

【一〇】宋の桓公病む。太子玆甫は庶兄目夷に讓りて嗣とせんとす、目夷辭す。
【一一】楚の成公、公子職を立てて太子商臣を黜けんとす、商臣反して之を攻む。
【一二】靈公弒せらる、鄭人、其弟去疾を立てんとす、去疾、庶兄堅に讓る。
【一三】魯の桓公は人をして其兄隱公を弒せしむ。
【一四】齊桓、晉文、秦穆、宋襄、楚莊。

以て桀は(二〇)嶓山の女を索め、紂は比干の心を求めて、天下(ノ民)離れ、湯は(二一)身、名を易へ(二二)武ヽ身、(紂ノ)詈りを受けて、而も海内服し、(二三)趙宣は山に走り(二四)田氏は僕となりて、而も齊晉(此二人ニ)從へり。則ち湯武の王たる所以と、齊晉の立つ所以とは、(二五)必ずしも其君を以てせしに非ざるなり。彼れ之を得て後に君を以て之に處れる也。今(孫文子ハ)未だ(二六)其の得る所以あらずして、其の(君位ニ)處る所以を行ふ。是れ義を倒まにして德に逆ふなり。義を倒まにするは則ち事の敗るゝ所以なり。德に逆ふは則ち怨の聚まる所以なり。(二七)敗亡を之れ察せざるは何ぞや。

魯の陽虎、(一)三桓を攻めんと欲す。剋たずして齊に犇る、齊の景公之を禮す。鮑文子諫めて曰く、『不可なり。陽虎は季氏に寵ありて、而も季孫を伐たんと欲す、(彼ハ)其富を貪るなり。今、君は季孫よりも富み、齊は魯よりも大なり。陽虎の盡く詐る所以なり』と。景公乃ち陽虎を囚ふ。

或ひと曰く、千金の家は、其子不仁なり。人の・利を急にすること甚しければなり。桓公は五伯の

【二〇】嶓山を伐ち美女を得。

【二一】名を易ふるの義、未だ詳ならず。蓋し夏桀の名は履癸、湯も亦本名履にして、一名は乙、則ち一は桀の名に觸れ、一は夏の法に違ひ、是を以て罪に抵りて名を易ふるの事ありしなるべし。

【二二】周の武王。

【二三】趙宣は原本には趙暄に作る今一本に從る。趙穿、晉の靈公を桃園に攻む、趙宣子出亡し未だ山を出でずして反る。

【二四】齊の田成子出走し、鴟夷子皮の舍人となる。

【二五】必ずしも其君位を奪ひたるに非ず、分として當に得べき所の者を得て而る後君として之に處りし也。

【二六】其の得る所以とは、分として得べき勢をいふ。

【二七】孫文子、其必ず敗亡すべきを知らず。

【一】孟孫、叔孫、季孫。

ん、臣にして君に後れず、過ちて悛めず、亡の本なり」と。

或ひと曰く、天子、道を失へば、諸侯之に（九）代る、故に湯武あり。諸侯、道を失へば、大夫之に代る、故に（一〇）齊晉あり。臣にして君に代る者必ず亡びば、則ち是れ湯武、王たらず、晉齊立たざりしならん。（一一）孫子、衞に君として、而る後魯に臣たらず、臣の（僭シテ）君たるは、君に失あればなり。故に臣（國柄ヲ）得るあるなり。（一二）亡を失あるの君に命ぜずして、而も亡を得るあるの臣に命ず、（一三）魯は衞の大夫を誅するを得ずして、衞君の明は悛めざるの臣を知らざるを察せず、孫子是の（一四）二ありて以て亡ぶと雖も、其失ふ所以と、得る所以とは（一五）君なり。

或ひと曰く、臣主の（一六）施は（一七）分なり、臣能く君を奪ふ者は、（一八）相踦するを得るを以てなり。故に其分にあらずして取る者は、衆の奪ふ所なり。（一九）其分を辭して取る者は、民の予ふる所なり。是を

【九】代は原本には伐に作る、今之を正す。下同じ。
【一〇】齊の田氏、晉の六卿、其國を奪ふ。
【一一】孫子は衞に於て巳に君を僭擬す、故に魯に聘するも臣たるの禮を行はざるなり。
【一二】人君、道を失ひ滅亡の理あるにも拘はらず、其人君に向つては滅亡すと言はずして之を得たる孫文子にのみ滅亡すと言ひて之を咎む。
【一三】孫子は不臣なりと雖も、魯として他國の臣を誅することを得ず、衞君は固より暗愚なれば、悛めざるの臣を知らず、然るを穆子は察せず。
【一四】不臣、不悛。
【一五】君の明暗に在ること也。
【一六】施は立つなり、施設なり。
【一七】分は分際。
【一八】臣の威偏重なれば則ち君及び國家を傾くることを得。
【一九】其本分なりと雖も、猶ほ且つ辭して而る後取るときは民、之に歸す。

或ひと曰く、管仲の所謂室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つとは、特に遊戲飲食の言をのみ謂ふに非ざるなり。必ずや大物を謂へるなり。人主の大物は、法に非ざれば則ち術なり。法は之を圖籍に編著し、之を官府に設けて、之を百姓に布く者なり。術は之を胸中に藏め、以て衆端を（二九）偶して潛に羣臣を御する者なり。故に法は顯なるに如くはなく、而して術は見はるゝを欲せず。是を以て、明主、法を言へば、則ち境內の卑賤も、聞知せざるもの莫きなり。獨り堂に滿つるのみならず。術を用ふれば、則ち親愛近習も、之を得て聞くもの莫きなり。室に滿つるをも得ず。而るに管子は猶ほ曰ふ『室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つ』と、法術の言に非ざるなり。

難四第三十七

衞の（一）孫文子、魯に聘す、（二）公登る、（三）亦登る（四）叔孫穆子、趨り進みて曰く、『諸侯の會に、（五）寡君未だ嘗て衞君に（六）後れず。今、子、（七）寡君に後るること一等ならず。寡君未だ過つ所を知らず。子其れ少しく（八）安くせよ』と。孫子、辭無く、亦悛むる無し。穆子退いて人に告げて曰く、『孫子は必ず亡び

【二九】偶は合なり、參伍考察すること。
【一】名は林父。
【二】魯公、階を登る。
【三】文子も亦登る。
【四】魯の大夫。
【五】寡君は、我が君。
【六】階を並び登る。
【七】臣にして並び登るを咎むる也。
【八】安は歩をゆるくする也。

弱きと及ばざるとを曰へるは、則ち可なり、其の『甚だ然り』と曰へるは、則ち諛へるなり。申子曰く、『治、官を踰えず、知ると雖も言はず』と。今、中期は知らずして尚ほ之を言ふ。故に曰く、昭王の問失へるあり、左右中期の對皆過てるありと。

管子曰く、(三一)『其可を見れば、之を説ぶこと證あり。(三二)其不可を見れば、之を惡むこと形あり。賞罰、見る所に信ならば、見ざる所と雖も、其れ敢て之を爲さんや。其可を見れども、之を説ぶこと證無く、其不可を見れども、之を惡むこと形無く、賞罰、見る所に信ならずして、見ざる所の外を求むるも、(コレ)得べからざるなり』と。

或ひと曰く、(三四)廣庭嚴居は、衆人の肅む所なり。(三五)晏室獨處は(三六)曾史の慢にする所なり。人の肅む所を觀るは、情を得べきに非ざるなり。且つ君上(ノ前)は、臣下の飾りを爲す所なり。好惡、見る所に(ノミ)在らば、臣下の姦物を飾り、以て其君を愚にするや必せり。明、遠姦を燭し隱微を見ると能はずして、之を待つに、飾行をのみ觀て賞罰を定むるを以てするは亦(三七)弊はれずや。

管子曰く、『(三八)(内ヘ)室に言へば室に滿ち、(外ヘ)堂に言へば堂に滿つ、是を天下の王と謂ふ』と。

【三一】人主は臣子の行爲を見て賞罰す、臣子の行爲の善良なるを見ては之を悦びて賞を與ふ、是れ喜悦せし所の證なり。
【三二】其不善なるを見ては、之を惡みて、之を罰す。罰は之を惡む所の形なり。
【三四】廣き宮廷莊嚴なる住居。
【三五】安居獨坐。
【三六】孔門の曾參衞大夫史魚の如き人すら怠慢する所なり。
【三七】弊は蔽なり。
【三八】管子の意は、言、天下に滿てども、口の過無き者は、天下の王なりとなり。韓子は之を解して、人をして之を知らしめ少しも隱匿なき意なりと爲すなり。

や、其勢に任ず。勢、害すべからざれば、則ち（一四）强天下と雖も、奈何ともすること無けん。況んや孟嘗・芒卯・韓・魏、能く我を奈何せん。其勢害す可くば、則ち不肖の如耳・魏齊及び韓・魏、猶ほ能く之を害せん。然らば則ち害せらるゝと侵されざるとは、自ら恃むに在るのみ。奚ぞ（人ニ）問はんや。（一五）自ら其の侵すべからざるを恃まば、則ち（敵國ノ）强きと弱きと、奚ぞ其れ擇ばん。夫れ自ら恃むこと能はずして、其（敵國ノ）奈何を問ふや、其の侵されざるは幸なり。申子曰く、『（一六）之が數を失ひて之が信を求めば、則ち疑ふ』と。其れ昭王の謂なり。知伯、（一七）度無く、韓康と魏宣とを從へて、水を以て灌ぎて其國を滅さんことを圖るは、此れ知伯の、國亡びて身死し、頭、（一八）飲杯となる所以の故なり。今、昭王、乃ち『始の彊きに孰與ぞ』と問ふ、其れ人に水するの患あるを畏れんや。左右ありと雖も、（一九）韓魏の二子に非ざるなり。安んぞ肘足の事あらんや。而るに中期、『易ること勿れ』と曰ふ、此れ虛言なり。且つ中期の官とする所は、琴瑟なり。絃、調はず、（二〇）弄、明ならざるは、中期の（二一）任なり。此れ中期が昭王に事ふる所以の者なり。中期善く其任を承けて、未だ昭王を慊らしめずして、而も知らざる所を爲すは、豈に妄ならずや。左右之に對へて始よりも

【一四】天下の强諸侯聚りて攻め來ると雖も。
【一五】「自」は原本「日」に作る、今之を正す。
【一六】自ら吾が術數を恃む能はずして、人言を以て信と爲さば則ち意疑ひて決せず。
【一七】度は法度なり。
【一八】知伯の頭骨に漆塗りて飲器とす。
【一九】韓康、魏宣。
【二〇】弄は樂曲なり。
【二一】任は責任なり。

を率ひて、(二)猶ほ寡人を奈何ともすること無かりき』と。左右對へて曰く、『甚だ然り』と。(三)中期、琴を推して對へて曰く、『王の天下を料ること過てり。夫れ(四)六晉の時、知氏最も彊し、范・中行を滅して、韓・魏の兵を從へ、以て趙を伐ち、灌ぐに(五)晉水を以てす、(趙ノ)城の未だ沈まざる者(六)三板。（個

知伯出づ、魏宣子(七)御たり、韓康子(八)驂乘たり。知伯曰く、『始め吾れ水の以て人の國を滅すべきを知らざりき。吾れ乃ち今にして之を知れり。汾水は以て(九)安邑に灌ぐ可く、絳水は以て(一〇)平陽に灌ぐ可し』と。魏宣子は韓康子を(一一)肘し、康子は宣子の足を踐み、肘足、車上に接りて、而して知氏は晉陽の下に(韓魏趙ノ爲メニ)(一二)分たれぬ。今、足下、強しと雖も、未だ知氏に若かず、韓魏弱しと雖も、未だ其の晉陽の下に在りしが如きに至らざるなり。此れ(一三)天下方に肘足を用ふるの時なり。願はくは王之を易る勿れ』と。

或ひと曰く、昭王の問ひや、失へる有り、左右中期の對へや、過てる有り。凡そ明主の國を治むる

【二】「猶ほ寡人を奈何ともすること無かりき」の下に、戰國策には「今、無能の如耳魏齊を以て、弱き韓魏を帥ゐて以て秦を攻む、其れ寡人を奈何ともする無きこと、亦明らけし」の數句あり。
【三】中一に鍾に作り、又仲に作る。秦の樂師なり。
【四】知氏、范氏、中行氏、韓、魏、趙の六卿。
【五】晉陽城の川。
【六】一板は二尺。
【七】車の右に居る。
【八】車の左に居る。
【九】魏宣子の都城。
【一〇】韓康子の都城。
【一一】肘をつく。
【一二】分は分割する也。
【一三】天下の諸侯相謀りて足下を窺ふの時。

ば、則ち鄭國の姦を得ること寡からん。(八)典成の吏に任せず、(九)參伍の政を察せず、(一〇)度量を明にせずして、聰明を盡くし智慮を勞して以て姦を知るを恃むは、亦無術ならずや。且つ夫れ物は衆くして智は寡し。寡は衆に勝たず。智は以て徧く物を知るに足らず。故に物に因りて以て物を治む。(一一)下は衆くして上は寡し。寡は衆に勝たずとは、君は以て徧く臣を知るに足らざるを言ふなり。故に人に因りて以て人を知る。是を以て形體勞せずして事治まり、智慮用ひずして姦得らる。故に宋人の語に曰く、(一二)『一雀過ぎ、羿必ず之を得んとせば、則ち羿誣ふるなり。(唯夫レ)天下を以て之が羅と爲せば、則ち(一三)雀失はれず』と。夫れ姦を知るにも亦大羅あり。其一をも失はざらんのみ。其理を修めずして、己の(一四)胸察を以て、之が弓矢と爲すは、則ち子產誣ふるなり。老子曰く、『智を以て國を治むるは、國の賊なり』と。其れ子產の謂ひか。

秦の昭王、左右に問うて曰く、『今時の韓魏は始めの彊きに孰與ぞ』と。左右對へて曰く、『始よりも弱し』と。(又問フ)『今の(一五)如耳・魏齊は曩きの孟嘗・芒卯に孰與れぞ』と。對へて曰く、『(孟嘗、芒卯ニハ)及ばざるなり』と。王曰く、『孟嘗・芒卯、彊き韓魏

【八】典成は猶ほ典刑のごとし、刑法を掌どるの吏。
【九】參伍して考察する也。
【一〇】度量は法度なり。
【一一】下は下民なり。
【一二】羿は射の名手なり。誣は勉强して能を誣ひ理に逆らふなり。一羽の雀が羿の前を過ぎんに、羿必ず且に之を得んとするときは、是れ勉强して能を誣ふるの事なり。
【一三】雀を捕へそこなふことなし。
【一四】胸中の推察。
【一五】韓魏の二臣の名。

公に對ふるに、一言にして三公以て患無かる可きは、下を知るの謂ひなり。下を知ること明なれば、則ち微に禁ず、微に禁ずれば卽ち姦積むこと無し、姦積むこと無ければ、則ち比周すること無し、比周すること無ければ、則ち公私分る、公私分るれば、則ち朋黨散ず、朋黨散ずれば、則ち外は障距し內は比周するの患無し。下を知ること明なれば則ち見ると（壹）精沐なり、見ること精沐なれば、則ち誅賞明かに、誅賞明なれば則ち國貧しからず。故に曰く、一對にして三公の患無かるべきものは、下を知るの謂ひなりと。

鄭の子產、晨に出で、（一）東匠の閭を過ぎ、婦人の（二）哭するを聞き、（三）其御の手を撫へて之を聽く、間くありて吏を遣はし執へて之を問ふに、則ち手づから其夫を（四）絞せるものなり。（五）異日、其御問ひて曰く、『夫子（六）何を以て之を知れる』と。子產曰く、『其聲懼れたればなり。凡そ人の其親愛するものに於けるや、始め病みて憂へ、死に臨みて懼れ、已に死して哀む。今夫れ（彼ノ婦人ハ）已に死するを哭するに、哀まずして懼る。是を以て其の姦あるを知れるなり』と。

或ひと曰く、子產の治も、亦（七）多事ならずや。姦、必ず、耳目の及ぶ所を待ちて而る後に之を知ら

【壹】精明洗ふが如き也。
【一】街の名。
【二】死者を哭する也。
【三】其御者の手を抑へて、御者をして暫く其馬を止めしむるを言ふ。
【四】絞殺なり。
【五】異日は他日。
【六】何によりて、彼婦人の奸あることを知れるか。
【七】多事は煩はしき也。

に論じ、之を事に試み、之を功に（二七）奏す。故に羣臣、公正にして私無く、賢を隱さず、不肖を進めず。然らば則ち人主奚ぞ賢を選ぶに勞せん。景公、百乘の家を以て（路寢臺ヲ築キシモノニ）賜ふ。而して說くに財を節するを以てす。是れ景公をして術の以て（二八）厚樂を享くること無くして、獨り上に儉せしめんとす。未だ貧を免れざるなり。（コヽニ）君有り（二九）千里を以て其口腹を養はゞ、則ち桀紂と雖も焉よりも侈らず。齊國は方三千里にして、而も桓公は其半を以て自ら養ふ、是れ桀紂よりも侈れるなり。然るに能く五霸の冠たりしは、（三〇）侈儉の地を知ればなり。君となりて、下を禁ずること能はずして自ら禁ずる者、之を劫と謂ふ。下を飭むること能はずして自ら飭むる者、之を亂と謂ふ。下を節すること（三一）能はずして自ら節する者、之を貧と謂ふ。明君は、人をして私無からしめ、詐りを以て食する者は禁ず。力を事に盡くして、利を上に歸する者は必ず（三二）聞せしむ、聞せらるゝ者は必ず賞す。汚穢にして私を爲す者は必ず知らる、知らるゝ者は必ず誅す。故に忠臣は忠を公に盡し、民士は力を家に竭くし、百官は上に（三三）精尅す。（此ノ如クナラバ）侈り景公に倍すとも、國の患に非ざるなり。然らば則ち之に說くに財を節するを以てするは、其急なる者に非ざるなり。夫れ（三四）三

【二七】奏は進むる也。奏は一本には課に作る。從ふべきに似たり。
【二八】厚樂は佚樂なり。
【二九】千里の地。
【三〇】侈は奢侈、儉は節儉なり。侈儉の地を知るとは術あるをいふ。
【三一】原本には能の字を脫す、今之を補ふ。
【三二】聞は上聞なり。
【三三】精勵克己。
【三四】葉公、哀公、景公。

皆身より起るを知る、故に（一六）功利の業を習ひて、賜を君に（一七）受けず。（故に老子曰く）（一八）『太上は下之れ有るを智るのみ』と。此れ太上の下民は說ぶこと無きを言へるなり。安ぞ恵に懐くの民を取らん。上君の民には利害無し。（サルヲ）說くに近きを悦ばしめ遠きを來すを以てす、（一九）亦舍くべきのみ。哀公、臣あり、外は障距し、內は比周して、以て其君を愚にす。而して之に說くに賢を選ぶを以てす、此れ（二〇）功伐の論に非ざるなり。（二一）其心の所謂賢なる者を選ぶなり。哀公をして三子の、外は障距し內は比周することを知らしめば、則ち三子、一日も（朝ニ）立たざらん。（然ルニ）哀公（ノ眞正）賢を選ぶを知らず、其心の所謂賢を選べり。故に三子（二二）事に任ずるを得たり。燕王噲は子之を賢として（二三）孫卿を非とせり、故に身死して僇と爲れり。夫差は太宰嚭を智として子胥を愚とせり、故に越に滅さる。魯君必ずしも賢を知らざるに、（孔子之ニ）說くに賢を選ぶを以てす、是れ哀公をして夫差・燕噲の患あらしむるなり。明君は（二四）自ら臣を擧げず、臣相進むなり、（二五）自ら功を賢とせず、功相徇ふなり。之を（二六）任

【一六】業をつとめて功利を成すなり。
【一七】仰がず。
【一八】智は當に知に作るべし。太上の民は唯だ上に君あるを知るのみ。
【一九】此說は姑く捨ておきて可なり。
【二〇】伐は勳の章、功勳を論じて臣を選ぶを云ふ。
【二一】其心に賢とする所を選ぶ。
【二二】政を恣にするを得たり。
【二三】孫卿即ち荀子を賢ならずとせり。
【二四】法をして人を擇ばしめ、自ら人を擧げざる也。
【二五】徇は從ふ也。法をして功を見しめ、自ら功を度らざる也。
【二六】任は職の任なり。

或ひと曰く、仲尼の對へは、亡國の言なり。(八)恐民に倍心あり、而して之に近きを悅ばしめて遠きを來すを說くは、則ち是れ民をして惠に懷かしむるなり。惠の政たる、功無き者賞を受け、罪ある者免る。此れ法の敗るゝ所以なり。法敗れて政亂る。亂政を以て敗民を治む、未だ其可なるを見ざるなり。且つ民に倍心あるは、君上の明、及ばざる所あればなり。葉公の明を(九)紹がずして、之をして近きを悅ばせて遠きを來さしむるは、是れ吾が勢の能く禁ずる所を舍てゝ、天下と惠を行ひ以て民を(一〇)爭はしむるなり。能く勢を持する者に非ざるなり。夫れ堯の賢は(一一)六王の冠なり。(然ル)(一二)舜一たび徙りて邑ヶ成し、而して(一三)堯、天下無かりき。此に人有り、術以て下を禁ずること無くして、(一四)舜を爲び、恃みて、其民を失はざらんとす、亦無術ならずや。明君は小姦を微に見る、故に民に(一五)大謀無く、小誅を細に行ふ、故に民に大亂無し。此を、難きを圖る者は其の易き所に於てし、大を爲す者は其の細なる所に於てすと謂ふ也。今功有る者は必ず賞す、賞せらるゝ者は君を德とせず、力の致す所なればなり。罪有る者は必ず誅す、誅せらるゝ者は上を怨みず、罪の生ずる所なればなり。民、誅賞の

【八】恐は一本には葉に作る、是なり。
【九】紹は繼ぐ也。
【一〇】爭は爭奪する也。
【一一】六王は堯、舜、禹、湯、文、武なり。冠は冠首なり。
【一二】原本には「徙」を「從」に作り、「邑」を「包」に作り「成」を「咸」に作れるは、誤りなり、今之を正す。
【一三】舜德此の如くにして以て民を爭ひしかば堯なほ勝たず況んや中君をや。
【一四】爲は學ぶ也。舜の惠に倣うて其民を懷くるを恃む。
【一五】大謀を爲すに至らず。

となきは、一難と謂ふべし。妾を貴ぶ而后と(三七)二ならしめざるは、二難なり。孽を愛するも(三八)正適を危くせしめず、專ら一臣に聽いて而も（其權ヲシテ）敢て君に(三九)偶せざらしむるは此れ則ち三難と謂ふ可き也。

(一)葉公子高 政を仲尼に問ふ。仲尼曰く『政は近きを悦ばしめて遠きを來すに在り』と。（魯ノ）哀公、政を仲尼に問ふ、仲尼曰く、『政は賢を選ぶに在り』と。齊の景公、政を仲尼に問ふ。仲尼曰く、『政は財を節するに在り』と。(二)三公出づ。子貢問うて曰く、『三公、夫子に政を問ふこと一也。夫子之に對ふること同じからざるは、何ぞや』と。仲尼曰く、『葉は都大にして國小に、民に(三)背心あり、故に「政は近きを悦ばしめて遠きを來すに在り」と曰へり。魯の哀公は、(四)大臣三人あり、外は諸侯四鄰の士を(五)障距し、内は比周して以て君を愚にす。宗廟掃除せられず、社稷血食せざらしむる者は、必ず是れ三臣ならん、故に「政は賢を選ぶに在り」と曰へり。齊の景公は雍門に築きて(六)路寢を爲る、一朝にして(七)三百乘の家を以て、（築キシ者ニ）賜ふこと三たび、故に「政は財を節するに在り」と曰へり』と。

【三七】二后の如くならしめざる也。
【三八】正適は嫡子なり。
【三九】偶はならぶ也。
【一】沈諸梁、字は子高、楚葉縣の尹なり、僭して公と稱す。
【二】孔子の語は、一日の言に非ざるなり。三邦の君、豈に一時に孔子の家に入らんや。「三公出づ」と曰ふは、非なり。
【三】叛心。
【四】大臣三人とは、季孫、叔孫、孟孫をいふ。
【五】さゝへ、こばむ也。
【六】臺の名。
【七】三百乘は、一本には百乘に作る。是なるに似たり。百乘は大夫の俸祿也。

置つるなり』と。桓公曰く、『善し』と。(三〇)日を擇ばずして、太子を廟禮す。

或ひと曰く、管仲の隱を射る、(三一)得ざるなり。士の用は(三二)近遠に在らず、而して俳優侏儒は、(三三)固より人主の與に燕する所也。然らば則ち優を近けて士を遠け、以て治を爲すも、其難き者に非ざるなり。夫れ(君)勢に處りて、(三四)其有を用ふること能はずして、徒に(三五)國を去らざるは、是れ一人の力を以て、一國(ノ非違)を禁ずるなり、一人の力を以て一國を禁ずる者は、能く之に勝つと少なり。明能く遠姦を照らして隱微を見、必ず之が令を行はゞ、海よりも遠しと雖も、內必ず變無けん。然らば則ち國を去りて海に之き、而も劫殺せられざるは、其難き者に非ざるなり。楚の成王は、商臣を置てて以て太子と爲し、又公子職を置てんと欲せしに、商臣、難を爲して、遂に成王を殺せり。公子宰は、周の太子なり、公子根、寵ありしかば、遂に東周を以て反き、分れて兩國と爲れり。此れ皆晚く太子を置つるの患にあらざるなり。夫れ勢を分ちて二ならしめず、(三六)庶孽、寵を卑しくして勢を藉すこと無ければ、耄老に處りて晚く太子を置つと雖も、可也。然らば則ち晚く太子を置てて、庶孽亂れざるは、又其難きものに非ざるなり。物の所謂難とは、必ず人に借して勢を成し、而も己れを侵害せしむるこ

【三〇】日を擇ぶを待たずして立太子の禮を祖廟に告ぐ。
【三一】中らず。
【三二】遠きも亦用あるなり。
【三三】固より近きに在るべきもの也。燕は宴樂なり。
【三四】主の術を失ふをいふ。
【三五】國を去らずとは海に之かざるをいふ。
【三六】庶子。

用ひて、鉤を射るの怨みを忘れ、文公は能く寺人の言を聽きて、袪を斬るの罪を棄つ。桓公・文公は能く二子を容るゝ者也。後世の君、明、二公に及ばず。後世の臣、賢、二子に如かず。不忠の臣を以て、不明の君に事ふ。君(之ヲ)知らざれば、則ち(一八)燕操(一九)子罕(二〇)田常の賊有り。(君)之を知れば、(臣)則ち(二一)管仲寺人を以て自ら解く。(然ルニ)君必ず(之ヲ)誅せずして、而も自ら以て桓文の(二二)德有りと爲す。是れ臣、君を讎として、(君ノ)明、(姦ヲ)燭らすこと能はず、多く(二三)之に(二四)資を假して、自ら以て賢と爲して戒めず、則ち(國亡ビテ)後嗣無しと雖も、亦可ならずや。且つ寺人の言や、直だ飾れるのみ。君令して貳はざる者、則ち是れ君に貞なる也。死君(二五)復た生くるも、臣愧ぢずして、而る後に貞と爲す。今、惠公、朝に卒して、暮に文公に事ふ。寺人の貳せざるや何如。

人、桓公に(二六)隱を設くる者あり。曰く、『一難二難三難とは、何ぞや』と桓公(二七)對ふること能はず、以て管仲に告ぐ。管仲對へて曰く、『一難とは、(二八)優を近けて士を遠ざく、二難とは、其國を去りて數〻(二九)海に之く。三難や、君老いて晚く太子を

【一八】燕人公孫操其君惠王を弑す。
【一九】宋人、其君を弑す。
【二〇】齊人、其君簡公を弑す。
【二一】二賢を以て口實と爲す。
【二二】德は雅量なり。
【二三】之は姦臣をさす。
【二四】資は權を擅にするたすけ。
【二五】復は原本には後に作る、今一本に從ふ。死者に背かずして、始めて貞といふべし。
【二六】隱語を設け諷す。
【二七】「對」は一本には「射」に作る。長ぜるに似たり。射は「あつ」と訓す、射て之に中つる也、解くを言ふ。
【二八】優は俳優なり。
【二九】少海に游觀する也。

周する者也。此れ宜しく毀罰の及ぶ所なるべし。今子思は過を以て聞せずして、穆公之を貴び、厲伯は姦を以て聞して、穆公之を賤む。人情皆貴きを喜びて賤きを惡む。故に季氏の亂成りて、而も上聞せず、此れ魯君の劫さるゝ所以也。且つ此れ亡王の俗にして、(六)取魯の民の以て自ら美とする所、而も穆公獨り(察セズシテ)之を貴ぶ。亦倒ならずや。

(晉ノ)文公、出亡す。獻公、(七)寺人披をして之を蒲城に攻めしむ。披、(八)其袪を斬る。文公、翟に奔る。(九)惠公位に卽く。又之を(一〇)惠竇に攻めしめしも、得ず。文公國に反るに及び、披、見えんことを求む。公曰く、『蒲城の役、(一一)君一宿を令したるに、汝卽ち至る。惠竇の難、君三宿を令したるに汝一宿せり。何ぞ其れ速なるや』と。披對へて曰く、『君の令は貳はず、君の惡を除くに、惟だ堪へざらんことを恐る。(一二)蒲人(一三)翟人余何んか有らん。公、今、位に卽く、(一四)其れ蒲翟無からんか。且つ桓公は(一五)射鉤を置て、管仲を相とせり』と。君乃ち(一六)之を見き。

或ひと曰く、齊・晉、(一七)祀を絕つ、亦宜ならずや。桓公は能く管仲の功を

【六】取は鄹と音相通ず。
【七】寺人は宦官、姓は李、名は披。
【八】文公の袪を斬る。袪は袂なり。
【九】文公の兄
【一〇】惠竇は蓋し渭濱に在り。
【一一】君獻公、汝に一宿して後攻めよと令したるに、汝卽時に至れり。
【一二】獻公の時、文公は一蒲人たるのみ。
【一三】惠公の時、文公は一翟人たるのみ。
【一四】蒲人翟人たりし當時の如く讎を爲すこと無し。
【一五】自分の帶の鉤を射たる怨。
【一六】之は李披をいふ。
【一七】國亡びたるをいふ。

卷の十六

難三第三十六

魯の穆公、子思に問うて曰く、『吾れ聞く、龐㵎氏の子、不孝なりと、其の行ひ奚如』と。子思對へて曰く、『君子は賢を尊びて以て德を崇び、善を擧げて以て民を勸む。夫の（一）過行の若きは、是れ細人の識る所也。臣は知らざる也』と。子思出づ、子服厲伯入りて見ゆ。（穆公マタ之ニ）龐㵎氏の子を問ふ。子服厲伯對へて曰く、（二）『其の過三、皆、君の未だ嘗て聞かざる所なり』と。是れより後、君、子思を貴びて、子服厲伯を賤めり。

或ひと曰く、魯の公室、三世、季氏に劫かさるゝこと、亦宜ならずや。明君は善を求めて之を賞し、姦を求めて之を誅す。（三）其の之を得るは一也。故に善を以て之に（四）聞する者は、善を說ぶを以て上に同じうする者也。姦を以て之に聞する者は、姦を惡むを以て上に同じうする者也。（五）此れ宜しく賞譽の及ぶべき所也。姦を以て聞せざるは、是れ上に異にして、下、姦に比

【一】過行は過失の行爲。
【二】不孝のみにあらず他にも缺點あり。
【三】治道に益あること同じ。
【四】聞は上聞する也。臣、君に告ぐる也。
【五】善を上聞するも姦を上聞するも二者共に當に賞すべき也。

鼓せしに、士之に乘じ、戰大に勝てり。簡子曰く、『吾れ革車千乘を得たらんよりは、行人燭過の一言を聞くに如かざるなり』と。

或ひと曰く、行人、未だ以て（音ク）説くあらざるなり。乃ち『惠公此人を以て是れ敗れ、文公此人を以て是れ霸たり』と道へるは、（一一）未だ人を用ふる所以を見ざるなり。簡子は未だ以て速に楯櫓を去るべからざるなり。（一二）嚴親圍みに在りて、輕〻しく矢石を犯すは、孝子の親を愛する所なり。孝子の親を愛するは、（一三）百數の一なり。今、以爲らく、身危きに處れば人尙ほ戰ふ可しと。是れ（一四）百族の子の上を愛するを以て、皆孝子の親を愛するが若しとするなり。是れ行人の誣ふるなり。利を好み害を惡むは、夫れ人の（天性）有る所なり。（故二）賞厚くして信なれば、人、敵を輕んじ、刑重くして必なれば、人北げず。（一五）長行して上に徇ふは、數百に一人あらず。利を喜び罪を畏るゝこと、人〻然らざるは莫し。衆を將ゐる者、（一六）然らざるなきの數に（一七）出でずして、而も（一八）百に一人無きの行に道る。行人、未だ衆を用ふるの道を知らざるなり。

【一一】行人は唯だ成敗の跡を説くのみ、文公は能く信賞必罰を以てす、未だ必ずしも楯櫓を去つて親ら矢石の間に立たず。
【一二】嚴君卽ち父。
【一三】百人中に一人のみ。
【一四】百族は百姓なり。
【一五】久しく軍行にありて長上に從ひて去らざる者は數百人中に一人あらず。
【一六】然らざる莫きの數とは刑賞をいふ。
【一七】出づるは猶ほ由るといふが如し。
【一八】百人中に一人も無きの行とは、親ら矢石を冒すをいふ。一人は原本には矢人に作る、今、一本によりて之を正す。

事、風雨時あり、寒溫(宜シキニ)適し、土地大なるを加へざれども、而も豐年の功あれば、則ち入ること多し。人事天功の二物は、皆入ること多し。山林澤谷の利のみに非ざるなり。夫の『山林澤谷の利無くして入ること多き、因りて之を窕貨と謂ふ』とは、無術の言なり。

趙簡子、衞の郛郭を圍む。(一)犀楯犀櫓、矢石の及ばざる所に立ち。(二)之に鼓して士起たず。簡子(乃チ)枹を投じて曰く、『烏乎、吾の士(三)數弊す』と。(四)行人燭過、冑を免ぎて對へて曰く、『亦君の能はざるある耳、士には弊れたる者無し。(五)臣之を聞く、昔は吾が先君獻公、國を幷すること十七、國を服すること三十八、戰ひて十有二勝す。(六)是の民を之れ用ひしなり。獻公歿し、惠公、位に卽き、(七)淫衍暴亂、身は(八)玉女を好み、秦人、恣に侵して、絳を去ること十七里のみ。亦是の人を之れ用ひしなり。惠公歿して、文公之を(九)受け、衞を圍み鄴を取る、城濮の戰に、五たび荊人を敗り、尊名を天下に取る。亦是の人を之れ用ひしなり。(サレバ此タビノ事ハ)亦君の(一〇)能はざるあるのみ。士には弊れたるもの無し』と。簡子乃ち楯櫓を去り、矢石の及ぶ所に立ち、之れに

【一】犀は堅固をいふ、楯はたてなり、櫓はたての一種。
【二】鼓うちて、戰を督すれども。
【三】數は數と通ず「ちゞまる」の義。
【四】取次ぎの役人。
【五】「臣之を聞く」は原本には「亦君云々」の上に在り、今一本に從ふ。
【六】獻公の用ゐたる民も方今の民に異ならず。
【七】衍は溢るゝ也。
【八】玉女は美女なり。
【九】受は原本には授に作る。今之を正す。
【一〇】能はずとは人を用ふる能はざるを云ふ。

(故ニ)必ず之を義に度ること能はざるなり。君子は之を義に度る、(故ニ)必ず肯て說ばざるなり。夫の『言語の辯なる、之を聽くもの說べども、義に度らず』と曰ふは、必ず誠ならざるの言なり。入ること多きを窕貨と爲すや、(コレ)未だ遠く行はる可からざるなり。(且ツ)李子の姦を(知リテ)蚤く禁ぜずして、計(ヲ上ル)に至らしむるは、是れ過を遂げしめしなり。

(又)(一九)術の以て而の入ること多き(所以)を知る無し。入ること多きは(二〇)穰なり。(二一)倍入と雖も、將た奈何せんや。(二二)事を擧げて陰陽の和に愼ひ、種樹、四時の適を節にし、早晚の失・寒溫の災無ければ、則ち入ること多し。小功を以て大務を妨げず、私欲を以て人事を害せず、丈夫は耕農に盡し、婦人は織紝に力むれば、則ち入ること多し。(二三)畜養の理を務め、土地の宜しきを察し、(二四)六畜遂げ、(二五)五穀殖すれば、則ち入ること多し。(二六)權計に明に地形に審に、舟車機械の利(ヲ運用シ)力を用ふること少くして、功を致すこと大なれば、則ち入ること多し。商市關梁の(二七)行を利し、能く有る所を以て無き所に致し、客商之れに歸し、(二八)外貨之れに留まり、(加之其ノ人民)財用を儉にし、衣食を節し、宮室器械、資用に(二九)周り、玩好を事とせざれば、則ち入ること多し。入ることの多きは皆人爲なり。若し天

【一九】其の入ること多きは如何なる故なるや知るの術無し。
【二〇】豐饒なるが故なり。
【二一】豐年には、收穫平年に倍す。
【二二】事は農事。
【二三】牧畜飼養。
【二四】馬牛羊豕犬雞。
【二五】五穀は黍稷菽麥稻。殖は繁殖する也。
【二六】權計は權量會計。
【二七】通行を便利にする也。
【二八】外來の貨物。
【二九】周は備はる也。

あり、田常たらば、簡公の亂あり。已に仲父を得るの後、桓公（一二）奚遽ぞ易からんや。若し桓公の管仲に任じたるをして、必ず己れを欺かざるを知りたるにあらしめば、是れ（桓公）主を欺かざるの臣を知るなり。然るに主を欺かざるの臣を知ると雖も、今、桓公は管仲に任じたるの（一三）專を以て、豎刁易牙に借し、蟲流れ（一四）尸より出でゝ葬られず。桓公、臣の主を欺くと主を欺かざるとを知らざること、已に明らけし。而も臣に任ずる彼の如く其れ專らなりき。故に曰く、桓公は闇主なりと。

李克の中山を治むるや、苦陘の令、（一五）計を上りて（一六）入ること多し。李克曰く、『語言の辯なる、之を聽くもの説べども、義に度らざる、之を（一七）窕言と謂ひ、山林澤谷の利無くして入ること多き者、之を（一八）窕貨と謂ふ。君子は窕言を聽かず、窕貨を受けず、子を姑らく（職ヲ）免ぜん』と。

或ひと曰く、李子、辭を設けて曰はく、『夫れ言語の辯なる、之を聽くもの説べとも、義に度らざる者は、之を窕言と謂ふ』と。（サレドモ）辯は言ふ者に在り、説ぶは聽く者に在り。言ふは聽く者に非ざるなり、則ち辯は説ぶ者に非ざるなり。所謂義に度らずとは、聽く者を謂ふに非ず、必ず聽かるゝ所（實事ノ）を謂ふなり、聽く者は小人に非ざれば則ち君子なり。小人は義無し、

【一二】遽は原本には處に作る。今之を正す。
【一三】專は專權なり。
【一四】尸は一本には戶に作る、是なるに似たり。
【一五】計は計帳。
【一六】入ることは歲入なり。
【一七】實際に乏しく表面上徒らに美しきの意。
【一八】苟且の財貨。

り。桓公の管仲を得たる又難からざりしこと明らけし。已に管仲を得たるの後、奚遽ぞ易からんや。管仲は（六）周公旦に非ず。周公旦は假りに天子と爲ること七年、成王、壯にして、之に授くるに政を以てせり、（コレ）天下の爲めに計るに非ざるなり。其職の爲めにせるなり。夫れ（七）子に奪ひて天下に（政ヲ）行ふを難る者は、（八）必ず死君に背きて其讎に事へず。（九）死君に背きて其讎に事ふる者は、必ず子に奪ひて天下に行ふを難からざらん。子に奪ひて天下に行ふを難からざる者は、必ず其君國を奪ふことを難からざらん。管仲は公子糾の臣なり、桓公を殺すを謀りて能はず、其君死して桓公に臣たり。

（一〇）管仲の取舍は周公旦に非ざるや、未だ知るべからざるなり。若し管仲をして大賢ならしめば、（管仲）且に（一一）湯武とならんとす。湯武は桀紂の臣なり、桀紂、亂を爲して、湯武之を奪ふ。今、桓公、易きを以て其上に居る、是れ桀紂の行を以て、湯武の上に居るなり、桓公危し。若し管仲をして不肖の人たらしめば、且に田常とならんとす。田常は簡公の臣なり、而るに其君を弑す。今、桓公、易きを以て其上に居る。是れ簡公の易きを以し、田常の上に居るなり。桓公又危し。管仲の周公旦に非ざることは亦以に明らけし。然れども湯武たると田常たるとは、未だ知る可からざるなり。湯武たらば、桀紂の危き

【六】周公旦の如き人に非ず。
【七】子は成王をさす。
【八】周公旦は、管仲の爲す所を爲さじ。
【九】管仲の如きもの周公旦の爲すを難かる所を敢てせん。
【一〇】取舍は去就也。管仲は君に叛かざるを保すべからず。
【一一】湯王、武王。

得るの後、何爲れぞ易からざらんや』と。

或ひと曰く、桓公の優に應ふる所は、人に君たる者の言にあらざるなり。桓公、人に君たるを以て、人を索むるに勞すと爲す。何ぞ人を索むるを勞と爲さんや。伊尹は自ら以て宰と爲りて湯に干め、百里奚は自ら以て虜と爲りて穆公に干む。虜は辱とする所なり、宰は羞とする所なり、羞辱を蒙して君上に接するは、賢者の世を憂ふること急なればなり。然らば則ち人に君たる者は、賢に逆ふ無からんのみ。賢を索むるは人主の難きことたらず。且つ官職は賢に任ずる所以なり、爵祿は功を賞する所以なり。官職を設け、爵祿を陳ねて、而して士自ら至る。人に君たる者、奚ぞ其れ勞せんや。人を使ふは又佚する所に非ざるなり。人主は人を使ふと雖ども、必ず度量を以て之を(一)準し、刑名を以て之を(二)參す。以て事、法に(三)遇へば則ち行ひ、法に遇はざれば則ち止む。功、其言に當れば則ち賞し、當らざれば則ち誅す。刑名を以て臣を收め、度量を以て下を準す、此れ釋つ可からざるなり。人に君たる者焉んぞ佚せんや。人を索むるには勞せず、人を使ふには佚せざるなり。而るに桓公は、人を索むるに勞して、人を使ふに佚す』と曰ふは、然らず。且つ桓公の管仲を得たるや又難からざりき。管仲は(四)其君に死せずして、而して桓公に歸し、鮑叔は官を輕んじ能に讓りて(五)之に任じた

【一】正すなり。
【二】參驗する也。
【三】遇は合ふ也。
【四】公子糾の難に死せず。
【五】之は管仲をさす。

于に愚にして、秦に智なるに非ざるなり、此れ君有ると君無きとなり。（三四）向が『臣の力なり』と曰ふは（三五）然らず。昔は桓公、宮中に（三六）二市（三七）婦閭二百あり、（三八）被髪して、婦人に御たりしも、管仲を得て五伯の長と爲り、管仲を失ひ、豎刁を得て、身死し蟲流れて尸より出づるまで葬られず。以て臣の力に非ずと爲さば、且に管仲を以て覇たらざらんとす。以て君の力と爲さば、（三九）且に豎刁を以て亂と爲らざらんとす。昔は、晉の文公、齊の女を慕ひて歸るを（四〇）亡る。舅犯極諫す、故に晉國に反るを（四一）得たり。故に桓公は管仲を以て（諸侯ヲ）合せ、文公は舅犯を以て覇たり。而るに師曠『君の力なり』と曰ふは、又然らず。凡そ五覇の能く功名を天下に成せる所以の者は、必ず君臣倶に力あり。故に曰く、叔向・師曠の對へは皆偏辭なりと。

齊の桓公の時、晉の客至る。有司、（四二）禮を請ふ、（因テ）桓公、『仲父に告げよ』と曰へるもの三たび。而るに（四三）優笑ひて曰く、『易き哉君たること、一にも仲父と曰ひ、二にも仲父と曰ふ』と。桓公曰く、『吾れ聞く、人に君たる者は、人を索むるに勞し、人を使ふに（四四）佚す』と。（四五）吾の仲父を得るは已に難かりき。（四六）仲父を

（三四）向は叔向。
（三五）當らざる也。
（三六）宮中に市場を設けたるなり。
（三七）宮中に娼家を設けたるなり。
（三八）冠せざる也。
（三九）君の力にあらずして臣の力なり。
（四〇）亡は忘と通ず。
（四一）得は原本には使に作る。今一本に從ふ。
（四二）之を遇するの禮如何を請ひ問ふ。
（四三）優は俳優なり。
（四四）佚は安逸なり。
（四五）人を索むるに勞せる也。
（四六）人を使ふに佚する也。

するもの爲す無く、見る無し』と。此れ最も文王に宜し（斯クレバ）人をして之を疑はしめざるなり。仲尼、又、文王を以て智となせるは、未だ此論に及ばざるなり。

晉の平公、叔向に問うて曰く、『昔は齊の桓公、諸侯を九合し、天下を一匡せり。識らず臣の力なりや』と。叔向對へて曰く、『管仲は【二七】制割を善くし、賓胥無は【二八】削縫を善くし、隰朋は、【二九】純緣を善くし、衣成りて君擧げて之を服す。亦臣の力なり、君何の力か之れ有らん』と。師曠、琴に伏して之を笑ふ。公曰く、『太師、奚をか笑ふ』と。師曠對へて曰く、『臣、叔向が君に對ふるを笑ふなり。凡そ人臣たる者は、猶ほ【三〇】炮宰の五味を和して之を君に進むるが如し、君食はずば、孰れか敢て之を強ひん。臣請ふ之を譬へん、君は壤地なり、臣は草木なり、必ず壤地美にして、然る後草木碩大なり。亦君の力なり。臣何の力か之れ有らん』と。

或ひと曰く、叔向・師曠の對へは、皆偏辭なり。夫れ天下を一匡し、諸侯を九合するは、美の大なる者也。專ら君の力にあらざるなり、又專ら臣の力にあらざるなり。昔は宮之奇は虞に在り、僖負羈は曹に在り。二臣の智、言へば事に中り、發すれば功に中れるに、虞曹倶に亡べるは、何ぞや。此れ【三一】其臣ありて、【三二】其君無ければなり。且つ蹇叔、【三三】于に處りて于亡び、秦に處りて秦覇たり、蹇叔、

【二七】制割は衣を製するに譬ふれば、布帛を大だちする也。
【二八】削縫は裁縫なり。
【二九】純緣は緣飾なり。
【三〇】庖人。
【三一】其臣は賢臣をいふ。
【三二】其君は明君をいふ。
【三三】于は一本には虞に作る。

遺せるの恥を小人に雪ぐと雖も、而も亦義を宿むるの恥を君子に遺せり。且つ夫れ困倉を發して貧窮に賜へるは、是れ無功を賞するなり。囹圄を論じて薄罪を出せるは、是れ過を誅せざるなり。夫れ無功を賞すれば、則ち民(二〇)偸幸して上に望み、過を誅せざれば則ち民懲りずして非を爲し易し。此れ亂の本なり。安ぞ以て恥を雪ぐべけんや。

昔は、文王(二一)盂を侵し、(二二)莒に克ち、(二三)酆を擧ぐ。三たび事を擧げて、紂之を惡む。文王乃ち懼れ、請うて洛西の地、(二四)赤壤の國、方千里を(紂に)入れ、以て炮烙の刑を解かんことを請ふ。天下皆說ぶ。仲尼之を聞きて曰く『仁なる哉文王。千里の國を輕んじて、炮烙の刑を解かんことを請ふ。智なる哉文王、千里の地を出して、天下の心を得たり』と。

或るひと曰く、仲尼の文王を以て智とせると、亦過たずや。夫れ智者は禍難の地を知りて之を辟くる者なり。是を以て身、患に及ばざるなり。文王の紂に惡まるゝ所以の者をして、(二五)其の人心を得ざるを以てならしめんか、(然ラバ)則ち人心を索めて以て惡みを解くと雖も可なり、(然レドモ)紂其の大に人心を得るを以て之を惡めるのみ。又地を輕んじて以て人心を收むるは、是れ重ねて(紂に)疑はるゝなり。固に其の桎梏して羑里に囚はるゝ所以なり。鄭の長者言へるあり、(二六)道を體

(二〇) 僥倖を偸まんとする也。
(二一) 邘と同じ、地名。原本には盂に作る。
(二二) 地名。
(二三) 地名。
(二四) 赤壤は肥沃なる土地。
(二五) 其は文王をさす。
(二六) 虛靜なるをいふ。

無くして、太だ多きを以て說く、術無きの患なり。(二三)敗軍の誅は千百を以て數ふるも、猶ほ北げて且つ止まず。卽ち亂を治むるの刑は、(二四)勝へざるを恐るゝが如くするも、而も姦尙ほ盡きず。今晏子は其當否を察せずして、而も太だ多きを以て說を爲す、亦妄ならずや。夫れ(二五)草茅を惜む者は禾穗を耗し、盜賊を惠む者は良民を傷る。今、刑罰を緩くして、寬惠を行ふは、是れ姦邪を利して善人を害するなり、此れ治を爲す所以に非ざるなり。

齊の桓公、酒を飮み、醉うて其冠を遺す。之を恥ぢ、三日朝せず。管仲曰く、『此れ國を有てる者の恥にあらざるなり。公胡ぞ其れ之を雪ぐに政を以てせざる』と。公曰く、『善し』と。因りて囷倉を發して、貧窮に賜ひ、(二六)囹圄を論じて、薄罪(ノモ)を出す。處ること三日にして、民之を歌ひて曰く、『公胡ぞ復た冠を遺さざるや』と。

或るひと曰く、管仲は、桓公の恥を(二七)小人に雪ぎて、而も桓公の恥を君子に生ぜり。桓公が囷倉を發して貧窮に賜ひ、囹圄を論じて薄罪を出せるをして、義に非ざらしめば、以て恥を雪ぐ可からず。之をして義ならしめんか、桓公、義を(二八)宿めて、冠を遺せるを須ちて後に之を行ふならば、則ち是れ桓公の義を行へるは、(二九)冠を遺せるが爲めにあらざるなり。是れ冠を

(二三) 敗軍せし時の誅戮。
(二四) 甚だ多きを云ふ。
(二五) 惡草を愛して鋤かぬ。
(二六) 入獄者を云ふ。
(二七) 下民なり。
(二八) 義を止め置きて速に行はざる也。
(二九) 止めて置いた義を行ふ爲め也。

て、其主をして兩を去り一を用ひしむ。是れ西河・鄢郢の憂あらずんば、則ち必ず身死し食を減ずるの患あらん。是れ樛留未だ善く以て言を知るあらざるなり。

難二 第三十五

景公、晏子に過りて曰く、『子が（一）宮小にして市に近し。請ふ子の家を（二）豫章の圃に徙さん』と。晏子、再拜して辭して曰く、『且つ（三）嬰が家貧し、（四）市食を待ちて食ひ、（コレヲ買フタメニ）朝暮之に趨く、以て遠ざかる可からず』と。景公笑つて曰く、『子が家、（五）市に習はゞ、（六）貴賤を識れりや』と。是時、景公、刑に繁なり。晏子對へて曰く、『（七）踴は貴くして屨は賤し』と。景公曰く、『何が故ぞ』と。晏子對へて曰く、『刑多ければ也』と。景公（八）造然として色を變じて曰く、『寡人其れ暴なるか』と。是に於て刑を（九）損すること五。

或ひと曰く、晏子の踴を貴とせるは、其誠にあらざる也、（一〇）便辭以て多刑を止めんと欲せるなり。此れ治を察せざるの患なり。夫れ刑當れば（一一）多きこと無し、當らざれば（一二）少きこと無し。（然ルニ）當らざるを以て聞すること

【一】宮は家なり。
【二】地名。
【三】晏子の名。
【四】市にて賣る食物。
【五】市情に通ずる也。
【六】物價の貴賤。
【七】踴は、踊に同じ。刖者の屨。屨は通常の履。踊の價貴きは、刑せられて刖らるゝ者多ければなり。
【八】造は戚と通ず、變ふる貌。
【九】損は、はぶく也。
【一〇】方便の辭。
【一一】多きも少きと同じ。
【一二】少きも多きと同じ。

る後行はれんや。當世の（一七）行事都丞の徵令を下だす者、尊貴を辟けず、卑賤に就かず。故に之を行ひて法あれば、（一八）巷伯と雖も、卿相に信ぜらる。之を行ひて法に非ざれば、大吏と雖も民萌に（一九）詘す。今、管仲は、主を尊び法を明にするを務めずして、寵を增し爵を益すを事とす。是れ管仲、富貴を貪欲するにあらずんば必ず闇くして術を知らざるならん。故に曰く、管仲に失行あり、胥略に過譽ありと。

韓の宣王、樛留に問ふ、『吾れ公仲と公叔とを兩用せんと欲す、其れ可ならんか』と。樛留對へて曰く、『昔、魏は（二〇）樓・翟を兩用して西河を亡ひ、楚は（二一）昭・景を兩用して鄢郢を亡へり。今、君、公仲と公叔とを兩用せば此れ必ず將さに事を爭ひて（二二）外に市せんとす、則ち國必ず憂あらん』と。

或ひと曰く、昔、齊の桓公は管仲と鮑叔とを兩用し、成湯は伊尹と仲虺とを兩用せり。夫れ臣を兩用するは、國の憂ならば、則ち是れ桓公、霸たらず、成湯、王たらざるべきなり。湣王は一り淖齒を用ひて、而も（二三）身、東廟に死し、主父は一り李兌を用ひて、食を減じて死せり。主、誠に術有らば、兩用すとも、患をなさじ。術無くば、兩用せば、則ち事を爭ひて外に市し、一りならば則ち制を專にして劫弑せん。今、留は術の以て上を規す無くし

（一七）官の卑き者。
（一八）閭巷の長。
（一九）詘は屈なり。
（二〇）樓緩翟黃。
（二一）昭姓景姓。
（二二）隣國と私交し己の利を計る。
（二三）身は原本には手に作る。今一本によりて之を正す。

ざらしむるなり。夫れ下は民をして望みを上に絶たしめ、又韓子をして其失を知らざらしむ。吾れ未だ君子の謗を分つ所以の者を得ざるなり。

桓公、管仲の束縛を解きて之を（齊ノ）相とす。管仲曰く、（三）『臣寵あり。然れども臣卑し』と。公曰く、『子をして（四）高國の上に立たしめん』と。管仲曰く、『臣、貴し、然れども臣、貧し』と。公曰く、『子をして三歸の家あらしめん』と。管仲曰く、『臣、富めり、然れども臣、疏し』と。是に於て立てゝ以て仲父と爲す。霄略曰く、『管仲は賤きを以ては以て國を治むべからずと爲す、故に高國の上を請ふ。貧きを以ては以て富めるを治むべからずと爲す、故に三歸を請ふ。疏きを以ては以て親しきを治むべからずと爲す、故に仲父に處る。管仲は貪れるにあらず、以て治に便せるなり』と。

或ひと曰く、今（五）臧獲をして君の令を奉じて、卿相に詔げしむるも、敢て聽かざるは莫し。卿相卑くして臧獲貴きに非ざるなり。主令の加はる所は、敢て從はざるは莫きなり。今、管仲の治をして桓公に（六）緣らざらしめば、是れ君無きなり。國に君無くば、以て治を爲す可からず。若し桓公の威を負ひて、桓公の令を下さば、是れ臧獲も信ぜらるゝ所以なり。奚ぞ高國仲父の尊きを待ちて而

【三】「寵有り」は原本には「夜然」に作る、今一本に從ふ。

【四】高氏國氏は俱に齊の上卿なり。

【五】奴婢なり。

【六】緣らずとは、擅に命を出すをいふ。

罪人ならば則ち救ふ可からず。罪人を救ふは、法の敗るゝ所以なり、法敗るれば則ち國亂る。若し罪人にあらずして之を勸めて以て殉ふ、之を勸めて以て殉ふるは、是れ(四)不辜を重ぬるなり。不辜を重ぬるは、民の怨を起す所以の者なり。民怨めば則ち國危し、郄子の言、危にあらざれば則ち亂なり、察せざる可からず。且つ韓子の斬る所、若し罪人ならば、則ち(五)郄子奚ぞ分たん。斬るところ若し罪人に非ずば、則ち已に之を斬りて、而して郄子乃ち至りぬ。是れ韓子の謗已に成りて、(六)郄子且つ後れて至れるなり。夫れ郄子が、『以て殉へよ』と曰ふは、以て人を斬るの謗を分つに足らずして、而も又(七)殉ふるの謗を生さん。是れ何ぞ謗を分つと言はんや。昔は紂、炮烙を爲す。(八)崇侯、惡來又(九)曰に、(一〇)渉る者の脛を斬れり。(一一)奚ぞ紂の謗を分たん。且つ民の上に望むや、甚し。韓子(措當)(當ヲ)得ずば、(一二)且に郄子の之を得るを望まんとす。今郄子も倶に得ずば、則ち民は望みを上に絶たん。故に曰く、郄子の言は、謗を分つにあらざるなり、謗を益すなりと。且つ郄子の往きて罪を救ふや、韓子を以て非と爲せばなり。其の非たる所以は道はずして、之に勸むるに殉ふるを以てす。是れ韓子をして其過を知ら

【四】斬るところ辜ならず、殉ふるところ辜ならず、これ不辜を重ぬる也。

【五】謗を分つの要なし。

【六】故に謗に關せず。

【七】生は益す也。既に不辜を斬るの謗ありて、更に不辜を殉ふるの謗を益さん。

【八】紂の佞臣。

【九】曰は當に日に作るべし。

【一〇】冬の朝に水を渉る者の脛を斬りて之を視しこと。

【一一】其謗を益すのみ、今郄子の非も亦然り。

【一二】郄子が允當を得るを冀ふ。

を敗らざる者なり。是の故に（五）四封の内、（六）禽を執りて朝す、名けて臣と曰ふ。臣吏、職を分ちて事を受く、名けて萌と曰ふ。今小臣、民萌の（七）衆に在りて、而も君上の欲に逆ふ、故に仁義と謂ふべからず。仁義は焉に在らざるに、桓公又從ひて之を禮せり。小臣をして智能ありて桓公を遁るゝならしめば、是れ隱るゝなり、宜しく刑すべし。若し智能無くして虛く桓公に驕矜するならしめば、是れ誣ふるなり、宜しく戮すべし。小臣の行は、刑するに非ざれば則ち戮すべきなり。桓公、臣主の理を（八）領すること能はずして、刑戮の人に禮す。是れ桓公、上を輕んじ君を侮るの俗を以て、齊國に教へしなり。治を爲す所以に非ざるなり。故に曰く、桓公は仁義を知らずと。

（一）靡笄の役に、韓獻子、將さに人を斬らんとす。郤獻子、之を聞き、駕して往きて之を救ふ。至る比ひ則ち已に之を斬りぬ。郤子因りて曰く、『胡ぞ以て（其罪ヲ軍中ニ）徇へざる』と。其僕曰く、『曩きには之を救はんとせるならずや』と。郤子曰く、（二）『吾れ敢て謗を分たざらんや』と。

或ひと曰く、郤子の言は、察せざる可からず、（三）謗を分つには非ざるなり。韓子の斬る所や、若し

【五】四境。
【六】禽は君に見ゆる時の贄なり。原本には會に作る、今之を正す。
【七】衆は群也。
【八】領は領得。
【一】靡笄は山の名。靡笄の役は、晉、齊を伐つ也。左傳成公十二年に見ゆ。
【二】旣に殺したる以上は韓子と謗を分ち過ちを共にせんとすと。
【三】「謗を分つには非ざるなり」の下に、一本には「謗を益すなり」の一句あり。從ふべきに似たり。

て聽くに過ありて、其失を悟らざらしむ。師曠の行も亦行ふ可からざるなり。姦臣をして極諫して、君を弑するを飾るの道を襲はしむ。(コレ)兩明と謂ふべからず、此れを兩過と謂ふ。故に曰く、平公は君道を失ひて、師曠も亦臣禮を失へりと。

齊の桓公の時、處士あり、小臣稷と曰ふ。桓公三たび往きたれども見るを得ず。桓公曰く、『吾れ聞く、布衣の士は、(一)爵祿を輕んぜざれば、以て萬乘の主を易ずること無し。萬乘の主は、(二)仁義を好まざれば、亦以て布衣の士に下ること無し』と。(三)是に於て五たび往いて、乃ち之を見るを得たり。

或ひと曰く、桓公は仁義を知らず。夫れ仁義とは、天下の害を憂へ、一國の患に趨き、(四)卑辱を避けざるを仁義と謂ふ。故に伊尹は中國を以て道を亂ると爲し、宰と爲りて湯に干め、百里奚は秦を以て道を亂ると爲し、虜となりて穆公に干む。皆天下の害を憂へ、一國の患に趨き、卑辱を辭せざるなり。故に之れを仁義と謂ふ。今桓公は萬乘の勢を以て、匹夫の士に下り、將に與に齊國を憂へんと欲す。而るに小臣、行きて見えざる、小臣の民たるを忘れたるなり。民たるを忘るゝは仁義と謂ふべからず。仁義とは人臣の禮を失はず、君臣の位

【一】爵祿を輕んずればこそ諸侯をも輕んずるなれ。
【二】仁義を好めばこそ布衣の士に下るなれ。
【三】處士の爵祿を輕んずるを高しとして、自ら仁義の君たるに居らんとする也。
【四】卑辱は身を卑きに貶くなり。

だ其れ言ひて之に違ふものなし』と。師曠、前に侍坐す。琴を援りて(五)之れを擲く、公衽を披きて避く、(其ハツミニ)琴、(六)壁を壞る。公曰く、『(七)太師誰をか撞ける』と。師曠曰く、『今は(吾ガ)側に小人の言をする者あり、故に之を撞けり』と。公曰く、『(言ヘルモノハ)寡人なり』と。師曠曰く、『啞、是れ人に君たる者の言に非ざるなり』と。左右(八)之を(九)塗らんと請ふ。公曰く、『之を釋け。以て寡人の戒と爲さん』と。

或ひと曰く、平公は君道を失ひ、師曠は臣禮を失ふ。夫れ其行を非とすれば、其身を誅するは、君の臣に於ける也。其行を非とすれば、則ち其言を陳べ、善く諫めて聽かれざれば、則ち其身を遠ざくるは、臣の君に於ける也。今師曠は平公の行を非としながら、人臣の諫を陳べずして、人主の(親ラスベキ)誅を行ひ、琴を擧げて其體に親く。是れ、上下の位に逆ひて、人臣の禮を失へる也。夫れ人臣たる者、君、過あれば則ち諫め、諫めて聽かれざれば、則ち(一〇)爵祿を輕んじて以て之を待つは、此れ人臣の禮義なり。今、師曠は平公の過を非として、琴を擧げて其體に親く。嚴父と雖も子に加へざるを、師曠は之を君に行ふ、此れ大逆の(一一)術なり、臣、大逆を行ふも平公喜びて之を聽く、是れ君道を失へるなり。故に平公の(一二)迹は行ふ可からざるなり、人主をし

【五】之は平公をさす。
【六】壁に當るなり。
【七】師曠。
【八】之は壁をさす。
【九】塗は原本には除に作る、今一本に從ふ。
【一〇】其身を遠ざくる也。
【一一】或るひと曰はく、術は當に行に作るべしと。
【一二】行迹。

ず、是を以て之を先にす』と。仲尼之を聞きて曰く、『善く賞せしかな、襄子。一人を賞して、天下の人臣たる者、敢て禮を失ふ莫し』と。

或ひと曰く、仲尼は善く賞するといふことを知らず。夫れ善く賞罰する者は、百官敢て職を侵さず、羣臣敢て禮を失はず、上、其法を設けて、下、姦詐の心無し、此の如きは、則ち善く賞罰すと謂ふべし。襄子をして晉陽に於て、令して行はれず、禁じて止まざらしめば、是れ襄子に國なく、晉陽に君なきなり。尚ほ誰と與に守らんや。今、襄子の晉陽に於けるや、知氏之に灌ぎ、〔二〕沈竈、鼃を生じて、而も民に反心無かりしは、是れ君臣親めばなり。襄子、君臣相親むの澤を有ち、令して行はれ禁じて止むの法を操りて、而も猶は驕侮の臣ある、是れ襄子、罰を失へるなり。人臣たる者、事を〔三〕乘じて功あらば則ち賞す。今、赫、僅かに驕侮せずして、而も襄子之を賞す。是れ賞を失へるなり。明主は、賞は功無きに加へず、罰は罪無きに加へず。今襄子は驕侮の臣を誅せずして、功無きの赫を賞す。襄子の善く賞するといふこと安くにか在らんや。故に曰く、仲尼は善く賞するといふことを知らずと。

晉の平公、羣臣と飲す。飲酣なるとき乃ち喟然として歎じて曰く、『人君たるよりも樂きは莫し、〔四〕惟

【二】沈竈は原本には穴竈に作る。今、一本に從ふ。
【三】乘は計る也。乘は一本には乗に作る。是なるに似たり。
【四】余の言には何事も違背する者なし。

て、下は(三二)私を成す。管仲、此の度數を桓公に明にするに非ずして、豎刁を去らしむるも、一の豎刁又至らん。姦を絶つの道に非ざるなり。且つ桓公、身死し蟲流れて尸より出づるまで葬られざる所以の者は、是れ臣重ければなり。臣重きの實は、主を擅にするなり。主を擅にするの臣あれば、則ち君の令、下に究らず、臣の情、上に通ぜず。一人の力、能く君臣の間を隔てゝ、(三三)善敗をして聞えず、禍福をして通ぜざらしむ。故に葬られざるの患あるなり。明主の道は、一人、官を兼ねず、一官、事を兼ねず、卑賤は(三四)尊貴を待たずして進み、大臣は(三五)左右に因らずして見え、(三六)百官修通し、羣臣輻湊す。賞ある者は君、其功を見、罰ある者は、君、其罪を知る。(三七)見知、前に悖らず、(三八)賞罰、後に弊めずば安んぞ葬られざるの患あらんや。管仲、此言を桓公に明にするに非ずして、三子を去らしむ。故に曰く、管仲は度無しと。

(一)襄子、晉陽の中に圍まる。圍を出でゝ有功の者五人を賞し、高赫(之)を賞首たり。張孟談曰く、『晉陽の事、赫、大功無くして、今賞首たるは何ぞや』と。襄子曰く、『晉陽の事、寡人國危く、社稷殆し。吾が羣臣、驕侮の意あらざる者無かりき。惟だ赫子は君臣の禮を失は

【三二】私は私利。
【三三】善敗は善惡なり。
【三四】貴緣を待ちて進まず。
【三五】請謁によらずして君に近づく。
【三六】其職を得て、祿を君に仰ぐ。
【三七】功を見罪を知ること、前に乖かず。其の明察なるをいふ。
【三八】弊は斷なり。其賞罰を行ふこと、後に斷ぜず。賞罰素より人心に定まるをいふ。
【一】此事、十過に出づ。

或ひと曰く、管仲の桓公に(二四)見告せし所以の者は、(二五)度ある者の言にあらざるなり。豎刁・易牙を去る所以は、其身を愛せずして君の欲に適へるを以てなり、(管仲ノ言ニ)曰く、『其身を愛せず、安んぞ能く君を愛せん』と。然らば則ち臣に(二六)死力を盡くして以て其主の爲めにする者あらば、管仲、將に用ひずして、『其死力を愛せず、安んぞ能く君を愛せん』と曰はんとせん。是れ君が(其ノ)忠臣を去らんことを(二七)欲するなり。且つ其身を愛せざるを以て、其の君を愛せざるを度らば、是れ將さに管仲の(前時仕ヘシ)公子糾(ノ爲)に死する能はざるを以て、其の(今仕フル)桓公の爲めに死せざるを度らんとする也。是れ管仲も亦(前三氏ト共ニ)去らるゝ所の(二八)域に在るなり。明主の道は、然らず。民の欲する所を設けて、以て其功を求む。故に爵祿を爲して以て之を勸む。民の惡む所を設けて以て其姦を禁ず。故に刑罰を爲して以て之を威す。慶賞信にして刑罰必す。故に君、(二九)功を臣に擧げて、姦は上に用ひられず。豎刁ありと雖も、其れ君を奈何せん。且つ臣は死力を盡して以て(三〇)君と市し、君は爵祿を垂れて以て臣と市す。君臣の際は、父子の親みに非ざるなり。(三一)計數の出づる所なり。君、道あれば則ち臣、力を盡して姦、生ぜず。道無ければ則ち臣、上は主の明を塞ぎ

(二四) 見告は、まみえ告ぐる也。
(二五) 度は法度なり。
(二六) 死力を盡すは、亦身を愛せざる也。
(二七) 原本には「欲」の字無し、今一本に從つて之を補ふ。
(二八) 域は域内なり。
(二九) 臣功を効す也。
(三〇) 君と臣と互に相利するなり。
(三一) 君、臣の力を計り、臣、君の祿を計る。

（此ノ法術ニ）從らしめずして、己れ乃ち躬親らす。亦術無にあらずや。且つ夫れ身を以て苦みを爲して、而る後に民を化するは、堯舜も難しとする所なり。勢に處りて下に令するは、庸主も易しとする所なり。將さに天下を治めんとして庸主の易しとする所を釋てゝ、堯舜の難しとする所に道るは、未だ與に政を爲す可からざるなり。（二二）管仲、病あり。桓公往きて之れを問ふ。曰く、『仲父病む、不幸にして（二三）大命を卒らば、將さに奚を以て寡人に告げんとする』と。管仲曰く、『君が言微しとも、臣故より將さに之を謁げんとす。願はくは君、豎刁を去り、易牙を除き、衞の公子開方を遠ざけよ。易牙は君の爲めに味を主どる。君惟だ人肉をのみ未だ嘗めず、易牙、其首子を蒸して之を進めき。夫れ人情、其子を愛せざるは莫し。今、其子をすら愛せずして安んぞ能く君を愛せん。君妬みて內を好む。豎刁、自ら宮して以て內を治めき。人情、其身を愛せざるは莫し。身すら且つ愛せずして、安んぞ能く君を愛せん。開方は君に事ふること十五年、齊衞の間、（二四）數日の行を容れず、其母を棄てゝ、久しく宦して歸らず。其母をすら愛せずして、安んぞ能く君を愛せん。臣之を聞く、僞を矜れば長からず、虛を蓋へば久しからずと。願はくは君、此三子の者を去れ』と。管仲卒に死して、桓公（管仲ノ言ヲ）行はず。桓公死するに及びて、蟲、尸より出づるまで葬らざりき。

【二二】此事、二柄及び十過に出づ。

【二三】大命を卒るは、死する也。

【二四】近きなり。

或ひと儒者に問て曰く、此時に方りて、堯は安くにか在ると。其人曰く、堯は天子たりと。然らば則ち仲尼の堯を聖とせるは奈何。聖人明察にして上位に在らば、將さに天下をして姦無からしめんとするなり。(二六)今耕漁爭はず陶器窳せずば、舜又何の德ありて化せん。舜の、敗を救へるは、則ち是れ堯に失あれば也。舜を賢とせば、則ち堯の明察を去らん。堯を聖とせば、則ち舜の德化を去らん。兩つながら得べからざるなり。楚人に、楯と矛とを鬻ぐ者あり。之を譽めて曰く『吾が楯の堅きこと、能く陷すもの莫し』と。又其矛を譽めて曰く、『吾が矛の(二七)利きこと。物に於て陷さざるなし』と。或ひと曰く、『子の矛を以て、子の楯を陷さば、何如』と。其人、應ふること能はざりき。夫れ陷すべからざるの楯と、陷らざるなきの矛とは、世を同くして立つ可からず。今、堯舜の兩つながら譽むべからざるは、矛楯の說也。且つ舜、敗を救ひ、期年にして一過を已め、三年にして三過を已むるも、舜壽くるあり、壽盡くるありて、天下の過は已む無き者なり。盡くるある(壽命)を以て、已む無き(過失)を逐ふ。(二八)止む所の者寡し。(然ルニ)賞罰は天下をして必ず之を行はしむ、令して曰く、(二九)『程に中る者は賞し、程に中らざる者は誅す』と。(三〇)令、朝に至らば暮に變じ、暮に至らば、朝に變ぜん。十日にして海內畢すべし奚ぞ期年を待たん。舜猶ほ此を以って堯に說きて、

(二六) 堯果して德を以て上にあらば、民自ら禮讓あらん、何ぞ舜を待たん。
(二七) 利は銳利なり。
(二八) 禁止する所の姦寡し。
(二九) 程は法の程式。
(三〇) 其速かなるをいふ。

るか、（然ラバ）則ち楚に勝ち軍を破りし所以の者は、舅犯の謀也。其善く言へるを以てせるか、（然ラバ）則ち雍季は乃ち其後の復びする無きを道へり。此れ未だ（雍季ニハ）善言あらざるなり。舅犯は則ち以に（九）之を兼ぬ。舅犯の曰へる、『繁禮には、君子、忠信を厭はず』とは、忠は其下を愛する所以なり、信は其民を欺かざる所以なり。夫れ既に（民ヲ）愛すると（民ヲ）欺かざるとを以てす、言孰れか此よりも善なるあらん。然るに必ず『詐僞に出でよ』と曰へるは、軍旅の計なればなり。舅犯、前に善言あり、後に戰勝あり。故に舅犯は二功有るも後れて論ぜられ、雍季は一無きも先きに賞せらる。（然ルヲ）『文公の覇たる亦宜ならずや』と（イヘル）は、仲尼、善賞（トハ是レ何物ナルカ）を知らざるなり。

（一〇）歷山の農者畔を侵す。舜往きて耕す。期年にして（一一）畎畝正し、河濱の漁者（一二）坻を爭ふ。舜往きて漁す。期年にして（一三）長に讓る。東夷の陶する者、器（一四）苦窳す。舜往きて陶す、期年にして器（一五）牢し。仲尼歎じて曰く『耕漁と陶とは、舜の官に非ざるなり。而も舜往きて之を爲せるは、（風俗ノ）敗ヲ救ふ所以なり。舜は其れ信に仁なるか。乃ち躬耕し苦しきに處るも、而も民之に從へり、故に曰く、聖人の德は化するか』と。

【九】軍功善言を兼ぬ。

【一〇】歷山は地名、舜の耕せし處。畔を犯すとは、田界を相侵す也。

【一一】畎は畎なり、一畝の間廣さ一尺深さ一尺を畎と云ひ、百歩を畝と云ふ。

【一二】坻は水中の高地也、釣者の依る處。

【一三】長は長者。

【一四】粗惡なり。

【一五】牢は堅牢なり。

る所に非ざるなり。夫れ舅犯の言は、一時の(七)權なり、雍季の言は萬世の利なり』と。仲尼之を聞きて曰く、『文公の覇たるや、宜なるかな、既に一時の權を知り、又萬世の利を知る』と。

或ひと曰く、雍季の對へは、文公の問に當らず。凡そ(八)問に對ふるは、因ることあり、小大緩急に因りて對ふるなり。問ふ所高大にして、對ふるに卑狹を以ってせば、則ち明主は受けざるなり。今、文公、少きを以て衆きに遇ふを問へるに、而も對へて、『後必ず復びする無からん』と曰ふ。此れ應ずる所以にあらざるなり。且つ文公は一時の權を知らず、又萬世の利を知らず。(何トナレバ)戰ひて勝たば、則ち國安くして身定り、兵彊くして威立たん。後に復びすることありと雖も、(利)此れよりも大なるは莫けん。萬世の利、奚ぞ至らざるを患へんや。戰ひて勝たずば、則ち國亡び兵弱く、身死し名息み、今日の死を拔き拂はんとするも及ばじ。安んぞ萬世の利を待つに暇あらんや。萬世の利を待つは、今日の勝ちに在り、今日の勝ちは、敵を詐るに在り。敵を詐るは、萬世の利のみ。故に曰く、雍季の對は、文公の問に當らずと。且つ文公は、又、舅犯の言を知らず。舅犯の所謂『詐僞を厭はず』とは、其民を詐れと謂はず、其敵を詐れと謂へるなり。敵とは、伐つ所の國なり、後、復びする無しと雖も、何ぞ傷まんや。文公の雍季を先にせる所以は、其功あるを以てせ

【六】若は原本には君に作る。今一本に從ふ。
【七】權は權道なり。
【八】敵に勝つの方法を問ふに因りて、之に應ふるに其の勝つ所以を以てす。

卷の十五

(一)難一 第三十四

晉の文公將さに楚人と戰はんとす。(二)舅犯を召して之に問うて曰く、『吾將さに楚人と戰はんとす、彼は衆く我は寡し、之を爲す奈何』と。舅犯(對へ)曰く、『臣之を聞く、(三)繁禮には、君子忠信を厭はず、戰陣の間は、(君子)詐僞を厭はずと。君其れ之を詐らんのみ』と。文公、舅犯を辭し、因りて雍季を召し之に問うて曰く、『我れ將さに楚人と戰はんとす、彼は衆く我は寡し、之を爲すこと奈何』と。雍季對へて曰く、『(四)林を焚きて田し、偸くも多獸を取らば、後必ず獸無からん。詐を以て民を遇し、偸くも一時を取らば、後必ず復びすること無からん』と。文公曰く、『善し』と。雍季を辭して、舅犯の謀を以て、楚人と戰ひて之を敗り、歸りて(五)爵を行ふに、雍季を先にして、舅犯を後にす。群臣曰く、『城濮の事は舅犯が謀なり。夫れ其言を用ひて其身を後にす。可ならんや』と。文公曰く、『此れ(六)君が知

【一】此篇前人の行事を説き、己れに合はざるものを詰難す。皆古人を借りて己れの意を發す。要は刑名に歸するにあり。
【二】舅の子犯、狐偃なり。
【三】繁縟なる禮。
【四】而獸の多きを望んで林を焚かば。
【五】爵を行ふは、賞を行ふ也。

ラルル者ニ）〔二四〕譽れ加はる。民、中立して、由る所を知らず。此れ亦聖人の、爲めに泣く所なり」と。一に曰く、延陵の卓子、蒼龍と〔二五〕翟文との乘に乘ず。前には則ち錯飾あり、後には則ち利錣策あり、進めば則ち之を引き、退けば則ち之を策つ。馬、前は進むを得ず、後は退くを得ず、遂に〔二六〕避けて逸す。因りて下り、刀を拔きて其脚を刎る。造父、之を見て泣き、終日食はず。因りて天を仰ぎて歎じて曰く、『策つは之を進むる所以なるに、錯飾、前に在り、（故ニ進ムヲ得ズ）引くは之を退くる所以なるに、利錣、後に在り、（故ニ退クヲ得ズ）今、人主、其淸潔なるを以て、之を進むるも、〔二七〕其の左右に適はざるを以て、之を退け、其公正なるを以て、之を譽むるも、〔二八〕其の聽從せざるを以て、之を廢つ、民懼れ、中立して、由る所を知らざらん。此れ聖人の、爲めに泣く所なり』と。

右傳

【二四】賞罰當らざるなり。
【二五】翟文は即ち桃花の文なり
【二六】横へ飛出す。
【二七】君の左右は、淸潔なる臣を悦ばざるなり。
【二八】君の過ちあるに從はず。

怨女あれば、則ち民に妻無し』と。桓公曰く、『善し』と。乃ち宮中有るところの婦人を（一四）論じて之れを嫁せしめ、令を民に下して曰く、『丈夫は二十にして（一五）室あれ、婦人は十五にして嫁せよ』と。一に曰く、桓公微服して、民間を行る。鹿門稷といふ者あり、行年七十にして妻無し。桓公、管仲に問うて曰く、『民老いて妻無き者ありや』と。管仲曰く、『鹿門稷といふ者あり、行年七十なり。而も妻無し』と。桓公曰く、『何を以て之れをして妻あらしめん』と。管仲曰く、『臣之を聞く、上に積財あれば、則ち民必ず下に匱乏し、宮中に怨女あれば、則ち老いて妻なき者あり』と。桓公曰く、『善し』と。宮中に令し、女子の未だ嘗て御せざるものは、出して之を嫁せしむ。乃ち令す、『男子は年二十にして室あれ、女は年十五にして嫁せよ』と。則ち内に（一六）怨女なく、外に（一七）曠夫なし。

延陵の卓子、（一八）蒼龍挑文の乘に乘りて、（一九）鉤飾前に在り、（二〇）錯錣後に在り。馬進まんと欲すれば則ち（二一）鉤飾之を禁じ、退かんと欲すれば則ち（二二）錯錣之を貫く。馬因りて（二三）旁出す。造父過ぎて之が爲めに泣涕して曰く、『古の人を治むるも亦然り。夫れ賞は之を勸むる所以なるに、而も（賞セラル者ニ）毀り存し、罰は之を禁ずる所以なるに、而も（罰セ

【一四】論は取調ぶる也。

【一五】室は妻なり。

【一六】夫なき女。

【一七】妻なき男。

【一八】蒼龍は青色の駿馬、馬の八尺以上なるを龍と云ふ。挑文は桃文なり、桃華馬なり。

【一九】鉤は毛頸の鉤なり、飾は鐙の飾なり。

【二〇】錯は金を軛に塗りて飾りとせるもの、錣は鞭の先に鍼を附せるもの。

【二一】進み得ず。

【二二】退き得ず。

【二三】横にはねでる。

以て人を致すこと無からしめば、則ち身、(六)力を絶ち死を致すと雖も、輦猶ほ上らざりしならん。今身、勞苦に至らずして、而も輦、以て上れる者は、術の以て之を致せるあるが故なり。

趙簡主、(七)稅者を出だす。吏、(八)輕重を問ふ。簡主曰く、『輕きこと勿れ重きこと勿れ。重くば則ち利、上に入り、若し輕くば則ち利、民に歸せん』と。(九)吏、私利無くして正れり。薄疑、趙簡主に謂つて曰く、『君の國は(一〇)中飽く』と。簡主欣然として喜びて曰く、『何如』と。對へて曰く、『府庫上に空虛に、百姓下に貧餓す。然り而して姦吏富む』と。

齊の桓公、微服して以て民家を巡る。人の年老いて(一一)自ら養ふ者あり。桓公、其故を問ふ。對へて曰く、『臣に子三人あり。家貧しくして、以て之に妻はす無し、(一二)(三子ハ)傭はれて未だ反るに及ばず』と。桓公歸りて以て管仲に告ぐ。管仲曰く、『(宮中ノ)畜積に腐棄の財あれば、則ち人飢餓し(一三)宮中に

【六】力を絶つは、力つくるなり。「死を致す」は一本には「死に至る」に作る。

【七】徴稅の吏を派遣す。

【八】輕くすべきか重くすべきかを問ふ。

【九】正は當に足に作るべし。利、上に入れば下涸れ、利、民に入れば、民使ひ難し、簡子の此論允に當れり、然れども簡子未だ術を知らず、故に吏は此言に因りて餘利をして上に入らず、亦民に歸せしめずして、公然自ら利せりと。

【一〇】吏、上下の間に居りて利を私しする也。薄疑の謂はゆる國中は、國内に非ざるなり。中とは上中下の中なり、薄疑簡子の問を發せんと欲して、特に是の言を僞せり。簡子は中外の中と以爲ふ、故に喜びし也。

【一一】即ち自炊を云ふ。

【一二】子既に妻なく、且傭より歸らず、故に自炊する也。

【一三】宮中、君寵を得ざるの女あり、即ち宮女多き也。

れば則ち獨り李兌を聞きて、趙王を聞かず 故に曰く、人主、術を操らずば 則ち威勢輕くして、臣、名を擅にせんと。一に曰く、田嬰、齊に相たりしとき、人、王に說くものあり、曰く、『(一三)終歲の計、王、一たび數日の(一四)間を以て自ら之を聽かずんば、則ち以て吏の姦邪得失を知ること無けん』と。王曰く、『善し』と。田嬰、之を聞き、即ち遽かに王に請うて其計を聽かしむ。王、將に之を聽かんとす。田嬰、官をして(一五)押劵斗石參升の計を具せしむ。王自ら計を聽く。計、(一六)聽くに勝へずして罷む。食後復た坐し、(一七)復た暮食せず。田嬰復た謂つて曰く、『群臣が終歲日夜敢て偸怠せざる所の事なり、王、一夕を以て之を聽かば、則ち群臣爲めに勸勉するあらん』と。王曰く、『諾』と。俄にして王(一八)已に睡る。吏盡く刀を揄き、其押劵斗石の計を削る。(此ノ如ク)王自ら之を聽き、亂乃ち始めて生ぜり。一に曰く、武靈王、惠文王をして政に涖ましむ。李兌、相となる。武靈王、身を以て殺生の柄を躬親らせず。故に李兌に劫かされぬ。

(五)茲鄭子、(一)輦を引きて(二)高梁に上らんとし、而して(三)支ふること能はず。茲鄭、轅に(四)踞して歌ふ。(五)前なる者止まり、後なる者趨す。輦乃ち上れり。茲鄭をして術の

【一三】一年の會計。
【一四】間は閑暇なり。
【一五】押劵は吏の署名したる文書なり。斗石參升は皆量の名參は疑ふらくは當に區に作るべし。
【一六】煩細にして聽くに苦しむ也。
【一七】煩忙なるなり。
【一八】罷倦極まる也。
【一】輦は、てぐるま、即ち輪無き車なり。
【二】高梁は、たかきはし。
【三】ひきあげ得ざる也。
【四】踞はこしかける也。
【九】諸人、其歌を樂んで、車を推挽せる也。

親らせず、明主は小事を躬らせず。

造父方に耨るとき、(七)子父車に乗りて過ぐる者有り、(其一)馬驚きて行かず。其子は車を下りて馬を牽き、父は(八)下りて車を推し、造父に『我を助けて車を推せよ』と請ふ。造父因りて(九)器を收め、輟めて之に寄載し、(一〇)其子父を援けて乗らしむ。乃ち始めて轡を檢し筴を持ち未だ之を用ひざるに、而も馬(一一)咸鶩せぬ。(ソレ)造父をして御すること能はざらしめば、力を盡し身を勞し、之を助けて車を推すと雖も、馬猶ほ肯て行かざらん。今、身をして佚し且つ寄載せしめて人に德ありし者は、術ありて之を御したればなり。故に國は君の車なり、勢は君の馬なり。術以て之を御する無ければ、身、勞に處ると雖も、猶ほ亂を免れず。術の以て之を御するあれば、身、佚樂の地に處るも、又帝王の功を致すなり。

椎鍛は(一二)不夷を平にする所以なり、榜檠は不直を矯むる所以なり。聖人の法を爲すは、不夷を平にし不直を矯むる所以なり。淖齒の齊に用ひらるゝや、閔王の筋を擢き、李兌の趙に用ひらるゝや、主父を餓殺す。此二君は皆其椎鍛榜檠を用ふること能はず。故に身死し、戮となりて、天下の笑となる。一に曰く、齊に入れば則ち獨り淖齒を聞きて、齊王を聞かず、趙に入

【七】子と父と。
【八】下の字、原本には子に作る。今之を正す。
【九】農器。
【一〇】父の字、原本には之の字に作る、今一本によりて之を正す。
【一一】鶩すは、はせ出す也。咸の字、原本には轡に作る、今一本によりて之を正す。
【一二】不夷は平かならざる也。

誅せず。

衛君、周に入朝す。周の(三四)行人、(三五)其號を問ふ。對へて曰く、『諸侯辟疆なり』と。周の行人、之を卻けて曰く、『(三六)諸侯は天子と號を同じくするを得ず』と。衛君乃ち自ら更めて曰く、『諸侯燬』と。而る後之を內る。仲尼之を聞きて曰く、『(三七)遠い哉(臣ノ君ニ)偪るを禁ずること、(三八)虛名も以て人に借さず、況んや事實をや』と。

(四)(一)木を搖かす者、一一其葉を(二)攝すれば、則ち勞して徧からず。左右より其(三)本を拊てば、葉徧く搖かん。淵に臨みて木を搖かさば、鳥驚きて高く、魚恐れて下らん。善く網を張る者は、(四)其綱を引く、若し一一(綱ノ)萬目を攝して後に(張ルヲ)得ば、則ち是れ勞して難し。其綱を引いて魚已に(五)嚢にあり。故に吏は民の本綱なる者なり。故に聖人は吏を治めて民を治めず。

火を救ふに、吏をして(水ヲ容レタル)壺甕を挈げて火に走らしめば、則ち一人の用なり。(然ルニ)鞭箠を操り、指麾して人を趣がし使はば、則ち萬夫を制せむ。是を以て聖人は(六)細民に

【三四】接伴の吏。
【三五】號は名號。
【三六】疆土を開辟するは、天子の稱號なりとの意。
【三七】其漸を禁ず、故に遠しと曰ふ。遠しとは遠き慮ありとの意。
【三八】衛君は唯だ辟疆と名づくるのみにして、實に邦疆を開辟するに非ず、故に虛名と曰ふ。
【一】木を搖かして枯葉を落す也。
【二】攝は手にて取る也。
【三】根幹。
【四】綱は、大づな。
【五】網の嚢中にあり。
【六】大綱をとり一指麾して以て萬夫を制す。

方吾子曰く、『吾れ之を聞く、古禮に、(三二)行くに同服の者と車を同じくせず、(三三)居るに同族の者と家を共にせずと。而も況んや人に君たる者、乃ち其權を借して、其勢を外にするをや』と。

吳章、韓の宣王に謂って曰く、『人主は佯りて人を愛す可からず。(之ヲ愛スレバ)(三四)一日、復た憎む可からず。以て佯りて人を憎む可からず。(之ヲ憎メバ)一日、復た愛す可からざればなり。故に佯りて惡み佯りて愛するの徵、見はるれば、則ち諛ふ者因りて(三五)資として(三六)之を毀譽す、(此ノ如クバ)明主ありと雖も、復た(三七)收むること能はず、而も況んや(三八)誠を以て人に借すに於てをや』と。

趙王、圃中に遊ぶ。左右、兎を以て虎に與へんとして(與フルコトヲ)輟む。(三九)之を觀るに(四〇)眄然として其眼を環らす。王曰く、『惡むべきかな虎の目や』と。左右曰く『(四一)平陽君の目の惡むべきこと此れに過ぎたり。(何トナレバ)(四二)此れを見るも未だ害あらず、(四三)平陽君の目此の如きを見れば、則ち必ず死す』と。其明日、平陽君、之を聞き、人をして言へる者を殺さしむ。而も王(之ヲ)

【三二】衣服の美なること己と齊等なる者とは、車を同じくせず。人をして何れが君なるやに迷はしめざらんが爲なり。
【三三】權勢、一に歸するを得ざれば也。
【三四】一日は他日なり。
【三五】資は、もとで。
【三六】之は其の愛憎せらるゝ人をさす。
【三七】收は收拾する也。
【三八】誠は誠の愛憎をいふ。
【三九】之は虎をさす。
【四〇】眄然は目を動かす貌。虎怒りを作す也。
【四一】平陽君は趙豹なり。
【四二】此れは虎の目をさす。
【四三】平陽君怒りて、此の如き目を爲すときは、必ず人を殺す。

し。王不幸にして（二五）群臣を棄てば、則ち（二六）子之も亦益ならん』と。王因りて吏の璽の三百石より已上なるを收めて、皆之を子之に效す。子之大に重し。夫れ人主の以て鏡として照す所の者は、諸侯の士徒なり。今、諸侯の士徒は皆（二七）私門の黨なり。人主の自ら以て（二八）羽翼とする所の者は、（二九）巖穴の士徒なり。今、巖穴の士徒は、皆私門の舍人なり。是れ何ぞや。（三〇）奪褫の資、子之に在ればなり。故に吳章曰く、『人主は佯りて人を愛せず。佯りて人を愛すれば、（ソノ人ヲ）復た憎むことを得ざるなり。佯りて人を憎めば、復た（ソノ人ヲ）愛することを得ざるなり』と。一に曰く、燕王、國を子之に傳へんと欲するや、之を潘壽に問ふ。對へて曰く、『禹は益を愛して天下を益に任ず、已にして啓の人を以て吏と爲す。（禹）老ゆるに及びて啓を以て天下を任ずるに足らずと爲し、故に天下を益に傳へしも、（三一）勢の重きこと盡く啓に在り、已にして啓、友黨と與に益を攻めて、之が天下を奪へり。是れ禹、名は天下を益に傳へて、實は啓をして自ら之を取らしめしなり。此れ禹の堯舜に及ばざること明けし。今、王、之を子之に傳へんと欲して、而も吏は太子の人に非ざる者無きなり。是れ名は之を傳へて、實は太子をして自ら之を取らしむる也』と。燕王、乃ち璽の三百石より以上なるを收めて、皆之を子之に效す。子之遂に重し。

【二五】死するをいふ。
【二六】太子の臣の爲めに攻められん。
【二七】私門は權臣重人をいふ。
【二八】たすけ。
【二九】巖穴に栖居する隱者。
【三〇】與奪の權柄。
【三一】吏皆啓の人たればなり。

齊の桓公、管仲を愛し、(七)置て、以て仲父となす、內事理り、外事斷じ、國を擧げて之に歸す、故に天下を一匡し、諸侯を九合せり。今、齊は愛する所に任ずること均しからず、是を以て其亡ぶるを知るなり』と。燕王曰く、『今吾れ子之に任ず、(八)天下未だ(普ク)之を聞かざるなり』と。是に於て、明日、(九)朝を張りて、子之に聽す。

潘壽、燕王に謂つて曰く、『王、國を以て子之に讓るに如かず。堯を賢なりと謂ふ所以の者は、(一〇)其の天下を許由に讓れるを以てなり。許由必ず受けざれば則ち是れ堯は許由に讓るの名ありて、而も實は天下を失はざるなり。今、王、國を以て子之に讓るも、子之必ず受けざらん。則ち是れ王は子之に讓るの名ありて、堯と行を同じうするなり』と。是に於て燕王因りて國を擧げて子之に屬す。子之、(一一)大に重し。一に曰く、潘壽は隱者なり。燕、人をして之を聘せしむ。潘壽、燕王に見えて曰く、『臣、子之が(一二)益の如くならんことを恐る』と。王曰く、『何ぞや益とは』と。對へて曰く、『古は禹死し、將に天下を(其臣)益に傳へんとす。(禹ノ子タル)啓の(一三)人、因りて相與に益を攻めて、啓を立てぬ。今、王は子之を信愛し、將に國を子之に傳へんとす。太子の人は、盡く(一四)印璽を懷けるも、子之の人は、一人も朝廷に在る者無

【七】置は立つる也。
【八】恐らくは天下吾が子之に任ずるを知らざらん。
【九】張は設くる也。己の子之に任ずるを天下に聞かしめんとする也。
【一〇】其は堯をさす。
【一一】國人に重んぜらる。
【一二】益は人名。
【一三】人は臣なり。
【一四】印璽を懷くとは、官職ある也。

相たるを免ぜられずば、魚を嗜むと雖も、我れ能く長く自ら魚を給せん』と。此れ夫の人を恃むは、自ら恃むに如かざるを明にするものなり。（一）人の己れが爲めにするは、己れが自ら爲めにするに如かざるを明にするものなり。

（三）子之、燕に相たり、貴くして斷を主どる。蘇代、齊の爲めに燕に使す。王之に問うて曰く、『齊王は亦何如なる主ぞや』と。（蘇代）對へて曰く、『必ず霸たらじ』と。燕王曰く、『何ぞや』と。對へて曰く、『昔、桓公の霸たるや、內事は鮑叔に屬し、外事は管仲に屬し、桓公は（一）被髮して（二）婦人に御し、日に市に遊べり。今、齊王は其大臣を信ぜず』と。是に於て燕王因りて益〻大に子之を信ず。子之、之を聞き、人をして蘇代に（三）金百鎰を遺らしめて、（四）其の之を使ふ所に聽せき。一に曰く、蘇代、秦の爲めに燕に使す。子之（ノ身）に益（スル所）無くば、則ち必ず事を（擧ズルヲ）得ずして還り、（五）貢賜又出でざるを見、是に於て、燕王に見えて、乃ち齊王を譽む。燕王曰く、『齊王、何ぞ是の若く之れ賢なる。則ち將に必ず王たらんとするか』と。蘇代曰く、『亡ぶるを救ふに暇あらず、安んぞ王たるを得んや』と。燕王曰く、『何ぞや』と。曰く、『（六）其の愛する所に任ずること均しからず』と。燕王曰く、『其任ずるとは何ぞや』と。曰く、『昔は

【一】 人は他人をいふ。
【一】 散髮にて冠せず。
【二】 婦人の爲に車を御す。
【三】 一鎰は廿四兩。
【四】 使ふがまゝに任す。
【五】 燕より齊への貢物と己への賜物。
【六】 其の愛するところの大臣に信任すること、己と均等ならず。

夫れ民をして功あると功なきと倶に賞あらしむるは、此れ亂の道なり。夫れ五苑を發して亂る丶は、棗蔬を棄て丶治まるに如かず』と。一に曰く、『(四)今五苑の蓏蔬棗栗を發して、以て民を活すに足るとも、是れ民をして功あると功なきと（ムニ）争ひ取らしむるなり。夫れ(五)生きて亂る丶は死して治まるに如かず。大夫其れ之を釋けよ』と。

(六)田鮪、其子田章に敎へて曰く、『而が身を利せんと欲せば、先づ而が君を利せよ。而が家を富まさんと欲せば、先づ而が國を富ませ』と。一に曰く、田鮪、其子田章に敎へて曰く、(七)『主は官爵を賣り、臣は智力を賣る、故に自ら恃みて、人を恃むことなかれ』と。

(八)公孫儀、魯に相たり、而して魚を嗜む。一國盡く争うて魚を買うて之を獻ず。(九)公儀子受けず。其弟諫めて曰く、『夫子、魚を嗜めるに、受けざるは何ぞや』と。對へて曰く、『夫れ唯だ魚を嗜むが故に受けざるなり。夫れ卽し魚を受けば、必ず（ソノ）人に下るの(一〇)色あらん。人に下るの色あらば、將に法を枉げんとす。法を枉げば、則ち相を免ぜられん。（相ヲ免ゼラレバ、則チ）魚を嗜むと雖も、此れ必ずしも能く自ら我に魚を給致せじ、我れ又自ら魚を給すること能はじ。卽し魚を受くること無くして、

【四】今は原本には令に作る。
【五】民を活かすの故に亂れんより、寧ろ死するも治まらんに若かず。
【六】齊人。
【七】所謂上下互に相市するなり。故に君は臣の忠を恃む可からず、臣は君の仁を恃む可からず。
【八】公孫儀は一本には公儀休に作る。
【九】公の下に一本に孫の字あり。
【一〇】色は頮色。

て之を爲せる』と。(七)其里正と(八)伍老とを訾すること、(九)屯ごとに二甲。閻遏・公孫衍、媿ぢて敢て言はず。居ること數月、王、酒を飮みて、酣樂す。閻遏・公孫衍、王に謂つて曰く、『前時、臣、竊に王を以て堯舜に過ぎたりと爲ししは、直に敢て諛へるにあらざるなり。堯舜病む、且つ其民未だ之が爲めに禱るに至らざるに、今、王、病めば、民、牛を以て禱り、病癒ゆれば、牛を殺して塞禱せり。今乃ち其里正と伍老とを訾する、屯ごとに二甲なるは、臣竊に之を怪しむ』と。王曰く、『子何の故に此を知らざる。彼の民の我が用を爲す所以のものは、吾れ之を愛するを以て、我が用を爲す者にあらざるなり、(一〇)吾が勢を以て我が用を爲すものなり。吾れ勢を釋て、(一一)民と相收めんか、是の若くせば、吾れ適ま愛せずば、民因りて我が用を爲さざらん。故に遂に(一二)愛するの道を絶てるなり』と。

秦大に饑う。應侯請うて曰く、『(一)五苑の(二)草著せる蔬菜橡果棗栗は、以て民を活すに足る。請ふ(三)之を發せん』と。昭襄王曰く、『吾が秦の法は、民をして功ありて賞を受け、罪ありて誅を受けしむ。今五苑の蔬果を發せば、民をして功あると功なきと倶に賞あらしむるなり。

【七】一里の長。
【八】一伍の老長。
【九】五人を一屯と爲す。
【一〇】民の用をなすは、君に權勢あるが爲めなり。
【一一】民と相收むとは、君亦民を愛するをいふ。
【一二】君と民と愛を以て相收むる所以の道。
【一】公の禁苑。
【二】草の字は衍、著は貯蓄なり。
【三】出して以て民に給するなり。

（二）秦の昭王、病有り。百姓、里ごとに牛を買ひて、(之ヲ殺シテ)家ごとに王の爲めに(平癒ヲ)禱る。公孫述出で、之を見、入りて王を賀して曰く、『百姓乃ち皆里ごとに牛を買ひて王の爲めに禱る』と。王、人をして之を問はしむれば、果して之あり。王曰く、『(一)之を訾すること人ごとに二甲なれ。夫れ令するにあらずして擅に禱るは、是れ寡人を愛するなり。夫れ(民)寡人を愛す。寡人も亦且に(人情トシテ)法を改めて、(二)心之と相循ばんとせば、是れ法立たざるなり。法立たざるは、亂亡の道なり。人ごとに二甲を罰して復た與に治を爲すに如かず』と。一に曰く、秦の(三)昭襄王病む。百姓之が爲めに禱る。病癒ゆ。(百姓乃チ)牛を殺して(四)塞禱す。(五)郎中閻遏・公孫衍出で、之を見て曰く、『(六)社臘の時に非ざるなり。奚ぞ自ら牛を殺して社を祠る』と。怪みて之を問ふ。百姓曰く、『人主、病あり、之が爲めに禱り、今病癒えぬ。牛を殺して塞禱するなり』と。閻遏・公孫衍說びて、王に見え、拜賀して曰く、『堯舜に過ぎたり』と。王驚いて曰く、『何の謂ぞや』と。對へて曰く、『堯舜は其民未だ之が爲めに禱るに至らざる也。今王病めば、民、牛を以て禱り、病癒ゆれば、牛を殺して塞禱す。故に臣竊に王を以て堯舜に過ぎたりと爲すなり』と。王因りて人をして之を問はしむ。(曰ク)『何の里に

【一】訾は貲と通ず。罰金をいふ。人ごとに二甲を罰として出さしむ、蓋し秦の法、牛を殺すを禁ぜり。
【二】之は民をさす。
【三】昭襄王は原本には昭の字を脱す。今一本によりて之を補ふ。
【四】塞は賽、謝恩の禱。
【五】官名。
【六】十二月に成物の功に報ゆる爲めの社祭。

恆（六）之を利す。是れ田成恆、（七）圃池を傾けて渇民に示したるなり。一に曰く、王子於期、宋君の爲めに千里の（八）逐を爲さんとて、已に駕して、（九）手吻を察して、（一〇）文且つ發あり。驅りて之を前むれば、（一一）輪、繩に中り、引きて之を卻くれば、馬、（一二）迹を掩ふ。（乃）拊ちて之を發せしに、彘、（一三）竇中より逸出す。馬退きて卻き、筴も進前せしむること能はず、馬駻いて走り、轡も（一四）止むること能はざりき。一に曰く、司城子罕、宋君に謂つて曰く、『慶賞賜與は民の好む所なり、君自ら之を行へ。誅罰殺戮は民の惡む所なり、臣請ふ之に當らん』と。是に於て細民を戮し大臣を誅するや、君曰く、『子罕と之を議せり』と。居ること期年にして、民、（一五）殺生の命は子罕に制せらるゝを知り、故に一國焉れに歸せり。故に子罕、宋君を劫かして其政を奪ふも、法、禁ずること能はざりき。故に曰く、子罕出彘となり、田成恆圃池となると。今、王良・造父、車を共にし、人ごとに一邊の轡を操りて門閭に入らば、駕必ず敗れて、道至られざらん。今、田連・成竅、琴を共にし、人ごとに一絃を撫して揮はば、則ち音必ず敗れて、曲遂げじ。

【六】其民を利して、之を誘ふ也。
【七】民夫れ辟いて走り歸せんのみ。
【八】逐は驅逐なり。
【九】轡のあたる口と之を控く手との相齊ひたるをいふ。
【一〇】文とは馬の威儀に閑習すること、發は當に法に作るべし、法とは馳驅するに其道を失はざること。
【一一】車輪正しくして繩を引くが如し。
【一二】迹はもと蹈みし迹。迹を掩ふとは、進退一樣なる也。
【一三】垣の穴。
【一四】止は原本には正に作る。今一本に從ふ。
【一五】生殺の權子罕にあり。

に走り、駕敗れぬ。王子於期、趙簡主の爲めに道を取り、〔二〇〕千里の表を爭ふ。其始めて發するや、彘、溝中に伏す。王子於期、轡筴を齊へて之を進む。彘、溝中より突出す、馬驚きて駕敗れたり。

司城子罕、宋君に謂つて曰く、『慶賞賜與は、民の喜ぶ所なり、君自ら之を行へ。殺戮誅罰は民の惡む所なり、臣請ふ之に當らん』と。宋君曰く、『諾』と。是に於て、威令を出し、大臣を誅するや、君曰く、『子罕に問ふなり』と。是に於て大臣、〔二一〕之を畏れ、細民、之に歸す。處ること期年にして、子罕、宋君を殺して政を奪へり。故に子罕は〔二二〕出彘となりて、其君國を奪へるなり。

簡公〔一〕上位に在るや、罰重くして誅嚴に、賦斂を厚くして民を殺戮す。田成恆、慈愛を設け寛厚を明にす。簡公は齊の民を以て渴馬と爲し、恩を以て民に加へず、而して田成恆は仁厚を以て〔二〕圃池と爲せり。一に曰く、造父、齊王の駙駕となり、渴を以て馬を服す。百日にして服成る。服成りて、〔三〕駕を齊王に效さんと請ふ。王曰く、『駕を圃中に效せ』と。造父車を驅りて圃に〔四〕入る。馬、圃池を見て走る。造父禁ずること能はず。造父、渴を以て馬を服すること久し。今、馬、池を見て〔五〕駻いて走れば、造父と雖も治むること能はず。今、簡公の法、其の衆を禁ずること久しくして、田成

【二〇】千里の表を爭ふは、遠乘りの競爭をなす也。
【二一】之は子罕をさす。
【二二】威分る、故に君の嚴を失ふ。
【一】君位。
【二】德分る、故に民君を利とせず。
【三】王に請うて試乘する也。
【四】入は一本には至に作る。
【五】突出。

分たるればなり。(七)王子於期、(八)駙駕を爲し、轡筴用ひずして、(九)欲を馬に擇ぶは(一〇)芻水の利を擅にするなり。然るに馬、圃池を過ぎて(一一)駙馬敗るゝは、芻水の利足らざるに非ざるなり。(一二)德圃池に分たるればなり。故に王良・造父は、天下の善く御する者なり。然るに王良をして(一三)左革を操りて之を叱咤し、造父をして右革を操りて之を鞭笞せしめば、馬(一四)十里をも行くこと能はじ。(一五)共にするが故なり。田連・成竅は天下の善く琴を鼓くものなり。然るに田連・上を鼓き、成竅下を(一六)擑せば、曲を成すこと能はじ。亦(一七)共にするが故なり。夫れ王良・造父の巧を以てするも、轡を共にして御すれば、馬を使ふこと能はず。人主安んぞ能く其臣と權を共にして以て治を爲さん。田連・成竅の巧を以てするも、琴を共にしては、曲を成すこと能はず。人主又安んぞ能く臣と勢を共にして以て功を成さんや。一に曰く、造父、齊王の駙駕と爲り、(一八)馬を渴せしめて服、成る、(一九)駕を圃中に效す。渴馬、圃池を見、車を去りて池

【七】古の善御者、王良なり。
【八】駙は副馬なり。正駕の外に駕したる馬なり。駙駕を爲すは、多くの馬を車に駕して御する也。
【九】馬の欲を縱にせしむ。
【一〇】芻はまぐさ也、馬の飼養を十分にするを云ふ。
【一一】馬逸する也。或は曰く、馬は當に駕に作るべしと。
【一二】德は恩德なり。池水、馬を誘うて、平生の芻水の德、之に分ち奪はるるなり。
【一三】革は、たづな。
【一四】我國の一里弱。
【一五】共とは二人にて一馬を使ふ也。
【一六】擑は當に擫に作るべし。擫はおす也、一指にて按ふる也。
【一七】共は、兩人にて一張の琴を彈くをいふ。
【一八】馬に水を與ふることを少くし、常に渴を忍ばせて、調練成りし也。
【一九】圃中にて馬を馳せ試む。

に遇ふ所の者は、造父の駕馬に遇ふが如し。馬を牽き車を推せば、則ち進むこと能はず、御に代りて筴を持せば、則ち馬咸鶩す。是を以て說は（一七）椎鍛の平夷にすると（一八）榜檠の矯直するとに在り。然らざれば、敗は、淖齒の齊に用ひられて閔王を戮せると、李兌の趙に用ひられて主父を餓ゑしめしとに在るなり。

（五）事の理に因れば、則ち勞せずして成る。故に玆鄭子、轅に踞して歌ひ、以て高梁に上る。其患は、趙簡主の稅吏、輕重を請ひ、薄疑の、國中飽けりと言ひ、簡主喜びて府庫虛しく、百姓饑ゑて姦吏富むに在り。故に桓公、民を巡りて、管仲、（一九）腐財（二〇）怨女を省く。然らざれば、（二一）敗は、延陵、馬に乘りて、進むことを得ず。造父之に過りて之が爲めに泣くに在るなり。

右經

（一）（一）造父が四馬に御し、（二）馳驟周旋して、（三）欲を馬に恣にするは、（四）轡筴の（五）制を擅にすればなり。然るに馬、出彘に驚けば、造父も禁制すること能はざるものは、轡筴の嚴足らざるに非ざるなり、（六）威、出彘（ノ爲メ）に

【一七】椎鍛は、かなづち。刑罰に喩ふ。平夷は、たひらかにする也。
【一八】榜檠は弓のゆがみたるを矯むる器なり。矯直は、ためて直くす。
【一九】腐財は徒らに蓄積したる財物なり。
【二〇】怨女は嫁するを得ざる女なり。
【二一】敗は原本には則に作る。今一本に從ふ。
【一】古の善御者。
【二】はせめぐる。
【三】意の欲する所、馬必ず隨ふ。
【四】筴は策に同じ、むち。
【五】制は制馭。
【六】彘亦馬を畏れしむ、故に轡筴の威これに分ち奪はるゝ也。

田鮪は臣の情を知る、故に田章に敎ふ。而して公儀は魚を辭せり。

（三）（九）明主は外に鑒みれば、外事、成らざるを得ず、故に蘇代、齊王を非とす。（一〇）人主は上に鑒みれば、居者、顯れざるを適ず。故に潘壽、禹の情を言ふ。（一一）人主、覺悟する所無し、方吾之を知る、故に衣と族とを同じうするを恐る。而るを況や權を借すをや。吳章、之を知る、故に說くに佯を以てす。而るを況んや誠を借すをや。趙王、虎の目を惡みて壅がる。明主の道は、周の行人の衞侯を卻くるが如きなり。

（四）人主は（一二）法を守りて成を責め、以て功を立つる者なり。（一三）吏ありて亂ると雖も而も（一四）獨善の民あるを聞く、（一五）亂民ありて獨治の吏あるを聞かず。故に明主は吏を治めて民を治めず。說は木の本を搖かすと網の綱を引くとに在り。故に失火の嗇夫も、論ぜざる可からざるなり。火を救ふに、吏、壺を操りて火に走れば、則ち一人の用なり。鞭を操りて人を使へば、則ち萬夫を役す 故に（一六）術

【九】明主は當に人主に作るべし。鑒とは、鏡にて照す也。外に鑒みるとは、術を恃まずして外より來る士の言を信ずるなり。外事の事は士と通ず。人主、術を恃まずして、外國の士の說を聽くときは、外國の士、因りて以て私を成す。

【一〇】上は上古なり。人主、術を恃まずして、上古の事を鑒みるときは、學者、是に因りて以て自ら顯はす。適は疑ふらくは當に得に作るべし。

【一一】蘇潘の徒、此の若き姦說を僞す者は、人主、闇昧にして覺悟する所無きを以て也。

【一二】己は法を執りて臣に其職を效すことを責む。

【一三】亂吏あるは必ずしも民の亂れたるに非ず。

【一四】獨善の民は獨り其身を修潔する人なり。

【一五】亂民あるは卽ち必ず吏の治めざるに出る。

【一六】術を以てするときは、功擧り易し。

卷の十四

外儲說右下第三十三

(一)賞罰（一）共にすれば、則ち禁令行はれず。何を以て之を明にする。(二)造父・於期を以てす。(三)子罕、出彘と爲り、田恆、圃池と爲る。故に(四)宋君・簡公、弑せらる。患は王良・造父の車を共にし、田連・成竅の琴を共にするに在り。

(二)治强は法より生じ、弱亂は(五)阿より生ず。君、此に明かなれば、則ち(六)賞罰を正せども、而も不仁に非ざるなり。爵祿は功より生じ、誅罰は罪より生ず。臣、此に明かなれば、則ち死力を盡せども、而も(七)君に忠なるに非ざるなり。(八)君、不仁に通じ、臣、不忠に通ずれば、則ち以て王たる可し。昭襄は主の情を知りて、五苑を發せず。

【一】共にすとは、君と臣と共にする也。

【二】威德、分るゝ所有れば、禁制すること能はざるなり、即ち是れを以て前言を明かにす。

【三】出彘は、不意に道上に突出する豕なり。

【四】宋君と齊の簡公との弑せられたるは、其患、本、臣と權を與にするに在る也。

【五】阿は曲る也。法曲るときは、則ち弱くして亂る。

【六】賞罰正しきときは、人以て不仁と爲せども、然れども是れ實に不仁なるに非ざる也。

【七】爵祿を求めて誅罰を畏るるのみ。

【八】人君、世俗以て不仁と爲すの理に明達し、人臣亦、君に忠ならざれば則ち己に害あることに明達するときは、以て王たる可し。

なり。人主の甚だ親愛する所の者は、是れ（二六）堅白を同じくせるなり。夫れ布衣の（二七）資を以て、以て人主の堅白（ノ如ク）愛する所を離さんと欲するは、是れ猶ほ（二八）左髀を（二九）解くを以て右髀に說くものゝ如し。是れ（言フ者ノ）身必ず死して、說行はれざる者なり。

右傳

【二六】堅白に劍の鋭利にして且つ堅きを謂ふ、呂氏春秋別類篇に云はく、劍を相する者曰く、白きは堅と爲す所以なり。黄は牣と爲す所以なり。黄白雜れば、則ち堅くして且つ牣なり、良劍なりと。堅白を同じうすとは、君臣の間の親密堅固なるなり。一說に曰く、重人の君に於ける關係の親密閉固にして、離間す可からざると、猶ほ堅白同異の[illegible]の分解す可からざるが如き也と。亦通ず。

【二七】資は資格なり。

【二八】ひだりのもゝ。

【二九】解は支解する也。

行へり、況んや我に於てをや、則ち（二四）何か有らん』と。文公、民の戰はしむべきを見るや、是に於て遂に兵を興し、原を伐ちて之に克ち、衞を伐ちて（二五）其(ノ境内)畝を東にせしめ、（二六）五鹿を取り、陽を攻め、虢に勝ち、曹を伐ち、南のかた鄭を圍み、之が（二七）陴を反へし、宋の圍を（二八）罷め、還りて荊人と城濮に戰ひ、大に荊人を敗り、返りて（二九）踐土の盟を爲し、遂に衡雍の義を（三〇）城せり、一擧して八たび功有り。然る所以の者は、他故異物無し、狐偃の謀に從ひ、（三一）顚頡の脊を假りたればなり。

夫れ（三二）痤疽の痛むや、（三三）骨髓を刺すにあらずんば、則ち煩心支ふべからざるなり。（三四）是の如きにあらずんば、人をして半寸の砭石を以て之を彈ぜしむる能はず。今、人主の治に於けるも亦然り。苦あれば則ち安きを知らざるにあらず。其國を治むるを欲すること、是の如きに非ずんば、聖知に聽きて（三五）亂臣を誅すること能はじ。亂臣とは、必ず重人なり。重人は必ず人主の甚だ親愛する所

【二四】法を行ふを難からざるをいふ。
【二五】うねを東に向けしむ、他日晋、齊を伐つとき通行に便にせんが爲め也。
【二六】五鹿は地名。
【二七】陴は城上のひめがき、反は顚覆する也。鄭の城陴を覆して之を取るなり。
【二八】罷むは、退くる也。
【二九】地名。
【三〇】城は當に成に作るべし、衡雍の盟の禮を成せり。
【三一】顚頡の刑によりて民に必罰を示したればなり。
【三二】痤疽は癰疽なり。
【三三】石を以て骨髓を刺すにあらずんば、其痛を止る能はず。
【三四】深く此事を知る者にあらざれば、人をして砭石を以て刺さしむる痛を忍ぶ能はず。砭石はいしばり也。
【三五】亂臣を誅するは、砭石を以て彈ずる也。

す、其れ以て民を戰はしむるに足るか』と。狐子曰く、『足らず』と。文公曰く、『吾が民の（八）喪資ある者は、寡人親ら郎中をして事を視しめ、罪ある者は之を赦し、貧窮にして足らざる者は之に與ふ、其れ以て民を戰はしむるに足るか』と。狐子對へて曰く、『足らず、此れ皆、（九）產に愼ふ所以なり。而るに之を戰はしむるは、之を殺す也。民の公に從ふは、產に愼はんが爲めなり（然ルニ）公因りて迎へて之を殺さば、公に從ふを爲す所以を失ふなり』と。（文公）曰く、『然らば則ち何如せば以て民を戰はしむるに足るか』と。狐子對へて曰く、『戰はざるを得る無からしめよ』と。公曰く、『戰はざるを得る無からしむること奈何』と。狐子對へて曰く、『信賞必罰、其れ以て戰はしむるに足らん』と。公曰く、『刑罰の極は安くにか至らん』と。對へて曰く、（一〇）『親貴を辟けず。法、（一一）愛する所にも行はるゝなり』と。文公曰く、『善し』と。明日、（一二）圃陸に田せしめ、期するに日中を以て期と爲す、期に後るゝ者は軍法に行はん』と。是に於て、公に、愛する所の者あり、顚頡と曰ふ。期に後る。吏、其罪を請ふ。文公、涕を隕して憂ふ。吏曰く、『請ふ、（一三）事を用ひん』と。遂に顚頡の脊を斬りて、以て百姓に徇へ、以て法の信なるを明にせり。而る後百姓皆懼れて曰く、『君の、顚頡を貴重するに於ける、彼の如く甚しかりき。而も君猶ほ法を

【八】喪事ありて多く費用を費す者。
【九】愼は順と通ず。生產の道に違はざる也。
【一〇】親貴は親族貴人なり。
【一一】愛する所は、愛幸の人なり。
【一二】圃陸は地名。田は獵なり。
【一三】刑を行ふなり。

に(一七)踐みて、然る後之を行はんとなり。子、入らんことを索むるを幾ふこと勿れ』と。其妻の弟、又、衛君に重んぜらる。乃ち、因りて(一八)衛君の重きを以て、吳子に請ふ。吳子聽かずして、遂に衛を去りて荊に入れり。一に曰く、吳子、其妻に示すに組を以てす。曰く、『子、我が爲めに組を織れ、之をして是の如くならしめよ』と。組已に就りて之を(吳起ニ)效す、其組(一九)異善し。起曰く、『子に組を爲らしめ、之をして是の如くならしめしに、而も今や異善きは、何ぞや』と。其妻曰く、(二〇)『財を用ふるは一の若きも、務めを加へて之を善くせり』と。吳起曰く、(二一)『語れるにあらざるなり』と。之をして(二二)衣りて歸らしむ。其父往きて(二三)之を請ふ。吳起曰く、『起が家には虛言無し』と。

晉の文公、狐偃に問うて曰く、『寡人、(一)甘肥堂に周く、(二)巵酒豆肉宮に集る、(三)壺酒淸まず、(四)生肉晞かず、一牛を殺すも、國中(ノ人)に(五)遍く、一歲の(六)功は、盡く以て士卒に衣す。其れ以て民を戰はしむるに足るか』と。狐子曰く、『足らず』と。文公曰く、『吾れ關市の(七)征を弛めて、刑罰を緩く

【一七】踐は履行する也。
【一八】衛君の威をかりて其姉の入らんことを請ふ也。
【一九】異は殊なり、甚だ也。
【二〇】財は材料なり。材料を用ふることは均しけれども、勉强して、之を善くしたり。
【二一】命ぜると同じからず。
【二二】衣は依と通ず、「よりて」と訓ず。
【二三】復歸を請ふ。
【一】甘酒肥肉は、堂上の客に遍く行き渡る。
【二】宮中の妻妾に食はすもの僅に一杯の酒、一器の肉。
【三】淸むまで停めずして人に飲ましむ。
【四】生肉は、晞くまで置かずして人に食はしむ。
【五】遍は、遍く食はすをいふ。
【六】功は女功をいふ。
【七】征は賦税。

せるに、乃ち更に請ひて之を卜者蔡嫗に決せり。今、衞君、疑を從へて行かんとして、疑と計を決すと雖も、必ず他の蔡嫗と之を敗らん。是の如くば則ち疑は長く臣たることを得ざらん』と。

夫れ歌を敎ふる者は、(九)先づ呼びて之を詘せしめて、其聲淸徵に反ふ者には、乃ち之に敎ふ。一に曰く、歌を敎ふる者は、先づ揆るに(一〇)法を以てし、疾呼して宮に中り、徐呼して徵に中らしむ。疾にして宮に中らず、徐にして徵に中らざれば、敎を(一一)謂すべからずと。

吳起は衞の左氏中の人なり、其妻をして(一二)組を織らしむ、幅、(一三)度よりも狹し。吳子之を更めしむ。其妻曰く、『諾』と。成るに及びて復た之を度るに、果して度に中らず。吳子大に怒る。其妻對へて曰く、『吾れ(一四)始め之を經したれば、更むべからざりしなり』と。吳子之を(一五)出せり。其妻、其兄に請ひて(一六)入らんことを索む。其兄曰く、『吳子は法を爲す者也、其の法を爲すや、且つ以て萬乘の與に功を致さんと欲す。必ず先づ之を妻妾

【九】呼ぶとは、大聲を出さしむるなり。之は聲をさす。詘は屈なり。屈曲することにして、音聲を種々に變化するなり。淸徵は、宮、商、角、徵、羽の五音の一。反は反覆する也。猶ほ合ふと言ふが如し。歌を敎ふる者は、先づ聲を出して曲を爲さしめ、其聲の何の音律に合ふかを察して、何の歌に宜しきかを定めて、而る後に之を敎ふ。

【一〇】法は律を謂ふ。

【一一】謂は當に爲に作るべし。

【一二】組は、くみひも。

【一三】度は定めたる度。

【一四】始めにたていとを定めたるが故に後に變更すること能はざるなり。組の濶狹は經の多少に因れば也。

【一五】出すは、離緣する也。

【一六】入るとは、再びかへることを謂ふ。

乘に相として（二）寵ならずと爲す。然るに疑が（三）家巫に蔡嫗といふ者あり、疑の母甚だ之を愛信し、之に家事を屬す。疑が智は（四）以て家事を言ふに足り、疑が母盡く以て疑に聽くも、然も已に疑と言へる者を、亦必ず復た之を蔡嫗に（相談シテ）決す。故に疑の智能を論じて、疑を以て能く萬乘に相として寵ならずと爲す。其親みを論ずれば則ち子母の間なり、然るに猶ほ之を蔡嫗に議するを免れず。今、疑の、人主に於けるや、子母の親みに非ざるなり、而も人主に皆蔡嫗あり、人主の蔡嫗は必ず其重人なり。重人は能く私を行ふ者なり。夫れ私を行ふ者は（五）繩の外なり、而るに疑の言ふ所は法の内なり。繩の外と法の内とは讎なり、（六）相受けざるなり』と。一に曰く、衞君、晉に之く。薄疑に謂って曰く、『吾れ子と（七）皆に行かんと欲す』と。薄疑曰く、『媼や中に在り、請ふ歸りて媼と之を計らん』と。衞君自ら薄媼に請ふ。薄媼曰く、『疑は君の臣なり、君之を從はしむるに意あるは（八）甚だ善し』と。衞君（薄疑ニ謂テ）曰く、『吾れ以に之を媼に請ひて、媼、我れに許せり』と。薄疑歸りて之を媼に言ふ、曰く、『衞君の疑を愛すること、媼と奚れぞ』と。媼曰く、『吾が子を愛するに如かざるなり』と。（疑曰ク）『衞君の疑を賢とすること、媼と奚れぞ』と。曰く『吾が子を賢とするに如かざるなり』と。（疑曰ク）『媼（平生）疑と家事を計りて、已に決

【二】寵ならずとは、力餘りある也。
【三】家の巫女。
【四】「以て」の下に原本には「信」の字あり、衍なり、今之を削る。
【五】繩は法也。
【六】互に容れ難し。
【七】皆は偕と通ず。
【八】甚だ善しとは、幸甚の意。

是に於て太子乃ち還り走りて舍を避け、露宿すること三日、北面再拜して死罪を請へり。一に曰く、楚王、急に太子を召す。楚國の法、車、茆門に至ることを得ず。(二時)天雨ふる、廷中に(八)潦あり、太子遂に車を驅りて茆門に至る。廷理曰く、『車、茆門に至ることを得ず、法に非ざるなり』と。太子曰く、『王召すこと急なり、(九)潦無きを須つを得ず』と。遂に之を驅れり。廷理、殳を擧げて其馬を擊ち、其駕を敗る。太子入りて王に爲ひ、泣いて曰く、『廷中に潦多し、車を驅りて茆門に至れるに、廷理、「法に非ず」と曰ひて、殳を擧げて臣が馬を擊ち、臣が駕を敗れり、王必ず之を誅せよ』と。王曰く、(一〇)『前に老主ありて踰えず、後に儲主ありて屬せず、是れ眞に吾が法を守るの臣なり』と。乃ち爵二級を益し、而して後門を開きて、太子を出し、復た過つこと勿らしむ。

衞の嗣君、薄疑に謂つて曰く、『子、寡人の國を小とし、以て仕ふるに足らずと爲さば、則ち寡人の力能く子を仕へしめん。請ふ爵を進めて子を以て上卿と爲さん』と。乃ち田(一一)萬頃を進めんとす。薄子曰く、『疑の母、疑を親しむ、疑を以て能く萬

【八】潦は、水たまり。

【九】雨水退くを待つこと能はず。

【一〇】踰えずとは、法をこえざる也。儲主は後嗣の君たり。其屬せずとは阿附せざる也。其主既に老ゆれば、儲君の嗣がんこと近し、而るに敢て法を枉げて後主に媚びざるは、眞に法を守るの臣也。「是れ」の上に原本には「矜矣」の二字あり、衍文なり、一本に從つて之を削る。一説に曰く、矜は豫の誤なり、卽ち瞻心を得るの義なりと。

【一一】一頃は田百畝。

と。堯聽かず、兵を擧げて鯀を羽山の郊に誅殺す。共工又諫めて曰く、『孰か天下を以て之を匹夫に傳へんや』と。堯聽かず、又兵を擧げて共工を幽州の都に誅す。是に於て天下敢て、『天下を舜に傳ふる無かれ』と言ふもの莫し。仲尼之を聞きて曰く、『堯の、舜の賢を知るは、其の難き者にあらざるなり、夫の諫者を誅して必ず之を舜に傳ふるに至りては、乃ち其の難きものなり』と。一に曰く、（一〇）『其の疑ふ所を以て其察する所を敗らざることは則ち難し』と。

荊の莊王に（一）茅門の法あり。曰く、『群臣大夫諸公子入朝し、馬蹄、（二）霤を踐む者は、（三）廷理、其（四）輈を斬り、其御を戮す』と。是に於て太子入朝す、馬蹄、霤を踐む。廷理、其輈を斬り、其御を戮す。太子怒り、入りて王に（五）爲ひ、泣きて曰く、『必ず我が爲めに廷理を誅戮せよ』と。王曰く、『法は宗廟を敬し社稷を尊ぶ所以なり。故に能く法を立て令に從ひ、社稷を尊敬する者は、社稷の臣なり、焉んぞ誅す可けんや。夫れ法を犯し令を廢し、社稷を尊敬せざる者は、是れ臣、君を（六）乘ぎて、下、（七）尙校するなり。臣、君を乘げば則ち主、威を失ひ、下、尙校すれば則ち上位、危し。威失はれ、位危ければ、社稷守られず。吾れ將た何を以て子孫に遺さんや』と。

【一〇】疑ふ所とは、鯀と共工との諫なり。察する所とは、堯が舜の賢を知りしをいふ。
【一】茅門は諸侯内宮の門を云ふ。
【二】霤はあまおち。
【三】廷理は廷尉、刑法を掌る。
【四】輈は、車のながえ。御は御者。
【五】爲は當に謂に作るべし。
【六】乘は凌ぐ也。
【七】尙は上、校は抗、上に抵抗すること。

かにす。此れ亦猛狗なり。夫れ大臣、猛狗となりて、有道の士を齕み、左右、又、社鼠となりて、主の情を間ひて、人主覺らず。此の如くば、主焉んぞ壅がる無きを得んや、國焉んぞ亡ぶる無きを得んや。一に曰く、宋の酒を酤る者に、莊氏といふ者あり、其酒常に美なり。或ひと僕をして往きて莊氏の酒を酤はしむ。其狗、人を齕む。使者敢て往かず。乃ち佗家の酒を酤へり。問うて曰く、『何爲れぞ莊氏の酒を酤はざる』と。對へて曰く、『今日、莊氏の酒酸す』と。故に曰く、『其狗を殺さざれば、則ち酒酸す』と。一に曰く、桓公、管仲に問うて曰く、『國を治むるに何をか患ふる』と。對へて曰く、『最も社鼠に苦しむ。夫れ社は木を樹てゝ之に塗り鼠因りて自ら託するなり。之を燻せば則ち木焚け、之に灌がば則ち塗陁れん。此れ社鼠に苦しむ所以なり』と。今人君の左右、出でゝは則ち勢の重きを爲して以て利を民に收め、入りては則ち（九）比周謾侮し、惡を蔽ひ以て君を欺く、誅せざれば則ち法を亂り、之を誅すれば則ち人主危し、據りて之を有す。此れ亦社鼠なり。故に人臣、柄を執りて禁を擅にし、己れが爲めにする者は必ず利し、己れが爲めにせざる者は必ず害するを明かにす。亦猛狗なり。故に左右、社鼠となり、事を用ふる者、猛狗となれば則ち術行はれず。

【九】互に味方し君をあなどる。

堯、天下を舜に傳へんと欲す。鯀諫めて曰く、『不祥なるかな、孰か天下を以て之を匹夫に傳へんや』

の長者楊倩に問ふ。倩曰く、『汝が狗猛きか』と。曰く、『狗猛ければ則ち酒何の故にか售れざる』と。曰く、『人焉れを畏るればなり。或は㊃孺子をして錢を懷にし、壺甕を挈げて往きて酤はしめんに、狗、迓へて之を齕まん。此れ酒の酸するまで售れざる所以なり』と。夫れ國にも亦狗あり。有道の士、其術を懷きて、以て萬乘の主に明さんと欲するも、大臣、猛狗となり、迓へて之を齕む。此れ人主の㊄蔽脅せらるゝ所以にして、有道の士の用ひられざる所以なり。故に桓公、管仲に問うて曰く、『國を治むる最も奚をか患ふる』と。對へて曰く、『最も㊅社鼠を患ふ』と。公曰く、『何ぞ社鼠を患ふるや』と。對へて曰く、『君亦夫の社を爲る者を見しや。木を樹てゝ之に塗る、鼠、其間を穿ち、穴を掘りて其中に（身ヲ）託す。之を燻せば則ち木を焚かんことを恐る、之に（水ヲ）灌がば則ち㊆塗の阤れんことを恐る、此れ社鼠の得られざる所以なり』と。今、人君の左右、出でゝは則ち勢の重きを爲して、利を民に收め、入りては則ち比周して、惡を君に蔽ふ。内は主の情を間ひて以て外に告げ、㊇外内、重きを諸臣百吏に爲し、以て富を爲す、吏、誅せざれば則ち法を亂り、之を誅すれば則ち君安んぜず、據りて之を有す。此れ亦國の社鼠也。故に人臣柄を執りて禁を擅にし、己れが爲にする者は必ず利し、而して己れが爲にせざる者は必ず害することを明

【四】童子。
【五】蔽脅は耳目を蔽ひ脅かす也。
【六】やしろのねづみ。
【七】塗りし土。
【八】内外、勢重を爲し、諸臣百吏の賂を受けて以て富を爲す。

漏せば、是れ猶ほ當無き玉卮のごとし、聖智ありと雖も、其術を盡すもの莫けん、其の漏すが爲めなり』と。昭侯曰く、『然り』と。昭侯、堂谿公の言を聞き、此れより後、天下の大事を發せんと欲するときは、〔六〕未だ甞て獨り寢ずんばあらず、〔七〕夢言して人をして其謀を知らしめんことを恐れてなり。一に曰く、堂谿公、昭侯に見えて曰く、『今、白玉の卮ありて當無く、瓦卮ありて當有らば、君渴するとき將に何を以て飲まんとする』と。君曰く、『瓦卮を以てせん』と。堂谿公曰く、『白玉の卮は美なるに、而も君以て飲まざる者は、其の當無きを以てか』と。君曰く、『然り』と。堂谿公曰く、『人主と爲りて、其群臣の語を漏泄せば、譬へば猶ほ玉卮の當無きがごとし』と。堂谿公、見えて出づる毎に、昭侯必ず獨り臥しぬ。惟だ夢言して妻妾に泄れんことを恐るればなり。

申子曰く、『獨り視る者を明と謂ひ、獨り聽く者を聰と謂ふ、能く獨り斷ずる者は、故に以て天下の主と爲るべし』と。

(三)宋人、酒を酤る者あり。〔一〕升概甚だ平かに、客を遇すること甚だ謹み、酒を爲ること甚だ美に、〔二〕幟を縣くること甚だ高く著はる。然るに售れずして、〔三〕酒、酸す。其故を怪み、其知る所の閭

【六】妻妾と共に寢ざる也。
【七】ねごと。
【一】升概は升目なり。
【二】幟は酒店の旗をいふ。
【三】賣れずして酒腐敗するに至る。

く、『吾れ國を以て子を累はさんと欲す、子必ず泄す勿れ』と。犀首反走し、再拜して曰く、『命を受く』と。是に於て樗里疾、已に穴より之を聽く。(因リテ之ヲ洩シケレバ)郎中皆曰く、『兵、秋に起りて韓を攻め、犀首、將たらん』と。是の日に於て、郎中盡く之を知り、是の月に於てや、境內盡く之を知る。王、樗里疾を召して曰く、『是れ何ぞ(人心ノ)〔一〕匈匈たるや、何れ道りか出でし』と。樗里疾曰く、『犀首に似たり』と。王曰く、『吾れ犀首と言ふこと無かりき。犀首と〔二〕期するは何ぞや』と。樗里疾曰く、『犀首や、〔三〕羈旅にして新に(故國ニテ)罪に抵る、其心孤なり。〔四〕是く言ひて自ら衆に嫁せしならん』と。王曰く、『然り』と。人をして犀首を召さしむ。(犀首)已に逃れて諸侯(ノ國ニ)に入れり。

〔一〕堂谿公、(韓ノ)昭侯に謂つて曰く、『今千金の〔二〕玉巵あり、〔三〕通じて當無し、以て水を盛るべきか』と。昭侯曰く、『不可』と。(堂谿公曰ク)『瓦器ありて〔四〕漏れず、以て酒を盛るべきか』と。昭侯曰く、『可なり』と。(堂谿公)對へて曰く、『夫れ瓦器は至賤なれど、漏れずば以て酒を盛るべし。千金の玉巵の至貴なる有りと雖も、當なくして漏り、水を〔五〕乘る可からずば、則ち人孰れか漿を注がんや。今、人の主となりて、其群臣の語を

【一】匈匈は擾亂の貌。
【二】期は、あてて言ふ也。期は原本には其に作る、今一本に從ふ。
【三】外來の身。
【四】己の王に信ぜらるるを吹聽して、衆人の己に附くを望めるならん。

【一】吳王闔閭の弟。
【二】玉のさかづき。
【三】通は通り拔くる也。當は底なり。
【四】液體漏れざるなり。
【五】乘は一に盛に作る。

ずして、置かるゝ夫人に輕んぜられん。(故)先づ王の置かんと欲する所を知り以て王に勸めて之を置かんと欲す。是に於て十の玉珥を爲りて、(二五)其一を美くして之を獻ず。王以て十孺子に賦つ。明日、美珥の在る所を坐視して、王に勸めて以て夫人と爲せり。

甘茂、秦の惠王に相たり、惠王、公孫衍を愛し、之と間に言ふ所あり、曰く、『寡人將に(二六)子を相とせんとす』と。甘茂の(家)吏、穴より之を聞き、以て甘茂に告ぐ。甘茂、入りて王に見えて曰く、『王は賢相を得たり、臣敢て再拜して賀す』と。王曰く、『寡人、國を子に託せり、安んぞ更に賢相を得ん』と。對へて曰く、『將に(二七)犀首を相とせんとす』と。王曰く、『子安くに之を聞ける』と。對へて曰く、『犀首、臣に告ぐ』と。王、犀首の泄せるを怒り、乃ち之を逐へり。

一に曰く、犀首は天下の善將なり、梁王の臣なり。秦王、之を得て與に天下を治めんと欲す。犀首曰く、『衍は(二八)人臣なり、敢て主の國を離れず』と。居ること期年にして、犀首、罪に梁王に抵り、逃れて秦に入る。秦王甚だ之を善くす。樗里疾は秦の將なり、犀首の之に代りて將たらんを恐るゝや、(二九)穴を王の常に隱語する所の者に鑿つ。俄にして王果して犀首と計りて曰く、『吾れ韓を攻めんと欲す、奚如』と。犀首曰く、(三〇)『秋、可なり』と。王曰

【二五】王必ず其最も愛する所に其最も美なる者を與ふべきを知れば也。
【二六】子は公孫衍をさす。
【二七】公孫衍を指す。
【二八】自分を云ふ。
【二九】王が常に密事を謀る所の宮に小孔を鑿ち、私に左右に貨して之を聽く。
【三〇】秋に至りて攻む可し。

り』と。王曰く、『然らば則ち天下を爲むるは、何を以てか此廩と異らん。今、人主は二目を以て一國を視る、一國は萬目を以て人主を視る。將に何を以て自ら廩と爲さんとする』と。對へて曰く、『鄭の長者言へることあり、曰く、「夫れ虚靜無爲にして見はすこと無きなり」と。其れ以て此廩と爲すべきか』と。

國羊、鄭君に重んぜらる。君の己れを惡むを聞くや、飲に侍せしとき、(五)先づ君に謂って曰く、『臣適〻不幸にして過ちあらば、願はくは君幸に之を告げよ。臣請ふ(過ノ)變更せん、則ち臣、死罪を免れん』と。

客、韓の宣王に說くものあり。宣王說びて太息す。左右、王の之を說べるを引き、(六)以て先づ客に告げて、以て(客ニ)德と爲さんとせり。

(七)靖郭君の齊に相たりしとき、(八)王后死し、未だ(九)置く所を知らず。乃ち(一〇)玉珥を獻じて以て之を知れり。一に曰く、(一一)薛公、齊に相たりしとき、齊の威王の夫人死す。(一二)中に(一三)十孺子あり、皆王に貴ばる。薛公、(一四)王の立てんと欲する所を知らんと欲す。而して(其十人中ノ)一人を置きて以て夫人と爲さんことを請ひ、王之を聽かば則ち是れ說、王に行はれて、(新ニ)置かるゝ夫人に重んぜらるべきも、王聽かずば是れ說、行はれ

【五】鄭君無爲ならず、見はす所ありたる也。
【六】以は原本には曰に作る。今一本に從ふ。
【七】田嬰。
【八】威王の夫人。
【九】置く所とは、王が其後に立てんとする人。
【一〇】婦人の耳環。
【一一】田嬰。
【一二】中は宮中。
【一三】十人の妾。
【一四】未だ王の意を知るを得ざる也。

るれば、(五)人之を伺ひ、其有欲見はるれば、(六)人之を餌とす。故に(古語)曰く、吾れ從て之を知る無し、(七)惟だ無爲以て之を規ふ可しと。一に曰く、申子曰く、『而の言を愼め、人且に女を知らんとす。而の行を愼め、人且に女に隨はんとす。而、知見はるゝあるや、人且に女に匿さんとす、而、知見はるゝなくんば、人且に女を(八)意らんとす。女知ることあるや、人且に女に藏さんとす。女知ること無きや、人且に女に行はんとす。故に曰く、惟だ無爲、以て之を規ふべし』と。

田子方、唐易鞠に問うて曰く、『(一)弋者は何をか愼む』と。對へて曰く、『鳥は數百の目を以て子を視る。子は二目を以て之を御す。(故)子謹みて子の(二)廩を(三)周にせよ』と。田子方曰く、『善し、子は之を弋に加ふ、我は之を國に加へん』と。鄭の長者之を聞きて曰く、『田子方は廩を爲らんと欲するを知りて、未だ廩を爲くる所以を得ず。(四)夫れ虛無にして見はす無きは廩なり』と。一に曰く、齊の宣王、弋を唐易子に問うて曰く、『弋は奚をか貴ぶ』と。唐易子曰く、『廩を謹むに在り』と。王曰く、『何をか廩を謹むと謂ふ』と。對へて曰く、『鳥は數十の目を以て人を見る。人は二目を以て鳥を見る。奈何ぞ廩を謹まざらんや。故に曰く、廩を謹むに在

【五】之を伺ひて、廉潔を裝ふ。
【六】之を餌として君の欲心を邀ふ。
【七】人君無爲にして其情を見はさざれば、人臣の之に應ずる所以を窺ふことを得べし。
【八】意は臆度する也。
【一】鳥を射る者。
【二】廩は射者が身を隱して鳥を窺ふ所の物。
【三】鳥に見えぬ樣にせよ。
【四】廩に因りて身を隱くすは未だ其始めより無爲にして見はす所なきに若かず。

のみ』と。（薛公）乃ち輟めて殺さず、客として大に之を禮して曰く、『曩には季の文の爲めにせざるを聞けり、故に之を殺さんと欲せり、今誠に文の爲めにす、豈に季を忘れんや』と。（九）廩に告げて千石の粟を獻じ、（一〇）府に告げて五百金を獻じ、（一一）騶に告げて良馬（一二）固車二乘を獻ず。因りて（一三）奄に令し、宮人の美妾二十人を將て幷せて季に遺れり。欒子因りて相謂つて曰く、『公の爲めにする者は必ず利あり、公の爲めにせざる者は必ず害あり。吾が曹、何を愛みて公の爲めにせざらんや』と。因りて私に競勸して遂に之が爲めにす。薛公は人臣の勢を以て、人主の術を假るなり、而も害、生ずるを得ず、（一四）況んや之を人主に錯くをや。夫れ烏を馴す者は、其（一五）下翎を斷つ。其下翎を斷てば則ち必ず人を恃みて食す、焉んぞ馴れざるを得んや。夫れ明主の臣を畜ふも亦然り。君の祿を利せざるを得ず、上の名に服する無きを得ざらしむ。夫れ君の祿を利し、上の名に服す、焉んぞ服せざるを得んや。

（二）（一）申子曰く、（二）『上の明見はるれば、人之に備へ 其明を見はさゞれば、人之に惑ふ。其知見はるれば、（三）人之を飾り、知を見はさゞれば （四）人之を匿くす。其無欲見は

【九】米倉の吏。
【一〇】錢倉。
【一一】馬役人。
【一二】固車は、堅固なる車。
【一三】奄は宦官。
【一四】況んや人主其勢を以て術を行ふをや。
【一五】翎は羽。原本には領に作る。
【一】申不害。
【二】人君の明察、外に見示すれば下之に備へ、明を見はさざれば下惑ふ。
【三】下、行を衒うて君に阿ねるなり。
【四】情を蔽うて呈せざるなり。

獲と雖も、足を託して以て其(四九)軫を旋らさゞらん』と。

如耳、衞の嗣公に説く。衞の嗣公説びて太息す。左右曰く、『公、何爲れぞ（彼ヲ）相とせざるや』と。公曰く、『夫れ馬の鹿に似たる者には、之を千金に(五〇)題す、然るに百金の馬ありて、一金の鹿無きものは、馬は人の用を爲して、鹿は人の用を爲さざればなり。今、如耳は萬乘の相なり。外、大國（ニ仕フル）の意ありて、其心、衞に在らず、辯智なりと雖も、亦寡人の用を爲さず、吾れ是を以て相とせざるなり』と。

(一)薛公の魏の昭侯に相たるや、左右に(二)孿子の者あり、陽胡・潘其と曰ふ。王に甚だ重んぜられ、而して薛公の爲めにせず。薛公之を患ふ。是に於て、乃ち召して之と(三)博す。人ごとに百金を予へて、之をして昆弟と博せしめ、俄にして又人ごとに二百金を益す。方に博す、間ありて、謁者言ふ、『客張季の子、門に在り』と。公怫然として怒り、(四)兵を撫して謁者に授けて曰く、『之を殺せ、吾れ聞く、季は(五)文の爲めにせざるなり』と。(六)立ること間あり、時に季の(七)羽側に在りて曰く、『然らず、竊に聞く、季は公の爲めにすること甚し、願ふに其人(八)陰にして、未だ聞えざる

【四九】軫は車後の横木。軫を旋すとは、車を回す也。
【五〇】題は、評價なり。
【一】孟嘗君田文。
【二】ふたご。
【三】すごろくの勝負をする。
【四】兵器。
【五】自分、即ち薛公の名。
【六】立は當に居に作るべし。居の字は又屋に作る、故に誤りしなるべし。
【七】羽は友の字の誤。友は古文𦏲に作る。羽と似たり、故に誤りしなるべし。
【八】陰は陰密にする也。

せずして（其名）顯はれ、耕耨を親らせずして名あるは、又、國に敎ふる所以に非ざるなり。今此に馬あり、（四五）驥の狀の如き者は、天下の至良也。然れども之を驅るも前まず、之を卻くるも止まらず、之を左すれども左せず、之を右すれども右せずば、則ち臧獲、賤しと雖も、（之二、）其足を託せじ。臧獲の其足を驥に託するを願ふ所の者は、驥の以て利を追ひ害を辟く可きを以て也。今、人の用を爲さずば、臧獲、賤しと雖も、其足を託せじ。己れ自ら、世の賢士なりと謂以爲ひて、而も主の用を爲さず、行ひ極めて賢なりとおもひて、而も君に用ひられざるば、此れ明主の臣とする所にあらざるなり、亦驥の左右すべからざる（二同ジキ）なり。是を以て之を誅せりと。一に曰く、太公望、東のかた齊に封ぜらる。海上に賢者狂矞あり　太公望之を聞き、往きて請ふ。三たび（四六）馬を門に卻けて、而も狂矞、（四七）報見せず。太公望、之を誅せり。是時に當りてや、周公旦、魯に在り、馳せ往きて之を止めんとす。至るに比び、已に之を誅せり。周公旦曰く、『狂矞は天下の賢者也、夫子何爲れぞ之を誅せる』と。太公望曰く、『狂矞や、

（四八）義、天子に臣たらず、諸侯に友たらず。吾れ其の法を亂り敎を易へんことを恐る、故に以て首誅と爲せり。今此に馬あらんに、形容驥に似たり、然れども之を驅るも往かず、之を引くも前まずば、臧

【四五】駿馬。
【四六】門は狂矞の門なり。馬を門に卻くとは徒歩して訪ふ也。
【四七】報見は答禮する也。
【四八】義は底本には議に作る。今一本によりて之を正す。

太公望、東のかた齊に封ぜらる。齊の東海の上に居士あり、狂矞・華士と曰ふ。(三八)昆弟二人の者、議を立てゝ曰く、『吾は天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲む、吾は人に求むる無く、(三九)上の名なく、君の祿なく、仕を事とせずして力を事とす』と。太公望、營丘に至り、吏をして執へて之を殺さしめ、以て(四〇)首誅と爲す。周公旦、魯より之を聞き、(四一)急傳を發して之を問うて曰く、『夫の二子は賢者なり、今日國を(四二)饗けて賢者を殺せるは何ぞや』と。太公望曰く、『是の昆弟二人、議を立てゝ曰く、「吾は天子に臣たらず、諸公に友たらず、耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲む、吾れは人に求むる無し、上の名無く、君の祿無く、仕を事とせずして力を事とす」と。彼の天子に臣たらざるものは、是れ望、得て臣とせざるなり。諸侯に友たらざる者は、是れ望、得て使はざるなり。耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲み、人に求むる無き者は、是れ望、賞罰を以て勸禁するを得ざるなり。且つ上の名無きものは、知と雖も望が用を爲さず。君の祿を仰がざるものは、賢と雖も望が功を爲さず。仕へざれば則ち(四三)治らず、任ぜざれば則ち忠ならず。且つ先王の其臣民を使ふ所以の者は、爵祿にあらざれば則ち刑罰也。今四つの者、以て之を使ふに足らずば、則ち望、當に誰にか君たるべき。(四四)兵革に服

(三九) 君より與へられたる爵位官職の號無く、君より受くる祿無し。
(四〇) 封に入り初めての誅罰。
(四一) 急飛脚。
(四二) 饗は受くる也。
(四三) 之を治むるを得ず。
(四四) 兵役。

ぞ乃ち之に餐はしむる』と。子路怫然として怒り、肱を攘げて入り、請うて曰く、『夫子は(三三)由の仁義を爲すを疾むか。夫子に學ぶ所の者は、仁義なり。仁義は天下と其の有する所を共にして、其利を同じくするものなり。今、由の秩粟を以て民に餐はしむるに、不可なるは何ぞや』と。孔子曰く、『由の(三四)野なるや。(三五)吾れ女之を知れりと以へるも、女、徒未だ及ばざるなり。女故是の如く之れ禮を知らざるなり。女の之に餐はしむるは、之を愛するが爲めなり。夫れ禮には、天子は天下を愛し、諸侯は境内を愛し、大夫は官職を愛し、士は其家を愛す。其愛する所を過ゆるを侵と曰ふ。今魯の君、民を有つ、而るに子擅に之を愛す、是れ子侵すなり。亦(三六)誣ならずや』と。言未だ卒らざるに、季孫の使者至り、讓めて曰く、『(三七)肥や、民を起して之を使ふ、(然ルニ)先生、弟子をして徒役に令して之に餐はしむ、將に肥の民を奪はんとするか』と。孔子駕して魯を去れり。孔子の賢を以てして、而して季孫は魯の君にあらざるなり、人臣の資を以て、人主の術を假るのみ。蚤く未形に禁じて、子路、其私惠を行ふを得ずして、害、生ずるを得ざりき。(三八)況んや人主をや。景公の勢を以てして田常の侵せるを禁ぜば、則ち必ず劫弑の患無かりしならん。

【三三】由は子路の名。
【三四】野鄙。
【三五】始め吾は爾已に是の道理を知れりと以爲へり。而るに爾は但だ未だ知るに及ばざるなり。
【三六】誣は枉なり。横逆の意。
【三七】季孫の名。
【三八】季孫人主に非ずして、猶孔子の賢を制するを得、況んや人主の實勢あるをや。

(二五)勢は君の馬なり。夫れ勢に處りて以て(二六)擅愛の臣を禁誅することをせずして、必ず德厚以て天下に與みし、(二七)齊行して以て名を爭ふは、是れ皆君の車に乘らず、馬の利に因らず、車を舍てゝ下り走るものなり。故に曰く、景公は勢を用ふるを知らざるの主にして、師曠晏子は、患を除くを知らざるの臣也と。

子夏曰く、『春秋の臣、君を殺し、子、父を殺せるを記する者、十を以て數ふ。皆一日の積にあらざるなり、漸ありて至れるなり』と。凡そ姦は行ふこと久くして積を成し、積成りて力多く、力多くして能く殺す。故に明主は蚤く之を絕つ。今田常の亂を爲すは、漸ありて見はるゝに、君は(彼ヲ)誅せず。晏子は其君をして侵陵の臣を禁ぜしめずして、其主をして惠を行はしむ。故に簡公は、其禍を受けたり。故に子夏曰く、『善く勢を持する者は蚤く姦の萌を絕つ』と。

季孫、魯に相たり、子路、(二八)郈に令たりしとき、魯、五月を以て衆を起し長溝を爲る。此の(二九)爲に當りて子路、(三〇)其私秩の粟を以て(三一)漿飯を爲り、溝を作る者を五父の衢に要へて之に餐はしむ。孔子、之を聞き、子貢をして(三二)往いて其飯を覆し其器を擊毀せしめて曰く、『魯君、民を有つ、子奚すれ

【二五】勢は賞罰なり。
【二六】擅愛は ほしいままに民を愛する也。
【二七】齊行は、行をととのへる也。
【二八】魯邑。
【二九】爲は役なり。
【三〇】私祿。
【三一】漿は飮料。
【三二】往は原本には徒に作る。今一本によりて之を正す。

きざるを聞かず。故に周秦の民、相與に之を歌うて曰く、(一八)「謳乎其れ已みなんか、苞せんか、其れ往きて田成氏に歸せんか」と。詩に曰く、(一九)「德の女に與ふる無しと雖も、式て歌ひ且つ舞はん」と。今田成氏の德にして、民歌舞す、民、德としテ之に歸す。故に曰く、其れ田成氏かと。』公(二〇)泫然として涕を出して曰く、『亦悲しからずや、寡人、國を有ちて、田成氏之を有たんとす。今之を爲すこと奈何』と。晏子對へて曰く、『君何ぞ患へん、若し(君)之を奪はんと欲せば、則ち賢を近けて不肖を遠け、其煩亂を治めテ其刑罰を緩くし、貧窮を振はして孤寡を恤み、恩惠を行ひて足らざるを給せば、民將に君に歸せんとす。則ち十の田成氏ありと雖も其れ君を如何せん』と。

或ひと曰く、『景公は勢を用ふることを知らず、而して師曠・晏子は患を除くことを知らず』と。夫れ獵は、車輿の安きに託し、六馬の足を用ひ、王良をして轡を佐けしめば、則ち身勞せずして(二一)輕獸に及び易し。今、車輿の利を釋て、六馬の足と王良の御とを捐てゝ、(車ヨリ)下り走りて獸を逐はゞ、則ち(二二)樓季の足と雖も、時として獸に及ぶなからん。良馬固車に託すれば、則ち(二三)臧獲も(二四)餘り有り。國は君の車なり、

【一八】「其れ已みなんか」は衍文、苞は當に芑に作るべし。芑は「もちあは」なり。此の句誤あり、當に改めて「謳乎芑を采らんか、其れ往いて田成子に歸せんか」と爲すべし。

【一九】大德無しと雖も、要するに喜悅の心あらば、之を歌舞せんと欲するの意。

【二〇】涙の流るる貌。

【二一】足疾き獸。

【二二】古の良く走りし人。

【二三】奴婢の醜稱。

【二四】餘力あり。

じて、以て孤寡に賜ふ。倉に(四)陳粟無く、府に餘財無し。宮婦の(五)御せざる者は出して之を嫁し、(六)七十は祿米を受く。德を鬻ぎ民に惠施し、已て二弟と民を爭ふ。居ること二年、二弟出走す。公子夏は楚に逃れ、公子尾は晉に走れり。

景公、晏子と(七)少海に遊び、栢寢の臺に登りて、其國を(八)還望して曰く、『美なる哉(九)泱泱乎たり、(一〇)堂堂乎たり、後世將た孰れか此れを有たん』と。晏子對へて曰く、『其れ田成氏か』と。景公曰く、『寡人、此國を有つ、而るに田成氏之を有たんと曰ふは何ぞや』と。晏子對へて曰く、『夫れ田成氏は甚だ齊の民を得たり、其の民に於けるや、之を上にしては爵祿を請ひて諸を大臣に行ひ、之を下にしては私に(一一)斗斛區釜を大にして以て(一二)出し貸し、斗斛區釜を小にして以て之を收む。一牛を殺せば、一(一三)豆の肉を取り、餘は以て士に食はしめ、終歲の布帛は二(一四)制を取り、餘は以て士に衣す。故に(一五)市木の價は山に貴きを加へず、澤の魚鹽黿鼈蠃蚌は海に貴きを加へず。君は(一六)重く斂して、田成氏は厚く施す。齊嘗て大に饑う、道旁に餓死する者、勝げて數ふ可からざるなり。父子相牽きて田成子に趨く者、(一七)生

【四】ふるきもみ。
【五】御は侍御なり。
【六】七十歲の老者。
【七】渤海。
【八】還は旋、周觀也。
【九】水の流るる貌。
【一〇】山高き貌。
【一一】皆升の名、區は一斗六升、釜は六斗四升。
【一二】貸は原本には貨に作る。今一本によりて之を正す。
【一三】豆は食器。
【一四】一制は一丈八尺、二制は三丈六尺。
【一五】市にて賣る木材の價は山にあるときよりも貴からず。
【一六】重く斂すは、重き租税を課する也。
【一七】皆活くるなり。

之を探ること能はず。吳起が愛妻を出せる、文公の顚頡を斬れるは、皆、(一七)其情に違へる者なり。故に能く人をして疽を彈ぜしむる者は、必ず其の痛を忍ぶ者なり。

右經

(一)之を賞し之を譽むるも勸まず、之を罰し之を毀るも畏れず、四つの者、(其身ニ)加はりて(其ノ爲ス所)變ぜざるは、則ち(二)之を除く。

齊の景公、晉に之き、平公に從ひて飮む。師曠侍坐す。景公、政を師曠に問うて曰く、『(三)太師、將に奚を以て寡人に敎へんとする』と。師曠曰く、『君必ず民を惠まんのみ』と。中坐、酒酣にして將に出でんとす。又復た政を師曠に問ひて曰く、『太師、奚を以て寡人に敎へん』と。曰く、『君必ず民を惠まんのみ』と。景公出でゝ舍に之く、師曠之を送る。又政を師曠に問ふ。師曠曰く、『君必ず民を惠まんのみ』と。景公歸りて思ひ、(酒)未だ醒めずして、師曠の謂ふ所を得たり。公子尾と公子夏とは、景公の二弟なり、甚だ齊の民(心ノ)を得、家富貴にして、民之を說び、公室に擬す、此れ吾が位を危くする者たり、今我れに民を惠めと謂ふは、我れをして二弟と民を爭はしむるかと。是に於て國に反り廩粟を發して以て衆貧に賦ち、府の餘財を散

【一七】其情に違ふとは、情に悖りて法に依るを言ふ。「其情に違へる」は一本には「其情に違せる」に作る。亦通ず。

【一】賞罰毀譽。

【二】原本「則ち」の下に「其」字あるは衍なり。則と其とは篆字相似たり、故に誤りて衍せしなり。除くは誅するなり。

【三】師曠をさす。

説は(八)烏を畜ふに在り。

(二)人主は利害の(九)輻轂なり、(一〇)射る者衆し、故に人主共はる。是を以て好惡見はるれば、則ち(一一)下因る有り、而して人主惑ふ。(一二)辭言通ずれば、則ち臣、言ふを難り、而して(一三)主、神ならず。説は、申子が六愼を言ふと、唐易が弋を言ふとに在り。患は、國羊が變を請ふと、宣王の太息するとに在り。之を明すに、靖郭君が十珥を獻ずると、犀首甘茂が穴より聞くとを以てするなり。堂谿公は術を知る、故に玉卮を問ふ。昭信は術を能くす、故に以に聽きて獨り寢ぬ。明主の道は、申子が(一四)獨斷を勸むるに在るなり。

(三)術の行はれざるは故あり。其狗を殺さゞれば則ち酒酸す。夫れ國も亦狗あり。且つ左右は皆社鼠なり。人主、堯の再誅と、莊王の太子に應ずると無くして、皆、(一五)薄媼が蔡嫗に決する有るなり。(一六)貴の知くなれば、歌を教ふるの法を以て先づ

【八】馴れざるを得ざらしむる也。

【九】輻轂は、四方より輻輳する所の地なるをいふ。昭は四向遠望の事なり。轂は、輪の中央にして衆輻の湊まる所なり。一説に曰く、輻轂は當に招轂に作るべし、質的(まと)を謂ふなりと。後說、是なるに似たり。

【一〇】人主、中央に在り、圍繞する所の群臣、人主に向ひ、各々其意を射中てんと欲す。共とは圍繞せらるるをいふ。

【一一】下臣、君の情の好惡によりて姦を爲す。

【一二】通とは漏らす也。臣が君に告げたる所を、君、他の臣に之を漏らす也。

【一三】下、其上を測るを得。

【一四】人主の術は、人と共にす可からず、唯だ人主の獨り決斷する所なるをいふ。

【一五】智者と之を謀りて愚者と之を決するをいふ。

【一六】「貴の知く」は當に「是の如く」に作るべし。

卷の十三

外儲說右上第三十二

君の臣を治むる所以の者三あり。

（一）(一)勢、以て化するに足らざれば則ち之を除く、師曠の對、晏子の說、皆(二)勢の易きを舍てゝ、行ひの難きを道ふ。是れ(三)獸と逐走するなり。未だ患を除くを知らず。患の除くべきは、子夏の春秋を說くに在り。善く(君タルノ)勢を持する者は、蚤く其(四)姦萌を絕つ。故に季孫、仲尼を讓むるに(五)遇勢を以てす、而るを況んや之を君に錯くをや。是を以て太公望は狂矞を殺し、而して臧獲は驥に乘らず。嗣公之を知る、(六)故に鹿に駕するが而し。薛公之を知る、故に二欒と博す。此れ皆(七)同異の反を知るなり。故に明主の臣を牧するや、

【一】勢は賞罰なり。化は、臣、其行を改むるをいふ。凡そ人君の臣を治むるや、其の進めんと欲する所には則ち賞譽を前に設け、其の退けんと欲する所には則ち毀罰を後に施す。是れ謂はゆる勢なり。四者設け施して而も臣下其行を改めざるときは、則ち之を除去す。

【二】舍は原本には合に作る。今之を正す。勢に因り術を以て其下を御するは易し、意を以て民を爭ふは難し。

【三】車を釋てて獸と競走す。

【四】姦萌は姦邪のきざし也。

【五】遇は寓と通ず。勢に托し術を假るなり。

【六】如耳は智なりと雖も而も己が用を爲さず。則ち無用の鹿に駕するが如しと言ふ也。

【七】臣主の利相反するを知る也。

て、而も汝已に群臣に離れん、群臣に離れば、則ち必ず汝の身を危くせん。徒に己を危くするのみにあらず、又且に父を危くせんとす』と。

梁車、新に鄴の令と爲る。其姊往きて之を看る、暮にして後れ、(四)門閉ぢたり。因りて郭を踰えて入る。車、(五)遂に其足を刖る。趙の成侯、以て不慈と爲し、之が璽を奪ひて、之が令を免じぬ。

管仲束縛せられ、魯より齊に之く。道にて飢渇し、綺烏の(六)封人に過りて食を乞ふ。封人跪きて之に食はしめ、甚だ敬す。封人因りて竊に仲に謂つて曰く、『適〻(七)幸に(八)齊に及ばゞ、死せずして齊に用ひられなば、將に何をか我に報いんとする』と。(管仲)曰く、『子の言の如くならば、我れ且に賢を之れ用ひ、能を之れ使ひ、勞を之れ論ぜんとす。我れ何を以てか子に報いん』と。封人之を怨みき。

右傳

【四】郭門は天明を以て開き、暮に至れば閉づるを制となす。

【五】法を犯せりとする也。

【六】閭境を守る番人。

【七】幸は原本には達に作る、今一本に從ふ。

【八】齊に及ぶとは、無事に齊に到着するをいふ。

れを釋すなりと、乃ち因りて往きて拜謝す。狐乃ち弓を引きて（一）送つて之を射て曰く、『夫の汝を薦めしは公なり、汝が能く之に當るを以てなり。夫の汝を讎とするは吾が私怨なり。私に汝を怨めるの故を以て汝を吾君に（二）擁せず』と。故に（曰ク）私怨は公門に入らずと。一に曰く、解狐、邢伯柳を擧げて上黨の守となす。柳往きて之を謝して曰く、『子、（我ガ）罪を釋せり。敢て再拜せざらんや』と。曰く『子を擧ぐるは公なり、子を怨むは私なり。子往け。子を怨むは初の如きなり』と。

（三）鄭縣の人、豚を賣る。其人、（四）價を問ふ。曰く、『（五）道遠くして日暮る、安んぞ汝に語るに暇あらんや』と。

（六）范文子、直言を喜む。（一）武子之を擊つに杖を以てす。夫れ直議する者は、人の容るゝ所と爲らず。容れらるゝ無ければ、則ち身を危くす、徒に身を危くするのみにあらず、又將に父を危くせんとす。

子產は子國の子なり。子產、鄭君に忠なり。子國之を（二）譙怒して曰く、『夫れ人臣に（三）介異して、獨り主に忠ならんか、主賢明ならば能く汝に聽かん、不明ならば將に汝に聽かざらんとす。聽かるゝと聽かれざると、未だ必ずしも知るべからずし

【一】送るは見送る也。藝文類聚には、此章を引きて、送を迎に作る。
【二】擁は壅蔽なり。
【三】此章は縛に關せず、當に外儲左上に在るべし。錯亂して此に在り。
【四】之を買はんと欲すればなり。
【五】愚人、唯だ腐敗を恐る、るを知るも、之を賣るの便たるを知らざるなり。
【一】文子の父。
【二】せめいかる。
【三】介異は己れ獨り人と異る也。

中牟に(一八)令無し、晉の平公、趙武に問うて曰く、『中牟は(一九)三國の股肱、邯鄲の(二〇)肩髀、寡人、其良令を得んと欲す、誰を使しめて可ならん』と。武曰く、『邢伯子可なり』と。公曰く、『子の讎に非ずや』と。曰く、『私讎は公門に入らず』と。公又問うて曰く、(二一)『中府の令は、誰を使しめて可ならん』と。曰く、『臣の子可なり』と。故に曰く、『外擧は讎を避けず、内擧は子を避けず』と。

趙武の薦むる所の四十六人、武死するに及び、(二二)各〻賓位に就けり。其の(二三)私德無きこと此の如し。平公、叔向に問うて曰く、『群臣孰れか賢なる』と。曰く、『趙武なり』と。公曰く、『子は(二四)師人に(二五)黨す』と。(向)曰く、『武、(二六)立ちては衣に勝へざるが如く、言は口より出でざるが如し。然るに擧ぐる所の士や數十人、皆(二七)其意を得しむ。而して公家甚だ之に賴る。(二八)武子の生くるに及びてや、家に利せず、死して(二九)孤を託せず。臣敢て以て賢と爲すなり』と。

解狐、其讎を簡主に薦めて以て相と爲す。其讎、以爲らく、且つ幸に已

【一八】令は縣令なり。
【一九】三國は未だ詳ならず、私に按ずるに晉國の誤にあらずや。
【二〇】かた、もゝ。
【二一】中府は宮廷なり。
【二二】各賓位に就きて喪を弔ひ、敢て私室に行きて弔はず。
【二三】私德とは私交を營まざる也。
【二四】師人は、已の官長たる人。叔向は趙武の屬大夫なり、故に云ふ。
【二五】黨は原本には然に作る。今一本に從ふ。
【二六】謙遜にして、身は衣服に稱はざるを愧づるが如く、言は足らざる者に似たるを言ふ。
【二七】其忠を盡すを得しむ。
【二八】武子は當に文子に作るべし。文は趙武の諡なり。然らずんば則ち子の字は衍なり。
【二九】孤は其子をいふ。

蓋青衣、(六)鼓を置きて歸す、庭に(七)陳鼎あり、家に三歸あり。孔子曰く、『良大夫なり、(然レドモ)其侈、上に偪る』と。

孫叔敖、楚に相たりしとき、(八)棧車牝馬、(九)糲餅菜羹、(一〇)枯魚の膳、冬は(一一)羔裘、夏は葛衣、面に饑色あり。則ち良大夫なり、(然レドモ)其儉、下に偪る。

陽虎、齊を去り趙に走る。簡主問うて曰く、『吾れ聞く、子善く人を(一二)樹つ』と。虎曰く、『臣、魯に居りしとき、三人を樹つ、(一三)皆令尹となれり。虎が魯に罪に抵るに及び、皆虎を搜索せり。臣、齊に居りしとき、三人を薦めて、一人は王に近づくを得、一人は縣令となり、一人は(一四)候吏となれり。臣が罪を得るに及び、王に近ける者は臣を見ず、縣令は臣を迎へて執縛し、候吏は臣を追ひて境上に至り、及ばずして止めり。虎、善く人を樹てざりき』と。(一五)主俛して笑うて曰く、『(一六)橘柚を樹うる者は、之を食へば則ち甘く、之を嗅げば則ち香し。(一七)枳棘を樹うる者は、成れば人を刺。故に君子は樹うる所を愼む』と。

【六】歸は饋なり、食事のとき樂を奏すること。
【七】鼎を列して炊ぐ。
【八】棧車は竹木の車にして、士の乘るもの、之を牝馬に牽かす。
【九】荒づきの飯、菜のあつもの。
【一〇】枯魚は干魚。
【一一】羔裘は小羊の毛衣。
【一二】樹つは樹立せしむる也。
【一三】令尹は縣令なり。
【一四】道路に賓客を送迎するの官なり。
【一五】虎の樹つる所の者、魯に三人、齊に三人、皆虎に忠ならざるも君に忠なり、簡の之に答ふる、言を失へるもの也。
【一六】たちばなゆず。
【一七】からたちいばら。

失せり。二者孰か賢なるや』と。孔子曰く、『管仲は（二）簋に鏤めて（三）紘を朱にし、（四）旅樹して（五）反坫あり、（六）節に山し（七）梲に藻す。賢大夫たれども、而も（八）上たり難し。晏平仲は其先祖を祀つて、豚肩、豆を掩はず、一狐裘三十年。賢大夫たれども、而も（九）下たり難し。君子は上、下を（一〇）僭せず、下、上に偪らず』と。

管仲、齊に相たり、曰く『臣貴し、然れども臣貧し』と。桓公曰く、『子をして（一一）三歸の家あらしめん』と。曰く、『臣富めり、然れども臣卑し』と。桓公、（一二）高國の上に立たしむ。曰く、『臣尊し、然れども臣（一三）疎なり』と。乃ち立て、仲父と爲す。孔子聞きて、之を非として曰く、『（一四）泰侈上に偪る』と。一に曰く、管仲父出づるに、（一五）朱

【二】簋は祭るに黍稷などを盛る道具、外圓く内四角なるもの。

【三】冠のひも。

【四】最も宮門に近き内に屏を樹てて以て内外を蔽ふ、之を樹といふ、旅は施なり。

【五】坫は堂上の兩楹の間に於て土を積みて造りたる爵を置く臺なり。

【六】節は柱頭の『枅がた』なり。節に山を刻す。

【七】梲は梁の上の短き柱也。梲に藻文を畫く。五、六倶に天子の廟の飾なり。

【八】管仲は人臣なるに、奢侈なること是の如し、王侯、將に何の詞文を以てか之に加へんとする。故に、上たり難しと曰ふ。

【九】晏子は齊の卿なるに、節儉なること是の如し。其の士庶たる者、將に何の節儉なか爲さんとする、故に、下たり難しと曰ふ。

【一〇】僭は、別ちて之を言ふときは、下、上の制に擬するを僭と謂ふ。通じて之を言ふときは、上、下の事を爲すをも亦僭と謂ふ。

【一一】一說に曰く、『三歸の家は、三百乘の地なり』と。三姓の女を娶るを三歸といふ。茲に三歸の家とは是等を置くに足る家の意。

【一二】高氏、國氏の二卿。

【一三】公家との關係疎遠にして近からず。

【一四】泰侈は、おごる也。

【一五】朱塗の傘をかゝげ、青衣の者を從ふ。

るなり』と。一に曰く、孟獻伯、上卿に拜す、叔向往きて賀す。門に(七)御馬あり(八)禾を食はず。向曰く、『子に(九)二馬二輿無きは何ぞや。』孟獻伯曰く、『吾れ國人を觀るに、尙ほ饑色あり、是を以て馬に秣はず。(一〇)班白の者多く徒行す、故に二輿せず』と。向曰く、『吾れ始め子の卿に拜せらるゝを賀しき、今は子の儉を賀す』と。向出でゝ、苗賁皇に語りて曰く、『(一一)吾を助けて獻伯の儉を賀せよ』と。苗子曰く、『何ぞ賀せん、夫れ爵祿旂章は、(一二)功伐を異にし、賢不肖を別つ所以なり。故に晉國の法に、上大夫は二輿二乘、中大夫は二輿(一三)一乘、下大夫は(一四)專乘なるは、此れ等級を明にするなり。且つ夫れ卿は必ず軍事あり。是の故に車馬を(一五)修め、(一六)卒乘を比べ、以て(一七)戎事に備ふ。難あれば則ち以て不虞に備へ、(一八)平夷なれば則ち以て朝事に給す。今晉國の政を亂し、不虞の備を乏しくして、以て節儉を成し、以て私名を潔くす、獻伯の儉や可ならんや。又何ぞ賀せん』と。

(一)(補)子貢問うて曰く、『管仲は奢に失し、晏子は儉に失す。與に其れ倶に

【七】車を引かする馬。
【八】禾は穀なり。
【九】上卿は二馬二輿を從ふべき筈なるに一馬一輿なりしなり。
【一〇】班白の者は老人なり。
【一一】吾を助けてとは、吾と偕にの意。
【一二】功伐は功勳。
【一三】一乘は駟馬。
【一四】專乘は一乘。
【一五】修は原本には循に作る。今王渭の說に從ひ、之を正す。
【一六】卒乘は兵卒馬乘なり。比は次序する也。
【一七】戎事は兵事。
【一八】國家に事なければ、以て朝參の用に給す。
【一】翼毳に曰く、經に、孔子、晏嬰を議するの語あり、則ち傳に當に是の章あるべし。故に今、孔子家語、曲禮子貢問の篇を以て之を補ふ。

之を患ふとも、馬猶ほ肥えざらん』と。

桓公、吏を置くことを管仲に問ふ。(管仲)曰く、『辭に(一八)辯察に、(一九)貨に清潔に、人情に習へるは、(二〇)夷吾は(二一)弦商に如かず。請ふ立てゝ以て(二二)大理とせよ。(二三)登降肅讓、以て禮を明にし賓を待つは、臣は隰朋に如かず、請ふ立てゝ以て(二四)大行とせよ。草を墾り邑を(二五)仞し、地を辟き粟を生ずるは、臣は甯武に如かず、請ふ以て(二六)大田とせよ。三軍既に陣を成し、士をして死を視ること歸するが如くならしむるは、臣は公子成父に如かず、請ふ以て(二七)大司馬とせよ。顏を犯して極諫するは、臣は東郭牙に如かず、請ふ立てゝ以て諫臣とせよ。齊を治むること此の五子にして足れり。霸王たらんと將欲せば、夷吾此に在り』と。

(五)孟獻伯、(一)晉に相たり。(二)堂下に藿藜を生じ、門外に荊棘を長ず。食ふに味を二にせず、坐するに席を重ねず、(三)內に帛を衣るの妾なく、居るに馬に(四)粟せず、出づるに車を從へず。叔向之を聞きて以て(五)苗賁皇に告ぐ。賁皇、之を非として曰く、『是れ(六)主の爵祿を出でゝ、以て下を附く

【一八】辭の明晰なること。
【一九】貨財に廉潔なること。
【二〇】夷吾は管仲の字。
【二一】商は一に章に作る、是なり。弦は姓、商は名、字は子旗。
【二二】大理は訟獄を掌る官。
【二三】階を上り下りして揖讓すること、肅は古へ揖に通ず。
【二四】大行は賓客を掌る官。
【二五】仞は牣なり、滿たす也。一本には剏に作る、是なるに似たり、剏は創むる也。
【二六】大田は大司農。農を掌る官。
【二七】大司馬は軍を掌る官。
【一】晉は原本には魯に作る。今之を正す。
【二】門に請托の客なき也。
【三】內は原本には晉に作る。今、一本に從ふ。
【四】粟を食はせず。
【五】晉の大夫。
【六】主の爵祿を出でゝとは、其分を離れて也。

妻に子を知らざりき、今知れり。願はくは子勉めて寡人の爲めに之を治めよ』と。遂に（其璽ヲ）受けざりき。

齊に（三）狗盜の子あり、（三）刖危の子と戲れて相誇る。盜の子曰く、『吾が父の裘、獨り尾あり』と。危の子曰く、（四）『吾が父獨り冬夏も袴を失はず』と。子綽曰く、『人、能く左に方を畫きて右に圓を畫くもの莫し。肉を以て蟻を去らば、（其羶キガ爲ニ）蟻愈々多く、魚を以て蠅を驅らば、（腥キガ故ニ）蠅愈々至らん』と。

桓公、管仲に謂つて曰く、『官少くして而も索むる者衆し、寡人之を憂ふ』と。管仲曰く、『君、左右の請を聽くことなかれ、能に因りて祿を受け、功を錄して官を與へば、則ち敢て官を索むる莫けん。君何ぞ患へん』と。

韓宣子曰く、『吾が馬、（五）菽粟多し、甚だ臞せたるは何ぞや。寡人、之を患ふ』と。周市對へて曰く、（六）『騶をして粟を盡して以て食はしめば、肥ゆる無からんとすと雖も、得可からざらん。名は多く之を與ふと（七）爲すも、其實は少し。臞する無からんとすと雖も、亦得可からざらん。主、其情實を審にせずして、坐して（徒ニ）

【三】戰國の時、小人の才幹ある者を養ひ　狗皮を蒙りて以て間諜を爲さしむ。之を盜と謂ふは、中國の正道を避けて以て利を襲ふを盜と謂ふ、財を竊むの盜を謂ふに非ざるなりと。

【三】足きられし者。

【四】足をきられし者は、步行すること少し、故に冬夏を終ると雖も、袴破損せざるなり。貧民には袴無さ者あり、故に刖危の子、其父の袴あるを誇る也。

【五】まめ及び粟を食すること多し。

【六】騶は馬役人。

【七】爲は原本には與に作る。今一本によりて之を正す。

者以て義を害すと爲す、故に鼓せざるなり』と。宣王曰く、『善し』と。仲尼曰く、『其れ民をして(三三)下に諂はしめんよりは、寧ろ民をして上に諂はしめん』と。

(四)詎は齊の居士にして、孱は魏の居士なり。齊魏の君不明に、親ら境内を照すこと能はずして、左右の言を聽けり。故に二子、(一)金璧を費して、入仕を求めぬ。

(二)西門豹鄴の令と爲り、(三)清尅潔愨、秋毫の端も、私利する無し、而も甚だ(君ノ)左右を簡にす。左右因りて相與に(四)比周して之を惡む。居ること(五)期年、(六)計を上る。君(之ヲ期トシテ)其(七)璽を收む。豹自ら請うて曰く、『臣昔には鄴を治むる所以を知らざりき、今、臣得たり、願はくは璽を請ひ、復た以て鄴を治めん。(八)當らずば、請ふ(九)斧鑕の罪に伏せん』と。文侯忍びずして復た之を與ふ。豹因りて重く百姓に(一〇)斂して、急に左右に事ふ。期年にして計を上る。文侯迎へて之を拜す。豹對へて曰く、『往年、臣、君の爲めに鄴を治めて、君、臣が璽を奪ふ。今、臣、左右の爲めに鄴を治めて、君、臣を拜す。臣、治むること能はず』と。遂に璽を(一一)納れて去らんとす。文侯(之ヲ)受けずして曰く、『寡人

【三三】下は卿大夫を謂ひ、上は君を謂ふ。下に諂ふときは國權、家に在り。上に諂ふは、未だ正しからずと雖も、尊敬を失はざる也。
【一】左右に賂ふ也
【二】魏の臣。
【三】清廉、克己、誠愨。
【四】黨すること。
【五】一周年。
【六】年度會計の報告。
【七】璽は印なり、印綬を解き職を免ず。
【八】當らずとは、請ふ所、其實に當らざるをいふ。
【九】人を斬る斧と臺なり。
【一〇】收斂。
【一一】納、返納するなり。

費仲、紂に說いて曰く、(二七)『西伯昌賢なり、百姓之を悅び、諸侯焉に附く、誅せざる可からず。誅せずんば、必ず殷の患を爲さん』と。紂曰く、『子の言のごとくば、(西伯昌ハ)義主なり、何ぞ誅す可けん』と。費仲曰く、『冠は穿弊すと雖も、必ず頭に戴き、履は(二八)五采と雖も、必ず之を地に踐む。今西伯昌は人臣也、(而モ)義を修めて人之に向ふ。卒に天下の患を爲すは、其れ必ず昌か。(二九)夫れ人、其賢を以て其主と爲さんと欲す、誅せざる可からざるなり。且つ主にして臣を誅す、焉ぞ過あらん』と。紂曰く、『夫れ仁義は、上の下を勸むる所以なり、今、昌は仁義を好む、之を誅するは不可なり』と。三たび說けども用ひず。故に亡べり。

齊の宣王、匡倩に問うて曰く、『儒者は(三〇)博するか』と。曰く『不』と。王曰く、『何ぞや』と。匡倩對へて曰く、『博は(三一)梟を貴ぶ、勝つ者は必ず梟を殺す。梟を殺すは、是れ貴ぶ所を殺すなり。儒者以て義を害すと爲す、故に博せざるなり』と。又問うて曰く、『儒者は(三二)弋するか』と、曰く、『不、弋は下より(射テ)上を害する者也。是れ下より君を傷つくるなり。儒者以て義を害すと爲す。故に弋せず』と。又問ふ、『儒者は瑟を鼓するか』と。曰く、『不、夫れ瑟は小絃を以て大聲を爲し、大絃を以て小聲を爲す。是れ大小、序を易へ、貴賤、位を易ふ。儒

【二七】昌は周の文王の名。
【二八】五采は五つの彩色。
【二九】人人誰しも、文王の賢明なるを以て戴きて主君と爲さんと欲せざるものなし。
【三〇】賭博。
【三一】梟は雙六の駒の名。
【三二】弋は繳射とて矢に絲をかけて鳥をとること。

の徒を養ひ、朝服して與に坐する所の者、十を以て數へたれど、而も優侏儒と事を斷ぜり、是を以て賊に遇へり。故に曰ふ、(一八)與に居る所に在らず、與に謀る所に在りと。』

孔子、魯の哀公に(一九)御坐す。哀公、之に桃と黍とを賜ふ。哀公、(二〇)用ひんを請ふ。仲尼先づ黍を飯ひて後に桃を啗へり。左右皆口を掩うて笑ふ。哀公曰く、『黍は之を飯ふべきにあらず、以て桃を(二一)雪ふためなり』と。仲尼對へて曰く、『(二二)丘も之を知れり。(サレド)夫れ黍は(二三)五穀の長なり、先王を祭るに(二四)上盛と爲す。(二五)果蓏六ありて、桃を下と爲す、先王を祭るに廟に入るゝを得ず。丘之を聞く、君子は賤きを以て貴きを雪ふと。貴きを以て賤しきを雪ふを聞かず。今、五穀の長を以て、果蓏の下なるものを雪ふ。是れ上より下を雪ふなり。丘は(之ヲ)以て義を妨ぐと爲す。故に敢て以て宗廟の盛に先んぜざるなり』と。

(趙ノ)簡主、左右に謂ふ、『(二六)車席泰だ美はし。夫れ冠は賤しと雖も、頭必ず之を戴く、履は貴しと雖も、足必ず之を履む。今、車席、此の如く太だ美はし。吾れ將た何の履を以て之を履まん。夫れ下を美はしくして上を耗すは、義を妨ぐるの本なり』と。

【一八】謀る所優 にあれば君子と居るも何の要ぞ。
【一九】侍坐。
【二〇】食を命ず。
【二一】雪は拭ふなり。桃には毛多きものなれば、食する時に方りて、黍を以て其毛を拭ひ去るなり。
【二二】孔子名は丘。
【二三】黍、稷、麥、麻、豆。
【二四】上盛は粢盛（くもつ）の最も重きもの。
【二五】木にあるを果と云ひ、草にあるを蓏と云ふ、六は李、杏、栗、棗、桃、瓜。
【二六】車席はくるまのしきもの。

爲す』と。王曰く、『君の與に處るもの、(四)上は皆其師、中は皆其友、下は盡く其使ふものなり。今(コ、ニ臣ハ)皆(五)先君の臣、故に使ふ可き無し』と。

一に曰く、晉の文公、楚と戰ふ、黄鳳の陵に至り、履繫解く、因りて自ら之を結ぶ。左右曰く、『以て人を使ふ可からざるか』と。公曰く、『吾れ聞く「上君の與に居る所(ノ人)は、皆(六)其の畏る丶所なり、中君の與に居る所(ノ人)は、皆其愛する所なり、下君の與に居る所(ノ人)は、皆其侮る所なり」と。寡人は不肖と雖も、(七)先君の人皆在り、是を以て之を難るなり』と。

(八)季孫、士を好み、終身莊なり、居處衣服、常に朝廷の如し。而るに季孫適〻懈り、過失ありて、(九)長く爲すこと能はざるや、故に客以て己れを(一〇)厭易すとなし、相與に之を怨み、遂に季孫を殺せり。故に君子は(一一)泰を去り甚を去る。南宮敬子、顏涿聚に問うて曰く、『季孫、(一二)孔子の徒を養ひ、朝服して與に坐する所の者、十を以て數ふ、而るに(一三)賊に遇へるは何ぞや』と。曰く『昔は周の成王、(一四)優侏儒を近け、以て(一五)其意を逞くせるも、而も君子と(一六)事を斷ぜり、是れ(一七)能く其欲を天下に成せり。今季孫は孔子

【四】上は上君をいふ。原本には「上」の字無し、一本によりて之を補ふ。中は中君、下は下君をいふ。
【五】先君は父を云ふ。
【六】畏敬すべき人人なり。
【七】臣は皆先君の臣にして畏るべし。
【八】季孫は魯の卿。
【九】暫く其矜莊を廢するなり。
【一〇】厭易は いとひ あなどる也。
【一一】泰は甚だしき也。
【一二】孔子の徒とは、冉有、季路をいふ。
【一三】賊に害せらるる也。
【一四】俳優や短身の藝人。
【一五】其意を逞くすとは、思ひ通り振舞ふなり。
【一六】事は政事。
【一七】志を天下に得たり。

く人の國政を竊めり、何の故に相とせる』と。簡主曰く、『陽虎は之を取るを務め、我は之を守ることを務む。我れ既に守れば、彼は利を得る能はず』と。遂に術を執りて之を御す。陽虎、敢て非を爲さず、善を以て簡主に事へ、主の彊を興し、殆んど霸たるに至れり。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『吾れ聞く、古に(七)夔あり一足なりと。其れ果して信に一足あるか』と。孔子對へて曰く、『不、(八)夔は一足にはあらざるなり、夔は忿戾惡心、人多く(九)說喜せざるなり。然りと雖も、其の人の害を免るゝを得る所以は、其の信あるを以てなり。人皆曰く、(一〇)「獨り此の一足れり」と。夔は一足にあらざるなり、一にして足れるなり』と。哀公曰く、『審に是の而くば、固より足れり』と。一に曰く、哀公、孔子に問うて曰く、『吾れ聞く夔は一足なりと。信なるか』と。(孔子)曰く、『夔は人なり。何故に一足ならん。(一一)彼れは其れ他の異無くして、獨り聲に通ぜり、堯曰く、「夔は(一二)一にして足れり」と、(一三)樂正たらしむ。君子曰く、「夔は一ありて足れり」と。一足にはあらざるなり』と。

(三)文王、(一)崇を伐ち、鳳黃の墟に至る、(二)韤繫解けたり、因りて自ら結ぶ。太公望曰く、(三)『何ぞ

【七】夔は一足の獸。
【八】夔は舜の臣にして、樂を典る者。
【九】說は悅ぶ也。
【一〇】獨り此の一善あれば足れり。一善とは信をいふ。
【一一】彼れ夔は他の技藝無く、唯だ音樂に達するのみ。
【一二】一は音樂をいふ。
【一三】樂正は樂官の長。
【一】崇は國の名。其君は名は虎。
【二】たびのむすびめ。
【三】何故に從者に結ばしめずして、自ら之を結ぶや。

くせん』と。（牙曰ク）『斷を以て敢て大事を行ふと爲すか』と。公曰く、『敢てせん』と。牙曰く、『㈢若し知、能く天下を謀り、斷、敢て大事を行ひ、君因りて專ら之に屬するに國柄を以てし、管仲の能を以て、公の勢に乘じて、以て齊國を治めば、危きこと無きを得んや』と。公曰く、『善し』と。乃ち隰朋をして內を治め、管仲をして外を治めしめ、以て相參せり。

晉の文公出亡せしとき、箕鄭、㈣壺餐を挈げて從ふ。迷ひて道を失ひ、公と相失へり。（箕鄭）飢ゑて道に泣き、㈤寢餓すれども敢て（其壺餐ヲ）食はず。文公國に反るに及び、兵を擧げて原を攻めて之を拔く。文公曰く、『夫れ輕く饑餒の患を忍びて、必ず壺餐を全くせり。是れ將に原を以て叛かざらんとす』と。乃ち（箕鄭ヲ）擧げて以て原の令と爲す。大夫渾軒、聞いて之を非として曰く、『壺餐に動かされざるの故を以て、其の原を以て叛かざるを知るは、亦無術ならずや。故に明主は其の我れに叛かざるを恃まず、吾が叛く可からざるを恃むなり。其の我れを欺かざるを恃まず、吾が欺く可からざるを恃むなり』と。

㈥陽虎議して曰く、『主、賢明なれば、則ち心を悉くして以て之に事へ、不肖なれば則ち姦を飾りて之を試む』と。魯に逐はれ、齊に疑はれ、走りて趙に之く。趙簡主迎へて之を相とす。左右曰く、『虎善

【三】「若」は原本「君」に作る。一本によりて之を正す。
【四】壺に盛りし食物。
【五】寢餓は甚だしく餓うる也。
【六】魯の季氏の臣、亂を起しし者。

て、吏は法を平にする者なり。國を治むる者は平を失ふ可からざるなり』と。

少室周は古の貞廉潔（八）愨なる者なり。趙襄主の力士となりて、中牟の徐子と力を角べしが、若かざるなり。（九）入りて之を襄主に言ひて、以て自ら代らんとす。襄主曰く、『子の（一〇）處は、人の欲する所なり、何爲れぞ徐子を言ひて以て自ら代らしむる』と。曰く、『臣は力を以て君に事ふる者なり。今、徐子の力、臣よりも多し。臣以て自ら代らずんば、恐らくは他人之を言ひて（一一）罪と爲さん』と。一に曰く、少室周、襄主の（一二）驂乘となり、晉陽に至る。力士牛子耕といふものあり。與に力を角べて勝たず。周、主に言つて曰く、『主の臣をして（一三）驂乘せしむる所以は、臣が多力なるを以てなり。今、臣よりも多力なる者あり、願はくは之を進めん』と。

（二一）齊の桓公將に管仲を立てんとす。群臣に令して曰く、『寡人、將に管仲を立てゝ（一）仲父と爲さんとす、善しとする者は門に入りて左せよ、善しとせざる者は門に入りて右せよ』と。東郭牙、門に（二）中して立つ。公曰く、『寡人、管仲を立てゝ仲父と爲さんとし、令して曰く、「善しとする者は左せよ、善しとせざる者は右せよ」と、今、子、何爲れぞ門に中して立てる』と。牙曰く、『管仲の智を以てして、能く天下を謀ると爲すか』と。公曰く、『能

【八】愨は誠實なり。
【九】徐子を薦めて己れに代らしめんとする也。
【一〇】處は地位なり。
【一一】罪は賢を蔽ふ罪をいふ。
【一二】驂は副馬、即ち陪乘すること。
【一三】驂乘は原本には騎乘に作る。今一本によりて之を正す。
【一】仲父は、をぢ。尊稱なり。
【二】中は中央なり。

田子方、齊より魏に之く、翟黃が(八)軒に乘り騎駕して出づるを望み、方以爲へらく文侯なりと。車を(九)異路に移して之を避くれば、則ち徒に翟黃なり。方問うて曰く、『子奚ぞ是の車に乘れる』と。曰く、『君中山を伐たんと欲するを謀れるや、臣、翟角を薦めて、謀得たり。果して之を伐つや、臣、樂羊を薦めて、中山拔けたり。中山を得て、之を治めんと欲するを憂ふるや、臣、李克を薦めて、中山治まれり。是を以て、君、此車を賜ふ』と。方曰く、『寵を功に稱ぶれば尚ほ薄し』と。

秦韓、魏を攻むるや、昭卯、西に說きて秦韓(一)罷め、齊荊、魏を攻むるや、卯、東に說きて、齊荊罷めたり。魏の襄王(二)之を養ふに五乘將軍を以てす。卯曰く、『伯夷(モシ)將軍を以て首陽山の下に葬られば、天下曰はん、「夫れ伯夷の賢と其の仁と稱せらるゝことを以てして、而も將軍を以て葬らる、(三)是れ手足も掩はれざるなり」と。今、臣、四國の兵を罷めて、王乃ち臣に五乘を與ふ。(四)此れ其功に稱ぶれば、猶ほ(五)勝を贏ひて(六)蹻を履むがごとし』と。

(七)孔子曰く、『善く吏たる者は德を樹つ、吏たること能はざる者は怨を樹つ。槩は量を平にする者にし

【八】軒は大夫の車。既に軒車に乘り、又輕騎あるなり。
【九】別道。
【一】兵を罷む。
【二】五乘を以て將軍たらしむ。
【三】葬埋を得ざるを云ふなり、其禮其ゝに稱はざるなり。
【四】行縢草履を履むは、賤人の裝なり、其功に比すれば、五乘卑しきこと此の如きを云ふ。
【五】勝は縢の誤、贏は贏に同じ、「になふ」なり。
【六】蹻は草履。
【七】此の章、當に上文の孔子衞に相たる章の末に在るべし。

を以てして、國人謗怨す。

右　經

（一）孔子、衞に相たりしとき、弟子（二）子皐、獄吏となり、人の足を刖る、跀られし者、門を守る。人、孔子を衞君に（三）惡する者あり。曰く、『尼亂を作さんと欲す』と。衞君、孔子を執へんと欲す。孔子走り、弟子も皆逃る　子皐從ひて門を出づ。（四）跀危之を引きて、之を門下の室中に逃れしむ。吏追へども得ず。夜半に、子皐、跀危に問うて曰く、『吾れ主の法令を虧くこと能はずして、親ら子の足を跀りき。（イ）是れ子が仇を報ゆるの時なり、而るに子何の故にか乃ち肯て我を逃れしむる、我れ何を以て此れを子に得たる』と。跀危曰く、『吾が足を斷たるゝや、固より吾が罪、之に當れり。奈何ともす可からず。然るに公の臣（罪）を治めんと欲するに方りてや、公は法令を（五）傾側し、（六）臣を先後するに言を以てし、臣の免るゝを欲するや甚し。而して臣之を知れり。獄決し罪定るに及び、公（七）憱然として悅ばず、顏色に形はる。臣見て又之を知れり。臣に私して然るに非ざるなり。夫れ天性の仁心固より然るなり。此れ臣の悅びて公を德とする所以なり』と。

【一】皐は高柴の字。
【二】惡は讒言なり。
【三】「尼」の上に「仲」の字を脫するなるべし。孔子、字は仲尼。
【四】危は跪、即ち足きられし者。
【五】反覆。
【六】言を以て敎へ導く也。
【七】いためる貌。

と、宣王の馬を臞しむるを患ふると無きを得んや。

（五）臣、卑儉を以て行と爲せば、則ち爵祿も以て（一四）觀賞するに足らず。（一五）寵光、節無ければ、則ち臣下（上ヲ）侵偪す。說は、苗賁皇の獻伯を非り、孔子の晏嬰を議するに在り。故に仲尼は、管仲と孫叔敖とを論じて、（一六）出入の容變ず。陽虎が其臣を見えしめしを言ひて、簡主の（一七）人臣に應へしは、主術を失へり。朋黨相和し、臣下、欲を得れば、則ち人主孤なり。羣臣公擧し、下、相和せざれば、則ち人主明なり。陽虎は將に（一八）趙武の賢・解狐の公を爲さんとす、而も（一九）簡主は以て枳棘と爲す。國に教ふる所以に非ざるなり。

（六）公室卑しければ則ち（二〇）直言を忌み、（二一）私行勝てば則ち公功少し。說は、（二二）文子の直言し、武子の杖を用ひ、子產忠諫し、子國譙怒するに在り。（二三）梁車、法を用ひて、成侯、璽を收め、管仲、公

【一四】觀賞は一本には勸賞に作る、是なるに似たり。
【一五】寵光は、上、下を寵榮する也。
【一六】出は太だ奢るを謂ひ、入は太だ儉なるを謂ふ。管仲は節に過ぎ、晏子は節に及ばず、皆、中に非ざる也。
【一七】一本には「人臣に」の字無し。
【一八】趙武、解狐は、皆、公を以て人を擧ぐ、虎の擧たる、亦此二人に同じ。
【一九】簡主以爲へらく、己に利ならざる者を樹うること、猶ほ枳棘を樹うるがごとき也と。人主は、一言以て民の則と爲す。而るに今、私術を明にして虎に示す、是れ國に敎ふる所以に非ざるなり。
【二〇】前を視後を顧みて、婉辭を爲すをいふ。
【二一】私行とは、私情の行義、國政に害ある者をいふ。
【二二】諸子、皆私の爲めに言ふ、國の爲めにするに非ず。
【二三】梁車、管仲、國の爲めに法を守りて私を爲さざれば、人反つて之をそしる。

(補)故に君、不肖なりと雖も、臣必ず之に事へ、臣、賢なりと雖も、君必ず之を使ふ。說は、孔子の桃を寧はざると、簡主の車席を美にせざると、而費仲の殷紂に說くと、齊宣の匡倩に問ふとに在り。故に仲尼は上に諂はしむ。

(四)(六)禁ずる所を利とし、利とする所を禁ずれば、神と雖も行はれず、(七)罪する所を譽め、賞する所を毀れば、堯と雖も治まらず。夫れ(八)門を爲りて而も入らしめず、(九)利を委して而も進ましめざるは、亂の產する所以なり。(一〇)齊侯、左右に聽かず、魏主、譽者に聽かず、而して明察、羣臣を照さば、則ち鉅は金錢を費さず、孱は玉璧を用ひざりしならん。西門豹、復た鄴を治めんと請ふ、(一一)以て之を知るに足る。(一二)猶ほ盜の嬰兒が裘に矜ると、跀危の子が衣を榮とするがごとし。(一三)子綽の(言フガ如ク)左右に畫き、蟻を去り蠅を驅らば、安んぞ、桓公の宦を索むるを憂ふる

【六】君、其の當に禁ずべき所を却て利ありとし、又其の當に利とすべき所を却て禁ずるときは、神と雖も、其禁行はるることを得ず。

【七】當に罪すべきを譽め、當に賞すべきを毀るときは、帝堯と雖も治むることを得ず。

【八】左右の者、壅蔽をなすをいふ。

【九】之をして至らしめんと欲し、故に利を委ねて之を導く、然るに今之を拒みて、進ましめざるなり。

【一〇】齊侯魏主、若し左右の請を聽かず、而して羣下、金璧を用ふるの益無きを知るときは、二子も亦金璧を費さざりしならん。

【一一】左右の信ずべからざるを言ふ

【一二】左右の毀譽は、狗盜の兒跀危の子が其父を譽むるが如し。此れ毀譽の用ふ可からざるを言ふ。

【一三】公私の相容れざることは、猶ほ左右の俱に畫くこと能はざるが如し。今近習の私言を聽きて、國を治めんと欲せば、是れ猶ほ肉を以て蟻を去り、魚を以て蠅を驅らんとするが如き也。

巻の十二

外儲說左下第三十一

(一)罪を以て誅を受くれば、人、上を怨まず、跀危、子皐を生かす。功を以て賞を受くれば、臣、君を德とせず、翟璜、(一)右契を操りて軒に乘り、襄王知らず、故に昭卯(二)五乘にして屩を履く。上、任を過たざれば、臣、能を誣ひず、卽ち臣、將に夫の少室周たらんとす。

(二)勢を恃みて信を恃まず、故に東郭牙、管仲を議す。術を恃みて信を恃まず、故に渾軒、文公を非る。故に有術の士は、信賞以て能を盡し、必罰以て邪を禁ず。(三)駮行ありと雖も、必ず利とする所を得。簡主は陽虎を相とし、哀公は一足を問ふ。

(三)(四)臣主の理を失へば、則ち文王自ら履して矜む。(五)朝燕の處を易へざれば、則ち季孫終身莊にして賊に遇へり。

【一】功あるを以て賞 君に責むるの意。右契を操るは、證券を握りて、賠償を責むる也。

【二】五乘は革車五乘を出すの地。卽ち五成の地なり。

【三】駮は也純ならざる馬。陽虎・后夔の如きは、行、不善ありと雖も、亦一長の用ふ可き者あり、人主、術を以て之を御するときは、皆其用を爲さしむることを得。

【四】文王が履の紐解けたるとき、自ら之を結びて左右を使はざりしは、是れ君が臣を使ふの理を失へるなり。

【五】朝に在りては謹敬なるべく、燕居のときは舒暢なるべし。季孫は朝燕均しく莊敬なりしが、一旦稍懈るや、客、己を輕侮すと爲し、怨みて之を殺せり。

是に於て皆爭ひ上れり。其明年、秦人と戰ふ。秦人之を襲ひ、殆んど其軍を奪ふに至る。此れ不信の患なり。

右傳

殺さん』と。市に適きて（一二）來る。曾子、彘を捕へて之を殺さんと欲す。妻之を止めて曰く、『特に嬰兒と戯れしのみ』と。曾子曰く、『嬰兒は與に戯るべきにあらず、嬰兒は知あるに非ざるなり。父母を待ちて學ぶ者なり、父母の教を聽く。今、子之を欺かば、是れ子に欺くことを教ふるなり。母、子を欺きて（子）其母を信ぜざるは、教を成す所以に非ざるなり』と。遂に彘を烹たり。

楚の厲王、（一三）警あれば鼓を爲し、以て百姓と（一四）戍りを爲す。（王偶）酒を飲みて醉ひ、過ちて之を撃つ。民大に驚く。（因テ王）人をして（民ヲ）止めしめて曰く、『吾れ醉ひて左右と戯れ、過ちて之を撃てるなり』と。民皆（一五）罷む。居ること數月、警あり、鼓を撃てども民赴かず。乃ち令を更め號を明にして、民之を信ぜり。

（一六）李悝（一七）其兩和を警めて曰く、『謹警せよ。敵人（一八）旦暮に且に至り汝を撃たんとす』と。是の如きもの再三、而も敵至らず。兩和懈りて、李悝を信ぜず。居ること數月、秦人來りて之を襲ひ、幾んど其軍を奪ふに至る。此れ不信の患なり。一に曰く、李悝、秦人と戰はんとす。左和に謂ひて曰く、『速に（城ニ）上れ、右和已に上れり』と。又馳せて右和に至りて曰く、『左和已に上れり』と。左右の和

【一二】來、還る也。
【一三】警は非常の警戒なり。
【一四】戍は邊を守る也。
【一五】罷は退散する也。
【一六】魏の文侯の臣。
【一七】和は軍門なり。其兩和を警むとは、軍門を守るの士を警戒する也。
【一八】今日か明日かの間。

文公、箕鄭に問うて曰く、『饑を救ふ奈何』と。對へて曰く、『信なれ』と。公曰く、『安にか信ならん』と。曰く、(三)『名に信なれ。(四)名に信なれば、則ち群臣、職を守り、善惡踰えず、百事怠らず。(五)事に信なれば、則ち天の時を失はず、百姓偸ゝせず。義に信なれば、則ち近親勸勉して、遠き者も之に歸せん』と。

吳起、出でゝ、(六)故人に遇ふ。之を止めて食せしめんとす。故人曰く、『諾、(シカ)今は(七)返りて、御せよ』と。吳子曰く、『公を待ちて食はん』と。故人暮に至れども來らず。起、食はずして、之を待つ。明日、蚤く人をして故人を求めしむ。故人來る、方めて之を食せり。

魏の文侯、(八)虞人と獵を期す。明日、天の疾風あるに會ふ。左右止む。文侯聽かずして曰く、『不可なり。風疾きの故を以て信を失ふこと、吾れは爲さゞるなり』と。遂に(九)自ら車を驅りて往き、風を犯して虞人を罷めたり。

曾子の妻、市に之く、其子、之に(一〇)隨ひて泣く。其母曰く、『女還れ、(我)顧反らば女の爲めに(一一)彘を

【三】「名に信なれ」の一句は恐らくは衍文ならん。
【四】名は官職の名なり。名に信なりとは、官爵の名相侵さざるなり。然る時は、群臣各々職を守り、貴賤、等ありて制を踰えず、百事怠ること無し。
【五】事に信なりとは、君、歲時に令を行ひて、其常を失はざるをいふ。
【六】友人。
【七】御は猶ほ待つがごとし。家に返へりて、待てとの義なり。
【八】苑囿を守る吏。
【九】自ら往きて虞人を罷め歸らしむ。
【一〇】隨は跡を追ふ也。
【一一】彘を殺して食はせん。

韓の昭侯、(一八)申子に謂って曰く、『法度甚だ行ひ易からざるなり』と。申子曰く、『法とは功を見て賞を與へ、能に因りて官を(一九)受くるなり。今、君、法度を設けて左右の請を聽く、此れ行ひ難き所以なり』と。昭侯曰く、『吾れ今より以來法を行ふことを知れり、寡人奚ぞ(左右ノ請ヲ)聽かん』と。一日、申子、其從兄を官に任ぜんと請ふ。昭侯曰く、『子に學ぶ所に非ざるなり。子の(二〇)謁を聽きて子の道を敗らんか、其れ子の謁を用ふる亡からんか』と。申子、舍を辟けて罪を請へり。

(六)晉の文公、原を攻めんとす。十日の糧を裹み、遂に大夫と十日を期し、原に至る。十日にして原下らず、(一)金を撃ちて退き兵を罷めて去る。士、(二)原の中より出る者あり、曰く、『原は三日にして卽ち下らん』と。群臣左右諫めて曰く、『夫の原の食竭き力盡きぬ、君姑く之を待て』と。公曰く、『吾れ士と十日を期す。去らずんば、是れ吾が信を亡ふなり。原を得て信を失ふは、吾れは爲さざるなり』と。遂に兵を罷めて去る。原人聞きて曰く、『君有ること彼の如く其れ信なり、歸する無かる可けんや』と。乃ち公に降る。衞人聞きて曰く、『君有ること彼の如く其れ信なり、從ふ無かる可けんや』と。乃ち公に降る。孔子聞きて之を記して曰く、『原を攻めて衞を得たるは、信なればなり』と。

【一八】申不害。
【一九】受は授くる也。
【二〇】請謁。
【一】鼓を以て進み金を以て退くを法となす。
【二】原の城中より出づる士は蓋し間諜の士なり。

爲せるなり。

魏の昭王、（七）官事に與らんと欲し、孟嘗君に謂って曰く、『寡人、官事に與らんと欲す』と。君曰く『王、官事に與らんと欲せば、則ち何ぞ試みに（八）法を習讀せざる』と。昭王法を讀むこと（九）十餘簡にして睡臥す。王曰く、『寡人、此法を讀むこと能はず』と。夫れ（一〇）其政柄を躬親らせずして、（一一）人臣の宜しく爲すべき所を爲さんと欲する者なり。睡ること亦宜ならずや。

孔子曰く、『人君たる者は、猶ほ盂のごとく、民は猶ほ水のごとし。盂、（一二）方なれば、水、方に、盂、（一三）圜なれば、水、圜なり』と。

鄒君、好みて（一四）長纓を服す。左右皆服して、長纓甚だ貴し。鄒君之を患へて、左右に問ふ。左右曰く、『君好みて服す、百姓も亦多く服す、是を以て貴し』と。君因りて先づ自ら其纓を斷ちて出づ、國中、皆、長纓を服せず。君、令を下し百姓の（一五）服度を爲して以て之を禁ずること能はず、乃ち纓を斷ちて出でゝ以て民に示す。是れ（己）先づ（一六）戮して以て民に蒞むなり。

叔向、（一七）獵を賦つ、功多き者は多を受け、功少き者は少を受けぬ。

【七】官事は治なり。

【八】法は法典。

【九】簡は簡策。今の紙十餘枚。

【一〇】政柄は政の大柄なり。

【一一】官事は臣のなすべき所なり。

【一二】四角。

【一三】圜は圓也。

【一四】冠の長きひも。

【一五】衣服制度。

【一六】戮は辱也。

【一七】獵は獵の獲物なり。一説に曰く、獵は當に祿に作るべし。字音轉じて訛りしなるべしと。

之を進めん』と。右司馬曰く、『(一二)君、宋の民を愛せず、腹心完からずして、特に義を爲すのみ』と、公曰く、『(一三)列に反らずんば、且に法行はんとす』と。右司馬、列に反れば、楚人は已に列を成して陣を撰べり。公乃ち之に鼓す。宋人大に敗れ、公、股を傷け、三日にして死せり。此れ乃ち(一三)自ら仁義を親むを慕ふの禍なり。夫れ必ず人主の自ら躬親らして而る後に民の聽從するを恃まば、是れ則ち將に人主をして耕して以て(一四)下を爲め、(一五)戰に雁行に服せしめて、民乃ち肯て耕戰せんとするなり。則ち人主泰だ危からずや、而して人臣は泰だ安からずや。

齊の景公、(一)少海に遊ぶ。(二)傳騎(三)中より來り謁して曰く、『(四)嬰疾めること甚しく、且に死せんとす。恐らくは公之に後れん』と。景公遽かに起つ。傳騎又至る。景公曰く、趨に(五)煩且の乘に駕し、(六)騶子韓樞をして之を御せしめよ』と。行くこと數百步、騶を以て疾からずと爲し、轡を奪ひて之に代りて御す。數百步可り、馬を以て進まずと爲し、車を釋てゝ走りぬ。煩且の良と騶子韓樞の巧とを以てして、而も以て下り走るに如かずと

【一二】君一人の義行を爲し國人を愛するなきをいふ。
【一三】公、其の聞く諫むるを怒り因つて曰く、汝、速に隊に還らずんば、吾將に軍法を以て汝を罰せんとすと。
【一三】虛名を慕ひて實禍を受くる也。
【一四】下は下民なり。「下」は原本には「上」に作る。
【一五】雁の行列を爲すごとく、人主も士卒と列を同じくして戰陣に莅むを謂ふ。
【一】渤海。
【二】傳騎は驛傳の馬に乘れる急使なり。
【三】中は國都。
【四】宰相晏平仲。
【五】良馬の名。
【六】善御者の名、景公の左騶を掌る。故に騶子と云ふ。

て患ひ無かりき。〔八〕一に曰く、子産、鄭に相たり。簡公、子産に謂つて曰く、『酒を飲むも樂まず、〔九〕俎豆大ならず、〔一〇〕鐘鼓竽瑟鳴らざるは、〔一一〕寡人の罪なり。政事一ならず、國家定まらず、百姓治まらず、耕戰、輯睦せざるは、亦子の罪なり。子に職あり、寡人にも亦職あり、各〻其職を守らん』と。子産退いて政を爲すこと五年、國に盜賊無く、道に遺ちたるを拾はず、桃棗街に蔭へども、援るものある莫く、〔一二〕錐刀道に遺す、〔一三〕三日にして反るべく、三年變ぜずして、民に饑なかりき。

宋の襄公、楚人と涿谷の上に戰ふ。宋人既に〔一四〕列を成す、楚人未だ（川ヲ）濟るに及ばず。〔一五〕右司馬〔一六〕購强趨りて諫めて曰く、『楚人は衆くして宋人は寡し、請ふ楚人をして半ば渉らしめ未だ列を成さゞるに之を擊たば、必ず敗れん』と。襄公曰く、『寡人之を聞く、君子は〔一七〕傷を重ねず、〔一八〕二毛を擒にせず、人を險に推さず、人に〔一九〕阨に迫らず、列を成さゞるに〔二〇〕鼓せずと。今、楚未だ濟らざるに之を擊たば、義を害せん。請ふ楚人をして畢く渉りて陣を成さしめ、而る後士を鼓して

【八】原本「一に曰く」の二字を脱す、今之を補ふ。
【九】俎は肉を盛り、豆は菜を盛る器、共に禮器。
【一〇】かね、つゞみ、ふえ、こと。
【一一】「寡人の罪なり。政事一ならず」は、原本には「寡人の事一ならず」に作る。今、一本によりて、之を補ふ。
【一二】錐刀は、きり、こがたな。錐刀の如き微物も、拾ふ者無し、況んや大なる物をや。
【一三】三日の後にても、遺したる處に反りて、覓むるを得るをいふ。
【一四】陣列。
【一五】官名。
【一六】宋將。
【一七】傷つける者を重ねて傷つけず。
【一八】二毛は白黒二毛の老人。
【一九】阨はせまき處。
【二〇】鼓は鼓をうちて進軍する也。

ず。桓公、之を患へ、管仲に謂つて曰く、『寡人、紫を服するを好む、紫貴きこと甚し、一國の百姓、紫を服するを好みて已まず、寡人奈何すべき』と。管仲曰く、『君、何ぞ試みに紫を衣ること勿らざる。左右に謂つて曰へ、「吾れ甚だ紫の臭を惡む」と。是に於て左右適〻紫を衣て進む者あらば、公必ず曰へ、「少しく卻け、吾れ紫の臭を惡む」と。』公曰く、『諾』と。是日に於て、(三)郎中に、紫を衣るものなく、其明日、(四)國中に、紫を衣るものなく、三日にして、境內に紫を衣るものなし、一に曰く、齊王、紫を衣るを好みて、齊人皆好めり。齊國 五素に一紫を得ず。齊王、紫の貴きを患ふ。傅 王に說きて曰く『詩に云ふ、「躬らせず親らせざれば、庶民信ぜず」と。今、王、民の紫を衣る者無からんことを欲せば、王請ふ自ら紫衣を解きて朝せよ。群臣、紫衣にて進む者あらば、「盍んぞ遠ざからざる、寡人、臭を惡む」と曰へ』と。この日や郎中、紫を衣るものなく、是月や國中、紫を衣るものなく、是歲や境內、紫を衣るものなし。

鄭の簡公、子產に謂つて曰く、『國小にして荊晉の間に迫る。今 城郭 完からず、兵甲備はらず。以て(五)不虞を待つ可からず』と。子產曰く、『臣 (六)其外を閉づるや已に遠く、而して (七)其內を守るや、已に固し、小國と雖も、猶ほ危からざるなり。君其れ憂ふること勿れ』と。是を以て簡公の身を沒ふるま

【三】 郎中は近侍の士。
【四】 都の中。
【五】 不虞は、はかられざる變。
【六】 其外を閉づとは、禮辭を以て、外寇の來るを拒ぐをいふ。
【七】 其內を守るとは、政を修め民を親みて自强の策を立つるをいふ。

鄭縣の人に（一六）屈公といふ者あり。敵を聞きて恐れ、因りて（一七）死し、恐れ已みて、因りて（一八）生きたり。

趙の主父、李疵をして中山の攻むべきや不やを視しむ。還り報じて曰く『中山は伐つ可し。君亟かに伐たずんば、將に齊燕に後れんとす』と。主父曰く、『何の故に攻む可き』と。李疵對へて曰く、『其君好みて（一九）巖穴の士を見る。（二〇）蓋を傾け車を輿にし、以て（二一）窮閭隘巷の士を見ること、十を以て數へ、（二二）伉禮して布衣の士に下ること、百を以て數ふ』と。君曰く、『子の言を以て論ぜば、是れ賢君なり、安んぞ攻む可けん』と。疵曰く、『然らず。夫れ好みて巖穴の士を顯はして之を朝せしめば、則ち戰士は行陣に怠らん。上、學者を尊び、（二三）下、居士を朝せしめば、則ち農夫は田に怠らん。戰士行陣に怠れば、則ち兵弱く、農夫田に惰れば、則ち國貧し、兵、敵に弱く、國、內に貧しくして、亡びざるものは、未だ之れあらざるなり。之を伐つこと亦可ならずや』と。主父曰く、『善し』と。兵を擧げて中山を伐ち、遂に滅せり。

（五）齊の桓公、（一）紫を服するを好みて、一國盡く紫を服しぬ。是時に當りてや、（二）五素に一紫を得

【一六】屈公は亦綽號なるべし。
【一七】死は氣絶する也。
【一八】蘇生せり。
【一九】巖穴に隱れ居る賢者。
【二〇】蓋は車蓋なり。蓋を傾くとは、車を駐めて相語るなり。
【二一】貧しき里、せまきちまた。
【二二】伉禮は對等の禮なり。
【二三】「下、居士を朝せしめば」は、原本には「下士、朝に居らば」に作る。
【一】賤者の服。
【二】紫帛の價、騰貴して、五素を以てして一紫を得ず、素は染めざる白帛。

(四)王登、中牟の令たりしとき、(一)襄主に上言して曰く、『中牟に士あり、中章・胥已と曰ふ者なり。其身甚だ修り、其學甚だ博し、君何んぞ之を(二)擧げざる』と。主曰く、『子、之を見えしめよ。我れ將に中大夫と爲さんとす』と。(三)相室諫めて曰く、『中大夫は晉の(四)重列なり。今功無くして受く、(五)晉臣の意にあらず、君其れ耳にして未だ之を目にせざるにあらずや』と。襄主曰く、『我れ(六)登を取るや、既に耳にして之を目にせり。(七)登の取る所を(我)又耳にして之を目にせば、是れ人を耳目にすること、終に已む無き也』と。王登、一日にして(八)二中大夫を見えしめ之に田宅を予ふ。中牟の人、其(九)田耘を棄て、宅圃を賣りて、文學に隨ふ者邑の半なりき。

叔向、(晉)平公に(一〇)御坐して(一一)事を請ふ。公、(一二)腓痛み足痺れ、(一三)轉筋して、而も敢て(一四)壞坐せず。晉國(ノ人)之を聞き、皆曰く、『叔向は賢者なり。平公之を禮し、轉筋すれども敢て壞坐せず』と。晉國の、(一五)仕を辭して、叔向に託慕する者、國の錘なりき。

【一】趙君。
【二】擧は擧用する也。
【三】相室は家老。
【四】列は位次。重役の官。
【五】群臣の意に違ふ。
【六】王登。
【七】既に其人を信ず、其人の薦むる所、信じて用ふべし、何ぞ更に親しく見るを要せん「終」は原本「絶」に作る。今一本によりて之を正す。
【八】二人一たび見えて直に中大夫となる。
【九】耕作。
【一〇】御坐は侍坐なり。
【一一】奏請す。
【一二】腓は、脛後の肉、即ち、こむら也。
【一三】轉筋は、こむら反り也。
【一四】壞坐は坐をくづす也。
【一五】叔向の風を慕うて其仕を辭し學をなす者。

言ひ事を擧ぐるには文に於てす。曰く、(五九)『之を難ねば、顧りて其實を失はん』と。人曰く『是れ何ぞ』と。對へて曰く、『書に之を言ふ、固に然り』と。

郢人、燕の相國に書を遺る者あり。夜、書して火明かならず、因りて燭を持つ者に謂つて曰く、『燭を擧げよ』と云ふ。而るに過ちて『燭を擧げよ』と書けり。燭を擧げよとは書の意にあらざるなり。燕の相、書を受けて之を說きて曰く、『燭を擧ぐとは、明を尙ぶなり、明を尙ぶとは、賢を擧げて之に任ずるなり』と。燕の相、王に白す、(王 大に說び、國以て治まる。治は則ち治なり、(サレド)書の意にはあらざるなり。今の世の學者、多く此類に似たり。

鄭人に、(六〇)且置履といふ者あり。先づ自ら其足を度りて、(六一)之を其座に置き、市に之くに至りて之を操るを忘る。已に履を得て、乃ち曰く、『吾れ(六二)度を持つことを忘る』と。(家ニ)反り歸りて之を取る。(市ニ)反るに及びて市罷む。遂に履を得ざりき。人曰く、『何ぞ之を試みるに足を以てせざる』と。曰く。『寧ろ度を信ずるも、自ら信ずる無し』と。

【五九】難は重ぬる也。梁人は書の言を誤解して　既に雕し且つ琢し磨礪すること太だ過ぐるときは、美玉と爲らずして反つて本の璞玉となると以爲ひ、凡そ事餘りに丁寧に過ぐるときは反つて其實を失ふと思へる也。宋人の事と梁人の事とは、迂儒の曲解を非る也。

【六〇】且置履は人の綽號なり。

【六一】之は足の寸法をいふ。

【六二】度は卽ち前に度り置きたる寸法なり。

衞人に(四七)佐弋たる者あり。鳥至る　因りて先づ(四八)其捲を以て之を磨く、鳥驚きて射られざりき。鄭縣の人乙子が妻、市に之き鼈を買ひて以て歸る。潁水を過ぐるとき、(四九)以て渴すと爲し因りて縱ちて之に飮ましむ。遂に其鼈を亡へり。

夫れ少者、長者に侍りて飮む。長者飮めば、亦自ら飮む也。一に曰く、魯人に(五〇)自ら喜ぶ者あり。(五一)長年の酒を飮みて、(五二)釂に能へずして則ち之を唾けるを見て、亦效ひて之を唾きぬ。一に曰く、宋人に少者あり。亦善に效はんと欲し、長者の飮みて餘り無きを見て、(五三)酒飮に斟ふるに非ずして、而も之を盡さんと欲しき。

書に曰く、(五四)『之を紳し之を束す』と。宋人に、(五五)治むる者あり。因りて(五六)重帶して自ら紳束せり。人曰く、『是れ何ぞ』と。對へて曰く、『書に之を言ふ、固に然り』と。

書に曰く、『既に(五七)雕し既に琢し、其樸に還歸す』と。梁人に、治むる者あり。(五八)動作には學を

【四七】官名也、射を掌る。

【四八】卽ち繳なり、矢に絲をつけ、其矢、鳥に中れば、絲は鳥の羽を纏ひ、飛行の自由を失はしむるもの。

【四九】鼈渴すと思ふ也。

【五〇】自ら好んで其身を修飾する者。

【五一】長者。

【五二】釂は飮み盡す也。

【五三】斟は疑ふらくは堪の誤ならん。太平御覽に「酒飮」云々は「亦た自ら飮んで之を盡す」に作る。

【五四】帶を以て、之を束ね、其餘を垂れて以て飾りと爲す。之を紳と曰ふ。紳は其の垂るる者を言ひ、束は其の束ぬる所を言ふ。宋人は束と紳とを二帶と誤解せしなり。

【五五】治むとは、「黃老の學を治む」の「治む」の如し、書の語を取りて自ら修治する也。

【五六】重帶は、帶を二つ重ぬること。

【五七】雕琢は皆玉を治むるをいふ。

【五八】居常文と學とを口にす。

ら惡む、而るを況んや君に於てをや』と。再拜して辭す。文公之を止めて曰く、『諺に曰く、「社を築く者は（三九）攓撅して之を置き（四〇）端冕して之を祀る」と。今、子、我れと之を取りて、我れと之を治めず、我れと之を置きて、我れと之を祀らず、焉んぞ可ならんや』と。（四一）左驂を解きて、河に盟へり。

鄭縣の人卜子、其妻をして袴を爲らしむ。其妻問うて曰く、『今の袴は如何』と。夫曰く、『吾が（四二）故袴に象らん』と。（四三）妻子因りて新今を毀りて故袴の如くせり。

鄭縣の人、（四四）車軛を得る者ありて、而して其名を知らず。人に問うて曰く、（四五）『此れ何の種ぞや』と。對へて曰く、『此れ車軛なり』と。俄かにして又復た一を得、人に問うて曰く、『此は是れ何の種ぞや』と。對へて曰く、『車軛なり』と。問ふ者大に怒りて曰く、『曩に車軛と曰ひ、今、又、車軛と曰ふ、是れ何ぞ衆きや、此れ女、我れを欺くなり』と。遂に之と闘ひき。

（四六）鄭縣の人、豚を賣る。人、其價を問ふ。曰く、『道遠く日暮る。安の暇ありて汝と語らん』と。

【三九】攓は裳を掲ぐること、撅は袖をはらふこと、即ち勞作するを云ふ。之を置くとは、社を建置する也。
【四〇】端は玄端と稱する服、冕は玉冠、即ち正裝也。
【四一】車の左に添へる驂馬。
【四二】ふるき袴。
【四三】妻子は妻なり。新今は新しく今縫ひたる袴。新なる袴を毀りて、孔や裂け目まで故き袴と同じくしたり。
【四四】軛は車のくびき。
【四五】此れ何物ぞや。
【四六】此章は本、外儲說左下の㊂傳の章末にあり、今これを改む。

五尺、而して之に勒して曰く、『主父常て此に遊ぶ』と。秦の昭王、工に令して、鉤梯を施して華山に上り、松柏の（二七）心を以て（二八）博箭の長さ八尺なると、（二九）棊の長さ八寸なるとを爲り、而して之に勒して曰く、『昭王嘗て天神と此に博す』と。

（晋ノ）文公國に反らんとす、（三〇）河に至りて令すらく、（三一）『籩豆は之を捐てよ、蓆蓐は之を捐てよ、（三二）手足胼胝し面目黧黒なる者は之を（三三）後にせよ』と。（三四）咎犯之を聞きて夜哭す。公曰く、『寡人出亡すること二十年、乃ち今、國に反ることを得、咎犯之を聞きて、喜ばずして哭す、意ふに寡人の國に反ることを欲せざるか』と。咎犯對へて曰く、『籩豆は食ふ所以なり、蓆蓐は臥す所以なり、而るに君之を捐つ。手足胼胝し、面目黧黑なるは、勞して功ある者なり。而るに君之を後にす。今臣（三五）有與りて後に在り、（三六）中、其哀みに堪へず、故に哭す。且つ臣、君の爲めに（三七）詐僞を行ひ、以て國に反らんとせしこと（三八）衆し、臣尙ほ自

【二七】心は心木。
【二八】博は今の雙六、箭は勝負を數ふる箸。
【二九】博局に具ふる十二の駒。
【三〇】河は黄河。
【三一】籩豆はこれまで用ひし竹と木にて作りし食器をいふ。之を捐てしむるは、出亡中に用ひたる弊惡なる物を携ふるを恥ぢたればなり。
【三二】手足胼胝は從者の手足のひゞきれること。面目黧黑は顏色日にやけて黑くなりたるなり。
【三三】後は後隊をいふ。
【三四】咎は舅也、文公の舅名は狐偃。
【三五】咎犯も面目黧黑なれば、後列たるべき者ノ仲間の一人なり。
【三六】中は中心なり。
【三七】權謀を行ひしを云ふ。
【三八】其事多きをいふ。

桓公大に懼れ、之を禁ずれども止めず。怒りて之を(一九)出す。乃ち且に復た之を召さんとす。(蔡)因つて復た更めて(他國ニ)之を嫁せり。桓公大に怒り、將に蔡を伐たんとす。(二〇)仲父諫めて曰く、『夫れ寢席の戯を以ては、以て人の國を伐つに足らず、功業冀ふ可からざるなり。請ふ此を以て規となすこと無かれ』と。桓公聽かず。仲父曰く、『必ず已むを得ずんば、(二一)楚の菁茅天子に貢せられざること三年、君、兵を擧げて天子の爲に楚を伐つに如かず。楚服せば、因りて還りて蔡を襲ひて曰へ、「余、天子の爲めに楚を伐つ。而るに蔡、兵を以て聽從せず、遂に之を滅さん」と。此れ名に義ありて、實に利あり』と。故に必ず天子の爲めに誅するの名ありて、而して讎を報ゆるの實あり。

吳起、魏の將となりて中山を攻む。軍人に、(二二)疽を病む者あり。吳起跪きて自ら其膿を吮ふ。傷者の母立ちて泣く。人問ひて曰く、『將軍の若の子に於けること是の若し。尚ほ何の爲めに泣くぞ』と。對へて曰く、『吳起(其ノ)其父の瘡を吮ひて、(二三)父死せり。今是の子又將に死せんとす、今吾れ是を以て泣く』と。

趙の主父、工に令して(二四)鉤梯を施して(二五)播吾に緣ぢ、(二六)疎人の迹を其上に刻む。廣さ三尺、長さ

〔一九〕出は離別する也。
〔二〇〕管仲。
〔二一〕菁茅は祭祀に用ふる刺ある茅なり。楚は毎年天子に貢獻するを禮とす、今怠りて之を貢せざること三年に及ぶ。
〔二二〕疽は惡性の腫物。
〔二三〕恩に感じて戰死せり。
〔二四〕高所に登らん爲め梯に鉤を附けたるもの。
〔二五〕山名。緣は攀ぢ上る也。
〔二六〕疎人は巨人なり。迹は足跡。

を愛するにあらざるなり。曰く、『是の如くせば、耕すこと且つ深く、耨ること熟く耘らん』と。(マタ)庸客、力を致して疾く(八)耘耕、功を盡して(九)畦陌疇時を正しくするものは、主人を愛するにあらざるなり、曰く、『是の如くせば、羹且つ美に、錢布且つ易からんと云ふ』と。此れ(一〇)其の功力を養ふこと父子の澤ありて、而して(一一)心用に調なるものは、皆自ら爲めにするの心を挾めばなり。故に人の行事施予、之を利するを以て心と爲さば、則ち(一二)越人も和し易く、之を害するを以て心と爲さば、則ち父子も離れ且つ怨まん。

(一三)文公宋を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く、『吾れ聞く宋君無道にして、長老を蔑侮し、財を分つこと中らず、教令、信ならずと。余來りて民の爲めに之を誅す』と。

越、呉を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く、『我れ聞く、呉王、(一四)如皇の臺を築き、深池を掘り、百姓を(一五)罷苦し、財貨を(一六)煎靡し、以て民力を盡すと。(一七)余來りて民の爲めに之を誅す』と。

(一八)蔡の女、(齊ノ)桓公の妻たり。桓公、之と舟に乗る。夫人、舟を蕩かす。

【八】原本「耕」の下に「者」あるは衍なり、今一本によりて之を削る。
【九】田のうねあぜみち。
【一〇】其の功力を養ふとは、主人、傭人を厚養する也。
【一一】用は賃用なり。調は當に周に作るべし。
【一二】越人は中國と風俗を異にする遠き南方の人。
【一三】晉侯。
【一四】蒲阪氏曰く、如皇は疑ふらくは姑蘇の字の殘缺ならんと。
【一五】つからしくるしむ。
【一六】消糜するなり。
【一七】一本には「余」の下に「來りて」の字無し。
【一八】國名。

ず、故に屋壞れ弓折る。治を知るの人、其方術を行ふことを得ず、故に國亂れて主危し。

夫れ嬰兒の相與に戯むるゝや、塵を以て飯となし、塗を以て羹となし、木を以て(一五)胾となす。然れども日晩るゝに至れば、必ず(家ニ)歸りて(一六)饟するものは、塵飯塗羹は、以て戯とす可くして、食ふ可からざればなり。夫上古の傳を稱する、頌辯なれども愨ならず、先王の仁義を道へども、國を正すこと能はざるものは、此れ亦以て戯とす可くして、以て治を爲す可からざればなり。夫仁義を慕ひて弱亂せる者は(一七)三晉なり、慕はずして治彊なる者は秦なり。然り而して秦彊くして未だ帝たらざるは、(一八)治未だ畢さざればなり。

人の嬰兒たるとき、父母之を養ふこと(一)簡なれば、子長じて怨む。子、盛壯にして人と成り、其供養薄ければ、父母怒りて之を誚む。子父は至親なり、而も或は譙め或は怨む者は、皆(二)相爲めにするを挾みて、(三)己れが爲めにするに周なればなり。夫れ(四)賣庸して(五)播耕する者、主人、(六)家を費して(傭者ノ)食を美にし、(七)布を請ひて錢を求むること易きものは、庸客

【一五】胾は切肉。
【一六】饟は餉なり、食ふこと。
【一七】韓、魏、趙。
【一八】治術未だ盡さゞる所あればなり。
【一】簡は粗略なり。
【二】子は父母我を養ふべしとなし、父母は子我を養ふべしとなす。
【三】己が爲にすることを盡さず。周は備はる也。
【四】賣庸は貨を得て傭はるゝ也。
【五】播耕は稀蒔き耕す。
【六】產は家產。
【七】布は今紙幣の如し。「布を請ひて錢を求むること易きものは」の一句は、原文「調布而求易錢者」に作る、讀み難し。諸家の說少からずと雖も、皆從ひ難し。今顧廣圻の說に從ふ。

(二)檠に伏すること(三)三旬にして(四)蹈弦し、一日にして(五)機を犯す。是れ之を其始に(六)節して之を其盡りに(七)暴する也、焉んぞ折るゝことなきを得んや。(八)檠に伏すること一日にして蹈弦し、三旬にして機を犯さば、是れ之を其の始に暴して、之を其盡りに節するなり』と。工人窮す。(九)之を爲して弓折る。

范且、虞慶の言は、皆(一〇)文辯に、辭勝れて、而も事の情に反す。人主説びて禁ぜず、此れ敗るる所以なり。夫れ治彊の功を謀らずして、辯説文麗の(一一)聲を艶しとす。是れ有術の士を却けて、壞屋折弓に任ずるなり。故に人主の國事に於けるや、皆(一二)工匠の屋を構へ弓を張るに達せざるなり。然して(一三)士の范且虞慶に窮するは、(一四)虚辭の其無用にして勝ち、實事の其無易にして窮するが爲めなり。人主、無用の辯を多として、無易の言を少とす、此れ亂るゝ所以なり。今、世の范且虞慶たる者輟まずして、而して人主は之を說びて止まず。是れ敗折の類を貴びて、知術の人を以て工匠と爲すなり。(一五)工匠、其技巧を施すことを得

【二】檠は弓形を正す器。
【三】三旬は三十日なり。
【四】弓を踏みて弦を張る。
【五】機を犯すは、矢をはなつをいふ
【六】節は、ほどよくする也。
【七】暴は、手あらくする也。
【八】原本、「檠」の上に「范且曰はく然らず」の一句あるは衍文なり。今之を删る。
【九】之を爲すとは、工人、范且の言ふまゝに作りし也。

【一〇】「文辯」は一本には「辯文」に作る。勝れるに似たり。
【一一】聲は名なり。
【一二】以て經國の術を知らざるに喩ふ。
【一三】有術の士、文辯に拙なるが故に、常に范且虞慶の若きの輩に勝つこと能はず。
【一四】虚辭の無用なるもの、實事の不易なるに勝つ。
【一五】原本「工匠」の二字を脫す、一本によりて之を補ふ。

ち剖きて以て物を盛りて重きに任ずべからず。堅きこと石の如くば、則ち以て剖きて以て斟むべからず。（三）吾れ瓠を以て爲すことなけん』と。（屈穀）曰く、『然り。穀も將に以て之を弃てんと欲す』と。今田仲は人に仰ぐを恃まずして食ふも、亦人の國に益なし、亦堅瓠の類なり。

虞慶、屋を爲る。匠人に謂つて曰く、『屋太だ（四）尊し』と。匠人對へて曰く、『此れ新屋なり、（五）塗濡うて椽生なり。夫れ濡塗は重くして、生椽は撓む。撓椽を以て重塗に任ず、（六）此れ宜に卑かるべし』と。虞慶曰く、『然らず、日を更ること久しければ、則ち塗乾きて椽燥く、塗乾けば則ち輕く、椽燥けば則ち直し、直椽を以て輕塗に任ず。此れ益〻尊からん』と。匠人（七）詘し、（八）之を爲して屋壞る。一に曰く、虞慶、將に屋を爲らんとす。匠人曰く、材生にして塗濡ふ。夫れ材生なれば則ち撓み、塗濡へば則ち重し、撓むを以て重きに任ず、今成ると雖も久しうして必ず壞れん』と。虞慶曰く、『材乾けば則ち直く、塗乾けば則ち輕し。今（九）誠りて乾くを得て、日に以て輕直ならば、久しと雖も必ず壞れじ』と。匠人詘す。之を作りて成る。間くありて、屋果して壞る。

（一）范且曰く、弓の折るゝや、必ず其盡に於てし、其始に於てせざるなり。夫れ工人の弓を張るや、

【三】吾用ふる所なし。
【四】尊は高也。
【五】塗は壁をいふ。
【六】今は高けれども後には追追低くなるべし。
【七】詘は屈也、辭塞がる也。
【八】之を爲すとは、虞慶の言ふまゝに造ること。
【九】誠は當に成に作るべし。
【一】范且は、秦の相穰侯范雎なり。

くに忍びざるなり』と。乃ち自ら㈣椆水に投じて死せり。湯、又務光に譲る。曰く、『知者之を謀り、武者之を遂げ、仁者之に居るは、古の道なり。吾子胡ぞ立たざるや』と。務光辭して曰く、『上を廢するは義に非ざるなり。民を殺すは仁に非ざるなり。人、其難を犯して、我れ其利を享くるは、廉に非ざるなり。吾れ之を聞く、曰く、「其義に非ざれば其祿を受けず。無道の世は、其土を踐まず」と。況や我を尊ぶをや。吾れ久しく見るに忍びざるなり』と。乃ち石を負うて自ら廬水に沈む。

【補】鮑焦、田を耕して食ひ、井を穿つて飲み、山中に於て棗を食ふ。或ひと曰く、『此棗は子の植うる所か』と。焦遂に强ひて嘔吐して死せり。

【補】晉の文公、國に反る。介子推爵祿無し。遂に去つて介山の上に之く。文公、之を求むれども得ず。乃ち其山を焚く。子推出でずして焚死せり。

齊に㈠居士田仲なる者あり。宋人屈穀、之を見て曰く、『穀聞く、先生の義として、人に仰ぐを恃まずして食ふと。今、穀に、瓠を樹うるの道あり、（其瓠）堅きこと石の如く、厚くして㈢竅無し。之を獻ぜん』と。仲曰く、『夫れ瓠に貴ぶ所の者は、其の以て盛るべきが爲めなり。今厚くして竅なくば、則

【四】椆は呂氏春秋には潁に作る。

【一】居士は身に道藝ある處士の稱。田仲、兄の祿を食むを潔しとせず、人の爲めに園丁となる。

【三】竅無しとは、空虛なる所無き也。

（二六）素髹筴と同じきなり。

客、齊王の爲めに畫く者あり。齊王問ひて曰く、『畫くこと孰れか最も難きぞ』と。曰く、『犬馬難し』と。『孰れか易き者ぞ』と。曰く『鬼魅最も易し』と。夫れ犬馬は人の知る所なり、旦暮に前に（二七）罄る、之れに類すべからず、故に難し。鬼神は形無きものにして、前に罄らず、故に之を易しとする也。

（一）【補】湯將に桀を伐たんとし、卞隨に因つて謀る。卞隨曰く、『吾が事に非ざるなり』と。湯の曰く、『（二）孰か可なる』と。曰く、『吾れ知らざるなり』と。湯又務光に因つて謀る。務光曰く、『吾が事に非ざるなり』と。湯曰く、『孰か可なる』と。曰く、『吾れ知らざるなり』と。湯曰く、『伊尹は如何』と。曰く、『（三）強力・忍垢、吾れ其他を知らざるなり』と。湯遂に伊尹と謀り、桀を伐ちて之に剋ち、以て卞隨に讓る、卞隨辭して曰く、『后の桀を伐つや我に謀る。必ず我を以て賊と爲すなり。桀に勝つて我に讓る。必ず我を以て貪と爲すなり。吾れ亂世に生れて、無道の人再び來つて、我を漫すに其辱行を以てす。吾れ數と聞

【二六】素髹筴は、素筴と髹筴と也。素とは飾り無き也。畫筴の功用は素筴又は髹筴の功用と異なること無く、徒勞に過ぎざるをいふ。

【二七】罄は當に毄に作るべし。毄は繫と同じ。朝夕目前に在るをいふ。

【一】翼毳に曰く、經に務卞鮑介あり、即ち傳に當に是章あるべし、故に莊子讓王篇を以て之を補ふ、章首に補の字を冠し以て之を別つ。後、此に倣ふ。

【二】何人に相談すべきや。

【三】強力とは作爲することとあるの意、忍垢とは世俗汚辱の事に耐ふるなり。

學ばしめし所の者、未だ學ぶに及ばずして、客、死せり。王大に怒りて(一六)之を誅む。王は、客の己れを欺くを知らずして、學ぶ者の晩きを誅めたり。夫れ(一七)然らざるの物を信じて、罪なきの臣を誅む、察せざるの患なり。且つ人の急にする所は、其身に如くは無し、自ら(一八)其身をして死無からしむること能はずして、安んぞ能く王をして長生せしめんや。

鄭人、相與に(一九)年を爭ふものあり。其一人曰く『我れは黃帝の兄と年を同じくす』と。此を訟へて(二〇)訣せず。(二一)後れて息む者を以て勝となすのみ。

客、周君の爲めに(二二)筴に畫く者あり、三年にして成る。君之を觀るに、筴に(二三)髹せる者と狀を同じくす。周君大に怒る。筴に畫きし者曰く『(二四)十版の牆を築き、八尺の牖を鑿ちて、而して日始めて出づる時を以て、之を其上に加へて觀よ』と。周君之を爲り、其狀を望見するに、盡く龍蛇禽獸車馬萬物の狀を成して備に具はれり。周君大に悅びぬ。此れ筴に畫くの功、(二五)微難ならざるにあらざるなり。然れども其用は

【一六】之は學ぶものをさす。
【一七】然らざるの物は、不道理のもの也。
【一八】原本「身」の字を脫す、今一本によりて之を補ふ。
【一九】年を爭ふとは、年齒の高下を以て坐次と爲すを爭ふ也。周の時、黨正、民を會して酒を飮ますとき、年齒の高下によりて席次を定めし也。
【二〇】訣は決に通ず。官亦之を裁判すること能はず。
【二一】氣衰へて辯じ疲れて先づ息む者を負と爲し、靡厲しくして後れて息む者を勝と爲す。
【二二】馬鞭なり。
【二三】髹は、漆ぬる也。
【二四】一版は二尺。
【二五】微難は微細にして書き難き也。

をも設くこと能はず。

夫れ新に（五）殺矢を（六）砥礪し、（七）弩を彀きて射れば、（八）冥にして妄りに發すと雖も、（九）其端未だ嘗て秋毫に中たらずんばあらず。然れども能く（一〇）其處に復びすることなくば、善射といふべからず、（一一）常の儀的なければなり。（一二）五寸の的を設けて、十步の遠きに射るは、羿と逢蒙とにあらざれば、必ず全くする能はざる者は、常の儀的あれば也（サレ）度あるは難くして度なきは易きなり。常の儀的あれば、則ち羿・逢蒙（一三）五寸を以て巧と爲し、常の儀的なければ、則ち妄發して秋毫に中つるを以て拙と爲す。故に（一四）度なくして之に應ずれば、則ち辯士繁說し、度を設けて之を（一五）待てば、智者と雖も猶ほ失せんことを畏れ、敢て妄言せず。今人主の說を聽くや、之に應ずるに度を以てせずして其辯を說び、之を度るに功を以てせずして其行を譽む。此れ人主の長く欺かるゝ所以にして說者の長く養はるゝ所以なり。

客、燕王に不死の道をなすを敎ふる者あり。王、人をして之を學ばしむ。

【五】殺矢は、其鏃を磨きて鋭くせし矢。
【六】砥礪は、磨きて之を鋭利にするをいふ。
【七】弩は、いしゆみ。彀は引く也。
【八】冥は、くらやみ。
【九】其端は、矢さき。
【一〇】其處に復びすとは、前の處に再び中つる也。
【一一】常の儀的は、定まりたる的なり。
【一二】的に中つるには巧を要す。
【一三】五寸の的に命中するを、巧なりと爲す。五寸の的は、秋毫よりも遙に大なり。
【一四】度とは法度なり。所謂刑名參同なり。
【一五】待は原本には㝵に作る。今一本によりて之を正す。

で、之を（一三）晏陰の間に視て、棘刺の母猴、乃ち見る可し』と。燕王因りて衞人を養へども、其母猴を觀ること能はず。鄭に臺下の冶者あり、燕王に謂つて曰く、『臣は（一四）削者なり、諸〻の微物も必ず削を以て之を削る、而して（一五）削る所、必ず削よりも大なり。今、棘刺の端は、（一六）削鋒を容れず。王試みに客の削を觀よ、能くすると能くせざると知る可きなり』と。王曰く、『善し』と。衞人に謂つて曰く、（一七）『客、棘刺の母猴を爲るに何を以てする』と。曰く『削を以てす』と。王曰く、『吾れ之を觀見んと欲す』と。客曰く、『臣請ふ舍に之き之を取らん』と。因りて逃れき。

兒說は宋人の善く辯ずるものなり。（一）白馬馬に非ざる（說）を持するや、齊の（二）稷下の辯者を服せり。（然ルニ）白馬に乘りて關を過ぎて、則ち（三）白馬の賦を顧せられぬ。故に（四）之が虛辭に藉れば則ち能く一國に勝つも、實を考へ形を按ずれば、一人

【一三】日の出でゝ清朗なるを晏といひ、微陰を陰といふ。雨新に霽れて天淸朗なるとき、日かげに於て之を視るべしと也。

【一四】削者は、削を造るを業とする者。

【一五】削る所は削らるゝ者。

【一六】削鋒は削刀の尖。

【一七】客云云の一句、原文「客爲棘削之」に作り、脫誤あり讀む可からず。今姑く顧廣圻の說に從ひ、「削」を「刺」に作り、「之」の下に「母猴何以」の四字を補ふ。

【一】白馬非馬の說は、趙人公孫龍の言なり、以爲らく、白馬は馬に非ず、馬とは形に名づけしもの、白とは色に名づけしもの、色に名づけしものは形に名づけしにあらず、故に白馬馬にあらずと。

【二】稷下は齊の城門にして學者の集まりし所。

【三】關吏、乘馬の賦錢を課す。

【四】口頭の空論にては、能く一國の辯者に勝てども、實物に於ては、「白馬は馬に非ず」と論じて、課稅を免るゝこと能はざりし也。謾は欺く也、一人は關吏をさす。

拂ふも、明主は之を聽く。其の以て功を致すべきを知れば也。

(一一)宋人に、燕王の爲めに(一)棘刺の端を以て母猴を爲らんと請ふ者あり、『(二)必ず三月齋して、然る後に之れを觀ん』と。燕王因りて(三)三乗を以て之を養ふ。(四)右御冶工、王に言て曰く、『臣聞く、人主は十日(五)燕せざるの齋なしと。今(彼)王の久しく齋して以て無用の器を觀ると能はざるを知る故に三月を以て期と爲す。凡そ(六)刻削は、(七)以ふに其の削る所以なれば、必ず小ならん。(然ルニ)今、臣は冶人なるも、(八)以て之が削を爲くること無し。此れ(九)然らざるの物なり、王必ず之を察せよ』と。王因りて囚へて之を問ふ、果して妄なり。乃ち之を殺す。冶人、王に謂って曰く『(國ノ)計に(一〇)度量なくば、言談の士に棘刺の說多からん』と。一に曰く、(燕王)微巧を好む。衛人曰く『(臣)能く棘刺の端を以て母猴を爲る』と。燕王之を說び、之を養ふに五乗の(一一)奉を以てす。王曰く、『吾れ試みに客が棘刺の母猴を爲るを觀ん』と。客曰く、『人主、之を觀んと欲せば、必ず半歲(一二)宮に入らず、酒を飲み肉を食はず、雨霽れ日出

【一】棘刺の端は、いばらのはし。母猴は沐猴なり。
【二】齋は、ものいみ也。王齋することゝ三月の後始めて見るを得べし。
【三】一乗は方六里、之は宋人をさす。
【四】右御の官の鍛冶職。
【五】燕は宴なり。
【六】刻削は彫刻に用ふる刀。
【七】極微の物を削る、故に、必ず小ならざる可からず。
【八】棘刺の端よりも小なる削刀を造ること無し。
【九】實地に有り得べからざる不道理の物なり。
【一〇】法度。
【一一】奉は俸祿。
【一二】宮は房中なり。

を用ゐ、一朝の(二五)事を費さずして、而も三十石の(二六)任を引く。遠きを致すに力多く、(二七)歳數に久し。今我は鳶を爲り、三年にして成り、蜚ぶこと一日にして敗る』と。惠子之を聞きて曰く、『墨子は大巧なり、(二八)輗を爲るを巧とし、鳶を爲るを拙とす』と。

宋王、齊と仇たるや、(二九)武宮を築く。(三〇)謳癸倡へば、行く者止まりて觀、築く者倦まず。王聞きて、召して之に(物ヲ)賜ふ。對へて曰く、『臣が師射稽の謳ふは、又癸よりも賢れり』と。王射稽を召して之をして謳はしむ。行く者止まらず、築く者(三一)倦むを知る。王曰く、『行く者止まらず、築く者倦むを知る。其謳、癸が美なるに勝らざるが如きは何ぞや』と。對へて曰く、『王試みに(三二)其功を度れ』と。癸には(三三)四板(三四)射稽には八板。(三五)其堅を擿くに、癸には五寸、(三六)射稽には二寸なりき。

夫れ良藥は口に苦きも、智者は勸めて之を飲む、其の入りて能く疾を已すを知れば也。忠言は耳に

(二五) 事は仕事なり。
(二六) 任は重荷なり。
(二七) 久しきに堪ふ。
(二八) 輗は人に利あれども、木鳶は人に利なし、輗を巧とし木鳶を拙となす所以なり。
(二九) 宋王、齊と戰つて功あり故に武宮を築きて以て子孫に示す也。
(三〇) 謳ふ人名は癸、倡ふとは先づ謳ひ出して、人をして其後を和し歌はしむる也。
(三一) 倦むを覺ゆる也。
(三二) 二人富謳ふ間に工人がなせる工程。
(三三) 一板は二尺なり。
(三四) 射稽の功多し。
(三五) 築土を擣いて其堅を試む。
(三六) 射稽の時にせる者は堅密にして、之を擣くも深く入らず。

晉に至らしむ。(二一)晉人、其(二二)妾を愛して公の女を賤めり。此れ善く妾を嫁せりと謂ふ可くして、未だ善く女を嫁せりと謂ふ可からざるなり。楚人、其珠を(二三)鄭に賣る者あり、(二四)木蘭の櫝を爲り、薫するに(二五)桂椒を以てし、綴るに珠玉を以てし、飾るに(二六)玫瑰を以てし、輯るに(二七)翡翠を以てす。鄭人、其櫝を買ひて其珠を還せり。此れ善く櫝を賣ると謂ふべくして、未だ善く珠を鬻ぐと謂ふべからざるなり。今の世の談ずるや、皆、辯說文辭の言を道ひ、人主其(二八)文を覽て、(二九)有用を忘る。墨子の說は、先王の道を傳へ、聖人の言を論じ、以て人に宣告す。若し其辭を辯にせば、則ち恐らくは人其文を懷きて其(三〇)直を忘れん。(コレ)文を以て用を害するなり。(三一)此れ、楚人の珠を鬻ぎ・秦伯の女を嫁すると類を同じくす。故に其言多けれども辯ならず』と。

墨子、(三二)木鳶を爲り、三年にして成り、蜚ぶこと一日にして敗れぬ。弟子曰く、『先生の巧、能く木鳶をして飛ばしむるに至る』と。墨子曰く、『吾(三三)車輗を爲る者の巧なるに如かざるなり。(三四)咫尺の木

【二一】晉人は公子をいふ。
【二二】媵妾卽ち附添。
【二三】國名。
【二四】木蘭は美材なり。櫝は、ひつ也。
【二五】桂椒は共に香木なり。「薫ずるに桂椒を以てし」は原本には「桂椒の櫝を薫じ」に作る、今一本によりて之を改む。
【二六】玫瑰は寳石なり。
【二七】翡翠は鳥の名。原本には「羽翠」に作る。
【二八】文は文飾なり。
【二九】有用は實用なり。私に按ずるに、有用は當に其用に作るべし。
【三〇】直は實なり。
【三一】女を嫁し珠を鬻ぐと同じく、其實をわすれて其文を美とす。
【三二】木鳶は木造のとび。
【三三】輗は車の轅の端の横木。
【三四】咫は八寸なり。

して獵す。故に明主は（五七）信を表すること、曾子の彘を殺すが如きなり。患は（五八）尊厲王の警鼓を撃てると、李悝の（五九）兩和を謾けるとに在り。

右　經

（一）（一）宓子賤、（二）單父を治む。有若、之を見て曰く、『子何ぞ臞せたるや』と。宓子曰く、『（三）君は賤が不肖なるを知らずして、單父を治めしむ。官事（四）急なり、心に之を憂ふ、故に臞せたり』と。有若曰く、『昔は舜、五絃（ノ琴）を鼓き、（五）南風の詩を歌ひて、天下治まれり。今、單父の細を以て、之を治めて憂ふ。天下を治めば、將に奈何せんとするか』と。故に術ありて之を御すれば、身、廟堂の上に坐して、（六）處女子の色ありとも、治に害なし。術なくして之を御すれば、身瘁臞すと雖も、猶ほ未だ益あらず。

楚王、田鳩に謂って曰く、『墨子は（七）顯學なり、其（八）身體は則ち可なるも、（九）其言は多けれども辯ならざるは、何ぞや』と。（田鳩）曰く、『昔は秦伯、其女を晉の公子に嫁するや、之が爲めに飾裝し、（一〇）衣文の媵七十人を從へて、

【五七】表は標なり。信を立てゝ望と爲す。
【五八】尊は衍字なり。一說に曰く尊は當に楚に作るべしと。
【五九】兩和は軍門なり。兩旌を立てゝ之を爲す。謾は欺く也。
【一】孔子の弟子なり。
【二】單父は地名。
【三】魯君。
【四】急は多忙なり。
【五】南風は萬物を長養する所以、卽ち南風時を得たるを喜びて作れる詩。
【六】處女子は未だ嫁せざる女なり。處女子の色とは、形色の艷麗なるをいふ。
【七】學術世に聞えたる人。
【八】身體は行をいふ。
【九】言は說く所なり。
【一〇】文繡の衣を着たる附添の女。

之を禮すれば則ち【四八】修耕戰の功を惰り、禮せざれば則ち主上の法を【四九】周ひ、國安ければ則ち尊顯に、危ければ則ち屈公の【五〇】威を爲す。人主奚ぞ居學の士に得んや。故に明主は、李疵が中山を視るを論ずるなり。

（五）【五一】詩に曰はく、『躬らせず親らせざれば、庶民信ぜず』と。【五二】傳、之を說くに、紫を衣る無きを以てす。【五三】子産の鄭簡を以てし、宋襄、之を責むるに尊厚の耕戰を以てす。【五四】夫れ分を明かにせず、誠を責めずして、躬親ら下に臨むを以てし、且つ下走・睡臥と・夫の【五五】微服を掩蔽するとを以てす。孔丘知らず、故に【五六】『猶ほ盂のごとし』と稱す。鄭君知らず、先に先づ僇す。明主の道は、叔向が獵を賦つと・昭侯の奚聽との如し。

（六）小信成れば則ち大信立つ。故に明主は信を積む。賞罰信ならざれば則ち禁令行はれず。說は文公の原を攻むると・箕鄭の餓を救ふとに在り。是を以て、吳起は故人を須ちて食し、文侯は虞人を會

【四八】修は術なり。
【四九】周は常に啁に作るべし、啁は笑ふ也、嘲る也。
【五〇】威は畏と通ず、怯怖なり。
【五一】節南山の篇。
【五二】傳は官名。
【五三】疑ふらくは此上下に脫誤あらん。鄭子産が鄭の簡公に用ひらるゝや、簡公、之に告ぐるに、君臣各々職あるを以てす。勝強の宋襄公を諫むるや之を責むるに、尊厚の勢に處りながら自ら耕戰するの禍を以てす。
【五四】上下の職分を明辨せず、羣臣の誠實を督責せずして、徒らに下事を躬親らし、以て臣下に臨むは、此れ車馬を舍てゝ下り走り、簡冊を讀みて睡臥するの類なり。
【五五】微服を掩蔽するは、傳亡べり。
【五六】君をして躬親ら民の範たらしめんと欲する也。

人が書を解すると、梁人が記を讀むとに在り。故に（三七）先王、郢書ありて、後世、燕說多し。夫れ國事に適はずして先王を謀るは、皆（三八）歸りて度を取る者なり。

（四）利の在る所は、民之に歸し、名の彰る所は、士之に死す。是を以て（三九）功、法に外れて、而も賞焉に加はれば、則ち利とする所を下より得ること能はず。（四〇）名、法に外れて、而も譽焉に加はれば、則ち士は名に勸みて、之を君に畜はず。故に中章・胥己仕へて、中牟の民、田甫を棄てて文學に隨ふ者、邑の半なり。平公腓痛み足痺れて、（四一）敢て壞坐せず。晉の仕を辭して托慕する者、國の（四二）錘なり。此三士は、言、法に襲すれば、則ち（四三）官府の籍なり。行、事に當れば、則ち令に（四四）如ふの民なり。二君の禮すること太甚し。若し言、法を離れて、行、功に遠ざかれば、則ち（四五）繩外の民なり。二君又何ぞ之を禮せん。（四六）禮の當亡へり。且つ（四七）居學の士は、國に事無きときは力を用ひず、難有るときは甲を被らず、

【三七】後人、先王の本意を曲解するをいふ。
【三八】己れに察せずして却て之を外に求む、惑甚だしきなり。
【三九】濫賞すれば下勸まず。
【四〇】虚名あれば、臣、其實を君に竭さず。
【四一】敢て壞坐せずとは、正坐する也。
【四二】錘は八銖なり、一兩は二十四銖なれば、錘は一兩の三分の一なり。假に國を以て兩と爲せば、錘は國の三分の一なり。
【四三】官府に列すべきの人なり。
【四四】如は順ふ也。
【四五】繩外は繩墨の外なり、即ち法を奉ぜざる也。
【四六】禮の當を失ふ也。
【四七】居學の士は居士と學士となり。

作を取る者は美羹を進む。説は、（二八）文公の先づ宣言すると、句踐如皇を稱するとに在り。故に（二九）桓公は蔡の怒を藏めて楚を攻め、（三〇）吳起は瘻賓を懷ひて傷を吮へり。且つ（三一）先王の賦頌・鍾鼎の銘は、皆潘吾の跡・華山の博なり。然れども先王の期する所の者は利なり。用ふる所の者は力なり。（三二）築社の諺は目辭の說なり。（三三）學者に許して宛曼を先王に行はしめんと請ふも、或は今に宜しからざらんか。（三四）是の如きをも更むること能はざるは、（三五）鄭縣の人、車軛を得るなり、而して豚を賣るなり、衞人、弋を佐くるなり、卜子の妻、弊袴を爲るなり、乙子の妻、鼈に飮ましむるなり。而して其少き者なり。（三六）先王の言、其の小を爲す所にして世之を大と意ふ者あり、其の大と爲す所にして世之を小と意ふ者あらんも、未だ必ずしも知る可からざるなり。說は、宋

【二八】二君は、名は民の爲めにすれども、實は自らの爲めにす。

【二九】桓公、楚の貢せざるを責讓するは、實は蔡を擊たんが爲めなり。

【三〇】吳起が、軍人の疽を吮へるは、其疽癒ゆるときは、我が爲めに死を以て戰ふの實用あらんことを懷ひてなり。實に之を愛するに非ず。

【三一】先王の賦頌又は鍾鼎の銘に、皆、溢美の言多きは、皆潘吾の跡又は華山の博の如く虛にして實ならず。

【三二】目は要なり。築社の諺は利と力との二を兼ぬ、故に要目の辭說なり。

【三三】宛曼は汗漫なり、渺茫廣遠にして知る能はざるなり。學者を信じて、先王の道に於て此渺茫廣遠にして知る可からざるの說を行はんことを請ふとも、意ふに當今の世に適當せざるならんか。

【三四】古に拘泥して變更すること能はざる也。

【三五】鄭縣の人は、一軛を認めて以て之を固執し、餘は以て非と爲せり。天下の事には盡く軛あり、豈に唯だ一軛のみならんや。夫れ法にも亦數種あり、豈に唯だ先王の法のみならんや。

【三六】先王の言ふ所の本意、今得て知る可からず。

の・年を爭ふが如し。是を以て、(二六)言に纖察微難あるは、務に非ざるなり。故に(二七)李惠宋墨は皆畫策なり。論に迂深閎大あるは、用に非ざるなり。故に(二八)畏震して車狀を瞻れば、皆鬼魅なり。(二九)行ひて(三〇)拂難堅确なるは、功に非ざるなり。故に(三一)務卞鮑介墨翟は、皆(三二)堅瓠なり。且つ虞慶は匠を詘して屋壞れ、范且は工を窮して弓折る。是故に、(三三)其誠を求むる者は歸餉に非ざれば不可なり。

(三)夫れ(三四)相爲めにするを挾めば、則ち(三五)責望し、(三六)自ら爲めにすれば則ち事行はる。故に父子或は怨譟し、(三七)庸

【二六】凡そ言に至纖明察微妙にして爲し難きあるは、常時の急務に非ざるなり。

【二七】李は當に季に作るべし、季眞なり、或は曰く、季梁なりと。季梁は楊朱の友なり、惠は惠施、宋は宋鈃、墨は墨翟なり。此等の徒は皆、策に畫くの巧なるが如くにして、用は素策と同じく、皆無用の辯を弄するをいふ。

【二八】畫策の用は素策と異なること無けれども、人主畏れ震ひ、龍蛇禽獸車馬の狀を畫きたるを見て、之を悅び、其實用を忘れて、微妙精巧に眩惑す。之を譬ふるに、鬼魅は實狀無ければ畫き易きが如し。無用を認めて有用と爲すをいふ。

【二九】行は原本には言に作る、今一本によりて之を正す。

【三〇】拂難堅确は、かどだちたる行をいふ。

【三一】務は務光、卞は卞隨、鮑は鮑焦。介は介子推なり。

【三二】堅瓠は無用の行に喩ふ。

【三三】實情を求めんには、虛文を捨てゝ實用に就くべきをいふ。

【三四】相爲めにするを挾むとは二人互に相助くるの心を挾持して事を爲すをいふ。

【三五】責望とは、一人は、報を爲すこと少きを責め、一人は報を求めらるゝこと多きを怨む。

【三六】自ら爲めにすとは、人の我が爲めにするを恃まずして、我が爲さゞる可からざるを恃む也、功利は自らの爲めにする者なり。

【三七】庸作を取るとは、庸作の功を得んと欲するをいふ。

巻の十一

(一)外儲說左上第三十

(一) 明主の道は、有若の宓子に應ずるが如きなり。(二)暗主の、(三)言を聽くや、其辯を美とし、(四)其の行を觀るや、(五)其遠きを賢とす。故に群臣士民の(六)道言する者(七)迂弘に、其身を行ふや世を離る。其說は田鳩の荊王に對ふるに在り。故に墨子、木鳶を爲り、謳癸、武宮を築く。夫れ(八)藥酒(九)用言は、明君聖主の獨り知る所なり。

(二) 人主の言を聽くや、(一〇)功用を以て的と爲さざれば、則ち說者に棘刺白馬の說多し。(一一)儀的を以て(一二)闕と爲さざれば、(一三)則ち射る者皆羿の如し。人主の說に於けるや、皆(一四)燕王の道を學ぶが如く、而して(一五)說を長くする者、皆鄭人

【一】此篇、人主臣下の言行を觀聽して、賞罰を裁決するを述ぶ。賞罰は彼に在り、故に外といふ。
【二】暗主は原本には明主に作る、今一本によりて之を正す。
【三】言は臣下の言をいふ。
【四】其は暗主をさす。行は臣の行をいふ。
【五】遠は高遠にして世俗を離るゝを云ふ。
【六】道言は稱說する也。
【七】迂弘は迂濶弘大にして實用に中らざる也。
【八】藥酒は古は多く藥を浸すに酒を以てせしなり。
【九】有用の言。
【一〇】功用は實功實用なり。
【一一】儀的は望みて射る所の的。
【一二】闕は貫と通ず、中る也。
【一三】的なくして中つるをも可なりとせば、何人も羿と同じく射に巧みなり。
【一四】欺かると雖も、猶ほ覺悟せず。
【一五】說を長くすとは、常常にして說きて、息むこと無きをいふ。

鄭の桓公、鄶を襲はんと將欲す。先づ鄶の豪傑・良臣・辯智・果敢の士を問ひ、盡く名姓を〔二七〕與げ、鄶の良田を擇びて之に賂ひ、(又與フル所ノ)官爵の名を爲して之を書し、因りて〔二八〕爲りて壇場を郭門の外に設けて、(其下ニ)〔二九〕之を埋め、之に釁るに〔三〇〕雞豭を以てし、盟狀のごとくす。鄶君(之ニ欺カレテ)以て〔三一〕内難と爲して、盡く其良臣を殺せり。桓公、鄶を襲ひて、遂に之を取りぬ。

(七) 秦の侏儒、荊王に善くして、陰に有荊王の左右に善し、而して内は惠文君に重んぜらる。荊適ま謀あれば、侏儒常に先づ之を聞き、以て惠文君に告げぬ。

〔三二〕鄴の令なる襄疵、陰に趙王の左右に善し。趙王の鄴を襲はんことを謀るや、襄疵常に輒ち聞きて先づ之を魏王に言ふ。(魏王)之に備ふ。趙乃ち輒ち還れり。

衛の嗣君の時、〔三三〕令の左右に〔三四〕人あり。(偶ミ)縣令、蓐を發して席弊ること甚しきあり。嗣公、還人をして之に席を遺らしめて曰く、『吾れ聞く、汝、今者、蓐を發して席弊ること甚しと。汝に席を賜ふ』と。縣令大に驚き、君を以て神なりと爲せり。

右傳

〔二七〕與は擧なり。
〔二八〕爲は僞る也。
〔二九〕之は書をさす。
〔三〇〕雞豭はにはとりとぶたの血。
〔三一〕内難は内亂なり。
〔三二〕鄴は魏の邑。
〔三三〕令は縣令なり。
〔三四〕王、人をして陰に其擧動を窺はしむるなり。

『然らば則ち之を爲すこと奈何』と。于象對へて曰く、『共立を相とするに如かず』と。王曰く、『共立、相とすべきは何ぞや』と。對へて曰く、『共立は少くして愛幸せられ、長じて貴卿と爲り、（身二）(一八)王衣を被り、（口二）(一九)杜若を含み、（手二）玉環を握りて、以て朝に（政ヲ）聽く、且に以て秦を亂すに利ならんとす』と。

吳、荊を攻むるや。子胥、人をして荊に(二〇)宣言せしめて曰く、『子期用ひられば、將に之を擊たんとす、子常、用ひらるれば、將に之を去らんとす』と。荊人之を聞き、（其術中二陷リ）因りて子常を用ひて、子期を退く。吳人、之を擊ち、遂に之に勝てり。

晉の獻公、虞虢を伐たんと欲す。乃ち之に(二一)屈產の乘と垂棘の璧と女樂(二二)六を遺り、以て其意を(二三)熒して、其政を亂せり。

叔向の(二四)萇弘を讒するや、(二五)書を爲る。（書中二）萇弘、叔向に謂つて曰く『子、我が爲めに晉君に謂へ、(二六)君と期せし所の者は、時（正二）可なり、何ぞ亟かに兵を以て來らざる』と。因りて佯りて其書を周君の庭に遺てて、急に去り行けり。周、萇弘を以て周を賣れりと爲し、乃ち萇弘を誅しき。

(一八) 王衣は當に玉衣に作るべし。玉衣を被り、杜若を含み玉環を握るとは、貴人のなまめきたる態をあらはす。
(一九) 杜若は香草の名。
(二〇) 宣言は流言する也。
(二一) 屈より產する名馬。
(二二) 六は二八の誤。
(二三) 熒は誘惑する也。
(二四) 萇弘は周の士。讒は疑ふらくは殘の字の誤ならん。殘害する也。
(二五) 書は僞書なり。
(二六) 君は晉君をさす。期は約束なり。

『仲尼を（魯國ヨリ）去ること、（八）猶ほ毛を吹くが如きのみ。君何ぞ之を迎ふるに重祿高位を以てせざる。（タマ）（九）哀公に女樂を遺り、以て其意を（一〇）驕榮せしめば、哀公（一一）新に之を樂み、必ず政を怠り、仲尼必ず（之ヲ）諫めん、（一二）諫めば必ず輙く魯に絕たん』と。景公曰く、『善し』と。乃ち黎且をして女樂（一三）六を以て哀公に遺らしむ。哀公之を樂み、果して政に怠る。仲尼諫むれども聽かれず、去りて楚に之けり。

楚王、（一四）于象に謂つて曰く、『吾れ、楚を以て甘茂を扶けて之を秦に相とせんと欲す、可ならんか』と。于象對へて曰く、『不可也』と。王曰く、『何ぞや』と。曰く、『甘茂は少くして史擧先生に事ふ。史擧は（一五）上蔡の（一六）監門なり、（此ノ）大は君を事とせず、小は家を事とせず、苛刻を以て天下に聞ゆ、茂は之に事へて順なり。（又秦ノ）惠王の明・張儀の辯にして、茂は之に事へて、（一七）十官を取り、而して罪に免ぬ。是れ茂、賢なれば也』と。王曰く、『人を敵國に相として賢を相とす、其不可なるは何ぞや』と。于象曰く、『前時、王は邵滑をして越に之かしめ、五年にして能く越を亡せり。然る所以の者は、越亂れて楚治まればなり。日者之を越に用ふるを知りて、今之を秦に亡る、亦太だ亟かに亡るるならずや』と。王曰く

【八】去り易きをいふ。
【九】魯君。
【一〇】驕榮は、おごらしめまどはす。榮は當に熒に作るべし。
【一一】「新に」は一本は「必ず」に作る。
【一二】諫用ひられざるべきをいふ。
【一三】六は二八の誤なり。八人二列の女樂を遺りし也。
【一四】于一に干に作る。
【一五】上蔡は楚の地。
【一六】監門は門番なり。
【一七】十たび官に遷る。

狐突曰く、『國君（二七）内を好めば則ち太子危く、（二八）外を好めば則ち（二九）相室危し』と。

鄭君 鄭昭に問うて曰く、『太子亦何如』と。對へて曰く、『太子は未だ生れざる也』と。君曰く、『太子已に置てり、而るに未だ生れずと曰ふは何ぞや』と。對へて曰く、『太子置つと雖も、然れども君の色を好むこと已まず。（三〇）愛する所に子あらば、君必ず之を愛せん、之を愛せば則ち必ず以て後となさんと欲せん。故に曰く、太子未だ生れず』と。』

（六）文王、費仲に資して紂の旁に（一）遊ばしめ、之をして紂を（二）間はしめて、（三）其心を亂しき。

荊王、人をして秦に之かしむ。秦王甚だ之を禮す。（四）王曰く、『敵國に賢者あるは、國の憂なり。今、荊王の使者、甚だ賢なり、寡人之を患ふ』と。群臣曰く、『王の賢聖と國の（五）資厚とを以て、荊王の賢人を（六）患ふ。王何ぞ（七）深く之を知りて、陰に之を有せざる。荊は以て（其者カ）外に用ひらるると爲して、則ち必ず之を誅せん』と。

仲尼、政を魯に爲す。（魯人）道に、道ちたるを拾はず。齊の景公之を患ふ。黎且、景公に謂って曰く、

【二七】内は女色なり。
【二八】外は嬖臣なり。
【二九】相室は宰相をいふ。
【三〇】愛する所とは嬖妾をいふ。
【一】遊は游説なり。
【二】間は原本には諫に作る。今一本によりて之を正す。
【三】其心は紂の心をいふ。
【四】王は秦王なり。
【五】資厚は富强なり。
【六】患は原本には願に作る。今之を正す。
【七】深く之を知るとは、深く之に結ぶ也。陰に之を有すとは、陰に之に善くする也。

く、『(九)江芉は饗して、敬すること勿れ』と。太子之に聽ふ。江芉曰く、『(一〇)呼、役夫、宜なり君王の女を廢して職を立てんと欲するや』と。商臣曰く、『(聞ケルトコロハ)信なり』と。潘崇曰く、『能く(一一)之に事へんか』と。(太子)曰く『能はず』と。(一二)『能く諸侯に之くことを爲んか』と。(太子)曰く『能はず』と。(崇曰ク)『能く(一三)大事を擧げんか』と。(太子)曰く『能くせん』と。是に於て乃ち(一四)宿營の甲を起して成王を攻む。成王(一五)熊蹯を食ひて死せんと請ふ。許さず。遂に自殺す。

韓廆、韓の哀侯に相たり、嚴遂、君に重んぜらる。二人甚だ(一六)相害む。嚴遂乃ち人をして韓廆を朝に刺さしむ。韓廆、君に走りて之を抱く。(刺客)遂に韓廆を刺して、哀侯に兼べり。

田恆、齊に相たり、闞止、簡公に重んぜらる。二人相憎みて、相賊せんと欲す。田恆因りて私惠を行ひて、以て其國を取り、遂に簡公を殺して、之が政を奪ふ。

戴驩、宋の太宰たり、皇喜、君に重んぜらる。二人事を爭うて相害む。皇喜、遂に宋君を殺して其政を奪ふ。

【九】江芉は成王の妹。
【一〇】呼は呼んで發する聲。役夫は賤人なり。太子を罵る詞。
【一一】之は職をさす。
【一二】能く去つて諸侯の國に適かんか。
【一三】大事は、君を弑するをいふ。
【一四】宿營は太子宮を守る兵營。甲は甲兵なり。
【一五】熊蹯は熊掌なり。熊の掌は容易に煮熟し難し、之を食らはんと欲するは、其間に外援の至らんことを希ひてなり。
【一六】害は忌也。

因りて（二六）請うて齊を立てゝ東帝となす。而も成ること能はず。

（九）晉の獻公の時、驪姫貴くして后妻に擬す。而して其子奚齊を以て太子申生に代へんと欲す。因りて申生を君に（一）惡して之を殺し、遂に奚齊を立てゝ太子と爲せり。

鄭君已に太子を立つ。而るに愛する所の美女あり、其子を以て後となさんと欲す。夫人恐る。因りて毒藥を用ひて、君を（二）賊して（三）之を殺せり。

衞の州吁、衞に重んぜられて、（四）君に擬す。群臣百姓、盡く其勢の重きを畏る。州吁果して其君を殺して、之が政を奪へり。

公子朝は、周の太子なり。弟、公子根、甚だ君に寵あり。君死す。遂に東周を以て叛き、分れて兩國と爲りき。

楚の成王、商臣を以て太子と爲す、既にして又公子（五）職を置てんと欲す。商臣、亂を作し、遂に攻めて成王を殺しぬ。一に曰く、楚の成王、商臣を太子と爲す、既にして公子職を置てんと欲す。商臣之を聞きて（六）未だ察せず。乃ち其（七）傅潘崇に（八）爲つて曰く、『奈何してか之を察せん』と。潘崇曰

【二六】秦の昭王十九年十月齊の閔王と共に帝と稱せしが同年十二月復皆王と稱す。顧廣圻の說によれば、「而も成すことと能はず」は當に「而して乃ち能く成せり」に作るべし。誤れるに似たり。

【一】惡は譖する也。惡は原本には惡に作る、今一本によりて之を正す。

【二】人を殺すに道を以てせざるを賊と云ふ。

【三】之は君を指す。

【四】其權勢、君の如し。

【五】職は商臣の弟なり。置は立つる也。

【六】未だ信なるや否やを察知せず。

【七】傅は師傅。

【八】爲は謂の義。

罪三つあり。礪を援りて刀を砥ぎ、利きこと猶ほ(一三)干將のごとし。(然ルニ)肉を切れば、肉斷えて、髮斷えず、臣の罪一なり。(一四)木を援りて(一五)臠を貫きて髮を見ず、臣の罪二なり。(一六)熾爐に(一七)奉じ、炭火盡く赤紅にして、炙熟して、髮燒けず、(一八)臣の罪三なり。堂下に臣を疾む者あるなきを得んや』と。公曰く、『善し』と。乃ち其堂下を召して之を譙む、果して然り、乃ち之を誅す。一に曰く、晉の平公、客に(一九)觴す。少庶子炙を進めしに、髮之を繞れり。平公趣して(二〇)炮人を殺さしめ、令に反することあるなからしむ。炮人、天を呼びて曰く、『嗟乎、臣に三罪の死あり、而も自ら知らざらんや』と。平公曰く『何の謂ぞや』と。對へて曰く、『臣が刀の利きこと風靡く(ガ如シ而ルニ)骨斷えて、髮斷えず、是れ臣の一死也(二一)桑炭もて之を炙り、(二二)肉紅白にして、髮焦げず、是れ臣の二死也。炙ること熟し(二三)重睫して之を視て、髮の炙を繞れるも、而も目見ず、是れ臣の三死なり。意ふに堂下に其れ臣を(二四)翳憎する者あるか、臣を殺すこと亦蚤からずや』と。

(二五)穰侯、秦に相たり、而して齊彊し。穰侯、秦を立てゝ帝となさんと欲するも、而も齊、聽かず。

【一三】名劍の名。
【一四】木は串也。
【一五】臠は切肉。
【一六】火盛んなる爐。
【一七】奉は兩手にて承くるをいふ。
【一八】以上は髮のあるべき理なきを述ぶ。
【一九】觴は酒宴なり。
【二〇】炮人は庖人なり、料理人なり。
【二一】桑の炭なり。炭の善良なる者。
【二二】紅白は炙熟する也。
【二三】注意すること。
【二四】さまたげにくむ。
【二五】魏冉。

韓の昭侯の時、黍種常て貴きこと甚しかりき。昭侯、人をして廩吏を(二)覆せしめしに、果して黍種を稱みて、之を(三)糶すること甚だ多かりき。

昭奚恤の荊に用ひらるゝや、(四)倉廥の穽を燒く者ありて、其人を知らず。昭奚恤、吏をして茅を販ぐ者を執へて之を問はしむれば、果して燒けるなりき。

(五)昭僖侯の時、(六)宰人、食を上りて、羹中に(魚鳥ノ)生肝あり。昭侯、宰人の(七)次を召して之を誚めて曰く、『若、何爲れぞ生肝を寡人の羹中に置ける』と。宰人頓首して死罪に服して曰く、『竊に(八)尚宰の人を去らんと欲してなり』と。一に曰く、僖公浴す、湯中に礫あり、僖公曰く、『(九)尚浴免ぜられば、則ち常に代るべきものありや』と。左右對へて曰く、『有り』と。僖公曰く、『召し來れ』と。之を譙めて曰く、『何爲れぞ礫を湯中に置ける』と。對へて曰く、『尚浴免ぜられなば則ち臣之に代るを得ん、是を以て礫を湯中に置けり』と。

(一〇)文公の時、宰臣、(一一)炙を上りしに、髮(一二)之を繞る。文公、宰人を召して之を譙めて曰く、『女、寡人の哽ぶを欲するか、奚すれぞ髮を以て炙を繞らせる』と、宰人頓首再拜して請ひて曰く、『(一三)臣死

【二】覆は覆治審問なり。
【三】糶は賣る也。
【四】倉は穀藏なり、廥は芻藁の藏なり。穽は窌の誤ならん。窌は、あなぐら也。
【五】韓王。
【六】料理人。
【七】次は次の者。
【八】尚宰は宰人の長。
【九】尚浴は湯番の長。
【一〇】文公は晉の文公。
【一一】あぶり肉。
【一二】之は肉をさす。

ち之が爲めに王に請ひて曰く、『公子甚だ貧しく、馬甚だ痩せたり、王何ぞ之に（二一）馬食を益さゞる』と。王許さず。左右因りて微かに夜、（二二）芻廐を燒かしむ。王、以て賤公子と爲し、乃ち之を誅せり。

魏に老儒あり、濟陽君に善からず。客に、老儒と私かに怨む者あり。（客）因りて老儒を攻めて之を殺し、以て濟陽君に（二三）德して、曰く、『臣、（二四）其の君に善からざるが爲めの故に、君の爲めに之を殺せるなり』と。濟陽君因りて察せずして之を賞せり。一に曰く、濟陽君に、（二五）少庶子の知られず、入りて君に愛せられんと欲する者あり。（適マ）齊、老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむ。濟陽の少庶子、以て功と爲さんと欲し、入りて君に見えて曰く、『齊、老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむるは、名は藥を掘るといふも、實は君の國を間ふなり。君、之を殺せ。（二六）是れ將に濟陽君を以て罪に齊に抵てんとするなり、臣請ふ之を刺さん』と。君曰く『可なり』と。是に於て、明日、之を城陰に得て之を刺せり。濟陽君還つて益〻之を親めり。

（四）陳需は魏王の臣なり、荊王に善し。而して荊をして魏を攻めしむ。荊、魏を攻む。陳需因りて請ひて、魏王の爲めに行きて之を（一）解きぬ。因りて荊の勢を以て魏に相たり。

【二一】馬の飼料。
【二二】秣を藏なる廐。
【二三】恩にきせる也。
【二四】其は老儒をさす。
【二五】少庶子は官名。
【二六】魏國の陰事を持して反りて齊に告げ、濟陽君をして罪に當らしめんとの意なり。
【一】解は和解する也。

と。王、强ひて之を問ふ。對へて曰く、『頃常に言ふ、王の臭を聞ぐを惡む』と。王怒りて曰く、『之を劓れ』と。夫人先づ御者を誡めて曰く、『王適〻言ふあらば、必ず命に從ふ可し』と。御者因りて刀を揄きて美人を劓れり。

費無極は荊の令尹の（一七）近者なり。郤宛、新に令尹に事ふ、令尹甚だ之を愛す。無極因りて令尹に謂つて曰く、『君、宛を愛すること甚し、何ぞ一たび（一八）酒を其家に爲かざる』と。令尹曰く、『善し』と。因りて之をして（一九）具を郤宛の家に爲めしむ。無極、宛に敎へて曰く、『令尹甚だ傲りて、兵を好む、子必ず謹敬せよ、先づ亟かに兵を堂下に陳ね、門庭に及べよ』と。宛因りて之を爲す。令尹往きて大に驚きて曰く、『此れ何ぞや』と。無極曰く、『君殆し、之を去れ、事未だ知るべからざるなり』と。令尹大に怒り、兵を擧げて郤宛を誅して、遂に之を殺せり。

（二〇）犀首、張壽と怨を爲す。陳需新に（魏國ニ）入り、犀首と善からず。（陳需）因りて人をして微かに張壽を殺さしむ。魏王以て犀首となし、乃ち之を誅せり。

中山に賤公子あり、馬甚だ瘦せ、車甚だ弊れたり。（王ノ）左右に、私かに（公子ト）善からざる者あり。乃

【一七】近習の臣。
【一八】爲は猶ほ設くといふがごとし。酒を置くとは酒宴を爲す也。
【一九】具を爲めしむは、準備せしむる也。
【二〇】魏の將公孫衍なり。

荊王の愛する所の妾に鄭袖なる者あり。荊王、新に美女を得。鄭袖因りて之に敎へて曰く、『王は甚だ人の口を（袖モテ）掩ふを喜ぶ、爲し王に近づかば、必ず口を掩へ』と。美女入りて見え、王に近づき、因りて口を掩ふ。王其故を（鄭袖ニ）問ふ。鄭袖曰く、『此れ固より「王の（一）臭を惡む」と言へり』と。王、鄭袖・美女と三人坐するに及び、袖、因りて先づ（二）御者を誡めて曰く、『王適〻言あらば、必ず亟に王の言を聽從せよ』と。美女前みて王に近づき、甚だ數〻口を掩ふ。王勃然として怒つて曰く、『之を劓れ』と。（三）御者因りて刀を揄きて美人を劓れり。一に曰く、魏王、荊王に美人を遺る、荊王甚だ之を悅ぶ。夫人鄭袖、王の之を悅愛するを知るや、亦之を悅愛すること王よりも甚し。衣服玩好、其の欲する所を擇びて之を（四）爲す。王曰く『夫人の我が新人を愛するや、其の之を悅愛すること寡人よりも甚し、此れ孝子の親を養ふ所以、忠臣の君に事ふる所以なり』と。夫人、王の己を以て妬と爲さゞるを知るや、因りて新人に謂つて曰く、『王は甚だ子を悅愛す、然れども子の鼻を惡む、子、王に見え、常に鼻を掩はゞ、則ち王は長く子を（五）幸せん』と。是に於て新人、之に從ひ、王に見ゆる每に、常に鼻を掩ふ。王、夫人に謂つて曰く、『新人、寡人を見て常に鼻を掩ふは何ぞや』と。對へて曰く、（六）『己を知らざるなり』

【一】臭は、臭氣。
【二】御者は侍者なり。
【三】「御」の下、原本「者」の字を脫す、今一本によりて之を補ふ。
【四】爲すは、與ふる也。
【五】幸は寵幸する也。
【六】己の字、疑ふらくは之の字の誤ならん。

（三）〔一〕齊の中大夫に夷射といふ者あり。〔二〕王に御飮す、醉甚しくして、出でて〔三〕郎門に倚る。〔四〕門者刖跪請うて曰く、『足下、之れに〔五〕餘瀝を賜ふに意なきや』と。〔六〕夷射曰く、『叱、去れ、〔七〕刑餘の人、何事ぞ乃ち敢て飮を長者に乞ふ』と。刖跪、走り退く。夷射の去るに及び、刖跪因りて水を〔八〕郎門の霤下に捐て、溺せる者の狀に類す。明日王出でゝ之を〔九〕訶して曰く、『誰か是に溺せる』と。刖跪對へて曰く、『臣見ざるなり。然りと雖も、昨日、中大夫夷射、此に立てり』と。王、因りて夷射を誅して之を殺せり。

魏王の臣二人、濟陽君と善からず。濟陽君、因りて僞りて、人をして王命を矯めて、己れを攻めんことを謀らしむ。王、人をして濟陽君に問はしめて曰く、『誰と與に恨める』と。對へて曰く、『敢て與に恨める無し。然りと雖も、嘗て二人と善からざりしも、〔一〇〕以て此に至るに足らじ』と。王、左右に問ふ。左右曰く、『固に然り』と。王、因りて二人の者を誅せり。

季辛、爰騫と相怨む。司馬喜、新に季辛と惡し。（司馬喜）因りて微かに人をして爰騫を殺さしむ。中山君、以て季辛と爲し、因りて之を誅せり。

〔一〕夷射は、左傳定公二年によれば、邾の大夫にして、齊の中大夫にあらず。
〔二〕王の所にて酒宴に侍る。
〔三〕郎門は廊門なり。
〔四〕門番の足切られし者。
〔五〕餘瀝は餘酒なり。酒を求むる也。
〔六〕「夷射曰く、叱、去れ」は一本には「夷射叱して曰く、去れ」に作る。勝れるに似たり。
〔七〕處刑を受け刖られし者。
〔八〕郎門の霤下は、廊門の雨落ちの下なり。
〔九〕訶は責也。
〔一〇〕己れを攻むるまでには至るまじ。

『(一五)殺されん。越と呉と命を同じうす』と。

大成(一六)牛、趙より申不害に韓に謂ひて曰く、『韓(ノ勢)を以て我を趙に重くせよ、請ふ趙(ノ勢)を以て子を韓に重からしめん、是れ子に兩韓あり、我れに兩趙あるなり』と。

司馬喜は中山君の臣なり、而して趙に善し。(一七)嘗に中山の謀を以て、微かに趙王に告げたり。

呂倉は魏王の臣なり、而して秦と荊とに善し。微かに秦と荊とに諷し、之をして魏を攻めしめ、因りて請ひて和を行ひ、以て自ら重くせり。

宋石は(一八)衞の將なり。衞君は荊の將なり。兩國、難を構へ、二子皆將たり。宋石、衞君に書を遺りて曰く、『二軍相當り、兩旗相望む、唯だ一戰すること無かれ、戰はば必ず兩つながら存せじ。(一九)此れ乃ち兩主の事なり、(吾ト)子と私怨あること無し。善しとせば(二〇)相避けん』と。

白圭、魏に相たり。暴譴、韓に相たり。白圭、暴譴に謂ひて曰く、『子、韓を以て我を魏に輔けよ、我は魏を以て子を韓に(二一)待たん。(乃チ)臣は長く魏に用ひられ、子は(二二)長く韓に用ひられん』と。

【一五】語の言の如くんば、我れも亦其れ烹殺されんのみ、然ども呉と越と共天命を同じうせり。呉と越とは、勢兩存せず。今越、呉を滅せずんば、呉必ず越を滅せん、進退維れ谷まれりと。
【一六】牛は戰國策に午に作る。
【一七】嘗は常と通ず。
【一八】衞は一に魏に作る。
【一九】此れとは戰をさす。
【二〇】戰はざるをいふ。
【二一】善く待遇せん。
【二二】「長く」は一に「常に」に作る。古書には、長と常と通じて用ふ。

と季孫無きとは、我に於て孰れか利なる』。皆曰く、『季孫無くば、必ず叔孫無からん』と。(御者曰ク)『然らば則ち之を救はん』と。是に於て(季孫ノ)西北の隅を(六)撞きて入る。孟孫、叔孫の旗の入るを見て、亦之を救ふ。三桓、一となる。昭公勝たず。(七)逐はれて乾侯に死にき。

公叔、韓に相たり、而して齊に功あり。公仲、甚だ(八)王に重んぜらる。公叔、王の公仲を相とせんことを恐るるや、齊・韓をして約して(九)衛を攻めしむ。公叔因りて齊の軍を(一〇)鄭に内れ、以て其君を劫し、以て其位を固くして、(一一)兩國の約を信にせり。

翟璜は魏王の臣なり、韓に善し。乃ち韓の兵を召し、之をして魏を攻めしめ、因りて請ひて魏王の爲めに之を(一二)構じ、以て自ら重くせり。

越王、呉王を攻む。呉王謝して(一三)服を告ぐ。越王、之を許さんと欲す。范蠡・大夫種曰く、『不可なり。昔、天は越を以て呉に予へしに、呉受けず。(一四)今天、夫差に反す、亦天禍なり。呉を以て越に予ふ、再拜して之を受けよ。許す可からざるなり』と。(呉ノ)太宰嚭、大夫種に書を遺りて曰く、『狡兎盡くれば則ち良犬烹られ、敵國滅ぶれば則ち謀臣亡ぶ。大夫、何ぞ呉を釋して越を患へしめざる』と。大夫種、書を受けて之を讀み、太息して歎じて曰く、

【六】撞きて入るとは、公の圍を撞きて入る也。
【七】此一句は當に「遂に齊に之き、乾侯に死にき」に作るべし。乾侯は晉の境内の邑。
【八】王は韓王をさす。
【九】衛は一に魏に作る。
【一〇】鄭は即ち韓なり。
【一一】兩國は齊韓をさす。
【一二】構和。
【一三】降服を乞ふ。
【一四】天は曩に呉に福を與へしに反し、今禍を與ふと。

く走りて門を出づ。季曰く、『是れ何ぞや』と。家室皆曰く、『有る無し』と。季曰く、『吾れ鬼を見たるか』と。婦人曰く『然らん』と。『(二七)之を爲すこと奈何。』曰く『(二八)五牲の矢を取りて之に浴せよ』と。季曰く、『諾』と。乃ち浴するに矢を以てす。一に曰く、浴するに(二九)蘭湯を以てせりと。

（二） 衞人に、夫妻禱る者あり。而して祝して曰く、『我をして故無くして百束の布を得しめよ』と。其夫曰く、『何ぞ少きや』と。對へて曰く。『(一)是より益さば、子は將に以て妾を買はんとす』と。

荊王、諸公子を四鄰に宦せしめんと欲す。戴歇曰く、『不可なり。』(荊王)曰く、『公子を四鄰に宦せしめば、四鄰必ず之を重んぜん。』(歇)曰く、『(二)子出づる者重んぜらる。重んぜられば則ち重んぜらるゝ所の國の黨と爲らん。則ち是れ子に(三)外市を敎ふるなり。(國ノ爲ニ)便ならず』と。

魯の孟孫・叔孫・季孫、力を相戮せて、昭公を劫かし、遂に其國を奪ひて、(四)其制を擅にす。(初メ)魯の(五)三桓偪るや、昭公、季孫氏を攻む。而して孟孫氏・叔孫氏、相與に謀りて曰く、『之を救はんか』と。叔孫氏の御者曰く、『我は家臣なり、安んぞ公家を知らん。凡そ季孫有る

【二七】 如何せばよからん。
【二八】 五牲は牛羊豕犬雞。
【二九】 蘭は芳草なり。蘭湯に浴するは、蘭草を湯に浸して之に浴するなり。不祥を拂ふといふ。
【一】 利異なるなり。
【二】 公子、外國に出づる者は外國に重んぜらる。
【三】 外市は、外國と交通して相利すること。
【四】 制は政なり。
【五】 三桓とは孟孫、叔孫、季孫なり。桓侯の後なるを以て三桓と云ふ。

るなり』と。長魚矯對へて曰く、『(二五)公之に忍びずば、彼れ將に公に忍びんとす』と。公聽かず。居ること三月にして、諸卿、難を作し、遂に厲公を殺して、其地を分てり。

(二六)州侯、荊に相たり。貴くして(二七)斷を主どる。荊王、之を疑ひ、因りて左右に問ふ。左右對へて曰く、『有ること無し』と。(其言)(二八)一口に出づるが如し。

(二九)燕人、惑へる無きも、故に狗矢に浴せり。燕人、其妻の私に(三〇)士に通ぜるあり。其夫(三一)早く外より(歸り)來る。士適〻出づ。夫(妻ニ向ヒテ)曰く『何れの客ぞや』と。其妻曰く、『客無し』と。左右に問ふに、左右も『有る無し』と言ふこと、一口に出づるが如し。其妻曰く、『公は(三二)惑易せるなり』と。因りて之を浴せしむるに狗矢を以てせり。一に曰く、燕人李季、遠出を好む、其妻、私に士に通ぜるあり。季、(三三)突至すれば、士は(三四)內中にあり。妻、之を患ふ。其(三五)室婦曰く、『(三六)公子をして裸して髮を解きて直ちに門を出でしめよ。吾が屬、見ずと佯らん』と。是に於て、公子、其計に從ひ、疾

【二五】公殺さずんば彼まさに公を殺さん。
【二六】楚襄王の臣。
【二七】政を專斷す。
【二八】臣、勢あれば、內外、用をなす也。
【二九】狗の糞の汁に浴するときは、鬼に魅せられし病を治すといふ。燕人、鬼に惑はされしこと無きに先づ犬の糞の汁に浴せしめられし者あり、其事實は下の如し。矢は糞なり。
【三〇】男子未だ室なきを士と云ふ。
【三一】早くは、早朝なり。
【三二】鬼に魅せらるゝこと。
【三三】突至は、突然至る也。
【三四】內中は閨中なり。
【三五】室婦は婢中の長。
【三六】公子は奸夫をさす。

其勢重を臣に失へば、復た收む可からざるなり。古の人(二)正言するを難る、故に(三)之を魚に託せり。賞罰は利器なり。君、之を操りて以て臣を制し、臣之を得て以て主を(四)壅ぐ。故に君先づ賞する所を見せば、則ち臣之を鬻ぎて以て德を爲す。君先づ罰する所を見せば、則ち臣之を鬻ぎて以て威を爲す。故に(老子)曰く、『國の利器は、以て人に示す可からず』と。

(五)靖郭君、齊に相たり。(六)故人と久しく語れば、則ち故人富む。(七)左右を懷尉すれば則ち左右重し。久しく語ると懷尉するとは、小資なり、猶ほ以て富を成す、況んや吏の勢あるに於てをや。

晉の厲公の時、六卿貴し。(八)胥僮長魚矯、諫めて曰く、『大臣貴重にして(九)主に敵し、爭うて外市して黨を樹つるを事とし、下は國法を亂り、上は以て主を劫かして、國危からざるものは、未だ嘗てあらざるなり』と。公曰く、『善し』と。乃ち(一〇)三卿を誅す。胥僮長魚矯又諫めて曰く、『夫れ同罪の人を、(一一)偏誅して盡さゞるは、是れ怨を懷かしめて之れに(一二)間を借す也』と。公曰く、『吾れ一朝にして三卿を(一三)夷す、(一四)予は盡すに忍びざ

【二】正言は直言する也。
【三】老子に曰く、魚は淵より脫すべからずと。
【四】壅は一に擁に作る。
【五】齊の田嬰。
【六】故人は故舊の人。人以て靖郭君此人を信ずとなして之に賂ふ、故に富む。
【七】左右の者をおもひ慰むるときは、人以て靖郭君此人を愛すとなして、之に貪緣す、故に重し。
【八】胥僮は侍豎なり。
【九】主に敵すとは、君と相匹敵する也。
【一〇】三卿は郤錡 郤犨、郤至なり。
【一一】偏誅は一部の人を誅してすべてを誅せざる也。
【一二】間は間隙なり。
【一三】夷は誅する也。
【一四】予は餘と通ず。

(一)敵の務むる所は、察を淫して靡を就すに在り。(二)人主察せざれば、則ち敵廢置す。故に文王は費仲に資し、而して秦王は楚の使を患へ、黎且は仲尼を去り、而して干象は甘茂を沮む。是を以て子胥宣言して子常用ひられ、(三)美人を内れて虞虢亡び、佯りて書を遺りて萇弘死し、雞猳を用ひて鄶傑盡く。

廢置 六

(一)參疑廢置の事は、明主は之を内に絶ちて、之を外に施す。其(二)輕き者を資け、其弱き者を輔く。此を(三)廟攻と謂ふ。(四)參伍、既に内に用ひられ、(五)觀聽又外に行はるれば、則ち敵の僞得らる。其説は、秦の侏儒の景女君に告ぐるに在り、故に襄疵、鄴を襲はんと言ひ、(六)嗣公、令に蓆を賜へり。

廟攻七 右經

【一】敵は威權匹敵する也。
【二】敵國の務むる所は、我が明察を惑亂して我が修靡を成就するに在り。
【三】人主、此義を察せざるときは、敵國我が相將を廢置す。
【三】美人は女樂なり。
【一】參疑と廢置と二つの事は明主は、敵をして之を我に行はざらしめ、我は之を敵に施し行ふ也。
【二】輕き者とは勢弱き國をいふ。
【三】廟攻とは、之を廟堂の上に論じて、千里の外を攻むるの義。
【四】參伍は互に相錯へて験する也。
【五】間を用ふるをいふ。
【六】嗣公は當に嗣君に作るべし。
【一】臣は當に君に作るべし、勢重は君の居る所なり、之を淵に喩ふ。故に君を魚に喩ふるなり。

(一)勢重は、人主の淵なり、(二)臣は勢重の魚なり。魚、淵を失へば、復た得可からざるなり。人主

(一)事起りて利する所あれば、其尸之を主どる。害する所あれば、必ず反つて之を察す。是を以て、明主の論や、(二)國の害は則ち其利する者を省み、(三)臣の害は則ち其反する者を察す。其說は、(四)楚の兵至りて陳需相たり、黍種貴くして廩吏(五)覆せらるゝに在り。是を以て、昭奚恤は茅を販ぐものを執へ、而して僖侯は其次を譙め、文公は髮、炙を繞り、而して穰侯は帝を立てんことを請ふ。

有反　四

(一)參疑の勢は、亂の由つて生ずる所なり。故に明主は之を愼む。是を以て、晉の驪姬は太子申生を殺し、而して鄭夫人は毒藥を用ひ、衞の州吁は其君完を殺し、公子根は東周を取る。王子職甚だ寵ありて、商臣果して亂を作し、嚴遂・韓廆爭うて、哀侯果して賊に遇ひ、田常・闞止・戴驩・皇喜(二)敵して、宋君簡公殺さる。其說は、狐突の二好を稱すると、鄭昭の未生を對ふるとに在り。

參疑　五

【一】其尸とは、其の利を享くる所の者を謂ふ。凡そ事起りて、利する所あれば、必ず其の利を享くる所の者、或は之を發するを主どる。
【二】國害によりて利する所ある者を省察す。
【三】此臣、害を受くるときは、之に由りて利する所ある彼の臣を覆察する也。
【四】魏國に此害ありて、陳需其利を受く。
【五】覆は反覆して取調ぶる也。
【一】參は雜なり。寵臣、執政の臣に間雜する也。疑は似なり。臣、君に擬ひ、庶、嫡に擬ひ、妾、后に擬ふ也。勢は情勢なり。凡そ亂は此情勢より生ずる也。

(一)君臣の利は異なり。故に(二)人臣に、忠なるもの莫し。故に(三)臣の利立ちて主の利滅ぶ。是を以て姦臣は、敵兵を召きて以て(四)內に除き、外事を擧げて以て主を眩はす。苟くも其私利を成して、國の患を顧みず。其說は衞人の妻夫禱祝するに在るなり。故に戴歇は子弟を議し、而して三桓は昭公を(五)攻め、公叔は齊軍を內れ、而して翟黃は韓兵を召し、太宰嚭は大夫種に說き、大成牛は申不害に教へ、司馬喜は趙王に告げ、呂倉は秦楚を(六)親ましめ、宋石は衞君に書を遺り、白圭は暴譴を教ふ。

利異　二

(一)似類の事は、人主の誅を失ふ所以にして、大臣の私を成す所以なり。是を以て、(二)門人、水を捐てゝ夷射誅せられ、濟陽自ら矯りて二人罪せられ、司馬喜、爰騫を殺して季辛誅せられ、鄭袖、惡臭を言ひて新人劓られ、費無忌、郄宛に教へて令尹誅せられ、陳需、張壽を殺して犀首走る。故に(三)芻廥を燒きて中山罪せられ、老儒を殺して濟陽賞せらる。

似類　三

【一】君の利は、功ありて賞するに在り、臣の利は、功無くして賞を得るに在る等をいふ。
【二】人臣とは凡庸の人臣を言ふ。凡庸の人臣には眞忠なる者莫し。
【三】臣の利は私なり、主の利は公なり。私道勝ち公道塞がるときは、臣の利立ち、主の利滅ぶ。
【四】內は己の害を除く。
【五】攻は一に劫に作る。
【六】親は原本規に作るは誤。
【一】疑似の事は人を惑はし易し、君察せざれば、讒入り、臣、私を成す。
【二】門人は門を守る者。
【三】芻廥は秣を藏むる藏。

卷の十

內儲說下六微第二十九

六微は、一に曰く、權、借して下に在るなり。二に曰く、（一）利、異にして外に借るなり。三に曰く、（二）似類に託するなり。四に曰く、（三）利害、反するあるなり。五に曰く、（四）參疑、內に爭ふなり。六に曰く、（五）敵國の廢置なり。此の六つの者は、主の察すべき所なり。

權勢は以て人に借すべからず。上、其一を失へば、（一）臣以て百を爲す。故に臣借るを得れば則ち力多し、力多ければ則ち內外（二）用を爲す、內外、用を爲せば則ち人主壅がる。其說は、老聃の・魚を失ふを言ふに在り。是を以て人主久しく語れば、左右、（三）懷尉を鬻ぐ。其患は、胥僮の厲公を諫むると・州侯の一言と・燕人の矢に浴するとにあり。

權借 一

【一】君臣利とする所各異にして、臣、外援を借りて自ら重くする也。
【二】疑似相類の事に托して人を讒間す。
【三】事の利とし害とする所の機微を察す。
【四】臣下の勢、君と相稱すれば內爭あり。
【五】敵、計を以て我が臣を廢置する也。
【一】臣之を用ふれば甚だ重し。
【二】其臣のために力を效す。
【三】懷尉は懷慰なり。左右、人主の慰安するの言によりて以て外に自ら售る。詩に云はく、仲山甫をば永く懷うて、以て其心を慰むと。是れ懷慰の文字の出處なり。

齊人の亂を爲さんと欲する者あり。王の之を知らんことを恐れ、因りて詐りて愛する所の者を逐ひ(五)王に走らしめて、之を知らしめき。

子之、燕に相たり。坐して佯り言つて曰く、『走りて門を出でし者は(六)何の白馬ぞや』と。左右皆『見ず』と言ふ。一人あり走りて之を追ひ、報じて曰く、『有り』と。子之、此を以て(七)左右の誠信ならざるを知れり。

相與に訟ふる者あり。(八)子產(九)之を離ちて辭を通ずるを得しむるなく、(一〇)其言を倒にして以て告げて、(一一)之を知れり。

衞の嗣公、人をして客となりて(一二)關市を過らしむ。關吏、之を(一三)苛難せしかば、因りて(一四)關吏に事ふるに金を以てし、關吏乃ち之を舍せり。嗣公關吏に(一五)爲つて曰く、『某の時、客あり而の所を過ぎ、汝に金を與へて、汝因つて之を遣れり』と。關吏乃ち大に恐れて、嗣公を以て明察と爲せり。

右傳

【五】王の所に走らしめて其動靜を窺はせしなり。
【六】誰家の白馬ぞ。
【七】白馬有りと僞り報ずるものは、是れ誠信ならざるたり。
【八】鄭の宰相。
【九】二人を別所に置き相語るを得ざらしむ。
【一〇】其言は、二人の言をいふ。
【一一】其眞情を知る也。
【一二】市の關門。
【一三】苛難は苛酷に難詰する也。
【一四】關吏に賂ふなり。
【一五】爲は謂と通ず。

し、皆其所に悚懼して敢て非を爲さゞりき。

周主、令を下して（七）曲杖を索む。吏之を求むること數日にして、得ること能はず。周主、私に人をして之を求めしむ。日を移さずして之を得たり。乃ち吏に謂つて曰く、『吾れ、吏の事を事とせざるを知れり。曲杖は甚だ易きなり、而も吏は得ること能はず。我、人をして之を求めしめしに、日を移さずして之を得たり。豈に忠と謂ふ可けんや』と。吏乃ち皆其所に悚懼して、君を以て神明と爲せり。

卜皮、縣の令たり。其御史、（八）汚穢にして、愛妾あり。卜皮乃ち少庶子をして佯りて（九）之を愛せしめ、以て御史の陰情を知りき。

西門豹、鄴の令たり。佯りて其（一〇）車轄を亡ふ。吏をして之を求めしめしが得ること能はず。人をして之を求めしめて、之を家人の屋間に得たり。

（七）陽山君、（一）衞に相たり。王の己れを疑へるを聞き、乃ち（二）樛豎を僞り謗りて、（三）以て之を知れり。

淖齒、齊王の己れを惡むと聞くや、乃ち（四）矯りて秦の使を爲して、以て之を知れり。

【七】曲れる杖。
【八】穢行ある也。
【九】之は其妾をさす。
【一〇】車のくさび。
【一】衞は魏なり。此時、衞削弱せられて魏に屬す、故に魏を衞といふ。
【二】王の愛せる少童樛と云ふ者を僞り謗りて之を怒らしむる也。
【三】樛豎怒りて、王の陽山君を信ぜざることを言ひて、之を謗れるなり。
【四】其私人を詐つて秦の使者となす。

誡めて、『敢て人に吾が女に問へる所を告ぐること無かれ』といひて、因りて市吏を召して之を誚めて曰く、『市門の外、何ぞ牛屎多きや』と。市吏、甚だ太宰の之を知ること疾きを怪み、乃ち(二六)其所に悚懼せり。

(六) 韓の昭侯、(一)爪を握りて、佯りて一爪を亡ふとて、之を求むること甚だ急なり。左右因りて其爪を割りて之を效す。昭侯、以て左右の臣の誠ならざるを察せり。

韓の昭侯、(二)騎を縣に使せしむ。使者報ず。昭侯問うて曰く、『何をか見し』と。對へて曰く、『見る所無し』と。昭侯曰く、『然りと雖も、何をか見し』と。曰く、『南門の外に、黃犢の苗を道の左に食ふものあり』と。昭侯、使者に謂ふ、『敢て吾が女に問ひし所を洩すこと無かれ』と。乃ち令を下して曰く、『苗の時に當りて、牛馬の人の田中に入るを禁ずるは、國に(三)令あり。而るに吏、(四)以て事を爲めず、牛馬甚だ多く人の田中に入る。亟に其數を擧げて(五)之を上れ。得ずば、將に其罪を重くせんとす』と。是に於て(六)三鄕擧げて之を上る。昭侯曰く、『未だ盡さゞるなり』と。復た往きて之を審にし、乃ち南門の外の黃犢を得たり。吏、昭侯を以て明察と爲

【二六】其所とは、各の分位をいふ。

【一】爪を握るとは、十指の爪を翦りて、一指の爪を藏す也。

【二】騎士をして縣を巡視せしむる也。

【三】令は條令なり。

【四】己の職事に任ぜざる也。

【五】上は上言する也。

【六】鄕は方なり。三鄕は三方なり、卽ち東西北門の外をいふ。

づこと間らくありて、(五)以て之に詔ぐるなくして卒に遣り行らしむ。(而)市者以爲らく、(六)令、公大夫と言へるありとて、(七)相信ぜず。以て姦無きに至れり。

戴驩は宋の太宰たり。夜、人を使せしめて曰ふ。『(八)吾れ聞く、數夜、(九)輜車に乘りて李氏の門に至る者ありと。謹みて我が爲めに之を伺へ』と。使人報じて曰く、『輜車を見ず、笥を奉じて李氏と語る者あるを見る、間ありて、李氏、笥を受けたり』と。

周主(故ラ)玉簪を亡ふ。吏をして之を求めしめしに、三日にして得ること能はず。周主、(一〇)人をして之を求めしめて、之を(一一)家人の屋間に得たり。周主曰く、『吾れ、吏の事を事とせざるを知れり。簪を求むること三日にして、之を得ず。吾れ人をして之を求めしめしに、日を移さずして之を得たり』と。是に於て吏皆聳懼して、以爲らく君は神明也と。

(一二)商の太宰、(一三)少庶子をして市に之かしむ。(一四)顧反して之に問ひて曰く『何をか市に見し』と。對へて曰く、『見ること無し』と。太宰曰く、『然りと雖も、何をか見し』と。對へて曰く、『市の南門の外に、甚だ牛車衆く、僅に以て行くべかりしのみ』と。太宰因りて(一五)使者を

【五】何も之に命ずることなくして去らしむ。
【六】公大夫の市者の姦を言へるを恐るる也。
【七】公大夫と市者と相疑ふ。
【八】太宰佯りて告げて以て使人を試みる也。
【九】蔽を垂れたる車。
【一〇】人は、他人をいふ。
【一一】民家。
【一二】商は宋なり。
【一三】官名。
【一四】顧反は、かへる也。
【一五】使者は少庶子をさす。

て曰はん、「三城を獻ぜざればなり」と。臣故に曰く、王講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦悔いんと。』王曰く、『[二〇]爲我れ悔いなば、寧ろ三城を亡うて悔いん。危くして乃ち悔ゆること無けん 寡人、講に斷ぜり』と。

[二一]應侯、秦王に謂つて曰く、『王は[二二]宛・葉・藍田・陽夏を得、[二三]河内を斷ち、[二四]梁鄭を困しむ。(然ルニ)未だ王たらざる所以の者は、[二五]一に在るのみ。趙未だ服せざればなり。[二六]上黨を弛し、以て東陽に臨まば、則ち[二七]邯鄲は(恰モ)口中の虱ならん。王[二八]拱して天下を朝せしめ、(朝ニ)後るる者は兵を以て之に中つべし。然るに[二九]上黨は安樂にして、其處甚だ劇、臣、之を弛さんとするも聽かれざらんことを恐る、奈何』と。王曰く『[三〇]必ず之を弛易せん』と。

(五) 龐敬は縣令なり。(一日、市ニ在リテ)[一]市者を遣りて行らしめ、而して[二]公大夫を[三]召して之を還す。[四]立

【二〇】寧ろ三城を失ふも國を危くするなからん。
【二一】秦相范睢。
【二二】宛葉藍田陽夏は楚の地名。
【二三】河内は魏の地。
【二四】梁鄭は、魏と韓。
【二五】「一に在るのみ」は原本「上黨を弛し」の下に在り。今、一本によりて之を正す。
【二六】弛は移なり。上黨を圍むの兵を移して以て東陽に臨むをいふ。東陽は先に衞に屬し今は趙に屬す。
【二七】邯鄲は趙の都。
【二八】拱は手を拱く也。
【二九】劇は繁盛なり。上黨は要地にして、其貢する所、以て王の心を娛ましむるに足るを云ふ。
【三〇】上黨を棄て、東陽と相易へん。
【一】市者は市を治むる有司なり。
【二】公大夫は縣令の屬官。公邑の大夫なり。
【三】市にある公大夫を召し還す。
【四】立つは、縣令と公大夫と並びて立つ也。

を好む。處士逃る。一に曰く、韓の昭侯曰く、『竽を吹く者衆し、吾れ其善き者を知ること無し』と。田嚴對へて曰く、『一一にして之を聽け』と。

趙、人をして(八)申子に因りて韓に兵を請はしめ、將に以て魏を攻めんとす。申子、之を君に言はんと欲すれば、君の己れが(九)外市せんと欲すと疑はんことを恐れ、不ざれば則ち趙に惡しからんことを恐る。乃ち趙紹・韓沓をして君の(一〇)動貌を嘗試みて而る後に之を言はしむ。內は則ち昭侯の意を知り、外は則ち趙に(一一)得するの功ありき。

(一二)三國の兵至る。(一三)韓王、樓緩に謂つて曰く、『三國の兵(一四)深し、寡人河東を割きて(和チ)講ぜんと欲す、何如』と。對へて曰く、『夫れ河東を割くは(一五)大費なり。(而カ)國を患より免れしむるは、大功なり。(一六)此れ(一七)父兄の任なり。王何ぞ公子氾を召して問はざる』と。王、公子氾を召して之を告ぐ。對へて曰く、『(和ヲ)講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦悔いん。王今河東を割きて講ぜば、三國歸らん。王必ず曰はん、「(一八)三國固より且に去らんとせり、吾れ特に三城を以て之を送れり」と。講ぜずんば、三國、(一九)韓に入らん。則ち國必ず大に擧げられん。王必ず大に悔い

(八) 申不害。
(九) 外市は、外國の爲めに兵を請うて利を貪る。
(一〇) 動貌は、やうす。
(一一) 得は德と通ず。
(一二) 魏、齊、韓の三國、秦を攻めて函谷に入る。
(一三) 韓王は當に秦王に作るべし。
(一四) 深く入る。
(一五) 大損。
(一六) 宜しく父兄と謀るべし。
(一七) 父兄は公族をいふ。
(一八) 三城を與へざるも亦去りたるべきにと悔ゆるなり。
(一九) 韓は當に秦に作るべし。

之を藏す』と。昭侯曰く、『子が知る所にあらざるなり。吾れ聞く、明主は（二八）一嚬一笑を愛しむと。嚬すれば、爲めに嚬するものあり、笑へば、爲めに笑ふものあり。今夫れ袴は豈に特に嚬笑のみならんや。袴の嚬笑に與ける遠し。吾れ必ず有功の者を待たん。故に之を收藏して、未だ予ふることあらざるなり』と。

鱣は蛇に似、蠶は蠋に似たり。人、蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則ち（二九）毛起す。然るに婦人は、蠶を拾ひ、漁者は鱣を握る。利の在る所は、則ち其の惡む所を忘れて、皆（三〇）孟賁となるなり。

（四）魏王、（一）鄭王に謂って曰く、『始め鄭・（二）梁は一國なりしも、已にして別れたり。今願はくは復た鄭を得て之を梁に合せん』と。鄭君之を患へ、群臣を召して、之と、魏に對ふる所以を謀る。鄭の公子、鄭君に謂って曰く、『此れ甚だ應へ易し。君、魏に對へて曰へ、「鄭の故の魏たるを以てして合すべくば、則ち弊邑も亦願はくは梁を得て之を鄭に合せん」と。』魏王乃ち止めり。

齊の宣王、人をして（三）竽を吹かしむるや、必ず（四）三百人。（五）南郭の處士、請うて王の爲めに竽を吹く。宣王之を說び、（六）廩食數百人（分）を以てす。宣王死し、湣王立つ。（七）一一にして之を聽かんこと

【二八】嚬は眉をひそめて憂ふること、卽ち一喜一憂なり。愛むとは、みだりにせざる也。
【二九】毛起は、身の毛よだつ也。
【三〇】孟賁は古の勇士。
【一】韓王也、韓、鄭を滅す、故に鄭王と云ふ。
【二】魏、大梁に都す、故に梁は魏。
【三】笛の類。
【四】三百人合奏す。
【五】齊の南郭に住む浪士。
【六】廩米卽ち俸給。
【七】一一は、一人一人づゝ也。

越王、呉を伐たんことを慮る。人の死を輕んぜんことを欲するや、（外）出でて、（一九）怒鼃を見て、乃ち之が爲めに（二〇）式す。從者曰く、『奚ぞ此に敬する』と。王曰く、『其の（二一）氣あるが爲めの故なり』と。明年、（二二）頭を以て王に獻ぜんと請ふ者、歲に十餘人ありき。此に由りて之を觀れば、之を譽むるを以て人を殺すに足れり。

一に曰く、『越王句踐、怒鼃を見て之に式す。御者曰く、『何爲れぞ式する』と。王曰く、『鼃、氣あること此の如し、爲に式すること無かる可けんや』と。士人之を聞きて曰く、『鼃に氣あるすら、王猶ほ爲めに式す。況んや（二三）人の勇ある者をや』と。是歲、人、自ら剄して死し其頭を以て獻ずる者あり。故に越王將に呉に（二四）復せんとして、其（二五）敎を試む。臺を燔きて之に（二六）鼓し、民をして火に赴かしむるものは、賞、火に在ればなり。江に臨みて之に鼓し、人をして水に赴かしむるものは、賞、水に在ればなり。戰に臨みて人をして頭を絕ち腹を刳きて、（二七）顧心なからしむるものは、賞、兵に在ればなり。又況んや法に據りて賢を進むるをや。其功、此よりも甚しからん。

韓の昭侯、人をして弊袴を藏せしむ。侍者曰く、『君も亦不仁なり、弊袴すら以て左右に賜はずして、

【一九】蛙の怒りて鬪はんとせる者。
【二〇】式は軾と同じ、車の横木。敬する所あれば則ち俯して之に憑りて禮す。
【二一】氣は怒氣をいふ。
【二二】頭は自分の頭をいふ。頭を以て王に獻ぜんと請ふ者とは、敢て死せんと請ふ者也。
【二三】人は、一本には、士人に作る。
【二四】復は復讐なり。
【二五】敎は軍令なり。
【二六】鼓を打つ。
【二七】顧心は後を顧みる念。

之を徙すもの莫し。之を徙す者あるに及びて、(一)還つて之に賜ふこと令の如くせり。俄かに又一石の(二)赤菽を東門の外に置きて、之に令して曰く、『能く此れを西門の外に徙す者あらば、之に賜ふこと初めの如くせん』と。人爭ひて之を徙せり。乃ち令を(三)大夫に下して曰く、『明日且に亭を攻めんとす、能く先登する者あらば、之を國大夫に任じ、之れに上田宅を賜はらん』と。人爭ひて之れに趨く。是に於て亭を攻め、一朝にして之を拔けり。

李悝、魏の文侯の上地の守となる。而して人の善く射んことを欲するや、乃ち令を下して曰く、『人の(四)狐疑の訟ある者は、之をして的を射しめ、之に中たる者は勝とし、中たらざる者は負とせん』と。令下りて人皆疾く射を習ひて、日夜休まず。秦人と戰ふに及び、大に之を敗る。人の戰射を善くせるを以てなり。

宋の崇門の巷人、(親ノ)喪を服して(五)毀せ、甚だ瘠せたり。(六)上以爲らく、親に慈愛ありと。擧げて以て(七)官師となせるに、明年、人の以て毀死する所の者、歳に十餘人ありき。子の親の喪を服するは、之を愛するが爲めなり、而も尙ほ賞を以て勸む可きなり、(八)況んや君上の民に於けるをや。

【一】還つてとは其の怪しむ所に反して也。
【二】赤菽は赤き豆。
【三】一本には「大夫に」の字無し、從ふべきに似たり。
【四】狐は疑多し、その如く理非の決し難き訟。
【五】毀は喪に居りて瘠するなり。
【六】上は宋君をいふ。
【七】官師は下士なり。
【八】君臣には親子の愛なし、賞勸の要あること論なし。

なり。君固く之を握れ。以て人に示すべからず。(二)若如の臣は、猶ほ獸鹿のごときなり。(三)唯だ薦草に而就くと』。

越王、大夫文種に問うて曰く、『吾れ吳を伐たんと欲す、可ならんか』と。對へて曰く、『可なり、吾が賞は厚くして信に、罰は嚴にして必す。君之を知らんと欲せば、何ぞ試みに宮室を焚かざる』と。是に於て遂に宮室を焚く。人、之を救ふもの莫し。乃ち令を下して曰く、『人の火を救ひて死する者は、敵に死するの賞に比せん。火を救ひて而も死せざる者は、敵に勝つの賞に比せん。火を救はざる者は、北降の罪に比せん』と。(是ニ於テ)人ごとに其體に(四)塗り、濡衣を被りて、火に(五)走る者、(六)左に三千人、右に三千人なりき。此れ必勝の勢を知るなり。

吳起、魏の武侯の西河の守となる。秦に(七)小亭ありて境に臨む。吳起、之を攻めんと欲す。(此小亭ヲ取リ)去らざれば則ち甚だ(八)田者を害す。之を去るには則ち(九)以て甲兵を徵するに足らず。是に於て乃ち一車轅を北門の外に倚せて、之に令して曰く、『能く此を南門の外に徙す者あらば、之に(一〇)上田と上宅とを賜はらん』と。人

【二】若如は此の如しの義なり。若如の臣とは、凡庸の臣なり。
【三】薦草は、茂草なり。獸鹿は、薦草に就く、人臣は厚賞に歸すること、猶獸鹿の薦草に於けるが如し。
【四】泥を以て塗るなり。
【五】走は一に赴に作る。
【六】左右とは、越王、士を好みて、食客游士を宮門の左右に舍せるをいふ。
【七】小亭は小き障壁。境は魏の國境をいふ。
【八】田を作るもの。
【九】亭小なるが故なり。
【一〇】上田は上等の田。上宅は上等の宅なり。

之を（一三）名とするにあらざれば、則ち之を（一四）利とするなり」と。是に於て（桓公）乃ち令を下して曰く『棺椁の度に過ぐる者は、其尸を戮し、夫の喪に當る者を罪せん』と。夫れ（一五）死を戮すれば名なく、喪に當る者を罪すれば利なし。人何の故にか之を爲さんや。

衞の嗣君の時、（一）胥靡あり、逃れて魏に之き、因りて襄王の后の爲めに病を治す。衞の嗣君之を聞き、人をして五十金を以て之を買はんと請はしむ。（二）五反して、魏王予へず。乃ち（三）左氏を以て之に易へんとす。群臣左右、諫めて曰く、『夫れ一都を以て胥靡を買ふ、可ならんや』と。王曰く、『子が知る所にあらざるなり。夫れ（四）治は小なること無くして、亂は大なること無し。法、立たずして、誅、必せずんば、十の左氏ありと雖も益無きなり。法立ちて誅必せば、十の左氏を失ふと雖も、害無きなり』と。魏王、之を聞きて曰く、『（五）主、治を欲して（我）之を聽かざるは不祥なり』と。因りて（六）載せて往き、（七）徒之を獻ぜり。

（一）齊王、（二）文子に問うて曰く、『國を治むること如何』と。對へて曰く、『夫れ賞罰の道たる、利器

【一三】名とすとは、名の爲めにする也。
【一四】利とすとは、利の爲めにする也。
【一五】死は當に屍に作るべし。
【一】刑徒。
【二】五たび往返す。
【三】衞の都邑の名。
【四】治の小なる者を急務として治めざる勿れ、亂の大なる者を顧慮して靖んぜざる勿れ。
【五】人主即ち嗣君。
【六】載すとは、胥靡を檻車に載する也。
【七】其地を取らずして之を獻ぜり。
【一】文子は、老子の道を修むる者。

びず。太だ薛公に仁ならば、則ち大臣重きこと無く、太だ諸田に忍びずば、則ち（六）父兄、法を犯さん。大臣重きこと無くば、則ち兵、外に弱く、父兄、法を犯さば、則ち政、內に亂れん。兵外に弱く、政內に亂るるは、此れ亡國の本なり』と。

魏の惠王、卜皮に謂つて曰く、『子、（七）寡人の聲聞を聞けること亦如何』と。對へて曰く『臣、王の慈惠なるを聞けり』と。王欣然として喜びて曰く、『然らば則ち（八）功、且に安くにか至らんとする』と。對へて曰く、『王の功は亡ぶるに至らん』と。王曰く『慈惠は行の善なる也。之を行ひて亡ぶとは何ぞや』と。卜皮對へて曰く、『夫れ慈とは忍びずして、惠とは與ふるを好む也。忍びざれば則ち過あるを誅せず、予ふるを好めば則ち功あるを待たずして賞す。過ありて罪せず、功なくして賞を受く、亡ぶと雖も亦可ならずや』と。

齊國（九）厚葬を好む。（一〇）布帛は衣衾に盡き、材木は（一一）棺槨に盡きんとす。桓公、之を患へ、以て管仲に告げて曰く、『布帛盡きなば、則ち以て（一二）蔽をなす無く、材木盡きなば、則ち以て（國ノ）守備をなす無けん。然るに人、厚葬を之れ休めず、之を禁ずる奈何』と。管仲對へて曰く、『凡そ人の爲すある、

【六】父兄は宗室。

【七】自分に關する評判。

【八】如何なる功績をか見るを得べき。

【九】厚葬は厚き葬式。

【一〇】國中の布帛は、死者の衣とふすまとを作る爲めに盡きんとす。

【一一】屍を入るるひつぎとひつぎを入るる外棺。

【一二】蔽は軍中敵望を遮ぎるもの。

自ら衆を率ゐて火を救ふ者を趣がす。左右に人無し。（人ハ）盡く獸を逐ひて、火、救はれず。乃ち召して仲尼に問ふ。仲尼曰く、『夫れ獸を逐ふ者は、樂みて罰無く、火を救ふ者は、苦みて賞無し、此れ火の救はるゝ無き所以なり』と。哀公曰く、『善し』と。仲尼曰く、『事急なり、以て賞するに及ばじ。（若シ又）火を救ふ者を、盡く之を賞せば、則ち（四）國以て人に當るに足らじ、請ふ徒に（五）罰を行はん』と。哀公曰く、『善し』と。是に於て仲尼乃ち令を下して曰く、『火を救はざる者は、（六）降北の罪に（七）比せん、獸を逐ふ者は、（八）入禁の罪に比せん』と。令未だ下に遍ねからざるに、火は已に救はれぬ。

成驩、齊王に謂つて曰く、『王太だ仁、太だ（一）人に忍びず』と。王曰く、『太だ仁太だ人に忍びざるは、善名にあらずや』と。對へて曰く、『此人臣の善なり、人主の行ふ所に非ざるなり。夫れ人臣は必ず仁にして後（之ト）與に謀るべし、人に忍びずして後（之ヲ）近づく可し。仁ならざれば則ち與に謀る可からず、人に忍ぶれば則ち近づく可からざる也』と。王曰く、『然らば則ち寡人安れの所か太だ仁にして、安れか人に忍びざる』と。對へて曰く、『王太だ（二）薛公に（三）仁にして、太だ（四）諸田に（五）忍

【四】國を舉げて賞するも、足らざるべし。
【五】罰は原本には賞に作る、今一本によりて之を正す。
【六】降北は敵に降ると逃ぐると也。
【七】比は同様に見る也。
【八】入禁は禁苑へ犯し入るなり。
【一】憐みの心深きをいふ。
【二】田嬰。
【三】之を優遇すること過ぐるなり。
【四】諸の田氏。
【五】其罪を治せざるに過ぐるを云ふ。

をして其易き所を去りて、其難き所に離ること無からしむ。此れ治の道なり。夫れ小過生ぜず、大罪至らざれば、是れ人、罪無くして、亂、生ぜざるなり。一に曰く、公孫鞅曰はく、『刑を行ひて其輕き者を重くすれば、（七）輕き者至らず、重き者來らず。是れを刑を以て刑を去ると謂ふなり』と。

荊南の地、（八）麗水の中に金を生ず。人多く竊みて金を采る。金を采るの禁は、（九）得れば輒ち市に（一〇）辜礫す。（辜礫セラルヽモノ）甚だ衆くして、其水を（一一）壅離すれども、而も人、金を竊みて止まず。夫れ罪は市に辜礫せらるゝよりも重きは莫くして、猶ほ止まざるものは、（禁ヲ犯ス者）必ずしも得られざればなり。故に今此に人ありて、『汝に天下を予へて、而して汝が身を殺さん』と曰はば、庸人も（一二）爲さゞらん。夫れ天下を有つは、大利なり、猶ほ爲さゞるものは、必ず死するを知ればなり。故に必ずしも得られざれば、則ち辜礫すと雖も、金を竊みて止まず。必ず死するを知れば、則ち（一三）天下をも爲さゞるなり。

魯人、（一）積澤を燒く。天（偶ニ）北風ありて、火、南に（二）倚る。（三）國を燒かんことを恐る。哀公懼れ、

【七】民、重輕罪共に罹ることなし。
【八】異物志に云はく、金は麗水に生ず。
【九】得るは捕獲する也。
【一〇】辜礫は礫殺する也。
【一一】壅離は籬柵を設けて入るを禁ず。
【一二】之を辭する也。
【一三】「天下をも爲さざるなり」は一本には「之に天下を與ふと雖も、爲さざるなり」に作る。
【一】積澤は藪澤なり。燒くは燒きて獵する也。
【二】倚は向ふなり。
【三】國は城郭なり。

と。(二)一に曰く、殷の法、灰を(三)公道に棄つる者は、其手を斷つ。子貢曰く、『灰を棄つるの罪は輕く、手を斷つの罰は重し、古人何ぞ太だ(四)毅なるや』と。(孔子)曰く、『灰を棄つる無きは、易しとする所なり。手を斷つは、惡む所なり。易しとする所を行ひて、惡む所に罹らざらしむるは、古人以て易しと爲す、故に之を行へり』と。

(一)中山の相、樂池、車百乘を以て趙に使す。其客の智能ある者を選び、以て(二)將行と爲す。中道にして(行伍)亂る。樂池曰く、『吾れ公を以て智ありと爲して、公をして將行たらしむ。今中道にして亂るゝは、何ぞや』と。客因りて辭し去り、(去ラントシテ)曰く、『公は治(の大體)を知らず。威あれば以て人を服するに足り、利あれば以て人を勸むるに足る、故に能く之を治む。今臣は君の(三)少客なり、夫れ(四)少より長を正し、賤より貴を治めて、而も(五)其利害の柄を操りて以て之を制することを得ず。此れ亂るゝ所以なり。嘗試に(六)臣をして、彼の善き者は、我れ能く以て卿相となし、彼の善からざる者は、我れ以て其首を斬るを得しめば、何の故にしてか治まらざらん』と。

公孫鞅の法には輕罪を重くす。重罪は人の犯し難き所なり、而して小過は人の去り易き所なり、人

【二】一は、一說なり。
【三】公道は大路なり。
【四】毅は酷なり。
【一】中山は國の名。池は沱に同じ。
【二】將行は從者を取締る役。
【三】少客は客中の少年の者。
【四】少より長を正し、賤より貴を治むるは、威無きなり。
【五】利なき也。
【六】生殺の權を得ば。

に人溺るゝこと多し。子必ず子の刑を嚴にして、子の懦に溺れしむること無かれ」と。子產死す。游吉肯て刑を嚴にせず。(是ヲ以テ)鄭の少年相率ゐて盜をなして、〔五〕萑澤に處り、將に遂に以て鄭の禍を爲さんとす。游吉、車騎を率ゐて與に戰ふ。一日一夜にして、僅に能く之に剋てり。游吉喟然として歎じて曰く、『吾れ蚤く夫子の敎を行ひたらば、必ず悔、此に至らざりしならん』と。

魯の哀公、仲尼に問うて曰く、『〔六〕春秋の記に曰ふ、〔七〕「冬十二月、隕霜、菽を殺さず」と。何爲れぞ此を記せる』と。仲尼對へて曰く、『此れ以て殺すべくして殺さざるを言へるなり。夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば、梅李冬實る。天、道を失へば、草木も猶ほ之を〔八〕犯干す、而るを況んや人に君たるに於てをや』と。

殷の法に、灰を街に棄つる者を刑す。子貢、以て重しと爲して、之を仲尼に問ふ。仲尼曰く、『治の道を知れり。夫れ灰を街に棄てば、必ず〔九〕人を掩はん、人を掩はゞ、人必ず怒らん、怒らば則ち鬪はん、鬪はゞ必ず〔一〇〕三族相殘はん。此れ三族を殘ふの道なり。之を刑すと雖も可なり。且つ夫れ重罰は、人の惡む所にして、灰を棄つること無きは、人の(行ヒ)易しとする所なり。人をして之を易しとする所に行うて、而して惡む所に〔一一〕離ること無からしむるは、此れ治の道なり』

【五】地名。
【六】魯史の名。
【七】僖公三十三年十二月、隕霜草を殺さず李梅實ると。
【八】犯干は、をかす也。
【九】灰とびて人目を掩翳す。
【一〇】三族は父母妻の族。
【一一】離は罹と同じ。

(龐曰ク)『二人『市に虎あり』と言はば、王之を信ぜんか』と。(王曰ク)『信ぜず』と。(龐曰ク)『三人『市に虎あり』と言はば、王之を信ぜんか』と。王曰く、『寡人之を信ぜん』と。龐恭曰く、『夫れ市の虎無きや明らけし、然るに三人言ひて【四】虎を成す。今、邯鄲の魏を去るや、市よりも遠し。臣を議するもの三人に過ぎん。願はくは王之を察せよ』と。(後チ)龐恭、邯鄲より反る。(果シテ)竟に(魏王ニ)見ゆることを得ざりき。

(二)【一】董閼于、趙の上地の守となり、石邑の山中を行る、澗深峭にして牆の如く、深さ百仞なり。因りて其旁郷の【二】左右に問うて曰く、『人嘗て此に入りし者あるか』と。對へて曰く、『有る無し』と。曰く、『嬰兒・癡聾・狂悖の人嘗て此に入りし者あるか』と。對へて曰く、『有る無し』と。(問テ曰ク)『牛馬・犬彘、嘗て此に入りし者あるか』と。對へて曰く、『有る無し』と。董閼于【三】喟然として太息して曰く、『吾れ能く治めん。吾が法の赦すなきこと猶ほ澗に入るの必ず死するがごとくならしめば、則ち人之を敢て犯すこと莫からん、何爲れぞ治まらざらん』と。

子産、鄭に相たり。病みて將に死せんとす。游吉に謂つて曰く、『我が死せる後は、子必ず鄭(ノ政)を用ひん。必ず嚴を以て人に蒞め、夫れ火の形は嚴なり。故に人灼かるゝこと鮮し、水の形は懦なり。【四】故

【四】無きものも遂に有るものとなる。

【一】趙簡子の臣。
【二】左右は左右の村落なり。
【三】なげく貌。
【四】民狎れて之を翫ぶ、故に多く溺死す。原本「故に」の字を脱す、今一本によりて之を補ふ。

ん』と。

衞の(一)嗣君、(二)如耳を重んじ、世姬を愛せり。而して其の皆其愛重に因りて以て己れを壅がんことを恐れ、乃ち(三)薄疑を貴くして以て之を如耳に敵せしめ、魏姬を尊くして以て世姬に(四)耦せしめて曰く、『(五)是れを以て相參するなり』と。(コレ)嗣君、壅ぐこと無きを欲するを知りて、而も未だ其術を得ざるなり。夫れ賤をして貴を議し下をして必ず上に(六)偪らしめずして、必ず(七)勢重の鈞しきを待ちて、而る後敢て議せしめば、則ち(八)是れ益〻壅塞の臣を樹うるなり。嗣君の壅がるゝこと乃ち(此ニ)始まる。夫れ矢の來る鄕ふところあれば、則ち(其處ニ)鐵を積みて(九)以て一の鄕ふところに備ふ。矢の來る、鄕ふところ無ければ、則ち(一〇)鐵室を爲りて以て盡く之に備ふ。之に備ふれば、則ち體傷かず。故に(一一)彼れは盡く之に備ふるを以て傷かず、(一二)此れは盡く之に敵するを以て姦無き也。

(一)龐恭、太子と與に(二)邯鄲に(三)質たらんとす。魏王に謂つて曰く、『今、一人「市に虎あり」と言はば、王之を信ぜんか』と。曰く『信ぜず』と。

【一】衞の平侯の子なり、秦、其號を貶して君と爲す。
【二】魏の夫人。
【三】人名。
【四】耦は敵なり。
【五】是の術を以て相參錯するなり。
【六】偪は原本には坐に作る。
【七】鈞は平なり、勢重鈞しとは、威權相同じきを云ふ。
【八】兩者交〻君を壅ぐに由る
【九】以て一方を禦げば足る。
【一〇】鐵室は、全身を盡く掩ふ甲。
【一一】彼とは、矢に備ふるをいふ。
【一二】此とは、臣下に備ふるをいふ。
【一】魏臣。
【二】趙の都城。
【三】質は人質なり。

に鐘を鑄る、鐘成る、丙、敢て撃たず、豎牛をして之を（撃ツコトヲ）叔孫に請はしむ。豎牛爲めに請はず。又之を愬きて曰く、『吾れ已に爾が爲めに之を請へり、爾をして之を撃たしむ』と。丙因りて之を撃つ。叔孫之を聞きて曰く、『丙請はずして擅に鐘を撃てり』と。怒りて之を逐へり。丙、齊に出走す。居ること一年。豎牛（丙ノ）爲めに叔孫に謝す。叔孫、豎牛をして之を召さしむ。又召さずして之に報じて曰く、『吾れ已に之を召せるに、丙怒れること甚しく、肯て來らず』と。叔孫大に怒り、人をして之を殺さしむ。二子已に死す。叔孫、病あり。豎牛因りて獨り之を（五）養ひて、左右（ノ臣下）を去り、人を內れず。曰く、『叔孫は人の聲を聞くを欲せず』と。因りて食はずして餓死せしむ。叔孫已に死す。豎牛因りて喪を發せず、其府庫重寶を徙し、之を空しくして齊に奔れり。夫れ信ずる所の言を聽きて、而も子父、人の（六）僇となる、此れ（七）參せざるの患なり。

江乞、魏王の爲めに荊に使す。荊王に謂つて曰く、『臣、王の境內に入り、王の國俗を聞けり。曰く「君子は人の美を蔽はず、人の惡を言はず」と。誠に之れ有りや』と。王曰く、『之れ有り』と。（江乞曰ク）『然らば則ち（八）白公の亂の若きあらば、（九）危きなきを得んや。誠に此の如きを得ば、（一〇）臣死罪を免れ

【五】養は、看病する也。
【六】僇は戮なり。
【七】參は參觀なり。
【八】楚の太子建、讒せられて鄭に走る、鄭人、之を殺す、建の子白公勝、鄭を伐たんと請ふ、令尹子西從はず、勝怒りて子西を殺し、又惠王を劫かす。
【九】人の惡を言はざれば、則ち白公、其姦謀を成すを得べし、故に危き也。
【一〇】臣は姦臣等をさす。

らざるなり。夫れ齊・荊を〔五〕攻むるの事、誠に利にして、一國盡く以て利と爲さんか、是れ何ぞ智者の衆きや。齊・荊を攻むるの事、誠に不利にして、一國盡く以て利となさんか、何ぞ愚者の衆きや。凡そ〔六〕謀るは疑へばなり、〔七〕疑ふとは、誠に疑ひて、以て可となす者半、以て不可となす者半なり。(然ルニ)今、一國盡く以て可と爲す、是れ王、半を亡へるなり。(姦臣ニ)劫かさるるの主は、〔八〕固に其半を亡へるものなり』と。

〔一〕叔孫、魯に相たり。(勢ヒ)貴くして斷を主どる。其愛する所の者を豎牛といふ。(豎牛モ)亦擅に叔孫の令を用ふ。叔孫に子あり、壬といふ。豎牛妬みて之を殺さんとす。因りて壬と魯君の所に遊ぶ。魯君、〔二〕之に玉環を賜ふ。壬拜して之を受けて、敢て佩びず。豎牛をして之を(佩ビンコトヲ)叔孫に請はしむ。豎牛之を欺きて曰く、『吾れ已に爾が爲に之を請へり、爾をして之を佩びしむ』と。壬因りて之を佩びぬ。豎牛因りて叔孫に謂ふ、『何ぞ壬を〔三〕君に見えしめざる』と。叔孫曰く、『〔四〕孺子何ぞ見ゆるに足らん』と。豎牛曰く、『壬固より已に數〻君に見えたり。君、之に玉環を賜ひ、壬已に之を佩べり』と。叔孫、壬を召して之を見るに果して之を佩ぶ。叔孫怒りて壬を殺せり。壬の兄を丙と曰ふ。豎牛、又、妬みて、之を殺さんと欲す。叔孫、丙の爲め

【五】原本「攻」の字を脱す、今一本によりて之を補ふ。
【六】疑なければ謀るを要せず。
【七】眞に疑ふべきものは、可不可まさに相半すべし。
【八】偏聽すれば也。
【一】叔孫穆子名は豹。
【二】之は壬をさす。
【三】君は魯君をさす。
【四】小兒。

は、何ぞや』と。晏子曰く、『古の所謂「三人にして迷ふもの莫し」とは、(九)一人之を失ふとも、二人之を得ん、(故)三人、以て衆と爲すに足るなり。故に曰く、「三人にして迷ふもの莫し」と。今、魯國の群臣、千百を以て數ふるも、季氏の(一〇)私に(一一)一言す。人數衆からざるに非ざるも、(一二)言ふ所の者一人なり。安んぞ三たるを得んや』と。

齊人、齊王に謂ふあり。曰く、『(一三)河伯は大神なり、王何ぞ試みに之と遇はざるや、臣請ふ王をして之に遇はしめん』と。壇場を大水の上に爲りて王と之に立つ。間くありて、大魚動く。(一四)因つて曰く、『此れ河伯なり』と。

張儀、秦・韓と(一)魏との(二)勢を以て齊・荊を伐たんと欲す。而るに惠施は(三)齊・荊を以て兵を偃めんと欲す。二人、之を爭ふ。群臣左右皆張子が爲めに言ひて、齊・荊を攻むるを以て利と爲して、惠子が爲めに言ふ者なし。王果して張子に聽きて、惠子の言を以て不可と爲し、齊荊を攻めんとす。事已に定まりぬ。惠子入りて見ゆ。王言つて曰く、『先生、言ふ毋かれ。齊・荊を攻むるの事、果して利あり。一國盡く以て然りと爲す』と。惠子(四)曰く、『說は察せざる可か

【九】迷ふもの一人にして迷はざるもの二人なれば正路に往くを得。
【一〇】私は私議なり。
【一一】一言は、一口に出づるが如く言を同じうする也。
【一二】一人の言ふに同じ。
【一三】水の神なり。
【一四】一人の言を信ずるが故に欺かるる也。
【一】魏は自國なり。
【二】勢は兵をいふ。
【三】齊と荊とに結びて秦韓に當り以て兵を偃めんと欲す。齊荊を以て援となすときは、秦韓敢て兵を加へず。故に兵を偃むるなり。
【四】曰は原本には因に作る、今一本によりて之を正す。

『夫れ日は天下を兼燭す、㈢一物も當ること能はざるなり。人君は一國の人を兼燭す、一人も㈣擁ぐこと能はざるなり。故に人主を見んとする者は、夢に日を見る。夫れ㈤竈は一人焉を煬けば、則ち後人從ひ見る無し。㈥今或は一人の君を煬く者あらんか、則ち臣、夢に竈を見ると雖も、亦可ならずや』と。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『鄙諺に曰ふ、「㈠衆にして迷ふ莫し」と。今、寡人、事を擧げ、群臣と之を慮りて、而も國愈よ亂る、其故何ぞや』と。孔子對へて曰く、㈡『明主の臣に問ふは、一人之を知り、一人之を知らざるなり。是の如きときは、明主、上に在り、群臣、下に㈢直議す、今群臣、季孫(氏)に㈣一辭同軌せざる者なく、㈤魯國を擧げて盡く化して一となる。(故ニ)君、㈥境内の人に問ふと雖も、猶ほ亂を免れざらん』と。㈦一に曰く、㈧晏嬰子、魯に聘す。哀公問うて曰く、『語に曰ふ、「三人にして迷ふもの莫し」と。今、寡人、一國と之を慮る。魯の亂を免れざる

【三】一物も日光の路に當りて之を遮蔽すること能はざるなり。
【四】擁は塞ぐ也。
【五】一人竈の前に立てば、後の人に火の光見えず。
【六】彌子瑕專ら君の明を壅蔽するを諷す。
【一】衆と共に謀りて而も迷ふ者莫し。
【二】明主は臣下に問ふあるや各自をして事を言はしめ、而して各自をして相通ぜざらしむ、乃ち君獨之を知るのみ、人人は知らざるなり。
【三】相知らざるが故に、隱すこと能はずして直議す。
【四】一辭同軌は、一つになること。
【五】魯國の人數多しと雖も、一人と異なる無し。亂を免れざる所以なり。
【六】境内の民とは、全國の民をすべて言ふ。
【七】一は一説なり。
【八】齊の大夫。

詭使五

（一）智を挾みて問へば、則ち不智の者至る。（二）深く一物を智れば、衆隱皆變ず。其說は、昭侯の一爪を（三）握るに在り。故に必ず（四）南門を審にして、三卿得られ、周主は、曲杖を索めて、群臣懼れ、卜皮は庶子を（五）事ひ、西門豹は（六）詳りて轄を遺す。

挾智六

言を倒にし事を反し、以て疑ふ所を嘗みれば、則ち姦情得らる。故に陽山は樛豎を謾き、淖齒は秦の使を爲し、齊人は亂を爲さんと欲し、子之は白馬を以てし、子產は訟者を離ち、嗣公は（一）關市を過ぐ。

倒言七、右經

（一）衞の靈公の時、彌子瑕、寵あり、衞國を專らにす。（二）侏儒の公に見ゆる者あり、曰く、『臣の夢（三）賤あり』と。公曰く、『何の夢ぞ』と。對へて曰く、『夢に竈を見る、（コレ）公に見ゆるが爲めなり』と。公怒りて曰く、『吾れ聞く、人主を見る者は夢に日を見ると。奚ぞ寡人を見るが爲めにして夢に竈を見たる』と。對へて曰く、

【一】君、智を挾みて之に詐るときは、臣乃ち之を欺くことを得。
【二】深く一事に通ずるときは臣恐れて敢て隱さず。
【三】握は藏むる也。
【四】一方を審にするときは、三方皆知ることを得。
【五】事は當に使に作るべし。吏と吏と相似たり、故に誤りしなり。
【六】詳は佯と通ず。
【一】關市は當に關吏に作るべし。
【一】短人。
【三】賤は踐に作るを可とす、驗なり。

るに射を以てし、(三)宋の崇門には毀を以て死せり。句踐、之を知る、故に怒鼃に式す。昭侯、之を知る、故に弊袴を藏す。厚く之を賞するは、人をして(三)賁諸たらしむるなり。婦人の蠶を拾ひ、漁者の鱣を握るは、是を以て之を效すなり。

賞　譽　三

(一)一聽せざれば則ち愚知分れず。(二)下を責むる無ければ、則ち人臣參ぜず。其說は、鄭に索むると竽を吹くとに在り。其患は、申子が趙紹·韓沓を以て嘗試を爲すに在り。故に公子汜は河東を割かんと議し、而して應侯は上黨を弛さんと謀る。

一　聽　四

(一)數〻見久しく待たしめて而も任ぜざれば、姦則ち鹿散す。(二)人をして他を問はしむれば、則ち私を讇がず。是を以て龐敬は公大夫を還し、而して戴驩は詔げて轀車を視しめ、周主は玉簪を亡ひ、商の太宰は牛矢を論ず。

【一】譩は不信なり。
【二】宋、崇門の巷人を舉げたるに、或は毀を以て死する者ありしをいふ。
【三】賁諸は孟賁、專諸、皆勇士の名。
【一】一一にして聽かざるときは、則ち臣の知愚賢不肖知るべからず。
【二】其の言ふ所を以て其の行ふ所を責むると無きときは、人臣相參ぜず。
【一】數〻其人を見、久しく其人をして命を待たしむるも、復た其人を任用せざるときは姦人則ち鹿の如く散ず。鹿は善く散じ善く聚まる、故に以て喩と爲すなり。
【二】其左を問はんと欲して、姑く其右を問ふときは、則ち君先づ實情を知るを得ん、君を欺きて其私を爲すを得ず。

夢に竈を見ると、哀公の『衆にして迷ふ莫し』と稱するとに在り。故に(四)齊人の河伯を見(五)而して惠子の言は、『其半を亡ふ』といへり。其患は、豎牛の叔孫を餓ゑしむると、江乞の荊俗を說くとに在り。嗣公は治を欲して知らず、故に敵あらしむ。是を以て明主は(六)積鐵の類を推して、一市の患を察す。

參觀一

愛多き者は則ち(一)法立たず。威寡き者は則ち下、上を侵す。是を以て、刑罰必せざれば、則ち禁令行はれず。其說は、董子の石邑を行ると、子產の游吉を敎ふるとに在り。故に仲尼は隕霜を說き、而して殷の法は灰を棄つるを刑し、將行は樂池を去り、而して公孫鞅は輕罪を重くす。是を以て麗水の金は守られずして、積澤の火は救はれず。成驩以へらく、齊國を弱くすと。卜皮以へらく、慈惠、魏王を亡ぼすと。管仲之を知る、故に死人を(二)斷つ。嗣公之を知る、故に胥靡を買ふ。

必罰二

賞譽薄くして(一)謾なれば、下用ひられず。賞譽厚くして信なれば、下死を輕んず。其說は、文子の『獸鹿の若し』と稱するに在り。故に越王は宮室を焚き、而して吳起は車轅を倚せ、李悝は獄を斷ず

【四】齊人は齊王をいふ。
【五】而は原本には與に作る、今一本によりて之を正す。
【六】積鐵は明密に喩ふる也。一市は衆口に喩ふる也。明密にして漏られずして、衆口の信否を察するを言ふ。
【一】愛する者に法を行ふこと能はざるをいふ。
【二】斷は處刑する也。

卷の九

(一)内儲說上七術第二十八

主の用ふる所には七術あり。察する所には六微あり。七術とは、一に曰く、(二)衆端を參觀す。二に曰く、(三)必罰、威を明にす。三に曰く、(四)信賞、能を盡さしむ。四に曰く、(五)一に聽きて下を責む。五に曰く、(六)疑詔詭使す。六に曰く、(七)知を挾みて問ふ。七に曰く、(八)言を倒にし事を反す。此七つの者は、主の用ふる所なり。

(一)聽觀、參せざれば、則ち誠、聞えず。(二)聽、門戸あれば、則ち臣壅塞す。(三)其說は、侏儒の

【一】此篇、人主の術を用ひ微を察する所以を擧げ、例を以て之を證す。其聚むる所の說皆人主の内謀に係る、故に内儲說といふ。
【二】衆は衆人なり、衆人の口に言ふ所を彼此相參酌するなり。
【三】罪ある者は必ず罰し、君威を明にす。
【四】功ある者には賞を信にし臣下の才能を盡さしむ。
【五】偏聽せず、臣の言は必ず責あらしむ。
【六】佯り告げ欺き使ふ。
【七】君、知を挾めば、却て臣に欺かる。心に、己が知る所を懷藏して、知らざるまねして問ふ也。
【八】或は言を倒にし或は事を反して行ひ以て姦情を盡す。言を倒にすとは、譽む可き所を毀り、或は毀るべき所を譽むる等をいふ也。事を反すとは、其の惡む所を愛し、其の愛する所を惡む等をいふ。

【一】偏聽偏觀すれば、欺かれ易し。
【二】嬖寵の人、要路に當るときは、群下之に由らざるを得ざること之を譬ふるに門戸の若し。是の如くなれば則ち其臣、君明を壅塞す。
【三】以下の諸說の解は皆傳に出づ、傳を讀まば文意自から通ぜん。

法を離るるの罪なく、魚をして水を失ふの禍なからしむ。此の如し、故に天下治まらざる少し。

(一)上、(二)天ならざれば、則ち(三)下偏ねく覆はれず、心(四)地ならざれば、則ち物必ずしも載せられず。太山は好惡を立てず、故に能く其高きを成し江海は(五)小助を擇ばず、故に能く其富を成す。故に大人は、形を天地に寄せて、萬物備はり、(六)心を山海に歷きて、國家富む。上に忿怒の毒なく、下に伏怨の患なし。上下交〻(七)樸に、道を以て(八)舍となす。故に長利積み、大功立ち、名、前に成り、德、後に垂る、治の至りなり。

【一】上とは君主をいふ。
【二】天とは、德天の如くなるをいふ。
【三】下は人民。
【四】地とは、仁地の如く厚きをいふ。
【五】助一に物に作る。小助は細流を謂ふなり。
【六】心を立つること、太山の土壤を讓らざるが如く、江海の細流を擇ばざるが如くなるをいふ。歷は措なり。
【七】樸は一に順に作る。
【八】舍は宿舍なり。

安の世は、(八)法、朝露の如く、(九)純樸、散ぜず、心に(一〇)結怨なく、口に(一一)煩言なし、故に(一二)車馬、遠路に疲弊せず、(一三)旌旗大澤に亂れず、萬民命を(一四)寇戎に失はず、雄駿(ノ士)(一五)壽を旗幢に創はず、豪傑、名を圖書に著はさず、(一六)功を盤盂に錄せず、(一七)記年の牒空虛なり。

故に曰く、利は(一八)簡よりも長きはなく、福は安よりも久しきはなしと。(若シ)(一九)匠石をして、(二〇)千歲の壽を以て、(二一)鉤を操り、規矩を見、(二二)墨を舉げて、太山を正さしめ、賁育をして、(二三)干將を帶びて、萬民を齊へしめば、力を巧に盡くし、盛を壽に極むと雖も、太山正しからず、民齊ふこと能はざらん。故に曰く、古への天下を(二四)牧する者は、匠石をして巧を極めて以て太山の體を敗らしめず、賁育をして威を盡くして以て萬民の性を傷らしめず。道に因りて法を全くす。君子樂みて、大姦止み、(二五)澹然として閒靜なり、天命に因りて、大體を持すと。故に人をして

【八】露は天の萬物を潤ほす所以なり。法の澤、遠きとして及ばざる莫きを言ふ。
【九】民に矯飾なきなり。
【一〇】結怨は結ぼれたる怨み。
【一一】煩言は、うらみの小言。
【一二】事繁からざるをいふ。
【一三】戰なきを云ふ。
【一四】寇戎は兵戰。
【一五】戰陣に死せざるをいふ。旗幢は、はた。
【一六】盤盂は、たらひ、ぼん也。古は盤盂に功を銘す。天下治平なれば豪傑の士、功名を成すに由なし。
【一七】天下無事にして記すべきことなし。記年の牒とは、歷史なり。晉の乘、楚の檮杌、魯の春秋、竹書記年の類是れなり。
【一八】簡は簡易。
【一九】古の巧匠の名。
【二〇】千歲の壽は長壽を云ふ。
【二一】鉤は、曲れる物を造る器。
【二二】墨は繩墨。
【二三】良劍の名。
【二四】牧は治むる也。
【二五】澹然は寡慾の貌。

名を以てし、尊き者之を載するに勢を以てす。此の如し、故に太山の功、長く國家に立ちて、日月の(一九)名、久しく天地に著はる。此れ堯の(二〇)南面して名を守る所以にして、舜の北面して功を收めし所以なり。

(一)大體第二十七

古への(人君)大體を全くする者は、(二)天地を望み、江海を觀、山谷に因る。日月の照す所、四時の行はる所、雲布き風動く。(ソノ如ク)(三)智を以て心を累はさず、私を以て己れを累はさず、治亂を法術に寄せ、是非を賞罰に託し、輕重を權衡に屬し、天理に逆はず、情性を傷らず。毛を吹きて小疵を求めず、垢を洗ひて知り難きを察せず。(四)繩の外に引かず、繩の内に推さず、(五)法の外に急にせず、法の内に緩くせず、成理を守り、自然に因る。禍福、(六)道法に生じて、愛惡に出でず、(七)榮辱の責己れに在りて、人に在らず。故に至

【一九】名は原本には明に作る、今一本によりて之を正す。

【二〇】君は南面し、臣は北面す。

【一】此篇、王者政をなすの大體は法術に因るにあることを述ぶ。

【二】天地の覆載する如く、江海の廣大の如く、山谷の高深の如く、日月の代る明なる如く、四時の循環する如く、德澤雲のごとく布き、四方風のごとく動く、是れ皆自然に任せて陰陽を調和するの事なり。

【三】法術に因りて、心治意度せざるを云ふ。

【四】出入必ず繩墨に因るをいふ。引は引き出すなり、推すは推し入るる也。

【五】緩急必ず法度に從ふを云ふ。

【六】道法は道理法度なり。

【七】賞すべきを賞し罰すべきを罰するのみ、人のために法を枉げず、故に責己にあり。

長ずる所を守りて、能くする所を盡くす、故に忠なり。尊主を以て忠臣を御せば、則ち長樂生じて功名成らん。(一〇)名實相持して成り、形影相應じて立つ、故に(一一)臣主は欲を同じくして使を異にす。

人主の患は、之に應ずるもの莫きにあり、故に曰く、(一二)一手獨り拍てば、疾しと雖も聲なしと。人臣の憂は(一三)一を得ざるにあり。故に曰く、右手に圓を畫き、左手に方を畫けば、(方圓)兩つながら成ること能はずと。故に曰く、至治の國は、君は(一四)桴の如く、臣は鼓のごとし、(一五)技は車のごとく、(一六)事は馬のごとしと。故に人、餘力あれば、應ずるに易く、技に餘巧あれば事とするに(一七)便なり。(サレバ)功を立つる者力に足らず、近きに親む者信に足らず、名を成す者勢に足らず、近き者已に親めども遠き者結ばざるは、則ち名、實に稱はざる者なり。

聖人、德は堯舜の若く、行は伯夷の若くなるも、而も(一八)位、勢に載らざれば、則ち功立たず、名遂げず。故に古の能く功名を致す者は、衆人之を助くるに力を以てし、近き者之に結ぶに信を以てし、遠き者之を譽むるに

【一〇】名實相持すとは、名も實も虧けざるをいふ。持は一に待に作る。是なるに似たり。
【一一】安利ならんことを欲するは、上下皆同じ、故に欲を同じくすと曰ふ。臣の職は勤勞し、君をして尊くして佚せしむ、君の職は無爲にして、臣をして卑くして勞せしむ、故に使を異にすと曰ふ。但し使は一本には便に作る、從ふ可きに似たり。
【一二】一手は、隻手なり。
【一三】一とは君臣一となるをいふ。
【一四】桴は、鼓をうつばち。
【一五】技は臣の材。
【一六】事は臣の職。
【一七】便は一に易に作る。
【一八】勢は原本に世に作る、誤なり。載は乘る也。

心、三に曰く技能、四に曰く勢位。天時に非ざれば、(二)十堯と雖も、冬、一穗を生ずること能はず。人心に逆へば、賁育と雖も人力を盡すこと能はず。故に天時を得れば、則ち(三)務めずして自ら生じ、人心を得れば、則ち趣がさずして自ら勸め、技能に因れば、則ち急にせずして自ら疾く、勢位を得れば、則ち推進せずして名成る。水の流るるが如く、船の浮ぶが如し。自然の道を守り、(四)毋窮の令を行ふ。故に明主と曰ふ。

夫れ材ありて勢無ければ、賢と雖も不肖を制すること能はず。故に(五)尺材を高山の上に立つれば、則ち(下)(六)十仞の谿に臨むは、材長きにあらざるなり、位高ければなり。桀も天子たれば、能く天下を制するは、賢なるにあらざるなり、勢重ければなり。堯も匹夫たれば、(七)三家を正しくすること能はざるは、不肖なるにあらざるなり、位卑ければなり。(八)千鈞も船を得れば、則ち浮び、(九)錙銖も船を失へば則ち沈む。千鈞輕く錙銖重きにあらざるなり、勢あると勢なきとなり。故に短の高きに臨むや位を以てし、不肖の賢を制するや勢を以てす。人主は、天下、力を一にして以て共に之を戴す、故に安し。衆、心を同じくして以て共に之を立つ、故に尊し。人臣は、

【二】多くの堯帝。
【三】原本「務」の字無し。今、一本によりて之を補ふ。
【四】毋窮は無窮なり。
【五】一尺の材。
【六】十の字一本には千に作る。
【七】三家は三戸なり、極めて小さき村。
【八】一鈞は三十斤なり。千鈞とは極めて重きをいふ。
【九】銖は黍百粒、錙は八銖の重さ。極めて輕きを云ふ。

上に（六）殷夏の患なく、下に（七）比干の禍なく、君は枕を高くして、臣は業を樂み、道、天地を蔽ひ、德萬世に極らん。

夫れ人主（八）隙穴を塞がずして、力を（九）赭堊に勞せば、暴雨（一〇）疾風、必ず壞らん。（一一）眉睫の禍を去らずして、（一二）賁育の死を慕ひ。（一三）蕭牆の患を謹まずして、（一四）金城を遠境に固くし。近賢の謀を用ひずして、外、萬乘の交りを（一五）千里に結ばば、（一六）飄風一旦起らば、則ち賁育も救ふに及ばず、（一七）外交至るに及ばざらん。禍此れよりも大なるは莫し。今の世に當りて、人主の爲に忠計する者、必ず燕王をして魯人を說ばしむることなく、近世をして賢を古へに慕はしむることなく、越人の以て中國に溺るる者を救ふを思はしむることなかれ。此の如くば、則ち上下親み、內には功立ち、外には名成らん。

（一）功名第二十六

明君の功を立て名を成す所以のもの四あり。一に曰く天時、二に曰く人

【六】殷紂は武王に滅され、夏桀は湯に滅さる。
【七】比干は紂を諫めて殺さる
【八】隙穴は墻の穴也。
【九】赭は赤土、堊は白土、外飾を云ふ。
【一〇】疾風は飄風なり。
【一一】まゆ、まつげ、近き所。
【一二】孟賁、夏育の如き勇士が國の爲めに死するを慕ふ。
【一三】屛墻の內より發する內亂
【一四】外を禦ぐ。
【一五】遠交を云ふ。
【一六】つむじかぜ。
【一七】外よりの援兵。
【一】此篇、人主、天を得、人を得、技を得、勢を得れば、功を立て名を成すべきを述ぶ。

人主、爲し難きを立てて、（人民カ）及ばざるを罪せば、則ち私怨生ぜん。人臣、長ずる所を失ひて、（一二）給し難きに奉ぜば、則ち伏怨結ばん。勞苦、撫循せず、憂悲、哀憐せず、喜べば則ち小人を譽めて、賢不肖倶に賞せられ。怒れば則ち君子を毀りて、伯夷をして盜跖と倶に辱しめられしむ。故に臣、主に叛くものあり。燕王をして內、其民を憎みて、外、魯人を愛せしめば、則ち燕（一三）用ひられずして魯も附かじ。民、憎まれば、力を盡して功を務むること能はず、（一四）魯は說ばるるも、而も死命に（一五）離きて他主に親しむこと能はじ。此の如くば、則ち人臣（一六）隙穴を爲して、人主獨り立たん。隙穴の臣を以てして、獨立の主に事ふ、此を之れ危殆といふ。

（一）儀的を釋てて、妄りに發せば、中たると雖も巧ならず。法制を釋てて妄りに怒らば、殺戮すと雖も而も姦人恐れじ。（二）罪、甲に生じて、禍、乙に歸せば、伏怨乃ち結ばん。故に至治の國には、賞罰ありて喜怒なし。故に聖人は（三）極するに刑法ありて、死するに（四）螫毒なし、故に姦人服す。矢を發して的に中り、賞罰、（五）符に當る、故に堯復た生れ、羿復た立つ（ト同ジキ）なり。此の如くならば則ち

【一二】給し難きは其の短とする所をいふ。
【一三】用ひられずとは　民、用をなさざる也。
【一四】魯は魯人をいふ。
【一五】離は麗、附く也。
【一六】主の隙を窺ふ。
【一】儀表たる的。
【二】首謀を刑せずして連坐を罰す。
【三】極は極刑。
【四】螫毒は毒蟲のさすが如き慘酷。極するに刑法ありて、死するに螫毒無しとは、法に因りて愛憎に因らざるをいふ。
【五】符は契符なり。

故に、上、明に居りて怒り少く、下、忠を盡くして罪少し。之を聞く、曰く、『(三)事を擧げて患なきは、堯も得ざるなり』と。而も世未だ嘗て事無くんばあらざるなり。(故ニ)人に君たる者、(四)爵祿を輕んぜず、富貴を易んぜざれば、與に危國を救ふ可からず。故に(五)人主は廉恥を厲まし、仁義を招ぐ。昔は(六)介子推、爵祿なくして、義として文公に隨ひ、口腹に忍びずして、仁もて其肌を割けり。故に人主、其德を結び、書圖に其名を著せり。人主は人をして公を以て力を盡さしむるを樂んで、私を以て(君ノ)威を奪ふを苦しむ。人臣は能を以て職を受くるに安んじて、(七)一を以て二を負ふを苦しむ。故に、明主は人臣の苦しむ所を除きて人主の樂む所を立つ。上下の利、之よりも長なるはなし。(八)私門の內を察せず、重事を輕慮し、薄罪を厚誅し、細過を久怨し、長へに(人ヲ)侮りて快を偸み、數〻(九)德を以て禍を追ふ。是れ(一〇)手を斷ちて續ぐに玉を以てするなり。故に世に(一一)身を易ふるの患あり。

【三】凡そ事は爲し難し、堯と雖も患無きを得ざる也。
【四】人に爵祿を與ふることを惜み、富貴に傲りて人に下ること能はざるは、賢士を招く所以に非ず。何を以て危國を救はんや。
【五】人主は一に明主に作る。
【六】子推、晉の文公の出亡に隨ひ、諸國を流浪せしとき、子推己れが股を割きて之に食はしめたり。
【七】一身二役を爲すを苦とす。兼官の責を被るを恐るる也。
【八】主の威漸く衰へ、臣の權日に益すことを知らざる也。
【九】恩德もて禍をなせる者に報ゆ。
【一〇】手を切り斷ちて玉にて補ふが如し。
【一一】位を奪ひ主を易ふるの患。

(一三)奚仲も一輪を成すこと能はず。尺寸を廢して長短を差ぶれば、(一四)王爾も半中する能はず。(然レドモ)中主をして法術を守り、拙匠をして規矩尺寸を守らしめば、則ち萬(ニ一)失はざらん。人に君たる者は、能く賢巧の能はざる所を去り、中拙の萬失はざる所を守らば、則ち人力盡きて功名立たん。

明主は、爲すべきの賞を立て、避くべきの罰を設く。故に賢者は賞に勸みて、子胥の禍を見ず。不肖者は罰少くして、傴の背を剖かるるを見ず。盲者は(一五)平に處つて深谿に過らず。愚者は靜を守りて險危に陷らず。此の如くば、則ち上下の恩結ばれん。古の人曰く、『其心知り難し』と。喜怒(節ニ)中たり難ければ也。故に(一六)表を以て目に示し、鼓を以て耳に語げ、法を以て心に敎ふ。人に君たる者、(一七)三易の數を釋てて、一の知り難きの心を行ふ。此くの如くば則ち怒り上に積みて、怨み下に積まん。積怒を以て積怨を御せば、則ち兩つながら危ふからん。

明主の表は見易し、故に(一)約立つ。其敎は知り易し、故に言用ひらる。其法は爲し易し、故に令行はる。三つの者立ちて、上、私心なければ、則ち下、法に循ひて治め、表を望みて動き、繩に隨ひて斲り、(二)攢によりて縫ふことを得。此の如くなれば、則ち上に私威の毒なくして、下に愚拙の誅なし。

【一三】古の工人、車をつくる。
【一四】王爾は古の巧匠。半中は眞中の處より折半する也。
【一五】平は平地。
【一六】表は表式。
【一七】三つの易き術數。
【一】規約。
【二】折目。

(一)用人第二十五

聞く、古への善く人を用ふる者は、必ず(二)天に循ひ、(三)人に順ひて、賞罰を明かにすと。天に循へば則ち力を用ふること寡くして功立ち、人に順へば則ち刑罰省けて令行はれ、賞罰を明かにすれば、則ち伯夷盜跖亂れず、此の如ければ則ち白黑分ア。(サスレバ)治國の臣は、功を國に效して以て位を履み、能を官に見はして以て職を受け、力を權衡に盡して以て事に任ず。(カクノ如ク)人臣皆其能に宜ひ、其官に勝へ、(四)其任を輕しとして、(五)餘力を心に懷くこと莫く、(六)兼官の責を君に負ふこと莫し。故に內に(七)伏怨の亂なく、外に(八)矯服の患なし。明君は、事をして相干さゞらしむ、故に(九)訟なし。士をして官を兼ねざらしむ、故に(一〇)技長ず。人をして功を同じくせざらしむ、故に爭訟なし。爭訟止み、技長立すれば、則ち(一一)彊弱、力を觳べず、冰炭、形を合せず、天下、得て相傷ふこと莫し。治の至なり。法術を釋てて、(一二)心治すれば、堯も一國を正すこと能はず。規矩を去りて妄りに意度すれば、

【一】此篇、人を用ふるは、徒法を斥けて、實効を求むるにあるを述ぶ。
【二】天は天時なり。
【三】人に順ふとは、人情の向ふ所に順ふ也。
【四】喜んで任を效すなり。
【五】其材を伸ばして餘蘊なきを得る也。
【六】兼官は多く事を敗る。事を敗るの責を被ること莫きをいふ。
【七】怨を懷かず。
【八】矯服とは、敵、國力足らずして詐りて服する也。
【九】訟は爭なり。
【一〇】官事に明かなるに至る。
【一一】各其所を得るなり。
【一二】心に任せて治む。

患なく、人臣は金城の内に（二九）垂拱して、扼腕聚脣（三〇）嗟唶するの禍なけん。虎を服するに（三一）柙を以てせず、姦を禁ずるに法を以てせず、僞を塞ぐに（三二）符を以てせざるは、此れ賁育の患とする所にして、堯舜の難しとする所なり。故に柙を設くるは鼠に備ふる所以にあらざるなり。怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは曾史に備ふる所以にあらざるなり、庸主をして能く盜跖を止めしむる所以なり。符を爲るは（三三）尾生に豫ふる所以にあらざるなり、衆人をして相謾かざらしむる所以なり。（三四）獨り比干の節に死するを恃まず、亂臣の詐り無きを幸はずして、（三五）怯士の能く服する所を恃み、庸主の守り易き所を握る。今の世に當り、人主の爲に忠計し、天下の爲に德を結ぶ者は、利、此の如きよりも長きはなし。故に人に君たる者、國を亡ふの圖なくして。忠臣、身を失ふの畫なし。位を尊くし賞を必するに明なればなり。故に能く人をして力を權衡に盡し、節に官職に死し、賁育の情に通じて、（三六）死を以て生に易へず、盜跖の貪に明かに、（三七）財を以て身に易へざらしむれば、則ち國を守るの道畢く備はる。

【二九】垂拱は手をこまぬく。
【三〇】嗟唶は慨嘆すること。
【三一】柙は檻なり。
【三二】符は符契なり。
【三三】古の信を重んぜし人、尾生、女子と橋下に逢はんことを約し、女至らず、水至るも去らず、柱を抱きて死す。
【三四】一本には「獨り」の字無し是なるに似たり。
【三五】法術を執る也。
【三六】暴を行つて生を殺せらるるを敢てせず。
【三七】財を取りて身刑死せらるるを敢てせず。

(一四)人主、法を離れ人を失へば、則ち伯夷の妄に取らざるを危んで、田成・盗跖の禍を免れず。何ぞや。今や天下、一の伯夷なくして、姦人は世に絶えず。故に法を立てて度量を信にす。度量、信なれば、則ち伯夷、(一五)是を失はずして、盗跖、(一六)非を得ず。法、分明なれば、則ち賢は不肖を奪ふことを得ず、彊は弱を侵すことを得ず、衆は寡を暴することを得ず。天下を堯の法に託すれば、則ち貞士は(一七)分を失はず、姦人は(一八)徼幸せず。(一九)千金を(二〇)羿の矢に寄すれば、則ち伯夷も亡ふことを得ずして、盗跖も敢て取らず。堯は姦を失はざるに明なり、故に天下に邪なし。羿は(矢ヲ)發することを失はざるに巧なり、故に千金亡はず。邪人(二一)售られずして、盗跖止むこと此の如し、故に(二二)圖に(二三)宰予を載せず、(二四)六卿を擧げず、(二五)書に子胥を著さず、夫差を明にせず。(二六)孫呉の略廢せられ、盗跖の心伏せん。(カクテ)人主は玉堂の中に(二七)甘服して、(二八)瞑目切齒傾取するの

【一四】危は希の誤なるべし。人主、法を舍てて己の意を用ふれば、伯夷の廉を望むと雖も、田成盗跖の亂を免かれず。

【一五】是は善なり。

【一六】非は惡なり。

【一七】其所を失はず。

【一八】徼幸は僥倖なり。

【一九】金を取れば矢に中たる。

【二〇】羿は古の射の名手。

【二一】用ひられず。

【二二】圖書に記載すべき亂臣無きをいふ。

【二三】齊の亂臣。

【二四】晉を奪へる亂臣。

【二五】忠諫の臣なく亡國の主なき也。

【二六】世治まりて、兵略用なき也。

【二七】甘服は、其食を甘んじ、其服を美にし、外に慕ふ所無きをいふ。甘服は、本には甘眠に作る。是なるに似たり。甘眠は安眠なり。

【二八】瞑目は一に瞋目に作る、是なるに似たり。傾取は國家を傾け取らんとするなり。

懐きて、以て子胥の節に死せしむ。力を用ふる者は任鄙となり、戰ふことは賁育の如く、守ることは金石たらば、則ち人に君たる者、枕を高くして、守り已に完からん。

古の善く(國ヲ)守る者は、(七)其の重しとする所を以て、其の輕しとする所を禁じ、(八)其の難んずる所を以て、其の易しとする所を止む。故に小人と君子と倶に正しく、(九)盜跖と曾史と倶に廉なり。何を以てか之を知る。夫れ(一〇)貪盜も谿に赴きて金を撥らず。谿に赴きて金を撥れば、則ち身全からざればなり。賁育も敵を量らざれば、則ち勇名なし、盜跖も(一一)可を計らざれば、則ち利成らず。

(一二)明主の禁を守るや、賁育も其の勝つこと能はざる所に侵され、盜跖も其の取ること能はざる所に害せらる。故に能く賁育の犯すこと能はざる所を禁じ、盜跖の取ること能はざる所を守る。則ち暴者は(一三)愿を守り、邪者は正に反る。大勇・愿に、巨盜・貞ならば、則ち天下公平にして、齊民の情正しからん。

【七】其の重しとする所とは、重刑をいひ、其の輕しとする所とは、輕罪をいふ。

【八】其の難んずる所とは、堪へ難しとする重罰をいひ、其の易しとする所とは、犯さざること容易き小不善をいふ。

【九】盜跖は古の大盜。曾史は曾參と史魚。史魚は衞の大夫。

【一〇】貪盜極まる盜賊と雖も谿に臨みては金を拾ひ取らず、善く法を立つる者此の若くせば、則ち終身法を犯す者なきに至らん。

【一一】可はよき時。

【一二】明主法禁を守るの數を云ふ、賁育盜跖も明主に侵害せられて其力を用ふる所なく、其盜を用ふる所なき也。

【一三】謹愿。

まざりしならん。而るを況んや敢て（二五）位を易ふるをや。

明主の道は（二六）法に忠なり、其法は（二七）心に忠なり。故に之に臨みて、（民之ニ）法とり、之を去りて、（民、君ヲ）思ふ。堯は（二八）膠漆の約無きも、當世に於て道行はれ、舜は（二九）置錐の地なきも、（三〇）後世に於て德結ぶ。能く道を往古に立てて德を萬世に垂るる者、之を明主といふ。

（一）守道第二十四

聖王の法を立つるや、其賞は以て善を勸むるに足り、其威は以て暴に勝つに足り、其備は、（二）以て必ず法を完くするに足る。治世の臣、功多き者は位尊く、力極むる者は賞厚く、情盡す者は名立つ。之を善みすれば生かすこと春の如く、之を惡めば死すこと秋の如し。故に民は力を極むることに勸みて、情を盡すことを樂む。此を之れ（三）上下相得といふ。上下相得、故に能く力を用ふる者をして、自ら（四）權衡に極めて、（五）任鄙に至らんことを務めしめ、戰士をして（六）死に出でて賁育たらんことを願はしめ、道を守る者をして、皆金石の心を

【二五】位を易ふとは、殷に代りて天子となるをいふ。
【二六】心を法に盡す。
【二七】誠を盡す。
【二八】膠漆の約とは、堅き約束をいふ。
【二九】置錐の地とは、極めて小なる地をいふ。
【三〇】後世に至るまで、恩德結びて解けざる也。
【一】此篇、人主國を守るの道は、法を立て術を守るに在るを述ぶ。
【二】一本には「必ず」の字無し。是なるに似たり。
【三】官民相和す。
【四】法度をいふ。
【五】秦の武王の力士。
【六】奮發して死地に出づ。

ずる所を樂みて短なる所を憂ふることを得ず。長ずる所を失へば、則ち國家は（六）功無く、短なる所を守れば、則ち民は生を樂まず。功無き（國家）を以て生を樂まざる（人民）を御す、（コレ）（七）齊民に行ふべからず。此の如くば、則ち上は以て下を使ふことなく、下は以て上に事ふることなからん。

安危は、是非に在りて、彊弱に在らず、存亡は、虛實に在りて、衆寡に在らず。故に齊は萬乘也、而も名實稱はず、上（ノ威）國內に空虛にして、（八）名實を充滿せず、故に（九）臣、主を奪ひ天子を殺すを得たり。而るに（上）是非（ノ明）無くして、無功に賞し、讒諛を使ひ、詐僞を以て貴しと爲し、無罪を誅し、（一〇）傴の天性を以てなるをして背を剖かしめ、詐僞を以て是となし、天性を非となせば、（一一）小、大に勝つことを得。

明主は（一二）內を堅くす、故に外に失はず。之を近きに失ひて、而も遠きに亡はざる者は、有ることなし。故に周の殷を奪ふや、（一三）遺ちたるを庭に拾へり。（若シ）殷をして朝に遺さざらしめば、則ち周は（一四）敢て秋毫を境に望

【六】人、其材を竭さず。
【七】齊民は一般の人民なり。
【八】主、虛器を守る。
【九】臣云々の一句、一本には「臣、以て簒弑を成すを得たり」に作る。齊の閔王甞て帝と稱す、故に天子と曰ふ。
【一〇】傴は僂人なり。天性とは天然の生れつき也。せむしの人は、其の天然の生れつきなるを、其背を剖く也。戰國策宋策に云はく、康王、傴の背を剖くと。當時是の事あり、故に云ふ。
【一一】小、大を制するの禍を招く。
【一二】邦內の守を堅固にす。
【一三】易易たりしを云ふ。
【一四】秋毫境を侵すだも亦得じ。秋毫とは、秋、獸の拔けかはりし毛の如く微細を云ふ。

ぜん。法は國を爲むる所以なり。而るに之を輕んぜば、則ち功立たず、名成らじ。

聞く、古、扁鵲の【二八】其病を治むるや、刀を以て骨を刺し、聖人の危國を救ふや、忠を以て耳に拂ると。骨を刺す、故に【二九】小痛、體に在りて、長利、身に在り。耳に拂る、故に【三〇】小逆、心に在りて、久福、國に在り。故に甚病の人は、利、痛みを忍ぶに在り。猛毅の君は、忠を以て耳に拂る。痛みを忍ぶ、故に扁鵲、巧を盡す。耳に拂れば、則ち子胥、【三一】失はず。（コレ）壽安の術なり。病みて痛みを忍ばざれば、則ち扁鵲の巧を失ひ、危くして耳に拂らざれば、則ち【三二】聖人の意を失ふ。此の如くば長利遠く垂れず、功名久しく立たじ。

人主自ら【一】刻するに堯を以てせずして、而も人臣に責むるに子胥を以てするは、是れ殷人の盡く【二】比干の如くならんことを幸ふなり。盡く比干の如くならば、則ち上は（天下ヲ）失はず、下は亡びじ。【三】其力を權らずして、【四】田成あり、而して【五】其臣の盡く比干の如くならんことを幸ふ、故に國、一も安きを得ず。堯舜（ノ如キ君）を廢して、桀紂（ノ如キ君）を立つれば、則ち人、長

【二八】「其病」は一本には「甚病」に作る。從ふべきに似たり。甚病は大病なり。

【二九】骨を刺すの痛は小にして病癒ゆるの利は長し。

【三〇】忠言心に逆へども、之を聽けば福久し。

【三一】其忠を竭くすを得。

【三二】聖人も危きを救ふ能はず。

【一】刻は尅なり、責むる也。

【二】殷の忠臣。

【三】人主、力を權衡に盡さず以て其臣を御す、故に田成の如き逆臣あり。

【四】齊の田成、其君簡公を弑す。

【五】臣は原本には身に作る、今一本によりて之を正す。

天下をして皆智能を（一三）儀表に極めしめ、力を（一四）權衡に盡くさしめば、以て動きては則ち勝ち、以て靜かにしては則ち安からん。世を治めて、人をして生を（一五）是を爲すに樂みて、身を（一六）非を爲すに愛ましめば、小人少くして君子多からん。故に社稷（一七）常く立ちて、國家久安ならん。

（一八）奔車の上、仲尼なく、覆舟の下、伯夷なし。

號令は國の舟車也、（號令）安ければ則ち智廉生じ、危ければ則ち（一九）爭鄙起る。故に國を安んずるの法は、饑えて食ひ寒くして衣るが若し。令せずして自ら然るなり。先王、（二〇）治理を（二一）竹帛に寄す、其道（二二）順なり。故に後世服す。今人をして、（二三）饑寒に衣食を去らしめんとせば、賁育と雖も（二四）行ふこと能はじ。自然を廢すれば、道に順ふと雖も立たず。（二五）彊勇の行ふ能はざる所は、則ち上、安きこと能はず。（二六）上、厭くなきを以、已に盡くるを責めば、則ち下も『有ることなし』と對へん。（二七）有ることなくば則ち法を輕ん

【一三】儀表は、儀範、法とり從ふべき所以の者。
【一四】はかり、輕重の正を得る所以の者。
【一五】是は善事。
【一六】非は惡事。
【一七】常一に長に作る。是なるに似たり。
【一八】聖賢は危きに處らず。
【一九】爭奪鄙吝。
【二〇】治理は治國の理。原本には「治」の字無し、今一本によりて之を補ふ。
【二一】法令の書。
【二二】道理に從ふ。
【二三】原本「衣食」の字無し、今一本によりて之を補ふ。
【二四】令を行ふこと、能はざらん。
【二五】彊勇とは賁育等をさす。彊勇も行ふ能はざるは自然を廢すればなり。
【二六】上、誅求やまずして、下の財盡くるを顧みざれば、下之に應ずる能はず。
【二七】已に盡くるを責むるときは法を輕んずるに至る。

(一)安危第二十三

安術に七あり。危道に六あり。安術は、一に曰く、賞罰は是非に随ふ。二に曰く、禍福は善悪に随ふ。三に曰く、(二)死生は法度に随ふ。四に曰く、(三)賢不肖ありて愛悪なし。五に曰く、(四)愚智ありて非誉なし。六に曰く、(五)尺寸ありて意度なし。七に曰く、(六)信ありて詐りなし。危道は、一に曰く、(七)縄の内に(八)斲削す。二に曰く、(九)法の外に斷割す。三に曰く、人の害とする所を利とす。四に曰く、人の禍とする所を楽む。五に曰く、人の安んずる所を危しとす。六に曰く、(一〇)愛する所、親しまず、(一一)悪む所、疏からず。是の如くなれば、則ち人、其の生を楽む所以を失ひて、其の死を重る所以を忘る。(一二)人、生を楽まざれば、則ち人主、尊からず、死を重らざれば、則ち令行はれざる也。

【一】此篇、國家の安危存亡する所以を論ず。

【二】罪あれば之を罰して赦すことなし。

【三】愛憎を以てせずして、唯賢不肖に因りて臣を擧ぐ。

【四】毀譽に因りて人を擧げず愚智を察して之を用ふ。

【五】尺寸は尺度なり、意度は臆度なり、必ず法によりて意を以てせず。

【六】欺く無き也。是の如くなれば、令すれば行はれ、禁ずれば止む。

【七】縄墨即ち法度。

【八】斲削はきりけづる也。

【九】縄の内、法の外共に直を失ふ者を云。

【一〇】德を失ふ也。

【一一】威を失ふなり。

【一二】人、生を楽むときは、賞を思ふ、故に主尊し。人、死を重るときは罰を畏る、故に令行はる。

擧ぐること能はず。(七)賁育の彊あるも、而も法術無ければ、長生することを得ず。故に(八)勢、得べからざるあり、事、成すべからざるあり。故に烏獲は(九)千鈞を輕しとして、而も其身を重しとす。其身千鈞よりも重きにあらざるなり。勢、便ならざればなり。(一〇)離朱は(一一)百歩を易しとして、而も眉睫を難しとす。百歩近くして眉睫遠きにはあらざるなり。道、可ならざればなり。

故に明主は、烏獲を(一二)窮むるに其の自ら擧ぐること能はざるを以てせず。離朱を困むるに其の自ら見ること能はざるを以てせず。(一三)可勢に因り、(一四)易道を求む。故に力を用ふること寡くして、而も功名立つ。(一五)時に滿虚あり、事に利害あり、物に死生あり。人主、三つの者の爲めに喜怒の色を發すれば、則ち(一六)金石の士も、心を離し、聖賢の(一七)撲も、(君ノ心ヲ)(一八)淺深せん。故に明主は人を觀て、人をして己を觀しめず。堯も獨り成すこと能はず。烏獲も自ら擧ぐること能はず。賁育も自ら勝つこと能はざるを明かにして、法術を以てすれば、則ち(一九)觀行の道畢る。

【七】孟賁、夏育の二人、共に古の力士なり。
【八】勢は原本には世に作る。今一本によりて之を正す。
【九】千鈞は重きをいふ。
【一〇】古の眼に明なる人。
【一一】百歩の先を見ることは易しと爲し、眉と睫とを見ることを難しと爲す。
【一二】窮は苦むる也。
【一三】爲すに可なる勢。
【一四】易き道。
【一五】是れ勢の避く可からざる者なり。
【一六】金石の如き堅固なる人士。
【一七】撲は當に僕に作るべし、聖賢の僕とは猶ほ聖賢の徒といふがごとし。
【一八】淺深は善惡を知りて我を輕重するをいふ。
【一九】己が行を觀るの術盡く。

(一)觀行第二十二

古の人、目、自ら見るに短なり、故に鏡を以て面を觀る。智、自ら知るに短なり、故に道を以て己を正しぬ。故に鏡に疵を見すの罪なく、道に過を明かにするの怨なし。目、鏡を失はば、則ち以て鬚眉を正すこと無く、身、道を失はば、則ち以て迷惑を知ること無けん。西門豹の性は、急なり、故に(二)韋を佩びて以て己を緩くし、董安于の心は、緩なり、故に(三)弦を佩びて以て自ら急にせり。故に餘あるを以て足らざるを補ひ、長きを以て短きに續ぐを、之を明主といふ。

天下に(四)信數三あり。一に曰く、智も(五)立つること能はざる所あり。二に曰く、力も擧ぐること能はざる所あり。三に曰く、彊も勝つこと能はざる所あり。故に堯の智ありと雖も、而も衆人の助無ければ、大功立たず。(六)烏獲の勁あるも、而も人の助を得ざれば、自ら(其身ヲ)

【一】此篇、明主は羣下の言を求めて以て己が行を觀るべきを論ず。
【二】皮繩なり、緩きに喩ふ。
【三】弓弦なり、急なるに喩ふ。
【四】數は術なり、法術の達はざる者を云ふ。
【五】立は功を立つるなり。
【六】烏獲は古の力士。勁は強力なり。

さず。是れ秦、荊に惡しければなり。必ず敢て我が壺丘に城くを禁ぜざらん。若し之を禁ぜば、我は曰へ、「我が爲めに荊王の弟を出さば、吾城かざらん」と。彼如し之を出さば、以て荊に（三）德すべし。彼（之）出さずば、是れ卒に（四）惡しきなり。必ず敢て我が壺丘に城くを禁ぜじ』と。公曰く、『善し』と。乃ち壺丘に城き、秦公に謂つて曰く、『我が爲めに荊王の弟を出さば、吾城かじ』と。秦因つて之を出しぬ。荊王大に說び、（五）鍊金百鎰を以て晉に遺りぬ。

（六）闔廬、（七）郢を攻め、戰ひて三たび勝てり。（闔廬）子胥に問うて曰く、『以て退く可きか』と。子胥對へて曰く、『人を溺らすもの、（八）一飮にして止まば、則ち溺るゝもの無けん。（之ヲ溺ラスニハ）其の休まざるを以てする也。之に乘じて以て之を沈ましむるに如かず』と。

鄭人に一子あり、將に（九）宦せんとす。其（一〇）家に謂つて曰く、『必ず（一一）壞墻を（一二）築け。（然ラズメ）是れ不善の人將に竊まんとす』と。其巷人も亦（同ジク）云へり。時をもて築かずして而して人果して之を竊みぬ。其子を以て知となし、巷人の告げし者を以て盜となしき。

【三】德すとは恩をきせる也。
【四】惡しとは秦、荊と惡しきをいふ。
【五】鍊金は精金なり。
【六】吳王。
【七】楚都。
【八】一飮は、溺るゝ者水を飮むこと一口なるをいふ。
【九】宦とは遠く出でゝ仕官する也。
【一〇】家は家人。
【一一】やぶれたる墻。
【一二】築は修繕するをいふ。

(一七)靖郭君將に薛に城かんとす。客、以て諫むる者多し。靖郭君、(一八)謁者に謂つて曰く、『客の爲めに(謁ヲ)通ずることと毋かれ』と。齊人の見えんと請ふ者あり、曰く、『臣請ふ三言にして已まん、三言を過ぎなば、臣請ふ烹られん』と。靖郭君、因つて之を見る。客趨り進みて曰く『海大魚』と。因つて反り走る。靖郭君曰く、『請ふ其說を聞かん』と。客曰く、『(一九)臣敢て死を以て戲れとせず』と。靖郭君曰く、『願はくは寡人の爲めに之を言へ』と。(齊人)答へて曰く、『君、大魚を聞けりや、網も止むること能はず、(二〇)繳も絓くること能はざるなり。(サレド)(二一)蕩して水を失はゞ、螻蟻も(二二)意を得ん。今夫れ齊は亦君の海なり、君長く齊を有たば、奚ぞ薛を以てするを爲さん。君、齊を失はゞ、薛の城を隆くして天に至ると雖も、猶ほ益無からん』と。靖郭君曰く、『善し』と。乃ち輟めて薛に城かざりき。

荊王の(一)弟(使シテ)秦に在り、秦(囚ヘテ)出さず。中射の士曰く、『臣に百金を資せば、臣能く之を出さん』と。因つて百金を載せて晉に之き、叔向を見て曰く、『荊王の弟、秦に在りて、秦出さず、請ふ百金を(二)委せん』と。叔向、金を受けて、以て之を晉の平公に見えしむ。(射士)曰く『以て壺丘に城くべし』と 平公曰く『何ぞや』と。對へて曰く、『荊王の弟、秦に在りて、秦出

【一七】齊の公族田嬰。
【一八】謁を通ずる者。
【一九】更に言はゞ乃ち烹らるゝを云ふ。
【二〇】繳は漁具、魚を射て中れば長索ありて纏うて之を獲るなり。
【二一】蕩は、はねあがる也。
【二二】之を制するを得る也。
【一】公子午。
【二】委は委託する也。因つて計る所あれと請ふ也。

韓・趙、相に難を爲す。韓子、兵を魏に索めて曰く、『願はくは師を借りて以て趙を伐たん』と。魏の文侯曰く、『寡人は趙と兄弟たり、以て從ふ可からず』と。趙又兵を（魏ニ）索めて韓を攻めんとす。文侯曰く、『寡人は韓と兄弟たり、敢て從はず』と。二國、（二四）兵を得ず、怒りて反れり。已にして乃ち（二國）文侯（ノ本意）以て己を（二五）構するに在るを知り、乃ち（二國）皆魏に朝しき。

齊、魯を伐ちて、（一）讒鼎を索む、魯、其（二）贋を以て（三）往かしむ。齊人曰く、『贋なり』と。魯人曰く、『眞なり』と。齊曰く、（四）『樂正子春をして來らしめよ。吾、將に子に聽かんとす』と。魯君、樂正子春に（行カンコトヲ）請ふ。樂正子春曰く、『胡ぞ其眞を以て往かざる』と。君曰く、『我、之を愛む』と。（子春）答へて曰く、『（五）臣も亦臣の信を愛む』と。

（六）韓咎立ちて君となる。未だ定まらざりしとき、（七）弟は周にあり。周、（八）之を（九）重んぜんと欲して、而も（一〇）韓の（蟣虱ヲ）立てざらんことを恐る。綦毋恢曰く、『車百乘を以て（一一）之を（一二）送るに若かず。（一三）立つことを得ば、因つて、「（一四）戒を爲す」と曰へ。（韓、若シ蟣虱ヲ）立てずんば則ち「來りて（一五）賊を（一六）效せり」と曰へ』と。

【二四】兵は援兵なり。
【二五】構は媾和なり。
【一】鼎の名。
【二】贋は贋物なり。
【三】齎る也。
【四】樂正子春は孟子の弟子。
【五】贋を詐はりて眞なりといふ能はず。
【六】韓の襄王。
【七】名は蟣虱。
【八】之は蟣虱をさす。
【九】立てゝ太子とせんとす。
【一〇】原本に「韓」の下に「谷」の字あるは、衍也。今之を削る。
【一一】之は蟣虱をさす。
【一二】送は護送する也。
【一三】立つとは韓の蟣虱を立つるをいふ。
【一四】途中を警戒す。
【一五】賊は蟣虱を指す也。
【一六】效は送りいたす也。

曼枝因つて（國ヲ去ラントシテ）（一二）轂を斷ちて驅り、齊に至る。七月にして仇由亡びぬ。

越、已に吳に勝ち、又卒を荊に（一三）索めて晉を攻む。左史倚相、荊王に謂つて曰く、『夫れ越は吳を破り、豪士死し、銳卒盡き、（一四）大甲傷けり。（然ルニ）今、又、卒を索めて以て晉を攻むるは、我に、（一五）病れざるを示すなり。（寧ロ）師を起して以て（一六）吳を分つに如かず』と。荊王曰く、『善し』と。因つて師を起して越を從ふ。越王怒り、將に之を擊たんとす。大夫種曰く、『不可なり。吾が豪士盡き、大甲傷けり。我與に戰はゞ、必ず（一七）尅たじ、之に賂ふに如かず』と。乃ち露山の陰五百里を割き、以て之に賂ひき。

荊、陳を伐つ。吳之を救ふ。（一八）軍の間三十里、雨ふること十日、夜（晴レテ）星みゆ。（荊ノ）左史倚相、子期に謂つて曰く、『雨ふること十日、（此間荊吳ノ）甲輯まり兵聚まりたらん。吳人必ず至らん。之に備ふるに如かず』と。乃ち（一九）陳を爲さんとす。陳未だ成らざるに、吳人至り、荊の陳を見て反りぬ。左史曰く、『吳は（二〇）反復六十里、（長途ナレバ）其（二一）君子は必ず休ひ、（二二）小人は必ず食せん。我行くこと三十里、之を擊たば必ず敗るべきなり』と。乃ち之を（二三）從ひ、遂に吳の軍を破りぬ。

（一二）車の轂を短くして疾驅するに便にす、山中道狹きが故なり。
（一三）索は要求する也。
（一四）壯士の重甲を著るもの。
（一五）病れずとは、自國の疲弊せざるをいふ。
（一六）吳を分つとは、吳の地を分ち取る也。
（一七）尅は克つ也。
（一八）荊吳兩軍相距ること。
（一九）陳は陣列なり。
（二〇）反覆は往復なり。
（二一）君子は上官の者。
（二二）小人は下卒。
（二三）從は追ふ也。

(一)鼓に釁らん』と。(二)之に問うて曰く、『汝の來れるとき卜せるか。』(沮衛蹶融)答へて曰く、『卜せり。』(將軍問フ)『卜、吉なりしか。』曰く、『吉なり。』荊人曰く、『今、荊、將に女を以て鼓に釁らんと欲す、(三)其れ何ぞや。』(沮衛)答へて曰く、『是れ故より其の吉なる所以なり。吳、臣をして來らしめしは、固より將軍の怒を覗しむるなり。將軍怒らば、(吳)將に溝を深くし壘を高くせんとす。將軍怒らずば、將に懈怠せんとす。今や將軍、臣を殺さば、則ち吳は必ず警守せん。且つ(四)國の卜は、一臣の爲めに卜せるに非ず。夫れ一臣を殺して一國を存せば、其れ吉と言はずして何ぞや。且つ死者知ること無くば、則ち臣を以て鼓に釁るも益無けん。死者知ることあらば、臣將に戰の時に當つて、鼓をして鳴らざらしめんとす』と。荊人因つて殺さゞりき。

知伯、將に(五)仇由を伐たんとす。而るに道、(六)難くして通ぜず。乃ち大鐘を鑄て、仇由の君に遺る。仇由の君大に說び、道を除ひて、將に之を內れんとす。赤章曼枝曰く、『不可なり。(七)此れ(八)小の(九)大に事ふる所以なり。而るに今や大、以て(小ニ)來る、(一〇)卒必ず(一一)之に隨はん。內る可からざるなり』と。仇由の君聽かずして、遂に之を內る。赤章

(一) 血を塗って軍鼓を祭る。
(二) 之は沮衛蹶融をさす。
(三) いづくに吉なる所以ありや。
(四) 吳の社稷の爲めに卜したるものにして、一の臣の爲めにするに非ず。
(五) 晉に近き野蠻國。
(六) 難は險難なり。
(七) 斯る贈物をなすは。
(八) 小國。
(九) 大國。
(一〇) 卒は兵卒。
(一一) 其後に隨はん。

少主にして(二一)名を務む。(二二)荊をして君の孝を貴せしむるに如かず。則ち君、公の位を奪はずして、而も大に公を敬重せん。則ち公は常に(二三)宋に用ひられん』と。

管仲・鮑叔、相謂つて曰く、『(二四)君の(二五)亂甚し。必ず國を失はん。齊國の諸公子、其の輔くべき者は公子糾に非ざれば、則ち小白なり。(二六)子と人々一人に事へん。先づ(二七)達する者は、(二八)相收めん』と。管仲は公子糾に從ひ、鮑叔は小白に從へり。(既ニシテ)國人果して君を弑し、小白先づ入りて君となる。魯人、管仲を拘へて(二九)之を效しぬ。鮑叔(ニ小白)言つて(三〇)之を(三一)相とす。故に諺に曰く、『(三二)巫咸善く(三三)祝すと雖も、自ら祓ふこと能はざるなり、(三四)秦醫善く(病ヲ)除くと雖も、自ら(三五)彈ずること能はざるなり』と。管仲の聖を以てして、而も鮑叔の助けを待てり。此れ鄙諺に所謂『(三六)虜自ら裘を賣りて售れず、士自ら辯を譽めて信ぜられざる』ものなり。

【二一】名は名譽なり。
【二二】荊は楚國なり。
【二三】宋國に權柄を秉り得べきをいふ。
【二四】君は齊の襄公をさす。
【二五】亂は亂行。
【二六】吾と汝と別々に糾と小白に事へん。
【二七】達は榮達なり。
【二八】互に他を擧ぐるをいふ。
【二九】齊に護送す。
【三〇】之は管仲をさす。
【三一】相は宰相なり。
【三二】古の神巫。
【三三】祝は、いのる也。
【三四】扁鵲、姓は秦、名は少齊。
【三五】彈は針うつ也。
【三六】虜は北夷なり、多く裘を產す。自賛すれば信ぜられず。如何なる賢者と雖も必ず他人の助けを待たざる可からざるを云ふ。

荊王、呉を伐つ。呉、沮衞蹶融をして荊の師を犒はしむ。荊の將軍曰く、『之を縛せよ、殺して以て

を好めば、此人、我に玉環を遺りぬ。是れ我が過を(六)振はず、以て容れられんことを我に求めしものなり。(此クノ如キ人ナルガ故ニ)吾、其の我を以て(七)人に容れらるゝを求めんことを恐る』と。乃ち之を去りぬ。果して文子が後車二乘を收めて、之を其君に獻ぜり。

(八)周趮、(九)宮他に謂つて曰く、『我が爲めに齊王に謂つて曰へ、「(一〇)齊を以て我を魏に資せば、請ふ魏を以て(一一)王に事へしめん」と。』宮他曰く、『不可なり、(一二)是れ之に魏無きを示すなり。(一三)齊王は、必ず魏なき者に資して、以て魏ある者を怨ましめざらん。公、(齊王ニ向ツテ)「(一四)王の欲する所を以てせよ、臣請ふ魏を以て王に聽かしめん」と曰ふに若かず。(サスレバ)齊王、必ず公を以て魏ありと爲し、必ず公に因らん。是れ公、(一五)齊あるなり。(一六)因つて以て齊魏あらん』と。

白圭、宋の(一七)令尹に謂つて曰く、『(一八)君長じて(一九)自ら政を知らば、公は(二〇)事無からん。今、君は

【六】振は救ふ也。
【七】人は他人をいふ。
【八】魏人。
【九】周臣。
【一〇】齊の勢を我の助けにして魏に使せしめば。
【一一】王は齊王をさす。
【一二】是れ、齊王に、子が魏に勢力無きことを示す也。
【一三】齊王は、必ず、魏に勢力を失へる者(即ち周趮)に資して今現に魏に勢力ある人に怨まるゝが如きをば、爲さゞらん。
【一四】王の欲する所は何事にても魏に聽かしめんといへば、是れ其身の魏に勢力あるを示すものなり。
【一五】魏に對して齊の勢力を負ふ者也。
【一六】斯くて兩國に勢力を得るに至らん。
【一七】令尹は、一本及び戰國策には、大尹に作る。是なり。此時、宋君、年少にして、太后、政を聽き、大尹は太后に寵あり、國事を擅行したるなり。
【一八】君は宋君なり。下同じ。
【一九】自ら政を知るとは、國事を親らするをいふ。
【二〇】權を失ふ。

く之を待て』と。答へて曰く、『(八)吾は其の我を以て貫を滿たさんことを恐る』と。遂に去りぬ。故に曰く、『物の(九)幾は、(一〇)靡すべき所にあらざるなり』と。

孔子、弟子に謂つて曰く、『(一一)孰か能く(一二)子西の名を釣れるを(一三)導はん』と。子貢曰く、『賜や能く乃ち之を導はん。』(子西ノ人ト爲リ)復た疑はず、(一四)孔子曰く、『(一五)寛なる哉。(一六)利に被らず、絜なる哉。(一七)民の性は恒あり、曲れるを曲れりと爲し、直きを直しと爲す』と。孔子曰く、『(一八)子西は免れじ』と。白公の難に、(果シテ)子西死にき。故に曰く、『(一九)行ひに直き者は欲に曲ふ』と。

晉の中行文子、(一)出亡して縣邑に過る。從者曰く、『此(二)嗇夫は公の(三)故人なり、公奚ぞ(四)休舍して且く後車を待たざる』と。文子曰く、『吾、嘗て音を好めば、此人、我に鳴琴を遺りぬ。吾、(五)佩

【八】我を殺さざるときは其罪の極に達せざらんことを恐る。
【九】幾は幾微なり。物の初めて發するとき、極めて微なるをいふ。
【一〇】靡は遲緩なること。
【一一】誰か子西の高名を獲たる所以を知れる者ぞ。
【一二】子西は楚の令尹なり。
【一三】導は道なり、言ふ也。
【一四】「孔子曰く」は恐らくは衍文ならん。
【一五】彼は性質寛にして、人を疑はず。
【一六】絜は、潔なり。廉潔にして、利に煩はされず。
【一七】民の性は、もと恒あり、能く曲れるを曲れりと爲し、直きを直しと爲す。子西の寛大廉潔なるを見て、皆之を贊歎す、故に子西、高名を得たるなり。
【一八】人を疑はず、利に被らず、直に過ぐ、故に禍を免れざるなり。
【一九】其躬行を直くする者は、其情欲を矯め、人情に逆ふなり。
【一】出奔。
【二】幣を主どる官名。
【三】知人。
【四】休憩。
【五】身に帶ぶるたま。

(二四)母を(二五)噣して之を食ふ。㒓躍す。人乃ち殺さゞりき。蟲に蚘といふものあり。一身に兩口あり。爭ひて相齕めり。遂に相食み、因つて自ら殺しぬ。人臣の、事を爭ひて其國を亡ぼすもの、皆蚘の類なり。

宮に(二六)堊あり、器に(二七)滌あれば、則ち潔し。身を行ふも亦然り、(二八)滌堊の地無くんば則ち非寡からん。

(一)公子糾、將に亂をなさんとす。桓公、使者をして之を視しむ。使者報じて曰く、『(二)笑へども樂しまず、視れども見えず、必ず亂をなさん』と。乃ち魯人をして之を殺さしめぬ。

公孫弘、(三)髮を斷ちて、越王の騎となる。公孫喜、人をして之と(四)絕たしめて曰く、『吾は子と昆弟たらじ』と。公孫弘曰く、『我は髮を斷つのみ、子は(五)頸を斷ちて人の爲めに兵を用ふ。我は將た子を何とか曰はん』と。周南の戰に、公孫喜(果シテ)死にき。

(六)悍者と鄰するものあり、宅を賣りて之を避けんと欲す。人曰く、『是れ其(七)貫將に滿たんとす、子姑

【二四】豚をさす。
【二五】相與に食ふを云ふ。
【二六】堊はしつくひにてぬる也。
【二七】滌はあらひすゝぐ也。
【二八】日々に修潔して、復た滌堊するを要するの餘地無きに至るときは、其過失寡かるべし。
【一】齊の公子。
【二】心、焉に在らざる也。
【三】斷髮して越人の俗に倣ふ也。
【四】絕は絕交する也。
【五】頸を斷たるべきを意とせず。
【六】桀悍なる者。
【七】貫は錢を貫く繩なり。貫滿つとは、繩を以て錢を穿ちて其極に達するが如く、罪惡、其極に達するをいふ。罪惡、其極に達して、其報い近きにあらん、姑らく之を俟てと言ふなり。

荊、公子に令して、將に陳を伐たんとす。(一)丈人(二)之を送りて曰く、『(三)晉は強し、愼まざるべからざる也』と。公子曰く、『丈人奚ぞ憂へん、吾、丈人の爲めに晉を破らん』と。丈人曰く、『可なり、(四)吾は方に陳の南門の外に(五)廬せん』と。公子曰く、『是れ何ぞや』。(丈人)曰く、『(六)我は句踐を笑ふ。(七)人と爲るの是の如く其れ易からば、獨り何ぞ密密十年の難きを爲さんや』と。

堯、天下を以て許由に讓らんとす。許由之を逃れて、(八)家人に舍る。家人、(九)其皮冠を藏せり。夫れ天下を棄てたるに、而も家人は、其皮冠を藏す、是れ許由を知らざるものなり。

(一〇)三虱相與に訟ふ。一虱之に過りて曰く、『訟ふるものは何の說ぞ』と。三虱曰く、『肥饒の地を爭ふなり』と。一虱曰く、『若亦(一一)臘の至りて(一二)茅の燥かるゝを患へざるのみ。(一三)若又奚ぞ患ふる』と。是に於て乃ち相與に聚まり、其

【一】故老。
【二】之は公子をさす。
【三】晉の必ず之を救ふべきをいふなり。
【四】其の必ず敗れて歸るべきをいふ也。
【五】廬は喪に居るときの廬。
【六】果して子の言の如くならば、吾は句踐の愚を笑ばざるを得ず。
【七】句踐は、密謀すること十年にして、始めて其志を成せり。事を爲すこと、若し此の如く甚だ易からんには、句踐獨り、何ぞ此十年の艱難を須ひんや。
【八】民家。
【九】許由に盜まれんことを恐れて也。
【一〇】虱は彘に附きたるなり。臘の祭には彘を用ふ。茅を以て彘の毛を燒き去りて彘を炮く。彘殺さるゝに至りては、肥饒の地は復た論ずること能はずして、共に燒かるべし。
【一一】十二月の臘祭なり。
【一二】豚殺されて、三虱共にやかるゝ時の至るべきを知らざるを笑ふなり。
【一三】而るにかゝる些細なることを患ふるは、愚なり。

ざれば、則ち慈母も弱子を逃る』と。

桓公、管仲に問ふ、『富は涯ありや』と。答へて曰く、『水の涯以る、其の水無き者なり。富の涯以る、其富已に足れる者なり。人は自ら足るに止まること能はざれば亡ぶ。(一三)其れ富の涯か』と。

宋の富賈に、監止子といふ者あり。人と爭ひて百金の璞玉を買はんとす。因つて(一四)佯り失して之を毀ち、其百金を(一五)負ひ、而して其毀瑕を理めて、(一六)千鎰を得たり。(一七)事は、之を擧げて敗るゝありて而も其の之を擧ぐる毋きに賢る者あり。(一八)負ふの時なれば也。

(一九)御を以て荊王に見えんと欲するものあり。(二〇)衆騶之を妬めり。(二一)因つて『臣能く鹿を繳つ』と曰ひて、王に見ゆ。王(自ラ)御と爲りて鹿に(追ヒ)及ばず、(謂スル者)自ら御して之に及びぬ。王、其(二二)御を善みするや、(謂スル者)乃ち(二三)衆騶の之を妬みたりしを言ふ。

【一三】足るを知るは富に處する所以。
【一四】わざと手より落す。
【一五】我が負擔として支拂ふ。
【一六】一鎰は二十兩。
【一七】事を擧行する者、或は始めには敗れて終には利するものあり。人は、其の始めに敗るゝを見て、乃ち擧行する無き者を以て賢れりとす。然れども、此れ乃ち聰慧なることと監止の如きものが、始めには百金を負うて終には千鎰を得るの時なり。
【一八】負ふべきの時宜を得るを云ふ。
【一九】能く馬を御するを言ひたてゝ。
【二〇】多くの御者。
【二一】却て御のことを云はず、只管王に見ゆるの術を講ずるなり。繳は擊つ也。
【二二】御は馬を御する術なり。
【二三】衆騶に妬まるゝが故に、御を善くすといはずして、能く鹿をうつといひしなりと辯明せし也。

を知らずと。聖人は(一八)其れ備はれり。

宋の(一九)太宰(二〇)貴くして(二一)斷を主どる。季子將に宋君に見えんとす。梁子之を聞きて曰く、『語るには必ず太宰と(二二)三坐すべきか。然らずんば將に(禍ヲ)免れざらんとす』と。季子因つて(宋君ニ)說くに(二三)主を貴びて(二四)國を輕んずるを以てせり。

楊朱の弟楊布、(一)素衣を衣て出づ。天雨ふる。素衣を解き、(二)緇衣を衣て反る。其狗(三)知らずして之に吠ゆ。楊布怒り、將に之を擊たんとす。楊朱曰く、『子擊つこと毋かれ。子も亦猶ほ是のごとけん。曩に女が狗をして、白くして往き、黑くして來らしめば、子豈に能く怪しむ毋からんや』と。

惠子曰く、『(四)羿、(五)鞅を執り(六)扞を持ち、弓を操り(七)機を關かば、(八)越人も(九)爭うて爲めに的を持たん。(若シ)(サレド)(一〇)弱子、弓を扞かば、(一一)慈母も(一二)室に入りて戶を閉ぢん。』と。故に曰く、『必とす可ければ、則ち越人も羿を疑はず。必とす可から

【一八】事と心と兩ながら知るなり。
【一九】太宰は官名。
【二〇】貴くは、其威重きの意。
【二一】斷は聽斷。
【二二】宋君、太宰、季子、三人同座。
【二三】主は大夫をいふ。大夫の家を貴びて、公室を賤くすべしとの意。
【二四】國は國家なり。公室をいふ。
【一】白衣。
【二】黑衣。
【三】主人を見誤る。
【四】古の弓の名手。
【五】ゆがけ。
【六】ゆごて。
【七】ゆはず。
【八】最も疏遠なる人。
【九】必ず的に中りて、人を誤り射ざるを信ずれば也。
【一〇】童子。
【一一】最も親近なる者。
【一二】矢を避くるなり。

皆（六）貪諸となる。

伯樂、其の憎む所の者に、千里の馬を相するを教へ、其の愛する所の者に、駑馬を相するを教ふ。千里の馬は時に一あるのみにして、其利緩く、駑馬は日に售られ、其利急なればなり。此れ周書に所謂（七）下言にして上用するもの（八）惑なり。

桓赫曰く、『（九）刻削の道、鼻は大なるに如くは莫く、目は小なるに如くは莫し。鼻の大なるは小にす可きも、小なるは大にす可からず、目の小なるは大にす可きも、大なるは小にす可からざればなり。事を擧ぐるも亦然り、（一〇）其の復びす可からざる者の爲めにせば、則ち事、敗るゝこと寡し。』と

（一一）崇侯・惡來、紂の誅に（一二）適はざるを知りて、而も武王の（一三）之を滅ぼすを見ざるなり。（一四）比干・子胥、其君の必ず亡ぶるを知りて、（一五）身の死するを知らざるなり。故に曰く、崇侯・惡來は、（一六）心を知りて（一七）事を知らず、比干・子胥は、事を知りて、心

【六】古の勇士孟賁と專諸。
【七】卑下の言却て高上の用あり、即ち駑馬を相するの却て利あるに當る。
【八】惑は衍文なり。
【九】偶人を作る彫刻の法。
【一〇】其の復びす可からざるものの爲めに、豫め先づ之が地を爲すときは、則ち敗事寡し。一本には「其の復びす可き者を爲せば、則ち事敗るゝこと寡し」に作る。從ふ可きに似たり。
【一一】共に紂の佞臣。
【一二】適は一に過に作る。
【一三】之は紂をさす。
【一四】比干は殷の王子、子胥は伍子胥。
【一五】身の死するとは、其身の誅戮せらるゝをいふ。
【一六】心を知るとは、人の心を察する也。
【一七】事を知らずとは、事の變を察せざる也。

にして、腫膝を相するに拙し』と。夫れ事には必ず（八）歸する所あり。而も腫膝する所あるを以て任ぜざるは、智者の獨り知る所なり。惠子曰く、『猿を（九）柙中に置けば、則ち豚と同じ。故に勢の便ならざるは、能を逞しくする所以に非ざるなり』と。

衞の將軍文子、（一〇）曾子を見る。曾子起たずして、坐席に延き、身を（一一）奥に正しぬ。文子、（一二）其御に謂つて曰く、『曾子は愚人なるかな。我を以て君子と爲さば、君子は安んぞ敬すること毋かる可けんや。我を以て暴人と爲さば、暴人は安んぞ侮る可けんや。曾子、（一三）僇せられずんば、（一四）幸なり』と。

鳥に翢翢といふものあり、（一）重首にして屈尾なり。河に飮まんと將欲すれば、則ち必ず（二）顛す。乃ち（他ノ一鳥）其羽を銜みて之を飮ましむ。人の（三）飮むに足らざる有る所のものは、（四）其羽を索めざるべからざるなり。

鱣は蛇に似、蠶は蠋に似たり。人、蛇を見れば、則ち驚駭し、蠋を見れば則ち（五）毛起す。（然ルニ）漁者は鱣を持ち、婦人は蠶を拾ふ。利の在る所には、

【八】歸するは、重きを歸する也。
【九】柙は檻なり。
【一〇】孔子の高弟。
【一一】奥は西南隅の尊處。身を奥に正すとは、自ら上位に居るをいふ。
【一二】御は侍御なり。
【一三】僇は戮辱なり。
【一四】「幸」は原本には「命」に作る。今一本によりて之を正す。
【一】重首は首重きなり。屈尾は尾まがれる也。
【二】ころげる。
【三】自ら飮む能はざる者の意。
【四】其羽を銜む者を求めざるべからず。即ち衆助を待ちて事成るに喩ふ。
【五】身の毛よだつ。

爲す所以は則ち異なり。(一三)公孫支は、自ら刖りて(一四)百里を尊くし、(一五)豎刁は自ら宮して桓公に諂ふ。其の自ら刑するは則ち同じ、其の自ら刑するを爲す(一六)所以は則ち異なり。慧子曰く、『(一七)狂者東に走れば、逐ふ者も亦東に走る。其の東に走るは則ち同じ、其の東に走るを爲す所以は則ち異なり』と。故に曰く、『事を同じくするの人は、審に察せざるべからざるなり』と。

說林下第二十一

伯樂、二人に(一)踶馬を相することを教ふ。相與に(二)簡子の廏に之きて馬を觀る。(三)一人、踶馬を擧ぐ。其一人、後よりして之に(四)循ひ、三たび其尻を撫づれども、馬、踶せず。此のもの自ら以て相することを失へりとなす。其一人曰く、『子は、相することを失へるにあらざるなり。此れ其の馬たるや、(五)踒肩にして(六)腫膝。夫れ踶馬は(七)後を擧げて前に任ずるものなるも、腫膝なれば任ずべからず。故に後、擧らず。子は踶馬を相するに巧

【一三】公孫支は秦の穆公の大夫なり。

【一四】百里は百里奚。秦の穆公の大夫なり。尊くすとは推薦する也。

【一五】豎刁は齊の桓公の內豎。宮は勢を去る也。

【一六】原本には「所以」の「以」の字無し。今一本によりて之を補ふ。

【一七】狂は原本には往に作るは誤なり、今一本によりて之を正す。

【一】はねるうま。

【二】趙簡子。

【三】一人、一馬を擧げ指して、相して以て踶馬と爲す。

【四】循は猶ほ循環の循のごとく、めぐりめぐりて往來すること。

【五】踒は腕と同じ、腕肩は、肩の屈する也。

【六】膝のふくれたること。

【七】後足を擧げて前足に一任す。

き者は自ら惡しとす、吾、其惡さを知らざるなり』と。楊子、弟子に謂つて曰く、『行ひ賢にして、而も自ら賢とするの心を去らば、焉くに往きてか美とせられざらん』と。

衞人、其子を嫁して之に敎へて曰く、『必ず私に（八）積聚せよ。人の婦となりて出さるゝは常なり。其の居るを成すは（九）幸なり』と。其子因つて私に積聚しければ、其姑以て多く私すと爲して、之を出せり。（一〇）其子の以て反れる所のものは、其の以て嫁せる所に倍せり。其父、自ら子に非を敎へしを罪とせずして、而も自ら其の益〻富めるを知とせり。今、人臣の官に處る者は皆是の類なり。

魯丹、三たび中山の君に說きて、而も受けられず。因つて五十金を散じて、其左右に事ふ。復た見ゆ。未だ語らずして、君之に（一一）食を與ふ。魯丹出でゝ舍に反らずして、遂に中山を去りぬ。其御曰く、『見ゆるに及びて乃ち始めて我を善くす、何の故に之を去る』と。魯丹曰く、『夫れ人の言を以て我を善くせば、必ず人の言を以て我を罪せん』と。未だ境を出でざるに、公子之を惡りて曰く、『趙の爲めに來り（一二）間す』と。中山の君因つて索めて之を罪せり。

田伯鼎は、士を好みて其君を存し、白公は、士を好みて荊を亂る。其の士を好めるは則ち同じ。其の

【八】積聚は蓄財なり。
【九】僥倖。
【一〇】かへりし時の財産は嫁せし時に倍す。
【一一】食は食祿なり。
【一二】間は間者なり。

魯の(一)季孫、新に其君を弑す。吳起(二)仕ふ。或人、起に謂って曰く、『夫れ死者始めて死して(三)血あり。已に血して(四)衄となり、已に衄して(五)灰となり、已に灰して土となる。其土に反るや、爲す可きものなし。今季孫は(之ヲ死者ニタトヘバ)乃ち始めて血あるものなり、(六)其れ乃ち未だ知るべからざる毋からんや』と。吳起因つて去りて晉に之けり。

(一)隰斯彌、田成子を見る。田成子與に臺に登りて四望す。三面は皆(二)暢ぶ。南望は隰子の家の樹之を蔽へり。田成子亦(三)言はず。隰子歸りて、人をして之を伐らしむ。斧にて離くこと數創にして、隰子之を止む。其(四)相室曰く、『何ぞ變ずるの(五)數なるや』と。隰子曰く、『古に諺あり、曰く、「淵中の魚を知る者は不祥なり」と。夫れ田子は將に(六)大事あらんとす、而して我之に微を知るを示さば、我必ず危からん。樹を伐らざるも、未だ罪あらざらん。人の言はざる所を知るは、其罪大なり』と。乃ち伐らず。

楊子、宋に過り、東のかた逆旅に之く。(逆旅二)妾二人あり、其惡き者は貴く、美しき者は賤し。楊子、其故を逆旅の(七)父に問ふ。答へて曰く、美しき者は自ら美しとす、吾、其美しきを知らざるなり。惡

【一】季孫は三家の一。
【二】魯君に仕ふる也。
【三】生血。
【四】死血。
【五】灰色。
【六】此後の影響如何に變ずべきかを知らず。
【一】齊の大夫。
【二】遠望するに遮る者なき也。
【三】言、之に及ばず。
【四】家宰。
【五】數は速の義。
【六】大事は弑奪の志をいふ。
【七】父は主人をいふ。

紂、(五)長夜の飲をなす。懼んで以て(六)日を失ふ。其左右に問ふに、盡く知らず。乃ち(人ヲシテ)箕子に問はしむ。箕子、其徒に謂つて曰く、『天下の主となりて、一國皆日を失ふ、天下其れ危からん。一國皆知らずして、我獨り之を知らば、吾其れ危からん』と。辭するに醉ひて知らざるを以てせり。

魯人に身善く屨を織り、妻善く(七)縞を織るものありて、越に徙らんと欲す。或ひと之に謂つて曰く、『子必ず窮せん』と。魯人曰く、『何ぞや』と。曰く、『屨は之を履くが爲めなり、而るに越人は(八)跣行す。縞は之を冠るが爲めなり、而るに越人は(九)髮を被る。子の長ずる所を以て、用ひざるの國に游ぶ。窮すること無からんと欲すとも、其れ得可けんや』と。

陳軫、魏王に貴ばる。惠子曰く、『必ず善く左右に事へよ。夫れ(一〇)楊は、橫に之を樹うるも卽ち生じ、倒まに之を樹うるも卽ち生じ、折りて之を樹うるも又生ず。然るに十人をして之を樹ゑしめて、而も一人をして之を拔かしめば、則ち生楊無からん。(夫レ)十人の衆を以て、生じ易きの物を樹ゑて、而も一人に勝たざるものは、何ぞや。之を樹うるは難くして、之を去るは易ければなり。子、自ら王に樹うるに工みなりと雖も、而も子を去らんと欲する者衆くば、子必ず危からん』と。

【五】徹夜の酒宴。
【六】日を失ふとは、日辰甲子を忘るゝ也。
【七】縞は、ねりぎぬ。
【八】履に用なきなり。
【九】冠に用なきなり。
【一〇】楊は、木の名。生じ易きもの也。

且た吾が子に忍びんや』と。故に曰く、『巧詐は拙誠に如かず』と、(五)樂羊は功あるを以て疑はれ、秦西巴は罪あるを以て益〻信ぜらる。

曾從子は、善く劍を(一)相する者なり。衞君、吳王を怨む。曾從子曰く、『吳王は劍を好む。臣は劍を相する者なり。臣請ふ吳王の爲めに劍を相し、拔きて之を示し、因つて君の爲めに之を刺さん』と。衞君曰く、『子の之を爲すは、是れ義に緣るにあらざるなり、利の爲めにするなり。(今)吳は彊くして富み、衞は弱くして貧し。子必ず往かば、(二)吾、子が吳王の爲めに之を我に用ひんことを恐るゝなり』と。乃ち之を逐へり。

紂、象箸を爲る。箕子怖れて以爲らく、『象箸は必ず羹を土簋に盛らじ、則ち必ず犀玉の杯ならん。玉杯象箸ならば、必ず菽藿を盛らじ、則ち必ず旄象豹胎ならん。旄象豹胎ならば、必ず短褐を衣て茅茨の下に舍らじ。則ち必ず錦衣九重、高臺廣室ならん。此に稱へて以て求めば、則ち天下も足らじ』と。聖人は微を見て以て(三)萌を知り、端を見て以て末を知る。故に象箸を見て怖れたるは、天下(ヲ以テ率ズル)も足らざるを知ればなり。

周公旦、已に殷に勝ち、將に(四)商蓋を攻めんとす。辛公甲曰く、『大は攻め難く、小は服し易し。衆小を服して以て大を劫かすに如かず』と。乃ち九夷を攻む、而して商蓋服せり。

【五】樂羊は巧詐也、秦西巴は拙誠也。
【一】鑑定。
【二】利のためにす、故に又必ず彊きもののためにせん。
【三】萌は起り生ずる所。
【四】東方の野蠻國。

て其疾を問ふ。居ること一月、(一九)韓王自ら張譴に問うて曰く、『若し子死せば、將に誰をか子に代らしめんとする。』答へて曰く、『(二〇)無正は法を重んじて上を畏る。然りと雖も公子食我の、民を得るには如かざるなり』と。張譴死す、因つて公乘無正を相とせり。

樂羊、魏の將となりて、中山を攻む。其子、中山に在り。中山の君、其子を烹て之に羹を遺る。樂羊幕下に坐して之を啜り、一杯を盡せり。(二一)文侯、堵師贊に謂つて曰く、『樂羊、我の故を以て其子の肉を食へり』と。答へて曰く、『其子すらも之を食ふ、且た誰をか食はざらん』と。樂羊、中山を(二二)罷む。文侯、其功を賞したれども、其心を疑へり。

(二三)孟孫、獵して麑を得たり。秦西巴をして之を載せて持ち歸らしむ。(二四)其母之に隨ひて啼く。秦西巴、忍びずして之を與ふ。孟孫歸り至りて麑を求む。答へて曰く、『余忍びずして其母に與へぬ』と。孟孫大に怒りて之を逐へり。居ること三月、復た召して以て其子の傅となす。其御曰く、『曩には將に之を罪せんとし、今は召して以て子の傅となすは、何ぞや』と。孟孫曰く、『夫れ麑に忍びず、又

【一九】原本には、「韓王」の二字無し。今一本によりて之を補ふ。

【二〇】張譴の意は專ら無正を推すに在り、故に無正には、上を畏るといひ、食我には、民心を得るといふ、是れ君の我を畏るるものを愛して民を得るものを悦ばざることを熟知すれば也。

【二一】魏君。

【二二】軍を罷めてかへる。「罷む」は一に「拔く」に作る、從ふべきに似たり。

【二三】孟孫は魯の大夫。麑は鹿の子なり。

【二四】抱麑。

鄒君に見えて曰く、『今人ありて君に見え、則ち(九)其一目を映せば奚如』と。君曰く、『我、必ず之を殺さん』と。惠子曰く、『瞽は兩目映す、君奚んすれぞ殺さゞる』と。君曰く、『映すること勿き能はざる也』と。惠子曰く、『田駟は、東のかた齊侯を謾き、南のかた荊王を欺けり。駟の人を欺くに於けるは、瞽なり。君奚ぞ怨みん』と。鄒君乃ち殺さず。

魯の穆公、(一〇)衆公子をして或は晉に宦し、或は荊に宦せしむ。犁鉏曰く、『人を(一一)越より假りて溺死を救はんとせば、越人善く游ぐと雖も、子は必ず生きじ。(一一)火を失ひて水を海より取らば、海水多しと雖も、火必ず滅せじ。遠水は近火を救はざればなり。今、晉と荊とは強しと雖も、而も齊は近し。(一二)魯患らくは其れ救はれざらんか』と。

(一三)嚴遂、周君に善からず。(周君)之を患ふ。馮沮曰く、『嚴遂は(一四)相にして、韓傀は(一五)君に貴ばる。(一六)賊を韓傀に行ふに如かず。則ち(一七)君必ず以て嚴氏と爲さん』と。

張譴、韓に相たり。病みて將に死せんとす。(一八)公乘無正、三十金を懷にし

【九】一目を映すとは、一眼を塞ぎて人を見ること也、蓋し當時、人を嘲弄するさまなるべし。
【一〇】他日の援を借らんが爲め也。
【一一】越は遠國をいふ。
【一二】患は疑ふらくは恐の字の誤ならん。魯、齊に攻められんとき、晉荊、之を救ふこと能はざるべし。
【一三】韓臣。
【一四】宰相。
【一五】韓君。
【一六】賊を行ふとは、人をして暗殺せしむるなり。
【一七】韓君、必ず之を嚴遂の所爲となさん。
【一八】人名。

管仲・隰朋、桓公に從つて（四）孤竹を伐ち、春往きて冬返る。迷惑して道を失ふ。管仲曰く、『老馬の智用ふ可し』と。乃ち老馬を放ちて之に隨ふ、遂に道を得たり。山中を行きて水無し。隰朋曰く、『蟻は、冬は山の陽に居り、夏は山の陰に居る。（五）蟻壤一寸にして、仞に水あり』と。乃ち地を掘り、遂に水を得たり。管仲の聖と隰朋の智とを以てするも、其の知らざる所に至りては、老馬と蟻とを師とするを難からず。今人、其愚心を以てして而も聖人の智を師とするを知らず。亦過たずや。

不死の藥を荊王に獻ずる者あり。（六）謁者之を操りて以て入る。（七）中射の士問うて曰く、『食ふ可きか』と。曰く、『可なり』と。因つて奪ひて之を食ふ。王大に怒り、人をして中射の士を殺さしめんとす。中射の士、人をして王に說かしめて曰く、『臣、謁者に問ふに、曰く、「食ふべし」と、臣故に之を食ひぬ。是れ臣に罪無くして、罪は謁者に在るなり。且つ客、不死の藥を獻じ、臣之を食ひて、王、臣を殺さば、是れ死藥なり。是れ客、王を欺けるなり。夫れ無罪の臣を殺して、人の王を欺くを明かにせんよりは、臣を釋すに如かず』と。王乃ち殺さず。

田駟、鄒君を（八）欺く。鄒君、將に人をして之を殺さしめんとす。田駟、恐れて惠子に告ぐ。惠子、

【四】國名。

【五】蟻壤はありのつか也。仞は八尺をいふ。翼毳の說によれば、一寸は、守の字を誤りて析ちて二字と爲したるなり、壤守とは、土封なり、蟻塚の下八尺ばかりにして水を得べしといふ也。

【六】事を奏する官。

【七】官名。

【八】欺は輕侮する也。

と。（然ルニ）〔二〕其巷人に問ふも知らざるなり。吏因つて之を囚ふ。〔三〕君、人をして之に問はしめて曰く、『子は問人に非ざるなり。而るに自ら客に非ずと謂ふは何ぞや』と。對へて曰く、『臣少かりしとき、詩を誦しき、曰く「〔四〕普天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し」と。今君、天子なれば、則ち我は天子の臣なり。豈に人の臣となりて、而して又之が客と爲るあらんや。故に「主人なり」と曰へり』と。君之を（獄ヨリ）出さしむ。

韓の宣王、樛留に謂つて曰く、『吾、〔一〕公仲と〔二〕公叔とを兩用せんと欲す。其れ可ならんか』と。對へて曰く、『不可なり。晉は六卿を用ひて國分れ、簡公は田成と闞止とを兩用して、簡公殺され、魏は犀首と張儀とを兩用して、西河の外亡はれぬ。今、王、之を兩用せば、其の力多き者は其黨を樹て、力寡き者は〔三〕外權を借らん。群臣、內は黨を樹てゝ以て主に驕るあり、外は交を爲して以て地を削ることあらば、則ち王の國危からん』と。

紹績昧、醉寐して其裘を亡ふ。宋君曰く、『醉は以て裘を亡ふに足るか。』對へて曰く、『桀は醉を以て天下を亡へり。而して康誥に曰く、「酒を彝にすること毋かれ」と。酒を彝にするとは、酒を常にするなり。酒を常にせば、天子は天下を失ひ、匹夫は其身を失はん』と。

【二】其巷人は、其の住めりといふ町の人。
【三】君は衞君。
【四】小雅北山の篇の語。天の普く覆ふ所、地の連り載せる限りは、王の土地にあらざるなし。
【一】公仲、名は朋。
【二】公叔、名は伯嬰。
【三】外國ノ權。

の之を利とするを知らんとす。必ず將に行を穀めんとす。(故)君、之に道を借して示すに已むを得ざるを以てするに如かざるなり』と。

(一二)鴟夷子皮、田成子に事ふ。田成子、齊を去り、走りて燕に之く。鴟夷子皮、(一三)傳を負ひて從ふ。望邑に至る。子皮曰く、『子獨り(一四)涸澤の蛇を聞かずや。涸澤の蛇將に徙らんとす。小蛇あり、大蛇に謂つて曰く、「子行きて我之に隨はゞ、人以爲はん、蛇の行くもののみと。必ず子を殺すことあらん。(一五)相銜みて我を負ひて行くに如かず。人必ず我を以て(一六)神君となさん」と。乃ち相銜負して、以て(一七)公道を越えて行く。人皆之を避けて曰く、「神君なり」と。今、子は美にして、我は惡し。子を以て我が上客となさば、(吾ハ僅ニ)千乘の君なり。子を以て我が使者となさば、(吾ハ尙ホ)萬乘の卿なり。(一八)子、我が舍人となるに如かず』と。田成子因つて傳を負ひて之に隨ひ、逆旅に至りぬ。逆旅の(一九)君、之を待つこと甚だ敬しく、因つて酒肉を獻ぜり。

(二〇)溫人、周に之く。周、(二一)客を納れず。(吏)之に問うて曰く、『客か』と。對へて曰く、『主人なり』

【一二】鴟夷子皮は范蠡なり。田成子は田常なり。
【一三】傳とは、關門を過ぐるときの切符。
【一四】水の涸れし澤。
【一五】蟲の負はれ行くには、兩喙相銜む。
【一六】涸澤の主神なり。
【一七】公道は大道なり。
【一八】さすれば人、吾を萬乘の君となさんこと、猶ほ小蛇を神君とするが如けん。
【一九】君は當に父に作るべし。逆旅の父は旅亭の主人をいふ。
【二〇】溫は地名。
【二一】客は外人。

秦の康公、臺を築くこと三年。(時ニ)荊人、兵を起し、兵を以て齊を攻めんと將欲す、任妄曰く、『饑は(七)兵を召き、疾は兵を召き、勞は兵を召き、亂は兵を召く。君、臺を築くこと三年。今、荊人、兵を起し、將に齊を攻めんとす。臣、其の齊を攻むるを聲と爲して、秦を襲ふを以て實と爲さんことを恐る。之に備ふるに如かず』と。(乃チ)東邊に(八)戍す。荊人、行を輟む。

齊、宋を攻む。宋、臧孫子をして南のかた救を荊に求めしむ。荊大に說び、之を救ふを許して、甚だ(九)歡す。臧孫子、憂へて反る。其御曰く、『救を索めて得たり、今、子、憂色あるは何ぞや』と。臧孫子曰く、『宋は小にして齊は大なり。夫れ小宋を救ひて、大齊に惡まるるは、此れ人の憂ふる所以也。而るに荊王說ぶは、必ず以て(一〇)我を堅くする也。我堅くして齊敝るゝは、荊の利とする所なればなり』と。臧孫子乃ち歸る。(果シテ)齊人、五城を宋に拔くも、而も荊の救至らざりき。

魏の文侯、道を趙に借りて、中山を攻めんとす。趙の肅侯將に許さゞらんとす。趙刻曰く、『君過てり。魏、中山を攻めて取ること能はずば、則ち魏必ず罷れん。罷るれば則ち魏輕し、魏輕ければ則ち趙重し。魏、中山を拔くとも、必ず趙を越えて中山を有つこと能はざらん。是れ兵を用ふるものは魏なり、而して地を得るものは趙なり。君必ず之を許せ。(然レドモ)之を許して大に(一一)歡せば、彼、將に君

【七】兵は敵兵をいふ。
【八】戍兵を置く。
【九】臧孫子を歡待す。
【一〇】堅とは、堅く守る也。
【一一】歡は使者を歡待する也。

り。今、我已に之を失へり、我且に「子取りて之を呑めり」と曰はんとす』と。㈣候因つて之を釋す。

慶封、亂を齊に爲して、越に走らんと欲す。其族人曰く、『晉近し、奚ぞ晉に之かざる』と。慶封曰く、『越遠し、以て難を避くるに利あり』と。族人曰く、『㈤是の心を變ずるや、晉に居ても可なり。是の心を變ぜざるや、越よりも遠しと雖も、其れ以て安かるべけんや』と。

智伯、地を魏宣子に索む。魏宣子予へず。任章曰く、『何の故に予へざる』と。宣子曰く、『故無くして地を請ふ、故に予へず』と。任章曰く、『故無くして地を索めば、隣國必ず恐れん、彼、重欲厭くなくば、天下必ず懼れん。君之に地を予へよ。智伯必ず驕りて敵を輕んじ、隣邦必ず懼れて相親まん。相親むの兵を以て、敵を輕んずるの國を待たば、則ち智伯の命長からじ。周書に曰く、「之を敗らんと將欲せば、必ず姑く之を輔け、之を取らんと將欲せば、必ず姑く之に與へよ」と。君、之に與へ以て智伯を驕らしむるに如かず。且つ君何ぞ天下を以て智氏を圖ることを釋てゝ、獨り吾が國を以て智氏の質となさんや』と。君曰く、『善し』と。乃ち㈥之に萬戶の邑を與ふ。智伯大に悅び、因つて地を趙に索む。與へず。因つて晉陽を圍む。韓・魏、之に外に反し、趙氏之に內に應じ、智氏自りて亡べり。

【四】候、禍の己に及ばんことを恐れて子胥を釋せり。
【五】是の心とは亂を爲すの心をいふなり。
【六】之は智伯をさす。

を請ひ問ふ。太宰曰く、『吾、已に孔子を見て、則ち子を視れば、猶ほ蚤虱の細なる者のごとし。吾、今(一〇)之を(一一)君に見えしめん』と。子圉、孔子の、君に貴ばれんことを恐る。因って太宰に謂って曰く、『(一二)君、已に孔子を見ば、(君モ)亦將に子を見ること、猶ほ蚤虱の(細ナル者ノ)ごとくならんとす』と。太宰因って復た(孔子ヲ宋君ニ)見えしめず。

魏の惠王、(一三)臼里の盟をなし、(一四)將に天子を復立せんとす。彭喜、鄭君に謂って曰く、『君聽くこと勿かれ。大國は天子あるを惡み、小國は之を利とす。若し君、大と與に聽かずんば、魏焉ぞ能く小と與に之を立てんや』と。

晉人、邢を伐つ、齊の桓公將に之を救はんとす。鮑叔曰く、『太だ蚤し。邢亡びずんば、晉(一五)敝れず、晉敝れずば、齊重からじ。且つ夫れ危きを(一六)持するの功は、亡ぶるを存するの德の大なるに如かず。君、晩く之を救ひて以て晉を敝れしめ、齊、實に利し、邢の亡ぶるを待ちて、復た之を存し、其名實の美なるに如かず』と。桓公乃ち救はず。

(一)子胥出て走る。(二)邊候、之を(三)得たり。子胥曰く、『上の我を索むる(所以)は、我に美珠あるを以てな

【一〇】之は孔子をさす。
【一一】君は宋君をさす。
【一二】君は原本には已に作るは誤なり、今一本によりて之を正す。
【一三】臼里は地名、戰國策には臼里は九重に作る。盟は諸侯の會盟なり。
【一四】七國、王と稱し、周を天子とせず、故に云ふ。
【一五】敝は戰の爲に疲るる也。
【一六】持は扶翼する也。
【一】子胥の父奢、楚にて殺さる。子胥、仇を報いんと欲して、吳に走る。
【二】邊境の候吏。
【三】捕ふ。

卷の七

(一)說林上第二十

湯以に桀を伐ち、而して天下の己を言ひて貪と爲さんことを恐るゝや、因つて乃ち天下を務光に讓らんとす。而も務光が之を受けんことを恐るゝや、乃ち人をして務光に說かしめて曰く、『湯は君を殺せり、而して(二)惡聲を子に傳へんと欲す、故に天下を子に讓らんとす』と。務光因つて自ら河に投ぜり。

秦の武王、甘茂をして(三)爲さんと欲する所を僕と行事とに擇ばしむ。孟卯(甘茂ニ謂ッテ)曰く、『公は僕と爲るに如かず。公の長ずる所のものは使なり。公、僕たりと雖も、王猶ほ(四)之を(五)公にせしめん。公、僕の(六)璽を佩びて而して行事を爲さば、是れ官を兼ぬるなり』と。

子圉、孔子を(七)商の(八)太宰に見えしむ。(會見終リテ)孔子出づ。子圉入り、(九)客

【一】此篇、古來の衆多の說を採つて、之を集む。
【二】不義の名を務光に嫁するを欲する也。
【三】僕は近親の官、行事は四方に使する官。二官の中、欲する所の官を擇ばしむ。
【四】之は行事をさす。
【五】公は甘茂を云ふ。
【六】璽は印なり。
【七】商、宋國なり。
【八】太宰は官名。
【九】子圉、太宰に客（孔子をさす）を如何に見るやと問ふたり。

周に（七）玉版あり。紂、膠鬲をして之を索めしむ。文王予へず。費仲來り求む、因つて之を予ふ。是れ膠鬲は賢にして、費仲は道無ければなり。周は賢者の志を得るを惡めり。故に費仲に予へき。文王の（八）太公を（九）渭濱に擧げしは、之を貴べるなり。而して（一〇）費仲に玉版を資せしは、是れ之を愛せるなり。故に曰く『（一一）其師を貴ばず其資を愛せざれば、（一二）知と雖も大に迷ふ。是を要妙と謂ふ』と。

【七】玉を簡とし圖書を其上に刻せしもの、帝堯の時、河洛の濱に之を得たり。
【八】太公望呂尙。
【九】渭水の濱。
【一〇】文王、玉版を費仲に與へて、己が志を成すの資助とせし也。
【一一】善人をば貴びて師とし、不善人をば愛して資とせざれば。
【一二】知は知者。

を討ちて、之を徐州に敗り、晉に河雍に勝ち、諸侯を宋に合せ、遂に天下に霸たり。莊王、小善を爲さず、故に大名あり。蚤く見示せず、故に大功あり。故に曰く、『大器は晩く成り、大音は希聲なり』と。

楚の莊王、越を伐たんと欲す。杜子諫めて曰く、『王の越を伐つは何ぞや』と。曰く、『(越ノ)政亂れ兵弱し』と。杜子曰く、『(五)臣愚、智の目の如きを患ふるなり。能く百歩の外を見るも、而も自ら其睫を見ること能はず。王の兵、自ら秦・晉に敗られ、地を喪へること數百里。此れ兵の弱きなり。莊蹻、盜を境内になして、而も吏、禁ずること能はず。此れ政の亂れたるなり。王の弱亂は、越の下にあらざるなり。(而ルニ)越を伐たんと欲す、此れ知の目の如きなり』と。王乃ち止みぬ。故に知の難きは、人を見るに在らずして、自ら見るに在り。故に曰く、『自ら見る之を明と謂ふ』と。

【五】一本には「臣愚」の「愚」の字無し。
【六】義は德義なり。

子夏、曾子を見る。曾子曰く、『何ぞ肥えたるや。』對へて曰く、『戰勝てり、故に肥えたり』と。曾子曰く、『何の謂ぞや。』子夏曰く、『吾、入りて先王の(六)義を見れば則ち之を榮とし、出でゝ富貴の樂を見れば、又之を榮とせり。兩つの者胸中に戰ひて、未だ勝負を知らず、故に臞せたり。今先王の義勝てり。故に肥えたり』と。是を以て、志の難きは、人に勝つに在らずして、自ら勝つに在り。故に曰く、『自ら勝つ之を強と曰ふ』と。

れて地に至れども知らず。鄭人之を聞いて曰く、『頤をも之れ忘る、（一七）將た何爲れぞ忘れんや』と。故に曰く、『其出づること彌〻遠き者は、其智彌〻少し』と。此れ（一八）智遠きに周ければ、則ち遺るる所近きにあるを言ふ也。是を以て聖人には（一九）常行なし。（二〇）能く竝く智る、故に曰く、『見ずして明かなり』と。（二一）能く竝く視る、故に曰く、『見ずして明かなり』と。時に隨ひて以て事を擧げ、（二二）資に因りて功を立て、萬物の能を用ひて、利を其上に獲、故に曰く、『爲さずして成る』と。

楚の莊王、政に莅むこと三年、令の發することなく、政の爲すことなし。（一）右司馬、座に御して、王と（二）隱す、曰く、『鳥ありて南方の阜に止まる、三年、翅せず、飛ばず鳴かず、（三）嘿然として聲無し、此れを何の名と爲す』と。王曰く、『三年翅せざるは、將に以て（其）羽翼を長ぜんとし、飛ばず鳴かざるは、將に以て（四）民則を觀んとするなり。飛ぶ無しと雖も、飛ばゞ必ず天に沖らん、鳴く無しと雖も、鳴かば必ず人を驚かさん。子之を釋けよ、不穀之を知れり』と。處ること半年、乃ち自ら政を聽く、廢する所の者十、起す所の者九、大臣を誅すること五、處士を擧ぐること六にして、邦大に治まる。齊

【一七】白公の父建、鄭人に殺されし怨みは忘れまじとて警戒せり。
【一八】遠きに偏すれば近きを忘る。
【一九】拘泥せざるをいふ。
【二〇】智、一方に偏せざる也。
【二一】視、一方に偏せざる也。
【二二】自から爲さずして物に因る。
【一】右司馬は官名。御は侍する也。
【二】隱は隱語、なぞ也。
【三】默然と同じ。
【四】臣下の威儀の態度、諫爭の節を觀んとする也。

(一)竅は、(二)神明の戸牖なり、耳目は(三)聲色に竭き、精神は(四)外貌に竭く。故に(五)中に(六)主なきなり。中に主なければ、則ち禍福は(七)丘山の如しと雖も從ひて之を識ること無し。故に曰く、『戸を出でずして、以て天下を知る可く、牖を闚はずして、以て天道を知る可し』と。此れ神明の其(八)實を離れざるを言ふなり。

趙襄主、(九)御を王子期に學ぶ。(一〇)俄かにして子期と(一一)逐す。三たび馬を易へて三たび後れたり。襄主曰く、『子の我に御を敎ふる、術未だ盡さざるなり』と。對へて曰く、『術は已に盡きたり、之を用ふること則ち過てり。凡そ御の貴ぶ所は、馬體、車に安く、人心、馬に調ひ、而る後以て速きを追ひ遠きを致すべし。今君後るれば則ち臣に逮ばんことを欲し、先だてば則ち臣に逮ばれんことを恐る。夫れ道に(一二)誇り遠きを爭はば、先だつにあらざれば則ち後るゝなり。而して(一三)先後の心、皆臣(上ノ)にあり、尙ほ何を以て馬に調はん、此れ君の後るゝ所以なり』と。

(一四)白公勝、亂を慮り、(一五)朝を罷め杖を倒にして策す。(一六)銳頭を貫き、血流

【一】耳目鼻口等の穴。
【二】神明は精神なり。
【三】音樂女色。
【四】外形の應接。
【五】中は身中なり。
【六】主は主人なり。
【七】見るに易きを云ふ。
【八】實は形骸卽ち身をいふ。
【九】御馬の術。
【一〇】日淺く未熟なるに。
【一一】逐は驅逐する也。
【一二】誇は原本には誘に作る、今一本によりて之を正す。
【一三】心、每に子期と競ふにありて、馬の上に及ぶ能はず。
【一四】父の仇たるを以て鄭を伐たんとしけれども、許されず、因って亂をはかる。
【一五】朝を罷むは、朝より退く也。
【一六】銳は、杖のとがり。

夫れ物には(九)常容あり。(一〇)因りて乘じて之を導き、因りて物の容に隨ふ。故に(一一)靜なれば則ち德を建て、動けば則ち道に順ふ。宋人に、其君の爲めに(一二)象を以て楮葉を爲れる者あり、三年にして成れり。(一三)豐殺莖柯(一四)毫芒繁澤、之を楮葉の中に亂して、而も(一五)別つべからず。此人遂に(一六)功を以て祿を宋の邦に食めり。列子之を聞いて曰く、『天地をして三年にして一葉を成さしめば、則ち物の葉ある者寡からん』と。故に天地の資に乘ぜずして一人の身に載ひ、道理の數に隨はずして一人の智を學ぶは、此れ皆(一七)一葉の行也。故に(一八)冬耕の稼は、(一九)后稷も(二〇)羨しくすること能はず、豐年の大禾は、(二一)臧獲も惡しくすること能はざるなり。一人の力を以てすれば、則ち后稷も足らず、自然に隨へば、則ち臧獲も餘りあり。故に曰く、『萬物の自然を恃みて、而して敢て爲さざるなり』と。

【九】定まれる形。
【一〇】物には一定の形あり、人は道理によりて其物資を利導し、牛の力大なるものは、因って鼻を穿ちて重きを引かしめ、馬の善く走るや、車を駕して遠きに往かしむ。
【一一】牛を使用するも、馬を駕御するも、其天性に隨ひ、無事の時には畜養して之を苦しめず、事あれば則ち駕御して常性に逆はず。
【一二】象牙。
【一三】肥、瘠、莖、枝。
【一四】とげ、色澤。
【一五】別は區別する也。
【一六】功は當に巧に作るべし。技巧なり。
【一七】自然に隨はずして私智を行ふ。
【一八】春を待たざる嚴冬の植附け。
【一九】周の始祖、農業の師。
【二〇】羨は當に美に作るべし。
【二一】奴婢をいふ。

や、宦するを（二五）病まざればなり。武王の王たるや、詈らるゝを害とせざればなり。故に曰く、『聖人の病まざるや、其の病まざるを以てす、是を以て病む無きなり』と。

宋の鄙人、璞玉を得て、之を子罕に獻ず。子罕受けず。鄙人曰く、『此れ寳なり、宜しく君子の器と爲すべく、宜しく細人の用と爲すべからず』と。子罕曰く、『爾は玉を以て寳となすも、我は子の玉を受けざるを以て寳となす』と。是れ鄙人は玉を欲して、子罕は玉を欲せざるなり。故に曰く、（二六）『欲せざるを欲して、（二七）得難きの貨を貴ばず』と。

（一）王壽、書を負ひて行き、（二）徐馮を（三）周塗に見る。馮曰く、『事は爲なり、爲は時に（因リテ）生ず、（故ニ）知者は（四）常事なし。書は言なり、言は知より生ず、（故ニ）知者は書を藏せず。今子何ぞ獨り之を負ひて行くぞ』と。是に於て王壽因りて其書を焚きて（五）之に舞ふ。故に知者は言談を以て敎へず、慧者は藏書を以て篋にせず、此れ（六）世の過ぐる所なり、而るに王壽は（七）之に復れり。是れ學ばざるを學ぶなり。故に曰く、『（八）學ばざるを學び、衆人の過ぐる所に復歸す』と。

【二五】病は猶ほ恥辱といふがごとし。
【二六】常人の欲せざる所の者を欲す。人と欲を爭はざる也。
【二七】人の欲する所の者を欲せず。
【一】王壽は古の好書家。
【二】周の隱者。
【三】周道也。塗は道。
【四】機に臨んで行ふ。
【五】自ら其書を焚きたるを喜んで舞ふなり。
【六】世人の輕々しく看過する所。
【七】能く悟りて之に復る。
【八】世の學ばざる所の者を學ぶ。

道を假す。晉已に虢を取り、還反りて虞を滅ぼせり。(二三)此二臣は、皆腠理に爭ふものなり、而も二君用ひざるなり。然らば則ち叔瞻・宮之奇も、亦虞・鄭の扁鵲なり、而も二君聽かず、故に鄭以て破れ、虞以て亡べり。故に曰く、『(二四)其の安きは持し易し、其の未だ兆さざるは謀り易し』と。

昔、紂、象箸を爲りて、(一)箕子怖る。以爲らく、『象箸は必ず(二)土鉶に加へず、必ず(三)犀玉の杯を將ひん。象箸玉杯ならば、必ず(四)菽藿を(五)羹にせず、則ち必ず(六)旄象豹胎、旄象豹胎ならば、必ず(七)短褐を衣て、(八)茅屋の下に食はず、則ち錦衣九重、廣室高臺ならん、吾、其卒りを畏る、故に其始を怖る』と。居ること五年、紂、(九)肉圃を爲り、(一〇)炮烙を設け、(一一)糟丘に登り、(一二)酒池に臨み、紂遂に以て亡びぬ。故に、箕子は象箸を見て、以て天下の禍を知れり。故に曰く、『小を見るを明と曰ふ』と。

句踐、吳に入宦し、身ら干戈を執り、吳王の(一三)洗馬となれり、故に能く夫差を姑蘇に殺せり。文王は王門に罵られ、顏色變ぜず、而して(一四)武王は紂を牧野に擒にせり。故に曰く、『柔を守るを強と云ふ』と。越王の霸たる

【二三】叔瞻と宮之奇と也。
【二四】安きは、未だ其の危きに及ばざる也。
【一】箕子は紂の諸父なり。
【二】土鉶は土器なり。
【三】犀角寶玉の杯。
【四】豆と豆の葉。
【五】羹は、あつもの也。
【六】旄は旄牛。象豹胎は象や豹の腹ごもり。
【七】短き毛布の衣。
【八】草葺の家。
【九】肉ばたけ、肉をつみたること。
【一〇】ひあぶり。
【一一】酒糟を積んで丘となす。
【一二】酒を池となす。
【一三】洗は先、前驅となりて馬前にあること。
【一四】文王の子。

鵲出づ。桓侯又悦ばず。居ること十日、扁鵲、桓侯を望みて還り走る。桓侯故らに人をして之を問はしむ。扁鵲曰く、『疾、腠理に在るは、(四五)湯熨の及ぶ所なり。肌膚にあるは、(四六)鍼石の及ぶ所なり。腸胃に在るは、(四七)火齊の及ぶ所なり。骨髄に在るは、(四八)司命の屬る所、奈何ともすること無きなり。今は骨髄に在り、臣是を以て(四九)請ふ無きなり』と。居ること五日、桓侯體痛む。人をして扁鵲を索めしむれば、已に秦に逃る。桓侯遂に死せり。故に良醫の病を治むるや、之を腠理に攻む。此れ皆之を小なるに爭ふなり。夫れ事の禍福も亦腠理の地あり。故に曰く、『聖人は蚤く事に從ふと。』昔、(五〇)晉の公子重耳、出亡して鄭に過る、(五一)鄭君禮せず。叔瞻諫めて曰く、『此れ賢公子なり、君厚く之を待ち、以て德を積む可し』と。鄭君聽かず。叔瞻又諫めて曰く、『厚く之を待たざれば、之を殺すに若かず、後患あらしむること無かれ』と。鄭君又聽かず。公子、晉の邦に返るに及び、兵を擧げて鄭を伐ち、大に之を破り、八城を取れり。晉の獻公、垂棘の璧を以て、道を虞に假りて虢を伐たんとす。大夫宮之奇、諫めて曰く、『不可なり、脣亡びて齒寒し。虞虢相救ふは、(五二)相德するにあらざるなり。今日、晉、虢を滅さば、明日虞必ず之に隨ひて亡びん』と。虞君聽かず、其璧を受けて之に

【四五】湯熨は溫湯を以てあたゝむる也。

【四六】鍼は金針、石は石針。

【四七】火齊は煖劑なり、酒醪のこと。

【四八】星の名。人の生命を司る。

【四九】何もいはぬ也。

【五〇】晉の公子重耳は、即ち晉の文公なり。

【五一】鄭君は鄭の文公捷なり。

【五二】只利害相同じき故のみ。

りて重ねて自ら卑うする、(三八)損弱、彊に勝つと謂ふ。有形の類、大は必ず小より起り、(三九)行久の物、(四〇)族きは必ず少より起る、故に曰く、『天下の難事は、必ず易きより作り、天下の大事は必ず細なるより作る』と。是を以て、物を制せんと欲する者は、其細なるに於てす。故に曰く、『難きを其易きに圖り、大なるを其細なるに爲す』と。千丈の隄は、螻蟻の穴を以て潰え、百尺の室は、(四一)突隙の烟を以て焚く。故に曰く、(四二)白圭の隄を行るや、其穴を塞ぎ、(四三)丈人の火を愼むや、其隙を塗ると。是を以て白圭に水難なく、丈人に火患なし。此れ皆易きに愼みて以て難きを避け、細を敬みて以て大に遠ざかる者なり。

扁鵲、蔡の桓公を見る。立つこと間くありて、扁鵲曰く、『君に疾あり、(四四)腠理にあり、治せずんば將に恐らくは深からんとす』と。桓侯曰く、『寡人(疾)無し』と。扁鵲出づ。桓侯曰く、『醫の(利)好むや、病まざるを治して以て功と爲さんと欲す』と。居ること十日、扁鵲復た見えて曰く、『君の病は肌膚にあり、治せずんば、將に益々深からんとす』と。桓侯應へず。扁鵲出づ。桓侯又悅ばず。居ること十日、扁鵲復た見えて曰く、『君の病は腸胃にあり、治せずんば、將に益々深からんとす』と。桓侯、又應へず。扁

【三八】「損弱彊に勝つと謂ふ」は當に一本に從つて「是を弱、彊に勝つと謂ふ」に作るべし。
【三九】行久の物は久年を經る物
【四〇】族は湊と通ず、聚まりて多き也。族は一に族に作る。
【四一】突隙は竈のすきま。
【四二】白圭は古の治水者。
【四三】丈人は主人翁を云ふ。
【四四】皮膚の氣液を泄す孔。

り。故に曰く、『魚は深淵より脫すべからず』と。賞罰は邦の利器なり。君に在れば則ち臣を制し、臣に在れば則ち君に勝つ。(二八)君、賞を見さば、臣は則ち之を損して以て德をなさん、(二九)君、罰を見さば臣は則ち之を益して以て威をなさん。人君、賞を見して、人臣、其勢を用ひ、人君、罰を見して、人臣、其威に乘ず。故に曰く、『邦の利器は以て人に示すべからず』と。

(三〇)越王、吳に入宦す、而して之に勸めて齊を伐たしめ、以て吳を弊らせんとす。吳兵既に齊人に艾陵に勝つや、(三一)之を(三二)江濟に張り、(三三)之を黃池に彊くせり。(三四)故に五湖に制すべかりき。故に曰く、『之を翕めんと將欲せば、必ず固く之を張れ。之を弱めんと將欲せば、必ず固く之を彊くせよ』と。晉の獻公、將に虞を襲はんと欲するや、之に遺るに(三五)璧馬を以てせり。知伯、將に仇を襲はんとするや、之に遺るに(三六)廣車を以てせり。故に曰く、『之を取らんと將欲せば、必ず固く之を與へよ』と。

(三七)事を無形に起して、大功を天下に要むる、是を微明といふ。小弱に處

【二八】賞の君より出でたる所は多きも、臣之を損して少とし、己の意を以て之を加へたるが如く見して、以て私恩を賣る。
【二九】君の見したる罰は少きも臣之を益して其私威を弄す。
【三〇】越王句踐、吳に敗られ、入りて吳王に仕ふ。
【三一】之は吳をさす。
【三二】吳、又北征して齊魯の間に深池を造れり。
【三三】晉公と黃池の會をなす。
【三四】以上の事に國力を盡さしめし故、越王、五湖に於て遂に吳に勝ちたり。
【三五】璧と馬。
【三六】廣車は兵車なり。
【三七】事を無形に起すは、微なり。大功を天下に要むるは、明なり。

（沙石ノ處）瘠せたればなり。故に九世にして祀絶えず。故に曰く、『善く建つれば抜けず、善く抱けば脱せず、子孫、其祭祀を以てすること世々輟まず』と。孫叔敖の謂なり。

（一九）制己にあるを重といひ、（二〇）位を離れざるを靜といふ。重なれば則ち能く輕を使ひ、靜なれば則ち能く躁を使ふ。故に曰く、『重は輕の根たり、靜は躁の君たり』と。（二一）故に曰く、『君子は終日行くも、輜重を離れず』と。邦は人君の輜重なり。（二二）主父（二三）生きながら其邦を傳ふ、此れ其輜重を離れしものなり。故に（二四）代・雲中の樂みありと雖も、超然として已に趙無かりき。主父は萬乘の主にして、而も身を以て天下を輕んぜり。勢なき之を輕といひ、位を離るゝ之を躁といふ、是を以て（二五）生きながら幽せられて死せり。故に曰く、『輕なれば則ち臣を失ひ、（二六）躁なれば則ち君を失ふ』と。主父の謂なり。

勢重きは、人君の淵なり。人に君たる者は、勢重きを人臣の間に失へば、則ち復た得べからざるなり。（二七）簡公は之を田成に失ひ、晉公は之を六卿に失ひて、邦亡び身死せ

【一九】制は權制なり。
【二〇】位は其位置をいふ。
【二一】「故に曰く、君子は終日行くも、輜重を離れずと」は、當に「邦は人君の輜重なり」の下に在るべし。輜重は衣服又は重物を載せたる車。
【二二】趙の武靈王位を遜り國を惠文王に傳へ自ら主父と稱す。
【二三】生きながらは、未だ薨ぜざるの時なり。
【二四】代雲中は二邑の名、こゝに子を封じ、大赦置酒し酺すること五日。
【二五】公子成、李兌の徒に圍まれ、三月餘にして餓死す。
【二六】躁なれば則ち君たる所以を失ふ。
【二七】齊君。

治むる者は、名號を以て罪をなす、(九)徐の偃王是なり。城と地とを以て罪をなす、(一〇)虞虢是なり。故に曰く、『罪は欲す可きよりも大なるはなし』と。智伯、范・中行(ノ)(地)を兼ね、而して趙を攻めて已まず、韓・魏、之に反す。(一一)軍は晉陽に敗れ、身は高梁の東に死し、(一二)遂に卒に分たれ、其首に漆して以て(一三)溲器とせられぬ。故に曰く、『禍は足るを知らざるよりも大なるはなし』と。虞君、屈産の乘と垂棘の璧とを欲して、宮之奇(ノ)(諫)に聽かず、故に邦亡び身死せり。故に曰く、『咎は得んことを欲するよりも(一四)憯なるはなし』と。(一五)邦は存するを以て常とす。霸王となるは、其れ可なり。身は生くるを以て常となす、富貴なるは、其れ可なり。(一六)自ら害することを欲せずば、其邦亡びず、身死せじ。故に曰く、『足るを知るを之れ足るとなす』と。

楚の莊王既に(一七)狩に河雍に勝ち、歸りて孫叔敖を賞す、孫叔敖、漢間の地・沙石の處を請へり。楚邦の法、臣に祿すること再世にして地を收むるに、唯だ孫叔敖のみ獨り(一八)在り。此れ其邦(ノ)(法)を以て收められざるは、

【九】偃王、楚と戰ふ、仁義の名を貪り民を愛して鬪はず、敗らる。

【一〇】虞虢は晉の贈物を受けて亡ぼさる、十過篇に出づ。

【一一】軍は智伯の軍なり。

【一二】「遂に」は一本には「地は」に作る。從ふべきに似たり。

【一三】溺器。

【一四】憯は慘なり、痛なり。

【一五】國と身とは、存し生くるを得れば已に足る、(霸王又は富貴は其餘事のみ也。可の字淮南子には、寄に作る、即ち餘事の意なり。

【一六】足るを知るは即ち自ら害せざる所以。

【一七】狩は當に晉に作るべし。莊王、晉に勝つこと、左傳宣公十二年に詳なり。

【一八】收められざるを言ふ。

受けざるはなし、故に曰く、『之を天下に修むれば、其德乃ち普し』と。身を修むる者、此を以て君子小人を別ち、鄕を治め邦を治め天下に莅む者、各〻（二九）此科を以て（三〇）息耗を（三一）適觀すれば、則ち萬に一を失はず。故に曰く、『（三二）身を以て身を觀、家を以て家を觀、鄕を以て鄕を觀、邦を以て邦を觀、天下を以て天下を觀る。吾、奚を以て天下の然るを知るや、（三三）此を以てなり』と。

（一）喩老第十九

天下、道ありて、（二）急患なければ、則ち（三）靜と曰ふ、（四）遽傳用ひず。故に曰く、『走馬を卻けて以て糞す』と。（然ルニ）天下、道なければ、攻擊して休まず、相守ること數年已まず、甲冑、（五）蟣虱を生じ、燕雀、（六）帷幄に處りて、而も兵歸らず、故に曰く、『戎馬、郊に生ず』と。

翟人に、（七）豐狐玄豹の皮を晉の文公に獻ぜしものあり。文公、客の皮を受けて歎じて曰く、『此れ皮の美なるを以て（八）自ら罪をなせり』と。夫れ國を

【二九】科は科條なり。

【三〇】息耗は消息也、猶ほ損益と言ふ如し。

【三一】適觀は適用して觀察する也。

【三二】吾の一身に卽きて他人の身を觀る也、以下同解。道は皆同じきをいふ。

【三三】此とは道をさす。道を以て觀れば、天下然らざるなき也。

【一】此篇、事例を引證して、老子の意を述ぶ。篇中「故に曰く」とせるは老子の語也。

【二】急患は急卒の變事。

【三】「靜と曰ふ」は、衍文なり。

【四】遽傳は驛傳なり。

【五】蟣は、のみ、虱は、しらみ。

【六】帷幄は幕なり。

【七】毛深き狐、黑き豹。

【八】殺さるゝをいふ。

るればなり。恬淡のとき、(二四)趨舍の義あり、平安のとき、禍福の計を知る。而るに今や玩好之を變じ、外物之を引き、之を引きて往く、故に拔くと曰ふ。聖人に至りては然らず、一たび趨舍を建つれば、好む所の物を見ると雖も、引くこと能はず。引くこと能はざるを、之を不拔と謂ふ。一たび其情に於てすれば、欲す可きの類ありと雖も、神爲めに動かず。神爲めに動かざるを、之を不脫と謂ふ。人の子孫たる者、此道を體して、以て宗廟を守れば、宗廟滅びず。之を祭祀絕えずと謂ふ。身は(二五)積精を以て德となし、家は資財を以て德となし、鄕國天下は、皆民を以て德となす。今身を治めて、(二六)外物、其精を亂すこと能はざれば、(則チ其精)神なり、故に曰く、『之を身に修むれば、其德乃ち眞なり』と、眞は愼むことの固きなり。家を治めて、無用の物(二七)其計を動かすこと能はざれば、則ち資、餘りあり、故に曰く、『之を家に修むれば、其德餘りあり』と。鄕を治むる者、(二八)此節を行へば、則ち家の餘りある者益〻衆し、故に曰く、『之を鄕に修むれば、則ち其德乃ち長し』と。邦を治むる者、此節を行へば、則ち鄕の德ある者益〻衆し、故に曰く、『之を邦に修むれば、其德乃ち豐かなり』と。天下に涖む者、此節を行へば、則ち民の生、其澤を

【二四】取舍の宜しき所を知る。

【二五】積精は精を積むなり。思慮を寡むをいふ。

【二六】「外物云々」の一句は「外物、其精神を亂すこと能はず」と讀むの說あり。然れども「精神」と連讀するは不可なり。私に按ずるに「神」の上に脫文あるべし。今姑く「則ち其精」の字を補ひ、以て後賢を俟つ。

【二七】計は、つもり也。

【二八】節は節制なり。此節とは無用の物其計を動かす能はざるをいふ。

ば則ち田荒る。田荒るれば則ち府倉虛し。府倉虛しければ則ち國貧し。國貧しければ民俗淫侈なり。民俗淫侈なれば、則ち衣食の業絕ゆ。衣食の業絕ゆれば、則ち民、巧詐を飾ること無きを得ず。巧詐を飾れば則ち采文を知る。采文を知るを之を文采を服すといふ。獄訟繁く、倉庫虛くして、而して有淫侈を以て俗となすあれば、則ち國の傷みなり、利劍を以て之を刺すが若し。故に曰く、『利劍を帶ぶ』と。(一八)諸夫の、智故を飾り、以て國を傷るに至るものは、其私家必ず富む。私家必ず富む、故に曰く『資貨、餘りあり』と。國に是の若き者あれば、則ち愚民、(一九)術はれて之に效ふことなきを得ず。之に效へば則ち小盜生ず。是に由つて之を觀れば、大姦作れば則ち小盜隨ひ、大姦唱ふれば則ち小盜和す。(二〇)竽は五聲の長なり、故に竽先てば則ち鐘瑟皆隨ひ、竽唱ふれば則ち諸樂皆和す。今、大姦作らば則ち俗の民唱へん、俗の民唱へば、則ち小盜必ず和せん。故に曰く、『文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭きて、資貨餘りある者、是を之れ盜竽と謂ふ』と。

人は愚智となく、(二一)趨舍あらざる莫し。(二二)恬淡、平安のとき、禍福の由りて來る所を知らざる莫し。(然ルニ當人)(二三)好惡に得、淫物に怵はれて、而る後變亂す。然る所以のものは、外物に引かれ、玩好に亂さ

【一八】諸夫は諸人なり、智故は巧詐なり。
【一九】術は怵と通ず、誘はるゝ也。
【二〇】竽は笙の類。
【二一】趨舍は取舍なり。
【二二】恬淡の二字當に趨舍の上に在るべし。即ち「恬淡のとき趨舍あらざる莫し」に作るべし。
【二三】妄りに好惡す。

ざれば、則ち(五)事、事ならざるはなく、(六)功、功ならざるはなくして、議必ず世を蓋ふ。大官に處ることなからんと欲すとも、其れ得可けんや。大官に處る、之を事を成すの長と爲ると謂ふ。故に曰く、『敢て天下の先と爲らず、故に能く事を成すの長と爲る』と。

子に慈なる者は、(七)敢て衣食を絶さず、身に慈なる者は、敢て法度を(八)離れず、方圓に慈なる者は、敢て規矩を舍てず。故に兵に臨みて士吏に慈なれば、則ち戰ひて敵に勝つ、器械に慈なれば則ち城堅固なり。故に曰く、『慈於て戰へば則ち勝ち、以て守れば則ち固し』と。夫れ能く自ら全うして、盡く萬物の理に隨ふものは、必ず且つ(九)天生あり。天生とは、生ずるの心なり。故に天下の道は、(一〇)盡く之れ生なり。若し慈を以て之を衞らば、事必ず萬全にして、擧ぐること當らざることなけん。則ち之を寶といふ。故に曰く、『吾に三寶あり、持して之を寶とす』と。

(一一)書の所謂大道とは、(一二)端道なり。所謂(一三)貌施とは、邪道なり。所謂(一四)徑大とは、(一五)佳麗なり。佳麗とは、(一六)邪道の分なり。朝甚だ(一七)除すとは、獄訟繁きなり。獄訟繁けれ

【五】事として遂げざるなし。
【六】功として擧らざるなし。
【七】子の爲に之を裕かにす。
【八】善く之を守る。
【九】天より之を生存する也。
【一〇】天地は物を生ずるを以て心となすを言ふ。
【一一】書は老子をさす。
【一二】端道は、正しき道。
【一三】貌の字衍。施は邪なり。
【一四】徑は横路、邪道を夸張するなり。
【一五】徑に趨り奢を好むをいふ。
【一六】佳麗とは邪道の分散して小なる者、紂の象牙を以て其箸と爲すが若き是なり。
【一七】除は掃除なり。

周公曰く、『冬日の(二七)閉凍や固からざれば、則ち春夏の草木を長ずるや茂からず』と。(二八)天地も、常に侈り常に費すこと能はず。而るを況んや人に於てをや。故に萬物必ず盛衰あり、萬事必ず弛張あり、國家必ず文武あり、官治必ず賞罰あり。是を以て智士、其財を儉用すれば、則ち家富み、聖人其神を愛寶すれば、則ち精盛なり。人君、其卒を戰はすことを重れば、則ち民衆し。民衆ければ則ち國廣し。是を以て之を(二九)擧げて曰く、『(三〇)儉なるが故に能く廣し』と。

凡そ物の形あるものは、裁ち易く、割き易し。何を以て之を論ずる。形あれば則ち短長あり、短長あれば則ち小大あり、小大あれば則ち方圓あり、方圓あれば則ち堅脆あり、堅脆あれば則ち輕重あり、輕重あれば則ち白黑あり。短長・大小・方圓・堅脆・輕重・白黑、之を理と謂ふ。理定りて物割き易きなり。故に(一)大庭に議して而る後言ふには、則ち(二)權議の士を立て之を(三)知らしむ。故に方圓を成さんと欲して、(四)其規矩に隨へば、則ち萬事の功形はる。而して萬物、規矩あらざるなし。議言の士は、規矩を計會するなり。聖人は盡く萬物の規矩に隨ふ。故に曰く、『敢て天下の先と爲らず』と。敢て天下の先と爲ら

【二七】閉凍は陰氣に閉ぢられて凍る也。
【二八】天地の力尙ほ限りあり、故に春夏の長のために秋冬の閉あり。
【二九】擧は擧示する也。
【三〇】心廣く閎廣きには、儉約に本づく。
【一】王公、號令を發せんとする時は、必ず大臣と共に議し亦天下の先とならざるを云ふ。大庭は朝廷なり。
【二】權議、權衡を執りて謀議する也。
【三】知は掌る也。
【四】法に任じて、意に任ぜざる也。

を害するの心なし。人を害するの心なければ、則ち必ず（二一）人の害なし。人の害なければ則ち人に備へず。故に曰く、『陸行には兕虎に遇はず』と。（二二）山に入りては（二三）備を恃みて以て害を救はず。故に曰く、軍に入りて甲兵を（二四）備へず、諸害に遠ざかると。故に曰く、『兕も其角を投ずる所なく、虎も其爪を錯く所なく、兵も其刃を容るゝ所なし』と。備を設けずして必ず害なきは、天地の道理也。天地の道を體す。故に曰く、『動いて死地なし』と。動いて死地なきを之を善く生を攝すといふ。

子を愛するものは、子に慈をなす。生を重んずる者は、身に慈をなす。功を貴ぶ者は、事に慈をなす。慈母の弱子に於けるや、其福を致すを務む。（二五）其福を致すを務むれば、則ち其禍を除くを事とす。其禍を除くを事とすれば、則ち思慮熟す。思慮熟すれば則ち事理を得。事理を得れば、則ち必ず功を成す。必ず功を成せば、則ち其の之を行ふや疑はず。疑はざる之を勇といふ。聖人の萬事に於けるや、盡く慈母の弱子の爲めに慮るが如し。故に（二六）必行の道を見る。必行の道を見れば、則ち明なり。其の事に從ふや亦疑はず。疑はざる之を勇といふ、疑はざるは慈より生ず。故に曰く、『慈なるが故に能く勇なり』と。

【二一】人に害せられず。
【二二】山は一本には軍に作る、從ふべし。
【二三】備なきも害されざる也。
【二四】「備へず」は、一に「被らず」に作る。
【二五】「其福を致すを務むれば」の一句は、原本之を缺く、今一本によりて之を補ふ。
【二六】必行とは、行はずんば措かざる也。

して動き、動きて皆死地に之くも(八)亦十有三と。

是を以て聖人は精神を(九)愛して虛靜を貴ぶ。(一〇)此れ兕虎の害よりも甚大なり。夫れ兕虎には(一一)域あり、動靜、時あり。其域を避け、其時を省みれば、則ち其兕虎の害を免る。民獨り兕虎の爪角あるを知りて、而も萬物の盡く爪角あるを知るもの莫きなり、(故に)萬物の害を免れず。何を以てか之を論ずる。時雨降集し、曠野間靜なるに、(一二)昏晨を以て山川を犯さば、則ち風露の爪角(一三)之を害せん。上に事ふること不忠にして、輕〻しく禁令を犯さば、則ち(一四)刑法の爪角之を害せん。鄉に處りて節あらず、憎愛、度なくば、則ち(一五)爭鬪の爪角之を害せん。嗜慾限り無く、動靜節あらずば、則ち(一六)痤疽の爪角之を害せん。好みて其私智を用ひて、道理を弃てば、則ち(一七)網羅の爪角之を害せん。兕虎に域あり、萬害に(一八)原あり。其域を避け、其原を塞がば、則ち諸害を免れん。凡そ兵革は害に備ふる所以なり。生を重んずる者は、軍に入ると雖も、忿爭の心無し。忿爭の心なければ、則ち害を救ふの備を用ふる所なし。此れ獨り(一九)野處の軍をのみ謂ふに非ざる也。聖人の(二〇)世に遊ぶや、人

【八】「亦」は原本「之」に作る、今一本によりて之を正す。
【九】愛とはをしむ也。
【一〇】此一句は當に下文の「網羅の爪角之を害せん」の下に在るべし。
【一一】域は居るところ也。
【一二】昏夜と早朝。
【一三】健康を損ふ。
【一四】刑罰を受く。
【一五】人と爭ふ。
【一六】腫物惡瘡をいふ。痤疽の病に罹るなり。
【一七】憎惡を受く。
【一八】原は原因なり。
【一九】野處は戰陣をいふ。
【二〇】世に遊ぶは世を渉る也。

せず衰へざるもの、(之ヲ)常と謂ふ。而して常は易はる攸なく定理なし。定理なきは、(六一)常所に在るに非ず。是を以て(六二)道とす可からざるなり。聖人は(六三)其玄虚を観、(六四)其周行を用ひ、(六五)彊ひて之を字けて道といふ。(六六)然り而して論ずべし。故に曰く、『道の道とす可きは、常の道にあらざるなり』と。

人は生に始まりて死に卒る。始まる之を出づといひ、卒る之を入るといふ。故に曰く、『生に出で死に入る』と。人の身は(一)三百六十節(二)四肢(三)九竅は其大具なり。四肢と九竅と十有三(四)者。十有三の者の動静は、盡く生に屬す。屬する之を(五)徒といふ。故に曰く、『生の徒十有三』と。其死に至るや、十有三具なるもの、皆還りて之れを死に屬す。死の徒亦十有三。故に曰く『(六)生之徒十有三、死の徒十有三』と。凡そ民の生生して生ずる者は固より動く。動くこと盡くれば則ち損す。而して動きて止まざるは、是れ損して止まざるなり。損して止まざれば則ち生は盡く。生の盡くる之を死と謂ふ。則ち十有三具なるもの皆(七)死死の地となるなり。故に曰く、『民の生生

【六一】常所は、平生一定の境なり。
【六二】之が道ぞとさしどころなし。
【六三】造化の妙を觀る也。
【六四】循環周行極なきを取り用ふる也。
【六五】名づく可からざれども强ひて假りに。
【六六】然して始めて道を論ずることを得。
【一】節は骨節なり。
【二】手足。
【三】耳目鼻口と下の二孔。
【四】者の字衍。
【五】徒は類の意。
【六】生之徒十有三の六字、疑ふらくは衍。
【七】「死死の地」は一本には「死地」に作る。從ふべきに似たり。

は天地を成し、和は雷霆を化し、宇内の物、之を恃みて以て成る。凡そ道の（四九）情は、（五〇）制せず形あらず、柔弱にして時に隨ひ、理と相應ず。萬物之を得て以て死し、之を得て以て生く。萬物之を得て以て敗れ、之を得て以て成る。道は之を譬ふるに水の若し。溺るゝ者多く之を飲めば則ち死し、渇する者（五一）適に之を飲めば則ち生く。之を譬ふるに劍戟の若し。愚人以て忿を行へば則ち禍生じ、聖人以て暴を誅すれば則ち福成る。故に之を得て以て死し、之を得て以て生く。之を得て以て敗れ、之を得て以て成る。人、（五二）生象を見ること希なり。而して死象の骨を得て、其圖を案じ、以て（五三）其生けるものを想ふ。故に諸人の意想する所以の者、皆之を（五四）象と謂ふなり。今、道は聞見することを得ずと雖も、聖人は（五五）其見功を執りて、其形を（五六）處見す。故に曰く、『無狀の狀、無形の象』と。凡そ理とは、方圓短長、（五七）麤靡堅脆の（五八）分なり。故に理定まりて後に（物）道を得べきなり。故に（五九）定理に存亡あり、死生あり、盛衰あり。夫れ物の一たび存し一たび亡び、乍ち死し乍ち生じ、初め盛にして後に衰ふるものは、常と謂ふ可からず。唯だ夫れ天地の（六〇）剖判すると俱に生じ、天地の消散するに至るも、死

【四九】情は實なり。實情。
【五〇】制せずとは、定制無き也。形あらずとは、常形なき也。
【五一】適は適度なり。
【五二】生象は生きたる象。此象は動物なる象なり。
【五三】生きたる象を想像す。
【五四】象は、かたち也。
【五五】見功は現はれたる功。
【五六】處見は、はかり見る也。
【五七】麤はあらきこと、靡はこまかきこと。
【五八】分は異同。
【五九】凡そ物一たび定まる者は必ず時ありて移る。
【六〇】剖判は開闢なり。

以なり。故に曰く、道は之を理むるものなりと。物に(三四)理あり、以て相薄るべからず。物に理あり、以て相薄るべからず、故に、理の(三五)物の制たる、萬物各〻理を異にす。萬物各〻理を異にして、道は盡く萬物の理を稽じうす、故に(三六)化せざるを得ず。化せざるを得ず、故に(三七)常操なし。是を以て(三八)死生焉に氣稟し、萬智焉に斟酌し、萬事焉に廢興す。天(三九)之を得て以て高く、地、之を得て以て(萬物)藏し、(四〇)維斗之を得て以て(四一)其威を成し、日月之を得て以て其光を恆にし、(四二)五常之を得て以て其位を常にし、列星之を得て以て(四三)其行を端しくし、四時之を得て以て其變氣を御し、(四四)軒轅之を得て以て四方を擅にし、(四五)赤松之を得て天地と統し、聖人之を得て(四六)文章を成す。道は堯舜と倶に智に、(四七)接輿と倶に狂に、桀紂と倶に滅び、湯武と倶に昌ゆ。(四八)以て近しとなさんか、四極に遊ぶ。以て遠しとなさんか、常に吾が側に在り。以て暗しとなさんか、其光昭昭たり。以て明なりとなさんか、其物冥冥たり。而して功

【三四】理は條理なり。薄るは、侵す也。
【三五】物の制は萬物相互の制裁なり。
【三六】化は變化なり。
【三七】時と變化するなり。
【三八】或は死し或は生き、或は厚く或は薄き、盡く是れ道にあるなり。
【三九】之とは道をさす。
【四〇】維斗は北斗星。
【四一】斗の向ふ所必ず敗る、故に威といふ。
【四二】五常は五行なり。
【四三】行は運行なり。
【四四】軒轅は黃帝なり。四方を擅にすとは、萬國を朝せしめしをいふ。
【四五】赤松は仙人の名。天地と統すとは天地と終始するをいふ。
【四六】文章は制度文物をいふ。
【四七】接輿は楚人。
【四八】道は吾人の身邊に近しとなさんか 道は四方の極に行きわたる。

なし、衣ざれば則ち寒を犯すべからず。上は(二七)天に屬せず、下は(二八)地に著かず、腸胃を以て根本となす、食せざれば則ち活くること能はず。是を以て欲利の心を免れず。欲利の心除かれざるは、其身の憂也。故に聖人は、衣は以て寒を犯すに足り、食は以て虛を充すに足れば、則ち憂へず。衆人は則ち然らず。大は諸侯となり、小は千金の資を餘すも、其の(二九)得んと欲するの憂、除かれざるなり。(三〇)胥靡も免るることあり、死罪も時に活く。(然ルニ)今、足ることを知らざる者の憂は、(三一)終身解けず。故に曰く、『禍は足るを知らざるよりも大なるはなし』と。

故に欲利甚しければ則ち憂ふ、憂ふれば則ち疾生ず、疾生じて智慧衰ふ、智慧衰ふれば則ち度量を失ふ、度量を失へば則ち妄りに擧動す、妄りに擧動すれば則ち禍害至る。禍害至りて疾、內に嬰る。疾、內に嬰れば則ち痛禍、外に薄る。痛禍、外に薄れば、則ち苦痛、腸胃の間に雜はる、苦痛、腸胃の間に雜はれば、則ち人を傷ふや(三二)憯なり、憯なれば則ち退きて自ら咎む。退きて自ら咎むるは、欲利より生ず。故に曰く、『咎は欲利よりも憯なるはなし』と。

道とは萬物の然る所なり、(三三)萬理の稽じうする所なり。理とは成物の文なり、道とは萬物の成る所

【二七】星辰の類に似ず。
【二八】草木の類に似ず。
【二九】得んと欲する慾望。
【三〇】徒刑の人。
【三一】胥靡死罪より甚だし、終身憂へざる時なし。
【三二】憯は慘なり。
【三三】道は萬物の理を總ぶ。

外、侵欺すれば則ち兵數〻起る。民產絕ゆれば則ち畜生少く、兵數〻起れば則ち士卒盡く。畜生少ければ則ち（一九）戎馬乏しく、士卒盡くれば則ち軍危殆なり。戎馬乏しければ、則ち（二〇）將馬も出され、軍危殆なれば、則ち近臣も役せらる。馬は軍の（二一）大用、郊は其（城廓）近きをいふなり。今、軍に給する所以の（二二）之、將馬近臣に具す。故に曰く、『天下、道なければ、戎馬、郊に生ず』と。

人、欲あれば則ち（二三）計會亂る、計會亂れて有欲甚し、有欲甚しければ、則ち邪心勝つ、邪心勝てば則ち（二四）事經絕ゆ、事經絕ゆれば則ち禍難生ず。是に由つて之を觀れば、禍難は邪心より生じ、邪心は（二五）可欲に誘はる。可欲の類は、進みては則ち良民をして姦をなさしめ、退きては則ち善人をして禍あらしむ。姦起れば則ち上は弱君を侵し、禍至れば則ち民人多く傷はる。然れば則ち可欲の類は、上は弱君を侵して、下は人民を傷ふ。夫れ上は弱君を侵して、下は人民を傷ふは、大罪なり。故に曰く、『禍は可欲より大なるはなし』と。

是を以て聖人は、（二六）五色に引かれず、聲樂に淫せず。明君は、玩好を賤しみて淫靡を去る。人は毛羽

（一九）戎馬は古の兵賦に於て人民より出す所の馬。
（二〇）將馬は王公の養ふ所の馬。
（二一）大なる用具。
（二二）之は者の誤。
（二三）計會は思慮なり。私欲に蔽はるるときは思慮惑亂す。
（二四）事經は事物の經理なり。
（二五）可欲は、欲す可き物。好色美味淫聲芬芳安佚の事なり。
（二六）青黃赤白黑。

ち徳無し。鬼、人に祟らざれば則ち魂魄去らず、魂魄去らざれば、精神亂れず。精神亂れざる、之を有徳と謂ふ。上、畜積を盛にして、鬼、其精神を亂さざれば、則ち徳盡く民にあり。故に曰く、『兩ながら相傷らざれば、則ち徳交〻歸す』と。其徳上下交〻盛にして倶に民に歸するを言ふなり。

有道の君は、外、鄰敵に怨讎なくして、內、人民に徳澤あり。夫れ外、鄰敵に怨讎なき者は、其の諸侯を遇するや、(一)外禮義あり。內、人民に徳澤ある者は、其の人事を治むるや、(二)本を務む。諸侯を遇すること禮義あれば、則ち(三)役起ること希なり。民事を治むるに本を務むれば、則ち(四)淫奢止む。凡そ馬の大に用ひらるゝ所以のものは、外、甲兵に供して、內、淫奢に給すればなり。今有道の君は外は甲兵を用ふること希にして、內は淫奢を禁ず。上は馬を戰鬪(五)逐北に事とせずして、民は馬を以て遠く(六)淫物を(七)通ぜざれば、力を積む所は唯だ田疇のみ。力を積むところ唯だ田疇のみなれば、必ず且た糞灌す。故に曰く、『天下、道あれば、(八)走馬を却けて以て糞ふ』と。

人君無道なれば、則ち內、其民を暴虐して、外、其隣國を侵欺す。內、暴虐なれば則ち民產絕え、

【一】外の字は衍文なり。
【二】本は農業なり。
【三】役は戰役なり。
【四】淫奢は淫靡奢侈なり。
【五】逐北はにぐるを逐ふ也。
【六】淫物は淫靡無用の物なり。
【七】通は運輸なり。
【八】馬を用兵の用に供せず、無用の物を運輸せず、唯だ之をして田地を糞灌せしむるのみ。

びて、變法を重んぜず、故に曰く、『大國を治むるは、小鮮を烹るが若し』と。

人、疾に處れば則ち醫を貴ぶ、禍あれば則ち鬼を畏る。聖人、上にあれば、則ち民、(六)欲少し、民、欲少ければ、則ち血氣治まりて擧動理まる、擧動理まれば、則ち禍害少し。夫れ内に(七)痤疽癉痔の害なくして、外に刑罰法誅の禍なき者は、其鬼を(八)輕恬するや甚し。故に曰く、『道を以て天下に莅めば、其鬼、神ならず』と。治世の民は、鬼神と相害せざるなり。故に曰く、『其鬼、神ならざるにあらざるなり、其神(人ヲ)傷らざるなり』と。鬼(九)不祟りて人を疾ましむる、之を鬼、人を傷ると謂ふ。人、之を逐除する、之を人、鬼を傷ると謂ふ。民の法令を犯す、之を民、上を傷ると謂ふ。上、民を刑戮する、之を上、民を傷ると謂ふ。民、法を犯さざれば、則ち上も亦刑を行はず。上、刑を行はざる、之を上、人を傷らずと謂ふ。故に曰く、『聖人も亦民を傷らず』と。上、民と相害せずして、人、鬼と相傷らず。故に曰く、『兩ながら相傷らず』と。民敢て法を犯さざれば、則ち上、内は刑罰を用ひず、外は(一〇)其産業を利するを事とせず。上、内は刑罰を用ひず、外は其産業を利するを事とせざれば、則ち民蕃息す。民蕃息すれば、畜積盛なり、民蕃息して畜積盛なる、之を有德と謂ふ。凡そ所謂祟とは、魂魄去りて精神亂るゝなり、精神亂るれば則

【六】飲食の慾、男女間の慾。
【七】癰疽痔疾等の惡瘡。
【八】輕恬は輕んじ易る也。
【九】不の字衍。
【一〇】其産業は上の産業なり。上自ら己の産業の利を圖るを事とせざる也。

樹木に（二五）曼根あり、（二六）直根あり。根とは、（二七）書の所謂柢なり。柢とは、木の生を建つる所以なり。曼根とは、木の生を持する所以なり。德なるものは、人の生を建つる所以なり。祿なるものは、人の生を持する所以なり。今、理に建つものは、其祿を持するや久し。故に『其根を深くす』と曰ひ。其道を體するものは、其生日に長し。故に『其柢を固くす』と曰ふ。柢固ければ則ち生くること長く、根深ければ則ち（二八）視ること久し。故に曰く、『其根を深くし其柢を固くするは、長生久視の道なり』と。

工人數〻業を變ふれば、則ち其功を失ふ。（一）作者數〻搖徙すれば、則ち其功を亡ふ。一人の（二）作日に半日を亡はゞ、十日ならば則ち五人の功を亡はん、萬人の作、日に半日を失はゞ、十日ならば則ち五萬人の功を亡はん。然らば則ち數〻業を變ずる者、其人彌〻衆くして、其虧くること彌〻大ならん。凡そ法令更まれば則ち利害易る、利害易れば則ち民務變ず。務變ずる之を業を變ずと謂ふ。故に理を以て之を觀るに、大衆を（三）事として數〻之を搖かさば、則ち成功少く、大器を藏めて數〻之を徙さば、則ち敗傷多く、（四）小鮮を烹て數〻之を撓さば、則ち（五）其澤を賊ひ、大國を治めて數〻法を變ぜば則ち民之を苦まん。是を以て、有道の君は、靜を貴

【二五】細根なり、曼根は四方に蔓延し地氣を吸收するもの。
【二六】直根は深く地中に入りて疾風に動搖せざるやうにするもの。
【二七】書は老子なり。
【二八】視は活くる也。
【一】備考。
【二】作は作業なり。
【三】事とするは、取扱ふ也。
【四】小鮮は小魚なり。
【五】糜爛して光澤を失ふ。

則ち克たざることなし』と。戰ひて敵に勝ち易ければ、則ち(二九)天下を兼有す。論必ず世を蓋へば、則ち民人從ふ。進みては天下を兼ね、退きては民人從ふ。其術(三〇)遠ければ則ち衆人(三一)其端末を見ることなし。故に曰く、『克たざる無ければ、則ち其極を知るなし』と。

凡そ國を有ちて後に之を亡ひ、身を有ちて後に之に殃せば、能く其國を有ち能く其身を有てりと謂ふべからず。夫れ能く其國を有てば、必ず能く其社稷を安んじ、能く其身を保てば、必ず能く其天年を終ふ。而る後能く其國を有ち能く其身を保つと謂ふべし。夫れ能く其國を有ち其身を保つ者は、必ず且つ道を(三二)體す。道を體すれば則ち其智深し。其智深ければ則ち(三三)其會遠し。其會遠ければ、衆人、能く其の極むる所を見るなし。唯だ夫れ能く人をして其事極を見ざらしむ。其事極を見はさざる者は、(能ク)其身を保ち其國を有つと爲す。故に曰く、『其極を知らしむるなければ、則ち以て國を有つの母たるべし』と。

所謂國を有つの母とは道なり。道なるものは、國を有つ所以の術を生ず。國を有つ所以の術を生ず、故に之を國を有つの母といふ。夫れ道は以て世と(三四)周旋する者にして、其の生を建つるや長く、祿を持するや久し、故に曰く、『國を有つの母は、以て長久なる可し』と。

【二九】天下は己が身に喩ふ、一身を全うするをいふ。
【三〇】遠は高遠なり。
【三一】端末は始末なり。
【三二】履むなり。
【三三】會は計なり。事を計ること深遠なり。
【三四】周旋は推し移る也。

衆人の、(二三)神を用ふるや躁し、躁しければ則ち費え多し、費え多き之を侈といふ。聖人の、神を用ふるや靜なり、靜なれば則ち費え少し、費え少き之を嗇といふ。嗇の術たるや、道理より生ず。夫れ能く嗇す、是れ道に從ひて理に服する者なり。衆人は患に離り禍に陷るも、猶ほ未だ退くことを知らずして、而して道理に服從せず。聖人は未だ患禍の形を見ずと雖も、虛無にして道理に服從す、以て(二四)蚤服と稱す。故に曰く、『夫れ唯だ嗇なり、是を以て蚤服す』と。

人を治むることを知る者は、其思慮靜なり、天に事ふることを知る者は、(二五)其孔竅虛し。思慮靜なれば(則チ)(二六)故德去らず、孔竅虛しければ則ち和氣日に入る、故に積德と曰ふ。夫れ能く故德をして去らず、新和氣をして日に至らしむるものは、蚤服なる者なり。故に曰く、『蚤服是を重積德と謂ふ』と。

積德にして後、神靜なり。神靜にして後、和多し。和多くして後、計得。計得て後、能く萬物を御す。能く萬物を御すれば、則ち(二七)戰ひて敵に勝ち易し。戰ひて敵に勝ち易くして、(二八)論必ず世を蓋ふ、故に曰く、『克たざるなし』と。克たざるなきは、重積德に本づく、故に曰く、『重積德なれば、

【二三】精神。
【二四】早く理に服する也。
【二五】人に耳目鼻口等九穴あり、精神の戶牖なり、卽ち妄りに精神を用ひざれば空しきが如し。
【二六】故德は本有の德。
【二七】胸中の道心と道心の敵なる人心と戰ひて、道心、勝を得。
【二八】言論、天地の間に塞がる。

聴明睿智は（二五）天なり、動靜思慮は（二六）人なり。人なるものは、（二七）天の明に乗じて以て視、天の聴によりて以て聴き、天の智に託して以て思慮す。故に視、強ふれば則ち目明かならず、聴、甚しければ則ち耳聴ならず、思慮、度に過ぐれば則ち智識亂る。目明ならざれば、則ち黒白の分を決すること能はず、耳聴ならざれば則ち清濁の聲を別つこと能はず、智識亂るれば則ち得失の地を審かにすること能はず。目、黒白の色を決すること能はざれば則ち之を盲と謂ふ。耳、清濁の聲を別つこと能はざれば、則ち之を聾と謂ふ。心、得失の地を審かにすること能はざれば、則ち之を狂と謂ふ。盲なれば則ち（二八）晝日の險を避くること能はず、聾なれば則ち雷霆の害を知ること能はず、狂なれば則ち人間法令の禍を免るゝこと能はず。（二九）書の所謂人を治むとは、（三〇）動靜の節に適ひ、思慮の費えを省くことなり。所謂天に事ふるとは、聴明の力を極めず、智識の任を盡さゞることなり。苟も極め盡さば則ち（三一）神を費すこと多し。神を費すこと多ければ、則ち盲聾悖狂の禍至る。是を以て（三二）之を嗇す。之を嗇すとは、其精神を愛み、其智識を嗇することなり。故に曰く、『人を治め天に事ふるは、嗇に如くはなし』と。

（二五）天は天性なり。
（二六）人は人爲なり。
（二七）稟くる所の性に因りて之を爲し、過度を爲さゞる也。
（二八）白晝といへども猶ほ危險に陷るをいふ。
（二九）書は老子を云ふ。
（三〇）思慮を妄りにせざるをいふ。
（三一）神は精神。
（三二）妄りに費さざる也。

ことなり。所謂光とは、官爵尊貴にして、衣裘壯麗なることなり。今有道の士は、〔四〕中外信順すと雖も、以て〔五〕窮隨を誹謗せず。節に死し財を輕んずと雖も、以て〔六〕罷を侮り貧を羞しめず。〔七〕異端にして黨せずと雖も、以て邪を去り〔八〕私を罪せず。勢尊く衣美なりと雖も、以て賤に夸り貧を〔九〕欺かず。其故は何ぞや。路を失へる者をして、肯て〔一〇〕習へるに聽き知あるに問はしめば、卽ち迷を成さゞる也。今、衆人の、功を成さんと欲して而も反りて敗を爲す所以のものは、道理を知らずして肯て知に問ひ能に聽かざるより生ずるなり。（新ク）衆人、肯て知に問ひ能に聽かざるに、而も聖人强ひて其〔一一〕禍敗を以て之を適めば則ち怨まん。衆人は多くして、聖人は寡し。寡の衆に勝たざるは、數なり。今、擧動して〔一二〕天下と讎をなすは、身を全うし生を長うするの道にあらざるなり。是を以て行〔一三〕軌節して之を〔一四〕擧ぐるなり。故に曰く、『方なれども割らず、廉なれども劌らず、直けれども肆びず、光あれども耀かさず』と。

【四】中は中心、外は外貌なり。中心と外貌と一致する也。
【五】道窮し行息るの人を誹謗せず。自ら其方を方とせざれば也。
【六】罷は不能者。
【七】異端とは猶ほ奇異の事といふがごとし、卽ち材能の衆人に遠絕すること。異端は一本に義端に作る、是なるに似たり。端は端正なり。
【八】私は私曲なり。
【九】欺くは凌ぐなり。
【一〇】習へるは、經驗ある者。知あるは知識ある者。
【一一】禍は福に過に作るべし。
【一二】天下は衆人をいふ。
【一三】軌は車の軌、節は竹の節、卽ち適當にする也。
【一四】擧は擧動。

子の勢尊を成し、小は卿相將軍の賞祿を得易し。夫れ道理を棄てゝ、妄りに擧動する者は、上は天子諸侯の勢尊ありて・下は猗頓・陶朱・卜祝の富ありと雖も、猶ほ其民人を失ひて、其財資を亡ふ。衆人の輕々しく道理を棄てゝ、易く妄りに擧動する者は、其禍福の深大にして・道の闊遠なること是のごときを知らざればなり。故に之を諭して曰く、『孰れか（三）其極を知らん』と。

人、富貴全壽を欲せざるなくして、而も未だ能く貧賤死夭の禍を免るゝことあらざるなり。心に富貴全壽を欲して、而して今は貧賤夭死す。是れ其の至らんと欲する所に至ること能はざる也。凡そ其の(至ラント)欲する所の路を失ひて妄行する者は、之を迷ふといふ。迷へば則ち其の至らんと欲する所に至ること能はず。今衆人は其の至らんと欲する所に至ること能はず、故に迷ふと曰ふ。衆人の其の至らんと欲する所に至ること能はざるは、（三）天地剖判より、以て今に至る。故に曰く、『人の迷ふこと、其日故より以に久し』と。

所謂方とは、（一）内外相應ずることなり、言行相稱ふことなり。所謂廉とは、（二）生死の命を必とすることなり、資財を（三）輕恬することなり。所謂直とは、義、公正を必とし、心を立つること偏黨せざる

【三】極は端末なり。禍福は循環極りなく、其極を知ること極めて難し。
【三】天地剖判は、天地開闢なり。
【一】内外は、内情と外貌となり。
【二】死すべきに必ず死するを云ふ。
【三】輕恬は貪らざる也。

行ひて禮貌を去るなり。所謂其實に處して、其華に處せずとは、必ず理に緣りて、(二六)徑絕せざるなり。所謂彼を去り此を取るとは、(二七)禮貌と徑絕とを去りて、(二八)理に緣ると情實とを取るなり。故に曰く、『彼を去り此を取る』と。

人、禍あれば則ち心畏恐す、心畏恐すれば則ち行端直なり、行端直なれば則ち思慮熟す、思慮熟すれば則ち事理を得、行端直なれば則ち禍害なし、禍害なければ則ち天年を盡す、事理を得れば則ち必ず功を成す。天年を盡せば則ち全くして壽なり。必ず功を成せば則ち富と貴とあり。全壽富貴なる之を福といふ。而して福は禍あるに本づく。故に曰く、『(二九)禍は福の倚る所』と。以て其功を成すなり。

人、福あれば則ち富貴至る、富貴至れば則ち衣食美なり、衣食美なれば則ち驕心生ず、驕心生ずれば則ち行邪僻にして、(三〇)動くこと理を棄つ。行邪僻なれば則ち身、死夭す、動くこと理を棄つれば則ち成功なし。夫れ內に死夭の難ありて、外に成功の名無きは、大禍也。而して禍は本福あるより生ず。故に曰く、『福は禍の伏する所』と。夫れ道理に緣りて事に從ふ者は、能く成らざることなし。能く成らざることなき者は、大は能く天

【二六】徑絕は經直に絕渡する也。
【二七】原本「禮」の字を脫す、今一本によりて之を補ふ。
【二八】原本「情」の字の上に、「好」の字を衍す、今一本によりて之を正す。
【二九】禍ありて心畏恐するが故に福を成す也。
【三〇】動くことは擧動なり。

く歡び、應ぜざれば則ち責め怨む。今、禮を爲す者、人の樸心を通ずるを事として、而も之に（九）次ぐに相責むるの分を以てす、能く爭ふなからんや。爭ふあれば則ち亂る。故に曰く、『夫れ禮は忠信の薄き也、而して亂の首か』と。

物に先だちて行ひ、理に先だちて動く、之を前識といふ。前識とは、（一〇）緣るなくして妄りに意度するなり。何を以て之を論ずる。（一一）詹何坐す。弟子侍す。牛の門外に鳴くあり。弟子曰く、『是れ黑牛なり、而して（一二）白題なり』と。詹何曰く、『然り、是れ黑牛なり、而れども白きは其角にあり』と人をして之を視しむ。果して黑牛にして、（一三）布を以て其角を裹めり。詹子の術を以て、衆人の心を嬰さば、（一四）華焉として殆し。故に曰く、『道の華なり』と。嘗試みに詹子の察を釋て、五尺の愚童子をして之を視しむるも、亦其の黑牛にして布を以て其角を裹むを知る。故に詹子の察を以て、心を苦しめ神を傷めて、而る後五尺の愚童子と功を同じくす。是を以て『愚の首』と謂ふなり。故に曰く、『前識は道の華なり、而して愚の首なり』と。

所謂大丈夫とは、其智の大なるを謂ふなり。所謂其厚きに處して、其薄きに處せずとは、（一五）情實を

【九】「次」は原本「資」に作る、今一本によりて之を正す。
【一〇】實事の因緣す可き無くして、妄りに意度臆測する也。
【一一】詹何は楚人。
【一二】題は額（ヒタヒ）なり。
【一三】布は白布をいふ。
【一四】華焉は紛然なり。
【一五】情實は誠意なり。禮貌は外飾なり。

(一)道、積む有りて、德、功あり。德は道の功なり。(二)功、實ありて、實、光あり。仁は德の光なり。光、(三)澤ありて、澤、事あり、(四)義は仁の事なり。事、禮ありて、禮、文あり、禮は義の文なり。故に曰く、『(五)道を失ひて後に德を失ふ、德を失ひて後に仁を失ふ、仁を失ひて後に義を失ふ、義を失ひて後に禮を失ふ』と。

禮は情貌を爲す者也、文は質の飾を爲す者也。夫れ君子は情を取りて貌を去り、質を好くして飾りを惡しくす。夫れ貌を恃みて情を論ずる者は、其情惡しきなり。飾を須ちて質を論ずる者は、其質衰へたるなり。何を以て之を論ずる。和氏の璧は、飾るに五采を以てせず、隋隨の珠は、飾るに(六)銀黃を以てせず、其質至美なれば、物以て之を飾るに足らず。夫れ物の飾りを待ちて後に行はるゝ者は、其質、美ならざればなり。是を以て父子の間は其禮樸にして(七)明かにせず、故に曰く、『禮は薄し』と。

凡そ物は並び盛ならず、陰と陽と是也。理は相奪予す、威と德と是也。實厚き者は貌薄し、父子の禮是也。是に由りて之を觀れば、禮の繁きは實心衰ふればなり。然らば則ち禮を爲す者は、(八)人の樸心を通ずるを事とする者也。衆人の禮を爲すや、人、應ずれば則ち輕くし

【一】道を積めば則ち德成りて功あり。德の功は道を積むの致す所なり。
【二】精神内に充實して、而る後輝光あり。
【三】澤は潤澤。
【四】義は仁心の事を處する者なり。
【五】今日傳はる所の老子とは、異同あり。
【六】銀黃は金銀なり。
【七】禮儀を以て内心の情を明にする必要なし。
【八】中心を貫徹するなり。

禮とは、(二六)情の貌なる所以なり。(二七)群儀の文章なり。君臣父子の交なり。貴賤賢不肖の別るゝ所以なり。(二八)中心懷ふも諭られず、故に(二九)疾く趨り卑く拜して之を明にす。實心愛するも知られず、故に言を好くし辭を繁くして以て之を信にす。禮は(三〇)外飾もて內を諭らする所以なり。故に曰く、禮は情貌を以てする也と。凡そ人の、外物の爲めに動くや、(三一)其身の爲めにするの禮なるを知らざる也。衆人の、禮を爲すや、以て他人を尊ぶなり、故に時に勸み時に衰ふ。君子の禮を爲すは、以て其身の爲めにす。以て其身の爲めにす、故に(三二)之を神にするを上禮と爲す。(三三)上禮は神にして、衆人は貳にす、故に(三四)相應ずること能はず。故に曰く、『上禮は之を爲して、而も之に應ずるもの莫し』と。衆人は貳にすと雖も、聖人は恭敬を復みて手足の禮を盡すや、衰へざるなり。故に曰く、『(三五)臂を攘げて之に仍る』と。

【二六】情は內なり、貌は外なり、禮は內外を合する所以なり、即ち情を外貌に表するをいふ。

【二七】諸儀のあや。

【二八】心に思ふ所之を外に出さざれば人に示す能はず。

【二九】長者の前には疾く趨るは禮なり。

【三〇】外飾もて內心を人に諭す。

【三一】其身の爲めにすとは、己の情を外に諭すをいふ。

【三二】之を神にすとは、人無きの地と雖も、神の之に臨むが若く、敬して怠らざるをいふ。

【三三】君子は中外一致して、人無きが爲めに怠らず、而して衆人は之に二にし、中外一致せざる也。

【三四】上禮は、實心の禮を爲すと雖も、衆人は外貌の禮を以て之に應じ、實心を以て之に應ずること能はず。

【三五】臂を攘ぐるは、腕を扼すといふが如し、憤然として自ら反するの意。衆人は、聖人の實心の禮に應ずる者無しと雖も、聖人は憤然として勇猛心を起して、己に克ち禮に反り、禮に就きて之を守る也。

無爲無思にして虚たるを貴ぶ所以は、其意の制せらるゝなきを謂ふ也。夫れ術無き者は、故に無爲無思を以て虚を爲す。夫れ故に無爲無心を以て虚を爲す者は、其意常に虚を忘れず。是れ（九）虚を爲すに制せらるゝ也。虚とは、其意の制せらるゝ（一〇）無き所を謂ふなり。今虚を爲すに制せらるゝは、是れ虚ならざるなり。虚なる者の無爲や、無爲を以て（一一）有常となさず。無爲を以て有常となさゞれば則ち虚たり。虚なれば則ち德盛なり。德盛なるを上德と謂ふ。故に曰く、『上德は無爲にして、而も爲さゞることなし』と。

仁とは、其中心欣然として人を愛するを謂ふなり。其の・人の福あるを喜びて・人の禍あるを惡むや、（一二）心の已むこと能はざる所に生ずるなり。其報を求むるに非ざるなり。故に曰く、『上仁は之を爲して、而も以て(心アリテ)爲す無きなり』と。

義とは、君臣上下の事なり、父子貴賤の差なり、（一三）知交朋友の接なり、親疎內外の分なり。臣、君に事へて宜しき、下、上に懷きて（一四）宜しき、子、父に事へて宜しき、賤、貴を敬して宜しき、知交朋友の相助くるや宜しき、親しきは內にして疎きは外なるの宜しき、義とは其宜しきをいふ也。（一五）宜しくして之を爲す。故に曰く、『上義は之を爲して、而も以て(心有リテ)爲すある也』

【九】虚をなすに意あるなり。
【一〇】「無き所」は當に「所無き」に作るべし。
【一一】常となせば則ち拘す。
【一二】自然なり。
【一三】知交は知己の交なり。接は交際なり。
【一四】「宜しき」は原本、之を脫す、今一本によりて之を補ふ。
【一五】宜しくするは爲すに意あるなり。

(一)解老第十八

(二)徳は内なり、得は外なり。『上徳は徳とせず』とは、(三)其神、外に淫せざるを言ふなり。神、外に淫せざれば則ち身全し。身の全きを徳と謂ふ。徳とは身に得ることなり。凡そ徳は無爲を以て集り、無欲を以て成り、思はざるを以て安く、用ひざるを以て固し。之を爲し之を欲すれば、則ち(四)徳は舍ることなし。徳舍ること無ければ、則ち全からず。(五)之を用ひ之を思へば、則ち固からず。固からざれば則ち功なし。功無きは則ち(六)徳とする有るに生ず。徳とすれば則ち徳無し、(七)徳とせざれば則ち徳有り。故に曰く、『(八)上徳は徳とせず、是を以て徳あり』と。

【一】韓非の學は、もと老子に出づ、故に此篇、老子の説を解きて道德の用を論ず。篇中故に曰くといふは皆老子の言を引ける也。
【二】德は内心にあるを云ひ、得は外より得るを云ふ。
【三】心、耳目口鼻に役せられず、外游せざるをいふ。
【四】耳目鼻口の私慾、入りて心中に舍らば、徳は反つて舍るべき所なし。
【五】之を用ひ之を思ふときは勤勞す、勤勞して已まざれば守り固からずして外邪入る。
【六】徳とするは爲す有る也。
【七】原本「徳とせざれば則ち徳有るに在り」に作る、今一本によりて之を正す。
【八】老子の經文なり。以下皆然り。

事ふ。君臣交〻計るなり。身を害して國を利することは、臣、爲さざるなり、國を(二)害して臣を利することは、君、行はざるなり。臣の情、身を害すれば(國ヲ)利するなく、君の情、國を害すれば(臣ヲ)親むなし。君臣は計を以て合ふ者なり。夫の難に臨みて死を必し・智を盡し力を竭すに至るは、法の爲めに之を爲すなり。

故に先王は賞を明かにして以て之を勸め、刑を嚴にして以て之を威す。賞刑明かなれば、則ち民、(三)死を盡す、民、死を盡せば、則ち兵強く主尊し。刑賞察かならざれば、則ち民、功無くして而も得んことを求め、罪ありて而も免れんことを幸ふ、則ち兵弱く主卑し。故に先王の賢佐は、力を盡し智を竭す。故に曰く、公私は明かにせざるべからず。法禁は審かにせざるべからずと。先王は之を知れり。

【二】害は原本、富に作る、今一本によりて之を正す。
【三】死力をつくす。

り。夫れ(五)上、賢明と稱し、下、暴亂と稱するは、以て類を取るべからず。是の若き者は(六)君の法を立て、以て是となすを禁ずるなり。今人臣、其私智を立て・法を以て非となす者多し。是れ(七)邪以て智とし、(八)法に過ぎて智を立つ、是の如きは(九)主を禁ずるの道なり。

明主の道は、必ず公私の分を明にし、法制を明にして私恩を去つ。夫れ令すれば必ず行はれ、禁ずれば必ず止むは、人主の公義なり。必ず其私を行ひて朋友に信ぜられ、賞の爲めに勸む可からず、罰の爲めに沮む可からざるは、人臣の私義なり。私義行はるれば則ち亂れ、公義行はるれば則ち治まる。故に公私、(一〇)分あり。(一一)大臣に私心有く、公義あり、身を修むること潔白にして、公を行ひ正を行ひ、官に居りて私無きは、人臣の公義なり。行を汚し欲を從にし、身を安んじ家を利するは、人臣の私心なり。明主、上に在れば、則ち人臣、私心を去りて公義を行ふ。亂主、上に在れば、則ち人臣、公義を去りて私心を行ふ。

故に君臣は心を異にす。君は計を以て臣を畜ひ、臣は計を以て君に

【五】人主は自ら以て賢明と爲し、下民は反つて暴君亂主と稱するは、以て倫に數ふ可からず。

【六】君の法立つときは、私を爲すこと能はず、故に姦臣は、常に君が法を立つるを禁ずる也、法を立つるを以て非と爲す也。

【七】「是れ邪以て智とし」は一本には「邪を以て智と爲し」に作る。不正の事を以て智と爲す。

【八】常法を踰ゆるを以て智名を立つ。

【九】姦臣、主を禁じて、法を立てしめざるの道なり。

【一〇】分は區別なり。

【一一】大は當に人に作るべく、有は當に無に作るべし。

夫れ衡を懸けて平を知り、規を設けて圓を知るは、萬全の道なり。明主は民をして（三三）道の故を飾めしむ、故に（三四）佚して功有り。規を釋てゝ巧に任じ、法を釋てゝ智に任ずるは、惑亂の道なり。亂主は、民をして智を飾り、道の故を知らざらしむ、故に勞して功無し。

法禁を釋てゝ請謁を聽けば、群臣、（三五）官を上に賣りて、（三六）賞を下に取る。是を以て利は私家にありて、威は群臣にあり。故に民は力を盡くして主に事ふるの心なくして、務めて交りを（三七）上になす。民、上交を好めば、則ち（三八）貨財上流して、巧說の者用ひらる。是の若くば則ち有功の者愈〻少く、姦臣愈〻進みて、材臣退かん。則ち主惑ひて、行ふ所を知らず、民聚りて、道る所を知らざらん。此れ法禁を廢し、功勞を後にし、名譽（ノ徒）を擧げ、請謁を聽くの失なり。

凡そ法を敗るの人は、必ず詐を設け物に託して以て（一）親みを求め、又好みて（二）天下の希に有るところを言ふ。此れ暴君亂主の惑ふ所以にして、人臣賢佐の侵さるる所以なり。故に人臣、伊尹・管仲の功を稱するは、則ち法に背き知を飾るに資あり、比干・子胥の忠にして殺さるるを稱するは、則ち（三）疾爭強諫するに（四）辭あ

【三三】萬全の故事を修飾せしむ
【三四】佚は安逸なり。
【三五】虛名を以て官を得。
【三六】私恩を施して人を懷く。
【三七】上は上位の人。
【三八】賄賂公行すればなり。
【一】親幸。
【二】伊尹が其君を放ち、管仲が共讐なる桓公に事へて功業を立つる類は天下希に有る所の事なり。
【三】原本「爭」の字を脫す、今一本に據りて之を補ふ。
【四】辭は口實なり。

意の道行はれて、治國の道廢するなり。治國の道は、法を害する者を去れば、則ち智能に惑はされず、名譽に矯られず。

昔は舜、吏をして(四三)鴻水を決せしめしとき、(四四)令に先だちて功ありて、舜之を殺せり。禹、諸侯の君を(四五)會稽の上に朝せしめしとき、防風の君後れ至りて、禹之を斬れり。此を以て之を觀れば、令に先だつ者も殺し、令に後るゝ者も斬る。則ち古は、必ず令の如くするを貴べり。故に鏡は清を執りて事無し、(故二)美惡從ひて(四六)比す、衡は正を執りて事無し、(四七)輕重從ひて載す。夫れ鏡を搖かせば則ち明をなすことを得ず衡を搖かせば則ち正をなすことを得ず。(四八)法の謂なり。故に先王は道を以て常となし、法を以て本となす。本治まる者は名尊く、本亂るゝ者は名絶ゆ。凡そ(四九)智能明通も以ふるあれば則ち行はれ、以ふるなければ則ち止む。故に智能は(五〇)單道にして、人に傳ふべからず、而も(五一)道法は萬全なり、智能は(五二)失多し。

【四二】妄意は法に因らず私意に從ふ也。

【四三】洪水。

【四四】令は命令なり。

【四五】山名。

【四六】比較さる。

【四七】物の輕重を知るを得。

【四八】「鏡は清を執りて」以下「正をなすことを得ず」までは古語にして、「法の謂なり」とは、之を解する也。

【四九】以は用なり。智能明通の人は常に有る無し。たとひ其人有るも、人主之を用ふるあれば治道行はれ、人主之を用ふる無ければ治道止む。

【五〇】單道は獨りにて有する道なり。

【五一】道法は一定したる法律命令によりて事を行ふが故に、賢愚も皆能くせざるなし。

【五二】失は過失なり。

則ち必ず將に罪を赦さんとせん。罪を赦して以て相愛するは、是れ下と安んずるなり。然れども民を治むるを妨害するものなり。

魏の方に（三五）立辟を明にし憲令に從ふの時に當りて、功あるもの必ず賞せられ、罪あるもの必ず誅せらる。强は天下を匡し、威は四隣に行はる。法慢み妄りに予ふるに及びて、國日〻に削られぬ。趙の方に國律を明にし大軍に（三六）從ふの時に當りて、人衆く兵强く、地を齊・燕に辟く。國律慢み（事）用ふる者弱きに及びて、國日〻に削られぬ。燕の方に（三七）奉法を明にし（三八）官斷を審にするの時に當りて、東は齊國を縣にし、南は中山の地を盡せり。奉法已に亡び官斷用ひられざるに及びて、左右交〻爭ひ、（三九）論、其下よりす。則ち兵弱くして地削られ、國は隣敵に制せられぬ。（四〇）語に曰く、法に明なる者は强く、法を慢むる者は弱しと。强弱是の如く其れ明かなるに、世主は爲さず。國の亡ぶるは宜なり。

・語に曰く、『家に常業あれば、飢うと雖も餓ゑず、國に常法あれば、危しと雖も亡びず』と。夫れ常法を舍てゝ私意に從へば、則ち（四一）臣下は智能を飾る。臣下、智能を飾れば、則ち法禁立たず、是れ妄

【三五】立辟は刑法を立つる也。憲令は法令なり。
【三六】從は從事する也。
【三七】奉法は法律を奉ずる也。
【三八】官の裁斷。
【三九】法令賞罰議論、其下より出づる也。
【四〇】語は一に故に作る。
【四一】原本、臣の下に下の字を脫す。今一本に依りて之を補ふ。

む。財匱くして民望めば、則ち民、力を盡さず。故に賞を用ふること過ぐるものは民を失ひ、刑を用ふること過ぐるものは民畏れず。賞あれども以て勸むるに足らず、刑あれども以て禁ずるに足らざれば、則ち國大なりと雖も必ず危し。故に曰く、小知には事を謀らしむべからず。小忠には法を主らしむべからずと。

荊の恭王、晉の厲公と鄢陵に戰ふ、荊の師敗れ、恭王傷く。酣戰にして、司馬子反、渇して飮を求めしに、其友豎穀陽、卮酒を奉じて之を進む。子反曰く、『之を去れ、此れ酒なり』と。豎穀陽曰く、『非ず』と。子反受けて之を飮む。子反、人と爲り酒を嗜む、之を甘しとし、之を口に絶つこと能はず、醉ひて臥しぬ。恭王、復た戰はんと欲して、事を謀らんとし、人をして子反を召さしむ。子反辭するに心疾を以てす。恭王駕して往きて之を視る。幄中に入り酒臭を聞きて還りて曰く、『今日の戰、寡人目親ら傷く、恃む所の者は司馬なり、司馬又此の如し、是れ（司馬子反ハ）荊國の社稷を〔三〕亡れて、吾が衆を恤へざる也。寡人與に復た戰ふなけん』と。師を罷めて之を去り、子反を斬りて、以て大戮をなせり。故に曰く、豎穀陽の酒を進めしは、以て端に子反を惡めるにあらざるなり。實に心に以て之を忠愛して、適〻以て之を殺すに足れるのみ。此れ小忠を行ひて大忠を賊せる者也。故に曰く、小忠は大忠の賊なりと。若し小忠をして法を主らしめば、

【三】亡は忘と通ず。

國愈〻亡ぶ。故に人を恃むは以て壤を廣むるに足らず、而るに韓は（二六）見ざるなり。（マタ晉テ）荊（韓ノ）爲めに魏を攻めて、兵を許鄢に加へ、齊、任扈を攻めて魏を削れるも、以て（二七）鄭を存するに足らざりき、而も韓は知らざるなり。此れ、皆、其法禁を明にして以て其國を治めず、外を恃みて以て其社稷を滅ぼす者なり。

臣故に曰く、治の數に明なれば、則ち國小なりと雖も富み、賞罰敬信なれば、民寡しと雖も強し。賞罰、度無ければ、國大なりと雖も兵弱き者は、（二八）地、其地にあらず、民、其民にあらざるなり。地なく民なくば、堯舜も以て王たること能はず、（二九）三代も以て強きこと能はじと。人主、又、（三〇）過予を以てし、人臣、又、徒取を以てす。（三一）法律を舍てて先王明君の功を言ふ者、上、之に任ずるに國を以てす。臣故に曰く、是れ古の功を願ひ、古の賞を以て今の人を賞するなりと。主是を以て過予し、臣此を以て徒受す。主過予すれば則ち人（三二）偸幸す。臣徒取すれば則ち功尊からず、功無き者賞を受くれば、則ち財匱しくして民（三三）望

【二五】「小國愈〻亡ぶ」の一句、當に「國を削らるること愈〻甚し」に作るべしといふ。
【二六】其利害を見ず。
【二七】この鄭は當時の韓の都なり。鄭は一本に韓に作る。
【二八】攻擊を受く。
【二九】夏殷周。
【三〇】過予は功無き者に恩賞を與ふる也、徒取は功無くして恩賞を取る也。
【三一】「法律云々」の數句、一本には「法律を舍てゝ先王を言へば、以て古の功に明なる者と爲し、上、之に任ずるに國を以てす。臣故に曰く、是れ古の功を願ひ、今の人を以て古の功を願ひ、古の賞を以て今の人を賞するなり」に作る。
【三二】偸安僥倖。
【三三】冀望して厭くことを知らず。

らず、(二〇)左右背郷、以て專ら戰ふに足らず。然り而して之を恃むは、愚焉よりも大なるはなし。

古へは先王、力を民に親しむに盡し、事を法を明にするに加ふ。彼の法明なれば則ち忠臣勸み、罰必なれば則ち邪臣止む。忠勸み邪止みて、地廣く主尊き者は秦是なり。群臣朋黨比周し、以て正道を隱し、私曲を行ひて、地削られ主卑しき者は(二一)山東是なり。亂弱の者の亡ぶるは、(二二)人の性なり。治彊なる者の王たるは、古の道なり。越王句踐は(二三)大明の龜を恃み、吳と戰ひて勝たず、身、臣として吳に(二四)入宦し、國に反りて龜を弃て、法を明にし民を親しみ、以て吳に報い、則ち(吳王)夫差擒となりぬ。

故に鬼神を恃む者は法を慢り、諸侯を恃む者は其國を危くす。曹は齊を恃みて宋に聽かざりしが、齊、荊を攻めしとき、宋は曹を滅ぼしぬ。荊は吳を恃みて齊に聽かざりしが、越、吳を伐ちしとき、齊は荊を滅ぼしぬ。許は荊を恃みて魏に聽かざりしが、荊、宋を攻めしとき、魏は許を滅ぼしぬ。鄭は魏を恃みて韓に聽かざりしが、魏、荊を攻めしとき、韓は鄭を滅ぼしぬ。

今や韓は、國小にして大國を恃み、主(法ヲ)慢りて秦魏に聽き、齊荊を恃みて(之ガ)用を爲し、而して(二五)小

【二〇】左右背郷とは、淮南子の天文訓に「刑を左にし前にし、德を右にし背にし、鉤陳の衝辰を撃ち、以て戰へば必ず克ち、以て攻むれば必ず取る」と

【二一】山東の六國。

【二二】人事の常なるをいふ。「人の性なり」は一に「今の勢なり」に作る。

【二三】龜名。

【二四】仕ふるなり。

んとす。兆に『大吉』と曰ふ。(然ルニ趙兵ハ)始めて(七)大梁を攻めしに、秦兵、上黨に出でぬ。(八)兵(九)釐に至れば、(趙ノ)六城、(秦兵ノ爲メニ)拔かれ、(一〇)陽城に至れば秦、(趙ノ)鄴を拔き、(一一)龐援兵を擁きて南すれば、則ち(一二)障盡きたり。臣故に曰く、(一三)趙の龜、燕に遠見なしと雖も、且つ宜しく秦に近見すべかりき。(然ルニ)秦は其大吉を以て、地を辟きて(一四)實あり、燕を救ひて(一五)名あり、趙は其大吉を以て、地削られ兵辱められ、主は意を得ずして死しぬ。又、秦の龜神にして趙の龜欺くにあらざるなり。初時に魏は、數年、東に鄉ひて、攻めて(一六)陶衞を盡し、數年、西に鄉ひて、以て其國を失ひぬ。此れ(一七)豐隆・五行・太乙・王相・攝提・六神・五括・天河・殷槍・歲星の數年西に在るに非ざる也。又(一八)天缺・弧逆・刑星・熒惑・奎・台の數年東に在るに非ざる也。故に曰く、龜筮鬼神、(一九)以て擧勝つに足

【七】大梁は魏の都。上黨は本と韓の地、當時、趙に屬す。將に燕を劫さんとして先づ魏の大梁を攻むるは、蓋し魏を攻むるを以て名と爲すなり。秦、上黨に出づるは、其虛を衝くなり。

【八】兵は趙兵。

【九】釐は燕地。

【一〇】陽城は燕地。

【一一】龐援は趙將。

【一二】趙の防障たる地盡く失ふ也。

【一三】龜卜、燕に勝つべきを示さずとも、秦に敗るべきを示す筈なり。

【一四】實利を得。

【一五】美名を得。

【一六】定陶と衞。

【一七】豐隆は雷神。五行は水火木金土。太乙は天神。王相は五行の氣、四時に行はれて、更迭代謝するの稱。攝提は星の名。六神は神。五括は五星、一舍に聚まる也。天河は星の名。殷槍は星の名。歲星は星の名。皆之に向つて兵を動かすときは凶なる者なり。

【一八】天缺は電の神。弧逆、刑星、熒惑、奎、台は皆星の名。皆之に向つて兵を動かすときは吉なる者なり。

【一九】「以て」は原本、之を脫す、今一本によりて之を補ふ。

變を賑りて長便を失へり。故に（二四）鄒賈は（二五）載旅に非られ、亂に狎習して治を容れり。故に鄭人歸ること能はざりき。

（一）飾邪第十七

（二）龜を鑿り莢を數へ、兆に『大吉』と曰ひ、而して以て燕を攻めしものは趙なり。龜を鑿り莢を數へ、兆に『大吉』と曰ひ、而して以て趙を攻めし者は燕なり。（三）劇辛の燕に事ふる、功なくして社稷危く。（四）鄒衍の燕に事ふる、功なくして國道絶ゆ。（然ル二）（五）趙代は先づ意を燕に得、後には意を齊に得、國亂れたれども高きを飾り、自ら以爲らく、秦と提衡すと。趙の龜は神にして燕の龜は欺くにあらざるなり。

趙、又、嘗て龜を鑿り莢を數へて、而して北のかた燕を伐ち、將に燕を劫かして以て秦（ノ兵）を（六）道へ

【二四】鄒賈は傳亡び、今詳にし難し。
【二五】載旅は軍旅なり。
【一】此篇、人主、法度を以て臣を御せずば、姦臣の法を亂すことあるを述ぶ。
【二】龜卜占筮。
【三】燕將なり、趙を伐ちて敗れ、戰死す。
【四】齊人也、陰陽の説を以て燕に仕ふ。

【五】代は故と一國なりしが、今趙之を幷せたり。故に趙代と曰ふ。一本には趙氏に作る。趙、前には燕に勝ち、後には齊に勝ち、數〻兵役を興して國疲弊したれども、數〻勝ちたるが故に、主怠り將驕り、自ら以爲へらく、强きこと秦と均しと。提衡は、兩々相對して輕重を爭ふをいふ。
【六】道は逆ふる也。

ことなく、常を之れ易ふることなきも、（二四）常古の可と不可とにあり。伊尹、殷を變ずることなく、太公、周を變ずることなかりせば、則ち湯武は王たらざりしならん。管仲、齊を易ふることなく、郭偃、晉を更ふることなかりせば、卽ち桓文は霸たらざりしならん。凡そ人の古を變ずるを難るは、（二五）民の安きを易ふるを憚るなり。夫れ古を變ぜざる者は亂の迹を襲ぎ、（二六）民の心に適ふ者は姦の行を恣にせしむるなり。民、愚にして（二七）亂を知らず、上、懦にして更ふること能はざるは、是れ治の失なり。

人主は、明にして能く治を知り、嚴にして必ず之を行ふ。故に（二八）民に拂ると雖も、必ず其治を立つ。說は商君の（二九）內外して鐵殳重盾して豫め戒むるに在り、故に郭偃の始めて治むるや、文公に官卒あり、管仲の始めて治むるや、桓公に武車あり。民の備を戒むるなり。是を以て（三〇）愚戇窳惰の民は小費に苦しみて大利を忘るゝ也。故に（三一）貪虎は（三二）阿諛を受けて、（三三）小

【二四】古俗常法と雖も變ずべくんば則ち變じ、變ずべからずんば則ち變ぜず。
【二五】愚民は故俗に安んず。
【二六】民心に合うて而る後治めんと求むるは、此れ姦人をして行を恣にせしむる也。
【二七】亂を知らずとは、治まる所以を惡むをいふ。
【二八】民の意に悖る。
【二九】內外は出入する也。殳は兵器、戟の屬、盾は、たて。商鞅、民に惡まる、故に出入するに兵器を執り、其不虞を戒めし也。
【三〇】愚蒙偸惰。
【三一】人の名。其事跡傳はらず、或は曰ふ、陳の大夫慶寅と慶虎となりと。
【三二】阿諛は阿諛讒謗。
【三三】變は當に便に作るべし、小便は小さき便利をいふ。

ふ者には、(一七)必ず其端を知りて、以て其實を責め、言はざる者には、必ず(一八)其取舍を問ひて、以て之が資となさしめば、則ち人臣敢て妄言するなく、又敢て默然たらざらん。言默則ち皆責ある也。

(一九)人主、事を爲さんと欲し、其端末に通じて以て其の爲すことあらんと欲するの意を明かにせずんば、其爲すこと利を得ず、必ず害を以て反らん。此を知る者は、理に任じ欲を去る。事を擧ぐるに道あり、其入ること多く其出づること少きものを計りて、爲すべきなり。惑主は然らず、其入るを計りて、其出づるを計らず、出づること其入るに倍すと雖も、其害を知らず、則ち是れ名は得て實は亡ふ。是の如きものは、功小にして害大なり。凡そ功は、其入ること多く其出づること少ければ、乃ち功と謂ふべし。今(二〇)大費は罪なくして、(二一)少得は功と爲さば、則ち人臣、(二二)大費を出して小功を成さん。小功成りて主亦害あらん。

治を知らざる者は必ず曰はん、『古を變ずることなく、常を易ふることなかれ』と。(然レドモ)變ずると變ぜざるとは、聖人は聽かず、(二三)治を正すのみ。然らば則ち古を之れ變ずる

【一七】言へば必ず行はしむ。
【一八】言はざる者は、才、實に能はざるなり、故に其取舍を問うて、以て之れが資料と爲さしむる也。
【一九】人主、事を爲さんと欲するに、其臣が陳ぶる所の言の端末に精通せず、亦、其臣が事とする所の情を明白にせざるときは、其臣の爲す所、亦得る所、失ふ所を償はず。
【二〇】大費は出づること多き也。
【二一】少得は入ること少き也。
【二二】費す所其だ多くして而も其功は極めて小ならん。
【二三】治に益あれば則ち變じ、益なければ變ぜず。

㊄（九）其の言を進むること少く、其の費を（一〇）退くること多きは、功ありと雖も、其の言を進むること信ならざるなり。（一一）信ならざる者は罪あり、（一二）事に功ある者は必ず賞せらるれば、則ち群臣、敢て言を飾りて以て主を惛ますことなし。㊃主道は、人臣をして、前言、後に（一三）復せず、後言、前に復せざれば、事に功ありと雖も、必ず其罪に伏せしむ、之を（一四）下に任ずといふ。㊀人臣の、主の爲めに事を設けて、其非を恐るゝや、則ち先づ說を出し言を設けて曰く、『是の事を議する者は、事を妬む者也』と。人主は是の言を藏めて、更に群臣に聽かず、群臣は是の言を畏れて、敢て事を議せず、㊂（一五）二勢の者用ひらるれば、則ち忠臣聽かれずして、譽臣獨り任ぜらる。㊁是の如き者之を言に壅がるといふ、言に壅がる者は、臣に制せらる。

主道は、人臣をして、必ず言ふの責あり又言はざるの責あらしむ。（一六）言に端末なく、辯に所驗なきものは、此れ言ふの責なり。言はざるを以て責を避けて重位を持するものは、此れ言はざるの責なり。人主は、人臣の言

【九】「其の言」云々以下「臣に制せらる」に至るまで前後錯亂せり、當に一、二、三の順序に循ひて之を讀むべし。
【一〇】退くは省くなり。
【一一】事に益ありと雖も賞せざる也。
【一二】一本には「事に」の字無し。
【一三】復は悖らざるなり。復せずとは、前言と後言と符合せざる也。
【一四】主道は下に任じて下をして其責を盡さしむるにあり。
【一五】二勢の者とは、事に誘はるゝ者と、言に壅がる者とをいふ。
【一六】空言にして根柢無く、虛論にして證據無き也。端末は首尾なり。所驗は一に參驗に作る。

人に備ふる所の者は、且に釁の備ふる所とならんとす。

人主、法を明にすると能はずして、大臣の威に制せられば、小臣の(四)信を得るに道なからん。

人主、法を釋てゝ、臣を以て臣に備へば、則ち相愛する者は比周して相譽め、相憎む者は朋黨して相非らん、非譽交ゝ爭はゞ、則ち主は惑亂せん。

人臣は、名譽請謁にあらずば、以て進み取ることなく、法に背き制を專にするにあらずば、以て威を爲すことなく、(五)忠信を假るにあらずば、以て禁ぜられざるなからん。三つの者は主を惛まし法を壞るの資なり。(六)人主は、人臣をして、智能ありと雖も、法に背きて制を專にすることを得ず、賢行ありと雖も、(七)功を踰えて勞に先だつことを得ず、忠信ありと雖も、法を釋てゝ禁ぜられざることを得ざらしむ。此を之れ明法といふ。

人主、事に誘はるゝものあり、言に壅がるゝ者あり、二つの者察せざるべからざるなり。人臣の易く事を言ふ者は、必ず(八)資けを索めて事を以て主を誣ふるものなるに、主誘はれて察せず、因りて之を多とす。則ち是れ臣反りて事を以て主を制するなり。此の如き者之を(事ニ)誘はると謂ふ。事に誘はるゝ者は患に困まん。

【四】信は信頼なり。

【五】假は假面をかぶるといふが如し。禁ぜられずとは、禁制し難き勢を得るをいふ。忠信の名に託するに非ざれば、大なる權勢を得て跋扈することと能はざるを言ふ。

【六】人主は明主をいふ。

【七】功は功名ある者。勞は勞ある者。

【八】前段云ふ所の三者の如き是なり。

姦を禁ずる所以のものを失はん、上古の傳言、(二八)春秋の記する所、法を犯し逆を爲して、以て大姦を成す者は、未だ嘗て尊貴の臣に從らずんばあらず。然るに法令の備ふる所以、刑罰の誅する所以は、常に卑賤に於てす。是を以て其民は望みを絶ちて、(二九)告愬する所なく、大臣は比周して、上を蔽ひて一と爲り、陰に相善きも陽に相惡みて、以て私なきを示し、(三〇)耳目を相爲して、以て主の隙を候ふ。人主は掩蔽せられて、聞くを得るに道なく、主名あつて實なく、臣、法を專にして之を行ふ。周の天子是たり。偏へに其權勢を借さば、則ち上下、位を易へん。此れ人臣に權勢を借すべからざるを言ふなり。

(一)南面第十六

(二)人主の過は、己が任は臣に在るに、又必ず反つて其の任ぜざる所の者と與に之に備ふるにあり。此れ其說は、必ず其の任ずる所の者と讎たらしむるにあらんも、而も主反りて其の任ぜざる所の者に制せられ、(三)今與に

【二八】史書。

【二九】告愬は告げ訴ふる也。

【三〇】凡そ利害の事、見聞するに隨つて私に相通ずるなり。

【一】此篇は、人主、法を以て臣を御するの道を述ぶ。

【二】賞と罰との二柄に人主の一日も之を臣下に貸すべからざるものなり、然るに之を大臣に貸し、反つて權を貸さゞる小臣をして大臣に備へしむるものあり、其理由は大臣と小臣とをして互に相制せしめ、以て其姦邪を防ぐなりと云ふも、實は啻に大臣をして姦邪を爲すを得ざらしめざるのみならず、反つて小臣に制せらるゝに至るべし。

【三】其の任ぜざる所の者今反つて主を制して、曩きの任ぜる所の者の如くならん。

みて、以て朋黨の分るゝを知り、三五の驗を偶せて、以て陳言の實を責め、(二六)後を執りて以て前に應じ、法を按じて以て衆を治め、(二七)衆端以て參觀す。士に(二八)幸賞なく、賞に(二九)踰行なく、殺せば必ず(罪二)當り、罪あれば赦さゞれば、則ち姦邪も其私を容るゝ所なし。

(三〇)徭役多ければ則ち民苦む、(三一)民苦めば則ち權勢起る。權勢起れば則ち(三二)復除重し、復除重ければ則ち(三三)貴人富む。民を苦めて以て貴人を富まし、(三四)勢を起して以て人臣に藉すは、天下の長利にあらざるなり。故に曰く、徭役少ければ則ち民安く、民安ければ則ち下、權を重んずるなく、下、權を重んずるなければ則ち權勢滅び、權勢滅べば則ち德、上に在りと。

今夫れ水の火に勝つこと亦明なり、然り而して(三五)釜鬵之を間つれば、水は煎沸して其上に竭盡し、火は熾盛に其下に焚かるゝを得て、水は其の勝つ所以の者を失ふ。今夫れ治の姦を禁ずるは、又(三六)此よりも明かなり。然るに(三七)法を守るの臣、釜鬵の行を爲さば、則ち法獨り胸中に明なるのみ、其

【二六】前に言ふ所をして後の行ふ所と違はざらしむ。
【二七】衆人の言の端を以て相參へて觀る
【二八】幸賞は僥倖の賞なり。
【二九】踰行は功を踰えて賞を行ふこと。
【三〇】賦役。
【三一】人民、夫役の苦に堪へず、是に於て權勢ある人に歎願して其役を免るゝことを冀ふ。
【三二】復除は徭役を免ぜらるゝ也。權勢ある人に賄賂を用ひて復除せらるゝもの多し。
【三三】賄賂を取るが故に富む也。
【三四】勢は一に權に作る。
【三五】釜は、かま。鬵は、なべ。
【三六】水の火に勝つよりも明かなり。
【三七】法を守るの臣、姦臣に間せらるゝときは、法は獨り己の胸中に明かなるのみにして、法の法たる所以を失ふに至らん。

君の死を利とする者衆ければ、こと能はず』と。人主（此理ヲ）知らざれば則ち（二四）亂、資多し。故に曰く、則ち人主危しと。故に（二五）王良の馬を愛し、越王句踐の人を愛せしは、戰ふと馳するとの爲めなり。醫の善く人の傷を吮ひ、人の血を含むは、骨肉の親みあるにあらず、利の加はる所なればなり。故に（二六）輿人、輿を成せば、則ち人の富貴ならんことを欲し。（二七）匠人、棺を成せば、則ち人の夭死せんことを欲す。輿人は仁にして匠人は賊なるにあらざるなり。人貴からざれば則ち輿售れず、人死せざれば則ち棺買はれず、情、人を憎むにあらざるなり、利、人の死するにあればなり。故に后妃・夫人・太子の黨成りて、君の死せんことを欲するや、君死せざれば、則ち勢重からず。情、君を憎むにあらざるなり、利、君の死するにあればなり。故に人主は、以て心を己が死を利とする者に加へざるべからず。故に、（二八）日月、外に（二九）暈圍するも、其賊は內にあり、（三〇）其の憎む所に備ふるも禍は愛する所にあり。是の故に明主は（三一）參せざるの事を（三二）擧げず、（三三）常にあらざるの食を食はず。（三四）遠く聽きて近く視、以て（三五）內外の失を審にし、同異の言を省

【二四】禍根多き也。
【二五】御者の名。
【二六】車輿造者。
【二七】木匠。
【二八】旁氣、日月を繞す、天象の異、未だ必ずしも畏るゝを須ひず、畏るべきは寧ろ宮內に在り。
【二九】暈圍は俗に云傘をさす。
【三〇】憎む者は我之に備ふるを知る、安ぞ知らん愛する者の却て我に禍するものなるを。
【三一】參は參驗する也。
【三二】擧は擧行する也。
【三三】酖毒を恐るゝ也。
【三四】遠く外を聽き、近く內を視る。
【三五】內は后妃夫人太子の黨にして、外は大臣及び要路に在るの徒。

姦臣は妻に乘じて以て其私を成すことを得。故に(四)優施は(五)驪姬に傅となり、(六)中生を殺して奚齊を立てぬ。夫れ妻の近きと子の親きとを以てして、而も猶ほ信ずべからずんば、則ち其餘は信ずべき者無けん。

且つ萬乘の主・千乘の君の、后妃夫人(七)適子の太子たる者、或は其君の蚤く死せんことを欲する者あり。何を以て其然るを知る。夫れ妻は骨肉の恩あるにあらざる也、愛すれば則ち親しみ、愛せざれば則ち疏し。語に曰く、『其母、(八)好せらるれば、其子抱かる』と。然らば則ち其の之が(九)反を爲すや、其母惡まるれば、其子釋てらる。丈夫は年五十にして色を好むこと未だ解らざるに、婦人は年三十にして美色衰ふ、衰美の婦人を以て、好色の丈夫に事ふ、則ち身疏賤せられて、(一〇)子の後とならざらんかを疑ふ。此れ后妃夫人の其君の死を冀ふ所以なり。

唯母、后となりて子、主となれば、則ち令の行はれざることなく、禁の止まざることなし。男女の樂み、先君(時ノ)よりも減ぜずして、萬乘を擅にして疑はれず、此れ(一一)酖毒と扼昧との用ひらるゝ所以なり。故に(一二)桃左春秋に曰く、『(一三)人主の疾みて死する者は半に處る

【四】俳優、名は施。
【五】晉の獻公の寵姬。
【六】中生は晉の太子。奚齊は驪姬の子。
【七】一本には「適子」の「子」の字無し。
【八】好は愛好なり。
【九】反は反對なり。
【一〇】己が生みたる子が君の後を繼ぐことを得ざらんかと疑ふ也。一本には「子」の上に「其」の字あり、「後」は「主」に作る。
【一一】毒殺と暗中縊殺。
【一二】書の名。
【一三】半以上殺害せらる。

の好惡に阿るに、人主(二一)之を聽き、身を卑くし國を輕んじて以て之に資し、事敗るれば(臣)主と其禍を分ち、而して功成れば則ち臣獨り之を專にし、(加之)諸々の事を用ふるの人、心を一にし辭を同じくし、以て(二二)其美を語れば、則ち(二三)主として惡を言ふもの必ず信ぜられず、此を事劫といふ。(二四)守司・(二五)囹圄・禁制・刑罰に至るまで、人臣、之を擅にする、此を刑劫といふ。三守完からずんば、則ち三劫の者起り、三守完からば、則ち三劫の者止まん、三劫の者止まば則ち王たらん。

(一)備内第十五

人主の患は、人を信ずるにあり、人を信ずれば、則ち人に制せらる。人臣の其君に於けるは、骨肉の親みあるにあらざるなり。勢に縛せられて、事へざるを得ざるなり。故に人臣たる者、其君の心を(二)窺覘するや、須臾も休むことなし、而も人主は怠傲して其上に處る。此れ世に、君を劫し主を弑するある所以なり。人主となりて大に其子を信ずれば、則ち姦臣は子に乘じて以て其私を成すことを得。故に李兌は趙王に傅となりて(三)主父を餓ゑしめき。人主となりて大に其妻を信ずれば、則ち

【二一】之を聽くは、一に之を信任する也。
【二二】寵臣の美。
【二三】主として言ふは、首として言ふ也。
【二四】訟獄を司る者。
【二五】牢獄。
【一】此篇、人臣固より信ず可からず、其妻子も猶ほ賴む可からざるを說く。
【二】窺覘は、うかゞひ、ねらふ也。
【三】主父は武靈王。

を惡み、群臣をして(一一)事を用ふるものに輻湊せしめ、因りて(一二)柄を傳へ藉を移し、殺生の機・奪予の要をして大臣にあらしむ。(一三)此の如き者は侵さる。此れを三守完からずと謂ふ。三守完からざるは、則ち劫殺せらるゝの徴なり。

凡そ劫に三あり。(一四)明劫あり、事劫あり、刑劫あり、(ソレ)人臣に、大臣の尊ありて、外は(一五)國要を操り以て群臣に資し、外內の事をして己れにあらざれば行ふことを得ざらしめ、賢良ありと雖も、逆ふ者は必ず禍ありて、順ふ者は必ず福あらば、然らば則ち(一六)群臣、敢て主に忠にして國を憂へ以て社稷の利害を爭ふなけん。人主、賢と雖も、獨り計ること能はざるなり。而して人臣、敢て主に忠ならざることあらば、則ち國は亡國とならん、此を國に臣なしといふ。國に臣なしとは、豈に(一七)郎中虛しくして朝臣の少きことならんや。群臣、祿を持して交りを養ひ、私道を行ひて公忠を效さゞるを、此を明劫といふ。

寵を鬻ぎて權を擅にし、(一八)外を矯はりて以て內に勝ち、禍福得失の(一九)形を(二〇)險言して、以て主

【一一】事を用ふるものは、當塗の者をいふ。輻湊は集まる也。
【一二】柄は權柄なり。君威を云ふ。藉は身の依る所也。
【一三】「自ら治むる」よりは此句に至るまでは守り完からざるの三。
【一四】明劫は當に朋劫に作るべし。下同じ。
【一五】賞罰の權。
【一六】群臣皆大臣に阿附せん。
【一七】郎中は侍御の臣なり。
【一八】外國の權を矯り借りて、君を脅かして以て希望を充たす。
【一九】形象。
【二〇】險言は危言なり、痛言する也。

の君の風雨となる者あらば、其の天下を兼ぬること難からじ。

(一)三守第十四

人主に三守あり。三守完ければ、則ち國安くして身榮え、三守完からざれば、則ち國危くして身殆し。何をか三守と謂ふ。人臣の、(二)途に當れるものの(三)失と・事を用ふるものの過と・(四)擧臣の情とを議すること有るとき、人主(コノ人臣ノ議ヲ)心に藏めずして、之を近習(五)能人に漏せば、人臣の言ふことあらんと欲する者をして、(六)敢て下は近習能人の心に適ひて・而して乃ち上は人主に以聞せずんばあらざらしむ。然らば則ち端言直道の人、見ゆるを得ずして、(七)忠直日々に疎んぜらる。(八)人を愛するも獨り利せざるなり、譽を待ちて之を利す。人を憎むも獨り害せざるなり、非を待ちて後之を害す。然らば則ち人主に威無くして、(九)重きことは左右にあり。(一〇)自ら治むるの勞憚

【一】此篇、人主、言を漏さず、威福を假さず、政を親らすべきことを述ぶ。
【二】當途の大臣。
【三】過失。
【四】擧は當に譽に作るべし。名譽ある臣。
【五】能人は幸臣。
【六】先づ近習の心に適ふことを得るに非ざれば、人主に上聞せず。
【七】「人臣」より此句に至るまでは守り完からざるの一。
【八】人主、人を愛憎するも、直ちに其人を利害する能はず、近習の非譽を待ちて後、其人を黜陟す。
【九】「人を愛するも」より此句に至るまでは、守完からざるの二。
【一〇】君親ら治をなすを勞苦なりとして之を厭ふ也。

の令を聽き、女子、國を用ひ、〔五八〕刑餘、事を用ふる者は、亡ぶべき也。辭、辯にして而も法あらず、心、智にして而も術無く、主、多能にして、而も法度を以て事に從はざる者は、亡ぶべき也。

〔一〕親臣進みて故人退き、不肖、事を用ひて賢良伏し、功無きもの貴くして勞苦せるもの賤しき、此の如きは則ち下怨まん。下怨む者は、亡ぶべき也。父兄大臣、祿秩、功に過ぎ、〔二〕章服、〔三〕等を侵し、宮室〔四〕供養太だ侈りて、人主禁ぜずんば、則ち臣の心〔五〕窮り無し。臣の心窮り無き者は、亡ぶべき也。〔六〕公壻公孫の、民と門を同じくして、其隣に暴傲する者は、亡ぶべき也。

亡徴とは、『必ず亡ぶ』と曰ふにあらず、其の亡ぶべきを言ふなり。夫れ〔七〕兩堯は〔八〕相王たると能はず、〔九〕兩桀は相亡ぼすこと能はず、亡王の機は、必ず其治亂、其強弱、相〔一〇〕踦する者なり。

木の折るゝや、必ず〔一一〕蠹を通じ、牆の壞るゝや、必ず隙を通ず。然れども木、蠹すと雖も、疾風無ければ折れず、牆、隙ありと雖も、大雨なければ壞れず、萬乘の主、能く術を服し法を行ひ以て亡徴

【五七】主母は母夫人なり。
【五八】刑餘は刑餘の宦官等をいふ。
【一】親は當に新に作るべし。
【二】章ある禮服。
【三】等級。
【四】衣食住をいふ。
【五】足ることを知らず。
【六】公壻公孫、民と嫁娶を爲し、毫も尊卑の等級なし。尊卑等なくんば民に耻なく、戰うて逃走し易し、逃走し易きの民を率ゐて隣國に傚らば、亡びざること鮮し。
【七】帝堯二人。
【八】相王たりとは二人王となること。
【九】夏桀二人。
【一〇】踦は一方と他方・異なる也。
【一一】虫蝕あるに出る。

軍を出して將に命ずること太だ重く、邊地、守に任ずること太だ尊く、(彼等)制を專にし命を擅にし、(四〇)徑爲して(君ニ)請ふ所なき者は、亡ぶべき也。后妻淫亂に、(四一)主母(四二)穢を蓄へ、(四三)外內混通して、男女、別無き、是を(四四)兩主と謂ふ、兩主の者は亡ぶべき也。后妻賤くして婢妾貴く、太子卑くして庶子尊く、(四五)相室輕くして(四六)典謁重き、此の如きは則ち內外乖く、內外乖く者は、亡ぶべき也。

大臣甚だ貴く、偏黨衆強、主斷を壅塞して重く、國を擅にする者は、亡ぶべき也。(四七)私門の官用ひられて、(四八)馬府の世細けられ、(四九)鄕曲の善擧げられて、官職の(五〇)勞廢せられ、私行を貴びて公功を賤む者は亡ぶべき也。(五一)公家虛くして大臣實ち、(五二)正戶貧しくして(五三)寄寓富み、(五四)耕戰の士困みて(五五)末作の民利する者は、亡ぶべき也。大利を見て趨かず、禍端を聞きて備へず、(五六)爭守の事に淺薄にして、務めて仁義を以て自ら飾る者は、亡ぶべき也。人主の孝を爲さずして、匹夫の孝を慕ひ、社稷の利を顧みずして、(五七)主母

【四〇】徑爲は君に問はずして獨斷する也。
【四一】主母は太后なり。
【四二】汚行あること。
【四三】內宮外廷の人、濫りに交通す。
【四四】太后と后と、皆驕りて、或は太后に黨し、或は后に黨す、故に兩主といふ。
【四五】卿相。
【四六】奏者。
【四七】私門より出でたる官吏。
【四八】馬府の世は幕府卽ち將師の子孫をいふ。
【四九】鄕閭。
【五〇】勳功。
【五一】公家の府庫空虛なり。
【五二】本籍の民。
【五三】外來の者。
【五四】耕民戰士。
【五五】商工。
【五六】戰爭護守。

のは、亡ぶべき也。（二七）種類、壽ならず、主、數〻世に卽き、嬰兒、君と爲り、大臣、制を專にし、（二八）羈旅を樹ゑて以て黨と爲し、數〻地を割きて以て交りを（二九）待むものは、亡ぶべき也。

太子尊顯に、徒屬衆强に、大國の交り多くして、威勢蚤く具はるものは、（三〇）亡ぶべき也。（三一）偏褊にして心急に、（三二）輕疾にして動き易く、（三三）心を發すること悁忿にして前後を訾らざるものは、亡ぶべき也。

主、怒ること多くして好みて兵を用ひ、（三四）本敎を簡て、戰攻を輕んずる者は、亡ぶべき也。

（三五）貴臣相妬み、大臣隆盛に、外は（三六）敵國を藉り、內は百姓を困めて、以て怨讎を攻むるを、人主、誅せざれば、亡ぶべき也。

君不肖にして側室賢に、太子輕くして（三七）庶子伉し、官吏弱くして人民（三八）桀なる、此の如きは則ち國躁し、國躁しきものは亡ぶべき也。怒を藏めて發せず、辠を懸けて（三九）誅せず、群臣をして陰に憎みて愈〻憂懼せしめて、（群臣、其ノ誅セラルベキヤ否ヤヲ）久しく知るべからざる者は、亡ぶべき也。

【二七】宗族中に長命者なし。
【二八】羈旅は外來の臣なり。
【二九】待は一に恃に作る。從ふべし。
【三〇】斯の如くなれば則ち父子の間、離間すべければ也。
【三一】偏褊は一に褊偏に作る。急狹なり。
【三二】輕慓なり。
【三三】心を發すると悁忿とは、躁急にして怒り易き也。
【三四】本は農事、敎は練兵。
【三五】貴臣は一に貴人に作る。
【三六】敵國の威を藉りて應援とす。
【三七】庶子、太子と抗す。伉は一に抗に作る。
【三八】傲悍。
【三九】卽座に誅せざる也。

(二三)怯懾にして弱守し、蚤く見るも而も心柔懦に、斷ずべきあるを知るも敢て行はざるものは、亡ぶべき也。(二四)出君外に在りて國更に(新君ヲ)置き、(或ハ)(二五)質太子未だ反らずして君、(二六)子を易ふ、此の如きは則ち(二七)國携る、國携るゝものは、亡ぶべき也。大臣を(二八)挫辱して、(而モ)其身を(二九)狎し、小民を刑戮して、(三〇)其使ふことを逆にし、(民ヲシテ)怒を懷き恥を思はしめて、而して(三一)尋習すれば則ち賊生ぜん。賊生ずるものは、亡ぶべき也。大臣兩ながら重く、父兄衆くして強く、内に黨し外に援け、以て事勢を爭ふものは、亡ぶべき也。

婢妾の言聽かれ、(三二)愛玩の智用ひられ、外内(三三)悲悗し、而して數ゝ不法を行ふものは、亡ぶべき也。大臣を(三四)簡侮し、父兄に禮無く、百姓を勞苦し、不辜を殺戮するものは、亡ぶべき也。好みて智を以て法を矯め、時に私を以て公に雜へ、法禁變易し、號令數ゝ下るものは、亡ぶべき也。

地の(三五)固なく、城郭惡しく、(三六)畜積無く、財物寡く、守戰の備へなくして、輕ゝしく攻伐するも

【二三】怯懦にして國を守って強固なる能はず。早く禍亂を見るも、其心柔懦なるを以て禁ずる能はず。
【二四】出奔せし君。
【二五】人質となりし太子。
【二六】太子を易ふる也。
【二七】國人、二心あり。
【二八】挫き辱かしむ。
【二九】親昵。
【三〇】虐使する也。
【三一】君其非を重ねて悛めず。「尋習」は一に「專習」に作る。
【三二】愛玩は玩弄の臣なり。
【三三】悲憤。
【三四】あなどりかろんず。
【三五】固は要害なり。
【三六】畜は一に蓄に作る。

下、民事に與るものは、亡ぶべき也。民、(一)其相を信じ、下、其上に能からず、主、(二)之を愛信して、廢すること能はざるものは、亡ぶべき也。(三)境內の傑を事とせずして、封外の士を求め、(四)功伐を以て課試せずして、好みて(五)名問を以て擧錯し、(六)羈旅起り貴く以て(七)故常を陵ぐものは、亡ぶべき也。

其(八)敵正を輕んじ、庶子(九)稱衡し、太子未だ定まらずして、主、(一〇)世に卽くものは、亡ぶべき也。(一一)大心にして悔ゆることなく、國亂るゝも自ら(其智ヲ)多とし、境內の資を料らずして、其隣敵を易るものは、亡ぶべき也。國小なるに、卑きに處らず、力少きに、強きを畏れず、禮無くして大鄰を侮り、貪愎にして交りに拙きものは、亡ぶべき也。太子已に置かれて、強敵より娶り、以て后妻と爲さば、則ち太子危し、是の如くば則ち群臣、(一二)慮を易へん、群臣慮を易ふるものは、亡ぶべき也。

【一】相は大臣なり。大臣、私恵を行ふが故に、下民之を信愛すれども、人君は租税を重く取るを以て、民服せず。
【二】之は其相をさす。
【三】自國の英傑の士を採用せずして反つて他國の士を求むるをいふ。
【四】其臣を黜陟するに實功に因らずして虛名に因る。
【五】名問は名聞なり。
【六】外來の者高位に上る也。「起り貴く」は一本に「超えて貴く」に作る。
【七】故常は舊來の臣をいふ。
【八】敵は適の誤。
【九】稱衡は抗對する也。權力の輕重等しきをいふ。
【一〇】世に卽くは死する也。
【一一】放膽にして、恭敬せざる也。
【一二】疑を生じて思慮を變ず。

門戶と爲すものは、亡ぶべき也。(二三)官職は重きを以て求むべく、爵祿は(二四)貨を以て得べきものは、亡ぶべき也。

(二五)緩心にして成なく、(二六)柔茹にして斷寡く、好惡、決するなくして、定立する所なきものは、亡ぶべき也。(二七)饕貪にして饜くこと無く 利に近づきて得ることを好むものは、亡ぶべき也。(二八)淫刑を喜びて、法に(二九)周ならず、辯舌を好みて、(三〇)其用を求めず、(三一)文麗に濫れて、其功を顧みざるものは、亡ぶべき也。

(三二)淺薄にして見られ易く、漏泄して藏すなく、周密なること能はずして、(三三)群臣の語を通ずるものは、亡ぶべき也。(三四)狠剛にして和せず、諫に愎りて勝つことを好み、社稷を顧みずして、輕〻しく(事)(ヲ)爲して自ら信ずるものは、亡ぶべき也。(三五)交援を恃みて近隣を簡り、彊大の救を怙みて、(三六)迫る所の國を侮るものは、亡ぶべき也。(三七)羇旅僑士の、(三八)重帑外にあるもの、上、謀計に問り、

【二三】重人に依託して官職を求む可き也。
【二四】貨は賄賂をいふ。
【二五】緩慢怠惰にして、志を立つる無きをいふ。
【二六】柔軟にして、果斷すくなき也。
【二七】貪るなり。
【二八】淫刑は刑罰を濫にするをいふ。
【二九】周は周密なり。
【三〇】用は實用なり。
【三一】文麗は文章華麗なり。功は實功なり。
【三二】人主の性質淺薄にして、其好惡、人臣に見られ易し。
【三三】甲に聽く所を乙に漏らす。
【三四】狠戻剛强。
【三五】遠交の援。
【三六】隣國。
【三七】旅客寄寓の士の、妻子を外國に殘せるものにして、政事の機密に關與する者は、事成らば留まり、成らざれば去るが故に、太だ危險なり。
【三八】重財妻子。

巻の五

(一)亡徴第十三

凡そ人主の、國小にして(二)家大に、權輕くして臣重きものは、(其國)亡ぶべき也。(三)法禁を簡にして謀慮を務め、封内を荒して(四)交援を恃むものは、(其國)亡ぶべき也。羣臣、學を爲し、(五)門子、辯を好み、商賈(六)外に積み、小民(七)右仗するものは、亡ぶべき也。宮室臺榭陂池を好み、車服器玩好を事とし、百姓を(八)罷露し、貨財を(九)煎靡するものは、亡ぶべき也。

(一〇)時日を用ひて鬼神に事へ、卜筮を信じて、祭祀を好むものは、亡ぶべき也。(一一)聽くに爵を以てして、參驗するを待たず、(一二)一人を用ひて

【一】此篇、國家當さに亡ぶべきの徴、十七を歴擧して人主を警む。

【二】家は大夫の家をいふ。

【三】君、法によらずして知を用ふ。

【四】外國の應援。

【五】卿の適子。

【六】外に積むとは、貨財を私藏して徴税を避くる也。

【七】右は尚ぶ也、仗は兵器なり、兵を尚ぶとは武藝を學ぶを言ふ。「右仗」は一本に「内に困む」に作る。

【八】疲羸。

【九】糜爛。

【一〇】時日を占候するを好む。

【一一】「聽くに爵を以てして參驗するを待たず」は一本には「衆言を以てして參驗せず」に作る。聽くに爵を以てすとは、官爵ある者の言を聽く也。

【一二】一人をして要地に處らしむる也。門戸とは、言を出納すること、此人に由らざるを得ざるをいふ。

入る。(公)(二一)之と國を分たんと請ふ。崔子許さず。廟に自刃せんと請ふ。崔子又聽かず。公乃ち走り北牆を踰えんとす。賈擧、公を射て其股に中つ。公墜つ。崔子の徒、戈を以て公を斫りて之を死し、而して其弟景公を立てぬ』と。(二二)近ごろの見る所は、李兌の趙を用ふるや、(二三)主父を餓ゑしめ、百日にして死せり。淖齒の齊を用ふるや、湣王の筋を擢きて、之を(二四)廟梁に懸け、(二五)宿昔にして死せり。故に厲は(二六)癰腫疕瘍すと雖も、上、春秋に比すれば、未だ絞頸射股に至らず、下、(二七)勢臣に比すれば、未だ餓死擢筋に至らざるなり。故に劫殺死亡の君は、此れ其心の憂懼と形の苦痛なる、必ず厲よりも甚しからん。此に由りて之を觀れば、厲、王を憐むといふとも、可なり。

【二一】之は崔子をさす。
【二二】近世の事實。
【二三】主父は趙の武靈王。
【二四】宗廟のはり。
【二五】宿昔は一夜なり。
【二六】皮肉腫起潰潰す。
【二七】一本、勢臣は近世に作る。從ふべきに似たり。

之を高しとす。古へに伯夷・叔齊といふ者あり、武王讓るに天下を以てするも受けずして、二人は(二二)首陽の陵に餓死せり。此臣の如きは、重誅を畏れず、重賞を利とせず、罰を以て禁ずべからず、賞を以て使ふべからざるなり。此を之れ無益の臣と謂ふ。吾の少として去つる所なり。而も世主の多として求むる所なり。

諺に曰く、『(二三)厲、王を憐む』と。此れ不恭の言なり。然りと雖も古へに虚諺なし、察せざるべからざるなり。此れ劫殺死亡の主のために言へるなり。(二四)人主、法術以て其臣を御することなくんば、(二五)長年にして美材なりと雖も、大臣は猶ほ將に勢を得、事を擅にし斷を主りて、各〻其私急をなさんとす。而して(大臣)父兄豪傑の士の・人主の力を借りて以て己を禁誅せんことを恐る。故に賢良を弑して幼弱を立て、(二六)正的を廢して不義を立つ。故に(二八)春秋に之を記して曰く、『楚の王子圍、將に鄭に聘せんとし、未だ境を出でざるに、王の病を聞きて反り、因つて入りて病を問ひ、(二九)其冠纓を以て王を絞りて之を殺し、遂に自立せり。齊の崔杼、其妻美なり。而して莊公之に通じ、數〻崔氏の室に如けり。公の往くに及びて、崔子の(三〇)徒賈舉といふもの、崔子の徒を率ゐて公を攻む。公、室に

【二二】山名。
【二三】癩病は惡疾なれども、猶ほ人主が劫弑に遇ふに愈る、故に却て王を憐憫す。
【二四】「人主」は原本には「主」の字なし。今一本に依りて之を補ふ。
【二五】長年は年長なり。
【二六】一本に的は適に作る。
【二七】不義は正嫡ならざる庶子等をいふ。
【二八】書名。
【二九】かんむりのひも。
【三〇】徒は徒屬なり。

者は、遂に其成るを得ん。伊尹は之を得て、湯以て王たり。管仲は之を得て、齊以て霸たり。商君は之を得て、秦以て彊かりき。此三人は、皆、霸王の術に明かに、(五)治彊の數に察かにして、而して以て世俗の言に牽かれず。(故に)當世の明主の意に適ふときは、則ち直ちに(六)布衣の士を任じて立ろに卿相の(七)處と爲すあり、位に處り國を治むれば、則ち主を尊くし地を廣むるの實ありき。此を之れ貴ぶに足るの臣と謂ふ。湯は伊尹を得て、百里の地を以て、立ろに天子となり、桓公は管仲を得て、立ろに五霸の主となり、諸侯を九合し、天下を一匡し、孝公は商君を得て、地以て廣く、兵以て彊かりき。故に(八)忠ある者は、外に敵國の患なく、内に亂臣の憂なく、長く天下を安んじて、名、後世に垂る。所謂忠臣なり

夫の豫讓の智伯の臣たるが若きは、上は人主に說きて之をして法術度數の理を明にして以て禍難の患を避けしむること能はず、下は其衆を(九)領御して以て其國を安んずること能はず、襄子が智伯を殺すに及んで、豫讓乃ち自ら(一〇)黥劓して、其形容を敗り、以て智伯の爲めに襄子に仇を報いんとす。是れ形を殘ひ身を殺して以て人主の爲にするの名ありと雖も、而も實は智伯に益すること(一一)秋毫の末の若きすらなし。此れ吾の下とする所なり。而も世主は以て忠となして、

【五】治彊は國治り兵強き也。
【六】布衣は無位無官の匹夫。
【七】處は位なり。
【八】一本に忠の下に臣の字あり、從ふべきに似たり。
【九】統御。
【一〇】黥は、いれずみ也、劓は鼻をきる也。
【一一】秋、毛がはりせし獸毛の細き尖ほど。

以て其家を禁じ、其の惡む所を設けて、以て其姦を防ぐ。是を以て國安くして暴亂起らず。吾、是を以て、仁義愛惠の用ふるに足らずして、嚴刑重罰の以て國を治むべきを明にするなり。

(三)棰策の威と(四)銜橛の備と無くば、(五)造父と雖も、以て馬を服すること能はず。規矩の法と(六)繩墨の(七)端と無くば、(八)王爾と雖も、方圓を成すこと能はず。威嚴の勢と賞罰の法と無くば、堯舜と雖も、以て治を爲すこと能はず。今や世主皆輕々しく重罰嚴刑を釋て、愛惠を行ひて、霸王の功を欲す。亦幾すべからざるなり。

故に善く主たる者は、賞を明にし利を設けて以て(一)之を勸め、民を使ふに功を以て賞して、仁義を以て賜はず。刑を嚴にし罰を重くして以て之を禁じ、民を使ふに罪を以て誅して、愛惠を以て免さず。是を以て、功無き者は(賞ヲ)望まず、罪ある者は(二)幸せず。(ソレ)(三)犀車良馬の上に(其身ヲ)託すれば、則ち以て陸には(四)阪阻の患を犯す可し。舟の安きに乘り、楫の利を持てば、則ち以て水には江河の難を絶るべし。法術の數を操り、重罰嚴誅を行へば、則ち以て霸王の功を致すべし。治國に法術賞罰あるは、猶ほ陸行に犀車良馬あり、水行に輕船便楫あるが如きなり。之に乘る

【三】馬鞭。
【四】銜は馬のくつわ、橛は車の心木。
【五】周人の善く馬を使ふ者。
【六】すみなは。
【七】端は端正なり。
【八】古の巧匠。
【一】之は臣民をさす。
【二】僥倖に罪を免るゝことを期せず。
【三】犀車は堅固なる車。
【四】險阻。

し所以の者なり。

凡そ人臣は、罪あるも固より誅を欲せず、功なき者も皆尊顯ならんことを欲す。而して聖人の國を治むるや、賞は功無きに加へず、而して誅は必ず罪ある者に行ふ。然らば則ち術數ある者の人臣となるは、固より左右姦臣の害む所、明主にあらざれば、(七)聽くこと能はざるなり。

世の學術者、人主に說くに『威嚴の勢に乘じて、以て姦衺の臣を困しめよ』と曰はずして、皆『仁義惠愛せよ』と曰ふのみ。世主、仁義の名を美として、而も其實を察せず。是を以て、大なる者は國亡び身死し、小なる者は地削られ主卑し。何を以て之を明かにする。夫れ貧困に施すは、此れ世の所謂仁義にして、百姓を哀憐し、誅罰に忍びざるは、此れ世の所謂惠愛なり。夫れ貧困に施與することあれば、則ち功無き者賞を得、誅罰に忍びざれば、則ち暴亂の者止まず。國に功無くして賞を得る者あれば、則ち民、外は敵に當り首を斬ることを務めず、內は(一)力田疾作を急にせず、皆、貨財を行ひ、富貴に事へ、私善をなし、名譽を立て、以て尊官厚俸を取らんと欲す。故に姦私の臣愈々衆くして、暴亂の徒愈々勝つ。(二)亡びずして何をか待たん。

【七】聽くは聽用する也。
【一】農事を力むること。
【二】必ず亡ぶるなり。

夫れ嚴刑は民の畏るゝところなり、重罰は民の惡むところなり。故に聖人は其の畏るゝ所を陳べて、

楚の莊王の弟春申君に愛妾あり、余といふ、春申君の正妻の子を甲といふ。余は、君が其妻を弃てんことを欲し、因つて自ら其身を傷つけて以て君に視し、泣いて曰く、『君の妾たることを得たるは甚だ幸なり。然りと雖も夫人に適ふは、君に事ふる所以にあらず、君に適ふは、夫人に事ふる所以にあらず。身故不肖なり、力以て二主に適ふに足らず。其勢倶に適はずば、其の夫人の所に死なんよりは、死を君前に賜はるに若かず。妾以て死を賜はらん。若し復た左右に幸せんとならば、願はくは君必ず之を察し、人の笑となるなかれ』と。君因つて妾余の詐りを信じ、爲めに正妻を弃てぬ。余、又、甲を殺して其子を以て後となさんと欲す。因りて自ら其(五)親身衣の裏を裂き、以て君に示して泣きて曰く、『余が幸を君に得るの日久し、甲、知らざるにあらざるなり。今乃ち強ひて余に戯れんと欲す。余與に之を爭ひしかば、余が衣を裂くこと此の(六)而くなるに至る。子の不孝なること、此れよりも大なるはなし』と。君怒りて甲を殺せり。故に妻は妾余の詐りを以て弃てられ、而して子は之を以て死にき。

是によりて之を觀れば、父の子を愛するも、而も毀を以て害すべし。君臣の相與するや、父子の親みあるにあらずして、而して群臣の毀言は、特に一妾の口のみにあらざるなり、何ぞ夫の賢聖の戮死せらるゝことを怪まんや。此れ商君の・秦に車裂せられし所以にして、而して吳起の・楚に枝解せられ

【五】身に近きはだぎ。
【六】而は如なり。

と遠し。而して聖人は、是非の實に審かに、治亂の情に察かなり。故に其の國を治むるや、明法を正し、嚴刑を陳ね、將に以て(二四)群生の亂を救ひ天下の禍を去らんとす。强きもの弱きを凌がず、衆きもの寡きを暴せず、耆老(二五)遂ぐるを得、幼孤長ずるを得、(二六)邊境侵されず、君臣相親み、父子相保ちて、死亡(二七)繫虜の患なからしむ、此れ亦功の至つて厚き者也。愚人は知らず、顧つて以て暴となす。愚者は固より治を欲するも、而も其の治まる所以の(二八)皆を惡み、危きを惡むも、而も其の危き所以の者を喜ぶ。何を以て之を知る。夫れ嚴刑重罰は、民の惡む所なり、而も國の治まる所以なり。百姓を哀憐し、刑罰を輕くするは、民の喜ぶ所なり、而も國の危き所以なり。聖人の、法を國に爲すは、必ず世に逆ひて、道德に順ふ。之を知る者は、義に同じくして(二九)俗に異なり、之を知らざる者は、義に異にして俗に同じくす。天下之を知る者少し、則ち義は非とせらる。

(一)非道の位に處り、衆口の譖りを被り、(二)當世の言に溺れて而して、(三)嚴天子に當りて安きを求めんと欲するも、(四)幾に亦難からずや。此れ夫の智士の、死に至るまで世に顯はれざる所以なり。

【二四】萬民。
【二五】其生を無事に終る。
【二六】國ざかひ。
【二七】繫虜はつながれ、とりこにせらるるなり。
【二八】皆は當に者に作るべし。
【二九】俗は世俗なり。
【一】非道の位に處るとは其道に非ずして位に處る也。
【二】流俗の言に壅塞せらるゝを云ふ。
【三】人主の心を親す也。
【四】幾は豈と通ず。

て免るゝを得べく、功なきも以て尊顯せらるゝを得べきに（一七）習へり。故に輕々しく新法を犯せり。是に於て、之を犯す者は、其誅重くして必し、之を告ぐる者は、其賞厚くして信にす。故に姦、得ざることなくして、刑せらるゝ者衆し。民疾怨して、（一八）衆過日に聞ゆ。孝公聽かずして、遂に商君の法を行ふ。民、後に、罪あるものゝ必ず誅せらるゝを知りて、姦を（一九）私ぐる者衆し。故に民犯すことなく、其刑加ふる所無し。是を以て國治りて兵強く、地廣くして主尊し。此れ其の然る所以のものは、罪を匿すの罰重くして、姦を告ぐるの賞厚ければなり、此れ亦天下をして必ず己が爲に視聽せしむるの道なり。至治の法術已だ明なり、而も世の學者は知らざるなり。

且つ夫れ世の（二〇）愚學は、皆治亂の情を知らず、（二一）讘諜して多く先古の書を誦して、以て當世の治を亂り、智慮は以て（二二）穽井の陷を避くるに足らずして、又妄りに有術の士を非れり。（故）其言を聽く者は危く、其計を用ふる者は亂る。此れ亦愚の至大にして、患の至甚なるものなり。（彼等）俱に有術の士と與に、談說の名あるも、而も實は相去ること千萬なり。此れ夫の名は同じくして實は異なる有るものなり。

夫れ世の愚學の人を、有術の士に比すれば、猶ほ（二三）蟻垤の大陵に比するがごとし、其の相去るこ

【一七】習は舊慣に狃るゝ也。
【一八】衆人の非難。
【一九】私は一本に告に作る、從ふべし。
【二〇】愚なる學者。
【二一】讘諜は多言妄語する也。
【二二】穽はおとしあな、井は井戸。
【二三】蟻垤は蟻の塔。

る、故に利害の道を設けて、以て天下に示すのみ。

(八)夫れ是を以て、人主は、口は百官に教へず目は(九)姦衺を索めずと雖も、而も國已に治まる。人主は目(一〇)離婁のごとくにして乃ち明となすにあらざるなり。耳(一一)師曠のごとくにして乃ち聰となすにあらざるなり。(一二)目必ず其數に任ぜずして、而も目を待ちて以て明となせば、見る所の者少し、弊はれざるの術にあらざるなり。耳必ず其勢に因らずして、而も耳を待ちて以て聰となせば、聞く所の者寡し、欺かれざるの道にあらざるなり。明主は、天下をして己が爲に視ざるを得ず、天下をして己が爲に聽かざるを得ざらしむ。故に身、深宮の中に在りて、而も明かに四海の内を照し、而して天下蔽ふこと能はず、欺くこと能はざるものは、何ぞや。闇亂の道廢れて、聰明の勢興ればなり。故に善く勢に任ずる者は國安く、其勢に因ることを知らざる者は國危し。

古へ秦の俗は、君臣、法を廢して(一三)私に服けり。是を以て國亂れ兵弱くして主は卑し。商君、秦の孝公に説くに、法を變じ俗を易へて、公道を明にし、姦を告ぐるを賞し、(一四)末作を困めて(一五)本事を利するを以てせり。此の時に當り、秦の民は、(一六)故俗の罪あるも以

【八】夫の字疑ふらくは衍。
【九】姦曲。
【一〇】目に明なりし人。
【一一】耳に聰なりし人。
【一二】數は術數なり。耳目の及ぶ所は限りあり、君其數と勢とに因りて臣に臨まざれば壅蔽せられん。
【一三】私を營む。
【一四】商賈。
【一五】農耕。
【一六】舊俗。

ずして、乃ち以て相與に比周し、妄りに（人ヲ）毀譽して、以て安からんことを求むるは、是れ猶ほ千鈞の重きを負ひ、不測の淵に陷り、而して生きんことを求むるが如し、必ず幾せられず』と。百官の吏も亦、姦利を爲すの以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、『我、清廉方正を以て法を奉ぜず、乃ち貪汚の心を以て、法を枉げて以て私利を取るは、是れ猶ほ高陵の顚に上り、峻谿の下に墮ちて、而して生きんことを求むるが如し、必ず幾せられず』と。

安危の道は、此のごとく其れ明かなり。左右安んぞ能く虚言を以て主を惑はし、而して百官安んぞ敢て貪漁を以て下に（五）居らんや。是を以て臣は其忠を陳ぶるを得て蔽はれず、下は其職を守るを得て怨みず。此れ管仲の齊を治めし所以にして、商君の秦を強くせし所以なり。

是に從りて之を觀れば、則ち聖人の國を治むるや、固より（六）人をして我を愛せざるを得ざらしむるの道ありて、而して（七）人の以て我を愛するを恃まざるなり。人の以て我を愛するを恃む者は危し、吾が爲さざる可からざるを恃む者は安し。

夫れ君臣は骨肉の親みあるにあらず。正直の道、以て利を得べくば、則ち臣は力を盡くして以て主に事へん。正直の道、以て安きを得べからずば、則ち臣は私を行ひて以て上に干めん。明主は之を知

【五】「居」の字、一本に依りて之を補ふ。
【六】術に因るは卽ち臣をして必ず我を愛せしむる所以。
【七】術なくして徒らに臣の我を愛するあらんことを恃まず。

ず。(一三)人主の義を顧みず。

其百官の吏も亦、方正の以て安きを得べからざることを知るや、必ず曰はん、『我、淸廉を以て上に事へて安からんことを求むるは、規矩なくして方圓を爲さんと欲するが如し、必ず幾せられず。若し法を守り朋黨せざるを以て官を治めて安からんを求むるは、是れ猶ほ足を以て頂を搔くが如し、愈〻幾せられず』と。二つの者以て(安利)得べからず、安んぞ能く法を廢し私を行ひ以て重人に適することなからんや。此れ必ず君上の法を顧みず、故に私を以て重人の爲にする者衆くして、法を以て君に事ふる者少し。是を以て主は上に孤にして、臣は黨を下に成す。此れ田成の(一四)簡公を弑せし所以なり

夫れ術ある者の人臣たるや、(一)度數の言を效すことを得ば、上は主の法を明かにし、下は姦臣を困しめ、以て主を尊くし國を安んずる者なり。是を以て度數の言、前に效すを得ば、則ち賞罰必ず後に用ひられん。人主、誠に聖人の術に明かにして、(二)世俗の言に苟らず、(三)名實に循ひて是非を定め、(四)參驗に因りて言辭を審かにせんか、是を以て左右近習の臣、僞詐の以て安きを得べからざるを知り、必ず曰はん、『我、姦私の行を去り、力を盡し智を竭して以て主に事へ

【一三】人主の義とは人主に對するその義理。
【一四】齊王。
【一】法度術數。
【二】苟は當に拘に作るべし。世俗の言に拘束せられざるを言ふ。
【三】名に因りて實を責む。
【四】實を按じて名に循ふ。

百官の吏、法を奉じて以て其功を致すことを得ず。

何を以て之を明かにする。夫れ（六）安利なる者は之に就き、危害なる者は之を去る、此れ人の情なり。今、臣となりて、力を盡して以て功を致し、智を竭して以て忠を陳ぶる者は、其身困しみて家貧しく、父子、其害に罹る。姦利をなして以て人主を弊ひ、財貨を行ひて以て貴重の臣に事ふる者は、身尊く家富み、父子、其澤を被る。（此ノ如クバ）人焉んぞ能く安利の道を去りて、而して危害の處に就かんや。國を治むること此の若きは、其れ過てり。而して上、下の姦無く吏の法を奉ぜんことを欲するも、其の得べからざること亦明らけし。

故に（七）左右は、（八）貞信の以て安利を得べからざることを知るや、必ず曰はん、『我、忠信を以て上に事へ、功勞を積みて安からんことを求むるは、是れ猶ほ盲にして黒白の（九）情を知らんと欲するが如し、必ず（一〇）幾せられず。若し（一一）道化を以て正理を行ひ、富貴に趨らず、上に事へて安からんことを求むるは、是れ猶ほ聾にして淸濁の聲を審にせんと欲するが如し、愈〻幾せられず』と。二つの者以て我を安んずるを得べからず、安んぞ能く相比周して主上を蔽ひ姦私をなして以て重人に（一二）適することなからんや。此れ必

【六】安利は安くして利あること。
【七】君の左右にある臣。
【八】貞正信實。
【九】情は實情なり。
【一〇】幾は期なり。のぞむこと。
【一一】道化は一本には道術に作る。
【一二】適は適從する也。

(一)姦劫弑臣第十二

凡そ姦臣は皆、人主の心に順ひ以て(二)親幸の勢を取らんと欲するものなり。是を以て主、善みする所あれば、臣從つて之を譽め、主、憎む所あれば、臣因つて之を毀る。凡そ(三)人の大體は、取舍同じき者は、則ち相是とし、取舍異なる者は、則ち相非とする也。今、人臣の譽むる所の者は、人主の是とする所也。此を之れ同じく取ると謂ふ。人臣の毀る所の者は、人主の非とする所也。此を之れ同じく舍つと謂ふ。夫れ(四)取舍合うて而も相與に逆ふ者は、未だ嘗て聞かざるなり。此れ人臣の信幸せらるゝ所以の道なり。

夫れ姦臣、信幸の勢に乘じて以て群臣を毀譽進退するを得るは、人主、術數以て之を御するあるに(五)所ず、參驗以て之を審にするあるに非ず、(ママ)必ず將に曩の己に合へるを以て今の言を信ぜんとすればなり。此れ、幸臣の主を欺きて私を成すを得る所以なり。故に主は必ず上に欺かれて、臣は必ず下に重んぜらる。此を之れ主を擅にするの臣と謂ふ。國に主を擅にするの臣あれば、則ち群下、其智力を盡して以て其忠を陳ぶることを得ず、

【一】此篇、人主、法術を以て群臣を御せざれば、姦邪のために却つて劫弑の禍に遭ふべきを説く。
【二】親愛寵幸。
【三】人の大體とは、人情の大體をいふ。
【四】取舍合ふとは同じく取り同じく捨つる也。
【五】所は一本には非に作る、是なり。

(二六)不急の枝官を損らし、以て選練の士に奉ぜしめんには如かず』と。悼王之を行ふこと期年にして薨じ、呉起は楚に(二七)枝解せられき。

(二八)商君は秦の孝公に教へて、以て(二九)什伍を(三〇)連ね、(三一)告坐の(三二)過を設け、(三三)詩書を燔きて法令を明かにし、私門の(三四)請を塞ぎて、(三五)公家の勞を遂げしめ、(三六)游宦の民を禁じて、耕戰の士を顯はしぬ。孝公、之を行ひ、主は以て尊安に、國は以て富強なり。八年にして薨じ、商君は秦に(三七)車裂せられき。

楚は呉起(ノ言)を用ひずして(三八)削亂し、秦は商君の法を行ひて富強なり。二子の言や已だ當れり。然るに呉起を枝解して、商君を車裂せるは何ぞや。大臣は法に苦みて、細民は治を惡めばなり。今の世に當りて、大臣は重きを貪りて、細民は亂に安んずること、秦楚の俗よりも甚し。而るに人主に悼王・孝公の聽なくんば、則ち法術の士、安んぞ能く二子の危きを蒙して、己が法術を明かにせんや。此れ世の亂れて霸王なき所以なり。

【二六】不急は不必要なり。枝官は末官なり。
【二七】枝解は殺して四肢を解截すること。
【二八】商鞅。
【二九】十家五家。
【三〇】連結する也。
【三一】告坐は一人罪を犯せば五家若くは十家之に連坐し、人の罪を告ぐる者は賞し、告げざる者は腰斬する法。
【三二】過は罪過なり。
【三三】詩經・書經。
【三四】請謁。
【三五】公家に對する勤労。
【三六】遊散して仕官を求る者。
【三七】五體を車ざきにする也。
【三八】國削られ亂る。

なり』と。王乃ち玉人をして其璞を理めしめて寶を得たり。遂に命けて和氏の璧といふ。

夫れ珠玉は人主の（五）急にする所なり。和、璞を獻じて未だ美ならずと雖も、未だ主の害とならざるなり。然も猶ほ兩足斬られて、而して寶乃ち論ぜらる、寶を論ずるすら、此の若く其れ難し。（然ルニ）今、人主の法術に於けるや、未だ必ずしも和璧のごとく急にして、群臣士民の私邪を禁ぜざるなり。然らば則ち有道者の（六）僇せられざるは、特に（七）帝王の璞、未だ獻ぜられざるのみ。

主、術を用ふれば、則ち大臣は斷を擅にすることを得ず、近習も敢て（八）重きを賣らず。官、法を行はば、則ち（九）浮萌は（一〇）耕農に趨きて、（一一）游士は戰陳に危からん。即ち法術は乃ち群臣士民の禍とする所なり。人主、能く大臣の議に倍き、民萌の誹りを越え、獨り（一二）道言を周しむにあらずんば、則ち法術の士は、死亡に至ると雖も、道必ず論ぜられざらん。

昔は呉起、楚の悼王に教ふるに、楚國の（一三）俗を以てして曰く、『大臣太だ重く、（一四）封君太だ衆し、此の如くば則ち上は主に偪りて、下は民を虐げん。これ國を貧しくし兵を弱くするの道なり。封君の子孫をして、三世にして爵祿を收め、百吏の祿秩を（一五）絶滅し、

【五】急にすとは、急に得んとする也。
【六】僇は戮と同じ。
【七】帝王の璞は法術をいふ。
【八】重は君權をいふ。
【九】遊民。
【一〇】耕作農業。
【一一】浮浪の士は戰陣に危難を冒す也。
【一二】有道の言。
【一三】風俗。
【一四】封君は秦中君又は高陵君のごとく封爵あるもの。
【一五】「絶滅」は一本には「減」に作る。

夫れ龍の蟲たるや、柔なれば狎れて騎るべきなり。然れども其喉下に逆鱗の徑尺なるものあり、若し人の之に嬰るゝあれば、則ち必ず人を殺す。人主にも亦逆鱗あり。說く者、能く人主の逆鱗に嬰ること無くば、則ち（其道ヲ得ルニ）幾からん。

(一)和氏第十一

楚人和氏、(二)玉璞を楚山の中に得、奉じて之を厲王に獻ず。厲王、(三)玉人をして之を相せしむ。玉人曰く『石なり』と。王、和を以て誑はれりとなして、其左足を刖る。厲王薨じて武王位に卽くに及び、和又其璞を奉じて之を武王に獻ず。武王、玉人をして之を相せしむ。又曰く、『石なり』と。王、又和を以て誑はれりとなして、其右足を刖る。武王薨じて、文王、位に卽く。和乃ち其璞を抱きて楚山の下に哭すること三日三夜、淚盡きて之に繼ぐに血を以てす。王、之を聞き、人をして其故を問はしめて曰く、『天下の刖らるゝ者多かり、子奚ぞ哭すること悲しきや。』和曰く、『吾、刖られしを悲むにあらざるなり。夫の寳玉にして之に(四)題するに石を以てし、貞士にして之に名づくるに誑はれるを以てせらるゝを悲む。此れ吾が悲む所以

【一】此篇、和氏の玉を獻ぜしことを說きて、人主の臣を御するに、忠奸を分たざるべからざるを述ぶ。
【二】掘り出したままのあらたま。
【三】玉人は玉職人なり。相は鑑定する也。
【四】題は、猶ほ目するといふがごとし。

父を疑へり。（二七）此二人の說くこと皆當れり、（然ルニ）（二八）厚き者は戮せられ、薄き者は疑はる。則ち知の難きにあらざるなり、知に處するは則ち難きなり。故に（二九）繞朝の言當れるも、其れ晉に聖人とせられて、而も秦に戮せられし也。此れ察せざるべからず。

昔は彌子瑕、衞君に寵あり。衞國の法、竊に君ノ車に駕する者は、罪（三〇）刖らる。彌子瑕の母病む。人間に往いて、夜、彌子に告ぐ。彌子、矯めて君の車に駕して以て出でぬ。君聞きて之を賢として曰く、『孝なるかな、母の故の爲めに、其刖罪を忘れたり』と。異日、君と果園に遊べり、桃を食ひて甘し、盡さずして、其半を以て君に啗はしむ。君曰く、『我を愛する哉、其口味を忘れ、以テ寡人に啗はしむ』と。彌子色衰へ愛弛ぶに及びて、罪を君に得たり。君曰く、『是れ固ト嘗て矯めて吾が車に駕し、又嘗て我に啗はしむるに餘桃ヲ以てせり』と。故に彌子の行は、未だ初より變ぜざるなり、而も前の賢とせらるゝ所以を以て、後に罪を獲たるは、愛憎の變ずればなり。故に主に愛せらるるあれば、則ち智當りて親みを加へ、主に憎まるゝあ　ば、則ち智當らず、罪せられて疎さを加ふ。故に諫說談論の士は、愛憎の主を察して而して後說かざるべからず。

【二七】此二人は關其思と隣人の父とをさす。

【二八】厚き者は、「甚だしきは」と言はんが如し。

【二九】晉、僞りて士會を秦より誘ひて之を取る。秦ノ大夫繞朝、士會に贈るに策（ムチ）を以てして曰く、子それ秦に人なしといふなかれ、吾が謀の適ゝ用ひられざりしなりと。晉人以て聖と爲せしも、後、秦竟に　を戮せり。

【三〇】足を斬らる。

なり。然るに猶ほ(七)身を役して以て進むこと、(八)此の如くそれ汚なること無き能はず。(サレバ)今、吾が言を以て(九)宰虜となし、以て聽用せられて世を振ふべくば、此れ(一〇)能仕の恥づる所にあらざるなり。

夫れ曠日離久にして、周澤(一一)未に渥く、深く計りて疑はれず、(一二)引爭して罪せられずば、則ち利害を(一三)明割して、以て其功を致し、(一四)是非を直指して、以て其身を飾る。(一五)此を以て相持す。此れ說の成れるなり。

昔は鄭の武公、胡を伐たんと欲す。故に先づ其女を以て胡君に妻はし、以て其意を娛ましめ、因つて群臣に問ふ、『吾、兵を用ひんと欲す、誰をか伐つべきぞ』と。大夫關其思對へて曰く、『胡伐つべし』と。武公怒りて之を戮して曰く、『胡は兄弟の國なり、子、之を伐てと言ふは何ぞや』と。胡君、之を聞き、鄭を以て己に親しめりと爲し、遂に鄭に備へざりしに、鄭人、胡を襲ひて之を取れり。

宋に富人あり、天雨ふりて墻壞れぬ。其子曰く、『(一六)築かずんば、必ず將に盜あらんとす』と。其鄰人の父も亦(然カ)云ひき。暮にして果して大に其財を亡ふ。其家甚だ其子を智として、而して鄰人の

【七】かく賤役に就きて身を進めたり。
【八】原文に「如」の上に「加」の字あるは衍也。
【九】卑くするを云ふ。
【一〇】能仕は能士也。
【一一】「未」は一本「既」に作る。從ふべし。
【一二】引爭は爭諫なり。
【一三】明斷。
【一四】諱み避くる所なくして其身を修め治む。
【一五】君は臣を信じ、臣は忠を效す。
【一六】築は修繕する也。

(四〇)相存するの言を内れんと欲せば、則ち必ず(四一)美名を以て之を明にし、而して微に其の私利に合ふことを見せ。危害の事を陳べんと欲せば、則ち(四二)其毀誹を顯はし、而して微に其の私患に合ふことを見せ。(四三)異人の(人主)與に行を同じくする者をば譽め、異事の與に計を同くするものをば(四四)規れ。與に汚を同じくすることあらば、則ち(四五)必ず以て大に其の傷むこと無きを飾れ。與に敗を同じくすることあらば、則ち必ず以て明かに其の失なきことを飾れ。彼、自ら其力を多とせば、則ち其難きを以て之を(四六)概することなかれ。自ら其斷を勇とせば、則ち其(四七)謫を以て之を怒らすことなかれ。自ら其計を智とせば、則ち(四八)其敗を以て之を窮むることなかれ。

(一)大意(二)拂忤する所なく、辭言、(三)擊摩する所なくして、然る後極めて智辯を騁せよ。此れ親近せられて疑はれざるを得て、而して辭を盡すことを得る所以なり。

(四)伊尹の・(五)宰となり、(六)百里奚の・虜となりしは、皆、其上に干むる所以なり。此の二人は皆聖人

【四〇】相存するは、相親睦する也。
【四一】その美擧なることを明言し、微かに其事が人君の私利に合ふことを示す。
【四二】人のこれを誹るものあらんことを言ひ顯はす。
【四三】異人は他人なり。
【四四】よく規畫せよ。
【四五】言を飾りて左程傷むべきことにあらざるやうに言へ。
【四六】概は、けなすこと。
【四七】謫は咎なり。
【四八】敗は、計の成功せざること。

【一】大意は要旨なり。
【二】拂忤は先方にもとりさからふ也。
【三】排擊。
【四】湯王の輔相。
【五】宰は庖厨の吏。
【六】秦の宰相。

て之に交る。事を略して意を陳ぶれば、則ち怯懦にして（事情ヲ）盡さずと曰ひ、事を慮ること（二七）廣肆なれば、則ち（二八）草野にして（二九）倨侮なりと曰はる。此れ說くことの難き、知らざるべからざるなり。

凡そ說くことの務は、說く所のものの矜る所を（三〇）飾りて其の恥づる所を（三一）滅するを知るにあり。（三二）彼に私急あるとき、必ず公義を以て示して之を強ひよ。（三三）其意下るありて、然も已むこと能はずんば、說者因つて之が爲めに其美を飾りて、而して其の爲さゞるを少とせよ。其心（三四）高きありて、而かも實（三五）及ぶこと能はずば、說者、之が爲に其過を擧げ、其惡を見して、（三六）其の行はざるを多とせよ。矜るに智能を以てする所あらば、則ち之が爲めに（三七）異事の類を同じくするものを擧げて、多く之が地を爲し、之をして（三八）說を我に資らしめ、而も（我ハ）佯りて知らざるまねして、以て（三九）其智を資けよ。

【二七】廣肆は、遠慮なく十分に陳ぶる也。
【二八】鄙陋。
【二九】倨傲。
【三〇】飾るは、稱美する也。
【三一】滅するは、言はざる也。
【三二】人君私に是非とも爲す所あらんとする時、說く者、公義を說きて、公義の點より之を實行することを強ふべし。
【三三】其意、固より、氣を下して事に從はんと欲して、而も尙ほ未だ己に克つこと能はざるときは、說者、人君の美なる點を稱揚して、其の爲さゞるを非とし、勵まして、其の爲さんと欲する所を爲さしめよ。
【三四】高きありとは、人君、高遠なる理想あるをいふ。
【三五】實は實際の器量なり。
【三六】卑賤の事を行はざるを譽む。
【三七】同類なる他の事を擧げて多く其參考に供する也。
【三八】人君をして我に借りて其說をなさしむる也。
【三九】人君の智の資本を與ふるなり。

必ず以て己とせられん、此の如き者は身危し。(一四)周澤未だ渥からざるに、而も(一五)語、知を極めば、說、行はれて功あるも、則ち德忘れられ、說、行はれずして敗るゝことあらば、則ち疑はれん。此の如き者は身危し。貴人(一六)過端あるに、說く者明かに禮義を言ひて、以て其惡を(一七)挑げば、此の如き者は身危し。貴人或は計を得て、自ら以て功と爲さんと欲するに、說者與り知らば、此の如き者は身危し。(又貴人ニ)強ふるに(一八)其の爲すこと能はざる所を以てし、止むるに其の已むこと能はざる所を以てせば、此の如き者は身危し。

故に之と(一九)大人を論ずれば、則ち(君)以て己を(二〇)間すと爲られ、(二一)之と細人を論ずれば、則ち以て重きを賣ると爲らる。其の愛する所を論ずれば、則ち以て(二二)資を藉るとせられ、其の憎む所を論ずれば、則ち以て己を嘗みると爲らる。其說を(二三)徑省すれば、則ち以て不智なりとして之を(二四)拙け、(二五)米鹽博辯なれば、則ち(二六)以て多と爲し

【一三】說者嘗て人主の爲めに或る事を圖りて畫策謀りしこと有り、人主之を知とす、他日、人主密に謀ることあり、臣下に別に知る者ありて、局外より之を推測して其實情を得、其事外に泄るゝときは、人主必ず己(卽ち說者)が之を泄らせりと爲さん。
【一四】說者君に事へて未だ人君と十分に親しからざる也。
【一五】語知を極むとは、我が智の及ぶ限り十分に說く也。
【一六】過端は過の端緒。
【一七】挑ぐは發揚する也。
【一八】其は貴人をさす。
【一九】大人は卿大夫をいふ。
【二〇】間は伺ふ也。
【二一】說者、人君と、身、低き者を論ずるときは、人君、以て、君の權を賣ると爲す。
【二二】資を藉るとはその愛を借りて己の資とする也。
【二三】說を略して簡直に述ぶ。
【二四】一本に拙は詘に作る。從ふべし。
【二五】米鹽の如き細碎のことを博く明かにす。
【二六】多識となして話し手とせらる。

凡そ説くの難きは、（四）説く所のものの心を知りて、吾が説を以て之に當つ可きにあり。説く所のもの（五）名高の爲めにするに出づる者なるに、而も之に説くに厚利を以てせば、則ち（六）下節にして卑賤に遇すとせられ、必ず（七）弃遠せられん。説く所のもの厚利（ノ爲メニスル）に出づる者なるに、而も之に説くに名高を以てせば、則ち（八）無心にして事情に遠しとせられて、必ず（九）收められざらん。説く所の者陰には厚利の爲めにして、顯には名高の爲めにするものなるに、而も之に説くに名高を以てせば、則ち陽には其身を收めて、而して實は之を疎んぜん。之に説くに厚利を以てせば、則ち陰には其言を用ひて、顯には其身を棄てん。此れ察せざるべからざるなり。

夫れ事は密なるを以て成り、語は泄るゝを以て敗る。（故ニ）未だ必ずしも（一〇）其身之を泄らさゞるに、而も（一一）語匿す所の事に及ばゞ、此の如き者は身危し。（一二）彼、顯に其事を出す所ありて、而も乃ち以て他故を成さんとするに、説く者、徒に出す所を知るのみならず、又其の爲す所以を知らば、此の如き者は身危し。（一三）異事を規りて而して當りしに、知者之を外に揣りて之を得、事、外に泄れば、

【四】説く所のものは、被説者をいふ。
【五】名高は名譽高節。
【六】志節凡下にして、卑賤の者のみを相手にし、己の如き理想高き者を相手にしたることと無き者なりとて疏遠せらる。
【七】弃は一本に拚に作る。棄てゝ疎遠にせらる。
【八】無心は世事に迂なる也。
【九】收は收用なり。
【一〇】其身は人主をさす。
【一一】語は説者の語。
【一二】人主顯（アラハ）には或る事を爲せと命令すれども、實は他の事を爲すの本意なるときに。

故に當世の重臣にして、(三三)主、勢變じて而も寵を固くするを得る者は、十に二三なし。是れ其故何ぞや。人臣の罪大なればなり。臣の大罪ある者は、其行、主を欺くなり、其罪、死亡に當る。智士は遠見して、死亡を畏れ、必ず重人に從はず。賢士は修廉にして、姦臣と與に其主を欺くことを羞ち、必ず重臣に從はず。是れ當塗者の徒屬は、愚にして患を知らざる者にあらずんば、必ず汚にして姦を避けざるものなり。大臣、愚汚の人を挾みて、上は之と與に主を欺き、下は之と與に利を收めて(三四)浸漁し、朋黨比周して相與し、口を一にして主を惑はし、法を敗りて以て士民を亂り、國家をして危削せられ、主上をして勞辱せしむ、此れ大罪なり。臣に大罪ありて、而も主、禁ぜざるは、此れ大失なり、其主をして上に大失あり、臣をして下に大罪あらしめば、國の亡びざらんことを索むるも、得べからざるなり。

(一)説難 第十

凡そ説くの難さは、吾が知の以て之に説くことあるの難きにあらざるなり、又吾が辯の能く吾が意を明かにするの難きにあらざるなり、又吾が敢て(二)横失して能く(三)盡すの難きにあらざるなり。

【三三】 君主が己の過失を悟りて主權を恢復したるとき。
【三四】 侵漁は百姓を侵奪すると漁者の魚を取る若きをいふ。
【一】 此篇、遊説の道の難きことを論ず、故に説難といふ。韓非子中最も名文たり、然れども、奇古精峭にして、解し難きことも亦其首に居ると稱せらる。
【二】 失は佚なり、横佚は縱横に意見を陳述すること。
【三】 盡すは思ふことを言ひつくすなり。

は、行、(二三)伯夷にあらざるなり、求索して得ず、貨賂至らずば、則ち(二四)精辯の功息みて、而して毀誣の言起らん。(二五)治亂の功は、近習に制せられ、精潔の行は毀譽に決せらる。則ち修智の吏は廢せられて、而して人主の明塞がる。

(二六)功伐を以て智行を決せず、(二七)參伍を以て罪過を審かにせずして、左右近習の言を聽かば、則ち無能の士、廷に在りて、愚汚の吏、官に處らん。萬乘の患は、大臣太だ重んぜらるゝにあり、千乘の患は、左右太だ信ぜらるゝにあり、此れ人主の(二八)公患とする所也。

且つ人臣に大罪あり、人主に大失あり。臣と主との利は、與に相異なる者也。何を以て之を明かにする。曰く、主の利は、能有りて官に任ずるにあり。臣の利は、能無くして事を得るにあり。主の利は、勞有りて爵祿するにあり。臣の利は、功無くして富貴なるにあり。主の利は(二九)豪傑の能を使ふにあり。臣の利は、朋黨して私を用ふるにあり。是を以て國地削られて私家富み、主上卑くして大臣重し。故に主、勢を失ひて、臣、國を得、主は(三〇)更めて蕃臣と稱して、(三一)相室、(三二)符を剖く。此れ人臣の主を譎りて私に便にする所以なり。

【二三】周の世の賢人。
【二四】精辯は清潔の修士と治辯の智士とをいふ。
【二五】亂は一本には辯に作る、從ふべし。
【二六】功績。
【二七】くらべ合せてしらべること。
【二八】公患は通患なり。
【二九】豪傑の士が上に在りて才能を効す也。
【三〇】外國に臣と稱するに至るを云ふ。
【三一】執政の大臣即ち相國。
【三二】符を剖きて官爵を與ふ。外國より封ぜらるゝをいふ。

らざるは、是れ人主の不明なるなり。死人と病を同じくする者は、生くべからざるなり、亡國と事を同じくする者は、存すべからざるなり。今跡を齊・晉に襲ぎて、國の安存せんことを欲すとも、得べからざらん。

凡そ法術の行はれ難きは、獨り（八）萬乘のみならず、（九）千乘も亦然り。人主の左右は、必ずしも（一〇）智ならざるなり。人主の（一一）人に於けるや、智とする所ありて、（一二）之を聽き、因りて（一三）左右と（一四）其言を（一五）論ずるは、是れ愚人と智を論ずるなり。人主の左右は必ずしも賢ならざるなり。人主の人に於けるや、賢とする所ありて之を禮し、因つて左右と其行を論ずるは、是れ（一六）不肖と賢を論ずるなり。（カクテハ）智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程らる、則ち賢智の士（一七）羞ぢて、人主の論悖る。

（凡ソ）人臣の官を得んと欲する者、其（一八）修士は且つ精潔を以て身を固くし、其智士は且つ（一九）治辯を以て業を進む。其修士は（二〇）貨賂を以て人に事ふること能はず、其精潔を恃みて、更に法を枉ぐるを以て治を爲すこと能はず。（二一）則ち修智の士は、左右に事へず、（二二）請謁を聽かず。人主の左右

【八】大國。
【九】小國。
【一〇】智者。
【一一】人は法術の士を指す。
【一二】用ひらるる人の言を聽く也。
【一三】必ずしも智ならざる左右の臣。
【一四】法術の士の言。
【一五】論評。
【一六】愚者。
【一七】恥ぢて進まず。
【一八】修身の士。
【一九】治辯は事を治め力を致す也。
【二〇】賄賂。
【二一】此處に智士を說かず、闕文あるに似たり。
【二二】請謁は請託なり。

を以て、主上を弊ひて私門に趨く者、官爵に顯はれずば、必ず外權に重んぜらる。

今人主は（三六）參驗に（三七）合らずして誅を行ひ、（三八）見功を待たずして爵祿す。故に、法術の士、安んぞ能く死亡を蒙して其說を進めんや。姦邪の臣安んぞ肯て利を棄てゝ其身を退けんや。故に主上愈ゝ卑くして、私門益ゝ尊し。

夫れ越は、國富み兵彊しと雖も、中國の主は、皆（三九）己に益無きを知れるや、曰く、『吾が制するを得る所にあらざるなり』と。今、國を有つ者、地廣く人衆しと雖も、然も人主壅蔽せられ、大臣、權を專にせば、是れ國は越となる也。（四〇）越に類せざるを知りて、而も其國に類せざるを知らず。（畢竟）其（四一）類を察せざる者也。

（一）人主の、齊亡ぶと謂ふ所以のものは、地と城と亡ぶるにあらざるなり。（二）呂氏制せずして、（三）田氏（四）之を用ふればなり。晉亡ぶと謂ふ所以のものは、地と城と亡ぶるにあらざるなり。（五）姬氏制せずして（六）六卿之を專らにすればなり。（七）今、大臣、柄を執りて獨り斷じて、而も上、收むることを知

【三六】精細の吟味。
【三七】合は因の誤。
【三八】實功。
【三九】越を取るも己に利なし。
【四〇】自國の越と類せざるを知れども、其自國が本來の自國と異なりて、既に越の如きものとなりたるを知らず。
【四一】類は類似なり。
【一】一本、主の字なし。從ふべし。
【二】齊は呂氏。
【三】齊の臣田常。
【四】之を用ふとは、齊の權柄を專らにするをいふ。
【五】晉は姬姓。
【六】范、中行、智、韓、魏、趙。
【七】今は當時をいふ。韓を指すなり。

以て近き愛信と爭ふ、其數勝たざるなり。(二六)新旅を以て習故と爭ふ、其數勝たざるなり。主の意に反せるを以て(二七)同好と爭ふ、其數勝たざるなり。輕賤を以て貴重と爭ふ、其數勝たざるなり。(二八)一口を以て(二九)一國と爭ふ、其數勝たざるなり。法術の士は、(三〇)五不勝の勢を操りて、(三一)歳を以て數ふるも而も又(君ニ)見ゆることを得ず。當塗の人は、五勝の資に乘じて、而も旦暮に獨り(君ノ)前に說く。故に法術の士は奚に道りてか進むを得、人主は奚の時にか悟るを得んや。

故に、資は必ず勝たず、而して、勢は兩存せず、法術の士、焉んぞ危ふからざるを得ん。(三二)其の罪過を以て誣ふべき者をば、公法をもて之を誅し、其の被らしむるに罪過を以てすべからざる者をば、(三三)私劍を以てして之を窮す。是れ法術に明にして主上に逆ふ者は、吏の誅に僇せられずんば、必ず私劍に死せん。朋黨比周して以て主を弊ひ、曲を言つて以て私に便するものは、必ず重人に信ぜられん。故に(三四)其の功伐を以て借るべき者をば、官爵を以て之を貴くし、(三五)其の借るに美名を以てすべき者をば、外權を以て之を重くす。是

【二六】新來の旅客。
【二七】同好は主と好を同じくする者なり。
【二八】一口は一人の口。
【二九】重人に一國之を與す。
【[illegible]】べ利の[illegible]にあり。
【三一】歳を以て數ふとは、數年經過するをいふ。
【三二】其は法術の士をさす。
【三三】刺客を以て殺す。
【三四】功勳ありて官爵を與ふべき口實あるものは。
【三五】借るは、言を託する也。其の虚名ある者をば、外國の權を以て之を重くす。

當塗の人、(一二)事要を擅にすれば、則ち(一三)外内之が用を爲す。是を以て諸侯(其重人ニ)因らざれば、則ち(一四)事、應ぜず、故に敵國も、之が(一五)訟を爲す。百官因らざれば、則ち(一六)業進まず、故に群臣之が用を爲す。(一七)郎中因らざれば、則ち主に近づくことを得ず、故に左右之が爲に匿す。學士因らざれば、則ち養祿薄くして(一八)禮卑し、故に學士(一九)之が爲に談ずる也。此の四助のものは、邪臣の自ら飾る所以也。重人は、(二〇)主に忠にして其仇を進むること能はず、(二一)人主は四助を越えて其臣を燭察すること能はず。故に人主愈〻(二二)弊はれて、大臣愈〻重し。凡そ當塗の者の人主に於けるや、信愛せられざること希なり、又且つ(二三)習故なり。夫の主の心に卽き好惡を(主ト)同じうするが若きも、固より其の自ら進むる所の者也。(且ツ)官爵貴重に、朋黨又衆くして、一國之が訟を爲す。則ち法術の士の、上に干めんと欲する者は、信愛せらるゝの親と・習故の澤とあるにあらざる也。(而シテ)又將に法術の言を以て、人主の(二四)阿辟の心を矯めんとす。是れ人主と相反するなり。(二五)勢に處ること卑賤に、黨無くして孤特なり。夫れ疏遠を

【一二】事要は權柄なり。
【一三】外は諸侯、内は百官。
【一四】何事も求に應ぜられず。
【一五】訟は頌也、ほむる也。
【一六】業は官職なり。
【一七】郎中は主君の左右の臣。
【一八】禮は禮遇なり。
【一九】重人の爲に游説する也。
【二〇】其仇は法術の士をいふ。法術の士を進むるほどの忠心なし。
【二一】燭察は、てらし察するなり。人主は、四助ある姦邪を察知するほどの明察なし。
【二二】弊は蔽と通ず。
【二三】習故は、習慣故舊なり。昔より親しみ狎れて善く知るをいふ。
【二四】阿辟はまがりひがむ也。
【二五】勢は位地なり。

卷の四

(一)孤憤第九

(二)智術の士は、必ず遠見にして明察なり、明察ならざれば(三)私を燭すこと能はず。(四)能法の士は、必ず(五)强毅にして勁直なり、勁直ならざれば、姦を矯むること能はず。人臣、令に循ひて事に從ひ、法を案じて官を治むるは、(六)重人に非ざる也。重人とは、令無くして擅に爲し、法を虧きて以て私を利し、國を耗して以て家に便にし、力能く(七)其君を得るもの、此れ所謂重人なり。

智術の士は明察なり、聽用せられば、且に重人の(八)陰情を燭さんとす。能法の士は勁直なり、聽用せられば、且に重人の姦行を矯めんとす。故に智術能法の士用ひられば、則ち(九)貴重の臣は、必ず(一〇)繩の外にあらん。是れ智法の士と(一一)當途の人とは、兩存すべからざるの仇なればなり。

【一】此篇、法術の士の、孤獨にして黨與なく、進用せられざるを憤れる也。
【二】智術は術に明なる也。
【三】私は人の陰私なり。
【四】能法は法に直なる也。
【五】强毅は剛毅なり。勁直は强くして直き也。
【六】重人は事を用ふるの臣にして威權重きもの。
【七】其君を得るとは、其君を意のまゝにする也。
【八】陰情は陰事なり。
【九】所謂重人。
【一〇】削除排斥せらるるなり。
【一一】當路の人。

て(七)定めずんば、則ち人と交るの道にあらず。吾、重耳を輔けて之を晉に入れんと欲す、何如』と。群臣皆曰く、『善し』と。公因って卒を起し、(八)革車五百乘、(九)疇騎二千、歩卒五萬もて、重耳を輔けて之を晉に入れ、立てゝ晉君と爲す。重耳、位に卽きて三年、兵を擧げて曹を伐つ。因って人をして曹君に告げしめて曰く、『叔瞻を(一〇)懸けて之を出せ、我且に殺して以て大戮となさんとす』と。又人をして釐負覊に告げしめて曰く、『軍旅、城に薄る、吾、子の(一一)違かざるを知る、其れ子の(一二)閭に(一三)表せよ、寡人、將に以て令を爲し、軍をして敢て犯すことなからしめんとす』と。曹人之を聞き、其親戚を率ゐて、釐負覊の閭に(一四)保するもの七百餘家あり。是れ禮の用ひられし所なり。故に曹は小國にして、而も晉・楚の間に迫り、其君の危きこと、猶ほ累卵の如し、而るに無禮を以て之に涖む、此れ世を絶ちし所以なり。故に曰く、國小にして禮無く、諫臣を用ひざるは、卽ち世を絶つの勢なりと。

【七】定は平定する也。
【八】革車は兵車なり。
【九】騎兵の名稱。
【一〇】懸は捕縛する也。
【一一】違は畔なり。
【一二】閭門。
【一三】表は、しるし也。
【一四】保は棲守なり。

を觀る。釐負羈と叔瞻と、前に侍る。叔瞻、曹君に謂って曰く、『臣、晉の公子を觀るに、常人にあらざる也。君之を遇すること禮なし。彼若し時ありて國に反りて兵を起さば、卽ち恐らくは曹の傷をなさん。君之を殺すに如かず』と。曹君聽かず。釐負羈歸りて樂しまず。其妻之に問うて曰く、『公、外より來りて、樂しまざるの色あるは、何ぞや』と。負羈曰く、『吾之を聞く、(二)福有れば及ばず、禍來れば我に連なると。今日、吾が君、晉の公子を召す。其の之を遇すること禮無し。我與りて前にあり。吾是を以て樂しまず』と。其妻曰く、『吾、晉の公子を觀るに、萬乘の主也、其左右の從者は、萬乘の相也。今窮して出亡し、曹に過る。曹之を遇すること禮無くんば、此れ若し國に反りて、必ず無禮を誅すとせば、則ち曹は(三)其首ならん。子奚ぞ先づ自ら(四)貳せざる』と。負羈曰く『諾』と。黃金を壺に盛り、之に充つるに餐を以てし、璧を其上に加へ、夜、人をして公子に遺らしむ。公子、使者を見て、再拜し、其餐を受けて、其璧を辭せり。公子、曹より楚に入り、楚より秦に入る。秦に入りて三年、秦の穆公、群臣を召して謀りて曰く、『昔は晉の獻公、寡人と交りしこと、諸侯聞かざるなし。獻公不幸にして(五)群臣を離れて、出入十年なり。其嗣子善からず。吾恐らくは此れ將に其宗廟をして祓除せずして、社稷をして(六)血食せざらしめんとするを。是の如くにし

【二】福には與かるを得ずして禍には同じく罹る。
【三】首として誅せられん。
【四】貳は二心を抱くなり。
【五】死せるをいふ。
【六】血食は牲を供へ祭る也。

王其れ趣かに（八）信臣を發し、其車を多くし、其幣を重くし、以て韓に奉じて「不穀の國、小と雖も、（九）卒已に悉く起る。願はくは（一〇）大國の（一一）意を秦に信ばされんことを。因りて願はくは、大國、使者をして（楚ノ）境に入りて、楚の卒を起すを視しめよ」と曰はしめよ』と。韓、人をして楚に之かしむ。楚王因つて車騎を發して、之を（一二）下路に陳す。韓の使者に謂つて曰く、『韓君に報じて言へ、弊邑の兵は、今將に（韓ノ）境に入らんとす』と。使者還りて韓君に報ず。韓君大に說び、公仲（ノ秦ニ行クヲ）を止む。公仲曰く、『不可なり。夫れ實を以て（一三）我に告ぐるものは秦なり、名を以て我を救ふものは楚なり。楚の虛言を聽きて輕〻しく强秦の實禍を（一四）誣るは、則ち國を危くするの本なり』と。韓君聽かず。公仲怒りて歸り、十日、朝せず。宜陽益〻急なり。韓君、使者をして卒を楚に趣がさしめ、（一五）冠蓋相望むも、而も卒に至る者なく、宜陽果して拔かれ、諸侯に笑はる。故に曰く、內、力を量らず、外、諸侯を恃むものは、則ち國削らるゝの患なりと。

奚をか國小にして禮なしと謂ふ。昔は晉の公子重耳、出亡して曹に過る。曹君、（一）袒裼せしめて之

【八】使者。
【九】卒とは、韓國を援くるの兵をいふ。
【一〇】大國は韓をさす。
【一一】秦と和するの事を緩くするをいふ。
【一二】北下の道。
【一三】「我に告ぐる」は一に「我を伐つ」に作る。是なるに似たり。
【一四】誣は侮るの意。
【一五】冠と蓋と相望む、即ち引切り無しに使者を遣はす也。
【一】袒裼は、はだぬき也。事は左傳僖公二十三年に詳なり。

蕰むこと三年、桓公、南のかた（四二）堂阜に遊ぶや、豎刁、（乃チ）易牙・衛の公子開方・及び大臣を率ゐて亂を爲し、桓公（四三）渇餒して、南門の寢・（四四）公守の室に死す。身死して三月まで收められず、（四五）蟲、戸より出づ。故に桓公の兵、天下に横行し、五伯の長と爲れるも、卒に其臣に弑せられて、高名を滅ぼし、天下の笑となれる者は、何ぞや。管仲（言ノ）を用ひざるの過なり。故に曰く、過ちて忠臣に聽かず、獨り其意を行ふは、則ち其高名を滅し人の笑となるの始なりと。

奚をか內、力を量らずと謂ふ。昔、秦の（一）宜陽攻むるや、韓氏急なり。公仲朋、韓君に謂つて曰く、『（二）與國は恃むべからざるなり。豈に張儀に因つて和を秦に爲すに如かんや。因つて賂ふに名都を以てして、南のかた與に楚を伐たば、是れ患、秦に解けて、（三）害、楚に交らん』と。君曰く、『善し』と。乃ち（四）公仲の行を警め、將に西のかた秦に和せんとす。楚王、之を聞いて懼れ、陳軫を召して之に告げて曰く『（五）韓朋、將に西のかた秦と和せんとす。今將に奈何すべき』と。陳軫曰く、『秦、韓の都を得て、其（六）練甲を驅り、秦・韓、一となりて以て南のかた楚に嚮はんことは、此れ秦王の（七）廟祠して求むる所以なり。其れ楚の害を爲さんこと必せり。

【四二】土地の名。
【四三】餒は食にうゑる也。
【四四】公守は室の名なり。
【四五】戸より蟲出で戸外まではひ出づ。
【一】韓地。
【二】黨與即ち合從の國。
【三】害を楚に嫁する也。
【四】公仲をして秦に使するの準備をなさしむる也。
【五】韓朋は公仲朋なり。
【六】精練の軍卒。
【七】廟祠は祖廟に禱り告ぐる也。

其心懼れず、霸者の（三六）佐にあらざるなり』と。公曰く、『然らば則ち豎刁は如何』と。管仲曰く、『不可なり。夫れ人の情、其身を愛せざるはなし。公妬みて（三七）内を好む。豎刁自ら（三八）猜して、以て爲に内を治む。其身すら愛せず、又安んぞ能く君を愛せんや』と。公曰く、『然らば則ち（衛）公子開方は如何』と。管仲曰く、『不可なり。齊衛の間、十日の行に過ぎざるに、開方、君に事へて君に適せんと欲するが爲めの故に、十五年、歸りて其父母に見えず、此れ人情にあらざるなり。其父母をすら親しまず、又能く君に親しまんや』と。公曰く、『然らば則ち易牙は何如』と。管仲曰く、『不可なり。夫れ易牙は君の爲めに味を主る、君の未だ嘗て食はざる所のものは、唯人肉のみ。易牙が其首子を蒸し之を進めしは、君の知る所なり。人の情、其子を愛せざるはなし。今、其子を蒸して、以て膳を君のために爲る。其子をすら愛せず、又安んぞ能く君を愛せんや』と。公曰く『然らば則ち孰か可なる』と。管仲曰く、『隰朋、可なり。其の人となり、（三九）堅中にして廉外、欲少くして信多し。夫れ堅中なれば則ち以て（四〇）表となすに足り、廉外なれば則ち以て大任すべく、少欲なれば則ち能く其衆に臨み、多信なれば則ち能く隣國に親しむ、此れ霸者の佐なり。君其れ之を用ひよ』と。君曰く『諾』と。居ること一年餘にして、管仲死す。君遂に隰朋を用ひずして、豎刁に（四一）與ふ。刁、事に

【三六】輔佐。
【三七】女色を好むこと。
【三八】勢を割く。
【三九】堅中は中心堅固なり、廉外は、外貌に廉隅ある也。
【四〇】表は世の儀表。
【四一】政を與ふる也。

援きて將に之を擊たんとす。顏涿聚曰く、『昔、桀は關龍逢を殺し、紂は王子比干を殺せり。今君、臣の身を殺して以て之を（二九）三にするも可なり。臣の言は國の爲にす、身の爲にするに非ざる也』と。顏を延べて前んで曰く、『君之を擊て』と。君乃ち戈を釋てゝ駕を趣して歸る。至りて三日にして、國人の田成子を內れざらんと謀る者あるを聞く。田成子の遂に齊國を有ちし所以のものは、顏涿聚の力なり　故に曰く、內を離れて遠く遊ぶは、則ち身を危くするの道なりと。

奚をか過ちて忠臣に聽かずと謂ふ。昔は齊の桓公、諸侯を（三〇）九合し、天下を（三一）一匡し、（三二）五伯の長となり、管仲、之を佐く。管仲老いて、事を用ふる能はず、家に休居す。桓公（三三）從ひて之に問うて曰く、『（三四）仲父、家居して病あり、卽し不幸にして此病より起たずんば、政は安くに之を遷さん。』管仲曰く、『臣老いたり、問ふ可からざるなり。然りと雖ども臣之を聞く、臣を知るは君に若くはなく、子を知るは父に若くはなしと。君其れ試みに心を以て之を決せよ』と。君曰く『鮑叔牙は如何』と。管仲曰く『不可なり。夫れ鮑叔牙の人となり、剛愎にして（三五）悍を上ぶ。剛なれば則ち民を犯すに暴を以てし、愎なれば則ち民心を得ず、悍なれば則ち下、用をなさず、

【二九】之を三にすとは、非難に死するもの自分を加へて三人となるをいふ。
【三〇】九は糾、たゞし合す。
【三一】一匡は、一にし正す也。
【三二】齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王。
【三三】從ふは其家に行くをいふ。
【三四】管仲の尊稱、をぢの意。
【三五】悍はたかぶり、さかふ意。

なりと。今、由余は聖人なり、寡人之を患ふ、吾將に奈何すべき』と。內史廖曰く、『臣聞く、戎王の居は、僻陋にして道遠し、未だ(嘗テ)中國の(二〇)聲を聞かずと。君其れ之に(二一)女樂を遺り、以て其政を亂り、而して後、由余が爲に(二二)期を請ひ以て(二三)其諫を疏くせよ。彼の君臣に間ありて、而して後圖るべきなり。』と。君曰く、『諾』と。乃ち史廖をして女樂(二四)二八を以て戎王に遺らしめ、因つて由余が爲に期を請ふ。戎王許諾し、其女樂を見て之を說び、酒を設けて飮を張り、日に以て樂を聽き、終歲遷らず、(二五)牛馬半ば死せり。由余歸り、因つて戎王を諫む。戎王聽かず。由余遂に去りて秦に之く。秦の穆公迎へて之を上卿に拜し、(二六)其兵勢と其地形とを問ひ、既に(二七)以に之を得、兵を擧げて之を伐つ、國を兼ぬること十二、地を開くこと千里。故に曰く、女樂に耽りて、國政を顧みざるは、亡國の禍なりと。

奚をか內に離れて遠く遊ぶと謂ふ。昔は田成子、海に遊びて之を樂しみ、諸大夫に號令して曰く、『歸らんと言ふものは(二八)死せん』と。顏涿聚曰く、『君、海に遊んで之を樂しむも臣の國を圖る者あるを奈何せん。(國若シ滅ビバ)君之を樂まんとすと雖も、將た安くんぞ得ん。』田成子曰く、『寡人、令を布きて、「歸らんと言ふものは死せん」と曰へり。今、子は寡人の令を犯せり』と。戈を

(二〇) 聲は音樂なり。
(二一) 女子の樂人。
(二二) 留めて歸期を緩くせんことを請ふ也。
(二三) 諫諍に邪魔をいるゝ也。
(二四) 二八は十六人。
(二五) 戎國の寶たる牛馬は水草を逐うて移すべきに、王之を遷さゞりしかば半數斃る。
(二六) 其は戎國をさす。
(二七) 以は已と通ず。
(二八) 之を殺さん。

に對ふるは何ぞや。』由余對へて曰く、『臣聞く、昔は堯の天下を有ちしとき、(五)土簋に飯ひ、(六)土鉶に飲みぬ。其地、南は交趾に至り、北は幽都に至り、東西は日月の出入する所の者に至るまで、(七)賓服せざるはなかりき。堯、天下を禪りて、虞舜、之を受く。食器を作爲するに、山木を斬りて之を(八)財とし、(九)削鋸之が迹を修め、漆黑を其上に流し、之を宮に輸して、以て食器となす。諸侯以て益〻侈れりとなし、國の服せざるもの十三。舜、天下を禪りて之を禹に傳ふ。禹、(一〇)祭器を作爲するに、其外を黑く染め、其内を朱く畫り、(一一)縵帛を茵となし、(一二)蔣席は頗緣し、觴酌は(一三)采ありて、(一四)樽俎は飾あり、此れ彌〻侈れり。而して國の服せざるもの三十三。夏后氏沒びて、(一五)殷人、之を受く。(一六)大輅を作爲して、(一七)九旒を建て、食器を雕琢し、觴酌は刻鏤し、四壁は堊墀し、茵席は雕文す、此れ彌〻侈れり、而して國の服せざるもの五十三。君子皆(一八)文章を知る、而して服せんと欲する者彌〻少し、臣故に曰く、儉は其れ道なりと。』由余出づ。公乃ち(一九)内史廖を召して之に告げて曰く、『寡人聞けり、隣國に聖人あるは、敵國の憂

【五】土造の飯器。
【六】瓦器。
【七】來り從ふ。
【八】財は材と通ず、材料なり。
【九】削鋸は、のこぎりなり。鋸にてきりし迹を削り磨く。「削鋸、之が迹を修め」は、一本には「削鋸の迹を修め」に作る。從ふべきに似たり。
【一〇】祭器は一に酒器に作る。
【一一】絹織物。
【一二】蔣草を席とし之に飾頗を施す。
【一三】采は文采(イロドリ)也。
【一四】酒器、食器。
【一五】殷は湯王の國號。
【一六】大車、天子の車。
【一七】九流の旌。
【一八】文章の美と威儀の盛。
【一九】内史は官名。

親しむと奈何。』智過曰く、『魏宣子の謀臣を趙葭といひ、韓康子の謀臣を段規といふ。此れ皆能く其君の計を移す。君其二君と約せよ、趙の國を破らば、因つて二子者を封ずるに各〻萬家の縣一をもつてせんと。是の如くせば則ち二主の心、以て變ずることなかるべし』と。知伯曰く、『趙を破りし其地を三分し、又二子者を封ずるに、各〻萬家の縣一をもつてせば、則ち吾が得る所の者少し。不可なり』と。智過、其言の聽かれざるを見、出づ。因つて(七一)其族を更めて輔氏となす。期日の夜に至り、趙氏、(七二)其守隄の吏を殺して、其水を決し、知伯の軍に灌ぐ。知伯の軍、水を救はんとして亂る。韓魏(七三)翼して之を擊ち、襄子は卒を將ゐて其前を犯し、大に知氏の軍を敗りて、知伯を禽にす。知伯身死し軍敗れ、國分れて三となり、天下の笑となれり。故に曰く、貪愎にして利を好むは、則ち國を滅ぼし身を殺すの本なりと。

奚をか女樂に耽るといふ。昔は(一)戎王、由余を秦に(二)聘せしめしとき、(三)穆公之に問うて曰く、『寡人嘗て道を聞けり、而も未だ目に之を見るを得ざるなり。願はくは、古の明主が、國を得國を失ふは、何の(四)常を以せるかを聞かん。』由余對へて曰く、『臣嘗て之を聞くことを得たり、常に儉を以て之を得、奢を以て之を失ふと。』穆公曰く、『寡人、辱とせずして道を子に問ひしに、子は(二僅)儉を以て寡人

【七一】族は氏なり。氏を更むるは、難を逃れんため也。
【七二】堤防を守りし者。
【七三】兩翼となりて也。
【一】西戎の王。
【二】使せしむる也。
【三】秦主。
【四】常は大概の義。

知るものなけん』と。二君因つて張孟談と、(六三)三軍の反を約して、之と日を期し、夜、孟談をして晉陽に入り、以て二君の反を襄子に報ぜしむ。襄子、孟談を迎へて之を再拜し、且つ恐れ且つ喜ぶ。二君以に約して張孟談を遣り、因つて知伯に朝して出づるとき、智過に(六四)轅門の外に遇ふ。智過、(六五)其色を怪しみ、因つて入りて知伯に見えて曰く、『二君の貌、將に變あらんとす。』君曰く『何如。』曰く、『(六六)其の行くこと矜りて意高し、(六七)他時の節にあらざる也。君之に先だたんに如かず』と。君曰く、『吾、二主と約することと謹めり。趙を破りて其地を三分するは、寡人が之を親ましむる所以なり。必ず侵し欺かじ。兵の(六八)晉陽に著くこと三年、今、旦暮に將に之を拔きて其利を(六九)嚮けんとす。何ぞ乃ち將た他心あらんや。必ず然らじ。子(疑ヲ)釋きて、憂ふること勿れ。口より出すこと勿れ』と。明旦、二主又朝して出でゝ、復た智過を轅門に見る。智過入りて見えて曰く、『君、臣の言を以て二主に告げしか。』君曰く、『何を以てか之を知る。』曰く、『今日、二主朝して出で、臣を見て其色動きぬ。而して視て臣に(七〇)屬せり。此れ必ず變あらむ。君之を殺すに如かず。』君曰く、『子置け。復た言ふこと勿れ。』智過曰く、『不可なり。必ず之を殺せ。若し之を殺すこと能はずば、遂に之を親しめ。』君曰く、『之を

【六三】「三軍」は一本には「二軍」に作る。
【六四】軍中、車を以て門となし、其轅を外に向く。
【六五】二君の顏色。
【六六】意氣揚々たる也。
【六七】他時は平生なり。節は禮節なり。謙讓の狀なき也。
【六八】晉陽をかこむ也。
【六九】嚮は饗と通ず。
【七〇】屬は注ぐなり。注視するをいふ。

宮令舍の堂は、皆錬銅を以て（五六）柱質となせりと。君發きて之を用ひしに、餘金あり。號令已に定まり、守備已に具はる。三國の兵果して至りぬ。至れば則ち晉陽の城に乘じて遂に戰ふ。三月にして、拔くこと能はず。因つて、（五七）軍を舒べて之を圍み、晉陽の水を決して以て之に灌ぐ。晉陽を圍むこと三年。城中（五八）巢居して處り、（五九）釜を懸けて炊ぎ、財食將に盡きんとし、士大夫羸れ病む。襄子、張孟談に謂つて曰く、『糧食匱しく、財力盡き、士大夫羸れ病む。吾守ること能はざらんことを恐る。城を以て下らんと欲するも、何れの國にかこれ下るべき』と。張孟談曰く、『臣之を聞く、（六〇）亡を存すること能はず危を安んずること能はざれば、則ち智も貴しとするなしと。君は此計を失へる者なり。臣請ふ試みに潛行して出で、韓魏の君に見えん』と。張孟談、韓・魏の君に見えて曰く、『臣聞く、脣亡ぶれば齒寒しと。今知伯、二君を率ゐて趙を伐つ。趙は將に亡びんとす。趙亡びなば、則ち二君之が次たらん。』二君曰く、『我も其然るを知る。然りと雖も、知伯の人となり、（六一）麤中にして親み少し。我謀りて（六二）而覺はれば、則ち其禍必ず至らん、之を奈何すべき。』張孟談曰く、『謀、二君の口より出でゝ、臣の耳に入るのみ。人、之を

【五六】柱質は柱礎なり。
【五七】軍を舒ぶは、軍の左右翼を張る也。
【五八】鳥の巢の如く樹の上に栖む也。
【五九】高く釣りて火を焚く。
【六〇】滅亡を救うて存と爲し、危急を轉じて安と爲すこと能はずんば、智者を貴ぶの要なきをいふ。
【六一】中心麁暴。
【六二】而は若なり。

兵なく、邑に守具なし。襄子懼れて、乃ち張孟談を召して曰く、『寡人、城郭及び五官の藏を行りしに、皆備具せず、吾將た何を以てか敵に應ぜん。』張孟談曰く、『臣聞く、聖人の治は、(四九)臣に藏して府庫に藏せず、(五〇)務めて其教を修めて、城郭を治めずと。君其れ令を出し、民をして自ら三年の食を遺し、餘粟ある者は之を倉に入れしめ、三年の用を遺して餘錢ある者は、之を府に入れしめ、(五一)遺奇人あらば城郭の繕を治めしめよ』と。君、夕べに令を出ししに、明日、(五二)倉、粟を容れず、府、錢を積むところなく、庫、甲兵を受くべからず。居ること五日にして城郭已に治まり、守備已に具はりぬ。君、張孟談を召して之に問うて曰く、『吾が城郭已に治まり、守備已に具はれり、錢粟以て足り、甲兵餘りあり、吾に箭なきを奈何せん。』張孟談曰く、『臣聞く、董子の晉陽を治めしとき、公宮の垣は、(五三)皆荻・蒿・楛楚を以て之に墻す、楛の高さ丈に至るものありと。君發きて之を用ひよ』と。是に於て、發きて之を試みたるに、其堅さは則ち(五四)菌簵の勁と雖も、過ぐること能はず。君曰く、『吾が箭已に足る、金無きを奈何せん。』張孟談曰く、『臣聞く、董子の晉陽を治めしとき、(五五)公

【四九】德を以て臣を服すれば、府庫の虚は憂ふるに足らず。
【五〇】教化、民に及べるあれば、城郭の治まらざるは、憂ふるに足らず。
【五一】遺の字は衍。奇人は、ひまある人。
【五二】粟を容るゝ餘地無き程、米穀、四方より集まれり。
【五三】荻蒿は草の名、楛楚は木の名なり、皆以て矢と爲す可し。
【五四】菌簵は、雲夢の澤に生ずる美竹。勁は堅き也。簵は一本には幹に作る。戰國策には簳に作る。
【五五】役人の宅。

しむ。知伯説びて、又人をして地を魏に請はしむ。宣子、與ふることなからんと欲す。趙葭諫めて曰く、『彼、地を韓に請ひしに、韓之に與へぬ。今、地を魏に請ふ、魏與へずんば、則ち是れ魏は内は自ら強しとして、外は知伯を怒らすなり、如し予へずんば、其れ（三九）兵を魏に措かんこと必せり、之を予ふるに如かず。』宣子曰く『諾』と。因つて人をして萬家の縣一を知伯に致さしむ。知伯又人をして趙に之き、（四〇）皐狼との地を請はしむ。趙襄子與へず。知伯因つて陰に韓・魏と約し、將に以て趙を伐たんとす。襄子、張孟談を召して之に告げて曰く、『夫れ知伯の人と爲りは、陽に（四一）規しみて陰に疏んず。三たび（四二）韓魏に使して、（四三）寡人與らず、其れ兵を寡人に措かんこと必せり。今、吾安くにか居て可ならん。』張孟談曰く、『夫の董閼于は（四四）簡主の才臣なりき。其れ晉陽を治めて、尹鐸之に循ひ、其餘敎猶ほ存せり。君其れ晉陽に定めんのみ。』君曰く、『諾』と。乃ち（四五）延陵生を召して（四六）軍車騎を將ゐて先づ晉陽に至らしめ、君因つて之に從へり。

君至つて其城郭及び（四七）五官の藏を行るに、城郭治らず、倉に積粟なく、府に儲錢なく、庫に（四八）甲

【三九】兵を措くは、兵を加ふるなり。
【四〇】蔡は藺の字の訛ならんか。
【四一】規の字、親の字に作るを可となす。
【四二】必ず約する所あらん。
【四三】其使、趙に至らず。
【四四】襄子の父趙簡主。
【四五】趙氏の臣なり。
【四六】戰國策には、「軍」の字無し、從ふべし。
【四七】周の時五府庫あり、之を司るを五官と云ふ。
【四八】甲冑兵器。

し、之を聽くに足らず。之を聽かば、將に恐らくは敗るることあらんとす』と。平公曰く、『寡人老いたり、好む所の者は音なり、願はくは遂に之を聽かん』と。師曠已むことを得ずして之を鼓く。一たび之を奏すれば、玄雲ありて、西北方より起り、再び之を奏すれば大風至りて、大雨之に隨ひ、帷幄を裂き、(二三)俎豆を破り、廊瓦を隳し、坐する者散走せり。平公恐懼して、廊室の閒に伏しぬ。(補テ)晉國大に旱し、(二四)赤地となること三年。平公の身、遂に(二五)瘙病す。故に曰く、治を聽くを務めずして、五音を好みて已まざるは、則ち身を窮せしむるの事也と。

奚をか貪愎といふ。昔は(二六)知伯瑤、趙・韓・魏を率ゐて、范・中行を伐ちて之を滅ぼし、反歸りて兵を休むると數年、因つて人をして地を韓に請はしむ。韓康子、與ふることなからんと欲す。段規諫めて曰く、『與へざるべからざるなり。夫れ知伯の人と爲り、利を好みて(二七)鶩愎なり、彼來りて地を請ふに與へずんば、則ち兵を韓に移さんこと必せり。君其れ之を與へよ。之を與へば彼狃れ、又、將に地を他國に請はんとし、他國且に聽かざるあらんとす。聽かずんば則ち知伯必ず之に兵を加へん。是の如くんば、韓は以て患を免れて其事の變を待つべし。』康子曰く『諾』と。因つて使者をして、(二八)萬家の縣一を知伯に致さ

【二三】 俎豆は飲食の器。
【二四】 草木生ぜざるをいふ。
【二五】 瘙は創也。
【二六】 瑤は智伯の名。
【二七】 一本には鶩は驁に作る。驁は傲と通ず。戰國策には鷙に作る。
【二八】 萬家ある縣一つ。

に最も悲しきか。』師曠曰く、『(一七)清徴に如かず。』公曰く、『清徴得て聞くべきか。』師曠曰く、『不可なり。古の清徴を聽きし者は、皆德義あるの君なり。今、吾が君、德薄し、以て聽くに足らず』と。平公曰く、『寡人が好む所の者は音なり、願はくは試みに之を聽かん』と。師曠已むことを得ず、琴を援りて鼓く。一たび之を奏すれば、玄鶴(一八)二八あり、南方より來りて、(一九)郎門の垝に集まる。再び之を奏すれば(二〇)列なり。三たび之を奏すれば、頸を延べて鳴き、翼を(二一)舒べて舞ふ。音、宮商の聲に中り、聲、天に聞ゆ。平公大に說び、坐する者も皆喜ぶ。

平公、觴を提げて起ち、師曠の(二二)壽を爲し、坐に反り問うて曰く、『音、清徴よりも悲しきものなきか。』師曠曰く、『清角に如かず。』平公曰く、『清角、得て聞くべきか。』師曠曰く、『不可なり。昔は黃帝、鬼神を泰山の上に合めしとき、(二三)象車に駕して、(二四)蛟龍を六にし、(二五)畢方、(二六)鎋に并び、(二七)蚩尤、前に居り、(二八)風伯進み掃ひ、(二九)雨師道に灑ぎ、(三〇)虎狼前に在り、鬼神後へに在り、(三一)騰蛇地に伏し、鳳凰上に覆ひ、大に鬼神を合めて、淸角を(三二)作爲しぬ。今、主君德薄

【一七】きよくすゞしき徴の音。
【一八】二八は十六羽。
【一九】郎門は堂下の周屋の門。郎は廊なり。垝は棟端。
【二〇】玄鶴、列を正す。
【二一】舒は張るなり。
【二二】壽を祝する也。
【二三】象の引ける車。
【二四】蛟龍は、みづち。六龍を御となす也。
【二五】畢方は神の名。
【二六】鎋は、車のくさび也。
【二七】蚩尤 星の名。
【二八】風伯は風の神。
【二九】雨師は雨の神。
【三〇】虎狼は星の名。
【三一】騰蛇は龍の類。
【三二】作爲は奏する也。

と。因つて靜坐して琴を撫して之を寫す。師涓明日報じて曰く、『臣、之を（寫シ）得たり。而も未だ（六）習はず。請ふ復た一宿して之を習はん』と。靈公曰く、『諾』と。因つて復た留まり宿り、明日之を習ふ。（靈公）遂に去つて晉に之く。

晉の平公、（七）之を施夷の臺に（八）觴す。酒、酣なるとき、靈公起つて（九）曰く、『新聲あり、願ひ請ふらくは以て示さん』と。平公曰く、『善し』と。乃ち師涓を召して、（一〇）師曠の旁に坐せしめ、琴を援りて之を（一一）撫す。未だ終らざるに（一二）師曠撫へて之を止めて曰く、『此れ亡國の聲なり、遂ぐべからざるなり』と。平公曰く、『此れ奚れ（一三）道り出でしぞ』と。師曠曰く、『此れ師延の作る所、紂の與に（一四）靡靡の樂を爲れるなり。武王の紂を伐つに及びて、師延、東に走り、濮水に至りて自ら投ぜり。故に此聲を聞く者は、必ず濮水の上に於てす。先づ此聲を聞く者は、其國必ず削らる。遂ぐべからず』と。平公曰く、『寡人が好む所の者は音なり、子、其れ之を遂げしめよ』と。師涓鼓きて（一五）之を究む。

平公、師曠に問うて曰く、『此れ所謂何の聲ぞや』。師曠曰く『此れ所謂（一六）清商なり』。公曰く、『清商固

【六】習は習熟なり。
【七】之は靈公をさす。
【八】觴は酒宴なり。
【九】原本に曰の上に公の字あるは衍なり。
【一〇】師曠は晉の大師、字は子野。
【一一】「撫」は一に「鼓」に作る。
【一二】師曠、涓の手をおさふ。
【一三】道は從る也。
【一四】靡靡の樂は、淫邪の樂なり。
【一五】其曲を終る。
【一六】きよくすゞしき商の音。

大利の殘なりと。

奚をか行僻と謂ふ。昔、楚の靈王、(一〇)申の(一一)會をなす。宋の太子、後れて至る。執へて之を囚とし、徐の君に(一二)狎れ、齊の慶封を(一三)拘す。(一四)中射士諫めて曰く、『諸侯を(一五)合す。禮無かるべからず。此れ存亡の機なり。昔は桀、有戎の會を爲して、有緡之に叛き、紂、黎丘の(一六)蒐を爲して、戎狄之に叛く。禮無きに由るなり。君其れ之を圖れ』と、君聽かずして、遂に其意を行ふ。居ること(一七)期年ならずして、靈王南遊す。群臣從つて之を刧す。靈王餓ゑて乾溪の上に死せり。故に曰く、行僻にして自ら用ひ、諸侯に禮無きは、則ち身を亡ぼすの至なりと。

奚をか音を好むと謂ふ。昔は衞の靈公、將に晉に之かんとし、濮水の上に至りて、車を稅きて馬を放ち、舍を設けて以て宿す。(一)夜分にして新聲を鼓くものあるを聞きて、之を說び、人をして(二)左右に問はしめしに、盡く聞かずと報ず。乃ち師涓を召して之に告げて曰く、『新聲を鼓く者あり、人をして左右に問はしむるに、盡く聞かずと報ず。其狀、(三)鬼神に似たり。子、爲めに聽きて(四)之を(五)寫せ』と。師涓曰く、『諾』

【一〇】申は地名。
【一一】會は會合。
【一二】狎は之を輕侮する也。
【一三】拘留して返さざる也。
【一四】中射士は官名。伍擧なり。
【一五】合は會合なり。
【一六】蒐は春季の獵。
【一七】期年は一年なり。
【一】夜分は夜半なり。新聲は、珍しき音樂。
【二】其舍の附近の者。
【三】左右盡く聞かざるに、晉獨り之を聞くは、恐らくは鬼神のなす所か。
【四】之は新聲を指す。
【五】其調を寫しとれ。

假さん』と。君曰く、『垂棘の璧は、吾が先君の寶なり、屈產の乘は（四）寡人の駿馬なり。若し吾が幣を受けて（而モ）我に道を假さずんば、將に奈何せん』と。荀息曰く、『彼、我に道を假さずは、必ず敢て我が幣を受けじ。若し我が幣を受けて、我に道を假さば、則ち是れ寶は、（五）猶ほ之を內府に取りて之を外府に藏むるがごとく、馬は、猶ほ之を內廐に取りて之を外廐に著くがごとけんのみ。君憂ふることなかれ』と。君曰く『諾』と。乃ち荀息をして、垂棘の璧と屈產の乘とを以て、虞公に賂ひて、道を假らんことを求めしむ。虞公、其璧と馬とを貪利して、之を許さんと欲す。宮之奇、諫めて曰く、『許すべからず。夫れ虞の虢あるは、車の（六）輔あるが如し。輔は車に依り、車も亦輔に依る。虞と虢との勢は、正に是れなり。若し之に道を假さば、則ち（七）虢は朝に亡びて虞は夕に之に從はん。不可なり。願はくは許すなかれ』と。虞公聽かずして、遂に之に道を假す。荀息、虢を伐ちて還反り、處ること三年、兵を興し虞を伐ちて、又之に剋つ。荀息、馬を牽き璧を操りて獻公に報ず。獻公說びて曰く、『璧は則ち（八）猶ほ是なり。然りと雖も馬の（九）齒亦益〻長ぜり』と。故に虞公の兵殆くして地削られしものは何ぞや。小利を愛して其の害を慮らざりければなり。故に曰く、小利を顧みるは、則ち

【四】寡人は諸侯の自稱。

【五】竟に我が有たるべきを言ふなり。

【六】輔は車の兩旁にある夾み木。

【七】一日ならずして共に亡ぶるを云。

【八】舊の如し。

【九】齒は年齡なり。獻公の斯く言へるは、說びて之れに戲るゝ也。

つく。酣戰の時、〔六〕司馬子反、渴して飮を求めしに、〔七〕豎の穀陽、〔八〕觴酒を操り之を進む。子反曰く、『嘻退けよ、〔九〕酒なり』と。豎の穀陽曰く、『酒にあらざるなり』と。子反受け之を飮む。子反の人と爲りや、酒を嗜みて之を甘しとす、故に口に絕つこと能はずして、醉へり。戰既に罷みて、共王、復た戰はんと欲し、人をして司馬子反を召さしむ。司馬子反、辭するに〔一〇〕心疾を以てす。共王駕して自ら往き、其幄中に入り、酒臭を聞きて還る。(共王)曰く、『今日の戰、〔一一〕不穀親ら傷つく。恃む所の者は司馬なり。而るに司馬又醉へること此の如し。是れ、楚國の社稷を〔一二〕亡れて、而して吾が衆を恤へざる也。不穀、復た戰ふなけん』と。是に於て、師を還して去り、司馬子反を斬りて、以て〔一三〕大戮を爲せり。故に豎の穀陽の酒を進めしは、以て子反に讐せるにあらざるなり。其心、之を忠愛して、而も適〻以て之を殺すに足れるなり。故に曰く、小忠を行ふは、則ち大忠の賊なりと。

奚をか小利を顧みると謂ふ。昔は晉の獻公、道を虞に假りて以て虢を伐たんと欲す。荀息曰く、『君其れ〔一〕垂棘の璧と、〔二〕屈產の〔三〕乘とを以て、虞公に賂ひて、道を假らんことを求めよ。必ず我に道を

【六】楚國の臣たり。
【七】豎は未だ元服せざる者の官名なり。
【八】杯酒。
【九】軍中にては酒を禁ぜらるるが故なり。
【一〇】胸の病。
【一一】君自ら謙して稱する語。
【一二】亡は忘と通ず。
【一三】大いなる罪の義、死刑なり。
【一】垂棘は土地の名。
【二】屈は地名、良馬を產す。
【三】四馬を乘と曰ふ。

卷の三

(一)十過第八

十過とは、一に曰く、小忠を行ふは則ち大忠の賊なり。二に曰く、小利を顧みるは則ち大利の(二)殘なり。三に曰く、行僻にして自ら用ひ、諸侯に禮無きは、則ち身を亡ぼすの至なり。四に曰く、治を聽くを務めずして五音を好むは、則ち身を窮するの事なり。五に曰く、貪愎にして利を喜ぶは、則ち國を滅ぼし身を殺すの本なり。六に曰く、女樂に耽り國政を顧みざるは、則ち國を亡ぼすの禍なり七に曰く、(三)內を離れ遠く遊びて、諫士を忽にするは、則ち身を危くするの道なり。八に曰く、(四)過ありても忠臣に聽かずして、獨り其意を行ふは、則ち高名を滅ぼし人の笑ひとなるの始なり。九に曰く、內、力を量らず、外、諸侯を恃むは、則ち國を削らるゝの患なり。十に曰く、國小にして禮なく、諫臣を用ひざるは、則ち(五)世を絶つの勢なり。

奚をか小忠と謂ふ。昔は楚の共王、晉の厲公と鄢陵に戰ひしとき、楚の師敗れて、共王、其目を傷

【一】十過は蓋し經にして、「奚をか小忠と謂ふ」以下は韓非の解說ならん。
【二】殘は敗といふが如し。
【三】內は邦內なり。
【四】過失ありて其非を遂ぐ。
【五】世を絶つとは、社稷亡ぶるをいふ。

明君の官職爵祿を爲るは、賢材を進め有功を勸むる所以なり。故に曰く、『賢材ある者は厚祿に處り大官に任じ、功の大なる者は、尊爵あり重賞を受く』と。賢を官にするには其能を量り、祿を賦するには其功を稱る。是を以て賢者は、(五四)能を誣ひて以て其主に事へず、有功の者は、其業に進むを樂む。故に事成り功立つ。今は則ち然らず、賢不肖を(五五)課せず、功勞あるを論ぜず、(五六)諸侯の重んずるを用ひ、左右の謁を聽き、父兄大臣は、上、爵祿を(五七)主に請ひて、下、之を賣りて以て財利を收め、(五八)乃ち以て私黨を樹つ。故に財利多き者は、官を買うて以て貴きを爲し、左右に交りある者は、請謁して以て重きを爲す。功勞の臣も(其功ヲ)論ぜられず、官職の(五九)遷にも失謬あり。是を以て、吏は官を偸みて外に交り、事を棄てゝ財に親しむ。是を以て、賢者は懈怠して勸まず、有功の者は隳りて其業を簡にす。此れ亡國の風なり。

【五四】能を誣ふとは、能なきに能あるが如くする也。

【五五】課は分課する也。

【五六】諸侯に重んぜらるゝ者を用ふ。

【五七】「主」は原本「上」に作る、今一本によりて之を正す。

【五八】「乃」は原本「及」に作るは誤なり。

【五九】遷は黜陟。

臣をして（三九）其意を虞らしめず。其の徳施に於けるや、（四〇）禁財を縱ち（四一）墳倉を發きて民に利するものは、必ず君より出し、（四二）人臣をして其徳を私せしめず。其の說議に於けるや、稱譽する者の善とする所、毀疵する者の惡とする所、必ず其能を（四三）實し、其過を察し、（四四）群臣をして相爲めに語らしめず。其の勇力の士に於けるや、軍旅の功、（四五）踰賞なく、（四六）邑鬭の勇、赦罪なく、（四七）群臣をして私財を行はしめず。其の諸侯の求索に於けるや、法なれば則ち之を聽し、（四八）不法なれば則ち之を距ぐ。

所謂亡君とは、其國を有するなきに非ざる也、而も之を有するもの、皆己が有に非ざる也。臣をして（四九）外を以て制を內に爲さしめば、則ち是れ人に君たるもの亡ぶる也。大國に聽くは、亡ぶるを救はんが爲なり、而も（五〇）亡ぶること、（大國ニ）聽かざるより亟かなり、故に（五一）群臣に聽かず。群臣、聽かざるを知れば、則ち外、諸侯に（五二）市らず、諸侯、聽かざるを（五三）知れば、則ち臣の其君を誣ふるを受けず。

【三九】妄りに言はざる也、四姦の殃を養ふを防ぐ也。
【四〇】非常に備ふるの財。
【四一】粟を積むこと墳の如し故に云ふ。
【四二】五姦の民萌を防ぐ也。
【四三】實は考實なり。
【四四】以上は六姦の流行を防ぐ也。
【四五】踰は當に偸に作るべし、小功に大賞あること。
【四六】邑人の私鬭。
【四七】七姦の威強を防ぐ也。
【四八】八姦の四方を防ぐ也。
【四九】外を以て制を內に爲すとは、外國より內國を制するなり。
【五〇】誅求厭くなきが故なり。
【五一】「群臣に」は衍文なり。
【五二】「市」の字、一本によりて之を補ふ。
【五三】「知」の字、原本「之」に作る、今一本によりて之を正す。

八に曰く、四方。何をか四方と謂ふ。曰く、人に君たる者は、國小なれば則ち大國に事へ、兵弱ければ則ち強兵を畏る。(マヽ)大國の索むる所は、小國必ず聽き、強兵の加はる所は、弱兵必ず服す。人臣たる者、賦斂を重くし、府庫を盡し、(二〇)其國を虚しくして、以て大國に事へ、而して其威を用ひて、其君を誘ふを求む。(二一)甚しきは、兵を擧げ、以て邊境に聚め、而して内に制斂す。(二二)薄き者は數〻(二三)大使を内れて以て其君を震し、之をして恐懼せしむ。此を之れ四方と謂ふ。

凡そ此八つの者は、人臣の道りて姦を成す所以にして、世主の(二四)壅劫せられて、其の有る所を失ふ所以なり、察せざるべからず。

明君の内に於けるや、其色を娛むも、(二五)其謁を行はしめず、私に請はしめず。其の左右に於けるや、其身を使ふに、必ず(二六)其言を責めて辭を益へしめず。其の父兄大臣に於けるや、(二七)其言を聽くや、必ず罰を以て後に任ぜしめて、妄りに擧げしめず。其の觀樂玩好に於けるや、(二八)必ず之をして出づる所あらしめて、擅に進めしめず、擅に退けしめず。群

【二〇】自國を虚しうして大國に事へ、其威を借りて其君を誘惑す。

【二一】甚しきは、兵を國境に聚めて、國内を箝制聚斂するに至る。

【二二】薄き者とは、其次の者をいふ。

【二三】大國の使者を迎へ入る。

【二四】壅蔽せられ、劫かさる。

【二五】内謁請托を許さず、一姦の同牀を防ぐ也。

【二六】左右の言ふ所を責め辭を易へしめず、二姦の旁に在るを防ぐ也。益は當に易に作るべし。

【二七】其言を聽き、言當らざれば則ち罰し、妄擧せしめず、三姦の父兄を防ぐ所以なり。

【二八】之を掌る者あらしむ。

五に曰く、（二一）民萌。何をか民萌と謂ふ。曰く、人臣たる者、公財を散じて以て民人を說ばせ、小惠を行ひて以て（二二）百姓を取り、朝廷市井をして皆己を勸譽せしめて、以て（二三）其主を塞ぎ、而して其の欲する所を成す。此を之れ民萌と謂ふ。

六に曰く、流行。何をか流行と謂ふ。曰く、人主は、（二四）其言談を固塞せられて、論議を聽くこと希に、移すに辯說を以てし易し。人臣たる者、諸侯の辯士を求め、國中の能く說く者を養ひ之をして以て其私を語り、（二五）巧文の言・（二六）流行の辭を爲さしめ、（二七）之に示すに利勢を以てし、之を懼すに患を以てし、虛辭を（二八）施屬して、以て其主を壞す。此を之れ流行と謂ふ。

七に曰く、威强。何をか威强と謂ふ。曰く、人に君たる者は、群臣百姓を以て、（二九）威强を爲す者也。（故）群臣百姓の善とする所は、則ち君之を善とし、群臣百姓の善とする所に非ざれば、則ち君之を善とせず。人臣たる者、帶劍の客を聚め、必死の士を養ひ、以て其の威を彰はし、己が爲にする者は必ず利し・己が爲にせざる者は必ず死するを明にし、以て其群臣百姓を恐して、其私を行ふ。此を之れ威强と謂ふ。

【二一】萌は氓と通ず。
【二二】百姓の心を取る。
【二三】主の明を塞ぐ。
【二四】深宮にありて口耳を閉ち塞がれ、賢俊に接して論議を聞くこと希なり。
【二五】言葉の巧みなること。
【二六】水の流るゝが如く少しも澱みたき辭。
【二七】之は人主をさす。
【二八】施屬は、ほどこし、つゞる也。
【二九】威權ありて强きこと。

だつ者也。此れ皆倶に進み倶に退き、(命ズレバ)(一一)皆に應じ(問ヘバ)皆に對へ、(一二)辭を一にし軌を同じうし、以て主の心を移す者なり。人臣たる者、內、(一三)之に事ふるに金玉玩好を以てし、外、之が爲めに不法を行ひ、之をして(一四)其主を化せしむ。此を之れ旁に在りと謂ふ

三に曰く、父兄。何をか父兄と謂ふ。曰く(一五)側室公子は、人主の親愛する所也。大臣廷吏は、人主の與に(一六)度計する所也。此れ皆力を盡し議を畢せば、人主の必ず聽く所也。人臣たる者、公子側室に事ふるに、(一七)音聲子女を以てし、大臣廷吏を(一八)收むるに、辭言(一九)處約を以てし、事を言ひて事成れば、則ち爵を益し祿を進め、以て其心を勸め、其主を犯さしむ。此れを父兄と謂ふ。

四に曰く、殃を養ふ。何をか殃を養ふと謂ふ。曰く、人主は宮室臺池を美にするを樂み、子女狗馬を飾るを好み、(二〇)以て其心を娛ましむ。此れ人主の殃なり。人臣たる者、民力を盡して、以て宮室臺池を美にし、賦斂を重くして、以て子女狗馬を飾り、以て其主を娛ましめて、其心を亂り、其の欲する所に從ひて、私利を其閒に樹つ、此を之れ殃を養ふと謂ふ。

【一一】皆は偕と通ず、「ともに」と訓ず。
【一二】異口同音。
【一三】之は優笑侏儒左右近習をさす。下同じ。
【一四】其主を化すとは、主の心を移す也。
【一五】側室は、嫡庶を問はず、長子以下のものをいふ。
【一六】度計は、はかる也。
【一七】音聲は音樂なり。
【一八】收むるは、味方に取り入るゝ也。
【一九】處約は謙遜卑下して人を喜ばせて取り入る也。
【二〇】「以て」云々の一句は疑ふらくは衍文ならん。

神びず。(二五)其洶淵を塡ぎ、(二六)水をして淸ましむるなかれ。(二七)其懷を探りて、之が威を奪へ。主上、(二八)之を用ひば、電の若く雷の若けん。

(一)八姦第七

凡そ人臣の(二)道りて姦を成す所のもの八術あり。一に曰く、(三)同牀に在り。何をか同牀と謂ふ。曰く、貴夫人・(四)愛孺子の(五)便僻・好色は、此れ人主の惑ふ所也。(六)燕處の虞に託し、醉飽の時に乘じて、其の欲する所を求む、此れ必ず聽かるゝの術也。(是ニ於テ)人臣たる者、內、(七)之に事ふるに金玉を以てし、其の主を惑はさしむ。此を之れ同牀と謂ふ。

二に曰く、旁に在り。何をか旁に在りと謂ふ、曰く。(八)優笑・(九)侏儒・左右・近習は、此れ人主未だ命ぜずして(一〇)唯唯、未だ使はずして諾諾、意に先ちて旨を承け、貌を觀色を察して、以て主の心に先

【二四】神は伸也。
【二五】洶は涌くなり。
【二六】淸ければ之に鑑むる者多きが如く、强族の附加する者多し。
【二七】臣下の心の欲するところを探る。
【二八】之は以上の術をさす。
【一】此篇、奸臣の由りて以て奸をなすの道八あるを歷指して、人君の之に應ずる所以を論ず。
【二】道は由る也。
【三】君と起臥を同じうする者に請托す。
【四】孺子は妾なり。
【五】便僻は便佞邪僻なり。好色は美色なり。
【六】退朝燕居を娛む時。
【七】夫人孺子等をさす。
【八】俳優のよく人を笑はせるもの。
【九】君主にもてあそばるゝ身の丈け低き人。
【一〇】唯々諾々は敬聽の辭。

其上を欺かしむるなかれ。之を斷くこと月の(漸次ニ斷クル)若くし、之を靡すること(一二)熱の若くせよ。令を簡にし誅を謹み、必ず其罰を盡せ。而の弓を弛ぶるなかれ。(一三)一棲に兩雄あり。一棲に兩雄あれば、其の闘ふや(一四)嚬嚬たり。豺狼、(一五)牢にあれば、(一六)其羊、繁からず。一家に二貴あれば、事乃ち功なし、夫妻、政を持すれば、子は適從するところなし。

人君たる者は、數々(一七)其木を披き、木枝をして(一八)扶疎たらしむるなかれ。木枝、扶疎たらば、將に(一九)公閭を塞がんとす。私門、將に實ちんとせば、公庭、將に虛しからんとし、主、將に壅圍せられんとす。數々其木を披きて、木枝をして(二〇)外拒せしむるなかれ。木枝、外拒せば、將に主の處に逼らんとす。數々其木を披きて、枝大に本小ならしむるなかれ。枝大に本小ならば、將に春風に勝へざらんとす。春風に勝へずば、枝は將に(二一)心を害せんとす。

(二二)公子既に衆ければ、(二三)宗室憂吟せん。之を止むるの道は、數々其木を披きて、枝をして茂からしむるなかれ。木枝數々披けば、黨與乃ち離れ、其根本を掘れば、木乃ち(二四)

【一二】物を熱するの漸次にすべきごとくせよ。
【一三】大臣常に君を謀るの心あるは、一時に兩雄鷄ある如き也。
【一四】嚬嚬は爭闘の貌。
【一五】牢は檻也。
【一六】羊の蕃息を害す。
【一七】其枝を落す也、即ち數々臣下の威勢を削る也。
【一八】扶疎はひろがりはびこる也。
【一九】公門。
【二〇】外拒は枝の旁生するをいふ。
【二一】木の心。國に喩ふ。
【二二】公子衆きときは庶子が嫡子を凌ぐ憂あり。
【二三】宗室は嫡子の家。

其眞に復反す。

其國を爲めんと欲せば、必ず(一)其聚を伐て。其聚を伐たずんば、彼、將に衆を聚めんとす。其地を爲めんと欲せば、必ず其賜を適にせよ。其賜を適にせずんば、亂人、(二)益を求めん。彼求め我予ふるは、仇人に斧を假すなり。之を假すは不可なり。彼、將に之を用ひて以て我を伐たんとす。黃帝言へるあり、曰く、『上下一日百戰す』と、下は其私を匿して、用て其上を試み、上は度量を操りて、以て其下を割く。故に度量の立つは、主の寶なり。黨與の具はるは、臣の寶なり。臣の其君を弑せざる所の者は、黨與具はらざればなり。故に上、(三)扶寸を失へば、下、(四)尋常を得。

有國の君は、其都を大にせず。有道の臣は、其家を貴くせず。有道の君は、其臣を貴くせず。(五)之を貴くし之を富まさば、彼將に之に代らんとす。(六)危に備へ(七)殆を恐れば、急に(八)太子を置け、禍乃ち從って起るなからん。(九)內に索め出でゝ圉ぎ、必ず身自ら其度量を執れ。(一〇)厚き者は之を虧き、薄き者は之を靡せよ。虧靡、量あり。(之ヲ妄ニシテ)民をして(一一)比周して同じく

【一】聚は羣臣の朋黨交結をいふ。
【二】益は賜予を益すこと。
【三】四指を并べたる長さを扶といふ。
【四】八尺を尋、倍尋を常といふ。
【五】臣富貴ならば君に代らんとす。
【六】國にいふ。
【七】身にいふ。
【八】君の副貳。
【九】入りては內の惡人を索めて之を去るに始め、出でゝは姦人を禦ぐ。
【一〇】祿厚くして侈れる者は之を虧き、俸薄くして儉なる者は之を揚ぐ。靡は奢にして揚ぐる也。
【一一】朋黨。

めんと欲せば、官ごとに一人を置き、自ら恣にせしめざれ、(八)安んぞ移幷するを得ん。大臣の門には、(九)唯だ人多きを恐る。凡そ治の極は、(一〇)下、(其情)得る能はざるにあり。(一一)刑名を周合すれば、(一二)民之れ職を守る。此を去りて更に(他)求むる、是を大惑といふ。猾民愈〻衆く、姦邪側に滿たん。故に曰く、(一三)人を富まして貸すなかれ、人を貴くして(一四)逼らしむるなかれ。(一五)專ら一人を信じて、其都國を失ふなかれ。(一六)腓、股よりも大なれば、以て趨走し難し。主、其神を失へば、虎、其後に從ふ。主上(其事)知らざれば、(一七)虎は將に狗と爲らんとす。(一八)主、蚤く止めざれば、狗、益〻已むなし。虎、其群を成せば、(一九)以て其母を弑す。主となりて臣なくば、奚の國をか之れ有たん。(二〇)主、其法を施せば、大虎將に怯れんとす。主、其刑を施せば、大虎自ら寧し。法刑、苟も信なれば、虎は化して人と爲り、

【八】移幷は倒置せり。移は主の威を移すなり。幷は主の國を幷すなり。禮法を踰えて自ら恣にせずんば、國に奸臣の迹を絕たん。

【九】臣の門に人多ければ、威權、下に移る。

【一〇】明主内情を見はさず、故に下臣、之を窺ひ知ることを得ず。

【一一】形と名とを、ぴつたりと合ふやうにする也。

【一二】「之れ」は一本には「乃ち」に作る。

【一三】人は臣なり。臣を富まして之に權を假すこと勿れ。

【一四】逼るは君の地位に逼るなり。

【一五】專ら一人を信ずれば、勢此に聚り君を凌ぐに至る。

【一六】腓は脛の後肉たり。腓、股よりも大なりとは、臣の權力人君より重きに喩ふ。

【一七】大臣の威力ある虎のごとき者は其爪牙を藏して僞りて狗のごとくならん。

【一八】人は早く之を禁ぜずんば狗益〻多からん。

【一九】其母は君をいふ。

【二〇】主、刑を施せば、臣懼れて道を履む、故にやすし。

（二六）上、與に之を共にせざれば、民乃ち之を寵す。（二七）上、與に之を義とせずして、獨り之を爲さしむ。上、（二八）固く內扃を閉ぢ、（二九）室より庭を視る。（三〇）咫尺已に具はり、（三一）皆其處に之かば、以て賞すべきは賞し、刑すべきは刑す。其の爲す所に因りて、（三二）各〻以て自ら成り、（三三）善惡必ず及ぶ、孰か敢て信ぜざらん。（三四）規矩既に設くれば、（三五）三隅乃ち列す。

主上、（一）神ならずんば、（二）下、因るあらんとす。（三）其事當らざるときは、（四）下、其常を考ふ。（五）天の若く地の若し、是を累解といふ。地の若く天の若し、孰れをか疎んじ孰れをか親しまん。能く天地に象る、是を聖人といふ。（六）其內を治めんと欲せば、置きて親しむ勿れ。（七）其外を治

【二六】上、政權を臣下に假さざれば、民其慶に賴る。

【二七】義は裁斷することにして君は臣下に一任すれば、臣下をして專ら其事に當らしめ、以て其功過を裁斷す。「義」は一本には「議」に作る。

【二八】內情を見はさず。

【二九】奸を去り惡を去りて闇より明を見るを謂ふ。

【三〇】咫は八寸、尺は一尺、ここには長短をはかる所以をいふ。原文に「咫」の字の上に「參」の字あるは、衍なり。今之を削る。

【三一】大小長短皆其所に就くなり。

【三二】各自の行爲皆責任あるをいふ。

【三三】善には賞、惡には刑必ず及ぶ。

【三四】規矩は法度をいふ。

【三五】凡そ方物、一隅を正すときは、三隅亦自ら正し。

【一】神の如く隱れて測る可からざるにあらざれば。

【二】下、上の好惡に因りて姦を爲さんとす。

【三】主、事當らざるときは。

【四】下、故常（ふるきしかた）によりて考ふ、神ならざれば常あるが故なり。

【五】喜怒哀懼等の情を絕ち去れば自我なるものなし。自我なければ天地と一たり。累解とは、心身を累はす所の者の解け散ずるをいふ。

【六】內は左右の官なり。其人を官に置くと雖も、己れ打解けて之と親しむ勿れ。

【七】外は外官なり。一人は豎官をいふ。

禱む。(三)君は其名を操り、臣は其形を效す。形名參同して、上下和調す。

凡そ(一)聽くの道は、其の出す所を以て、反りて以て之が入るを爲す。故に(二)名を審かにして以て位を定め、分を明かにして以て類々辨ず。言を聽くの道は、(三)溶として(四)甚だ醉へるが如くす。(五)唇か齒か、吾、始めを爲さざらんか、齒か唇か、愈々(六)惛惛たらんか。彼自ら之を(七)離ぬ。吾因りて以て之を知る。是非輻輳するも、上、與に(八)構せず。虛靜無爲は、道の(九)情なり。

(一〇)參伍物を比ぶるは、事の(一一)形なり。之を參して以て物を比べ、之を伍して以て虛に合す。

(一二)根幹革めざれば、則ち(一三)動泄失はず。動と溶と、無爲にして之を(一四)改む。之を喜べば則ち事多く、之を惡めば則ち怨を生ず。(故)喜びを去り惡みを去り、心を虛うして、以て道の(一五)舍となす。

【三】形を效すは、事に任ずる也。上は名を以て下に責め、下は形を以て上に效す。

【一】言を聽くの法は臣をして先づ之を己に言はしむ、即ち君より敢て始めを爲さゞるをいふ也。

【二】名と分とは臣下をして敢て位を越え類を濫らしめざる所以。

【三】ゆつたりとしたる貌。

【四】君自ら晦まして臣をして其言を盡さしむ。

【五】脣齒は言語を發する所、然も吾自ら言はず。

【六】昏愚の貌。

【七】離は陳ぬる也。

【八】構は關與する也。

【九】情は情態なり。

【一〇】參錯交互。

【一一】形は形狀なり。

【一二】根は人君の心術、幹は國家の典法、世事は時ありて變更するも、人君の心術と國家の典法とは之を變更するなくんば、動靜擧止、宜しきを失はざるべし。

【一三】泄は當に溶に作るべし、動溶は動靜なり。

【一四】改は化なり、改め化するなり。「改」は一に「攻」に作る攻は治むる也。

【一五】舍は來り止る所なり。

凡そ(一)人の患は、必ず其端に同するにあり。信ずるも(二)同すること勿れ、(サスレバ)(三)萬民、一に從はん。夫れ道は弘大にして形なく、德は(四)覈理にして普く至る。(五)群生に至りては、(六)斟酌して之を用ふ。(七)萬物皆盛んにして、而も其寧に與らず。道は(八)事に下周す。(九)而命を因稽し、時と生死す。(一〇)名を參し事を異ち、(一一)通じて情を同じうす。故に曰く、(一二)道は萬物に同せず、(一三)德は陰陽に同せず、(一四)衡は輕重に同せず、(一五)繩は出入に同せず、(一六)和は(一七)燥濕に同せず、(一八)君は群臣に同せず。凡そ此の六の者は、道より出づる也。道は雙ぶものなし、故に一と曰ふ。是の故に明君は獨を貴ぶ、(獨ハ)道の容なり。(一九)君臣は道を同じうせず、下は(二〇)名を以て(君ニ)

【一】「人」は一に「上」に作る。其端に同すとは、臣下陳ぶる事の可否を擇ばず、其端緒を聞き、直ちに同意するなり。
【二】同は雷同なり。
【三】萬民、一齊に其君に從はん。
【四】覈理は條理明白なり。
【五】萬物。
【六】道は、水の遍く流れて萬物を潤ほすが若し、故に斟み酌みて之を用ふ。少しく取れば少しく利し、大いに取れば大いに利す。
【七】萬物は道を得て以て盛なり、此れ道の功なり、然れども、道は其功に居らず。
【八】萬事にあまねくゆきわたる。
【九】因は、然に循ひ、稽は滿貯すること。天命に因り循ひ死すべき時に死し、生くべき時に生く。
【一〇】名を稽へ職を分つ。
【一一】萬物を通じて皆一と爲す。
【一二】故に能く萬物を統ぶ。
【一三】故に能く陰陽を成す。
【一四】故に能く輕重を秤る。
【一五】故に能く曲直を正す。
【一六】樂器の名、他の樂器は燥濕により聲調を變ずれども、和は然らず。
【一七】故に能く音律を調ふ。
【一八】故に能く群臣を制す。
【一九】君には君の道あり、臣には臣の道あり。
【二〇】名は言なり。

故に聖人は一を執りて以て靜なり。（二七）名をして自ら命けしめ、事をして自ら定めしむ。（二八）其采を見さず、下故に（二九）素正なり。（三〇）因りて之に任ずれば、彼自ら之を事とす。（三一）因りて之に予ふれば、彼、將に自ら之を擧げんとす。（三二）正して與に之に處り、皆自ら之を定めしむ。（三三）上、名を以て之を擧ぐ、（三四）其名を知らざれば、其形を復修す。形名參同して、（三五）其の生ずる所を用ふ。（三六）二者誠信なれば、下、乃ち（三七）情を貢す。謹みて（三八）事とする所を修めて、命を天に待ち、其要を失ふことなかれ、乃ち聖人たらん。聖人の道は、智と巧とを去る。（三九）智巧去らずんば、以て常と爲し難し。民人（四〇）之を用ふれば、其身殃多く、主上、之を用ふれば、其國危亡す。天の道に因り、（四一）形の理を反み、之を（四二）督參鞠し、終れば則ち（四三）有た始まる（四四）虛以て靜後ち、未だ嘗て己を用ひず

【二七】君自ら用ひず。
【二八】采は文采なり、知能を云ふ。
【二九】心の實情を效して方正なり。
【三〇】臣下の陳述する言に因りて之に任ずれば、下、力を職事に盡さゞるを得ず。
【三一】陳述する言の當否によりて之に賞罰を與ふれば、臣下は將に其功を擧げんとす。
【三二】其の名を正し、事と與に處る。
【三三】名を擧げて事を臣下に責む。
【三四】言の當否を知らずんば、官職の成績を反復して察すべし。
【三五】生ずる所を用ふとは、賞罰を用ふるを謂ふなり。
【三六】二者は形と名と也。
【三七】實情を呈する也。
【三八】事とする所とは君の職をいふ。
【三九】智巧は窮りあり、官事は窮りなし、窮りあるの智巧を以て窮りなきの官事を治むるは難し。
【四〇】之は智巧をさす。
【四一】反は復なり、履なり。形の理は人の大命なり。
【四二】督考參驗鞠盡、即ちたゞし、かんがへ、きはむる也。
【四三】循環して窮りなし。
【四四】「虛以て靜後つ」は、一本には「虛靜以て待つ」に作る。從ふべし。

執れば、四方(一〇)來效し、(一一)虛にして之を待てば、(一二)彼自ら之を以ふ。(一三)四海既に藏むれば、(一四)陰を道ひ陽を見はす。(一五)左右既に立てば、門を開きて當る。(其執ル所ヲ)變ずる勿れ易ふる勿れ、(一六)二と俱に行へ。之を行うて已まず、是れを理を履むと謂ふ也。

夫れ物には(一七)宜しき所あり、材には施す所あり。各〻其宜しきに處す、故に上下無爲なり。鷄には夜を司らしめ、狸には鼠を執らしめ、皆其能を用ふれば、上乃ち無事なり。上、(一八)長ずる所あれば、事乃ち(一九)方ならず。矜りて能を好むは、下の欺く所なり。(二〇)辯惠にして(二一)生すを好めば、(二二)下、其材に因る。(二三)上下、用を易ふれば、國、故に治らず。(二四)一を用ふるの道は、(二五)名を以て首と爲す 名正しければ物定まり、(二六)名倚れば物徙る。

【九】官事は群臣に在り、權の樞要は人君に在り。
【一〇】效は致なり、來效は猶來歸のごとし。
【一一】君虛心にして待つ也。
【一二】臣其能を用ふ。
【一三】四海は四方たり。
【一四】陰は負ふなり、陰に刑罰、陽に賞與なり。言ふは、四方既に我が懷抱の內に在れば、是に於て刑賞の二事を以て群下を制す。
【一五】左右も亦刑賞なり、門を開くは虛心を謂ふ。
【一六】二は刑賞なり。
【一七】宜しきは相應する也。
【一八】長ずる所とは、聰明智巧をいふ。
【一九】正しきを得ざる也。
【二〇】小智也、惠は慧と通ず。
【二一】生すを好むは、婦人の仁にして、姦佞の臣に忍びず、其の罪ある者を赦すをいふ。
【二二】人君の材質に因りて之に乘ずるをいふ。
【二三】上、事に任じ下、權を操る。
【二四】一を用ふとは、要を執るを言ふ。要は中央に在りて、二ならず、故に一と曰ふ。一を用ふるは、人主の事なり。
【二五】名を正すを首となす。
【二六】名偏倚すれば物移動して定まらず。

は(三)蟲流れて尸より出でて葬られず。此れ其故何ぞや、人君、情を以て臣に借すの患なり。人臣の情は、必ずしも能く其君を愛するに非ざるなり、利を重んずるが爲めの故也。今、人主、其情を掩はず其端を匿さずして、人臣をして緣りて以て其主を侵すことあらしめば、則ち群臣の子之・田常たらんこと難からじ。故に曰く、好みを去り惡みを去れば、群臣、素を見はす。群臣、素を見はせば、則ち人君蔽はれずと。

(一)揚權第六

天に(二)大命あり、人に(三)大命あり。夫れ香美(四)脆味、厚酒肥肉は、口に甘くして形を病ましめ、(五)曼理皓齒は、情を説ばしめて精を損す。故に(六)甚を去り泰を去れば、身乃ち害なし。(七)權は見はすを欲せず、(八)素にして爲すなき也。(九)事は四方にあり、要は中央にあり。聖人、要を

【三】尸は一に戸に作る。是なるに似たり。桓公の死後、五公子の亂ありて、殯葬するものなく、尸蟲を生じ、戸外に出づ。

【一】人君賞罰の柄を操りて以て四方を御するの術を揚言するなり。毎句韻を用ふ。

【二】大命とは然る所以を知らずして然る者をいふ。

【　】此れは人の天より稟くる所を言ふ也。

【四】脆はやはらか也。

【五】こまかき肌膚、白き齒、即ち美人をいふ。

【六】泰は太だ過ぎたる也。甚を去り泰を去るとは、太甚だしき美味美色を去る也。

【七】權は國の利器なり、已むを得ずして之を用ふ、其術、秘奥にす可し。

【八】素にして爲すなしとは、外面は素樸にして、己を守りて人の事に關せず。

は則ち事沮みて勝へず。故に人主、賢を好まば、則ち群臣、行を飾りて以て君の欲を要へん、則ち是れ群臣の情效れじ。群臣の情效れずば、則ち人主以て其臣を(一二)異つなけん。

故に越王、勇を好みて、民多く死を輕んじ、楚の靈王、細腰を好みて、(一三)國中に餓人多し。齊の桓公は(一四)外に妬にして(一四)内を好めり、故に竪刁は自ら(一五)宮して(一六)内を治む。桓公、味を好みて、易牙は(一七)其首子を蒸して之を進む。燕の子噲は賢を好む、故に(一八)子之は明に國を受けず。故に、君、惡みを見せば、則ち群臣、(一九)端を匿し、君、好みを見せば、則ち群臣、(二〇)能を誣ふ。人主の(二一)欲見はるれば、則ち(二二)群臣の情態、其資を得るなり。

故に、子之は、賢に託して以て其君を奪へる者なり、竪刁・易牙は、君の欲に因りて以て其君を侵せる者なり。其卒りや、子噲は亂を以て死し、桓公

【一二】異は眞僞を分つなり。
【一三】人其食を減ずるに至る。
【一四】「外に」は衍文なるべし。
【一四】内を好むは、女色を好む也。
【一五】去勢すること。
【一六】内は内廷なり。
【一七】長子を殺して蒸し物とする也。
【一八】子之、陽(アラハ)には、國を受けずと揚言せり。燕王噲、之を信じ、國を以て子之に讓り、己は堯舜禪讓の美名を享け、且つ其位に在らんとしたり。然るに子之、辭せずして之を受け、因つて以て國を簒へり。
【一九】端緒を匿して罪を避く。
【二〇】行を飾りて用ひられんことを希ふ。
【二一】欲見はるゝとは、好惡外に見はるゝ也。
【二二】資は資本なり。群臣の情態、其利を求めんことを欲す。然れば群臣、君の意のある所を知りて之に因緣して利を求む。

事に當り、事、其言に當れば則ち賞し。功、其事に當らず、事、其言に當らざれば則ち罰す。故に群臣の、其言大にして功小なるものは則ち罰す。小功を罰するにあらざるなり、功の名に當らざるを罰するなり。群臣の、其言小にして功の大なるものは、亦罰す。大功を說ばざるにあらざるなり、以爲へらく名に當らざるの害は、大功あるよりも甚しと、故に罰す。

昔は、韓の昭侯醉ひて寢ぬ。(六)典冠者、君の寒きを見て、故に衣を君の上に加ふ。寢より覺めて說び、左右に問うて曰く、『誰か衣を加ふるものぞ。』左右對へて曰く、『典冠なり』と。君因って典衣と典冠とを兼ね罪す。(七)其の典衣を罪せしは、以て其の事を失ふと爲すなり。(八)其の典冠を罪せしは、以て其職を越ゆと爲すなり。寒きを惡まざるに非ざるなり。以爲へらく、官を侵すの害は寒きよりも甚しと。故に明主の臣を蓄ふや、臣、官を越えて功あるを得ず、言を陳べて當らざるを得ず。官を越ゆれば則ち死し、當らざれば則ち罪す。業を其官に守り、言ふ所のもの貞しければ則ち群臣は朋黨して相(九)爲くるを得ず。

人主に二患あり。(一〇)賢に任ずれば、則ち臣將に賢に乘じて以て其君を劫かさんとす。妄りに擧ぐれ

【六】官名。
【七】典衣は衣を司どるべくして、之れをなさゞりしを罰する也。
【八】典冠は冠の事を司どる、衣を加へしは、典衣のなすべき所をなしし也、故に之を罰せる也。
【九】爲は助くる也。
【一〇】賢は世俗謂ふ所の賢を謂ふ、眞の賢者を指すにあらず。下の「臣將に賢に乘じ」の賢も亦同じ。

故に（六）田常は、（七）上は爵祿を請ひて之を群臣に行ひ、（八）下は斗斛を大にして百姓に施せり。此において（九）簡公、德を失ひて、田常之を用ひし也。故に（一〇）簡公は弑せらる。（一一）子罕、宋君に謂つて曰く、『夫れ慶賞賜予は、民の喜ぶ所なり、君自ら之を行へ。殺戮刑罰は、民の惡む所なり、臣請ふ之に當らん』と。是に於て宋君、刑を失ひて、子罕、之を用ひたり。故に（一二）宋君は劫かさる。

田常徒だ德を用ひて簡公弑せられ、子罕徒だ刑を用ひて宋君劫かさる。故に、今の人臣たるもの、刑德を兼ねて之を用ふるは、則ち是れ世主の危きこと、簡公・宋君よりも甚しき也。故に（一三）劫殺擁蔽の主、刑德を幷せ失ひて、臣をして之を用ひしめ、而して（脫ノ）危亡せざる者は則ち未だ嘗て有らざるなり。

【六】田常は齊の卿なり。
【七】私德を群臣に樹つる也。
【八】斗斛は百姓に貸與する米穀を量る升なり。之を大にするは私恩を百姓に賣る也。
【九】簡公は齊の君なり。
【一〇】田常、齊國を奪へり。
【一一】宋の大夫。
【一二】宋君刑を子罕に貸しし故なり。
【一三】劫殺せられ若くは耳目を壅蔽せらるゝ不明の君。

人主、姦を禁ぜんと將欲せば、則ち（一）刑名を（二）審合すべしとは、（三）言、事に異ならざるなり。人臣たる者、事を陳べて言へば、君、其言を以て之に事を授け、（四）專（五）其事を以て其功を責む。功、其

【一】形名。
【二】審合は相當るや否やを審にする也。
【三】姦邪を禁ぜんと欲するの人主は陳述する所の言と爲す所の事とをして異ならざらしむべし。
【四】專の字衍文。事の字と形相似たり、故に誤りて衍す。
【五】其功績を擧ぐること必ず其言ふ所と相當らんことを求むる也。

〔一〕二柄第五

明主の〔二〕導りて其臣を制するところの者は、〔三〕二柄のみ、二柄とは刑徳なり。何をか刑徳と謂ふ。曰く殺戮之を刑と謂ひ、慶賞之を徳と謂ふ。人臣たる者は、誅罰を畏れて、慶賞を利とす。故に人主自ら其刑徳を用ふれば、則ち群臣、其威を畏れて、其利に歸す。〔四〕世の姦臣は則ち然らず、〔五〕惡む所のものは、則ち能く之を其主より得て之を罪し、愛する所のものは、則ち能く之を其主より得て之を賞す。

今、人主、賞罰の威と利とをして、己より出でしむるにあらずして、其臣に聽きて其賞罰を行はゞ、則ち一國の人、皆其臣を畏れて其君を易り、其臣に歸して其君を去らん。此れ人主、刑徳を失ふの患なり。

夫れ虎の能く狗を服する所以のものは爪牙なり。虎をして其爪牙を釋てて、狗をして之を用ひしめば、則ち虎反つて狗に服せん。人主は刑徳を以て臣を制するものなり。今人に君たる者、其刑徳を釋てゝ、臣をして之を用ひしめば、則ち君は反つて臣に制せられん。

【一】此の篇、人主、賞罰を己より出さずして、臣下に竊ましむるが故に、簒弑の禍あることを論ず。

【二】「導」は當に「道」に作るべし、道は「よりて」と訓ず。

【三】柄は物の把手なり、之を執れば物を動かすこと意の如くなるを得。

【四】原文の故の字は衍文。

【五】姦臣は擅まゝに己の愛憎する所を賞罰して而して其名を主の權柄に借る。

くして(五六)枉木斲られ、(五七)準夷にして(五八)高科削られ、(五九)權衡懸りて(六〇)重きは輕きに益し、(六一)斗石設けられて多きは少きに益す。故に法を以て國を治むるは、(六二)擧げ措くのみ。法は貴に阿らず、繩は曲に撓まず。法の加はる所は、智者も辭すること能はず、勇者も敢て爭はず。(六三)過を刑する、大臣を避けず、(六四)善を賞する、匹夫を遺さず。故に上の失を矯め、下の邪を詰り、亂を治め(六五)繆を決し、(六六)羡を絀け非を齊しうし、民を一にするの軌は、法に如くはなし。官を(六七)厲し民を威し、(六八)淫殆を退け詐僞を止むるは、刑に如くはなし。刑、重ければ、則ち敢て貴を以て賤を易らず、法、審かなれば、則ち上尊くして侵されず。上尊くして侵されざれば、則ち主強くして(六九)守、要なり。故に先王之を貴んで之を後世に傳ふ。人主、法を釋てゝ私を用ふれば、則ち(七〇)上下別たず。

【五六】まがりたる木。
【五七】みづもり。
【五八】科は等なり。高科は、高きところ。
【五九】はかり。
【六〇】權は(ふんどう)なり、之を上下して物をはかる、故に重ければ之を減じ、輕ければ之を增す。
【六一】ます。
【六二】たゞ法を擧げ之を措けば治自ら平なり、其易々たるをいふ。
【六三】過あるときは大臣をも刑す。
【六四】善あるときは匹夫をも賞す。
【六五】繆は絲の紛亂せること。
【六六】羡は餘る也、法度の外に出づるをいふ。
【六七】「厲し」は一に「厲(ハゲ)まし」に作る。是なるに似たり。
【六八】淫殆は鄭聲(淫靡なる音樂)と佞人と也。語に云はく、鄭聲は淫なり、佞人は殆しと。
【六九】守つところ簡約なり。
【七〇】上下の分正しからず。

敢て相踰越せず。故に（四〇）治足らずして日餘りあり。（レ）（コ）上の（四一）任勢然らしむるなり。

夫れ人臣の、其主を侵すや、地形の如し。（四二）漸を卽みて、以て往き、人主をして（四三）端を失ひ、（四四）東西、面を易へて、自ら知らざらしむ。故に先王は（四五）司南を立てゝ、以て（四六）朝夕を端しうせり。

故に明主は、其群臣をして意を法の外に（四七）遊ばしめず（四八）惠を法の內に爲さゞらしむ。動くこと、法にあらざるなし。法は（四九）過遊を淩し私を外にする所以なり。嚴刑は令を遂げ下を懲す所以なり。威は（五〇）貸錯せず、（五一）制は門を共にせず。威制（臣ト）共にすれば則ち衆邪彰はる。法、信ならざれば則ち君の行危し。刑、斷ぜざれば則ち（五二）邪、勝へず。故に曰く、巧匠は（五三）目意して、繩に中れども、然れども必ず先づ（五四）規矩を以て度となす。上智は（五五）捷擧にして事に中れども、必ず先王の法を以て比となす。故に繩直

【四〇】治をなす事務少くして暇日多し。
【四一】任用の勢。
【四二】「漸を卽む」は、一本には「漸を積む」に作る、從ふべし。
【四三】端緒。
【四四】漸次方向をかへて、終に何れに向ひ居るかを知らざらしむるを云ふ。
【四五】指南車。指南車の方位を正す如く、法を以て正す。
【四六】朝は正なり、夕は邪なり。
【四七】遊は放（ホシイマヽ）にする也。
【四八】私を擅にし私惠を施さしめず。
【四九】過遊は法の外に出づるをいひ、私は私事なり。外は之を斥くる也。「過遊を淩し私を外にする」は一本には「過を淩し私を滅す」に作る。
【五〇】貸錯は臣下に貸すなり。錯は借なり。
【五一】政令を出すこと、君獨り之を爲し、臣下は與にせず。
【五二】姦邪を誅するに勝へず。
【五三】目算。
【五四】ぶんまはし、さしがね。
【五五】捷擧は事をなすこと敏速なる也。比は參照する先例なり。

(二三)險世の說なり、而して先王の法の簡くる所なり。

(二四)先王の法に曰く、『臣は威を作すあるなかれ、利を作すあるなかれ、王の(二五)指に從へ。(二六)惡を作すあるなかれ、王の路に從へ』と。古は(二七)世治の民、公法を奉じ、私術を廢し、意を專にし行を一にし、(二八)具へて以て使を待てり。

(二九)夫之が人主となりて、身ら百官を察すれば、則ち日も足らず力も給せず。且つ上、目を用ふれば、則ち下、觀を飾り、上、耳を用ふれば、則ち下、聲を飾り、上、慮を用ふれば、則ち下、辭を繁くす。先王、三者を以て足らずと爲す、故に己が能を舍てて、法數に因り、賞罰を審にせり。

先王の守る所は(三〇)要なり。故に法、省けて(三一)侵されず、獨り四海の內を制す。聰智も其詐を用ふるを得ず、(三二)險躁も其佞を關ふるを得ず、姦邪は(三三)依る所なし。遠く千里の外にあるも、敢て(三四)其辭を易へず、近く(三五)郞中にあるも、(三六)敢て善を蔽ひ非を飾らず、(三七)朝廷群下(三八)直湊し、(三九)單微にして、

【二三】危亂の世。
【二四】尙書洪範の篇中の語。但し文少しく異なり。
【二五】指は旨なり。
【二六】私を以て人民を好み惡むなかれ。
【二七】世治は治世の誤。
【二八】意行を具して君の任使するを待つ。
【二九】之の字衍文。
【三〇】簡約。
【三一】民能く法を奉ず。
【三二】險は利口、躁は多言。
【三三】依は負む也。
【三四】詐らざる也。
【三五】近侍の官。
【三六】其佞を用ひざる也。
【三七】上は朝廷より下は群下に至る迄。
【三八】直ちに人君の所に集る。「直湊」は一に「指湊」に作る。
【三九】單微は臣の勢の微弱なるをいふ。

足を修む。(五)清暖寒熱、(六)救はざるを得ず、(七)鏌鋣(八)體に傅けば、敢て(九)搏たずんあらず。賢哲の臣に私することなく、智能の士に私することなし、故に(一〇)民、郷を越えて交はらず、(一一)百里の感なく、(一二)貴賤相踰えず、(一三)愚智提衡して立つ。治の至りなり。

今夫れ爵祿を輕んじ、(一四)去亡を易んじ、以て(一五)其主を擇ぶは、(一六)臣は廉と謂はず。說を詐り法に逆ひ、主に倍きて强諫するは、臣は忠と謂はず。(一七)惠を行ひ利を施し、(一八)下を收めて名を爲すは、臣は仁と謂はず。俗を離れ隱居して、以て主を非るは、臣は義と謂はず。外は諸侯に使し、內は其國を耗し、(一九)其危險の陂を伺ひて以て其主を恐れしめて、『交は我に非ずば親しまじ、怨は我に非ずば解けじ』と曰ひ、而して主は乃ち之を信じ、(二〇)國を以て之に聽き、主ゝ名を卑うして以て(二一)其身を顯し、國の(二二)厚きを毀りて以て其家を利するは、臣は智と謂はず。此の數物は、

【五】清は冷なり。
【六】手を以てこれを救はざるを得ず。
【七】鏌鋣は利劍の名。
【八】體に傅くとは、我が膚に迫る也。
【九】搏は手を以て打つ也。
【一〇】政平かにして國治まり、人に異望なし、郷を出で境を越えて交らず。
【一一】外變なきを云ふ。
【一二】等級を侵さず。
【一三】愚智互に權衡を得ること。
【一四】亡はにぐる也。
【一五】主君を擇り好みする。
【一六】臣は韓非自ら謂ふなり。下同じ。
【一七】私惠を民に加ふる也。
【一八】下民の心を取りて人望を得ることをつとむ。
【一九】危險の陂は危亡險陂の誤ならん、陂は平ならざることをいふ、蓋し其主君の恐るる所を伺ひて之を恐れしむるなり。
【二〇】國事をまかすこと。
【二一】姦臣自身の名譽。
【二二】厚は厚資なり。

あるも、而も實は（五）群臣の家に託するなり。故に臣曰く、亡國の廷には人無しと。廷に人無しとは、朝廷の衰ふるに非ざる也。（六）家は務めて相益して、國を厚くするを務めず。大臣は務めて相尊くして、君を尊くするを務めず。小臣は祿を奉じて（七）交を養ひ、官を以て事となさず。此れ其の然る所以のものは、主の、上、法に斷ぜずして、下の之を爲すに信ずるに由るなり。

故に明主は（八）法をして人を擇ばしめて、自ら擧げざる也。法をして功を量らしめて、自ら度らざる也。能者は（九）弊ふべからず、敗者は飾るべからず、譽むるものも進むること能はず、非るものも退くること能はざれば、則ち君臣の間、（一〇）明辯にして治め易し。故に主は（一一）法に讐せば則ち可なり。

賢者の人臣となるや、（一二）北面して（一三）質を委し、二心あることなし。朝廷には敢て(官ノ)賤しきヲ辭せず、軍旅には敢て(事ノ)難キを辭せず、上の爲に順ひ、主の法に從ひ、虛心以て令を待ちて、是非することなし。故に（一四）口あるも以て私言せず、目あるも以て私視せず、而して上盡く之れを制す。人臣たるものは、之ヲ譬ふるに手の若し、上は以て頭を（一五）修め、下は以て

【五】君は臣、寄食者たるに等しき也。
【六】卿大夫をいふ。
【七】私交に務む。
【八】自ら用ひずして法に因るをいふ。
【九】弊は蔽と通す。
【一〇】明辨に同じ、君臣の間、明に分別せらるゝなり。
【一一】法に讐すとは、法によりて可否を校定する也。
【一二】君は南面し臣は北面す。
【一三】質は贄なり、贄を奉り君に仕ふ。
【一四】唯君の爲めに言ひ、君のために視る。
【一五】修は飭ふる也。「修」は一本「循」に作る、亦通ず。

を以て官を擧げば、則ち民、(二)交りを務めて、法に(ヨリテ)用ひらるゝを求めじ。故に(三)官の能を失ふ者は、其國亂る。譽を以て賞を爲し、毀を以て罰を爲さば、則ち賞を好み罰を惡むの人は、(四)公行を釋て、私術を行ひ、比周して以て相爲けん(五)也。主を忘れて外に交り、以て其(六)與を進めば、則ち其下の、上の爲めにする所以の者薄からん。交衆く與多くして、外内朋黨せば、(七)大過ありと雖も、(八)其蔽多からん。故に忠臣は非罪に(九)危死し、姦邪の臣は無功に(一〇)安利ならん。忠臣危死して、而も其罪を以てせずば、則ち良臣(一一)伏せん。姦邪の臣、無功に安利ならば、則ち姦臣進まん。此れ亡ぶるの本なり。

是の若くば則ち群臣、法を廢て、(一二)私重を行ひ、公法を輕んじ、數〻(一三)能人の門に至り、一たびも主の廷に至らず、私家の便を百慮して、一も主の國を圖らざらん。(一四)屬數多しと雖も、君を尊くする所以にあらざるなり、百官具はると雖も、國に(一五)任ずる所以にあらざるなり。然らば則ち主に人主の名

【二】貪祿して以て擧用せられんことを求む。

【三】官の能を失ふとは、官に人を得ざる也。

【四】公道を釋つ。

【五】也の字匪の字に作るを是と爲す、然るときは「比周して匪を相爲さん」と讀む。卽ち相徒黨して以て匪(惡事)を相爲さんとの義。

【六】黨與。

【七】姦臣の過。

【八】隱蔽せられて君之を知るを得ざらん。

【九】危く且つ死す。

【一〇】安く且つ利す。

【一一】かくれて出でず。

【一二】「私重を行ひ」は當に「私行を重んじ」に作るべし。

【一三】「能人」は「私人」の誤なるべし。

【一四】官屬の數。

【一五】任は事に當らしむる也。

を河東に取り、攻めて陶(一三)魏の地を盡くし、兵を齊に加へて平陸の都を私し、韓を攻めて(一四)管を拔き、淇下に勝ち、(一五)睢陽の事、荊軍老れて走り、蔡の召陵の事、荊軍破れ、(魏ノ)兵は天下に四布し、威は(一六)冠帶の國に行はる。安釐王死して(一七)魏以て亡べり。

故に(一)荊莊(二)齊桓あれば、則ち荊・齊以て覇たるべく、燕襄・魏安釐あれば、則ち燕・魏以て强かるべし。今皆國を亡せるは、其群臣官吏、皆(三)亂るる所以を務めて、治まる所以を務めず、其國亂弱せるなり。又(四)皆(五)國法を釋て、其外に私す。則ち是れ薪を負うて火を救ふなり。亂弱甚しきなり。

故に、今の時に當りて、能く(六)私曲を去りて、公法に就かば、民安くして國治まらん。能く私行を去りて公法を行はば、則ち兵强くして敵弱からん。故に得失を審かにし、法度の制ある者、(七)以て(八)群臣の上に加ふれば、則ち主は欺くに詐僞を以てすべからず。得失を審かにし、(九)權衡の稱ある者、以て(一〇)遠事を聽けば、則ち主は欺くに天下の輕重を以てすべからず。今若し譽を以て能を進めば、則ち臣、上を離れて下に(一一)比周し。若し黨

〔一三〕魏の字は衞の誤。
〔一四〕土地の名。
〔一五〕魏、楚卽ち荊と、睢陽に相持す。
〔一六〕中國を云ふ。
〔一七〕秦に十城を拔かる。
〔一〕莊王。
〔二〕桓公。
〔三〕法を奉ずる者弱き也。
〔四〕皆は官吏をさす。
〔五〕私を國法の外に營む。
〔六〕私の衺曲。
〔七〕原文の「加以」は當に「以加」に作るべし。
〔八〕守法の臣群臣の上に位する智者。
〔九〕稱は秤なり。物をはかる
〔一〇〕遠き外の事。
〔一一〕比周は私交なり、比周して相譽めて進用を求む。

巻の二

(一)有度第四

國に、常強なく、常弱なし。(二)法を奉ずる者強ければ則ち國強く、法を奉ずる者弱ければ、則ち國弱し。(三)荊の莊王は國を幷すこと二十六、地を開くこと三千里。莊王の(四)社稷を氓ふや而ち以て亡べり。齊の桓公は國を幷すこと三十、地を開くこと三千里。桓公の社稷を氓ふや、而ち齊(五)以て亡べり。燕の(六)襄王は河を以て境と爲し、薊を以て(七)國と爲し、涿の方城を(八)襲ね、齊を(九)殘し中山を平げ、(一〇)燕ある者は重く、燕なき者は輕し。襄王の社稷を氓ふや、而ち燕(齊ニ伐タレテ)以て亡べり。魏の(一一)安釐王は、燕を攻めて趙を救ひ、(一二)地

【一】此篇は、國の強弱は法を奉ずると廢するとに關る、群僚百官、法に從うて私なければ國治まることを論ず。
【二】法を奉ずる者とは、執政の官吏をいふ。強しとは法を曲げて私に從はざるを云ふ。
【三】荊は楚なり。
【四】氓は亡なり。社稷を亡ふとは、死するをいふ。莊王の死するや、頃襄王、秦人に破らる。
【五】桓公の薨ずるや、五公子の亂あり。
【六】襄王は昭王の誤ならん。河は黃河なり。
【七】國都。
【八】襲は重也、薊を都城となし、方城を外還と爲す、故に襲といふ。
【九】殘滅す。
【一〇】燕の與國たる者は重んぜらる。
【一一】昭王の子。
【一二】魏は燕を救ひ、其報酬として河東の地を獲たるをいふ。

福と(一)咎とを知る。是を以て、言はざるも(二)善く應じ、約せざるも善く會ふ。言已に應ずれば則ち其(三)契を執り、事已に會へば則ち其(四)符を操る。(五)符契の合ふ所は、賞罰の生ずる所なり。

故に群臣、其言を陳べ、君、其言を以て其事を授く。事を以て其功を責め、功、其事に當り、事、其言に當れば、則ち賞し。功、其事に當らず、事、其言に當らざれば則ち誅す。明君の道は、臣、言を陳べて當らざるを(六)得ず。

是の故に明君の賞を行ふや、(七)曖乎として時雨の如し、百姓、其澤を利とす。其罰を行ふや、畏乎として雷霆の如し。(八)神聖も解くと能はざる也。故に明君は賞を(九)偸もするなく、罰を赦すなし。賞を偸もすれば、則ち功臣、其業を惰り、罰を赦せば、則ち姦臣、非を爲し易し。是の故に、誠に功あれば則ち疏賤と雖も必ず賞し、誠に過あれば則ち近愛と雖も必ず誅す。(一〇)(疏賤も必ず賞し)近愛も必ず誅すれば、則ち疏賤の者怠らずして、近愛の者驕らざるなり。

【一】禍也。
【二】臣下之に應じ之に會ふなり。
【三】執りて人を責むるもの。
【四】合せて信を取るもの。
【五】臣下の言論する所によりて、之に官職を授け、其事功と其言論と符合するときは、之を賞し、其事功と其言論と符合せざるときは之を罰す、賞罰とは必ずしも爵祿と誅戮とをいふにあらず、褒譽喜笑も賞なり、貶毀怒罵も罰なり。
【六】一本によりて「得」の字を補ふ。
【七】溫き貌。
【八】神聖の人と雖も、智辯貨賄を以て、罪あるに罰を免るること能はず。
【九】偸は、苟且にする也。
【一〇】「疏賤も必ず賞し」の一句一本によりて之を補ふ。

(一)其黨を散じて(二)其餘を收め、(三)其門を閉ぢて(四)其輔を奪はば、國乃ち虎なけん。(君主)大にして量るべからず、深くして測るべからず、(五)刑名を同合し、法式を審驗し、擅に爲す者(六)誅せられば、國乃ち賊なけん。

是故に人主に(七)五壅あり。臣、其主を閉づるを壅といひ、臣、財利を制するを壅といひ、臣擅に令を行ふを壅といひ、臣、(八)義を行ふを得るを壅といひ、臣、(九)人を樹うるを得るを壅といふ。臣、其主を閉づれば則ち主、明を失ひ、臣、財利を制すれば則ち主、(一〇)德を失ひ、臣、擅に令を行へば則ち主、制を失ひ、臣、義を行ふことを得れば則ち主、(一一)名を失ひ、臣、人を樹うることを得れば、則ち主、(一二)黨を失ふ。此れ人主の獨り擅にする所以なり。(一三)人臣の操るを得る所以にあらざるなり。

人主の道は、靜退以て寶と爲す。自ら事を操らずして、(臣下ノ)拙と巧とを知り、自ら計慮せずして、

【一】姦臣の黨。
【二】不黨者を收めて、君の黨とす。
【三】姦臣の攻むる所の門、即ち君の耳又は目の娛樂する所のもの。
【四】姦黨を輔助するもの。
【五】刑は當に形に作るべし。
【六】誅は責むる也。古は重刑は且く之を責怒し、未だ即時に罪せず。凡そ誅と言ひ罰と言ふは、必ずしも殺さざる也。
【七】壅は蔽塞の義。
【八】義を行ひて名を竊む。
【九】私黨を樹つ。
【一〇】恩德。
【一一】名を失ふときは官爵尊からず。
【一二】黨を失ふときは人君孤獨なり。
【一三】臣下に借す可からざるを言ふ。

㊂見るも見るとせず、聞くも聞くとせず、知るも知るとせず。㊃其言を知りて以て往き、㊄變ずる勿れ更むる勿れ、㊅以て參合し閱せよ。

㊀官に一人あらば、言を通ぜしむることなかれ、則ち萬物皆盡く。㊁其跡を函掩し其端を匿せば、下、原ぬること能はず。其智を去り其能を絶てば、下、意ること能はず。吾が㊂以て往く所を保ちて之を㊃稽同し、㊄謹みて其柄を執りて固く之を握り、㊅其望を絶ち其意を破り、人をして㊆之を欲せしむることなかれ。

㊀其閉を謹まず、㊁其門を固めざれば、㊂虎乃ち將に存せんとす。其事を愼まず、其情を掩はざれば、賊乃ち將に生ぜんとす。其主を㊃弑し、㊄其所に逼りて、人(之二)與せざるはなし、故に之を虎といふ。其主の側に處り、姦臣の爲めに其主の㊅忒を聞ふ、故に之を賊と謂ふ。

【三】君其知をしめさざる也。
【四】臣下の呈する言。
【五】常經を易へず。
【六】參合は參照する也、閱は考閱する也、前言を閱して之を後言に參し、前後相違ふなからしむ。
【一】百官中に一人陰事を知る者あらば、之を他に漏さしむる勿れ、此の如くなれば萬物皆實情を效す。
【二】函(ハコ)に物を藏するが如く、吾が形を韜み晦まし、心情の端を匿せば、臣下は君の心情を尋ね求むるを得ず。

【三】以て往く所とは上文の其言を知りて以て往くを指す。
【四】考へあはす。
【五】固く賞罰の柄を執る也。
【六】覬覦非望を破る也。
【七】之は其柄を指す。
【一】謀慮をいふ。
【二】耳目をいふ。
【三】虎は姦臣にたとふ。
【四】「弑し」は一に「撞たし」に作る。
【五】君位。
【六】忒は慝なり、隱情なり。「聞」は當に一本「間」に作るに從ふべし。

して、群臣をして其武を盡さしむ。是の故に（五）智を去りて明あり、（六）賢を去りて功あり、（七）勇を去りて彊あり、（八）群臣、職を守り、百官常あり、能に因りて之を使ふ、是を（九）習常と謂ふ。故に曰く、（一〇）寂乎として、（一一）其れ位なくして處り、（一二）漻乎として、（一三）其所を得ることなし。明君、上に爲すなくして、群臣、下に竦懼すと。

明君の道は、智者をして其慮を盡さしめて、君因つて以て事を斷ず、故に君は（一）智に窮せず。賢者其材を（二）敕し、君因つて之れに任ず、故に君は能に窮せず。功あれば則ち君其賢を有し、過あれば則ち臣其罪に任ず、故に君は（三）名に窮せず。是の故に不賢にして賢者の（四）師となり、不智にして智者の（五）正となる。臣は其勞を有して、君は其成功を有す。此を之れ賢主の（六）經と謂ふなり。

（一）道は見るべからざるに在り、用は知るべからざるに在り。虛靜無事にして、闇を以て（二）疵を見る。

【五】人君智を去れば臣其明を蔽はざる故に非明なり。
【六】羣臣の賢愚なるもの皆其實情を得、故に功多し。
【七】臣をして其武を盡さしむ、故に强。
【八】規則方法完備するが故に賢愚、總て之を能くせざるなし。
【九】習は襲なり、重複の義なり、習常は常の又常といふが如し。
【一〇】ひつそり。
【一一】在る處なきが如きを云。
【一二】おくふかし。

【一三】測り知るべからず。
【一】其智窮まりなし。
【二】敕は飭（いましむ）勞（つとむ）等の義を含む。敕は一に効に作る。
【三】常に善名あり。
【四】師は師弟の師にあらず、長の義なり。
【五】正は師と同じく、亦た長の義なり。
【六】常法。
【一】道の體は隱微、故に見るべからず。
【二】臣下の過。

して以て（萬物）待ち、（六）令名をして自ら命けしめ、事をして自ら定めしむ。（七）虚なれば則ち實の情を知り、靜なれば則ち動の正を知る。（八）言ある者は自ら名を爲し、（九）事ある者は自ら形を爲す。（一〇）形名參同すれば、君乃ち（一一）事なし、（一二）之を其情に歸す。

故に曰く、君は其の欲する所を見はすことなかれ、君其の欲する所を見はさば、臣（一三）自ら將に（一四）彫琢せんとす。君は其意を見はすことなかれ、君、其意を見はさば、臣將に自ら（一五）表異せんとす。故に曰く、好みを去り惡みを去れば、臣乃ち（一六）素を見はす、（一七）舊を去り智を去れば、（一八）臣乃ち自ら備ふと。

故に（人主）智あるも（一）以て慮らずして、（二）萬物をして（三）其處を知らしめ、（四）行あるも以て賢とせずして、臣下の因る所を觀、勇あるも以て怒らず

【六】「令」の字衍文なり。君自ら用ひず又臣の先とならず。
【七】己虚心なれば則ち彼が胸臆の情僞を知り、己清靜なれば則ち彼が擧止の正邪を知る。情と正とは、皆、飾ること無きの本質をいふ。
【八】人臣、言を上に陳ずれば人主其言をとりあぐ。
【九】官に在る者には、其言によりて其實際をただし、言行一致するや否やを驗す。
【一〇】言ふ所と實際とを驗す。
【一一】事無しとは、爲すこと無き也。
【一二】萬物皆實際を見はし、毫も虚飾することを假ず。
【一三】「自ら將に」は當に「將に自ら」に作るべし。
【一四】彫琢は外を飾るなり。
【一五】主君の好む所を見て、わが素質と異なりたる者を表はして因つて以て容れられんことを求む。
【一六】素は素質なり。
【一七】舊は故なり、故は智なり、又巧なり、舊を去るとは智巧を用ひざるなり。「舊」は一本には「賢」に作る。
【一八】臣則ち戒めて自ら備ふ。
【一】思慮を回らさず。
【二】群臣士民。
【三】職分。
【四】高行。

是を(九)威淫と謂ふ。社稷將に危からんとし、國家(一〇)偏威せん。是の故に大臣の祿、大と雖も、威を(一一)城市に藉るを得ず、(一二)黨與衆しと雖も、(君ノ)士卒を(私ノ)臣とするを得ず。故に人臣は、國に處るに(一三)私朝なく、軍に居るに私交なく、其府庫は私に家に貸すを得ざるは、此れ明君の其邪を禁ずる所以なり。是の故に(一四)四從するを得ず、(一五)奇兵を(一六)載せず。(一七)傳にあらず遽にあらずして奇兵(一八)革を載すれば、(一九)罪死赦さず。此れ明君の(二〇)不虞に備ふる所以のものなり。

(一)主道第三

(二)道は萬物の始にして、是非の紀なり。是を以て、明君は、(三)始を守りて以て萬物の源を知り、(四)紀を治めて以て善敗の端を知る。故に(五)虛靜に

【九】君の威は猶ほその魂のごとし、死すべきを赦し刑すべきを宥せば、猶ほ魂の外に遊びて返らざるがごとし、故に威淫といふ。
【一〇】君威、下に偏る。
【一一】城市は內外を言ふ。
【一二】黨與は屬官をいふ。
【一三】威を借ることを得ざるが故に、私家にて政を執ることなく、士卒を臣とすることを得ざるが故に、私交なし。
【一四】四從は私に四隣の國に交るなり。或は曰はく、從は恣なり、四從とは、威を城市に藉ると、君の士卒を私臣とすると、私に朝交すると、府庫を私に家に貸すとの四事也と。
【一五】常用にあらざる兵器。
【一六】載するを許されず。
【一七】傳も遽も驛車。驛傳の取扱にあらずしての意。
【一八】革は甲冑。
【一九】死罪に當りて、決して赦されず。
【二〇】非常。
【一】此篇は人君たる者、虛靜無爲なれば、群臣各〻其職を盡し、敢て權を擅にして其主を壅蔽することなきを述ぶ。
【二】道は天地に先だちて生じ是非は道之を總ぶ。
【三】道を體せば則ち心虛靜となる、虛靜なれば則ち明かに、明かなれば則ち萬物自ら來りて應ず。
【四】紀を治めて成敗の由る所を知るを得べし。
【五】好惡を去れば則ち虛、賢智を去れば則ち靜。

天子の害なり。群臣の太だ富むは、君主の敗なり。將相の主を後にして〔六〕家を隆んにするは、此れ人に君たる者の〔七〕外にすべき所なり。

萬物は、(人主)身の至貴と位の至尊と主威の重きと主勢の隆きとに如くはなし。此四美の者は、諸を外に求めず、人に請はず、之を〔八〕議して之を得べし。故に曰く、人主其富を用ふること能はざれば則ち〔九〕外に終ると。此れ人に君たる者の〔一〇〕職る所なり。

昔は〔一一〕紂の亡ぶる、周の卑き、皆諸侯の博大なりしに從るなり。晉の〔一二〕分たれたる、〔一三〕齊の奪はれたる、皆群臣の大に富めるを以てなり。夫れ燕宋の其君を弑せる所以は、皆〔一四〕類するを以てなり。故に、〔一五〕上は之を殷周に比し、中は(之を晉齊に比し、下は)之を燕宋に比するに、此術に從らざるはなきなり。是の故に明君の其臣を蓄ふや、〔一六〕之を盡すに法を以てし、〔一七〕之を質すに備を以てす。故に死を赦さず、刑を〔一八〕宥さず。死を赦し刑を宥すは、

〔六〕自家。

〔七〕外にすとは、疏外して之を斥逐する也。

〔八〕謀るなり。

〔九〕臣下に放逐せらるるが故に國外に終る。

〔一〇〕「職」は一に「識」に作る。

〔一一〕殷紂の滅亡せる、周室の微弱となる、皆諸侯の博大なりしが爲めなり。

〔一二〕晉の三卿なる韓氏・趙氏・魏氏、晉國を三分す。

〔一三〕齊簡公、陳恒に弑せらる。

〔一四〕君と臣と富貴權威相類すること。

〔一五〕上中下は時代を以て言ふ也。(　)の中の數字は、一本によりて之を補ふ。

〔一六〕法術を以て下の智力を盡す。「盡」は一に「畫」に作る。

〔一七〕豫め備へて以て下に對するなり。

〔一八〕「宥」は一本には「赦」に作る。

られ、宓子賤・西門豹は鬪はずして人の手に死し、董安于は死して市に陳ねられ、(一六)宰予は田常に免れず。范雎は(一七)脅を魏に折らる。此十數人の者は、皆、世の仁賢忠良にして、道術あるの士なり。不幸にして悖亂闇惑の主に遇ひて死せり。然らば則ち賢聖と雖も、死亡を逃れ戮辱を避くること能はざるは何ぞや、則ち愚者には說き難ければなり。故に君子は言ふを難るなり。且つ至言は耳に忤ひて心に倒ふ。賢聖にあらざれば能く聽くことなし。願はくは大王之を熟察せられんことを。

(一)愛臣第二

(二)愛臣太だ親しければ、必ず其(ノ君)身を危くす。人臣太だ貴ければ、必ず主の位を易ふ。(三)主妾、等なければ、必ず嫡子を危くす。兄弟(四)服せざれば、必ず社稷を危くす。

臣聞く、千乘の君備へなければ、必ず百乘の臣其側に在りて、以て(五)其民を徙して其國を傾くることあり。萬乘の君備へなければ、必ず千乘の家其側に在りて、以て其威を徙して其國を傾くることありと。是を以て姦臣は蕃息し、主道は衰亡す。是の故に諸侯の博大なるは

【一六】宰予は孔子の弟子の宰予に非ず、同名異人なり。
【一七】肋骨。
【一】此篇、人主は權を借すべからず、權を借せば、人臣、威を擅にすべきを論ず。
【二】愛臣は左右の嬖臣なり。
【三】主は猶ほ尊のごとし、妾の貴き者をいふ。等は等級なり。等無しとは、正室と尊を爭ふをいふ。
【四】服は服從なり。
【五】其民を徙すとは、民を己れに歸せしむる也。

しも、魯は之を囚へたり。故に此三大夫、豈に賢ならざらんや、而も三君の不明なりしなり。

上古、(一)有湯は至聖なり。伊尹は至智なり。夫の至智の・至聖に說くも、然も且つ(二)七十說にして受けられず、身は(三)鼎俎を執りて、(四)庖宰となり、昵近習親して、湯乃ち僅かに其賢を知りて之を用ひたり。故に曰く、至智を以て至聖に說くも、未だ必ずしも(五)至りて受けられずと。伊尹の湯に說きしは是れ也。智を以て愚に說くは、必ず聽かれずと。文王の紂に說きしは是れ也。故に文王、紂に說き、紂之を(羑里ニ)囚へ、翼侯は炙られ、鬼侯は腊とせられ、比干は心を剖かれ、梅伯は醢とせられ、夷吾は束縛せられ、而して曹覊は(諫聽カレズシテ)陳に奔れり。(六)伯里子は道に乞ひ、傅說は(七)轉鬻し、孫子は魏に(八)臏脚せられ、(九)吳起は泣を岸門に收つて、(一〇)西河の秦(ノ有)となるを痛み、卒に楚に(一一)枝解せらる。(一二)公叔痤は國器を言ひて、反つて悖るとせられ、(一三)公孫鞅は秦に奔り、關龍逢は斬られ、萇弘は(一四)分胣せられ、尹子は棘に穽せられ、司馬子期は死して江に浮められ、田明は(一五)辜射せ

【一】殷の湯王。
【二】說くこと七十回。
【三】かなへ。まないた。
【四】料理人。
【五】至は得るの義なり。
【六】道路に乞食す、伯里子は百里奚なり。
【七】轉々身を鬻ぎ雇はる。
【八】あしきるを云ふ。
【九】吳起讒せられて岸門に至りて泣く。
【一〇】土地の名。
【一一】手足を斷つ。
【一二】公叔痤は公孫鞅を國器なりと言ひて魏王に薦めしに、王其言を以て悖れりと爲して聽かず。
【一三】公孫鞅は即ち商鞅なり。
【一四】腸を剖く。
【一五】射は磔と通ず。辜なきに辜ありとして磔せらる。

閎大廣博、妙遠にして測られざれば、則ち（二〇）夸にして用無しと以爲はれ。（二一）纎計小談、具數を以て言へば、則ち陋なりと以爲はれ。言ひて（二二）世に近く、辭、悖逆ならざれば、則ち生を貪りて上に諛ふと以爲はれ、言ひて俗に遠く、（二三）人閒に詭躁すれば、則ち（二四）誕なりと以爲はれ。（二五）捷敏辯給にして、（二六）文采に繁ければ、則ち（二七）史なりと以爲はれ。文學を殊釋し、（二八）質信を以て言へば、則ち（二九）鄙なりと以爲はれ。時に（三〇）詩書を稱し、往古に（三一）道法すれば、則ち（三二）誦すと以爲はる。此れ臣非の言ふを難りて重く患ふる所以なり。故に（三三）度量正しと雖も、未だ必ずしも聽かれず、義理全しと雖も、未だ必ずしも用ひられざるなり。大王若し（三四）此れを以て（說者ノ說ヲ）信ぜずば、則ち小は（其說ヲ）以て毀訾誹謗となし、大は患禍災害死亡、（三五）其身に及ばん。故に（三六）子胥は善く謀りしも、吳は之を戮し、（三七）仲尼は善く說きしも、匡（人）は之を圍み、（三八）管夷吾は實に賢なり

【二〇】夸は大言なり。
【二一】計算して財利の事を言ふ。具は算の誤ならん。
【二二】世は世俗なり。
【二三】詭辯を弄し人聽を躁がすこと。
【二四】妄言。
【二五】敏捷口辯。
【二六】飾多し。
【二七】史は歷史家をいふ、大抵歷史家の記する所は虛飾にして事實の乏しき者なれば、史といへば、浮華にして實すくなきをいふなり。
【二八】言語の修飾を去る也。
【二九】野鄙。
【三〇】詩經、書經。
【三一】道は由る也。往古に由り法る也。
【三二】誦も史の字の義と粗ぼ同じ。
【三三】法規。
【三四】此れは、上文言ふところのものをさす。
【三五】其身は、說者の身をいふ。
【三六】伍子胥。
【三七】孔子。
【三八】管仲。

卷の一

(一)難言第一

臣非、言ふを難るに非ざる也。言ふを難る所以のものは、言、(二)順比滑澤(三)洋洋(四)纚纚然たれば、則ち(五)華にして實ならずと以爲はれ。(六)敦祗恭厚(七)鯁固愼完なれば、則ち拙にして(八)倫ならずと以爲はれ。(九)多言繁稱(一〇)類を連ね物を比ぶれば、則ち(一一)虛にして用無しと以爲はれ。(一二)微を總べ(一三)約を說き、(一四)徑省にして飾らざれば、則ち(一五)劌にして辯ならずと以爲はれ。(一六)意を激めて親近し、(一七)人情を探知すれば、則ち(一八)譖へて(一九)讓ならずと以爲はれ。

【一】此篇は韓王安に上つる書なり。其言感憤の餘に發し、每句、韻を用ひたり。
【二】順比は人の意に適ひて、違はざるをいひ、滑澤はすらすらとして潤飾するをいふ。
【三】美しき貌。
【四】連なる貌。次第ある貌。
【五】言、其行に過ぎたる也。
【六】敦厚祗敬恭肅篤厚。
【七】鯁固は鯁直にして固く執る也。愼完は縝密なり。
【八】次第無し。
【九】繁く古言などを稱すること。
【一〇】類を引き喩を取る。
【一一】言ふ所空虛にして實用に乏し。
【一二】精微を總取し其無用を去る。
【一三】約は簡約なり。
【一四】直徑省略。
【一五】劌は艸木のとげなり、其の言ふ所猶ほ人の皮膚を刺すがごときをいふ。
【一六】先方の意中を伺ひ察して人に迫る。
【一七】他人の内情「人情を探知すれば」は一本には「深く人情を知れば」に作る。
【一八】譖は人の非行を愬ふる也「譖」は一本には「僭」に作る。
【一九】謙讓。

ば、則ち（二五）反掖の寇ありて、必ず城を襲はん。城盡きば則ち（二六）聚散せん。聚散せば則ち軍無けん（若シ又）城を固守せしめば、則ち秦は必ず兵を興して王の一都を圍まん（都鄙ノ間）道通ぜずば、則ち難必ず謀り、（二七）其勢救はれざらん。左右之を計る者、（二八）用ならず。願はくは陛下之を熟圖せよ。若し臣斯の言ふ所、事情に應ぜざる者あらば、願はくは大王幸に（臣ヲシテ）辭を（大王ノ）前に畢すを得しめよ。乃ち吏の誅に就かんも、晩からざるなり。

秦王は飮食も甘しとせず、遊觀も樂しとせず、意專ら趙を圖るにあり。（故ニ）臣斯をして來り言はしむ。身見ゆることを得て、因つて急に陛下と計ることあらんを願ふなり。今、使臣通ぜられずば、則ち（二九）韓の信未だ知るべからざるなり。夫れ秦必ず趙の患を釋てて兵を韓に移さん。願はくは陛下幸に復た之を察圖して臣に（三〇）報決を賜へ。

【二五】蕭牆の禍。親近の謀反。
【二六】聚は積聚なり。
【二七】「其勢」の下に、一本には「必ず」の字あり。
【二八】「用ならず」は、當に「周ならず」に作るべし。周密ならざるなり。
【二九】韓の秦に對する信誼。
【三〇】決答。報は復なり。

るべし。(往時)魏、兵を發して以て韓を攻めんと欲するや、秦は人をして(一四)使者を韓に召らしめき。今秦王、臣斯をして來らしめしに、見ゆることを得ず恐らくは(王ノ)左右(ノ臣)曩きの姦臣の計を襲ぎて、韓をして復た(一五)亡地の患あらしめんことを。臣斯見ゆることを得ずば、請ふ歸りて(此事ヲ)報ぜん。(然ラバ)秦・韓の交りは必ず絶えん。(斯モ)斯の來り使せるは、以て秦王の(一六)歡心を奉じて、(韓ノ)便計を效さんことを願ひてなり。(然ルニ斯ヲ處置ヘ)豈に陛下の賤臣を逆ふる所以の者ならんや。臣斯、願はくは一たび前に見ゆるを得て、進んで愚計を道ひ、退きて(一七)葅戮に就かむ。願はくは陛下(一八)意る有らんことを。今、臣を韓に殺すも、則ち大王以て強くするに足らず、若し臣の計を聽かずんば、則ち禍必ず構ばん。(而シテ)秦、兵を發して、行くことを留めずば、韓の社稷憂あらん。臣斯、(一九)身を韓の市に暴さば、則ち賤臣が愚忠の計を察せんと欲すと雖も、得べからざらんのみ。(韓ノ)(二〇)邊鄙殘はれ、(二一)國固守し、(二二)耳に鼓鐸の聲あり、而して乃ち臣斯の計を用ひんとするも晩し。

且つ夫れ韓兵の、天下に於ける(強弱)知るべき也。(然ルニ)今又彊秦に背き、(二三)夫(二四)城を弃てて軍を敗ら

【一四】魏より秦への内通の使。
【一五】地を失ふの患。
【一六】好意。
【一七】寸々に切らるゝこと。
【一八】意る有るは、察する也。
【一九】誅せらるゝを云ふ。
【二〇】邊鄙は秦兵に殘はるゝをいふ。
【二一】國は秦の國都なり。
【二二】鼓鐸は軍中の太鼓大鈴。「耳に鼓鐸の聲あり」は一本には「鼓鐸の聲、耳に聞え」に作る。是なるに似たり。
【二三】「夫」の字は衍。
【二四】此一句、一本には「城を棄てゝ軍を救はざ」に作る。國城を棄てゝ邊鄙の軍を救ふをいふ。亦通ぜざるにあらず。

（然ルニ）先時、五諸侯共に秦を伐つや、韓反つて諸侯に與し、先づ（五）鴈行をなして以て秦に嚮ひ、（六）闕下に軍せるも、諸侯の兵困み力極りて、奈何ともするなく、諸侯の兵罷けり。（其後）杜倉、秦に（七）相として、兵を起し將を發し、以て天下の怨に報いんとして、先づ荊を攻むるや、荊の令尹之を患へて曰く、『夫れ韓は（八）秦を以て不義と爲す、而も秦と兄弟となりて、共に天下を苦しめ、已にして又秦に背き、先づ鴈行をなして以て（九）闕を攻む。韓は則ち中國に居て、（一〇）展轉して知るべからず』と。（終ニ）天下、共に韓の（一一）上地十城を割きて以て謝し、秦、其兵を解けり。

夫れ韓は、嘗て一たび秦に背きて、國迫られ地侵され、兵弱くして今に至れり。然る所以のものは、姦臣の浮説を聽きて、事實を權らざるが故なり。故に姦臣を殺戮すと雖も、韓をして復た强からしむる能はざるなり。今趙は、兵士卒を聚めて（一二）秦を以て事と爲さんと欲し、人をして來りて道を（韓ニ）借り、『秦を伐たんと欲す』と言はしむ。其勢ひ必ず韓を（一三）先にして秦を後にせむ。且つ臣之を聞く、『唇亡ぶれば則ち齒寒し』と。夫れ秦・韓は同憂なき能はず、其形、見

【五】鴈行とは、鴈は鳴けば相和し、行けば則ち行を同じくす。卽ち韓は諸侯の先鋒と爲り、以下諸國、次を以て進むをいふ。
【六】闕は關の誤。函谷關の下をいふ。
【七】相は宰相なり。
【八】初め韓は秦を以て不義となし、後遂に秦と兄弟の國と爲れり。
【九】函谷關。
【一〇】反覆して常なし。
【一一】土地の美なるもの。
【一二】秦を伐つを以て務とすること。
【一三】先に伐つ。

社稷の臣を召して、(二六)以て韓人と市を爲さば、則ち韓は深く割く可き也。因つて(又)(二七)象武をして東郡の卒を發し、兵を境上に(二八)闚はしめて、未だ之く所を名いはずば、則ち齊人は懼れて(二九)(荊)蘇の計に從はん。是れ我が兵未だ出でざるに、勁韓は威を以て擒にし、彊齊は義を以て從はん。(此)(李)諸侯に聞えなば、趙氏は(三〇)膽を破り、荊人は狐疑して、必ず忠計あらん。荊人動かずば、魏は患ふるに足らざるなり。則ち諸侯は蠶食して盡すべく、趙氏は得て與に敵すべし。願はくは陛下幸に愚臣の計を(三一)察して、忽にすることなかれ。

秦遂に斯を遣りて韓に使せしむ。李斯往きて韓王に詔げんとす。未だ見ゆることを得ず。因つて(韓王)(二)上書して曰く、

昔は秦・韓、力を戮せ意を一にして、以て相侵さゞりしかば、天下敢て犯すもの莫かりき、此の如きこと數世なり。(一)前時、(二)五諸侯嘗て相與に共に韓を伐ちしに、(三)秦、兵を發して以て之を救へり。韓は中國に居りて、地、千里に滿つること能はず、而も諸侯と天下に(四)班位して、君臣相保つを得し所以は、世世相教へて秦に事ふるの力を以てなり。

【二六】土地を以て王と易へば、多く韓の地を割かしむべし。
【二七】秦の臣。
【二八】「闚」は「閲」に作る」是なるに似たり。
【二九】趙との絕交の計。
【三〇】驚き懼るゝ也。
【三一】「察」は一に「審」に作る。
【一】「前時」は一に「前世」に作る。
【二】韓、魏、楚、齊、燕。
【三】是の時秦は白起を將として救はしむ。
【四】班列を同じうす。

ば、是れ(四)趙を悉して(五)二萬乘に應ずるなり。(強、寧ロ彼レニ在リ。)夫れ韓は秦の義に服せずして彊きに服するなり。今(秦、カナ)齊趙に專らにせば、則ち韓は必ず腹心の病となりて發せむ。(カクテ)韓、荊と謀るありて、諸侯之に應ぜば、則ち秦は必ず復た(六)崤塞の患を見む。非の(秦ニ)來るや、(七)大(八)必ず其の能く韓を存するを以てし、韓に重んぜられんが爲め也。辯說屬辭、非を飾り詐を謀り、(九)以て利を秦に釣らんとし、韓の利を以て陛下を闚ふ。夫れ秦・韓の交り親しければ則ち非は重んぜられん、此れ自ら便にするの計なり。

臣、非が言文を見るに、其淫說(一〇)靡辯の才甚し。臣恐る、陛下、非の辯に(一一)淫して、其盜心に聽き、因つて事情を詳察せざらんことを。今臣の愚を以て議せんに、秦、兵を發して未だ伐つ所を名いはずば、則ち韓の事を用ふる者(一二)秦に事ふるを以て計となさん。(乃チ)臣斯請ふ、往きて韓王に見え、(韓王ヲシテ)來りて入見せしめん。大王(韓王ヲ)見ば、(一三)因つて其身を內れて遣るなかれ。(一四)稍く(一五)其

【四】王渭曰く、趙は當に秦に作るべしと。從ふ可し。
【五】兵車萬乘を出す大國二、卽ち齊と趙と。
【六】秦の惠文王が齊の宣王に崤塞にて苦しめられしを云ふなり。
【七】「大」は衍文なり。
【八】必ず秦王に說きて韓を存せんことを目的とし、又、其身の韓に重んぜられんことを目的とする也。原文「以」の上に「不」の字あるは衍文なり。
【九】陛下の意をうかゞひ、隙を見付けて說き、以て韓の利を求むる也。
【一〇】浮靡の辯。
【一一】おぼる。
【一二】兵を加へられんことを恐るればなり。
【一三】韓王を囚へて放たざる也。
【一四】稍くは、漸次に也。
【一五】韓の重臣。

を爲して、諸侯をして我を（三五）意ふの心あらしむるは（三六）至殆なり。（三七）二疏を見すは、諸侯に彊き所以にあらざるなり。臣竊に願ふ、陛下の幸に之を熟圖せれらんことを。（三八）攻伐して（三九）從者に聞かしむるは、（四〇）悔ゆ可からざるなり。

（一）詔して、（二）韓客が上る所の書、（三）書に韓の未だ擧ぐべからざるを言ひしを以て（四）下す。（五）臣斯甚だ以て然らずと爲す。（蓄シ）秦の韓あるは、人の腹心の病あるがごとし、（六）虛處には則ち核然たるも、若し濕地に居れば、（七）著して去らず、以て（八）極走せば、則ち（九）發せん。夫れ韓は秦に臣たりと雖も、未だ嘗て秦の病を爲さずんばあらず。今若し（一）卒報の事あらば、韓は信ずべからざる也。（イマ）秦、趙と難をなし、（二）荊蘇を齊に使せしも、未だ何如を知らず。臣を以て之を觀れば、則ち（三）齊・趙の交りは、未だ必ずしも荊蘇を以てしては絕えざらん。若し絕えずん

【三五】疑慮。
【三六】至殆は至つて危きなり。
【三七】二箇の揣き計。
【三八】一本には「攻伐」の上に「夫」れの字あり。
【三九】合從の徒。
【四〇】之を悔ゆとも及ぶなきなり。以上は韓非の詞、以下は李斯の上書。
【一】秦王の詔なり。
【二】韓非子の以上の言。
【三】一本に「書」の字なし。從ふべし。
【四】羣臣に下して之を議せしむる也。
【五】斯は李斯、秦の丞相なり。

【六】虛處は高燥の地に處ること、心腹の病ある者は、風氣に感ずれば、則ち腹内に核然としてこり出づ。核然は腹中に凝り生ずる也。稍故障あるのみなるをいふ。
【七】病の固着するを言ふ。
【八】劇走。
【九】腹や足やの疾を發せん。
【一】急變。
【二】秦の臣なり。是れより前、齊に使して、趙と絕たんことを說かしめたり。
【三】齊と趙との交りは、未だ必ずしも荊蘇が齊に遊說したるが爲めに絕えざらん。

を亡ぼす所以の心にあらざる也。苟も（二四）貴人の計の如くば、則ち秦は必ず天下の（二五）兵質とならん。陛下、（二六）金石と以に相弊ると雖も、則ち天下を兼ぬるの日は未だしからん。

今、賤臣の愚計を進むるは、人をして荊に使せしめ、事を用ふるの臣に（二七）重幣し、趙の秦を欺く所以の者を明かにし、魏に（二八）質を與へて以て其心を安んじ、韓を從へて趙を伐たば、趙、齊と一と爲ると雖も、患ふるに足らじ。（二九）二國の事畢らば、則ち韓は（三〇）以て移書して定むべけん。是れ我一擧して（三一）二國亡形あるなり。則ち荊魏は又必ず自ら服せむ。故に曰く、『（三二）兵は凶器なり、用を審かにせざるべからざる也』と。以ふに秦（由來）趙と（三三）敵衡し、加ふるに齊を以てし、今、又韓に背きて、而も未だ以て（三四）荊・魏の心を堅うするところあらず。夫れ一戰して勝たずんば則ち禍構ばん。計は事（ノ成敗）を定むる所以なり、（審ニ）察せざるべからざるなり。韓・秦の彊弱は、今年にあるのみ。且つ趙は諸侯と陰謀すること久し。夫れ一たび動きて諸侯に弱めらるゝは、危事なり、計

【二四】「貴人」は一に「貴臣」に作る。

【二五】質は鑕と通ず、椹也、木を斫るの臺なり。天下の兵に摧かるるをいふ。

【二六】金石の盡きざる如く長壽なりとも。

【二七】多く賄賂する也。

【二八】人質。

【二九】趙齊。

【三〇】一片の牒書以て服せしむるに足る可からん。

【三一】二國は趙と齊とをさす。亡形は滅亡の形勢なり。

【三二】「兵は凶器なり」は孫子の文なり。

【三三】敵は等しく、衡は平なり。力の互角なるをいふ。

【三四】荊魏の心を堅うすとは、楚と魏とを味方にする也。

一日の計に非ざるなり。(然ル二)今、趙、患を釋てゝ、而して內臣の韓を攘はゞ、則ち(一一)天下は趙氏の計を明かにせん。夫れ韓は小國也、而して(一二)以て天下の四擊に應ず。主は辱められ臣は苦み、上下相與に憂を同じうすること久しく、守備を修め、彊敵に戒へ、蓄積を(一三)有し、城池を築きて以て(一四)守ること固し。(故二)今韓を伐つとも、未だ一年にして滅ぼすべからざらん。(然レドモ)一城を拔きて退かば、則ち(秦ノ)權、天下に輕く、天下(一五)我が兵を摧かむ。(カクテ)韓叛かば則ち魏は之に應じ、(一六)趙は齊に據りて以て原となさむ。此の如くば、則ち韓魏を以て趙に(一七)資し齊に(一八)假し、以て其從を固くして、以て與に彊を爭はん。(コレ)趙の福にして秦の禍也。夫れ進んで趙を擊つも取ること能はず、退きて韓を攻むるも拔くこと能はずば、則ち(一九)銳を陷るゝの卒は野戰に勦れ、(二〇)負任の旅は(二一)內攻に罷れん。則ち(二二)群苦弱を合せて以て敵し、而して共に(二三)二萬乘なるは、趙

【一一】趙氏の主張する合從の計の使なることを、列國は承認して信ずるに至らん。
【一二】怨を天下に取る、故に四方よりの攻擊の衝に當る。
【一三】「有」は一に「存」に作る。
【一四】「守ること固し」は一に「固く守る」に作る。
【一五】秦兵をさす、親んで云ふ。
【一六】趙は、齊に據りて、以て其原本卽ち根據を固くせん。
【一七】資は本價なり、卽ちもとで。助くる意。
【一八】假は貸す也、助くる意。
【一九】銳を突き陣を陷るゝ勇士也。「勦」は一に「勤」に作る。
【二〇】輜重運搬の衆卒。
【二一】攻は功。糧食の運搬など。
【二二】秦に苦しめられて弱りし諸侯を合はせ、以て强秦に敵す。
【二三】韓魏の二國連合せば以て秦に敵するに足るに、復た齊趙各〻一萬乘の國と從親せば趙は益〻强からん。

の道を言はむことを。大王(一八)誠みに其說を聽きて、(而)一擧して天下の從破れず、趙擧らず、韓亡びず、荊魏臣たらず、齊燕親しまず、霸王の名成らず、四隣の諸侯朝せざるときは、大王、臣を斬りて以て國に徇へよ、以て王の爲に謀りて不忠なる者なりとなせ。

(一)存韓

韓の秦に事ふること、三十餘年、出でゝは則ち(二)扞蔽となり、入りては則ち(三)蓆薦となり、(四)秦特り銳師を出し、韓地を取りて之に隨はするや、(五)怨は天下に懸り、功は彊秦に歸す。且つ夫れ韓の(六)貢職を入るゝこと、郡縣と異なるなき也。(七)今日、臣竊に貴臣の計を聞くに、兵を擧げて將に韓を伐たんとすと。夫れ趙氏は士卒を聚め、(八)從徒を養ひ、天下の兵を(九)贅めんと欲し、秦弱からずんば則ち諸侯必ず宗廟を滅せんことを明かにし、西面して(一〇)其意を行はんと欲すること、

【一八】戰國策に誠は試に作る、是なるに似たり。

【一】韓非、韓の削弱を憂へ、秦に依りて韓を存せんとす、秦の韓を伐たんと欲するを聞き、秦王に說くに其不利なる所以を以てする者即ち此篇なり。太田全齋は前篇即ち初見秦と此篇とは俱に後人の假託と爲し、附錄と爲して卷首に置けり。

【二】扞蔽は楯、即ち秦の防禦となるを云ふ。

【三】蓆はむしろ、薦はこも、即ち秦のために廢物となりて使役せらるるをいふ。

【四】秦、銳師を出して、韓をして國を擧げ兵を出して其後に從がはしめしを云ふ。

【五】合從の國、韓の秦に從ふを怨む。

【六】みつぎもの。

【七】一本には「今日」の「日」の字無し。

【八】衡秦の徒、合從を事とする者。

【九】贅は連結する也。

【一〇】秦を伐つの意。

は洹溪に飲ひ、(四)淇水竭きて、洹水流れず、以て周の武王と(五)難を爲せり。武王、(六)素甲三千を將ゐ、戰ふこと(七)一夜にして紂の國を破り、其身を禽にし、其地に據りて、其民を有てるも、天下傷む莫し。(八)知伯、(九)三國の衆を率ゐて、以て趙襄主を晉陽に攻め、水を決して之れに灌ぐこと三月、城且に拔けんとす。襄主(一〇)龜を鑽り(一一)筮を數へ、(一二)占兆して以て利害を視る。(曰く)『(一三)何れの國にか降るべき』と。乃ち其臣張孟談を使せしむ。是に於て乃ち(張孟談)(一四)潛行して出で、知伯の約を反かせて、(一五)兩國の衆を得、以て知伯を攻め、其身を禽にし、以て襄主の初に復せり。

今、秦の地、長きを折り短きを補はゞ、方數千里にして、名師數十百萬あり。秦の號令賞罰、地形利害、天下如くもの莫し。此れを以て天下に與せば、天下は兼ね有つべきなり。臣(一六)昧死して、願はくは大王を(一七)望見し、天下の從を破り、趙を擧げ韓を亡ぼし、荊魏を臣とし、齊燕を(我ニ)親ませ、以て霸王の名を成し、四隣の諸侯を朝せしむる所以

【四】兵馬の多ければなり。
【五】相敵となる。
【六】白き甲なり、武王、夜にあり、故に其兵をして素甲せしむる也。
【七】「一夜」は一本「一日」に作る。
【八】晉の大夫。
【九】知氏、韓氏、魏氏。
【一〇】龜の甲を灼き、その裂け目を視て之を卜す。
【一一】筮竹を數へて陰陽をさだめ、之をうらなふ。
【一二】うらかた。龜を兆、筮を占と云ふ。
【一三】三國の中何れの國にか降參すべきかと、卜筮に問ふ辭なり。
【一四】四面皆水なるが故に、水を潛りて行く也。
【一五】韓氏魏氏。
【一六】死罪を冒犯す。
【一七】謁見。

且つ夫れ趙は當に亡ぶべくして亡びず、秦は當に霸たるべくして霸たらず。天下固より以に秦の(一)謀臣を量ると一なり。乃ち(二)復た士卒を悉して以て邯鄲を攻めしも、拔くと能はず、甲を棄て弩を負ひ、戰竦して卻けり。天下固より已に秦の(三)力を量ること二なり。軍乃ち引きて退き、(四)李下に幷し、大王又軍を幷せて至り、與に戰ひしも、之に對つこと能はず、又反ること能はず、(五)運罷して去れり。天下固より秦の力を量ること三なり。（此ノ）內は吾が謀臣を量られ、外は吾が兵力を(六)極めしむ。是に由りて之を觀れば、臣以爲らく(七)天下の從は(八)幾に能はざらん。（今秦）內は吾が甲兵頓れ、士民病み、蓄積索き、田疇荒れ、囷倉虛しく、外は天下皆(九)比意すること甚だ固し。願はくは大王以て之を慮るところあれ。

且つ臣之を聞く、曰く、『(一)戰戰栗栗として、(二)日、一日よりも愼め、苟に其道を愼まば、天下は有つべし』と。何を以て其の然るを知る。昔は紂、天子となり、天下の甲兵百萬を將卒し、(三)左は淇溪に飲ひ、右

【一】謀臣の才略を量りて、與し易しとなす。
【二】秦再び出兵す。
【三】兵力。
【四】李下は、李帛の下なり。幷は、屛と通ず、屛息の義なり。
【五】運は弛ぶなり、運罷とは弛び罷るる也。運は一本には軍に作る。亦通ず。
【六】疲らし盡くす。
【七】諸侯の合從。
【八】幾は豈と通ず。天下の從成るべしとの意。「幾に能はざらん」は一本には「難からざるに幾(チカ)し」に作る。
【九】比意は比周同意なり、一致結合すること。

【一】恐懼の貌。
【二】一日は一日より愈ゝ愼む
【三】左右は左軍と右軍と也。飲は馬に水かふ也。此二句は軍の展開の廣大なるをいふ。

に當りて、趙氏は上下相親しまず、貴賤相信ぜざりし也。然らば則ち（一〇）邯鄲守られじ。（故ニ秦若シ）邯鄲を拔きて、山東河間を（一一）筦し、（更ニ）軍を引きて去り、西のかた（一二）修武を攻め、華絳上黨を踰えば、代の四十六縣と、上黨の七十縣とは、一領の甲をも用ひず一士民をも苦しめずして、是れ皆秦の有たりしならん。（一三）以代・上黨戰はずして畢く秦とならば、東陽・河外は戰はずして、（一四）畢く齊となり、中山・呼沱以北は戰はずして、畢く燕とならむ。然らば則ち是れ趙擧がらん、趙擧がらば則ち韓亡びん、韓亡びば則ち荊・魏は獨立すること能はじ、荊・魏獨立すること能はずんば、則ち是れ一擧して韓を壞り、魏を蠶み、荊を拔き、東は以て（一五）齊を弱くし燕を強くするなり。（一六）白馬の口を（一七）決して以て魏氏に沃がば、是れ一擧して三晉亡び、（一八）從は敗れん。大王（一九）垂拱して以て之を須たば、天下は徧く隨うて服し、霸王の名成るべかりしなり。而るに謀臣爲さず、軍を引きて退き、復た趙氏と和を爲せり。夫れ大王の明と秦兵の彊とを以てして、霸王の業を弃て、地は（二〇）曾て得べからずして、乃ち欺を亡國に取る、是れ謀臣の拙きなり。

【一〇】趙の都。
【一一】筦は管と同じ、管領する也。
【一二】修武華絳：黨は皆土地の名。「華絳上黨を踰えば」は、一本には、「羊腸を踰え、代上黨を降せば」に作る。
【一三】以は衍字なり。
【一四】畢は必の誤なり。
【一五】上文を接ずるに「齊を弱くし燕を強くす」は宜に「齊燕を強くす」に作るべし。當時秦は、齊燕に親しみて諸侯を破るを利とせしなり。
【一六】河口。
【一七】水をきりひらく。
【一八】合從。
【一九】手をこまぬく。
【二〇】曾は反の意となして見るべし。

則ち梁拔くべかりしならん。梁を拔かば則ち魏擧ぐべく、魏を擧げば則ち荊趙の(三五)意絶え、荊趙の意絶えば則ち趙危く、趙危くば荊は狐疑すべく、(然カ セバ)東は以て齊燕を(三六)弱め、中は以て三晉を淩がむ。然らば則ち是れ一擧して霸王の名成るべかりしなり、四隣の諸侯朝すべかりしなり。然るに謀臣(之ヲ)爲さず、軍を引きて退き、復た魏氏と和を爲し、魏氏をして反つて亡國を收め、散民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の令を置かしむ。此れ固より以て霸王たるの道を失ふの二なり。前には(三七)穰侯の秦を治むるや、一國の兵を用ひて、以て(三八)兩國の功を成さんと欲せり。是の故に兵、身を終るまで外に暴露し、士民、內に疲病して、霸王の名成らざりき。此れ固より以て霸王たるの道を失ふの三なり。

趙氏は(一)中央の國なり、(故ニ)(二)雜民の居る所なり、其民輕しくして(三)用ひ難し。號令治らず、賞罰信ならず、(四)地形便ならず、(五)下、其民力を盡すこと能はず、彼は固より亡國の形なり。而るに(六)民萌を憂へず、其士民を悉して(七)長平ノ下に軍し、以て韓の(八)上黨を爭ふや、大王、詔を以て之を破り、(九)武安を拔けり。是時

【三五】意志中絕。
【三六】弱は强に作るを可とす。
【三七】穰侯は秦の宰相魏冉の封爵なり。
【三八】穰侯の私邑の利と秦國の利と雙方の利。
【一】燕の南、齊の西、魏の北、韓の東に在り。
【二】五國の民雜居す。
【三】戰鬪に用ひ難し。
【四】四方に敵を受く。
【五】下の字、戰國策には上の字に作る。
【六】萌は氓と通ず、民なり。
【七】土地の名。
【八】土地の名。
【九】土地の名。

を觀れば、夫戰は(三七)萬乘の存亡なり。且つ臣之を聞く、曰く、『跡を削りて、根を遺すこと無かれ、禍と隣すること無かれ、(三八)禍乃ち存せず』と。秦、荊人と戰ひしとき、大に荊を破り、(荊ノ)郢を襲ひて、洞庭・五湖・江南を取りしに、荊王の君臣亡走して、(三九)東のかた陳に服せり。此時に當り、(四〇)荊に隨ふに兵を以てせば則ち荊(四一)擧ぐべく、荊擧ぐ可くば則ち(四二)民は貪るに足り、地は利するに足り、東は以て齊燕を(四三)弱め、中は以て(四四)三晉を淩がむ。然らば則ち是れ一擧して霸王の名成るべく、四隣の諸侯(四五)朝すべかりしなり。而るに謀臣(之ヲ)爲さず、軍を引きて退き、復た荊人と和を爲し、荊人をして(四六)亡國を收め、散民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の(四七)令を置き、天下を率ゐて西面し、以て秦と難を爲すを得しめぬ。此れ固より以て霸王たるの道を失ふの一也。(四八)天下又(四九)比周して(五〇)華下に軍するや、大王(五一)詔を以て之を破り、(五二)兵(五三)梁の(五四)郭下に至れり。此時(若シ)梁を圍むこと數旬なりしならば

【三七】車萬乘を出す大國。
【三八】禍敗無し。
【三九】陳城に伏匿して死を免る
【四〇】兵を以て荊人の跡を追はしめしならば。
【四一】拔く。
【四二】其民を我有とす。
【四三】戰國策に弱の字、强に作る、是なり。秦は齊燕を强くして之と親しむを利とす。
【四四】韓魏趙。
【四五】秦に朝する也。
【四六】一旦秦に取られし國都。
【四七】官吏。
【四八】諸侯。
【四九】相親しむ、即ち合從也。
【五〇】華陽の下。
【五一】秦の將白起に命じて魏を伐たしむ。詔を以てとは、謀臣の策に非ず、王の獨斷に出づるをいふ。
【五二】秦兵。
【五三】梁は魏の都なり。
【五四】城郭の下。

萬は以て(二一)天下に尅つべし。

今、秦の地、長きを折りて短きを補はば、方數千里にして、(二二)名師數十百萬あり。秦の號令賞罰、地形利害、天下に若くもの莫し。此を以て(二三)天下に與せば、(二四)天下は兼ねて有つに足らざる也。是の故に秦、戰へば未だ嘗て尅たずんばあらず、攻むれば未だ嘗て取らずんばあらず、當る所未だ嘗て破らずんばあらず、地を開くこと數千里、此れ其大功也。然り而して兵甲頓れ、士民病み、蓄積索き、田疇荒れ、囷倉虛しく、四隣の諸侯服せず、(二五)霸王の名成らず、此れ(二六)異故なし、其謀臣皆其忠を盡さゞればなり。臣敢て(二七)之を言はむ。

往者、齊(閔王)は、南のかた(二八)荊を破り、東のかた宋を破り、西のかた秦を服し、北のかた燕を破り、中、(二九)韓魏を使ひ、土地廣くして兵彊く、戰へば尅ち攻むれば取りて、天下に(三〇)詔令せり。齊の(三一)清濟・濁河は、以て(三二)限りと爲すに足り、長城・巨防は、以て(三三)塞と爲すに足れり。(斯ノ如クシテ)齊は(三四)五戰の國なり、(然ルニ)(三五)一戰尅たずして(三六)齊無し。此に由りて之

(二一) 諸侯。
(二二) 軍隊中に名稱を有せる部隊、即ち勇敢隊とか、又は決死隊とか云へる類。
(二三) 天下と爭ふなり。
(二四) 天下を取りて餘りあり。
(二五) 霸者若くは王者。
(二六) 異なる理由。
(二七) 其理由。
(二八) 楚國。
(二九) 韓魏をして戰役に從事せしむ。使は一本には伏に作る。
(三〇) 告命。
(三一) 二水の名。
(三二) 敵を禦ぐさかひ。
(三三) 寇をふせぐ要害。
(三四) 前文の南は荊を破り、東は宋を破る云々の五戰をいふ。
(三五) 燕の樂毅に破られし也。
(三六) 國勢全く衰ふ。

(一〇)其れ此の謂か。臣之を聞く、曰く、『(一一)亂を以て治を攻むる者は亡び、邪を以て正を攻むる者は亡び、逆を以て順を攻むる者は亡ぶ』と。今天下の(一二)府庫盈たず、(一三)囷倉空虛なり。(然ルニ)其士民を悉くして軍を張ること數十百萬、其(一四)頓首して羽を戴いて將軍と爲り、(一五)前に斷死するもの、千人に至らず、皆以て死を言ふ、白刃、前に在り、斧(一六)鑕、後に在るも、而も却走し、死すること能はざる也。其士民死すること能はざるにあらざる也、上能はざるが故也。(卽チ)賞を言へば則ち與へず、罰を言へば則ち行はず、賞罰信ならず、故に士民死せざる也。

今秦は(然ラズ)號令を出して賞罰を行ひ、(一七)有功無功相ひ事とするなり。其父母の懷衽の中を出でゝより、生れて未だ甞て寇を見ざるも、耳に戰鬪を聞けば、(一八)頓足徒裼、白刃を犯し、(一九)鑪炭を蹈みて、前に斷死する者、皆是れなり。夫れ(二〇)死を斷むると生を斷むるとは同じからず、而も民の之を爲す者は、是れ奮死を貴べば也。夫れ一人の奮死は、以て十に對ふべく、十は以て百に對ふべく、百は以て千に對ふべく、千は以て萬に對ふべく、

の諸侯皆この道を有せり。

【一〇】現今の諸侯之に當る也。

【一一】卽ち三亡の道なり。

【一二】財產を入れ置く庫。

【一三】米の倉。

【一四】頓は置くの義あり、首に章をかけ、鳥の羽を戴きて、勇士の軍容と爲す。

【一五】戰爭せざる以前に、決死するもの。

【一六】人斬臺。

【一七】功ある者は、復た功を立てんと欲し、功なき身も亦自ら勵みて、各〻武を以て相勸め勵ます。

【一八】頓は踴、頓足は足をどらすこと、卽ち踴躍する也。徒は空手、裼ははだぬぎなり。

【一九】鑪中の炭火。艱難を犯すをいふ。

【二〇】秦の卒は必ず死し、諸侯の卒は死せず、諸侯の秦に敵せざるは、洵に當然の事也。

國譯韓非子

文學博士　宇野哲人譯並註

附録

(一)初見秦

臣聞く、知らずして言ふは不智、知りて言はざるは不忠なりと。人の臣となりて不忠なるは(其罪)死に當り、言ひて(二)當らざるも亦た死に當る。然りと雖も臣願はくは悉く聞ける所を言はん。唯だ大王其罪(有ノ無)を裁斷せよ。

臣聞く、(三)天下は、燕を陰にし、魏を陽にし、(四)荊を連ね、齊を固くし、韓を(五)收めて(六)從を成し、(趙盟主トナリ)將に西面して以て(七)秦彊と(八)難を爲さんとすと。臣竊に之を笑ふ。(夫レ)世に(九)三亡有り、而して天下之を得とは、

【一】此篇は、戰國策には、張儀初めて秦王に見えて說ける章と爲す、篇中に韓を亡ぼし齊燕に親しむの語あり、當に韓非の說にあらざるべし。
【二】當を失ふ也。
【三】六國。
【四】楚國。
【五】收用。
【六】從は合從なり。
【七】秦彊は當に彊秦に作るべし。
【八】敵對。
【九】滅亡の道三ありて、天下

目次

就中翼毳は引證の確なる、考證の精なる、幾多の韓非子注解書中、高く一頭地を擢んでたるものにして、洵に机上の珍と爲すに足る、本書飜譯の底本も亦翼毳に據れり、是書は福山の太田方、十餘年間の心力を傾注して成る所にして、其の稿を脫するや、祝融の災、或は之を烏有に歸せんことを憂へ、活字を購求して、父子剞劂印刷の業に從事し、八年を閱して二十部を印刷せしものなりと云ふ。

大正九年十二月

宇野哲人識

揚に乏しきを憾むべしと爲すのみ。

五十五篇中、初見秦、存韓の二篇は、古來非の作にあらずとして之を疑ふ者あり、蓋し初見秦の篇末に、趙を擧げ韓を亡ぼし云云の數字ありて、議者以爲らく、非は韓の公子たり、何を苦んで自國を覆へして秦に利せしむることを爲さんやといひ、存韓篇は李斯の徒の僞作に出で、斯は非を讒するに方りて、己の言ふ所を實にせんが爲に此の篇を作り、而して駁するに己の文を以てせしならんといふ。二篇を通覽するに其嫌なき能はず、議者の言是なるに似たり。卷末の忠孝、人主、飭令の三篇に至りては、文氣極て弱く、殊に忠孝篇は、非の祖述せる老子を駁擊せし所ありて、其の自作たるを斷ずる能はず、人主篇は他篇中の語を用ひて成りしものの若く、飭令篇に至りては商子の文を襲踏せし嫌あり、均しく非の作なりと認定すること能はず、要するに後人の附託增加せしものならんか。

此書は古來先聖を詆訐し、前賢を指駁し、酷薄慘苛、大に仁義道德に害ありとし、深く之を崇びたる者なく、爲に之を注釋する者も稀に、僅に舊注ありと雖も、煩瑣にして取るに足らず、且つ元の何犿之を改削せしかば、大に原書の意を失へり、清の顧廣圻の韓非子識誤三卷稍見るべく、本邦に在りては荻生徂徠の讀韓非子一卷、蒲坂圓の韓非子纂聞二十卷、增讀韓非子二十卷、津田鳳卿の韓非子解詁二十卷、太田方の韓非子翼毳二十卷等ありて、考據精確、皆參考に資することを得べし。

命じて非を治めしむ、斯人をして非に藥を遺らしむ、非自ら陳せんと欲すれども王に見ゆることを得ず、遂に死せり、後ち王人をして之を赦さしめたりしが、已に及ばざりき。

非の學は之を名づけて刑名といふ、刑とは形なり、實なり、君の名あれば必ず君の實あり、臣の名あれば必ず臣の實あり、君は臣の爲す所の善惡によりて賞罰し、若し名と實と符合せずして、名大にして實小なれば之を罰し、名小にして實大なるも亦然り、要は名と實と必ず相當るを期し、法術に一任して私情を容れず、斯くせば人主は上に佚して羣臣は下に勤めんと。蓋し當時列國の諸侯を觀るに多くは重臣國柄を握り、賞罰生殺の權、一に私門より出で、公室は徒らに虛器を擁するに過ぎず、是の時に在りて其權を囘復せんと欲せば、勢、如上の術によらざるべからず、而して人君は一切其智慮愛憎欲望を祕して示さず、恬淡虛靜にして以て羣下の言行を責めば、人臣は各其智慮を竭して實功を擧ぐべしとの主旨を以て五十五篇を著はせり。故に其愛臣、主道、二柄、揚權、南面の諸篇に於ては群臣駕馭の術を說き、飾邪、難勢、定法、詭使、八說、飭令、制分の諸篇に於ては法術を論じ、八姦は姦臣君を惑はすの術を述べ、十過は人主の過を說き、亡徵は亡國の道四十八あるを說き、五蠹、顯學、忠孝の諸篇は文學言論の害を列擧痛罵し、解老、喩老の二篇にて老子の學說を解釋せり、言言時弊に中り、一一人の肺腑を刺す、但其文章たるや、深峭にして典雅なれども、紀律に拘はりて變化抑

韓非子解題

韓非子二十卷五十五篇は、韓の公子韓非の著なり、唐以前は之を韓子と稱したりしが、韓愈と區別せんが爲に、今の名に改めたり、隋書經籍志には二十卷目一卷とあり、舊唐書經籍志にも亦目一卷を載せたるも、其後に至りては單に二十卷とあるのみにして、復目を掲げず、蓋し時代の推移するに連れて、其目は散佚せしものならんか。史記本傳を案ずるに、非の學は黃老に基き、後ち荀卿に師事し更に申不害、商鞅二子の說を研究し、彼此を融合調和して新に一家言を立てたり、是の時韓の國勢は日に微弱となり、境土漸く削小せられ、其滅亡久しからざるを慨し、數〻書を韓王に上りて諫めたりしが、王は之を用ひず、是に於て孤憤、五蠹、內外儲說、說林、說難等十餘萬言を作る、人或は之を傳へて秦に至る、秦王之を觀て歎じて曰く、嗟乎、寡人此の人を見て此と游ぶを得ば、死すとも恨みじと、李斯の曰く、此れ韓非の著はしし所の書なりと、是に於て王之を見んと欲すること切なり、斯乃ち進み言って曰く、王急に韓を攻めよ、韓必ず非を出さんと、王其言の如くす、韓王果して非を秦に使せしむ、王大に悅べども未だ信用せざりしが、適〻李斯姚賈等讒して曰く、王は非を用ひて秦に幷せんと欲すれども、非は韓の爲にして秦の爲にせじ、若かず之を殺さんにはと、王以て然りと爲し、

國譯漢文大成

經子史部
第九卷

韓非子・商子



(1) Han Fei Tzu,
Shang Tzu

15 ✓



